新井白石全集

第三

新井白石全集第三

例言

一、折たく柴の記三卷は、白石先生が自叙傳にして、題號は、後鳥羽院の「思ひいづるをりたく柴の夕けぶりむせぶもうれしわすれがたみに」（新古今哀傷）とあるに取れるなりといふ、卷末に、筑後守從五位下源君美正德六年丙申五月下澣筆を絕つと記せるは、先生の意ある所なり、今本書を校訂するに、大槻、內藤二翁の校訂活字本を基とし、先年、白石社出板の活字本に、大槻博士の書き入れせられたる本と、大槻如電翁藏三卷寫本とを以て專ら校正し、傍ら家藏の七卷本と、三卷本とを對照したり

一、新井家系一卷は、新井家の祖先より白石先生に至るまでの系圖を記せるものにて、享保八年の自序あり、岩松家系附錄序說一卷

は、上野國新田郡なる義重の後裔、岩松氏の盛衰興敗等を記述したるものなり、此の二書は、廣白石叢書に收むる書を本とし、他の二三本を參照したり

一、古史通は、神代より神武天皇に至るまで、古事記、日本書紀、舊事紀等を通考參酌して、史蹟の概要を論述したる書なり、卷首に、古史讀法及び凡例あり、古史通或問は、古史通の餘意を論じ、或問を設けて記述したる書なり、此の二書共に正德六年丙申三月に記したりといふ、古史通は寫本の外に、木版と活字版との二種あり、今木板本をもとゝし、或問は寫本に據り、二書共に萩野博士藏寫本書入本と、家藏の寫本とを以て校讐したり

一、讀史餘論は、卷末に「右三册正德二年春夏ノ間坐ヲ賜ハリテ古今ヲ論ジ申セシ時ノ講章ノ草本ナリ」とあり、又「此本書ハ懷ニセシモノナル故ニ字細カニシテ見ワカチガタカリシヲ新川平元成

ヤ、字大キク見ルニ便アルヤウニウツセルチ亡息宜卿ソレニヨリテウツセシホドニ功終ラズシテ身マカリヌヨリテ家僮シテ補寫セシメ是歲享保八年十一月十一日ニウツシ終リヌ源君美」とあり、本書は、寫本の外に、活字本三卷あり、又萩原裕氏校本十二卷の板本あれども、共に誤謬尠からず、家藏の寫本は、白石先生の外孫藤原清盈といふ人が、明和元年に新井家の藏本を寫したるものにて、奥書に「右讀史餘論三册は我外祖父白石先生篇集ニシテカノ家ノ藏本ナリ幸許受テ謹テ寫シ侍ル而已明和元年仲秋藤原清盈」とあり、此の寫本は他本に比して、やゝ誤謬少きを以て原本とえたり、然れども、帥°大納言を師°大納言とし、密綱°白龍魚服懸豫且之密綱を密綱°と誤りたる類は、他本に據りて改めたり、又飲羽°雖有飲羽之名未見首丘之實を飲拜°としたる類は、羽°拜°草體相似たるよりの誤寫なること、瞭然たれば改めたり、又本書卷尾に附したる、白石先生の

跋文は、家藏の寫本には五册の中の第三册の終にあれども、今活字本及び板本に從ひて、卷尾に附載することゝしたり

一、讀史餘論の外、別に本朝古今沿革餘論と稱するもの一卷あり、奥書に、「正德壬辰年春夏の間、進講畢て後、別に座を賜りて、本朝代々の沿革、古今の治亂を論じ申せしに、深く御旨に愜ひしが、事長くしては、事歷混雜し、御覽に堪させ給ふまじければ、其大略を記し奉るべしと仰下されしに依而、此小册子を奉りぬ、猶讀史餘論あり、就て見るべし、筑後守從五位下源君美謹識」とあり、今本書を閲するに、讀史餘論の上卷なる「本朝天下ノ大勢九變シテ武家ノ代トナリ、武家ノ代マタ五變シテ、當代ニ及ブ、總論ノ事」とある一ヶ條と同書下卷なる信長治世之事「秀吉天下之」事とある二ヶ條の文と略、同じく、多少文章に異同あれども、別に之を擧ぐるほどの要もなければ、こゝには省きたり

一、畿内治河記一卷は、天和三年の春、幕府、河村瑞賢をして畿内の水利を治めしめし事を記したる書なり、奥羽海運記も、瑞賢が官命を受けて、奥羽における官米漕運の航路を擴張せし事業を記述したる書なり、五十四郡考は、奥州五十四郡の建置沿革に就きて考說したるものにて、今見る所は、文政の頃、廣瀨典の補遺ゑたるものにて、原序享保八年源義和の序と、文政五年廣瀨典の序と、嘉永二年板倉勝明の跋とあり、此の三書は、甘雨亭叢書に收めたる書を以て校訂ゑたり

一、五事略二卷は、事略五種の惣名なり、皆當時大政に關して、或は御下問に應じて選述し、或は建議する事のあるに當りて、進呈せるものに係る、就中、殊號事略の如きは、正德元年、朝鮮來聘の時、先生、特命を奉じて、其の事を主議し、舊儀を改正せられし數條の中、最も重大の件にして、殊に力を盡されたるものなるべし、外國通信

事略と、本朝寶貨通用事略とは、長崎互市の舊弊を矯正せんが爲に、既往を鑑み將來を圖り、藥物の外、無用の玩物のために、金銀銅の多く外國に流出せるを憂慮せるものにして、當時に在りては、最も經世必用の書たりしなるべし、琉球事略は、想ふに一時御下問等の事あるによりて、草卒に筆記して進呈ゑたるが、其の國王歷數等遺漏もありしかば、後更に改修して、南島志をば選ばれしものならん、高野山事略は、彼の一山學侶行人等、やゝもすれば訴論を起し、上裁を仰ぐこと絕えざりしかば、是等の事に關して、豐公以來近世に至るまで、略、その來歷を摘要して奉れるものなるべし、以上五種を一部として、五事略と題せるは、先生在世の時よりの稱か、又は後人の傳寫輯集せるもの、たまたま此の五種を取り束ねて、私にかく名づけたるものか、今より之れを詳にすることと能はず、又本書の世に傳寫せるもの頗る多けれども、善本甚だ

鈔し、白石社出板竹中邦香氏校正の活字本と、家藏の寫本とを原本とし、其の他數本を對照せり、而して活字本には、殊號事略の末に、朝鮮聘使後議を附したれども、朝鮮の事に關するものは、別に之れを收むるを以て、今は一本に從ひて省きたり、又外國通信事略の後に記載せる所の、古來長崎互市の爲に舶載せる外國物産は、恐くは後人の增補せるものならん、諸本之れを載せざるもの多し、然れども、今姑く活字本に從ひて、之れを存する事とゝたり

一、蝦夷志一卷は、蝦夷の事の國史及び支那の史籍に散見せる事より、嘉吉三年、松前氏の祖源信廣の、蝦夷地を定めたる事を述べ、次に蝦夷志の本條に入りて、形勝、山川、風俗、土産等を詳記細注せる書なり、享保五年の自序あり、南島志は、琉球の地理、世系、官職、宮室、冠服、禮刑、文藝、風俗、食貨、物產等を廣く漢土の書に徵して記せる書なり、享保四年の自序あり、此の二書は、廣白石叢書寫本をもと

とし、甘雨亭叢書に收むる所を以て校訂したり
一、以上折たく柴の記より、南島志までを本册に收む、而して原書本文の下に分注せるものは、活字細小にして通讀の不便尠からず、故に本行に一字を低書して、同號の活字を用ひ且括弧を附したり、但し其の短きものは、舊に依りて分注とゑたり又原書に本文より一字を低書せるもの丶分注は更に一字を低書せり
一、送假字、假字遣等は、諸本一定せず、今原本のま丶に從ひて、妄に改めず
一、本書編輯校訂の事に關して、大槻如電、大槻文彦、萩野由之の三氏は、或は手澤秘藏の諸本を貸與せられ、或は指導の勞を執られたり、玆に一言して、感謝の意を表す

明治三十九年一月

今泉定介識

新井白石全集第三總目錄

折たく柴の記

むかし人は、いふべき事あれば、うちいひて、その餘はみだりに、ものいはず、いふべき事をも、いかにも、ことば多からで、其義を盡したりけり、我父母にてありし人々も、かくぞおはしける、父にておはせし人の、その年七十五になり給ひし時に、傷寒をうれひて、事きれ給ひなんとするに、醫の來りて獨參湯をなむ、すゝむべしといふ也、よのつねに、人にいましめ給ひしは、としわかき人はいかにもありなん、よはひかたぶきし身の、いのちの限りある事をもしらで、藥のために、いきぐるしきさまして終りぬるはわろしあひかまへて心せよと、のたまひしかば、此事いかにやあらむと、いふ人ありしかど疾病の急なるが、見まゐらするもこゝろぐるしといふ程に、生姜の汁にあはせて、すゝめしに、それよりいき出給ひて、つひに其病愈給ひたりけり、後に母にてありし人の、いかに此程は、人にそむきふし給ふのみにて、また物のたまふ事もなかりしと、問ひ申されしに、されば、頭のいたむ事、殊に甚しく、我いまだ、人にくるしげなる色みせし事なかりしに、日頃にかはれる事もありなむには、しかるべからず、又世の人、熱にをかされて、ことばのあやまち、多かるを見るにも、しかじいふ事なからむにはと、思ひしかば、さてこそありつれと答給ひき、これらの事にても、よのつねの事ども、思ひはかるべし、かくおはせしかば、あはれ、問まゐらせばやと、思ふ事もいひ出がたくして、うちすぐる程に、うせ給ひしかば、さてやみぬる事のみぞ多かる、よのつねの事共は、さてもやあるべき、おやおほぢの御事、詳ならざりし事こそくやしけれど、今はとふべき人とてもなし、此事のくやしさに、我子どもも、また、我ごとくの事ありなん事をしりぬ、今はいとまある身となりぬ、心に思ひ出るをり〳〵、すぎにし事ども、そこはかとなく、しるしおきぬ、外ざまの人の、見るべきものにもあらねば、ことばのつたなきをも、事のわづらはしきをも、えらぶべしやは、それが中前代の御事におよびし事共は、いともかしこけれど世によくしれる人もなきは、おのづから、傳ふる人

のなからんも、諾しからまし、我子うま子の後までも、是等の事ども見んものは、おやおほぢの、身をおこせし事も、やすからず、おやにてありしもの丶前代の御恵をうけし事は、世の常ならざりし事をも、おもひしる事も、有なんには、忠と孝との、道にも違はざる事もありなましと、六十の老翁、散位、源君美、丙申の十月四日に、筆を起しつ

折たく柴の記巻上

父にておはせし人は、四歳にして母におくれ、九歳にして父におくれ給ひしかば、父母の御事、詳なることはしらぬ也と仰られき、御祖父をば勘解由殿と申し、祖母にておはせし御事は、染屋の何某の女なり、ふたりながら、常陸ノ國下妻ノ庄にてうせ給ひぬ、」新井といふは、もと上野ノ國の源氏にて、染屋は、もと相摸ノ國の藤氏なるに、いかなる故によりてか、常陸ノ國には移り給ひぬらむ、其由をいひも傳ふる人あれど、まさしく父の仰られざりし事とも、うけられぬ事なり、」父の仰せしは、我父はいかなる故によりてか、所領の地失なひて、其領せし地に、引こもりておはせしといひしが、眼大きに、鬚多くして、おそろしげなるが、死し給ふ比は、まだ白髪にはおはせざりしと覺えたりき、つねに物めしけるに、箸筒の黒くぬりしに、かきつばたの蒔繪をしたりしより、箸とりいでゝ、物めして、めし終りぬれば、箸をおさめて、かたはらにさしをき給ひしを、我をはぐゝみそだてし老婢のありしにとふに、すぎにし比の戰ひによき首とりて、大將の陣に參り給ひしに、戰つかれたるらむ、これ給れとて、めしける膳をおし出して、その箸共に賜る、此事時の名譽なりしかば、今も身をはなし給はぬなりといひき、それもいとけなき時に聞にし事にて、いづれの時、いかなる所の戰にて、大將は誰とかいひぬらん、さだかならず、」たゞ一事、今もおもひ出たる事には、同じよはひの友とあそびし時に、人をあなづる事、いふ人かなといひしを聞給ひて、男子の侮をうくるは恥辱なり、今のことばは戲なりといへども、みづから其侮をうくるに似たり、しかるべからずとのたまひたりき、」かくてうせ給ひし後に、兄にてありし人々のはからひにて、ある人のもとにやしなはれぬ、その我をやしなひし人は、我父のごとくにあらで、いかにも家富みて、めしつかふ人も多くて、弓鐵砲長鎗なども多くたくはへ置たり、我をいつくしむ事淺からず、十三歳の時に至て、我〻ともだちと、いひあらそふ事

のありしに、おのが家の子の子となりしこととしらぬものゝ、何事をわきまふべきといふ、心得ぬ事に思ひたれど、人にとふべきよしなければ、かの我をいだきそだてし、老婢のもとにゆきて、其事をとふに、それらの事ども心にかけ給ふべからずといふ、いよいよ覺束なくなりて、頻りにとふほどに、涙を流して、なく／＼父上の御事も、今の親とたのみ給ひし人々の如き、むかしをしのび參らせてければ、しづかに身をも終り給ひたるなれ、今は家もとみさかえし人の、いかなる人の子を子とせむも心のまゝたるべし、それに御事を養ひ參らせて、まことの子より、なほいとをしみふかきも、主の御子とおもふによれる也、あひかまへて孝行の御こゝろざし淺からまじといふ、此事を聞しより、兄にておはせし人々に、恨深くなりて、手習ふとて、つねにゆきかよひし師の坊にこふて、靑銅百疋をかり得て、小袖袴やうの物ども、柿紙につゝみて刀にかけ、靑銅をば腰に纏ひて立出たり」道のほど二三里もゆきしと覺えしほどに、水戸より江戸にゆく脚力二人にゆきあふて、江戸にゆくべき道とひしに、おさなきものゝたゞひとりゆかむには、盜賊のおそれありぬべし、我々にしたがひて來れかしといふ、さもありぬと思ひて、うちつれてゆく、いづれの所、いかなる人の子、江戸にしては、いかなる人の許にゆくらむと問に、はじめのほどは、こたふる事もなかりしかど、かれらなさけありて、つかれぬれば、馬にのせなどしてゆくほどに、さのみつゝみてもよしなしと思ひて、ありし事ども語りしかば、あはれがりて、江戸につれ來りて、とかくはからひしほどに、我身をよすべきかたも出來たりき」かくて父にておはせし人の、うせ給ひし二十五年にあたれる年に、むなしきあとをも、とひまゐらせばやと思ひて、ふるさとに歸りしに、二人までおはせし兄は、皆々うせ給ひ、あねにてありし人のみ、ひとりながらへておはしたり、二郎にあたりし兄は、我ゆくかたのしれざりし事をふかく歎て、年毎に江戸に來りて、こゝかしこたづねめぐりては歸り／＼し給ひしに、つひにはかなくなり給ひしと、あね君の語り給ひしぞかし、これもいくほどなくて、うせ給ひしときこえければ、そのゝちは、ふるさとに、事とふべき人もなしと仰られき」

我祖母のうせ給ひし事は、慶長九年甲辰三月三日にて、祖父は慶長十四年巳酉八月廿七日にうせ給ひしなり、さらば、我父にてありし人は、慶長六年辛丑に生れ給ひて、その國をさり給ひしは、慶長十八年癸丑の事なり、

高德寺の前住了也の語りしは、我幼けなかりし比ほひ、我前住の代に新井筒齋といひし人の、此寺に來りしを、足下の父にておはせし人に、告やりぬれば、來り對して、日を終るまでおはしたりき、その人年毎に來る事もあり、また年を隔てゝ來る事もありき、從弟にておはすると聞えしが、いかにやありけむ、又いづこより來れる人と、いふ事もしらざりしといふ、これらの事は我母にておはせし人も、しり給ひしとも聞えず、まして我に語り給ひし事もあらず、むかし人は、いかにかくおはしたりけむ、此了也も我父うせ給ひて、三十餘年の後に、はじめてかくは語りたりき」

我父のわかくおはせしほどは戰國の時をさる事遠からず世の人遊俠を事として、氣節を尙ぶならはし、今の時には異なる事ども多く聞えたりけり我父にておはせし人も東走西奔、その蹤跡さだまれる事もなくして、年を經給ひしうちに、三十一歲の時に、民部少輔源利直土屋の家に出て仕られし初に、走の侍の、當時は歩行侍といふものなり夜討したりと聞えしもの三人ありて、めしとらへて、門のやぐらの上におしこめしを、我父一人にあづけらる、此よしを承りて、彼輩を某にあづけられ候はむには、さだめて刀脇ざしをば、とられずこそ候はんづれと申さる、申すところ聞し召れぬとて、かれらが刀脇ざしをば、我父にて候ひし人に給ふたりけり、それをもたせて、やぐらの上にのぼりて、三人のものに返しあたへて、わぬしら、にげてゆかむと思はゞ、我くびきりてゆけ、我一人、わぬしら三人に敵すべきにもあらず、さらば、みづからの刀脇ざし、不用のものなりとて、三尺手拭にてつかね結びてなげすて、かれらと同じく起臥し、ものうち食て、日十日ばかりが後に、かれらが夜討せしと聞えしは、あらぬ事たるよし、さだまりしかど、かゝるものめしつかふべきにあらずとて、戸部の家をば出されたり」其時に及びて、彼等我父にいひしは、我等いかにいひがひなきものぞと思ひ給ひぬ

れば、たゞ一人にめしあづけられたりけむ、思ひしらせ參らせんものをと思ひしかど、わぬしが刀脇ざしをだに帶せずしてあるを、殺したらむには、はたしていひがひなしと、思ひ給はん事のくやしければ、此まゝに死しなむは力なし、幸に命いきたらましかば、其時にこそ恨をば報いむずるやうありと思ひしにわぬしがなさけによりて、刀脇ざし取はなされずして、ふたゝび武士の中にたちまじるべき身ともなりぬ、此なさけわするべからずと思へば、今は恨もはれし心地するなりといひて、わかれしと語り給ひき、」其後いくほどなくして、擢で用られ給ひしかば、つひに戸部の家にとゞまりつかへ給ひたりき、戸部の家にして、後には司察の事を命せられたりき、當時日付の職といふ我ゞ物の心をわきまへしより此かたの事は覺えしに、日々の事唯同じさまにして、露たがふ所おはせざりけり、寅の時ばかりには、必ず起出給ひて、水をもて身をあらひすゝぎて、みづから髪とりあげ給ひしかば、夜さむき比は、母にておはせし人の、湯をまゐらすべきとのたまひしを、めしつかふものども、わづらはす事、ゆめゆめしかるべからずと、制しとゞめらる、七十に餘り給ひしほどは、母にておはせし人の、我も齡のかたぶきぬれば夜さむに堪ずとて、圍爐裏に火をうづみて、それに足さしてふし給ひて、鑵子に湯をいれて、火のほとりにさし置て、父の起出給ふ時に、其湯をまいらせられたりき、」ふたり共に、佛の道をたふとみ給ひしが、父にておはせし人の髪とりあげはてゝは、衣裳あらためて、佛を禮し給ふ事、曉毎におこたり給はず、父母の忌日には、手づから飯を炊きてすゝめらる、下部等に命せられし事あらず、夜いまだ明ざるほどは、坐してあしたをまちて、夜明はてゝ出仕したまふ、父のおはせし所は、南にありて、出仕し給ふべき門は北にありしに、朝には東よりし、夕には西より道し給ふ、雪踏とて、皮を底にしたるものをめして、いかにも足おとの高らかに聞ゆるやうに、すぎゆき給ひしかば、我父の來り給ふは、みな人の聞知りしほどに、おさなき子も、その啼をとゞめたりき、」戸部は、年毎の八月には、知り給ひし所の、上總ノ國望陀ノ郡にあるにゆきてその十二月の半には歸り給ひき、その歸り給ひし後には、かならず父にてはおは

せし人を召出し給ひ、人をとほざけて、留守の事を問ひ給ふに、年毎に、申すべき事もなく候ひきとのみ答申さる、かくて年經しのちに、我家小しきなりといへども、留守にさぶらふものとも、其數なきにしもあらず、多くの年月經るうちに、いかで事なくてはあるべき、それに年ごとに、申すべき事も候はずといふ事心得られずと、のたまひしに、大事をばすみやかに注進し、小事をば、留守の事とる人々と議定して事決し候ひぬれば、其餘某が申すべき事は、いまだ候はずと答申さる、そのゝちも上總國より歸りたまひしときには、かならず召出し給ひ、かしこにおはせしほどの事など物語し給ひて、時移りし後に、いとま給りてしりぞき出づ、留守の事とひ給ふ事おはせざりきとのたまひき

正保二年の秋、戸部、駿河府城の番うけ給りたまひたりしに、我父にておはせし人は上總國の事沙汰のために、かしこにおもむきて、供には侍らひ給はず、明る春に至ていそぎ參るべき由、のたまひつかはされしかば、上總國より、駿河に參り給ふ、其比ほひ迄は、府城の陣屋なども、四面みな／＼竹垣ゆひ廻せしまゝなりしかば、わか侍ども、夜毎に垣をこえて出あそぶもの多くして、供にさぶらひし、おとなども、制止すべきやうなしと申されければ、めしつるなりと、のたまひたりけり、かゝる時に、一人もつみに行はれむものゝ出來なんは、世の聞えしかるべからず、すべきやうありと思ひしかば、やがて陣屋のほとり打めぐり見て、しかるべき所々に番兵置て、守らすべき小屋四つ五つ造り出して、足輕の兵二人づゝをもて、そこを守らせて、夜毎に日暮ぬれば、夜明るまで、みづから巡視して、守り怠らざるものをばすゝめ、懈るものをばいましめて、交代の時至るまで、ひと夜もうちふす事なくしてありしほどに、おのづから夜を犯して出あそぶものゝなくして、事終りにき、とのたまひたりき

正保四年六月、戸部、日光山の火之番といふ事をうけ給りたまひて、かしこにとゞまり守る事百日づゝおはしき、その六年、また大坂の城の番をうけたまはり給ひたりけり（大坂加番衆といふ事也）此時もまた我父にておはせし人を召供せらる、此所をたち給ひしより、かの所々におはせしほど、つひに夜々うちふす事なくし

て、道のほどは馬上にて假寢し、かしこに至りつきては、晝のほど出仕の時、いとまある時に坐睡のみしてありし、よるひるとなく、うちふす事なければ、久くして後にはとり目といふもの丶如くになるなり、大坂より歸りし時に、日くるゝほどに、三島の驛に至りしに、家毎にとぼしをきける燈の、見えわかずありしとて、わらひたまひたりき、それらの時には、いかでかくおはしけるぞと、後に問ひ申せしに、されば其故ありし事也、何某といひし譜代の若侍の、重き罪を犯しけるが、事あらはれなば、まぬがるまじと思ひて、うらみあるを、むくいし事の如くにもてなして、おさなきものを、きりころして、にげうせたり、戸部ことににくみ給ひて、さがしもとめられしかども見えず、それが母の、年老たるを、めしとらへたらむには、出來らむとて、その母をとらへ置れしかど出來らず、月をかさねしほどに、その母獄中に死したり、かのにげうせしもの、此恨を報いまゐらせむとて、こも僧といふものになりて、戸部をねらひまゐらすといふ事を、ひそかに我につげ知らせしものあり、もし聞し事の如くならむには、かゝる旅行の時をこそ、うかゞひまゐらすべけれと思ひしかば、なにとなく、夜毎に番の兵をわかち置き、みづから巡視する事、駿河にての事の如くしてありし也、人々は、ありし時の例の如くするなりとのみ、思ひしなりとのたまひたりき

我父致仕の後、事にふれてのたまひたりしには、蘆澤といひしものはおさなき時に父におくれしを、その父の遺領給ふて、近くめしつかはれしに、それが廿歳ばかりに及びし比に、我を召す事ありて參りしに、戸部は物に腰かけて、打刀を横たへておはします、その氣色、常にかはりぬと思ひしに、近くまゐれとありしかば、腰刀をとりて參らむとせしに、そのまゝにて參れとありしによりて、近く參りしに、たゞ今蘆澤を召出して、手づから誅すべし、それにさぶらふべしと、のたまひ出したり答へ申事もなくてありしに、やゝありて、いらへ申す事もなきは、思ふ所やあると仰られしほどに、さん候、かれがつね〴〵申候ひしは、いとけなき時に、父におくれし身の、莫太の主恩によりて、かくまでは生長しぬ、此恩に報いまゐらせぬ事、よのつねの人々の如くし

てはかなふべからずと申す、天性不敵なるもの丶、しかも年なほわかくして、をこのふるまひも多く候へば、いかなる奇怪をか仕出して候ひぬらむ、但しわかく候時に、かれらがごとくなるものにあらずしては、年たけ候ひし後に、もの丶用にはた丶ぬもの多く候歟、これらの事を存めぐらし候につきて、御答の遅く候ひしは、恐れ思ふ所に候と申す、またのたまひ出す事もなく、我もまた申す事もなくしてさふらふほどに、や丶ありて、面に蚊の集りぬるに、逐ふべしとのたまひしほどに、顔を動かしければ、血に飽て、胡頽子のごとくになりし蚊の、六ッ七ッはら／＼と地に墜しを、懐の紙をとり出して、つ丶みて袖にしてさふらふ、またや丶ありて、罷歸りて休み候へとのたまひしかば退出す、かの男は、常に酒をこのみて、醉みだれぬる事ども有しかば、鬮といひし人の、それに志たしかりしをかたらひて、二人してまづ酒を斷しめて常にいさめし事どもおこたらず、かくて年月經しのちに、つひに父の職をも仰蒙りたりき、今は戸部もうせ給ひぬれど、はしめ、我申せしことばの、むなしからざるやうに、つかへまゐらせよと思ふなりと、のたまひたりき、これは、かの人久しくして、また酗酒の事ありしが故なり

戸部の家に、加藤といひし人あり、我はたちばかりの時、六十にはあまりもやせむと見えし人なり、その祖父は、安房の里見の侍大將にて、上總國佐貫といふ所の城を守りしといふ、加藤伊賀守といひしといふ、名はきかざりき それが家に、蛇太刀、猿引といふ、二つの寶刀あり、蛇太刀をば我も見たりき、細き身の、三尺ばかりありしなりけり、猿引といふも、猿引のもちし刀を、こひ受しといふなり、我見たりしといふ、加藤が十六の時に、みづからその若黨の侍をきりし事あり、鱠をきりてありしをきりしに、青磁の鉢をかけて、筋かひにきりわりしといふ事を、皆人語りたりき、我父の致仕し給ひしのちに、その刀の事、いひ出したりしに、こ丶にありあふ人もなければいふなり、すべて人のいふ事、あながちにうくべきにもあらず、その鉢をかけてきりしは、汝がおさなき時にあたへたりし刀たる也、その時に、加藤が居たりし長屋は、我住所の隣にてありしに、加藤は二階の上にありて、主従いひあらそふ聲の高くて、けしからぬ事と思ひしに、

加藤その階子をはしり下る音の聞えしかば、すは事出來ぬと思ひて、刀を取てはせゆきしに加藤すでに一刀きりしに、ほそうでにてきれずやありけむ、彼從者庖丁を取てたちむかはんとせしところを、我刀をぬきながらきりたりしに、其肩さきより筋かひに、前にありし鉢をかけてきりはなしぬ、やがてとゞめをさし給へといひて、我刀の血おし拭ひ、鞘にさして、はせ歸りし、あとに、人々も來り集りしが、つひにかの猿引の刀の、名譽ともなりしなり、我刀のもとは、上野國の人にて、後藤といひしものゝ刀なり其兄にてありしものゝ、此刀をもて、はらひぎりにしたるに、敵のかうべを、横ざまより二つになしける、そのかうべの骨をば、おさなき時に、もてあそびものにせしと、彼の後藤がいひしをきゝて請ひ求る事年經しのちに、我に得させしところなり、あひかまへて、身をはなさで、取傳へよと仰られき、その刀は、すなはち細太刀にかざりし獅子といふもの是なり、また國淸が造りし、きりはの腰刀は、甲斐の武田の家にて、岡部丹後守と聞えし人の孫にてありし人の物也、（岡部御所といひし、其嫡流の子孫は、奥の相馬の家にあり）その人は、戸部の父にておはしませし、忠直の從弟にて、越前國におはせしを、望申て御家人ともなさばやとて、おさなき時に、よびむかへられしに、程なく忠直うせ給ひしかば、つひに戸部の家にて終られたりき、その人の十三の時、秋の比に、もずといふ鳥をとらむとて、十六なる童一人ぐして野に出しに、手負ひし野猪の、たちまちに出來るを見て、從者は主をすてゝ、かたはらの松の樹に攀のぼる、十三なりし主は、其樹をうしろにあてゝ待つ、はしりむかひてかけむとする所、腰刀をぬきてきりしを、むかふざまに其鍔を口にくはへて、かけたふさんとす、大きなる樹におしつけたれば、たやすくはたふされず、ひたおしにおすほどに、そのくはへたりし、鍔の白銀なりしを、一寸ほど喰のばして、刀の鍔もとにて、みづから鼻づらより、かうべの半までおしわりて、野猪はたふれ死したり、すべて此人はさるものゝ孫なりしかば、いとけなかりし時より、かゝる事の多かりき、我父にておはせし人、其刀をもとめ得て、我には讓り給ひし所なり、又のたまひしは、人にむかひて、みづから帶するものの、利刀たるよしを語

る事あるべからず、我わかゝりし時に、ある人のみづからの刀の、きれものなる由をいひしを聞て、あはれ傍若無人の事をいふものかな、誰かはものきれぬ刀を帶する事のあるべき、いでさらば、きるゝか、きれざるか、試みよといひて、刀をぬきたりしを、ありあふものども、おしとゞめて、ようやくに事をたいらげし事のありき、むかし人はかくこそありけれと、仰られたりき

朝比奈といひし老人の、常のことばに、神佛に誓ひて物いふありけり、父にておはします人の仰られしは、よのつねに、いつはり多き人は、其言葉を信にせんとて、神佛に誓ひていふ事あり、此人は常の行ひに、いつはりある人にはあらねど、天性かろ〴〵しき人の、ことばのつゝしみなくて、神佛に誓いて物いふ事の、くせになりたるなり、汝等もよく心すべき事なりと、いましめ給ひき

父にておはせし人の友に、關といひし人は、年は五つも六つもすくなかりしと聞えしが、その七十に餘りぬる比より、物いふ事も、なし行ふ事も、耄せられしと、みえし事多かりけるを見給ひて、およそは、人の氣力は、齡と共に衰へぬるものなれば、耄すべき期至りぬれば、いかにつゝしみ思ふ心ありとも、耄せざる事を得べからず、さればわかざかりなる時より、その心得したらむには、たとひ耄期に至りぬるとも、うち見る人の、あさましと思ふほどの事は、あるまじきものにや、老たる人の、耄せしと見ゆる事は、いふまじき事をもいひ、なすまじき事をもなす、これをすぶるに、たゞよく物をわすれぬるによるなり、若きも老たるも、その行ひの恒ありて、凡の事ども、事すくなきには缺かず、事多ければ、或はなし、或はやむ事ありて、おのづから恒なりがたし、されば我わかゝりしより、常になし行ふ事ども、事多からずして、そのなし行ふ事ども、ちからの及ばむ限りは、みづから事をとりて、めしつかふものどもに、うち任せし事もあらず、つねの調度をも、置くべき所をさだめて、かしこをこゝに、うつし置し事あらねば、夜ふけ、燈消し時といへども、たづねもとむる事なくしてこれを得つ、たとへば目の見、耳の聞き、手の取り、足のゆく事の、我思ふ所に應じぬるが如くなるは、その事と物と、ことゞ〳〵く皆

我と共に常に習ひ熟しぬるが故なるべし、又老たる人には、ふるき事どもたづねとふに、其益ある事もあるなり、おさなき時に習ひし事の、年たけぬれど、忘れがたき事の如くに、わかゝりし時の事は、年おいぬれど、猶心にとまりぬる事もあれば、それらの事は、とふ人あらむ時に、こたへもせんはあしからず、世の中の新しく、めづらしき事どもは、耳にはきゝぬとも、口よりは出すべからず、すべてはじめて聞し人の名などは、わするゝこともあり、其事ありし地の名、又は月日などは、すこしく程をへだてぬれば、わするゝ事もあることなれど、若き人のわすれしは、たゞその時にあたりて、わすれしとのみ、きく人も思ふなり、年老ぬるが、さだかならぬ事どもいふをば、耄しにけりとこそ思ふものなれ、人の年老ぬるに随ひて、よろづの事につきて、わかざかりなりし時よりは、そのつゝしみ、なほ重かるべきことなり、此人は天性正直なるところのありて、才略もよのつねならぬ所おはしけれど、わかゝりし時より、物いひも、なし行ふ事も、我思ふ所にのみまかせて、つゝしめる所すくなかりしが、はたして今はかくおはするなりと仰られき、今此事を志るすにつけて、我事のこゝろをわきまへしより此かた、見まゐらせたりし事どもを、こゝに附し志るす也、我物覺えしよりは、髮に黑きすぢはすくなかりき、面は方におはしまして、額上高く起り、眼大きく、鬚多く、たけは短かくおはせしかど、すべて骨ふとく、たくましく見え給ひたりき、天性喜怒の色あらはれ見えたまはず、笑ひ給ふにも、聲高くわらはせ給ひし事は覺えず、まして人を叱り給ふにも、あら〳〵しきことの給ひし事は聞かず、もの宣ふ事も、いかにもことばすくなくして、たち居かろ〳〵しからず、驚き給ひ、さはぎ給ひ、事に堪かね給ひしなどいふ事は見し事あらず、たとへば灸治など志給ふにも灸小さきと數すくなきとは、無益の事なりと仰られて、大きなる灸を、其數少なからず、五所も七所も、一時にすゑさせて、いたみ給ふけしきも見え給はず、身靜なる時には、つねにおはします所を淨く掃ひて、壁上に古畫かけて、花瓶には、春秋の花を、すこしくさしはさみて、それに對して、默坐して日を消し給ひ、又みづから繪かき給ふことなどもあり

き、それも色を設たるとなどをばこのみ給はず、身の病み給ふ時より外は、人をめしてつかひ給ふといふことなく、何事も手づからのみなし給ひたりき、朝夕の物をめすことも、飯は二椀を過ず、手して椀をさゝぐるに、其輕重によりて、飯の多きすくなきはしられぬれば、其餘物は、飯の多少によりて、多くきすくなくもくらひて、常に我腹にみつる分量をすぐべからず、口にかなふ物なりとも、一色をのみ多く食ひぬれば、必ずその爲に傷らるゝ事あり、なに物をも撰ばずして皆々すこしづゝ食ふ時は、たがひに相制する所あるにや、食のために傷らるゝ事はすくなしと覺ゆるなりと仰られき、よのつねには、こなたよりまゐらする物をめして、なに物をまゐらせよとのたまひし事はあらず、たゞ四時の新味をば、その出來りし初に、なにものに限らず參らせよと仰られて、家人と共にきこしめしけり、酒はわづかに喉に下し給へば、大きは辭給ひしかばたゞ盃を把りて、歡を交給ふのみなりき、茶をばこのみてめしけり、身にめしける物も、家におはする時は、あらひすゝぎしものをもめしけれど、あかづきぬるをば、

いね給ふ時もめす事なく、門を出給ふに至ては、かならずあたらしくあざやかなる物どもをめす、それも身におひ給はぬ品のもの用ひられし事はあらず、むかし人は、つねに身死しなん後の、見ぐるしからぬやうを、心にかけしなりなどの給ひたりき、扇などをも、人多き中に、とりも落し、わすれもする事あり、これらの物にても、そのぬしの心はおしはかるゝこと也と仰られし、むかし樣とかいひて、尺ばかりの、白骨なるに、紙は金銀の砂子地なるを用ひ給ひ、繪かきしも、しかるべき畫工のかきしにあらねば、用ひ給はず、まして刀わきざしの如き、武器の事はいふに及ばず、七十に餘り給ひし後に、左の臂いたみ給ふことおはしまして、そのよしを申給ひ、職を辭し給ひしかど、戸部ゆるし給はざりけり、それよりしては、はゞ一寸六七分ばかりありて、長さ一尺餘なる、鞘卷の刀ばかりを、帶して出仕し給ひ、刀をば道の程ばかり、召供のものに、もたせ給ひたりき、今思ふに、異體のことなりしかど、人もとがめず、まして戸部ものたまふ旨もなかりき、おもふにこれは若事あらむに、刀を帶しながら、それを用ひざら

む事しかるべからず、しかりとて、身に痛あれば、刀を用ふるには堪へず、しかじ無用の物、身に隨へざらむにはと、思ひ給ひしにや、其鞘卷は、身終り給ふまで、常に身をはなし給はで、終り給ふ時に仰置れしかば、陸奥におはする幼より、養ひ給ひたりし人の許に贈りぬ、飾れる所々は、黑金物に浪を彫たるに、鞘は黑くぬりしに、千段まきといふごとくに卷し所を、金白檀といふものにせしなり、髮おろし給ひし後は、鞘をば皮のひきはだに入られたり、終らせ給ひて、はるかに年隔し後に、高德寺の前住了也の語りしは、わかくおはせし時の事をば、見るべきやうもなし、八十に餘り給ひし時の事をば、まのあたり見しことこそありつれ、酒に狂せしものゝこゝに入來りて、刀をうちふりて、人を逐散しければ、出合ふものもなかりしに、杖にすがりて、庵室を出られしかば、此事知り給はで、あやふき事かなと思ひたれど、すべきやうもなくて、門のすきまよりうかゞひ見しに、かの男のかたにむかひ、ゆき給ふほどに、刀をふりあげし所を、その手をむずと取給ふと見えしが、やがて蹴たふしざまに刀をとりて、かたはらの溝の中になげ入れて、庵室に歸り入られたりき、彼男は起もやらずして、そのまゝに醉臥したれば、その時こそ若法師原も、こゝかしこより、出來りて、それをまもり居て、酒さめし後に、送りやりしかといふ、かゝる事は老ぬる人の、さもなくてもあらめ抔、いふ人もあるべければ、あなかしこ人には語るべからず、されど、それらのことはり、わきまへ給はぬ人にはおはせず、いかにかくは云給ひたりけむといふことは、よく／＼思ひはかるべきことなり、

我十七八ばかりの比、とり繩といひて、人を縛すべきものを、青き絲を細く組せて、その末に、とりかぎといふものをつけしを懷にせしに、我父の前にてとり落したりけり、なにものぞとのたまひて、とりて見給ひ、やゝありて、我昔の職にてありし程は、此物を燧袋にいれて身に隨へたりき、それは狂したるものゝあらむときに、下部に仰せてからめとらむに、もし云も部等が、もちあはせぬことも、ありもやせむと思ひしが故なり、職解ぬる後は、不用の物なれば、猫のつなとなせしはその物なり、すべても

のゝふのわざは、何事も心得べきこと勿論なり、されど、人はそのほど〳〵につけてなすべきわざと、なすまじきわざとある事なり、これらの具は、わぬしの身に隨ふべき物にはあらず、かほどのわきまへなからむ年齢にもおはせぬものを、との給ひたりき父の仰られしは、我わかゝりし頃、播磨國宍粟(シサハ)をしれる人の家につかへし人に、高瀧の何某といふがありき、（吉兵衞といふ、名はしらず）此もの忽に見えずなりたり、日を經し後に聞えしは、此もの漁することをこのみしが、唐網(トウアミ)といふものをもたせ出て、河のほとりにて、著たる物どもぬぎ、刀脇ざしをば、召具せしものに、よく守れよといひて我ひとり、かの網をうちて、水に入りて、鮎をとりつゝ、ゆくほどに林田領の境に入りぬ、此所はそこの領主よりして、漁する事を禁ぜられければ、守りのもの二人がためにとらへられて、繩をもて縛しなむとするを、血の涙を流してわびごとしければ、からうじてゆるされて歸りしかど、其事つひにはあらはれぬべしとおもひしがゆゑにや、よしなき事いたくこのみぬれば、かゝる禍にはかゝれるなどいひしほどに、其年も暮れて、明けの年の正月元日に、林田の屋形の大門前にて、多かる出仕のものどもの中にて、宗徒のもの一人をうちきりて、ありし事のよしをつまびらかにしるして、其恥をすゞがむためなりといふ事をかきたる札をたててうせぬ、遠くはのかれじとて、こゝかしこに人をわかちてあなぐりもとむれど、もとめ得ず、その明けの日、又一人をうちきりて札をたつる事きのふの事のごとし、是をあなぐりもとむる事甚急なれども、求め得ず、同じき月の七日に、また一人をうちきりて、札をたつる事、前のごとくにしてうせぬ、いかにもとむれども、つひにゆきがたをしらず、初一度こそあらめ、二度三度の及びし事ども、不敵なるものなりけりと、當時の人はいひけり、我戸部の家に來りつかへしのちに、此事人々に語りし事ありしが後に上總國にゆきて、沙汰すべき事ありて、誰かれともなひし人ありて、高瀧といふ所に至りて、そこの名主の家にとゞまる事ありしに、夜に入て土民等が多く來りあつまりし中に、長き圍爐裏に、火たきし所のあなたに、ある男の、年の比六十に近きが、我と眼を見合せて、面をふせしあり、その眼ざしよの

つねならず見えしかば、我もそのかたを見やりしに、かれ又我と見合せて、面をふせし事二度三度に及びて、心得ぬ事に思ひしかば座をたちて、かれがかたはらにゐよりて、いかなるものぞととひしに、初は面をふせて、此所のものに候、とばかりいひしが、後にさのみはいかでつゝみまゐらすべき、我こそむかししろしめされし、高瀧何某がなれるはてにて候といふ、我も驚きおもひていかにして、こゝには來りとゞまり給ひしととふほどに、むかし鎌倉公方の代に、上總國の御家人高瀧と聞えしものゝ末葉にて、安房の里見が、此國を併せ領せし時に至りて、高瀧左京進といひしが孫なりしが、里見が家ほろびし後に、宍粟の領主の家に來れるなり、彼事ありし後に、累代の先祖のしりし所なれば、忍び來りしを、所のものどもの、むかしを慕ひ、あはれがりてやしなひ置しに、新井といふ人の、こゝに來り給ふと聞て、もしも見參せし人にや、おはするとおもひて、出來りけるをあやしめられまゐらせて、よしなき事ども申出るにつけて、耻しくこそ侍れといふ、ともなひし人々の、かのものをばしり給ひにけるやと問ひしほどに、播磨國にて、七日がうちに、三たびまで人きりて、札たてしと申せし、高瀧にてさふらふぞやといひしかば、みな〳〵驚きあひたり、すべて人の浮き沈みある事は、はかりがたき事なりと仰られき

又仰られしは、我わかゝりしほどに、越前の何某といふものあり、九郎兵衛といひし、めづらしき稱號なり、但其比は本國をもて稱せし人もありつれば、本國は越前ならんとの給ひしこれもゆきがたしれずなりたり、年經し後に、我陸奥をさりて、山陽道のかたにおもむかんとし、かしの木の坂に至りし時に、薪負ひしものにゆきあひたり、二三十間がほどもゆきすぎしに、我うしろのかたにして、我名をよびし聲のしたれば、かへり見るにかの薪負ひしものゝ、薪をおろして、頭つつみしものをとりつゝあゆみ來るなり、心得ぬ事とおもひて、たち歸りしに、はるかに隔りぬれば見わすれ給ひたりな、何某にてこそ侍れ、今なに故によりてか、たゞひとりはこゝを過給ふらむ、覺束なく、覺るものかなといふを見るに、むかしわかく盛なりし時に見しには似るべくもあらねど、さすがに、又そのおもかげの忘らるべくもあらねばたゞ夢のやうに覺えて、いかにかゝる身にはなり給ひぬるにやと

いひて、我身の事をも聞えぬれば、さらば當時はいとまある身にこそおはすれ、わかれにし後々の事をも、したしかりし人々の事をもきかまほしきに、こよひは我もとに來りとゞまり給へかし、我すむ所は、こゝより程遠くしもあらずといふ、さらばとて、うちつれて行ほどに、年老ぬる父のあるを、やしなひぬべきよすがもなくなりにければ、此ほとりのひかゐといふ所に、知れるものゝあるを、たのみ來りて、かゝる事をわざとして、世を渡りぬるなり、かくといひ出むも恥かしかりつれど、あまりにむかしの思ひ出られしに忍びがたくて、あらはし聞ゆるなり、父にてあるものは、堅固のむかし人なれば、見なれぬ人入來り給はむに、あやしむ事もこそあれ、事のよしをつげしらすべきなり、こゝにしばらく待給へよといひて、我をばあやしげなる屋の外にとゞめおきて内に入る、しばしほどすぎて、出迎へしかば、内に入けるに、八十餘の翁の、火たきてありしが、まれ人をとゞめまゐらす共、まゐらすべきものもあらじ、されど我子たるものに、したしくおはせし人ときけば、恥まゐらすべきことにもあらず、おや子のものゝ、饑忍ぶもの聞しめして、今宵はこゝにてあかし給へとて、麥飯にかてといふものいれしを、わかちてもてなす、かくて夜に入りしかば、翁がこゝにあらむには、打とけ給ふこともあらじものをといひて、一間なる所に入りてふしぬ、二人打むかひ居て、薪をりたきて、むかし今の事どもかたりつゞくるほどに、夜いたく深にし比かの父のふしたるところに入りて、おふごのごとくなる竹二本取來りて、そのふたとなせし所をひらきて、中より三尺ばかりの刀と、二尺あまりの脇ざしの刀とを出して、またふところより錫ふたつとり出で、火の光りにそむきて、その刀と脇ざしとを、鞘よりぬき出し見て、我前にさしおく、いづれも氷のごとくなるを、金作りに飾れるに、鞘にはかいらぎといふ鮫かけしなり、我つかへにしたがひし時も、身不肖なれば、父やしなうべきほどの祿をももとめ得ず、また我をのけて、我父につかふべきものもなくなりたれば世をのがれてかゝる身となりぬ、さればむかし身に隨へし物ども、なにかは惜む所のあるべき、されど又我力のつゞかむほどは、せめては刀脇差一腰づゝは、とゞめ

もおかましと思ひて、心づよくけふ迄は、身をはなさでありしなり、見玉ふ所のごとくなれば、我父の世にあらむほども久からじ、もしかゝる身の幸ありて、我やしなひ終たらむには、再會の期もありぬべしといひて、涙を流しき、明ぬれば、ものしたゝめて父にもすゝめ、我にもあたへて、道のほど一里計送りてたちわかれし、そのゝちは、ことといふべきよしもなかりし、いかにやなりけん、ふたゝび見しものもあらざりきと仰られき

我父、戸部の家に來り玉ひて、いまだ母にておはせし人をむかへ玉はざりしほどに、したしくいひかたらひ玉ひし人の二男を、やしなひて子とし玉ひ、正信と名のらせ玉ひたりき（幼名一彌）これは常陸の大塚の家につかへし、郡司の何某といひしものゝ後なりと聞えし、かの正信の十六歳の時より、戸部の二男にておはせし人の、陸奥の相馬の家をつがれし時に、めしぐせられて、かしこにぞさぶらはれける。（成人の後には、彌一右衛門といふ）我父の土屋の家をさり玉ひし後には、かの人の許より、老やしなひ玉ふべきほどの料をばおくられたり、そのゝち、かの人所領をば嫡男に讓あたへて、二人ありし子供をば郡司とぞ名のられたりける（正信は髮おろして智法と號されき）我祿にしたがひしのち、かの人の許よりおくられし所をば辭しぬ、いくほどなくして、その人もうせしに、其嫡男もまた世をはやくし、二男そのあとをつぎしが、これもまた世をはやくす、今はその二男が子の、いとけなかりしが、父につぎしなり、（嫡男をば軍治一郎兵衛といひ、二男をば同彌一右兵衛門といふ、その子は一彌といふなり、いかなるゆゑにか、郡司を改めて軍治としるす）戸部の祖父にておはせし人は、甲斐の武田四郎勝頼の侍大將にて、土屋右衛門尉昌恒といひしなり、其兄の右衛門尉昌次といふが、戰死せし後に、兄につぎしに、主の家ほろびし時、重代の家人等も、皆々うしろ矢を射しに、此昌恒一人のみぞ主にはなれずして、つひに一所にて死しける、其手に屬せし、志水神戸といふつはもの二人、昌恒の妻と子とをともなひて、駿河の國に落來る、清見寺の住僧は、神戸がしれる人なりしかば、彼子息をば、其僧の弟子にまゐらす、其六歲なりし時、大御所御覽ありて、土屋が子なるよしを聞召れ、さるものゝ子なり、給はらむやと仰ありて、めしぐせられ、竹千代君にまゐらせられしより、次第に身を起して、元

服の後、叙爵して民部少輔忠直とめさる、これ後の戸部の親父なり、かの志水が後はいかにやありけむ、神戸が後は土屋の家には、雙なき譜第の侍なりけり、神戸が孫兄弟三人あり、太郎は父があとをつぐ、二郎は陸奥の三春をしれる松下が家につかふ、（家のおとなにて、神戸三郎右衛門と云ふ）三郎も戸部の家につかふ、（はじめは十郎兵衛と云）其二郎なりしもの丶妻は、我母のあね君なり、されば、三郎なるものは、あによめの妹なりければ、母にておはせし人を娉して、我父にあはせまゐらせしなり、武藏國青梅といふ所なる天寧寺の前住祖麟和尚といひしは、かの二郎なりし神戸が子にて、我ためには外從弟にてありき、三郎なるものは、さるもの丶孫なりしかど、年頃不幸に沈みて、六十歳といひし冬の初に出家の事思ひたちぬとて、子供の事など我父にいひかたらふ事ありしに、三十日ばかりがうちに、戸部の舍弟にておはせし、但馬守數直の朝臣の執政の職に任ぜられしが、神戸が子孫一人給るべしと望請はれて、たちまちに彼家のおとなにぞなされたりけり、か丶る老の幸ありし事を、我まのあたりに見たりき、しかしながらこれその祖先の餘慶とぞ覺ゆる、（これより後は神戸新右衛門と申しき）それが、嫡子は、父と一所に數直朝臣の家につかふ、二男は戸部の家にとゞまり仕へしが、世を早くせしなり、かの嫡男の後は、今もさかえて侍るなり

我父の、母にておはしませし人をむかへ給ひしは、四十にははるかに餘り給ひしほどの事なるべし、初に女子二人までおはせしに、二人ながら三歳にもたらずしてうせたまひ、（第一女はおまつ君、承應二年三月廿九日にうせ給ひ、第二女およね君、承應三年十二月二十三日にうせ給ふ）其次も女子にて、十九歳にてうせ給ひしなり、（おてい君、寛文十一年正月十七日にうせ給ひぬ）我妹一人ありしも、十八歳にてうせにき、（おまてといふ、延寶五年五月八日にうせたりき）我生れし事は、父は五十七歳、母は四十二歳になり給ひし時の事なり、（明暦三年丁酉二月なり）

我母にておはせし人は、いかなる人の子にておはしけるにやさだかならず、あねいもと二人おはしたりき、我ものごゝろをわきまへしより、折にふれて外祖の御事をとひまゐらせしかど、人の親の、わが子につ丶むことあるべしやは、しらせ參らすべき事ならねばこそ、あらはし聞え侍らね、昔のやむごとなき人も、すぢなきもの丶腹にやどり給ふためしは、

いにしへも今も多かるものを、母の父母の御事しり給はぬとも、なにかはづかしき事あるべき、されど年たけ給ひしのちは、思ひあはせ給ふ事もあるべければ、よしなき身なれども申すなり、みづからおやおほぢの御事は、世にはしり給はぬ人もあらじ、信長記といふものにも、うづもれぬ名のみ殘り給へりしが、又母かたのおほぢの高麗の城を攻とられし事をも、ある人の語りしを、よそながら聞し事もこそありつれと、なきくどき給ひし事ありき、丹羽の宰相のむすめの、よめいられし時に、小上臈といふものになされて、淺野の家にゆき給ひしが、後には長生院といふあまぜの、陸奥の二本松といふ所におはしけるが、そのもとに歸り住給ひしを、我父のもとにむかへられしと聞えし、かのあまぜは、宰相のいもうとにて、吉田大膳大夫の後室にておはせし、我いとけなき比も、その世におはせしほどは、おとづれのたえずありしを覺えたりき、我母の兄御のかき給ひしものを、うせ給ひし後に人の得させしなりとて、秘藏せさせ給ひしふみに、みづからの名を、坂上とばかりしるされたり、今はめづらしきほどの手かきにておはせし、よく我母のかゝせ給ひしものに似給へり、殊に秘藏せさせ給ひしものなれば、母のかきおかせ給ひしものどもとおなじく今もあるなり、我母にておはせし人は、ものよくかき給ひしのみにあらず、歌の道をもつたへ習ひて、代々の集、または物語の類など、我あねいもうとによみをしへ給ひ、圍碁象棊なども、堪能におはして、これらの事をも我に敎へ給ひたりき、香爐箱のうちに、琴のつめを袋にし、いれおかれしを見し事あれば、これらの事をも、すき給ひしにや、我見まゐらせしよりは、織縫ふ事こそ、女のわざなれと仰られて、年ごとにうつくしき筋のぬのと、いろ〳〵のあやあるきぬとを、みづからも織り、人にも織らせて、父にもめさせまゐらせ、我にも給りたりしもの、今もわづかに殘れるあり、いやしきものゝこと葉に、似たるものゝ夫婦とはなるなりといふ事のあるが、物のたまひ、なし行ひ給ふ事どもの、父にておはせし人に、たがふ所なくてぞおはしましたりける、父の致仕し給ひしのちには、これも髮おろし給ひて、佛の道をいみじくおこなひ、終り給ひし年は、六十三になり給ふ

と仰られき、延寶六年五月十日に終らせ給ひたりき父にておはせし人の、七十五歳の時に、戸部はうせ給ひたりけり、延寶三年閏四月廿四日そのうせ給ひし比に我父はいたくわづらひ給ひたりしが、希有にして、その病癒給ひしかど、いかに思ひ給ふ所やおはしけむ、引こもり居給ひ、ひたすらに仕を致し申されたり、戸部のよつぎ豫州頼直と申きは年ごろの奉公の勞に報ゆる所なりとのたまひて、老養ふべきほどの祿給りて、請給ふ所をゆるされしかば、母にておはせし人と共に、かしらおろして、淺草の報恩寺中に、庵むすびて、住給ひたりき、其明の年の冬、豫州の三從弟にて、家のおとなしてありし人の、我父としたしかりしが、豫州のふるまひ、よからぬ事共をうれひて、子息にておはせし人をたてんと思ひたちしを、我父の聞給ひ、事いまだなるべからずとしり給ひて、そのことわりをつくしてとどめられしかど、其いきほひやむべからざる事出來て、一門の長者たちと相議しに、はたしてこと敗れて、その人豫州のために逐れたりけり、我父もその黨與なりなどいふ事にて、我をも仕の道を禁錮せられて、彼家をさりにき、延寶五年二月廿二日の事なりき その年の五月八日に、我妹は世をはやくす、我母は、うちつゞきにし物おもひに、心地わづらはしくおはしませしに明けの年の五月七日になりて、こぞの事どもいひ出してなげき給ひしが、たちまちにわづらひつかせ給ひ、同き九日にはかなくなり給ひたりき、その後は父のみひとり住給ひしが、その明けの年の三月、豫州はつひに所領うしなひ給ひ、その子息に、かたばかりの所領、充行はる、やがて子息のもとより、我に參るべきよしいひおこせられしかば、親父の勘氣のもの〻、參む事憚ありといひしに、其憚あるべからずとありしかば、ゆきむかひしに、いまだ名もなくておはせしなり、おほやけに申べき事あり、名の字撰びてまゐらすべしとありしほどに、達直と名づけ申す、主稅と申せしころあり こゝにおいて我仕のみちもおのづからひらけて、ある人のすゝめによりて、古河の少將正俊朝臣の家に出仕たりき、これよりのちは、父をも心やすくやしなひまゐらすべしと思ひしに、その年の六月八日に、我もとに來り給ひ、夜ひと夜かたりなぐさみ給ひて、あけの日住給ふ所に歸り給ひしに、其あかつきよりわづらひ出し給ふと聞えしか

ば、いそぎゆきむかひしに、事きれ給ふべきほどにて、某こそ參りて侍れと申せしを聞給ひ、目をひらき御覽じて、手をさし出て我手をとり玉ひ、ねぶるがごとくに終り玉ひたりき、此年我つかへにしたがひしより、わづかに百日にもたらずして、わかれまゐらせし事のかなしけれど、御あとの事ども、おぼし置事なくして終り玉ひしは、せめての幸におはせしなるべし、是年八十二歲におはしましたりき

父にておはせし人の、八十に餘りて終り玉ひし迄、何事も我幼より見まゐらせたりしに、かはり玉ふ所のおはしませぬは、天性うけ得玉ふ所の、人にこえすぐれ玉ひしによりしなるべけれど、またつねの行によりて、其德の衰給はぬが故とぞ覺ゆる、我物覺しより、敎玉ひし事ども多かりしうちに、つねに思出らるゝ事は、男兒はたゞ事に堪ふる事を習ふべきなり、これを習ふべき事は、何事にもあれ、我きはめて堪がたく思ふ事より堪はじめぬれば、久しくしては、さのみは難事と思ふ事はあるべからざるなりと仰られき、我八九歲の頃より、常に此事によりて、力を得し事も多けれど、もとより我性急に生れ得しかば、怒の一のみぞ、堪がたき事もありき、されどそれも、幸に世の中の嶮岨の中をわたりて、すでに年と共に力衰へたりしかば、今はむかしのごとくにはあらぬにや、我後の人々、此事父祖の家訓なりとおもひて、よろづの事に此心得あらむこそねがはしき事なれ

又敎玉ひし事に、我十三の時に、國をさりてより、つねに他人の中にして、ひとゝなりたり、されば、したしくいひかたらひしものども多かりし中に、つひにそのまじはりを全くせし事は、我つゝしみし所、たゞ二つありき、いはゆる貨と色との二つなり、我年比多くの人を見しに、おの〳〵むまれ得る所の同じからぬは、其人となれる所もまたおの〳〵同じからねど、彼二つの欲なき人のみ、かしこにありても、こゝにありても、人にいとはるゝ事はなきものなりと仰られき、後にまた我師にてありし人もふるき人の申せし事あり、貨と色との二つにより、怨を結びし事は、つひにとけぬものなりと申しき、心得べき事なりと仰られき、わかきも老たるも、よく〳〵いましめ思ふべき事なり

我生れしは、明暦三年丁酉正月の火事にて、戸部の第宅もやけたれば、外孫にておはせし、內藤右近大夫政親のいとけなくて、後に丹波守、幼名金一郎、戸部の長女宗光院殿と申せしのうみ玉ひし所なり柳原におはせし所にのがれ玉ひ、にはかに假屋をうたせて、家人等をもかしこにあつめ置れたる、その二月十日の辰時にぞ、かの假屋のうちにてむまれしなり、されば我いとけなき程は、火の兒とぞ戸部のよび玉ひたりき、戸部の母公のおはせしが、正覺院殿と申す、森川金右衛門某の女にておはしき我父のはじめてまうけし男子なりとのたまひて、むつきのうちよりつねにめされしを、三歳の時に、戸部の參り給ひて、見そめられしより、日々にめしよせて、かたはらにのみ置れたりしかば、みづからの子息たちをだに、かくの如くし玉ふ事もなかりしに、かくおはしますは、庶子にてもおはするにやと、一門の人々もうたがひ思ひ玉ひたりしとぞ聞ゆる、六歳ばかりの時に、奥の南部信濃守利直の來り玉ひし時に、我戸部のかたはらに侍りしを見玉ひて、我は子もたぬものに候、此兒給りて養ひ候ばやと望れしに、戸部これは召つかふもの丶子に候しを、我母の不便のものにし侍れば、我もとにも常にめし候なり、まゐらすべきものには候はずと答玉ひしを、さらばたゞ我に得させ玉ふべし、我もとにてひとゝなし、成人の後には、所領千石をば、わかちあたふべきにぞと申されしかど、かれが身にはよき幸にこそ候べけれど、まゐらせて候はむには、我母にて候ものも、我もまたつれ／＼ならむを、なぐさむべきやうも有べからず候と、のたまひしとぞ、牧野といひし人の語りて、六郎左衛門と云ふ、名はしらず、のちに戸部の三男につけられしものなりあはれ此兒は不幸の人かな、かの望にまかせられたらましかば、ゆくすゑのたのもしかるべきものを、戸部いかに思ひ玉ふ共、千石の祿給るべきにもあらずといひき、七歳と申す正月元日より、疱瘡を煩ひ出して、以の外の難儀に及びしかば、戸部の母公よりは、人はしをかけて、有驗の僧など請じたまひ、我枕上にて祈禱の事ども行はる、父にておはせし人は、かゝる事は恣給はぬ人なりけれど、主の母公の仰なりしかば、止めらるべきにも非ず、戸部は近く召つかはれしもの二人關、山本、といひし輩なりつけられて、醫術すでにつきぬと聞玉ひ、もしもやたすかる事もあるべきやと仰下されて、種々の蕃藥どもをあたへ

玉ひしほどに、ウニカウルをあたへられしに及びて、毒氣忽に發して赤色を發しければ、それよりこそ、此世の人となりたるなれ、醫の功を奏せし事にはあらざりしと、我廿餘歳の時に、その時に藥あたへし順菴の玄朔といひし醫師の語りたりき、石川といふ、後にめし出されし人なりきかゝりしかば、帶とき袴着などといふ事ども、其年比をも待つに及ばず、戸部のみづから帶をもとき給ひ、袴をも調ぜさせて、きせ給ひたりき、彼母公の終り給ひたりし事は、我九歳の時の、十一月二十六日の事にておはしたりき寛文五年乙巳の事なり

我幼き比は、上野物語といふ草紙ありけり、これは寛永寺の花見に、人のむれ來る事共を志るせしなり、我三歳たりし春の比にやあるべき火燵に足をさして、はらばひ居て、その草紙を見ながら、筆紙をもとめて、すきうつしけるを、母にておはせし人の見給ひ、十が中一二は、まことの文字もあるを、我父に見せまゐらせしを、父のともなる人の來り見しより、人々も聞傳へて、そのうつせしものどもを、とり傳ふる事になりたり、我十六七歳の時、上總國にゆきしに、かしこにてそのうつせしものを見る事を得たりき、又其比屛風に我名を題せしに、二字は其體をなしたるものゝ後までありしが、火にやけうせたりければ、今はそのせつのものは、我もとにはのこらず此後は常の戯れに、筆とりて物かく事のみをしへければ、おのづから日々に文字を見しりたれど、物よむ師などとすべき人なかりしかば、たゞ往來ものゝ類などをよみならふのみなりき、戸部の家人に富田とて、生國は加賀國の人と聞えしが、太平記の評判といふ書を傳へて、其事を講ずるあり、はじめは小右衞門といふ、後には覺信といひし人なり夜々に我父など寄合つゝ、其事を講ぜしめらる、我四五歳の時に、つねに其座に侍りてこれをきくに、夜いたくふけぬれど、つひに坐をさりし事もなく、講畢ぬれば、其義を請問ふ事などありしを、人々奇特の事なりといひき、六歳の夏の頃、上松といひし人の、すこしく文字などありしが忠兵衞某といふ、駿河今川家人上松が後にて、連歌などをもこのみて、物よくかきし人なりき七言絶句の詩一首をしへて、其意を解き聞せしに、やがて誦をなしければ、三首までをしへられしをば、人にも講じ聞せたりき三傳市虎人皆從といふ詩と、朝鮮國七歳の兒の、太閤の前にて作りしといふ詩と、自休藏主とかいふ僧、江島にて作りし詩なりき此兒文才あり、いかにも師をえらびて、學

ばしめらるべしなど、彼人もいひしかど、かたくなるむかし人たちのいひしは、むかしよりいひ傳へし事あり、利根氣根黃金の三こんなくしては學匠になりがたしといふなり、此兒利根こそむまれつきたらめ、なほいとけなくしてその氣根の事もはかりがたく、家富りとも見えねば、黃金の事心得られずなどいひあへりしに、我父も戸部の御いつくしみによりて、つねにかたはらをはなれまゐらせず、學に入れ、師にしたがはしめん事もかなふべからず、されどいとけなきより、物かく事をば、戸部も人々にかたりほこらせ給ひし事なれば、せめて物をばかき習はしめたくこそ侍れとて、我八歲の秋、戸部の上總國にゆき給ひしあとにて、手習ふ事ををしへしめらる、其冬の十二月半ば、戸部歸り參り給ひしかば、つねにかたはらにさぶらふ事もとの如く、明けの年の秋、また國にゆき給ひしあとにて、課をたてられて、日のうちには、行草の字三千、夜に入りて、一千字を限りてかき出すべしと命ぜられたり、冬に至りぬれば、日短くなりて、課はまだみたざるに、日暮んとする事たび〳〵にて、西向なる竹緣のある上に机をもち出て、書終りぬる事もありき、また夜に入りて手習ふに、睡の催して堪がたきに、我につけられしものと、ひそかにはかりて、水二桶づゝ、かの竹緣に汲おかせて、いたくねぶりの催しぬれば、衣ぬぎすてゝ、まづ一桶の水をかゝりて、衣うちきて習ふに、はじめひやゝかなるに目さむる心地すれど、しばし程經ぬれば、身あたゝかになりて、またまた眠くなりぬれば、又水をかゝりぬるほどには、大やうは課くすゝ、二たび水をかゝりぬるほどには、大やうは課をもみてたりき、これは九歲の秋冬の間の事なり、かゝりしほどに、此頃よりは我父の人に贈り給ふ文をば、かたの如くにはかきたり、十一歲の秋、また課をたてられて、庭訓往來を習はしめられ、十一月に至て、十日のうちに淨寫してまゐらすべしと命ぜられ、命ぜられし如くに事を終へしかば、册になして戸部に見せまゐらす、ほめ給ふ事大かたならず、十三の時よりは、戸部の人と贈答し給ふ程の文ども、大かたは我に命ぜられき、又十一歲の時に、我父の友に闕といひし人の子どもは、太刀打のわざにすぐれて、人にをしふる事ありしを、我にも此わざをし

へられん事を望みしに、わぬしいまだいとけなし、これらのわざ學ばむ事遲からずといふ、さこそ侍るべけれど、太刀つかふ事すこしも心得ざらむには、刀脇ざし腰にせん事誠に不用の事にやといひしかば、のたまふ所誠に然なりとて、一つのわざを傳へて、習はしめたり、かゝりしほどに、其年十六になりし者の（神戸といひしものゝ二男なり）我と藝を試むといひしかば、木刀をとりて、三たびあひて、三たびまで勝事を得たりしにぞ、人々もまた興に入てわらひたりける、そのゝちは、つねにかゝる武藝の事共を好みて、手習ふことなど心にも染ずありしかど、物よむ事をば好みければ、つねに我國の物がたり草紙等の類をば見ずといふ者もなかりき、十七歳の時に至て同じやうにめしつかはれし、わか侍のもとにゆきしに、（長谷川といふものなり）案の上に書あるを見れば、翁問答と題せしものなり、いかなる事をやしるしぬらむと思ひて、借ることを得て、家に携歸りて見けるにこそ、初て聖人の道といふものある事をばしりけれ、これより道にこゝろざし切なりけれど、師とすべき人もあらず、京の人にて、醫を業とし、すこしく學問あるが、戸部の許に日々來れるあり、此人にむかひてこゝろざしのほどを語りしに、小學の題辭を講じきかせられたり（前にしるせし、我父の病給ふ時、獨參湯まゐらせし人なり、江馬益菴といふ、名は玄牧）そのゝち又程子の四箴をも講じきかせられしより、やがて小學の書を日夜に誦し習ひて、業すでに畢りぬれば、四書を誦し習ひ、そのゝちまた五經をも誦習ひたれど、これら皆々句讀を授し師あるもあらず、みづから韻會字彙等の書によりて、誦し習ひければ、後に思ふに、ひがことのみぞ多かりける、文學の拙くして、字義を解する事の難きにくるしみて、學びのいとまあるをり〳〵には、文章詩賦の類をも學びしほどに、その年の十二月の比、冬景卽事を七言律詩に賦しなしたり、これ我詩作れる事の始なりある人の其詩を評しける事あるを聞て、やがて其嘲を解く文一篇作りたりけりこれ又作れる事の始なり、されどいとけなかりし時、我父の友とし給ひし人も、また我父の仰られし事もあれば、學文の事をば、父には深くしのびまゐらせたりしかど、書籍等求め得べきやうなければ、母にておはせし人には、我こゝろざしのほどを聞えまゐらす、かくて廿一歳の時に至て、

豫州の家をさりしかば、此時に及びてこそ、同じ志の人々をあひ知て、ものまなぶ事をも得たれ、されど思ふ所あれば、師をもとむるには及ばず、此比よりぞ、對馬の國の儒生、阿比留といひし人をば相識ける、廿六の春、ふたゝび出てつかふる身となりぬ、ことしの秋、朝鮮の聘使來れり、かの阿比留によりて、平生の詩百首を錄して、三學士の評を乞ひしに、其人を見てのちに序作るべしといふ事にて、九月一日に客館におもむきて、製述官成琬書記官李聃齡、ならびに裨將洪世泰などいふものどもにあひて、詩作りし事などありし、其夜に成琬我詩集に序つくりて贈りたりき、この年恭靖木先生も、（木下平之丞殿の御事なり）公にめし出され給ひ、かの阿比留彼門に入てものまなぶ、そのゝち我出羽國山形といふ所にゆく事ありし時、紀行一卷あり、（貞享三年丙寅の秋、我三十歳の時の事なり）阿比留其卷をもて、木先生に見せまゐらせ、朝鮮の人の序の事など申せしかば、あはれその人をあひ見ばやとのたまひぬとて、阿比留が媒して、はじめて木先生に見えまゐらせし事あり、そのゝち彼阿比留病して死せんとする時に、我をして先生の碑文を望み申て、我をして書しめたりき、（阿比留、後には西山順泰と申せし、元祿元年九月三日に死しき）これらの事によりて、我も彼門に出入る事の年を經しほどに、まさしく束脩の禮を執るにも及ばで、したしき師弟とはなりたる也、されば彼門に年久しき高弟も多かれど、我をば常に其座の上につかしめられ、つひには文昭廟の藩邸におはしませし時に、薦擧せられしには至りたりけり、今これらの事共を思ふに、むかし我三歳なりし時より、物かく事をしれる初に、しかるべき師といふものもありなむには、かく書に拙き身にもあらじ、また六歳の時より、詩を誦し習ひし事などありし時より、したがひ學ぶ所もありなば、文學の事も、すこしくすゝむ事もありなまし、まして十七の時より、斯道にこゝろざせしときより、をしへみちびく人もありなむには、今の我にもあらじ、我藩邸に仕へまゐらせし後に至てこそ、自らも書籍をもとめ賜りし所も多くはなりたれ、されど身すでにつかへにしたがひしかば、書を觀るべきいとまも多からず、是より先には、身つねに貧くして、しかるべき書どもをば、人に借りもとめて見もし、またしるしをくべきものどもをば、手づからうつせ

しほどに、我見たりし書とても多からず、されば學文の道において、不幸なる事のみ多かりし事、我にしくものあるべからず、かほどまでにも學びなせし事は、前にもしるせし事の如く、つねに堪がたき事に堪ふべき事をのみ事として、世の人の一たびし給ふ事をば十たびし、十度し給ふ事をば百たびせしによれる也

戸部のうせ給ふべき、前の年の事なり、我十八歲の秋、いつものごとくに、所領におはします、供したり、その十一月の半に、忽に勘氣蒙れる身となりて、家にこもり居し事あり、（これは宿直に當りて、獵の事ありしを、かくれ見し事によりてなり）其月の末つかた、わか侍どもの、いひあらそふ事起りて、其親戚黨類たちわかれ、大かた戸部の家人等のこりすくなく、十二月の初に、つひに兩方相戰むとす、一方は皆々我父の年比したしき人々にて、鬬といふ人の許に馳集て、けふの未の初には、うちたつべしと聞ゆ、我に告知らせしものあれば、こざかしきやつ一人、その家にさしつかはして、人々かしこにむかひて、すでに戰を合すと見ば、はしり歸りてつげよ、たとひ人々討立とも、いまだ戰ふに及ざるほどは來るべからず、よく〱いましめやりて、殘るものには、もし入來る人あらむには、我はけさより風の心地して、ふしたりといふべしといひて、はだには鎖をきて、衣服あらためて、上にはふすま引かづきてふし居つゝ待つ、日すでに暮れども歸來ず、いかにや〱と思ふに、戌の半にかのつかはせしものの歸り來て、人々酉の初に打たち給ふべき程になりて、誰かれの人々、かなたこなたにゆきかよひ給ひ、事を平げ給ひしにたゞ今に至て平げすでに鎭りて候と申す、また上杉殿の我を見つけ給ひて、問ひ給ひしによりて、主にて候ものゝ、かくこそ申して候ひつれと、申せしなりといふ、かくてその明けの日の暮がたに、かの鬬が子のうち一人來りて、きのふ人給りしは、そこも來りたすけむと思ひしにこそといふ、さこそおもひつれと答しかば、當時勘氣を蒙りて、家にこもり居る人、屋形の門をば、いかにしてかは出來むと思ひしといふ、西の小門より出去らむと思ひきと答ふ、彼門は晝の程こそあれ、日暮ぬればとざしぬ、いかにしてか出べきといふ、外の門々は皆その守りかたければ、出る事を得べからず、西

の小門は、年老たる夫婦のもの丶、門脇の小屋に住して守るなれば、その鑰は其小屋にあるなり、我ゆきむかひて、かう〳〵の事にて、我はゆきて死するなり、さればこゝより出たりしといふ事を、いふべきもの丶あらねば、汝が罪かうぶるべきにあらずといはゞ、さりとも出さぬ事はあらじ、もしもかなふまじといはむには、ちからなき夫婦のもの丶くびきり、鑰奪とり、門おしあけて出むとこそ思ひたれと答ふ、（戸部の屋形は、むかし里見の義堯入道の住みし、久留里の城下なる郭にありしなり、その城のあとは高き山なり）そこの親父と、我等が父たちの、年比えたしかりければ、たすけ來らむと、おもひしこゝろざしのほどは、謝するにことばなし、さりながら、勘氣かうぶり、家にこもり居し人の、私に家出ん事も然るべからず、ましてその守りのものをころして、門を破り出んこと、其罪重疊たらずやといふ、我此言を聞て、打わらひて、さらば人々のかしこにむかひて、戰はむとせし事は罪にあらずやとおもふ、わぬしたちのころさむとおもふ所は、皆々當家にてはしかるべき人々なり、我ころさむとおもひしは、小門守る夫婦のものなり、主の家人ころさむ罪は、共に相同じくこそ、もし其人の品の貴賤を論ぜば、我罪は猶輕きに似たり、當時我もし勘氣をも蒙らざらむに、人々のかゝる事ありと聞て、ゆきてたすくる事なからむには、たとひ戸部ものたまう事こそなからめ、内々には我ふるまひをよしとは思ひ玉ふべきかは、さらば、勘氣をかふむれる身といふとも、手かし足かしいれられたるにもあらばこそ、それに人々の戰死せんをよそに聞て、我ひとり家にこもり居たらんには、事を公義によせて、幸に死をまぬがれたるやとこそ、人も思ふべけれ、とても横紙をやぶらむには、何條主の勘氣をも憚るべき、我またおとなしきほどの年齡にもあらむには、なすべきふるまひもあるべけれど、いまだはたちにもみたぬ我身なり、さればかく思ひたちし事、たゞこれ我身の耻ならむ事をおもひしのみなり、人々の謝し玉ふべき事とも思はずといひしに、また答ふる事もなくして、歸りてその父にてありし人にかくといひしかば、あはれ父の子なりけるものかなとて、涙を流して悦ばれしと聞えたりし、此時たとひ戸部は勘氣をゆるし給ふとも、我父の對面をばゆるし給ふまじければ、此事をかな

しく思ひしに、其後戸部の我をもとのごとくにめし出されしに至て、我父も悦び給ふ、事大かたならず、その勘氣かうぶれりし事など、のたまひ出す事もなく、心得ぬ事と思ひしに、後に聞しに、かの關といひし老人のもとより、かの時に我ゆきたすけむとせし事、またその子息と問答せし事など、つぶさに文にしるして贈りしを、我父のこれ見給へとて、母にておはせし人にも見せたまひたりき、此事によりて、心もとけ給ひたるにこそと、我母ののたまひけれ、今思ひ合するに、かゝるさはぎの出來りしも、戸部の家滅びなむ事のきざしにやありしと、うたてかりし事なりけり

戸部のうせ給ひて、嫡子にておはせし豫州は家つがれたり、此人つひに家滅ぼされしほどの事なれば、戸部の心にもかなひ給はず、我いとけなかりし頃までは、父子對面の事もおはしけれど、其後は正月元日の見參より外は、對面の儀もあらず、一門の人々は、庶子のおはせしを愛して、それを立られんとの事にやとうたがはれて、豫州のよからぬ事どもはしられず、また豫州その妻室を去られしのちに、出來し男ありしを、戸部の上總國につかはしてひとゝなされ、十二三に及ばれしを、こゝにむかへて、一門の人々にも見せむとし給ひしを、豫州は此子して家つがせむと、思ひ給ふと心得て、事を左右によせて、むかへらるゝにも及ばず、戸部の病急なるにのぞみて、はじめてよびむかへられき、戸部は、われ死しなば、我家はほろぶべきやとのたまひつゝ、遂にうせ給ひぬ、かゝりしかば、戸部の覺よかりし家人等をば、豫州よしとは、思ひ給はず、まして我父の、一日も出て仕ふる事もなくして、身をしりぞかれしをば、やすからぬ事におもわれしかど、家つがれし初なれば、一門の人々の思ひ給ふ所をも憚りて、老養ふべきほどの祿をもあたへて、望にまかせられしかど、我に父の祿をあたへられし事もあらず、我もまたいとけなきより、戸部の膝下にひとゝなし給ふ事の、その心にかなはざりしほどに、めしつかふ事もおはせず、一年を隔てしのちに、あらぬ事のたまひ出して、我父に給りし祿奪ひ、我をも仕の塗を禁じて、家をば出されたるなり、かゝりしかば、我ふたゝび仕にしたがふべき望は絶ぬ、父母をば陸奥に

おはせし人の、やしなひまゐらせられたれ、我ゆくすゑの事ども、いかにともおもひわかたず、主従わづかに二人、身を市中によせつ、むかししたしかりしものどものもとより、そこらの人の子供に、手習ふ事などをしへて、世渡るたすけともせよかしと、いひおこせたりけれど、我こゝろざしにもあらねば、朝と夕とには、こゝかしこにて、書講じぬる人の許にゆきてこれを聞き、ひるのほどは、日ごとに父母のもとに參て見えまゐらす、いくほどなくて、十九にてうせ給ひしあねの、夢に見え給ひしが、心にかかりて覺えしほどに、夜明し後に、いそぎて父母のもとに參りしに、妹たるもの丶、子うまむとするといふ事をき丶、かしこにゆきしに、たひらかに子うみ得たれども、その事によりて、ほどなく世を早くす、此のちは、なほ父母の許にのみ侍りて、その年あけて、夏の半に、またあねにておはせし人を夢に見まゐらせしかば、いそぎて參りしに、父母ともに事ゆゑなくておはせしに、半時ばかりが後に、母のたちまちに煩出し給ひ、つひにうせ給ひたりき、此のちは老給ひし父と我と、たゞふたりにのみなりぬれば、よろづ物悲しかりし事共、いふばかりなし」

むかし戸部の許に來れる老人あり、これは織田の内府入道常眞に、めしつかはれしもの丶、おいしのちに世をのがれしなり（住倉了仁といひて、其頃八十餘の人なり、）その人、我父の許に來りて、豫州もとより戸部の御覺よかりしほどの人をば、ふかくうらみおもひ給ふ事なれば、そこの子息の、ふたゝびつかへにしたがひ給ふ途開けん事あるべからず、いとけなきより見まゐらせしかば、我だに此事の心くるしければ、そこの心のほどおしはかりぬ、こゝに我年頃したしき富商の、男子はなくして、女子一人候なるを、しかるべき侍の子にあはせて、家ゆづらんとおもひて、我と相はかる事の候なる、あはれ子息をそれが望にまかせられんには、そこをも心やすくやしなひ給ふべき事なれ、此事聞え申さむために參れりといふ、我父の聞給ひて、こゝろざしのほど忘るべからず、息男いとけなきものにあらず、我いかにとも定め申がたし、かれとあひはかり給ふべしと答給ひ、其明けの日我參りしに、かくと仰られたり、承りぬと、申してかの老人の許にゆきむかひ、そのこゝろざしの、報ずべか

らざる事ども謝し詑りて、思ふ所侍れば、のたまふ所にも打任せがたしといひて歸參りて、我かゝる身となる事を、御心苦しと思ひ給はん事をも、思ひ參らせぬにもあらず、又かくわびしく渡らせ給ふ事を見まゐらするに、いかにかなしくは覺え侍れども。御子とうまれしものゝ、ひとの子となるべしとは思ひもかけず、かく悲しくおもふ事も、武士の家に出て仕ふる事の、かなはざる故に候ものを、我身に及びて、おやおほぢの取傳へ給ひし、弓矢の道をすてて、商人の家つぐべしともおもひ候はず、さればかくこそ答て候と申たりければ、いとうれし氣におはしまして、かゝる事に至ては、其人々の心にある事なれば、父子の間といふとも、いかにとも定申がたき事なるを、よくこそ答給ひたれ、老たる父やしなふべきために、身をなきものにし給はむも、孝行ともいふべけれど、今聞し所のごとき、孝行の大きなることはりには似るべき事にもあらず、我はじめ世をのがれしより、かゝる身にて終りなむは、もとより思ひまうけし所なり、返す返すも我事をな心苦しく思ひ給ひそと仰られけり、其後又ある人の、我ためにに謀て、今の世に醫をもて業とする人を見るに、多くは、方書だに讀得ぬ輩なり、そこの才學をもて、少しく心を用ひたらんには、それらの庸醫と比すべき事にもあらず、此事當時の賤しき業にもあらず、あはれ此業をもて父をもやしなひまゐらすべき謀こそあらまほしけれといふあり、古こそあれ後の世の人は、醫をもて仁術ともいひしかば、志を得ざらん人の、此事に隱れんもまたあしからじ、されど我才もとより疎なれば、其業また精しからじ、人をあやまる所あらむには、其術の仁なることを得べからず、此事我よくせむ所にあらず、古の人はひとりのつみあらざるをも殺す事をなさずとこそ承れと答へぬ、かゝりしほどに、又當時天下に雙なしなどいふ富商の子の、學ぶ友となりぬる事出來しに、その子のいひしは、我父たるものゝ見まゐらせて、必ず天下の大儒ともなり給ふべき御事なり、我亡兄のむすめの候なるにあはせまゐらせ、黃金三千圓にもとめ得し宅地をもて學問の料となして、ものまなび給ふやうにと、某が心のやうに申せとこそ侍れといふ、我此事をきゝて、御こゝろざしのほどわするべからず、

我むかしある人の申せしことを聞しに、夏のころ靈山とかにあそびしものどもの中、池に足ひたし居けるに、小なる、蛇の來りて其足の大指を舐しきるあるが、忽に去りては、また忽に來りて舐るかくするがうちに、其蛇やう／＼に大きくなりしにや、後には其大指を呑むばかりになりしかば、腰よりさすがを取出して、刄のかたを上になして大指の上にあてゝまつ、また來りて大指を呑んとする所を、あげさまにさしきりたれば、うしろざまに飛去るほどに、家にかけ入りて障子をさす、ともなひしものども、なに事にやといふ程こそあれ、石はしり木たふれて、地ふるふ事半時ばかりすぎてのちに、障子をほそめにあけて見けるに、一丈餘の大蛇の、唇の上より頭のかたまで、一尺餘きられたるが、たふれ死したりといふ事あり、その事のありやなしやは、いまだ知らねど、今のたまふことに似たる所の侍るなり、初其蛇の小しきなりし程は、わづかにさすがをもてさしきりし所なるが、すでに大きくなりしに至ては、一尺餘りの疵とは成しなり、今我身まづしく窮りたれば、人知れるものにもあらず、此身のまゝにて、そこの亡兄のあとを承け繼ぎなむには、その疵なほ小しきなるべし、もしのたまふ所のごとく、世にえらるべきほどの儒生ともなりなんには、その疵は殊に大にこそなりぬべけれ、三千兩の黃金をすてゝ、大疵あらむ儒生と成し立てられむ事は、謀を得給ひたりともいふべからず、たとひさしきる所の小しきなりとも、我もまた疵かうぶらん事をねがはず、我かくこそ申たれと答給へといひたり、後に聞けばえかるべき儒生のその娘にはあひぐせしなり、（その富家は河村といひし、その孫女の夫は黑川とかいひて、其父祖ともに儒に名ありし人なり）此事をも父にておはせし人に語り申ければ、めづらしからぬ事なれど、よき喩にもありつるかなと、わらひ給ひたりき

我廿三歲の夏の頃、豫州の家滅びしかば、前にえるせし事のごとく、我つかへの途もおのづからひとどたり、かくて筑前守紀正俊朝臣に薦めしものゝありて、廿六歲の三月に、彼朝臣の許に出て仕ふ、一年を隔てゝ、廿八歲の秋、筑州の事おはしまして、其嫡男下總守正仲朝臣、彼あとを繼がれしかど、不幸の事のみ打續て、後には家人等を扶助すべき事も意のまゝならず、皆々其祿米を減せられしほどに、祿

を辭し去るものどもすくなからず、我はじめ出仕へしより此かた、彼父子にしられし身にもあらねども、凡そ主となり、従者となれるもの丶、か丶る時に至て、はなれ去るべき事にあらずとおもひしかば、わづかに妻孥の饑をまぬがる丶のみにて、心にもあらぬつかへにしたがひゐたりけれど、いとま多かる身なりしかば、この時にこそ經史の類をも涉獵せし事はありつれ、貧は士の常などいふ事あれば、私の事においては、いかにも堪忍びしかど、つかへにしたがふ身には、そのほどにつけて、なすべき事ども多ければ、つひには財盡力窮りて、三十五歳といひし春に至て、ありし事ども書あらはして、身のいとまを給るべき由を申聞え、したしかりしものどもには、かねてよりかく思ひたちし事を語りたりけるに、祿米あれば、饑て死するまでの事はあらず、かくまで財力つきはてし人の、祿をも辭して去らむには、一日の饑をすくふべきたすけもあらじ、我身こそかくまでおもひたち給ひたれば、いかにもおはすべきことなれ、わかき妻、おさなき子どもの事をば、いかにし給ふべきなど、いふ事共ありしかど、賴みし人の不幸の事どもおはしまさずば、我今までかくてはおるべからず、此年頃、堪がたき事をも堪へ、忍びがたき事をも忍びしは、主となしまゐらせ、従者となりし所を思ひしがゆゑなり、けふ祿辭し去りて、あすは妻孥等皆々はなれちりなんをもて、我こ丶ろざしのほど見ゆべき事ぞかし、天もしものしり給ふ事あらむには、それまでの事もあらじものをといひけり、總州もいかに思ひ玉ひしにやあらむ、のたまひ出す旨もなく、春すぎ夏たけてのたまふ事どもありて、たゞいかにもして、我家をさらむ事、思ひとどまるべしとありしに、（此使は太田垣といひし家の老なり）されどまた申す旨ありし程に秋の初に至て明卿生れたりけり、その程すぎて、つひに我請ふ所をゆるさる、此時におよびて、家に餘れる資財をはかり見しに青銅三百と白米三升には過ず、よし／＼忽に饑る迄の事もあらじといひて、妻孥引具して、年比師檀のゆかりにつきて、高德寺にゆき至り、やがて淺草のほとりに宅借りて移れりなほ一僕一婢のあひ從ひしをも、めしつかふべきたすけもなし、いかにもなりゆけといひしに、おのれら習はぬわざをもなして口もらふほど

の事をばいとなみなむ、いかでか、離れまゐらすべきといふなり、かゝりしほどに總州の舍弟の許より（今の備後守後善の御事）使して、斯ておはさんほどは、一家の人、やしなはれん所をばまゐらすべしと、いひ送り給ひたりけり、（此使は坪井といひて、家の老なりき）是は年比學文の事など、みち引まゐらせし所を、思ひ給ひしが故なるべし、おもひがけぬ事も出來たれば、其秋の末に、居所を城東にうつしたりしに、來り學ぶもの日々に多く、しかるべき人々も、就て學ばれしすくなからず、此明の年、ある人の申せしは、（谷といひし人）そこはもと、當時御覺もよからぬ人の家より出で、しかも世に用ひられぬ人に、ものまなび給ひぬれば、たとひ學優なりといふとも、身を起し玉はむ事かたかるべし、あはれ其學ぶ所をあらためて、後榮をも期し給へかしといふ、はじめのほどは、打わらひてのみありしを、二たび三たびに至て、いふ事やまず、我ためあしからじとてこそ、かくはのたまふなれ、されどのたまふ所のごときは、眞實は我ためよからむ事にもあらず、むかし孔門の人々の事は、聞もおよび給ふらめ、もし其師の時にあはざるがために、我學べる所をあらたむべき道あらむには、彼人々なにをくるしみてか、陳蔡の間に相したがふ事のさふらふべき、凡は人の生ずる所に報ゆるに、死を以てすべきもの三つ、いはゆる父と師と君と、ある所のまゝにて死を致すこれなり、我今父すでに死して、またつかふる所の君もなし、たゞ我死を致すべき所は、師にて候ものひとりさふらふなりと答ければ、其後はいふ事もなかりき、我師なる人は、我をばそのむかしつかへられし加賀の家にすゝめん事を思給て、そのあらましを聞え給ひしが、加賀の人にて岡島といふが、（すなはち忠四郎の事）我をたのみたりしには、我本國に老たる母のあれば、いかにもして先生推薦給らん事を申て給るべしといふ、我其事のふしをつぶさに申て、某つかへに從はん事は、いづれの國をも撰ばず、彼人は老たる母の候なる國にて侍れば、某に代てすゝめらるる事某も又望む所なり、けふよりしては、某を以て彼國にすゝめられん事、固辭申す由を申切りてければ、此ことをつく〴〵ときゝ給ひ、今の代、誰かはかゝる事をば、申聞べき、古人を今に見るとは、かかる事にこそとの給ひて、涙を流し給ひしが、此後

常に此事をば、人々にも語り給ひたりけり、さればやがて岡島をば、彼國にすゝめられき、かくて我三十七歳の冬十月十日に、高力豫州の、我師の許に來りて、門中の人々誰かは其最におはする、我心のやうにて問まゐらせよと、戶田長州の申すなりといはれしかば、（戶田は當時甲府の家老）足下にもよくしり給ひしものをとて、我事をもて答らる、同十五日の夕、豫州の久しく見侍らぬといふなり彼もとにゆき玉へと命ぜられしに、ゆきむかふに、尋問はれしことなど、對ふることありき、十二月の五日に、豫州また我師の許に來りて、長州のことばを傳へて、我を藩邸にすゝめられん事をはかる、されど我師の心にみち玉はぬ事おはしければ、まづかれに申して、御答申べけれとのたまひ、其夜我をめしてのたまひし事どもあり、六日にまた豫州いはれし事どももありしに、其夜我また申す旨ありしによりて、七日の朝に至て、豫州の許に文して答申されき、

はじめ我師の心にみち給はざりし事は、祿米三十人を扶持すべき料を給はるべしとのことなりしかば、學の優劣は祿の厚薄によらざる事勿論なり、されど世の人は、祿厚ければ學優なりと思ひ、祿薄ければ學も劣れりとおもふ事よのつねなり、我門にさぶらふものゝ中、かれにしかざるも、なほさほどの微祿のものはあらず、かれまたもとより、儒をもて業とせしものにもあらず、今までつかへにしたがひし祿米のほどもあるものを、のたまふ所の如くにて參らせん事、得こそかなふまじけれとのたまふ、そのゝち又豫州來りて、のたまふ所いはれなきにあらず、さらば祿米四十人を扶持すべきほどの事は、我いかにも申かなふべし、まづかのゝたまふ所にまかせて參らせられんには、その後の事は、いかにも望にまかせらるべき事にやとありしを、その夜我をめして、またかくまで豫州のいひしかど、我なほおもふ所あれば、此事いかにもかなふべからずとのたまふ、當時彼藩邸の事、他家の事に准ずべからず、もし祿の多少を論じて、そのまねきに應ぜざらむには、これより後、他家の人々のまねかるゝ事ありとも、祿厚きにあらずば、それに應ずべからず、たゞしるべからざる所の事は我命の厚薄いかにや候べき、同じくは、

豫州のはからひにまかせらるべくや候と申す、答申さん事遲からず、よくおもひはかるべしとありしを、我なほ申す事ありしかば、此上はとて、つひに豫州の許に文つかはし玉ひき

後にきゝしに、はじめ藩邸より、大學頭藤原信篤の弟子給るべしと仰られしに、信篤思ふ所やありけん、參らすべき弟子候はずと答へ申たり、かくて我事を聞召及ばれしのち、長州のはからひにて、此年の春、みづから薦めし所の人を、信篤の弟子に申なして、さて後に我をめすべきよしはいひおこせたるなり

長州のすゝめし所は、今の舟橋半右衞門なり、其時は吉田藤八郎と申す、もとは京の仁齋とかいひしものゝ弟子なるを召出されき、此時に大學頭の門人に申行はれき、されば儲副にたゝせ給ひし初に、此人は近習にめしくはへられたりしなり

同き十五日の夜、長州の許より、我師に文贈りて、明日某を藩邸へ參らせらるべしとありしかは、十六日の巳時ばかりに藩邸に祗候す、戸田長門守忠利、津田外記、小出土佐守有雪等の人々我をめし出して、御家人たるべき由の仰をば小出傳へられき、同き十八日、はじめて見參す、二十二日、初て大學の書を進講しつ、明れば甲戌の正月の初、仰下されしはこれよりさき、四書を講ぜしめられし事凡三遍、小學近思錄等の書各一遍、されどいまだ聖人の道、いかにといふ事を明らかにせず、これより後いかに學び給ふべきか、はからひ申すべしとの御事なり、その對へ申せし事ども、その大要は、いにしへの聖人、脩己治人の道、四子の書に備れり、これを躬に行ひ、心に得べき事、他に求むべからず、しかれども聖人の大經大法、その詳なる事をしろしめされんには、五經の書を兼學ばせ給ふべきか、春秋猶富み給ふ事なれば、おこたらせ給ふ事なからんには、其功の終らんこと遠きにもあるべからずと申す、さらばまづ詩禮より始めらるべしとて侍講のもの二人に、日講の事を仰下されて、詩を進講すべき事は某に仰下さる、（禮記は吉田して講ぜしめらる）此時に、我長女疱瘡をうれひて、二月朔日に至て死し、明卿また其疱瘡をうれふ、此等の事によりて、同き月十三日、始て詩經の講筵を開かる、此年十一月二十日に至て、某講に侍る事、凡百六十二日にして功終りぬ、（草木鳥獸等のごときは、畫師して圖せしめ、かれてま

（ゐらせしかば、これらの事を講ずるにも便ありき、其圖は猶今我家にあるもの也）此後書を以て進講すべき事を仰下され、また此事すでに日ごとに、講筵に臨まれしといへども、餘暇猶おはします、三代より以下、歷世治亂興亡の事をも、兼ね聞召れん事いかゞあるべきと仰下さる、仰下さる所、誠に斯道の大幸なり、さらば司馬氏資治通鑑、朱子通鑑綱目の間を以て、兼學ばせ給ふべき御事かと對へ申せしかば、通鑑綱目の書を兼學ばるべし、某また進講すべき由を仰下さる、明れば乙亥の年正月廿四日、書經の講筵を開かれ、同き廿八日、通鑑綱目の講筵を開かる、此年書を講ずること凡七十一日、十二月二十一日に至りて功就る、此のち某に春秋を講ずべき由を仰せ下さる、この年また禮記の功終らせ給ひしかば、周易を講ぜしめらるべしと聞ゆ、丙子の年正月廿六日、春秋の講筵を開かれ、左氏公羊穀梁胡氏等の四傳をあはせ講ぜしめらる、通鑑綱目を兼講ずる事前のごとし、春秋の講は凡六年を經て、辛巳の年、十二月十九日に至り、講に侍る事凡百五十七日にして功終れり、これより後、通鑑綱目の講、年々におこたらせ給はず、其前編功終るに及びて、かくれさせ給ひたりけり、つねに進講終りぬれば、座を賜りて、倭漢の故事等問はせ給ふ事もおはします、就中祖宗開闢の時の御事に至ては、特に御心を深くし給ひしほどに、書經の講終りし庚辰の年二月十一日に、國初より此かた、その封祿萬石以上の人々の事ども、進講の暇あらむをり〳〵に、いかにもしるしてまゐらせよかしなど仰られしに、明けの年辛巳の正月十一日に、その事を以て仰下さる、同き十四日に、まづ其書を撰ぶべき凡例をしるしてまゐらす、しかるべき由を仰下されしかば、これより諸家の事どもたづねはじめて、七月十一日に至て草を起し、十月に至て稿を脫す、事は慶長五年に始りて、延寶八年に至るまで、八十年の間、始封襲封、及び廢除等、凡三百三十七家、その書たる正編十卷、附錄二卷、凡例目錄共に一卷、通計十三卷を分ちて二十冊となし、自から淨書功終りぬれば、明る壬午の二月十九日に進呈す、これよりまた書の名をば、御みづから撰び給ひて、藩翰譜とぞ題せらる、（此外仰によりて、二三冊ばかりの書ども撰呈せし事猶多し、ことごとくしるすにいとまあらず）はじめ某仰を奉りて、詩を講ぜしめられしより此かた、年ごとに四書ならび

に孝經周禮儀禮等の書を兼講せしめられし事、御代しろしめされし後に、御使を奉りて上洛し、また朝鮮の聘事を奉りしほどを除くの外、十九年の間、某講筵に侍る事、凡一千二百九十九日なり、某が外、日講侍讀等の事を奉りしもの三人、おの／＼講筵に侍る事も、またかくぞ有るべき、されば經史諸子の書等、大かたは殘所なくぞ通曉せさせ給ひたりける、倭漢古今の間、かく迄に學の道好ませ給ひし御事をば、いまだ聞及びにし所にあらず、（周易の日講功終りし後は、大學衍義の書を講ぜしめらる、これもかくれ給ひしころ迄に、正補共に功終り給ひたりき、）乙亥の年、秋の末に、常に御側にさし置れて、御覽じつべき倭漢の書目、しるしまゐらすべき由仰下されたり、我師にて候ものと、あひはからひてこそ、申すべけれと對へまゐらせて、師たる人に問ひてのちに、書目をまゐらせしかばそれらの書ども、購求めてまゐらすべしとあり、こゝかしこもとめ出して、倭漢の書百數十部を奉れり、十二月二十一日に侍講の者二人をめされて、倭漢の書、二百部ばかりの書目しるし出されて、その〳〵賜らむとおもふ書目に、點してまゐらすべしと仰下さる、これは今まで御側に閣れし所のもの共なり、二人たがひに相讓りて後、ひとりの點せし所、三つか二つばかりに及べり、某その殘る所を見て、此等の書、某が家藏にあるものも侍り、また近習の人々にわかち賜らんに、皆しかるべきものどもなりと申て、我點せし所わづかに十一部に過ずおの／＼其望む所に任せらるゝよし仰下され、某はしばらくさぶらふべしと仰下されて、年比御自愛の物なり、汝の子息に相傳ふべしと仰下され、六經の書を下し賜る、

此時仰の事どもを傳へられしは、今の越前守藤詮房朝臣、いまだ宮内と申せし時の事なり、賜りし所の六經は、汲古閣の善本にて、裝潢幷に書匣鎖鑰等善盡し美盡せし所、猶今も家にあるものこれなり、今ひとりの賜りし所は、いくほどなくして、災火のために、ことごとく燒うせしといふ、惜むべき事にてあるなり

明ぬれば丙子の年の正月の初に、宴を開きて、我師なる人に、かの特賜の書みせまゐらせしかば、序作りてたぶ、其一年をへだてゝ、戊寅の九月二日、災火のために、我家もやけぬと聞召て、同九日に、黃金

五十兩を下し賜れり、（これは假屋うつべきための料とすべき由の仰なりき）此時御家人の中、災にかゝれる人々も多かる中に、かゝる賜物ある事は、特恩に出し所なりき、されど此事なからんにも、我のみひとり屋舍造り、什器作り出す事、かなふまじきにもあらず、たとひまた賜ひしところを以て、それらつくらむ用に充なんにも、此所火災しば〳〵行はれぬれば、又燒け失することもあらむには、此恩も終にむなしくなりぬべし、いかさまにもはからふべき事こそあるべけれとおもひめぐらして、やがて彼賜物を以て新たに鎧一領を威さしむ、今の紺絲威の鎧、同じ毛のかぶとに、鍬形うちし物これなり、これ死をもて、朝恩に報いまゐらせむ時、用ふべきがためなり、我後たらむものは、よく〳〵此旨を存じて、此鎧と、後に賜りし所の御太刀とをば、嫡流の家に傳ふべき事なり、そのゝち五年を隔て、元祿十六癸未の年の十一月、火災にかゝりし時、果してまた我屋舍等やけ失せしかども、此鎧をば、常に身にしたがへしほどに、今も猶のこれり、我師なりし人は、はじめ火災にあひし、戊寅の年十二月廿三日の夜に終り給ひたり、遺言によりて葬儀等の事をば、はかり申せしなり、（これ元祿十一年の事にて、南部の榊原玄輔と二人遺言によりて葬儀等の事、とりはかりたりき）毎年正月の初に、講筵を開かるゝの儀あり、かねてより、講章を奉らしめ給ひ、其日講訖りぬれば、時服二領を賜はる事、つひにかはらず、（此儀は、年の初めの御事なれば、大雅の中、めでたき詩を撰びて、進講する事例とはなりき）はじめ藩邸におはしませしより、御代をしらせ給ふ後に至て、歳初に講筵を開かれしのちに、月の十五日を過て、日講初り、十二月の末にいたるまで、大故おはします事の外は、朔望はいふに及ばず、四時佳節の日といへども、日講をとゞめられし御事はあらず、我身の病多くなりて、大暑大寒に堪ざる事をしろしめされしより後は、暑甚しき時には、日沒りて後に參るべしと仰下されて、進講は夜に及ぶ、天寒き時には、進講は晝の間にして、御座と某との間に、大火爐を一つ設置かる、寒猶甚しきに至ては、特に大爐一つをめされて、某が座のうしろに置しめらる、我進講に當りし日に雨雪あれば、必ず御使をはせられて、出仕の事をとどめられき、すべて講筵に臨ませ給ひし儀、春秋冬は、裏打たる御上下をめされ、夏はすきたる御肩衣に、

ひとへの御袴をめされて、常におはします御座をば下り給ひ、御座をさる事九尺許を隔て、某が座を設けらる、夏熱けれども、御扇をとらせ給はず、夜ふけ蚊多けれども、逐はせられし御事もあらず、いづれの比にかありけん、風の御心地おはしまして、しきりに御はなの漏りけるにこそ、ひそかに御側にむかはせ給ひ、御ふところの紙取出給ひて、拭はせ給ひては、こなたにむかはせ給ふ事、しきりにおはしませし事のありつれ、かゝりしほどの事なれば、講に侍る事の、やゝもすれば、一時には餘りぬれど、その間御前のものしづかなりし事どもおもひやるべし、また年ごとの春と秋とには別館にわたらせ給ふ毎に、御供にさぶらふべき由仰下され、必ず一所を點じ定められて、御使して酒菓を賜り、あるひはまた人々に詩など作らしめ給ふ事もありき、また四時ともに、おの／＼衣服の類賜り、年の終りには、おの／＼黄金白銀等を賜りて、其勞を慰められし事、年々にかはらず、これらの事ども、御代しろしめされし後といへども、つひにあらたまらず、それが中、儲副に立せたまひし明けの年の春、我には特にいろ／＼のうつくしき絹ども賜はりて、妻子共にあたふべしと仰下され、その夏に至て、また前の同じきひとへのきぬども賜り、またこれも妻子どもにあたふべしとて、折櫃に入りし御菓子をも、たび／＼に給りしが、此後はこれも年々の例となりしによりて、前代の御代をつがれし後にも、ありし御代のごとくになりたりき、此等の事は、我より外に其例なき事共とぞ、人々も申たりける、

我はじめ湯島に住みし比、癸未の年、十一月廿二日の夜半過るほどに、地おびたゞしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出るに、こゝかしこの戸障子みな倒れぬ、妻子共のふしたる所にゆきて見るに、皆々起出たり、屋のうしろのかたは、高き岸の下に近ければみな／＼引ぐして、東の大庭に出づ、地裂る事もこそあれとて、たふれし戸ども出しならべて、其上に居らしめ、やがて新しき衣にあらため、裏うちたる上下の上に道服きて、我は殿に參るなり、召供のもの二三人ばかり來れ、其餘は家にとゞまれといひてはせ出づ、道にて息きれん事もあらめと思ひしかば、家は小船の大きなる浪に、うご

くがごとくなるうちに入て、藥器たづね出して、かたはらに置つゝ、衣改め着るほどに、かの藥のことをば、うちわすれて、走せ出しこそ、恥かしき事に覺ゆれ、かくて走する程に、神田の明神の東門の下に及びし比に、地またおびたゞしくふるふ、こゝらのあき人の家は、皆々打あけて、おほくの人の、小路にあつまり居しが、家のうちに燈の見えしかば、火こそ出べけれ、燈うちけすべきものをこそと、いひつゝ走りてゆく、昌平橋のこなたにて、景衡の、時に朝倉余一といひし我かたに走せ來るに、ゆきあひて、あとの事、よきにはからひ給へと、いひすてゝゆく、橋を渡りて南にゆきて、西に折れて、また南せんとする所に、馬をたてゝ、あるものを、月の光りに、みれば、藤枝若狹守なり、これは地の裂けて、水の涌出れば、其深さ廣さのはかりがたさに、かくてありしなるべし、つゞけやものどもといひて、一丈餘りになりて流るゝ、水の上をはねこえしに、供なるものども同じくこえぬ、その水こえし時、足をうるほしければ、草履の重くなりて、ゆきがたかりしかば、あらためはきて、はするほどに、神田橋のこなたに至りぬれば、地またおびたゞしく震ふ、おほくの箸を折るごとく、また蚊のあつまり、なくごとくなる音のきこゆるは、家々のたふれて、人のさけぶ聲なるべし、石垣の石走り土崩れ、塵起りて空を蔽ふ、かくては橋も落ちぬと思ひしに、橋と臺との間、三四尺許くづれしかば、跳りこえて門に入りしに、家々の腰板のはなれて、大路に横たはれるが、長き帛の、風に飜りしがごとし、龍の口に至て、遙に望みしに、藩邸に火起れり、その光りの高からぬは、殿屋たふれて、火出しやと、いと覺束なくて、心はさきに走すれど足はたゞ一所にあるやうに覺ゆ、こゝより四五町がほど、ゆきしと思ふ比に馬の足音の、うしろのかたにするを、かへり見れば、藤枝の馳來るなり、我こゝまでは來たれど、ゆく末の事はかりがたければ、若狹守殿とこそ見まゐらすれ、あの火のありさま、覺束なく侍るものかなといひしかば、されば候、來らせ給へ、馬上に候御ゆるしかうぶらむといひて、走せゆく、やがて日比谷の門に至るに、番屋たふれ、壓されて死するものゝ、くるしげなる聲すなり、かしこに又馬よりおりたちて、居しものを見るに、藤

枝なり、これは樓門の瓦の、南北の檐より、地に落かさなりて山のごとくになりたれば、こえがたきによれるなり、いざたゝせ給へといひて、伴なひて、その上をこえすぎて、小門を出で見れば、藩邸の北にある、長屋のたふれて、火出しにて、殿屋には、はるかに隔りたれば胸ひらけし心地す、藩邸の西の大門ひらけて、遠侍のたふれし見ゆ、藤枝こゝより入らむとす、某は常に西の掖門より參りぬれば、かしこより入候はむといひてわかれぬ、かくて掖門より入りて見るに、家々皆たふれかたぶきたれば、出たちてある人に、路ふさがりてゆくべからず、そこをすぎて、常に參る所に至りたれば、其所もたふれて入べからず、藤枝またそのほとりにたゝずみ居しをともなひて、御納戸の口といふ所より入たり、ここかしこの天井落かゝりし所をすぎて、我は常に祗候する所に參りしに、今の越前守、詮房朝臣の、こなたの方に來るにゆきあひて、御つゝがもあらせ給はぬ事を聞き、かゝる時に候へば、推參し候といひすてゝ、常の御座所に參るに、その庇の內に、東の屋のたふれかゝりしあり、近習の人々は、南の庭上にたち居たり、上にはあなたの庭におはしますなりといふ、戸田小出井上などのおとなたちも、こゝに入來る時は、庭上にたちぬれば、五十嵐といひし人に、いひ語らひて、（今の一十郎のわかき時の事なり、御小納戸衆にておりき）御庇に敷れしたゝみ十帖ばかり、庭上におろして、皆々を其上に座せしむ、地震ふ事しきりなれば、座せしうしろの池の岸くづれ／＼て、平かなる地も狹くなれり、かゝりし程に酒井左衞門尉眞忠仰をかうぶれりとて入來りて火を防ぐ、火熾りならんには、御座を移さるべしなど聞ゆるに、御袴ばかりに、御道服めされて、常の御所の南面に出たゝせ給ひ、某がさぶらふを御覽じて召す、御緣に參りしかば、地震の事つぶさに問はせ給ひて後に奧に入らせ給ひぬ、夜も明けぬべき比に至て、おほやけに參り給はむと聞ゆ、某長門守の耳につきて、地震ふ事なほしきりなり、參らせ給はむ事、いかにやといひしに、我もさこそはおもへど、とゞめ申すべき事にあらず、といふほどに、出たゝせ給ひたり、かくてかの火出しところにゆきて見るに、たふれし家に、壓れ死せしものどもを、引出したるが、こゝかしこにありし、井泉こと

ごとく竭きて水なければ、火消すべきやうもあらず、（此時御庭の池水を汲んといひしを、今の曲淵下野守の、此水用ゆべき時ありといひて、ゆるさざりし、いかに思ひしにや、おぼつかなし）かゝりし程に、いまの隱岐守藤原詮衡の我をいざなひて、兄の詮房朝臣の、家の庭に入りて膳を薦む、よべ侍醫の坂本といひし人の、（養慶といひき）庭上に來りて、我を引のけて、袖より物出してあたふ、湯にひたしたる飯を、茶碗に盛しなりき、それを食しのち、程へしかば、飯うちくひ、酒うちのみて出、今の市正藤正直の家の前をすぐるに、よび入れて茶をあたへたり、かくせしほどに、歸らせ給ふと聞て、入らせ給ふべき所にゆきむかひて、むかへまゐらす、そとより、おとなたちと我と四人うちつれて、いづこにやとありけん、ほそきわた殿のある所を經て、常の御座の方にゆくに、作りあはせの所に至る、人々は草履を袖にしたれど、戸田はその用意なしとみゆ、我はかゝる事もこそあれと思ひて、はじめ庭上に在し時、そこらの草履を、左右の袖にしたれば、取出てあたふ、かゝりしほどに、ふたゝびさきの所に出させ給ひ菓をめして、我いとけなき時に、上野の花見しものどもの、むれゐしを見しに似つるかなと、仰られてわらはせ給ひぬ、とかくせしほどに、火も打消えぬ、日すでに午の半にもなりぬべき比、又出させ給ひて、菓をめす、參りしかば、妻子どもの事、そのゝちの事、聞えしにやと仰あり、よべ參りし後にこゝにのみさぶらひて、それらの事も承らずと申す、我谷中の別業にゆく時に、人のおしへたりしをおもふに、居所は高き岸の下にありしとこそ覺ゆれと仰らる、さん候と申す、いよ〳〵覺束なき事也、かくては、地ふるふ事數日をも經め、ふるひし初の事のごとくならむには、あひかまへて來るべからず、とく〳〵家に歸るべしと仰下されしかば、罷出て召供のものにたづねあひて、よべのまゝにさぶらひしにやととふに、けさとく家にのこせしものども、來り代りぬれば、家に歸りて、物くひて、また參れりといふ、これによりて、妻子どもの事、つゝがなかりし事をしりぬ、心しづかに家に歸りぬれば、未の初にはすぎぬ、明けの日、藩邸に參りしに、殿屋こと〴〵くかたぶきたれば、東の馬場に、假屋うたせ給ひておはします、地なほしきりにふるひぬれば、必ず火起りぬべしとおもふに、我ぬりごめのかたぶ

く迄はなけれど、壁の所々くづれ落しあまた有れば、くづれしつち水にひたして、そのやぶれを修め塗らしむおもひし事のごとくに、同き廿九日の夜に入て火起れり、資財こと〴〵くぬりごめにおさめしかとおもふに、地ふるふ事やまず、ぬりごめたふれん事もはかるべからず、また修め塗りし所の土、いまだ乾かず、火勢さかりにして、新舊の土の間ひらけなば、内に火の入らむ事も、はかりがたく、やがてそのほとりの地に坑鑿せて、賜りし所の書ども、また手づから、抄錄せしものども、ぬりごめよりとり出して、かの坑の中にいれ、疊六七帖その上にならべ置く、土厚くきりかけて、家を出づ、こゝかしこにて、火のために道を遮られて、火勢やゝ衰へし時に、その燒けすぎしあとの道を經て、家に歸りて見るに、かの書を埋みし坑に近き岸の上なる家のやけ落たるが、火いまだ消ずぞありける、しきりに水をそゝぎて、火を打消して、やけたる柱などとりのけて見しに、其家の落ぬる時に、かの埋みし所の土をばうち散らして、上にかさねし疊の燒うせ、下なる疊に火すでにつきし程に歸り來りけるなり、ぬりごめは思ひしに似ず、たふれもせず、やけもうせず、さらばはじめ坑うがち、書おさめし事は、徒らに力を勞せしなりけり、といひてわらひぬ、

甲申の年十二月五日に、儲副に立せ給ふと聞て、馳せ賀し申さむため、龍口のほとりに及びし時、程なく西城に入らせ給ふべしとて、道ゆく人をとどむ、御歩行衆なり某が名を稱して、參るべき事あるがためなりといひしかば、さらば參りたまへとて、ゆるしぬ、落邸に至るに、御迎の人〴〵參りつどへり、美濃守吉保朝臣を始て、御供に候べき人々參れり詮房朝臣を尋ねしに、物くひておはすと聞て、其所に入りて賀し申す、やがてくひはてゝ、坐をたゝれしを引とどめて、凡天下の御事においては、某此年頃申せし所なれば、今はた申すに及ばず、只その申せし事共を、忘れさせ給ふ事なからむには、天下の幸甚にこそ候べけれと、此一ことを申すべきために馳參りて候也、此由を以てもらし申させ給へといひて、たちわかれぬ、

後にある人の申せし事をきゝしに、いづれの比なることにかおはしましけん、詮房朝臣にむかはせ給ひ、我はぢめ西城に入らむとせし時に、君美が

馳參りていひし所をば、わすれもやする、我は日としてわする丶事はなきものをと仰られしとぞ

我は此のち家にのみこもり居ぬ、廿日ばかりをすぎて、ある人の參りて、むかしつかへ參らせし人々、そのほど〳〵につけつ丶、おの〳〵めし出されぬ、我らが事のみ、いまだ仰下さる丶旨のあらざれば、此事を以て歎申す人ありと聞ゆ、我も其由を以て歎き申さむと思へば、しらせ申すなりといふ、

かく告しらせせし人は、芝崎十郎右衞門なり、これは村田十郎右衞門の、詮房朝臣の舍弟につきて此事を申し、またむかし藩邸にをはしませし時に、其所より事を執申されし人々の許にもゆきて、此事を申旨ありしと聞えしが故なればなり、

年比つかへまゐらせし所の、かくおはしますを見奉る事、これにすぎし身の幸やあるべき、此ほかまた何事をかもとむべき、我また身不肖也といへども、さすがに今は藩邸の舊學也、禮を以て進退せん事、これみづから重んずるがためにもあらず、いかんぞ人々のごとく、此等の事をもて申す事のあるべきと思ひしかば、御芳志のほど謝するに詞なし、されど某が事においては、存ずる所あれば、それらの事を以て申す事あるべからずと答へぬ、わづかに一日をへだて丶、その月の廿六日の夜、某等が事執申すべき由を仰かうぶりし人々ありと告來れり、

此こと藩邸に申せし時の目付衆、坂部といひし人より告來り、其狀に見えし所、新井勘解由、村田七郎右衞門、芝崎十郎右衞門、吉田藤八郎、服部清助、土肥源四郎、此等七人をば、西丸御側衆支配あるべしと云々、

廿七日の申時ばかりに、詮房朝臣奉りて、西城へ參るべき由を仰下さる、やがて參りしに、仰をうけて、むかへみちびくべき人々出むかへ、參るべきところにみちびく、

大門の外に小人衆をつけおかれて、中の口に案内す、かしこには、山本傳阿待居て、某參りし由を申ければ、藩邸の侍醫にてありし、山本玄長出むかへて、斗鷄の間にみちびきぬ、玄長は某が相識なるをしろしめされしゆゑなり、戸田長門守忠利、小出土佐守有雪、井上遠江守正方等の人々出むかへり、

此三人は某等が、事を支配すべき由仰かうぶれる所なり、

かくて村田等の人々も參し後に

此時芝崎と、服部清助とは見え來らず、めされずやありけん、詳なる事をしらず、

詮房朝臣小出と共に出來て、仰を傳へられし事終りて人々退出す、某はしばしがほどこゝにさぶらふべき由を仰下さる、

これは支配の人々仰かうぶりし事、又此のち祗候すべき所等の事を仰下されしなり、人々罷出しあとにて、小出某が座に居よりて、これより後の御事共は、天下の安危にかゝらせ給ふ所也、我々が事は、かねてもしり給ひし事のごとく、もとより不學無術のともがら也、たのむところは、そこのおはしますのみなり、此事我申す迄もあらねど、心およぶ所なれば聞え申す也と申さる、これは詮房朝臣御前に參られしあとにて、たゞひとり申されし所也、此人いくほどもなくて、不幸にしづみて世をさりき、誠に惜むべき事なり、

そのゝち詮房朝臣よりして、此ほどの御事ども、又年明けて講筵開かるべき事など仰下され、また今よりして後、參るべきやうなどの事まで仰下され、戌の時に至りて罷出づ

此のちは中の口より入て、御臺所を經て、奥に參るべき由なり、

廿九日に、元日大城拜賀の事等仰下さる、此事戸田より申來れり、其狀に御本丸寄合衆の次に候べしと云々明れば乙酉の正月元日、大城に拜賀す、同十一日に西城にて講筵を開かれ、そのゝち日講に侍りし事も、潛邸におはしませし時にかはらず、

此年四月十一日に、村田十郎右衛門、吉田藤八郎二人をば、小納戸衆に召加らる、村田はもと柳生が家臣なり、いとけなくおはしませし比、太刀打の事學ばせ給ふ時に、主の柳生が召供して參りしを、我めされし後におよび、柳生が弟子まゐらすべしと仰られしに、此人を參らせたる也、吉田を召出されし事は、前にしるせしごとくに、戸田がすゝめて、また大學頭が弟子となせしなり、大學頭は、當代の御師範などいふ事にて、其門人多くは近習にめしくはへられしによりて、戸田また吉田をすゝめんがために、村田をば撰擧せし也、今

の代こそはあれ、彼人々の仰かうぶりし所は、古の官寺の職掌にして、士君子の屑とせざる所なれど、わかき人々は、我がもとのまゝなる事は、某を禮待せさせ給ふ御心なるをばしらで、今までしたしかりしが、うとくなりしもすくなからず、わづかに十日をへだてゝ、その月の廿二日、進講訖りし後に、此所の庭の氣色興あり、市正正直に案内させて眺望あるべしと仰下され、こゝかしこ見はてて歸參りしかば、妻子共に與へよとて、色々の帛五卷を賜ふ、これ妻子共に物賜ふ事の始なりき、此時にこそ、此ほどうとかりし人々も、また來り賀しけれ、又此年九月六日に、芝崎十郎右衞門は致仕したりけり、此人もいとけなくましませしより、御馬にめさるゝ事をおしへまゐらせたりき、その齡も七旬にあまりぬべし、馬のる事にとりては、當時に双なき名譽ありき、濳邸におはしませし時より、戸田がしれる馬のりに、長崎とかいひしものをすゝめむとおもひよりて、芝崎が事を申事どもありしを、聞しめし入れぬさまして打過給ひき、彼芝崎は馬こそよく乘れ、天性我儘なる人にていひたき事のみいひて、世の人の馬のる事など、かげにていひけちたりければ、にくしと思ふものゝなきにあらず、御廐の預り、諏訪部とかいふが申す事ありしを、當時儲副につけ給ひし伯耆守正武朝臣、もとより諏訪部としたしかりしかば、戸田と心あはせて、よからぬさまに申なしたれば、芝崎其憤に堪ずして此年八月廿九日に、致仕の事を望乞ふ、日あらずして其請ふところをゆるされしが、いくばく日を經ずして、憤り死にぞ死しける、此人と村田と我と三人は、此とし比同僚のごとくにありしに、此人いかゞ思ひけむ、我事はしたしくいひかたらひし、みづからとれる所にあれど、かゝる事にて身を終りぬるこそあはれなれ、此比の事なり、小出と井上とあらそひいふ事あり、やがて小出は職奪はれ、すぎし比加賜りし所の地削られたりけり、これも戸田が正武朝臣とあひはからひ申せし事あるが故なり、初濳邸におはしませし時、戸田は小出と同時につけられしかど、年比小出が事をよしとも思はず、井上は其兄の河內守正岑朝臣は、當時の老なり、また右京太夫輝貞

朝臣の外従兄弟なれば、少將吉保朝臣にむすぼうれたる中なり、されば讒説も行れやすき事もとより也と、ある人は申たりき、其事のまことといつはりはしらねど、前にしるせしごとくに、忠利朝臣は我出身の初の事執申せし人なれば、其事を忘るべきにもあらず、小出はさせるゆかりもなけれど、此人すぐよかなる所ありて、おもふ所をばのこさでいひしと聞えしが、さもありしにや、儲副にたたせ給ひし初、我にいひしことばども思ひ出さるれ、戸田はいかにも世の事を精練して、甚だ機深かる人とみえしが、潜邸の御時に、朝よりとく參りつゝ、たゞひとりにて、詮房朝臣につきて、物申す事あり、又此人につきて望請ふ所を申すをききて、我は承り訖りぬ同僚の人によく申給へといふほどに、事なりぬるは此人の力によれりとおもひ事ならざるをば、同僚の人さまたげ申せし也と、人々は思ひたりき、これらの事は、我まさしく見聞きし所也、此人ほどなく祿万石に至り位四品になられしかど、一年ばかり過て、丙戌十月十五日に、職とゞめられたりけり、いかなる事にや、其故をばしらず、御代をしろしめされし後に、前代に戸田は職とゞめられしかど、祿といひ、位といひ、其幸すくなからず、小出が事、今に至ては、潜邸の勞に報いられんほどの御事こそあらまほしけれと申せしに、此輩は前代の御恩淺からず、然るにむかし潜邸にありて、二人共に常に前代の御政事を、さみし申す事をのみ事とせり、其小禍にかゝれるは其不幸にはあらず、此一事をもて其人をしるべしと仰下されたり、これらの事、しるすべき事共にはあらねど、我後たらむ人々、世の中のありさま、よろしくわきまへしらん事を思ひぬれば、其一二をこゝに註しぬ

此年八月四日、某等が事奉るべき人をあらため命せらる、

此日井上よりの狀に、某幷服部父子土肥四人の事、若年寄衆の支配たるべき由を仰下さると云々

明けの年丁亥五月十九日、宅地幷に屋材、家作るべき料として黃金二百兩を下し賜ふ、

永井伊賀守尙平、大久保長門守敎重二人雉子橋の外に於て、宅地三百五十坪を賜ふ由の仰を傳へら

る、事訖りなば、奥に參るべき由仰下されしかば參りて宅地賜はる事を謝し申せしに、濱邸にありし人々の家こぼたれし時に、蜂屋源八郎の家を殘し置れしは、そこに賜ふべき事を思召されしが故なり、今彼家を以て下し賜ふなり、されど其家を賜ふ所の地に引移さん事、私の力に及ぶまじければ、家引移すべき料のため、黃金百兩を下し賜ふ由、詮房朝臣して仰下され、同月卅日に至て、家造るべき用度たらずと聞しめし及ばれしによりて、また黃金百兩を下し賜りたりき、

七月廿六日、新宅に移れりと聞し召れ、八月朔日に至て、出仕すべき所の御門の事仰下さる、

これ出仕の道の程、遠からん事をおぼしめされて、紅葉山下、幷に裏御門より出入すべき由なり

此月晦日、大城において散樂(サルガク)あり、これ家千代君御誕生御賀のためなり、我君の御外叔父大田內記と某と二人參るべき由を仰蒙る、

これよりさき、七月十日の晚御誕生の事あり、此日の事は、永井大久保連署して仰を傳へらる、また兼てより大久保仰を奉りて、その一族大久保左京して二人を誘引せしむ、これ二人共に是等の事につきては、初參の儀なるが故也、このゝちは、毎事につきての廻文に、大田と某と二人を以て充所とせらる、

十一月廿三日午後參るべき由を仰下さる、よべ地震ひ、此日午の時雷の聲す、家を出るに及びて、雪のふり下るがごとくなるを見るに、白灰の下れるなり西南の方を望むに、黑き雲の起りて、雷の光りしきりにす、西城に參り着しに及びては、白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなりぬ、此日に大城に參らせ給ひ、未の半に還らせ給ひき、此日吉保朝臣の男二人叙爵の事ありし故なりやがて御前に參るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧て講に侍る、戌の時ばかりに、灰下る事はやみにしかど、或は地鳴り、或は地震ふ事は絕ず、廿五日に、また天暗くして、雷の震するごとくなる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し、此日富士山に火出て燒ぬるによれりといふ事は聞えたりき、これよりのち、黑灰下る事やまずして、十二月の初におよび、九日の夜に至て雪降りぬ、此ほど世の人咳嗽をうれへずといふものあらず、かくて年明ぬれば、戊子正

月元日大雨よのつねならず、閏正月七日、去年富士山のやけしによりて、ほとりの國々の地埋みし灰砂を除かるべき役を諸國に當らる、武相駿三州の地のため也、百石の地に黄金三兩を獻ずべしと也同廿一日、當十の大錢鑄らるゝ事を仰下さる、三月の比に至て、地上白毛を生ずる所ありと聞えしが、いくほどなくして、我宅地にも此怪ある事を見たりき、此餘天變地妖の事どもやむ時なくして、此年も暮しかど、まのあたり見しにもあらぬ事共は、こゝにはしるさず、六月の半に至て、我家のほとりの町々を他所に引うつされ、飯田町也またおほくの人々の宅地かしこゝにうつさるべしなど聞ゆこれは城北に御所を作られしによれりといふ、八月の半には、馬の毛きる事を禁ぜらるゝ由を承りぬ、これより後は、人々の引せしも乘しも、皆野にある馬を見るがごとくになりぬ、九月の末つかたには、かさねて大錢通用の事仰下され、十月に至て、畜類の事どもあはれむべきよし、三條の制を出さる、かゝりしのちは、馬にのるべきほどの人々、馬引せしのみにて乘る事もあらず、又商人共の、大錢通じ行ふ事を難ずる由聞えて、富めるも貧しきも、老少男女一人ものこらず、大錢用ふべき由の證狀を參らすべきとて、日々に其催促あるなどいふほどに、年もくれて、明れば己丑の正月元日には、去年よりの御不豫の事によりて、儲副拜賀を請させ給ひたりき、七日には身病する事ありしほどに、出仕にも及ばで家にこもりゐしに、十日の晝過る比より、なにとなく人のゆきかふあしのをとのはやきが、心得ぬ事に思ひしに、日暮るゝ程に大喪の御事つげ來りしこそ、誠に肝つぶるゝ事にてありつれ、

折たく柴の記卷中

己丑の春正月十日に、大喪の御事聞えて、明日は人人西城に參るべき由を告來れり、我も明る十一日に參る、時に封事を袖にして、詮房朝臣して奉らむと思ひしに、あふ事かなはざりしかばその舍弟中務少輔詮衡して奉る、今の淡路守の事也 其封事には當時の急三條をしるしたりき、此日夜に入て雨降ぬ、これ去年十月廿日のゝちはじめて降りしところなり、十二日にも、また參て封事を奉る、此夜また雨降りて曉に至れり、これより日々に參りしかども、いまだ詮房朝臣にはあはず、十五日に至て、初てあひて、此ほど申せし事などの事承りたりけり、十七日に、大錢を廢せらるゝの由仰出さる、此夜また雨ふりて曉に至る、人々の宅地、町々等を他所に引移さるゝ事共のやみしも此比の事なるべし、

大錢の事、前にしるせしごとくに、去年冬より此かた、商人共通用すべき由の證狀をまゐらすべきにて、其事の催促、大喪の御事ありし日に至れり、また人々の宅地町々引移すべき由の事共、年すでに明にければ、家こぼち、屋作り、資財雜具等、もちはこびぬ先例かゝる御事のある時は、七日ほどは工商共に其職業をとゞめぬれど、そのほどすぎては、物をもうりかひ、屋作り事等も始りぬれば、此等の御沙汰なからんには、世の人安堵すべからずとて、偖やむべきにあらざる故に、今日此事仰下されし所なり、

十九日に參りし時、元和令の事、仰下されし旨ありしかば、罷歸りて、その夜、神祖法意解一册を撰て、明日は獻らむと思ひしに、夜明ぬればめされしかば、參りて其書を獻れり、午の終りに罷歸りしを、かさねて又めしによりて參る、此日、前代の御時に制せられし、生類あはれみといふ事をとゞめられし由を承りぬ、廿二日に至て、御葬送の儀あり、これは十七日より此かた廿日に至りて、雨ふりつゞきし故に、此日におよびしとぞ聞えたりける

ある人の申せしは、御葬送の儀けふまでのびし事、眞實は雨ふりつゞきしゆゑにはあらず、其故あり

し事也、いづれの日にかありけむ、儲嗣の參らせ給ひしに、少將吉保、右京太夫輝貞、伊賀守忠榮、豐前守直重等の朝臣をはじめて、近習の人々をめされて、我此年比、生類いたはりし事ども、たとひすぢなき事にさむらふとも、此事に限りては、百歳の後も、我世にありし時のごとくに、御沙汰あらむこそ、孝行におはすべけれ、こゝに侍ふものども、よく承るべしと仰られたり、されど、此年比、此事によりて、罪かうふれるもの、何十万人といふ數をしらず、當時も御さたいまだ決せずして、獄中にて死したるもの、屍を鹽に漬しも九人まであり、いまだ死せざるもの、また其數多し、此禁除かれずしては、天下の憂苦やむ事あるべからず、されどさほどまでに仰置れし事を、御代に至て、その禁除かれん事も難かるべからず、たゞいかにもして、御遺誡のごとくならむ事を思召されしかば、まづ吉保朝臣をめして、思召よられし所を仰下されしに、此朝臣も固より此事よしと思ふべきにもあらず、殊には前代の御覺こそ他にことなれ、此後の事はかりがたしと思ひしかば、仰下されし所、誠に御孝志の至とこそ申すべけれといひしによりて、さらば輝貞をはじめて、今まで此事を奉れるものどもに、此むねを傳ふべしと仰かうふり、吉保人々に仰をつたふことごとく皆異議におよぶ輩もあらず、吉保其由を申す、さらばとて、廿日に御棺の前に參らせ給ひ、はじめ仰を承りし事共、我身においては、長く仰にたがふ事あるべからず、天下人民の事に至ては、存ずる所候によりて、御ゆるしをかうふるべきに候と申させ給ひ、むかしかの仰承りし人々を、御棺の前にめし出されて、ありし御事ども仰下され、そのゝち此禁除かるゝ由をば仰下されたる也、いまだ御葬送の儀も行はれざるほどなれば、世には御遺誡の事とおもひたる也、また今度の御供にさぶらふべき近習の人々の中、髮おろさむ事を、望申せしすくなからねど、これらの舊例、その人の數定まれる式あれば、其人を撰び申すべき由を、吉保等の人々に仰下さる、此時に吉保も髮おろして、御供にさぶらはん事を望申す旨あり、双なき御恩を感じまゐらせて、かくおもふ所はことはりなれば、

我またとゞむべきにもあらず、されど代々の例を按るに、人々のごときもの丶、髮おろして御供にさぶらひし事はあらず、むかし嚴有院殿の御代に至て、殉死の事をばとゞめられき、いまはた我世のはじめに、此等の例を始ん事、もつともしかるべからず、所詮御葬事終らむほどに致仕して、子息に家事ゆづらむのちに、望申すごとく髮おろさんには、代々の例にもたがはず、またみづからのこころざしをも遂ぬべき事なりと仰られしかば、此朝臣つひに仕をも致したりきといふ、此兩事は我には仰もきかせ給はぬ事なれば、其事のありやなしやをばしらず、されど我に語りし人も、うきたる事いふべき人にもあらねば、其說をこ丶に註しぬ

此日、御石槨銘の事ども、大學頭信篤に仰下されし由を承れり、此事は過にし十八日にめされしかば、參しに、御石槨銘の式、いかゞ有べきにやと仰下されしによりて、倭漢共に其式ある事共を申す、撰び參らすべしとありしほどに、十九日に草をまゐらせ別に倭漢の舊式をも注しまゐらす、今日承るにはじめ信篤申せしは、代々御石槨銘、某が家にて題し來れるによりて、延寶の御事の時も、某銘し候と申す、其草をめされしに、御位署をしるせし所も、こと〴〵く式にかなはず、書法もまたしかるべからずと思召されしかば、某をめし試られ、草をも奉らしめらる、其後佐渡守長重朝臣をめされ、日光の准后に參て、此二式いづれかしかるべき由を問申すべき由を仰下さる、准后も後の式にしくべからずと、申給ひしによりて、某が草せし所を下され、此式に銘すべしと、信篤に命じ給ひしとぞ仰られける

廿七日に參し時に、また封事を奉る、其事の大要は、わが神祖天より勇智を賜らせ給ひ、奄に天下をたもたせ給ひし御事併是祖宗累世の德を積せ給ひし所によられて、子孫萬世の業を創め給ふことを得られき、されば男女の御子も多く、それが中にはさきだち給ふもおはしませしかど、大國に封ぜられ給ひし所、今も其後の榮給ふ四人までおはしませり、第二代の御子、國に封ぜられ給ひし所、駿河殿御事ありし後、今はたゞ會津殿の御後のみおはします、第三代の御子の、封につかせ給ひし所も、二人までおはしましき、第四代に至らせ給ひ、御世繼るべき御子おはし

まさず、かくれ給ふべきほどには、御連枝も前代のみわたらせ給ひければ、御養子の議ありて御世を讓らる、前代のその御世を繼れし初には、若君わたらせ給ひしかど、いくほどなくてかくれ給ひ、その丶ちは御子も出來給はざりしによりて、當代の御事をこそ、御養子ともなされたりけれ、されば第三代より此かた、天下の大統の斷給ひし事、すでに二たびに至り給ひぬ、神祖の御功德をもて、いまだ百年に及ばずして、その大統のかくおはします事、必らずそのいはれなきにもあらじ、ましてや當時は前代の御子とならせ給ひし御事なれば、某ひそかに憂思ふ所淺きにあらず、此時にあたりて、天其禍を悔て、其命維新ならむ事は、神祖の御德を繼れんにしくべからず、但しそれらの御事は、某二十年がほど、進講せし所なれば、今はた申すにも及ばず、それが中、議し申べき一事の候は、元亨建武の間、皇統すでに南北にわかれ、南朝はいくほどなくて絕させ給ひぬ、北朝はもとこれ武家のためにたてられ給ひぬれば、武家の代の榮をも衰をも、ともにせさせ給ふべき御事なるに應仁の後、世のみだれ打續て、武家すでに衰給ひにし上は、朝家の御事は申すに及ばず、當家の神祖天下の事を、しろしめされしに及びてこそ、朝家にも絕たるをも繼ぎ、廢れしをも興させ給ふ御事共はあるなれ、しかはあれど、儲君の外は、皇子皇女皆々御出家のことにおいては、今もなほおとろへし代のさまに、かはり給はず、凡匹夫匹婦の賤しきも、子を生ては、必らず其室家あらむ事を思ふ、これ天下古今の人の情なり、また今農工商の類だにも、男には其資財をわかち、女には其婚嫁をもとむ、ましてや士より以上こと〴〵くみなしからざるはなし、かゝる世のならはしとなりて、年久しければ、朝家には今まで申させ給ふ御事こそなからめ、此等の御事ねがはせ給ふべき所とも思はれず、たとひ又朝家には申させ給ふ御事こそなからめ、これらの御沙汰なからむ事、上につかふまつらせ給ふ所を、つくされしとも申すべからず、當時公家の人々、家領のほどもあるなれば皇子立親王の事おはしまさむにも、いかほどの土地をまゐらせらるべき、皇女御下嫁の事おはしまさむにも、いかほどの國財をか費し給ふべき、この國天祖の御後のかくのみおはしまさ

むに、當家神祖の御末は、常磐堅磐に、榮えおはしまさむ事を望まむは、いかにやはさぶらふべき、されど某が申すごとくならむには、これより後、代々の皇子皇女、其數多くおはしまさむに至ては、天下の富も、つがせ給はぬ所ありぬべしなど申す事も候はん歟、古より皇子皇女、數十人おはしませし代々もすくなからねど、それらの御後、今に至り給ふは、いくばくもおはしまさず、天地の間には、大算數といふものゝある也と、古の人は申たりき、これ等の事は、人の智力のおし量るべき所にあらず、只理の當否をこそ論じ申すべけれ、或は又皇子の御後多からむには、つひには武家の御ため、不利の事ども出來ぬべきなど、申す事もあるべきにや、高倉宮の令旨によりて、諸國の源氏起りし事もあれど、これは、平相國入道のひが事のみ多くして、家滅びぬべき時にあたれるなり、もし此等の事を以て誡とすべくば、高時入道滅びし時に令旨なされしは、梨本の御坊にはおはしまさずや、さらばたとひ御出家の御身といふとも、それらの事あらじとは申すべからず、これらはたゞ武家御政事の得失にこそかゝり給ふべけれ、すべて此等の事、よく／＼御心せさせ給ふべき所也と申せし也、此封事御覽の後、仰下されし事、ふたゝび三たびのゝち、申所そのことはりあり、されどこれ國家の大計也、よく／＼御思惟有べしと仰下されしに、やがて今の法皇の皇子秀の宮とか申す御事、親王宣旨あるべき由を申させ給ひたりけり、其後また前代に皇女御釐降の事をも仰定られき、これらの事ども、我此國に生れて、皇恩に報いまゐらせし所の一事也、されど我ひそかに憂思ひしごとくに、前代のかくれ給ひて、つひに天下の大統絶させ給ひし御事は、人力のよくすべき所にもあらず、されどまた我これらの事ども申せし事もあれば、万歳の後の御事ども深く遠くはかりおかれしごとくに、當代御繼統おはしませし事、これまた天下の大幸とこそ申すべけれ、

秀の宮の御事、やんごとなき人の、むかしより親王家たゝせ給ふ事は難き由をのたまひとゞめ給ひしかど用ひさせ給ふ事なくて、公家に申させ給ひしと聞ぬ、誠にありがたき御事也、されど此事まさしく某に仰聞かせ給はぬ所なれば、本文には去

るさず。

此封事には、倭漢古今の事共をあはせ論じたりければ、文殊に長くまた其事淺學の人のことゞくにさとりわきまふべき所にもあらねば、こゝにはたゞ其大要をのみしるしたり、此封事は、將軍宣下の事にあづかれる事のあれば、此時に奉りしなり

二月三日召しにしたがひて參れり、詮房朝臣して仰下されしは、大喪の後は、老ども一人づゝをして本城に宿直せしむ、しかるに彼等申す事ありかゝる時一日も本城に主なからむこと然るべからず、我すみやかに移るべしといふ也、代々の例、前代常の御座所をばつくり改められて移り給ひぬ、此たびは大御臺所移り住せ給ふべき御所をつくりてまゐらすべき事なれば、これらの事を議らしむるに及びて、國財すでにつきはてゝ、すべて今より後の事共に、取用ふべきものなしといふ、前代に國家の財用、加賀守忠朝大久保、つかさどりし由なれども、眞實は近江守重秀荻原一人に任せられしかば重秀、美濃守吉保、對馬守重富稲垣等と相はからひし所なり、されば加賀守も、其詳なる事をばしらず、ましてその餘の者どもの相あづかれる所にはあらず、今重秀が議り申す所は御料すべて四百万石、歳々に納らるゝ所の金は凡七十六七万両餘、此内長崎の運上といふもの四萬両、酒運上といふもの六千両、これら近江守申行ひしところなり此内夏冬御給金の料三十萬両餘を除く外、餘る所は四十六七万両餘なり、しかるに去歳の國用、凡金百四十万両に及べり、此ほかに内裏を造りまゐらせらるゝ所の料凡金七八十万両を用ひらるべし、されば今國財の足らざる所、凡百七八十万両に餘れり、たとひ大喪の御事なしといふとも、今より後に用ひらるべき國財はあらず、いはんや、當時の御急務御中陰の御法事料、御靈屋作らるべき料、將軍宣下の儀行はるべき料、本城に御わたましの料、此外内裏造りまゐらせらるべき所の料猶あり、しかるに只今御藏にある所の金わづかに三十七万両にすぎず、此内二十四萬両は、去年の春武相駿三州の灰砂を除くべき役を、諸國に課せて、凡百石の地より、金三両を徴れしところ凡四十万両の内、十六万両をもて、其用に充られ、其餘分をば、城北の御所造らるべき料に殘し置れし所なり、これより外に、國用に充らるべきものはあらず、たとひ今これを以て、當時の用に充らるゝとも、十分が一にも足るべからずといふ

なり、加賀守をはじめて、みな〳〵大きに驚きうれへて、かさねて近江守に議らしむるに、前代の御時、歳ごとに其出るところ、入る所に倍增して、國財すでにつまづきしを以て、元祿八年の九月より、金銀の製を改造らる、これよりこのかた、歳々に收められし所の公利、總計金凡五百萬兩、これを以て常にその足らざる所を補ひしに、おなじき十六年の冬、大地震によりて、傾き壞れし所々を修繕せらるゝにいたりて、彼歳々に收められし所の公利も忽につきぬ、そのゝち、また國財たらざる事、もとのごとくなりぬれば、寶永三年七月かさねて、又銀貨を改造られしかど、なほ歳用にたらざれば、去年の春、對馬守重富がはからひにて、當十大錢を鑄出さるゝ事をも申行ひ給ひき、（此大錢の事は、近江守もよからぬことのよし申せしとなり）今に至て此急を救はるべき事、金銀の制を改造らるゝの外、其他あるべからずと申す、加賀守年比此事を奉れるだに、なほ其詳なる事をばしらず、ましてその餘は、これらの事初て聞し所なれば、今にいたりて、いかにとも議すべき所をしらず、たゞ近江守が申す所にしたがふべきよしを以て申す、我も此年比國財つがざる所ありぬべしとは思ひしかど、かほどまでの事なるべしとも思ひよらず、されど金銀の制を改むべき事は、我心にあらず、此事を除くの外、よろしく相議すべしといひたり、かさねて又近江守が申せしは、初め金銀の制改造られしより此かた、世の人私に議し申す事どもありといへども、もし此事によらずんば、十三年がほど、なにをもて、國用をばつがれ候べき、殊にはまた癸未の冬のごとき、此事によらずむば、いかむぞ、其急難をば救はせ給ふべき、さればまづ此事を以て、當時の用を足され、これより後年穀も豐かに、國財も餘りある時に及び金銀の制むかしに復されん事は、いとやすき御事にこそあるべけれと申す、皆々申す所もまたこれに同じく、天下の事變はかるべからず、今の事のごとくならむには、もし此後おもはざる外の事出來ん時、なにをもてか、其變には處すべき、たゞ彼の議にしたがふにしくべからずといふ也、我これに答るは、近江守が申す所も、其いはれあるに似たれども、はじめ金銀の制を改造らるゝ事なからむには、天地の災も、並び至る事なからむもしるべからず、もしこれ

より後おもはざる外の事ども出來らん時其變に處すべき謀窮りなむには、我身にあたりて、神祖の大統たえ給ふべき時至れる也、いかむぞ、我また天下人民の怨苦をば致すべき、たゞいかにも他事を以てはからひ申すべしといひたり、

此仰を承りて、小笠原佐渡守長重は、しきりに涙を流して、申す詞もなし、やゝありて、秋元但馬守喬朝ばかり、ありがたき仰をこそ承り候ひつれと、申せしかば、人々御前を罷出てられしとぞ、

此事天下の大議なり、よろしくはからひ申すべしと仰下さる、某此仰を承りて、當時此所にこそ、去年の春、諸國より徵れし所の餘分のみはあるべけれ、大坂の御藏にある所はいかにやと申す、其事をも問はせ給ひしに、それもことごとく皆用盡されしと申也と答らる、神祖の御時黃金千枚づつを以て、大法馬をつくられて、行軍守城之用、莫レ作ニ他費一と銘せられしもの丶候なるを承りぬ、これらの物いかに候やらむと申すに、其事をも問はせ給ひしに、それもたゞ一つ二つをとゞめおかれて、其餘は皆々新金の料となされしと申す事也と答へらる、窮しては通ずとこそ、大易にも見え侍れ、ましてや當時は國財窮り乏しく候とも、さすがに天下の富をたもたせ給ふ御事なり、いかむぞ、その通ずべき道のなくては候べき、これほどの事、御心を苦しめらるゝ所にあらず、某よきにはからひ申すべきに候と申させ給へと申て罷出づ、四日には、申すべしと思ひし事のありしに、又此事を承りしかば、夜一夜、此事を議し申す事をしるして、夜あけぬれば、封事二通を袖にし、詮房朝臣して奉れり、此事議し申せし所の大要は、敬レ事而信、節レ用而愛レ人、使レ民以レ時といふは、論語の一書、孔子政をする事を說き給ふ事をしるされし第一義にして、大學の書には生レ之者衆、食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恒足矣とも見え侍り、すべてこれらの事ども年比御講究の所なれば、今はた論ずるに及ばず、今より後、其道にだによられなむには、國財ゆたかにたらむこと、數年を出づべからず、されば金銀の制、かさねて改らるべきの議をしりぞけられし御事、實にこれ天下の幸甚とこそ申すべけれ、人々の議し申さるゝ所、御中陰の事より始て、御靈屋をつくらるべき事、また將軍宣下

の御事等のごときはたとひ國財つがざる所ありとも、これをとゞめらるべき所にあらず、たゞすみやかに、前代の座所をこぼたれて、新たに御所を作り出され、御移りあるべき由の一事に於ては、たとひ國財ゆたかにたれりといふとも、猶是親子の情にありて、忍びざる所あり、凡當時の大議は、皆これ大廣間御書院等において行はるゝ御事なれば、いかなる大儀といふとも、只今迄のごとくに、かしこにわたらせ給ひて、其禮を行はれ國財もやゝつぐべき日に至て、御座所を改造られ、御移りあらむ事、しかるべき御事也、又當時國財の急なる事に至ても、近江守が申す所、心得られず、其故は彼申す所による時は、今歲の國用にあつべきもの、わづかに三十七萬兩のあるのみ也、これしかるにはあらず、彼申す所の去年用ひられし所の國財は、卽是去々年の課税なり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所のごとくたりとも、去年納められし所の七十六七萬兩と、今ある所の金三十六七萬兩とをあはせて、總計一百十餘萬兩もあるべし、また當時の急に用ひらるべき物も、各色まづ其價を給らざれば、其事辨ぜずといふにもあらず、其事の緩急にしたがひ、一百十餘萬兩の金をわかちて、或は其全價をも給り、或は其半價をも給りて、來年に及びて、其價をことごとく償はれんに、その事辨得ずといふ事なかるべし、また前代の御時に國財つがざるために、いまだ其價を償ひ給ざる物共をば、これより後、或は六七年、或は十數年の間を以て、その全價を償ひ給らむに、なに事か候べき、さらばこれらの事ども、御心を苦しめらるべき所にはあらず、むかし後漢の馮異、願くは國家無レ忘ニ河北難一と申せし事ありき、某また願ふ所は、今日の御事を忘れさせ給ふ時なくして、天下のために、財用を惜ませ給はゞ、實に大に四海に賚せさせ給ふ所なるべしと申たりき、此封事御覽の後、悅ばせ給ふ事大かたならず、同六日に參りしに、前代常の御座所すみやかにこぼたれん事、然かるべからず、また金銀の制改むべき由の事、かさねて議し申すべからざる由を、仰下されたりしと承る、これ天下の大議をもて某に下し問はれし御事の始なりけり、

去年の御物成を以て、今年の御用に充る事、近江

守しらざるべきやは、しかるに、此事をば申さで、今年の用ふべきもの、わづかに三十七万兩にすぎずと申せしは、御聽をおどろかして、其おもふところを遂くべきため也、その本謀は下に詳に見えたり、そののち、又去年の御物成、思ひの外に、まゐりつどひぬと申て、事のわづらひなく事濟みければ、また本城の御座所をも、つくらるべしとすゝめ申して、やがてつくり出して、此年十一月二日に、御わたましの儀ありき、されど其事も、某がおもひはかりし事のごとくにはあらで、此造營の料も、七十餘万兩をかたぶけ盡し、また御靈屋つくり出されし所も廿万兩に至りしなど聞えき、前代の餘習いまだあらたまらざりしほどなれば、凡興造の事あれば、その事をうけ給はる輩、たかきもいやしきも、おの〳〵身家の事をのみいとなみして、工商の類と心をあはせて、國財をわかちとりしによれる也、これよりのちは、年を追ひ、それらの事ども行はれがたき事になりしかど、またこのごろは、むかしの事のごとくになりけるにや

これよりさき、二月二日に大赦の事につきて、封事を奉りたりき、其大要は、古にいふところの赦は、其犯す所の罪、或は過誤に出、或は不幸に出し所を赦し、後世の事のごとくに、已發覺、未發覺、已結正、未結正、罪大小となく、こと〴〵くこれを赦除するにはあらず、近例を見るに、大法會行はるゝ事ある時に、犯しゝものゝ親戚等歎申す所を、その道場において、帳にしるして奉る、これを赦帳といふ、其帳をもて、奉行所に下され、赦すべく赦すべからざるかを議せしめられ、赦すべきものどもをば、法會の場にめし集て、其事を行はる、さればたとひ赦に遇ひて赦すべきものといへども、其親戚の歎申すべきものあらざるは、死に至るまで、恩に潤ふ事あたはず、それもなほ、奉行所において、其罪を決せしものども也、其餘天下の諸大名御旗本の家々において、沙汰せし所のものは、此事にあづからず、しかるを稱して大赦行はゝ抔申すは、たゞ故事によりて、其例を擧られしのみにて、實に其恩ひろく天下に蒙れるにはあらず、これまた、いかむぞ古にいはゆる欽恤の意たるべき某近く前代の時の事を觀しに、法を奉ずる人々、

務めて苛察を以て相尙び、一禽一獸の事の爲に、身極刑に陷り、族門誅に及び、その餘流竄放逐、人々生を安くせず、其父母兄弟妻子流離散亡、凡幾千万人といふ事をしらず、今にをよびて、天下に大赦せらるゝにあらずんは、なにをもてか、万姓來蘇の望をば慰せらるべき、また倭漢の故事を按ずるに、赦は必らず、國家變革と嘉慶の事あるに遇ふ時に行はる、近代のごとくに、凶喪等の事のために行はれし所にあらず、今の例のごとくならんには、凡天下の罪あるもの、ひそかに望むに、國家凶喪の御事を以てせむ歟、古の諺に一説萬詛に勝へずといふ事あり、もつともこれしかるべからず、しかりといへども、此例また遽に變ずべからず、さらばまづ、御中陰の御法事にをいて例によりて常赦を行はれ、將軍宣下の儀行はれし時に當りて、天下に大赦せられ、舊弊改るべき漸をなさゞるべき歟、管仲のいひし、赦者小利而大害也、孔明のいひし、治世以㆓大德㆒而不㆑以㆓小惠㆒、某此等のことを聞ざるにはあらず、荀悅またいひし事あり、赦者權時之宜、非㆓常典㆒也、天下紛然、百姓無㆑聊、如㆑此之比、宜㆑爲㆑赦矣、某が議申すところ、實にこれに取れりと申たりき、同き四日に、また封事奉りて、大赦の事を議す、これ審かに問はせ給ひし御事あるが故なり、同き七日よりは、我長女痘瘡をうれへし事によりて、家にこもり居ぬ、同き十日、大御臺所御他界の御事ありしかば、近習衆して、此御事を告知らせられ、同き廿日に、大赦の事仰下されし由、また告知らせらる、

去年の冬より、疱瘡此所彼所に行はれて、大喪の御事共、此事によりしほどなれば、小兒の事は、いふに及ばず、老たるもわかきも、此事のために死をまぬがるゝものすくなし、されば、此年の五月高き所に上りて、家々の菖蒲旗を見るに、二三町の間に、わづかに並へたてし所は、一二所ならではなかりし事なりき、しかるに、我一男二女、此病をうれへて、おの／＼險症あらはれて、治すべくもあらず、とかくせしほどに、みな／＼つゝがなくして、事たひらぎぬ、此事天より祐け給ひしに似たる事ありきと、ある醫師のいひき、大赦行はるゝ由、告來りし事は、長女此事をわづらひ出せし時にあたりたりき、併しながら、これ雷雨

解散の應によれるにや、さらばありがたき國恩によれるなるべし

此時に前代の時の罪案どもをめしよせられて、夜ごとに御みづからこれを御覽ぜらるゝ事、曉に至り給ひ、其罪を赦除し給ひしもの、凡九百五十六人、そのゝちほどなく大御臺所の御事によりて、前のごとくにせさせ給ひて、御みづから其罪を赦除せられしもの、凡九十二人、天下の大名以下の家々にして、罪赦されしもの、凡三千七百三十七人に及べり、五月朔日、將軍宣下の儀行はれて、同き廿三日また天下に大赦行はるゝの由仰下さる、此時もまた、前のごとくに御みづから其罪を赦除せられし者、凡二千九百一人、天下大名以下の家々にして罪赦されしもの、凡千八百六十二人、此年罪赦されしもの、總計八千八百三十一人也、それが中、大名以下の家々にて赦せしところ、五千五百九十九人に及べり、當家世をしろしめされしより此かた、いまだこれらの恩例は聞及ばざりし所なり、

はじめ天下の大名以下に仰下されしに、此事例なかりしによりて遵行のよしを、申せし人もなかりしかば、かさねてその事の由を、つまびらかにしるしてまゐらすべしと仰下さりしかば、此時に至て、おの〳〵其事を遵行して、その事の由をもしるしてまゐらせたり、すべてこれらの事ども、つまびらかにしるされ、詮房朝臣をして某に下し賜はりき、此等の事かねて申せし事のありしが故なるべしこれより後に至ては、斷獄の事、奉行所において擬し申す所をしるせし斷案をめされて、御みづからそれを御覽じてさて其のちに某が許に下され、每人の下に、某が所存のほどを注してまいらすべき由仰下され、某が擬し申す所、かねて思召はかられし所とたがふ所あれば、かさねてまた某が所存のほどを、審に問はせ給ひてのちに、其獄をば決し給ひたりけり、古より此かた、かくまでに、欽恤の御事ありしは、つひに承り及びし所にあらず、又將軍宣下の事につきて、大赦行はれし時より、町々にある所の、博奕の徒又鵞のものなどいふあふれものどもの事、をどりこ、わたつみ、などいふ妓女の類を禁ぜらるゝ制條を出さる、これらの事も、申せし所なるによりて其事を仰下

されし案をば、詮房朝臣して、うつし下されたりき、

二月廿一日前代近習の人々の事を仰下され、或は寄合衆になされ、或は御番衆にかへさる、三月七日今より後は、萬石以上の人々皆叙爵せしめらるべきよしを仰下さる、これは、將軍宣下の儀を行はるゝ日に、參列の事あるべきが故に、仰下さるゝ所也、此日前代の時、美濃守吉保、右京大夫輝貞等に、召預られし輩を召歸され、各宅地を賜る、

四月二日御代初の拜賀あり、同六日に、御旗本の人々の息男凡七百三十人を召出さる、詮房朝臣に書まゐらせて賀し奉る、

世に惣御番入といふ事これ也、此事久しく絶たりしを擧行はれし也、先例十六七歳より以上、此事にあづかる、此たびは其年十六七歳のよしを申といへども、實には十三四ばかりの人多しと申せしを、聞し召しよろこばせ給ひ、人の親の、わが子の年未だ滿ずして、此事に洩んには、いかにのこり多かるべき者をとて、笑はせ給ひたりしとぞ、

これよりさき、三月十八日に、明卿初見の事を望申せし時に、詮房朝臣して仰下されしは、見參の事のみを申さずとも、召出さるべき由の事をも申すべしとの御事なり某承て、舊例によるに、御家人の息男召出さるゝ御事は、職務ある人々、また御番衆の長子なり、寄合衆の息男召出されし事、いまだ其例あらず、某今かたじけなく、寄合衆に召くはへられし所也、然るに此仰を蒙る事は、特恩によるといへども、代々の御仰に違ふべき事、某より始めむは、望むところにあらずと申す、そのゝち、人々の息男召出されて、同き十八日に、明卿初て見參せしめられたり。

五月朔日、將軍宣下の儀行はるべきについて、四月廿八日に參りし時、詮房朝臣して仰下されしは、此度の儀、觀せしめらるべきによりて、昨日老中にも仰含られたり、其日に至て、近習の人々と同じく參るべし、裝束等の事は、詮衡正直等に仰下されしとの御事也、其日に至て、まづ西城に參る、布衣を借し給る、近習の人々と同じく、本城に參る、某をば、御帳臺の内に候せしめらる、同三日四日もまた前の如くにして、其儀を觀せらる、此年十二月十日に、前代周囘の御法會を行はれしにも、因幡守正邦御咨

の役たり、某して其副たらしめらる、正邦は、今の村上能登守の事也、此時も某に布衣を借し賜れり、明年正月元三の儀を觀せしめられし事、將軍宣下の時の如く、その中三日の夜には、詮房朝臣は御後に候し某は御座の右に候す、衝立障子の北二人の外に近くさぶらひし人もあらず、凡て此等の御事は、もし其禮を議し申すべき事あらむには、聞召さるべき御ためとぞ聞えたる、

六月廿三日召にしたがひて參し時、封事をまゐらす、これは前代の御時、人々たゞ天下泰平をのみ賀し申され、其言わづかも兵革の事にふるゝを以て禁忌とす、癸未の年の變に、武庫壞れて、戎器盡く破れ損ぜしかども、これらの物、修繕の事も聞えざりしかば、夏に當りて、それらの物、日に曝されん時におよびて、御覽を歷てのち、其沙汰あるべきよしを申せし所なり、内々問試られし御事ありしにや、此年の夏は、某申せし所のごとくなる御事もなし、天下の武備ゆるびしなどいふ御事は、世の人傳へ聞かむ所も、國體においてしかるべからざる事の最なれば、事にふれて、御沙汰の次第はあるべしなど聞えしが、まづ御わたましの期に臨みて、御馬しるし等の事御下され、そのゝち、朝鮮の聘使來るべきにつきて、これらの物どもの事、御沙汰に及ばれしことあり、神祖百年の御忌におよび、日光山に參らせ給はむほどに、これらの御沙汰あるべしと聞えしに、ほどなくかくれさせ給ひ、其事に及ばれざりしこそ、恨むべき所の一事なりけれ、

前代世をつがせ給ひし初に、あたけ丸といふ御舟をこぼたれしよりは、此所の御舟どもは、年にしたがひてくち損じぬ、大坂にある所もまたしかり、殊にはまた、むかしは、長崎奉行の往來等の事には、大坂の御舟をもて、送り迎へし例なるを、前代よりして、西國の大名におほせて、送りむかへせしめられしかば、大坂の水主梶取等、海上の事に習ふべきやうもなし、某御使を奉りて、京大坂等の所を經廻して歸り參りしのち、これらの事ども建議せしかば、朝鮮聘使の事によせられて、大坂幷此所の御舟ども修繕せしめらる、又彼聘使の時、儀衞のために、虎の皮の御鎗たてらるべしと仰下されしに、前代の御時より、羽毛の類はすべて禁忌の物なりしかば、今は其制をだにしれるものも

なし、黄羅紗を以て、其制に倣ひつくらるべきかと、人々の議し申されしをこれ代々に用ひ給ひし所の儀仗なり、其事廢すべからずとて、御藏にある所の虎皮をめされしに、前代に狐妖のありし時、夜ごとにめされて、人々にかうぶらしめられ、明ぬれば、返されし所の物のみさふらふとて、御納戸より、二三張を進らせしかど、半は其毛脱して、取り用ひらるべきものにもあらず皮匠して、虎皮に倣ひ、製らしめて奉りたりけり、此等の事によりて、その餘の事ども、思ひはかるべし

七月三日前代御誕生の事おはします、すなはち世良田をもて稱しまゐらせらる、これは俗忌により御稱號を改められし所なるべし、（俗忌に丑の年の人は他姓を稱する事あり、）はじめ上野國新田郡世良田長樂寺の住僧廣海僧正は、我年比したしかりし人なり、彼寺の寶藏に鎌倉京の代々の文書、またふるき新田の系圖一巻あり、世に行はるゝ所の系圖に同じからず、我家姓の事なども見えしかば、望みたりけるに、うつし給りたりき、それらのものどもに據るに、世に行はるゝ所の、當家の御系圖といふものには、心得ぬ事共ありと思ひしに、儲副にたゝせ給ひしのち御系圖の事に及ばれしかば、世に行はるゝ所には十疑ある事をしるしてまゐらせたりき、そのゝち又近衞の龍山公その御子三藐院殿へまゐらせられし御消息を、故ありて今の太閤より見せまゐらせられしに、其御消息のうちに當家御系圖の事に及ばれし所、某が申す所と相合ふ事ありしかば、感じ仰下されき、此たび若君御誕生ありて、世良田と稱しまゐらせられし御事によりて、かの僧正やがて日光准后につきて、かの系圖をまゐらすべき由申されしを、同き廿九日に、准后其由をもて申給ひ、僧正の坊より、つひに、（八月二日の事なり、）其系圖をば獻られたりけり、

某が家にある新田系圖一巻は、かの僧正の坊官齋藤といふものに、すきうつしさせて贈られしもの也、また龍山公の御書と題して、小きなる奉書紙をふたつに切てつぎしに、かきしものは、かの太閤より見せまゐらせしものを、某してうつさしめられし時に、御ゆるしをかうぶりて、某も一本をうつし候はゞやと望申せしかば、こゝろまかすべしと仰下されて、うつしたりしところなり、

これよりさき、六月十八日にめされて、參しが、去る十二日、御臺所從三位に叙され給ひし事仰下され、同十九日に人々參賀ありき、同卅日に明日召仰らるべき事ある由大和守重之仰を傳へらる、病する事ありて參らず、七月六日に至て、出仕せしに、此日新恩の事仰下され、武藏國埼玉、野平村 比企奈良梨村 越畑村等 二郡において五百石の地を賜りたり、十一月朔日、本城に移らせ給ふによりて、中の口の部屋下さるゝの由仰下され、また蓮池御門より出入るべき由をも仰下さる、同三日に、小普請奉行竹田丹波守かの部屋を引渡す、 同九日ロウマ人の來由を問ふべき由仰かうぶる此事の詳なることは、別に錄せしものあれば、こゝにはしるさず、また此年の三月廿九日に、長崎港の事仰下されし事どもあり、此事も別に錄せし物もあり、又下にみえし事もあれば、こゝにはしるさず、かくてぞ、此年はすでに暮ける、

庚寅の年正月元三の儀は、前にしるし侍り、十一日には今日かざられし御具足を觀せられ、其後御連歌の儀をも觀せらる十二日には、此日西郭門を建られんこと仰下されし由を承る、今いふ芝口御門の事也 これも、去年六月廿三日にめされて、朝鮮の聘使來らん時の事につきて、議し申べき事あらんには、しるしてまゐらせよと、仰下されたり、十月十日に至て、其事を議し申す册子を奉る、その中に、西郭のみ未だ國門あらざる事を申せし一條あり、これによりて、此日此事に及ばれしかば、某にも其由仰下されし所也、此月廿二日に又聘事後議を奉り、二月朔日にもまたその應接事議二卷を奉れり、すべて此事別に錄せしものあれば、故あるにあらざる事は、こゝにはしるさず、はじめ朝鮮聘事は、某が家のうけ給りし例なりと、林大學頭申せしなど聞えしかば、下し問はれし事ありて、二册子を奉れり、御不審の事ども、かさねて問はせ給ひしに、答申す所も明かならず、これによりて、某をめし問はるゝ御事共ありて、議し申すべき事あらむには、申聞べきよしを仰かうぶりしとぞ、

四月十五日には、新令を頒下さる、前にしるせし事の如く去年大喪の後、正月十九日に、元和令の事問はせ給ひし御事ありき、そのゝち代々の御例によられて、令條を頒下さるべきよし、人々議し申されしかば、相模守政直朝臣、其事を奉る、また前代の御

例也とて、大學頭信篤も、此事を仰蒙れり、今年二月十八日に至て、某が草をもめされしに、同き廿四日にめし問はせ給ふ御事ありて、別の仰によりて、同き廿六日新令句解を草して奉る、四月十五日に、某が草せし所の新令を頒下され、政直朝臣信篤等に物を賜り、新令解し難からむものにはうつしあたふべき由にて、新令句解を、大學頭等にも下し賜る、元和令を頒下されし時は、金地院の傳長老して、草を奉らしめらる、其書法、貞永建武等の式目に傚ひたり、當時は合戰のゝち、世の人、武事をのみ習ひて、いまだ文字を識れる人多からねば、書法猶しかり、これは此のち、文をもて治を興さるべき事を、しめされし所とぞ聞えたる、しかるをそのゝちの代々に頒下されし所は、皆々なほ文字を以てしるさる、これ又本朝の文學、日々に衰ふる事の一端なり、されど、今頒下さんところの元和令の如くならんには世の人かならず申す事ありぬべし、其字を用ふる事は、元和令のごとくにして、助語のごときは、かな文字をまじへて用ひ、これよりのちに、世の人これらの文字をも解すべき時に至りて、そのかな文字删除て、なほ其文をなすべき所を心得て、草すべしと仰下されて、某が草をばめされし也、其草をもて、直政朝臣にしめされしに、果して此書法のごとくならむには、當時に行はるべからずと申さる、さらば、句解つくりてならび行はるべしとて、かさねて某が草をめされて、句解をも草したりき、此令頒下されし後に、政直朝臣の家につかふる醫師吉田といふものゝ、某が許に來りて、新令に見え候なる、上裁の字は、いかなる事にて、いづれの書にや出で侍ると問ふ、某わらひて、新令に用ひられし所の文字は、本朝の律令格式等の字をも、なほ用ひられしとは見えず、式目庭訓などいふものゝ類よりや出候ひぬらん、上裁の字のごときも、某がいとけなき時に、讀習ひし事を覺え候に、庭訓往來の八月狀にか見えさふらひき、いかにかくはとひ給ふにやといへば、此ほど大學頭の、我主にて候ものに新令に見えし上裁の字こそ、心得られね、上とは、天子の御事を申す也、その餘、新令に見えし事どもすべて心得ぬ事共なりと申されしと承り

ぬといふ、上の字、天子の御事に用ひ侍るよし勿論なり、されど、武家の御事を、上樣といひし事は、鎌倉の代より聞え侍り、公方と申す事、京の鹿苑院殿より始りしとこそ承れ、そこの主にておはします人々の奉書にも、上聽上聞などいふ事も見え侍るものをといひて、笑ひたりき、

四月十八日の朝、めされしかば參しに、此日近衞の太閤相國御對面の儀によりて也、同廿五日にめされて、相國に申させ給ひし事あり、見參すべしと仰下さる、（五月四日に初て見參す、）此日萩原近江守御勘當の事を承りぬ、これは、御家人に給る所の夏冬の祿、當時の米價の貴賤にしたがひ、金をもて下し給る例あり、この金にて給るべきほどをば、勘定所より草をまゐらせしを、右筆衆してしるさしめられ、出仕の人々出入る所に出ししめさる、此たびは、市中のうり米、其上中下の價を問はしめられしに、上米百俵（三斗五升を一俵とす、）其價金三十七兩也と申すさらば金三十八兩づゝを給はれと、仰下されしに金二十八兩としるし出せし由、聞召驚きて、其事を問はせ給ひしに、近江守あやまりて草せし由、陳じ申せしが故なり、

世に給米の張紙と云て、中の口の壁上に貼されしところのものを、かくはあやまれる也、これよりさき、常に給はる所の金、市中の米價に及ばざりし事をしろしめされしによりて、此たびかく仰出されし事は、上米の價をもて給らむ金にて、中下米を買得て、食料とせん事、小祿の輩のために便あらむと、思召よられし所なりとぞ、

これよりさき三月十八日に、市正正直して、京より來れる物なりとて、圓さ一尺餘もありつらむ木の半よりさけ、その半のさけし所に、おのづから天下の字あるを見せ給ひたりけり、これは柹の木にや候ひしといひしかば、正直驚きて、いかに柹木とはじり給ひぬらむ、これはある寺にある澁柹をきりて、薪にせむとて打わりしに、此文字のあらはれしかば、めでたきものなりとて、京より來りし也といふ、柹木には、かゝる事あるよしは、ふるきもの共にもしるしおき侍り、おもふに柹木のわかき時分、竹木やうのものをもて、字をかきぬれば、その長じぬるにしたがひて、樹脂の內に凝りて、かゝる事のあるよし、これらの物、祥瑞とするにたらずと申す、五月

九日、また正直して、此もの見るべしとて、杉原の紙に、天下泰平の四字を題せしものを出さる、某つく〴〵と見て、異朝には、箕仙などいふもの丶、字題する事ありと聞たれど、此題せし所の紙を、我國の産也、それらの物とも見えず、されどたゞ人間の書とは、見え侍らずと申す、さらば、箕仙の書など見給ひし事侍るにやと問ふ、某いまだそれらの物みしにもあらずと答ふ、さらばいかなる故によりてか、人間の書にあらずとは見給ふらむと問ふ、たとへば、空中の雲の、忽に變じて、物のかたちに似たるをみるがごとくなれば、かくはおもひなして侍るといふに、さらば又いかなるもの丶題せし所とや申すべきと問ふ、いにしへに聞えし神書鬼書などいふもの丶類にや、されど、太平の世には、鬼も神ならずと申せば、めでたきものとも覺えずと申たりき、正直御前に參て、やがて出來りて、申給ふ事ども聞召し驚かせ給ひて、神に通せしなどいふべきものかな、これは狐の童女によりて、しるせしとて、あるもの丶まゐらせし所也と、仰られしといひき、

御臺所の御もとにめしつかはれし、下ざまの人の、ゆかりの者のむすめに、此ほど狐のよりて、か丶る事ありしとなり、

後にきくに、此比の事にやありけむ、御苑の池のほとりなる石の上に、芝草の生ぜし事ありしといふ、某には、その事をば知せ給はざりけり、（吹上の御庭の事也とぞ、）又此事によりて、思ひ出し事こそあるなれ、儲副にておはしましける時なり、丙戌の年三月十二日に、通鑑綱目後唐莊宗の紀を講じはて丶、詮房朝臣して、封事奉りたりき、其事は、異朝の倡歌雜劇など申す事は、すなはち今の散樂にさふらふなり、此事上にふかくこのませ給ふ所なれば、そのほどはともにもかくにも候はんずらむ、彼唐の莊宗の事は、人主の鑑させ給ふべき御事にこそ侍れと、申せし事ども也、その丶ち、今の散樂の異朝の雜戲にひとしき所を問はせ給ひしかば、同き十六日に、其事の由をしるして奉れり、その丶ち、又異朝雜戲の事しるせしものやあると仰下されしかば、それらの物の、此國に渡り來りしもの丶候なると申す、さればまゐらせよと仰下されしによりて、元曲選五十六卷をもて、その九月六日に正直してまゐらせたりき、御代しろしめ

されし後に至りて、散樂御覽の事は聞えしかと、某を召れし事はつひになかりき、

散樂の事は、このませ給ひし所也、しかるを某かく申せしのちに、ある人の、むかし神祖も徳廟も、此事をなさせ給ひし、御みづから此事をなさせ給はんに、なに事かあるべきと申て、大學頭信篤等の撰進らせし、神祖の御時の事どもしるせしものの中に、太閤秀吉の代に、神祖も此事をなし給ひ徳廟も神祖の御前にて、此事をなさせ給ひし事ともしるせし所を見せまゐらす、正直の心のごとくにて、其書もち出てこれらの所見給ふべしとて見せしを、某これらのもの見るまでも候はず、むかし孔子魯史によりて、筆削の事ありしなどいふ事は、いかにやきゝ給ひぬらむ、又人主のなし給ふ事は、故事となるとも申傳へ侍る、されば史筆を執らんものは、其心得のある事にこそ侍れ、是らの事、後代に傳へたらむに、なにか國家の美事には候べき、太閤の代の如きは、彼人神祖を翫びまゐらせて、世にほこらむためなれば、これら無禮の事、論ずるにもたらず、徳廟の御事、たとへば、今も上の御前にて、此事なし給ふ御事のごとくなれば、老萊が舞彩に似たりなども申さば申さまし、神祖徳廟の御時に、當時の如くあけくれ、この事をのみ事とし給ひしとも、又は天下の事しろしめされしのちに、此御事ありしとも、しるしてや候よく〳〵たづね出して、まゐらせられ候へといひたりき、此らの事によりしにや、御代しろしめされしのち、某して、此事を見せ給ひし御事はあらざりき、

これも儲副にておはしませし時の御事也、前代に大學頭信篤等に仰下され、撰進せし祖宗の御事記せしものゝ事を、申させ給ひしかば、借しまゐられしを、御覽じたりけり、ある時、某進講訖りし後、詮房朝臣して、神祖御父の時、近侍の人の刀ぬきて、刺しまゐらせて、はしり出しを、人々これを誅畢ぬといふ事をしるせし所を出されて、さきに撰進せし、藩翰譜植村の傳に、此事見えたり、それには、御股に疵つかれし由みえしに、此ものには、其事は見えず、刺され給ひて、たち所に死し給ふ迄の御疵にあらざらんに、みづから追ひ給ひしといふ事のなからむに

は、後代の人、いかにや思ふべき、其刀の御股にあたりし由は、しるすべき事なり、此等の事、史筆とれる者の、武士の道未練なるが致す所なり、たゞし思召す所、いかにやあるべきと、仰下されき、そののち、御代しろしめされしはじめより、祖宗御實錄の事思召よせられて、仰下されし事どもありて、かくれ給ふべき年には、此事仰下さるべしと聞えしに、ほどなく、御不豫の事によりて、つひに此事にも及ばずして終らせ給ひたりけり、

事のついでなれば、こゝに附しぬる也、御代しろしめされしのちに、大學頭信篤致仕の事を申す、某にそのよしを仰かうぶりしかば、此人前代の御師範なりとて、世の人のうやまひつかへし所也、としいまだ七十にもみたず候べし、今その願ふ所をゆるされんには、世の人いかにや申すべきと、申たりければ、前代に、美濃守に甲斐國賜ひし時に、御判なされしもの、大學頭が草せしと聞えしかば、いかなる故によりてか、世にためしなき事共をしるして、まゐらせたりけむと問ひしに、其ときに當りて、いかむぞ、彼朝臣が望には任せざる事の候べきと答申き、これらの事によりても、其心術のほどは、しりぬべし、かゝる人して、人を敎へみちびくべき職にあらしめん事、もつともしかるべからず、されど、今の世の人、おもひなん所は、申す事のごとくにこそあらめと、我もまたおもふ也と、仰下されしが、かの請ふところをばゆるし給はざりけり、

六月廿日進講訖りし後、詮房朝臣して仰下さる、前代の時、南都兩門主、（一乘院殿 大乘院殿）爭論の事、すでに御裁斷ありて、御判をなさるべきにおよびて、御他界あり、此事によりて一乘院門主使者、並にその院家華藏院發心院等を下して、申さるゝ事共あり、しかるに、此事の由をば、近衞の相國よくしり給へりとて、のたまふは、東求院入道前關白前久、（龍山の御事也）二人の息男あり、長子は、一乘院門主尊敬大性院と申すこれなり、次子は、三藐院前關白信尹也、神祖には、東求院殿と、年比したしくせさせ給ひしかば伏見の御所より、京に上らせ給ふたび／＼、近衞殿にたちよらせ給ひ、たがひに御枕をならべて、ふしながら、御物語の事などありけり、其比尊敬をば、太郎君と

申し、信尹をば、次郎君と申す、その太郎君の十一の時に、つねにこゝに物しぬれど、しかるべきもの進らせし事もなし、なに事にもあれ、申し給へ、其望かなへて進らせむと、仰られしに、我は物ほしとも思はず、我氏寺なれば、興福寺の寺務となりて、其衰しを起さばやとこそおもふなれと、申給ひしかば、こは不可思議の事を、のたまふものかなと仰ありしにやがて一乘院に入室の事などありて、つひに彼寺務になされ、絶たるを繼ぎ、廢れたるを興し給ひたりけり、神祖御代の事しらせ給ひし初に、むかしの御契をたがへられず、其學問料など、寄せ進せらる、此門流においては、たとひ寺務當職にあらずとも、ながく學侶の事等、御沙汰あるべしといふ御朱印をも給らせ給ひたりけり、されば、嚴有院公方の御時、故の門主三菩提院殿、(眞敬法親王)かさねて、御朱印をなされ、前代の御時に至ても、一乘院の門主は、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乘院の門主は、進講以後、拜任の儀有べしなども、御沙汰ありしに、今の大乘院の門主は、御臺所の連枝なれば、内々申されし事どもありし故に、其事中頃變じ、つひに神祖より、一乘院の門室に寄られし學問料の事をも、大乘院の、望み申されしまゝに、御沙汰にはおよびたりき、されど、いまだ其御判をもなされざるほどに、御代も改りぬれば、この後の事、たゞいかにも神祖の定め置れし御事のむなしからず、それより後の代々に因り循がはれし所に、たがふところなからん事こそ、あらまほしけれとの事なり、其事の詳なる所は、奉行所よりまゐらせしものに見えしなり、此たび、御沙汰あるべき所をば志るし下さる、此旨によりて、御さだめ文の草をまゐらすべしと仰下されて、御沙汰の次第をしるされしものに、奉行所よりまゐらせしものを副て、下し給はる、家に歸りし後に、給りし物ども併せ見て、明けの日、(廿一日也)の朝、封事を奉る、其大要は、南都兩門爭訟の事、其理の當否は姑く論せず、相國のたまふ所のごとき、こと〴〵く信ずべからず、神祖伏見の御所より、近衞殿に渡らせ給ひ、その太郎君十一歳の時に、御契約の事あるによりて、彼御出家の後、學問料をまゐらせられし由を承り訖ぬ、神祖伏見の御所におはしませし御時ならむには、其事東西御和睦ありて、天

正十四年十月、御上洛の儀ありしより後の事とぞ聞え侍る、公卿補任を按ずるに、三藐院前關白は、御年五十歳にして、慶長十九年十一月廿五日薨ぜらる、さらば、天正十四年の頃は、此殿廿二歳の時也、大性院殿は、其御兄にておはしますと聞えければ、その年のほどは推はかるべし、いかんぞ、神祖伏見の御所におはしまさむ時、十一歳の事あるべき、もし又大性院殿十一歳の御時、神祖御上洛の事ありしとも申さば、たとひ大性院殿の生れ給ふ事、其御弟の一つ二つさきだち給ふとも、その十一歳の頃ほひは、天正の初にあるべし、其比、神祖御上洛の御事ありとも聞えず、いはむや、其比は、甲斐の武田父子と、遠江國を爭ひて、日夜の御合戰やむ時なし、いかんぞ神祖我國の戰を見すて給ひ、多くの國を打すぎて、御上洛の事ましますべき、これ又必ずなきの御事なり、かれこれを深く考ふるに、其のたまふところの從ひがたき事、旣にかくのごとし、いはんや、又奉行所よりまゐらせし所のものを見るに、前代御沙汰の次第、こと〴〵く其理にあたるに似たり、もし此事ゆるし下さるゝ所のごとく、御さたあらんには、南都兩門の爭訟、やむ事あるべからざるのみにあらず、必ず山門三井寺等の爭訟うちつゞきて起りぬべきかまた相國ののたまふ所によるに、前代の御沙汰は、鷹司殿の事によれる也、さらばまた、前代の御沙汰すでに訖りし事を、また改めて御沙汰あらむには、世の人もまた、これを近衞殿の御事によれりと申す事、あるまじきともをもはれずもし御ゆるしを蒙りて、其事を議し申すべきにをいては、敢て心のをよぶ所を盡さゞるべきや、これによりて、昨日下されし所の物ども、今返しまゐらするにはをよばず、仰下さるゝ所によりて、其草を奉らむ事においては、御ゆるしを蒙るべき所なりと申せしなり此封事御覽の後、廿四日に召れしかば、參りしに、申す所聞召畢ぬ、其議をまゐらすべし、又前代の時、日光準后望み申されし、叡山結界の事によりて、八瀨の里人、其産業を失ふ由を以て愁訴す、其事いまだ決せずして、我代におよべり、これらの窮民、滯留の日久しからん事不便なり、まづこの事を議し申すべしと、仰下されたり、廿五日の朝、まづ八瀨の事の議を奉る、やがて奉行所よりまゐらせし所の、文書等を下

し賜り、廿六日の朝、申すべき事共しるして奉る、廿八日に參りし時は、八瀬の里人愁訴の事、いはれなきにあらざれども、叡山の結果今はた改廢すべからず、されば、彼結界の地に代ふるに、土田を以てして、その產業を得せしむるにはしくべからず、其さだめ文の草をまゐらすべしと仰下され、廿九日に、其草を奉る、猶又仰下さるゝ事共ありて、七月五日に至て、つひに御みづから草し給ひしものを、しめし下されたりき、

此事は、むかし叡山の結界ありしを、そのゝち八瀬の里人みだりに山中に入て、木をきりとり、國家鎭護の淨界、婦女牛馬のために穢さる、もつとももしかるべからずと、日光の准后前代に申し給ひしかば戊子の年十二月に、京の奉行所かしこにおもむきて、結界の事あり、こゝにおいて、里人等薪をこりて產とせしをうしなひ、多くの古文書どもをさゝげて、證とし、その結界を改め廢せらるべき事を訴ふる事、年を經て、今に至れる也、これによりて、彼庄にある所の私領寺領等を他所にうつし替られ、その地をば、八瀬のものどもに下されて、年貢諸役一切に免除せられぬ、此さだめぶみ、はじめ某奉りしは、眞名にてありしを、御みづからかな文字をまじへて改めつくらせ給ひたり、されば、此ものは御自撰の所なれば、ありがたき事ぞかし、此年の冬、御使を奉りし時、叡山にのぼりて歸る時、八瀬の里をすぐるに召供のものどもの晝の休するほど、道のほとりなる家に入りて、緣に腰かけ居たり、あるじは老女にて子なるものは京に出ゆきしといひけり、かのうたへの事を問ひしに、結界の後は、こゝの人、世わたるべきわざをうしなひしに、今の御めぐみによりて、ふたたびいき出し心地しぬれば、人々この御代をば、万々歳とこそいのるなれ、されど今のほどは、はたうち田つくる事は、いまだならはぬわざなれば、いかにやあるべきなど申せど、つひにはしかるべき事なりと、申事なりといひき、

七月十日、南都兩門跡、爭訟の議二册を奉る、その議によられて、一乘院殿門下の院家等、召問はしめられ、華藏院發心院また大乘院殿門下の院家をも、召下されて、問はしめられし御事共ありしに、松林院普門院一乘院

門下の者ども、答申す所、其詞屈しぬ、其後、兩門相和らぎ、一山無事なるべき、所をもて、其議を奉るべき由、仰下されし程に、一乘院殿の院家ふたりともに病ひし居候、門主の使等、（内侍所刑部、喜多坊駿河、）御暇を給て、罷歸らむ事を望申ければ、九月廿五日に、兩門の者宿等に仰下さるべきものゝ草を奉る、兩門下の輩共、其仰を承て、おの／＼罷歸りたりけり、其事の詳なる所は、別に錄せし物どもあれば、こゝには其大要をのみしるせり、

此爭訟の大要は、はじめ慶長五年九月、關ヶ原の戰終りしのちに、神祖大阪の城に入らせ給ひし時、興福寺領の事に付て、僧侶のあらそひありしを、御裁斷ありて、十一月十六日、五師中に御朱印をなし下され、當時の寺務、一乘院の門主にも、其事しるされし御書をなされしなり、すなはちこれ、大性院尊敬僧正寺務の時の事也、そのゝち、嚴有院殿御在世の比に、一乘院の門主三菩提院殿と申せし事は、後水尾法皇の皇子眞敬法親王と申せしにて、おはします、此時に至て、むかし神祖一乘院の門主になされし別御朱印は、門室の重寶なるを以て、法皇の御文庫に御藏め置れしに、すぎにし内裏炎上の時にやけうせぬ、彼御朱印によられて、當代の御朱印を下し賜らむと望申されて、彼慶長五年十一月に、大性院殿へなされし御書をうつしたるものを、まゐらせられき、寛文五年十一月三日に、其望申されし旨によられて、御朱印をなされたりき、前代の初におよびて、公家よりの仰に、興福寺は藤氏の氏寺にて代々の天子御外戚の御寺なれば、公家の御沙汰にまかせられたき由の御事なりしかば、其儘に任せらる、貞享年中に至て、一乘院の門主は、維摩會中第六日に、寺務職に任せられ、大乘院の門主は、進講の後に、拜任あるべしとは、宣下せられたりけり、そのゝちあらたに門下僧黄衣免許などいふ事をも、始め行はれ、彼寺學問料の事は、神祖一乘院の門室に寄せられし所なれば、たとひ寺務當職にあらずとも、知行せられ、學侶の事に至ても、門室の沙汰たるべしなど、のたまふ事共出來りて、つひに大乘院殿愁訴の事に及び給ふに、その使は松井兵部とかいひし坊官雙なきものにて、事の由を申ひらきてければ、三

菩提院殿はやすからぬ事におもひ、死にかくれ給ひ、松井は、此事の御判賜らむことを望申して、年を經しほどに、これもこゝにて病ひし死しけり、一乘院殿の門下にして、神祖別御朱印といふものすでに燒けうせぬとて、そのうつしをまゐらせし事なれば、覺束なし、殊にはそのうつしにも、御書判としるされし上は、御朱印にはあらず、まして、公事より彼寺務拜任の日をわかたれしかど、いにしへより此かた、兩門かはる〴〵其職に任せられし上は、兩門の差別あるべき事にもあらず、また神祖の御書にも、學問料の事、長く一乘院の門室へよせらしとも見えず、寺務當務にあらずとも、これらの事をはじめて、學侶の事等、沙汰あるべしとも見えず、これはたゞ、當時の寺務になられし所なるに、大性院殿、その時の寺務なれば、一乘院殿とはなされしなり、たとへば、三井寺の事仰下されしにも、當時の長吏なれば、照高院殿へとはなされたり、もし一乘院殿の申給ふごとくならんには、たとへ當時の長吏たらずとも、三井寺の事は、長く聖護院の門室にて、沙汰せらるべき事也、もし一乘院殿の申給ふ如くに、御沙汰あらんに、聖護院殿よりも、三井寺の事申給ふ事ありて、圓滿院實相院等の門主の愁訴も起りぬべし、凡てこれらの事ども、某が論ぜし事どもによられて、御推問の事ありしほどに、彼門下の院家、こと〴〵く詞屈して、まづ神祖別御朱印といひしものをも、みづからあらためて、神祖の御消息などいふ事になりて、申すほどの事ども、ふるきものどもに見えし所に相合ず、此等の事心苦しとやおもひけん、二人ともに、打つゞきて、病し死して、其使も罷歸りしかば、その事いまだ御裁斷には及ばざりき、此年の冬は、我南都におもむきしに、かしこの奉行三好備前守我に語りて、此たび御沙汰の次第、大乘院殿のありがたくおもひ給ふは、いふに及ばず、一乘院殿門下の僧侶といへども、感じ申さぬものもなしとぞいひける、しばしがほどは、此所にとゞまり居て、こゝろしづかにふるきあとを見んずるとおもひしに、一乘院殿の門下成身院とかいふ老僧の近衞攝政殿の、仰を傳へて、多喜宮見參の事申し來れり、此宮に見參せんほど

ならんには、大乘院殿にまゐらずしてかなふべからず、さらばそれらの儀によりてとあり、かくありといふ事もこそあれと、思ひしかば、いそぎて歸るべき事あれば、此度の見參かなふまじといひて、かしこにとゞまる事わづかに三日にして、京には歸りたり、後にきくに、三菩提院殿は、近衞殿御父子にしたしくおはしたりけり、しかるに、彼老僧は近衞太閤の姫君の御母侍從殿とかいふの親族にて、しかも、三菩提院殿にしたしく思はれまゐらせて、さもおそろしきものなれば、太閤に申す事共ありて、まづその御下向にさきだちて、一乘院の宮よりの御使、幷に御門下の院家ども下せしも、此たびは一定その訟にかちぬと、おもひまうけしに、おもひの外の事共になりぬるにぞ、太閤に申狀さゝげて、申せし事どもありしをば、某も見る事を得たりき、されば、太閤にも此事某がはからひ申せし所によりにけりと思ひ給ひ、事にふれては某が事よからぬさまに、申し給ふ事、たび〳〵におよびしかど、聞召わきまへ給はぬ事のやふに、すぎさせ給ひしなり、

七月廿五日に參りし時、來月上丁、大成殿に御詣あるべき儀を問はせ給ふ御事共ありて、同廿九日にめされて、大成殿御詣の次第を撰進らすべきよし仰下され、明れば晦日に、これを撰進す、かねて又仰下さるゝ旨ありて、八月朔日、本朝神拜の儀を授まゐらす、同き四日に御參詣の事ありけり、

これは、はじめ大學頭信篤、前代御參詣の次第をしるし奉れり、其儀こと〴〵く當時の進止を取りて、定申せし事也と見えて、古の禮にかなふべきにもあらず、聖廟にまゐらせ給ひて、形のごとくにも其禮を行はれざらんには、しかるべからず、釋奠の儀によりて、其次第をまゐらすべしと、仰下さる、御束帶を用ひらるべしや否の事、内々其議ありしかど、今の冠は、後世幞頭の制にして、本朝のえぼうしといふもの、周秦の遺製なり、また先王の禮服はこと〴〵く直垂領なり、今の圓領は、胡服に出たりとて、御えぼうし御直垂を用ひらる、また九拜の中、振動拜に至ては、倭國に其禮のこりぬと、鄭太夫が說にも見えたればとて、神拜の儀さづけまゐらせよとありしかば、其儀を授け奉

りたりき、
同廿三日に御使として、京都につかはさるべき事あり、まづ其路費の料黄金百兩を賜ふ所なり、其期は、九月琉球貢使來らん後、こゝをたちて、十一月には罷歸るべき由、内々仰かうぶる、

これは、十一月十一日御卽位の儀を見せしめらるべきよしにして、うち〳〵仰かうぶれる事どもあり、

此日また中務少輔詮衡して、某夜中に御門出入すべき事を仰下さる、

此事老中に仰合されしに、この事傍例なし、いかがあるべきと申されしを、他の例に准ずべからざる由の事仰られしによりて、大手御門、内櫻田御門、百人組御門、中の御門、御玄關前御門、蓮池御門、坂下御門、紅葉山下御門等、八ヶ所晝夜に限らず出入あるべきよし、下知せられしなり、

閏八月十六日に、信濃國善光寺獄事を仰下されて、其事を議し申てさだめ文の案を奉れり、
九月十四日、淸揚院殿御遠忌の御法會に參らせ給ふ、御供に候す、（其儀さきに東叡山に供奉せし事のごとし、）同廿八日、白書院に御出ありて、京の御使の事仰下され、そのゝち加賀守忠增朝臣仰を傳て、黄金五枚を給り、かさねて又常の御座にめされて、時服御道服等を賜り、（時服二領、道服一領、）此日すなはち道中人馬の御朱印を下さる、（これよりさきに、召供すべきものゝ人數引馬等の事仰下されし事どもあり、）十月五日には、妻子共にあたふべき、色々のきぬと、八丈島紬とを賜る、（染たる小袖の表三端、島の織もの二端なり、）同十一日、明日京におもむくべきために參る、御前にめされて、仰下されし御事ありし後に、御みづから物賜る、（御印籠御巾着）かくて同十二日にうちたつ、かくては、琉球の使こゝに至らむ後に、打たつべかりしを、風便よからずして、來るべき期を愆りしかば、其來るを待つに及ばず、同廿四日に、京に入りぬ、此日琉球の使大津の驛に至れり、十一月の十一日、御卽位の儀を觀る事を得たり、同十五日、詮房朝臣に仰下されしは、攝政殿申給ふ事あり、來年正月天皇御元服の儀畢し後に罷下るべし、留滯の日久しければ、其費用のために下さるゝ所也とて、黄金百兩を賜る、此事日ならずして京に聞えしかば、同廿五日に、大坂におもむき、十二月二日、それより又南都にゆきむかひ、同五日に京に歸らんとして、

まづ宇治に至りとゞまり、明れば六日に、京には歸れり、すべてこれらの事ども、別に錄せしものどもあれば、こゝには其詳なる事をばもらしぬ、

辛卯年正月元日、天皇御元服の儀を觀たり、此日まぢかく龍顏を拜しけるこそありがたき事なれ、そののち、琉球の使聘事終りて歸るとて、伏見に來りとどまると聞て、同八日に、かしこにある薩摩守の第にゆきむかひて、美里豐見城兩王子等に相遇ふ事を得たり、これかねてより仰下されし事ありしが故なり、同廿一日に京をたちて、二月三日にぞこゝには歸りたりける、十五日に、白書院に御出ありし時御前にめされて、勞を慰し給ふ仰を蒙りぬ、三月朔日に、田安淸水竹橋等の御門、晝の程出入の事仰下さる、同廿三日、此たび修繕せられし御船ども御覽の供奉に候す、六月十一日に布衣の侍に召加らる、同廿三日に朝鮮聘使進見賜宴辭見等の儀の次第を奉る、これは歸京のゝち仰下されし所なり、八月廿五日內々の仰ありて、客使來らむ時に、中路まで至迎しめらるべし、路費の料とすべしとて、黃金百兩を賜る、九月廿三日に至て相模守政直朝臣仰を傳へて、朝鮮の使川崎の驛に來らん時に、出むかふべき由を仰下され、黃金二枚を賜り、また道中人馬の御朱印を下さる、十月十一日に叙爵の事仰下され、筑後守に任せられ、御前にめされて、時服賜りて、罷出ぬれば、詮房朝臣に仰せて、末次の御太刀、（糸巻金作）五位の位袍狩衣等の物具、こと〴〵く皆下し賜る、これは此ほどこれらの物ども仰下され、きのふ調進せしかば、けふ叙爵の事仰下されしとぞ聞えたりける、同十七日に、こゝをたちて、午の時ばかりに、川崎の驛に至りて、此夕朝鮮の信使等に對面す、十八日の曉より、川崎をたちて、未の半に、淺草の客館に至り、人々にいふべき事どもいひ終りてのちに、歸り參れる由を申す、十九日には、叙爵拜賀の儀あり、十一月の朔日には、客使進見、三日に賜宴、四日朝鮮の馬上方御覽の事あり、十一日に客使辭見す、訖りて十九日に至て、西に去りぬ、同廿二日に、此たび外使の事に勞ありとて、相模國鎌倉郡、（植木村城廻村）高座郡、（上大谷村）等五百石の地を加賜ふ、

さきに賜りし武藏國比企郡の地をば、返し奉りて、その代地をば、埼玉の郡、野平村にして賜ら

む事を望申せしかば、ゆるされて、こゝにおいて、野平一村の地こと〴〵く我領となりたり、武藏相模地總計一千石を併せ領す、

すべて朝鮮聘使の時の事は、別に錄せし物どもあれば、こゝに詳にせず、されど世の人々我事を申す事の出來たりしは、此事より始りければ、其事の大要をば、こゝにしるすなり、初太閤秀吉の朝鮮をうたれし後、神祖世をしろしめされし初に、むかし京の代の時の如く、隣國の好を修めらるべき由を、仰られし事ありしかど、彼國の君臣ともに、我國を深くうらみて、申す事どもありしほどに、一年餘を經て後にぞ、はじめて使をば參らせたりける、此ほどは、我國創業の際なれば、聘禮を講ぜらるゝなど、いふ事にも及ばず、

此年大御所駿河の國府に御座をうつされしほどに彼使來れり、今は世の事をばすでに讓れり、關東に參るべしと仰られしかば、信使は關東に參りて、聘事を修む、その歸るに及びて、駿河の國府を過る時に、大御所にもめされしに、奉るべき禮幣の物なくして、わづかに其禮を備へしなどいふほどの事なれば、當時の事おもひやるべし、此等の事、創業記等のものに見えしなり、

天和の時に行はれし所は、寛永の例によられしと見えなり、我國のいにしへ、外國の使來りし時の例をも、又我國使の彼國にゆきし時の例をも、通じ考られし所也とも聞えず、たゞ其時に當りて、進止を取りし所なれば、國體において、しかるべからぬ事も多かりぬ、百年にして禮樂起るといふ事もある也、今の時に及びて、これらの事をも議定あるべきとて、其事を下し問はれし事などありしに、答申す所も詳ならねば、某に問ひ試み給ひし事どもありて、つひに其禮を議すべき由は、仰下されたりけり、それが中復號の御事こそ、第一の難事なりつれ、これは、兩國の好修められし初よりして、彼國の書には、日本國王としるしまゐらす、これは鎌倉京の代々より、外國の人は、我國天子の御事をば、日本天皇と申、武家の御事をば、日本國王と申せし例によれる也、しかるを、寛永の比に至て、日本國大君としるしまゐらすべき由を、仰つかはされしより、此事そのゝちの例とはなりたり、これ對馬國の守と、その家人との爭論の事によりしなり、されど、

大君といふは、彼國にして、その臣子に授る所の職號にこそあれ、其號を以て稱し申すべき由を、仰つかはされしは、彼國の官職をうけ給ふの嫌ありて、また大君は、天王の異稱なるよし、異朝の書にはみえたり、さらばまた我朝天子の御事にも疑あれば、たゞもとの如くに、日本國王としるしまゐらすべき事を申すべき由、對馬守に仰下されぬ、此事のはじめ、某對馬守平義方の家人平直賢、（平田直右衛門といふ其國の老たり）といふものに申す事ありしに、此事子細あらじといひけり、公家の御事には、係るに天を以てして、日本天皇と稱しまゐらせ、武家の御事には係るに國を以てして、日本國王と稱しまゐらする事は、おのづから天と地と其位易ふべからざる所あるが如し、また共に日本を以て稱しまゐらする事も、周王周公君臣共に周を以てし給ふ事の如くなる事などを、對馬國にありつるなま學匠等が、知るにも及ばで、とありかくありといふ事によりて、國人等いなみ申すことばの聞えしかば、我また彼直賢が許にふみつかはして申せし事共ありしに、はじめ直賢がいひし如くに、彼國にしては申す事もなくて、其國の書、日本國王と改め來りぬ、又天和の時に、寛永の例によられて、若君にも彼聘を奉らしめらる、されど若君御幼稚の御事なれば、少將正俊の朝臣を御名代となされて、其禮をうけられしに、外使等國命をうけし日、世子を拜すべき事は聞きぬ、執政を拜する事を聞かずと申て、拜するに及ばずして罷出づ、當時も若君御幼稚の間也、またこれらの禮を爭ひ申さむも、事煩しかるべしと議定ありて、世子いまだ閤を出給はず、聘をまゐらするに及ぶべからずと、對馬の國に仰下さる、また近例彼國の禮曹、我國の執政に、書幣を附し贈る儀あり、むかし京の代には、九州の探題といへども、なほ彼議政府よりこそ書をば通じたれ、今其例によらむ事は、彼國にもねがふべからず、近例のごときは、我國もまたねがふ所にあらず、此事をもとゞむべしと、對馬國に仰下さる、此二月に至ては、彼東萊府使とか聞えしもの丶對馬守に書贈りて、申せし事ありしかど、これもまた仰下されし如くに事なりぬ、又近例は彼使の來り過る所々にて、朝夕の膳七五三、晝の膳は五々三を供す、かかる事は、我朝の天使を待せ給ふ所といへども其例

なし、殊には路次の國々の勞費もはかりがたし、今よりしては、彼國にして我國の使を待する例のごとく、路宴賜む事、四所の外は、たゞその食料をあたへらるべしと、對馬國に仰下さる、此事は彼使ももとより其禮の煩しきに堪ず、食料給らんは其便よかりければ、申す事もなし、又近例には、彼使人等輿に乘りながら客館に入り、御使客館に至れども、迎送の儀もなし、これらの事もつとも古禮に合ず、またむかし我國の使彼國にゆきし時の例にもたがへり今よりして後は、其使客館に入らむ時に、輿より下り、御使客館に至らん時、階下に送迎するの儀等、むかし我國の使彼國にゆきし時の例のごとくなるべしと、對馬の國に仰下さる、此二つに至て、彼使等近例によりて其禮を爭ひ、すでに大坂に至りぬれど、此事のために賜宴の事行はれずと聞えて、世の人こと〴〵くいひのゝしりしかど、これもつひに仰下されし事の如くにぞ、行はれける、また近例彼使こゝに至りし日、執政の人々して、御使となされ、客館に就て、其勞を慰せらる、我國の執政と申すは、猶是彼國議政府の議政の如し、然るに我國の使、かしこに至る時、彼議政府の議政をして、我使の客所に使せし例はあらず、いかむぞ我國の執政して、彼使をば慰勞せらるべき、これによりて、此たびは、高家の人々をして、その御使となされたり、されど彼使等申す事もなかりしは、大坂京及び郊勞の御使等、皆々執政の人々にはあらざりしかば、今はた此事を申すべき所なかりし故なり、既にして、彼使こゝに至りし初に、まづ對馬守に仰下さるゝ旨ありて、此度改め定められし事例書條をしるし出さる、それが中に近例彼使進見の時、その國書をば、上々官といふものしてまゐらせたりき、此儀しかるべからず、正使これを捧げてまゐらるべし、又近例彼使の拜位、我國三家の座に同じ、しかるべからざるをもて、其位を改め定めらる、又近例彼使に饗を賜る時、三家御相伴の儀あり、我朝の天使を饗せられしといへども、此等の儀あらず、また古の禮にも合ず、彼國にして、我國の使を饗せし時の儀もまたしからず、これによりて、其儀を改め定めらる、たゞその三家御相伴の儀においては申す事ありて、既に賜饗の日に至て、彼使等殿上の座に就し後、某と此禮を爭ふ事時

うつりしかど、つひには、其詞屈して、仰下されし如くに禮卒りぬ、辭見の儀訖りし後に至て、御復書のうちに、其國王七世の祖諱を犯されたり、改め賜るべき由の事を以て、某に申事あり、五世にして諱む事なきは古の禮なり、また子としては、父の諱を避け、臣としては君の諱を避く、これ臣子の情忍びがたき所なるが故なり、いかんぞ隣國の君をして、其臣子と同じく、國諱避けしむる事のあるべき、たとひ又兩國の君其國諱を相避るの事あらんにも、その七世の國諱を避くべき事、古にあらず、ましてや己が欲せざる所を施す事なかれといふ事あり、其國のまゐらせし書を見るに、まさしく當代御祖考の御諱を犯しぬ、其國七世の諱をだに施給るべしと申さむもの丶、いかんぞ我國の御祖諱を犯せしものをもち來れる、其申所皆無禮の事也、某かゝる事申さんことかなふべからずと答ふ、かれらやむ事を得ずして、對馬守につきて、此事を申す、いまだ仰出さるる御旨もなかりしほどに、世に申沙汰せし所は、彼等此事申かなへざらんには、大かたいきてはよも國に歸らじと思ふ氣色なり、さらば、兩國の戰ちかきにありぬなどいひのゝしる、此時に至ては、しかるべき人々も、某を諫めし事共もありける、されど彼使のかく申す事は、はじめあらそひ申せし事共は、皆これ禮の繁文末節論ずるにたらず、其國諱避しめまゐらせん事は、其係る所最大也とおもひはかりし所を、我かねてより思ひ合せし事共あれば、我もまた死を誓ひて、初のことばを改めずさらばまづ彼國より來らむ書に、我國諱避けなば、我答ん所もまた、其國諱避くべき也と仰下されしかば、つひにこれも仰下されし事のごとく、彼國の書改めまゐらせし後に、我國の書をも改めつかはされたりけり、すべて此時の事共、彼國の人よりも、なほ我國の人々のいひのゝしる事共多かりつれ、されどさすがに上の御事申まゐらすべきにもあらねば、たゞひたすらに、我事をのみぞいふなる、孔子夾谷の會を相け給ひしは、もとより聖人の御事なれば、いふにも及ばず、魯の曹沫、趙の毛遂などいふものゝ類にも似ざる所あらん事は、これらの事共なにの申す所あるべき、いかにかくまで、我國の恥ある事をしれる人なき世とはなりぬらん、古に世を避けし人もありしぞかし、

又君子不終日といふ事こそあれとおもひしかば、けふよりして、出て仕ふる道は思ひとゞまりぬる事の由をしるして、彼使のこゝをたちし日の午の時の終りに、詮房朝臣につきて奉れり、詮房朝臣その答をばせで、いそぎ仰下さるべき事あり、とく參り給ふべしといひおこせたり、いかなる事の出來ぬらんと覺束なかりしかば、やがて參りしに、たゞ今申す所の事、聞召驚かせ給ふ所なり、これ世の人の申事共あるによれるなるべし、初よりそれらの事ども聞召及ばれ、またそれらの說のよりて出る所もしろしめされぬ、兩國の交は、おの／＼其國の輕重強弱の係る所にして、その事體最大なる事なれば、はじめより議せしめらるゝ事共ありしに、汝の申す所の、よく我思ふ所に合ひたりしによりてこそ、此事をば仰かうぶりしなれ、されば、外使申す事共も多かりしかど、ことごとく皆議定せし所のごとく行はれずといふ事もなかりしに、事すでに終らむとするにおよびて、おもはざる外の事出來りて、世の人申す事どもありし時に、我越前守にいひしは、我はじめ試むる所ありて、此たびの事をもて筑後守に命じたりき、かれかならず事をあやまたじ、凡百の事たゞその一つに至て事ならざれば其功全しとはいふべからず、今此一事によりて、かほどまでに事成し所の、むなしからんは惜かるまじき事かは、佛氏の說に一體分身とかいふなるは、我と彼との事也、彼あやまちあらんには、卽ちこれ我あやまちなり、我また事をあやまらんには、彼あやまりともなりぬべし、されば我今いかにともいふ所なし、汝もあひかまへて世の人のためにあやまられて、申す事あるべからず、ただ彼のはからひに任せよといひき、果して其事ども、わが思ひし所のごとくはなりぬ、しかるにいま汝の申す所のごとくならんには、今に至ては、我もまた悔みおもふ事あればこそ、彼も出て仕ふる事をとゞめけれなど、世の人のいはむには、これも又前事の功廢れなん事、前にいひし所に異なるべからず、都てこのたびの事ども、汝の身ひとつの事とおもふべからず、皆これ我身の上の事ぞかし、いかにおもふ所ありぬとも、我ためなりとおもひて思ひとゞまるべしと仰下されたりける、某が事、その御身をわかたれし所なりと仰下されしが、あまりにかたじけな

さに、覺えず涙にむせびぬれば、かさねて申す事もなくて、つゝしみて承りぬとばかり答申たりき、同廿一日に大和守重之の許より、明日仰下さるべき事ある由の仰をつたえらる、廿二日に參りしに、まづ詮房朝臣して、けふ老どもして仰下さるべき事あり、此ほど仰られし事のごとくに、いかなる事なりとも、申す所なかるべしと仰下さる、かくて加賀守忠增朝臣仰を傳て此度の勸賞として、所領の地加賜りたりけり、そのゝち又詮房朝臣して、此たびの功にかなふほどの賞あらんには、辭申す事ありぬと思召れしかば、わづかに其勞に報ひらるゝ所也とぞ仰られける、すべて此度の事、君の靈に賴れり、臣なにの勞かあるべき、しかりといへども、敢て仰にしたがはざらんやと申て罷出づ、

神祖世をしろしめされし初は、外國より書を奉りし事共多かり、そのころは、三要長老といひしが、その事をば、承りたりき、これは秀吉の代に東國にうつらせ給ひし時、上野國足利庄の學校の住持なりしかば、これらの事ども仰かうぶりし事ありしによりてなり、後に圓光寺と聞えしこれ也、此長老なくなりし後は、崇傳長老此事を承る、これは後に僧錄になられし金地院と申せし事也、此僧錄なくなりし後よりこそ林道春法印これらの事を承りたりけれ、大學頭信篤御代あらたまりにし後には、よろづむかしのごとくにもあらざりしかばいかにもして、ふたゝび世にも逢ばやとおもひて、朝鮮の事は、むかしより我家の承りし所也といひしを、此事承られし政直の朝臣、もとより信篤としたしかりしによりて、執り申されしかば、さらば其事をしるしまゐらせよと仰下されて、二冊子を作りて奉りたりけり、その中の事共、問はせたまひしに、もとよりその事の初をしるべき事にもあらねば、答申す所つまびらかならぬ事共なりしかば、某に問試させ給ふ御事どもありて、つひに此事をば某に仰かうぶりたりけり、政直朝臣はじめ此事を承りしより此かた、ありし例など信篤に就き問ひ、對馬守が家人のこゝにありあふものを召尋られしに、そのゝち改議せられし事共出來ぬれば、ものまなびし事もおはせぬ人の、かゝる事は本末しらぬ所なり、たゞとわたる船の、梶をた

えしこゝちし給へるもむべなり、それが中、寛永に日本國王と稱しまゐらせし事をとゞめられし時、大君の號擬し呈せしは、信篤の祖父なりとも聞ゆ、また此稱朝鮮の職號なる事、對馬の國にしてしるべからざる事にもあらず、たゞいかにもして、此儀の行はれざらん事をおもふ所に、はからずして同じ心なり、されど此儀のみ申やぶらむ事もかなふべからず、仰下さるゝほどの事ども行はるべからずといひしを、政直朝臣も、それらの説より心まどひして、とありかくありと申されしを、御心ひとつにおぼしめしさだめられて、仰下されしに、なに事も、つひには仰下されしごとくにはなりし也、それらの説のよりて出る所もしろしめされぬとありしは、上にもこれらの事ども、よくしろしめされたりしにぞあるべき、かの大君の號の事は今もなほ申す事ありときゝぬ、あやまりかざらんとて、わが國の恥ある事をもかへり見ざるは、よく人の義をしらざる輩とこそ覺ゆれ、その比には、あまりに我事いはんとて、對馬國のもの多く受けしなどいふ事も有けり、義方の家人に、龍六郎右衞門と云しが來りて、平田直衞門が國に歸らん時に申せし事あり、此たびうけ給らせ給ひし事につけて、なに事にもあれ、御力のおよびがたからん事をば、承るべしとの事也、しかるに、信使等歸らん時に、此所をすぎぬべしと聞え侍り、當時御名は、彼國までも聞えしにも似ず、御屋作りの小しきに見えぬるこそ、かつは我國の御爲にもしかるべからね、此たび主にて候者の屋形つくりぬる材の猶餘りあるものども侍れば、つくりあらため候はんといふ、このたび彼使の來りすぎん所、今その家づくりあらたむる事あるべからず、見ぐるしからん所は、いかにも修め補ふべしと仰下されね、我家小しきなれど、見ぐるしきほどの事もなし、しかるをつくり改めんには、改めつくるべからずとは仰下されしかど、此事にあづかれるものゝ、かくする事は、まことはつくり改めんこそよかるべけれなど申す事も出來なんには、もつともしかるべからず、御こゝろざしのほどは、わするべからずと答ふ、其後また信使來らん時、川崎の驛に出むかふべしと仰下されしに至て、か

の人また來て、我國の御ため也、路次の行裝刷はれざらん事しかるべからず、其事承らんために馳參りぬといふ也、去年御使の事承りて京に上りぬれば、旅裝の具事かけず、こゝよりかしこに至らん事、わづかに一日の程也、それらの路費いくばくもあらず、もしなほつがざる所あらんには、申すべきに候といふ、されどなほ夜ふくるまで、申事共ありしかど、つひに我心の轉ずまじきをしりけるにぞ、もし仰らるべき事あらんには、何事にもあれ承りぬべしといひて、歸りたりける、此度の事仰かうぶらざらんにはいかでかゝる事をもきくべき、皆これ公の御事にかゝりぬる事也、私の事とおもうべきにあらずと思ひぬれば、その事つぶさに申したりし上は、これらの說をもて、我をうたがはせ給ふべき御事にもあらず、又世の恥ある事をもしらざらん人の心にては、我身をもて國に許しぬる事をばしらで、たゞ我身の幸あらん事をはかりし也とこそおもひぬらめ、遠く倭漢の故事引くまでもなし、近く山本道鬼と聞えしものは、甲斐の武田が家の軍師也、武田越後の上杉と、信濃の國川中島といふ所に戰ひし時に、みかたの軍やぶれぬと見えしかば、かの山本まつさきにうち死してける、すこしく恥ある事をしらんものは、かくこそありけれ、我もし此たび議し申せし事の、一つも仰下されし事の、ごとくならざんには、たとひ仰下さるゝ御事こそなからめ、我何の面目ありてか、ふたゝび見えまゐらする事のあるべき、されば此事仰かうぶりし始より、我身はなきものとこそ思ひ定めたれ、かく思ひ定たりつるは、我國中の事はいかにもありなん、此事もしあやまつ所あらんに、我國の恥をのこすべきなりと思ひしがゆゑ也、彼復號の御事を、對馬の國人等がいなみ申す事聞えし時に、我贈れる書は我此事をもてあらそひし始也、其書の案は、今もあるなり、其後又大坂において、信使等の禮を爭ふと聞えて、對馬守に贈らん書の草を奉りしに、しかるべしと仰下されしほどに、其議すでに行はれぬと聞えて、書を贈るにも及ばす、されば、此草は御覽じたるものなれば、我後にも傳ふべし、其後信使等殿上の座にして、我と禮を爭ひし時の事は、今の大和

守重之朝臣も見給ひぬらん、其餘見し人々は今もなほおはすべき、すでに御座につかせ給ひしとて人々色めきあへりしに、我動く事なくして、つひにかれら三人をばいひふせたりけり、これらの時、我心のうちには、いかにおもひ定めたりけんとは、思ひはかるべし、其後又國諱の事起りし時、世の人誰かはひとりも其心の動きなかりし、たゞ我のみひとり動く所のなかりしは、我心はじめより定まりぬる所ありつるが故也、上にはこれらの所よくしろしめされけるにこそ、汝の申聞る所、誠にしかりとのみ仰られて、また仰らるゝ御事もなかりしほどに、これもまた、つひに申せし所のごとくにはなりき、すべては、これ我國の靈によれる所也、人力のおよぶべき事にはあらず、然るを、我功によりしなどいはん事しかるべからず、まして其功につのる事あらんは、尤しかるべからず、もし議申せし所の一事も行はれざらんには、其功はいづれのところにかあるべき、

世の中の事、なに事にもあれ見聞んほどの事たゞにはうち過べからず、よく〳〵其事の由を詳にすべき事なり、これまた古にいはゆる格物の一事なるべし、その事小しきなれど、前にしるせし聘事につきても、我むかしより見もし聞もしつることの、其用にあたりし事ども少なからず、其一二をばこゝにしるしぬ、たとへば、我いとけなき比、庭訓往來を讀習ひしに、其三月の狀に見えし屋作りの事共、今は見聞かぬ事のあるが、心得がたかりしに、物のこゝろをもわきまへしより此かた、むかしの物語、またふるき日記などいふものゝ類を見るにしたがひて、おもひあはせし事共もありき、また鎌倉に、鎌倉殿の御所の圖ありと聞て、其圖にこそ、かの往來に見えし事共もあるべけれと思ひてこそ、もとむる事年久しく、つひにその圖をうつし得て見しに、鎌倉の代の物とも見えず、京の代となりし後に鎌倉殿と聞えし時の物とも見えずこれは、末の代の人の屋形の圖の、鎌倉に住し都料の匠が家に傳へし所とぞ見えたる、また九條殿には、室町殿大臣大饗の圖ありとも聞し事あり、京に至りし時に、望申ければ、借し下さる、また近衞殿の槐門の圖といふものをも見る事を得て、ふるきものどもにみえし屋作りの事、心得し事もあ

りき、そのゝち、聘事によりて、中門改め造るべしと仰下されしに、鎌倉右大將家以來、武家には門に屋根おほひしものを用ひられざる故實あり、其證として、右大將家の時の圖をまゐらすといひし事あり、此事をもて、某に問はせ給ひしが、我むかしより見もし聞もしつる事どもしるして、此圖我許にもうつし傳へし所也、されど、鎌倉殿の代の物にはあらず、其證は、多くことばを費すにも及ばず、今の代に鑓と申すものゝ始は、太平記にも見え侍り、しかるに此圖に鑓之間といふものゝ有こそ、其代をばおしはかりぬべき事なり、又遠くいにしへの事ども申すまでもなし、二條の御城には、寛永の比の御門どもの礎は今もさぶらふ、（此時の棟門唐門は、後に仙洞に參らせられて、今はその礎のみ殘れり、）又南禪寺の内金地院の宮門は、むかし神祖聚樂の御所の門をうつされし也、さらば當家代々にも、棟門唐門等用ひさせ給ひし事明らか也、たゞ此所には、いまだそれらの御門建られざりし也、いかにかゝる事をば申しぬらん、されど其議にやしたがはせ給ふべきと、答申たりけり、これらの事共しるし出されしかば、此事議し申せし輩も、其の詞屈しぬとぞ聞えたる、

大學頭信篤も、鑓の間といふ所あるをもて、鎌倉殿の代の圖にあらずとは、近き證にも候と申せしなど聞えたりき、武家には、屋根おほふ門用ひられざる故實也と申すは、御旗等の出入の事のため也とぞ聞えける、申すことの如く御旗を出し入らるゝ事のあらん時に、此所をのみ出入るべき事かは、いづれの御門〳〵にも、屋根おほはれぬ所もあらばこそと申ければ、これらの事、もとより論ずるにも及ばずとぞ仰られける、すべて此等の事ども申せしも、前にしるせしごとくに、此たび改め議せらるゝ事ども、申やぶらんことをおもふがゆゑなりとぞ聞えたる、

また我國よりなさるゝ御書函は、白銀をもて打造り、黄金の環に、紅の緒を用ひられし例なり、（これは德廟の御時よりの例也、國師日記等にその事見えたり、）此事いかにあるべきと仰下されしによりて、京にて見及びし衣函表案等の式をまゐらせしかば、此たびは其式を用ひられけり、又此たびは、信使等館門の外にして輿より下りぬべきがために、對馬守門外の幕次の事を申せしかば、大坂にしては、

幕の内に榻をつらね設く、毛氈をもてつつみしといふ、その事聞えしかば、京にして幔幕の中に、唐の椅子を設けしと聞えたりけり、事の急なるに應ぜし所なれば、いかにもありぬべし、それらの儀しかるべからずと申て、飛驛して京より斑幔と兀子とをとりよせて、此所にては、斑幔の内に、兀子を設けたりき、前攝政殿下此事を聞召されて、ほめさせ給ひしとぞ承はる、又川崎の驛にゆきて、信使にむかふべしと仰下されしかば、其時に着つべきもの、事をおもひめぐらすに、これ古にいはゆる草野の會也、されば、此所にて用ひられん所は、しかるべからず、凡武事には水干を用ふる事、武家の舊儀也、此物を用ゆべしとおもひしかば、うち〳〵其事を申請ふて、かしこにゆきしに、信使等對馬守が許に使して、こよひの客は、いかなる冠服をか用ひ給らん、其議によりて、こなたにもまたその心得あるべしといひしかば對馬守よりして、また我許にも此由いひ贈れり、今日の事は、逆旅の事なり、某はたゞ武の常服をもて入るべし、客使もまた常服をや用ひらるべきと答ふ、某がこよひの儀は、縁塗のえぼうしに、木蘭地の水干、襦(スソ)に括して、銀作の野太刀をはく、もし其官人等出むかふ事もこそあれとおもひしかば、肩輿の中に、沓を入れたり、案の如く、館門に至りしに、上々官などいふもの出むかふと見えしかば、やがてかの沓を出し、つけて門にぞ入りける、すべて此等の事、國體といふもの、ある事をも、武家の舊儀ある事をも、わきまへぬ人々には、共に論ずべからざる所なり、

外使の時の事しるすにつけて、思ひ出にし事、また一つ二つあり、はじめ京にのぼるとて、美濃國大垣を過るほどに、その邊の家々に、こと〴〵く榜示をたてしあるを見れば、こゝをば一丈きるべし、かしこは一尺きるべしなど、尺寸をわかちてしるしたり、いかなる事にやと問ひしに、朝鮮の聘事につきて、其事承り給ひし人々の、こゝを過給ひしに、大目付、勘定奉行等の人々、召供せられし對馬守の家人、このところ路狹くして、大旗の通らん時の煩あるべしと申せしかば、かくは沙汰し置れしといふなり、かの使のこゝを過るは、此度を始とやすると問ひしに、彼使の來る毎に必ず此所をば通り候ひしと答ふ、京につきし事を注進せし書に、此事を議して、此等の事、沿路諸國の

煩なるべし、彼使來りしより此かた、事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらん事、もつともしかるべからずと申したりき、後に聞に、これらの事はこと〴〵くにとゞめられき、また外使京よりこゝに來り歸らん道のほど、かの一行の人の乘るべき鞍馬ども、諸大名の役に課せらる、これ例なり、其役を充らるべき事例をしるして、まゐらせしに、たとへば、西國大名の中、遠江國より東の役を課せ、東國の大名の中、三河國より西の役に充らるゝありて、凡役にしたがふ事、一日程を限とし、來らん時に一日、歸らん時に一日、すべて兩日に過べからずと見えたり、某これを見て、此さだめ然るべしとも見えず、西國の人々には、三河の國より西の事を課せ、東國の人々には、遠江國より東の事を課すべき事にや、さらば西國の大名の家人等、外使來らんを送りし後は、各大坂の屋敷に歸りて、外使歸らん期にさきだちて、迎ふべき所に出むかひ、また東國大名の家人は、外使を迎へし後には此所に來り集りて、外使歸らんに至て、これを送るべし、さらば各其便もよろしくして、おのづから路費の用其半をば減ずべし、また其役にしたがふ事、只一日を以て限とせんも然るべからず、諸國の大名、此度の役に從はんに、僅に一日二日を論ずべきにもあらず、凡迎へ送らん事、二日程を以て限とし、或道遠く、あるひは祿少き人々をば、此役を免除せられば、此役課せられし大名も、其數多からず、且はまた、鞍馬の數も其半にして、其事辨ずべしと申す、申所尤もしかるべし、重て此等の事仰下されたらんにも、其意を得ざるものよくすべき所にもあらず、其事をしるして參らせよと仰らる、承りぬと申て、明けの日の朝、其事をしるして參らす、いかにかくははやかりしぞやと仰あり、諸國の大名役にしたがふ事、おの〳〵居城より行程百里の外に出る事なからんやうに、賦りて候ひしかば、煩しからずして、其事辨じ得て候と申たりき、

始まゐらせし所は、萩原近江守重秀がはからひし所にて、鞍具馬等をば、商人のうけおひといふ事になして、大名よりは、其價を出さしむべき由の事也、かゝる事も、國體に於てしかるべからずと申とゞめし事なり、

又駿河の國府にて、路宴の日其上々官より以上は、御番衆して給仕の役になさるべし、それより以下の輩の給仕人の事は、內藤豐前守武雄に仰下さるべしと申す事あり、（駿河國田中の城主なりしゆゑ也）、某此事またいかゞあるべき、凡此度の事、諸國大名の、其役二つをかけられず海道に所領あるほどの大名、皆々外使を迎送の役あり、それにまた、此事仰下されんには、此人にのみ、二つの役をかけらるゝなり、某御使奉りし時、駿河の國府をすぎしに、さすがに神祖おはしましつる御名ごりにて、土俗いやしからず、商人共の子撰び出し、此事にしたがはしめんには、無骨の田舍侍には、はるかにまさりぬべしと申ければ、此事も、某議し申すごとくには仰下されたりけり、

此年七月四日に召れて、越後國村上の領、八十五村の百姓四千百十六人、濫訴の次第事よのつねにあらず此上は領主に仰せて、嚴刑を行はるべしと聞ゆ、奉行所（勘定奉行）よりまゐらする所のものを下さるゝ所なり、議し申すべしと仰下さる、奉行所より奉れる狀を見るに、去年松平右京太夫輝貞、村上の城を賜りし時、三島蒲原等の郡四万石領といふ所の百姓等、其地を以て御料になさるべき事を來り訴ふ、此等の事、其望む所をゆるされざる事の由を申せしにつきて、彼等は、其在所に歸れり、然るに彼村々のものども、御代官の下知にしたがはず、また去年の貢をも納めず、此たび其張本五十餘人を評定所にめして、其事の由を問ふに、御料の百姓たらん事を望請ふ由を申す、其事ゆるされがたきの由を申す事、度々におよぶといへども、其返答にも及ばず、此上は別に御使をなされて、召問はるべき歟、但し彼張本五十餘人をば禁獄し、御使二三人を彼國に下され、（御代官をもて御使とすべきこと也）、其餘黨は早く領主に渡され、下知にしたがはざらんものどもをば、領主の沙汰として、其罪の輕重にしたがひ、或は死罪、或は追放、或は禁獄し、其田畑屋敷等は、領主の進止に任せらるべき歟の由をしるして、彼國の御代官所五月廿一日の注進狀を副て奉れり、（御代官所は、黑川といふ所にあり、御代官は、河原清兵衞といふなり）、また其狀を見るに風聞の事共をしるして、今度張本五十八人を召れしにつきて、其餘黨等以の外に骨張し、數通の起證文をかきておの〳〵其約を堅くし、召れしものどもに相隨ひて出づるもの百餘人、もし五十八人のも

のども罪せられば、百餘人のものども出訴ふべし、百餘人のものどもまた罪せられば、四千餘人のものども罷上りて訴ふべしと議定し、すべて御代官所を見ること仇敵のごとく、去年の貢米ほしひまゝにうり米となして、船に積出し、庄屋これを制すといへども、敢て用る所あらず等の事をしるせり、或説に、一向宗の僧を大将となして、すでに軍の用意すると聞ゆなどもいふ也、此事はかの注進の状にはのせず、その明る日封事をまゐらす、其大要は、きのう下さるゝ所の物どもこれを見訖りぬ、そも／＼當時天下無告の民、いづれの所にか來り訴ふべき、しかるを奉行の人々、はじめ下知せし所にしたがはずして、此訴ある事を以て、違犯の科となし、くはふるに、また御代官所より注進の状に見えし風聞の説によりて、つひに斷ずるに反逆の罪を以てす、凡そ民の父母たるべきもの、其心とする所、かくのごとくなるべからず、かの風聞の説のごとく、實に其反謀あらんには、其歳の貢をうり米をなして、みづから兵時の粮をうしなう事あるべからず、たとひ又、其反謀あらんにも、これらの備へあるべき事をもしる事なからんには、深き憂にあらず、いはんや、御料の百姓たらん事を望請ふものども、いかんぞ上にそむきまゐらする心のあるべきや、たゞその堪べからざる所あるがために、來り訴ふる也、某かれらがために、其他なき事を保ちつべし、今に至りて、これらの事共、奉行の人々に仰下されて、かさねて召問るゝ事ありとも、訴ふるものも、聽く人も、相怨み相にくむ心あらたまらざらんには、其情を得て、其心を服せん事かなふべからず、幸に奉行の人々、別に御使して召問はるべき歟と申す也、特に御使を差遣されて、その來訴ふる事の由を召問はるべし、但し、此御使の事仰蒙らん人は、いかにも溫柔にして、哀矜ある人を撰ばるべきに候と申す、やがて横田備中守、鈴木飛驒守、堀田源右衛門三人、別の仰を奉りて、此たび奉行所に召よせしもの共を召問ふに至て、七月十一日よりの事なりき、はたして訴申す所、そのいはれなきにしもあらず、又此訴松平右京太夫が所領となされしより事起れるにもあらず、六十年の前、松平大和守直泰村上の城を賜りし時、三島蒲原等の郡にして四萬石の地を加らる、これよりして、土俗其地を稱して、四萬石領とはいひけり、去々年本多中務大輔忠良彼城を賜ひし時、

(時に五萬石、)かの四萬石領の地、こゝかしこをわかちて、二萬石の地を以て御料となされ、其餘をもて、村上の領となさる、然るに本多が領となされし所に、村上の城をさる事、或は二十里、或は三十里に及びて、また信濃川をはじめて大河三つを隔て、又十五六里餘の堤ありて、毎年春秋の水のためにやぶらる、これら修築の事、また其勞費はかるべからず、それにまた、彼四萬石領の地、もと大庄屋といふもの十人ありて、年比これらがために、くるしむ事共多かりしに、此たび、彼十人が中八人をわかちて、村上の領に附せらる、これらの事によりて、村上の城のほとりにある所の地と、引かへられんことを、黑川の御代官所に歎申しけれど、其沙汰に及ばれず、

これらの事共、八十五村の百姓愁訴する所、ことごとくそのいはれあり、前代の御時より、此かたは、諸大名御旗本の人々、所領替のある時に、その土田の沃饒なるもの、又は山林川澤の利ある所々をば、皆々御料となして、其餘をもて、私領に附らるゝ事なれば、ひとり百姓共のうれへ申す事のみにあらず、その領主もまた、これがためにくるしむ事、すべてかくのごとくなり、

去年四月、百姓共の中三人を撰びて、奉行所に來り訴へしむ、

三五兵衞、新五郎、市郎兵衞といふもの三人也、勘定奉行中山出雲守、大久保大隅守等の許に來り訴ふといふ、

これも亦その沙汰に及ばざりしかば、四月に至て、河内守正岑出仕の路を遮りて訴ふ、奉行の人々、其越訴の罪をことわりて、彼三人を召預く、五月の末、三人の輩を奉行所に召て、此たび松平右京大夫村上の城を賜れり、汝等申す所有べからず、急ぎ罷歸るべしといひしば、望請ふ所のゆるされぬと心得て、本國に馳歸る村々の百姓等悦ぶ事大かたならず、されど彼二萬石の地、村上領に附られし事は、猶又もとのごとく、三人のものども心得ぬ事におもひて、九月の初にまた來訴せしを、やがて禁獄す、それらが父子兄弟も召よせて禁獄せしに、獄中に死せしもの二人、(三五兵衞が父と弟也、)村上の百姓等いよ〳〵心得ぬ事におもひて、歎申す所いまだ御裁許あらず、さらば、此年の貢、御代官にまゐらせんも、又村上の領主に

まゐらせんも、其事決しがたしとて、催促に玄たがはず、此年の二月、奉行の人々彼所の百姓等召問ふべしと申して、其張本と聞えしものども五十八人を召したるなり、此たび別の仰を奉りし人々、彼等が申す事どもを聞て、たとひ申すところいはれありとも、今はた望請ふ所をゆるされんに、これらの事後來の例となりなん事玄かるべからず、たゞいかにも奉行所の下知に玄たがふべしといひしを聞て、此上はいかで仰にそむき候べき、されど今迄のごとくに候はんには、つひには大庄屋小庄屋など申すものゝために、父母凍餓し、兄弟妻子離散すべきにてさふらへば、本國のものどもいかにや思ひ候べき、あはれこゝに候ものゝ中、二三十人許御いとまを給らんには、罷歸りて此仰の旨を傳へて、彼等が所存を承りてのちに答へ申すべしと申す、彼等をゆるし歸されん事もつとも玄かるべからずなど、議し申す人々も多かりしかば、かさねて此事を以て某に仰下さる、虎を野にはなつなど申事も事にこそより侍れ、かれらを本國に歸されんに、何條事の候べき、彼等歸りて此たびの御德惠を申傳へざらんには、本國に候ものども、誰によりてか此等の御事をば承るべき、又彼等が訴申す大庄屋の事、御糺問の事なくしてもかなふべからずと申ければ、其請ふ所をゆるされて、三十二人を本國に歸され、彼大庄屋小庄屋等を召れ、八月の半、橫田鈴木堀田等して、御糺問の事等あり、九月の初、奉行の人々また御代官所注進の狀をまゐらす、其狀には、はじめ召れしものどもの中を歸されしより、村々の百姓等うちより〳〵申す事ありと聞ゆ、また此年の作毛をも、私に刈取りて、殘りなしなど見えたり、程なく彼八組の百姓等十二人參りて、御德惠のかたじけなき由を申す、

八組とは、四万石領の地、大庄屋十八人の下に屬したれば十組といひしを、前に見えしごとく、大庄屋二人を、御料の庄屋になされしかば、殘れる八人に屬せしものどもを、八組とはいひしなり、

そのゝちかれらを始めて、はじめ奉行所にて禁獄せし三人のものどもを召て、庄屋どもの事を問はしめられ、かさねて庄屋どもにも問はしめられし事共ありしに、庄屋ども陳じ申すに詞なし、

たとへば去々年十月の末よりして、正月の半に至

るまで、八十日間御代官二人黒川に來りとどまりし時に、大庄屋等その用度として、金九百五十兩を村々の百姓に出させし事の類いくらもありしを、こと〴〵く申ひらくことばなかりし事どもなり、

十月十二日に至て、此事御沙汰の次第ありて、自今以後、庄屋共不法の事共を禁ぜられ、彼二万石の地八十五ヶ村の百姓、四千百十六人を以て、村上の領主に引渡さる、（此時に領主へも仰下されし御旨ありき、）此年十二月廿六日に至て、寅卯兩年の貢こと〴〵く皆其領主に納め入れしとこそ聞えたれ、

されば、はじめ年々の貢米うりすてしなど聞えしは、あらぬ事共也、そのゝち又彼八十五村の中、坂井村といふ所の百姓等、並にその村にありし一向宗福淨寺の住僧なほ違犯の事ありと聞えて、明くる年の正月の末にめし問はれしに、これもまた風聞のところ皆これひが事にて、ゆるしかへされたり

すべて、その詳なる事は、別に錄せしものあれば、こゝにはその大略をしるせり、

此年十二月廿二日、不忍池のほとりより火出づ、西北の風烈しく、延燒數万家におよべり、はじめ丁酉の大火の後、此災しば〳〵起て、此災にかゝる事十數度に至れる町々ありて、人々其所をやすくせず、これらにくはふるに、そのたび〳〵には万物の價騰り貴くして、その禍の及ぶ所もひろければ、いかにもして此災除かれん事を議し申すべしと仰下さる、人々にも此事問はせ給ふべき御事勿論なり、まづ某が議をも奉るべしとて、當時此災の起る事、天の道にかゝれるもの四つ、地の勢によれるもの二つ、人の事にあづかれるもの四つ、火を防ぐの法、其道を得ざるもの五つ、すべて十五條を議してまゐらす、（此議草なほあり、あはせ見るべし、）町奉行並に火消の人々にも議せしめられしに、おの〳〵申す所其理を盡せし事とも見えず、たゞ白銀町の堤を增し築かるべしといふ事は、人々の議合へり、某が議せし事にも、これに似たる事はあれど、人々の議には同じからず、されど人々の議によられて、彼堤を增し築くべき事を仰下されて、某が議せし事ども、いまだ擧用ひらるゝにもおよばで御他界ありけり、

明ぬれば壬辰の年、諸大名に御朱印を頒下さるべきにて、某が草をめさる、御旨をとる事などありて、二月廿三日より廿五日に至て、其草を奉れり、そののちまた神社等に頒下さるべき草を奉るべしと仰下さる、堂上寺社の御朱印なり、此事も終らずして、御他界ありしなり、又此春來らん阿蘭陀の人にあひて、西南外國の事共問ふべき事ども仰蒙りし、二月廿五日より三月九日に至るまで、其旅館にゆきむかひて、問對の事どもあり、其事別に錄せしものあれば、こゝにはしるさず、

此ほどまた議し申せし事あり、其大要は、前代より此かた、諸大名に課せらるゝ所の役重く、これにくはふるに奉献の物又多し、天下の士民窮り苦しむ事も、悉くこれによれり、凡そ大名御旗本の人々、公役にしたがはん事、軍役をもて準據とせらるべき御事なり、はじめ元和に軍役の事御定ありしより、其事にしたがふには、本役半役三分一役等の差別あり、寛永の時に至て、軍役の事を改定めらる、其後元和の時に比するに輕かりき、これ泰平の日久しきにしたがひ、虛費年々に增して、其役にしたがひがたき所あるを以て、時の宜しきところを斟酌せられしとみえたり、いはんや寛永をさる事猶久しき今においてをや、軍役の事すでにしかり、よのつねの事ども、故なく其役重からん事もつともしかるべからず、遠く異朝の事を論ずるに及ばず、我國の亂れし代々の事を見るに、其亂のよりて起れる事、天下の人民財つき力窮れるによらざるはなし、これを富さんこれを敎へんとも見え、また倉廩みちて禮節をしるとも見えたれば、いかなる善政おはしまさんにも今のごとくにして世に行はれん事かたかるべし、されば當時の急務いかにもして天下士民の肩を休めんにはしくべからず、さらばまづ諸大名こゝに來らんとき、召供すべきものゝ人馬の數を減じ定められ、城門より始めて郭門に至るまで、その守の番人の數を減らし定められなに事にもよらず時に臨みて公役にしたがはんには、或は三分一役を用ふべきほどを斟酌ありて仰下され、

これよりさき庚寅四月十六日に、前代に諸大名火の番の事仰かうぶりし所々、十五所をとゞめられしかど、急火消增火消などいひて、臨時に仰下されし時の人數の事、いまだ其定なかりしが故なり、

奉獻の物に至ても、或は度かさならんをば其度を減じ、或は物多からんをば、其物を減ぜられ、奉獻すでにかくのごとくならんには、老中より以下の人々に贈らん所も、其度をも其物をも相減ずべき由を仰下されなば、諂諛の俗も改り、賄賂の事行はれざらん事も、また其中にありぬべし、これらの事ども、其よく／＼御思惟あるべき由を申せしなり、これによりて所々の御門番人の數等問はしめ給ひ其數を定められ、また諸大名交代に、召供すべき人馬の數等、多かるまじき事共の御沙汰あり、但し奉獻の物の事は、議し申さるゝ人々ありしなど聞えしが、某が、議は行はれず、

　奉獻の事は、上をうやまひまゐらする心を行ふところなり、またむかしより度しげく獻る事は、その家々の眉目ともし侍るなり、しかるをこれらの御沙汰に及ばんはものともしかるべからずと、かたぶけ申人有しなり、さることはりもこそあるらめ、

此年の三月、道中の事ども御沙汰ありけり、これは去年二月、我京より歸りし後に、海道の事ども申せしによりて、その三月、朝鮮の聘事に事よせ給ひ、道中の奉行に（松平石見守、大久保大隅守、）仰下されし事ありしより此かた、其人々議し申す事多かる中に、其大要は、道中の宿々、年に隨ひて貧しくくるしめり、其故も端多けれど、中にも近年以來公家武家の人々召供すものゝ數多くなり來て、宿々の人馬其數にみたず、其役たすくる所々に至るまで、こと／＼に皆くるしみ窮れり、しかのみならず、荒居の渡改りしのちは、海道往來の貴賤、多くは山道をすぎぬれば、海道の宿々は產業をうしなひ、山道の宿々は人馬つがず、されば國々の役に課せて、諸道の宿々の人馬を增し置くべきほどの料をめされて、人馬の數を增れて後に、ちかきほとりより、其役をたすくる事を免除せられば、宿々のものどもいふに及ばず、其役たすくるものども、共に愁苦をまぬがるべし、次に近年山道を往還する人々を禁ぜられば、海道山道の宿々おの／＼其生を逐ぐべし、これらの事を始て、すべて道中のものども、疾苦の事ども、身みづから、其所に至らざれば、いまだ詳なる所をしらず、ねがはくは、時々使して其事を問はしむべきものを、奉行所

に屬し給はるべき等の事、前後數十條におよべり、そのゝち某にも議せしめられしかば、しるし奉れる事共多かる中に、某御使を奉りて、海道を經過して、身みづから其事を見るにおよべり、往還の人々召供のものども、其數多きがごときは、宿々のものゝうれへにあらず、たゞその役をたすくる近きほとりのものゝうれへなり、其故は前代の御時に、宿役人といふものを始め置れて、御料の宿々には御代官所の手代といふもの、其宿々の事をつかさどれり、公役等によりて經過る人々ある時は、宿々のものども彼役人と心をあはせて、實に用ゆべき人馬の數に倍して、此役をたすくべき所々に催促して、其役にしたがふべき人馬を以て、公役の事に應じ、宿々の人馬をしては、往還の旅人を送り迎へて、其賃錢を私にし、また其役たすくべき所々より來れる人馬わづかも其數にみたざれば、緩怠の罪をおほせ、その代りとしては金錢をはたりとりて私にす、されば往還の人々召供のもの多きにあらざれば、その得る所すくなければ、宿々のものどもは、たゞ其人數のすくなからん事をうれへとす、其役をたすくる所々のものどもは、たゞに人馬のつかれくるしむのみにあらず、其罪を贖ふために、財力すでにつきはてぬれば、宿々をさる事五里十里がほどに所領ある人々、其稅年々に減じて、いかにもせんすべあらず、また公事によりて往來する人々の召供のものども、おのれらを迎へ送らむために、人馬の多くあつまれるを見ては、なにをくるしみてか、みづから重き物を負ひ、遠き道をもゆくべき、おの／＼その人馬を取用ひて、我勞にかふるは、下賤の情しからざる事を得ず、すべてこれらの舊弊を除かれんには、まづ宿役人といふものを停廢せらるゝにしくはあらず、次に近年以來、荒居の險をさくるがために、海道山道ふたつながら、其生をやすくせざる由、これたゞ其一つをしりて、その餘をばしらざるなり、前代の御時、海道の宿々望請ふによりて、その駄賃等を增す事共ゆるされし所々あり、是より此かた、貴賤往來の路費を省かむ爲に、山道に赴くもの多くなれり、某御使を奉りて海道を上下せし時、本坂の道を通らんことを勸むる事あり、其事に隨がはずして荒井を渡るに、畏るべきの途にはあらず、奉行の人々海道往來の人

多からんことを思はゞ、宿々人馬の賃錢の法古にかへされん事を議し申に玄くべからず、往來の人々山道を經ん事をとゞめられんこと然るべからず、又道中宿々人馬の料、長く諸國の役に課せられんこと、前代の御時、東大寺大佛殿造立の爲、及び富士山の燒けし灰除かれん爲に、諸國に役をかけらる、是らは只臨時の役なりといへども、世の人申事もありき、ましてや、諸國年々の役として、道中宿々人馬の料を召さるべき事、尤然るべからず、海道宿々の役夫百人駄馬百匹、山道の宿々は役夫五十人駄馬五十匹、是古來の定數なり、凡往來の人々召供すべき者ども、此人馬の數によりて、斟酌すべきよし仰下され又宿々に於ても、所役の外に、一人一匹といふとも、其人馬の催促に隨ふまじき由を仰下されは、其役を助くる所も、自ら其數を減ずべし、但當時は宿々の人馬定まれる數にみちしところ多からず、此事もと軍國の用に備らるゝ所なれば、かゝる所尤大なり、早々其沙汰有て實に其力たらざらん所々には、其料をかし下さるゝにしくべからず候と申事ども七條を記して參らす、(此議草も猶今にあるなり、)此年壬辰の二月、先かの宿役人のことをとゞめられ、其後道中の事ども御沙汰有て、奉行の人々望請如くに、寄騎同心等の者共つけられき、八月に至て、奉行所より奉りしものを某にかし賜ひしを見るに、去年御朱印を給りて、海道を過し人々の爲に、五十三驛の間、其役に隨がひし役夫二十三萬五百五十人、驛馬四萬千二百三十四匹、今年道中のこと御沙汰有しより此かた、役夫十萬七千五百五十一人、駄馬三萬六千四百十一匹にして、役夫十二萬二千五百八十九人、駄馬二千八百二十三匹を減じぬと申す、

我奉りし事共七條のうち、其節目數十事ありし其中、はじめ奉行の人々、道中上下の者共不法の事は、いかにも、制すべきやう非ずと申せし事を議せしは、是は爰にも京大坂にも、上下の者どもと申て、東西往來の人の、道のほどやとひて召供す者なり、かれら不法のことゝいふは、たとへば行勞れたるとて、馬を出させ、駕籠を出させ、打のりて、おのがもつべき物をば、役夫にもたせて行つゝ、おのれら早く家に歸らんとおもはゞ兇すべしとて、錢おし取て返し、又宿々の者をにくしと思ふ

事あれば黨の者どもに相告て、終には其恨み報ゆべきほどの事をなしぬれば、是らが事につけては、宿々の者どもいかにともいふ事なし、もとよりそれらの、事なせし者も、いかなる者とも知るべからざれは、奉行も又其沙汰に及難きよし也、某此事を承りて、是を制止せん事いと易きほどの事也、爰にも大坂京にも、彼等が事を取計ふものあり、是を日庸の者の宿とも、上下の宿とも申す也、彼等やとふべきとおもふ人は、其宿の者どもの許にいひつかはしぬれば、やがてかれらをさしつかはしぬ、されば彼等も其宿のものゝ心に違ひぬれば、立所に世渡る業をもうしない、妻子養ふべき事もかなはざれば、是を恐れ敬ふ事主人に相同じ、彼等者不法の事あらんには、其宿たらん者其罪に行ふべき此の法嚴ならんには、其弊は改まりぬべしと申たりき、其法を立られしかば、果して是らの事はやみぬ、又奉行の人々寄騎同心の事を望み申せしをば然るべからざる事三條を記して爭ひ申けれど、其望に任せられんこと然るべしと申されし人々有しかば、終に其望に任せられき、御他界の後に至りて、日光山御法會の時に、宿々の役助くべき人馬の事につきて、かの宿役人の前の如くなりし事ども出來り、又山道の宿の者の事につきて、奉行所より沙汰せし事ども其領主は心得ぬ事に思ひしことも有き是等果して、某爭ひ、申せしことの如くなりき此外某が議し申せし事共の其時にあげ行はれざりし事ども有て、いくほどなくてかくれさせ給ひて、猶今ももとの儘なる事どもゝ多かり、舍を道傍につくるのたとへおもひ合せしことにぞありつる、

此時の事ども別に錄せしものあれば、爰には只其一二をのみ記しぬ、

三月の廿日比より、身の病堪がたくして、終に家に籠りゐたり、四月に至りて、詮衡正直等の人々仰を傳へて、身のいたはりいかにやある、近き程にもあれば參らんや、仰らるべき事どもありといひ送れり、出仕猶かなふべからずと申ければ、四日に市正を御使となされて、病の事ども問はせ給ひたりき、後にきくに、我病の事ども問せ給ひしかば、正直承りて、醫師の申す所をも承りて候に思の外脾を傷りて元氣

もまたすでに衰たり、四花に灸する事萬壯に餘りぬれど、猶いまだ其衰るしあらずとこそ承りしと申を聞し召て其世を憂る心實に深し是によりて病をいたせる事は有なん、其氣の如きは我國にみち餘りて、四海の外をおほへり、汝の申ごとくならんものゝ、わづかの程に萬壯の灸治かなふべしやと仰られしとぞ、正直等の人々して病をとはせ給ふ事凡五度、其月の廿六日、病を助けて出仕し、詮房朝臣によりて其辱きことを申す、此時にこの程こもり居し程に承りぬ、舞妓の類のもの、召つかはるゝ其數有など世の人は申也、是らの者のことは、御世つがれし始に禁ぜられし御事なれば、さる事あるべしとも覺え侍らず、されどまた太閤滯留のほど、其御もてなしの爲に、御臺所にそれらの類めされてもや候らん、すべて今の世の人の申所は、うけられぬことども多かれど、承りぬることなれば申にて候といひ捨て罷出づ、其後日を經て又參りし時、五月四日のことにや有し、其義たしかにおぼえず詮房朝臣仰を傳へて、前代に一位の御方に御臺の參り給ひしに、舞妓の有て、つれ〴〵慰め給はんに、是等の事なに事か有べきと仰られしによりて、其後一位の御かた、又は大御臺所のこなたに渡り給ひしには、此事有し例によりて、我代の後も、子どもの母の御臺をもてなし參らするにも、又御臺のかれらをもてなし給ふにも、此事有て申す所のごとくに、大閤をもてなされし爲にも、又此事有し也、我世の始めに、此事禁ぜし上は、其事やむべかりし事の、われも又其つねにならひて、其事に及ばずして、今に至りぬること誤りすくなからず、詮房に申せし事を聞しによりて、速にそれらの者ども放ちいださるべきよし、沙汰すでに訖りぬと、仰下されたりけり、我此事を聞しは、春の頃よりの、事なり、是らの事は、さりとも太閤の御臺所に申給ふ事あるべし、我申さんには必ず上にもいたみ思し召こと有りぬと思ひし程に、四月十一日に、太閤京に歸り、給ひしかど、其後も此事ありと聞しかば終にかくは申せし也、此事を記すにつけて思ひ出づることあり、過しころ對馬國の儒生雨森東五郎俊良といふが來て、御代改りしより後是よりさきの御代々の御政事につきて、世の人そなたの御事を申事どもあれど、一事として其過擧、と云ふべき事もあらず

只一事の申事に似たることもや候らん疑かはしき事侍りといふ、其事承はらんといひしかば、前々の御代に、もろこしに花軍と云ことありといふは實かと問はせ給ひし時、唐の玄宗の代に、風流陣と申す事の候ひしを、かくは申なりと答へ申されて、やがて、畫師して其圖をかゝせて奉られしかば、興あることに思しめされて、其後此事を事とせさせ給ひしと申事侍る也といふ、我色を正しくして、我堯舜の言を誦して、我君をして堯舜の君となし參らする事のあたはざるは誠に其罪なり、今聞ところの如きは、我しれる事にもあらず、そこの十七八ばかり、我三十餘の時に、始て錦里に遊び學びしより此かた、二人相識ること三十年に及びぬ、然るに今是らのことをもて我を疑ひ給ふは、眞に白頭尙新なりといふことの如くにて、己を知るものには逢がたき事にこそあれ、もとより我をしらざらん人の申さんことども、怪しむに足らずといひしかば、かれも又色を起して、誠にさることをもすべしとおもひたらんには、いかで前のごとくに申すべきや、然るをかく宣ふは、君もまた我をしり給はぬなりといふ、此人の口給をもて人に當れる事をば我よく知ぬ、又いふ事もなくて打笑ひてぞ有ける、此事を又同學なる人に語りしかば、かの人となりを知給はぬにもあらじ、深くとがむべき事かはといふ、後にきくに、法印養朴古畫の風流陣の圖あるをうつして奉れる事ありしを、やがて人に賜らせ給ひしといふ人あり、此事を以て我畫かゝせし心なりなど世の人のいひし事とこそ見えたれ、こゝろえぬことなり、

五月八日の御法會に供奉せし事、前の例のごとし、同十九日に召れて、今まで有つる宅地狹しと聞しめされしによりて、一ッ橋の外にして、宅地改め賜る由、鳥居伊賀守忠英して仰下され、廿二日に新居に移り、元の宅地をば、廿九日に返し奉れり、六月十九日に至て、此度賜ふ所の屋舍破れし所々ありと聞しめさる、修造の料、黃金百兩下し賜はるよしを、詮房朝臣して仰下さる、

此度賜る所は八百坪の地なれど、當時は六百坪ほどあり、此後御春屋をうつされし後に、地くはへらるべしと仰下されしが、御他界の後におよび、

地くはへられて、今は八百坪とはなりぬ、
六月二十三日松平和泉守乘邑を始て、一族十六人その親類松平左門が諫にしたがふことなきが故に義絕し訖ぬと申すことあり、これは、左門が譜代の侍ども、主のよからぬものを擧用ひぬるを止る事聞えて、此年四月和泉守其事を諫めしかど、終に其諫を用ひざれば、此月十九日に、一族ら皆々義絕しぬ、かの譜代の侍ども、此由を聞て、日を終ずして去し者十一人、明の日、髮切て遁世するもの一人、其後其擧用ひられしものども、身のいとまこひて退き、其一族二人もまた是に隨ふが故なりと聞ゆ某この事を承りて、承る事のごときは、左門がふるまひ、然るべしとは聞えず、されど、譜代の輩申所有りとも、擧用ひられしもの、必其人にあらじともすべからず、只いづれの道にも、主從ともに召とはれて、其事決せらるべき御事なりと申す、まづ左門をば、溝口伯耆守重元に召預られ、其後主從ともに、評定所に召れて、其事の由をとはしめられ、又一族共の中にもとはしめられし事有て、（松平石見守 松平壹岐守）其家從らを召撿せらるゝに及びて、譜代の輩初め申せし所とちがひて、當時擧用ひられし、前田貞右衞門と云者の申事ども、一事も陳ずるに言葉なし、又一族にも、かの譜代のおとな高木八兵衞と云者、一人の申事をのみ誠として、ひたすらに、前田を追いたすべしといひしかば、左門も其事を用ひざりし也、是らの事ども、とくとく聞し召れし後、かの譜代の者共、或は流罪或は追放されて、前田をばかへされ、左門は本領安堵し、其一族ら卒忽の事共をば咎め給ふ仰有けり、其詳らかなる事は、此時の事しるし下されしものあれば、爰には大要を記す、

我思ふことども有ければ、當時御勘定所と申すは、古の代に有ては、大禹伯益などの司り給ひし所、三代の大司空の所の職掌にて、漢唐宋明の代にては、皆々重んじ設けられし官職を兼し所にして、我朝の官制に比し候にも、民部大藏刑部等の三省、幷勘解由使等、四ッの官を兼あはせ、其下に屬せし官も、六ッも七ッも司りし所、天下の財を生じ、出すも納るも此御役にかゝりぬれば、六十餘州の人民の樂しむべきも、苦しむべきも、此職を奉れる人々の、其人を得ると得ざるとによりて、是らの劇務、備らんこと

を一人に求むべからず、されば昔の御代の如く、其吟味の役と云職おかれずしては、然るべからずと申す封事奉りたりけり、其職いかなる事をか司どらしむべきと、仰下されしかば、一ッには、御料の貢并御代官の能否、二ッには、貢米の漕運、三ッには河堤等を始めて、すべて土功の事ども、四ッには、道中驛傳の事、五ッには、諸國金銀銅山の事、是らの事を考しめらるべき者なりと申す、七月朔日に至りて、復其職をおかれて、我申せし事ども仰かうぶる、

杉村彌太郡、萩原源左衛門、此職を承る、此二人勘定衆の組頭より、選び出されたり、前代の御時に至りて、諸國御料の貢、年々に減じてわづかに二ッ八分九厘と云事に至りぬ、御料の百姓進する所、昔にかはれりとも聞えねど、御代官の手代などいふものゝ、私せし所有が故なるべし、又河堤等修築の費用も、年々に增くはへたり是もかの手代などいふもの共の、各其私をいとなみし故と相聞ゆ、吟味の役をおかれし明年、御料の貢米凡四十三万三千四百俵をまして、百姓ども相悦ぶこと大かたならず、河堤等修築の料も、又金三萬八千兩を減じて、水旱の憂もなく、漕運の事も、今迄は年毎に海に沈みし米數万俵、此後よりは、覆沒の患あることを聞かず、その餘は、我申せし事ども皆其績をなしぬ、

又封事を奉りて、某が師なるものゝ申せし事あり、評定所は、天下の是非定りぬる所、其關係最大なりと申き、近世以來、衆中其職に怠りて、其權下に移りぬ、もつともこれ然るべからず、また大名より以下の人々、借り用ひし金銀の事ども、評定所の沙汰に及ぶ、國體において然るべからずなど、申す事ども、論じ申したりければ、七月五日、評定衆に仰下さるゝ事どもありて、また然るべき人々の、借り用ひし金銀沙汰の事ども、評定の人々の異見進らすべきよし、仰下され、某が議をも奉らしめられしかど、此事は、其御沙汰に不及してかくれさせ給ひたりけり、すべて、これらの事議し申せし草は、なほ有べければ、こゝにはたゞ其大要をしるし侍りつ、

九月十一日、萩原近江守重秀、其職を奪はれて召籠らる、世の人大きに悦びあへれども、其故をばしら

ず、實は此年の春三月より、昨日の十日に至りて、我封事を奉りし事三たびに及びしが故なり、其由は、事ながければ、一二をばこゝにしるしぬ、前代の御時に、重秀天下の財賦を掌れるより、このかた、祖宗の良法こと〴〵くやぶれて士民の怨苦しきりに生せし事ども、世の人あまねくしれる所なれば、今はたいふにも及ばず、今の御代つがれし初に、また銀改造らんとせしかど、上の英斷によりて、事行はれず、其のち常の御所改造らるべきよし申行ひし事どもは、前にしるしぬ、かくて世の人申沙汰せしは、此度營作の功、國財巨萬を傾竭さる、たとへば、一亭の材こと〴〵く沉香を用ひらるゝに至る、此一事をもて、其餘を推知るべしなど聞へたり、我此事を聞て、すべて此比の人の申す所はうけられぬ事ども多けれど、風聞のごときは、唐の沉香亭にもこえ侍れ、これらの事、天寶の亂由りて起れる所なれば、此たびの御わたまし、賀し申すべしとも覺えずと、詮房朝臣して申たりけり、ほど經しのち、市正正直して、此たび作られし所を見せ給ふべき也、正直に案内させよと仰られて、よのつねの人々の參らぬ所々まで、殘りなく見せらる、彼聞及びにし、沉香をもて作られしといふ所に至りぬ、これは南庭の池のあなたの山かげに有なり、深さ丈許に廣さは二丈にも及びぬらんと見えし亭の、床の柱に圍尺許なるまろき木につらつけし所にあるものをゆびさして、これこそ聞及び給し沉木なりと、正直のいふを見るに、我國の材にはあらず、これは此年の夏、城北の糒倉にある所の糒の數をはからせて見給ひし時に、其所に、丈許の木の沉香也といひ傳へしあるを、取出して進らす、その物とは見えたれど年を經ることすでに久しきが故にやあるらむ、これをたくにそれと覺しき香もなし、其事此所を作らるべき程のことなれば其材に取用ひよと仰られたる也といふ此所より下し觀れば此たび改造られし所々も殘りなく見えぬ、すべてみえわたりにし所々、世に聞えし事のごとくにもあらず、又人の申すほどの國財用ひ盡さるべき事ともおもはれず心得ぬ事に思ひし、重秀營作の事を申行ひし初に、御藏にある所の材木は、皆々用にあたらずとて、商人共の許にあるものどもを取用ふ、此年比のならはしなれば、一木の價百金をもてかぞ

ふるほどの事なるに、重秀かゝる時に、其價を論じ初めんには、日月移りなん、たゞかれらが申す所のまゝにめさるべしといひしほどに、其功費をあはせて、すべて七十餘万兩の金を用ひられしなど聞えぬ、

前代に、土木の功しば〳〵起りしより、材木の價騰り貴くなれる事、古今の間いまだ聞ざる所なり、むかしより奇楠沈木等の類は、重さをはかりて、その價銀幾倍などいふ事は有しに、此ころは、檜の木方一寸の重さをもて、金の重さをくらぶるに、その價は金に倍々せしなど申き、されば、材木をあきなふ商人どもの、たちまちに、家を起して、某は幾十万を累ね、某は幾百万を累ぬといふもの、いくらといふ數をしらず、かれらのみ、かゝる幸あるにはあらず、國財を傾け出して、かれらと共にわかちとりて、其家を富しぬる輩も、また其數ありと申沙汰しき、

其明けの年、（庚寅の春）より金改造らるべきの議起れり、これは其春の祿として給りし所の金、裂け折れしもの多くして、小給の輩は、殊に難儀苦しめりといふ事を聞召れて、其事を問はしめられしに、重秀議し申て、前代に改造られし所は、凡金一兩の重さは古の定の如くなれど、其銀料を増し加へられしにより、金すくなく銀多く、其性こわく成たれば、物にふるる時、或は折れ或は裂く、その裂け折るゝ事なからんには、金銀の劑、古の製のごとくならんにはしかず、されど今に至て、又古の製のごとく改造らんには、當時世に通行する金の數其半を減ずべし、されば、まづさきに增加へられし所の銀料をのみ去すて、たとひ、一兩の金、其重さは古に及ばずとも、其品は古のごとくに造られ、これより後諸國の山々より出來らん金を用ひて、その重さをも古にかへされんに、なに事かあるべきと申す、

此春の御給金折裂れしもの多き由は、御臺所の御方にみやづかへする女房たち、または、御近習の人のめしつかふ坊主六尺などいふものゝ申事の、御聽に及びしなり、此事心得ず、すべて上にまゐらする所の金銀共に、おの〳〵其座といふものゝ許にして、わづかも折れ裂し所なきものをえらび參らする事也、それを出し給らんに、かゝる者のあるべきにあらず、然るにかゝる事の有しは、必

ず故あるべし、

衆議皆これに同じと聞えて、其議し申せしは、元祿の時、金には銀料を增し、銀には銅料を加へて、改造られしより此かた、世の人其品の高下を論じて、つひに諸物の價平かならず、今改造られん所、たとひ其品は古の製のごとくなりとも、その重さ既に古に半す、必世の人相疑ふ所ありて、通じ行はれざる事有べし、されば此たび近江守承りて改造らん所の金の品、すこしく法の如くならざるをば、糺彈すべき職掌の人を選び定めらるべしと申せしによられて、大目付衆一人、目付衆二人、其事を仰かうぶりて、金銀造らるべき由を仰下さる、

此仰四月十五日の事也、大目付をば横田備中守、目付衆は長崎半左衛門、永井三郎右衛門、長崎は今の伊豫守の事也、此時に重秀金座して金の樣をまゐらす、金の品古のごとくなるものは、ありし代々の物にくらぶるに、薄く小しき也、また元祿の製のごとくにはあらねど、古の製よりは銀料多きものは、さのみは薄く小しきならず、某を召れ詮房朝臣して、其樣を見せらる、某これを見て、むかし某がしれるもの丶許に酒二樽を贈りしものあり、日を經しのちに其酒こと〳〵く醋となれり、これは、雜るに水をもてしたるがゆゑなり、彼ものふかく恨みて、たとひ一小壺なりとも、水まじはらざらん酒こそ、えまほしけれと申き、其事いやしけれど、此事にたとふべし、其折れ裂ざらんために、銀料を除れんには、薄き小しきなりとも、上品のものにしくべからずと申す、申す所のごとくにこそ思召れたれとて、薄く小しきなりとも、其品古の製の如くに造るべしと仰下さる、かさねて又其樣を參らせしを、か丶るもの造りて世を欺くべしやとて、某に見せ給ひしを見るに、其品は古の製のごとくなり、されど見しよりはや丶厚くして、大きなるをよく見れば、その中にあたりぬる所は、薄紙のごとく打なし、外邊をば厚く造れるなりけり、此時に某申すは、今改造らるべき費用もすくなからずと見えしに、心得ぬ事一條あり、今までの金より除かしむる所の銀料をば、いかにやなしぬらん、これを取用ひなば、その費用は大にはぶくべきものをと、申たりけり、さだめて、

此事をもて問しめ給ひたるらんを、重秀いかに答申けるにや、其事はきかず、後にきくに、此時すでにひそかに銀をも改造りしかば、其料に用ひたるらめ、此時重秀が奉行して造られし所は、世に乾字金といふなるが、それもなほ金の品は古に及ばざりし由、今に至ては、金座の者ども申とこそ聞えたれ

かゝりしほどに、銀の品なほ下れるものども、多く造り出さるゝよし聞えたり、こゝろえぬ事に思ひて、去年の春のごとき、國事の急なるに臨てだにも、ゆるさせ給はぬ事の、いかにかくは候べきなれど、世の人こと〴〵く皆申す所なれば申なりと申す、月を經しのちに、此もの見るべしとて詮房朝臣して出されしものを見るに、近江守仰を承りて、勘定衆の中、銀造る事を奉る輩に詰問せしに、答ふる所の狀にて、今造る所の銀、寶永三年丙戌七月に改定められし法にたがふ所なき由をしるせしなり、其事をつかさどり、其事にあづかれるものどもの申す所、かくのごとし、某また何をかあらそひ申すべきと答申て罷出づ、

此事は、五六月の間の事也されどその月日をもわすれたり、此時に重秀がまゐらせし狀は、保木彌右衞門、小宮山友右衞門といふ、勘定衆の組頭の、銀座御用懸りといひし二人連署せし所也、後にきくに、此年の三月六日に、重秀保木小宮山等二人に下知して、ひそかに品下れる銀を造らせたり、これ世にいふ二寶字銀なり、ほどなく又四月六日に、猶品下れるものを造らしむ、これ世に三寶字銀といふものこれなり、

此年の冬、我京にありて、攝政殿へまゐりしが、近江守新恩の事ありと聞えしはいかにと仰らる、これ其夙夜の勞を賞せらるゝ所の由承りぬ、凡は人の祿位の其功德に過たらんは、幸とは申すべからず、重秀もし新恩に感じて、其故轍を改むる事もあらんには、ひとり其身のためのみにもあらず、當時の爲にも然るべき事に候と答申き

重秀新恩の事は、御代つがれし初に、國財すでにつきはて、御代始の事ども行はるべからざりしに、かれがはからひによりて、その事の停廢なきのみにあらず、常の御所をもめでたく造營してまいら

せ、此事の費用巨萬に及びしを、また彼がはからひによりて、事の煩ひなく功終りぬ、當時此人に非ずして、かゝる事ども、たやすく其功をなす可らずなど、ほめ申す人々もおほくして、其賞をば行はれしなり、されど皆これ其姦計を行ひて、是を閉ぢ、彼を開きし詐術に出し事どもなり、たとへば、前代の御末に城北に御所つくらるべきにて、此事奉行の人々其材をもとめしに、得る所なかりしかば、重秀に仰下されしに、日あらずして多くの良材もとめ得てまゐらす、皆人驚き歎ぜずといふものなし、これは重秀年ごろ天下の利權を掌の中にせしによりて、天下の富商等、あへて此人の心にたがふものなかりしがゆゑなり、ましてや、當時得がたきものは、其價も貴く、商人どもの得る所の利も多ければ、重秀もまた其財をわかち得し所すくなからず、此たびのごときも國計すでに窮りぬと申て、上の御聽をも、人々の心をも聳し動して、おのれがはからひによりて、其事なりし由、世に披露せし事二たびに至れり、されど他の材略あるにもあらず、ひそかに金銀あらため造りて、みづからもその贏利をわかち、國用をも賑したるなり、此たび金改造りしにつきて、わかち得し所はいかにぞやありけん、銀改造りしがために、重秀わかち得し所は、金およそ二十六万兩に餘り、その家從長井半六といふもの、金六万兩をわかつ、其餘古書珍器の類は、こと／＼くにしるすにいとまあらず、此事は銀座とて、世々銀造る事を職掌とせしものどもの罪に行はれし時に、深江庄左衞門といふもの、手づからしるしたる簿帳を得て、まゐらせし所に、つぶさに見えたり、これはたゞ世にいふ、二寶字、三寶字、四寶字などの銀つくりし間の事なり、元祿寶永より此かた、三十餘年の間の事は、つまびらかならず、

朝鮮の聘事をも、重秀仰を蒙りて、其事にあづかれり、申行ひしことゞも、國體においてしかるべしとも覺えぬ事どもなり、客使迎送の料の鞍馬の一事は、某議し申す事あるが爲に、前例によられて、諸國大名の役には仰下されたりける、

近世以來凡の事商人の入札をとりて、落札の者にうけおはしむるといふ事あり、たとへば、此たび

客館の事のごとき、其事の奉行これを修造すべきほどの事しるし出して、其功費いくばく金を給はりて、造りまゐらすべきといふ所を、商人共に問ふに、おの〳〵其功費をはかりて、札に記し封じて、參らす、これを入札といふなり、奉行人此事にあづかる人々をあつめて、ひらき見て、その金銀を用ふる所の最少なるものを、落札と名づけて、其落札入れしものに造らしむ、是を札落せしなどいふなり、造畢の後に、其價をば、公より下し賜はる、凡の事皆此のごとし、此事公議に出るに似たれど、實にはしかはあらず、近き比ほひより、商人等たてものと名付て、その事の大小に從ひて、或は百金、或は千金をまづ其奉行にいれて、此事某に仰せ付られんには、公より其價を下し賜らん時に、またいくばく金を進らすべしといふ、これをば禮物といふなり、そのたて物禮物等すくなきものには、入札入る丶事をゆるされず、ましてやそれらのものなきものは、いふにも及はず、さればこそ入札の事あるごとに、その奉行する人、千金を致さずといふものなし、よのつねの人のなさんに、百金を用ふるにも及まじき事の、公の御事には、万金を費さる丶に至らざれば、その事ならず、前代に、國財の竭給ひし事は、もと丶してこれによれり、されども、此たびの朝鮮の聘事につきて、一事として、彼商人等がうけおひにあらずといふ事なかりしも、そのより來る所を推て知るべし、そのゝち、月を追ひて改造りし銀の事ども、世の人申す所ありて、諸物の價も平ならず、此事は、過にし營造の御事と、朝鮮の聘事によれりとぞいふなる、古には三載功績を考るなど聞えしに、御代つがれし後すでに三とせに及べども、天下の事體、初政の御時にかはりぬとも見えず、此年の三月、これらの事ども論ぜし封事まゐらせし時に、才あるものは、德あらず、德あるものは才あらず、眞材誠に得がたし、今に至りて、天下の財賦をつかさどらしむべきもの、いまだ其人を得ず、年比重秀が人となり、しらざる所にはあらずと、答仰らる、古より此かた、眞材の得がたき事は申すにも及ばず、重秀がごときは、才德二つなから取べき所なし、しかるをなほ德あらざれども、其才ありと思召れん事、もつとも然るべから

ざる事ども論じ申て、かさねて又封事奉りて勘定所吟味の役といふ職おかれん事を申せし事、前に見えし事の如し、此ほど御料私領の者ども、爭論の事に就て、評定所に召決する事あり、重秀一人私領のものども皆々其罪ありといひしによりて、衆中敢て論じ辨ふる事なくして、事決せず、又此ほど評定所に仰下されし事共をも、衆中にむかひて、仰の旨しかるべからず、論じ申べき事ありといひしにつけて、かゝる姦邪の小人、用ひさせ給ふ事の御あやまり十條をしるして、九月十日に封事を奉る、我言の激切なるを聞召驚かせ給ひ、明れば十一日の朝に、詮房朝臣仰を奉りて、重秀職奪はれし由を告給ひたりけり、

これよりさき、近江國滋賀郡鵜川打下等の村の百姓と、北小松村の百姓、越境の爭論あり、京の町奉行所にして、其事を決せしに、鵜川の者ども、訴申す事ありしかば、御代官を撿使たらしめ、重て事を檢せしかど、なほ鵜川のものども申す事ありしかば、禁獄すといへども、申すところ止ず、此上は評定所にめし決せらるべしと申す、此年の春、某に其事仰下さる、此事の起り、一朝一夕の事とも見えず、事むづかしく候ひなんと答申す、其故を問はせ給ひしかば、北小松のものども地中より木石の類をほり出して證とす、これによりて、其地をもて北小松につけしと見えたり、これらの事、年比深く遠く謀りし事と聞えぬれば、さきの如くには申きと申す、やがて、評定所にめし決せしめられしに、近江守も北小松をもて、其證明らかなりと申す、又紀伊の國船津といふ所の商船、風にはなされて、遠江國篠原の浦につきしを、御料の百姓寄集り、其船をうち破りて、船につみしものども掠めとる、此事をも近江守御料のものどもあやまりなき由をいひあらそひ、かの船頭らを罪に行はんとす、又陸奥國二本松のほとりなる御料の百姓等、丹羽左京太夫尹重が侍どもを輕んじ侮りて、その爲にきづつけらる、これも近江守御料のものどもきをづつくるの條、其罪ありとて、丹羽が侍どもを罪に行はんとす、此年比、評定所の事、重秀幷本多彈正少弼忠晴二人の議にのみ決しぬれば、衆中敢て論ずる事あたはず、又過にし比、評

定所に仰下されし事どもをも、然るべしとも覺えず、某は其事を論じ申てのち、仰にしたがひなんなど陳言しつ、

重秀其の職奪るべき前四十日ばかり、八月二日に、銀又改造らせたりけり、此たびは內々の仰によれる由をもて下知す、此事心得ぬ事に思ひしに、後に聞しに、過にし七月の末、重秀に仰下されしは、去々年の夏の比、新たなる銀ども世におこなはるゝと聞えければ、其事を尋仰られしに、それらの事、いまだかつてあらざる由の證狀を參らせしかば、さもこそと思召れしに、そのゝちも、世に申す所やまずして、つひに人民の怨苦、此事にありときこゆ、急度申ひらくべしとありしに、其事申べき事ありと答申て、そのあけの日、御代つがれし初、國財すでに竭盡せしによりて、銀改造るべき由を申すといへども、此事においては、重ねて議し申すべからざる由を承りぬ、されど、此事の外に國用を足しつべき事なきをもて、去々年より此かた、某ひそかに銀改造らせしによりて、それより此かた、凡の事廢闕なくして今日に至りぬ、某もとより其罪をしれり敢て申す、としるしてまゐらせたり、聞召驚かせ給ふ事大かたならず、此のちの御沙汰いかにやあるべきと、思召わづらはせ給ふほどに、重秀申すべき事をばすでに申しつ、今は憚る所なしと思ひて、八月の初、また銀改造らせし下知狀には、內々の仰ありとは、しるし出したりけり、

もし前に記せし深江が簿帳にみえし事あらずして重秀が此書を見たらんには、たとひ其事は聚歛の事なりとも、その志は國の爲に身をかへり見ずとこそいふべけれ、かく申せし所につきても、其姦邪のほど思ひしるべし、此言はみづからしるせし所にて、此事もとより、上のしろしめされし所にあらざる證狀なり、うしなひ給ふべからずと申たりき、今も詮房朝臣の許にあるべし、

此人ずでに黜けられ、いくほどなく、身もまた死したりけれど、其餘毒天下に流及びし事、いづれの世に除き盡すべしとも覺えず、中にも軍國の儲、その備足らず、財貨の利、其用行はれざる事の如き、公私の弊害、いかにともすべからず、天地開闢せしより此かた、これら姦邪の小人、いまだ聞も及ばずこ

れらの事ども三十餘年の間、六十餘州の中、ゑらざる人もあらず、されど兩代の際、當家譜代の御家人など聞えし人々も多かれど、上の御ため身を出して論じ申されしは、一人もあらず、我わづかに一臂をふるひ、數寸の管を提けて、封事を奉る事やまず、既に三たびに至りぬる際に、たち所にこれを決し去らせ給ひたりき、後代の人主にはありがたかるべき御事也、その明けの月にはかくれさせ給ひたれば、もしなほ緩々の御沙汰もあらんには、後代には論じ申事もありなまし、あやうかりしほどの事也、古の人舜の功二十が一に居れりなどいひし事もあれば、その時の詮房朝臣の奉書と、我前後の封事の草をば、我後に傳らんもあしからまし、また我後の人人も、當時君臣の際會をば、思ひわかつべき事なり」

此年の春すぎ夏になりぬる比より、なにとなく御心地例ならずと聞えしほどに、暑さわすれて、やゝ涼しき空になりぬれど、御藥の事ども、そのしるしもみえさせ給はず、此のちの御事、いかにやと、心ぐるしきに、九月廿五日に召れて、廿一史を給りしは、つひの御かたみの物にと、はからはせ給ひたるなり、一日を隔て、廿七日に召れて、詮房朝臣して、ひそかに問せ給ひしは、凡そ始めあるものゝ、その終なきはあらず、さればよのつねもなからんあとの事まで、思ひはかるべき也、ましてや、身の病あらんに、その思ひはかりなかるべきやは、されば、女子の輩の忌み嫌ふ事のごとくして、身死しなん時にのぞみて、其事どもおもひはかれども、あやまちある事を、まぬかるべからず、我病のひまあるをり〳〵、身の後の事を思ふに、其事二つに出ず、汝の定め申さん所によりて、我心をも定むべしと思へばめしたるなり、我思はずも、神祖の大統をうけつぎて、我後とすべき子なきにしもあらねど、天下の事は、我私にすべきところにあらず、古より此かた、幼主の時、世の動なき事多からず、神祖三家をたておかせ給ひしは、かゝる時の御爲なり、我後の事をば、尾張殿に讓りて、幼きものも幸ありて、成人にも及びなん時の事をば、我後たらん人の心に任すべき事也、但しはまた、我多かりし子の中、我後ともなしぬべきたゞひとりのみ、世にのこりぬれば、その幸ありて、成人にも及びなんほどは、尾張殿西城におはして、

天下の事を攝行ひ給ひ、我後たるもの丶、不幸の事あらんには、尾張殿神祖の大統をうけつぎ給ふべきにや、此二つの間をもて、はからひ申すべしと、仰下さる、某此事を承りて、匹夫匹婦の類といへども、誰かは我子の幸あらむ事を思はぬ者の候べき、しかるに、か丶る事ども思召よられし、誠に有がたき御事なり、されど仰下さる丶所は、二ッながら、國の爲世の爲、しかるべき事とも覺えず、遠く其ためしをもとむる迄もあらず、神祖の御時、結城殿いまだ世を早くし給はざるほど、天下の人の心定らぬ事ども候ひき、その次の御代にも、駿河殿世におはしませしほどにも、また天下の人その心定らず、まさしき御父子兄弟の間、なにの御事あるべきなれど、いやしき諺に、禍は下より起りぬといふごとく、世の人おの／＼その私をいとなみし事のために、あらぬ事ども、申ふらして、へだてなき御なからひも、御こ丶ろよからず、はてには、御母を同じくせさせ給ひし御弟をもうしなひ給ふほどの御事に至りぬ、今よりは世も上りし時だに、なほかくのごとし、ましてや、下れる今の世のごときをや、仰下さる丶事のごとくにも候はんには、必ず天下の人、其黨相分れて、つひには世のみだれになりなん事、應仁の比ほひのごとくにこそ候べけれ、祖宗の御時、御幼稚の間に、世を繼がせ給ひし御事多かる中に、神祖の御時の事は、いかにや候ひき、三家をはじめ參らせ、御一門の方々、譜代相傳の御家人等の、かくて候はんほど、若君御代をつがれんに、なに事か候べきと、答申たりければ、かさねてまたはかり申す所、聞召れぬ、幼きもの丶事のごときは世の人のいふなる、水の上の泡ぞかし、我なからんあと、いくほどなく、われもまた空しくならん時の事をも、はかりおくことなからんには、我思ひの遠きに及ばぬにこそあれ、其時の事いかゞあるべき、又はからひ申べしと仰下さる、はじめ仰を承りし事のごとく、神祖三家をたてておかせ給ひしは、それらの時の御ためなりと、答申す、申す所聞召れてなからんあとの事ども、おもひ定めつ、けふの事ども程なく病より起りし後に、おもはじ事ども思ひにけりといひて、わらひぐさにこそすべけれと、仰下されしに及びて、我はたゞなきになきて、やゝありて後、某が此年ごろ、上の御

ため、及ばざる心をも盡し、至らざる力をも致せし事ども、けふを限りとなりぬべきとは、思ひがけず、此由をよく申して給はるべしとぞ、詮房の朝臣に申たりける、かく申せし事は、おもふ所のありし故なれどかゝる時の事なれば、かさねて其由を問せ給ふ事もなく、我もまた、かさねて申す所もなかりき、

此のちやがて、御あとの事ども、深く遠くはからせ給ひて、たゞなにとなく、御臺所の御方に仰られし御事どもありて、かくれさせ給ふべき時に及びて、老中を召れて、我後の事どもをば、越前守にいひ置しなり、とふべきほどの事は、かれにとふべしと、仰おかれしとぞ、又某が奉公の事けふを限りと申せしをば、必らず、御不審の事ありぬべし、さらば思ふ事ども申すべしと思ひしに、それ迄の御事もなければ、我もまた申すにも及ばず、後に此事をば、詮房朝臣にいひ出せし事ありき、されどそれも、御息の絶させ給はざらんほどの事にこそあれ、何事も今は見はてぬ夢とのみぞなりぬる、

重秀しりぞけられし後、新たに銀造り出す事停められて、金銀の事ども、天下の人と共に議らせ給ふ事、仰下さるべき由、某が草をめされ、十一日に下すべきよしを、九日の日に、老中に仰下されし、その夜に御いたはり事急にならせ給ふとて、世の人足をそらざまになして馳ちがふ、某もいそぎて參りしに、青山備前守明幸の、我を待うけて、御あとの事の心ぐるしきに、參り給ひたれば、今は思ふ所もなしといひしかば、其事は、とくに事定りぬと答ふ、此上の幸にこそあれといひし、此時に臨みて、かゝる事いひし人もあらず、まことさる人の後なりとは、覺えたり、これよりのちは、ひたすらに、御あとの事より外に仰らるゝ所もあらず、事きれさせ給ふべき日の、十四日のひるの比ほひ、御臺所の御方をはじめまゐらせ、わか君たちの御母上をも、むかへ給ひ、けふは心地もよく覺えし事どもあり、かくては、程なく起出て、見えまゐらすべし、などのたまはせ給ひて、またしかるべき人々、こと〴〵くにめされて、御あとの事仰置れしのち、近くめしつかはれしひとびとこと〴〵にめし出されて、此ほどの勞を慰め給ひ、そのゝち詮衡して、某をめさる、御枕上には、

詮房朝臣、御うしろのかたには、正直さぶらひたれば、仰出さるゝ御旨はなくて、たゞ御目をひらかせ給ひて、某がかたをつく〴〵と御覽じてのみおはしましけり、是ぞ二十餘年がほど日々に見えまゐらせし事の限りなりける、かゝりし後に、詮房朝臣に、今ははからひ置べき事どもあらずと覺えしが、なほ申べき事あらむには、聞かなむと仰られしに、何事も殘りなくぞ侍るべきと答申されしかば、さらば、我身を起したてよと仰られしを、さぶらふ人々、いかにかくは承り侍るにやと申ける、いふべきほどの事はいひぬ、思ひおく事もなし、今はとて、身のやすからん事こそ、あらまほしけれと、仰られしとて、近くさぶらひし人々は、今も其時の事どもいひ出しつゝなき給ふ、

此時、年比近くさぶらひし水野といふ人の、めし出されて、覺えず、涙にむせびしに、思ふにも似ぬ不覺のものかな、人の死しなむ、何事かあるべきと仰られしとぞ、あやまちを、見て仁をしるともいふなり、此人のかくありしも、いとあはれなり、また此時に臨ませ給ひて、かく仰られしも、誠に英主にてこそ、おはしましぬれ、

御代つがれし、初の年より、長崎港にて、海舶互市の料とすべき銅の數たらずして、交易の事行れ難く、地下の人、産業を失ふより、奉行所より告申事有て、某を召問はるゝ事あり、たやすく論ずべき事とも覺えず、いかにもその事の本末、思ひはかりて後に申すべしと、答申す、それよりして奉りし前後の議草は、別に冊子となせしものども多ければ、其詳なる所は、こゝにしるさず、其大要は、當家代をしろしめされて、海舶互市の事始しより、このかた、凡百餘年の間、我國の寳貨、外國に流れ入し所、すでに大半を失ひぬ、

金は四分が一銀は四分が三を失なへりされど、これも公にあらはれ聞えて、推量るべき所をもていふ也、その餘推し知られざる所の事ども、猶多しこれより後、百年を出ず、我國の財用ことぐ〵く竭なん事は、智者を待ずして、其事明かなり、たとひ年々諸國に産する所ありといふとも、これを人にたとふるに、五穀の類は、毛髮の生じ出る事、やむ時なきが如し、五金の類は、骨髓のふたゝび、生ずる

事なきに似たり、かの五穀の如き、猶地に肥瘠あり、年に豊凶あり、ましてや、五金の如きは、これを產する地も多からず、これを採るに常にしもあらず、我有用の財を用ひて、彼無用の物に易むこと、我國萬世の長策にあらず、古より此かた、我國いまだ外國の資を借らず、されば藥材の外は、他に求むべき物もなし、海舶の來らざらん事、古のごとくなりとも、我求むべき所を得べき事、其道なきにしもあらず、もしやむ事を得ざらむ所もあらむには、先王の制に、量レ入爲レ出、ともいふ事あれば、我國の寶貨、當時世に通じ行ふほどをも、また毎年諸國より產し出すほどをも、其數をはかりくらべて、唐山幷西南外洋の國々、朝鮮琉球等に渡さるべき、歳額を酌み定めらるべき事なり、たとひ我國中にて買取所の物の價は、增し倍さむにも、我國萬世の貨を傾竭して外國に渡されむよりは、其憂は猶少しきにこそあれなど、申す事ども、つぶさに議しけり、さらば、まづ海舶互市の事例しるし進ずべしと、仰下され其事例によられて、長崎奉行所に仰下されし事ども度々に及ぶ、すべてかゝることは、其智及びぬとも、其材なからざらむは、なし得申べからず、其材足りぬとも、其智なからざらむは、共にはかるべからず、いはんや、材智二つながら備らざらむものをや、されば、其事なし得べからず、此事行はれ難かるべしなど議し申すほどに、たゞ去年も此年も、銅料數たらず、地下の人、其產を失ひて、飢餓日々にせまれり、これにくはふるに、私販の爲に、（世にぬけ市ぬけ買などいひし事也、）銀貨多く溢出ぬなど、告訴ふるより外の事もなく、これらの事ども、聞召れて、かくては、當時のためも後代のためもしかるべからず、かの藥材の如きも、古を考ふるに我國に產せし物少なからず、木綿煙草などいふものゝ、古に聞えざるも、今は地として產せずといふ所もなし、たとひ古より我國になからむ物も、其種子をも求め、其地宜をもはかりて、うつしうゑつべし、異朝のいにしへには、倭錦などいふものも聞えて、また我國にて織出せし段匹の類も、其數多かり、これらはなほ、外國の物用ふるまでもあらず、まづ試にそれらの物ども織しむべしと、仰下され、京の奉行等、其仰を承りて、織せて進らせしものども、御事既に急にならせ給ひしほどに、來

りつきぬ、九月十日の比歟、たしかには覺えず、此事聞召悦ばせ給ひ、詮房朝臣に仰下されて、某に見せさせ給ひたりき、常世の橋もとめ來りし時の事、おもひあはせて、いと悲しかりし事にこそありつれ、

此年の春、一乘院の宮、關東に參給ふべしとて、緋衣勅許ありけり、此事に就て、大乘院の門主申給ふは、興福寺務職、學業未成滿の間、緋衣勅許の例なし、かゝる事によりて、後來また兩門の差別出來て爭論ともなりなむ事、おそれ思ひ給ふの由也、此由を以て公家に申させ給ひたりしに、此たび一乘院宮緋衣勅許の事は、親王の御身がらによられしなどいふ事より、始て仰らるゝ事ども多かれど、皇親の尊崇あるべきと門室の高下なかるべきと、相混ずべき事にあらず、されば今より以後寺門の儀軌においては、往代の成規によりて、御沙汰あるべき歟、又兩門の優劣あらんには、一山無事ならん事、其期有べからず、されば今より以後、皇子一乘院に御入室の事を止めらるべきか、此後また大乘院にも、皇子御入室の事あるべきか、此三條の間をもて、よろしく聖斷有べきよしを仰られしかば、九月廿九日仰せられしところ歟皇親の尊崇あるべき所と、門室の高下なかるべき所と、相混ぜらるべからず、されば一乘院の宮學業未成滿の間は、會式の時にあたりて、白衣をもて、事にしたがはるべし、猶又思召所あらんには、今より以後、皇子一乘院に御入室の事も、止らるべき由、大納言公全卿徳大寺前大納言重條卿庭田十月十三日の狀、かくれさせ給ひし後にぞ來りつきぬる、此等の事、某が議を聞召れ、仰つかはさるゝ所のものも、某が草を奉らしめられしが、何事もたゞ見はてぬ夢とぞなりぬる

十月十四日の暮過るほどにや、事きれさせ賜ひぬらむ、明けの日、人々參りつどひぬるに、御遺書を出されしかば、聞く人皆袖をぞしぼりたりける、廿日には、增上寺に送り出し參らす、某も供奉にしたがひたりき、此ほど日ごとに天花のふりぬとて、器をもてうくるに、あざみの花のごとくなる、金色の光あるものゝ、風にしたがひて下るなり、日を經ぬれば、粉のごとくにくだけうせぬ、

十一月の二日の夕、御はうぶりの儀あり、喪服などいふ事は、其例なければ、人々衣冠に柏はきみ、黑

作の太刀などはきて、御供にさぶろふ、我も又其數にもれざるも悲し、其ほどに、大星あらはれて、月を繞りしを、みな人見たりしなどいひしかど、我は其事をば見ず、寺より御墓所に渡り給ふほど、雹のはら〳〵とふりきぬと覺えたりし、其物の御喪屋の上には、殊に多くたまりしをとりて進らす、悉くみな、てりかゞやける白き玉にぞありける、二三日が程は、其玉ひろふとて、こゝかしこにみち〳〵し人、も聞たらましかば、うけられぬ事とも思ふべけれ、道もさりあへず、かゝる事もあるにこそ、人づてに御中陰のほど、おさなき子どもの類も、聲高く物いふ事もなかりし、考妣に喪するが如くなどいふ事を、聞し事はあれど、その事をまさしく、目に見しぞ有がたき事なるべき、

十月廿三日に及びて、過にし九日に、老中に仰下されし、金銀の事、世の人の議を問はしめ給ふ所ののを施行せられたりける、此事はかくれさせ給ひにし御あとに、某がつげ言してしるし出せしものゝごとくに、いひし人もありしとぞ聞えたる、十一日に施行すべしとて、九日の日に仰を承り給ひしかば、老中の人々には、某がつげごとならぬ事は、しり給ふめり、

其時の仰を奉られし人々の中、相模守政直朝臣、河内守正岑朝臣、豐後守正喬朝臣等の三人は、今もおはすなり、世には金銀御遺言所といふ事をかきし札を我門の扉におしてありしを、見しなどいひしにや、又此事につけて思ひ出る事こそあれ、御代の初に落書の事も多かり、延寶の時にも、此事ありしかど、此たびの事のごとくにはあらず、されば老中の人々、此事日々にさかりならん事しかるべからず、急度禁じ止むべしと、申されしを、世の人かゝる事によりて、憚る所もなく思ふ所はいふなり、我警戒とすべき事も、取用べき事もあらめと思へば、たとへいかなる事しるせしものなりとも、うつしまゐらせよと、近く召つかふわか侍どもにはいひき、人々もまたもとめ得て、見つべき事なり、此等の事禁じ止めて、世の言路を塞がん事尤しかるべからずとぞ仰られける、

又そのゝち、遠江國篠原の浦にて、紀伊國船津村の船破れし事の御沙汰をも、評定衆に仰下されたるら

め、（此事の月日は今はわすれぬ、）これは、かの船の風にはなされて、篠原の浦にはせ上りしを、此ほとりのものども出合ひ、船うち破りて、積しものども掠取るを、其船頭脇ざしの刀ぬきて、一人を疵付しより、事起りたる也、評定の衆中の議は、此ほとりの村々の者共寄あつまりて、船なるものども盗みし事は、一定なれど、あまりに其人の多ければ、こと〴〵く、皆其罪にも行はれ難し、又彼船頭の金いれおきしものも、盗取られしと申せど、實には其物盗取られしにはあらず、かゝるいつはり申せし上は、此者をば、其首を刎ぬべしと申したりけるを、某に問はせ給ひければ、船中のものども、盗取りし事、一定ならんには、其盗せし者共の數、萬を以て數ふるに至るとも、其罪行はれがたかるべき事にはあらず、寛永十三年八月二日の制條に、船頭浦の者と相謀りて、其荷物盗とらんには、其船頭はいふに及ばず、ともに謀りし輩、みな死罪に處し、其浦のものども、家ごとに鳥目十疋づゝを出すべしと見えたり、祖宗これらの法を設けおき給ひしは、かゝる時の御ためにぞあるべき、いはむや、罪犯せしものゝ其數多きが故に、國法行れざるところあらむ事、もつとも然るべからず、寛永の制によられて、其張本人のごときは、其罪を正し、其時に出合ひしものゝある浦々には家ごとに、鳥目十疋を出させて、それをもて、彼船頭に給らむには、少しく其失ひし所をも補ふべし、又はじめ金いれし物盗まれしと申せし事も、其憤りに堪ずして、彼罪の大ならむ事を、思ふによりし歟、さらずば、其船の物どもは、浦々のものゝために、掠め取られて、其蹤跡を認むべからず、金いれしもの盗れしといはむには、其沙汰なくしてかなふまじと、思ひしによりしなるべし、下賤のもの、これらの情あらむ深く咎むべきにあらず、いはむや、まさしく物を盗みしものと、その言いつはれるものと、其罪いづれか輕く、いづれか、重かるべき、其罪重きものは、刑をまぬがれ、其罪輕きものは、刑に陥らむ事、いかにやあるべきと申ければ、某が議のごとくに、さだめふみの草まゐらすべしと仰下されて、その草を奉りたりき、かくれさせ給ひしのちに至て、此事に及ばれしとぞ聞えたりける、

折たく柴の記卷下

此年比我仕まいらせし所も、上の待せ給ひしところも、よのつねの人にたくらぶべからず、されば我心に思ふ所は、申さずといふ事なく、上もまた我申す所御心を用ひられずといふ事もおはしまさず上すでになくならせ給はむ後は、我たとひいふ事ありとも誰かはまたこれをきくべき、さきに我つかへのみちも、今を限りとなりぬと申せしは、此事のためにてありき、されど、世のため、人のため、深く遠く謀らせ給ひし事の、いまだ行はせ給ふに及ばで、かくれさせ給ふ御きはまでも、承りにし御事どもは、我いかにも、其御志のほどの行はれん事を、おもひはかるべしとの御事とぞ覺ゆる、此等の外は、當代の御事たすけまゐらする人々、多くおはします、我しるべきところにもあらねば、此年の春仰かうぶりたりし、御日記の事等は、詮房朝臣に申旨ありけり、

これは此年比、祖宗實錄の御事、思召よられて、あまりにその文の拙きに、まづ其例を起しつべし、其事の大なるをば、若年寄に問ひ、小しきなるをば、目付のものに問ふべしとて、今の大和守重之朝臣と加藤右近とに、其事を仰蒙りし也、當時は其御旨をとるべき所もなし、まづ只今迄のごとくにも候へかしと、詮房朝臣に申たりし事也、

かゝりし程に、十一月に至て、當時は幼主の御事なれば、御服もおはしまさず、程なく日光にも、伊勢にも、奉幣の御使あるべしなど聞ゆ、こはいかなる事にやと、驚き思ひしかば、詮房朝臣に、此事を問しに、大學頭信篤、七歳未滿の人、父母の服なしとて、かくは議し申たりけるなり、前に思ひし事の如く、當代の御事は、我しるべき所にあらねば、申すべき所にあらざるはもとより也、されど、此御事に限りては、さてしもやむべき事かは、禮に七歳以下を無服の殤とする事はあれど、七歳以下の人、其父母の爲に服なきにあらず、ましてや、當時は天下の大統をうけつがせ給ひて、億兆の君に立せ給ふ御事なり、

いかで、よのつねいとけなきものに、例し參らすべきといひしかば詮房朝臣其由をもて、信篤に問ふ事おはせしに、信篤答へて、我奉りて撰びし元祿の服忌令は、天下不易の制なり、いかなるもの丶、か丶る事をば申すらむといふ也、老中の人々、すでに信篤の議によられぬ信篤の答ふる所又かくのごとくなれば、人々の心をめぐらさん事、いかにもかなふべからずとぞ、詮房朝臣もいひける、此事その係る所最大なり、されど、此事をもて、人々と議し申されむ事、しかるべからず、某がごときは、一身の用捨、國家の輕重をなすにあづからず、たゞ某が議をもて、人々には申し玉へといひて、やがて其議をぞまゐらせたる、其事の大要は、古の聖人喪服を制し置れし事は、父子君臣より始て、凡て人倫の道を厚くし玉ふべきためと見えたり、異朝にしても、後世に及びては、古の制と同じからぬ代々もあれば、ましてや、我國の制の、古に同じからぬ事どもはあれど、すべては、これ古の聖人の制によられ、其時の宜き所を斟酌せられし所にあらざるはなし、元祿の時、服忌令改め定められし所も、古の聖人の御心にはかはり玉ふべからず、されど前代御治世の始より、いかに思召す所もありしにや、倭漢古今喪服の制ども、審に問はせ玉ひし事ありて、某書にしるし圖作りてまゐらす、いまだこれらの御沙汰に及ばれずして、今日には至りぬ、謹て按るに、元祿の令には、七歲未滿の人、相互に服忌なしと載らる、此令は本朝の令によられしと聞えしかど、本朝の令にも、七歲未滿の人のためには、服なき由みえたれど、七歲未滿の人、其父母の爲に服なしとは見えず、古の服制には、童子其父母のために喪すと見え侍るに、いかなるゆゑによりてか、相互に服なしとは見え候ひしやらむ、これによりてこそ、當時御幼稚の御事なれば、御服忌あらずとは聞え侍れ、又本朝の令にも、君のために臣たるもの丶服、一年と見えしに、元祿令には、臣下たるもの丶君の爲に服する制をも除れしかば、當時御家人の服あるべしとも聞えず、これらの事ども、元祿の令によられん上は、今はた新たに、服忌の事御沙汰あるべきにもあらず、但し前代多くの御子おはしませしかど、幸に上の御事のみ、大統をうけつがせ玉ふも、御幼稚の御事をもて、御服忌もある

べからず、また天下の事しろしめされ、多くの御家人めしつかはれしにも、人々の服忌もあるべからざらむには、なに丶よりてか、國家の大喪とは申すべき、本朝にも、心喪など申して其服はなけれども、其心には其喪をたもつ事侍れば、上を始めまゐらせ、御家人にも、たとひ御服忌なからむ事、元祿の令のごとくなりとも、せめては、御服あらむ日の限りは、凡の事、吉に從はせ給ふ事おはしまさざらんには、元祿の令をも妨ぐる所なくして、臣子の情少しく伸る所を得て、天下の父子君臣の道、これによりてならびたつ所を得つべし但今に至りて、心喪の御事など申すことあらむには、天下の人、元祿の令に疑ふ所も出來なむと申すこともあるべけれど、たとひ、天下の人疑ふ所ありとも、たゞ〳〵七歲未滿の人、その父母のためにする一條のことのみにて、其餘ことにあづかるべきにもにもあらず、其上天下の御政と申すも、御法と申すも、皆々人倫を正しくせらるべき御事にて、父につかへ君につかふる所をもて、その大本となし侍れば、わづかに七歲未滿の人、父母のためにする服の、世の疑ひを致さむ事を憚りて、天下の大本をうしなひ、天下の大倫をほろぼされん事、いづれか重く、いづれか輕かるべき、むかし宋の英宗の御時と、明の世宗の御時と、か丶る御事に似たる事どもありて、天子御成人の丶ちに至り當時の大臣罪かうぶれる事もありき、當時は御幼稚の間なれば、いかにとも思召わかたる丶所おはしまさずとも御成人の御時に至りて、かへり思召れん所をも、よろしく思ひはかり給ふべき所なりと申せしなり、詮房朝臣我が議を袖にして、まづ人々に問試られし事ありしに、先入の言すでに主となりて、我議の行はるべからずと見えしかば、我議をもて、大御臺所にまゐらせ、我心のほどをも申されしかば、御母上と共に、其議を見させ給ひ、上御幼稚の故によりて、世の人々と共に、世のあるじにておはしませし御父の、御服忌の事なからむは、天道の冥鑑も畏るべき事なり、又御成人の丶ち、これらの事をしろしめされて、うらみ悔ませ給ふ事もこそあれ、われらがねがひ思ふ所のよしをもて、心喪の御事申行ふべしとぞ仰られける、人々も此由を承りて、かさねて議し申さるべきにもあらねば、御神事等の議、こと〴〵く

十二月の後に至りて擧行はるべきにきはまる、信篤其說の行れざりしことを深く憤りて、周公の儀禮にも、朱子の家禮にも、明朝の法にも、喪服は相互にきる故に、彼よりこれへ、これより彼への服の法を、一々擧て、小兒七歲まで無服の殤と申せば、無服の小兒よりは、父母を始て諸親への服はなし、神道服忌令、吉田家服忌令、禁裏服忌令これに相同じき由をしるして十一月廿九日、老中の人々にまゐらせたりしを、我にもまた、詮房朝臣みせられたりけり、此事我が思ひしまゝに、御沙汰すでに訖りぬれば、我またかさねて申すべき所もあらず、されど我此ほど心をも盡し、慮をも盡せしは、古の聖人の制によりて、天下の父子君臣を定むべき所を思ふがためなり、しかるを、某が論じ申す所の、周公孔子の法にあらずなど申すは、たゞに當世を誣るのみにあらずして古の聖人を誣申す所なり、此人一時の遭遇を辱くして、天下の人を敎る事をもて職とす、もし其說の行はれんには、其人をして、不忠不孝のみちびきとなしまゐらするにこそあれ、これまた、萬世の患なり、證するに、禮經の言を以てして、其妄誕の說を折かざる事を得べからとずいひて、儀禮禮記等の書を始として、大明會典集禮等に至るまで、引用ひて、七條をしるし出し、これらの書による時は、こと〴〵く皆七歲以下父母のために服あるなり、しかるを儀禮家禮大明の制其服なしといふは、かならず明文の證とすべきもののあるべし、各條の下に錄し出すべしとしるして、また本朝の喪葬令等によりて、二條をしるして、まゐらす、詮房朝臣我しるせし所をもて、信篤に問れしに至て、儀禮家禮等五等の服の中に、無服殤に、父のためにする語の見えざりしゆゑに、はじめのごとくにはしるしまゐらせたり、その餘七歲以下の人、父母のために服なかるべき明證はなし、禮經の言によるときは、服なしとは申し難ければ、答申す所もなしとしるして、我別にしるし出せし二條に答ふる所は、花鳥餘情なぞいふ草子を引據として、七歲未滿の人、父母のために服なきは、本朝の俗なり、もし禮經によりて、其服あるべくは、また禮經によりて、父母のために三年の喪をも擧行はるべきにやなどしるし出ひり、我これを見て、某が議、周公孔子の法にあらずと申すが故に、

これを正すに、禮經の言を以てす、かの人前に申せし所は、禮經の言にはあらずと、意狀をまゐらする上は、此一言を得て、我申す所の信をば、天下後世に示すにたりぬ、大學頭たらんものゝ、かゝる天下の大儀に當りて、源氏物語の抄引用ひて、我國にしては、聖人の法行はるべからずなど、申すに至ては、天下後世の公論あるべければ、我論ずるにも及ばずといひて、そのしるし出せしものどもをば、請ひ受て歸れり、當時天下の爲に、父子君臣を定めしのみにあらず、周公孔子の道を、我國万世のために守りまゐらせし證狀なれば、かのしるし出せしものどもは、我後に傳へんもあしからじ、此事の詳なる事は我その時の議草、ならびに鳩巢の國喪正議の書に見えたれば、併せ見つべし、

後にきくに、信篤の弟子のいひしを聞しとて、或人のいひしは、此時に、詮房朝臣の問目を得て、答ふべき言を措くべきやうなくして、たゞあきれにあきれゐしを、弟子の見て、その故を聞て、源氏物語の抄にこそ、幼主の父帝崩じ給ひし時の事ありしかと、覺えしといひしを聞て、それたづねよといひて、やがて花鳥餘情によりて、その說をつくれりとぞ、我師の事をかく人に聞えしも、また此師あれば、此弟子ありとこそいふべけれ、大學頭の師弟、すでにかくのごとし、あはれ、我國の學の衰へにし、かゝる事にも至りぬるかな、

此程又信篤、蜀都雜抄、秘笈、千百年眼等三部の書をひきて、年號に正の字を用ふるは不祥の事なり、早く改元の事あるべき由をしるして、老中の人々にまゐらす、詮房朝臣我思ふ所を問れしかば、當時我言用ひらるべきものにあらず、されど問ひ給はんに、答ふまじきにもあらねば、しるしまゐらせし事どもあり、其大要は、近世大明の人、年號の事を論じて、正の字を用ひし代々不祥の事あり、凡そ文に臨みていむべき字なりなど申す事、信篤が引きし所の外の書にも見え侍れど、皆是君子の論にはあらず、天下の治亂、人壽の長短のごとき、或は天運にかゝり、或は人事によれり、いかむぞ年號の字によりて、祥と不祥と有べき、魏の齊王芳、高貴卿公、梁の武陵王、金の煬王哀帝、元の順帝のごときは、皆其不德により給ひしなり、たとひ其年號は正の字用ひられ

ずとも、これらの人主、其國を失ひ、其身を滅し給ふ事なかるべしや、大明の世に至ては、正統正德の代々の事、皆是其德の至り給はぬと、其政のよからざるとによれり、年號の字の罪にはあらず、孟子無レ罪レ歳とのたまひし所、よく／＼心得給ふべきもの也、天下の治亂、人壽の長短等、年號の字によらざる事どもを論じ解むには、其説殊に長くして、誠に無用の辨、言の費なるべし、たゞ誰にも聞召して、心得わかち給ふに、たやすき證一つを擧て申すべき也、凡そ人の幼といひ、弱といひ、壯といひ、强といひ、艾といひ、耆といひ、老といひ、耄といふ、其稱同じからねど、たゞ其年の積れるにて、異なる人にはあらず、又生れて三月にして其名つぎ、二十にして冠して字つぎ、五十にして伯仲叔季を稱するごとき、其稱するところ同じからねど、其命ずる所は異なるにあらず、彼年月日時といふものも、其稱同じからねど、時を積て日となり、日を積て月となり月を積て年となる事、たとへば幼弱强壯艾耆老耄などいふことの同じからねど、異なる人にはあらざるがごとし、さらば年の號あるは、なを月の名あるがごとくにして、またこれ人の三月の名、二十の字、五十の字ある事のごとし、もし年の號は、正の字を用ひん事の不祥ならんには、月の名に正の字用ひんもまた不祥ならまし、しかるに古聖人の世よりして、今の世に至る迄、毎年の一月を正月と名づけて、孔子春秋の法にも四始と申て、正月をもて歳の始とは申すなり、正の字まことに不祥ならんには古の代より此かた、毎年に不祥の月をもて始とするなれば、それより此かた、一年として不祥ならぬ歳といふは、あるまじき事なり、これはあまり近き事にして、いはゆる睫を見ざるの論と申すべしや、もし年の號には正の字不祥にして、月の名には正の字祥たるべき理あらむには、尋ねきかまほしき事なり、君子動而世爲二天下道一、行而世爲二天下法一、言而世爲二天下則一とも、また不レ知レ命、無三以爲二君子一也とも承れば、かゝる不通の論など、君子の人の申すべき所とも覺えず、また我朝の年號に、正の字用ひられしこと凡十六度、不祥の事のみありとも見えず、もし武家の代となりし後、正慶に鎌倉滅び天正に足利殿滅び給ひしなども申す事もあるべきにや、平高時

入道滅びしは、實に正慶二年五月なり、されど其祖相摸守時政より此かた、九世の間、正治、正嘉、正元、正應、正安、正和、正中等の號、すでに七度を經たり、其家彼時に滅びずして、此時に滅びしは、年號の字によれりとはみえず、これそのみづからとれる禍にぞあるべき、足利殿の滅び給ひしは、實に元龜四年七月三日、義昭出奔の御事によれり、これらの事によりて、此月廿八日に改元ありて、天正とは號したりき、等持院殿よりこのかた十三世の間、正長、康正、寛正、文正、永正等の號、五度に及びしかど、その程に滅び給ひしにはあらず、すべて本朝の年號始りしより此かた、其代々の事を細かに論じて、其事彼事不祥なりなど申さば、いづれの字にか不祥の事のなからざらむ、其故は改元といふ事、倭漢共に、多くは天變、地妖、水旱、疾疫等の事によらざるはあらず、されば古より年號に用ひしほどの字、一字として不祥の事に逢ふことなかりしといふものはあらず、もしかならず不祥の事、年號の字の致す所ならむ事をうれへば、古の代の時のごとくに年號といふものゝなからむにはしくまじきにや、されど和漢ともに、年號といふものなかりし、古の時にも、天下の治亂、人壽の長短、世として是なきにもあらず、某、意多禮亞、喝蘭他亞等の人にあひて、當時蠻國の事ども具に聞しに、年號を用ふる國々わづかに二三にすぎず、其餘は皆年號といふ事はなくして、天地開闢より幾千幾百幾十年など申なり、されど二十餘年先より、西洋歐羅巴の國々、多くは其君死して、それが世繼の事によりて亂れし國少からず、去年の冬、是年の春も、多く戰ひ死せしなど申なり、是等はいかなる事のたゝりぬるによりてかくはあるにや、さらば年號なしとも、天運の衰へ人事の失ふ所あれば、亂れ亡びざる事を得がたしとは見えたり、又異朝代々に、同じ年號を用ひし事、彼は起り、是は滅びしも又少なからず、たとへば、永樂の號は、初め五代の時に、張遇賢といひし蠻賊、中天大國王など稱して、其元を永樂と號せしが、程なくほろびぬ、其後宋の世に及びて、方臘といひしが、帝を稱して、永樂の號を用ひしにわづかに八月にして亡びぬ、其後又大明の太宗卽位の後、永樂の號を用ひられしに、二十六年の寶祚をめで度し給ひき、是等

の類、悉くにかぞふるにいとまあらず、又本朝の年號、異朝に同じきいくらもあり、たとへば建武の號は、後漢の光武、漢室を中興し給ひて、三十一年までおはしましき、後醍醐院此號を用ひ給ひしかども、二年にも及ばずして天下又亂れぬ、天暦は、村上天皇の號にして、本朝のめでたき代のためしには申傳へし所なれども、元の文宗の時、是號を用ひられしに、わづかに五年にして崩ぜられき、是等の類も又かぞふるにいとまあらず、凡倭漢古今の事を併せ考ふるに、天下の治亂、人壽の長短、年號の字にかゝはらざる事かくのごとし、また我朝の今に至りて、天子の號令、四海の内に行はるゝ所は、獨年號の一事のみにこそおはしますなれ異朝の書にも、其事を論ぜし事も見えたり、古より此かた、我朝改元の例は、代始め、又は革命、革令、三合、天變、地妖、水旱、疾疫、兵革、飢饉等の事によれり、武家の代となりしより後も、武家の御事によりて、此事ありし例はいまだ聞えず、其中一二の疑ふべきことあるをもて、或は又其事ありなど申べきにや、その事又辨せざる事を得べからず、建久十年正月十三日、前右大將賴朝薨じ給ひ、此年四月十一日改元ありて正治と號す、是は土御門院御代始によれる也、建保二年正月廿七日、右大臣實朝弑せられ給ひ、此年四月十三日改元ありて承久と號す、是三合、幷天變地妖によれるなり、貞治六年十二月七日、寶篋院義詮薨じ給ひ、明年二月廿七日改元應安と號し、長享三年三月廿六日、常德院義尙薨し給ひ、此年八月廿日改元延德と號す、是は兵革天變の事によれるなり、此外應永三十五年正月十八日、勝定院義持薨じ給ひ、此年二月五日に改元正長と號す、是稱光院御代始によれり、是より先應永十五年正月六日、鹿苑院義滿薨じ給ひ、同三十二年二月十七日、長德院義量薨じ給ひしかど、改元ありしにもあらず、又嘉吉三年七月廿一日、慶雲院義勝薨じ給ひ、四年二月五日改元文安と號す、是革命によれり、是より先、嘉吉元年六月廿四日、普光院義敎弑せられ給ひしかど、改元有しにはあらず、是ら其疑ふべき所なれど、武家の御事によらざる事既にかくのごとし、然るを今前代の御事によりて、正德の號を改めらるべき由を以て仰られんに、もしも上の人々、是等の例によりて議し申さるゝ事ありな

んに、いかにや侍るべき、たとひ又それらの事に及ばずして、仰らるゝ所によられて、改元の事おはしますとも、天下後代有識の君子、議し申す所あらんには、當時補佐の人々の瑕瑾におはしますまじきにもあらず、是等の間、よく／＼御議定に過べからずと申たりければ、詮房朝臣いかにやはかられたりけん、此事もまた行はれずぞなりける、

信篤明儒の説を信じて、正德の號然るべからずと思ひし所、その慮の過たるに出たらんには、いかにやすべき、さらば、など、前代の御時に、此事をば申さゞりけん、然るを、今かゝること申出せしは、前代にかゝる事申す者のなかりしは、其時に用ひさせ給ひし者どもの、不學の誤り也と、人々の思ひ給ふらん所を、おもひ計りしにや、されど、正保の改元の時は、其祖其父の世に有し比にこそあれ、正保の號しかるべからずと申さゞりしは、前代に用ひ給ひしものどもの、あやまりならむよりは、正保の號然るべからずと申さゞりしは其祖其父の誤にぞ有べき、此ことによりて思ふに、初め上御幼稚の間なれば、御服忌の事有まじと申せしことも、古の時だに三年の喪は、期にして止むべしともいひたり、ましてや、今は大御臺所、御母上を初め參らせ、然るべき人々も、我言を取用ひ給ふべし、又正德の號不祥の事申たらんには、大御臺所、御母上をはじめ參らせ、然るべき人々も、我言を信じ用ひ給ふべしなど思ふ、例の曲學阿世の邪智によりて再び時にあふべき事をこひねがふ姦計に出しとぞ見えたる、

前の事ども記すにつけて、思ひ出したり、前代の御時、辛卯の八月十七日進講訖りし後、疑獄一條を記し出されたりけり、是を見るに、信濃國松代の庄の人、爰に來り止りてあきものするあり、其妻は當國河越の庄駒林といふ村の民の女なり、過にし七月十六日、其妻の兄なる者の來りて、河越にいざなひ行たり、同じき廿日に、妻の兄又來りて妹なる者に、汝の夫はあきものゝ爲に、故鄕に行なり、いくほどなくて歸りぬべし、其程は父の許に來りて、其歸らんを待べしといひぬといひて同じき廿一日に父の許に伴ひ行く、日數經ぬれど夫の歸らざれば、其歸らん程を父に問ふに、廿八日の比は必歸らんとこそいひつれと

いへど明の月朔日に至れど、歸りも來らず、いかにかくはあるらんと覺つかなさに、ほとりの川に流れ死せし人ありときゝて、むねうちさわぎて走り行て見れど、水の中にうつぶし死したれば、見もわくべからず、いかにもして、其人を見ばやと、父と兄とにいへど、いかにさる事やあるべきといひて、聞もいれず、いとゞ其たへがたさに、明の日其所の名主など云者に告て、かの死せし者を取上げさせて見るに、我夫なりけり、爰は但馬守喬朝、（秋元）の所領なれば、留守の役人等、かの妻の父兄又其家の子等を召問ふに、答ふる所の疑はしければ、其家を檢知せしに、婿なるものゝ衣類雜具等を得てけり陳ずるに詞なくして、七月十八日の夜、父と兄と二人して、其婿を縊殺して水に沈めしこと顯れたり、かの婿殺せし二人の罪は、疑ふべきにあらず、其妻なるものゝ父を告し罪あるに疑ひあれば、喬朝朝臣其狀を參らせたる也、其對へ申せしは、此獄三綱の變にして、常理をもて推すべからず、ひそかに憂ふる所は、かの父子夫婦の事の爲のみにあらず、君臣の大義、よりてかゝれるところなりと申ければ、されば評定の者どもに、かゝる事の斷例やある、尋ねて參らせよとこそ仰つれとのたまはせ給ひたりけり、家に歸りし後、我友鳩巢と、ひそかに此事を議せしに、明の日の朝おくれる書に、儀禮喪服傳の斬衰の條を引て、是らの條によりて、此獄を決しなば、其疑ひなかるべき由を記せり、我始めかの議を聞しに、我思ふ所に同じかりつるに、今又此書の確據あるを得しは幸にこそ覺えたりけれ、二十二日の進講の後評定衆の參らせし斷例をうつしいだされて、是此獄を斷るべき例とも見えず、いかにや思ふと仰下さる、其斷例を見るに、貞享四年四月夫の我養母と私通せしことを告申せし女有て、かの私通のもの二人首を切て獄門にかけられ、其女をば、母と夫とを告し罪によりて、獄につなぐ事一年、五年三月に至りて奴となされし事を記せしなり、承る所のごとく、此獄の例とすべき事にあらずと申て、此女罪せらるゝ事あるまじき由を申て罷いづ、二十五日に召れて、老共の大學頭信篤が議を奉りしものを見よとてうつし出さる、其議には、人盡夫也、父一而已、是鄭の祭仲が女、己が母に、父と夫と孰れか親しき義を問ひしに、其母の

答へし言葉なり、父の罪過あらはれしは、女の訴へしによれり、論語にも父の惡をかくすを直と見えたり、律書にも、父母の惡を告言するものを殺すと見ゆ、されば、父の惡を訴しは其罪死に當れり、もし父の夫殺せしことをしらずして訴へんは格別なり、本朝の律には、父母を告言するものは流とあり、經に絞すと見えたりと記しぬ、（此月廿三日に奉りし議也、）祭仲が妻の言取用ゆべき事かは、又此事もとより過誤の失にはあらず、又孔子隱すをもて直しとの給ひしとも見えず、此上は議すべき所を記して進らせよと仰下されしかば、家に歸て、やがて筆記して二十六日に某が議をぞ進らせたる、其議せし所は、某伏して今月十七日の旨を奉る、商夫の婦あり、夫出て歸らず、久しうして溺死の者ある事を聞て、其里長にこふて其屍を撿するに、則我夫なり、推覈して其狀を得しに、婦の父と兄と、共に婿を殺して、屍を水に沈めしなり、官司疑ふに婦其父を告るの罪を犯すに似たり、法官議して沒入して婢となすべしといひ、儒官議して斷ずるに父を告るを以てすべしと云、爰において、某をして又議を上らしめらる、某謹て按ずるに、是獄三綱の變、常理のおすべきにあらず、正に按じて斷ずべきもの三つ、一つには宜しく正すに人倫の綱を以てすべし、いはゆる三綱とは、君は臣の綱、父は子の綱、夫は妻の綱是なり、先此三つの綱と云ふにつきて、君と父と夫と、其尊相同じくして、是に仕ふる所一つなる事をしるべし、二つには宜しく據るに喪服の制を以てすべし、先王の制、女子許嫁して室にあると、嫁して反りて室にあるとは、父死しぬれば、父の爲に斬衰三年す、已に嫁して夫に隨ふ時は、父死しぬれば齋衰不杖期を服す、されば女子の室にある時と、出て嫁しぬる後と、父の爲に服する所、懸絶なる疑ひあるべきが故に、喪服の傳に其義を明らかにして、婦人三從の義あり、專用の道なし、故に未レ嫁父に從ふ、既に嫁す夫に從ふ、夫死す子に從ふ、故に父は子の天なり、夫は妻の天なり、婦人不レ二レ斬者、猶レ曰レ不レ二レ天也、婦人不レ能レ二レ尊也と見えたり、されば此婦人尊を二つにする事あたはずと云によりて人の妻たるもの夫に隨ひて、父にしたがふまじき義ある事を知るべし、三つにはよろしく度るに事變の權を以てすべし、凡事常あり變

あり、是を行ふに經あり、權あり、先儒の曰く、權とは所ニ以達ㇾ經也、女子室に在ては父に隨ひ、出て嫁しては夫に從ふものは、時措之宜、いはゆる先王の義制也、それ君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たり夫夫たり、婦婦たるは、人倫の常なる也、君君たらず、臣臣たらず、父父たらず子子たらず、夫夫たらず、婦婦たらざるは、人倫の變なる也、君君たらずといへども、臣臣たらずと云ことなく、父父たらずといへども、子子たらずと云ことなく、夫夫たらずといへども、婦婦たらずと云ことなきは、人倫の變に處して、其常を失はずといひつべし、凡、人の臣として父其君を弑し、人の婦として父其夫を殺すが如きは、人倫の變最大なる者にして、臣たる者君に忠ならんとすれば、父に孝ならず、婦たる者夫に義ならむとすれば、父に孝ならず、斯人の不幸、是より大なるものはなし、古の人の臣たる者、其父に從はずして、其君に忠なりし者、其人あり、唐の李璀石演芬がごとき是なり、人の婦たるもの、其父と兄とに從はずして、其夫に義なりしもの、其人なきにあらず、漢の孝平后孝獻后、北齊の天元后、吳太子妃の如き是なり、されど、父の爲に夫殺されて、其事を以て告しもの丶事、いまだ見る所あらず、其夫の君命をうけて我父殺さむとするを知て、父に告て父の爲に夫殺されしものはあり、鄭の蔡仲の女雍姬是その人也、初め雍姬は、父と夫と其親しき所いづれならんことを疑ひて、其母にとひしに、母答ふるに、人盡夫也、父一而已、胡可ㇾ比也といふを以てす、是信篤據る所なり其母のいひし處と、雍姬が告し處と義ならんには、夫たるもの丶爲に、其父を父とせず、其兄を兄とせざりしごときは、不孝不悌にして、不義なるべし、もし爰に人の臣有て、父其君を弑せんとするを知て、人は盡君也、父は一なり、胡可ㇾ比也といひて、父と共に君を弑せば可ならんか、不可ならむか、衞公子州吁、其君を殺す、石碏が子、厚あづかれり、石碏陳に告て、此二人者實殺二寡君一敢卽圖ㇾ之といひけり、君子稱して、石碏は純臣也、大義滅ㇾ親とは是これをいふかといひき、孔子、父爲ㇾ子隱、子爲ㇾ父隱との給ふは、是又信篤引用し所なり人倫の常理のみ、羊を攘むと君を殺すと、いづれか大に、いづれか小しきなる、先王の制法、嫁するの女は其夫を天として、其父を天とする事あたはざる

によれば、我父其夫を殺せしにも、よの常の父母を告るの律を以て論ずべからず、況や此女の里長にこふて屍を得て後に其夫たる事をしる、官按じて其父と兄との、其婿殺せし狀を得たるがごとき、また父と兄との夫殺せし事を知りて、是を告しには大に異也、此婦のごとき、斷ずるに罪を以てせん事、悉く其理なし、父兄の夫殺せし罪露はれぬる日、たち所に自殺したらんには、夫の爲に義にして、父兄の爲に孝あり、悌あり、人倫の變大なるものに處して、善盡しぬと云べし、されど又備らん事を責むるの論にして、君子恕レ人之道にはあらじ、古より此かた、父の爲に夫殺されて死するに及ばねど、身を終るまで其義を守れる女、少なからず、古人其死せざるが爲に、其節を小しき也とはせず、某竊に議す、凡人の婦たる者、其夫の爲に、義なるべきは猶臣たる者の、其君の爲に忠なるべきが如し、もし李璀石演芬が如きもの、世のいはゆる忠臣義士ならんには、蔡仲が女雍姬が如くならんを稱して、孝順の婦とせんは、某が知れる所にあらず、又此議にそへて奉りしは、評定の人々、奉られし斷例によれば、此女禁獄一年の後沒入して婢となすべし、大學頭が議によれば、此女父の夫殺せしを知て告たらんには、處するに死刑を以てし、若、其事を知らざらんには、奴罪に行はるべきもの也と云が如し、若、某が議の如く、此女罪せらるゝ事なからんには、某敢てこふ所あり、色衰へざる寡婦、すでに其托する所を失ふ、青松の色、歲寒に改むる事なからんこと、いまだ必とすべからず、某ひとり其婦節を失なはん事を惜むのみにあらず、只おそらくは、官法を毀ふことあらん事を、我國の俗、父を喪し夫を喪して、僧となり尼となるも少なからず、ひそかに人をして諷せしむるに、父と夫との爲に尼とならん事を以てして、尼寺に送りいれて、剃髮授戒せしめ、父と夫との財產を併せて、其寺に施し入て、彼飢寒の患を救はんには、官法婦節二つながら全からんとぞ申たりける、やがて某が議によられて、御沙汰ありしかば、喬朝朝臣の計らひにて、自ら尼とならん事を望みこひ、鎌倉の尼寺におもむきしとぞ聞えたりける、

御中陰の事終りし後、十二月十一日にぞ、御代始の儀行はれたりける、先々の御代には、御元服の儀有

て、正三位大納言になされ給ひ、正二位に擧られ給ひ、御代つがれしに及て、將軍の宣旨蒙らせ給ひ大臣の大將にもならせ給へり、當時は殊に御幼稚のほどに御代つがれしかば、まづ御官途の事申給ひて後、將軍宣下の御儀も有べきにて、其事を申給ふべき草案をば、有し御代の如くに某奉るべき由を、詮房朝臣申さる、此等の事、今はた、辭し申べきにもあらねば、其草を參らせたりき、又御名の字の事をも、さき〴〵の御世には、御父の付させ給ひしかど、當時は仙洞より御筆をも染參らせらるべき事を申給ふべきにて、望ませ給ふべき、御名の字をも、某が勘文奉るべしと承りて、仙洞に申給ふべき事の草をも、御名の字の勘文をも奉りたりき、此度は、正二位の大納言になされ給ふよし、十二月の十二日に、消息の宣旨あり、これは、既に御代知し召れし後なるが故なるべし、仙洞の御筆を染られし、御名の字もかの宣旨と共に、同き二十二日に爰に來りつきしを、吉日を撰れて二十三日に奉りたりければ、二十五日には、人々參賀の儀有りけり、此日ありし御代の例の如く。黄金三十兩を賜りて、奉公の勞をぞ慰し給ひける、此後毎年又如此、この餘折々に賜る所も皆々有し御代にかはらねば、悉くにはしるさず、明れば癸巳正月元日御着袴の儀ありけり、同き二十三日黄金三枚を賜る、是は御寶の字を撰參らせし事の爲なり、御内書なし下さるべき爲に此事あり、此日又詮房忠良等の朝臣仰を傳へて、前代の御時に某に賜ふべしとて長崎奉行所に仰下されしもの丶、此程爰に來り着し書三部を下し賜りたりけり、三才圖會、農政全書、石印譜等、

二月十八日には御元服の次第を撰み奉れり、これ程なく此儀を行はるべきによりて、兼て仰を蒙りし所なり、御元服の具、其日御座敷の裝飾の事迄も、皆々某が議を參らせたり、三月廿六日、白書院に御出有て、御元服の儀行はる、加冠は彥根中將直該朝臣、理髮は會津の中將正容朝臣なりき、某も御座の後に候して、其儀を見る、此程近衞前攝政大相國御下向有ければ、かの御旅館に參りし事度々に及びぬ、四月二日には、將軍宣下の儀をぞ行れける、此時にも、又御座の御後に候せし事前代の例のごとし、閏五月六日には、前代の仰下されし事のごとく、某が宅地をぞ增し下されたりける、

九月廿八日に文昭院の御鐘銘を撰み參らす、是仰によりてなり、銘をば高玄岱ぞ書ける、深見新右衛門、去年か

くれさせ給ひし後、傳奏より御院號の事いづれならむにも思召すところに任せらるべき由を、うち〳〵の御氣色なりとて、其字二つ三つ記して參らせられたりしを、詮房朝臣、某に見せらる、御院號の事は、外國にも後代にも相傳ふる所なれば、いかにも然るべき字こそあらまほしけれ、文と昭との二字のうちをもて宜しく撰み許さるべき由を申させ給ふべき草を參らせたれば、老中の人々、其由を答へ申されしに、勅して文昭の字をぞ賜らせ給ひたりける、前代の御廟號をも、當代の御名の字をも、某が撰みし所を、禁裏にも仙洞にも取用させおはしまし、某又御廟の御鐘銘をも撰び參らせし事ども、誠に辱き事どもなりけり、

十月の十四日周闋の御法會にも、所職の人々の外には、詮房朝臣、忠良朝臣、清武朝臣、松平出羽守子息內藏頭清行、隱岐守詮之、淡路守詮衡、市正正直、某此外に近習の諸大夫二人、細井和泉守、窪田肥前守も參る、隱岐守、和泉守、肥前守、三人は、御廟造營の奉行たりしがゆゑなり、是等十人計も束帶して伺候す、是又有し御代の儀によられしなり、

此年七月二日に大和川魚梁船の御沙汰あり、是は攝津國より大和國に送るもの共をば、川船に積載て、河內國龜ヶ瀨と云所に至り、此所よりしては、水淺ければ魚梁船といふものにうつし載て、彼國中に分ち送る、其魚梁船の事は、慶長の頃より、大和國平群郡立野村の住人に安村といふ龍田本宮の社人支配し、其運賃の利によりて、龍田の社を修造し、公にも運上の銀三十枚を參らせけり、安村は、代々喜右衛門と云也、此事によりて龍田の社御修造の例はなきなり、元祿十年丁丑に至りて、立野村の者共、魚梁船の事仰付られんには、運上の銀百五十枚を參らすべしと望みこふ、此所は御料にて、しかも、運上多く參らすべしと申ければ、其請に任せて、安村が支配をば停めらる、寶永五年戊子閏正月、大和の御料私領五百三ヶ村の百姓共、南都奉行三好備前守がもとに訴ふる所は、初め立野の者ども、魚梁船支配の事前例に準ずべしと望み申ながら、賃銀をましくはへ、剩へ船破れぬれど、其荷物をも償はざるのみにあらず、ほしきまゝに掠め取ぬと申す、同き二月大坂の干鰯あきなふ者ども又訴へしは、前例大和國中の田地肥しの爲に干鰯うり渡して、載送る船破れぬれば、其料をば魚梁船支配のものより償ひ來れり、然

るに去年丁亥十月大地震に船破られし時、其料償ふべき事を申すといへども、其事に不ㇾ及と申す立野のものども召て、其料償ふべき由を下知しぬれど、奉行の下知にも從はず、同五月備前守此由を京都に申す、同六月紀伊守信庸朝臣下向の時、備前守が申狀をさゝげて、此事評定所にや召決せらるべき、又京都にや召決すべきと申されしを、勘定奉行所に仰下さる、萩原近江守等、南都奉行所幷御代官所に事の由を尋ね問ふて後に、かの魚梁船の事かへし付られんには、運上銀三百枚を參らすべき由、もとの支配人安村望請ふによりて、立野の者ども又三百廿九枚運上銀を參らせん事を申訖ぬ、立野の村と申は、わづかに千石の地にして、戸口の數も多からず、十四年此かた、此船の賃によりて、御年貢を參らせ來りしに、今はた是を安村に返し付られん事不便なり、只今迄のごとくに、立野のものゝ支配たらん事然るべしと申ければ、同き六年巳丑十月勘定奉行の異見のごとくに御沙汰畢りぬ、されど是はたゞ魚梁船支配の者の事のみにて、五百三ヶ村の者ども、大坂の商人等と立野の者どもの訴論の事決せしにはあらず、明れば七年庚寅の春、御代改りし後六月に至りて、三好備前守參賀の爲下向せし時、河內守忠岑朝臣に、かの訴論御裁斷あるべき由の申狀を參らす、正岑朝臣本多彈正少弼中山出雲守に、此事を申されしかば、二人評定衆と相議して、閏八月衆中連署して進らせし處は、前例破船の荷物償ひし事、魚梁船支配のものゝ償ひしとも聞えず、海上銀と名付て、物一荷に五釐づゝの銀を、荷主共の許より取あつめ置し所を以て償ひしなり、又立野の者の申も、龜ヶ瀨よりうつし載し所の魚梁船破れたらんには、其物償ふ事も有ぬべし、大坂より龜ヶ瀨に至るまで川船の破れたらん、我國の事にあらず、しらざる所なりと申也、其申所理あり、すべて上の御物を積載し船の破れしにも、是を償ふの制はあらず、大坂の者ども申所、其謂なし、前例の如きは私に約せし所、公法にあらず、もし是等の御沙汰あらんこと、他の妨と成ぬべしとぞ記したりける、正岑朝臣此由を執し申し、評定衆に仰せて、重て此事訴ふまじき由の證狀を訴訟人等に書せ、勘定奉行して、備前守にもかくといはせられけり、備前守心得ぬ事におもひ、正岑

朝臣に衆中議せられし所は、大坂の者と立野の者との訴論の事なり、此獄はもと大和の御領私領五百三ヶ村の者どもの訴申す事あるによりて、大坂の者も訴出し所なれば、御料私領の者どもの申所は本にして大坂の者共の申所は末なり、然るを其末を論じて、本をもあはせて同じ御沙汰ならん事いかゞ有べきと申たりければ、彼朝臣以の外に氣色を損じて、衆議によられて、御沙汰既に終りぬる事、重ねて申されんは、御身の爲によからじといひて、其申す所を聞もいられず、此年の冬十二月我南都に赴きし時、備前守此事を語りて、深く憤りぬる色顯れたりき、明の年の春我歸りし後に、事の次でに、此事を申出して、其時の御沙汰然るべからざりし事なりと申たりしが、いくほどなくして、備前守此事を憤り死にぞ死しける、かの安村も、やがて腹切て死す、さりとも此人の世にあらん程は、我寃をばとかれんものをと思ひしに、今はたのむ所なしとこそ思ひたるらめ、哀なりし事どもなり、

寶永の頃には、近江守重秀が計らひ申すに付て、何事にも運上とて、抽分の金銀めさぬはなかりき、又正岑朝臣の父中務少輔正任は、其父には似ぬ人にて有しに、此朝臣は右京大夫輝貞朝臣の外從兄弟にて、吉保の少將にもむすぼゝれたれば、父にも祖にも超て、老中の職ともなりたり、されど極めて意地わろき根性ありて、我非を遂んとする人なりと聞えしが、己丑の年の御沙汰にも預りしにや、此度も先其母方の舅の彈正少弼して、評定の衆と計らせ、衆議已にかくのごとしと申て事を決し、備前守重ねて申事をば、例の非を遂ぐべきが爲に、權威につのりていひ破られしとぞ、世の人は申たりける、大學の書には、人の技あるを媢疾してもて是をにくみ、人の彥聖なる是に違ひて通せざらしむ、寔に容るゝ事あたはず、我子孫黎民を保つことあたはずとこそ見えたれ、かゝる職にあらん人は、たとひ他の技能こそはあらめ、人を容るゝ所なからんは、世の爲人の爲いかにやあるべき

かくて御代も改りしに至て、安村が子、父が此事によりて死せしを恨みて、其志つがんとや思ひけん、來り訴ふることやまず、又龍田の社も、唯今迄はか

の安村がはからひに依てこそ、修造の事も有つれ、是より後は其事取計ふもの丶なかりければ、神人等も此修造の事望みこふことありと聞ゆ、詮房の朝臣いかにやはからひぬらむ、有し昔のごとくに、魚梁船の事安村が子に還し付られて、運上の事免除せられ、龍田の社修造の事怠慢なかるべきよし仰下されたりけり、詮房朝臣此事は前代に申給ひし事なればとて、其下知狀をば某にも寫し給りたりき、

此年三月の半にやあらん、詮房朝臣に、近年以來世の風俗も日々に奢侈に趣きしに、諸物の價さへ增し加はりぬれば、御旗本の人々、世の常の公務にだに隨ひがたく、ましてや、境をも越んほどのことは、極めて難義のよし聞えて、前代の御時も仰下されし所是等の事に及ばれし事もあれど、流弊となりて、既に年久しければ、たとひ其心には分限に過にし事と思ふも、私には節儉に隨ひ難き處もありとこそ聞ゆれ、いづれの時をもわくまじけれど、殊に御幼主の御時に、財貧しきが爲に、出て仕ふる事のかたからん、然るべからず、いかにもして、是等の舊弊改りぬべき所、人々の異見をこらしめて、よろしく御沙汰の次第あらん事こそ願はしけれと申たれば、かの朝臣も尤然るべき事なりとて、老中の人々に議して、其事を仰下されたりけり、

此事仰下されしものは、某が草を上らしめられき横田備中守等承りて、四月を限りて異見をまゐらすべきよしをふれたり、

かくては御旗本の人々一人も殘らず、其對を上りぬ、詮房朝臣みな／＼我に見せられしに、只いかにもして、夙夜の懈あらじと云事をのみ申て、當時の御政事に及びし言はあらず、前代の御時か丶る事には、必、某が議を奉らしめられき、筑後守が議をも、問給ふべきにやと申されしに、老中の人々も然るべき由申さる丶なり、議を參らせらるべしとぞ、詮房朝臣のいひける、されど調高ければ聽者稀なり、微ならんには信ずる人もあらじと思ひしかば、只先々の代々に仰下されし所の、今に宜しかるべき事どもを取用ひ、其仰下されし所のことは、別にうつし出して、かれ是三冊を記して參らせぬ、其後それらの御沙汰も聞えず、あはれ、大坂番士交替の比に、先だちて、御沙汰あらんこと然るべしなど申せしかば、

諸房朝臣も申さるゝ事どもなきにしもあらねど、其程も過て、後に某が議にこゝかしこ付紙して、其事は今は行れがたし、此事は世に行るべからずと記して返されたりけり、我申せし程の事ども、一事として御代々の仰にあらずと云事もなし、それらの事の今の代に行れざらんには、我言の行はれぬにはあらじ、我又何とかすべき、されど其御代御代の仰下されし所、今の世に行るまじきにはあらず、只人々の行はせ給ぬにこそあれ、其所レ令反ニ其所ノ好而民不レ従と見え侍れば、人々の好み給はぬ事ども、たとひ其御沙汰に及ぶとも、世に行はるゝ事もあるべからずされど上御成人の後、我世のはじめにかゝりし事も有しと聞えしが、其事いかにやと問はせ給ひて、人々の記し出されし所を見させ給ひ、此事其理もあればこそ、某重て議し申す所もなかりけれなど、思召るゝ事もあらんには、祖宗の法用ふるにたらずと申せし事の如くなる事、出來まじきともおもはれず、されば某是に對ふる所の議をば參らせ置べきなり、是等の事は、先置きぬ、人々の異見を聞し召て、宜しく御沙汰の次第あるべしと仰下されしに、其御沙汰に及ばれざらんことこそ然るべからね、只いかにも御評定ありて、其事に及ばるべしといひしかど、此後つひに仰下さるゝ事もなくして、事はてにけり、

其時の議草、老中の人々の付札、共に悉く寫し置ぬあはせ見るべし、其事ども、今によろしかるべき事をのみ記し出したれば、世のため人のため皆々然るべき事ども、先々の御代に仰下されし所にあらぬもなし、されど人々の爲には、好み給はぬ事ども多きがゆゑなるべし

我よく知し召れし御事のなくなり給はん後には、我言の行はれざらんは、去年の九月廿七日より思ひ設けぬ、されど此金銀の事に限りては、天下の患是より大なるものなけれど、當時の御政を輔け申されし人々の中、一人もかゝる事議し申さるゝとも聞えねば、去年の春、我ひとり身を出して、封事を參らする事、第三度に至りぬる時は、既に御不例の最中なりしかど、御志を決し給ひ、銀造る事を停められ、近江守重秀が職奪れたりけり、其後はいかにもして、金銀の製古にかへされんことを思召はかられ、隱れさせ給ふ御きは迄も、此事に及ばれしは、今の御政

を輔られし人々はよく知給ひぬる事ぞかし、されど、又かくれさせ給ひし御跡にても、此事を議せられし人も聞えず、吾發レ之吾能收レ之など云事もあれは、我はしめ封事を上りしより、此患を除かんほどの事、おもひよらざるにもあらず、ましてや、かの御志を世に行はせ給ふに及ばで、隱れさせ給ひしかば、今の人も後の世にも、此事をこそ其代のあやまちなりとおもふべければ、善く志をつぎ、善く事を述るを孝とはいふなり、ましてや是は天下後世の大患を救はるべき事なれば、前代の御爲にも、當代の御爲にも、吾いかにもして、此事をば申行ひてんと、心一つに思ひ極めて、此年六月改貨議三冊を記して、詮房朝臣に參らせて、我思ふ所をも聞えたりけり、初め金銀の製古にかへさるべき事、仰下されしより此方、世の人の私議せし所さまぐ\にぞ有ける、或は元祿よりこのかた作られし新銀ども、古の製にかへされんには、灰吹の銀凡百十八万貫目を用ゆへし、然るに當時一年に產する所の灰吹銀凡四千貫目に過ず、さらば其功の終らんことは、三百餘年をや經べきと云あり、或は諸國銀山より出る所の鉛をもて、當時の新銀共に雜れる銀と銅とを吹わけて、其銀をもて、古の製の如くに、造られんには、其押とすべき鉛凡二百七十六万二千貫目餘を用ふべし、然るに當時一年に產する所、諸國銀山より出來る鉛、凡三千七百三十六七百貫に過ず、さらば、其功の終らむこと、七百三十九年餘を經べし、しかのみならず、かの銀と銅と吹わけん、年々鉛の毒氣に當り死せんもの、其數を計りしるべからずと云けり、或は今の新銀共をもて、古の製にかへし製られんこと、其功成がたきは、前の二條の如し、たとひ又古の製にかへさるべきことも有とも今の新金を改め作られざらんには、金銀の價相當らずして、必万物の價平かなるべからず、さらば先今の新銀の價に相當るべき程の銀作られんは、金銀二つながらの爲宜しかるべき事なりと云ふあり、（以上三說は、皆是銀座のものゝ說歟）或は元祿の比よりして、金には銀をまじへ、銀には銅をまじへて造られしかど、金銀を換ふべき法は古の如く金一兩の價六十匁なるべしと定めらる、されど世の人古の金銀の製と、改め造られしものと、其品を論じて、新金は新銀の猶古に近きに及ばずといひて、是より金銀

の價平かならず、其後寳永に又金銀造り改められしより、銀改め造る事度々に及び、今に至りては、金三品銀六品になりたれば、世の人銀をもて銀に換るにだに、其價の高下あり、ましてや今の新金、其品は古に同じけれど、其製は少しきに輕くして、古に其半す、たとひ銀のみ其製古に復されんにも、金銀の價相當らずして、必世に行るべからずと云あり、或は新銀ども改造られん事もかなふべからず、金銀の價貴からず賤からざらん御沙汰もかなふべからず、しかし歳々に金十萬兩をいだされて、新銀ども買收められんには、さらば世にあるところの新銀の數すくなくなりて、金銀の價を初めて、萬物の價も平かなるべしと云あり、（以上二說は、兩替師と云者の說にや）或は今の新銀の價甚賤しき、實には其品の下れる爲のみにもあらず、其數多きがゆゑなれは、其數の半を收められんには、其價平かなるべし、されど故なく其半を收められん事もかなふべからず、好銅をもて大錢を鑄出され、今の新銀にかへて、其新銀をば、悉くに吹つぶされ、銀と銅とを引わけて、其銀をば御藏に收められ、其銅をもて大錢を鑄らるゝ料にあてらるべしと云あり、（是はさきに大錢を鑄しものゝ說か）或は金銀の製古に復されんには、先寳鈔を造られ、金銀共に換られ、金と銀と鈔とをもて、雜用ゆべき由を定められ、次に新錢を鑄られて、錢の數をたされんには、天下の財用乏しからずして、諸物の價も自ら平かなるべし、次に天下の山々を尋ね求て、金銀銅の鑛を開きなば、十年の內外には、元祿以前に天下に通行せし程の金銀の數は出來るべし、其時に至りて改造られし金銀を以て、寳鈔の半にかへて、其寳鈔悉くに焚棄られんには、誰か異議を申者のあるべきと云あり、（是は然るべき人の中こざかしき人のいひし說也）或は元祿より此かた金銀の品多く成て、其品古には及ねども、其數は古に倍々しぬ、されば近年以來米穀の價年々に高く成て、古の飢饉と申せし時の價よりも猶ましくはゝれども、飢餓の者一人も見え來らぬは、金銀の數多くなりて、天下の人各其財乏しからぬによれり、さらば元祿よりこのかた、金銀改め造られし事、其利益なしとは云べからず、金銀の價平らかに、諸物の價平らかにならんには、金銀の數多からんにはしかじ、然るに金銀の價平らかならずして、諸物の價年々に高くなりし事は、金銀

を換ふる事を業とする兩替師など申す者の、私に其品の高下を論じて、其價を定むるによれり、たとひ此後古の製に復さるとも、又々いかなる事を巧み出して、世の害を引いださんもはかりしるべからず、公法に背きて私價をたつる罪を糺されて、かの兩替師三五人をも嚴刑に行はれなば、天下の人の心を懲めらるゝのみにあらず、金銀の價は、立どころに平らかに成て、物の價も自ら平らかになるべし、天下の人おの／＼其寶を寶とし、其利を利とすべし、かの奸商等が爲に誤られて、只今迄造られし金銀を改め造られ、重ねて天下の患を致さるゝ事もあらん、然るべからずと云あり、（是は武家の人々の中より出し說にや）是等の說皆々よく其道を得し事とも見えねば、我議には先是らの說あらぬ事どもなるいはれを悉くに辨じ明らめて、次に我行ふべしと思ふところを議し、次には其法を記して、すべて三冊の書にはなしたるなり、詮房朝臣も、上の御志のほどはよく知られぬ、いかにもして其事のならんことを、心にこめておもはれしかど、世の人議する事ども聞て、いかにもかなふべからずと、大方おもひ絶えられしに、我此言を得て、悦にたへず、老中の人々と相計らひて、八月の初つかた評定の衆中に、金銀の事は、前代仰おかれし所なり、いかにもして古にかへさるべき事を議し申さるべき由仰下さる、（此仰を記されしものも、某が草を用ひられき、）されど是らの人々は本より其心とする所、身の爲家の爲を計るにこそいとまなけれ、天下の事憂ふるに心の及ぶべきにもあらず、なまじいに本末しらぬ事いひ出て、世の議とらん事益なしと思ひぬれば、いかにも對へ申す人もあらず、かくては事ゆくべしとも覺えず、此事仰奉る事なからんには、誰かは其心をも用べき、其人を選みて、仰蒙らんにはしくべからずといひしかば、詮房朝臣又老中の人々と議して、十月三日に、其人を選び定らる、

老中には但馬守喬朝朝臣、大目付には中川淡路守、勘定奉行には、水野因幡守、目付には大久保甚左衞門、（今の下野守が事也）勘定吟味役は、杉岡萩原二人共に此仰を蒙れり、

かゝりしほどに和泉國堺の商人にて、谷と云者　、ひそかに此事を議して記せるものを、京に住者の我許に送れるあり、其議せし所は、我さきに議せし所と

同じからぬど、當時には行はれ安かりぬべき事なり、かゝるときは其道を業とする者の申所、よき事もあらめと思ひしかば、其記せしものを、詮房朝臣に見せしに、世の人はおもひ絶にし事なれど、其事の行なはるべき道、先二條は出來れりと、其悦にたへず、かの朝臣と相議りて、そのもの贈りし者の許に、我が思ふ事ども記しも盡されず、其人爰に來る事もあらんには、いふべきこともこそあれといひ送りしに、いくほどなくて、其人爰に來りぬと聞えしかば、やがて其人を召呼て、我如き者のしれる事にはあらず、世の爲人の爲なり、いかにもして此事仰蒙りし人々に申すべしといふに、萩原殿のゆかりの人をしれる由ありといふ、萩原殿とは、菅美雅の事なり、（源左衛門の事也）（此事の緒なせしは偏に此人の功なり）萩原の事は、我もしれる人なり、よき幸にこそあれ、其ゆかりの人して云べしといひて、やがて美雅の許に、斯る事社あれ、其人召問れなんやといひ贈りしに、此事仰を請しより、我も思ひ人にもとへど、いまだ然るべき事も候はぬに、幸なる事を承りぬと答へて、かの者にあひて、其事どもいはせ、問べきことゞも問ひて、此仰承りし人々と相議りて、十二月十七日に、喬朝朝臣に斯とこそ申たりけれ、

此事我もとにいひ贈りしは鷲津見源太郡と云呉服師なり此者はもと丹波の赤井が後也、谷長右衛門安敏は、尾張の堀田が後也、二人共に麾下につかふまつる堀田赤井の人々と、其流を同じくして、うとからぬ程のものどもなり、二人共に、其祖故有て、商家にかくれしが、さるものゝ後なれば、其志よの常の商人に比すべきにもあらず、才畧も又人を兼し輩なり、

詮房朝臣はもとより知し事なれば、此事承りし人々の評定に過べからずと申されしかば、其由を仰下されたり、古へより東國の方には金と錢とを通じ用ひて、銀をば用るにも及ばず、西方の國々にては、むねとして銀を用ひて、錢をもて其用をたすく、然るを多くの新銀ども出來しかば、西方の國々にしては其患殊に甚しければ、彼谷が議せし所も、まづ銀の事をむねと申なり、されど仰おかれし所も、金銀ともに改造らるべき由にて、銀改りぬとも、金改らざらんには、終には其價平らかならじとおもひしほど

に、我ひそかに美雅に議りて、金の事を併せ論ぜしむ、前にいひしが如く、こゝらの人々、銀の事もとより其患とする所にもあらず、當時行はるしゝ金改められんには、其實の半を失ふにこそあれと思ひて、此仰承申人々の中にも、此議の行はれん事をねがはざるありけり、かゝりし程に、當時行はるゝ金一兩をもて、改め造られん金一兩に換べきやう有と申す者ども多く出來たれば、然るべき事なり、先其事を尋ねとはるべしなど云事出來て、皆々其事を議す、はじめ元祿に金銀改め作られしは、天下の財其數を倍すべき爲にあれば、金には銀をまじへ、銀にも銅をまじへ、作られしなり、それが中、金の製其形も其重さも古のごとくなれど、天下の目掩ふべからざれば、改め造られしもの、半は是銀なりと、知てければ、是よりさき、金百兩の價せしものをば、此後金二百兩に非ざれば、賣る事あたはず、銀の事も又是に准ず、されば萬物の價騰り貴くなりたりなどいへども、實には其然るにはあらず、世の人見る所は、只今の二百兩は、古の百兩なりとおもひしなりさらば妄りに其虛數をましたるにて、其實數は増所もなし、此後又金銀の製古にかへされんには、世の人の見ん所は、改造られし金百兩は、只今迄の二百兩なれば、其虛數を減じたるにて、其實數は減ずる所もなし、ましてや、萬物の價は、只今迄の如くにして當時行はれし所の金をもて、定むべき法を立られたらんには、たとひ今金百兩の價ならんものなりとも、改造られしもの五十兩をもては買得べし、さらばいづれの方にか、其實の半を失ふ道のあるべき、當時行はるゝ一兩の金、改め造られん金一兩と換へむ事に至りては、萬々になきの事なり、前に記せし事の如く、元祿より此かたのものに有る所の金は實には古の製の半なり、たとへばそれらの金百兩をもて、古の製の如くに造られんには、わづかに五十兩の金を得つべし、然るを古製によりて造られし金百兩をもて、元祿より此方の金百兩に換られんには、足らざる所のもの五十兩あり、されば其たらざる所を、足しなんもの造るべき料なからんには、何物をもて其數をば充行べき、もし當時我國の山々より、其たらざる所を足しなんほどの金を產すべきならんには、元祿より此かた、金の數倍せんとて銀まじへし物など造られし

にも及ぶべからず、然るにかゝる事申すは、皆是陽にあたへて陰に奪ふの術にあらざるはなし、世の人既に元祿より此方の事どもに習ひぬれば、たとひ天下の至信によりて、行はるゝとも、尙其疑ひをまぬがれがたかるべし、況やわづかも其詐を行れんにおいてをや、是等は餘りに近き事なれど、然るべき人々をはじめて、其說に心まどひせられし上は、其事能々辨じ明らめざらんには、其心をもひらきがたければ此事の長僉議に日數へて後、漸々に其申所のごときはあらぬ事どもなり、谷が議し申せし所に隨ふにしくべからずとは議定してけり、元祿の金にあるところの銀を吹わけぬる事は今とても其法あり、銀にある所の銅ども吹分んには、前に記せし如くに多くの鉛をも用ひ、又其毒に當らん事もありとぞ云なる、此事いかゞ有べきなど云事もありしかど、此事は昔より銅を賣買ふ者の大坂にすむあるが買得し銅の中に鉛氣あるを見ては、それを吹わけて、銀を取事あり、世の人の云所のごとく、多くの鉛を用ひ、其毒にも當りなんには、此等の輩何をもてか、其活計をば得べき、當時行はるゝ銀どもは、名こそは、銀にてあるなれ、實には銅の銀氣あるにも及ばざれば、大坂の者共して、其銀とらせんには、何事かあるべき由は、某が初め參らせし改貨議に記せし所なり、されば此事は、大坂の者どもめし試むべきに議定して、其餘金銀造らすべきところ、金銀換べき所の事宜等を、評定せられ、

是等の時宜、人々の申行ひし所、某が心には然るべしとも覺えぬ事どもあり、美雅も我心に同じかりき、此餘又新錢の事等も、水野因幡守が申せしによりて、衆中異議もなくて、其議を上りしとぞいふなる、案のごとくに、銀吹わけ所など云所より火出して、延燒の所も多く、又其所にて違犯のものなど多く出來て、其罪に行はれ、其後は其法改る事どもあるにや、新錢の事行れがたき事ども出來て、世の助けにもならず、すべて少しき才ありて、事の大本をもしらぬものゝ、己が功あらん事を思ひ計りぬる事には、遠からずして其煩らひ出來る事、よの常なり、此時に我いひし事どもは、詮房朝臣もおもひ合せらるゝ事もあるべし、

五月十五日に至りて、前代の御遺意によられて金銀

の製、古に復さるゝ由、世の人に仰出されたりけり、すべて此仰は草を進らせられよと、詮房朝臣の望まれしによりて、此事に限りては、某辭し申べきにあらずといひて、悉くみな其草をぞ參らせたりける、是より先五月十三日に、銀座の者ども四人流罪せられ、一人は追放せらる、此事を承りし勘定衆、保木小宮山等二人召籠られけり、初め此等の輩の罪を論ぜられて、銀座の輩、初に低銀ども造るべき事を議し申て、御代々の大法に違ひ、重秀一人が下知によりて、其低銀ども造出し、終に天下の大患を致せし事ども、其罪最大なり、悉く皆首を刎らるべしと申されし人々あり、是は昔より銀造られし事は、老中の人々連署の狀を下されしに、元祿の時よりして、勘定奉行連署して下知しき、寶永七年の三月、正德元年の八月の事は、前に記せし事のごとくに、重秀が計らひにて、保木小宮山等連署させて、下知して改め造らせけり、又寶永より此かた、多くの低銀造りし事、深江といふ者、重秀が旨をうけて、座中の者ども語らひて、連署の狀をさゝげて、議し申たりし事どもなり、某此事を論じて、彼等が罪誠に大なり、されど元祿に金銀改め造られし時、祖宗の御法に違はれて、老中連署の狀をも下されず、勘定奉行して下知せしめらる、是によりて、寶永正德の時には、重秀一人の狀を下せしなり、當時重秀勘定奉行の上首として、特に其事を仰蒙りし者の下さん狀、銀座の輩、其下知に隨ひしこと、深く咎むべきにもあらず、もし重秀一人が狀を下せし時、其法に違ひし事をもて申さるゝよしをもて、罪せられんには、元祿の時、勘定奉行連署の狀を下せし時、祖宗の御法に違ひし事をもて申さるゝ事、是も又其罪なしと申すべからず、官は法を出す所なり、民は法を奉ずるものなり、官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを申さざるをもて、民を罪せんこといかゞ候べき、凡犯罪に首罪あり、同罪あり、緣座あり、輕重もと同じからず、重秀此事の首罪なれば、前代の御時職奪はれ、召籠られしかど、隱れさせ給ふ時に及びて、御勘氣の者ども一切に御免の仰あるによりて、其罪を正さるゝにも及ばずして其後病ひし死し畢りぬ、首罪既に其誅をまぬがれたり、然るに、同謀緣座の者のみ、ことごとく皆誅せられん事も、またいかゞ

有べき、同謀緣座の者ども、必死を以て其罪を決せられんには、重秀が棺を發し、屍を戮せられて、後に其事に及ばるべきか、たとひ死せし者、ものしる事有て、其冷かなる肉を寸斬せらるゝとも、重秀が頑鬼の如き、何の痛苦か知べき、さらばいたづらに、殘酷を世に示さるゝにて、君子仁厚の政にはあらず、某重秀が事を用ひし時、其罪を論申せし事は知給ひし所なり、又同謀緣座の者ども、某一人も其面を見しものもあらず、されば某かく申所は、彼等が爲に其刑を緩くせんとにはあらず、只いかにも當時の御爲に、其刑の當らん所を思ふが故なりと申たりければ其罪みな〱輕きに從はれしとぞ聞えたる、其後又銀座の者の家財を籍沒して深江と云者の手づから自ら記せし簿帳を得しに及びて、寶永正德の低銀造りしに就て、重秀金二十六万兩を分ち取、其餘古畫奇珍の物ども贈りし事ども、幷に重秀が從者(長井半六)金六万兩を得し事等、皆顯れたり、かの從者も、其罪まぬかるべからずと申されし人々あり、我また其事を論じて、重秀此事の首謀なれば、その從者は律に云なる、從而加レ功者なるをもて、又六万兩の金を分ち得たり、前に論ぜし事の如く、重秀已に死して、刑戮を免れしに、今其從者の罪を正されんには、重秀が息男等も、其罪を遁るべからず、重秀いまだ其罪を正さるゝに及ばずといへども、其死せし時に、かの遺領三千七百石の地わづかに七百石をもて、息男等に分ち給へり、若、父の罪あるにあらずんば、いかんぞ此事のあるべき、さらば、父の罪已に子に及びし也、今はた父の贓罪顯れたりとて、其事をもしらざらん幼弱の者共、重ねて其罪に行れんは、雪上に霜を重ぬる謂にして、君子仁厚の政にあらず、本犯の罪問に及ばれざらんには、加功のものゝ罪を論ずべきにもあらず、いはんや、是ら暗昧の事をもて、苛察の法を用ひられんこと、尤しかるべからず、只知し召れぬ事の如くならんにはしくべからずと申たりければ、其事も又止てけり、

此年の春、攝津國西宮の神職告訴ふることあり、是は去年四月白川の伯の中將、かの神主祝部等改補のことによれるなり、中將の雜掌等召決せらるゝに及びて、雜掌等貨賄の事によりて、みだりに神主祝部等が罪七條を申行ひ、其所帶を沒收し、非分非職の

者ども、或は其職に補し、或は其裝飾をあたへし事ども、陳ずるに其詞なし、中將傳奏に付て、其沙汰皆是我心に出て、雜掌等が申行ふ所にあらざるよしを披陳有ければ、かの雜掌等が罪を容て、追放せられ、それに組せし社人等、或は追放せられ、或は召籠られ、もとの神主祝部等、其職に還補せられ、白川家西宮の社執奏の事を停められ、中將の事は、公家の御沙汰に任せらるべきよし、傳奏して仰られしかば、やがて召籠られしとぞ聞えし、十二月十二日に至りて、傳奏、和泉守忠之朝臣につきて、西宮神主告訴の事によりて、此年の夏、白川中將をば召籠られ畢ぬ、今ははや其程も經つ、內侍所御神樂等の爲、召出されん事、いかゞ有べきにやと申されしかば、子細あらじとぞ答へられけるが、此事詮房朝臣某が議をとひて、其定文の草ども奉らしめられたり、

神主は吉井宮內、祝部等五人、白川家雜掌は、臼井吉忠、去年四月神主の闕に補せられしは、濱庄太夫と云者にて、同十月に死したりき、或は神人の神主等を讒せし者、或は商人の社人となされし者ども、其罪の輕重によりて追放せられ、其職を奪はれしもの凡五人、

此年八月、三寶院門主訴の事を御沙汰ありけり、是は醍醐の院家報恩院理性院無量壽院等、路次禮節の事より起りて、門主に對捍の事有しを訴申されしによりて、此年の二月、三院共に下向すべきの由、寺社奉行所の召文を遣せしに、紀伊守信庸の朝臣、老中に狀送りて、三院は當時の御護持の僧にて、就中報恩院は、東寺の長者、理性院は第二の長者なり、當職の法務加勤等、一時遠國に去し事、密家において其例なし、台家には其例あるかの由を申す、是によりて仁和寺大覺寺安井等に、其例をとはれしに、各答へられし所、三院申條に同じ、三寶院にとはれしに、東寺長者職護持僧の時、關東下向の例を記し出さる、三院殘らず下向なからんにも苦しかるまじき事にや、うち〳〵某が所存を承はれとの叡慮の由、傳奏の人々申されぬとぞ記されたる、詮房朝臣此事いかにや有べきと問はれしかば、三院しるし出せし所にも、台家の例あり、三寶院殿しるし出されし所には、密家の例あり、三院當時の護持僧なるをもて、朝憲をかりて、奉行所の召に隨がはず、三寶院殿に對

捍の罪已に決せり、事ゆるかせならん事然るべからず、其中一人をとゞめられて、其餘は早々下向せしめらるべきよしを仰遣はさるべしと申す、其由を答へられしかば、いく程なく、報恩院理性院兩大僧正下向せり、三寶院殿訴へ申さるゝ所をもて、召とはるゝに、三院共に、昔は門跡と稱したりき、今に至りても、三寶院と共に東寺長者職に任じ、同じく護持の僧ともなさる、然るをやゝもすれば、其門下の院家の如く申さるゝ條、其謂なしと申より事起りて、寺社奉行の人々、其枝葉の事どもを論ぜしほどに、其事の論多くなりて、此獄いづれの時に決すべしとも見えず、詮房朝臣此事をとはれしに、是ら計の事を決せんに、何條事か有べき、堂上の人々のかへりきかん所も口惜き事にこそと申たりければ、老中の人々にも議せられたりけん、某が議を參らすべしと有けり、某が議を參らする迄もなし、院家等に此問目を下さるべしといひて醍醐寺の座主第七十三代三寶院の準三后滿濟、應永年中其職に任ぜられしより此かた、他院の僧座主職に任ぜられし例あるやと問ふに、其例なしと答へ申す、慶長年中東照宮醍醐法流の事其沙汰に任ぜらるゝ由の御條目は、いづれの所に有やととふに、此事をば存ぜずと答へ申す、勅賜開山大師號の事によりて、勅使登山の時に、三院其座を論じて、法會に預らざる事の由を問ふに、灌頂曼陀羅供の時、院家寺家同席の儀ある事は、此二會においては大阿闍梨を尊崇の儀有によれり、他の法會に比すべからず、然るをかの法會に當りて、三寶院の門主院家寺家等、座次を同じくせらる、是によりて集會にあたはずと云、其後凡天下の事勢は時に隨がひて相變ず、古時の例、今日の事に準ずべからず、醍醐寺座主職の事も、古に有ては彼山の院家等、相互に補任の事ありとも、應永より此かたは、三寶院の門室譜代の職となれり、其餘或は門跡と稱し、或は院家と號する事の如きも、古の時は今の如く其品異なりとも見えず、就中神祖天下の事を知し召れしに至りて、古來の例を斟酌せられ、當時の時宜を議定せられし所は、當家一代の定制なり、然るに、當時の制を捨て、往代の例を論ずる事ども、其謂なし、慶長よりこのかた醍醐法流の沙汰を任せらるゝ由の御條目を三寶院殿になされし事は、たとひ諸國

散在末流の寺院も、此旨を存ずべし、况又其山において他に異なる由を申す院家等、承り傳ふる所なき由を答へ申條、當家代々其寺領を寄附の恩より來る所をもしらずんば、當時何の法制を以て、其軌範とはするや、たとひ其當家百餘年以來かの山の事をもて、三寶院殿の沙汰に任せらるゝ事を存じ知らずとも、一山の座主職に任せられし事は、朝家の勅旨なる事を存じ知らざらんや、三院古の時に在て、門跡の號あるをもて、他に異なるの院家たる由を申す、當時に在て、正しく一山の座主職に任せられ、一山沙汰の事を任せられし門主に對して、無禮を顯はし、爭論を起すごとき者ども、いかんぞ護國の大法、聖體の護持など、其功驗を致すべきや、又醍醐寺開山の祖、贈號宣命使登山之日、其座位を論じて、集會にあたはざる事の如き、たとひ其宗儀において大阿闍梨を尊敬の儀、大日如來に相同じきと云ども、僧家四恩の義によらば、朝恩佛恩いづれか輕重あるべき、朝使禮待の儀、大阿闍梨尊敬の儀及ぶべからざる事其謂をしらず、况聖寶僧正滅後八百年の後に至りて、勅賜大師號の事、其法孫にありて、此會場に相預かるべき事、誠に希代の値遇なり、然るに一偏の我執によつて、朝恩をもかへりみず、師恩を併せて忘れしこと、都て律義において、何のかなふ所か有べき、路次禮節の如きも、同位同官、禮節に及ばざる。堂上の例ならんには、假令同官同位の大臣路次において、攝官に相遇ふ時、同官同位の故を以て、致敬の儀に及ばれざらんか、三寶院殿においては、朝家既に座主職に任せられ、當家已に法流の事を任せらる、たとひ院家等同官同位たりといふとも、其職分においては、いかで其禮節なかるべき、是等の事ども答へ申べき由、六條を記して參らす、院家等此問目を得て、一條も披陳の詞なくして、怠狀を參らせ、仰ぎ願くは、院家法院の差別相立ち、只今迄有來るごとく、一山如法の事に隨ひ、此後天下安全の御祈禱を勤修せしめられんより外無他事由を申ければ、其獄立所に決してけり、六月の事なり其寺領の事等御沙汰に及ばれて後、八月に至りて、某が草せし定文をなし下され、三寶院殿の使者幷院家等、御暇を給はりて歸さる、やがて三寶院殿より謝恩の狀を參らせられ、門室の興隆を悦び給ひたりける、此時の事

記せしものども、大半は紛失して、今は只院家等に下されし問目定文等の草のみ殘りしなり、（此時三寶院殿の使者、北村長門守、安江賴母と云ふ二人を下されたりき）十月十四日に第三年の御法會事終りて、十五日には人々參りて、御法會の事終りし事を申す、明れば十六日に、詮房朝臣に會て、我致仕の事申べきなり、此年比凡の事申すには先しらせしを、今はた其例にたがひなんには、かへり思ひ給はん所も耻かしければ、聞え侍りといひしかば、大に驚きて、こはいかにかゝる事をば承り侍るにや、前代かくれさせ給ふ御きは迄も、御跡の事ども仰合されしをば、忘れ給ふべきにもあらず、過にし比、大奥にても、筑後守は恙なくてやおはする、此人の事は先の御代には常々聞えさせ給ひし御事なり、今は猶かゝる人のおはするこそ、賴ある事なれと仰下されしなり、然るにかゝる事あらんには、我等があやまちあるによれりとぞ、思召さるべき、世の人も又さこそ思ふべけれ、いかなる事あらんとも、思ひとゞまり給ふべき事なりといはれけり、おとゝしの九月廿七日に、某が仕への道もけふを限りとこそなり侍れと申せし事は、忘れ給ふべからず、いくほどなくて、かくれさせ給ひぬれば、其時にいかにも成べき身の、三年のほどかくて侍りしは、金銀の事に限りては、我いかにもして思召おかれし事の如く、申行ひてんとおもひしに、其事は過にし五月御沙汰既に訖りぬ、かくれさせ給ふべき春、いかにも身の病を助けて、長崎に罷むかひ、事のやうをも見はからへかしと、仰られしかど、彼所の奉行等に問しめられし事どもを、對へ申所を見るに、彼等尚いまだ其事の詳なる所をしらざる事どもあり、たとひ某身自ら其地に至りなんにも、其留滯日久しきにあらずば、某がいまだ聞ざる事をもきくべきほどの事もあるべからず、さらば某罷り向ひたらんには、かしこの者どもにも限らず、世の人怪しみ思ふ事のみにして、事の益あるべしとも覺えず、もし其事の御沙汰に及ばれん時に、御使を奉りし人々に副てつかはされんは、其時宜にもよるべきかと答へ申せしを、申す所も其理ありと仰られて、その事に及ばざりしかばかくれさせ給ふべき御きは迄も近くつかふまつり侍りき、是より後、御前志をつがれて、此事の御沙汰に及ばれんに、年比某に仰下され、議し申せし所

によられなんには、事行れずといふ事もあるべからず、某此事おもひ定めしは、前代いまだかくれ給はざりし程よりの事ぞかし、然るを今とゞめ給ふによりて、とゞまるべきならんには、いかんぞかくは聞え參らすべき、いかにも叶ふべからずと申切たらんには、事がらわろくこそ云べけれ、もし天下の大儀あらん時に、召とはるゝ事も有なんに、某いまだ死せざらん程は、いく度も見え參らせて、心の及ばん程の事をば、議し申べしと申ければ、重ねて申さるる所もなくして、さほどに思ひ給はんこと、申とゞむべき詞もなし、されど今の程は、勅使院使門跡御應接の事終らざる程なれば、其程過し後にこそ、心にも任せ給ふべけれとこそ申されたりけれ、かくて廿二日に至りて申すべき事出來たり、暫しが程參るべしといひ送られしかば、參りしに、此程承りし事ども、老中の人々に申て、前代の覺淺からざりし人なれば、某が心をもて止めても候ひしかども、いかにもとゞめ得べしとも覺えず、今は其望にも任すべきにや、又は人々の宣ふ由をもて、止めても見候半かといひしかば、そこのとゞめ得給はざらんを、我々が止めたらんに、止まるべしとも覺えねど、當時それらの事あらんは、上の御爲然るべからざる由をもて、いかにも申給ふべしと申されぬ、たとひいかにおもひ給ふ所ありとも、此度は先人々の望みに隨がはれん事、公私の爲の大幸にこそ有べけれと申されたりけり、はからざる外の事をも承るものかな、いかに答へ申すべしとも思ひわからず、よく／＼思ひはかりて後こそ申べけれといひて、家に歸りぬ、明の日に至りて、我此事をおもひ定めし事、年已に久しけれど、今日迄かくてもあればこそありつれ、此度にのみ限るべからず、當時の御政を助けられん人々の宣ふ事あらんに、我思ふ事のみ申さんも恐れあり、承はりぬと申事を記して參らせければ、其明の日宣ふ所承り訖ぬ、誠に公私の大幸なり、猶又申べき事あり、廿六日巳の時ばかりに參り給ふべしといひ送られしかば、其期に及びて參りしに、老中の人々の御前に參りて、罷出られし時に、詮房忠良等の朝臣、我をいざなひて、人々をむかへられしに、皆々座せられしかば、詮房の朝臣、此程の事申傳へて候に、承りぬとこそ申され候へと、いはれしかば、

政直朝臣、そこはまだ年老たりとも云べからず、只いかにも病を養ひて、仕への日久しからん事をはからるべしと申されしかば、その餘の人々取々に、たとひふしながらも、今までのごとくにこそおはすべけれなど申されしもあり、又世の事どもはなげうちて、いかにも精神を養ひてなど、申されしも有けり、紀伊守信庸朝臣は、久しくてこそ見參に入ぬれと申され、山城守忠眞朝臣は、いまだ見參にもいらで候ひしに、けふの事こそ幸に存じぬれなど申されたりけり、

此年十一月南明院殿御供米田御寄附のことあり五十石

神祖百年の御忌にあたらん時、此事おはしますべき由、前代の御遺志有りしによられしところなり、我在京の時、東福寺に遊びし日、南明院に行向ひて、神祖と御臺所の御畫像おはしますを拜せし事あり、神祖の御像は、京にも南都にもおはしますを、拜み參らせたりき、御臺所の御像は、此所より外に渡らせ給ふべきにもあらず、太閤秀吉の御妹君にて、神祖の御臺所にておはしませしかば、其代の御榮は申にも及ばず、今は朝夕の御供をだに、はか〴〵しく參らすべき便もなき小院の内に、其御像のみ殘らせ給ひし御事、いと悲しく覺えて、おぼえず泪をぞ催したりける、台德院殿御在世の程は、其御遠忌の度々、御法會も執行れし事の奉書等數通あり、是御繼子の御契有しが故なるべし、いかに其御墓田等をよせらるゝ事もなかりしにやとゝふに、かくれさせ給ひし時に、畿内にある所の御料の地よせらるべしと有しを、住持の僧望み請ひて、金千兩を御施入あるべしと申ければ、其請ふ所に任せられしと云なり、心得ぬ事に思ひて、後に南禪寺の佐長老に、此事をいひ出せしに、其代には猶戰亂の時をさる事遠からず、諸寺の領地、軍勢の爲に押妨られし事ども尋常なるにならひて、かくは望みしとこそ聞えたれと答へられけり、京より歸來りし時に、此事に及びて、神祖多くの御子おはしまし、其御母も少なからねど、正しく御臺所と申參らせしは、南明院殿のみおはしましき、昔東西御和睦の初めに、秀吉三河守殿を養ひ申され、いかにもして御對面の儀あらん事をおもひはかられ、其御妹君を、御臺所に參らせられたれば、見參の事有べしと思はれしかど、猶御上洛の事もき

こえざりしかば、重ねて大廳御下向の事あるに至て御上洛の事有べき時に、御跡にとゞめられし人々に仰られしは、我京にていかにもなる事ありぬとも、我妻の知れる事はあらず、相かまへて、事故なく送りかへすべきものなりとのたまはせ給ひし由は、其時の御事記せしもの共に見え侍り、先此時の神慮の程を押計るべき事なり、次に太閤の代の程、神祖何のつゝがも渡らせ給はざりし事、天命の然らしむるところ也とは申ながら、しかしながら御臺所の内助おはしまさずとは申べからず、さらば當時の爲にも、後代の爲にも、其功德おはしまさぬにもあらじ、ましてや天下の大祖に配せられ給ひし御事なり、然るを都の内に捨おかれて、其御跡とはせ給ふと云事もなく、わづかに小院の僧の齋飯を分ちて、其御供に參らせん事、いかにやはさふらふべきと申たりければ、御形改めさせ給ひて、申す所理り至極せり、去ながら今に至て、其故なくかの御事に及びなば、代々の御誤りを顯しまゐらするに似たり、神祖百年の御忌も程近し、其時に及ばん比、計ふべきやうこそあれと仰られしかば、かくれさせ給ふ御時に、此事仰置れしとぞ聞えて、此度この御事に及ばれしなりける、

十一月には、琉球の使來りて、御代をつがれし事をも賀し參らせ、其王の代をつぎし事をも謝し奉る、是よりさき琉球より奉れる書法は、我國にて往來する所の如くなりしを、其王尙益が代より漢語を用ひ、書函の式等も改れり、されど異朝にしては當代の御事の如くなることのなければ、稱し參らする所も、文字を用ふる所にも、然るべしとも見えぬ事どもあり、殊には外國にして、我國の文字を用ひ來りぬるはひとり琉球のみなり、有し御代のごとくならんことは、國體において然るべしと申たりければ、詮房朝臣さらば其事いかにや仰下さるべしと問れしに、取計ふべきやう侍りとて、琉球の書に、大君尊夫人、又は台聽等の字を用ひん事、然るべからず、其國の心のごとくにして、かの使者に申さるべしと記して、只何となく、薩摩守に仰られ候べしと申す、其後薩摩守の許より仰下されし事申て候へば、さらば今より後は、天子に上る書の如くにや候べき、我國より賜る書は、上の字を用ひられしかと、見え侍り、又

一位樣月光院樣御事、いかゞ稱し參らすべきなど、かの使者申事あり、いかにや答へ申べきと記して參らす、前代に大君をもて稱し參らする事をとゞめられしも、大君とは、天子の稱なるによりてなり、いかで天子に奉る所の字法を用ふべき、當時は天子より下三公親王の上にたゝせ給ふ御事なり、又上樣とも公方樣とも申參らする御事は、室町殿の代よりして、太上皇の御例を用ひらるゝ故あるによれり、されば當時も公家にしては、昵近の月卿雲客あり、武家にしても納言參議等をめしつかはる、上の字等を用ふる儀、又是による、又一位樣月光院樣の御事、天英月光等の御號を用ひん事然るべし、其書法の如きは、此度その國王に賜らせ給ふもの丶儀、少しく差別あるに准じ參らすべし、すべて其問ふ所の事ども、本朝の故實をも、當時の事體をも心得ざるが故と聞えたれば、此等の事は、薩州よりよろしく指南あるべし、但し尚益王以來の書法のごとく、漢語をのみ用ひんに、相當の文字得がたからんには、前例のごとく、古體我國往來の文字の如くならん事は、かの國の議定にあるべしと記し下されたり、かの使者等承りて、我國の書式改りし事は、前代に文たふとませ給ふ由聞えて、先王敬を致せる所なり、只今承る所のごときは、是より後、只舊章により從がふべきに候と申す由、薩摩守申たりけり、

すべて當時の事ども、漢語をもて寫し得がたし、大體は朝鮮の國中にして、其國の事を記す書法のごとくなるべし、是天子より下れる事一等にして、その國に君たるが故なり、大君の事は、前にも記せし事のごとく、當時の御事に用ふべからざる事勿論也、尊夫人など稱する事は、異朝にしてはよの常の人の妻をも尊び稱する所にて、殊には琉球王の妻をば、妃とこそ稱すれば、それより下ならん稱をもて稱し參らすべき事、尤然るべからず、台の字の事、我國にてこそ、大臣の事に限りて、稱する事なれ、異朝にては、よの常の人に通じ用ふる事、たとへば我國にて御の字を通じ用ふる事の如し、是等の事ども記し出せしは、押て我國の文字を用ひよといはん事、然るべからぬ事どもあり、されば、是等の事ども仰下されんには、かれも自ら然るべき字ども用ひんことの難きを知

て、申所あるべし、其時に至りて、ありし代々の例にもや隨ふべきと、仰下されん事、然るべしとおもひしが故也、果してかの使者等かく答へ申たりけり、

然ども問べき事どもあれば、其由を申て、十二月十八日に、薩摩守の許に行むかふ、吉貴朝臣も、對面に及ぶ、彼國の者どもにもあひたり、此時には緣塗に水干袴、太刀をば用ひず、腰刀に紅梅の扇をとりぬ、(此扇は近衞前攝政大相國の賜りし所にて、泥地に蝶をゑがけるなり、)

十一月十七日に、增上寺の住僧申狀を捧て、來年は、神祖百年の御忌に當り給へり、當山安國殿御修造ありて、御法會の事を行はるべき由を望みこふ、其大要は、安國殿の神像は、御みづからの御影を、御鏡をもてうつし造らしめられ、御爪髮を籠られし所なれば、第二代の御時迄は、御尊敬他に異なりしに、第四代の御時、御幼稚の間、御參詣の儀も絕しより此かた、今は神殿草莽の中に朽すたれぬ、そも〳〵此神殿と申は、深さ六間、廣さ十五間に作られ、殿內にたゝみ六十六帖を敷かれて、殿前に鳥居をたつ、これは六十六州鎭護の御爲なり、又安國殿と號し申すは、御曩祖大光院殿より此かた代々淨土門御歸依の事によりて、神祖我宗の奧旨を御相傳、時に安國院德蓮社崇譽道和大居士と名付參らせし故によりぬ、是により、御中陰より始て、第三年の御法事に至る迄、我寺において行はれたりしに、日光山御勸請の事有し後は、我寺において、御法事等の事も行はれず、然るに、前代の御時に、神祖台德院殿の御志をつぎて、我宗御再興の御事なれば、我寺においても、彼百年の御忌を行なはせ給ふらん事、前代の御志をもつがるゝ所なるべし、且は常憲院殿御法事、我寺においても行はれし、其例近きにありなどいふ事なり、老中の人々此事いかにや有べきと、詮房朝臣と議せられしかば、かの朝臣我思ふところをとはる、上野國世良田長樂寺の文書に據るに、御先祖の代々淨土門御歸依の由は見えず、和泉入道殿の御時よりこそ、此宗御歸依の事はあれ、又金地院本光國師の日記によるに、神祖御中陰の御法事、增上寺にて行はれしかど、御內々の儀なるを以て、仙洞より參らせられし御香奠をも請けられず、夫より後周闋第三年等の御忌の時、かの寺に於て御法事の儀有し

にもあらず、此事の御沙汰あらんに、何條事か有べきと申ければ、さらば、よきにはからひ申さるべしといはれしによりて、一ッには東照宮御中陰幷御周関第三年等の御忌、寺に於て御法事行なはれし事、當時の日記を參らすべし、二ッには第七年の御忌に當りて、當寺に於て御法事行はれざりしは、必其故あるべし、當時の日記を參らすべし、三ッには第四代の御時より、このかた安國殿御參詣の儀もなきは、淨土宗旨を改め廢せられし所ならんか、其所存を記して進らすべしと記して、先此事ども問ひ給ふべしといひしに、當時の日記は、度々の火災にかゝりて、今は徵とすべきものなし、第七年の御忌の後、我寺において御法事の儀なしといへども、我宗を改め廢せらるべしとも存ぜず、然ども當初は三州大樹寺において、御葬送の儀を行はれ、前に記し參らせし所の、安國院等の號をも稱し申せしに、元和三年の二月に至りて、東照大權現の勅諡ありしより、世擧りて勅號をのみ稱し奉りて、安國の號おはしませし事をもしらざるに至りぬれば、百年の御忌に當りて、望請ふ所の如き御事あらんには、我宗の興隆、是に過べからずと答へ申けり、國師日記によるに、大樹寺において御葬送の儀あるにはあらず、又東照の勅諡、元和三年の事にもあらず、さらば大樹寺御葬送の儀有し由の事、其寺の記にや見えし、記し進らすべしと問ひ給ふべしといひしに、大樹寺の記ぁるにもあらず、其事平岩主計頭親吉が記せし所の三河後風土記に見えし所詳也と答へ申す、親吉は、其年七十歲にして、慶長十七年正月元日、尾張國名護屋の城に卒したり、いかで神祖かみさらせ給ひし時の事を知て、記し置候事のあるべき、すべて其申所、悉く妄傳なりと申て、其事ども悉くに辨じ明らめて、淨土門は、當家代々御崇尊の所なり、増上寺は、當家代々の御菩提所なり、然るに、かゝる無證の事ども申されん事は、他寺他院において、傳へきかん所も然るべからざる由記し下されしかば、やがて怠狀を參らせて、かさねて申こともなくぞなりぬる、

此年九月、京にても銀造らせらるべしとて、此事仰蒙りし人々の中を御使につかはされて、

水野因幡守大久保甚右衞門萩原源左衞門三人なり

大久保は、所労の事によりて、丸毛五郎兵衛を以て其代となさる、

十月十八日に爰を立て、十二月に至りて歸參れり、

過にし五月より、金銀改め造られて、世に行はれしに、やゝもすれば、其事の妨ども出來て、今の法の如くならんには然るべからずなど、世の人申沙汰したりけり、

此秋より此かた、老中の人々の貢米の價をも、多くは、只今迄通用の金を參らせよといはれて、改め造られしものをきらはれしかば、世のひとかくいひしもうべなり、

かゝりし程に、十一月金銀の法を議して、此度改め造られし金銀をもて、只今迄世に行れし所の金銀に換らるゝ法行はれしより此かた、万物の價一時に騰り貴くなりて、公私貴賤の爲然るべからず、是に換るに良法なりと申ものあり、（野島新右衛門と申商人なり）然るべき人人も、其申所いはれありしなどいひふらしけるほどに、すはや其法こそ改れとて、世の人金銀を換ふる事ども、一時に停廢に及びぬ、我此事を聞て此事仰下されし初より、かゝる事もやあらむとおもひしかば、一身の利潤を謀るがために、何事によらず、此事を害すべき事ども仕出したらむものは、天下後世のために、其罪をたゞして、嚴科に行はるべしとは、しるし出されたり、かゝる事申妨ぐるものゝ罪科は、論ずるにも及ばず、されどかゝる事申出すといふも、之かるべき人々の、竊に議し申す所有が故也、其人人の心を服するにあらずむば、是等の事やむ時あらじと申ければ、詮房朝臣當座は此事仰蒙りし人々の中、此事の由をも心得たらむは在京しぬ是等の御沙汰に及ばれむ事、いかゞあるべきやと申さる、此等の事を辨じ明らめむに、何ほどの事の候べきといひしかば、されば今其御沙汰に及ばれむには、當時此事の由を心得たる人々は在京しぬ、之かるにかゝる事を申行ふは、筑後守が所爲也とこそ世の人申すべければ、我此事をおもふが故に、前のごとくには申也と申さる、初前代の御時に、我此事を論ぜしより此かた、天下後世のために、身の事をかへり見ず、たとひ世の人申す所ありとも、其事をかへり見給ひそと申たりければ、さらばとて、其事を老中の人々と議せられしと見えて、十月の末つかた、彼申す所

を詢問ふべき人々をぞ、仰下されたりける、寺社奉行は建部内匠頭、大目付は松平石見守、町奉行は、中山出雲守、勘定奉行は、大久保大隅守、目付は鈴木源兵衛、中根半十郎、仙波七郎左衛門、永井三郎右衛門等、中川淡路守はもとより此事を承る、

かの申所の大要は、六十六州の男女の數、塵劫記に見えし所、凡四十八億九百九千六百万人、今に至ては其數百倍に及びつべし、されば其人別に十二錢づつを徵されて、新古の金銀換ふべき所と、新錢鑄らるべき料とに被成、只今迄近世に行ひし金百兩には、新金七十兩、新銀百二十匁、新錢四貫文をもて換らるべしとの事也、此事いかにや有べき、おの／＼其意見をまゐらすべき由、かの人々に仰下さる、十一月に至て、おの／＼意見をまゐらすべき由、かの人々に仰下さる、十一月に至て、おの／＼意見をまゐらす、其申所同じからねど、聞し所のごときは其謂なしとも申すべからずと申す事に至ては、異ならす、某先改貨後議をしるして、此議をもて、老中の人々に見せらるべし、此人々の心服せざらむには、事行はれ難しといひて、詮房朝臣にまゐらせ、次に彼が申す所こと／＼く皆其謂なき由を辨じ明らめしものをまゐらせて、此書をば此事奉りし人々に見せらるべしと申す、是らの物共、別にしるせしものはあれど、かの申せし所を辨ぜし大要は、六十六州の人別に、役錢を課すべき事、異朝の書には、世々の戶口をしるせし事詳なれど、我朝の書には、わづかに一鄕の事をしるせしはあれど、六十六州の戶口の數はたしかならず、但昔上宮太子攝政の時に、かぞへられしに、五百万人にたらざりしと見え、其時四百九十六万九千八百九十人としるされしとも見ゆ、また一說に、聖武天皇の御時に當りては、八百六十三万千七十四人としるされしなども申す、されど、これらの事、國史には見えず、異朝の書に、漢の時五千九百五十九万四千九百七十八人としるされしは、天地開けしより此かた、かほどの人多き事はなき由申傳へり、是は四百餘州の人の數也、我國の人の數、前に見えし所も、なほ信用にたるべからず、塵劫記に見えし所は、たゞこれ數學を試むべきための事のみ、當時六十六州の知行高をもて、塵劫記に見えし所に

くらぶれば、凡百石の地にある所二万人にして、猶其餘分、九萬一千六百四十八人あり、太平百年の今といへども、百石の地二萬餘の人あるべきや否は、人々の所領の事をもても推知るべし、又六十六州の人別、十二錢づゝを徴されむ事、もし塵劫記に見えしほどの人の數百倍したちんにはさもありなむ歟、假令百石の地二百人宛あらむにも、人別の役錢を徴して、金一兩をもて、一兩に換ふべき料とせんには、一人につきて、一貫三百餘錢を徴されざらむには、其功終るべからず、天下の富むものはすくなく、貧しきは多し、一日の間わづかに五十錢百錢の利をもとめて、父母妻子をも養ふもの共、さほどの錢を徴れん事、いかゞあるべき、しかのみならず、寛永年中より、度々に鑄られし錢の數、其限りあり、其餘の古錢の數、寛永以來の錢の數ほどあらんにも、當時天下に通じ行ふ所の錢は、其大數はしられぬ、假令六十六州の人別、壹貫三百餘錢を徴れんにも、當時通じ行ふ所の錢の數、其十分が一にも足るべからず、さらばいづれの方より、多分の錢ども求出して、進らすべき、倭漢の古より、公役を課られしには、幼と老とのごときは、其役を除かる、ましてや、高貴の人、下賤のもの其差等多し、此外行脚の僧、行旅の人の外にも、かしこにゆき、こゝに來りて、産業をいとなむもの多く、一鄉の地、一村の里の中にも、朝に生れ、夕に死して、其人の數定め難し、しかるに、六十六州の男女一人も殘らず、其數をしるして、其役をば課さん事、いかなる法かあるべき、凡天下の人、富と貧しきとをくらべんに、貧しきものゝ數は倍にしつべし、たとひ一兩の金をもて、二兩の金に換て、半減の損失ありといふとも、是等の損失あらんは、中人より以上の事なるべし、それより以下は、一年を送る間にも、一兩の金得ざるもあるべし、然るを貧富を論ぜず、其身にも應ぜぬ、役錢を課せられん事いかゞ有べき、又當時行はるゝ所の金を、新金七十匁、新銀百二十匁、新錢四貫文を用ひて、換ふべき由の事、元祿以來の金をもて古の製の如くに改造られしには、其數の半を減ず、されば今度仰下されし法の外に新金二十兩を增して換らるべき事、いかにもかなふべからず、又元祿以來の銀共をもて、古の製の如くに改造られしかば、十分

にして、其八つを減ず、しかるに金を換ふるにも、其十分が二は銀を用ひつべくむば元祿以來の銀共換ふべき料の新銀は、わづかに十二万五千二百四貫目餘のみ有ぬべし、ましてや新銀を造られしの法は、造り出せしものをもて、元祿以來の銀共に換へて、其換し所をもては、新銀を造る也、彼申す所の法のごとく、金換ふるにも、新銀を用ひんには、何をもてかは、元祿以來の銀共にかへて、其金に換ふべき銀をば造るべき、もし申所の法を誤り用ひられば、三日を出ずして、金銀ともに造り出す事かなふべからず、造り出す事かなふべからざらむには、何をもてか、金銀を換ふるの術を施すべき、又當時通じ行ふ所の金の數、其十分が一に換ふべき錢の數をはかるに、二千九百五十四万三千貫文を用ふべし、寛文の時凡十六年の間、百九十七万貫の錢を鑄出せり、其代には諸物の價賤しかりしに、其費用に堪ずして、鑄る事を停められき、ましてや、近年以來、万物の價騰り貴きにおいてをや、さらばたとひ毎年に十万貫を鑄出すとも、二百九十四年を經るにあらざれば、世にあるほどの金に換へ盡すほどの錢を得べからず、もし二百九十餘年の功を用ひて、金銀改造らむには、六十六州の人に、役を課せられ、金百兩の十分が二は銀を用ひ、一は錢を用ふる等の法を用ふるにも及ばず、其功を終ふべき道は、いかほどもあるべき歟、此等の事共また其異見を進らすべき由をしるせし也、人々一言を捧ぐべきやうもあらねば、重て異見を進らするにも及ばず、此時に至て、初金銀の事仰下されし時、何事にもよらず、事の妨仕出したらむ者は、天下後世の爲に、其罪を正して、嚴科に行はるべき由しるし出されたり、しかるにかゝる事議し申て、金銀換ふる事停滯するに至らしむ、其罪誅を容すべからずといへども、寛宥の御沙汰によりて、死罪一等を減じて、流刑に處せられし由を仰下されしかば、此のちは、金銀換ふる事、又もとのごとくにぞなりける、

彼事申せしもの流刑に處せられしよしを承りて、たち所に氣を失ひてたふれぬといふ、此事を大和守重之朝臣きゝて人々にむかひ、此男のごとき、いかで是等の大事をなし得る事の叶ふべきと申されしとぞ、誠に名言とぞ覺ゆる、

此年の冬前代の御遺志をつがれ、長崎の事御沙汰有べき由議定有けり、此御沙汰の事起りしは、前代御世を嗣れし初より、海舶互市の料とすべき銅の數足らずして、事ゆかず、地下人等産業をうしなひて、飢餓に及べき由、長崎奉行所より注進す、

これはむかし唐船の數も、交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑より、唐船交易の歳額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五万兩に定められ、元祿元年戊辰に至て、唐船の歳額七十隻に定めらる、然るに元祿八年乙亥伏見屋四郎兵衞といふ者、額外に銀千貫目の交易をゆるされて、價銀千貫目にあたる程のものども、銅をもて買とらむ事を望み申す其望所をゆるされき、是を世に代物替といふ事の始とす、明年丙子には運上の金壹萬兩を進らすべければ、五千貫目の代物替をゆるされん事を請ふ、また望む所をゆるさる、これ運上といふ事のはじめ也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彥右衞門といふもの、船額七十隻の外に、十隻を增され、銀額六千貫目の外に、貳千貫目の代物替をゆるされて、運上の金貳萬餘兩を進らすべきよしを望申ければ、こゝにおいて、伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、一年を隔て丶、元祿十二己卯萩原近江守林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて、外國の船賃をもて、我國の商人に賣得し價銀を、金子に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の置銀つかひ銀落銀間金役料抔いふもの共に、總計金一萬兩餘の外は、悉くみな公に收らるべき法を定む、これ地下配分金七萬兩といふ事のはじめなり、然るに初船額七十隻の外に、十隻を增され、銀額六千貫目の外に、二千貫目を增されしに當りて、交易の料に用ふべき銅の歳額八百九十万二千斤に定まれり、むかし、長崎にて海舶互市の事はじまりしより、此かた、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふもの共十六人にて運送してけり、元祿十年船額銀額を增され、代物替といふ事始り、明年戊寅に、こゝの商人桔梗屋又八といふ者、其事を承りて、運送の銅歳額に足らざる所は、銀をもて、其數に充つべしと仰下されしに、運送の銅なほその數すくなかり

しかば、十二年の己卯桔梗屋運送の事をとゞめられ、大坂の銅吹屋幷に諸國の商人等、思ひ〳〵に運送すべきよし、仰下されしかど、七百万斤の外は、長崎に來り集らず、十四年辛巳に至て、銀座の輩に、銅座の事を兼ねしめられ、諸國より産する銅を買得て、長崎に運送すべき事を仰下さる、されど、又年々に銅の數たらずして、交易行はれず、外國の人歸るべき期を過て、年を越すには至りたるなり、

其事の御沙汰ありて、銅運送すべき事承りし銀座のもの共に催促しぬれど、諸國の銅山より産する所、年々に減じて、其價騰り貴く、其價を增し加へらるべしなど、申事にて事ゆかず、正德元年辛卯に至りて、銀座の者共、銅四百五十万斤をば運送すべきよしを申す、其數足らざらんむ所をば承るべしと望申すものありしかば、（中川六左衞門といひし商人也）望む所をゆるされしに、銅の價なほ騰り貴くなりて、是も其利をうしなひて事ゆかず、我國にて用ふべき所の銅も用ひたらず、明れば二年壬辰の二月に至れども、銀座の者共運送すべきと申せし所の數にもたらざる所、百五十万斤なれば、同三月十七日、銀座のものに兼ねしめられし銅座の事を停められ、同十九日に、大坂吹屋のもの共に、此事を仰下されぬ、されど去年辛卯、諸國銅山より産する所の銅六百四十万斤に過ず、たとひ我國の用百六十万斤を除くの外、長崎に運送すべき所、百四十万斤には過べからず、是その價の騰り貴ければ、銅を商ふ者共たやすくは賣渡すべからざるが故なりと申す、かゝりしほどに長崎の地下人、交易の行はれざるがために、飢餓のもの多く、弱き者は、かしこにとゞまる唐人と通じて舘中において私販の事あり、强き者はかしこを去りて、唐船を待ちて、海上にして私販の事あり、外國の人も、近年に及びては、定れる海路をも往來せず、近海に出沒し、我國の姦商を待ちて私販し、剰、此ほどは陸に上りて、水を取り木を伐り、漁船の網せし魚蝦、女童の拾ひし海藻等を奪取り、居民是を制すれば、戎器を執りてふせぎ、番船是に近づけば、火炮を發して劫す、

此ほど阿蘭陀船の歸る時にも私販の事あり、此國の人かゝる事ありしは、未曾有の事なり、

長崎の奉行所より此等の事を注意して、かくのごとくならんには、奉行所の法令行はるべからす急度其儀御沙汰なくしてかなふべからずとぞ申たりける、唐人等かくの如くになり來りし事は貞享元祿の際より遠人を柔んし給ふ御事にてぞあるらめ、我國の人の外國の人に敵せん事をいましめられ、奉行所の下部の、唐人のために凌轢せられんとするを、刀をぬきて少し傷けたるとてその下部をば、たち所に追却せられしほどの事なりしによりて、次第に外國の人ほしきまゝになりし流弊、つひにかくのごとくにはなりし也、

我この事を聞て、我國は万國にすぐれて、武を尙ぶ國と申事、古より申傳へたれ、然るに今かゝる商船等がために侮を受けん事、國體において尤然るべからずと申て、奉行所より、唐人どもに下すべきものの草をも、西國中國の大名にも下知せられべきものの草をも、進らせたりければ、此年甲午の五月、是を下し行はる、

唐人を諭すべき者の草は、深見新右衞門三宅九十郎室新助等の人々をして奉らしめしに、深見のまゐらせし所を、こゝかしこ改正して用ひられたり、諸大名に下されし所は、某が草を進らす、みなこれ、外方の人近海に出沒し、海岸に上下するものをば、其船を焚き、其人を斬てまゐらすべし、我國の船の外國の船に相近づくものをば、からめ捕てまゐらすべしと仰下されし所也、

是よりさき此年の春二月海舶互市の料の銅足らざるがために、其事の意見を、長崎奉行所、（駒木根肥後守 久松備後守）並に地下の役人等に（高木作右衞門を始めて、長崎の町年寄共也、）問はる、各しるして進らする所、取用ひらるべき事とも見えず、さらば前代の御時に議せしめられし所を以て、改め行はるべき法例の事共、某が草を進らすべきにて、其大綱細目二百十一條、凡八卷にしるして進らせたり、其事どもたとへば絲のみだれたるが、その端多くして、其緒を尋得べからぬがごとくなれば、今こゝにはいかに共しるし得べからず、其詳ならむ事をしらむには、我前後の市舶議並に市舶新例等の草を、併せ見るべし、當家世の事しろしめされしよりさきの事共は、今はた論ずるにもおよぶべからず、慶長六年より此方、外國の船の來り商ひせし事、いまだ定

れる所もあらず、其比は大明の代も、萬曆の比ほひにて、海禁の嚴なる時なれば、今のごとくに唐船の來れるにもあらず、長崎には、ただ西洋の蕃船のみ來り泊りぬ、寛永の初に至てこそ、外國の船共、長崎に來り商すべき由を仰下されしかど、阿蘭陀の船は、なほ肥前の國平戶に來り泊り、寛永の末に至て、長崎には移されたる也、又大名並に商人どもの、御朱印を申請ふて、外國におもむき商せし事ありしも、寛永十一年にぞ停止せられける、其比には、外國より來れる船の數も、互市の銀額も定まらず、貞享二年乙丑に至て、始て唐人互市の銀額六千貫目、阿蘭陀人互市の金額五萬兩に定られ、元祿元年戊辰に、唐船の額數七十隻に定められ、此比は大淸の康熙の天子海禁を開かれしかば、唐船の來る事二百隻に及びしが故也、同八年乙亥よりして、額銀の外に、銅を用ひて代物替するなどいふ事出來て、同十一年戊寅に唐船の額數十隻を增されて八十隻になされ、額銀の外二千貫目の代物替をゆるさる、これらの變革前の注にあら〳〵しるしぬ、唐船の數定りぬれば、定額の外に來れる船をば積戾しといふて、交易の事をゆるされず、又定額の船といへども、銀額定めあれば、凡一船に積來りし物を、其價銀百六十貫目計りの物交易する事をゆるされて、其餘の物どもをば、殘荷物などいひけり、はるかの風浪を凌ぎ來りて、手をむなしくして歸らむ事も、多くの貨物を載せ來りて、利すくなくして歸らむ事も、其志にあらねば、いかにもして、積來りし物どものうれん事を謀り、我國の者も額內の物を買得るには、懸り物など云事を始て、其費用多く、利分すくなければ、いかにもして積歸らん物共買取らんと謀りしほどに、年々に私販の事共多くなりたり、出買、仲買、ぬけ荷、ぬけ買など種々の名目あり、前代の御時、長崎奉行所に仰せて、長崎において、海舶互市のために、費し用ひし所の金銀銅の數聞し召れしに、慶長六年辛丑より正保四年丁亥に至まで、凡四十六年の間の事は詳ならず、慶安元年戊子より、寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に外國に入りし所の金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百二十九貫目餘也、銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず、寛文三年癸卯より、寶永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一萬一千四百四十九萬

八千七百斤餘に及べりと申す、これはただ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞えし所の事のみなり、夫よりさきの事共は、長崎ばかりの事にもあらず、前にしるせし事のごとく、外國の船ども、我國の中こゝかしこに來り商ひし、我國の船共も、外國の中こゝかしこにゆきて商ひす、此餘對州より朝鮮に入りし所、薩州より琉球に入りし所の事等は、悉くにその數をはかり知るべからず、去れど試に長崎奉行所よりしるしまゐらせし所によりて、其法を設けて、慶長より此かた、凡百七年の間、外國に入りし金銀の大數をはかりて、又慶長より此かた我國にて造られし金銀の大數にくらべ見るに、金は四分が一をうしなひ、銀は四分が三をうしなふべし、さらば、今よりして後、金は百年を經て、其半を失ひ、銀は百年を出ずして我國にて用ふべきものは有べからず、銅はすでに今海舶互市の料足らざるのみにあらず我國の歲用もまた足らず、我國に產する萬代の寶貨となるべきもの傾けて、遠方より來れる一時の奇翫になすべきものに易られ此等貨利の事の爲に、我國威を損ずるに至らむこと、然るべき事共覺えず、もし藥物書籍等を求め得んために、やむ事を得べからざらんには、當時我國に通じ用ふる數と、每歲諸國に產する數とをはかりて、長崎幷に對州薩州等の地より、外國に入べき所の歲額をば定むべき事也、すべてこれらの事にも及ばず、長崎にして、每歲互市の金銀銅の額數をのみ定められしこそ心得られね、されどたとひ今よりして後是らの數を定られしとも、只今迄の如く、每歲に來る所の船數をも、每船に載する所の物の數をも定められざらむに、私販の事やむ事を得ざらむは、只今迄の如くにぞ有べき、さらば先凡每歲我國に產する金銀銅の、外國に入らむ所の大數をはかりくらべて、長崎にして、海舶互市のために用ふべき所の歲額を定められ、次に外國の船共に載來る所の多少をはかりて、其船數をも、其載來らむ物どもの數をも定めて、載來らむ程の物共、悉く皆買とらむには、今迄のごとくに私販の事のために、我國の寶をうしなふ事もなく、外國のものどもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威は、萬里の外迄に行はれ、我國の財は、萬世の後迄に足りぬべし、長崎の地下人ら產業をうしなひて、飢餓

に及ぶなどいふ事は、實にはこれ貧民の事にして、富者の事にはあらず、其出を詳にせんには、其罪の歸する所あれば、細かに論ずるにも及ばず、奉行人を選ばれ、會所の法を正して、京大坂の如く、御目付を差遣されて、其事を監護せられむには、長崎の事のみならず、西國中國の爲にも可然事也、此等の事共、前代の御時に議し申せし所の要領にて、此度草を進らせし所は、たゞこれ其法例也、法を設け例を立し事共、たとへば常山の蛇のごとく、首を救ひ、尾を救ひ首尾ともに相救ひて、多かる事共、一事をも增し、一事をも減ずべきにあらず、されど前代の御時に、此事果して行はれざりしも、長崎の地下人等は、外國の船も多く、交易の物も多からむ事をおもひ、奉行人は、進らする所の運上の金も其數を減せず、治る所の地下人も其所を得べき事を思ひ、（その人によりて、自家の事計らむは、又此外の事なり、）諸國の商人共は、外國の者共多く來りて、元價も賤しく、贏利も多からむ事を思ひ、世の人は、段疋藥物の類多く來りて、其物ども買求むるに、價の賤しからむ事を思ひて、天下後世の事などいふ事をおもふものは、一人もなくして、本末しらぬ事共、とありかくありといひしが故也、是より後も、朝夕を謀らぬ人々、世の多言のために誤られて、妄に其法を變ずる事あらむには、必ず其弊に堪ざらむ事、唯今迄の如くにぞあるべき、明れば正德五年未の春正月の中頃海舶互市新例を長崎奉行所に仰下さるべき、御使の人々、こゝをたつ、（大目付仙石丹波守、御使番石川三右衞門、其餘勘定衆等相從へり、）二月の末つかたかしこに至り着て、三月の初にまづ新例の事共地下人等に仰下されて、次に唐人等に其事を告しらす、（此時よみ聞せしものは、それがし草をまゐらせしなり）我國の法を奉せむと申す者共には、信牌を分ち給りて、此後來り商せむ事をゆるされ、我國の法をうけざらむ者共をば、生理をゆるさず、卽時に放ち還され、同五月西國中國の大名にも、新例の事につきて、仰下さるゝ旨ありけり、

未の年の春の比にもやあるべき、老中の門前に落書あり、其記せし所は、攝河泉三州の者共愁申す由にて、北條安房守氏英が事を訴し所也、詮房朝臣ひそかに此事をもて我おもふ所を問はれたりけり、しるせしところ事實ならむには、申狀をさゝげて訴ふべし、其名を匿すまでもあるべからず、必ずこれ姦邪の小

人、私の怨を報いんための事也、此落書をもて安房守に被下なば、其人をば得べきか、都て是等の事をもて、奉行人等の事御沙汰あらむ事、然るべからざる事の最也、たとひ奉行人等、事をあやまつ事あらむにも、たゞいかにも至誠の道をもて、其心を感ぜしむるこそ、向後のためも然るべけれと申ければ、老中と議せられ、松前伊豆守して、彼落書を安房守が許に贈られしに、（松前は北條が親戚たれば也、）果してあとかたもなき事共をしるせしにぞありける、いくほどなくて、又佐渡の國人の申狀の由にて、奉行の事を訴申せし落書あり、是も前のごとくにその奉行にぞ下されたりける、（河野勘右衞門に被下し也、）此ほどの事なりけり、老中相議して、奉行人を始て、然るべき職の人々、其職を奪はるべきよし申さる、相摸守政直朝臣は、我はもとより此人々の事聞及びにし事もあらずと申さる、山城守忠眞朝臣は、いかにとも申さるゝ旨もなかりき、當時此等の事あらむこそしかるべからねと、詮房朝臣の歎申されしかば、のたまふ所のごとくにこそ某も存ずれ、いかにもはからひ給ひて、とゞめ申さるべき事也と答ふ、神祖百年の御忌事終りし後に、又此事に、及ばれしを、當時は犯罪有しものをだに、赦宥の事も行はるゝに、是等の御沙汰いかにや、あるべき若やむ事を得られざらむには、たゞなにとなく、其職改補の事などもや候べきと申されし程に、人々かさねて申さるゝ旨もなくて事やみてけり、

此時に職奪はれむと議せられしは御留守居、大目付町奉行、勘定奉行等を始めて、其數多かる中に、世にはしかるべき人なりなどいひしものあり、然るを、かく議せられしは、各そのいはれ有事共なり、其事の由をしるさんも然るべからず、其中二人はいくほどなくてつひに其職を貶され奪はれしなり、其餘は、今も事故なくておはす人々なり、

此年の夏の初めより御不例の事ありて御藥の驗も見えずなどいふ事にて、御醫を選ばれし事どもありけり、七月の十三日の未の時ばかりに、我退出せしに、山城守忠眞朝臣のあしばやにまゐられしに行あふ、大和守重之朝臣も、召供の人も多からで、馳參らせ給ひしと、我召供のものゝいふなり、心得ぬ事かなとおもひて、東門を出ぬれば、人多くあつまりたつをきくに、忠眞朝臣の乘物かきし男の息絶て、たふれしを

見る也といふ、彌心得ぬ事におもひしに、明日は、人々のこらず出仕すべしと告來れり、是は此間紀伊守信庸朝臣の當直にておはせしが、いかに事を聞誤られたりけん、御違例以の外也と、老中の人々に告知らせられしが故なり、此夜老中の人々、もし諱まゐらすべからぬ事おはしまさんには御跡の事いかにやなど議せられしに及びて、前代仰置れし御事を、詮房朝臣始て人々にも洩し申されしとぞ、されど程なく上には御藥の功もおはしましけるに、わづかに一月を隔てゝ、九月十三日に、信庸朝臣は中風せられたりき、世の中の事共は、はかりがたき事にぞありける、

御初生の頃に煩はせ給ひし御事のありけるに、山田宗圓法眼といひし御醫の進らせし御藥の驗しありしより、常に御藥の事は、この法眼のみ承りて、その他の御醫は其事にあづからず、此年の御不例の事によりて、常の御やしなひの事おろそかなりし事ども聞えて、御藥の事改りぬれば、やすからぬ事にやおもひけん、我が許にも來りて、申す事どもありしが、信庸忠良等の朝臣、その申す旨を信じて、驚きさわがれしより事おこりて、かの七月十三日のごとき事の出來し也、さてその夜前代の仰置れし事共、聞かれし人々の中、やがて御事あらむ後のための事ども秘計を回らされしも、三四人迄ありしなど聞えし、皆々譜第の御家人など聞えて、前代にも當代にも、御恩淺からぬ人々なり、それが中一人二人は、今もなほ其職におはするなり、賴みがたき世のありさまなりけり、前代藩邸におはしませし時に、ある若年寄の中より、西城の御殿の圖をまゐらせしありき、その明の日御養君の御事とて、西城に入らせ給ひたりけり、其事よしともおぼしめされずやありけむ、御代つがれし後に至ても、其人御覺よしとは見えずして、やがて身まかられけり、ありがたき御事とこそ覺ゆれ、

このとしの冬、法皇の姫宮、八十の宮と申奉る御入輿の事仰合されて、來年の春は豐後守正喬朝臣、其事の御使を奉らるべしと聞ゆ、これ武家の代はじまれるより此かたの初例なるべし、今は見はてぬ夢なりけれと、誠にありがたき事にこそ、

前にも云るしたりける近江國滋賀郡鵜川木下等の村

と、北小松村との爭論の事、初、我申せしごとくに、北小松のものども、年久しき姦計もあらはれぬ、鵜川村には、應永の比の證狀も明らかなれば、事すでに決しぬとて、そのさだめぶみの草を、評定の人々より進らせられしを、詮房朝臣の見せられしに、心得ぬ事のありしかば、其由を申たりければ其地の繪圖等とりよせて見せられしに、果して心得ぬ事共なれば、此御沙汰のごとくならむ事いかにやあるべきと申せし程に、評定の議中比變じて、其地を踏勘せざらむには事決すべからず、さればまづ、只今までの地頭の所領共、おのおの他所にうつされて後に、其沙汰有べしといふ事になりて、此年の冬、其御使を仰かうぶりし輩ありとぞ聞えたりける、

此獄應永の證狀に其境をしるせし所すでに分明なれば、疑ふべき事はあらず、罪や北小松の者共の進らせし證狀は、謀計たる事も分明なるをや、然るに、前代の御時よりして、いまに至りて事決せざる事は、世の人の申沙汰せしは、事すでに決すべかりしを、紀伊守信庸の朝臣執政の職に補せられしによりて、評定の議變じたり、これははじめ京にて彼朝臣の裁斷の時、北小松の申す所理ありとせられし事、二度までに及びにしを今はた打返して沙汰あらむ事、いかゞあるべきとの事なりしほどに、すぎにし比彼朝臣中風せられしかば、又評定の議變じたりなど申しき、此年の夏の比にもやあるべき、黒川左門家從渡邊庄右衛門と申すもの也とて、我許に來りて召つかふ者に對面して、此獄の事、我に申すべき事ありといふ、筑後守これらの事存ずべきものにあらずといひしに、なにをかつゝみ候べき、いかにもして、此殿に、事のよしを申すべしと、河内守殿の御家人音羽庄兵衛と申す人の申されしが故に、推參せしといふ也、すべて是等の事執行申すべからざる由、常に戒しめて候ひし上は、いかにともすべからずといひてさし返してけり、此黒川は北小松の地頭なりけり、其後又正岑朝臣評定の人々にむかひて、應永の證狀こそ、事の妨なれと申されし、心得ぬ事也など申す人もありき、此獄の決しがたしなどいふ事は、前代より此かたの事也、信庸朝臣執政の事によれりともおもはれず、いかさまにもその故ある事に

ぞあるべき、さらば、たとひこの後に、地押などいふ事ありとも、その事いかにや決しぬべき、心得ぬ事共なり、

これも此年の冬の事也、奉行所より伯父殺せし者有とて、此年の夏、信庸朝臣の伯父殺せしものを斷ぜられし例をしるして進らす、詮房朝臣心得ぬ事に思ひて、其時の事の由を問はれしに、前代の御はじめに、伯父殺せし者、下手人の法に行はれし例ありと申せしかば、彼朝臣聞て、さらば其例によるべしと申されしと答ふ、此事いかにやあるべきと問はれたりけり、人を殺せし者の死すべき事は、よのつねの法なり、律においても、伯叔父母を犯せしもの丶罪例もあるなり、ましてや、前代の御時に、伯父殺せし者を、よのつねの人殺せしもの丶如く、下手人の例をもて斷ぜられしといふ事の、これより後の例とならむ事こそうたてけれ、いかに是等の御沙汰は候ひしやらんと答へたりき、後に聞に、前代の御時に、稲葉丹後守正知の家人の、伯父殺せしありしを、此者逆罪を犯したり、私に事を斷ずべからずと申して、御旨を稟しを、律に見えし所によられて斷じ給ひし事のありしを思ひ出して、老中の人々に、其時の事をたづねしに、丹後守の申狀も仰下されし案もありしをもて、其例によりて、彼罪を斷じたりとぞ語られたりける、

近例、主人父母を殺せし者の事は、鋸引といふものに行はれ、その妻子等も死刑に行はる、かの伯父殺せしものも鋸引になされて、その妻子は、死刑一等を宥めて、斷ぜられし御事なりとぞ、

奉行所より信庸朝臣に申せし例、前代の御時の事とはきこえず、

此年もすでに暮れて十二月晦日の夜半ばかりに、忠良朝臣の家より火發して、延燒の家ども多く、（忠良の家は、大名小路といふ所の北に有しほどに、大名の家も多く燒ぬ、）明れば丙申の春正月元日の巳の時の終りまで、火消る事もなし、火消しぬべきよそほひせしものと、ゑぼうし、ひたゝれせし人と行かふさま、けしかる事共なりけり、十一日にもまた火發して、延燒おほかる中に獄舍もやけうせて、禁獄のものどももあまたにげうせたり、この中には、獄中にある事、既に十六七年を經て、今はその罪犯も明ならず、そのゆかりの者どももなくなりて、今は其身を尋ね求むべからぬも又多し、其逃失せしをと

らへ得し者の事は、いかにや罪すべきなど、奉行の人々より申す、此事いかにや有べきと、詮房朝臣問はれたりけり、獄に下されし者共、其本罪に輕重あるべければ、此たび逃うする事もなからむには、本罪によりて沙汰すべきは勿論也、然るに、今かゝる事の出來たらむには、公法を犯すの罪小しきならず、されどかゝるときに、にげうせたらむには、一旦の難をのがるゝ事もやあると思ふは、下賤の者のよのつねの情也、多くの年所を歷て、罪犯も明らかならぬ者共、あまた獄中に繫がれしに、此年月の大赦常赦の度々、いかに其恩には洩たりけむ、然るを今一切に皆極刑をもて斷ずべき事、誠にあはれむべき事にこそあれ、是より後もかゝる事共あるまじきにあらず、今より後は、かゝる時に獄をのがれざらむものをば、本罪より一等を減じて決せられ、のがれたらむものをば、本罪に一等を加へて、決罰せらるべき由の法をたてられ、まづ其犯罪知るべからざるもの共獄中にあるをば、皆々放還され、次に其餘獄中をのがれざんものども、皆々罪一等を減じて決せられ、又次ににげうせたらむものゝ行方知るべからざらんに、尋索めらるゝ事なかるべし、すべて此等の事出來しは、皆是奉行の人々、欽恤の心おはさぬが致す所也、返す〳〵、志かるべき事にあらずと答たりけり、

此書の草猶今もあり、されど其議合ざる事にやありけん、某が申せし事の如くに沙汰ありしとも聞えざりき、

かくて禁獄のもの共、其事を決すべしなどいふ事にて、七八年の前に、主を殺せしものゝ屍を、鹽に漬しあるを、其屍をもて、法の如く行るべしとて、枯たる屍縄をもて縛して、磔せしなど聞ゆ、こは堀田伊豆守正虎の侍淺井右衛門といふものを殺せし奴也、此等の類、いと四度けなき事どもいふばかりなし、此時に及びて、去年の春より世に聞えし勾引人の事、沙汰の次第聞えたりけり、是は水道町といふ所に藥種あきなふ者の、（名は清兵衛と云ふ）勢州の産にて幼き兄弟のもの、二人を召つかふに、（兄は太郎兵衛といふ、弟は藤兵衛といふ、）其弟なるもの忽にうせぬ、去年の春其兄なるもの、乞食の家に、其弟のあるを見つけて主に告しほどに、やがて乞食の許にゆきて、其幼きものをとり返すに、山田といひし浪

人の、名は政右衛門藥種あきなふ者の許に來て彼乞食の家にありしものは、甲州の住人道三といふものの子なるを、名は七助今より六年の前、我に托したりしかば、ある醫師のめしつかふものとなせしかど、不肖のものなりし故に、乞食には與へしなり、いかでこれをばとりぬらむといふより事起りて、訴論とはなりしが、かの甲州の道三をも、勢州の者の父也といふをも、評定所に召問ふに、何れが子なるも定めがたきほどに、かの道三も、乞食になされし幼きものも死しぬ、此上は、山田をば放ち還さるべきにやとぞ申したりける、町奉行中山出雲守が申狀也我初めより聞及びし事あれば、詮房朝臣に申して、かさねて事の由を尋問はれしに、勢州のもの丶父と申すは、藤堂が所領の者なるを召しけるによりて和泉守が家從して送り來れり、かくて評定所に召集てまづ道三といふものを召して、かの幼者に汝が父にやあると問ひしに、見しりさぶらはぬと申すを、彼道三父を見しらぬ事やあるといひて、其頭を打しかば、にげ去りぬ、次に勢州のものを召出しけるに、幼きものこれを見て、聲をあげてなきて、そのかたはらに居よりて、是こそ我父にて侍れと申、また父を送り來りしものどもを皆々見しりて、其父送り來りし事をも謝し申せしかど、道三も山田も承伏せざれば、いかにとも事決すべからずとぞしるし出したりける、道三既に死しぬれば、今は承伏しつべし、山田に問ふべきやう有とて、其草をまゐらせしをもて、召問はしめられしに、此事すでに事ふりたればかの幼きもの、慥に道三が子也とも申難しとぞ答たりける、さればこそあれ、たとひ彼等が承伏せざらんにも、其父子兄弟ともに父也子也、兄也弟也といふのみにもあらず、藤堂が家從等も、皆々相しれる者ならむに、なにの疑はしき事やあるべき、しかるを其事をも決せず、幼きものも死し、道三も七十餘歳の者といふなり又故なき事に寃死せしこそかなしけれ、いかに此等のあはれをば、しらぬ人々にはあるらん、さるにても、彼道三が子をば、いかにやなしけん、今はた其事を糺し問はれんには猶々事決すべからず、所詮其山田死罪一等を宥めて、遠流に處せらる丶にしかじと申ければ、某が議の如くにぞ、決したりける、

　すべて評定の奉行人、訟獄の事に心を用ひざる事かくの如し、或人のいひしは、甲州のもの丶子の事

は、かの山田がいかにもなしてのちに、勢州の幼きものを勾引して、乞食にあたへて、道三が子なる由を申せし也とぞ、其事推治したらんには、事明らかなるべけれども、正しく其證ある事をもかかる事申す人々に、仰下されたりとも事ゆかじとおもひしかば、本書の如くには議し申たりし也、

是もまた去々年の夏より聞えし、紀州牟婁郡船津村の者名は新助女子等、勾引せられし事、奉行の人々申す事有、これは今より六年の前正徳元年辛卯の冬、當國品川の驛なる旅籠する扇屋といふ者、名は道壽その召つかふものに、喜兵衛といふ、手代といふもの也金二十兩をもたせて、下部の女買來るべき由をいひしかば、其者こゝかしこ經廻りて、終に紀伊國牟婁郡船津村に至て、貧しきもの夫婦、女子二人もちしを見て、此子共我主なる人にまゐらせなば、父母の身のためにもしかるべしなどいひすゝめて、十月の頃ほひ、父母ともに勾引し出したれど、遠江今切の關を越ゆべきやうなければ、やがて見附の驛の人頼みしに、太郎左衛門といひしもの、すべき樣ありとて、中刑部村といふ所のものをおかち嘉兵衛といひしもの頼みて、山中の道を經て、見附の驛にぞ至りたりける、此所にて彼姉妹二人のものを、金二十五兩に賣るべしといふ事有しに、父なるもの其言葉にしたがはずして是は、旅籠屋の召つかふものに賣べしといひしに、我子それらのものとなすべしとは思はずといひし也、十一月に至て、品川に來り着きぬ、かの主人なりといふもの其姉妹なる者を見て、いかにかく幼き者ども買得て來りぬらむといひて、其召つかふ者共に、家を追出してける彼下人我身だにあるを、父母姉妹四人のものゝ事、いかにともせんすべなければ、主なるものにつきて、歎き申す事共有しかば、さらば其姉妹のもの、傾城にや賣べきといふ、其父母も、今はいかにも身をよすべきかたもなし、其はからひに任すべきより外の事もあらず、やがて彼主なるものかゝる媒するものと相議して、市左衛門といひて、淺草に住せしもの也、世に女衒ゼゲンとかいふ業也、新吉原なるものゝ許に巴屋源右衛門といひて、世にくつわと云もの也、姉妹二人を、姉の名はゆき、妹の名はしめ、駿河の國のもの也といひて、身代金百五十兩に賣渡して、其中三十四兩二分をば、彼媒のものにわかち、おのが下人と父なるものとには、七兩づゝの金をあたへて、其餘をば悉く皆主なるもゝ得分となしけり、其後かの父母のもの、身をよすべきかたもなく成て、娘共の事媒せし者の許に來り訴へしか

ば、其者のはからひにて、娘の主の許に身をよせし程に、壬辰のはる三月に至て、其母は死しぬ、かくて其事の由聞し者共、父も子もかゝる身と成りぬるいと惜しけれど、これよりも猶、今切の關越え來りし事のあらはれたらむには、いかなる罪にやはあふべきなどいふを聞驚きて、其事告訴ふべしと、聞えて、此事にあづかりし程の者共、かの父をさま〴〵にすかしければ、とかくする間に、年經て甲午の夏四月におよび、紀伊殿に告訴へたれば、其事の由をもて、奉行の人々にのたまひて、かの父なるものを送り致さる、これよりして、此事にあづかれるもの共、評定所に召問ふに、例の長詮議に程へしうちに、彼父なるものも、去年乙未の夏四月、獄中に死しぬ、然るを此事に至て、人々擬し申せしは彼父始め越關の事をしらずといへども、既に其事をさとりたらむには、すみやかに告訴ふべきに、其程經し事、罪犯輕からず、其屍の首をきりて紀伊殿に渡され、その鄉土に梟せられ、二人の娘をば、今の主人に下し給るか、又は沒して婢となさるべし、次に越關の事にあづかれる者共、或は磔し或は斬るべし、品川の旅籠屋の事に至ては或は追放、或は流罪にや行はるべきなどしるし出たり、かの父なる者越關の事をしらざらむには、多くの年所を經て、告訴ふる事なかりし、其罪にはあらず、既に其事をさとりて、一年が程を經て告訴ふるに及ばざりしも、元より夫婦父子ともに、人に勾引せられしほどの下愚のものゝ、人のためにすかされて、年月を經し事、深く咎むべきにもあらず、凡勾引せられしものをば、其本主に還し附らるべき由、元和五年十二月の制條分明也、いかむぞ彼女子、今の主人に下し給る事やあるべき、越關の事にあづかれるもの共の事は、論ずるにも及ばず、品川の旅籠屋の事、死刑をまぬかるべきものにあらず、是又御代御代の御制條に、人賣買ふものの法をたてられしは、是等の事のため也、己が下人の勾引し來りて關越しものを、駿河の國のもの也といひて、身の代の金百五十兩に賣て、其中四十八兩二分をもて人にわかち、殘る所は悉く得分とせし者、いかむぞ其罪の輕かるべき、況や最初此ものゝ召つかふ者して、下部の女買求ざらむには、いかでかゝる大獄は起りぬべき、さらば此事の張本、かの者にこ

そあれなど議し申しければ、悉く皆某が議の如く事決して、其姉妹二人共に紀伊殿に還し附られたりける、

此時の議草、なほ今もあるなり、近世以來かゝる事共、皆々評定所留役人といひて、其日の事共しるし置候もの共の申所のまゝに事決せし也、此事の如きも、品川のもの、新吉原の者共の、彼役人等に、まいなひの事共ありけるほどに、いかにもして、それらが罪なからんやうをはからひ申せしを、評定の人々、例の如く、夫等が申所にまかせてかゝる事共申されしなり、天下の刑法は、それらの役人などゝいふものゝ、心のまゝに事決しぬる事、いかなる事にやあるべき、

閏二月十三日和泉守忠言朝臣の狀に、昨十二日傳奏の人々、法皇の仰を傳へられしは、東大寺勸進上人公盛申す事あり東大寺は、聖武皇帝の御草創、鎭護國家の靈場なりされば、治承の回祿ののち、後白河の法皇の御願にて、諸國に院宣をなされて、御再興あり、其後また永祿の回祿にも、正親町院綸旨を諸國に下されしかど、時至らずして功成らず、先師公慶が時に及びて、關東に申し、諸國に勸進して、大佛殿を造立し、公盛是に繼て、樓中門等を造るといへ共、廻廊以下の所々は其功いまだならず、伏して願はくは、建久永祿等の例によられて、院宣をなし下されむ事を望請ふ所と云々、綸旨院宣の例明らかなれば、聞しめし捨られん事にもあらず、望請ふ所の如く、院宣をなし下されん事、子細有べしや、内々申すべき由の仰なる由をしるされ、建久永正永祿元龜の度々なし下されし、綸旨院宣等のうつしを副て給りし由を申さる、詮房朝臣此事いかにや有べきと問はれしかば、答申さるべき所の草を進らす、其大要は、東大寺勸進上人奏狀によりて、院宣をなし下されん事、何事かおはしますべき、但し建久の例の如きは、まづ院宣を鎌倉になされて、諸國に下知せられし所なり、然るに公慶上人の時の如きは、院宣を望請ふにも及ばず、關東に就て申す旨ありて、諸國に其役を課せらる、事の次第、建久の例には同じからず、當時諸國に課せられし役といへども、近世以來天下の財力すでに繼がずして、いまだ催促にしたがふ事あたはざる國々ありと聞ゆ、されど大佛殿樓中門等の

如きは、功すでに成りぬ、今に至て其廻廊等の事のために、院宣を成されんに、なほ催促に從がはざらむ國々もあらむには、朝命時に行はれがたきに似んも、いかにやあるべき、公盛上人は先師の志を承て、その願空しからざらむには、それらばかりの所、造畢の功ならむ、何程の事かあらむ、然れ共、これらの事は、只竊に議し申す所也、院宣をなし下されんに至ては、すみやかに諸國に下知せられん事、申すにや及ぶべきとぞゑるしたりける、其由をもて答申されしかば、初より事ゆくべしとも思召れず、かの上人望申す所、聞召し捨がたくて、仰下されし也、聞召す所の如き其謂あり、院宣なさるべきにもあらずと、仰下されしとぞ、

閏二月廿六日老中の人々申給ふ事共あり、是は去年の春、海舶互市新例を定められ、通事共の信牌をうけし唐人共の中、福建廣東等の者共、期の如くに信牌持來りて、生理を遂しかど、南京寧波等の船は來らず、いかなる事にやなどいひし程に、此年の春に至りて、福建の人李韜士といふもの來りて、去年南京寧波等の者の、我國の信牌をうけ歸し時に、是等のものども、ひそかに日本の正朔を奉りて本朝に叛かむとする由の落書ある、これ信牌に我國の年號あるをいふ也、いくほどなく、莊運卿謝時運などいふ者共、この落書の事をもて官に告ぐ、彼等ははじめ信牌をわかち給る事を得ざりしが故也、胡雲客董宣日などいふものをはじめて信牌うけし者共あひ議して、其寃を訴ふるほどに、その信牌悉くに官に收められて、此國に來る事をゆるされず、某も寧波にとゞまりし程なれば、かれらと同じく信牌を收められたり、せんかたなくて、廣東にゆきて、かしこより、こゝに來れりといふ、其申す所を聞くに、彼總督撫院關部等相議する所、我國の新例行はれ難くして、もとのごとくに、多くの船共來り商せむ事を謀るに似たり、されど彼申す所も信ずべからず、此のちに來らむものを得て、かさねてまた申すべし、先づ其程は、かの李韜士をとゞめをくべきよしを長崎の奉行所より注進す、大岡備前守清平 詮房朝臣此事をもて、某が思ふ所を問はる、我國の中にしてだに、なほ令の行はれ難き事あり、金銀を改造られし事のごときこれ也、ましてや、我國の外の事なるをや、されば新例行はるべき初に、事定らむ事、三

五年が程を經べしと申せしは、これらの事のためにこそ侍れ、前代朝鮮聘使の時の事のごとき、しかるべき人々をはじめまゐらせ、彼使等が申す事共聞驚きて、とかく申されし事共ありしを、上の英斷おはしませしによりてこそ、仰下されしごとくには、なに事も行はれたれ、當時は、御幼主の御事なるを、某いかに申す事ありとも、事ゆくべきにあらねば、議し申すべき事もさぶらはずと申切りたり、其後老中の人々と議せられし事ありと見えて、申すべき事ありといひ送られしかば、廿六日に參りしに、忠良朝臣出來りて、老中の人々常に祇候の所に案内せらる、初より、此事は河内守正岑朝臣奉られたりしかば、かの朝臣をはじめて、各、申されし事共多かりけり、彼大要は、去年の春、前代の御志を繼れて、長崎の事御沙汰すでに訖りぬ、然るに此ほど奉行所より注進の所は、聞給ひし所也、若、聞えし事のごとくならむには、當時仰下されし事の行はれざるのみにあらず、前代の御志もむなしくなりぬとこそ覺ゆれ、前代此事を相議らせ給ふ人にておはせば、是より後の事ども、いかにも、議し申さるゝ所にまかせて、御沙汰有べき由、こゝにさぶらふ者共、皆々おもふ所相同じき由を申さる、詮房朝臣にも申せし事のごとく、此たび長崎の奉行注進の事のごときは、前代の御時、海舶互市の議を上りし日より案の内なる事共なれば、今はた事の出來りし共存せず、されど、某年すでに老て、身もまた病す、事定らむ日を待つべし共覺えず、所詮いかなる事共出來むにも、去年の春仰下されし事共、一事をも改させ給ふ所なからんには、つひには行はれずといふ事あるべからず、此外又議し申すべき事もあらずと申す、詮房朝臣も事久しくして後に、定る所あらむ事をこそ申され侍るといはれしかば、たゞとにもかくにも、我議し申す所にまかせて、御沙汰あるべき事の由、いづれも餘儀なく申されしかば、各申されし所同じからねど、其大要異ならぬ所をしるすのみ、此上は辭し申すべきにもあらず、いかにも議を進らすべしと答て罷出づ、やがて奉行所に下さるべき草を進らす、其事は、李韜士が申す所のごときは、彼國の人、其商船の我國に來るをゆるさゞる也、しかるを、韜士竊にこゝに來りしは、其本國の法を犯せし也、天下の惡は一つのみ、我れ我法にしたがはざらむ者の

來る事をゆるさず、いかむぞ又彼法を犯すもの〻來る事をゆるすべき、すみやかに押還すべき由をしるしぬ、すでにして、奉行所より、又寧波の人祝武珍といふ者、崎港に來る事をゆるされ來りし由を注進し、その鎮海縣の照票をうつして併せ進らす、我其照票を見て、是我國に來る事をゆるされしにはあらずと申て、これよりさき、年々に來れるもの〻持來りし照票どもうつして進らせし也、

我國に來れる者にあたへし所は、皆々長崎にゆく由をしるせり、武珍が持來れる所は、たゞ東洋に告ると記せしなり、

奉行所に下さるべき草を進らす、其大畧李韜士が事のごとくにして、祝武珍持が來れる照票は、我國に來る事をゆるされしものにあらざる事を辨じたりけり

三月四日の朝、相模川の邊にて、(すなはち馬入川也、)強盜一人きり殺せしわか侍あるを、其ほとりなる中島の者共、出合ひおしとゞめて、御代官所に送來れり、事の由を問ふに、彼侍は、坂井といふものにて、(名は定八といふ、廿ばかりの者也、)駿河國におもむくに、戸塚藤澤の間より、大の男一人附來り、川の邊になりし程に、彼者がふところに手さし入て、ふところの物どもおしとるを、刀を拔てたゞ一打にきりころしつ、所の者共に、きられしもの〻事を問ふに、見知りしものにもあらず、海道に徘徊せる盜人にやと申す、又彼若侍は、本多遠江守正武がもとにつかへしに、此程彼家をにげさりしもの也といふ也、強盜きり殺せしは高名なれど、本主のもとにげうせし上は、其罪のがるべからずとて、まづ獄に下されたりと聞ゆ、もし此もの罪せらるゝ事あらむには、盜の餘黨ども流言して、盜殺せしもの、罪に行はれしなどいはむには、これよりして後、海道往還の人、盜の患に堪ふべからず、はからふべきやうあり、その程、御沙汰またせ給ふべしと、詮房朝臣に申て、朝倉與一景隆が許に使して、申すべき事ありといひやる、やがて來たれり、此程御身の主人の家をにげうせしものやあると問ふに、されば候、坂井といふもののにげ去りて、相模川のほとりにて、強盜きりし事の侍りといふ、來り給ふべしといひしは、其者の事なり、年若からむもの〻、さる強盜きり殺せしを、本主の家にげ出しによりて、其罪に行

はれんは、不便の事也、いかにもはからひ申さるべしといひしかば、承りぬといひて、明の日來りて、主にて候ものに申て候へば、かの者の事、今は追咎むる事もなしとこそ申侍れといふ、いしくもはからひ申されたりといひて、其由を詮房朝臣に申ければ、盜きり殺せし上は、沙汰に及ばずとて、ゆるされてけり、

是も又其頃の事也けり、大和守重之朝臣、詮房朝臣の舍弟隱岐守詮之に逢ひて、仰蒙る所の商人の事、いかにもかなふべからずといはれし程に、いかなる事をか聞給ひぬらんといふより事起りて、其事を推問ふに、ある人のめしつかふものゝ、（曲淵下野守といひて詮之と同しく、近習の人の從者、鈴鹿團右衛門といふものなり、）詮之の書信ありて、何某といふ商人、金座の事仰蒙るべき由、重之朝臣の許にいひ送りし事にぞありける、是は重之朝臣、金銀の事を奉られて、詮之の妻は、彼朝臣にむすぼほれたりしが故也、やがて此事にあづかれるものどもからめとりて、（八人までありき、）皆々其罪に行はれぬ、かゝる事の出來し事も、近き世よりして、賄賂公に行はれ、それらの事をもて、貨賄得る事共多かるが故なれば、すべて商人共、その事かの事仰蒙らむ由望請ふ事共、一切に禁し止めらるゝにあらずば、此後も、又かゝる事やむべきにもあらず、殊には又賄賂の事行はれざらむため也と申す事共ありしかば、詮房朝臣老中の人々と議して、其制條を下されたりけり、

去年の事也、我許にある一寺の役僧を使として、長崎の事をたのみて、領掌し給はむには、先謝儀として金五百兩進らせ、（是此比タテモノといふ事也とぞ、）其事成らむのちは、歲每に我息男等に、三百兩づゝの金をまゐらせて、恩を報ゆべしなどいひし事あり、これ正しく我身に玄れる事也、我ごときものにだにかゝる事いふなり、凡權勢の門の事共、思ひやるべき事ども也、

四月廿二日に、去年の冬越後の國に大盜あるをとらへ得しなど、世人事々しくいひしことの御沙汰ありけり、されば盜賊追捕の事を奉れる、船越左衛門が許に告來るもの共ありて、越後國蒲原郡安代戶口等の境なる原中に、大盜の住するありて、其從類數多しなど聞えて、去年乙未の十月の初に、其告る者共に案內せさせて、手のもの二人かしこに差向く、

告る人は、三州立石村の嘉右衛門、武州妻沼村の七郎右衛門といふもの也、船越が手の者は松野市兵衛歳五十一、田澤勘太夫歳六十、これは御先手同心衆といふ者也、

同九日にかしこに至て、其盗といふもの、幷従類等五人を搦捕つ、（かの盗人は五右衛門といふ、時に五十二歳、）まづかれらを安代の者に召預むとするに、（爰は小濱孫三郎所領也、）かの盗也といふものの居所は、最初安代戸口の地をわかちあたへしかば、安代のものゝみ召預けらるべきにあらずと申す、さらばとて、戸口の者を召問ふに、（爰は溝口伯耆守重之が所領のうち也、）彼者の居所はもとより戸口の地にもあらずと申て、事決せず、御料所なれば、茅原のものに召預けむとせしに、（御代官は能勢權兵衛なり、）かれが任せし所の、安代戸口の者共預らざらむに、此所に預けられん事心得られずと申す、戸口の領主溝口の新發田の城の事を問ふに、ここを去る事八九里、信濃路にかゝりて江戸に歸らむには、道の程百餘里也、と申す、又出雲崎の御料の事を問ふに、こゝを去る事六七里、それより江戸に歸らむには、八十里餘の程也と申す、さらば出雲崎におもむきて、御代官所に預置て歸らむに、便路よしといひて、搦捕しもの共、幷その弓鎗刀等もたせて、かれこれ十四五人、同じき十二日にかしこを打たち、三十日の暮つかたに出雲崎に至て、（此所は龜田三郎兵衛が御代官所あるがゆゑ也、）とらへ得し者ども預置むといふに、凡盗賊をとらへ得ては、其所に預け置るゝ事例也、しかるを此所にひきゐ來りて預られんと承る事、心得られずと、御代官所の留守の輩申ければ、こゝにもまた預けむ事かなふべからず、多くのもの共引具して、こゝかしこ經廻りしほどに、路料すでに盡ぬ、またこれらのもの共引具して、鉢崎の關を越む事もかなふべからず、（證文なきか故なり、）柏崎迄引返して、二人相議りて、かのとらへしものどものとらはれゆるして、はなちやり、歸り來りて、事の由を申す、十一月朔日、左衛門此由を申て、かさねて彼手のもの共さしつかはす、溝口にも又仰下されし旨ありき、同廿七日かのものゝ父子從類三人とらへ得て、戸口のもの共に召預けし由、十二月の九日に聞えぬ、（五右衛門幷其子伊右衛門從者凡て三人、）日あらずして、此餘のものども、皆からめとりてのち、溝口が家人等、路次のほど警固してゐてきたれり、そのゝち、大目付勘定の奉行等に仰せて、其事を推問はる、

此時に船越が盜賊追捕の事をとゞめらる、またかれらとらへ得し手の者共も召籠られてけり、これは船越始め手の者共差つかはさんには、まづ其事を申すべき也など、老中の人々議せられし也、これらの事まづ申せし例もあらず、此たびは、安代戸口のものども申す事ありしが故に、かゝる事にも至りたる也、しかるを船越が職とゞめられしいかがあるべき、其のちこの事奉りし人々は、横田備中守、伊勢伊勢守、杉岡彌太郎、かれこれ三人なりき

其人々彼盜といふものを始めて、安代戸口茅原等の者共召とひて、其申狀をしるし進らせ、まづ御使を差遣されてかの住せし所、安代戸口の間、いづれの地ならむといふ事を檢知せしめらるべしと申す、詮房朝臣此事をもて我思ふ所を問はれしかば、其居所の地の如きは、枝葉の事也、今盜賊なりといふ者の申狀を見るに、初安代戸口のものどもに望請ふて、其境に宅地を卜む、是いづれの地にもかゝらざらん事を思ふが故也といふ、其申す所安代の者の申狀に合ひぬ、又地圖を見るに、宅地わづかに三反にもたらずして、戸口村の方にあたりて、杉のむらだちし所有、すなはち此れ戸口のもの共、其村の境こゝに至れりと申す所也、さらばその宅地あたへし初、すでに其地を棄てゝ、後の累なからむ事を謀りし事明か也、當時何れの地ならむにも、追捕の御使たらんもの、召預の盜賊を預らぬ事やさふらふべき、是等の事は、論ずるにも及ばず、まづ盜也といふもの、眞盜也や否の事をこそ、たづねきはむべき事なれと申せしかば、御使をさゝれて、其地を蹈勘せらるべき事をばとゞめらる、（是程の事に、あまたの御使下されて、地押せむなど申されしは、いかなる事にや、）

其後かの盜也といふものゝ事共、たづね問ひし所をしるし進らせしを見るに、其父はもと茅原村の百姓也、（名をば平三郎と云、）七歳の時に父を喪ひ、母方の舅の許に養れしに、九歳の時、其舅も死す、（仁右衛門と云、）是より乞食して、十三の時に、茅原村のものゝ許に來り居り、十五の時より、長峯北方月岡等のもの共にめしつかはれし事、凡一年の後、母方の姑なるものゝ、見付新町に住みしが許にある事四年餘、見付新町の百姓の家に、（久右衛門と云、）贅壻となりて、一人の男子をうむ、すなはち今長藏といふこれ也、（時に廿三、）されどかの妻と

せしもの、天性不孝のものにて、それが父母の家にあらむ事、我志にあらず、四年のゝち、妻子家財を捨て去て、四谷觀音寺の住僧に請ふて地を借り、田畑うち作りしほどに、始すてたりし妻のうみし子とりて、觀音寺にまゐらせ、又五千町村のもの、女子を迎て妻とす、此時に五千町村の者共借し金の事によりて、我を殺すべしといふ事聞て、其妻つれて四谷を去り、こゝかしこに身をよせしに、安代戸口の者共に地を請けて、屋敷搆へ、田地ひらき住む事、今に十二年、近邊の者共相議りて、おの〳〵歳ごとに米豆を出しあたへて、（一家米一斗二升と大豆出しあたふ、）盗賊を守らむ事を請ふ、是は初め四谷を去りし時、二年がほど、盗賊の中に身をよせて、相しれるものども有しかば、其者共に相約して、我住ほとりの村々に、入來る事なからしむるが故也、家に兵具をたくはへしは、盗賊に備ふる所也、又從者等が事は、皆是我むかしのごとく、身をよすべきかたなきものどもやしなひて、晝は田畑作らせ、夜は村々うち廻らする所也、我はほとりの村々のものにたすけられ、恒の產ある事を得て、財も又ゆたかなり、なにの足らざる事をうれへて、盗賊の事を業とすべきと申す、彼村々の者共召問ふに、各申す所其申す所に相同じく、寶永四年八月廿三日、十五村の者共連署して、（安代戸口の外は新發田領十三村、）彼者たのみて、盗賊守らしめん事を約せし證狀を進らせ、又十年の前、東山寺といふ寺に、夜盗入りし時、かのものに申せしかば、やがて其盗ども搜求めて、贓物悉くに取返して、彼寺にあたへし事等を申す、又其從者等召問ふに、人を愛するに恩あれど、家を治ること嚴也、常に我々を戒めて、より來る所明らかならぬものは、一物をも家に入るる事をゆるさずなど申す、さらば初船越が許にてこゝかしこにして强盗し、多くの人殺せし事どもいひしは、如何にと問ふに、あまりに栲問の堪がたくて、とてものがれざらむものゝ、少も早く身の暇給はらんとおもひて、それらの事共は申したり、其所々の者共召問はれむには、事の實否はしるべしと申す、（かく申せしは、三月十日の事なり、）やがて彼申せし所の北方月岡戸臺黑坂等の所々にて、或は强盗、或は殺害の事ありし事共、其所々のものに召問ふに、おの〳〵夫等の事あとかたもなき事の由、證狀を書て進らす、中にも溝口が所領の大庄屋とい

ふ者の申す、（新發田領大庄屋助右衛門と申もの也）此村々にて人殺されたらむ程の事某が許に告來らずといふ事なかるべし、されどつひに是等の事承も及ばず、殊には十五年の前、月岡村にて次郎作といひし者の家に入て、そのもの刺殺し、下人斬殺せし由の事、その次郎作と申すは、三年前に病死しつ、人のために殺されしにはあらずと申す、我々そのしるせしもの共を見て、當時盗を治めらるゝ事は、世に盗する者のなからむ爲にこそあるべけれ、さらば此者の事是迄にて事決しぬべき事也、古の聖王の代にも、猶盗といふ事のあればこそ、是を治むる法をも設けられき、されどそれらの代には、政正しく俗厚くして、人々おのづから盗すべき心のなかりし也、いやしき諺に身にしらみ、家に鼠、國に盗と申す事も侍り、たとひ日々に盗をとらへ殺されて、其肉積て山となし、其血を流して川となさるゝに至るとも、末代の今に至て、此事絶ゆべしとも覺えず、其心を改むるのみにもあらず、ほとりの地十五村の間に、盗賊の事を相忘れし事、既に十二年、たとひ其舊惡を追咎らるゝ共、死を論せらるべきにもあらず、古より此かた越後信濃上野等の國々は、盗多き所なれば、彼十五村の者共相議して、彼ものして守らする事は侍り、然るを今其舊惡の聞えあるによりて、今に至て、罪に行はれんには、今よりして後そこらの者ども、夜もやすく打ふす事もあるべからず、又彼者のみにも限るべからず、彼の國々の中、むかし盗せしものゝ、今は平民となりしも、猶其數ありぬべし、夫等の者共終にのがるることなからむことを思ひさだめなば、なにをくるしみて、座ながらに死を待には至るべきたゞ一日も世にあらむほど、貧しき事なからむとこそ謀べけれ、さらば盗治めむとして、多くの盗を出し給ふにぞあるべき、大學には民を新にすとみえ、論語には舊惡を思はずと見え、周易には、君子豹變、小人革レ面、征凶、居レ貞吉なりとも見え侍り、たゞねがはくは、彼もの放ち還されて、其居所を溝口が所領に引移して、其民となされ、ほとりの村々にて、盗賊守らしめむ事、唯今迄のごとくならんにはしくべからず、又彼者某が議のごとくに御沙汰あらむには、安代戸口茅原等の者の事、御沙汰にも及ぶべからず、又船越が手の者共の事、かのもの共搦めとりしかど、召

預くべきものなくして、路料旣に盡たらむには、いかにともすべからず、されどこれらの事になれぬる老者ともなれはこそ、かれらをはなちやりて、かさねてゆきむかひし時、一人ももらさで搦捕たれ、是等は其賞を行はるべきものども也、なにの罪咎といふ事やあるべきなどいふ事共、議し申ければ、此議草は猶あるべし、つひに某が議のごとくにぞ、事決したりける、

是も此ほどの事なり流人等配所にわかち遣す時に及びて、こゝより十里ばかりが程隔たりし是政（コレマサ）といふ村の者共、流罪のことをもて、奉行の人々申す事あり、そのしるせし所を見るに去年の七月、彼村の者共、千四五百人相催して、下小金井村にみだれ入りて、竹木田毛刈とりし事によりて、其張本三人流罪に決し、獄中に繫ぎ置しに、此年の春獄舍燒し時に、にげうせしもの有、其餘のものをば、此たび配所に遣すべきなりと見えたり、いかにかほどの事、今迄は申さるゝ事もなくてやあらむ、よく／＼其事の由を問はるべき事なりと申す、かさねて、事の子細を問はれしに、初是政下小金井の者共、馬の草刈場をあらそふ事より起りて、去年七月六日、是政の者共、ほとりの村々相催し、弓鑓等の兵具を執りて、下小金井におしよせ、貝を鳴らし、時をあげて、打入ほどに、そこの者共皆迯ちるを、百姓の家一つ、資財雜具共に打破りてすて、林木を伐り、田毛を踏む、其由御代官所に聞えて、御代官は西宮勘兵衛なり、召問はむとするに來らず、其明の日又おし入て、林木を伐り、田毛をふむ事、前の日のごとし、兩日に伐り取所の林木、凡五万七千七百餘、竹林を伐り取しは、此數にあらず、たとひ一人して二三本づゝの木をとり行共、其數二万人には過べしなどしるせり、昔島原の一揆などいふも、三万人には過ず、こゝをさる事十里の内外ならむ所にて、かゝる事仕出したらむを、只今迄かのよし申す事もなかりしは、奉行の人々の心の程こそ心得られね、御代々の御制條に徒黨を結ふ事を、嚴に禁し給ひしなど、いかにや心得られたりけむと申せしかば、かさねてまた、當時其事をもて申されざりし事の由を問はれしに、御料の事なれば、伊勢伊勢守が許に告來りし所なり、勘定奉行の月番たる故也、八月四日に評定所に召して、衆中と相議せしに、あまりに其人多くて、悉くに皆罪せん事も叶べからず、たゞその張本人等、

流刑に處するにしかじと議定して、十一月四日に、張本三人、流刑に決す、かゝる事の例を、評定の留役人といふもの共召問ひしに、流刑に處せられしものをば、流しつかはす時に至て、申給ふ事也と申せしかば、當時其事を以て申すには及ばず、今此仰を承り彼留役人等召問ふに、其申す所各同じからず、せんずる所、伊勢守があやまちにこそ侍れと申す、詮房の朝臣此後の事いかにやあるべきと問はれしほどに、評定の人々、その張本三人流刑に處するの由、すでに裁斷ありしかば、今はた打返したる御沙汰しかるべからず、されどかゝる重事、此まゝならむ事尤しかるべからず、さらば、かの獄中をにげ出し者共、すみやかに尋もとめて進らすべきよしをもて、餘黨等に仰下されて、其期を過て尋出さゞらむ事、二たび三たびの後、餘黨の中罪重からむものども召捕めて、流刑に行ひ、殘るもの共には、其罪贖ふべきほどの物徵して、下小金井の者にわかち給らむにしかじと申す、老中の人々といかにや議定せられたりけん、まづ伊勢守御勘當の事有と聞ゆ、

此時の事は評定の衆議一決して、張本の者共、流刑に行はれぬ、伊勢守一人のあやまちのごとくになりし事心得ぬ事にこそ、

前にしるせし事のごとく、近き比ほひ、評定の人々、評定所留役人とかいふもの共に打任せて、訴論の事も、禁獄の者も、多くの年を歷れとも事決せず、かくては、世の人のためいかにやあるべきといふ事共、つぶさにしるして、今よりして後、評定の衆中、訟聽かるべき事例を議し申ければ、まづ彼留役人ども、其職召放されて、公事訴訟、百日を過て事決せざらむには、其事を申すべき由の事等、奉行の人々に仰下されたりけり、

いくほどなくて、上かくれさせ給ひし時に、前代のかくれさせ給ひし時の如く、御勘當の人々、皆ゆるされしかば、伊勢守も出仕しぬ、是政村の事いかにやなりけむ、またかの奉行の人々に仰下されし事も河內守正岑朝臣、過にし比仰下されし、百日を過て事決せぬ公事訴訟をば、申さるべき事等、今は其御沙汰に及ばじと、奉行の人々に申されしとぞ、皆々よろこびぬと聞ゆ、奉行の人々こそは心やすかるべけれ、世の人のうれひはいかにぞや、

此年の春のすゑより、上また御違例ありて、御藥の事共驗もなく、四月晦日に、申の時ばかりにぞ、かくれさせ給ひぬ、かゝりしほどに、前代の仰置れし事共によりて紀伊殿を第二城に迎へ入られ明れば、五月朔日に、よべ御他界ありし由、披露ありけり、同き七日には、增上寺にわたしまゐらす、

五月七日は大坂の城陷し日也、周の時甲子の日を用ひぬ事もこそあれ、月日も多かるに、此日かゝる事、いかなる事にや、此時の供奉はありし時のごとく、某もさぶらふ、此のちは、世すでに改りにたり、其御事にも隨はず、

同十二日に、中の口なる、某が部屋返し進らす、此程詮房忠良等の朝臣をはじめて、近習の人々、悉く皆其職をとゞめられけり、

詮房忠良等の朝臣、今まで奉られし職事、世隔りし後には、いかなるに事やとも思ふべければ、その事をこゝに註するなり、神祖より第二代の御時迄は、奉書連判衆など申せし、其官五位の諸大夫に過ずして、其祿も薄かりき、第三代の御時、二條の亭行幸の比よりは四品し侍從になされし事等出來たり、其比に、堀田加賀守正盛朝臣、はじめの程奉書連判の衆になされ、程なく、其事止められ、御側にさぶらひて、老中の人々に仰下さるゝ御旨をも、又老中の人々申すべき事など、此人に就て申されき、此御代にぞ、大老若年寄などいふ事も出來けるなり、第四代より、御幼稚にて御代つがれて、老中の人々御政務を補佐せられしかば、其後は、正盛朝臣の事のごとくなる人もあらず、第五代の御時、牧野備後守成貞の朝臣は、藩邸よりしたがひまゐらせしかば、むかし正盛朝臣が時のごとくに、老中に仰をもつたへ、申次をもせられき、そのゝちに、柳澤出羽守保明、御家號ゆるされ、御名字賜り、四位の少將になされ、甲斐の國主となりしほどには、老中もみな〳〵其門下より出で、天下大小の事、彼朝臣が心のまゝにて、老中はただ彼朝臣が申す事を、外につたへられしのみにして、御目見などいふ事も、僅に一月がほどに、五七度にも過ず、前代御代つがれて、老中の人々、日々に召問はせ給ふ御事どもありしかど、この人々は、元より世の謗にいふなる大名の子にて、古の道學

びしなどいふ事もなく今の事をもよくしらず、とし此仰事傳へしのみにて、前にしるせしごとく、天下國財の有無をにだしらぬほどの事なり、まして機務の事ども、其本末しらるべきにもあらず、然るを、上の明睿におそれて、前後の對をうしなはれし、あまたたびありければ、よのつねの事をも、まづ内々詮房朝臣して、思召事は仰下され、人々の議合ひしを、またせ給ひて其後に、御前にめして、仰下さる、その理深く遠くして、たやすく心に得らるまじき事どもをば、いくたびも詮房朝臣して、その論を上下し給ひ、つひにさとし得たまふまじき事をば人々の心得易からむ樣に其論をひきくし玉ひ其心に得られし後に、仰下され、かりそめの御事にも推して御沙汰ありし御事はあらず、されば、此人々にも申すべきほどの事ども、まづ此人して申さる、詮房の朝臣は、幼時より、つねに御側にめしつかはれ、其心の程をも、よく〳〵しろしめされしかば、かゝる事をも仰かうぶりしかど、なほ思召す事やありけむ、其後忠良朝臣して、その事を同じくせさせ給ひ、其座次は、老中とゝもに、官の前後の次第によるべしと仰下さる、されば此ほどまでも、詮房朝臣は、豐後守正喬朝臣の上に就き、忠良朝臣は、正喬朝臣の下にぞ、就れたりける、それか中詮房朝臣は、むかし藩邸の御時より、夙夜に公にのみさぶらひて、家に歸る事は、一年がほとを過れども、わづかに三五度には過ぎす、ましてや、前代かくれ給ひ、上いとけなくおはしませしかば、老中の人々だに、一人づゝ宿直せられし事なれば、此五年がほど、しばしも家に歸られし事もおはせず、前代かくれさせ給ふ御時、なに事も我世にありし時のごとくなるべしと、仰置れしかば、そのゝちも、ありし御時のごとく上より仰下さるべき事も、詮房朝臣老中の人々と相議して、衆議一決のゝちに仰下され、下より申す事をも、老中の人々詮房朝臣と相議し、衆議一決の上に、其事を決せられぬ、されば、我かごときものに、事を議せしめられしも、前代仰置れて、其御時のごとくに、詮房の朝臣のはからひ申されし故なるべし、此朝臣いとけなき時より、身のいとまなくて、ものまなびしなどいふ事はなけれど、きはめて生質の美なる所ありて、大

かた古の君子の人にも耻まじき事もありし故に、前代の御遺託をうけて、此年月幼主をたすけまゐらせ、天下大小の事共議せられし所も人々の心をも感じ服して、一事の廢闕もなくておはしたりき、末代には、ありがたきほどの事なり、然るに今に至りては、人々申さるゝ事もありけるにや、まことに此人、是等の仰かうむらむ事のしかるべからざらむには、たとひ前代の御時なりとも、其職事をとゞむべきは、大臣の職事しかるべし、ましてや御幼年の間において、其職事をとゞめられんに、何事かあるべき、凡の事ども、此朝臣只一人にてとりはからひし事のごとくにも申され、剰へ我が如きものもおもふさまに、天下の事申おこなひしやうにも、申さるゝにや、彼朝臣なほ人々の議合ざる事、いかにもかなふべからず、ましてや、我かごとき、人々の問申さるゝによりて、議し申す所有とも、一事をも、世に行ふ事かなふべき職事ありしにもあらず、正しく我議せし所の人々の議合はずして、果し行はれざる事いくらもありき、されど、これらの事は、論ずるにもたらず、よのつねの時に、當家譜第の御家人など申さるゝ人々の、只今迄は、幼主の御事、いかに心ぐるしかりしに、今より後は、御家の事すでに定りぬなど、相賀し申され、彼朝臣の事にあはせて、前代の御事をも、かたぶけ申さるゝ事のごときは、百年にして、公議定まらむ日、天下の人の議しなむところこそ、耻かしき事なれ、

筑後守從五位下源君美正德六年丙申五月下澣筆を絕つ

折たく柴の記終

新井家系序

東方諸姓。盡古之世爵。後因爲レ姓。新撰姓氏錄序云。讓レ德考レ功。胙土命レ氏國造縣主。始號レ於レ斯。卽謂レ之也。非レ若三彼虞夏商周之世。因二所レ生地一也。然其保レ姓受レ氏。以守二宗祊一。世不レ絕レ祀。則其道一耳矣。若二夫賜レ姓命レ氏。乃自二垂仁一始。而後史不レ絕レ書。天武改二定天下族姓一。分爲二八等一。卽如三魏氏立二九品之制一。差二第其閥閱一。頗多レ所二升降一。

古語拾遺云。至二于淨御原御朝一。改二天下萬姓一。而分爲二八等一。唯序二當年之勞一。不レ本二天降之績一。卽謂レ之也。

或同レ出而異レ等。高下懸隔。亦其紛亂不レ一。而帝世所レ賜。僅止二五姓一百五十四氏一。其餘則莫レ有レ所レ聞。迨二弘仁初一。乃撰二姓氏錄一。甄二差群姓一。以二皇族一爲レ首。國族次レ之。蕃族亦次レ之。凡二十姓。一千一百八十二氏。猶且有二未定之姓氏一云。夫世祿之家。以二氏族一相高。天下之俗。皆是也。若二我東方一。別レ生分レ族。以二其世爵一則姓有二尊卑一。氏有二大小一。自レ古固然也。至二其弊一也。以レ貴襲レ貴。以レ賤襲レ賤。唯論レ有二門地一。非三復辨二賢否一。擧世所レ尙。權有レ所レ歸。竟使下嚮所レ謂帝出之裔。神明之胄。累葉陵替。莫上レ有二著姓一。皇室式微矣。世道之變。一到レ于レ此。可二勝而慨一哉。當二爾之時一。權貴之門。其第所レ宅。衣冠相推。以爲二其號一。亦其尊レ之也。流習所レ徇。煽以爲レ俗。至レ若三郡國豪傑。各自相稱。以二其食邑一。亦猶三古者別二其族一也。降及二喪亂之際一。故家遺族。往往有下世不レ可レ紀。而不レ知三其所二自出一。擧二前世所一レ號。稱レ之爲レ氏者上。夫姓非二天子一。不レ可三以賜一。氏非二諸侯一。不レ可二以命一。而族人子弟。相稱相呼。所レ行二于家里一。豈此古者受レ氏之義也哉。劉氏起レ自二沛中一。爲二天子一。太上皇無レ名。母媼無レ姓。其名姓不レ傳也。李氏出レ于二隴西一。有二天下一成紀令之前。不レ知二何始一。其世系不レ詳也。漢唐之盛。亦猶レ如レ此。而況衰宗落譜。莫レ有レ所レ考乎。繫二之地一望。而考二其所一レ出。質二之氏族一。而知二其所一レ別。信以傳レ信。疑以傳レ疑。此余家系所二由作一也。且嘗聞レ之。聖人之治二天下一也。其不レ可レ得二變革一則有矣。親レ親也。尊レ尊也。長レ長也。男女有レ別也。尊二其祖一。敬二其宗一。收二其族一。以序二昭穆一。正二昏姻一。人道竭矣。嗟亦是我所二以望一レ於二吾後人一也。享保癸卯秋七月戊亥。筑後守從五位下源朝臣君美序。

序終

新井家系

筑後守從五位下源朝臣君美著

東州士族稱曰二荒居一有レ二一蓋其初因レ地命レ族荒居或作二荒井一或作二新居一今皆作二新井一以二方語相通一故耳古者荒居新居新井皆因二其地一所レ稱各別、源順倭名新居新井並讀二爾比井一是也、源平盛衰記、有二阿波國人新居紀三郎行俊、新居紀四郎宗長者一、蓋此兄弟、先世出レ自二伊豫國新居郡族一也、平家物語爲二伊勢國人一者、字音並訛耳、據二續日本紀一紀臣博世子孫居二伊豫國一者、冒二越智直姓一、延曆中奏請乃復二本姓一、蓋此爲二新居之祖一也、豫章記改レ紀作レ橘者、疑非、太平記亦載二備後國人一、有二新井彈正者一、而其姓不詳、近俗字皆通用、並讀如二荒居一、卽非レ古也

其一則出レ自二　宣化帝胤多治比眞人之後一先世居二武藏國秩父郡多治比一、後作二丹比一、又作二丹治一、所謂丹黨是也、

左大臣正二位多治比眞人島之遠孫分居二武藏國秩父郡一、名曰二基房一者、稱二秩父丹五一、其子直時稱二勅旨河原二郎直時一、孫重直稱南荒居四郎重直、子孫繁衍、丹黨荒居是爲二其祖一、卽今秩父郡中稱二新井一者多、蓋其後也、

其一則出二于淸和皇孫源朝臣之後一其族分居二上野國新田郡一所レ謂新田族是也二國土壤連接兩家氏族混淆世能明辨而不レ惑者鮮矣我先則上野國人也初淸和皇孫中務卿親王貞純子經基時稱二六孫王一以二第六皇子之子一故也天慶初經基賜二源朝臣姓一以二武藏介一叙二從五位下一爲二征東副將軍一累官至二正四位下大宰大貳兼筑前守一（天德二年十一月卒年四十五）經基長子曰二滿仲一歷二官内外一至二正四位下一（寛和二年八月致仕長德三年八月卒年八十五）滿仲第三子曰二賴信一賴信長子曰二賴義一賴義長子曰二義家一長元中賴信以二甲斐守一討二平忠常於上總國一而平レ之賴義義家兩世相繼爲二鎭守府將軍陸奥守一永承寛治間父子勳績天下傳誦焉

賴信康平三年九月卒年六十賴義永保二年十一月卒年八十八義家嘉承元年八月卒年六十八

義家第三子義國歷二式部丞加賀介等官一叙二從五位下一久安末坐レ事退二居于下野國足利莊一繇レ是子孫爲二東

人也

義國時稱式部大輔仁平四年三月出家更稱足利加賀入道久壽二年六月卒古俗去官祝髮謂之出家稱爲入道而非眞僧也凡云出家云入道後皆倣此莊者古之園地後俗所謂莊園是也

義國有二子曰義重曰義康義重遷于上野國新田莊家世稱新田乃自此始官至從五位下大炊助既老出家名曰上西建仁二年正月卒年六十八始稱新田太郎蓋外祖源敦基爲上野介因得郡地以爲稱焉保元二年三月乃補新田莊下司職東鑑所稱新田入道上西是也

義康起自左衞門尉爲撿非違使叙從五位下遷任陸奥權守時稱足利陸奥判官足利族祖是也義重有七子曰義範

稱新田太郎三郎後稱山名三郎蓋其母與諸弟不同因分其族也文治中任從五位下伊豆守郎是山名祖

曰義俊稱新田太郎母下野權守源親廣女因立爲嗣云世稱大新田里見大島等祖是也曰義兼稱新田二郎世稱小新田餘見于後曰經義稱新田三郎後稱額戸三郎出家後號榮義額戶祖是也曰義季稱新田四郎後稱德河四郎出家後號榮勇德河世良田等祖曰義益稱新田五郎季子爲僧名昌尊

義兼爲皇嘉門院藏人因稱新田藏人新編纂圖云義兼後爲從五位下大炊助而家系不載東鑑等書亦不及其事疑非義兼有一男一女男曰義房稱新田藏人太郎先父而死新編纂圖云義房爲上西門院藏人家系不載可疑也女嫁遠江守源義純

義純始稱足利太郎義康孫、義兼子、于時有源義兼者二人、即是從父昆弟、並爲藏人、東鑑所稱新田藏人者、義重子也、足利藏人者義康子也、

義房有一子長曰政義稱新田太郎寬元二年六月因病出家稱爲新田入道是則左近衞中將義貞刑部鄕義助等高祖也

政義番上在洛稱病出家事詳東鑑或云後號了觀疑非據長樂寺資財帳有源政義法名了觀者乃是觀應時人別是一政義耳政義子曰政氏稱又太郎東鑑稱新田入道跡是也政氏第五子曰基氏稱六郎基氏子朝氏稱太郎後名朝兼出家後號源光義貞義助等父是也

季某稱新田二郎後又出家號曰覺義因其所居稱之曰荒居禪師荒居之族所自別也

二郎名盖闕、覺義所謂法名耳、東鑑建長八年正月、有稱新田二郎者、盖謂之歟、按義季子三河守賴

氏乃稱二德河一者、東鑑又稱云二新田三河前司一、則其
子教氏稱二三河二郎一者、或稱二新田二郎一、亦未レ可レ
知也、〔覺義教氏卽是再從兄弟者耳〕長樂寺藏二舊
牘一、有二新田遠江太郎二郎入道覺義者一、其妻則三河
守賴氏養孫、名曰二妙阿一、人有二源賴行者一、若子若孫
未レ詳、其尾云、正和二年十二月二十一日、或以謂覺
義叔母嫁二遠江守義純一、稱レ之以爲二新田嚴松女子一、
蓋以下父義兼分三折田莊一以與中其女上故也、其女始無
レ子、因以二其姪一爲レ子、至二後生一レ子、乃還二附其姪一、
以二彼田莊一、故稱二新田遠江太郎二郎一、亦稱二荒居一者、
因二其所一レ居也、己之所レ呼曰二入道一、人之所レ稱曰二禪
師一、其爲二覺義一、實是一人耳、按政義出家、事在二寬元
二年甲辰一、至二正和二年癸丑一、相去凡六十九年、使下二
其弟一多壽上、亦年當レ踰二八十一矣、又按義純有二三子一、
其長曰二遠江太郎時兼一、其次曰二遠江二郎時明一、並爲二
新田巖松女子所レ生者一、季子泰國稱二畠山三郎一、其母
則遠江守平時政女、初嫁二畠山莊司二郎平重忠一者
也、時兼子賴兼、稱二村田太郎一、賴兼子賴綱、稱二村田
太郎次郎一、所レ謂遠江太郎二郎、或謂二此政人一乎、然
家系不レ載二賴綱後號覺義事一、且其三子、長曰二次郎
三郎賴純一、次曰二孫二郎貞賴一、季曰二三郎太郎行氏一、
而不レ見下其子其孫名二賴行一者上、皆是可レ疑也、覺義
舊址、國人呼曰二荒居御菴一、卽今在二新田郡新井村
中一、南北一百二十步、東西六十步、繚垣高丈許、宛然
猶存、蓋其爲二一時遺老一、國人久而敬レ之、以到二于
今一、足三以想二見其人一矣、〇義兼已下至二于覺義一、皆
出二長樂寺藏新田系圖一、嘗聞二之故老一曰、古者或亡二
其嗣一、或喪二其地一、乃藏二其家系於民寺一焉、寺者在二
新田郡世良田莊一、寬元中義季所レ建、勅以爲二東海最
初禪窟一者、今則爲二天台教寺一、其所レ藏者、累世績書、
歷二數十百年一物、而不レ知二是誰家所一レ譜也、正德中
文廟命二第二子一以二世良田氏一於レ是寺務僧正公治因二
大明院准后一、以二其系本一獻レ之乃得レ歸二于秘府一矣、
元弘年　天子西狩二隱岐洲一、源義貞與二族人一起二義新
田一、遂平二東賊一、　皇輿還レ洛矣、覺義之後、有二太郎二
郎兄弟者一、與而有レ力焉、未レ幾、大盜繼作、　天子出
避レ之、初分二命義貞義助一、爲二征東副將軍一、及二　皇師
敗績一、義助子義治年十三、失二其所在一、義助率二親兵一、還
戰而求レ之、義治乃與二三騎一共馳、出レ自二敵中一、與レ父
會、三騎之中、太郎者其一也、義助乃遇二太郎一、太郎乃

以其兵常從義助軍、（及後天兵分據金埼城之日、義助自爲記文、而述其事以謝、其文則太郎子孫猶能傳誦焉、）興國初、其赴南山朝于　行在、以功叙爵、任上總介、奏請以讓其子八郎左衛門尉某、從軍征西、乃襲父爵爲上總介、（先是延文中以式部卿親王懷良爲征西將軍、鎭于西州、所謂關西親王是也、）其子小八郎某、正平建德間、關西之役亦以其功爲從五位下土佐守、（或云、太郎名宗賢、其子名直宗、其孫名宗重、）先是二郎任左近衛將監、累叙從五位下、其子彌二郎、其孫又二郎、皆有征東之功、

初延文興國間、第二皇子中務卿親王宗良、經歷遠江駿河甲斐信濃等國、至于越中、還鎭信濃、併上野地、正平初就拜征東將軍、天授六年秋、去鎭南還、東人多附鎌倉也、始自與戰國以至于北、宗良居東、凡四十年、時稱上野親王、或稱信濃親王、是也、

帝運封移、國勢日蹙、重臣宿將、退怯觀望、往々賣降附賊、能居此間、志專恢復、屢挫折而不移、歷履萬死、以獲信大義於天下者、獨有新田遺族耳、大統竟亡、四海潰亂、上野下野之間、稍有稱荒居者、出而居新田足利佐野等地、爲其最也、元龜初、有圖書允某、據守女淵城、（屬勢多郡、一作小奈淵城、）此其先居足利郡者也、至於關白豐臣秀吉平定關東八州、故家多喪其地矣、

建武中、天下翻覆　帝室南遷、源尊氏挾立新主于舊京、以抗　皇師、以季子基氏管領關東八州諸軍事、基氏鎭于鎌倉、以安房守藤原憲顯爲執事、憲顯子孫、世掌其職、東人推而稱之、謂上杉管領、永亨中、基氏三世孫持氏、與執事安房守憲實相惡、將軍義敎乃授憲實、攻陷鎌倉、而殺持氏父子、未幾義敎遇弑、義政嗣、東人請立持氏遺孤、以繼父後、義政從之、實德初成氏立、以憲實子憲忠爲執事、任安房守、上杉家族竊懼焉、家臣左衛門尉平景仲世稱長尾、其族分居上野越後等州、勢尤强僭、遂襲鎌倉、兵敗而奔、憲忠爲之請罪、成氏棄而不問、後四年成氏乃誅憲忠、蓋報其父怨也、景仲乃立其主、與成氏戰而不利、京兵復援上杉、攻陷鎌倉、成氏退保下河邊城、（後改古河、）繇是東方大亂、初　天兵不振、國勢日蹙、正平永亨之間、義貞子左兵衛佐義興、義治子相摸守義隆、義宗子兵部少輔貞方、及世良田族伊豫守義政等、間關諸艱、躓而復起、事敗皆死、其餘死者多、

及鎌倉與京師搆兵、新田遺族多爲成氏黨援、亨德中世良田里見族亦皆戰死、　南朝既亡、京師變起、天下潰亂、景仲之孫亦叛其主、而上杉納欵於成氏、以救家難、明應中京師人平氏茂起自伊豆國、幷相模地、自稱北條氏、其子氏綱兵威益盛、及管領兵部大輔憲政世、竟爲北條喪其地、奔于北陸、以平景虎爲義子、讓其職事、景虎長尾族、分居越後國者、因稱上杉管領、與北條爭東方地、元龜初、景虎攻取女淵城、授之圖書允、蓋以其爲上杉黨故耳、昔在新田郡者、卽今分而爲二、並居勢田郡、其一則云其祖父二郎某、子孫世稱將監、凡八世、及　神祖遷領八州、賜以田宅者、蓋是二郎後也、其一則云其祖上總介、十三世孫、有源太兵衞尉宗次者、左京大夫平氏直（北條）所賜書猶傳其家、蓋是太郎後也、居佐野莊者、文明中既以名聞、其後分居相模生莊、時人稱曰桐生四家、荒居茂木谷山越是也、永錄間、今川家臣有加賀守某、國亡還住佐野莊、　神祖東遷、乃召見之、蓋以其有故舊之誼也、居足利莊者、不知何始、然其家徽幟（俗云家紋）與居新田莊者皆同、蓋是其族也、

而有子孫分居沼田莊者、爲予說之曰、圖書允有子三人、長子某自少驍勇善戰、一日斬殺數人、自失其臂、以廢于家、自號半無生、子孫今在廐橋城、次子某稱勘解由、及其喪世、去往他州、季子某稱刑部、乃依安房守滋野昌幸、（眞田）遷于沼田莊、遂爲其臣、有二子、其長某嗣父、稱刑部、貞享三年六月死、年八十五、季子某稱次郎兵衞、後爲丹波守源康長（松平）家臣、子孫猶在加納城、獨其次子不知所終、卽我祖是也、嗚呼我祖實是上野國人、其稱亦同、而先人年八十二、以天和二年而終、與彼貞亨中死者、以年相望、或是其從父昆弟亦不可知也、但我先人幼喪父母、失其家牒、且我未始聞其有從父昆弟者也、吾安敢以其似而合其宗哉、然我無他族、而彼宗衰薄、於我心有戚焉、遂收其孤而撫之、蓋刑部其曾孫重政是也、我家祖諱某、稱勘解由、世稱荒居、（後作新井）爲上野國人也、天正中、關東諸將被奪其地、獨常陸州郡、以先附關白、故皆得保全焉、及我祖喪地、乃起常陸、修理大夫平宣家素聞其名、待以上客禮、遂駐下妻地數年、故部曲稍歸之、

平宣家其先武藏國人、所謂野與黨多賀谷三郎重基之後也、後遷居常陸國、遂據新治郡下妻城、併河內地、〔郡名〕城址今隷下總國結城郡、

慶長初、東西兵起、西兵既敗、宣家坐黨郡除、我祖乃聚其衆、悉散家貲、分與之曰、二三子窮來過我而至于此極也、我今既衰、必死于此、男兒豈無四方志哉、子等勉之、請從此別矣、乃與私屬遯于荒僻、不與世相聞、衆相共謀以得廢田數頃於郡中（即河內郡）築宅一區、屢請而迎之、老壯相率、爲之力耕、以供衣食、事之如初、野中人莫識也、見其門外斷橋、因謂之古橋君、後十年以病而終、實慶長十四年八月二十七日也、

我祖享年不詳、先人語予云、我幼喪考妣、追憶當時事、皆惘然、只記我考眼光爛々、鬚毛如蝟、想其壽未踰六十耳、

葬于下總國相馬郡小目莊聖德寺中、與祖妣祔、祖妣藤氏生一女四男、以慶長九年五月三日終、

藤氏出自相模守時忠之後也、時忠者內大臣鎌子玄孫、創建鎌倉里者、所謂梁（染カ）屋太郎大夫是也、子孫因以染屋爲稱云、

先人幼名餘四、諱正濟（マサナリ）生而四年喪妣、九歲喪考、諸兄愍其幼孤、而爲邑人之子、及年十三、始知家翁本是先世部下士、深自愧恨、乃去赴于江都、

先人沈密寡言、不與家人燕語、既老、一日語予曰、我年甫四、喪母氏、家有老媼、視保尤謹、九歲遇大人之喪、諸兄憐我孱弱、以爲邑人之子、其家殷富、翁之夫婦、撫養亦至、我心安之、及年十三、里兒相戲曰、郎何爲奴產子、我自驚疑、而無可質者、于時嚮之家嚮與其子、居數里外、乃就而問之、媼不肯言、屢問不已、乃嗚咽拭涕曰、世變至此、今復何言、雖然昔時多艱、微彼數士者、擧家殆下免溝壑矣、且如郎君、豈幸五年撫育之恩哉、蓋翁本是我家故吏耶、深自愧恨、乃有去志、而無貲以自致、先是翁敎我學書於隣寺、因請其師換錢一千、然後得前、去日早夜趣裝、腰佩一刀、肩二刀而出、天明遇二丈夫腰帶雙刀、向南而去、就問江路、二人相顧而言曰、此間群盜橫道、剽刼行者、兒何男子、而敢獨行、若欲必去、與我俱來、我笑不答、行二里許、抵一亭驛、二人既在于此、與亭長相語、蓋是水戶府兵赴江都也、

乃請得ニ與俱一、彼問ニ其將レ去之意一、我不レ得レ不ニ以レ情告一、彼皆哀許レ之、卒與俱行、我素無レ有ニ親知在ニ于都下一、而得ニ居停爲レ主者、亦彼二丈人力也、年三十三、先人去後二十五年、是年秋世之所謂遠忌也、桑梓之念、悵然無レ已、乃還得レ拜ニ先墳一、諸兄物故、老姉獨存、相見悲喜、且聞我兄三郎レ求レ我多年、竟以レ憂死、徒自痛恨耳、先人舊物、唯見ニ軍幕一帖一、藏在ニ聖徳寺中一、蓋此殉葬者也、我幼而孤、乃得レ去レ鄉先世遺聞僅有レ得ニ於亡姉及家媼之言一、可ニ勝而慨一哉、

是後單遊遠寓、周ニ流天下一、無レ所レ得レ志、年三十一、(寛永八年)或薦ニ名於故望陀郡侯源君一、

君諱利直、爲ニ民部少輔一、其先出レ自ニ足利源判官義康玄孫公深一、公深稱ニ一色律師一、是爲ニ一色族祖一、其後十餘世改稱ニ土屋一、土屋本是相模國平氏、而君家其實則源氏也、君之先人、始受ニ封上總國望陀郡一、君襲ニ其封一、

君素以レ好レ士聞、乃召見而喜レ之遇以ニ國士一、先人感激思レ奮、無ニ不レ盡者一、先人沈毅有ニ大畧一、寡言而信、行有レ常、家人未ニ嘗見ニ笑而粲然者一、其爲人謹嚴類如レ此、參ニ畫郡事一、獻レ可替レ否四十餘年、補益最爲レ多、郡中於レ今稱焉、延寶三年閏四月、源君卒、嗣主襲レ封、(諱頼直、敍從五位下、任伊豫守)先人以レ病家居踰レ年、乃乞ニ骸骨一、年七十六、遂去隱ニ于江都城東一、號レ所レ居爲ニ心齋一、後二年郡除、郡人以爲レ見レ機矣、

初源君憂曰、覆レ宗者必我子也、及ニ適孫稍長一、欲ニ立以爲レ嗣、事輙不レ行而卒、先人去後、有ニ室老藤原明綱者一、主家外族也、竊有ニ廢立之志一、就ニ先人一而問焉、先人曰、嗣主富ニ於春秋一、未レ有ニ其不善暴ニ於天下一、恐宗人不レ從ニ子議一也、子爲ニ彼相一、顧ニ扶持何如一耳、後事果敗、嗣主憤怒、獲レ罪者多、誅殺日甚、人皆自危、遂相共謀、幽ニ之一室一、乃請レ立レ嗣、官特命ニ其子一、以奉ニ先祀一、而郡除、予レ時延寶六年三月也、

天和二年六月九日感レ病、一夕乃終、享レ年八十二、

是歳三月承被ニ國光紀君辟一、幸溥ニ祿賜一、以寛ニ數月之養一、一日先人與ニ故舊一聚ニ會子予舍一、歎娛情洽、乘レ暮而歸、厥明省問曰、衣眠殊レ常、我使ニ人招レ醫、止レ之曰、年踰ニ八十一、亦何用レ煩爲、頃之乃把ニ我手一曰、永與レ汝訣、言訖而終、

葬二于淺草濱高龍山下報恩寺中一、與二妣藤氏一祔、先妣延寶六年五月十日、享年六十三而終、妣藤氏故參議加賀守長重族人、其先所謂武藏國兒玉黨後稱二坂井一者也、有二四女一男一、子皆先死、男則君美也、

新井家系終

岩松家系附錄序說

筑後守從五位下源君美　撰

往昔王朝ノ盛ナリシ日姓ヲ賜ヒ氏ヲ命ゼラレシ事史書ニ載セシ所明ラカニシテ且嚴ナリ其品ハ皇別ヲ以テ首トシ國族蕃種コレニツギテ各其家ヲ保チ其祭ヲ主レリ是タヾ人倫ヲ敦クシ世道ヲ淳ナラシメントナリ世ノ末ツカタ政敎漸廢シ兵革頻リニ起リ人々勇力ニ慕リ家々權勢ヲ競ヒテ古ノ如クニ姓氏ノ源ヲ正シ名分ノ守ヲ愼ムニモ及バズ私ノ稱號ヲモテ相標望セシカバオノヅカラ庶流嫡ヲ奪ヒ僞系眞ヲ亂ルノ類天下ニ滿チヌサレバ今ニ據テ古ニ復セントスル事誠ニ難シトスベシ抑當時世ニ聞フル氏族至テ多シ其中最著シキ事源氏ニ過ギタルハ無シ經基ノ王始テ源朝臣ノ姓ヲ賜ハリシヨリ世々哲人ヲ生ジ上ハ遙々タル天潢ノ流ヲ分チ下ハ綿々タル幕府ノ基ヲ開ケリ滿仲ヨリ義家マデ四代ノ間其勳績人口ニ稱セラレシトコロシルスニ遑アラズ義家ノ子義國初テ足利ト號シ其子義重義康ニ至リ新田足利ノ兩派トナル是ヲ源家ノ正統トス其後子孫蕃衍シテ兩家ノ族マタ甚盛ナリソレガ中ニ我岩松ノ家ハ正シク新田ノ嫡流ヲ受ルノミナラズ足利ノ血統ヲ兼テ實ニ百世其族人ノ爲ニ大宗タルベキ事モトヨリ論ズルニ及バズ殊更ニ其徵トスベキ者三ツアリ足利遠江守義純ハ上總介義兼ノ嫡子ナリシガ故アリテ大伯父新田大炊助義重ノ許ニ來リ其孫女ヲ妻トシテ田中岩松ノ地ヲ領シ其子時兼ニ至テ遂ニ岩松鄕地頭職ニ補セラル夫ヨリシテ當家世々岩松ノ號ヲツグ是一ツ時兼ノ孫龜王丸外祖新田下野前司賴有ノ爲ニ養ハレ所領ノ內ヲ分チアタヘラレシカバ此一代ハ新田下野太郎政經ト名乘ル是二ツ河部少輔滿純入道天用ハ實ハ新田左少將義宗ノ子也ト云然ルニ天用ホロビテ其子源慶再ビ家ヲ興セシ日公方普廣院殿ノ仰ニ因テ新田次郎長純（後ニ三河守家純トイフ）ト名乘シヨリ我曾祖豐純ニ至ルマデ七世新田ヲ以テ稱號トス是三ツコレラノ事ヲ合セ考ルニ新田ノ一族義貞ノ流ハ旣ニ衰ヘヌコレニツキテハ岩松又其正統ニアラズヤ其上先祖新田莊ニ土著セシヨリ今ニ至テ終ニ本國ヲ離レズシテ永ク箕裘ノ業ヲ守ルコト獨我家ノ規模タ

リサレバ當家ノ系圖上西入道以來累代其世次ヲ親シク記シ置レシ家譜一軸相傳フ

此一軸法華經一部八卷ヲ一卷ニナセシ程ノ卷物ナリト云フ

並ニ古來ノ文書記錄少シノ紛失ナク多年兵亂ノ中ニモ秘藏セシニ十四代昌純ノ時享祿年中横瀨雅樂助ガ逆謀ニヨリテ昌純生害ニ及ビ彼一軸ヲ手ニ携ヘ其餘ノ舊記古物共ニ一時ノ灰燼ト成リヌ當家陽九ノ厄此時ニ極リシニ程ナク和議調テ昌純ノ弟卍丸再ビ金山ノ屋形ト稱セラルサレドモ先世ノ書記隻字モ傳ハラザリシガ幸ニ一族西谷(ニシノヤ)ガ家ヨリ略系一卷ヲ呈セリ

コレヲ古系圖ト云

其後カノ系本ニ據リテ是ヲ修補シ加ルニ後事ヲ以テシ別ニ一編ヲ作リテ家ニ藏ム

コレヲ巨細系圖ト云

今ニ於テ當家ノ事實ヲ考ヘ見ルベキ者纔ニ此二本ノミニシテツブサニ歷世ノ遺美ヲ聞ク事ヲ得ズ就中天文弘治ヨリ後ハ横瀨ガ勢彌强大ニシテ（横瀨此時ヨリ由良ト改ム）世ノ人又屋形アルコトヲ知ラズ亂世ノ風俗上ヲ犯スヲ以テ尋常トシ敢テカレヲ正ス人モ無ク剩ヘ天正ノ中ゴロ岩松終ニ北條ガ爲ニ其城地ヲ奪レ又數年ヲ隔テ豐臣太閤北條ヲ滅サレシカバ由良モオノガ領地ヲ失ヒ常陸ノ國ニ徙サル岩松ハ空ク本國ニ留リタレド一所懸命ノ地ヲダニモタモタズ數百年ノ基業爰ニ至テ忽ニ絕ヌ興廢盛衰天命ノ然ラシムル所トハ云ナガラ口惜キヿドモナリコヽニ

神祖開國ノ始メ同宗ノ義ヲ思シ召レ頗ル眷顧ノ　命ヲ蒙リ治部太輔守純其子豐純共ニ咫尺ニ拜謁シ稍々舊領安堵ノ望アリシニ守純ハ天性質朴ノ人豐純ハ未ダ年弱ク又多病ナルニヨリテ應對度ヲ失ヒ甚ダ　上意ニ協ザリシカバ其志ヲ達スルコトアタハズ豐純ノ子秀純ニ至リ天海僧正幷ニ春日局深ク其沈淪ヲ憐ミ猷廟ヘ愁訴セラレ事既ニ調ハントスルニノゾミテ不慮ノ障リ出來テ又其機會ヲ失フカクテ寛文三年ニ及ビ時ノ執政阿部忠秋ノ吹噓ニヨリテ初テ今ノ采地ヲ下シ賜ヒ重テ先人ノ遺跡ヲ繼グコトヲ得タリ是シカシナガラ　當代ノ洪恩ニヨル所ナリ然ルニカノ由良國繁ガ孫ヲ新六郎忠繁其子ヲ新六郎親繁ト云フ父子共ニ　柳營ニ事ヘテヤヽ其名ヲアラハセシニ岩松ノ家衰ヘシ時ヲ伺ヒ私ニ系譜ヲ造リテミダリニ義貞ノ

遠孫源氏ノ正統タル由ヲ稱ス寛文元年ノ春内裏囘祿セシカバ關東ヨリコレヲ造營セラル親繁其奉行ノ一人トシテ女院ノ御所ヲ承リ日夜ニ奔走シ殊ニ材幹ノ者ニテ毎事御心ニ叶ヒヌ御所造畢ノ日御感ノ餘ニ望ミ請フ所アラバ其品ヲ申セ關東ヘ宜シク御沙汰アルベキ由ヲ仰下サル親繁カ子テ思ヒハカリシ事ナレバ彼造リ置シ系圖一卷ヲサヽゲテ親繁ハ建武ノ功臣義貞ノ嫡流タリトイヘドモ今ハ世遠クシテ知ル人モ稀ニ候ホドニカク並々ノ樣ニテ罷在候事無念ノ至リニ覺ヘ候サレバ今度ノ賞ニ　江府ニ於テ高家ノ職ヲ命ゼラレテ候ハヾ年々ニ禁闕ニ伺候シ長ク仙院ノ御機嫌ヲ伺ヒ奉リ且ハ關東ヘ密々ニ仰ラルベキ御内意ノ了共ヲバワケテ申次仕ルベウ候アハレ此事ヲ仰ツカハサレナバ有ガタキ御恩ニコソ候ハメト奏シタリケレバ女院ヨリヤガテ其趣ヲ東都ニ仰ラレシニ同五年ノ秋遂ニ高家ノ職ニ列シ四位ノ侍從ヨリ少將ニ經上リ一時ニ其家ヲ興シヌ我先考即是秀純ナリ深ク是ヲ憤リ給ヒ此上ハ新田由良兩家ノ虚實ヲ召問ルベキ由ノ訴牒ヲ上ラントテ先阿部忠秋ヘ申入レシニ忠秋ノ意見ニ足下ノ遺恨尤理ニ當レリ去リナガラ親繁幸ヲ得シハ

其子細アル事ニテ初ヨリ政府ノ議定ニモアラズイカニモアレ今ノ時訴ヘ出ル事然ルベカラズ時節ノ至ルヲ待ツベシト堅ク止メラレシカバ其事モ亦ヤミヌ先君コレヨリオモヘラク横瀬ガ當家ニ於テ昔ハ逆亂ノ威ヲ恣ニシ今ハ誣罔ノ害ヲ致ス此時ニ當テ能々家系ヲ明ニセズンバ後世誰カ其眞僞ヲ極ル事ヲ得ンヤ傳ル所ノ新舊ノ二系皆其大要ヲノミ擧テ詳ナル事ヲ載セズ唯今聞見ノ徵トスルニタル事猶存スル時ニ及テコレヲ記シ我子孫ニ遺サンニハシカジト終ニ舍弟主殿義勝後晴軒翁ト號ス共ニ心ヲ勞スル事年久シクシテ其功未ダ成ラズ俄ニ簀ヲ易ヘ給ヒシカバ義元義雄初靫負ト云フ後ニ大久保ノ家ヲツギ半五郎忠喬ト稱ス相續デ先人ノ志ヲ成ン事ヲ思ヒシニ今幸ニ正木ノ記

貞享元祿ノ間東都城西麴町善國寺谷ト云處ニ正木新五左衞門ト云人アリ新田家ノ舊記所持セシ由傳ヘ聞シカバ所縁ヲ求テ義元義雄尋行キシニ先ヅ上西入道ノ御物ナリトテ白紅幅交ノ幌衣アリ并ニ岩松代々ノ文書其數甚多シイカニシテ持傳ヘラレシニヤト問ヒシニ正木答テ曰某ガ父ハ正木庄右衞門ト申シ其父ヲモ庄右衞門ト申テ初ハ新田ト名乘リ

宇都宮城主本多上野介殿ニ小知ヲ得テ罷在候此文書等ハ定メテ由緒アレバコソ相傳ヘ候ハメ其先ノ事ハ承リ及ビ候ハズ亡父庄右衛門時ニ何トゾ系圖ヲ相添候バヤト年比心ヲツクシ候處ニ由良故信濃守殿ヨリ御聞及ノ由ニテ御所望候ヒシカバ文書等御目ニカケテ候ヘバ殊ノ外ニ悦ビ給ヒテ珍シキ物ドモヲ披見イタシテ候貴殿ハ正シク我等ノ家ノ總領ト相見ヘテ候系圖ノ事ハ我等ノ家ニ持傳ヘ候ヲ委シク寫シ進ラスベシ又我等武運ノ爲ニ候ヘバ貴殿浪人ノ間ハ毎月五人扶持ヲ相贈リ候ベシトノ御事ニテ亡父貧窮ノ時節ワケテ忝ク存候然ルニアル日信濃守殿茅屋ヘ御越候テ最初一覽シ候文書ノ中義重ヲ新田莊ノ下司職ニ補セラレ候下文一通深ク所望ニ候ヘバ是非我等ニ賜ルベキ由頻ニ仰ラレ候ヒキ多クノ文書ノ中ニモ殊ニ秘藏ノ物ニハ候ヘドモカク懇意ノ上ハ默シガタク右ノ一通ヲ參ラセ候其後ハ程ナク御疎遠ノ樣子ニテ月ゴトノ扶持ヲモ漸ク三月バカリニテ送ラレ申サズ系圖ノ事モ其沙汰ナクナリ候兎角申シ候ヒテモスベキ樣モナク大切ノ文書ヲダニ取ラレ候其寫ヲバ仕リ置候本紙ハ今ニ彼家ニ傳ヘラレシト相見ヘ候偖只今此文書等御目ニカケ候上私ノ願ノ候ハ滿次郎殿御家ヨリ某ガ先祖ヘ分レ候由ノ系圖ヲ下シ成サレ候ヘカシ左候ハヾ此文書ドモ殘ラズ書寫シ參ラセ候ベシト申サル舊記ノ寫ハ甚所望ノ事ニ候ヘドモ此人ノ血脈虛實イカナル事ニヤハカリガタケレバ速ニ約諾ニ及バズ猶豫シケル中ニ幸ニ是ヨリ先尾張大納言光友卿此文書　御覽ノ次委シク寫シ置カセ給ヒシヲ御二男少將義行朝臣ノ許ヨリ下シ預リテコレヲ轉寫スルコトヲ得タリ詳ニ是ヲ見ルニ始ハ當家ノ事ヲシルシ終ハ全ク京兆家ノ文書ト見ヘタリ

五十子ノ記

此記ハ世良田長樂寺第十□世松陰軒ト云ヒシ人ノ永正年中ニシルセシ所ナリ此人當家中興ノ祖源慶ニ睦ジカリシカバ其頃ヨリ明純尙純昌純マデ四代ノ間執事横瀨宗悦宗忠等ノ事ヲ記サル目錄ニハ五卷ト見ヘシカド二卷ハ闕テ傳ラズ此書武州榛澤郡五十子村增國寺ニ在リト云コト正德年中江府ニ朝セシ日新井筑後守君美ノ物語ニテ聞シカバ歸鄕ノ後速ニコレヲ求メ得テ今當家重寶ノ第一タリ抑此

書長樂寺ニアルベキヲ洞家ノ增國寺ニ藏メ置シコト心得ガタシ五十子ノ地ハ代々岩松家ノ舘アリテ關東多年ノ戰ニ此處手ツガヒ宜シカリシニヤ山内ノ上杉岩松ト縁者タルニヨリテ此地ヲカリテ上州白井ヨリ出張トス五十子ノ陣ト云ハ是ナリサレバ此增國寺モ昔ハ濟家ニテ長樂寺ノ末院ナリシ由今ニ西堂松トテ開山ノ廟所ナリト云傳フ疑フラクハ彼ノ松陰西堂長樂寺退隱シテ此地ヲ開キテ閑居セラレシ時此記ヲカヽレシニヤ又此記ハ長樂寺ニテシルサレシカト法類ノ西堂增國寺ヲ開カレシニ其縁ニヨリテ此寺ニ傳ヘシ所歟イヅレニモ故アル事ト見ヘタリ

此二ツノ實錄ヲ得テコレニ參ユルニ父叔ノ遺言ヲ以テシ疑ヲ闕キ誤ヲ正シ遠ク上西入道ヨリ近我先君ニ至ルマデ凡五百餘年ノ事跡ノアラワシ是ヲ系圖ニ附シテ子孫ニ傳フタヾツトメテ正實ニ違ザランコトヲオモヒ敢テ其文辭ノ鄙陋ヲカヘリミズ我ガ後ノ人コレヲ見テ我筆力ノ拙キヲ譏ルコトナク能其志ヲツギ能其事ヲ述ル者アラバ所謂尊レ祖敬レ宗報レ本反レ始ノ意ニ近カランコト云爾

家系附錄序說 終

○
- 義親
- 義忠
- 義國
  - 爲義
  - 義重（上西）
    - 義範
    - 義兼
    - 義俊
    - 義季（榮尊）
      - 賴氏（亘隱）
        - 女子
        - 經氏
        - 女子
        - 教氏（靜眞）—家時—滿義（宗滿）
          - 泰周—義時
          - 義政
        - 有氏
        - 女子
        - 賴圓
      - 賴有—賴泰—賴員
    - 經義（榮義）
    - 義益
    - 昌尊
  - 義康
- 義時
- 義宗

政満
女子

政義 紅月
政親 信光 小名萬徳丸

義秋

女子

經家
直國 法松
満國 法泉
某 治部大輔 早世
満純 治部大輔 天用 實義宗子

某
満長 伊豫守
持國 土用安丸 左京大夫 實満春子
満春 能登守 右京大夫

家系附錄跋

岩松家系附錄先師爲之考證其所論析可謂精確矣惟其禮部京兆兩家分立條下增入泰家一世者蓋失諸考檢也應永三十五年申狀所謂泰家則平高時弟四郎左近大夫入道惠性初名而後曰刑部少輔時興者是也足利氏有國之日指鎌倉之時稱先代故申狀之言如此先師平生甚愼于撰述援據攻究未曾有一事之踈漏獨此一考成於易簀數旬之前豈得非其精力漸致耗喪之故耶後人幸勿以此爲議焉

享保十載乙巳之歳春三月

門人　平元成識

古史通讀法凡例

讀法

本朝上古の事を記せし書をみるには其義を語言の間に求めて其記せし所の文字に拘はるべからず上古の代に今の文字といふものはあらず先世よりして言嗣ぎ語り嗣し事を後世の人もまたいひつぎ語り嗣しのみなり人皇第十六代の帝應神天皇十五年の秋百濟王の貢使阿直岐といひしもの來れり此人經典を讀事を能せしかば菟道の太子師とし學びたまひしかば我國にしていまの文字を傳習ふ事の始と見へたれども其代にひろく行はれしとは見へず第十八代履中天皇四年の秋始て諸國に國史を置き言事を記して四方の志を達したまひしは我國に今字の行はるゝ事の始と見へたり第三十四代推古天皇二十八年の春上宮太子蘇我馬子宿禰とともに勅を奉られてより古記を修めて先代舊事本紀を撰ばる其代に古記といひしものも履中天皇始て國史を置き言事をしるさしめられしより後に彼先世より言嗣ぎ語嗣ぎし事を今字を用ひてしるしとゞめし所なるべしされどその今字を用ひし所もたとへば今俗に假字といふものを用ゆる事の如くに漢字の聲音を假りて我俗の語言を記したるなり釋日本紀に上宮記の假名はすでに舊事本紀の前にあり假名の本は此書の前にありといふべしと見へしはすなはち是なり上宮太子舊事本紀を撰ばれし時に至てたとへば漢土の人の梵語を釋してしるすに漢字を用ひし事の如くにその字義を取りて其字音によらずされば其文字をよむ事はその字音によらずして我國の語言にしたがはるこゝにおゐて倭訓といふ事も出來れりと見へたりされど我國の歌詞のごときは其聲調、句律相通ぜざる所あればたとへば梵土の陀羅尼の漢語をもて譯すべからずたゞ漢音を假りて其梵音をうつし置がごとくにそれ〴〵その字音を假用ひてその字義をとられず上宮太子を稱じて聖なりと申せども聖人もとより盡く知り盡く能し給はざる所あれば其字を用ひられし所盡く其義に相合ふべきにもあらずされば其後第四十三代元明天皇和銅五年の春太朝臣安麻呂勅を奉りて撰錄せし古事記には舊事紀に

用ひられし所の文を改めしるせしことの多くして其序にも敷レ文搆レ句於レ字卽難已因レ訓述者詞不レ逮レ心全以レ音連者事趣更長とはしるしたりこれ假用ゆる所の字によりてこの正實にたがひてかの虛僞を加へんことを恐るゝが故と見へたりこゝを以て凡上古の事を記せしものをみるには其記せし所の文字に拘はらずして其義を語言の間に求むべしとは申すなり

正實にたがひて虛僞を加ふるとは第四十代天武天皇の御時に諸家に傳ふる所の帝記本辭すでに正實に違ひて多くは虛僞を加ふる事を憂へ給ひしといふことすなはち古事記の序に詳なりそのことのよしを推し考るに舊事本紀に假用ひられし所の字によりて異端荒謬の説を招致されし事多しと見へたりたとへば伊弉諾尊としるされしによりて梵語の伊弉那天これなりといひ殲馭盧島としるされしによりて梵語の唵呼盧の義これなりといひ大日孁貴としるされしによりて日天子大日如來等の説あり海神としるされしによりて龍神龍女等の説ありすべてこれらのたぐひ盡くにしるすにいとまあらず

古事記序に全以レ音連者事趣更長と見へしは凡今字を假り用ゆる事俗にいふ所の眞名假名を用ゆる法の如くなる時は其字の多くなりて其句もまた長くなれるをいふなりたゞに其字の多くしてその句の長きのみにあらず專ら假名を用ゆる法にしたがひがたき事ある也たとへば我國の方言に日を呼て比といふなり假名を用ゆる法によりて今字の音をかりて比の字を用ひんには我國の方言に比といふもの猶多しいづれのものを斥言(サシイフ)といふ事其疑なきにあらず

今字を假用ひて讀で比といふものは日氷樋梭刀篋靈等その語みなおなじ其餘字音によりていふ所緋非等の語またある也

されば其字義にとりて假用ひざる事をも得難ししかれども我國にしては日をさして比といふ日の字に比の音あるにはあらずたゞその字は我國にして比といふもの卽是也これによりて其字を用ひ讀で比といふがゆゑにこれを假るとは申すなりしかるにもし其假用ゆる所に或は舛誤あり或は疑似あるに至りてはつひに本實に違ふ所あれば凡我國上古の事を記せしものをみるには其義を語言の間に求めて其字に拘はるべからずとは申すなり

たとへば我國上古の俗に海を呼で阿麻といふ天を呼で阿毎といふ阿毎また轉じて阿麻ともいふこれによりて高天原としるされしを見るものこれ海上の地をさすといふ事を解せずして上天をさすとも虚空をさしいふともいふがごときあれば假用ゆる所の字其疑似に渉れるが故なり其字に拘はることなくして上古の俗多珂阿麻能播羅といひし語言によりて其義を求る時には多珂間の海上なることおのづから明かなるが如し

凡經史おの〳〵其體を異にす史は實に據て事を記して世の鑑戒を示すものなり我國の史は舊事本紀を以て始とす日本書紀は又舊事本紀に據りて撰錄せられし所なりといふなりたとひ其體製異朝史漢の書に同じからざる所有といふとも其史たることはこれおなじ然るに後の日本書紀を講解するもの上古の事に至ては詭辯競逐て一つに異端に出ず其言の得ざるに及びては神道不測以て論ずべからずといふ太古朴陋の俗いづれの國にかなかるべき異朝の書にいふ所の盤古氏大荒の世に生れて其頭四岳となり其眼日月となりしといふ事のごとき女媧氏石を錬りて天を補ひ鼇を斷て四極をたてしといふことのごときみな是我國にして太古の時の事を言つぎ語嗣しに相同じ鴻荒の世聖人不レ取といひし事はたゞに其說の荒誕なるためにもあらず其疑ひを闕き給ひしが故也楊朱列禦寇がごときは世にいふ所の異端の徒也しかれども列子の書に楊子がことばをしるして太古の事滅びたり孰かこれを誌さんや三皇の事存するが如く亡するがごとし五帝の事覺るかごとく夢みるがごとし三王之事或は隱れ或は顯はる億に一つを識らず當時の事或は聞き或は見る萬に一つをしらず目前の事或は存し或は廢す千に一つを識らずといへり我國上古の事又これにおなじされば舊事紀に見へし所も有が如くなきが如くなる事のみ多くて僅に覺めぬる人のその見し夢を說くに似たる事ども世の人の言嗣し所の隱れたる顯れたる其異同あるまゝに記し置れしはその疑を傳へられしと見へたり日本書紀にもまたこれによられて諸說を雜記され其用捨に至りては後世の君子を俟れしとは申す也然るを後の其說をつくれる人々目前の事を論ずるごとくに盡くしらずといふ所なきに至りてやむいと心得がたき事なり

我國の文おのづから其體製あり其文を敷き句を搆ふるに此事をいひ出づべきためにまづ彼事をいふありこれを發語の詞とも諷詞とも又は枕詞といふと見へたり太手繦をかけてといふべきためにまづ弱肩といひ荒振神といふべきためにまづ道速振といふたぐひこれなり

其名によりて其言を假託していふあり

たとへば其名を奇稲田姫といふによりて湯津津間櫛にとりなして髻に揷むといひ其名を八岐大蛇といふによりて身はひとつにして八頭八尾ありといふのたぐひ殊に多し

これらの類其文の過て質を滅する故に其假を認て眞とすべき事あり又かの奇異荒怪の事に至ては太古朴陋之俗いひつぎ語りつぎし所なる歟又は太樸やうやく散せし代に至て其事を神にすべきために言を造りし所なる歟これらの類はいづれの國にもこれなきにあらず異朝の書天地初立て天皇氏あり十三頭次に地皇氏あり十一頭次に人皇氏あり九頭と見へしをこれを一人の身にして或は十三頭或は十一頭或は九頭ありしなりといひし說あるをこれしかるにあらず太古の俗朴質にして人を數ふる事鳥獸の如くに其頭を以て數ふるなり十三頭といふは天皇氏十三世なり十一頭といふは地皇氏十一世なり九頭といふは人皇氏兄弟九人なり又女媧氏石を錬りて天を補ひしといふも石を敲きて火をとり昏黑之變を通じて天の及ばざる所を補はれしなりこれ後世に膏油を焚き以て晷に繼ぐの始也又義和日を生みしといふも甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十日こゝにおゐて始り帝羲月を生みしといふも三十日を積て一月となし十二月を積て一年とすることこゝにおゐて始れりこれ後世暦日の始なり又蚩尤が獸身人語銅鐵の額ありしといふもこれ後世金革の事の始なり皆これ太古の俗朴質の言に出し所すべて此等の類讀むもの辭を以て意を害することなかるべしといひ傳へたり我國上古の事其をいひ繼語つぎし所も又かくの如し其詞を以て其意を害する事なからんは其書をよむことの要旨とすべきもの也

凡天下の言には古言あり今言あり其古今の間におゐて又その方言ありその方言の中に又おの／＼雅言あり俗言ありよく辨ふべき事なり古言とは太古より近古に至るまでおの／＼其世の人のいひし所の語言な

り今言とは今世の人いふ所の語言也唯今五方の人の語言おの〳〵同じからざる所あるのみにあらず古の時といへども又おの〳〵其世にありて五方の語言のおなじからぬ所有事又猶今のごとし古も今も中土東西南北の人も其人には雅なるあり俗なるあり大やうはよき人の云所に多くは雅言ありいやしきが云所は俗言にあらざるはすくなしそれが中に古言の今に傳らざるは論ずるにも及ばず又今の人のいふ所の古言に出て其解說を待ずして其義明かなるもの又論ずるに及ばず古言の今も猶のこりて今の人のいふ所にはあらねども其語の解すべきあり又解すべからざるものも少なからず爾雅の書に釋詁釋言などいふ事は古言今言其異あるを是を解て人をして知らしむるを釋詁と申す也古今の間に五方の言の能通ずる事なきをこれを解て人をして知らしむるを釋言と申す也千載の下に生れて千載の上を論じ一方の內にありて四方の外に通ぜん事難からずとは申すべからずさらば前にしるせし我國上古の事を記せし書をみるに其義を語言の間に求むべしといふ事たやすかるべき事にあらざるに似たりされど今言より推て古言に求めん事遠く我國の外に出るにもあらねば天地の大なるよりしてこれをみんにはこれ又一方の語言なれば其事難しとのみも申すべからず然るを況や先達の人の古今の言を相通じて釋を記し所もすくなからず彼是によりて其義をもとめば其萬一を得むことあるべからずとも申すべからず

舊事紀古事記日本書紀古語拾遺等は古語を釋せし所すくなからず倭歌の事を釋せしものにはよく古語を釋せし物ども多しと見へたり古の歌詞にも東西南北の方言ありし事萬葉集を釋せし物どもにも見へて侍るにや

我國上古の事猶誣べからざるものは世の人のいひつぎ語り嗣し所の語言の間にもある也されば漢字を傳へ來て我國の語言を譯して其字を假用ひしに至て其譯せし所の義にあへると合ざるとによりて疑はしき所ある事を免かれず上古の語言のありしまゝに猶今も傳はれるは歌詞と地名との二つ也歌詞のことをば後の撰述のもの改め作る事をえがたき事前條に論る所の如し地名に至ては或は國を廢して郡になされ或は郡を陞せて國となされし類これかれ多しといへど

も異朝の歴代易レ姓改レ號州縣郡國其沿革同じからざるがごとくにはあらずここをもて今によりて古を考ふるにおのづから其徵とするに足れるものあるなり世の人其心を用ゆる所精しからずいまだかつて我王迹の肇れる地を知る事を得ずみだりに異朝の書を徵として我國は夏の少康之後也我祖は吳の太伯の後也など申すは異端之徒の伊弉那天毗盧遮那を以て天祖を誣申す說に相同じ惟皇上天斯人に衷を降し給ふいづれの方にか神聖を生じ給はざるべきいかむぞ必ず其いふ所の華にして聖を生じ其いふ所の梵にして佛を生ずるのみなるべき或は又其事を神にしてこれを秘するは天統を尊ぶ義也といふべけれど其民を愚にして自ら尊大にするは秦の二世にして滅びし所也天之昭々たるは橫目之民望で視ずといふものなし其天たるの所以に至ては聖も又知りやすからずこれ其事を神にしてこれを秘するがためにはあらず我國の皇統の天地と共に悠久におはします故も又神にして秘する事により給ふべきにはあらず

四十四代のみかど元正天皇養老四年の夏日本書紀撰述成りて奏上ありしより舊事紀古事記等の書廢れたり其後五十一代のみかど平城天皇大同二年に至りて忌部ノ廣成古語拾遺を撰進す世の人又これを取らず其故は日本書紀奏上ありしはじめ勅して始て其書を講ぜしめられしにより歷代の天子儒臣に勅して始て其書を講ぜしめられしによりてつひに世儒專門之學となりしが故也むかし孔子魯の國史春秋の書を筆削ありて後に左氏公羊氏穀梁氏鄒氏鄭氏其學を傳ふそれが中に鄒鄭二氏の傳は亡びて左公穀三氏の傳は世々の學者其學を受傳て其說とする所おの／＼同じからずされど其傳ふる所のものは並に孔子春秋の學にあらざるはなし凡孔子の春秋を學ばん者は其筆削の意に於て能く得る所あるを以て能くその學を傳ふるとはいふべき事勿論也さらば我傳ふる所の說孔子筆削の意をよく得たらむには其師說にたがふ所なからん事然るべしもし彼傳ふる所の說我傳ふる所よりも其義長じたらんには我をすてゝ彼に從むも又宜かるべしたとひ其師說にたがふ所なからむにも孔子筆削の意におゐて得る所なからんにはこれを稱じて孔子春秋の學といはん事は宜かるべからず本朝の國史を學ぶ事も又此事に似たる所あり舊事紀古事記日本

書紀等の書はみなこれ朝廷の勅旨に係りて我國上古神世より始て歴代君臣の事業を記載せられし所也されど其しるされし所にはおの〳〵異同ありし事孔子春秋の書を傳ふるもの丶其説に異同ある事のごとしさらば專ら日本書紀の説にのみしたがひて舊事紀古事記等の書を廢せん事然るべからずたゞいづれの書に出し所なりとも其事實に違ふる所なく其理義におゐて長ぜりと見ゆる説にしたがふを稽古の學とはいふべきものなり其餘諸家の書に見へし説多けれども朝廷の正史實錄等に出ざる所は其徵とするには足らず舊事本紀の 書蘇我大臣の序を觀るに 上宮太子述作いまだ竟らずして薨じたまひ撰錄の事輟て續かずこれによりて撰定せられし所十卷を奏上し其餘は更に後勅を待て撰錄すべしと見へたり今其書を閲するに重複錯亂その撰定すといふ所のものも猶是未成の書と見へたりかの神奇鬼怪の事に至ては其好む所に淫して老に入らざれば佛に出づ後の異端の徒其説を附會すること其由來る所なきにあらず況や其筆を起すに男兄女弟夫婦偶を成すといひ其筆を絕つに子姪姨母父子麀を聚にすといふ名敎におゐてなにの敎とし鑑戒におゐてなにの戒とする所かあるべき後の述者其謬を襲て其非を覺らず後の說者其非を知りて其謬を正さず壹是に皆神道の不測とす以て辨ぜざる事を得ず

伊弉諾伊弉冊兄と妹とにて夫婦になりたまふこれ男女配匹の始也といひ又葺不合尊の御姨にてしかも繼母にてましませし玉依姬を娶りて妃となし給ひしといひ此餘伊弉諾伊弉冊の二神水蛭兒を生み給ひ三歲になるまで脚たゝずとて流しすてられしといひ伊弉冊の神火の神を產みたまふ時に神去りたまひ伊弉諾の神みづからその御子をきりて段々になし給ひしといひ素盞烏ノ神父の神に逐れ給ひ御姉にいとま申さんとて天に上りたまひしを天照大神軍起してふせがれしといふすべてこれらの類しとは見へずされど細に舊事古事等の記日本書紀幷に其注に見へし所を見る時は其說の非なる事はおのづから明らかなるにや讀者よろしく思を致すべきなり

凡例

一凡此書は先代舊事本紀古事記日本書紀等にみへし所を通じ考て其義長ずる所に據りて其要を撮りて掲け書し其文辭の解釋すべきをば各條の下に低書してこれを注し其注の解釋すべきをば細書して分注す〔此書に通を以て名づくる事舊事古事等の記日本書紀にこれらの書を相通じてしるすの義あり今字を假用ひし所古語によりて相通じて釋するの義あり今言を以て古言を通ずるの義あり俗言を以て雅言を通ずるの義あり其義多し〕

一凡撮要注釋其說の據る所は或は各說の初に其書名を注し或は各說の下に分注す是苟も臆說にあらず皆援據ある事を證し且は其說の出る所を明らかにして其書を併せ考ふるに便あるべきため也

一凡舊事本紀日本書紀注等に見へし所に其說の異あるものは其義長せし一說に據りて或は其說の疑はしき或は其文の長き要するに大義の存するものにあらざるをばこれをしるさずこれは多岐に其羊を亡はむ事を恐るゝが故也

一凡此書は專ら其義を我國の古書にもとめて假り用ゆる所の今字に拘はらず（今字といふは即今漢字といふものこれなり）これによりて古人我國の語言を解釋せし所のものにおゐては心の及ぶ限りは尋究むる事もありき然れども神名神號等に至りてはひとつに日本書紀に見へし所に據りて書すこれは日本書紀に見へし所は世擧りて習熟する所なるが故也但し注釋の文は多くは古事記に見へし所にしたがふされば古事記は俗にいふ所の眞名假名の法を用ひて古俗の語言を記せし事ども多し前にいふ所の其義を語言の間に求むる事に其益多きが故也況や今此書の作俗にいふ所の假名の法を用ゆる所なれば古事記の書眞名假名の所におゐて取用ゆる所最多し

一凡引用ゆる所の舊事本紀の說に見へし神名神號等に古人の訓義傳らざるは今また傍訓を加ふるに及ばずこれ其疑を闕くが故也

一凡此書專ら舊事本紀古事記日本書紀を以て本據とすといへども或は名敎における或は事實における斷ずるに義を以てせざるを得べからざるに至りて

は其說を注下に附書すこれは事既に僭踰に涉るといへども敢て其罪を避くべからざる所あるが故也

一凡諸家の書おの〳〵其說をなす者すくなからず稱して異書秘籍といふものも既に多しこれを舊事本紀古事記日本書紀等に參考して其徵とすべきものなきは一切に採用ひずこれはいにしへにいふ所の蕪辭異端徒に篇籍を穢すが故也

一凡此書其義鬱していまだ條暢ならず其事疑ていまだ明辨ならずすべて大方之譏を貽すに足り後世のまどひを解きがたからんは別に或問を作りて擬對すこれは蔓說を插み注する時は端多く文長く觀るに便ならざるを恐るゝが故也

正德六年丙申三月上澣

筑後守從五位下源朝臣君美題

古史通卷之一

筑後守従五位下源朝臣君美撰

我國ひらけし初天地の中に生り出ませし神の名を國常立尊と申す又は國底立尊とも申しき其次をば國狹槌尊と申し又は國狹立尊とも申しき其次をば豐斟渟尊と申す又は豐國主尊とも豐組野尊とも豐香節野尊とも浮經野豐買尊とも豐國野尊とも豐齧野尊とも葉木國野尊とも見野尊とも申しき

〔これ日本紀幷に其注に見えし一書等の文に據りてしるす所也また國常立國狹槌豐斟渟凡三柱は獨化純男の神にておはしますよししるされたり釋日本紀を按ずるに日本紀の纂文は全く舊事紀の文にして注文の一書云といふ所は多くは古事記の文を引かれし由見えたり然れども今こゝにしるす所の日本紀の文は舊事紀によりしとも見えず其注せし所の文も古事記によりしとも見えず其詳なる事は下にしるしぬ倂せ按ずべきこと也〕

神とは人也我國の俗凡其尊ぶ所の人を稱して加美といふ古今の語相同じこれ尊尙の義と聞えたり今字を假用ふるに至りて神としるし上としるす等の別は出來れり尊とは舊說に美許登とは猶如ㇾ言ニ御事ニ也と見え（私記）又吾國尊ニ其人ニ則言ニ御事ニ也とも見えたり（纂疏）上古の俗凡其人を尊ては皆これを美許登と稱して君臣に異稱ありしにはあらず此故に古事記には君臣共に命の字を假りて用ひたり然るを舊事紀には至尊には尊の字を假り用ひ其餘は命の字を假用られしかば日本紀にも其例によられたり國常立尊は古事記には國之常立としるすかくせしは常國に立給ひし御事といふがごとく又は國ノ底立とも申せしは其語音の轉せしのみにて異義あるにもあらず（これ世に五音相通など申す義なり後に語音轉ずるといふものみなこれに倣ふべし）常國は卽常世國也古のとき新治國筑波國茨城國仲國久ノ自國高國等の地すべてはこれを常世國といひ又は日高見ノ國ともいひし也今の常陸ノ國卽此也此國は日ノ神の立給ひし地なるが故に日立國ともいひしによりてまた衣手漬ノ國などいふ事もありしと見へたり其後今字を撰び假用ゆるに及びて常陸國と

しるすこれは道路相望み郡郷境を相接るの義也といふ（舊事記日本紀常陸國風土記に見へし所による）國ノ狹槌尊と申し又國ノ狹立ノ尊と申すも其語音の轉せしにて狹の國に立給ひし御事といふが如し狹ノ國は古の順志國馬來田國上海上國伊甚國武社國菊麻國阿波國印波國下海上國等の地卽今の上總下總等の地これなるべし檍原宮御宇天皇の御代の初に（神武天皇の御事也）總の國と名付られしを其後又其國の上下の地を割て上總下總の國とし又上總國の地を割て安房ノ國とはなれる也（舊事紀日本紀續日本紀古語拾遺等の說による）豐斟渟尊と申すは日本紀に注せられし所も多くの神號あるが中に豐國主豐國野豐組野豐齧野など見へしは皆々豐斟渟と申す語音の轉せし也豐香節野浮經野豐買見野など申せしは其稱せし所の語同じからねども其義は皆是豐斟渟と申すに相遠からず其中葉木國野尊と申せしは舊說にも其義詳ならぬ由見えて（纂疏）舊事紀に據れば葉木國ノ尊と申せしは國ノ常立の御事也と見へたればこれは必らず豐斟渟の御事とも定め申難しすべてこのらの號おはしましける事は豐國野の主の御事といふがごとし其國又は豐城の國とも申せしなるべし後に其ノ國上下の地を割て上毛野下毛野の國となされ其後また上野下野などはしるされたり（舊事紀古事記日本紀續日本紀新撰姓氏錄等に見えし所によれり）後代に及びて常陸上總上野三國の大守は皆補二親王一未レ有下以二他人一任レ之例上もいかさま其本據ありしことならんも知べからず（類聚三代格職原抄等に見えしところによれり）舊說に地によりて神の名を得るあり神によりて地名を得るありといふに據る時は（これ神代巻抄に見えし說による）此等の神號おはしませしは地名に係れるに似たり

次に神ます泥土煑尊妹沙土煑尊と申す又は泥土根妹沙土根とも申しき次に神ます大戸之道尊妹大苫邊尊と申す又此二柱の神を大戸摩彥尊妹大戸摩姬尊とも申し大富道妹大富邊尊とも申しき次に神ます面足尊妹惶根尊と申す又此二柱の神を吾屋惶根尊妹吾屋橿城根尊とも申し又靑橿城根尊妹忌橿城根尊とも申しき次に神ます伊弉諾尊妹伊弉冊尊と申す又此二柱の神は靑橿城根尊之子也とも申し又は國常立尊天鏡尊を生給ひ天鏡尊天萬尊を生給ひ天萬尊沫蕩尊を生給ひ沫蕩尊伊弉諾尊を生給へりとも申す

〔これ舊事紀日本紀幷に其注に見えし一書等の說に

據りて云るす所也又日本紀に埿土煮沙土煮より以下伊弉諾伊弉冊に至る迄凡八柱を男女耦生の神とし其注に又男女耦生の神は埿土煮尊沙土煮尊次に角樴尊活樴尊次に面足尊惶根尊次に伊弉諾尊伊弉冊尊ましませしともいふと云るされき其云るされし所を見るにこれ又舊事紀古事記によられし所とも見えず其詳なることは下に見えたり」

此等の神號地名に係れりとも聞えず或は其神功によれる事の如くに聞ゆれどもいまだ其義をば詳にせず埿土煮沙土煮また埿土根沙土根と申す事は其語音の轉ぜしにて異義ありとも聞えず（纂疏の説もこれに同じ）此二柱の神かゝる號おはしませし事たとへば燧人氏の鑽レ木取レ火し事のごとく（禮含文嘉に見ゆ）夙沙氏の煮レ海爲レ鹽事のごとく（世本にみゆ）物を開き務を成して其民を利せられし事などありしによりけんも知るべからず大戸之道尊大苫邊尊を大戸摩彦大戸摩姫とも大富道大富邊と申せしも其語音の轉ぜしなるべし舊説に上古の民は巣に居り穴に處たりしを此時に始て屋宅ありと見へしといふ（纂疏）さらば又たとへば軒轅氏の時始有二堂廡一し事のごとく披レ山通レ道し事のごとくに（春秋内事史記等に見ゆ）其神功ありし事によりてかゝる號もおはしましけるにや大とはその神功を大也とするの稱なるべし戸といふは止所也道といふは行路也苫は草覆レ屋也邊といふは家也（古語に家を邊といひし事萬葉集の歌にも多かり）又戸摩といふは即苫也彦といひ姫と云は上古の俗男を稱して日子といひ女を稱して日女といふすなはち男女の美稱なれば彦姫等の字を假用ひしは其字義に取れるなり（凡彦姫と稱するの義後皆これに倣ふべし）

面足惶根等の神號其義詳ならず舊事紀には此二柱の神の御事を青橿城根尊妹吾屋橿城根尊と云るされて其青橿城根尊又は沫蕩尊とも又は面足尊とも申す吾屋橿城根尊又は惶根尊とも又は蚊雁姫尊とも申すと注せられき然るを日本紀にかく云るされしは古事記に云るせし所に據られし也

古事記には游母陀琉神妹阿夜訶志古尼神とのみ云るして其餘の神號は記さず

伊弉諾伊弉冊等の神號古より相傳へてその義詳ならずといふと私記には見へたりもし神功によりてかゝる號おはしまさむにはこの二柱の神は豊葦原の中國を始開き給ひて其功既に至り其德も又大也

と見えしかば舊事紀に伊弉と稱し申せしは勇といひ功といふ義によれるも知るべからず

古訓に勇の字を伊佐と讀み功の字を伊佐袁斯と讀む此等の字我國の古語にいひし所と其義相合ふが故に假用ひてかゝる訓は有しなるべし

もし又地名によりてかゝる號おはしまさむには常陸國新治眞壁二郡之地に並に伊讃といふ郷あり此等の地其神跡のある所なるも知るべからず那伎と申し那美と申せし事は舊事紀古事記等に沫那藝沫那美の二神頬那藝頬那美の二神も見えたればたとへば神呂伎とは神父にて神呂彌は神母也といふ事のごとくに梁塵秘抄に　上古の俗男神をば那伎といひ女神をば那美といひしと見えたり但し舊事紀日本紀に諸の字册の字等を假用ひられしは其義詳ならず

古事記には伊耶那伎伊耶那美と玄るし風土記延喜式等にも伊射奈伎伊射奈美伊佐奈岐伊佐奈彌等の字をもちひたりき

又伊弉諾伊弉册二柱の神は青橿城根尊の子也とも又一説に沫蕩尊伊弉諾尊を生ともいふ事舊事紀に據るに青橿城根尊または沫蕩尊とも申すさらば伊弉諾の青橿城根の御子たりしは一定也一説に據る時は伊弉册尊は青橿城根尊の生給ひし所とは見えず

これは沫蕩と申すも青橿城根と申すも一神にてましますに一説には沫蕩尊伊弉諾尊を生給ひしとのみ見えて伊弉册尊をも生給ひしといふ事は見えざる故也

凡男女耦生の神に妹と稱せしものは必らず其父母を同じくするの謂にはあらず上古の俗夫を稱して兄といひ妻を稱して妹といふ男女相親しむの謂也と見えたり

兄讀で勢といひ妹讀で伊毛といふ夫婦を稱して妹兄といふ卽此也凡妹といふもの後みなこれに倣ふべし

國常立尊より伊弉諾尊伊弉册尊に至る迄これを神世七代と稱すといふ　これ日本書紀によりし所也

神世七代といふ事舊事紀古事記日本紀に見えし所各異也舊事紀には神世の始に天讓日天狹霧國讓日國狹霧尊といふを玄るして天祖とし

國讓日の日の字を月の字にや作るべき神皇實錄には天讓日の下に陽神日神と分注し國讓月としるして陰神月神と分注せり

次に天御中主尊可美葦牙彥舅尊二神をしるして天神の一代とし次に國常立尊豐國主尊を二代とし

凡天神の外に又別天神の事をしるされたり其別天神の事は下に詳なればこゝにしるさず

次に角樴尊妹活樴尊を三代とし次に埿土煮尊沙土煮尊を四代とし次に大苫彥尊妹大苫邊尊を五代とし次に青橿城根尊妹吾屋橿城根尊を六代とし次に伊弉諾尊伊弉册尊を七代として此二柱の神は天降ります陽神陰神と注せられたり古事記に見えし所は天地初開し時成神の名天之御中主神次に高御產巢日神次に神產巢日神次に宇麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神此五柱神は別天神とす次に國之常立神を一代とし次に豐雲野神を二代とし次に宇比地邇神妹須比智邇神を三代とし次に角樴神妹活樴神を四代とし次に意富斗能地神妹大斗乃辨神を五代とし次に游母陀琉神妹阿夜訶志古泥神を六代とし次に伊耶那岐神妹伊耶那美神を七代とす國之常立神以下伊耶那美神以前を幷に神世七代と稱すとしるせり日本紀に見えしところはこゝにしるすがごとし

こゝに記すとは上に見えし本文をいふ也後之に倣ふべし○舊事紀には天御中主可美葦牙の二神を一代とし國常立豐國主の二神を二代とし角樴活樴此二神を三代とし是より以下は日本紀に見えし所に相同じ古事記には國ノ常立を一代とし豐雲野を二代とし宇比地邇妹須比智邇を三代とし角樴妹活樴を四代とし之より以下は日本紀に見えし所に相同じ又舊事古事等の記にみへし角樴の神と申せしは其立給ひし所の地名によりて此號おはしますなるべし常陸ノ國風土記に據るに角樴とは常陸ノ國多阿郡にありし地の名也後に改めて黑前といふ卽今も彼國に黑前山といふ山の侍る也活樴神は角樴神の妹の命と見へたりそれが中に國狹槌尊と申すは舊事紀には國常立尊を又國狹立とも國狹槌とも申せしとしるされて古事記には此神の事はしるしも置かず此等の國史に見えし所のおなじからざる事既にかくのごとしい

づれをか其徴とすべき古語拾遺に開闢之初に伊弉諾伊弉册の二神ましませしとのみしるしてこれより上つかたの世の事に及ばざりしは其疑を闕し所也と見へたり然れども神世七代といふ事は舊事紀古事記日本書紀等に見えし所皆同じければ上世より言嗣し事ありしとは聞へたり天神七代地神五代といふ事に至りては此等の國史にも見えし所にもあらず但し舊事紀に天神地祇等の本紀をしるされしかども其天神本紀には忍穗根瓊々杵等の尊の御事をしるされ〔此二神は世にいひ傳ふる所の地神にてまします〕地祇本紀には素盞雄大己貴等の神の御事をしるされたりきさらば天神七代地神五代などいふ事は後人の附會に出し所決して疑ふべからず信ずるにたらず

亦天地初て剖判し時に高天原に成神の名天御中主尊可美葦牙彦舅尊と申す二柱の神おはしましき其次をば天八下尊と申し其次をば天三降尊と申し其次をば天合尊と申し又は天鏡尊とも申す其次をば天八百日尊と申し其次をば天八十萬魂尊と申し其次には高皇産靈尊神皇産靈尊津速魂尊等の神おはしましたりき〔天御中主尊の後凡六世にして高皇靈尊に至るこれ

天は舊事紀によりてしるす所也但し舊事紀には祖天讓日天ノ狹霧國讓日國ノ狹霧尊と申せしをばしるされ其次に天ノ御中主尊可美葦牙彦舅尊をばしるされたり釋日本紀には日本紀は舊事紀を本として撰ぶ所也と見へたれども日本紀に天祖の事をばしるされず舊事紀にも天祖の事は見へざれば今こゝにこれをしるさず又古事記には高天ノ原に成神の名天之御中主ノ神次に高御產巢日神次に神產巢日ノ神また成神の名宇麻志阿斯訶備比古遲ノ神次に天之常立ノ神此五柱の神は別天神としるしき其しるせし所も日本紀に見えし所と同じからずといへども日本紀注に引れし一書の說には相合ふ所ありまた古語拾遺には天地剖判の初天中所レ生之神ノ名天ノ御中主ノ神といふ其子三男あり長男高皇產靈ノ神次に津速產靈ノ神次神皇產靈ノ神としるせり此書によるときは高皇產靈等の三神は皆是天御中主ノ神の子にてまします也此說は古事記又日本紀注に見へし所には相合ふに似たれども高皇產靈ノ神は天照大神と其時を同じくし給ひしと見へたれば天地剖判の初に所レ生神の子也といふ事心得られず古事記

日本紀の注等に見へし所の中天御主尊と申すはたとへば大皥庖犧氏の後凡十五世皆庖犧氏の號を襲ぐ也といひし事のごとくに天地剖判の初所ㇾ生神の後世々相襲て天御中主尊と稱せしなるべし神皇實錄神皇系圖等の書に高皇產靈尊をも天御中主としるせし卽此也其世次の詳なる事は舊事紀に見えし所にしくものなければ今其文によりて別天神とも申し天の別神とも申すおはしませし事をこゝにしるす」

高天原とは私記には師說上天をいふ也按ずるに虛空をいふべしと見えたり後人の諸說これに同じ此等の說皆是今字によりて其義を釋し所也凡我國の古書を讀には古語によりてその義を解くべし今字によりて其義を釋くべからず高の字讀で多珂といふは古にいふ所の高國（舊事紀に見えしところなり）多珂國（常陸國風土記に）卽今常陸國多珂郡の地是也天の字古事記に讀で阿麻といふと注しき上古の俗に阿麻といひしは海也阿毎といひしは天也天亦稱して阿麻ともいふは其語音の轉せしなり原の字讀で播羅といふ上古之俗に播羅といひしは上也されば古語に多訶阿麻能播羅といひしは多珂海上之地といふがごとし古語に播羅といふは上也とはたとへば日本紀に川上の字を讀で箇播羅といふがごとし今も常陸國海上に高天浦高天原等の名ある地現在せり

天御中主尊とは天の字讀で海毎といふ御とはたつとき人をさしていふ語也天といひ御といふ其至尊なる事を極言ふの詞也中の字讀で那訶といふ古にいはゆる仲國（舊事記に）那珂國（常陸國風土記に）卽今常陸國那珂郡の地是也（那珂ノ郡又那賀郡につくれり）主とは卽君也此神那珂國の君たるを以て也舊說に天御中主尊は古へ之君也といひしは是也（古事記釋注に）此神は後に伊勢國度會郡山田原にいつき祭る所の豐受大神の御事也と申す歟（豐受大神宮鎮座本紀大田命傳り神皇正統記等の書に見へた）可美葦牙彥舅尊は古事記には宇麻志阿斯訶備比古遲神としるせり可美讀で于麻時といふ（日本紀注）舊事紀日本紀に見へし伊弉諾伊弉冊二柱の神の御言に可美少男可美少女等の語あれば上古の時に其人を稱嘆するの詞也と見えたり（纂疏にも稱美の言と見ゆ）葦牙は私記に萌芽の義也と見ゆ萬葉集の注釋には葦のつのぐみおひたるをいふと見えた

り彦舅讀で比古尼といふ日本紀注古事記には大穴牟遲神をも穗々手見命をも日子遲と稱せし事ありき古語に日子といひ牟遲といふは尊貴の稱と聞えたれば舊事紀には彦舅の字を假用ひられしを日本紀もこれによられし也此神の御事葦牙を以て號せし事其義詳ならず天八下天三降天合天八百日天八十萬魂等の神號亦これ其義詳ならず高皇產靈尊古事記には高御產巢日神としるせり此神は古の高國に立給ひし所にて其國は卽今常陸國多珂郡の地これ也皇の字讀で美といふ事御の字を讀むの語に同じ產靈讀で武須毗といふ日本紀注古語に武須毗といひしは尊親之義と聞えて皇親神とも皇睦神とも見えしは古語拾遺延喜式等すなはち此神の御事を申す也

舊事紀に高皇產靈尊又は高魂尊ともいひ又は高木命ともいひし由を注せられたり魂の字讀で多末といひしなるべし上古の神號に魂としるし玉としるせるもの多しこれは今字を借りてしるす所の異なる也古語においては其義異なるにはあらじすべて上古に稱して多末といひし語は褒稱するの詞なりきしかるに後人多珂武須毗の號あるを以て高魂の字を讀でも多珂武須毗といふもし高魂をも讀で多珂武須毗といふべくは高皇產靈尊又は高魂尊といふとは注せらるべからず

神皇產靈尊上古之俗其人を尊びて加美といひしはよのつねの事也此神をかく稱しけるは地名によりし故にや常陸國多珂郡に賀美といふ鄕ある也津速魂の神號其義詳ならずすべてこれらの神聖東海の地に君たらせ給ひしかば其代の人阿麻徒加美とも申し又其至尊なる事を極稱して阿每の加美とも申せしを後代に今字を假用ふるに及びて天神とはしるされし事とみえたり

こゝに天神伊弉諾尊伊弉册尊二柱の神に詔して修理固成りぬこの多陀用幣流之國天之瓊矛を賜ふて言依し賜ふとのたまふこゝにおいて二柱の神天浮橋に立して其瓊矛を指下して鹽許袁呂許袁呂に畫鳴して引上る時に其矛末より垂落る鹽の累積り島となるすなはちこれ游能碁呂島也其島に天降り坐して天之御柱を見立て八尋殿を見立て伊弉諾尊其妹伊弉册尊と國を生成さん事を議り給ひ吾と汝と此天之御柱を行廻逢ひ美斗能麻具波比すべし汝は右より廻り逢ひ我

は左より廻り逢むと約り竟り給ひて廻り逢ふ時に伊弉冊尊先づ阿那邇夜志愛袁登古袁と言ひ後に伊弉諾尊阿那邇夜志愛袁登賣袁と言ひて女人先言不良とのたまひきかれども久美度邇興して冰蛭子を生む此子は葦船に入れて流去りき次に淡島を生むこれも又子の例に入れず既にして二柱の神議りて我今所生之子不良天神の御所に申すべしとのたまひてすなはち共に參上りて天神の詔を請ひ給へり

〔これ古事記によりてしるす所也舊事古事日本紀并其注に見へし一書等の說大同にして小異ありといへども男女之道此時より始まれる事の由をしるされし所は皆相同じ上古の俗かゝる事言嗣しは此二神國土を生み成されしといふことばにつきていひなせし所にて其事實にはあらず古語拾遺には二神共爲夫婦生大八洲國とのみしるして其他に及ばざりし事誠に然也これによりて今こゝにもたゞ其大要をしるす所也又日本紀に此一節より下の一節までを併せて一節にしるされたり今こゝに二節とする事は其文長くして見るに便りならざらむ事を思ふが故也後皆これに傚ふべし〕

天神とは高天原にまします所の神也いづれの神といふ事は詳ならず修理固成はいかなる事をさし給ひしといふ事又詳ならず此語舊事紀等には見へず古事記にのみしるせしには必らず其謂有べき事也多陀用幣流之國といふ舊事紀には豐葦原千五百秋瑞穗之地を寄賜ふとのみしるされて日本紀注に見えし所も又相同じ然るに古事記にかくしるせしは彼國分れ爭ひていまだ一に歸せずといふの義と見えたり天之瓊矛日本紀に瓊は玉也此曰努と注せられたり古事記には天沼矛としるせり其假用ゆる所の字には瓊と沼との異あれども讀で努とするに至りては其語同じければ今こゝには日本紀に見えしまゝにしるす也私記には古者玉を謂ひて或は努とし貳とすこれによりて日本紀の異本に努の字を貳に作れるもありと見へたり此等の義によりて後世に及びて又玉鉾などもいふ事あり凡矛鉾の類を玉を以て稱する事は舊說に瓊とは美稱也不必以瓊玉之飾といひ又天神の瓊矛賜りて言依し給ひしは後世に將軍を命ずるに節刀を賜ふの義のごとく也といふ纂疏天浮橋は天の字讀て阿麻といふ卽海

也浮橋は連舟至岸をいふ也ここに天浮橋といひしは連海之戰艦をいふなるべし鹽卽潮也許袁呂許袁呂は矛を以て畫するの聲也然るをかくいひしは游能碁呂といふ島の名をいひ出すべきための詞也たとへば歌詩に興の義あるがごとしこれすなはち我國のさまなり（古人の發語の詞とも諷詞とも枕詞ともいひしはこれなり）游能碁呂は舊事紀に礠馭盧と云るさる日本紀これによれり假用ふる所の字異なれども其語は相同じ自凝といふがごとし此島は卽今淡路國西南の隅にありて俗猶存其名也と私記には見えたり天之御柱を見立つとは舊事紀に天瓊矛を礠馭盧島の上にさしたて〻國中之天柱とし給ひしとあるは此事也天の字讀で阿毎と云すなはち天也柱の字讀で簸旨邏といふ（日本紀注）古語に波といひしは永きの義（萬葉集釋注に）志羅といひしは標也永久之標といふがごとし凡我國の俗初に地を占むる時は其標をたつ彥父瓊々杵尊の天降りませし時に建られし所の矛は今に至て日向國高千穗峯に猶現存す又神功皇后新羅を征し給ひしに其國王降伏しかば以所杖矛樹於新羅王門爲後葉之標と云しも此義也（神功皇后紀に）八尋殿は八は

神世所尙之數也といふ（私記）尋は讀で比呂といふ殿の字讀で美阿良可といふ（古語拾遺）舊說に尋とは八尺也一方に八尺づ〻八角に造れる殿也といふ（神代卷抄）これ後代の制によれる說也凡我國之俗兩手を展て物の長短を量るを比呂といふ必らず八尺を以て尋とするの謂にもあるべからず見立とは經始といふがごとし國土を生成すといふは土地を開拓といふがごとし舊說に凡生といふ事は造爲をも生といひ出現をも生といふ不必生產之義といふ（纂疏）此後伊弉諾尊の伊弉冊尊に吾と汝と所作之國いまだ作り竟らずとのたまひしと見へしも又此義と相同じ美斗能麻具波比は舊事紀日本紀共に或は遘合ともしるし或は共爲夫婦ともしるして男女交會之義とせられし心得られずこれは二柱の神相約し給ふにをの〳〵わかちひきゐませし御軍をかしこに行あひて一つにせんとのたまひし事たとへば足仲彥天皇（仲哀天皇の御事也）熊襲國を討給はむとてみづからは紀伊の德勒津より穴門に幸ますべし皇后は角鹿の笥飯津よりして穴門に逢たまへと約りたまひし事のごとくなりしを上古朴陋之俗かくは謬傳

へしなるべし（皇后は神功皇后なり紀伊は今の紀伊國角鹿ノ國は今の越前穴門は長門ノ國なり）阿那とは事の甚切なる皆阿那と稱すといふ（古語拾遺）遖夜志愛は其義不レ詳日本紀注の一書には舊事紀によりて妍哉としるして阿那而悪夜と讀み可愛としるして哀と讀むと注せられしを舊說に悅之言也と釋したり（纂疏）袁登古袁登賣舊事紀日本紀には少男少女としるさる下の袁の字は語辭と見へたり（俗にてにをはなど申す也）久美度邇興は其義又不詳日本紀注には於奇戸一爲起としるされしを私記には奇戸は猶忽然也と釋したれば古語に久美度といひしは猶今たちまちにといふことばのごとくなるにや冰蛭子舊事紀に見えし所もこゝにしるすが如くにして此後二柱の神日神月神素戔烏尊を生給ひし次に又蛭子を生給ひしに三歳になるまで脚なほ立給はず初二柱の神巡レ柱の時陰神先づ言を發したまひし事の陰陽の理に違ひぬれば此故に初終に此兒を生給ひぬとしるされたりさらば蛭子と申せし御子二柱おはしたる也然るに古事記には國土を生給はむとて最初に蛭子を生給ひしとのみ見へし事こゝにしるすがごとし日本紀には日神月神を生給ひし次に蛭子

を生たまひ其次に素戔烏尊は生れ給ひしと見へたりいづれを徵とすべきすべて此等の事上古の俗言嗣語嗣ぎし所に出て盡く信ずるにたらず強て其誤をつくるべからず淡島は日本紀注には淡洲としるさる其地未レ詳按ずるに日本紀注の一書に淡路の洲淡洲としるされし文ありさらば淡洲といふは淡路の洲にある所の地名と見へたり○此一節は天神伊弉諾伊弉冊の神に言依すに葦原の地を征す事を以てし給ひしかば二柱の神舟師をひきゐて海にうかび西に下りて一島に至り給ひしに初には其島神迎戰ひぬれども終には自ら來り降りたれば天神所レ賜ノの寶戈を建て其地を得給ひし事の標とし二柱の神こゝにとまりてなほ南北の地を徇む事を相議りて男神はみづから左軍に將とし女神は右軍に將たらしめて此島を行廻りて其軍を合せて進み戰はむと約し給ひしに右軍節度を受ずして輕く進みて先んじ左軍後れて期を失ふ二柱の神行遇ひ給ふ事を悅びたまひしかどもすでに前後相接らず其戰利なくしてはづかに邊海の民を虜略し海中の一小島を得たまふのみなりしかば其虜略せし所のも

のを放還し其得し所の小島を棄て終にその兵を引て高天原に還り給ひしといふ事のごとし

天神布斗麻邇に相せて女先言ひて不良亦還り降りて言を改めよと詔りし給ひしかば還り降りてその天之御柱を往廻る事先のごとしこゝにおゐて伊弉諾尊先づ阿那邇夜志愛袁登古袁と言ひ妹伊弉冊尊後に阿那邇夜志愛袁登賣袁と言ひ終りて御合せて御子淡路之穗之狹別島を生みつぎに伊豫之二名島を生む島は身一つにして面四つあり毎レ面に名あり伊豫國を愛止比賣といひ讚岐國を飯依比古といひ粟國を大宜都比賣といひ土佐國を建依別といふ次に隱岐の三子島を生む亦名は天之忍許呂別次に筑紫島を生むこの島も又身一つにして面四つあり毎レ面に名あり筑紫國を白日別といひ豐國を豐日別といひ肥國を速日別といひ日向國を豐久士比泥別といひ熊曾國を建日別といふ

〔舊事紀に一云佐渡島と注せられたりこれは一說にこの時に佐渡島を生れしともいふ由を注せられし也熊曾の國の一名を佐渡島といひしといふにはあらず〕

次に伊岐島を生む亦名は天比登都柱といふ次に津島を生む亦名は天之狹手依比賣と云次に大倭豐秋津島を生む又名は天御虛空豐秋津根別といふ此八島は先に所レ生なるによりて大八島國といふかくて後に還坐之時に吉備兒島を生む亦名は建日方別といふ次に小豆島を生む亦名は大野手比賣といふ次に大島を生む亦名は大多麻流別といふ次に女島を生む亦名は天一根といふ次に知訶島を生む亦名は天之忍男といふ次に兩兒島を生む亦名は天兩屋といふ凡十四島を生む其處々の小島は皆是水沫潮凝て成れるものなり

これ舊事古事等の記によりてしるす所なり

布斗麻邇は舊事紀に太占の字を假用らる日本紀これに同じ私記に上古の時は龜卜をば用ひずトには鹿の肩骨を用ふこれを布斗麻邇といふと見えたり舊事紀古事記に天香山之眞牡鹿之肩を內拔て天香山之天波波迦を取りて占はしむと見へし此也

天香山は山名波波迦は木の名也類聚倭名抄には本草を引て櫻桃一名は朱櫻こゝには波波迦といふと見へたり

又龜卜は皇孫天降ます時より始れりといひ（釋日本紀）或

は龜の甲をやきて占ふ事は奥の夷のせし事也ともいふ也奥義抄に　淡路とは舊事紀に先づ淡路の洲を生みて胞とす意所レ不レ快が故に淡路洲といふすなはち謂二吾恥一也と見えたり日本紀亦之によりて記されき舊説に初は必らず珍子を生むとおもひ給ひしに今おもはさる外に此惡子を生給ひしが故に吾恥島と名付られしといふ私記　此説いかゞあるべき初には淡洲といひしを今改めて淡路洲と名付られしにやこれ其初は此地を保つ事を得ずして棄られし所なれば吾恥る所也などの給ひしも知るべからず日本紀注の一書に先以二淡路洲淡洲一爲レ胞と見へて此時に當りて此島を生れしとは見へず又胞とすといふことも此島は初に棄て子の例に入れずといふ事のあるによりて也穗之狹別とは其島神の名也伊豫二名之洲とは今の伊豫讃岐土佐阿波等の四國の地を總稱せし名なる也二名洲といひし事其義不レ詳私記に上古之時にいまだこれらの國名ありしにはあらず史書撰述の時の名によりて記されし所也又凡國名其義未レ詳先儒も說を傳へずと見えたり凡國名其義不詳といふ事後皆これに倣ふべし　身一つにして而四つありとは一島の地勢其體面おのづから四つにわかれし也伊豫國とは其島西南の地方古の伊余國久味國小市國怒麻國風速國等の地今の伊豫國卽此也愛止比賣とは其國神の名也讃岐國は其西北の地方卽今の讃岐國此也飯依比古は其國神の名也粟國は其東北の地方古の粟國長國この地卽今の阿波國此也大宜都比賣は其國神の名也土佐國は其東南の地方古の都佐國波多國等の地卽今の土佐國也速依別は其國神の名也凡其國神の名比賣といふは女子之稱比古といひ別といふは男子之稱古の俗男子を稱して別といびし由は萬葉集釋注に出づ　後皆これに倣ふべし隱岐國は古の意伎國卽今の隱岐國なりといふ三子島の義不レ詳天久忍許呂別は其國神の名也筑紫洲は今の西海九國の地を總稱せし名也筑紫國は古の筑志國筑紫米多國等の地いまの筑前筑後等の國卽此也白日別は其國神の名也豐國は古の豐國字佐國國前國比多國等の地卽今の豐前豐後等の國此也豐日別は其國神の名也肥國は古の火國松津國末羅國阿蘇國葦分國天草國等の地卽今の肥前肥後等の國此也速日別は其國神の名也日向國は卽今の日向大隅薩摩等の地豐久士比泥別は其

國神の名也熊曾國舊事紀には熊襲國としるさる私記に據るに日向國嶮唹郡之地即此也建日別其國神の名也

熊襲の字肥後筑前等國風土記に讀で球磨嶮唹といふべし○倭名抄には嶮唹郡は大隅國に屬す

伊岐島は古の伊吉島卽今の壹岐國天比登都柱は其島神の名也津島は古の津島縣卽今の對馬國天之狹手依比賣は其島神の名也大倭豐秋津洲は古への代代其地を割き其地を併せて國郡を置れし事其沿革同じからず凡て今の畿內東海東山北陸山陰山陽等の地此也天御虛空豐秋津根別といふは其國神の名を稱ずるに似たれども詳なる事は古よりいひも傳らず吉備は古の吉備中縣國宍國風治國等の地卽今の備前備中備後等の國也兒島小豆島等は備前國の海中にあり知訶島は舊事紀には血鹿島としるされたりさらば肥前國松浦郡中値嘉鄉は一百餘の近島ありといふもの卽此也（肥前國風土記に）此餘は卽今所在の海島と其名同じきあれども古の時にさしいひし所詳ならず建日方別大野手比賣等は皆是其島神の名也○此一節は天神太占にうらへて征戰の利は我軍の相和ぐにある事を男女の神に告げ戒め給ひしかば二柱の神ふたゝび其御軍をひきゐ天降りまして初に得給ひし所の淡洲に據りて西南北の國々を征されしに國人の來り服せし事其父母に歸するが如くなりしかば其國を以て國神に言依し賜ふ事もとのごとくにして其始を更たまひし御事を大八洲の國を生成たまひしとは言嗣しなるべし凡大八洲の國を生給ひし次第舊事古事等の記に見へし所は相おなじ日本紀に見へし所は淡路洲を胞として乃ち大日本豐秋津洲を生み次に伊豫次に筑紫次に隱岐佐渡を生み次に越洲次に大洲次に吉備子洲を生むこれによりて大八洲國の號起れりとしるされたり又其注に引れし所の諸書の說も其次第皆々異同ありすべてこれは上世より言嗣し所の說同じからずしていまだいづれか是ならむことを知らざれば其疑を傳へられし所也但し舊說に越洲は畿內の地と相連りて別洲といふべからず舊事紀の說を得たりとすといふ

纂疏○越洲といふは古の高志國三國角鹿國賀我國江沼國能等國羽咋國伊彌頭國久比岐國等の地

卽今の越前越中越後加賀能登等の國これなり
今こゝにしるす所は舊事古事等の記に據りし所也
又日本紀注に見へし諸說を按ずるに大八洲の號あるによりて八洲の數に合すべきがために强て其說を作れりと見ゆる事どもありしかるべからず大八洲といひしもこれ又八數を尙ぶの義とみへたり

神代卷抄に

既に國を生終りて其後に海神名は大綿津見神水戸神名は速秋津日子神妹速秋津比賣神等凡十柱の神を生み給へり其速秋津日子速秋津比賣の神河海によりて持別て風神名は志那都比古神木神名は久々能智神山神名は大山津見神野神名は鹿屋野比賣神亦名は野椎神等十一柱を生む大山津見神野椎神山野によりて持別て八柱の神を生む

〔日本紀古語拾遺等には男女二柱の神海川山等を生給へりと見へたり心得られず舊事紀古事記には其神を生み給へりと見へたり今こゝには舊事古事等の記によりてしるす也〕

・大綿津見神または少童命ともしるす志那都比古神又は級長津彦命ともしるす久々能智神又は句々廼馳神ともしるす大山津見神又は大山祇神ともしるす也此等の神を生れしといふ事は此等の神を祀られし事此時より始りて又其祀を掌れる職をわかち命ぜられしをいふなるべし

此等の神とは河海山野等の神をいふ也其祀を掌れる職とは河海山野等を祀るべきものに其職を分ち命ぜられしをいふ

たとへば帝舜卽位の初に望二于山川一徧二于群神一といふ事のごとく（虞書）又祭祀以馭二其神一（周禮太宰之職）などに見へしに其義同じかるべき事也

かくて伊弉諾伊弉册二柱の神共に日神を生みまします大日靈貴と申す此御子には授くるに天上の事を以てし天之御柱を以て送り奉らる次に月神を生みましたます月讀尊と申す又は月夜見とも月弓とも申すこれ又日に配てしらしむべしとて天に送り奉らる最後に素盞烏尊を生みまします此神天下をしらしめらるべし然るに常に哭泣ることをわざとし青山をば枯山のごとくに泣枯し河海をば泣乾かすこゝを以て惡神の音狹蠅のごとくにして萬物の妖吹風のごとくに皆發りき（これ舊事紀日本紀古語拾遺等によるところなり）

日神とは日を主りたまふ神也月神また此義におなじ大日靈貴は讀で於保比屢咩能武智といふ（日本紀注）於保は即大也比屢咩は即日女也女子の尊稱也武智とは上古の俗貴きを稱ぜし語也すなはちこれ授くるに天上の事を以てすとは古事記に汝命は高天原を知れと事依し賜ふと見へしこれなり天之御柱は初め二柱の神天降ります時に天神の事依し賜ひし所の天之瓊矛也然るを日神に附て還したまふは天神の事依し賜ふ所その功すでに成りぬる事を報じ告げ給ふ義なるべし月讀月夜見等の字を讀む其語相同じしかるを假用ゆる所の字異るは其義もまた異也と見へたり上古の俗に讀むといひしは凡物の數をかぞふる事をいひきさらば月讀とは日月一たび會して一月となり十二度會して一年をなすによりていひ月夜見とは日に代りて夜に現はるゝの義によれるなるべし月弓とは其語の轉ぜしにてまた其象を取りていひし所なるべし

たとへば上弦下弦は弓を張れる象なり望は其持滿の象のごとくなるがごとし

此神の御事は舊事紀に滄海原の潮の八百重を治しむべし後に配レ日而知二天事一所レ知夜之食國也と見へたりさらば始には滄海原の潮の八百重をしり給ひしかども後には日に配て天上之事を知りたまひし也滄海原の潮八百重とは海上の廣く遠き事をいふなるべし今按ずるに壹岐島壹岐郡に月讀神社あり名神大社と見へたり（延喜式）これ海上の事を治めたまひしが故に此等の國に其神跡ありしにや又月讀命は壹岐縣主等祖なる由も見えたれば（舊事紀に）其縣主は此神の後なるが故に其國にいつき祭れるもしるべからず又舊事紀日本紀注等に此神天照大神の詔をうけて葦原中國に降りて保食神の許に至り給ひしなどいふ事ありこれ後に配レ日て天事を知り給ひし時の事なるべし今も伊勢の度會郡に月讀宮月夜見神社等おはしますと見へたるは（延喜式元元集等）これ又配レ日といふ義による歟素盞烏尊は舊事紀には速素盞烏尊としるされ古事記には建速須佐之男神としるせり速といひ建といふも此神の勇悍くおはしける義なるべし（此神の御名猶多し文長ければこゝにしるさず）青山を泣枯し河海を泣乾したまひしといふは生れながら其性の兇暴におはしたるを申せしなるべし狹蠅は五月蠅

ともしるされて（日本紀）讀で佐波倍といふ夏月の蒼蠅の衆多なるをいふと見へたり（纂疏）常に哭泣ちるといふより萬物の妖皆發れりといふまでは倘書に丹朱の傲なる事を數へいひしごとくに此神の惡を極言ふの義なるべし

其後伊弉冊の神火神軻遇突智を生むによりて遂に神避ましければ出雲國と伯耆國との界比婆之山に葬まつる又紀伊國熊野の有馬村に葬まつる土俗此神の魂を祭るには花時に以花祭るまた鼓吹旛旗を用ひて歌舞て祭れり

これ舊事紀古事記によりて志るす所也日本紀には此神の神避ませし事はしるされずして注には舊事紀古事記に見へし所をしるされきこれは舊事古事等の記に見へし所心得がたき事のみなれば其疑を闕れしなるべし然れども此神のかくれ給ひし御事は志るさるまじき義にあらずこれによりて今こゝには此神のかくれませし事と葬まつりし地とを志るして舊事紀古事記幷に鎭火祭りの祝詞等を併せ考へてその大要を此下に注す

火神軻遇突智は又は火之燒速男命神又火々燒炭神（舊事紀に炭一作彦）又は火之燒炭古之神又は火之迦具土神又は火之産靈（日本紀注）又火結神といふ（延喜式）出雲國は下に詳也伯耆國は古の波伯國卽今伯耆國也比婆之山其處所未詳紀伊國は古の紀伊國熊野國等の地也卽今紀伊國也熊野は今牟婁郡に屬す或說に有馬村に産田社といふあり卽是伊弉冊尊神退ます地也その東に隱窟あり産立窟とも花の窟ともいふ伊弉冊尊を葬まつる所これなり暮春に繩を以て花または旛旗をつくり圍繞し歌舞して祭る神世の遺俗也といふ（那智三巻書）伊弉冊尊神去ませし事舊事紀古事記に見へし所によるに伊弉冊尊火神を産み給ふに及びてその爲に燒れて神去ます伊弉諾神其妹の神を子の一木に易たまひしをふかく恨給ひてみづから帶せる十握劍を拔て火の神の頸を斬りて段々になし給ふに其段こと〴〵く皆神となれり又御刀に垂りし所の血もみな〳〵神となるかくて妹の神を見給はんとて黃泉國に追往き其殯斂之處に至りませしに伊弉冊の神なほいけりし御時のごとくに其殿より出迎ひしかば吾と汝と所作之國未作竟還り給ふべしとのたまひしに悔しくも來まする事の晚か

りき吾は黄泉火喫しぬ入來ます事畏し去かれども我つぶさに黄泉神と相論はん我をな見ましそとのたまひて殿の内に入りたまへり甚久しく待わび給ひし左の御髻に挿給ひて湯津の津間櫛の男柱を引かきて秉炬として入見給ひしに宇士多加禮斗呂々岐氐其上に八雷神化り居れり見畏みてすみやかに逃還り給ふに及びて妹の神その辱見しめたまふ事を恨み給ひ黄泉醜女して追とゞめ又其八雷神に千五百の黄泉軍副て追しめみづからも追來りますなはち千引の石を黄泉比良坂に引塞で其石を中に置て對立してつゐに事戸を度るの時伊弉冊の神愛我那勢命

愛の字訓は二柱の神巡レ柱の所に見ゆ蓋男女親愛之詞

如此し給はゞ汝國之人草一日に千頭を絞殺さんと言ひしを伊弉諾の神は愛我那邇妹命汝爲レ然ば吾一日に千五百産屋を立むとのたまひき其所謂黄泉ノ比良坂は卽今の出雲の國伊賦夜坂をいふなり今世ノの人婦死ぬるに夫葬處を避るはこれによれり凡其所謂黄泉比良坂は別に處あるにはあらじたゞ死るに臨で氣絶之際をいふ歟かくして伊弉諾の神吾は志許米志許米伎穢國に至りてありけり御身の禊せむと言て筑紫日向の橘小門の阿波伎原に至りまして禊祓し給ふ時に脫棄られし御身に著し物ども化り出し所と又御身を滌たまふによりてなれる所との神等多くおはしましき

神退とは纂疏には死する事を神去といふと見へたり然れ共日本紀注に神退又は神避と云と記されたりさらば其字を讀む所の語は同じく其其義には異る所有に似たり神退とは死する事をいふなるべし神避とは避け隱れ給ひし事をいふにや鎮火祭の祝詞に火結神の爲に燒れて石隱坐て夜七日晝七日我をな見給ひそと申給ひきと見へしは神避の義共いふべし子之一木とは私記に依に上古には貴人をば木に例へし故に一柱を一木などいふ賤人をば草に譬へし故に青人草などいひしと見へたり十握劒は劒の長さをいふ其たけ手掌を合せて量るに十握の長さ有也段々に斬て三段になす共五段になすとも八段になすとも見へたり其化れる所の神の名は舊事古事等の記に詳

也文長ければこゝに記さず黃泉の國は讀で余母都久爾といふ纂疏に依に地下をさすと見へたり殯斂之處は人死して未だ葬ずして納置所をいふ黃泉火喫とは死し穢れし所の竈の火を食ふ也今世の神齋に同火食を忌む事の緣也と纂疏にみえたり入來ます事畏しとは斯る所に來ませし事のいまいましきといふが如し黃泉神と相論はんとは地下を主れる神と事の由を宣ひ論じて還し參せんとの義なるべし湯津とは上古の俗凡物を敬する詞也津間櫛は私記に其形の爪に似たるが故也と見へたれども奧義抄には妻之義歟と見へたり哀久志といふ者もあれば妻之義長ぜるにや男柱は舊事紀に雄柱と記されたり讀で保登利波といふ櫛の牙の大きなるもの也秉炬は讀むこと手火の如し手にとる所の火也卽今の松明などいふものゝ如し舊事紀に今世人夜忌二一片之火一亦夜忌二擲櫛一これ其緣也と記されたりき宇志多加禮斗呂々伎とは宇志は虫也多加禮は聚る也斗呂々伎は爛壞るゝの貌也八雷神とは雷神八部ありし也其名も舊事古事等の記に詳也泉津醜女は醜女

讀で志許賣と云古語に志許とは見憎き事をいふされば舊事紀に醜女の字を假用ひられたり地下の鬼女を云と見へたり私記に今世の人小兒を威んとて許々女といふは此語の訛也と見へたり黃泉軍とは地下の鬼兵をいふなるべし千引石は千人所レ引磐石也其石の極めて大なるをいふ此石今は信濃國諏訪郡に有と神代卷抄に見ゆいかなる據あるにや心得られず黃泉比良坂は私記に出雲國風土記を引て出雲郡宇賀鄉に窟戶あり夫をいふ由見へたり是も心得られず事戶を度るとは日本紀の注には建絕妻之誓と記されたるを私記には夫婦之義を絕つといふと見へたり那邇勢とは上古の俗に夫を稱するの語にて那邇妹は婦を稱するの語也き古事記に千五百產屋を立むと見へしを舊事紀には千五百頭を產むと見ゆ其義は相同じ伊賦夜坂は其處所未レ詳婦死して夫葬處を避くとは古俗此事有しなるべし黃泉比良坂は別に處所有には非じとは是は前に出雲國伊賦夜坂を云とは見へたれどさかは有べからずと云の義也今も人の氣絕しが蘇息しつるを黃泉歸すな

どは申也志許米志許米伎穢國とは見にくし見にくききたなき所也といふが如し私記には其汚穢を以て此名を得たりと見えたり禊とは濯灌て妖邪を祓除く祭也筑紫日向の橘小門の阿波伎原とは筑紫は九州地の總名をいひ日向は一國の別名をいふ小門橘の檍原は日向の北にあり小戸磐屋といふ所は此也と神代卷抄に見へたり卽今日向國諸縣郡に其神跡也といふ所あり是なるや否やをばしらず此時に化り出し神等の名これ又舊事古事の記に詳に見へたり

凡伊奘冊の神火の神の爲に神避給ひし由の一節心得ぬ事共也上世より言嗣し事に斯る類猶多し盡信ずるに足らず其疑を闕なんにはしく可らず此神を葬りし地も相傳ふる所異ある事を私記には神道不測未ㇾ知二其實一所ㇾ聞已異ニにして所ㇾ注又異なり猶是如二黃帝之冢處々不定一也としるせりされど初は神避ませし地につきて出雲國と伯耆國との界に葬りしを後改めて紀伊國熊野に遷葬りし事或は筑紫日向國なる神代の三陵を後に山城國葛野郡田邑陵の南原に祭られし事のごとく（諸陵式に見ゆ此事猶下に詳なり）或は足仲彥天皇を初は穴門國豐浦宮に殯斂しまゐらせしを後に河內國長野陵に遷葬られし事のごとくなるも知るべからず（仲哀天皇を遷葬られし事は日本紀に見へたり）又按ずるに舊事紀に見へし所日神月神素盞烏尊の生れ給ひし事をしるされしに三說ありまづ其初には伊奘諾伊奘冊二柱の神共に日神月神素盞烏尊を生み給ひしとしるされし所今こゝにしるせしがごとくにして次には伊奘冊神退りませし後に伊奘諾神筑紫日向の橘小門檍原に禊したまひし時に左の御目を洗ふ時になれる神の名天照大御神右の御目を洗ふ時になれる神の名月讀命並に五十鈴に坐す伊勢齋大神といふ御鼻を洗ふ時になれる神の名速素盞烏尊出雲國熊野杵築神宮に坐します又次には左の御手に白銅鏡をとり給ふ時になり出るの神を大日靈尊といふ右の御手に白銅鏡をとり給ふ時になり出る神を月弓尊といふ御首を廻らして美屢摩沙可利爾なり出る神を素盞烏尊といふとしるされたりき

白銅鏡讀で麻須美能加々美といふ美屢摩沙可利は舊事紀に顧眄之間の字を假用ひられ日本記注またこれによらる御ぐしをめぐらしてかへり

見たまふの間にといふ義と見えたり
後の兩說による時は日神月神素盞烏神は伊弉冊神の生給ひし御子にはあらず古事記には此三柱の御子は伊弉諾神左右の御目と御鼻を洗ふ時になり給へりといふ事舊事紀第二の說のごとし日本紀には舊事紀第一の說のごとくにしるされて其注には後の兩說をゑるされたり舊事紀日本紀に見へし所は上世より言嗣し所同じからざればその疑を傳へらるゝの義なるべし此等の事すでにかくのごとし其餘の事ども盡く論ずるにたるべからず

伊弉諾神功既に至り德も又大也天に登りて報命し給ひ日之少宮に留り宅たまふ又幽宮を淡路洲に搆りて長隱ましぬ

〔これ舊事紀日本紀によりてしるす所なり古事記には此大神の長隱れませし所の事は見へず〕

功こゝには擧等と讀み德こゝには伊幾保比と讀むといふ功の字よのつねには讀て伊佐袁斯といふ舊事紀日本紀等に此神の御事を功既に至りぬとも又は神功既に畢りぬとも見へたれば伊佐奈岐と號しまゐらせしはその伊佐袁斯おはしませしによれるに似たり報命とは最初に天神の命を以て事依し賜ひし事のその功既にをはりぬるを報じ申されしをいふなり少宮讀で倭柯美野といふと見えたり（日本紀注）日之少宮其處所不レ詳天に登りて留り住ませし所と見へたれば其處所の高天原にありしは疑ふべからず幽宮は加久禮能美野と讀むといふ淡路洲は私記に此州は最初に生出し給ひし所なれば終りにも又かくれ給ふこれは終始を同じくしたまふの義也と見へたり延喜神名式に淡路國津名郡に淡路伊佐奈伎神坐す卽其幽宮をいふなるべし長隱とはかねて此宮を搆りたまひしに神退ませしにいたりて其ところに葬まつるをいふに似たり

これよりさき素盞烏神年すでにたけて八握鬚髯心前に至るまで常に啼泣て怒り恨む伊弉諾大神みことのりして何によりてか事依せし國をばしらずしてかく泣つとのたまひしに妣の國根乃堅洲國に罷らんとおもふが故に泣つと答へ給ひしかば大きに忿怒給ふてさらば汝は此國に住むべからずとのたまひて神夜良比爾夜良比給へり此時に父の大神は淡海の多賀に坐したりけるにさらば天照大御神を見まゐらせて後に

罷りなむと請申されしによりてみことのりしてゆるしたまひき

〔これ舊事紀古事記によりてしるすところなり日本紀には此神の暴惡にましけるを以て父母二柱の神つひに逐はれしと見へたりさらば伊弉冊神いまだ神退たまはざりし時のこと也心得られず〕

八握鬚髯心前に至るとは其年の既に長じ給ひしをいへるなり此神いかなる事を怒り恨みたまひしといふ事詳ならず妣の國に罷らんと言ひしに據りて見る時は御母の神の御事によりて父の大神を恨み給ふ事もありしごとくに聞ゆる歟事依せる國をしらずとは最初に此神には天下の事を言依し賜ひしと見へたりき妣國は伊弉冊神の御國也根の堅洲國はすなはち根國也堅洲國とは傍國といふに同じかるべし〔傍國は垂仁天皇紀に見ゆ〕舊說に根國は黃泉の名也地下をいふ由見へたり〔纂疏〕心得られず根の堅洲國とは出雲國をさしいふに似たり伊弉奈彌命彼國におはしませし事は彼國の風土記にも見へたり古語に山をば根といひけり

萬葉集抄にみえたり富士根筑波根越の白根などいふ卽古の遺言なるなり

上世の時に根國といひしを後に山陽山陰の國といふ古今の言同じからねどさしいふ所異なるにはあらず淡海の多賀は卽今近江國犬上郡多賀鄉也または田可とも多何ともしるせり延喜式に近江國犬上郡多何神社と見へしは此大神の坐せし神跡也淡海の字舊事紀に淡路と見へしは傳寫の誤れるなり古事記には淡海としるせり夜良比は上古の語に驅逐事をかくいひし也

古史通巻之一 終

古史通卷之二

かくて素盞烏神天に昇り坐してなほ其あしき事止時なし然れども天照大神慍給はず恨たまはず平かなる御心にて相容たまふに忌服屋に坐して神衣を合織給ふ時に其服屋の頂を穿て天斑馬を逆剝に剝て墮し入れ天衣女見驚き機より墮て神去るに至りて大神天石屋戸を開て刻許母理ますこゝにおいて高天原皆暗く葦原中國悉闇くして寄夜往き萬神の聲狹蠅奈須滿ち萬妖ことごとくに發りぬ八百萬神憂迷ひて天安の河原に神會に集ひてその祈謝奉るべき方を議り遂に大神を天の石屋より出しまひらするに及びて高天原及び葦原中國おのづから照明らかなることを得つ八百萬神共に議りて素盞烏神に千座置戸を科せ祓具を責て其罪を贖はしめ遂に神夜良毘き

此一節下の一節に通じて日本紀注の一書に據りてしるす所也

其惡事止時なしとは日神の御田に春は放樋埋溝毀畔又重播し秋は刺伏串馬の類也

放樋讀で比波那知といふ樋は渠槽也放つとはこれを廢る也埋溝讀で美曾宇賣といふ水を田に通ずる溝を土を以て塞く也毀畔讀で阿波那知といふ田の界を壞り毀ふなり重播讀で志伎麻伎といふ凡百穀重ねて種子を下す時は其土瘠て穀實なる事を得ず刺串讀で久志佐志といふ田間に杙を刺立て馬を繫ぎて秋穀を踏しむるを云ふ

慍恨給はずとは古事記に據るに御田の畔を放ち溝を埋られしをば地矣阿多良斯登許曾爲如此と言ひ大嘗聞看す殿に屎麻理散らされしをば醉て吐散登許曾爲如此と言ひて登賀米受と

地を阿多良斯とは地を惜しむなり大嘗は日本書紀注に新嘗に作る纂疏に初て穀を嘗むる也冬時の祭也と釋したり大嘗は讀で於保武倍といふよし神代卷抄に見ゆ吐は讀で多具理といふ飲食の物を吐き出すなるべし

忌服屋は舊事紀に齋服殿としるさる神服を織る所の殿也といふ纂疏天斑馬は鹿也といふ纂疏いかゞある

べきたゞ駁馬をいふべし逆剝とは獸を殺して後に其皮を剝をいふと見えたり

纂疏○延喜式祓の祝詞によるに放樋毀畔埋溝重播刺串屎戶生剝逆剝等の八つを天津罪といふと見えたり

天衣織女は舊事紀に天照大神驚動給ひ梭をもちて身を傷ひたまへりといふ一說には織女雅日姬尊おどろきて機より墮て體を傷ひて神去ますといふ其雅日姬尊は天照大神の妹也としるされき纂疏には今攝津國生田社は此神を祭る所也と見ゆ天之石屋戶は舊事紀日本書紀には天窟又は天磐戶等の字を用ひ讀で阿麻能伊播椰又阿麻能伊播等などいふ倭姬世紀の文に據るに伊播とは齋也椰とは屋也天を祀るの齋殿をいふなるべし剌許母理ますは齋殿を鎖して其內に隱れ坐す也高天原皆暗く葦原中國悉暗とは舊事紀に六合之內常闇して晝夜之殊なるをしらず故に萬神の聲狹蠅鳴ごとく萬妖悉發りて常世國に往く群神憂迷ひて手足內廣凡其庶事燭を燎して辨ふとあり凡此等の文は日神の隱れたまひしをいふによりて群神の憂迷ひし事を形容いひし所にてすなはち我國の文のさま也

舊事紀に萬妖悉に發り常世國に往くとしるされしは初め素戔烏神葦原中國にましませし時に萬妖吹風のごとく皆發れりと見えき今に至りて其妖此常世國にも來り往くといふ事にや古事記にはたゞ常世往くと改めしるしたり手足內廣とは猶今も俗にいふことば也手足措くところなきの謂なるべし

八百萬神とは群神といふがごとしこれまた八數によりていひしなるべし天之安の河原は舊事紀に天八湍河河原としるさる其處所不詳八湍とは其川の廣さをいふなるべし安といふはその語の轉せし也河原とは河上といふがごとし

天安之河原を日本紀注の一書には天高市に作れり常陸國久慈郡に高市鄕ありさらば又天八湍河は久慈河をいひしもしるべからず

祈謝の方を議られし事共其文殊に長し舊事紀古事記日本紀古語拾遺等に據りて其大要をこゝに注す

八百萬神天安之河原に集りて高皇產靈神の子思兼神

に思はしめて常世の長鳴鳥を集めて鳴しめ
〔思兼神は舊事紀によるに其思慮の諸神を兼たる故に此名ありしと見へたり此神後に天降れり信濃國阿知祝部等の祖神也といふ常世は國の名その説前に見へたり長鳴鳥は鷄也これは鷄鳴きて日出る義に取れりといふ〕

天安河の河上の天堅石を取り天金山の鐵を取りて鍛人天津麻羅を求めて石凝姥命に科せて鏡を作らしむ

天金山其處所不レ詳天津麻羅も又不レ詳此神の事は下にも見へたり舊事紀には初に天金山に銅を採りて石凝姥命をして日像之鏡を鑄さしむるにいさゝか意に合はず紀伊國日前神これなり次に天香山之銅を採りて天糠戸神をして造らしむすなはちこれ伊勢に崇秘大神いはゆる八咫鏡又は眞經津鏡といふこれ也と見へたり舊事紀に見へし所は鐵を鍛造れる也いかなるいはれありて舊事紀の文をあらためてかくしるしたりけん又舊事紀には天糠戸之神は石凝姥命の子なりとしるされしに日本書紀注の一書と古語拾遺と纂疏とには石凝姥命は天糠戸之神の子也と見へたりいづれか是なる事をしらず上世に女を稱して戸邊といひしと見へたり此神も女神なりしかば舊事紀に姥の字を假用ひられしにや古事記には伊斯許理度賣命としるせり又按ずるに天糠戸命は鏡作連等の祖神也とも見へたり

玉祖命に科せて八尺勾璁之五百津御須麻流を作らしむ

玉祖命は舊事紀によるに伊弉諾御子櫛明玉神としるされ日本書紀注によるに玉作部遠祖豐玉とも又は伊弉諾の、兒天明玉とも見へたり姓氏錄によれば天明玉命は高魂命之孫玉作連の祖也是又いづれか是なる事をしらず八尺讀で耶佐加といふ其長きをいふ也私記には越後國風土記を引て八坂とは地の名也其地より出る青玉を青八坂丹といふ此玉にてつくれる也八尺といふにはあらずと見ゆ心得られず勾璁又は曲玉ともしるして舊說には其形の曲れる玉也といふこれも心得られず私記に據るに御須麻流とは美玉を聯綴りて造り成して頸にかけて飾りとするものなりと

みへたれば多くの玉に緒を貫く事たとへば玉佩のごとくならむにはおのづから委り曲ぬべし此故に麻加多末といひしなるべし又古語に加といひしは赤色をいふとも見へたりその麻加多末といひしは麻とは眞男鹿眞堅木などいふ眞のごとく加とはその赤色なるをいひしも知るべからず曲玉とも勾璁ともしるされしは實には曲れる義にはあらずしてたゞ其赤玉の謂也しかば又八坂瓊などもいひしにや瓊は赤玉也と見へたり五百は讀で伊保といふ其數の多き也津とは物を數ふるの語助なりこれによりて箇の字を假に用ゆ御須麻流は舊事紀に御統の字を假用ひらる多くの玉を綴集めてなすの義なるべし日本書紀にも御統の字を用ゆ

天兒屋命天太玉命をして天香山の眞男鹿の肩抜に內抜て天香山の天婆々迦を取りて占はしめ麻迦那波しめて

天兒屋命は津速魂尊三世の孫にて興登魂命の子ト部中臣等の遠祖春日社第三殿に祭る所藤氏の祖神といふ者これなり天太玉命は思兼神の弟にて齋部宿禰の祖神名式に安房國安房郡安房坐神社と見へ又大和國高市郡太玉の神社といふものは此神なり天香山は其處所不レ詳舊事紀日本紀萬葉集等を併考ふるに後の筑波嶺一名見果山といふもの卽此也眞男鹿は上古の語に凡物に眞といふことばをくはへ稱せしは其物を敬する詞にしてなほ御といふ詞のごとし肩抜に內抜とは男鹿の肩骨を全く抜取るをいふ婆々迦は樹の名前に見へたり此樹を以て彼骨を焚て其兆を見て吉凶を占ふなり占はしむ麻迦那波しむとは祈禱の方すべて思兼神おもひはかりて兒屋命に占はしめてその吉凶を決め太玉命をしてその事を辨へ治めしめしをいふ成べし

天香山の五百津眞賢木を根許士爾許士て上枝には八尺勾璁の五百津御須麻流を取り著け中枝には八尺鏡を取り繋け下枝には白丹寸手靑丹寸手を取り垂て

眞賢木は眞坂樹ともしるす樹名也倭名抄に楊氏漢語抄を引て龍眼木の字を用ゆ今俗にいふ所の榊の木也佐加といふは榮なり私記に地に刺立て

神を祭るの木也と見へたり五百津は其樹の多きをいふと纂疏に見へたり心得られず日本書紀筑前國風土記等に據るに五百枝賢木を拔とるといふ文ありたゞ其木の榮えて枝多きをいふなるべし根許士爾許士とは根ながらに移すをいふ也舊事紀には山雷神をして掘らしめられしと見へて掘の字を左禰古自の禰古自のと讀むよし注せられたり上枝に取著られし所はすなはち玉祖神のつくられし所なるべし中枝に取り懸られし所はすなはち石凝姥命のつくられし所なるべし八尺鏡は舊事紀には八咫としるされしを古事記には改めて八尺としるして讀で八阿多といふ由を注す公望私記に阿多とは手の義なりと見へたり上古の俗に多といひしは卽手なり阿といひしは發語の聲なり凡八數は神世に尙びられし所なれば其數かならず八に限らねども八を以て稱せし事もありと見ゆしかるに天德御記による時は此神鏡をうつされし所の御鏡徑八寸許と見へたれば八阿多といふは其數おのづから中婦人の手の長にも相合へり又古事記に八咫の字を改めて八尺

の字を假用ひし事は說文に八寸を咫といふと見へたれば八咫の字を假用ひる時は八寸なるものの八つなるなりさらば此神鏡の圍六尺四寸にして其經二尺一寸三分餘也しかるべからず此故に說文に古周の代には八寸を以て尺とすこれ中婦人の手の長さ八寸あるによると見へし說に據りて尺の字を假用ひしと見へたり下枝に取垂し所其青丹寸手は長白羽神をして麻を種てつくられし所也其白丹寸手は天日鷲神津咋見神等をして穀木綿を種てつくられし所也丹寸手は舊事紀には幣帛和幣等の字を假用ひらる幣とは神に禮するの贄也といふ義によられしなるべし爾伎氐といふ事上世の語に爾伎といひしは和の謂にして今俗に那古武といふことのごとし神の御心を和らぐるの義なるべし氐といふは手に執りて奉る所なるが故なり其長白羽神は伊勢國麻績の祖にて今俗に衣服を白羽といふはこれによれりと舊事紀には注せられたり神名式に常陸國久慈郡天之志良波神社と見へ三代實錄に常陸國天白羽神といふもの卽今も白羽明神といふ社あり此神

祭る所なり天日鷲神は舊事紀に粟の忌部祖と見ゆ姓氏錄による時は神魂尊五世の孫なるべし津咋見神はいまだ詳ならず

此種々の物は太玉命布刀御幣を取持て兒屋命布刀詔と言禱申して

種々の物とは賢木の枝につけられし所をいふ御幣はすなはち神を禮するの贄也されば美氐久良といふは手に執りて奠くの義なるべし布刀といひ御といふは尊大の稱と見へたり布刀詔は詔は讀で能等といふ神につぐる辭也舊事紀古語拾遺等によるに太玉命其御幣を捧ぐ大神の神德を稱讃せられしに兒屋命相副て祈申されしと見へたり

天手力雄神を御戸の掖に隱し立て

天手力男神ともゑるす此神は思兼神の子今も伊勢内宮東の相殿にます又常陸國久慈郡靜神社河内國高安郡恩智神社紀伊國牟婁郡天手力男神社陸奧國宮城郡鼻節神社等は此神を祭る所なる由神名式又國々の風土記に見ゆ

天鈿女命手次に天香山の天之日影を繫け天香山乃天之眞析を縵として天香山の小竹葉を手草に結ひ手に著鐸之矛を持天之石屋戸の前に庭燎を擧げ汙氣伏て踏登抒呂許志神懸して胸乳掛出て裳緒を番登に忍垂し時に高天原動て八百萬神共に咲ぐ

天鈿女命古事記には天之宇受賣命とゑるせり又讀で於須女ともいふは語音の轉せし也古語拾遺に於須女とは其神强悍猛力なるが故に此名あり今俗强女を於須志といふは此緣也と注す於須志とは可畏の謂なるべし此神は太玉命の女也詳なる事ども猶下に見へたり手次は私記に手繦の字を用ひ讀で多須枳といふ多とは即手也須枳とは即次也袖長くして事に便りならざるにこれを用ひて便りなるは手を次ぐの義なりといふ日影は倭名抄に蘿の字を比加介と訓じて女蘿と注したり神代卷抄に此物は陰地に生ずる故に此名あり神を祭るに木綿手繦といふ物を用ゆるは此事の遺制也と見へたり眞折は舊事紀 日本書紀等に眞坂樹の字を假用ひられしを古語拾遺には眞辟葛とゑるせりこれは葛の名なり神樂歌に末左伎能加都良といふ物此なり縵は舊事紀には蘰の字

を假用ひ日本紀には鬘の字を假用ひ讀で加都良といふ神代巻抄に神を祭る時に冠に日蔭の糸をかくるは此遺制也と見へたり此等の物にくはへ稱して天といふはその物を神にするの謂なるべし手草は讀で多久佐といふ手に採る所の物なり神樂に採物あるは卽此なり小竹讀で佐々といふ古語拾遺には竹葉飫憩木葉を手草とすと見へて飫憩は木名也と注したり今も湯立に小竹葉を採るは此遺制なるべし著鐸之矛は倭名抄に鐸は大鈴也鈴は楊氏漢語抄に須々と訓ずる由見へたり著鐸讀で佐奈枳といふ鐸の聲細かに鳴の謂なるべし凡神樂に鈴を用ゆる事は上世よりの遺風なりと見へし事あり庭燎を擧るとは纂疏に此時に六合冥闇なれば火を燒て明りとす火處を八處にせしと見へたりこれ今も御神樂の時に庭燎を設けらるゝの始成べし汙氣伏するとは舊事記に覆槽置の字を假用ひられしを日本書紀には于該と訓ずるよしを注せらる私記には槽舟を覆せ置て其上に登りたちてふみ響かして聲あらしむる也と釋したりしかるを古語拾遺には覆誓槽の字を假用ひて讀で宇氣布禰といふ約誓之意と注したり心得られず今も東國の俗に婦女の歌舞する時小器に水を汲入て其水に浮むるにちひさき桶を内向に伏置てその底を打鳴らす聲の鼓に似たるを宇氣といふ也これ神世の遺風と見へたり登抒呂許志とは槽を覆て蹈鳴らすの謂なるべし神懸りとは神の人に憑りて物のたまふをいふ今俗に神の託宣し給ふなどいふ事のごとし胸乳掛出て裳緒番登に忍垂などは天鈿女命巧に俳優すると舊事紀日本書紀などに見へしは此事なり俳優は讀で和佐袁伎といふ戲伎して人の笑ひを催す也番登とは臍也これはその女神なるが胸乳をかき出して裳の緒の臍のほとりまでおしたれしに及びて八百萬神の笑ひしこゑの高天原を動かせしなり今も御神樂の時に人長の舞ふ事此伎の遺風なるべし咲の字讀で惠良久といふ又樂む事をもかくいふなり皆是上世の語と見へし

天照大神其咲ぐ事を聞召し怪みて天石屋戸を細めに開て其由を問ひ給ひしに天鈿女命こたへて汝命にまして貴神座すを歡樂ぬと申せし間に天兒屋命天太

玉命その御鏡をさし出すいよ〳〵怪しみおぼしてややや御戸を開て窺すを其隠れ立ちし手力雄命御手を取りて引出し奉る太玉命尻久米縄をもちて御後方に引渡しこれより内に還り入ますなと申しき大神出ますとき高天原及び葦原中國おのづから照り明らかなることを得てもろ〳〵の神倶に相見て面皆白しと手を伸して歌舞ひ阿波禮阿那於茂志呂阿那多能志阿那佐夜憩飫憩と言ふ

〔其御鏡とは即八尺鏡也此時其御鏡石屋戸に觸れて少し瑕つく其瑕今において猶存すと日本書紀注の一書には見へたり尻久米縄は舊事紀に端出之左縄と云るさる卽今の注連といふ物なりこれを引渡されしは其内外を界ふの義なり注連は左り縄に藁の端を出して縄ふべしと釋日本紀に見ゆされば端出之左縄とは云るされしなるべし舊事紀によるに阿波禮とは天の晴しなり阿那於茂志呂とは古語に凡そ事の甚切なるを皆稱して阿那といふもろ〳〵の面の明白なるなり阿那多能志は手を伸して舞なり阿那佐夜憩は竹の葉の聲なり飫憩は木の名その葉を振るの謂なりこれ於茂志呂多能志などいふ事の縁也と見へたり〕

こゝにおいて八百萬神共に議りて素盞烏神に千座置戸を科せて其祓具を責て鬚を切り手足の爪を拔き其罪を贖はしめて神夜良比に夜良比き

〔千座置戸は私記によるに座とは物を置く所也祓物を千處に積置く罪人をして其中より出しむるを以て置戸といふ也其身に隨ふ物みなことごとく皆出しきり物の出すべきなきが故に髪をぬき爪をぬくに至れるなりと見ゆ纂疏に置戸といふ事戸とは詞助也後代の解除に四座置八座置の名ありおの〳〵一束の稻を用ゆこれ神世の遺法也と見へたり釋日本紀に據るに四座置八座置と稱する事四と八とは神道の尙ぶ所の數なりと見ゆ又世人愼しみて己が爪を收るはこれ其緣也と舊事紀に見ゆ〕

素盞烏神逐れたまひし時に霖雨降れり青草を結束て笠蓑として宿を衆神に乞ふ衆神共に拒まゐらせしかば風雨甚しといへども留り休むことを得ずして辛苦つゝ降り給へり此後素盞烏神我今諸神に逐れて永に去らんにいかむぞ我姉命とあひ見ずして徑に去らんやと言ひ又天扇し國を扇して天に上り詣づ天照大神

其また上り來ります事を怪しみたまひすなはち御身に武備を裝て待問はせ給ふに素盞烏神誓ひて我もし不善を懷て復上り來らば我今玉を齧て生らん子必ず女子ならんかゝらば女をして葦原中國に降し給へもし清き心あらば必す男子を生まむかゝらば男をして天上をしらしめ給へまた姉命の生給はんも此誓ひにおなじからむと言ひしかば大神まつ帶せる劔を齧て生し給へる所の神の名市杵島比賣命次に湍津比賣命次に田霧比賣命凡て三柱の日女神ますすでにして素盞烏神其髻に纏せる五百津御須麻流の瓊を嚙て生す所の神の名正哉吾勝勝速日天之忍穗耳尊次に天之穗日命次に天津彥根命次に活津彥根命次に熯之速日命次に熊野忍隅命凡て六柱の日子神ますこゝにおいて素盞烏神我更に上り來る故は衆神我を處くに根の國を以てし今まさに就去りなんとすもし姉命と相見へまゐらせずば終に離れまつるに忍ぶ事あたはじ此故にまた上り來るのみ今は見へまつる事既に訖りぬ衆神の意のまゝにこれより永に罷りなん姉命の天國を照し臨み給はん事平安ましませ又我清き心を以て生せる兒等は姉の命に奉るとのたまひてつひに還り降ります天照大神すなはちかの六柱の日子神を取りて御子となして養し給へり

〔此一節上の一節に通して日本書紀注の一書によれり舊事紀古事記日本書紀幷にその注に引れし諸書に見へしところは初素盞烏神父の大神に逐れて天に上りたまひしときに天照大神と共に誓約ておの〳〵御子を生れ後にその惡事やまずしてまた衆神に逐れたまひしと見へたり然るを一書の說には初素盞烏神天に上りましてその所行無狀して衆神に逐れましてのちに天に還り上りたまひし時に天照大神と誓ひておの〳〵御子を生れしと見へたり此說事理において最長じたるに似たれば今ここに據としてしるすところなり〕

衆神共に拒ぐといふ下に日本書紀注の一書にはそれより以來世に笠蓑を着て他人の屋の內に入る事諱を又束草を負ひて他人の屋の內に入る事を諱む是を犯すものあれば必ず解除を科す是太古の遺俗也といふ事あり天を扇し國を扇すとは猶天地を動かすといふが如し日本書紀に此神天に昇る時に溟海鼓き盪ひ山岳鳴り呴ふこれ神性雄健が然らしむ

るなりといひし事の如し御身に武備を裝ひ給ふとは此神還り上り給ふを天鈿女命見まゐらせて告申ければ天照大神我那勢の上來る故は又好意にあらじ必ず我國を奪はむと思ふ歟吾婦女なりといふともいかんぞ避くべきやと言ひてす卽ち御髮を解て御鬘とし御髮を結ひて御髻とし御裳を縛ひて御袴とし其左り右りの御鬟にも又御鬘にも左右の御手にもおの〳〵八尺勾玉の五百津の御須麻流を纏ひ曾比良には千入之靫を負ひ曾比良には五百入之靫を附け太太武伎には伊都之竹鞆を取り佩きて弓弰を振立て堅庭をば向股に蹈那豆美沫雲如蹶散して伊都之男建蹈建び給へりと見えたり

御髮は讀で美久志といふ御鬘は讀で美加豆羅といふ御鬟は讀で美々豆羅といふ神代卷抄によるに上世には男子は髮をふたつにわけて結ひ其餘りをうしろに垂るそのふたつにわけて結ひしを美豆羅といひ其餘りの垂れしを加豆羅といふすべてこれを總角といふ女子は逆髮にわけて額にひとつに結ひて櫛をさしてうしろにたれたり今の女の髮わけといふは其遺俗なり此時に大神の御髮を如レ此したまひしは男裝なされし故也といふ御裳を縛ひて御袴とせられ御須麻流の玉を御髮にも御手にもまとひ給ひしといふも皆是戎裝のためと見へたり曾比良とは背の事をいひし古語なり千入とは箭數多きのいひなり靫は矢を納るゝ器なり比良はいづれの所をかいひし古語にや未レ詳曾比良といひて負ふといひ比良といひて附るといふ時は御身の側につけられしなるべし外國の人は箭をば必らず腰にするなり五百入とはこれも箭數多く入られしをいふ今も大神の神寶に姬靫蒲靫に造進せらるゝは此等の事によれるなるべし太々武伎は臂の事をいひしなり伊都は舊事紀に稜威の字を假用ひられき凡上古の俗事物を敬しては湯津といひ伊都といふ湯津之間櫛伊都竹鞆等これ也これたゞその語轉せしのみにてその儀異なりとは聞へずされど日本書紀に嚴の字を假用ひ讀で伊都といひしと見へしは敬畏之意においてその義を得しに似たり稜威の字を假用ひられしはいかゞあるべき竹鞆とは鞆は弦を避くべきために臂に著るものなり上古

の時は竹を以て造りしなるべし後世には皮を以て作れりこれ又神寶に造進せらるゝ所也弓弰讀て由美波數といふ向股は兩股相對ふの義なり私記に沫雪は雪の脆き也と見へたり蹶散は讀で久惠波良々加須といふ其堅庭を蹈で左右の股に至るまて蹈裂て其上を沫雪のごとくに蹴散らされしとなり伊都之男建蹈建りとは伊都は前に見ゆまた敬畏之謂也男建讀で袁多祁夫といひ蹈建讀て布美多祁理といふすべてこれはその嚴猛なる貌をかたとりいひし所なり

帶せる劒とは十握八握を打折て三段となして三柱の神となされしと見へ又十握九握八握の三の劒を以て三柱の神となされしとも見へたり其三柱の神の名も其次第も諸書に見へし所おの〳〵同じからず神名式に筑前國宗像郡宗像神社三座と見へしは此三柱の神也その中市杵島比賣命は安藝國佐伯郡伊都伎島神社といふ又是也素盞烏神の生たまひし所も御須麻流の玉を左右の掌と臂と足とに置て生出し給ひしとも左右の掌に置て生出されしとも見へてその生り出し所五柱とも六柱ともいひその名も次第も諸書に見へし所おの〳〵異同あり

舊事紀にみへし所は今こゝにしるせしごとくなり古事記日本書紀には熯之速日命見へずしてその餘を以て五柱とす但し日本書紀注の一書には六柱と見へし說あり

忍穗耳尊の御事押穗耳とも記し忍穗根とも忍骨ともしるし勝速日命とも吾勝尊とも申しき古語拾遺によるに此尊をば天照大神特甚鍾愛して常に御腋にき懷きたまひし故に稱して腋子と申せしと見へたり

其注に今俗に稚子を稱して和可子といふは其轉語也といふ

天之穗日命は天之菩卑能命ともしるす出雲臣土師連等の祖にて即是菅家の祖神也天津彥根命は天津日子根命ともしるす凡河內直山城直等の祖なりといふ

熊野忍隅命とも熊野櫲樟日命とも熊野久須毗命ともしるす

按ずるに天照大神素盞烏神共に誓給ひて各男女の神を生給ひしといふことこれ又上古の俗言嗣し所にて盡く信ずるにたらずこれは素盞烏神衆神のた

めに逐はれ衆神のために拒れ進退維れ谷りたまひしによりてみづからの御子を質とし奉り天照大神よりも質子給はりて其危難をすくはれんために高天原に還上り給ひし事をかくは言嗣ぎしなるべし又姉命を見まゐらせずして罷らんは忍びずと言ひしは天倫の情なれば誠にしかるべきこと也三柱の女神はいづれの神の子なるを質子として出されたりけん古よりいひもつたへざれば詳ならず

素盞烏神五十猛命をひきゐて新羅國に天降り此地に居らん事をねがひ給はず出雲國簸之川上鳥上峯に至りて高志の八岐大蛇を斬須我の地に宮居して國神の子櫛名田比賣をむかへて妃とし八島士奴美神等を生み後に熊成峯に坐してつひに根の國に入給へり

〔これ舊事紀古事記等によりてしるすところなり〕

五十猛命または大屋彦神といふ舊事紀に此神を有功之神とす一説に素盞烏神之子といふ天降りし時多に八十種子噉ふべき樹種をもちて韓地に殖ずして盡く以て持歸りて其妹大屋姫命抓津姫命と三柱の神共に筑紫より始めて大八洲之内に殖播さずといふ所なくして青山となす紀伊國所祭之神是也

と見へたり有功之神とすといふによれば五十讀で伊曾といふは其義伊佐と同じくその神功を稱せし所と見へたり

伊曾といひ伊佐といふは其語音の轉せしなり

神名式紀伊國名草郡伊太祁曾神社大屋都比賣神社都麻都比賣神社共に名神大社と見へたり舊說に其伊太祁曾は五十猛神也といふ

繹日本紀○按ずるに五十猛讀でイタケといふべし神名式出雲國の韓國伊太氐神社紀伊國の伊太祁曾神社並に皆此神を祭れる也イタケ○イタテ○イタキ○皆是一聲の轉せし也

新羅國はいはゆる韓地卽今朝鮮東南之地也素盞烏神天降りませしより神去りませしまでの事共舊事紀古事記日本書紀等に見へし所その文特に長しその大要をとりてこゝに注す

初め素盞烏神新羅曾尸茂梨之處に降り給へり此地は我居らん事を欲はず偖埴土を以て船を作り乘りて東に渡りて出雲國簸の河上鳥上峯に至り給へり

曾尸茂梨は私記には詳ならぬ由見へたれども是は新羅の國人神を祭を掌れる者をいふに似たり

埴土を以て船を作るとは其事を神にすべきためにいふ所なるべし出雲國卽今の出雲國の地簸河は古事記に肥川としるしその國の風土記には斐伊川としるして大原の郡にありその水源は仁多の郡鳥上峯より出づと見へたり

其河上より箸流下れるを見て水上に人ありとおぼして尋覓め上り往くに老夫と老女と二人あり童女を中に置て泣くその名を問給ふに老夫答へて我は國神大山津見神之子我名は足摩乳妻の名は手摩乳女の名は奇稲田比賣といふ

大山津見神は前に見へし所伊弉諾伊弉冊二神生給ひしといふ速秋津日子神妹速秋津比賣神の生し所なるべし足摩乳は古事記には足名椎としるし日本書紀注には脚摩としるさる手摩乳は古事記には手名椎としるし日本書紀注には手摩としるされ奇稲田比賣は古事記に櫛名田比賣としるし日本書紀注には眞髪觸奇稲田媛ともしるされ神名式には久志伊奈太伎比咩としるす

素盞烏神又其哭よしを問給ひしに我子もとより八の稚女あり高志の八岐大蛇毎年に來り喫ふ今又來へき時なるがゆゑに泣くといふ其形を問給ふに彼眼は赤加賀智の如くにして身は一つ八頭八尾ありて其身には蘿又松柏檜生ひ其長さ谿八谷峽八尾に度る其腹を見るに事ごとく常に血爛れたりといふ

高志は出雲國神門郡にある古志郷をいふなるべし八岐大蛇は古事記には八股遠呂智と記す上世の時に或は大蛇といひ土蜘蛛などいひしは皆是惡神の其類を殘害する者を稱せし也來り喫ふといふは其刧奪をいふなるべし赤加賀智とは卽酸醬をいふ一身八頭八尾ありとは一人にて八谷八尾の地に據るなるべし又は其兄弟八頭ありしもしるべからず稱して大蛇といふによりて其事を象りいふ此の如くなるはこれ我國の文の體也

素盞烏神其老夫に汝の女は我に奉らむやとのたまひしにかしこし又御名を覺らずと申す我は天照大御神の弟天より今降れりと言ひしかば其父母の神さらばかしこみ立奉らんと申すなはち湯津々間櫛に取り成して御鬘に挿たまひ其父母の神に告て八醞折之酒を釀し又廻垣作りて其垣に八つの門を作り毎門に八つの佐受伎を結その佐受伎ごとに

酒船を置て酒を盛りて待しむ

かしこし又御名を覺らずとは其童女を奉らん事恐れあり又いかなる神ともしり參らせずといふなり畏み立奉らんとは恐あれども奉らんといふ也湯津々間櫛は前に見へたり彼童女津間櫛に取成して御髻に挿給ひしとは其童女を隱し置き給ひし事を其名の櫛名田比賣又久志伊奈太伎比咩ともいひしによりて又其事を神にすべきために斯いひし也是又我國の文の體也八鹽折の酒は古老の說に酒を釀成して其酒を絞り取りて其糟を去き更に其酒を用ひて酒を釀する事八度に至る是を醇酒とす今世にも一度を一鹽とす折とは八度折返すの謂也と私記に見へたり舊事紀には八醞の字を用ひらる是又厚酒をいふと見へたり佐受伎は舊事紀に假庪の字を用ひらる釋日本紀に因に今俗に棧敷といふは佐受伎の語音の轉せし也酒八槽を設けて垣門假庪皆々八つづゝを作られしといふは其大蛇の八頭ありといふによれる也凡て是は彼大虵の酒に沈湎する事を聞召て盛宴を設けて迎へしめられし事をいふなるべし

かくて八岐大虵いふ所の如くに來りて每船に己が頭を垂入て其酒を飲み飲醉て死が如く伏寢たり素盞烏神帶せる十握の劍を拔て其虵を切り散らすに簸川血となりて流る其中尾を切るに至りて御劍の刄毀く刺割て見給ふに都牟刈之太刀あり異物と思して天照大神に申して奉らる草薙劍これ也

是は彼大虵の來りて沈醉せしを斬殺し給ひて其寶劍を得給ひしをいふ也素盞烏神の十握劍の事言嗣し所其說多し日本紀注に其名を虵之麤正といふ今は石上に有といひ又名は虵韓鋤之劍といふ今は吉備の神部の許に有といひ又名は天蠅斫之劍といふといひ古語拾遺には天羽々斬といふ今は石上之神宮に有といひ麤正は私記に依るに其義未レ詳由見へたり石上は神名式に大和國山部郡石上に坐す布留御魂神社といふ是也此社には上古の神寶ども數多納られしと見へたり韓鋤は私記に其形鋤に似たる故に此名を得たりと見へしを釋日本紀には加良須伎といふにやと注したり此等の說心得られず鋤の字讀で佐比といふと見へたり古事記に依るに小刀の字讀で佐比と

すさらば此劒は韓國より得給し小刀なるべし吉備は國名前に見へたり神部は纂疏に掌二神事一者也と見ゆ蠅疏とは私記に及に觸る所の蠅自斫る其鋭鋒之甚き也と見へたり都牟刈之太刀は大刀都伎といふが如し大刀都留伎は太刀にして兩及ある物をいふ也異物は大蛇が寶劍なるが故なるべし草薙劒とは日本書紀注古語拾遺に依るに此劒初の名は天叢雲といふ大蛇の上に常に雲氣有しが故に此名を得たり後に倭武尊東征之時相摸國に至りて野火の難に遇ひ給しに此劒にて草を芟て免れ給ひしかば草薙とは名付られしと見へたりされど駿河國風土記には草薙の劒は叢雲劒の別名也草薙といふは燒鎌の敏鎌之義にとれり倭武尊の時に至て此名始れりといふは謬れりと見ゆ此劍今は尾張國吾湯市村にあり卽熱田の祝部所掌之神是也と日本紀注には見ゆ神名式に尾張國愛智郡熱田神社といふは卽ち此劍を祭られし所也初素盞烏神此劍を天神に參らせられし事舊事紀には其五世孫天葺根命をさして献せられしと記されたり心得られず古事記には天照大神に献せられしとのみ記して葺根命の事は見へず

素盞烏神其國に宮造るべき地を求めて須賀の地に到りまして我此地に來りて我御心須賀須賀斯とのたまひて其地に宮作ります此故に其地をば今に須賀といふ此神初須賀宮を造り給ふ時にその地より雲立騰るを見て御歌作り給ふそのことにいはく

夜久毛多都伊豆毛夜弊賀岐都麻碁微爾夜弊賀岐都久流曾能夜弊賀岐袁

其國は卽ち出雲國也宮造るべき地を求とは舊事紀には爲婚之處を覓てと見へたれば其妃を迎られんために宮所を覓られしなるべし須賀須賀斯とは其御心の淸きをいふ也日本書紀には淸の字を假用ひて素鵝と讀む由を注せられたり出雲國風土記には須我と記す大原の郡に須賀山須賀の小川等の地あり此郡中にある所の御室山は神須佐乎命御室を造られし地也と見へたれば須賀の宮は此地に造られし所なるか御歌作り給ふとは是我國の歌の始也古今集の序にあらかねの地にしては素盞烏神よりぞ起れりけるといふは此事也夜久毛多都は八雲立つなり繹日本紀に天

八重雲といひしに同じきよし見へたりたゞ其雲の立重れる也八色の雲のたちしといふにはあらず伊豆毛夜弊賀岐は出雲八重墻也釋日本紀に八重蒼柴墻といひしに同じき由見へたればたゞ其墻のめぐり重れる也其墻の廻れる事八重也といふには非す都麻碁微爾は妻籠也其妃を迎へ置給ふをいふ爾は語助也夜弊賀岐都久流は八重墻造る也曾能夜弊賀岐袁は其八重墻也袁は語助也凡て此歌の意は釋日本紀に素盞烏神宮を建て稲田姫と共に住給ふの由也物の數八つを以て極とす神道の執する所也故に八雲八重墻と稱す同じ事を押返して下の句に連ぬる事古歌の定まれる詞也と見へたり出雲風土記に此國を出雲と名付るは八束水臣津神八雲立とのたまひし故也と見ゆ其八束水臣津神は素盞烏神を申すなるべし又出雲八重墻とのたまひしは風土記によるに大巳貴神の青垣山の內とのたまひしは卽大原郡の事にて須賀の地のある所なれば其山のかさなれるが墻のめぐれる如くなるを彼大神は八雲たつ八重墻とのたまひ其日子神は又青墻山とのたまひしも知るべからず

其脚摩乳神を喚て汝は我宮の首に任すとのたまひ名を負びて稲田宮主須佐之八耳神と名づく

舊事紀には稲田姫を妃として八島士奴美神を生給ひて吾兒宮首はすなはち脚摩乳手摩也とのたまひて其二神に號をたまひしと見へたり日本紀又これによらる古事記に見へし所はこゝにしるすがことしこれは稲田姫を迎へられて其宮首になされしなり釋日本紀には宮主は今世の天子后宮主職の濫觴也と見へたりさらば古事記の說を得たりとすべきに似たり又日本書紀注の一書に脚摩乳の妻の名は稲田の宮主簀狹之八箇耳といひしと見ゆこゝろえられず

其妃奇稲田姫生る所の御子の名八島士奴美神と申す又大山津見神之女大市姫を娶りて大年神稲倉魂神等二柱を生む

八島士奴美神の事は下に詳也大山津見神の事は前に見へたり大年神は大和國にます大國御魂神等の父すなはちこれなり稲倉魂神舊事紀にまた宇迦能御魂神としるさる

其後素盞烏神熊成峯にまし〳〵て遂に根の國に入給へり

〔熊成峯其所未レ詳出雲國風土記神名式等によるに熊野大神の社おはします熊野山はすなはちこれなるべし根の國にいり給ふとは神去りませしなりしかるをかくいひしことは初に伊弉諾大神根國に逐たまひしといふ文を結ぶべきがためなり〕

八島士奴美神舊事紀には稻田姫を妃として所レ生之兒大巳貴神此神又は八島士奴美神とも大國主神とも淸之湯山主三名狹漏彦八島篠とも淸之繫名坂輕彦八島手命とも淸之湯山主三名狹漏彦八島野とも申すと云るされ又其大己貴神の名は大國主神とも大物主神とも國造大穴牟遲命とも大國玉神とも顯見國玉神とも葦原醜雄命とも八千矛神とも申して並に八名ありしと云るされたり心得られず大己貴神の御事を八島士奴美神とも申したらんには其名は八つに限るべからず

舊事紀に記されし所前後通じて十二名なるがゆゑなり

古事記には八島士奴美神の子布波能母遲久須奴神此神之子深淵之水夜禮花神此神之子游美豆奴神此神之子天之冬衣神此神之子大國主神又の名は大穴牟遲神とも葦原色許男神とも八千矛神とも宇都志國玉神とも申して並に五名ありと云るせりさらば大己貴神は素盞烏神六世の孫にてまします也新撰姓氏錄にしるされし所も大己貴神は素盞烏神六世の孫にてまします日本書紀には素盞烏神奇稻田姫を妃として生給ふところの御子大己貴神と云るされ又其注には稻田姫生める所は淸之湯山主三名狹漏彦八島篠と申すまたは淸之繫名坂輕彦八島手命とも又淸之湯山主三名狹漏彦八島野とも申す此神五世の孫は卽大國主神也とするさる古語拾遺に見へし所も大巳貴神を以て素盞烏神の御子とす其記す所各同じからず凡て上古の事其徵とすべきものなきことかくの如し但し舊事紀並に日本紀注に大物主大國玉神等を大己貴神とする事は心得られず大國玉神と申すは舊事紀に素盞烏神の御子大年神須沼比神の女伊怒姫を娶りて生む所の子大國御魂神は大和神也と云るされし所にて神名式に大和國山邊郡大和に坐す大國魂神と言もの卽此也大物主

神の事は下の注に見へたり

其後大己貴神少彦名命と共に二柱の神葦原中國の如水母浮漂之時に坐して相並に此國を作り立つ其少彦名神も遂に常世國に渡りたまひぬ國中いまだ成らざる所をば大己貴神獨り能く巡り造りたまひぬ

〔これ舊事紀古事記による所也大己貴神は前注に詳也少彦名命は舊事紀には此神は神皇産靈神の御子と聞て天神に申上しに高皇産靈尊聞たまひて吾兒也とのたまひし由見へたり古事記には神産巣日神の御子少名毘古那神としるせり日本紀古語拾遺等には高皇産靈の御子なりと見へたり葦原中國如水母浮漂とは猶これ多陀用弊流之國といふがごとくにて國いまだ定らずして水母の水上に浮むがごとくなるをいふ初伊弉諾伊弉冊の神造成たまひし後此國また亂れしをいふなるべし大己貴少彦名の神此國再造られし事舊事紀日本書紀等に見えし所其大要をこゝに注す〕

初大己貴神出雲御火之御前に坐ませし時波穗より天之羅摩船に乗りて鷦鷯の皮を内剝て衣服とし參來る神あり其名を問ふに答へず所從の諸神に問へども皆知らず多邇具久答へてこれは久延毘古かならず是を知らむと申す久延毘古に問しめ給ひしにこれは神産巣日の御子少名毘古那神也と申すなはち神産巣日の御祖神に申上たまひしにこれは實に我子なり子の中に我手俣より久岐斯子也汝葦原色許男命と兄弟となりて其國を作り堅めよと答へたまへり

御火之御前は卽出雲國島根郡美保崎是なり日本紀注に出雲國五十狹之小汀と記さる心得られず天之羅摩船は其船の小しきなるをいふなるべし舊事紀には白蘞皮を以て船とすと記さる羅摩白蘞並に草の名也倭名抄に蘿摩讀て加賀美といひ白蘞讀で夜末加賀美といふ鷦鷯皮は舊事紀には鷦鷯の羽を以て衣とすと記さる鷦鷯は小鳥の名也日本紀には此に娑々岐といふと注せられたり内剝とは其皮を全く剝取也草皮を船とし鳥皮を衣とすなどいふ事は此神の名を少名彦名といひしによる所是又我國の文の體也多邇具久は詳ならず久延彦は舊事紀古事記等の書に今に於ては山田之曾富といふ者也此神足行されども天下の

事を盡く知れる神也と見へたりさらば今のおどろかしのそほづといふ物にや此物天下の事を盡くしれりといふも上古之俗、言嗣ぎしところなるべし手俟より久岐斯子也とは舊事紀に指間より漏落しと見へたりこれ又其名によりていひし所なり葦原色許男命はすなはち大己貴神の御名なり色許男とは醜女などいひしごとくに此神の形のおそろしく見にくゝおはしければ此御名を負ひたまひしにや

かくて大己貴神彦少名神と力を勠せ心を一つにして天下を經營たまひ顯又見蒼生と畜産のために其療レ病之方を定め又鳥獸昆蟲之災害を攘れんために其禁厭之法を定められぬこゝを以て百姓今に至るまでことごとく思賴を蒙れり

經營の字讀むこと造の字のごとし顯見の字讀で于都斯といふ蒼生の字讀む事靑人草のごとし畜産は牛馬の類也療病之方は卽醫藥之方也鳥獸昆蟲之災害とはすべてこれらの物の災をなし害をなすをいふ禁厭之法はすなはち呪禁の事なり恩賴は纂疏に利澤の賴むべきをいふなりと見ゆ

其後少彦名神は熊野之御崎に行き至りてつひに常世國にゆきませりまたは淡島に到りて粟莖に彈れ渡りて常世鄕にいたりまし〱きとも申す也

熊野の御崎は其處所不レ詳淡島は伯耆國風土記に相見郡西北の餘戶の里に粟島あり少彦名命粟に彈れて常世國に渡り給ひし地なるが故に粟島といふと見たり常世國常世鄕等舊說皆これ蓬萊をさしいふといへり如何あるべき文德實錄に齋衡三年十二月常陸國鹿島郡大洗礒前に神降りて人に憑る事あり我は是大奈母知少比古見命昔此國を造り訖りて東海に行き今又來歸りしといふと見へたるは卽神名式に見へたる常陸國鹿島郡大洗礒前神社此れ也もし此神託によらむには此に所謂常世國は我國東海の地にある所の國なりともいふべき歟すべて此神をいつき祭れる神社神名式また風土記に見へしところあげてかぞふべからず

かくて大己貴神我獨りいかにしてよく此國を造る事を得むいづれの神か我と能く此國を相作らんと憂たまふにこゝに海光り依來る神ありて能く我前を治め

ば我能く共に相作り成さむもし玄からずは國成難けんといふさらば治奉るの狀いかむと問たまひしに我をば倭の青垣東山の上に伊都伎奉れと答へられけりこれは御諸山の上に座す所の神也

〔これは古事記にみえしところなり日本書紀には大己貴神其神の名を問ひたまひしに我はこれ汝の幸魂奇魂也と答へらるこれはすなはち三輪大神其神の子甘茂君三輪君等これなりと見へて幸魂此に佐枳彌多摩といひ奇魂此に倶斯美枹摩といふと注せられたり釋日本書紀に五行大義を引きて幸魂とは行之義奇とは久止之義歟と見へしを神代卷抄に幸とは先之義也魂は陽にて先に天に歸する也奇とは久止之義也魄は陰にて久く止まりて後に地に歸る也といまだ今の文字あらざる時は或は其字の義を取り或は其字の聲を借りて此等の說あるべき事もつともこゝろえがたしまた舊事紀に見えし所は此神のことばには我汝の幸魂奇魂術魂術魂之訓不詳之神なりとのたまひしと玄るされたりさらば此術魂といふものは陽魂陰魂之外にまたいかなる魂をいふべしやおもふに上世の俗に佐枳彌多摩倶斯美掩磨などいひしこと必らずさし名づくるものとあるべけれども後代に及びて其說の傳はらされば其義の詳ならぬなり古事記に見へし所は其文おのづから明らかなり其說によるに少彥名神避たまひし後に又大物主神出たまひて大國主神と力をあはせて大造之功を成さしめられき神名式に大和國城上郡大神大物主神社と見へしは三輪社といふ物にて此時に大己貴神のいつき祭られし所これすなはち甘茂大三輪この氏の祖神にてまします大國主と申すは大己貴の御事てに大物主と申すは大己貴の御ことにはましまさずなん〕

此後大己貴神つひに能くその大造の功を成たまひしかば國造之神とも所造天下大神とも申せしなるべし

古史通卷之二終

古史通卷之三

天照大神天忍穗耳尊のために高皇產靈神の女栲幡千千姬命を納れてその妃となされ天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊天饒石國饒石天津彥彥火瓊瓊杵尊二柱の皇孫生れます（舊事紀に據れり）

栲幡千々姬は思兼ノ神の妹也

纂疏には栲は木の名也しかれどもこゝにいふ所はその義にあらず手繰といふがごとしと見へたり心得られず豐後國風土記によるに速見部柚富鄕の中に栲樹多く生ず常に栲皮を取りて木綿つくるによりて柚富鄕といふと見へたり倭名鈔には由布鄕としるせり又倭名鈔に木綿は讀で由布といふこれを析れば白き絲多きものなりと見へたりさらば栲樹又は木綿といふ上古の俗其樹皮をのぞき白絲を緯て布を織る白木綿といふもの卽これ也また纂疏に幡は讀む事機のごとし千々は萬の數なり機杼の多をいふ女功の事織を本とする故に取て名とする也と見へたり

又は萬幡豐秋津師姬、栲幡千千姬命とも申し（舊事記）萬幡豐秋津師比賣とも萬幡姬とも栲幡千々姬萬幡姬命とも天萬　栲幡千幡姬　とも申す（日本紀）妃讀で美賣といふ御女といふがごとしすなはち妻なり天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊又は天　火　明命とも天照國照彥天火明尊とも饒速日命とも膽杵磯丹杵穗命とも（舊事紀）火明命とも神饒速日命とも（姓氏錄）申す天饒石國饒石天津彥々火瓊々杵尊又は日子番能邇々藝命とも（古事記）火瓊々杵尊とも天之杵火々置瀨尊とも天杵瀨命とも申す（日本書紀注）皇孫とは舊事紀に天照大神高皇產靈尊相共に生む所なるがゆゑに天孫といひまた皇孫と稱すとしるされたり

神代卷抄に天照大神の孫なるゆゑに天孫といひ高皇產靈の孫なるゆゑに皇孫と申すといふことはしかるべからず

按ずるに日本紀注の一書に高皇靈尊兒萬幡姬兒玉依姬命此神天忍骨命の妃となりて天之杵火々置瀨命を生ます一つには勝速日命の兒天大耳尊此神丹

曷姬を娶りて兒火瓊々杵尊を生ますとみへたり此說によれば忍穗耳尊の妃は栲幡千々姬にはましまさず栲幡千々姬の御女にてまします也また瓊々杵尊は忍穗耳尊の御子にてはましまさずして御孫にてましますなり纂疏には上古之事傳聞に得ぬればいまだ決すべからずと見へたり然るを萬幡姬兒玉依姬と申すは一人の御名なり天大耳尊と申すを忍穗耳尊の一名にておはします丹曷姬はすなはち栲幡千々姬なりといふ說あり神代卷抄本文すでに分明也多言を費すべからず纂疏の說其義正しきに似たりすべて此等の事ども其疑を闕くにはしかず

初天照大神命したまひ豐葦原中國は我御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊の所知之國と言依し賜ひ高皇產靈神八百萬神を會へて其國神を言趣しめむことを議りたまひ天穗日命をして國體を見せしめられ天國玉神之子天稚彥に天之麻加古弓天之波々矢を賜りて遣されきしかるに天稚彥八年にいたるまで復言まをさず無名雉をつかはしてその由を問しめられしに此神天稚彥がために射られつゐに經津主武御雷の神等をしてその國を平定しめられしにおよび大國主神其子事代主神並にその國を避け奉れり二柱の神等諸不順國神を誅伏せ天に昇りて復命まをしつ

〔此一節下の一節に通じて日本紀には一節とすその文長きがゆゑに此には二節としわかちしるす〕

大國主神其子事代主神等並に其國を以て天孫のために避奉られし事舊事紀古事記日本記並に延喜式神賀詞等に見へし所異同ありてその文亦長し其大要を撮りてこゝに注す天照大神之命を以て豐葦原千秋長五百秋長之水穗國は我御子の君たるべき地也と言依し賜ひ天降したまひきこゝに天忍穗耳尊天之浮橋に多々志て豐葦原の水穗國は伊多久佐夜藝氐有祁理と言ひて還上りて降りまさゞる狀を陳たまへり

豐葦原は私記に據るに此國は肥饒豐富之國也歟凡肥美之地には葦草多く生ずるゆゑにこれにとりて喩ふと見へたり千秋長五百秋長とは私記に千五百といふは古人極多之數とする由見へたれば曆數の長く久しくおはしますべきの義なるべし水穗國とは舊事紀日本紀には瑞穗國とゑるされ纂疏には遠く長久之秋必らず珍之稲穗を得む

事を指す也と見ゆしかれども古事記並に延喜式祝詞には皆々水穂國と見へたり瑞字も水字もその訓は同じけれども其義は異也これはたゞその地の稲に宜しきを稱し言ふの義なるべければ水穂といふ事其義最長ぜるに似たり天の浮橋はこゝにいふ所も前に見へし義のごとくに海路よりし給ひしを以てなるべし伊多久佐夜藝氏有祁理とは伊多久は甚といふがごとし佐夜藝とは喧擾といふがごとし其國分れ爭ひて騷ぎ亂れしの謂なるべしこれは最初に忍穂耳尊此國に天降りまさむとて中路にして其騷亂をきこしめされて高天原に還り上りたまひしをいふ也

高皇産靈神天照大神の命を以て天安河之河原に八百萬神を集て思兼神に思はしめて此豊葦原の水穂國は我御子のしらさむ國と言依したまへる國なりおもふに此國には道速振荒振國神等多にあるらんいづれの神をして言趣しめんと事問ひたまふに思兼神及び八百萬神議りて天穂日命をつかはすべしと申す

天之安河は前に見へたり道速振荒振神は日本紀注には殘賊强暴横惡之神の字を假用ひられたり舊說には道速振とは荒振神といふべき爲の詞也とも見へたりたゞ其國津神の强暴なる事を稱せし上古の俗語なるべし言趣とは說き降すなど云が如し天穂日命は前に見へたり天忍穂耳尊の御弟とも又は御兄とも申也これは高皇産靈神の天照大神の命により給ひ八百萬神をして葦原の國神を說降さしむべき神を撰ばしめられしに諸神等天穂日命を以て薦申されしなり

すなはち天穂日命をして彼國に降し遣されしに三年に至るまで復命申さず

舊事紀古事記に見へし所は天穂日命をつかはすに大己貴神に媚附て三年に至るまで復命せずと見へたり日本紀には此後其子大背飯の三熊之大人亦の名は武三熊之大人をつかはすにこれまた其父に順ひてついに報聞さずとしるされたり延喜式出雲國造神賀詞を見るに此時天穂比命を國體見せにつかはせしに天の八重雲を押別て天翔り國翔りて天下を見廻りて返り事申て己命の子天夷鳥命に布都奴志命を副て天降しつかは

して荒布留神等を撥平け國作りの大神をも媚鎭めて大八島の國の現事事避しめたまひきと見へたりさらば天穗日命つひに復命せざるにはあらずその未だ還るに及ばずして天稚彦をばつかはされしなるべし國造大己貴神事避られし時に天穗日命をして其祭祀を主らしめられし事は舊事紀日本紀に見へたりもし此神の父子其國神に媚附てつひに復命の事なからんにはその祭祀の事言依したまふべき義にあらず國造之大神をも媚鎭しなどいふ事によりて其神に媚附て復命せずなどは謬り傳へしことゝ見えたり

こゝを以て亦使すべき神を諸神等に問たまひしに思兼神おもひはかりて天津國玉神の子天稚彦をつかはすべしと申ければ高皇産靈神天稚彦に天之麻迦古弓天之波波矢を賜りて遣さる此神其國に降り到りてすなはち大國主神の女下照比賣を娶り又其國を得んことを謀りて八年に至るまでかへりごと申さず

天津國玉神は天書には天にして玉を掌れる神なりと見へたりさらば神名式に見へし常陸國茨城郡主玉神社といふもの或は此神を祭る所なるにや天稚彦または天若日子ともしるせり天之麻迦古弓は舊事紀日本紀には天之鹿兒弓としるされ釋日本紀に鹿子を射るを以て此名を得るのよし見へたりしかるを麻迦古弓といひしは上古の語に麻といひ御といふみなこれ尊尙の謂と見へたり天之波波矢は舊事紀日本紀に天羽羽矢としるされしを釋日本紀に鳥の羽を以て波久矢也と釋し纂疏には重ねいふは一雙の義也と見ゆしかれども舊事紀に又天羽羽弓といふものあり鳥羽によりて此名ありといふ事どもいかゞあるべき天稚彦を降されし時に高皇彦靈神弓矢をもつて給りしはその國神のまつろはざるをば撥平くべき事を言依し賜ひしと見へたり大國主神はすなはち國造り大己貴神なり下照姬は大己貴の女又名は高姬とも稚國玉とも申せしといふ舊事紀によるにこれは倭國葛上郡雲櫛社に坐すとしるされたりさらば神名式に大倉比賣神社一名は雲櫛社といふものこれなるべし釋日本紀には神名式を引きて攝津國東生郡比賣許曾神社は此神を祭

る所也と見ゆ古事記によるに此說のごときは心得られずこれは最初に天穗日命して葦原の國神を言趣しめたまひしにいまだかへりごと申すに及ばざりしかばふたゝび天稚彦をして其國神を撥平ぐべき事を言依したまひしに此神其大國主神の女を娶りてみづから彼國を得んことを謀りてかへりごと申さゞりしよしをいふなり

またいづれの神をしてか天稚彦の久しく留まれるよしを問はしめむ事を問たまひしに諸神及び思兼神答へ奉りて雉名鳴女つかはすべしと申す其雉飛降りて天稚彦の門の湯津楓樹の上に止りていふ事天神の詔のごとし天佐具賣神其言を聞て天稚彦に語りて此鳥は其鳴音甚惡し射殺すべしといひて出すゝむ天稚彦さきに天神の給ひし所の天之波士弓天之加久矢を持てこれを射つその矢逆に射上げて天安河の河原に坐す天照大神高木神の御所に及べり此高木神とは高皇產靈神の別名也高木神其矢を取りて見たまふに天稚彦に賜ひし物にしてその羽には血つきたりすなはち諸神等に示したまひて或は天稚彦命を誤らず惡神を射たりし所の矢ならむには天稚彦に中らじ或は邪心あらんには天稚彦此矢にて麻賀禮と言ひて其矢を取りて衝返し下したまひしに天稚彦の寢たりし高胸坂に中りて死る今諺にいふ雉の頓使又返矢忌むといふ事の本これ也

雉の使の事ここにしるせし所は古事記による也日本紀には無名雉としるされしを天書には此神ころされて報命を得ず又其功名無きによりて此名を得たりと見ゆ心得られず無名といひしは其賤者なるの謂なるべし猶今もいやしき人を稱して名もなきもの也などいふは古へよりの遺俗と見へたりまた舊事紀によるに思兼神諸神等無名雉をつかはすべしと申すによりて無名雉鳩をつかはされしに此雉と鳩と粟田豆田を見て留りかへらず其後またつかはさるべき神を問はれしに思兼神諸神等また申すによりて雉名鳴女を遣はされしに天稚彦のために射られぬこれ諺に雉の頓使といひ又豆見て落居る鳩といふ事の緣なりとしるされたりさらば初につかはされし無名雉といふものゝ射殺されしにもあらず又雉のみに

もあらず無名鳩といふものありき又古事記には天使を射たりし事をのみむねとしるすべきがためにそれよりさきに下されし雉と鳩との事をば略せしと見へたれども頓使といふに頻りに使を發遣すといふ事也と見ゆればたゞ一度の使の事のみをしるしたらんにに頓使といふ事の本緣詳ならざるに似たりさらば舊事紀にしるされし所其義を得たりといふべし雉名鳴女は舊事紀にまた無名雉ともしるされたりさらばこれは女神にてありしに似たり飛降るとも鳴音ともいひしは此神の號を雉といひしによれる詞にてこれ又我國の文の體也湯津とは美稱也楓は讀て可豆羅といふ樹の名也日本紀には杜木としるさるこれは桂の子を誤れる由公私記に見へたり天佐久賣は舊事紀日本紀に天探女としるさる纂疏には天稚彦の侍婢也と注せりいかゞあるべき舊事紀には國神としるされ今もさし出て物いふものを阿麻能佐具といふは此事によれるなるべし天之波士弓はすなはち前に見へし所の天之麻迦古弓也波士とは樹名也舊事紀日本紀等には梔の字を假り用ひ讀て波士といふ倭名抄に梔讀て久知奈之といふものにはあらず爾雅に桑辨有レ葚曰レ梔と見へし俗に山桑といふもの此也私記には或說を引て天香山の梔木を採て弓を造る故にこれを天鹿兒弓といふと見へたりいかゞあるべき天之加久矢は日本紀注には天眞鹿兒矢としるさる加久といひ加古といふその語の轉ぜしなりすなはち前に見へし所の天羽々矢也雉の射られし事舊事紀古事記日本紀等に見えし所皆々天稚彦の射殺せし所の矢雉の胸に徹て逆に天に射上せしと見へたり元々集に引きし一書には天稚彦のために射られて其矢に中りて上報すと見へたりさらば此雉射殺されしにはあらず其矢に中りて天に還り上りて其由を報じ申せし也然るを射る矢の雉の胸を徹りて天に上りしといひしは其返矢の天稚彦の胸にあたりしといふべきために設しことばなるべし麻加禮とは死するをいふなり天稚彦の死せし事も天神の返したまひし矢にあたり死せしにもあるべからずたゞ其天罰にてその終りをよくせざりしことをかくいひ嗣しと見へたり延

喜式の祝詞の中には天若彦も高津鳥の殃ひに依りて立ち處に身亡きといふ事あり或は又其死せし時に妖鳥の怪ありしもしるべからず返矢忌むとは人を射し矢を以てこれを反す時は必らずまた射し人にあたる此故にこれを畏るべしと纂疏に見へたり雉の頓使のことは前に見へたり

かくて天稚彦の妻下照比賣の哭聲風に響て天に聞へければ天にある天稚彦の父天津國玉神及びその妻子降り來りて其處に喪屋を作りて哭悲しむ此時阿治志貴高日子根神到りて天稚彦の喪を弔ひしに天稚彦の父またその妻皆その手足にとり懸りて我子は不死有祁理我君は不死坐祁理といひて哭悲しむ阿治志貴高日子根神其死人に比穢す事を怒りて佩せる斗掬劔を拔てその喪屋を切り伏せ足を以て蹶放ちて遣る美濃國藍見河之河上にある喪山といふもの此也其切れる太刀の名は大量といひまたは神度劔ともいふ阿治志貴高日子根神飛去りし時にその妹下照比賣命其御名をあらはさんことをおもひて歌作れり

阿米那流夜淤登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須麻流美須麻流邇阿那陀麻波夜美多邇布多和多良須阿治志貴多迦比古泥能迦微曾也」此歌は夷振也

下照比賣の哭聲天に聞えしといふ事これ又其事を神にすべきための文也天稚彦の父と妻との天降りてその所に喪屋を作れりといふは古事記に見へし所也これは天稚彦の死せし所に就て喪屋作れるよしなり神名式に出雲國出雲郡杵築神社に天若日子神社ありこれその殯斂之所なるにや又後に其神をいつき祭れる所なるもしるべからず舊事紀日本紀には其父の神疾風をして其柩を天に擧て喪屋作れりと見ゆこれも其事を神にすべきためなりよりて言嗣し所と見ゆこれも日本紀注の一書には其妻子の天降りて其柩をもちて天に上りしとも見へたり其説おの〳〵同じからず喪屋とは纂疏に殯宮をいふ又は其棺槨を名づけて喪屋といふなりとも見ゆ阿治志貴高日子根神は舊事紀日本書紀には味耜高彦根神としるさる大己貴神の御子にて下照比賣の兄也此神の事出雲國風土記に詳に見へたり神名式に大和國葛上郡に坐す高鴨阿治須岐詫彦根命神社と見へし

は此神をいつき祭れる也天稚彦の喪屋の山となりし事舊事紀日本紀には天より墮て山となれる由見へしこれは其柩を天に擧しといふ文によれる也纂疏に喪山之因緣は凡此書に是類多したゞ古傳之說を載ていまだ是非を詳にせずと見へたりすべて上世より言嗣しこれらの說どもことゞ〵くに信ずるにたらざる事纂疏の說のごとし太刀の名大量といひ神度劍ともいふことはその義詳ならぬよし私記に見へたり日本紀には大葉刈としるしてまたの名は神度劍といふ由注せられたり卜部家の說には大葉刈の三字を引合せて加利と訓むべしといふいかなる謂あるにや他家の說はしかりとも聞へず下照比賣の歌は古今集の序に久堅の天にしては下照姬に始れりといひしすなはちこれなり日本紀注の一書には此時に喪に會ひしもの丶よめる歌也とも或は下照姬のつどへる人をして丘谷に照り映やくは兄の神なることをしらしめんためによめる所也とも見へたり又歌の詞も日本紀注に見へし所は古事記に見へし所におなじからぬ事ありこれは日本紀を撰ばれし時に改め删られしこともありしにや古今集序注に見へし所は日本紀注によれるなるべし阿米那流夜は天にあるやなり日本紀注には阿妹奈屢夜としるされしを釋日本紀には阿妹は天也と釋したり淤登多那婆多能は少き織女也能は語助也宇那賀世流は頸に嬰るなり多麻能美須麻流は玉の御統也御統のことはまへに見へたり日本書紀注には多麻能美須麻流能としるされたり下の能の字は語助なるべし美須麻流邇は日本紀注には此四字なしその義もまた傳はらねば詳ならず阿那陀麻波夜美は阿那とは事の甚切なる稱にして阿那といふ嗟嘆之詞なるなり陀麻は玉なり波夜は早也美は語助之詞也多邇布多和多良須は谷二渡るなり須は語助なり阿治志貴多迦比古泥能迦微はすなはち神の名也曾也は指示之詞也日本紀注には阿治志貴多迦比古泥とのみ見へて下の五字は見へず此歌の意は天に在る少女の頸にかくる玉の御統の玉の甚早く見へわたる事のごとくに二谷に照りわたれるは阿治志貴高日子根の神におはしますぞやといひし義なるべし

舊說に阿那陀麻波夜美は穴玉早也玉の穴より緒をつらぬくことのはやきをいふ也などいひはこヽろえられず夷振は日本紀注には夷曲としるされたり纂疏に猶レ云ニ夷歌一と注せり振とは古今集のうたの中に近江振などいふものヽごとくにたとへば古詩の國風の體のごとくなるべし

こヽにおゐて天照大神またいづれの神をかつかわさるべきと思兼神及び諸神等に詔し給ひしに天安河の河上の天石室に坐す名は伊都之尾羽張神これつかはすべしもし又此神にあらずば其神之子建御雷之男神これつかはすべし又其天之尾羽張神は逆に天安河の水を塞上て居れり他神行く事をえじ特に天迦久神して問しむべしと答申すすなはち天迦久神をつかはされしに天之尾羽張神恐こし仕奉らん然れども此道には我子建御雷神をつかはすべしと答申てすなはち貢奉る高皇産靈神更に諸神等を會へて葦原中國につかはすべきものを問ひたまひしに磐裂根裂之子磐筒男磐筒女の生めるところ經津主神これよけんと申すこれによりて武御雷神を經津主神に副てつかはさる一つには天鳥船神を武御雷神に副てつかはさるともいふなり

こヽにしるす所は舊事紀に見へし所にてそのしるされし所にすでに兩說ある也然るに古事記には天鳥船神を武御雷神に副てつかはされしと見へ日本紀には武御雷神を經津主神に副てつかはされしと見へて又その注の一書には武御雷神及び經津主神をつかはされしと見へたりまた延喜式に見へし神賀詞には天穗日命其子天夷鳥命に布都怒志命を副て天降しつかはせしと見へたり其說おの／＼おなじからず舊事紀の文によらむには武御雷神は天照大神の撰ばれし所にて經津主神は高木神のえらばれし所也此度の使にいたりては葦原の國神を撥平げらるべきためなれば其軍をひきゐしめられし諸神等なほ多かるべしおの／＼その傳ふる所によりて異同ありと見えたりそれが中天鳥船神といふは舊事紀古事記によるに伊弉諾伊弉冊二神の生みます神の名鳥之石楠船神又名は天鳥船といふと見ゆ但し式の神賀詞によらば天夷鳥神の事をかくあやまり傳へしもしるべからず天夷鳥神は神名式に出雲國出

雲郡杵築大社に神阿麻能比奈等理神社ありてこれすなはち此神をいつき祭る所と見へたり又伊都之尾羽張神は舊事紀によるに伊弉諾神火神を斬たまひし時劔の鐔よりしたゝる血の湯津石村に走りつきてなれる神の名を天尾羽張神といふ又は稜威雄走神とも甕速日神とも熯速日神とも槌速日神ともいふと見へたり日本紀には天石窟に住める神稜威雄走神之子甕速日神之子熯速日神熯速日神之子武甕槌神としるさる日本紀の説のごとくならんには伊都之尾羽張神は武御雷神の父にはあらずまた古語拾遺には武甕槌は甕速日神之子と見ゆこれまた其説おなじからず又舊事紀によるに秦盞鳥神の天照大神と誓ひたまひし時に生れ給ひし御子に熯之速日神といふありすべて此等の事いづれをか徵とすべき武御雷之男神は舊事紀には武甕雷としるされ日本紀には武甕槌としるされ延喜式には健御賀豆智と見へたりその假用ゆる所の字はおなじからねども其訓は相おなじ又は武布都神とも豐布都神とも申す常陸國鹿島郡鹿島神宮におはしまし又春日の

社第一殿にいつき祭る所の神これなり又按ずるに大國主神五世之孫に健甕槌命といふおはしませし由舊事紀に見へたりこれはこゝにいふ所の武御雷神の事にはあらず天迦久神亦天迦具神ともしるす此神の事未ㇾ詳尾羽張神の恐こし仕奉らんと申せし事どもは大神の詔の辱きによりて詔のまゝは仕奉るべしされど此度におゐては其子をつかはさるべしとて進らせし也磐裂根裂神は舊事紀日本紀注によるに伊弉諾神火神を斬たまひし時に劔鋒より垂る血湯津石村に走り就きてなれる神名磐裂根裂神といふと見へたり經津主神は布都怒志神ともしるす舊事紀によるに下總國香取大神これなりまた齋主神とも齋之大人とも號するとは此神東國檝取地主と見へたり延喜式にも香取に坐す伊波比主命とみへしはこれまた經津主神の別號なるべし此神又春日社第二殿にもいつき祭れり

武御雷等の神出雲國伊那佐の小濱に降り到りて高木神の命を以て大國主神に問ふて汝乃宇志波祁流葦原中國は天照大御神詔して我御子の知らん國と

言依し賜ふ汝心いかむといふ大己貴神此神等の來りし事必らず我處に來れるにもあらざる事を疑ひてゆるされず二柱の神其十掬劍を拔て逆に浪穗に刺立て劍の鋒に踞坐て天神の命を以て此二柱の神まづ此國を馳除平定む汝意いかに避まつるべしや否やと問ふ大巳貴神我は得申さじ我子八重事代主神これ申すべしと答申さる此時に其子事代主神は鳥遊し魚釣て御火之崎に出行しを天鳥船神をつかはして徵來らしめて問たまふに事代主神其父の神に報するに恐こし此國をば天神の御子に立奉れと申訖りてすなはちその船を蹈傾けて逆手を青柴垣に打成て隱れぬ

こゝに云るす所は古事記並に舊事紀による所なり伊那佐の小濱は舊事紀日本紀には五十田狹之小濱と云るさるその處所未ㇾ詳大國主神すなはち大己貴神なり汝之宇志波祁流とは宇志は日本紀によるに大人の字を假用ひて此には于志といふと注せられたり大人とは威福盛りなる人なりと纂疏に見へたりさらば上古の俗に威福ある人を稱し謂し所なるべし波祁流は後代の俗に所帶といふことのごとく其帶領する所也此國は大己貴神の造られて云りたまひし所なればかくはいひし也浪穗とい浪花也劍鋒に踞坐しとは二柱の神の威靈ありし由をいふべきためのことば也八重事代主神は舊事紀によるに阿治志貴高日子根神の弟也神皇系圖には大己貴神の長子と見ゆ神名式によるに神祇宮御巫祭神八座の中に事代主神坐しますまた大和國高市御縣に坐す鴨事代主神社と見へしは此神をいつき祭れるなり舊事紀には倭國高市郡高市社に坐すまた甘南備飛鳥社といふと見へたり御火之崎は舊事紀日本紀等に三穗之崎としるさる前に見へし御火之御前の注に見へたり日本紀注の一書に三津之前に作れるは誤れるに似たり天鳥船神をつかはすとは舊事紀によるに熊野諸手船を以て使者稻背脛を載せ天鳥船神をつかはして事代主神を徵すと見へたりその熊野諸手船は伊豫國風土記によるに上古の時に熊野と名付る所の船ありと見へたり諸手とは其水手の多きをいふ由纂疏にはみへき此船を又は天鳩船ともいひしよし日本書紀にも注せ

られしを釋日本紀に鳩船とは速鳥之義迅速之謂也と釋したゞその急舸を走せて徵されしをいふなり稻背脛は大己貴神の天鳥船神に副遣はされし神の名也出雲國出雲郡杵築大社に大穴持伊那西波岐神社といふありすなはち此神を祭れるなり天鳥船神は武御雷神の使とみえたり此神のことは前の注に詳なり事代主神その父の神に報じ申されし事は父の神のめされしかども來るに及ばずして天神の命の辱きを以て此國を避て奉らるべしと報じ申されしなりその船を蹈傾くとはその船を沈めて再びかへらじとの意を示されしなり天の逆手を青柴垣に打成すとは其海島にかくれ住みてふたゝびかへる事あらじと誓はれし也天之逆手をうつとは後ざまに手をうつをいふなり私記に今世も物を厭ふ時は必らず後手を用ゆと見へ神代卷抄に人を呪咀する符などをば後ざまにすつる時は我身におはぬといふ反鼻をも後ざまにすつればふたゝびかへり來たらずといふと見へたり事代主神の逆手打れし事は呪咀のためにはあらずふたゝびかへらじとの義なり

青柴垣とは青柴を以て藩籬をつくるなり屋舍といふがごとしと纂疏にはしるされたり

こゝにおゐて二柱の神今汝の子事代主神は如此まをしぬまた申すべき子やあると問ふ大國主神こたへられてわが子また建御名方神ありこれを除てはなしと申さるかゝりしほどにその建御名方神手末に千引の石をさゝげ來りて誰ぞや我國に來ましてしのびしのびに物のたまふは若しその力競せんとおぼさば我まづその御手を取らむといひてすゝみよりて手を取るに立氷にとり成し又劍の刄に取成して懼れ退を其子を乞ひ歸して若葦を取るごとくに握りて投離ればすなはち逃去をおひ往き神科野の國州羽の海に迫到りて殺さんとするにおよびて建御名方神恐みを申して莫殺したまひそ我此地を除て他所にゆかじ又我が父大國主神の命にたがはじ我兄八重事代主神之言に違はじ此葦原中國は天神の御子之命のまに〳〵獻ると申す

これは古事記ならびに舊事紀によりてしるすところなり御名方神または健御號方富命ともいふ大己貴神の子にて事代主神のなり舊事紀によるに信濃

國諏訪郡諏訪神社に坐すとみへたりさらば神名式に見へし諏訪郡南方刀美神社卽これなり千引石は前に見へたりきはめて大なる石をいふなり立冰はいまだ詳ならず冰を立てしを取るがごとくにとり成せし義なる歟また上古の俗に刀を比といひ比衣といふ立冰よんで多石比となして大刀と刀をいふもしるべからず一說に立冰の冰の字は木の字をあやまれるにや若葦に對しぬる詞なれば木となすべしといふひとありさもあるべけれど善本を得ざればたやすく字をあらためて解しがたきがゆゑにまづありしまゝに釋することかくのごとし若葦とは葦の嫩きなりわが國の俗弱と若との二字その聲おなじきによりて若の字を假りて弱の字となして舊事古事等の記に見へしところすでにかくのごとくなればその由り來るところひさしきことなり建御名方神千引石を手末に擎しといひ二神の手を大刀刀劔ととり成せしなどいふことこれまたいにしへの俗いひ嗣ぎしところと見へたりされど舊事紀に建御名方神の手を乞歸し投離られしは二神の中いづのれかみといふことをしるされざるはその文の疎漏なるなり古事記には建御雷神に天鳥船神を副へてつかはされしと見へたれば建御名方神の手を乞歸されしも投離られしも建御雷神たることはその文あきらかなり神科野國はすなはちいまの信濃國なり州羽の海は今の諏訪のみづうみをいふなり。

二柱の神さらに還來りて汝の子等二柱は天神御子の命のまに〳〵たがふことなけんと申訖ぬ汝の心いかんと大國主神に問ふわが子等すでにしたがひ申しつ我また違はじこの葦原中國は命のまに〳〵獻るわが子等百八十神はすなはち事代主神神の御尾前となりて仕奉らばたがふ神はあらじもし我防禦ましかば國内諸神必ずおなじく防禦てむいま我避り奉る誰か順はぬものあらむやと申たまひその國平し時杖りし廣矛を以て二柱の神にさづけて我此矛を以てつひに功成せることあり天神御子もし此矛をもちて國ををさめたまはゞかならず平安ましまさむ今我は百不足八十隈に長くかくれて侍らむといひ訖りて遂に隠れます

「これ舊事紀日本紀によりてしるすところなりこゝ

に至て大己貴神天神の命に隨ひてその國を避り奉られしなり百八十神は舊事紀にこの神の子凡百八十一神ありと見へしによりて多子におはせし由を申ところなる歟古事記には我子等百八十神と云るしたりかならず此神の子此數おはせしにはあるべからずすべて屬せしところの國神を擧てのたまひしなるべし御尾前とは前後にたちてといふことのごとし廣矛とは細矛といふものもありしと見へたればそ乃の廣きをいひしにやまた其矛の長の尋許なるを以てこの名を得しにや倭武尊の東夷を征したまふときに比々羅木之八尋矛をたまはりたまひしなどいふことも古事記には見へたりき百不足之八十隈は百不足とは八十といふべきための詞なる由釋日本紀に見へ八十はその地の深遠にしていたり易からざるの謂なりと纂疏には見へたり隈とは出雲國意宇郡熊野山をさすなるべしこの所は素盞烏神の神跡なればこの神もまたその地にかくれ坐せしなるべし釋日本紀には杵築神宮にやあるべきと見へしかどその神宮は此後に天神の詔にて造りまゐらせられし所なり初めこの神のみづから隱れ給ひし所にはあるべからず」

こゝにおゐて二柱の神等天に還上りて復命す

古事記には武御雷神還り參りて復奏すと見へて經津主神のことはみへず是は此記には最初より武御雷神に天鳥船神を副てつかはされしと云るせしが故なり

高皇產靈神二柱の神を還しつかはされ大己貴神に詔して今は汝の言を聞くに深く其理あり此故に更に條々にして詔す汝の知らす顯露之事は我御子知らすべし汝はすなはち神のことを知らすべしまた汝は天日隅宮に住むべし今造り奉らんこと千尋の栲繩を結びて百八十紐にせむ其宮を造る制は柱はすなはち高く太く板はすなはち廣く厚くせんまたゆたかに御田作らむ祭に請ふ所の農穀は茂に實らむまた汝の祭祀を主らむものは天穗日命也とのたまふ大己貴神報して天神の勅如此慇懃也敢て命に從ざらんやと申給ひすなはち岐神を二柱の神に薦てこれ我に代りて仕奉らむ我はこれより避去なむとのたまひて身に瑞の八尺瓊を被て長く隱れましき

汝の言を聞くに其理ありとは大己貴の申給ひしこと共皆是其理ありと聞召されし由也汝の知らすとは汝の治る所といふがごとし顯露は讀で阿羅幡貳といふ纂疏に顯露之事は人道也神事とは卽神道也と見へたり天日隅宮はいにしへにいはゆる八百丹杵築宮卽今出雲大社といふものこれなり日隅宮といひし事は私記によるに此所葦原中國西北の地にありて日沒る所の隅に當れるがゆゑなり又杵築宮といふ事は出雲國風土記によるに天下造られし大神の宮造り奉らんと諸神等參り集ひて杵築し給ふ故に此名を得たりと見へたり千尋栲繩は栲樹の事は前に注せり此樹の絲を以て繩とすること千尋なるなり百八十紐とは其千尋の繩百八十條を結合するをいふ但し必ずその數の百八十なるをいふにはあらず百八十神百八十日などいふ事のごとくに上古の俗に多かる數を總稱せし語なり神代卷抄に上古の時は宮室を造るに釘をば用ひずして繩を以て結造れりと見へたり此說心得られずこれはたゞ其宮地の廣く大きならむことをのたまひしと見へたり御田は卽神田なり農穀はその粢盛に供ふべき物なりこれらの外みことのりし給ひし所猶ありしかども文長ければこゝには略しつ天穗日命は前に見へたり岐神は纂疏に道路をつかさどる神也二神の先導となさすべき故なりと見へたり伊弉諾神泉津國に至り給ひし時に投給ひし杖のなれる所を岐神といふ號して來名戶神といふと舊事紀には見へしこゝにいふ所は伊弉諾神の御杖の化れる所にはあらじ神名式に出雲國意宇郡に都辨志呂神社ありこれ大己貴の杖代の神にて岐神といひしも云るべからず身に瑞の八坂瓊を被とは此神の傳へ得られし所の瑞寶と見へたり被とは被衣之被のごとしと纂疏に見へたればいにしへに云處の玉衣を被かれし事をかく云るされしもしるべからずすべて五畿七道之國々にして大己貴神をいつき祭る所ことごとくに云るすにいとまあらずこれ此國地主の神にておはしますが故なり

經津主神すなはち岐神を鄕導となし周流り削平て命に逆ふものをば誅し歸順ものをば撫ず

日本紀注に二神遂に邪神及び草木石の類を誅ふ皆すでに平け訖りぬその服はぬものひとり星神香々背男のみあり倭文神建葉槌命をつかはす卽ち服ひぬ倭文神こゝに斯圖利俄未といふと見へたり邪神とは國神の歸順ざるをいひ草木石之類とはいはゆる其青人草の類をいふなるべし星神香々背男は國神の名と見へたり一説には天にある所の惡神ともみへたり倭文神は舊事紀によるに倭文造等の祖天羽槌神と見ゆ纂疏には葉槌神は常陸國倭文を出す地に坐す故に倭文神といふ倭文とは布に文あるをいふ常陸國に出す所也と見へたりさらば卽今常陸國久慈郡倭文神社は此神を祭る所也神名式によるに大和國葛下郡葛木倭文坐す天羽雷神社あり是又此神を祭る所也と見へたり又日本紀注の一書に初天神經津主武御雷等の神をして葦原中國を平定しめられし時二神申さく天に惡神あり名は天津甕星といふ又は香々背男と名づくまづ此神を誅して然後に下りて葦原中國を撥んと請ふと見へたりさらば此神を誅せし事の前後又異同あり故に今こゝに附す

此時に歸順ひし首渠は大物主神及び事代主神すなはち八十萬神を天高市に集へて帥ゐて天に昇りその誠欵の至る事を陳す高木神大物主神に詔し汝もし國神を妻とせば我なほ汝を疏心ありと思はむ此故に今我女三穗津姫命を以て汝に配て妻とせむ宜しく八十萬神を領て永に我御子のために護り奉れとのたまひて還し降したまひき

これ舊事紀並に日本紀注の一書による所なり首渠とはその國神の長をいふ也大物主神は前に見へし大國主神の伊都伎奉られし倭の御諸山に坐すところすなはち三輪の大神なり八十萬神とは八百萬神といふがごとし天高市は纂疏によるに高市は天上にあり諸神集會之義を取る一つには大和國高市郡これなりといふと見へたり天照大神の石屋戸に入給ひし時に諸神等集會せられしといふ所は常陸國久慈郡高市郷をさしいふなりこゝにいふ所は大和國高市郡天高市社ある所をさしいふなるべし葦原中國にしても天高市といひしことは高天原にありし地名によりて又此地

名を得たるがゆゑなり凡高天原の地名によりて葦原中國にしてその地名を得し事なほ多し三穗津姫命は高皇產靈神の御女と見へたり此神の事いまだ他の所見はあらずこれは大國主事代主父子の神はすでに其國を避奉られき大物主神はこゝに至りてはじめて歸順せられしかば高木神御女を配せられて永く皇孫の藩衞を命じたまひし也又按ずるにこゝに見へし所に大國主神はすでに百不足之八十隈に長くかくれたまひぬゑかるに大物主神は事代主神等と共に高天原に參り上りたまひきこれすなはち大國主と大物主との別神にておはせし所其證また分明なり

こゝにおゐて天照大神の命を以て天忍穗耳尊葦原の中國に天降りますに及びて其御子櫛玉饒速日尊をして代て降しまさむことを請奏したまひしかば詔許したまひ天璽瑞寶十種を以て饒速日尊に授給ひまた高皇產靈神の命を以て三十二部の神等に五部の神を副て並に防衞となされ五部造天物部等二十五部をひきゐて同じく兵仗を帶て天降り供奉しめられまた船長同じく梶取等を率領しめて天降供奉る

〔饒速日尊の天降りたまひし事は元々集の說によりて舊事紀にみへし所をゑるすなり後これにならふべし〕

天忍穗耳尊請奏されしによりて其御子饒速日尊を天降したまふこと舊事紀の天神天孫等の本紀に詳なり天璽はこゝにいふ所のものいまだ詳ならず十種瑞寶は瀛都鏡邊都鏡八握劍生玉死反玉足玉道反玉蛇比禮蜂比禮品物比禮これなり（死反玉その訓未だ詳ならず）此天璽瑞寶等は舊事紀によるに神倭磐余彥天皇の御時（神武天皇の御事）饒速日尊の子宇麻志麻治命天皇に獻られて後に大和國山邊郡石上神宮に藏められ石上大神といふもの卽此なり又鎭魂祭の事も此瑞寶によりて始れる所也と見へたり三十二部の神等は舊事紀によるにもし葦原中國にして皇孫を防ぎまゐらせ待戰ふものあらんには能く謀り治め平しめられんために三十二人並に防衞となして天降り給へりと見へたり其三十二人は

天香語山命

名は手栗彥命また高倉下命ともいふ饒速日尊天

に在す時に天道日女神を妃として生み給ひし所
の子尾張の連等の祖なり

天鈿賣命天太玉命天兒屋命
以上三神の事前見へたり

天櫛玉命
鴨縣主等の祖姓氏錄には高御魂の子と見へたり
神名式大和國添下郡矢田に坐久志玉比古神社と
いふものこの神をいつきまつれる所歟

天道根命
川瀨直等の祖姓氏錄に神魂命五世之孫と見へた
り神系圖には神皇產靈尊の子とす

天神玉命
三島縣主等の祖

天椹野命
中島直等の祖

天糠戶命
此神の事前に見ゆ

天明玉命
此神は伊弉諸の子也と日本紀注の一書に見へた
れども姓氏錄によるに高魂命の孫にして皇孫に
陪從て天降れりと見へたり

天村雲命
天村雲命といふもの多し舊事紀に天香語山命之
子天村雲命又名は天五多底命といふすなはち尾
張連等の祖也父の神と共に天降られしにや詳な
らずまた姓氏錄に明日名門命三世之孫天村雲命
これ額田部宿禰等の祖也又元々集に度會郡に坐
す宮崎度會の氏祖天村雲命は一名は天二上命一
名は後小橋命と云天御中主尊十二世之孫也と見
ゆ太田命の傳日本紀等によるに此神は瓊々杵尊
の御前に立て天降られしと見へたりこゝに見へ
し所は何れの神なる事いまだつまびらかならず

天背男命
山背久我直等の祖といふ姓氏錄によるに天背男
命または阿麻乃西乎乃命とも記されき神魂五世
の孫にて天壁命の子と見へたり○按ずるに此下
に又天背男命といふあり一本には下に見えしも
のはこれなし下に見へし所は傳寫或誤れる歟

天御陰命
凡河內直等の祖姓氏錄には天津彥根命の子天御

影命と見へたり

天造日女命
阿墨連等之祖

天世平命
久我直等の祖

天斗麻禰命
額田部湯坐連等の祖姓氏錄には天津彥根命の男天戶間見命と見へたりさらば天御陰命の兄弟なるなり

天背男命
尾張中島海部直等の祖也○按ずるに天背男命上に見えたり此に記す所は傳寫或は字を誤れる歟

天玉櫛彥命
間人連等の祖姓氏錄には神魂命五世の孫と見ゆ

天湯津彥命
安藝國造等の祖也

天神魂命
葛野鴨縣主等の祖といふ神系圖には神皇產靈尊の子とす

天三降命
豐田宇佐國連等の祖○按ずるに豐田は豐國の字を誤れるに似たり

天日神命
對馬縣主等の祖也

天乳速日命
廣湯神麻續連等の祖也

天八坂彥命
伊勢神麻續連等の祖

天伊佐布魂命
倭文連等の祖と云姓氏錄には角凝命の子と見ゆ倭文連の祖ならむには建葉槌神の子なるか建葉槌神の事は前に見えたり

天伊岐志邇保命
山代國造等の祖也

天活玉命
新田部直等の祖也

天少彥根命
鳥取連等の祖也

天事湯彥命
畝尾連等の祖姓氏錄には畝尾連は天辭代の後と

みへたり天事湯彦とは天辭代命の別名なる歟

天表春命

信乃阿智祝部等の祖也

天下春命

武藏秩父國造等の祖以上二神は並に思兼神子也

天月神命

壹岐縣主等の祖神名式に據るに一岐國一岐郡に月讀神社あり名神大社と注せり天月神命一岐縣主の祖と見へたれば此神或は月神の後なるがゆゑに其祖神を彼國にいつき祭られし所なる歟

五部神をば舊事紀に據るに五部人を副て從とすと見へたりさらば三十二神に副て皇孫に從はしめられし所なるべし其五部之物部造等之祖天津麻良姓氏錄によるに天津麻良命は神魂命八世の孫なりと見ゆ

笠縫部等の祖天津麻占

異本に天勇蘇とも大男蘇ともしるせしありいづれか是なる事をしらず

爲奈部等の祖天津赤麻良

異本に赤古としるせしありこれ又いづれか是なることをしらず

十市部首の祖富々侶筑紫弦田物部等の祖天津赤星

五部造は舊事紀によるに五部造爲レ伴て天物部を率領て天降らしめられしと見へたれば五部造各五部の物部を率領て前驅につかふまつらしめられしなるべし其五部は

五部造並に二十五部物部等は地名によりてその號を得たりと見ゆ其解すべきものをば分注して後考をまつ

二田造

上野國に新田郡新田郷等の地名今猶あり

大庭造

常陸國茨城郡に大場の邑あり

舍人造

上野の國利根郡あり

勇蘇造

一本に勇蘇の字を薩の字に作れるあり或は誤字或は闕文等未詳ならず

坂戸造

常陸國新治郡に坂門郷あり

天物部等二十五部は五部造に屬せし所の物部也物部とは卽兵士也延喜式の祝詞に比禮挂伴男手繦挂伴男靫負伴男劍佩伴男伴男能八十伴男といひしこれなり

我國の俗兵士を毛能々賦といふは物部の謂なりといふ

其二十五部は二田物部

二田はすなはち新田也その說前に見ゆ姓氏錄にも二田物部は見へたり

當麻物部

常陸國鹿島郡に當麻邑あり又按ずるに當麻は當鹿の字を誤れるも知るべからず常陸國行方郡に當鹿鄕あり

芹田物部

芹田未詳

馬見物部

常陸國信太郡に馬見山といふもの今にあり

横田物部

横田未詳

島戸物部

島戸未詳

浮田物部

浮田未詳

巻宜物部

巻宜また巻宜ともしるすあり幷に未詳

疋田物部

上野國邑樂郡に疋太鄕あり

酒人物部

酒人は坂戸也坂戸は前に見ゆ姓氏錄にも坂戸物部見へたり

田尻物部

上野國那波郡下野國都賀郡幷に田後鄕あり

赤間物部

赤間未詳

久米物部

常陸國久慈郡に久米邑あり又來目部のことは下に見ゆ

狹竹物部

常陸國久慈郡佐竹鄕あり

大豆物部

常陸國茨城郡大津郷あり

肩野物部

上總國武射郡に片野郷あり

羽束物部

羽束未詳姓氏錄に羽束は天佐鬼利の後なるよし見ゆ

尋津物部

尋津未詳

布都留物部

布都留未詳

住迹物部

住迹一本に經迹に作る幷にいまだ詳かならず

讃岐三野物部

上總國天羽郡讃岐郷あり

相槻物部

下總國香取郡に大槻郷あり姓氏錄にも相槻物部は見へたり

筑紫聞物部

筑紫聞未詳

播磨物部

常陸國鹿島郡下總國匝瑳郡に幷に幡麻の郷あり

船長は跡部首等の祖天津羽原梶取は阿刀造等の祖

大麻良

姓氏錄に意富麻羅は天之三穗命之後也と見ゆ

船子は倭鍛師等の祖天津眞浦

古事記に鍛人天津麻羅と見ゆ麻羅といひ眞浦といふたゞその語の轉ぜしなり

船長より以下は海船の事をつかさどれる所と見へたり○按ずるに天忍穗耳尊は葦原中國に天降りたまふにあらずつゐに還昇りますと舊事紀に見へたり神名式を按ずるに土佐國香美郡に天忍穗別神社坐す豐前國田川郡に忍骨命神社ますまた相模國箱根山神社は土俗相傳へて天忍穗耳尊をいつき祭るよしを申すこれらの神社何の御代にいつき祭られしにや未レ詳

饒速日尊天神御祖の詔をうけ給ひ天磐船に乘り天翔り給ひて河内國河上の哮峯に降り給ひすなはち大倭國鳥見白庭山に遷坐す其國神の女御炊屋姫を娶りて妃とし御子妊むことありいまだ生れます時に及ばずして饒速日尊神去ます高皇產靈神の命を以て天速飄

の神降り來りてつゐに天上に還し葬奉りき

〔天磐船は私記に磐といふは堅磐之義也と見へたりされど天磐船といふは天磐戸などいふがごとくに伊波といふ齋の字の意のごとくなるべし〕

神功皇后新羅を征したまふ時に御船に天地山海の神を齋祭られしの類を阿麻能伊波布禰とはいひしなるべし凡上古之俗に稱して伊波といひし多くは齋の義と見ゆ天之磐戸天之磐船天津磐境天之磐座天之磐靫このたぐひみなこれなり

天翔るとは東南の海を巡り行き給ふをいふなるべし河内は古の凡河内國和泉國等の地卽今の河内和泉等の國の地なり河上哮峯は哮の字讀むことといかにやありけんしるしも傳へられずまた其處所も未レ詳神名式に大和國平羣郡龍田坐天御柱國御柱神社とみへしは此尊の天降りませし始に建られし所にやあるらん白庭山は未レ詳大倭國は卽今大和國なり舊事紀には饒速日尊天磐船に乘りて大虛空を翔り行き是郷を巡睨て虛空見日本國は是歟とのたまひしと見へたり

日本紀にみへし處も舊事紀の文によられて饒速日尊名づけて虛空見日本國とのたまひしと記されたり

これは天翔り給ふ時に大空に見へし山ありしを今こゝに至りて見たまふに此國は彼山の外面にある所なるかとのたまひしゆゑに耶麻登の國といふなるべし耶麻登といふは卽山外也舊說に或は山跡なりといふ類皆これ其本義に合ざるに似たり

舊說とは弘仁私記序延喜開題記等をはじめて諸家の說どもをさしていふなり

大倭としるし日本としるすごときは皆是後代に今字を假用ゆる所なれば假用ゆる所の字は古語の本義によるにもあらず

これ等の說詳なることは或問に見へたり

其國神の女は舊事紀には長髓彥が妹御炊屋姬を娶り給へりと見へたり

長髓彥は日本紀に長髓は邑の本號也よりてまた以て人の名とすと見へまた三炊屋媛亦名は長髓媛とも鳥見屋媛ともいふよしを注せられたりき

速飄神降來るは舊事紀によるに高皇產靈神饒速日尊を天降したまひしのちに御心に怪しみ思ひたま

ふ事ありて速飄神に命じ降したまふに果して饒速日尊神去り給ひしかばすなはち還り上りて復命す高皇産靈神哀泣給ひて速飄命して其柩を天上に擧しめ日七夜七遊樂哀み泣て葬斂りたまへりと見へたり

上古の俗には葬斂之時に或は七日七夜或は八日八夜啼哭し悲歎ふことありと見へたり前に見へし天稚彥の死せし時の事舊事紀に見へし所は八日八夜啼哭悲歎極りぬと云るされ古事記に日八日夜八夜以て遊ぶと見えたりその遊樂とは死せしものゝ神を樂ましむるの義にして哀泣はその親戚の啼哭するの謂なるべし

速飄神は釋日本紀によるに日本紀にみへし疾風と相同じと見ゆ疾風は風神也と纂疏には見へしかど此說いかゞあるべきこれはたゞ此時に使たりし神の名なるべしされば速飄命とも云るされき

たとへば健雷神といへども雷神にてはあらざりし事のごとし

饒速日尊神去ます時に其妃に命じて汝の生らむ子もし男子ならむには味間見命と名づけよもし女子ならんは色麻見命と名づけよと言ひき其の生れますに及びて日子神にて坐しければすなはち味間見命と名づけ申さる其後又饒速日尊其妃の夢にをしへ給ひて汝の子の我形見物のごときはすなはち天璽瑞寶あり天羽々弓天羽々矢あり又神衣帶と手貫と三物をば登美白庭村に葬斂て御墓作れとのたまひたりき

味間見命は讀で宇麻志麻獮乃命といふ此命のことは猶下に見えたり形見物とは其人の物を見て其形を見るがごとくなるの謂也天璽瑞寶は前に見へたり天羽々弓は未レ詳天羽々矢は前に見へたり此弓矢饒速日命天降ります時に所レ御物也神衣帶は其遺衣帶也手貫は卽射韝也讀で太沼岐といふ（倭名鈔に）今いふ所の弓小手はその遺制也此皇孫神去りたまひし後に其妃の夢にをしへ給ひ其御子に傳へ給ひし物共は後に果して天神御子の表物となりき

神武天皇東征之日に其羽々矢と步靭とを見そなはして饒速日尊の天神の御子なることを云ろしめされまたその天璽瑞寶を得たまふにおよびて此皇孫の御裔を特に寵異せられき其事は舊事紀日本紀等に詳なり

又すでに其柩をば天に擧て葬斂られたまひしかば御身にふれられし三種の物をその國に葬斂しめらるたとへば黄帝の冢に唯有二劔舄在一といふ事の如し列仙傳に神名式に見えし大和國城上郡等彌神社或は其神跡なるも知る可らず陸奥國宮城郡志津彦(シヅヒコ)神社遠江國敷智郡津氣里(ツケリ)神社又駿河國有度郡松城(マツシロ)之社加賀國石川郡神田神社等その國々の風土記によるに皆是此神をいつき祭る所なり○初天神御祖天忍穗耳尊の御代りとして饒速日尊を天降したまひしこと舊事紀に見へし所はこゝにしるすがごとし然るに古事記日本紀等には此事をしるされず日本紀の神武天皇の紀に纔に天神之子櫛玉饒速日命と申す天降りませしよしをしるされしかどもいづれの天神の御子也とも見へず纂疏にはこれ正統を尊ぶ義也と見ゆ其説心得られず元々集にみへし所は舊事紀に據るに皇孫二人あり先には饒速日尊を降し後には彦火瓊々杵尊を降したまひしなり如レ此の委曲を載せずして直に瓊々杵尊の降りたまひしことをのみいふは其理を盡さゞるに似たりとしるせり此説もつとも其謂ありといふべし或人の説にもし舊事紀の説に據らば饒速日尊は瓊々杵尊の御兄なり其御子二人おはしき天香語山命宇麻志麻治命といふ是也瓊々杵尊は饒速日尊の御弟也その御子を彦火々出見尊と申す彦火々出見尊の御子を鸕鷀(ウガヤ)草葺不合(フキアヘズ)尊と申し鸕鷀草葺不合尊の御子を神日本(カンヤマ)磐余彦(トイハレヒコ)尊と申す即是神武天皇の御事なり然るに神武天皇東征の日に天香語山命は其神劔を獻られ宇麻志麻治命は其外舅長髓彦の計に據らずして官軍に從ひつゐに其傳られし所の天璽瑞寶を以て獻らる饒速日尊の御子瓊々杵尊の御曾孫と其時を同じくせられしといふ事心得られずされば古事記にも其説を取らず日本紀にも其説に據られずと見へしといふ也すべて上古の事存するがごとく亡するがごとく覺るがごとく夢見るがごとくにして其説とする所盡く信ずべからず舊事紀古事記日本紀等に見へし所天忍穗耳尊と申すは其實は素盞烏神の御子也と申すは其説皆相同じ然るに舊事紀日本紀等に據る時は大己貴神と申すも素盞烏神の御子と見えたりさらば忍穗耳尊並に其御子瓊々杵尊と大己貴神の其の時を同じくし給ふべきは論ずるに及ば

ず古事記日本紀注の一書姓氏録による時は大己貴神は素盞烏神六世の孫にてましますと見へたりもし此說に據らば素盞烏神の御子と其六世の御孫と時を同じくし給ふ事は最心得られずといふべし又日本紀の說に據るに神武天皇東征の日に饒速日尊其衆を帥ゐて歸順（マツロ）ふと見へ古事記古語拾遺等の說また是に同じその饒速日尊といふもの舊事紀にみへし所の瓊々杵尊の御兄ならむには其御弟の曾孫と時をおなじくせられしことは是又最心得られぬ事なり其大己貴神の事はしばらく置て論せず饒速日尊の御事は舊事紀に見へし所を以て徵（シルシ）とすべきに似たり此神天にませし時に天道日女命を娶りて生給ひし天香語山命と申せしは神武天皇と其時を同じくし給ひしには有べからず今世に傳ふる所の舊事の天孫本紀に見へし所は天香語山命の下に分注して天降れり名は手栗彦命亦は高倉下命としるされしは或は闕文或は誤寫ありと見へたり按ずるに饒速日尊と共に天降られし御子の名は天香語山命と申す天香語山命の子を手栗彦命といひ手栗彦命の子を高倉下命といふ此高倉下命其神劍を以て神武天皇に獻られしなりされば日本紀にも天皇熊野荒坂津（アラサカノツ）に至ります彼處に人あり號して熊野高倉下といふ此人夢に神劍を得て獻りしと見えたり然るを今世に傳ふる所の舊事紀には高倉下命といふを天香語山命の一名のごとくに注せしこと傳寫必ず誤れるなるべし

又舊事紀に天尾羽張神の事を又名は稜威雄走神ともいふと注せられたり日本紀には稜威雄走神其子甕速日神其子熯速日神其子武甕槌神と見へたりこれも舊事紀には天尾羽張神に多くの別名おはせしごとくに注せられしかども日本紀に見へし所は父子相繼し四世の神名と見へきこれらいづれを是とする事をしらずといへども或は一神に數名ありといひ或は一神におの〳〵一名たることの由相傳ふる所に異同あることの證とはすべし

又宇麻志麻治（ウマシマチ）命の事も今世に傳ふる所の舊事紀天孫本紀にも天香語山命弟宇麻志麻治（ウマシマチ）命亦は味間見（ウマシマミ）命といひ亦は可美眞手（ウマシマテ）命といふとみへてまた其次に見宇麻志麻治命としるされきその見へし所に據

らば天香語山命の弟宇麻志麻治命と申せし所の兒もまた宇麻志麻治命といふに似たりこれは其文の重複せし事疑ふべからず其麻治といひ間見といひ眞手といひしは其音の相近くして轉じ誂れるものに似たれども舊事紀に據るに饒速日尊の神去りませし時にその妃に命じて汝の生らむ子男子ならんには味間見命と名づけよと言ひしと見へこれが饒速日の御子は味間見命と申せしことは疑ふべからずさらば味間見命の子を可美眞手命と申し可美眞手命の子を宇麻志麻治命と申しけるもまた味間見命の子を可美眞手命ともまたは宇麻志麻治命とも申けるもしるべからず按ずるに舊事紀日本紀古語拾遺姓氏錄等にしるされしことはたとへば我國の初高天原に成神の御名を天御中主尊と稱しきその後高皇産靈尊の代にいたるまで世々相襲て皆これを天御中主尊と稱せしことのごとくに饒速日尊の御後世々相襲て饒速日尊と稱しければ宇麻志麻治命の事をも古事記日本紀古語拾遺等には饒速日命其衆を帥て歸順ぬとはしるされしなるべし又舊事紀に饒速日尊天降りまして長髓彦の妹御炊屋姬を娶り給ひしと見えし事を日本紀には神武天皇鳥見の長髓彦と戰ひたまひし時に長髓彦使してむかし天神の子天より降り止り給ふを號して饒速日命と申すこれ吾妹三炊屋媛を娶りてつゐに御子あり其名を可美眞手命と申すといひ送りし由をしるされて其三炊屋媛亦の名は長髓媛亦は鳥見屋媛といふと注せられたりさらば天降ります饒速日尊に其妹をまゐらせしものゝ神武天皇と戰ひまゐらせし事も又心得られぬことに似たり日本紀に據るに鳥見といひ長髓といひしは並に地名にて長髓といひしは鳥見之邑に屬せし地なりとみえたり此地名によりて其國神をも世々相襲て鳥見彦とも長髓彦とも稱せしなるべし舊事紀によるに初め天降ります饒速日尊の妃となされしところの長髓彦の妹の名は御炊屋姬と申せしことこれ又疑ふべからず其後神武天皇と戰ひまゐらせし長髓彦と申せしものゝ妹はその名を長髓媛とも鳥見屋媛ともいひしなるべし古事記に登美毗古の妹登美毗賣としるせしもの卽此也諸書見へし所を併せて推考へぬればおのづから疑ふべき所もなきに似たり凡上古の神聖其

號多く見へしものは必ず一神にして別號多くおはしませしにもあらず或は其號の同じき或は其號の似たるを以て別神の事をも併せて一神の事となせしと見えしも多かりよく辨へ明むべき事なり

其號同じきによりて別神の事を併せて一神の事となせしはたとへば饒速日尊を又は火明命と申せしによりて日本紀に瓊々杵尊の御子の火明命の事のごとくに兦るせし事あるがごとし其號の似たるによりて別神の事を併せて一神の事となせしはたとへば大國主大國魂大物主等の神を併せて大巳貴神の事と記されしがごとしすべてこれらの類ことごとく擧るにいとまあらざるなり

古史通卷之三終

古史通卷之四

また天照大神高皇產靈神の命を以て天津彥々火瓊々杵尊をして葦原中國に天降しまします天兒屋命天太玉命天鈿賣命石凝姥命玉祖命並びに五部神に配侍らしめたまひこゝにその遠岐斯八尺勾玉鏡と草那藝劔とまた常世思兼神手力男神天石門別神を副賜ひて此鏡は專我御魂として吾前を拜がごとく伊都伎奉れと詔賜ひて天津彥々火瓊々杵尊天之石位を離ち天之八重多那雲を押分て伊都能知和岐氐天浮橋に宇岐士摩理蘇理多多斯氐筑紫日向之高千穗之久士布流多氣に天降ります天忍日命天津久米命二人天之石靫を取り負ひ頭椎之大刀を取り佩き天之波士弓を取り持ち天之眞鹿兒矢を手狹み御前に立して仕奉り吾田の永屋笠沙之前に至りたまひて此地は韓國に向き永屋笠沙之御前に直りて朝日之直刺國夕日之日照國也故此地は其吉地と詔りして底津石根に宮柱布斗斯里高天原

に冰椽多迦斯理て坐す

【これ古事記によりて云るすなり】

元々集によるに皇孫二人先に饒速日尊を降され後に瓊々杵尊を降したまひしなり天兒屋命天太玉命天鈿賣命石凝姥命玉祖命このことは前にみへたり此五柱の神は先に饒速日尊の降りませし時に云たがはれし所なり饒速日神去りたまひし後に天にかへり昇られしを瓊々杵尊にも云たがはしめられしとみへたり舊事紀古語拾遺等によるに高皇產靈神の勅に我はすなはち天津神籬と天津磐境を起樹て我孫のために齋るべし汝天兒屋命天太玉命二神宜しく天津神籬を葦原中國に持渡りて又我孫のためにいつき奉つれこれ汝二神共に殿内に侍ひて能く防護ることをせよとのたまひまた天太玉命弱肩に太手繦をかけて御手代として神を祭らしめまた天兒屋命神事を主之宗源也故太古の事を以て仕まつらしむと見へたり

神籬磐境並に天津といふは皆尊之辭也神籬讀で比母呂支といふト部家の說に神籬は坂木也磐境は天香山の磐をひきかきたるをいふ此等の神器

は天兒屋より我家に相傳ふ神武の朝に天神地祇を祭る時に此坂本をたてゝ其中に其磐境を安じて祭れりと見ゆさらばたとへば周の禮に宗祐といひしもののごとくなるなり諸家說猶多しといへども卜部家の說は神世より正しくつたへられし所なり他家の說ことごとくよるにたらざればこゝにしるさず卜部家の說は神代卷抄にみへたり我孫のために齋奉るべしとは葦原中國にして永く皇孫のためにいつき祭られたまふべしとなり舊事紀古語拾遺等によるに神武天皇卽位の時皇天二祖の詔にしたがひたまひて神籬を建(タテ)樹まし高皇産靈等の神を齋祭ると見へしはすなはちこのことなるべし二神共に殿內に侍ひてよく防護れとはこれ又たとへば周の禮に宗祐を主れる職のごとくなるべし弱肩とは太手繦といふべきための語なり太手繦は神を祭るときに肩に掛る所の物前に見へし木綿手繦(ユフダスキ)すなはち此也御手代とは皇孫に代りて祭るをいふなり神事を主どる宗源とは卜部家相傳へて宗源の神道といふものこれによれり太古の事は前に見へたり釋日本紀によるに上古の卜は鹿卜也龜卜は皇孫天降ります時に始れりといふさらば天兒屋命の仕奉る所はすなはち龜卜のことなるべし今におゐて卜部家相傳へてこのことをもつかさどれり

五部神とはすなはちこゝに見へし五神なり古事記には五伊緒(イツトモノヲ)としるす伴緒は延喜式の祝詞には伴男(トモノヲ)ともしるせり五部の字讀て五伴緒といふにおなじ

舊事紀には巳上五部伴領神配侍(ソヘハンベ)らしむと見へたりさらば此五神領する所の神等をひきゐ降らしめられしなり遠岐斯はその儀いまだ詳ならず

天璽瑞寶十種は先に饒速日尊に授られき今こゝに見へし所の神寶は天上(アメ)に藏(ヲサ)めおかれし所なるを瓊々杵尊に授らるゝがゆゑにその置(オカ)れし玉鏡劍といふに似たりされどこれらのこと古人相傳ふる說も見へざればその疑を存すべきことなりかし

八尺勾璁は舊事紀には八坂瓊之曲玉としるされ日本紀注の一書には素盞烏神天に昇給ひし時に羽明(ハアカル)玉(タマ)命

古語拾遺には櫛明玉と云るせり

瑞の八坂瓊之曲玉を獻りしをうけたまひて天照大神に奉られしといふことを釋して當時璽筥中の物は此曲玉也と釋日本紀には見へたり此說いかゞあるべき古語拾遺には瑞玉を以て神璽とせられしとは見へず其說傳ふる所あるに似たり

古語拾遺には鏡劒二種の神寶を以て皇孫に賜ひて天璽となさる所謂神璽の劒鏡これなりと見へたりその所謂神璽の劒鏡とは神祇令に神璽之鏡劒等の文あるをいふ義解には璽は信也猶ㇾ云二神明之徵信一也と見ゆこれすなはち鏡劒を以て神明之徵信とするの義なり

さらばいはゆる神璽といふものは別にこれ其神寶のあるべし禁秘抄には神璽は神代より今にかはらず壽永に海底より求出す青色の絹を以てこれを裹み紫の絲を以てこれを結ぶこと組のごとし筥の中には鏡一つ程の物動くと云るし置き給へり鏡は八咫鏡又の名は眞經津鏡むかし日神天石屋戶に刺許母理たまひし時に石凝姥神の鑄られし所にて卽今伊勢國に崇秘大神也

古事記には佐久久斯侶伊須受能宮ニ拜祭ると見へたり日本書紀には析鈴五十鈴宮と云るされしを私記に鈴口さけたりゆゑに析鈴といふと注したりき

草那藝劒は前に見へたり常世思兼神は常世は國名前に見へたり思兼神は舊事紀に思兼神には前の事を取持て政を爲よと詔したまひしと見ゆ古事記又これに同じ此神に言依したまふ所は後代の執政大臣の職事を以てせられしなるべし

前の事を取持て政をせよとは皇孫の御前に仕奉りて政事をつかさどるべしとの義也

手力男神は前に見へたり天石戶別神は神魂命の子にて多米連等の祖也櫛石窓神神石窓神ともいふ御門之神といふこれなり

姓氏錄に多米連は神魂命の子天石都倭居命の後と見ゆ神名式に神祇官御門巫に祭る神に櫛石窓神おはしませり

此鏡は專我御魂として吾前を拜むがごとく伊都岐奉れとは古語拾遺には我が子此寶鏡を視むこと吾を視るがごとく共に床をおなじくし殿を共にして

以て齋鏡とすべしと詔したまふと見へたり

此神鏡は人皇第十代の朝廷崇神天皇の御代の始までは天神の詔のまゝに神と皇と並て一所に坐ましけれども漸其神威を畏れたまひて倭國笠縫の邑に磯城神籬を立られ神鏡と草薙劔とをうつし奉られ第十一代の朝廷垂仁天皇の御代につゐに伊勢國五十鈴宮に鎮坐なし奉るその詳なることは倭姫命世紀御鎮坐本紀等に見へたればこゝには注せず

天之石位は舊事紀日本書紀等に天磐座と云るされ舊説に天とは天上之義磐座は祝言を寄するなりとも(釋日本紀)又は天上の玉座也磐とは不レ壞之義ともいへり(纂疏)此等の説いかゞあるべきこれは天孫と伊都伎奉りし御座をいふに似たり天之八重多那雲は其海路に重なりたなびきたる雲をいふなり伊都能知和岐氐は舊事紀日本紀には稜威之道別道別と云るされしを舊説に稜威は可レ畏之謂也八重雲路は畏るべきの道也と釋したり(釋日本紀)此説もいかゞあるべきこれは即今の伊豆國に御船を艤したまひ其道をひらかれしことを天之八重雲を排き出づとはいひつゞけしに似たりこれ我國の文の體なるべし上世以來我國の大船はつねに伊豆國より造りまゐらせしこれ神代よりして由來る所の久しきことなるも云るべからず

崇神天皇十四年は伊豆國より大船を貢献るこれによりて十七年に諸國に勅して船舶を造らしめられしことは皇年代記に見へたり應神天皇五年伊豆國に科せて官船の長さ十丈なるをつくらしめられし事は日本書紀に詳なりまた萬葉集に大伴宿禰家持の歌に伊豆手夫禰とよみしを注釋に舟は伊豆國よりつくりたてまつりたれば伊豆出舟ともいふべしと見ゆ

又伊豆國賀茂郡に走湯の神社といふあり土俗相傳へて彦火瓊々杵尊をいつき祭れりと申す也いまだその徵とすべきものを見ざれども古へより言嗣ぎしところ誣ざることもあるべければこれその神跡なるも云るべからず

今は土俗此神社を伊豆權現の社とも走湯權現社とも申し古時にありては大社也と申傳ふるなり神名式に伊豆國賀茂郡の神社四十六座みへたり

これいづれの神社也といふこと未レ詳鎌倉の代に二所權現といひしものは伊豆箱根の神社にてその箱根の神社は天忍穗耳尊をいつき祭れる所なりと申傳ふるなり

天浮橋はその義前に見へたり宇岐士摩理蘇理多々斯氏は舊事紀日本書紀等に立二於浮渚一在二平處一としるされ讀で羽企爾磨利陀毗羅而陀々志といふと注せられしを舊説に行路之間浮渚平安處に立し由也と釋したり釋日本紀さらば古事記に見へし所も御船を洲渚にとゞめられてそれより平陸の地に下り立ち給ひしといふなるべし天浮橋に宇岐士摩理といひつゞけしもまた我國の文の體と見へたり筑紫日向之高千穗之久士布流多氣とは筑紫日向は前に見へたり高千穗は日向國風土記に據るに臼杵郡智鋪鄕は皇孫高千穗二上峯に天降りたまふに天冥くして人物も別ちがたかりしに其土蜘蛛名は大鉗小鉗といふもの二人

土蜘蛛は前の大蛇の下の注にみへたり又攝津國風土記によるに土蜘蛛とは其人恒に穴中に居るが故に此賤稱ありと見ゆさらば又賤者をも云なるべし

申す所のまに〳〵皇孫御手を以て稻千穗を拔て籾となし四方に投散したまふにすなはち天開き晴れて日月照り明らかなりしによりて高千穗二上峯といふなり後人改めて智鋪と號すとみへたり

此説によれば高といふはその山のきはめて高きをいふ千穗はすなはち穗千穗之義也二上は讀むこと二神といふがごとくなれば彼土蜘蛛二人を神とするの故なるべし纂疏には衆山の中二峯獨り秀る故に此名を得たりとみへたり

久志布流は奇石降るなりこの山の西嶺に火井あり時ありて井の中より猛火發して砂石の飛下ること數里の外におよぶされば奇石降るとはいひしなり

多氣は卽嶽なり

高千穗之久志布流嶽は卽今土俗霧島が嶽といふものなりその嶽頂極て高くして常に雲霧の際にあれば此名を得たりとみへたり嶽頂に周圍三丈許りに細石を疊みて繞垣のごとくにして其當中に鉾を刺立たる猶今にあり其制最奇古にして其刃銅鐵を辨ずべからずこれ皇孫天降りませし時

に建られし所の天之御柱と見へたり其西の嶽に火井あり土俗これを御池といふ時ありて猛火井中より起る土俗これを神火といふその火の發する時に山嶽震動て炎烟天に漲りて砂石の地に飛下ること四遠におよぶ神名式に日向國諸縣郡霧島神社といふもの西麓にありこれ彦火瓊々杵尊をいつき祭る所也此嶽東南の麓に橘小門の檍原等の神跡なりといふあり上古の俗に久志といひ久志備といひ久須志といひしは神奇之謂也このゆゑに後人奇の字を假用ひて久志とも久志備とも久須志ともよむ也

舊事紀には筑紫日向高千穗槵觸之峯とも筑紫日向襲之槵觸二上峯ともしるされ日本紀には日向襲之高千穗峯としるされ其注に引れし諸書には日向槵日高千穗之峯とも日向襲之千穗槵日二上峯とも日向襲之高千穗添山峯ともしるされたりその襲といふものは舊事紀には熊襲國を建日別といふと見へし所にて私記に襲國は日向國贈於郡なりといふものすなはち此也

私記にみへし所は上世に日向大隅薩摩三國の地いまだわかれずして日向國と總稱せし時によりていひし也贈於郡今は大隅國に隸す

添山は日本紀の注に讀で曾富理能耶麻といふと見へたり其義いまだ詳ならず槵日は卽神火也

舊說みなこれ地方の事を曉さず舊事紀日本書紀等に假用ひられし今字によりて强てその說をつくれるなり今こゝに取らず

天忍日命は舊事紀に大伴連の遠祖と見へたり天津久米命は舊事紀には來目部遠祖天槵津大來目としるされたり饒速日尊に仕奉りて天降りし天物部の中に久米物部といふものこれも舊事紀に見へたり天津久米命は彼の久米物部を領せし神にやまたその物部の事にや詳ならず

常陸國久慈郡に久米之邑あり槵津久慈其語相近く來目久米其語相同じさらば天槵津大來目といふ彼地によりて其名を得しに似たり

姓氏錄には高皇產靈尊五世の孫大伴連の遠祖天押日命大來目部皇孫の御前に立して日向國高千穗峯に降れりとみへたり

姓氏錄にそののち大來目部を以て靫負部とす天

靫負部の號こゝにおこれり雄略天皇の御代に大伴室屋大連奏し請ふて父子衞門開闔之職をわかちつかさどるこれ大伴佐伯二氏左右の開闔をつかさどるの緣也と見ゆこれ後代に左右の衞門を靫負と號することの緣と見へたりまた大伴の二字をば引合せて等毛とよむべしこれ淳和天皇の御諱を避申すゆゑなりと舊說に云なりまた按ずるに舊事紀古事記等の書日本紀等によれば彥火瓊々杵尊は高皇產靈神の詔し天降したまふ所なりしかるにその高皇產靈神の五世の孫御前に仕奉られしはこれまたその疑を闕くべきの事なり

天ノ磐靫は舊事紀日本書紀等に天磐靫としるさる磐石等の字並に讀て伊波といふはその義たとへば齊鉏といふ齋の字のごとし其物を敬するの稱也

前に見へし天磐船の注に詳なり又按ずるに大嘗會の悠紀主基といふことも其由り來る所ありと見へたり

頭槌之太刀は纂疏によるに劔首の槌のごとくなるをいふ今隼人帶く所の劔此形ありとしるされしかども私記には未レ詳とみへたり 天之波士弓天之眞鹿兒矢はまへにみゆ吾田は地名釋日本紀に婀娜國はいまの薩摩國をいふ歟彼國に阿多郡ありといふもの卽此也長屋笠狹は並に地名その處未詳舊事紀には膂宍之空國を自二頓丘一覓レ國行去て吾田の笠狹之崎に到り遂に長屋之竹島に登りて其地を巡覽すにその地に一の神ありみづから事勝國勝長狹と號く此神は伊弉諾尊の子父は鹽土老翁といふ此地はこれ誰國ぞと問給ひしに長狹が有つ國也また住むところの國也取捨も遊ばせ勅のまにまに奉上ると對申すが故に皇孫就て留り坐すと見へたり

膂宍之空國は仲哀天皇の紀にも見ゆ纂疏によるに脊上は肉のむなしき所なり膂宍といふは空國といふべきための語也空國とは不毛之地也と見へたり日本紀注一書には膂完胷副國としるして曾斯止能牟奈曾褒久儞といふさらば膂宍之空國とは前に見へし大隅國䐗唹之地をさしいふなるべし頓丘は舊說に嶮岡なりとも小山なりともいふなり上古の時の地名なりしもしるべからず自の字讀て加良といふ今も俗に余利といふことばを加良といふは古言の猶今にのこれるなり事勝

國勝長狹とは國神の名なり纂疏に事勝は人民の衆多なるなり國勝は田野の廣濶なるなり長狹は其地の縱橫度り量るべからざるなりといふさらば土地人民共に富庶なるの謂なるべし此神伊弉諾神之御子の中いづれの神を申すか未だつまびらかならず伊弉諾神日向の橘の小門の檍原にして海潮に洗濯ぎ潜濯ぎ浮濯ぎたまひし時に生り出しといふ底筒男中筒男表筒男三柱の神の中にしてまたの名は鹽筒老翁といひけんもしるべからず

さらば皇孫初に高千穗之峯に天降りましてそれより宮居したまふべき國を覔めて吾田の地に到りたまひその國神の奉れる故につゐに其地に留り坐せしなり韓國に向きとは三韓の地に向ふなりその地を號して吾田といひし名によりて直るとのたまひ出すべきためにまづ韓國に向くとのたまひ朝日直刺とかさねのたまひて又夕日日照とはのたまひきこれ我國の文辭なるべし故に此地は其吉地とは此吾田の地は謂ゆる吉地なるをのたまふなり底津石根に宮柱布斗斯理高天原に氷椽多迦斯理とは上世の俗に言壽などいひし詞なり

延喜式大殿祭り祝詞の言壽の字注に古語にいふ許止保企は壽詞を今の壽言のごとしと見へたりき

底津磐根は延喜式祝詞にはまた下津石根ともみへたりふかくして固かるべきを極め云ふの詞なり宮柱は宮殿造られし御柱なり布斗志利は布斗は太なり志利は知なり大敷立廣敷立などいふがごとし高天原は高くして遠かなるべきを極めいふの詞なり氷椽は讀て比疑といふすなはち千木なり又榑風冰木等の字をも假用ゆ千木峙て堅魚上るは上世宮殿之制也卽今も神社にはその遺制あるなり多迦斯理は多迦は高なり斯理は知なり高く標すの謂なりすべてこゝに見へしところはたとへば周の禮に惟王建レ國辨レ方正レ位などいふことのごとくなるべし

周禮にみへたり辨レ方とは四方を別つをいふ日出る景と入る日の景とを識し晝は日中の景を參へ夜はこれを極星に考ふるを四方を別つとはいふなり正レ位とは宮室朝廷之位を定むるをいふ

なり
初彦火瓊々杵尊天降りまさむとする時に天之八衢に居て高天原に上光り葦原中國に下照る神あり天照大神高木神の命を以て天鈿女神は手弱女なれども伊牟迦布神と面勝也專に汝往て誰ぞや其出居る故を問ふべしと言ひつかはされしに彼神答へて我は國神名は猿田毗古神なり出居る故は天神の御子天降りますときゝて御前に仕奉らむために參向て侍りと申す汝は我に先だちてゆかんや我はた汝に先だちてゆかむやと問ふに我先啓行むと答ふまた汝は何處に到り皇孫は何處に到り坐さむやと問ひしに天神之御子は筑紫日向高千穗久士布流之峯に到りますべし我はすなはち伊勢之狹長田五十鈴川上に到るべしまた我を顯はしつるは汝也汝我を送り致すべしと云天鈿女神還りて復命す果して先期のごとくに皇孫は筑紫日向高千穗久士布流之峯に到りましぬこゝに仕奉りし猿田毗古神は汝送り奉れ又其神の御名は汝負ひ奉れと天鈿女神にみことのりし給ひ天鈿女神遂に猿田毗古神を送り致して還り至る是を以て猿女君等其猿田毗古之男神の名を負ひて女を猿女君と呼ぶ事はこれ其緣也

〔これは古事記幷に舊事紀等による所也〕

天之八衢は舊事紀に天八達之衢とあるさる八衢とは必ず四方四隅に相通ずるの謂にもあるべからず海に通ずる道の衢をいふなるべしこれまた八數を尙ぶの義也高天原に上光り葦原中國に下照るとはすべて天神たち給ふ所をさして上津國としその餘はみな下津國とするの謂なり舊事紀に據るに天八達之衢に居れる神其鼻の長さ七咫背長さ七尺餘七尋といふべし口尻照り耀き眼は八咫鏡のごとくにしてその面赤きこと赤酸醬のごとし八十萬神をして問はしめむとするに皆目勝て相問ふことを得ずと見へたり

纂疏によるに八寸を咫といへば七咫ならんには鼻の長きこと五尺六寸なりとあるにはあるべからず七寸ばかりの長さと心得べし其背の長さも八尺を尋といへば七尋ならんには五丈六尺なりこれもたゞ七尺ばかりの長さと心得べし今世諸神祭儀に赤面長鼻の假面を蒙り稱して王鼻といふは此神に象れりと見ゆ八咫鏡赤酸醬はまへに見へたり目勝て相問ふことをえずとは見畏て其

目を合せてことゝふものゝなきなり

手弱女とは卽女なり

　女子の弱質をいふなるべし多余波賣(タヨハメ)とも多袁夜賣(タヲヤメ)ともいふなり

伊弉迦布神と面勝つとは居向ふ人の畏れて面を對することのあたはぬなり舊事紀等によるに高木神天鈿賣命に勅りして專汝(タウメ)はこれ人に目勝つものなり往てとふべしと云ひしことゝ見へたり

天鈿女神のことは前注に詳なり女神なれどもきはめておそろしき所のませし故に其名をえられしと見へたり

猿田毗古神は自稱して國神といひしに據れば卽今常陸國鹿島郡に猿田之邑あり土俗稱して高天原といふ所に相近き地方也その出居(デヰ)し地なるが故に此名を得たる歟舊說には此神は卽是衢神(チマタノ)なり今の道祖神なりいづれのところへも人のさいさきに出る神也といへり(神代卷抄)狹長田五十鈴之川上とは狹長田は或はこれ地名をさしいふにや五十鈴といふべきためにいひし所なるに似たり

舊事紀に鐵鐸の字讀て佐那岐(サナキ)といふと見ゆ佐那岐狹長田其語相遠からず

五十鈴川上は度會郡宇治(ウヂ)郷にあり卽今天照大神鎭座ます所是也伊賀國の風土記に據るに伊賀國は猿田毗古神始められし所なり始は伊勢加佐波夜之國(カザハヤノ)たりき其女娥津娘命(ムスメアガツヒメノ)天神の天降し給ふ所の金鈴を守られしことによりて其地を名づけて吾娥(アガ)の郡といふその後郡名を以て國名として伊賀國といふは吾娥之音轉せし也と見へたり大神宮御鎭座本紀に神魯岐(カミロギ)神魯美(カミロミ)命伊勢加佐波夜之國に大小之金鈴五十口をもて投降されしなどみへしは此說にやよりぬらんさらばまた猿田毗古の到れりといふ所はその加佐波夜之國をさしいふ歟

元々集に金鈴の事大小五十といふは非也と見ゆさらば五十鈴の字によりて後人の附會せし說にや倭姬世紀によるに佐古久志呂宇遲之國(サクシロウヂノクニ)は宇治土公祖太田命が國なりしを宇遲之五十鈴川上の地を進らせしによりて其地に天照大神を鎭め祭られしと見へたりその太田命は猿田毗古の神裔にて奥玉神といふもの是なり

猿田毗古神をば汝送り奉れと勅ありしは此神前に

申せしごとくに御前に仕奉りて皇孫は日向國に到り給ひぬ今又此神の前に奏請ひしごとくに汝送りて伊勢國に致すべしとなり神名式に見へし遠江國蓁原郡服織田神社はその國の風土記によるに猿田毗古と天鈿女との二神を祭れりといふ其送り致されし時の神跡なるにやその事は詳ならずその神の御名は汝負ひ仕奉れとは舊説に鈿女の名を改めて猿女といふ今神宮に子良之子とて少女のあるはこれ天鈿女命の子孫なりと見へ（神代卷抄）又後世猿女君の苗裔の少女互に稱して君といふこれを尊びてなりと見へたり（纂疏）神名式にみえし甲斐國八代郡桙衝神社は天鈿女を祭る所なりと其國の風土記に見へたりいかなるゆゑに桙衝の名は負はれしにや其義詳ならず陸奥國磐瀬郡に坐す桙衝神社も此神を祭る所なるにやまた詳ならず○古事記日本紀幷に其注に引れし諸書等に據るにはじめ天照大神高木神の命を以て天忍穂耳尊は葦原中國をゑろしめすべしと言依したまひて天降したまふにその國には多に道速振荒振神等ありと聞えて先天穂日命をつかはして言趣しめられ次に天穂日命之子武三熊之大人をつかはされ次に天稚彦に天眞鹿兒弓天羽々矢を賜りてつかはされ次に無名雉をつかはされ次に經津主武御雷等の神をつかはされて其國を撥ひ平けしめらる此二神大國主神その子事代主神を言趣しめ健御名方神を追伏せてつゐに大國主神其國を避奉られ事代主大物主神等八十萬神をひきゐて天上に參上りしかば高木神の命を以て大國主神のために天日隅宮を造りていつき祭られ又御女を以て大物主神に配したまひて永く我御子のために護り奉つるべき由を言依し還し降し給ひこゝにおゐて天忍穂耳尊を天降したまふに及びて皇孫天津彦々火瓊々杵尊生れたまひしかば忍穂耳尊の奏請ひ給ふままに皇孫を以て御親に代て天降し給ひき然るに皇孫は天神御祖の言依したまふ事のごとくに葦原中國には降り給はずして筑紫日向の高千穂之峯に降り坐して纔に其國神の獻りしによりて吾田の地に大宮造りしてとゞまり住たまひしこと凡三世を歷たまひしと見へたりさらば其初にあまたの神等を天降しつかはされつゐに大國主神をして其ゑらせし葦原中國を避奉らしめたまひしといふことは

そも〳〵又なにの御ためにかあるべき瓊々杵尊の天降ります時に猿田毗古神の天之八衢に出居て皇孫は筑紫日向高千穗之峯に到り給ふべしと奏して御前に仕奉りて果して先期の如くに筑紫日向高千穗之峯に降り坐せしとみへしは觀るものよろしく思を致すべき事也

彥火瓊々杵尊大山津見神の女木花之佐久夜比賣を妃として火照命火須勢理命火遠理命三柱の日子神を生みます火遠理命は天津日高彥火々出見尊と申す即此也又は火明命火進命火折命彥火々出見尊四柱の御子坐すともまたは火酸芹命彥火々出見尊二柱の御子坐すとも申す也彥火瓊々杵尊神去りますに到りて筑紫ノ日向可愛之山陵に葬奉る

〔これは舊事紀古事記等によりてしるすところなり〕

皇孫の御子生れたまひし事舊事古事等の記によるに初皇孫海濱に遊幸ませし時事勝國勝長狹にその秀起る浪穗之上に八尋殿を起て手玉も玲瓏に織紝し少女は誰の女子耶と問たまひしに大山津見神の女等大を石長比賣小を木花之佐久夜毗賣又は神阿多都比賣と申すと答へ申すその父神に乞ひ遣はされしに大に歡喜て二女をして百取机代之物を持しめて奉り出す其姊は醜によりて見畏て返送り其妹木花之佐久夜毗賣を一夜留め給へり其父の神石長比賣を返したまふ事を大に恥て我女二人並べ奉る由は天神御子の御壽は雪雨零風吹とも恒に石のごとくにして常石堅石に動かず坐し木花之榮ふるごとくに榮へ坐せと宇氣比氐貢進らすしかるを石長比賣をかへしてひとり木花佐久夜毗賣を留めたまふゆゑに天神御子の御壽は木花之阿麻比能微坐すと申すこゝを以て今にいたるまで天皇命等の御壽長からず

秀起は讀で左岐陀豆麼といふ浪花の飄る貌なるべし浪穗は卽浪花なり八尋殿は前に見へたり手玉は手を飾る玉なり我國上古之俗玉を以て身の飾とす延喜式太神宮御裝束之中に頸玉手玉足玉等あるは神世の遺制也玲瓏は讀で由良といふ玉の鳴る聲なり大山津見神又は大山祇神ともしるす此神のこと前に見へたり大とは長女をいひ小とは少女をいふ石長比賣は磐長媛ともしるす木

花之佐久夜毗賣は木花之開耶姫ともしるす神阿多都比賣は神吾田津姫ともしるし又豊吾田津姫とも吾田鹿葦津姫とも申すこれらの御名は吾田の地によりて稱し申せし所と見へたり日本紀には鹿葦津姫は天神の大山祇神を娶りて生ましめたる兒也とゑるされ纂疏に父は天神母は地といふがごとしと注せられたりさらばこゝにいふ所の大山祇神は女神にてある也心得られず舊事紀には正しく鹿葦津姫のことばをしるされて妾は父大山祇神ありと申されしよし見へたり神代巻抄にこれは天女の降りて大山祇神に嫁して生める所也としるせしはさもあるべし常陸國風土記に筑波郡筑波神社は木花咲耶比咩を祭れる所也と見へしいかなる故に此所にいつきまつられしにや百取机代之物は日本紀注に百机飲食とゑるされたり釋日本紀には飲食を供ふる事百机なりといひ又たゞ其數の多きをいふとも見へたり其饌の盛りなるをいふなるべし宇氣比氐は舊事紀に誓約の字を借用ひられしを古事記にかく改めしるせしは誓約の謂にはあらず祈誓の義と

なすなるべし木花之阿麻比能微とは木花之雨日而已なりこれは石長比賣をも幸たらましかば雪雨ふるとも常石堅石にますべきをいまはたゞ木花の雨ふる日のみにてうつろひ落る事の早かるべしと申す也舊事紀には磐長姫と父の神と共に呪咀せしと見へ日本紀注には磐長姫の呪咀せしとのみ見へたり今に至るまで天皇命等の御壽長からずとは大山津見神呪咀し申されしによりて此時よりして君も臣も其壽短く促りしとなり纂疏によるに人壽の長短おのづから定れる所あり此呪咀によるべきにあらずと見へたり上古之俗言嗣ぎしことどもすべてこれらのたぐひ其是非を論ずるにもたるべからず

そのゝち木花之佐久夜毘賣參出て妾妊身めり今産ますべき時になりぬ天神の御子私に産まつるべからずよりて請まいらすと申したまふ一夜にや娠めるこれ我子にはあらじかならず國神の子ならんと言ひければ妾娠める子もし天神の御子にあらずば子うむに幸あらじと答へ申されてすなはち無戸の八尋殿を作りてその殿の内に入りて土を以て塗り

塞て產む時に臨みて其殿に火つけて產ますその初に生れます御子の名は火照命次に生れます御子の名は火須勢理命次に生れます御子の名は火遠理命または天津日高彥火々出見尊と申し奉る凡此三柱の御子火も害ふことあたはず母もまた少も損ふ所なし時に竹刀を以て其兒の臍を截る其棄し竹刀終に竹林になりし故彼地を號けて竹屋といふと見へたり

無戸は讀で宇都といふ戸なき殿屋なり日本紀には無戸室としるされたり火照命は舊事紀には火明命としるされ工造等が祖と注せられたり日本紀にも火明命としるされて尾張連等が始祖と注せられしを神代卷抄に私決の釋を引て尾張連等が始祖は饒速日尊也饒速日尊をも火明命と申せしによりて此誤ありとしるせり古事記に火照命としるせしはこれらの疑を避しなるべし火須勢理命また火酢芹命とも富須洗利命ともしるせり又富乃須佐利乃命とも又火闌降命とも火進命とも火夜織命とも申すこれは吾田君小橋等の本祖也火遠理命は火折命ともしるす彥火々出見尊は古事記には天津日高日子穗々手見命としるせり按ずるに日本紀には初に生ます御子火闌降命次に彥火々出見尊次に火明命としるされその注に引れし所の說はこゝにしるせし次第のごとし又舊事紀の一說には吾田鹿葦津姬一夜にはらみてつゐに四子を生む皇孫其子等を見そなはして吾皇子は聞喜も生れませるかなと嘲りたまひしかば吾田鹿葦津姬怨み憤りて御子等と共に無戸室に入り居て誓ひて火をつけられしにおの〳〵その火の中より踊誥ておの〳〵御名を名のり出たまふ火明命火進命火折尊彥火々出見尊これ也としるされたり又日本紀注一書に木花開耶姬命生める御子火酸芹命次彥火々出見命とみへたり此等の數說おの〳〵おなじからず竹刀讀で阿乎比衣といふ我國之俗生れし子の臍帶を截つに竹刀を用ゆる事の始めなるべし神代卷抄には人の生長つ事竹のごとくならんを祝するの義也と見ゆ其竹刀竹林と化りしなどいふも又上世の俗言嗣し所なるべし竹屋は地名日向國にあるにやと纂疏には見へたり即今薩摩國阿多郡に

鷹屋郷ありこれ古の吾田竹屋の地と見へたり

按ずるに我國之古俗に凡其子に命ずるに或は其父祖の名に取り或は其母其乳母等の名に取りしことありといふ也木花之佐久夜比賣生たまひし御子等火を以て命せられしは御父をば彦火瓊々杵尊と申し御母は火產靈神の後にておはしけるが故なるべししかるを此等の御名によりて其事を神にすべきために天神の御子一夜にして三柱はらまれ給ひ一時に火の中に生れ出たまへりなど言嗣し事盡く信ずるにたらず

舊事紀によるに伊弉冊神火之產靈神を生んとしてそのために燒れて神去ります伊弉諾神つゐに帶せる十握劍をぬきて火の神を斬て三段となし五段となし八段となしたまふにその段大山祇神と化り出し三柱と見へたり然るに木花佐久夜毗賣命は大山祇神之女と見へたれば其御子の外家は火神の後にてまします又火神を火之產靈神と號する事もその孫女の此御子等を產ませし故によれる歟上古の俗に武須毗といひしは尊親の義と見へたり

可愛之山陵は可愛讀で埃といふ日本紀に注せられたり延喜式には日向埃山陵としるさる其地卽今薩摩國穎娃郡讀で江乃といふと倭名抄に見へし所歟

これ又古の代に大隅薩摩等の地いまだわかれずしてすべて日向國といひし時のことによれるなり山陵は令義解に帝王の墳墓は山のごとく陵のごとし故に山陵といふと見へたり

火須勢理命よく海幸を得たまふ故に海幸彥命と號し火遠理尊よはく山幸を得たまふ故に山幸彥命と號すされど兄命は風雨あるごとに輙其利をうしなひ弟尊は雨に逢へども其幸たがはず試にその幸を相易ふるにつひに各其利を得ずして其幸を返さむとするにおよびて弟尊すでに兄命の幸鉤を海に失たまへり其兄族乞徵る事急にして其橫刀を以て新鉤を鍛作り一箕に盛りて償へども受ず其故鉤を責る鹽土老翁其弟尊の憂へ苦み給ふを見て海に入りて綿津見神と相議りまさむ事を教申す其教のまに〳〵綿津見之宮に到ります綿津見神其女豐玉毗賣命に御合せまいらせてここにとゞまり給ふこと三年にして歸り給はんとおほせし時綿津見神その失ひし鉤をもとめえて進らす又

兄の戰ふ事あらむ時に救ひまいらすべき事共を相約りて送返し奉る又其敎のまに〳〵兄命つゐに自ら伏ひまゐらせられき其豐玉毗賣有レ娠て御子を生ます其名を天津日高彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と名づけ進らすその海邊の波限に產殿を造るに其葺草いまだ葺合はざるほどに生ませし故也天孫の胤海中に置奉るべからずとて其妹玉依比賣命をして送出しまいらせて日足し奉らしめらる其玉依比賣命また御子を生ます武位起命と申す大和國造等の祖これ也天津日高彦火々出見尊は高千穗宮におはします御陵は其高千穗山の西にありこれを日向高屋山上陵と申す

〔舊事紀古事記日本書紀等によりて云るす但し兄弟易幸の事舊事紀日本紀には火闌降命火出見尊の事とす古事記には火照命の事とす云かれども古事記にも兄命は後に弟尊の晝夜の守護人となりて仕奉れりと見へたればこれ隼人等の祖たる事疑ふべからずさらば火照命と云るせしは必ず傳寫の誤れるなり又其幸を易られし事も舊事紀には兄命の望請れしと見へ古事記には弟尊三度まで請れて相易られしと見へたりこれも舊事紀の義長じたるに似たり其餘は注につまびらかなり〕

舊事紀古事記日本書紀等に見へし所によるに皇孫の御子兄酢芹命よく海幸を得たまひ弟火出見尊はよく山幸を得給ふ然るに兄命は風雨あるごとに輙其利を失ひ弟尊は風雨にあへども其幸惑はず兄命試に幸を易へむことを乞ひ弟の弓矢を取りて山に入りて獵るに獸之乾迹をも見ず弟命は兄の鈎をもちて海に入りて釣るに得る所なくして遂に其鈎を失ひ空手にして來歸る兄すなはち弟の弓矢を返して己が鈎を責る弟尊御佩之十拳劔を破りて五百鈎を作り償へども取らず又一千鈎を作りて償へども受ずして忿りて我故鈎にあらずば多ありともなにせんといひてます〳〵せめ責る弟尊求めん所をしらず憂ひ吟ひて海邊にたゝずみます時に鹽椎神來り問ひて其事の本末を聞て綿津見神之宮に到りて相議り給はん事を敎まいらせすなはち無目堅間の小船を作り載て押流しまゐらす

海幸とは海に入て漁するの幸ある也山幸とは山に入て獵するの幸ある也今も漁獵には幸なると不レ幸なるとの人あるなり俗に漁獵のきくきか

ぬなどいふは幸あると幸あらざるとの謂なり風雨にあへども幸惑はずとは獵には風雨を厭はぬなり獸之乾迹を見ぬとは獸の過にし舊き蹤をも見ぬなり鹽椎の神はすなはち鹽土老翁也前にみへし事勝國勝長狹が事なるべし綿津見神また海神ともしるす新羅王の事をいふ也舊說に海神を龍王といひ海宮(ワタツミヤ)を龍宮といふ皆これ信ずるにたらず其詳なることは下に見へたり無目堅間の小船は日本紀注の一書に堅間(カタマ)は今の竹籠也としるされたりさらば竹を編む事の密(キビ)しく風の透らざらんやうに作りて小船の帆席(ホムシロ)としたるなるべし今も外國の船舶の風篷といふもの多くは此制なり又日本紀注の一書に鹽土老翁囊中の玄櫛(クロクシ)を取て地に投れば五百箇竹林(イホツタカハラ)と化成(ナ)りぬ其竹を取りて大目(オホマ)巖籠(アラコ)を作りて其籠の中に納れて海に投奉ると見へたり心得られず又舊事紀の一說に鹽土老翁のいひしは海神乘る所の駿馬は八尋鰐(ヤヒロワニ)也これその鰭背(ハタ)を竪(タテ)て橘之小戸(タチバナノヲド)にあり我彼と共に策るべしとて天孫の尊と共に往て見るに鰐魚(ワニ)策りていはく我は八日の後に天孫を海宮に致すべし我王の駿馬一尋鰐魚(ヒトヒロノワニ)これ一日の内に必ず致すべし今我歸りて彼をして出來さんと言訖りて海に入去る待つことすでに八日久しくして一尋鰐魚ありて來れりよりて乘りて海に入ると見へたり日本紀注の一書に又此說によれるありこれはたとへば古の逐龍馳馬後の海鰌蜈蚣などいふものゝごとくにて其實は海船の名を號して鰐魚とはいひしなるべし

やゝゆきて味御路(ウマシミチ)を得て其道にのぼりて出まして魚鱗(イロコ)のごとくに造れる宮の門(カド)の外なる井の傍の湯(ユ)津桂(ツカツラ)の樹に就て立たまふに海神の女豐玉毗賣(トヨタマヒメ)の侍婢(マカダチ)出て玉器(タマノケ)を持て水汲むとて仰ぎ見まいらせて還り入りて其王(キミ)に申す其王人をして問(ト)せて天神の孫(ミマゴ)なりといふことを聞きてあやしみてすなはちみづからむかへ入れて海驢(ミチノカハ)皮八重(イヤ)を敷設(シキモウケ)て其上に坐まつり饒百机(モヽトリノツクヱモノ)を設て主人(アルジ)の禮を盡す從容(オモブル)に來ませる御意を問ふに情之委曲(アルカタチ)を對へたまひしかば憐(アハレ)とおもふ心起りて遂に其女豐玉毗賣を御合せまいらすよりて綿津官に留り住給ふ事三年になりぬ味御路は日本紀注には可怜御路としるされ可怜

は讀て宇麻師といふと注せられき于麻斯美知とは卽今いふ熟路にて人の通ひなれし道をいふ也魚鱗のごとく造れる家は海神の宮殿をかたどれる謂也門の外なる井は日本紀注一書に好井としるされしを纂疏に玉泉をいふ也と見え神代卷抄には鳥居といふ事こゝに始れりとも見ゆこれらの說其據あるにや心得られず湯津桂樹は前にみへたり日本紀注一書に千枝杜樹ともしるされたり豐玉毗賣の事下に注す侍婢は豐玉毗賣に宮仕へする女也玉器は玉琬とも玉瓶ともしるせしあり古事記には其侍婢玉器を持て水を酌んとするに井に光りあり仰見れば美はしき男子あり甚異しと思ふに水を乞ひ給ひければ玉器に水を汲入て進らせしに水をば飲みたまはで御頸の璵を解きて口に含みてその玉器に唾入れたまひしに其璵彼器につきてはなれざりしをそのまゝにて持かへりて豐玉毗賣命に進らせしを其父の神に語り申されしと見へたり日本紀には豐玉毗賣の自ら水を汲むとて天孫を見驚きて還り入られしと見へたり侍婢の見まいらせて其主に告しといふ說其義長ぜるに似たり其王の名日本紀注の一書に豐玉彦としるされしあり豐玉彦といふは豐玉毗賣の兄の名なるに似たり父の神の名といふ事いかゞあるべき海鱸皮八重は海鱸は讀で美知といふ海獸の名也日本紀注の一書に八重席を設くと見へしをかくいふこともこれ又海神の設けし賓席なる由をかたどれる謂なるべし饌百机は前に見ゆ從客は於毛布流と讀むゆたかにしづかなる貌なるべし情之委曲は讀で阿流加多知といふ御心の中にある所を對へのたまひしをいふ

彼處安らかにたのしけれどなほ鄕を憶ふ御心ますを聞て其大神鰭廣物鰭狹物こと〴〵く召問ふに赤女口女口疾ありて參來ず召到らしめてその口を探るに口女が口より初失へる鈎を得つ大神制して儞口女今より以往天孫之饌に預る事を得ざれといふ口女を以て供御に進らせざるものは此緣也大神其鈎を淸洗ひて奉り敎まいらせて兄命に返し賜らむには汝が生子八十連屬之裏に貧鈎狹々貧鈎とのたまひ訖りて三たび唾してあたへ給へ又兄命海に

入て鈎する時に汝命海濱に在して風招し給へ風招とは卽嘯也如此したまはゞ我瀛津風邊津風を起して奔波を以て溺し惱さんといひて卽ち和邇魚を召集て今天津日高之御子上國に出幸まさむとす幾日に送り奉りて復命さむと問ふおの〳〵其長さ短さのまに〳〵其日を限りて申す中に一尋和邇一日に送りてすなはち還來らむと申すすなはち其一尋和邇の頸に載せまいらせて送り出し奉る其期のごとく一日の內に送り奉りて歸らんとせしに佩せる劒の小刀を解て其頸に着て返します其一尋和邇は今において佐比持神をいふなり

其大神とは綿津見神也鰭廣物は大魚也鰭狹物は小魚也赤女口女は舊事紀に赤女はすなはち鯛也口女はすなはち鯔魚也としるされたり古事記には赤海鯽魚喉に物を鯁て食ふ事を得ず其喉を探れば鈎ありとしるせり鯔魚を供御に進らせざるはこの緣也といふは舊事紀にしるされし所なりこれ又上古の俗言嗣し所信ずるにたらずされば古事記には其說に據らず生子八十連屬とは其子子孫孫の相續ぐをいふなり貧鈎狹狹貧鈎とは呪詛の辭なり貧の字讀で末知といふ狹々は少しくして又少しき也貧しくして窮れるをいふなり舊事紀古事記日本紀等に見へし呪咀の詞に異同あり其要は皆これ其貧窮なるべき事を詛ふ也三たび唾すとは舊事紀には呪詛し訖りて後手に投棄て向授る事なくして三たび唾したまへと敎られしと見ゆ其後手に投棄給へといふは前に見へし所の天の逆手を用ゆる也瀛津風は海中を吹く風也邊津風は海邊を吹く風也舊事紀古事記日本紀等には潮滿珠潮涸珠を奉りてもし兄命なほ怨み怒りて攻戰はゞ潮滿珠を以て溺らし苦惱みて愁へ請はゞ潮涸珠を以て救ひたまへとをしへられしといふ事ありこれらの事ども皆是上古の俗言嗣し所にて盡く信ずるにたらず上國は讀で羽播豆久儞といふと日本紀注に見ゆこれは皇孫の御子ノ國をたつとびて稱し申せし所也和邇魚の事は前注に見ゆ佩せる劒の小刀は今も刀の鞘に挿む所の小刀のごとし小刀讀で佐比といふ佐比持神とはその小刀を持つの謂ひなるべし今いづれの所に祭るといふ事つまびらかならず

火々出見尊歸來りまして具に綿津見神の敎に從ひ給ひしかば兄命其神德ます事をしりてつゐに以て伏事ふこゝを以て火須勢理命の苗裔諸隼人等至今天皇宮墻之傍を離れず吠狗に代りてつかふまつるもの也世人失ひたる針を債らざるはこれ其緣也

火須勢理命の苗裔諸隼人等は姓氏錄によるに此命の子孫猶多かりき其隼人といふは今の大隅薩摩等の地にあるもの番上して宮中を守護せしなり隼人といふはその勇捷なるの謂なるべし纂疏によるに隼人は上古は氏なり後世は官となれり宮内に宿直して狗吠して守る故に又これを狗人といひしなり失たる針を債らすとはこの事古の時に有し習俗也と見えたり

初天孫の歸りまさむとする時に豐玉毗賣語り給ひて妾すでに娠めり天孫の胤海原に產まつる可らず必ず君が御許に就む我ために產殿を海邊に造りて待たまへとのたまひて後果して前の期のごとく其女弟玉依毗賣命と共に參出到れりすなはち其海邊の波限に鸕羽を葺草として產殿を造りますに其產殿いまだ葺合ざるに御腹の急なるに忍ずして產殿に入り坐せし時凡て他國の人は臨產時に本國之形を以て子產む也願くは勿見ましそとのたまひしをあやしみおぼしてひそかに伺ひ見給ふに御子產ます時に龍となり給ひぬ其伺ひ見給ひしを知りて深く慙恨みみづから御子を抱きて海鄕に入り去たまへりこの御子の御名は初生れませし時にいかに名づけてよけむと御母命に就問ひたまひしに天津日高彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申すべしとのたまひ訖りて去りたまひたりき

鸕羽を葺草とすとは釋日本紀に鸕羽を以て產屋をふくの義いかなる故をしらず但し此鳥は口喉廣くして魚を飲て又吐くにたやすければ產生平安の義に取れる歟產屋を稱して鸕葺屋といふは鸕羽を以て葺しむるの本緣也と見へたり日向の國人の申せしは其國に鸕葺草といふ草ありと申しきさらば草の名にやされど上古の俗產屋の事を宇賀屋といひけをもしらずこれはたゞ御產殿をも葺合せぬ間に生れ出給へるによりて其御母のかく名づけ申されしを鸕羽を以て葺草とせら

れしといひしを又後人の產生平安之義に取りしなど附會せしに似たり豐玉毗賣の龍となり給ふといふ事は舊事紀古事記には八尋の鰐と化し給へりと見へたるを日本紀には又如レ此にしるされきこれらの說も皆これ海神の女なりといふによれる也信ずるにたらず彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊又は日子波限建鵜葺草葺不合尊ともしるす波限は讀で那藝佐といひ葺草讀で加夜といふと見へたり

天孫その別去ります時に恨申されしことばのすでに切なればまた會ひ給ふまじき事をしろしめして贈りたまふ御歌に意岐都登理加毛都久斯麻邇和賀韋泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登邇

意岐都登理とは瀛津鳥也鴨といふべきための詞なり加毛都久斯麻邇とは鴨來りて着く島なり邇は語助也和賀韋泥斯とは我寢し也伊毛波とは妹なり上古の俗に妻をさしいふ稱也波は語助也和須禮士とは忘れざるなり余能とは世なり能は語助なり許登基登邇とは每レ事也 日本紀注には許登碁登母としるされたりいかゞあるべき釋日本紀に海神の宮を鴨着く島に喩へて天孫のかしこに寢息給ひし時の事を豐玉毗賣は每レ事に思ひ出したまふべき歟との義也と釋せりこれもいかゞあるべきにや天孫の忘れ給ふまじきとの義なるに似たり

久しくして天孫之胤此海中におきまつるべからずとのたまひて其女弟玉依毗賣命に抱しめて送り出しまいらせられし時豐玉毗賣命報し奉られし御歌に阿加多麻波袁佐閇比迦禮杼斯良多麻能岐美我余曾比斯多布斗久阿理祁理凡此贈答の歌二首號て擧歌といふ

阿加多麻波は赤玉也波は語助也袁佐閇比迦禮杼とは緒副光れども也斯良多麻能とは白玉也能は語助也岐美我余曾比斯とは君が粧し也斯は語助也多布斗久阿理祁理とは貴く有る也祁理は語助也これは赤玉はつらぬきし緒までも光り副ふと人はいへども白玉の君が粧ひはなほ勝りて貴くおはしますとの義なるべし君とは其生ませし御子をさすとも又は天孫をさすとも二義ありといふなりされど生ませし御子をさせりといふ說其

義長じたるに似たり日本紀注に見へし所の歌の上の句は阿軻娜磨廼比何利播阿利登比登播伊珮耐と見えて下の句は古事記に見へし所に同じ釋日本紀に阿軻娜磨廼とは明球なり比何利播阿利登とは光りは有りとなり比登播伊珮耐とは人はいへど也これは明珠は光りありと人はいへども君が粧はなほそれに勝れりとの義也といふ日本紀に見へし所は後に改られし所と見えたればここには古事記によれる也擧歌とは神代卷抄に其德を擧揚る歌也といふさらば六義においては頌などいふものゝごとくにやあるべき

すでにして天孫婦人をとりて乳母湯母飯嚼湯坐とし諸部備りて養し奉らるこれ世に乳母をして兒を養すの緣也

乳母は幼兒に乳を哺しむるもの也湯母は湯藥等をつかさどるものなり飯嚼は飯を嚼て幼兒に哺しむるもの也湯坐は幼兒を洗浴するもの也諸部とは或は繦褓を滌ぎ不淨を除く等の職事あるものまでをいふ玉依姫はいはゆる慈母也と纂疏に見へたり養の字讀で比多須といふ日足す也初生之兒日いまだ足らずこれが日を足して漸くに長とならしむる謂なり今俗に日立つといふもこの義によれる也

日本紀注の一書によるに或は初豐玉毗賣其御子を生置て海の坂を塞て返り入りたまへりこれ海陸相通ぜざるの緣也此後其御子の端正ますを聞て心に甚だ憐み重めてまた歸り養しまさむと思ひたまへど義においてよからず故に女弟玉依毗賣命をして來し養しまつるといふは非也と見へたり

豐玉毗賣生置て返入りたまひしといふは舊事紀日本紀に見へし所也海坂を塞ぐとは海陸の境を塞がれしと也これ海陸相通ぜざるの緣也とは舊事紀に見へし所也豐玉毗賣の還り給ひし後に天孫の御歌をも贈られ玉依姫して來し養されしとも見へたれば海陸相通ぜずともいふべからずすべて此說は非也といふなるべし

玉依毗賣命又一柱の御子を生れます名は武位起命と申す大和國造等の祖卽此也

舊事紀姓氏錄を按ずるに大和國造等の祖は椎根津彥命也又神知津彥命ともしるせり舊事紀古事

記日本紀等によるに神武東征之初吉備の速吸水門に到り給ひし時に其國神珍彦迎へ奉るすなはち名を椎根津彦と賜ふつゐに其勳績を賞して倭國造となされしと見へたりさらば此武位起命と申すは其珍彦の父なりしにや又珍彦の初名なりしにやいまだ詳ならず又火出見尊第二の御子に武位起命おはしませし事は古事記日本紀等には見へずされど舊事紀にしるし置れし所なればうたがふべからず

高千穂宮は前に見へし日向國臼杵郡智鋪の地にありし歟日向高屋陵並にいまだ詳ならず

前に見へし薩摩國阿多郡鷹屋郷をいふ歟又大隅國肝屬郡にも鷹屋郷はありいづれをいふにやいまだ詳ならぬなり

○按ずるに火遠理命綿津見の宮に赴きたまひしといふ事は初兄弟の命おの〳〵其分土おはしましけるに其土地の事につきて兄弟の難起れり鹽椎神弟命のために議りてみづから新羅國に赴きて其援を乞ひ給はん事を教奉りしかば彼國に到りたまひしに彼國王御合まいらするに其女を以てしつゐに其國の兵をして我國に送り納れまいらせ兄命拒戰たまふに及びて其援兵をまいらせつゐに兄命の戰利なくして降伏したまひたりきその御子の彼國にて生れたまひしに御母命は來り給はで其女弟して送り出しまいらせらる其女弟も又御子一柱生れし事と見へたり新羅の國は海外にある所なれば上古の俗に綿津見國ともいひ其國王を綿津見神ともいひしを其事を神にすべきためにつゐに海神龍王などいふ事にはなれるなり豐玉毗賣命は山城國風土記によるに久世郡水渡社に和多都彌豐玉比賣命坐す又神名式によるに阿波國名方郡にも和多都美豐玉比賣神社坐すこれらの神社此命をいつき祭る所と見へたり綿津見神玉依毗賣命等の事はなほ下に詳也

和多都美とは古語に大海をも海神をもいひしといふ

天津日高彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊其妃は玉依毗賣命と申すこれは綿津見神豐玉彦の女にておはしますと申す也其生ませる御子彦五瀬命次に稻飯命次に三毛野命次に狹野尊と申す四柱まします又は五瀬命次に

稲氷命次に御毛沼命次に若御毛沼命又豊御毛沼命とも申す次は伊波禮毗古命すべて五柱の御子ありと申す葺不合尊は高千穗宮におはしまし神去まして日向國吾平山上陵に葬奉る其兄彦五瀬命等と相議り給ひ日向國より筑紫に出まし豊國宇沙の足一騰宮に到り給ひ筑紫の岡田宮に遷り坐す事一年それより上幸して阿岐國多祁理宮に坐す事七年又それよりして上幸し吉備の高島宮に坐す事八年其國より上行之時浪速之渡を經て靑雲の白肩津にとゞまります鳥見の長髓彦軍を起して待戰ふに到りて彦五瀬命御手に鳥見彦が痛矢串を負ひ給ひ紀國男之水門に到りて神去ます陵はすなはち紀國の竈山にあり御毛沼命は波穗に跳りて常世國に渡りまし稲飯命は妣國也とて海原に入ます狹野尊其地より熊野村に廻り到りたまひ御軍中國に入るに及び初天降ります饒速日尊の御後宇麻志麻治命迎降りて天神より授け賜ひし所の天璽瑞寶等を獻りて仕奉る遂に鳥見彦をはじめて荒夫流神等を擊平けて大倭國畝火之白檮原宮に坐して天下を治らす神倭磐余彦天皇と申す後に御謚を奉りて神武天皇と申すこれ也 舊事紀古事記日本紀等によるところ也

玉依毗賣命は舊事紀古事記日本紀等に見へし所は葺不合尊其御姨玉依姫命を娶りて妃となされたりといふ也さらば豊玉毗賣命の女弟玉依毗賣の御事也纂疏には姨母を以て妃とす非禮也しかれども陰陽不測いまだ知るべからずと見へたり舊事紀古事記日本紀等の事は姑く置て不レ論纂疏にも其非禮なる事をば知りて陰陽不測いまだしるべからずとしるされし事猶又心得られず舊事紀に見へし所に據れば豊玉毗賣命の女弟は葺不合尊の御ために御姨といふのみにもあらず御繼母にておはします國津罪とは子と母と犯せる罪をいふと見へたりもし其罪を犯したらんにはいかに神道の不測とは申すべき按ずるに葺不合尊の妃の御名をも玉依毗賣命と申せし故に上古朴陋の俗謬り傳へて豊玉毗賣の女弟の御事といひ嗣しを舊事紀には其言嗣しまゝに記されしに古事記日本紀また其謬を傳へられし所也と見へたり日本紀注の一書に據るに綿津見神の名は豊玉彦としるされたりこれすなはち姓氏錄に見へし所の安曇宿禰の祖海神綿積豊玉彦神といふものと見へたり上古の俗其子に命ずるに男をば日子といひ女をば日女といふさらば其

豊玉彦といふは豊玉毗賣命の兄弟の間におはせしなるべしさらば又葺不合尊の妃にてまします玉依毗賣命の綿津見神の子ならむには其豊玉彦神の女にして豊玉毗賣命の姪女なるべし豊玉毗賣命の女弟の玉依毗賣命にはあらずして葺不合尊の御ためには兩姨兄弟姉妹の間にておはしますべし豊玉毗賣の女弟を玉依毗賣と申せしに其兄弟の女をも又玉依毗賣と申せし事疑はしき事に似たれども上古の俗には伯叔母と姪と名をおなじくせしはよのつねの事にてありきたとへは孝靈天皇の御子にてまします孝元天皇の御妹を倭迹々日百襲姫命と申し又其御妹を倭迹々稚屋姫命と申すまづこれ姉妹ともに倭迹々姫と申せし也然るに孝元天皇第三の皇女を倭迹々姫命と申しきこれ叔母姪女三人共に其御名を同じくしたまひし也又崇神天皇の御子にてまします垂仁天皇の御孫を千々衝倭姫命と申し垂仁第四の皇女を倭姫命と申すこれも叔母姪女二人共に倭姫命と申せし也又應神天皇の御子稚野毛二派皇子の御妹に忍坂大中比賣命と申すおはしましきその二派皇子の御女にも忍坂大中姫命と申すおはしますこれ又叔母と姪女と其御名を同じくし給ひたりきこれらの類猶多し其二派皇子の御女は二派皇子の御兄仁徳天皇の御子にてましませし允恭天皇の皇后に立たまひて安康雄略等の御母にておはしますもし其御名同じきにより允恭天皇の皇后忍坂大中姫命と申すは天皇の姉也と申してしかるべき事歟此は猶神世の事にくらぶれば其世近きが故に傳へも謬らずかつは又上世の時に玉依毗賣と申せしもまた多し高皇産靈尊兒萬幡姫兒玉依姫命日本紀注海神豊玉毗賣女弟玉依姫命舊事紀古事記日本書紀幷注加茂建角見命之子玉依日子次に玉依毗賣山城國風土記大物主大神の娶れる陶津耳命之女活玉依毗賣古事記河内國高安郡玉祖莊玉祖神社所レ祭 玉依比咩河内國風土記遠江國敷智郡許邊神社所レ祭玉依姫遠江國風土記信濃國埴科郡に坐す玉依比賣神社延喜式これら上古之俗多くは女子に命せし所の名也と見えたりすべてこれらの事に據るに葺不合尊の妃は御姨にあらずして別に是玉依毗賣命と申せしにておはします事疑ふべからず御子四柱といふは舊事紀日本書紀等に見へし所也但し其三毛野命日本書紀には三毛入野命としるされたり

〔日本紀注に見へし所は先五瀨命次に三毛野命次に

稲飯命次に磐余彦尊とも又はまづ彦五瀬命次に稲飯命次に磐余彦尊次に三毛野命とも又はまづ彦五瀬命次に磐余彦尊次に彦稲飯命次に三毛入野命ともしるされたり其次第は異同あれどもすべて四柱といふ事は同じ」

五柱の御子ありといふは古事記に見へし所也又日本紀注の一書には狭野と申すは御年少くまします時の御名也後に天下を撥ひ平けて八洲を奄有に及びて尊號を加て神日本磐余彦尊と申し奉りしと見へ又一書には神日本磐余彦火々出見尊と申せしと見へたりさらば磐余彦尊をも又彦火々出見尊と申奉りし也日向吾平山上陵は卽今大隅國始羅郡中の地にあるべし倭名鈔によるに始羅讀で阿比良といふ也（これ又古の代大隅薩摩等の地いまだわかれずしてすべては日向國といひし時によれるなり）延喜諸陵寮式によるに彦火瓊々杵尊彦火々出見尊彦波瀲武尊三代の御陵日向國にありて陵戸はなし以上神代三陵は山城國葛野郡田邑陵の南原におゐてこれを祭らる其兆域東西一町南北一町と見へたり

〔陵戸とは令式等によるに先皇の陵には陵戸五烟を置てこれを守らしめらるこれは御陵を守る所のもの五家を置るゝ也田邑陵は文德天皇の御陵也始は眞原陵といひしを改めて田邑陵となされこれを祭らるとは毎年十二月官使を差して荷前の幣を奉らるゝをいふ兆域とは令義解に兆も亦域也と見ゆ山陵の界域をいふなり」

彦五瀬命弟命等と議りたまふとは舊事紀には磐余彦尊御年十有五にて太子に立たまひ四十五歲の御時に御兄御子等と東征の事を相議りたまふと見へたり日本書紀これによられたり古事記には伊波禮毗古命太子に立給ひしといふ事はしるさずして其伊呂兄五瀬命と二柱高千穗宮に坐して議り給ふとしるせり舊事紀日本書紀にみえし所はこれまた所謂正統を尊ぶの義歟古事記にみえし所は其事實を得たるに似たり豊國宇沙は舊事紀には筑紫莵狹としるさる卽今豊前國宇佐郡の地なるべし足一騰宮は舊事紀には菟狹川上一柱騰宮としるさるこれは行宮をいふなるべし

〔此宮をば宇沙都比古宇沙都比賣二人作り出して大饗を獻りし所なり假りに設けし所にて其制の狹小なればかく名づけしなるべし」

筑紫岡田宮は舊事紀には岡水門としるさる卽今筑前

國遠賀郡の地をいふなるべし阿岐國は即今の安藝國也多祁理宮は舊事紀には埃宮と云るさる其處所未レ詳吉備國は前に見えたり高島宮は又未レ詳浪速之渡は舊事紀に難波之崎に至る奔潮あるに合ふよりて浪速國と名つく又は浪花ともいふ今難波といふは訛也と云るさる即今津國難波の地これなり靑雲之白肩津は舊事紀には河內國草香之邑靑雲白肩之津と云るされ草香又は孔舍衞とも云るされたりさらば即今和泉國大鳥郡日部鄕の地これ也倭名鈔によるに日部は讀で久佐倍といふ然るを河內國と云るされしは上世に河內和泉等のいまだわかれずしてすべてこれを河內といひし時によりて云るされしがゆゑ也鳥見長髓彥は前に見へたり（古事記には登美能那賀須泥毗古とみへたり）其待戰ひし故は昔天神之御子饒速日尊此國に降り止りませしを君とし仕奉れり天神之御子いかむぞ二柱あらむやといひて拒ぎて戰ひし也彥五瀨命御手に痛矢串を負たまふは舊事紀には流矢ありて五瀨命の肱脛に中れりと見へたり（日本書紀に流矢の字を讀む事痛矢串の訓に同じ）紀國は紀伊國也前に見へたり男之水門其處所未詳舊事紀には五瀨命茅渟山城水門に至りて雄誥し給ふ故に時人雄水門といふと云るされ日本紀又これによりて山城水門又は山井水門ともいふ茅渟讀で智怒といふと注せられたり然るを古事記には舊事紀によらずして其御手之血を洗はれし所を血沼海といふ其地より紀國男之水門に至りて男建して崩し給ふと云るせり茅渟血沼其讀む所の語相同じ又は智努とも珍努とも千奴陳奴なども記せり舊事紀續日本紀等によるに即今和泉國は古の珍努の地也（珍努宮珍努縣主宅茅渟山茅渟海等の地今皆和泉國の內にあるなり）さらば血沼海といふものは即今和泉國の海にして男之水門といひしは紀伊國の地に係れりと見へたり竈山は神名式によるに紀伊國名草郡に竈山神社あり五瀨命を葬奉りしは此地也と見へたり古事記には五瀨命神去たまひし事を崩すと云るし又御墓を陵といふ其事實によりて云るす所也と見へたり稻飯命三毛野命の御事は舊事紀に見へし所は御軍熊野の海中に進み卒に暴風にあひて御船漂ふ時に至りて稻飯命歎きて我祖は天神母は海神いかむぞ我を陸に危ぶめ又我を海に危め給ふと言ひて劔を拔て海に沒り鋤持神と化り給ひぬ三毛野命又恨みて我母姨並に海神いかんぞ波瀾を起して溺すやと言ひてすなはち波花を蹈で常世鄕に往きますと

しるされたりこれ又上世之俗言嗣し所のまゝにしるされし所にて盡く信ずるにたらず古事記に妣國也と言ひて海原に入ますとしるせしは新羅國に援兵を乞はれんためにみづから赴きたまひしをいふなるべし又三毛野命は浪穗に跳りて常世國に渡りますとしるせしは其世に所謂常世國卽今の常陸國は天神御祖の立たまひし舊土なればこれも又その援軍を興し給ふべきためにみづから赴きたまひしをいふなるべし其御名を三毛野と申せし事も其世に所謂毛野國卽今の上野下野等の國に到り止り給ひし故にかくは申せしも又しるべからず姓氏錄を按ずるに右京の皇別新良貴と申すは彥波瀲武鸕鷀草不合尊の御子稻飯命の後也稻飯命は新羅國に出たまひしかば其子孫新良貴を以て氏となされしと見へたり葺不合尊の御子は四柱共に御同母兄弟にてましましければ稻飯命新羅國主の出ならんには其餘も又同じく新羅國主の出なる事はいふに及はず姓氏錄にしるされし所其文の明らかなる事既にかくのごとし上古之俗言嗣ぎ語嗣ぎし所に比すべからずさらば初火々出見尊の至りたまひし所也といふ綿津見宮も葺不合尊の御外祖と見へし綿津見神も新羅國をいひ新羅の主をいふ事決して疑ふべからず宇麻志麻治命のこと前に見へたり迎降りて天璽瑞寶を獻られしとは舊事紀によるに鳥見彥すでに磐余彥尊の天神の御子なる事をさとりぬれども其勢止むべからず猶拒ぎ戰はんとするに至りて宇麻志麻治命其舅の謀に據られず衆を帥ゐ歸順して其初天祖より饒速日尊に授たまひし天璽瑞寶等を獻られつゐに天物部を率ゐて海内を平け定められしと見へたりしかるに日本書紀にはたゞ其歸順の事をのみしるされて天璽瑞寶の事はしるしも置れず最是心得がたき事也

〔宇麻志麻治命の事は舊事の天孫本紀に詳に見へたり其文殊に長ければこゝにしるさずこれ物部連等の祖にてましますす〕

大倭國畝火之白檮原宮は卽今十市郡之地をいふ歟神武天皇の御諱は淡海三船眞人勅を奉りて撰び進らする所也と釋日本紀には見へたり

古史通巻之四終

古史通或問上

或問子がしるされしところまた其說をなす所のごとき本朝の正史實錄を通じ考て其義長せし所によりしたがひしと見へたりされど先儒の說によるに日本書紀の如きは上は天地混淪の先に起り下は品彙甄成の後に終ふ明白該博他書の及ぶべきところにあらず之によりて歷朝の國史其體製によられずといふものなくこれがために講筵を開かれ儒臣に勅して進講せしめられ終に儒家專門の學とは成たりきしかるを今一つに其書にはよらずして舊事古事等の書に見へし所を兼採りて或はかれをとり是を捨て或はこれによりてかれをとらず我竊に疑ふ處あり其說の詳なる事得て聞べしや曰日本書紀の書本朝の正史たる事誰かは得て議すべき我今撰する書法のごときは是書の始に題せし讀法の下に詳なればかさねて論ずべきにもあらず我國書契以來諸家の書に錄せし所もすくなからずと見へしかど上宮太子勅を奉じて舊事本紀を撰せられしに及びて諸家の書によりて其文を修飾せられしかど其書いまだ成るに及ばずして薨じたまひしかば大臣蘇我馬子其遺草十卷をもて奏上す今世に傳ふる所のもの卽此也其後天武天皇の御代に到りて詔して諸家の所レ賷帝紀及び本辭既違二正實一多加二虛僞一撰二錄帝紀一討二覈舊辭一削レ僞定レ實欲レ流二後葉一とのたまひしに其事も未レ行して崩じ給ひにき元明天皇の御代に及び舊辭之誤解を惜みたまひ先紀の謬錯を正されんために和銅四年九月太朝臣安麿に勅して淨見原の朝廷の御時舍人稗田阿禮に勅して講習せしめ給ひし帝皇日繼及先代の舊辭を誦習せしめらる古事記三卷の書卽此也元正天皇受禪の後一品舍人親王に勅して日本書紀を修撰せしめらる弘仁私記序には親王及び安麿奉レ勅撰すとみへたれど續日本紀にはたゞ一品舍人親王奉レ勅撰二日本紀一と見へて安麿その事にあづかれりとも見へず其書修撰の事の如き舊說に據るに古事記の書は史書の體製にあらざるが故によりて此書を修撰せらる其體はすなはち梁典齊春秋唐曆等に傚ひ其文則舊事本紀によられ其註則三國志の

例によりて古事記及び閻門假借の書のごとき皆稱二一書一これを註に置れしと見へたり釋日本紀に詳なり其後また平城天皇の御代に當りて忌部廣成召問を蒙りて古語拾遺を奏上す其序には書契以來不レ好レ談レ古浮華競興還嗤二舊老一遂使三人歷レ世而彌新事逐レ代而變改一顧問故實一靡レ識二根源一國史家牒雖レ載二其略一一二委曲猶有レ所レ遺と見へたり謹で天武元明兩朝の聖旨に據るに舊事紀のごときもなほ其言正しく其記實也とは見へず古事記のごとき卽是天武の勅語に出し所なれども日本紀には悉採用られしとも見へず日本紀のごときも古語拾遺にはなほ議する所あり彼代々の勅を奉じて修撰せられ並に稱して本朝の國史といふもの盡信ずべからざるすでにかくのごとし太古の事既に滅びて僅に傳聞の及ぶ所も存するがごとく亡するがごとく覺るがごとく夢見るがごとく或は隱れ或は顯る史書撰述の人各其見る所によりて是とする所を是とし非とする所を非として取捨すでに異なれば錄する所同じからずされど其非とし其是とする所のごときも、皆これ上世よりいひつぎし所に出づ孰か其是ならざる事をしらず凡我いふ所の是なる者はこれに異なり其事はすなはち實のみ其義はすなはち正のみ好む所にありて曲げて說つくるべからず卽今錄せし所のごときは舊事古事日本紀及び古語拾遺等の書に出し所にして其事實に近く其義や丶正しと見ゆる所を徵となし據となして解くべきものをば解作り疑ふべきものをば疑を傳ふあへて私の言を容れず異端小說のごときに到りては斷じて是を採らず

問日本紀にしるされし所は天地いまだ別れず渾沌たる事鷄子のごとく溟涬りて牙を含めり其淸陽なるものは天となり重濁なるものは地となる天成り地定りて後神聖其中に生ずと見へたり今子がしるす所を見るに天地いまだ別れざる時に及ばずして直に我國ひらけし初に生出し神より始れり其故いかに　曰日本紀の文は舊事紀によられたり其記されし所は異同ありといへども要するに皆是淮南子三五曆紀等の書に因襲して其文を成されしなり凡異朝の書に天地の始をしるせしものすくなからずされど誰かよく天地の始をしれるものや有べき況や異朝の書に見へし所我國の事徵とするに足るべきにもあらず我書にしるせし所は古事記古語拾遺等の書に據りて天地いまだ

別れざりし時事に及ばずたゞその國常立尊をもて天地ひらけし初に生出給ひし所の神とするごときは日本紀に見へし所によれり

問舊事紀には天成り地定りし後高天原に化生れる一神號天讓日天狭霧國禪日（一作國禪月）國狭霧尊と申せしを天祖とし自レ厥以降獨化之外倶生二代耦生五代所謂神世七代也と云るされたり古事記日本紀のごとき並に天祖の事に及ばずして古事記には天之御中主神をもて始とし日本紀には國常立尊をもて始とす子が書もまた天祖の事に及ばず其說いかに

曰古事記の述作はもとこれ先紀の誤を正すべきがためによりし事前に云るせし所のごとし日本紀のごときは舊稱して其文は則舊事紀によられしといひぬれどまた天祖の事をばとられず古語拾遺のごときは天御中主神を天地初判の神とせし事なほ古事記に見へし所のごとくこれらの書皆天祖の事に及ばざりし其故ありと見へぬれど其說の詳なるは今得て知るべからず

問神皇實錄によるに天祖天讓日天狭霧國讓日國狭霧尊と申すは其應化を名づけては天御中主神と申し其いまだ顯れ給はざるを名付けては國常立尊と申すと見へて諸家此說を宗とするもの多かり

神皇系圖天御事書太宗秘府太神宮秘事元々集神皇正統記神代卷抄等の說みなこの說によれり

さらば古事記に見へし所の天御中主神と申す即是天祖にして古語拾遺に天御中主神を云るして國常立尊に及ばざりし亦是この義と見へたり然るを今子がいふ所のごときは天祖といひ天御中主といひ國常立といふ亦各其神ありといふがごとし其說いかに

曰子が說のごときは正史實錄にみへし所にはあらず舊事紀に天祖天讓日國讓日の神を云るされしは即是此書開卷第一義とみへしかど（此義の事下にみへたり）後の說者其義を曉らず阿附苟合して遂に虛無應化等の說をなすに到りき古事記日本紀等の書に天祖の事に及ばれざる其謂ある事とこそ見へたれもし天祖天御中主國常立の神等實にこれ一神の御事ならむには神代系紀のごとき天祖及び倶生一代二代の神をわかち云らざるべきにもあらず古事記のごときも天御中主をもて別天神の始とし國之常立神をもて神世七代の始ともなすべからず古語拾遺のごときはひとり國常立尊の事に

及ばざるのみにあらず凡神世七代の神たゞ伊弉諾伊弉册二神の御事をのみしるせりもし天御中主神と見へし卽是國常立神の御事也といはむには神世第二代より以下の神のごとき又いづれの神の御事也とかいふべき

問日本紀に開國之初洲壤浮漂譬猶遊魚浮水上也于時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神號國常立尊とみへたり今此書にこれらの事に及ばずこれ又其説あるか　曰日本紀の如きは國常立尊をもて天地開けし初に化出し所の神也と記されきもし其説のごとくならんには此神いまだ化出給ざるさきに當りてまたいかなるものゝありてか其洲壤の浮漂ひしか遊魚のごとく也しをも其狀葦牙のごとくなるものの化して神となりしをも見る事を得てかくはいひ傳へたりけむ古事記に見へし所のごときはしからず天地の初高天原に成神天之御中主神次に高御產巢日神次に神御產巢日神等の三神ありて次に國稚如浮胎而久羅下那洲多陀用幣琉之時如葦牙因萌騰之物而成神名宇麻志阿斯訶備比古遲神とみへたり卽是舊事紀日本紀等に可美葦牙彥舅尊としるされし所の神也但し古事記にしるせし所のごときは此神草昧之際に起り給ひて國定れる事をかくいひつぎし所なるに似てけり天地初判之時に形如葦牙ものゝ化して神となれりとは見へずまた日本紀註一書に天常立尊と申すも葦牙のごとくなる物の化れる所也と見へ豐受皇太神御鎭座本紀には天御中主神は天地初發之時形如葦牙物の化生せし所なるが故に我國を豐葦原中國ともいひまた因りて以て豐受皇太神と申すとみへたり此等の説によらむには國常立の尊のみにもあらず天御中主尊も可美葦牙彥舅尊も天常立尊も皆是葦牙のごとくなるものに化れる所也いと心得られずそれが中豐受皇太神宮御鎭座本紀にみへし所は舊事紀古事記日本紀等の説にも同じからずこれ則豐葦原中國豐受等の號によりて附會せし所の説とこそみへたれ

問子が説のごときは天御中主國常立尊の神皆これ葦牙のごときものゝ化生し給ひしと見へしを以て疑ふ所あるに似たり神皇實錄にみへし所のごときは天御中主尊は卽是國常立尊應化の神におはしまして隱顯雖殊其實は一也といふもの卽此也上世より此かた

言嗣し所のごとき受傳ふる所によりて其神名の同じからぬがごとくには見へぬれど葦牙のごときもの丶化出し所也といふに到ては其說おの〳〵相同じさらば應化之說の如きもまた葦牙之說の如きも共にその事なしとはいふべからず

曰本朝の載籍は舊事紀をもて始とす古事記日本紀古語拾遺等相繼て作れり皆これ歷世の勅旨によりて撰呈せし所のものいはゆる正史實錄也今におゐて文獻之徵とすべきこれらの書にしるくものなし然るに舊事紀には天御中主尊を以て神世第一代の神とし國常立尊をもて神世第二代の神とす古事記には天之御中主神をもて天地初發之時高天原に成神とし次に高御產巢日神次に神御產巢日神次に宇麻志阿斯訶備比古遲神次に天之常立神以上五柱を別天神とし次に國之常立神をもて神世七代之始とす古語拾遺には天御中主神をもて天地剖判之初神とすこれらの書によるに天御中主神と申すは天地開けし初の神にして國常立神と申すはいはゆる神世七代の始にてましますなりひとり日本紀にのみ天地初判れしとき化れる所の神を國常立尊としるされて其註の一書に高天原になれる神の名を天御中主尊と申すとしるさる卽是所謂正統を尊ぶの義とみへたれど此二神の化生いづれが先いづれが後也とは見へず凡そ天地萬物之始無よりして有ならずといふ事なし有は無に生ずといひし卽此也（有生於無とは元々集に引用ひし道德經述義に出し所也）神皇實錄等の說のごとく未形之神を國常立尊とし已形之神を天御中主尊となすべくば舊事紀古事記古語拾遺等の書いかむぞまづ已に形あるの神天御中主尊をもて天地判れし初の神となしいまだ形あらざるの神國常立尊をもてこれに次ぐ事をばなしにけむ日本紀に見へし所の如きも其狀如二葦牙一にして便化爲レ神號してこれを國常立尊と申すと見へたれば無名無狀之神也とも形質未顯之神也ともいふべからず其說の自ら相矛盾せし既にかくのごとしまた葦牙の說のごときも前にいひし所のごとく本朝の載籍は舊事紀をもて始とす其書の始可美葦牙彥舅尊といふ者は見へたれども其狀如二葦牙一化して神となりしなどいふ事はみへず古事記には高天原に成神三柱の後に次ぎて國稚如二浮胎一而久羅下那洲多陀用幣琉之時如二葦牙一因二萠騰之物一而成神名二宇麻志阿斯訶備比古遲神一と見へたり卽是葦牙の如

しといふ事の始て見へし處也けりされど形如ニ葦牙一ともみへず便化爲レ神とも見へず日本紀に到ては開闢之初洲壤浮漂譬猶ニ游魚之浮ニ水上一也于レ時天地之中生ニ一物一狀如ニ葦牙一便化爲レ神號ニ國常立尊一としるされ其註に引用られし書に狀如ニ葦牙一等の說あるもの凡三つ古語拾遺のごときはいまだかつてこれらの事に及ばず日本紀にしるされし所は古事記にしるせし所によられしと見へたれど形如ニ葦牙一といひ便化爲レ神と云が如きは其義則異也とぞ見へたる古事記に又天神の陰陽二神に詔り給ひし事を記して修ニ理固ニ成是多陀用幣流之國一賜ニ天沼矛一而言依賜也と云に依る時は國稚如ニ浮胎一而久羅下那洲多陀用幣琉之時如ニ葦牙一因ニ萠騰之物一而成神と見へしは天造草昧之際に當りて滄海之地より起りて國定められし御事を稱して宇麻志阿斯訶備比古遲神と申たりしを開闢之初天地之間一物の其狀如ニ葦牙一なる有て化して則神となれりなどいふ事には成しとみへけり我今云るせし所のごときは舊事紀によりてこの神の事をしるしぬれど稱するに葦牙をもてするは其義詳ならずといひし事は其疑を傳へたるなり

古事記に如ニ浮胎一といひ久羅下那洲といひ如ニ葦牙一といふみなこれ譬喩之言也然るを日本紀に如ニ形葦牙一といふに到ては實にかゝる物ありて化して神となれる也其義卽異也といふは之がため也

問子が錄せし所また說とする所のごとき舊事紀古事記日本紀等の書に見へし所にあらざるをば皆斥て異端小說とす虛無應化等の說のごとき既にとる所ならむには國常立尊を稱して或は大元尊神といひ（神皇實錄に出づ神代卷抄これによれり）或は無上極尊とも常住毘尊とも稱しいひ（此說神皇系圖に出づ）其應化の神卽これを尸棄大梵天王といふがごとき（神皇系圖仙宮秘文等に出づ）又盡く信ずるに足らざる歟

曰誠に然り其說のごときは道經に元始天尊生ニ於大元之先一稟ニ自然之氣一天尊之體常在不滅等の說あるによれるなり

神皇實錄に國常立尊の號を釋せしに道德經述義にみへし神者生之本性命化而神常然等の文を剽竊して說を造れり觀ん人よく辨ずべし

むかし戰國にありて騶衍陰陽立運をもて諸侯に顯れ燕齊海上之方士其術を傳へしものすくなからず威宣莊昭秦始漢武のごとき神仙方術之言に甘心し給ひし

世々に絶ず漢時道書之流凡三十餘家傳へて梁に至て武帝其法を敬ひ給ふ事尤甚しく三呉及蓬海之際これを信ずる事逾甚し後魏の間特に盛にして毎帝卽位必其符籙を受るをもて故事とし給ふに到りてけり後周魏を承るに及びて其法を崇信せられしなほ魏の舊がごとく也しかど尋て佛法と共に滅びぬ隋南北を併せられし初其法また興りにき此時に當りて上宮太子本朝に攝政し給ひ經籍藥物等の求のためにしきりに彼國に使を通せらる其書我國に傳はりし此の比とぞ見へたる

ある人の說に初燕齊海上の方士倡ふるに神仙の事をもてして威宣燕昭人をして東海に入て神山を求められ秦に到りて始皇もまた方士して海に入て之を求めらる秦氏我國に來りとゞまる此事によれる也おもふに上世の時にありて我國の道まづかしこに傳りて遂に附るに長生不死等の說をもてせしもしるべからずといひき彼國にして道敎の儀軌とする事ども我國の神事と相同じきはいくらもあるなりさらばある人の說のごときいはれなしともおもはれず凡上世の事或は隱れ或は顯れ億に一つをも識らずたれか其疑を質すべきされど秦氏の祖來りとゞまれる事のごときは此事によれりとは見へず其敎とするところ天地鬼神之說陰陽五德の論潔齋淸淨濁染滓穢之法のごとき殫記すべからずといへども其大意を推すに略佛法と同じ太子舊事紀の撰のごとき道經によりて其文をなされしとみへしものすくなからず我いふ所の老に出ざれは佛に入などはこれらの事の故也阿諛苟合之說のごときも其由來る所なきにあらず後の說者或は彼言の佛氏に出るが非なるを知れるもまた我說の道家によれるが是ならざるをばしらず要するに是二つのものひとしくこれ異端のみたとへば舊事紀の書天尊開創の說によられて天祖より以下の神名天といひ尊といふ字をもてかへ稱せられしかば末學膚受亦各〻其好む所にありて或は附るに大元自然常在不滅等の說をもてし或は合するに梵王天王統御太子等の言をもてするがごときすべてこれらの數盡くにしるすべからず

問舊說によるに國常立尊と申は五行の德そなはり給ふ神におはします國狹立尊より以下五代八柱の神と申すは五行の德おの／＼神とあらはれ給ふ所にて第

七代の神に到て正しく陽とわかれ陰とわかれ五行の德をあはせて萬物を生じ給ひしとみへたり（神皇實錄及神皇正統記等に見へし所なり）子が書これらの事にも及ばず今また五德之論のごときも斷じて不經之言とするに似たりされば天一生レ水地二生レ火といふがごときは易の大傳に出し所にて家語にも又天有二五行一其神謂二之五帝一ともみへたれば舊說のごとき五德の論に例して其言を廢すべしとも思はれず　曰易の大傳に見へし天數地數といふが如きは孔子河圖之數を發明し給ひし所にて天一生レ水而地以レ六成レ之地二生レ火而天以レ七成レ之等の說あるは先儒五行生成之序をもて孔子之言を解釋せし所也我國上古の神聖相繼給ひし事の符應とすべきにもあらず家語五帝篇に見へし所のごときは先儒斷ずるに易の大傳によりて伏羲神農黃帝堯舜をもて五帝とす不レ信レ傳而信レ經といふもの卽此也これらの事ども辨じなむには其說長ければ姑く置ぬ謂ゆる五代の神と申すは實にはこれ五行之神をさしぬれど假りには八柱の名をたてし所なるが卽これ八柱の神おはしませしを推して五行の神といひし所なるがごとし實にはこれ五行の神をさしぬれど假りに八柱の名を立しならんには其事なほ讖緯之書に五帝の名字あるがごとし若卽此八柱之神ましませしを推して五行の神といひなむには其說なほ五精之帝下生二王者一といふが如し其言の妄たること深く辨ずるを待べからずかつ天神の七代陰陽五行之神におはしまさむには別天神と聞へし獨化六代の神のごときは又いかなるものゝ德顯れ給ひし所也とや申すべき凡神世七代の說をなせるもの或は參天兩地となし或は八神八卦となし或は北斗七星とし或は過去七佛とす紛々これ一に附會に出づひとり五德の說のみにはあらず

問我國稱して神國とす神道を以て敎を設けられし既に久しこれによりて古の代の人其敎をかうぶらずといふものなく其道によらずといふものなくまた其敎とし道とする所をしるせしものもすくなからず舊事紀序に古記といひ日本紀註に一書と見へしがごとき卽此也されど幽明道すでに殊にして其敎同じからず幽神の事顯露にすべからず史籍の載する所のごときは皆是顯露の事にして未だかつて幽神の理には及ばれず然るを今舊事古事日本紀等の書に見へし所をのみ徵となし其他は悉皆異端小說之書となして其說を

とる事なき然るべしとも思はれず　曰幽明之事分れし誠に久し高木神大己貴神に詔りして汝之所治顯露之事者吾孫宜治汝則可治幽神之事復當主汝祭祀者天穗日命也とのたまひ皇孫を此國に降されし時に及で天太玉命をして代以御手祭神天兒屋命をして神事を主しめられ思金神に詔りして取持前事爲政しめられしとみへしがごとく卽此なり既にして神武天皇大倭國橿原宮にして天下しろしめされし初兒屋太玉等の神の後中臣齋部二氏倶掌祠祀之職宇麻志麻治命天日方奇日方命に勅して申食國政大夫となされしなど見へしは祖宗の法を奉じ給ひて本朝設官分職し事の始なるべし禮に幽則有鬼神明則有禮樂といふ事有り我國稱して神國といふといへども祭祀祈禳之方のごとき禮樂政敎には施す可らずされば思金神のしれる所と兒屋太玉の神のつかさどれる所と其職各〻相分れし卽是幽明之分を嚴にし給ひし所とこそみへたれ神道をもて敎を設くといふがごときも常の道とし敎とする所のごときをいひしとも見へずされば名づけて神道とはいひつらめかつ舊事紀古事記日本紀等にしるされし所は卽是顯露之事にして幽神之理に及ばれすといふがごときも幽明之故に通せし說也ともおもはれずとこれらのごとき詳にせん事煩し予がいふ所の古記にみへし說のごとき實にこれ我國の神世より相授け相受けし所とする歟また其說の後世の人に出しとする歟六經の我國に傳はれる佛經の我國に傳はれる其始のごときは本朝の正史に見へし所明かなりひとり道經のごときは其來れる始詳ならねど我前にいひし所のごとき時の後先甚遠かるべからずそれらの書いまだ傳り來らざりし時に當りて予がいふ所の古記に稱引せし周易及び老佛の書に出し事ども我國の人いひ傳へし所に一語の及びにしありやなしや我國のごとき其萬國の中にすぐれて神皇の大統天地と共に悠久におはしまし宗社群神の祀典のごとき初皇祖神のことよさし給ひし所のまゝに其職を奉せし所の神胤今に絕せずされば齋祀祈禳之方のごとき其人にあらずして誰かは樽俎をこへて其事を謀るべき本朝正史のごときもなほ日星の如く明らけき世の鑑とぞ成ぬる今の古を稽む是らの書を信ぜずして閭門假借之言を徵となし其棧有を得たりといはむは我しれる所にあらず

問子が錄せし所を見るに我國天地初判之時高天原に成神より始て其神名を釋せし所多くは係るに地名をもてしてその事を實にしかつ我神迹の肇れる所のごときも卽今東海の地にありとすこれらの說子がいふ所の正史實錄に見へし所にもあらず其徵となし據となす所得て聞つべしや

曰我言の徵となし據となしぬるもの皆是正史實錄にあらずといふものなし其說を詳にすべきは言また長かるべし大要をこゝに擧て例となしつべし我國神世の事既に滅びたりわづかに舊聞の及ぶ所のごときは太古の遺言に出づ古語其言淺略にして義を取る所も深奧なるにあらず其言を聞て則其義明らかなるなほ今俗間の常語を聞く事のごとし然るに國史修撰之時に及び我國の舊事をしるすに異邦の今字を用ひ世の傳ふるところすでに載籍にあるに至ては其事につきて其義を求る文字詞章之間においてせざる事を得べからずこゝにおゐてその事は久しきに傳ふべければ其義は隱れぬと見へしすくなからず高天原を釋して上天也といひ天御中主神を釋して主二天之中一而統二御下王一也といふがごとき（私記纂疏等に出づ）皆是字を逐ひ文に隨ひて其義を生ぜし所にて其本義にはあらず道家の言をなすものはよりて天尊神皇といひ佛氏之說をなすものはよりて天王梵衆といふ二家之言の妄なる事をしれるもまたなほ少康太伯之後に疑あるがごときもとゝしてこれ我神迹の肇れる所を詳にせざるによれる也古語拾遺に 書契以來浮華競興欲レ問二故實一靡レ識二根源一 といひしはこれらの事のためにて古事記にしるせし所の神名世にいふ眞字假字の法を用ひて舊事紀に見へし所によらざりし其謂ある事とこそ見へたれ我今釋せし所の神名のごときは其義を古よりいひつぎし所のことばに求めて後にしるせし所の字を問はず凡地名に係れりと傳へしものは質すに國造本紀風土記神名式及び倭名類聚鈔國郡の部に見へし所をもてし參ふるに秘府の圖籍各地古老之言を以てせしに其神迹の肇れる所虛無渺茫之際に求めずして歷々として指顧の中にあるがごとし異端小說欺經妖妄之言排斥を待ずして亦自ら滅盡きぬ其說の詳なる事は各註の下に見へて古言を解する說のごときも亦此書の始に題せり

問子が說のごときは東海之地をもて我神迹の肇れる

所となし釋せし所の神名其地名に相合ふものもすくなからずされど日本紀によるに景行天皇廿五年の秋武内宿禰をして北陸東方諸國之地形百姓之消息を察せしめらる廿七年の春還奏せし所のごときは東夷之中有二日高見國一其國男女椎結文身爲レ人勇悍摠曰二蝦夷一と見へて廿八年の春東征之詔にも東夷識性暴强凌犯爲レ宗而犯二邊界一以略二人民一往古以來未レ染二王化一と見へたり然るに今日高見國をもて國之常立神の立給ひし所也とし其餘の神人こと〲く皆其地より起り給ひし所也とすもし子がいふ所のごとくならむには往古以來未レ染二王化一ともいふべからずかつ我上古の神聖こと〲く皆蝦夷種類に出給ひしの疑なきにあらず　曰昔岐周之地のごときは周の王迹肇れる所にして所謂成周の古都即此也平王東遷之後に至て沒して西戎之域とはなりてけり我神迹の肇れる所のごときも初皇孫西のかた日向國に天降り給ひし後被二東征一之時に到るまで歴世凡十五代既に沒して東夷之地とはなりける也筑紫の洲のごときも皇孫降り止まらせ給ひしより神聖相襲ぎ給ふ事凡三世これまた皇迹の基し給ひし所也これも景行天皇十二年の秋熊襲叛きまいらせて天皇親征し給ひ日向國高屋宮に駐らせ給ふ事六年にして其亂を定めたまひき幾程なくしてまた叛まいらせしかば小碓尊してこれを征せらる仲哀天皇の二年熊襲また叛きまいらせて天皇皇后親征し給ふ事凡八年天皇遂に行宮に崩じ給ひにきもし日本紀にしるされし所によらむには初皇孫天降給ひしより彼東征之時に到て暦數凡一百七十九万三千餘年又神武天皇大倭國橿原宮にして即位ましませし初より彼西征之時に及まで暦數わづかに六百五十餘年これをもてかれにくらぶるに世を相去る事の近遠なほ天壤の相隔れるごとくにして筑紫洲のごときも既にかくのごとし我神迹の肇れる所も東夷之地となりし事怪しむべしとも思はれず況や彼海外の島夷のごとき元より我族類にあらず往古以來いまだ王化に染ざる事彼東征之詔に見へし所のごときのみにもあらずそれより後に及びてもまたなほ越後陸奥出羽等の地に盤據して邊害をなせし事歴朝の史に筆を絶ず彼も一時也是も一時也皇孫天降の後に及びて其侵略之事あるが故に我が神迹を併せて夷壤とせむ夏蟲疑レ氷之言にや似つべきもし子なほ我言に疑あ

らむにはまさに今世のあまねくえれる一事をもて我言を證すべし初天神皇孫をして此葦原中國の主となされし初まづ經津主武甕槌の二神を天降さる二神國平(ムケ)て天に還り昇りて復命せられし後に及びて皇孫をば天降しまいらせらる此時に到て皇孫に配侍らしめ降されし諸神等の名しるされしうちには經津主武甕槌の二神の事は見へずこれ皇孫の御後に留鎭められし故とぞ見へたる

古事記には初武御雷の神に天夷鳥の神を副て天降されしと見へて經津主神の事は見へねど日本紀及び古語拾遺にみへし所は舊事紀に異ならず

經津主武甕槌の二神還り昇りしと見へしは其來降られし所復命せしと見へしは其命を捧げられし所にして留鎭められし所のごときもまたその還昇り復命せられし所也然るに今彼二神の鎭坐す所のごときいづれの方にやおはすらむ古語拾遺にも經津主神は今下總國香取の神これ也武甕槌神は今常陸國鹿島神是也とこそ註したるなれ

問子が錄せし所によるに神世七代の世次舊事古事日本紀等の書にみへし所各異也然るを今子日本紀によりてしるせしとみへたれども神名を釋する所のごときは舊く日本紀を釋せし說のごとくにもあらず初三代の神の如きは地名によりて神名ありとし其より以下八神功によりて其名あるに似たりとす其說の詳なる事いかに　曰神世七代の事舊事紀古事記日本紀に見へし所の同じからざる我書に見へし所なれば今はたいふに及ばず世擧りてしれる所なれば日本紀にみへし所のまゝにしるして舊事古事等の記に見へし所をば註しき舊事紀によるに國常立尊亦は國狹立尊とも國狹槌の尊とも申せしと見へて古事記にしるせし神世七代の神には國之狹立と申すは見へず日本紀には國狹槌尊をもて神世第二代の神とし又は國狹立尊と申すと注せられ舊事古事等の紀に見へし角杙(ツノグヒ)妹活(イク)杙(グヒ)の二神をばしるされずいかなる故かありけむ其詳なる事はいひも傳へず公望私記に國狹槌の御名を釋して天地分れし後いまだ幾日を經ず土地狹小の時に初出(テ)給ひしが故に國之狹立尊といふとみへ纂疏にも三五曆記に天日高一丈地日厚一丈等の說をして此神生時天地相去未遠故にかく名づけ申せしと見へたりされど舊事紀古事記に大山祇神野椎神山野に因り持(モチ)

別(ワケ)て生める神の中天之狹立神國之狹立神といふ見へたれば天地分れし初土地なほ狹小なるの義なるべしともおもはれず舊事紀に見へし所のごとく國常立尊又は國狹立尊と申たらむにもまた日本紀に見へしごとくに別に其神おはしましたらむにも國之狹立と申せし神名の地名に係り給ひたりけむ其義は國之常立と申せしに異なるべきにもあらずさらば豐斟渟尊と申せしもまた地名に係り給ひたらん其義又これに同じ舊事紀には豐國主尊亦は豐斟渟尊とも豐香節野尊とも浮經野豐買尊とも申せしとみへて古事記には豐雲野神としるせり日本紀には豐斟渟尊としるされて其別名の八つまでおはしませし事をつぶさに註せらる釋日本紀等の說のごとき此神生れ給ひしに及びて國土漸廣くして沼澤あるの義とみへたりすべてこれらの說のごとき其神名を釋せしところ皆これしるされし所の文字によりて義を生せしものにしてしかるべしとはみへず豐讀でトヨといふ古語にトヨといひしは常世(トコヨ)といふ語の意なるにて必しも豐大豐盛の義のみともおもはれず國といひ斟渟といひ雲野といひまた組野といひ國野といひ齧野(クヒノ)といふがごとき皆これ其語の轉せしにてその地曠潤なるをいふに似たり豐香といひ豐買といひ節野といひ浮經野といふがごときも其語並轉せしにて後に毛野といひ豐城といひしがごとき卽是豐香豐買等の語轉せしなり神武天皇の皇弟に三毛野命とも三毛入野命とも申し崇神天皇の皇子に豐城命とも豐城入彥命とも申しまいらせしともにこれ彼國をしり給ひしによりてその名を負ひ給ひしとぞ見へたる

國常立國狹立豐國主等の神名卽是地名に係れりといふがごときは徵とするに足れるもの多けれど其事どもつぶさにしるさむも煩し世擧りてしれる一二をこゝに擧るなり又舊事紀に天孫天降ます時に配侍らしめられし諸神の名に常陸上總下總上野下野等の地名に係れるものども我しるせし所に見へたり凡そは卽今東海の地勢をみるにこれらの國々土壤相望み彊界相接りて我神迹の肇れる地なる不レ可レ疑

これら以下四代の神名の如き角杙(ツノクヒ)伊讃(イサ)等の地名は聞へぬれど其他は未だ見る所あらずさらば其功德によりてやなづけまいらせたるらむ異朝のごときも黄帝

より以上は其德を稱し唐虞より以下は其都する所によりて稱せしとこそ見へたれ

問子が書に國常立の神名を釋せし舊釋諸說をとらず常陸國風土記によりて常世國に立給ひし御事也とすされど古事記には天之常立神に次ぐに國之常立神をもてし日本紀註一書に天常立尊又國常立尊の神みへたりもし國之常立の神名を釋して常とは地名に係れりとせば天之常立の義のごときまたいかにや有べきまた舊事紀には國常立尊亦名は國狹立尊といふと見へたり常（トコ）といひ狹（サ）といふ並にこれ地名に係りたらむには一神にして此二つの名おはしましけむその義またいかにや有べき

曰釋日本紀に國常立の義未レ詳とみへて今按に常立之義は天下の始祖將レ傳二子孫萬代無窮一歟とみへたり其他常之義を釋せし說のごとき皆是後人の附會に出し所とみへけり

神皇實錄日本紀纂疏等に常之義を釋せしごときを云也

天之常立神のごとき古事記には別天神とみへて日本紀注には天地初判之神と見へたり二書に見へし所同じからねど其實は異也とも見へず舊事古事等の書にみへし所の別天神と申せし其立給ひし地名の異なるによりて稱申せし御名は各同じからねどすべてはこれを天之常立神と申せし事たとへば其宮地（ミヤドコロ）につきては磐余（イハレ）橿原宮（カシハラノミヤ）葛城高丘宮（カヅラキタカヲカノミヤ）片鹽浮穴宮（カタシホウキアナノミヤ）等の號同じからねどすべては大倭天皇（ヤマトノスベラギ）と申まいらせしがごとくなるべし

那珂（ナカ）といひ多珂といふ賀美（カミ）といふがごとき皆是常世國にある所の地名にてあるなり

天の常立と申すも國の常立と申すも二神並に其立給ひし地名に係（カケ）て稱しまいらせ其天統を承け給ひしにつきては天の常立と稱しまいらす國統を始められしにつきて國之常世と申まいらす（なほ天皇國王といふ事のごとし）舊事の神世系紀の始に天祖の一神をしるされ名づけて天讓國讓日とせられしも天統國統日神の御孫に歸したまひし義をしめされ天孫本紀に至て天照大神高皇產靈尊共所レ生故謂二天孫一亦稱二皇孫一としるされ

舊事紀に天祖の事をしるされし開卷第一義と見へしといひしは卽此義なり

また舊事紀古事記及び古語拾遺に別天神と申せしと

みへしを日本紀には國常立尊をもて天地の始祖とせられしがごとき皆是正統を尊まるゝの義とこそ見へたれまた國常立また國狹立の名おはしませし事はこの國を定め給ひてまた彼國を開かれたりけむもしるべからず凡舊事紀に見へし所一神にして數名おはします或は一姓にして世々相襲給ひし所を注せしがごとくなるあり必ず一神にして數名おはしませしとのみも見へず太古の事既に滅びぬ僅に舊聞の及ぶ所のごとき存ずるがごとく亡するがごとし其事を實にせんはなほ風を繋ぎ影を捕るに似たりたゞその曉すべきを解得て曉すべからざらむはしかじ其疑を闕くべきには

問舊事紀には國常立豐國主の二神を並べしるして第二代俱生之神となされ古事記もまたこれ異也とは見へずさらば此二神は世を同じくし給ひしとみへしを日本紀には國常立を第一代とし國狹槌を第二代とし豐斟渟を第三代となさる子が書のごときも日本紀によりて其註には舊事古事等の書に見へし所をしるしぬれど其說の詳なる事をば注せず三書の說のごときいづれか其實には近かるべき　曰我書神世七代の事をしるせし所は日本紀によりて其註には舊事古事等の書に見へし所をしるせし說は前に盡しぬこれらの書に見へし所いづれを是としいづれをか非とすべきしかじたゞ其疑を傳ふべきには凡神世系統のごときは舊事紀に見へし所特に詳なるに似てけり古事記に稱して先紀之謬錯を正すといひしも國之常立豐雲野二神の事のごときは舊事紀に異なりとは見へず日本紀にしるされし所のごときは疑はしと見へしものある事これらの所のみに限らず

太古の事既に滅びぬ本朝の正史に見えし所おのおの同じからぬ既にかくの如し誰か是非をさだむべきされどそれらの書に見へし所を併せかんがふるにそれとおぼしきなきにしもあらず疑は疑を傳ふといふ事あれば我疑ひおもふ所のごとき其大略をこゝに註しぬ舊事紀に天祖の事をしるされしがごときは是書開卷の第一義と見へたれど實には其神おはしませしにもあらねば古事記日本紀及び古語拾遺等の書には此事に及ばれず天御中主神と申すは天地初判の時の神にておはしませしといふに到ては古事記日本紀の註古語拾遺等に見へし所皆相

同じ舊事紀には第一代俱生天神天御中主尊可美葦牙彦舅尊とみへたり古事記には天之御中主神次に高御産巣日神次に神御産巣日神としるして言別(コトワキ)て國稚之時成神を宇麻志阿斯訶備比古遲神とし次に天之常立神以上五柱を別天神とす古語拾遺には天地初判之時に生する所の神天御中主神其子高皇産靈尊次に津速産靈次に神皇産靈と記して其しるせし所脱誤あるに似たれどすべてこれらの書にみへし所實は異なる所有とも見へず古事記に見へし所はまづ天統の始終を合せしるして次に國統のよりて始れる所に及びしなり古語拾遺に見へし所もまた古事記にしるせし事のごとくたゞその天地初判の時に生れる所の神を天御中主神とす其子高皇産靈等の三神おはしませしと見へしは疑ふべきに似たれど神皇系圖神皇實錄等の書に高皇産靈神をも天御中主としるせしがごときは太皡包犧氏の後凡十五世皆包犧氏の號を習ね給ひしといふがごとくに天御中主の神孫世々相襲で天御中主神と申せしにより其しるせしところ此の如くなりしと見へたり高皇産靈神皇産靈津速産靈等の次序錯亂せしを見れば其文の脱誤ありし事疑ふべからず舊事紀にみへし天御中主尊と申すも彼天地初判の神の御事にやありけむこれもまた世々相襲ぎ給ひし號にして其歷世の數はさだかならざりしもしるべからず古事記にしるせし所によれば天御中主神の代に當りて天造草昧之際神聖ありて濱海之地より起りて其國を定めらる稱して葦牙彦舅神と申す是より天統國統並たつ事を得て天御中主神の後を受け給ひしをば天の常立神と申し世々相襲で高皇産靈の神に至り給ひ葦牙彦舅神の後を受給ひしをば國之常立神と申し又世々相襲し伊弉諾の神に到り給へりまた舊事紀に第二代俱生天神國常立尊豐國主尊天八下尊の三神をならべしるされ天八下尊の下に獨化天神第一世の神なりと注せられたり此三神また其代を同じくし給ひしなるべし天八下尊は卽是天御中主尊の後をうけ給ひし所にていはゆる高皇産靈の神六世の祖にておはしませしとみへたり國常立豐國主の二神並に第二代俱生の神としるされしかば此二神は共に葦牙彦舅神の後を相承け給ひ國之常立神は其西南之地に立給ひしかばまた國狹立

神とも申し西北の地に立給ひしをば豐國主神と申す卽今常陸國の地勢を見るに古の仲國は其國中之地にして下總の地は西南に相連れり下野の地も西北に相接る國常立神また國狹土とも國狹槌とも申せしはツチとは土地の謂に非ず古語にツチといひツミといひツチ又轉じてツヽといひしがごときならびにこれなほ神といふがごとし野椎山祖及び表筒中筒底筒等の男神など見へしこれ也豐國主亦は豐斟渟豐雲野豐組野豐國野豐齧野といふがごとき皆これ其語の轉せしにてなほ常世國野之大人といふがごとし常陸國風土記によるに信太郡は古之常世之地也と見へけりさらば古之仲國西南之地にして卽今下總國と其境を相接へぬされば常とし豐としるすそのえるされし所の字は異なれど古語にトコといひトヨといひトコヨといふ皆これ其語の轉じて相呼ぶ事の緩急あるによれる所にて其地各異也しとは見へず其神常世西北郊野之地をえり給ひしかばかく名づけ申せしなるべし古語にウシといひオシといひヌシといふ亦轉じていひけりされば後に漢字を借用ひて大人の字讀てウシといひ忍押等の字讀てオシといひ主の字讀てヌシといひしかど亦通じて主の字讀でウシともいひ舊說にオシとはすなはち少主也などもいひけり日本紀に國常立をもて神世一代とし國狹立をもて二代とし豐斟渟をもて三代とせられまた角杙妹活杙の一代をしるされざりし等の事によれば豐國主神亦國の常立の神の後を繼ぎ給ひ此後二神之御後かはるがはる其統を受つぎ給ひし事たとへば人皇の代に及びて皇兄皇弟天統を相繼給ひその兄弟の御後かはる〲其統を相うけ給ひし事のごとくなりしかど伊弉諾の神は國常立の神統におはしませしをもて其正統を尙び給ふが故に豐國主神の御後角杙妹活杙の神をば系統の數に入れられざりしもしるべからず凡別天神と申す也卽是天御中主の神統にて其第六代に當り給ふと見へし高皇產靈神の御女をもて日神の御子忍穗耳尊に配せまいらせられ瓊々杵尊を生み給ひしに及びその皇孫をもて此葦原の中國の主となし給ひしに到て天孫國統遂に一つに歸しぬれば舊事紀の始に天祖一神をしるされ其御名を天讓日天狹霧國讓日國狹霧尊とは名づけらる其

義なほ天をも國をも讓らせ給ふ御事といふがことし古事記に獨神成坐而隱レ身といひしもまたこの義と見へたりされど其天祖としるされし神の御事伊弉諾伊弉册の二神天降ませし時に詔し給ひし所をも天祖とゑるされ饒速日尊を天降されし所をも天祖とゑるされ瓊々杵尊を天降されし所をも天祖としるされしによる時は天地初判の時に成給ひし神をのみさし名づけられしとは見へず天地初判の時に成り給ひし所の天御中主神より高皇産靈神に至るまで獨化天神とはゑるされしものすべてはこれを稱して天祖とはなされしなりその獨化としるされしも日本紀にしるされしこごくに純男の神におはしませしといふ義とも見へず獨化第六代之神と見へし高皇産靈尊男女の御子おはしませし事見へたれば妹神おはしまさざるをもて獨化の神といひしにはあらずたゞこれは後代に及びて上一人と申しまいらする事のごとく大一統の君におはしますを獨神とは申せしなるべし古事記釋註に天御中主は古之君なりと見へしがごとき卽此なりまた日本紀に豐斟渟より以上の三神乾道獨化所以成此純男と見へ泥土煮沙土煮より以下の八神乾坤之道相參而化所レ成二此男女一と見へしがごとき卽是史書緣飾の言に出て古語拾遺にいはゆる書契以來浮華競興といふがごときこれなり豐斟渟より以上其妹神の聞へ給はざるは其世を去る事の遠くして其事の詳ならざりしによれるなりもし神世七代參天兩地の數に折合ひ給へりといはむには舊事紀古事記及び古語拾遺に獨化天神別天神など見へし所のごときことゞ〵くみな虛僞の說とやいふべき凡神世の事のごときは舊事の神世系紀に見へし所そのゑるされしところ最詳なり古事記古語拾遺等に見へし所其詳略は同じからねど神世系統の如きは舊事紀に見へし所に異也とも見へず日本紀には國常立尊をもて天地初判の神とせられ天御中主神の事にも及ばれず其注に引れし所にわづかに其事に及びし一書あり凡これらの類後の說者贊して正統を尊ぶの義とすといへども實に據りてゑるされし所とは見へず天命すでに歸する所ありて國常立之神統遂に大八洲之國をたもたせ給ふ何の德に慙給ふ所ありてか諱むところあるがごとく或は其辭を曲げ

て避け或は其事をあはせてしるされずはありけむ我ひそかに舊事紀に於て取ところなき事あたはず

問日本紀注に伊弉諾伊弉冊の二神は青橿城根神の子なりと見へまた沫蕩尊生二伊弉諾尊一とも見えたりされど舊事古事日本紀等の書によるに男女夫婦之道は伊弉諾伊弉冊の二神より始れりさらば此二神は青橿根の子也といふも伊弉諾の神は國常立五世の孫におはしませしとみへしもいはゆる閨門假設の言にや出ぬらんされば日本紀にも此二説をば其注にこそ置れたるなれ纂疏にも其德相資前後相因如二父子之有一レ序故各曰レ生とみへけりしかるを今子が書には日本紀註の後説にしたがひて凡妹といふは夫婦相親しむの謂なりとす然るべしとも思はれず　曰太古の事既に滅びたり僅に舊聞の及ぶ所も存するが如く亡するが如く夢見るがごとく覺るがごとしもし其聞へし所によりて其事を實にせむにはなほ風を繋ぎ影を捕るごときにぞあるべきましてや古俗樸陋之言のごとき深く其義を辨ずべきにもあらず男女人道の始のごときも多く言を費すべきにあらず日本紀注に見へし所のごときたとひ閨門假借の言に出たらむにも古より

いひつぎし所またこれらの説もありしとぞ見へたる姓氏錄にも天御中主天底立天三降天合等の神孫のごとき其世系を錄されし所詳にして古語拾遺にも天御中主神三子おはしませしと見へたりこれら皆伊弉諾伊弉冊の神よりはなほ前代の神等（カミタチ）とこそ見へたれ

舊事古事日本紀等の書に見へし所によらむにはいざなぎいざなみ二神よりさきにはいまだ男女夫婦の道は有らざりしなりされど天地初め判れしより此かたいはゆる天神といふもの既に七代舊事の神世系紀に見へし所三十九神これらの神のごときはいかにや生出給ひたりけむ古事記日本紀に此事をしるされしは舊事紀に見へし所によられたるなり舊事紀に見へし所の大略は初いざなぎいざなみの二神天祖の命をうけて天降まし一つの島を得給ひ天の御柱をたてゝ國土を生み給はん事を相議らるおのゝゝ其身にある所を相いひて天の御柱を廻りて始遘合（ミトノマグハヒ）爲二夫婦一して子水蛭子（ヒルゴ）を生み次に淡洲を生み給ひその生給ふ子不良（サガナシ）なりとて天に還り昇りて天神の命を請給ひまた還り降りて天の御柱をめぐりておのゝゝ其身のある所を相いひ給ふ事はじ

めのごとくにして國土を生むとし給ひしかど其道をしり給はざりしに鶺鴒の飛來りて其首尾を搖かしぬるを見て交通(トツギ)の術(ミチ)を得て國土を生給ひしと見へたりもしその之るされし所のごとくならむには二神ふたゝび天降給ひしに到りても人道の事をばしり給はざりしなりさらばはじめ遘合(ミトノマグハヒ)爲二夫婦一して水蛭子淡洲等を生給ひしはいかなる術にやより給ひぬらんまた二神いまだ人道の事をだにしろしめさゞらむには斯人といふもの生るべきにもあらず然るに鶺鴒の其道を敎へまいらせしと見へしは物の生はなほ人の生よりは前にこそありつらめもとこれ太古樸陋之俗二神此國を生じ給ひしといふ事によりてかゝる事どもいひつぎし所なるを謹みて本朝の國史に書され其事を實にせられしがごときいはゆる蕪辭の篙籍を穢すなるべし古語拾遺のごときはこれらの事に及ばす

問舊事紀には天祖陰陽二神に天瓊戈を賜ひて豐葦原之地を言寄賜(コトヨサシ)と見へしを古事記には天神之詔命し給ひしところなりと見へたり日本紀には二神共に計給ひしとのみみへて天祖天神の命じ給ひし所とは見へず其注の一書に天神の命をもて天降ませしといふ事を引れき私記の説によるに或は日本紀前注に見えし所高天原に所生神とし或は古事記を引て五柱の別天神をいふと見へていづれの神といふ事は詳ならず子今古事記によりて天神の命じ給ふ所とす其天神といふものいづれの神とかする

曰舊事紀に我國開闢の初の事をしるして高天原に化生(ナリ)給ひし所の神を天祖となされ是に次ぐに天祖陰陽二神に詔して豐葦原の地を言寄賜ひしとみへしを古事記には天祖とはみへずして天神としるせり日本紀註に引れし所は卽古事記の説によられしなり天祖といひ天神といふひとしくこれ高天原に成り給ふ神の御事とみへたれば其斥言(サシイ)ふ所異なりとも見へず舊事紀に獨化の天神をしるされ古事記に別天神といふものゝみえしはこれらの事得て誣ゆべからざる所あるが故なるべし日本紀のごときは國常立神をもて天地初判の時に化生し給ひし所とせられたれば天祖天神等の事に及ばるべきにもあらず若舊事紀に見へし所によらむにはいざなぎいざなみの二神は獨化天神第六世の神の世に當り給ひしとぞみえたる

問舊事紀によるに獨化天神第六世の神は高皇產靈尊にておはします是より後陰陽二神大八洲國を生給ひて日神月神素盞烏神等を生給ひて二神は旣に神隱れ給ひぬ日神素盞烏神の生給ひし所の吾勝尊をもて御子となされ高皇產靈尊の御女に配(アハ)せられ皇孫瓊々杵尊の生れ給ふに及びて皇天二祖の命をもて此國に天降しまいらせられしと見へたり日本紀注の一書の如きは吾勝尊の御子天大耳尊(アマノオホミミノミコト)丹舃姬(ニクツヒメ)を娶りて瓊々杵尊を生給ひしともみへたり初二神の天神の命を受て天降給ひしより後瓊々尊杵の天降ませしに及びて其歷年の數はしるべからねどいざなぎの神より瓊々杵尊に至り給ふ迄は或は三世或は四世に及び給へり然るを二神に命じ給ひし所も皇孫尊に命じ給ひし所も共にこれ獨化天神第六世の神にておはしますべしともおもはれず　曰舊事古事日本紀等の書に見へし所凡これらの類極めて曉し得べからざる事多かり陰陽二神に命じ給ひし所の天神のごときは舊說旣に詳ならず我今いふ所のごときは舊事紀に見へし所によれるなり其しるされし所を見るに舊事紀高皇產靈の下に亦云高魂尊亦名高木命と注せられたり凡舊事紀の例或は一神にして其稱せし所は異なるを注せられしとみへしあり或は其神統をうけつがれし世次を附注せられしと見へしあり古事記に見へし所のごときは初高天原に成神の事をしるせしより天若日子を葦原中國に降されし事に至るまでは高御產巢日神(タカミムスビノカミ)としるせしをそれより後の事共しるせしにはこと〴〵く皆高木神とのみ見へたりそのしるせし所或は偶然に出たりけむもしらねど皇孫尊の御時の事のごときは陰陽二神と時を同じくし給ひし天神の御孫にておはしませしもしるべからずさらば舊事紀にみへし所のごときは高皇產靈の神統をうけ給ひし神等(カミタチ)の御名を附注せられしなりされば當身の事たる萬に一つをもしるべからずまして太古の時の事なるをや孰かよく其疑を質しぬべき亦幸に一書の據とするものを得たらむ其事足ぬへし强て其說をもとむべからず

問陰陽二神すなはちこれ梵所ㇾ名之伊弉那天なりといふ說のごときは（神皇系圖に出づ）我もまた聞はず纂疏には伊弉者猶ㇾ言ニ去來ニ和語なり諾父冊母なり此二神往ニ來於二儀之間ニ而爲ニ造化之父母一とみへたり然るを子が書に二神の御名のごときは地名にや係りぬらむ

神功にやよりぬらむ詳ならずとして大八洲國を生み給ふ事のごときも釋して神武の功により給ひし所とす其徵とし據とする所のごときはいかに　曰日本紀私記にはいざなぎいざなみ等の神號先師相傳云未レ詳とみへたりさらば伊弉之義古よりいひ傳し所なかりし事は明かなり後の說者去來の字を讀む事の二神の御名に似たる事あるによりて往來の義をもて附會せしなり應神天皇の皇子に去來眞稚(イサノマワカ)と申すおはしまし履中天皇の御名を去來穗別(イサホワケ)と申まいらせしがごとき舊事紀に去來の字を借用ひられ日本紀またそれによられしだに往來之義を取給ひし所なりとも見へず

　纂疏に宋の周茂叔太極圖說の言を據となして二神の御名の義を釋すこれらの事をもて其牽强之說なる事を知ぬべし

古の常世國の地方伊讃(イサ)といふ地名猶今もこゝかしこにありて古語にイサといひし事も數義有しとみへたれば今はたいづれの義によりて此神名おはしましけむといふ事はしるべからず

　常陸國新治眞壁の二郡並に伊讃(イサ)の鄕あり其餘村里の名にイサをもて名づけしこゝかしこにありまた古語にイサといひしことは多かる中去るの義あるは去來の字を借用ゆ來の字は助詞とみへしを纂疏に往來の義とせられしは去と來との義とやなされたるらんまた誘ふの義あり誘引讀でイザナフといふがごとき是なり知らざるの義あり不知讀でイサといふこれなり輕捷の義あり勇讀でイサといひイサヽケキなどいふごとき是なり壹岐國風土記によれば古には鯨魚をイサといひけり萬葉集に勇魚讀でイサナといひしこれなりまた今も東國の方言に漁場をイサバといふなり漁字舊讀でイサリといひし此義なりとみへけりイサナミといふはイサヽメといふに同じ詞なりまた卒爾といふ詞なりともいひけりイサヽメとは聊といふに同じまたイサ轉じてイソともいひき五十猛(イソタケ)の神といふがごときも勇猛之義なりしとみへたり爭ふをイソフといひ忙しきをイソシキといふがごときもまた輕捷之義なるべしこれら後の代までもいひつぎし所なり太古之俗イサといひしがごときまたいかなる義もやありけむ今はたしるべからず

陰陽二神大八洲國を生給ひし事のごときは舊事紀には天祖詔ニ二神一曰豐葦原千五百秋瑞穗之地宜ニ汝往脩レ之則賜ニ天瓊戈一而語寄賜也と見へ古事記には天神諸命以詔ニ二柱神一修理固成是多陀用幣流之國賜ニ天沼矛一而言依賜也と見へたりこれらの說によるに二神いまだ天降りまさゞるさきに豐葦原千五百秋瑞穗之地はありけりたゞ其地いまだ歸する所あらざりしかば二神して平げ治めしめられしなり纂疏にも二神天戈を賜ひしはなほ將軍を命ずるに節鉞を賜ふの義也と見へけり天神命じ給ふ所既にかくのごとく二神其命をうけ給ひし所亦既にかくのごとしさらばこれより以後の事ども其文に順ひて其言を釋せば及を迎へて解くるがごとく我語を費すにも及ぶべからず凡我國は古の事どもをしるされし所の文字自ら一種の體製あり二神大八洲を生じ給ひしといふがごときも生ずといふ一語によりて終篇の文字ことごとく皆產育の事となして說き天若日子身まかりし事のごとき其使を雉と名づけしによりて禽鳥の類其喪事を治めしと說き火々出見尊幸（サチ）を易へ給ひしごとき海の幸おはしますといふによりて龍魚之類其魚難を救ひしと說くされば彼を假りて是を說くにもあらずまた其言を寓せし所あるにも似ず列子がいはゆる因る所ありてみし夢のごとしもしあやまりて其義を解しなむは眞にこれ癡人面前說レ夢にこそあるべけれ

問舊說に天瓊戈を釋して即是獨鈷也といひ或は金剛寶杵なりといふがごときは我もまた是をとらず亦は天逆戈といひ亦天御量柱（アマノミハカリバシラ）とも心御柱（シンノミハシラ）ともいふがごときまた此矛をば五十鈴宮酒殿（イスズノミヤサカドノ）に藏められしともまた瀧祭の神宮に藏められしともいふ事ありて彼瀧祭の神と申すは廣瀨龍田の神等と同體におはしますされば龍田神を號して天御柱國御柱神とは申すなりといふがごときこれら皆深秘之義ありといふ子が書これらの事に及ばずまたいかなる說やある　曰瓊字讀で努とし貳とする事は舊事紀にみへしを始とす天瓊矛のごとき日本紀には舊事紀に見へし所によられしかども瓊は玉也此（コヽニ）曰レ努と注せられ私記また師說を引て古者謂レ玉或爲レ努或爲レ貳としるしたりき凡我國の古俗漢字を讀むに用ゆる所の音二つありき吳音といひ漢音といふもの卽此也日本紀及び私記に

注せし所のごときは呉音をもて呼し所なればヌといひし語のごとき亦轉じてはニとも呼びけるなりもし讀む事の漢音のごとくならむには其語また轉ずべきにもあらず

努貳の兩字讀む事呉音のごとくなればヌといひニといふ卽是ナニヌネノ同內の類なれば其語相轉せしなり漢書のごとくに努讀でドとし貳讀でジとなしなむには相轉じて呼ぶべからず

されど瓊の字の訓のごとき其語音疑はしき所あるが故に古事記には天沼矛(アマノヌボコ)とはしるしたりき或は讀で漢音のごとくなるは佛氏獨鈷之義によりて瓊矛讀で登保古(トボコ)といふの說あるによれるなり

天江事書神宮祕文等の書瓊矛讀で登保古となす也

二神此矛を建給ひしといふ事のごときは舊事古事日本紀等の書にみへし所明らかにして私記の說また疑ふべき所あらず神皇正統記のごときも此事を論じて舊事本紀古語拾遺等に載せざらむ事を正しとすべからずとは見へたり天逆戈をもて五十鈴宮の酒殿に藏められしといふは大倭姫世記に出し所なり其說のごときも陰陽二神の賜り給ひし所の物とは見へず延喜式に龍田坐(ニス)天ノ御柱國ノ御柱神社といふものも亦陰陽二神の建給ひし所とは見へず舊事紀にしるされし所によれば別にこれその事ありぬべし瓊々杵尊の建給ひし所のごとき猶今も日向國諸縣郡霧島の嶽にぞあるなる其制をしれらむ人は諸說の虛僞は自ら明にこそあるべけれ

またある人の說に比叡山は卽此磤馭盧島にして相輪塔といふもの卽是陰陽二神の建給ひし天御柱國ノ御柱の遺制なりといふ事ありこれによりて我むかし西に使せし日彼山に上りてこれを見て其制を中井主水正に問ひしにつぶさに圖してあたへぬ又其說には此山の上風烈しくしてよのつねの塔婆をたつべからずこれによりて此制を用ひられしなりといひきある人の說のごときもまたこれ附會の說にぞ有ける

問太古の事今は聞えず子が注せし所のごとき其說の詳なる事はいかに　曰舊事紀古事記によるに陰陽二神此國を生給ひし初に天神太占をもて卜合(ウラナ)はせ給ひしと見へしかど其卜法のごときは詳ならず日神天窟屋戸にこもり給ひし事をしるされしに到りて天

香山の眞牡鹿の肩を内拔て天香山之天波々迦を取りて占はれしと見へまた皇孫尊を天降し給ひし時に天兒屋命して太占の事をもて奉仕せしめられしと見へたり日本紀にはこれらの事はしるされずして一書に見へし所をもて其註に引れき私記には上古之時未レ用二龜卜一卜以二鹿肩骨一爲レ用也謂二フトマニ爾一とみへけりまた古語拾遺に神世に片巫肱巫の占あり片巫は志止止鳥肱巫は今俗竈輪及米卜なりと註したれど其卜法のごとき又詳ならず釋日本紀には龜兆傳及び師說を引て龜卜者皇孫天降之時より起れりとみへて其傳に見へし所は天之眞名鹿は上國の事を知れども地下の事をしらず天香山に住みし龜津比女命はよく上國地下天神地祇をしれるをもて皇孫の御前にたちて下り來れり今稱二天津詔太詔命一なりと見へまた淸輔朝臣奥義抄には龜卜は奥の夷俗なりと見へたりさらば我國龜卜の始は東國の地より始りて其事なほ後代迄もありしとぞ見へたる本朝式に見へしごときは卜部は伊豆壹岐對馬等三國の卜術優長の者を撰ばれ伊豆壹岐各五人對馬に十人を取らる龜甲は土佐國歲ごとに四枚を進らせ波々迦は大和國有封之社に採られき近世に及びてはこれらの職を奉ずる者も聞えず波々迦木のごとき其物さだかならず伊豆壹岐のごときはいかにやあるらむ對馬の國には猶今も其俗龜卜をよくするものすくなからず其法を聞くに龜甲を鑽りて灼くに太良といふ木を用ひ卜食をみてこれらを占ふ事龜兆傳に見へし所に異ならず太占の遺法なほ存しけるとぞ聞ゆるたゞその龜を灼く所の木のごときは世に傳ふる所に異なるに似てけり舊說には朱櫻櫻桃等の字讀で波々迦といふ藻鹽草にこれは倭名鈔に本草を引て櫻桃一名朱櫻和名波々迦一云爾波佐久良とみへしによれるなりまた太良とは倭名鈔に爾雅を引て櫻和名太良小木叢生有レ刺也と見へしものにて古に爾波佐久良といひ今俗に由須良といふものに同じからず此もの漢にして荊といひ楚といふものなりや否はいまだ詳ならず

龜を灼くに楚を用ひ荊を用ふる事は周禮及び史の龜策傳に見へたり

東國之俗に相傳て鹿太良の樹の葉を食ひて其角を解すといふ事あり此樹の性よく其骨角を制する所あるが故に上古之神聖太占の事に用ひられしにぞある

べきその波々迦といひしは其葉初生ずる時に其色の赤きをやいひぬらむ古語に赤きをいひてカといひし事にみへたり爾波佐久良をもまた一つに波々迦ともいひしによりて後人因りて謬りて櫻桃をもて占卜の事に用ゆる物なりといひしもしるべからずこれらまた古義の隱れし事の一つとこそ覺ゆれ

過にし比大嘗會を行はれし時龜卜の事其法をうしなひてたゞ其義を備られしなどいふ事ありき對馬國人のごときは常に大事をば必ずこれをもて決しぬるなりまた今櫻桃を由須良（ユスラ）といふは朝鮮國の方言によりしなりかしこにて俗に移徙樂としるして呼びて由須良といふなり其物をもて龜卜の事に用ゆるにはあらずとぞ對馬國人はいひける古義の隱れしこれらの事をもても其一端をしるべしまた中世の比ほひに至るまで伊豆壹岐對馬等の國人龜卜の事に精（クハ）しかりしも其由來れる所あるとぞみへたるこれらの事ともに詳にせむは事煩しよく舊事古事日本紀等の書を讀得たらむにはおのづから得る所あるべければ今こゝには注せず

問私記には天浮橋を釋して天地既に開けぬれど洲島未ㇾ成浮膏の根係る所なきがごとくなれば浮橋ノ上といふのみと見へて釋日本紀には丹後播磨等の風土記を引て丹後國與謝郡東北隅天梯立といふもの即此なりとす然るを今浮橋は連舟至ㇾ岸をいふなりこゝにいふ所の如きは連海之戰艦なりとす其說の詳なる事いかに　曰舊事紀によるに陰陽二神天祖之詔を奉じて天降まして天浮橋之上に立して共計（トモニハカリ）給ひしと見へ其後饒速日尊天祖の詔を承けて天磐船に乘りて天降りませしとみへ又其後瓊々杵尊天降りませし時天浮橋よりし給ひしとみへたり其しるされし所は各同じからねど其事のごときは異なるべきにもあらず私記のいひし所のごときは有ㇾ物如二浮膏一といふ事によりて洲島未ㇾ成之說あれど瓊々杵尊天降ませし時に及て洲島未ㇾ成ともいふべからず陰陽二神天浮橋の上より畫成（カキナシ）給ひし矛の滴瀝凝りて島となりし南海の中にあらむには其浮橋の石（イシ）となりぬる北海に有べしともおもはれず又必らず浮橋といふもの丶其處所あらむには瓊々杵尊の天降ませし時により給ひし浮橋のごときは卽今いづれの方にやあるらむ饒速日尊天降ませし時の事しるされしによらむには初陰陽二神

の天降ませし時の事も後に瓊々杵の尊の天降ませし時の事も其事のごときは推して知るべし天祖饒速日尊を天降されし時の事ゑるされしにはまさしく船長梶取船子等の神名つぶさに見へけり

問磤馭盧島といふもの卽是梵語唵呼盧之義也といふがごとき其說の妄なる我もまた知れり私記には此島或は淡路國東由良驛下にありといひ或は淡路紀伊兩國之境由理驛之西方小島也といふ事あれば淡路島西南隅小島卽是也俗猶存其名也とみへけりまた舊說に相傳てこの島の處所詳ならず一云比叡山一云如意山一云金剛山一云須彌山一云淡路國西南隅小島也といふとみへたり子が書のごときは私記の說によれりと見へしかどまた淡路洲の名義のごときは私記にみへし所をもて是なりとせしとも見へず其說の詳なる事はいかに　　曰舊事古事等の書によるに初天神陰陽二神に命じ給ひて豐葦原千五百秋瑞穗之地をもて言寄賜ふとのたまひしとみへけりさらば二神いまだ天降まさゞりしよりさき既に豐葦原瑞穗之地ありし事は疑ふべからずまた比叡如意金剛等の山のごときは今もなほ京畿の內にあるところなれば並にこれ豐葦原の外なるべき地にもあらず初二神天降まして淤能基呂島を得給ひまづ水蛭子を生みて次に淡洲を生み給ひその生み給ひし處不良なりとて天に還り昇りてかさねて天神の命をうけて天降まし淡路洲を生みて胞となされ大八洲の國を生み終り給ふ時にぞ大日本豐秋津洲をば生み給ひしとはみへたるもしその淤能基呂島といひしものかの比叡如意金剛等の山をさしいひたらむには二神天降給ひし最初に豐秋津洲の地をば得給ひしにこそあれかさねて豐秋津洲を生み給ひしとはしるしは傳へられじたとひ日本紀に見へし所のごとく淡路洲を胞となしてまづ豐秋津洲を生み給ひたらむにも初に卽今の比叡如意金剛等の地を得給ひたらんには淡路洲を胞となさるゝにも及べからず其說の自ら相矛盾せし既にかくのごとしましてや須彌山の說のごとき我國の事に相あづかるべき所にもあらず淡道洲とは謂二吾耻一也といふごときはもとこれ舊事紀に出し所にして私記其說によれるなり凡地名にアハといひしものすくなからず古の阿波國卽今東海の安房國これなり古の粟國卽今南海の阿波國是なり又古の淡道洲卽今南海の淡路國又舊事

紀古事記に淡島とみへて日本紀注に淡路洲淡洲と見へしものまた古の淡海の國卽今畿內の近江國其用ゆる所の字のごときは古今の同じからぬありといへども舊說のごときは淡路をば吾恥(アハヂ)之義とし淡海をば鹹淡之淡に取り淡路洲淡洲といふは或は卽東海之安房洲也といひ或は別有二一島一如二水沫凝成一不レ充レ數者也といふそれが中淡海國の淡水之義に取れるを除くの外舊釋せし所のごとき皆古義を得しとも見へず又古語拾遺に神武天皇の御代の初天太玉命の孫天富命阿波の齋部(インベ)をわかち居らしめられし地また安房郡といふ卽今安房國なりといふがごときもアハといひし本義におゐては詳なりとはみへず萬葉集に古語に地の道つゞきし所をアハといひしといふ事見へけり卽今我國東南海上之地勢を視るに安房之國は東海地方東南の隅にありて伊豆相模武藏等の國と海を隔てゝ相望み海舶こゝより路を開きて直に西に指しぬれば阿波淡路等の地に至りぬべしされば東海之地こゝに盡きぬれど海路は西南諸國之地に相接していはゆる地の道つゞきぬる國なるが故にこれを名づけて安房といふ阿波國の海南にあるまたこれにおなじく紀伊和泉攝津等の國と相望みて其海路また東北之地相接しぬるが故にまたこれを阿波といふ淡路國は其中路に當りぬるが故に淡道洲といひしなり古事記に陰陽二神大八洲國を生み給ひし事をしるせしがごとき一つに是舊事紀に見へしところによりぬれど淡道とは謂二吾恥一也といふに至てはこれをとらずこれら其本辭に違ひしが故とこそみへたれされど此事舊事紀に出し所にて日本紀またこれによられしかば我書にもまた存して論ぜず

凡そ此等の事のごときもまた古義の隱れし其一つとこそ覺ゆれ此事のごときは幸に萬葉集抄に見へし所あるによりて其本辭の義をも得てけりしかるを世には此島の名を釋するに孟子義論之言を徵とするありなどいふあり儒といひ佛といふ其道こそはかはりぬれともに附會せし所は唵呼盧の說に異なるべからず

問陰陽二神大八洲之國を生み給ひし次第のごとき日本紀にしるされし所既に舊事古事等の書にみへし所同じからず又其注に置れし一書の說のごときもおのおの異なり諸家是を釋せし所のごときも其說同じか

らず子が書にしるせし處もまた義盡せりとも見へず其詳なる事のごときはいかに　曰二神大八洲を生み給ひし次第のごときはいにしへよりいひつぎし所其說多く見へたれどそれが中古事記のごときは稱して先紀の謬を正すといひしも舊事紀に異なりとはみへずされば我書も彼二書にみへし所にはよりき日本紀及び其注に置れし諸說のごとき皆これ古よりいひつぎし所にて今はた誰かいづれをか是としいづれをかしからずとはしるべき其國名のごときも諸國風土記既に亡びうせて今世に遺れるあるも僅に殘缺の餘に出でいはゆる十一を千百に存しつ私記にも其義未レ詳先儒も說を傳へずとみへしかば後人之說に出し所のごとき盡く信すべきにあらずまた古の代に大八洲之國といひしがごときはその大なるもの八つあるの義なるべきにもあらずまた四方四隅にあるをすべいひしにもあるべからずたゞ汎く其洲島の多きをいひしなほ後の代に八島といひ八隅といひ八十島千島などいふ事のごとくなりとぞみへたる舊事紀に見へし大八洲の事のごときも既に二說をしるされて古事記は其後說に隨ひしとみへたれど其しるせし所また疑ふべき所なきにあらず日本紀及其注にみへし所五條其說各同じからずすべてこれ大八洲の號あるによりて其數のために拘はりて終に此紛々の說ありとこそみへたれ

舊事紀の前說には淡路洲伊豫二名洲筑紫洲對馬洲隱岐洲佐渡洲大日本豐秋津洲をもて大八洲となし後說には淡路洲伊豫二名島隱岐之三子島筑紫島熊襲國伊岐島津島大倭豐秋津島をもて大八洲となし熊襲國の下に一云佐渡島と注せられたり是は前說の如くに佐渡島をしるされんには其數八つに合はざるが故に此兩可の說を存せられしと見へたり古事記には舊事紀後說のごとくにして熊曾國をば筑紫島にあはせしるして佐渡島を以て八つの數にあてぬされど筑紫島身一つにして面四つありといひてまた筑紫國豐國肥國日向國熊曾國としるせし說にその文に應ぜずまた淡道洲より豐秋津島に至るまで皆々其神名をしるせしに佐渡島にのみ其神名見へずこれ舊事紀の兩說をあはせ取りてしるしぬれど舊事紀に見へざる所なれば佐渡島の神名のごときはしるさゞりしと見へたり日本紀には淡路洲

大日本豐秋津洲伊豫二名洲筑紫洲隱岐洲佐渡洲越洲大洲吉備子洲を大八洲となし其隱岐洲と佐渡洲とは双生なり世人或有双生者之始なり對馬壹岐等の小島は潮沫凝成者なりと云るされきこれ又大八洲の數に合されんために双生潮沫等の説あるに至れりかつ舊事紀に見へし所は壹岐津島のごときは大八洲の中にみへて吉備子洲大洲のごときは小島六つの其二つと見へたり後代に至りても壹岐對馬のごときは海西二島の國と稱して子洲大洲などいふもの昇りて郡縣とだにもなされずさらば大洲子洲をもて大八洲の國となし壹岐對馬をもて潮沫凝成れる所の小島なりと見へしがごとき云かるべしとも覺へず其他日本紀注に見へし諸説の如き盡く論ずるに及ばず

淡道洲の事は前に盡しつ伊豫二名洲のごときは纂疏に伊豫都毘古伊豫都毘賣二神降居此洲故名二名洲神祠見在彼國と見へたりさらばその男女の神によりて二名とはいひしなりされど舊事紀古事記には伊豫國謂愛止比賣とみへてまた神名式にも伊豫國伊豫郡に伊豫神社ありて亦別に伊豫豆比子命神社といふものあれど伊豫都毘賣神社といふもののみへず筑紫洲の如き私記に見へし所は先儒之説四義あり一つに此地形如木菟故名之也一つに昔筑後筑前兩國之間峻しき坂ありて往來之人所駕鞍韉摩盡されしが故に鞍韉盡之坂といふ三つに昔此界上惡神ありて往來の人死するもの多し人命盡之神といふ四つに其死者を葬れる棺槨の料に山木を伐盡さむとすよりて筑紫國といふと見へけり近きころほひ或人の説に筑紫とは初筑前筑後合爲一國時の名なり九國の地を總云ひしにはあらず太宰府を置れしより官府ある國の名によりて九國之地をすべて筑紫とはいひけるなり今九國之地圖をみるに木菟鳥の形に似たりともみへず古の時に異賊襲來を禦がれむ爲に筑前の國北に石壁を築かれしかば築石とはいへるなりといふ也その地形木菟に似たりといふはなほ其國の地形蜻蛉のごとくなるを以て秋津洲とみへし説のごとくにして共にこれしかるべしともおもはれず鞍韉人命山木等盡るの説のごときはもとこれ筑後國風土記に出し所なれどこれ又日立國の名あるによりて衣手漬國ともいひし事のごとしその本義とも聞えずまた築石

の說のごときも異賊襲來の事いまだ聞へざりし代々の事共記されし所にも既に筑紫洲といふ事みへしかば後代の事を徵となして築石の義にとられたりけむともおもはれず舊事古事等の書に筑紫島身一而面四每レ面而有レ名と見へたれば九國之地をすべていひし名にあらずといふが如きもいかゞ有るべき古語にツクシといひしは猶如レ言レ標也東南及び壹岐對馬の海より來るに其標となれる地也ければツクシといひし事たとへば齊國の東海表たりしなどいふ事のごとし古の時水深き所をばミヲといひて其所の標に或は竹或は木を植つ是をミヲツクシといひけり漂標の字讀でミヲツクシといふ卽此なり筑紫國をツクシといひしその義亦かくのごとし舊說にシヲツクシといふもミヲツクシといふに同じと見へたるは鹽藻草シヲツクシといふもミヲツクシといふも共にこれ標之義なりといふ事は似たりけれどシラツクシといひしはシラヌヒノツクシといふに同じく筑紫の國をさしいひしなりまたシラヌヒノツクシといひしは舊事紀古事記に筑紫國謂ニ白日別一とみへし卽此也白日讀でシラノヒといふ古語にノといひヌといふ相轉じていひけるなり舊說にシラヌヒノツクシといふ事を釋して日本紀に見へし景行天皇の御時火光の事によれりとす其事のごときは肥後國風土記に詳に見へし所にて古の火國卽今肥後國八代郡の事にて筑前筑後等の地方にあづかれるにもあらず舊事紀に熊襲國とみへ古事記に熊曾國と見へしは日本紀及び私記また肥後筑前等の國風土記を併せ考るに卽今肥後國球磨郡大隅國囎唹郡等の西南の地方をいひしとみへけり

舊事紀熊襲國の下に注して一云佐渡島とみへし事のごとき前に注しぬされどもまた熊襲國の一名を注せられしもしるべからず日向國那珂郡佐土原といふ地名はいまもあるなり

舊事紀の一說に佐渡洲の事はみへずして熊襲國の下に一云佐渡島と注せらる日本紀には隱岐洲と佐渡洲とは双生ると見へて二洲をあはせて大八洲の其一つとなされき舊事紀の前說及び古事記日本紀の注にみへし諸說皆佐渡洲をもて一洲の數とす纂疏には其名義詳ならずとみへたり古語にサトといひしは狹也といひしはなほワタといひしがごとく卽渡なり穴門といひ能等といひ佐渡といひまた鳴戸といふがごとき

皆渡(ワタ)るの義とこそ見へたれサドとは其洲の地狹くして海を渡るをいひし也と亦轉じてツといふ舊事紀に土左國また都佐(ツサ)國といひしがごとき是なりさらば伊豆津島攝津等のごときも並に海を渡るの義に取りしもしかるべからず

トは渡なりといふは渡の字の音をもて呼といふ義にはあらず古語にトといひしたま〳〵渡の字義に相合ひしなり穴門とは今の長門國なり能等とは今の能登國なりノトとはサドに對しいひしと見へたり古語にノといひしに長き義あり其國の地形長きをもてこの名あるなるべし鳴戸(ナルト)はいはゆる阿波の鳴渡なり古左といひ都佐といひしも海を渡るの義とこそ見へたれこれら並に後に借用ひられし今字に拘るべからず古語によりて其義を求むべきことなり

日本紀に越洲をもて大八洲の一つとなされ其次に置れし所の說にもこれに同じきもの三つ纂疏には今三越與二畿內一其地相連屬不レ可レ爲二別洲一と見へたり其說の如きいはれあるに似たれどこれ又古に通せし論とも聞へずむかし天神の代に高天原と葦原中國とのごときは陸路いまだ開けざれば陰陽二神西征之日ただ舟師を用ひ給ふにのみ利なりしかば東海を發して南西に轉じてまづ海南の地を取りて次に海西諸島を徇(トナ)へられまた東に折れて海北の諸島及び越洲之地に至り給ひしと見へたり卽今古の越洲の地勢を視るに北方は大海に枕(ノゾ)み南方一帶山嶽重(カサナ)り隔(ヘダ)りて西東に亙(ワタ)れり此時に當りて誰かその中國の地に相連接せし事をばしるべき別洲となせし說のごときいまだかならず是ならずともいふべからず其後大己貴神國造られしに及びて北路始て通せしと見へて高志(コシ)國の名見へたり（舊事紀古事記等に）高志(コシ)とは卽越なり山を踰るの義と見へけり舊事紀の說のごときも前說は疑ふべき所もあらず後說にまづ淡路洲を生み次に伊豫二名洲次に隱岐之三子島次に筑紫島とみへしを纂疏にはその隱岐之三子島といふをもて山陰の隱岐國とせられしがごときはいかゞあるべき我國の俗大海を呼びてオキといふ瀛字讀てオキといふ卽此也隱岐國を名づけてオキといふがごときもその大海の中にあるによれるなりかの隱岐之三子洲といふものは隱岐(オキ)國をいひしとは見へず後人の歌に薩摩方沖の小島(コジマ)といふがごとく

卽今大隅薩摩等國の海中にある所の島をさしいひしとぞ見へたるされば伊豫二名洲に次ぐにこれをもてして亦次ぐに筑紫洲をもてせられしなり多褹島のごときはすでに舊事の國造本紀に見へて因りて歷朝邊要の地となされ其司を置れ壹岐對馬と共に稱して三島といふ天長の初停めて大隅國には隷せられけりされど其三子島といふいづれの地をさしいひけむいまだ其徵とすべきものを得ざれば我もまた舊說にしたがひて其疑をば闕きぬ

卽今大隅薩摩の海中に種子島といふありこれ古の多褹島なりまた屋久島永良部島といふ凡三つの島あるなり古にいはゆる三子島といふものすなはちこれなるに似たり

大日本豐秋津洲のごときは先儒のいはゆる日本紀開題の第一義にして其言特に長ければしばらく置て論せず凡舊事紀古事記日本紀等の書に見へし大八洲之國の事西に詳にして東に略せるがごとき覘んもの宜しく心を潜むべき事にぞ有ける

問舊說に八數は神道の所レ尙とす子が書にも又其說を引きぬ其義のごときはいかに　曰我國の神世にありて實に八數をもて尙ぶ所とせられしや否我いまだ考る事あたはず古語にも物數をかぞへてヤといひしは八數にのみ限らずたとへば漢に數年數仭などいひし事のごとくたゞその重り積める數をかぞへヤ亦轉じてイといひしとも見へたり舊事紀撰述之時に至て一つに皆これ八字を用ひて讀でヤとせられしごときはまた是その義を道經八字の說に取られたりしとみへて神道所レ尙之說も起りぬとこそ見へたれ私記には艮八世之卦也是則鬼門而謂三神鬼之所二出入一也故以二八數一殊爲二神道所一レ尙耳とみへけり艮東北之卦神道之所レ尙といふがごときは似たることは似たれど震よりおこりて艮に終るは卽これ文王之八卦なり舊說のごときは我國にして葺不合尊の御代の季つかた彼三皇の初伏義之氏起れり周代の初もなほ此尊の御代の終に當りぬと見へたり（神皇正統記に）さらば我國の初に當て彼の後天の易によりて八數を尙ばれし義あるべしとも思はれず陰陽の神ふたゝび天の御柱を巡り給ひしといふ事を釋して易に先天後天あり周文王も二神後にあらため巡り給ひしを知りけるにやといふ說によらば（神代卷抄の說なり）伏義の易のごときも陰

陽二神の造り給ひし八尋之殿の事にや倣れたるらむ舊說に八尺を尋といふ八尋は六十四尺にして卽是八卦相錯りて六十四卦となれる象數なりとぞみへたれ（纂疏神代巻抄等に）されどもまた瓊々杵尊天降ませし初に大山祇神の二女八尋殿を起て織絍れりとみへ又其少女木花之開耶姫御子生み給はむとして無戸八尋殿作りて火を放ち室焚かれしとも見へけりたとひこれらの事は二神始造り給ひし所の制に倣はれしなどいふ事ありとも其火の中より生給ひし火々出見尊綿津見の尊に赴き給ひし時八尋の鰐來り迎へまいらせ其綿津見神の女豐玉姫命の葺不合尊を生み給ひし時に八尋大鰐と化給ひしなどみへしがごとき八卦六十四卦の義あるべしともおもはれずまた舊說に陰陽二神大八洲之國生給ひしといふも卽これ八卦の象數にて凡八數は神道のたつとぶ所として用ひずといふものなしとみへけり（纂疏神代巻抄）舊事紀に八岐大蛇の事しるされて一身八頭尾各有二八岐一其長度二於谿八谷峡八尾一素盞烏神のために斬られて八段となりて每段飛爲二八雷一とみへしがごときその谿八谷峡八尾を始として八頭八岐八段八雷またこれ八卦の象數に相係れる義もやあるらむまた其素盞烏神八束鬚生ひ給ふ迄哭泣つ事を行とし給ひ國內人民多以夭折復作二青山變枯一し給ひ天稚彥の命此國に使して八年まで復命せずつゐに身まかりしを還葬りて八日八夜啼哭悲歎せしなど見へしがごときこれらまた八數をもて尙ぶ所の義やあるらむたゞ我見し所のごときは我國龜卜の法は因來る所も旣に久しき事と聞えて其占辭に八訣あるがごときは或は上世より相傳へし所なりけむもしるべからず但しそれも文王の卦名をあはせてこれを神に祕して大祓の祝詞となすがごときは疑ふべき所なきにはあらず

古語に凡物數をかぞへてヤといひしは八枚にのみも限らずとはたとへば舊事紀神代系記に天の八下尊天三降尊と申す見へしがごとき八下とはなほ再降るといふがごとし天御中主神に次ぎ給ひしかばかく名づけまいらすさればまたこれに次ぎ給ひしをば天三降とは申せしなりまた八咫鏡といふが如きも私記に咫讀で阿多といふは卽手なり一手之廣さ四寸兩手相加正是八寸なりといひ釋日本紀には天德御記及び太神宮式を證として圓經八寸とす八

咫猶レ言ニ兩手一也これまた天八下の義に同じ凡物の重なれるをヤといひイヤといふ八重垣八重事代主神などいふがごときは今俗にヤへになりしともイヤガウへに重れりなどもいふが如し必ずしも八つの數をいひしにあらず其他これに倣ふべしヤ亦轉じてイといひしとは八十といひ八百といひ五十といひ五百といふがごとき必ず八と五との數をいふにはあらずなほ數十數百幾十幾百といひし事のごとし道經八字の說とは天書八字盡ニ道體之奧一といふがごときこれなり我國龜卜に八つの訣ありとはトホカミエミタメといふ八つの訣をいふなり文王の卦名とは後天の易坎艮震巽離坤兌乾の卦位をいふなり三種大祓の祝詞に吐普加身依身多女寒言神尊利根陀見と見へしがごとき其事を神にし秘するといふ卽これなり

古史通或問上終

古史通或問中

或問陰陽二神生み給ひし御子水蛭兒(ヒルゴ)と申せし子が書には古事記にみへし所によりて舊事紀日本紀等に見へし所のごとき強て其說を作るべからずといふされど其注せし所のごときは二神天降ませし初に此國邊海の民を虜略し給ひし事を上世の俗のかくはいひつぎし所なりとす舊說には西宮の荒夷(アラエビス)と申す卽此神なりといひ(神代卷抄)俗間また其像を畫きてこれを祭れる事も世既に久しき事とぞ見へたる子が書これらの說をも載せず其謂こそありぬべけれ我今此神を稱してエビスといふによりて視るに或はこれ東方蝦夷の地開かれたるらむもゑるべからず　曰古事記に陰陽二神最初に水蛭兒を生給ひしとのみみへしを舊事紀日本紀等に見へし所は日神月神素盞烏神等を生み終り給ひし後にまた水蛭子を生み給ひしに三年に至るまで脚立給はざれば葦船に乘せて流し棄られしと見へけり古語拾遺には水蛭子を生給ひし事は見へずこれらの書に見へし所各同じからざるすでにかくのごとしましてや其足たち給ふ事あたはざるをもて流し棄られしなどいふ事然るべしともおもはれず上古の俗いひ繼ぎし所かゝる事どもすくなからずそれが中蛭子鶺鴒の事の如きは並に是邊海の小民或は來降り或は先導(ミチビ)きまいらせしものをいひつぎし所とこそ見へたれ蛭子卽是西宮荒夷の神なるよしは舊事古事日本紀等の書に見へし所にもあらずされど土俗いひ傳へしところ誣べからざらむにはかの二神に來降りしものをいつき祭れる所なるもまた知るべからず東方蝦夷の地開かれし神なりといふがごときいまだ其徵とすべき事をも見ず又彼夷壤開國の神祠ありといふ事は聞へぬれどそれとおぼしき事はきこえず

後の代の人の歌にたらちねはいかにあはれと思すらんみとせになれど足たゝずしてとよみけりまことにさる事とぞおぼゆる人の親の子をおもふこゝろ其子の三とせに至るまで足たゝざらむいかに悲しかりなましましてや此國開かれし神聖其御子はなちやり給はむ有べき事にもあらずすべてこれら

の說のごとき尤是名敎におきて累はす事共にこそあれ又俗間に祭る所夷の神といふものヽ事も大黑神といふものと並べ祀りて二神福を降し給ふなどいふめり大黑とは卽梵土の摩迦々羅神夷とは水蛭子の神なりともいひ又は夷は水江の浦島子の鯛釣れる圖なりこれすなはち福と壽とを祈るの義なりともいふ又一說にしかるにはあらずダイコクとは大己貴の字の音をもてよびしなり卽是國造の大神二神は我國の本主なればいにしへよりいつき祭る所なりといふその大黑といふものヽ像色黑く身短くして袋を負ひ槌を手にす又此神の使者鼠なりなどいふ舊事紀によるに大己貴神と稱しまいらせて夷原醜男とも申せしかばその形醜くや畫きぬらん此神袋負ひ給ひしといふ事ありまた鼠の鳴鏑箭の羽をば食ひ盡して其箭をばまいらせしなどもいふ事ありその手にせし槌は此にカブラといふものヽ形をあやまりうつせしにや夷の像は鯛を腋にし釣竿を抱りしを圖しぬれば事代主神の釣魚の遊し給ひし所をや畫がきぬらむされど此神を稱してエビスといふ義いかにやあるらむ又蝦夷の地開きし神八神あり現じてカドといふ魚を捕りしより始れりといひてなほ今も其神を祭りぬといふなり

問舊事古事等の書には陰陽二神既に國土を生み終りて山川草木等の神を生給へりと見へ日本紀古語拾遺には山川草木土を生給へりと見へしを子が書には此等の神を祭りまた其祭祀を掌れる職をわかち置れしとす其說いかに　曰山川草木の國土におけるなほ人の形體毛髮あるが如く其神あるは亦なほ人の精神あるがごとし人既に生れぬるに及びては精神形體皆備らずといふものなし前日人を生み終りて後また今精神形體を生むといはむ其理あるべしとも思はれず舊事紀古事記に山川草木等の神を生むと見へしは此葦原中國の地にしてこれらの祭典此時より始れりと云の義とこそ見へたれ

問舊事紀にはいざなぎいざなみの二神日神月神素盞嗚の神三柱を生給ひしと見へてまたいざなみの神神避り給ひし後にいざなぎの神彼三柱の御子を生み給ひしともみへたり古事記に見へし所は其後說のごとく日本紀には其前說にしたがはれて註に置れし一書にはまたその後說のごとく

なる見へたり古語拾遺また舊事紀前說のごとくにしるしぬこれらの正史實錄すでにかくのごとくなれば子もまた其疑を闕くと見ゆされどいづれの說をもてか其實に近かるべしとは思へる

曰日神月神素盞嗚神等生れ給ひし事舊事紀に兩說を存せられしがごときは其疑を傳へられし所とこそ見へたれ古事記には其後說にのみよりしがごときは疑ふべき所なきにあらずそのしるされし所のごときはいざなぎいざなみ二神共に生み給ひし所島十四島神三十五柱その最後に生み給ひし火の神のためにいざなみの神は神避りますその後いざなみの神筑紫日向の橘小門の阿波岐が原にて御身の禊し給ふによりて成れる所八十禍津日神以下速須佐之男命以前十柱神と見へたりさらば此十柱の神のごときは御母といふものおはしますべきにあらず然るに又古事記に速須佐之男命妣國根之堅洲國に罷らむとのたまひて哭伊佐知給ひし由をしるせりその稱して先記の謬を正すといひし所のもの錯誤ある事またなほかくのごとしましてや我がごときもの彼兩說におけるいづれをかしかりとしいづれをかしからずとはなすべきされど其前說の如きは日本紀古語拾遺等の書よりしたがひし所にて古事記にも速須佐之男神の御母おはしませしよし見へたれば我書もまた日神月神素盞嗚神等は二神共に生み給ひし所なりとはしるせり

問伊弉冊神神避りませし時の事のごとき舊事古事等の書日本紀註に引れし說のごときその事詳なり子が書其事をばしるさずして舊事紀古事記鎭火祝詞に見へし所を註して其義をば釋せずこれ又疑を闕きし所どは見へざれど其大要のごときいかにや心得へぎ

曰神世の事僅に舊聞の及ぶ所も存するがごとく亡するがごとく夢見るがごとく覺るがごとしといひしはこれらの事の類にこそあれ此事の如きは伊弉冊神火神を生み給ふ事のために神避り給ひしといふによりて火のために焚れうせ給ひて泉津神となり給ひ伊弉諸神其穢しきにふれ給ひ御祓し給ふ時に成給ふ神等おはしますなどいひ嗣ぎし種々變幻鬼怪の事どもすべて上世の俗不經の說に出し所擧て論ずべきにもあらずされど伊弉諸神其御子を斬て段々になされ又此事によりて妹神のためにくるしめられ給ひしなどいふ事のごとき其義を詳にする事なからざらむには名

教において其害いと甚しかりぬべければ其義を辨せざる事をも得可らずまづ火神と申せし事の由をよく〱心得わきまふべき事とぞ覺ゆる舊事紀に火神の御名火之産靈軻遇突智と見へしは此神天孫の外祖にておはしければ産靈の稱はおはしけるなり天孫本紀に據に瓊々杵尊筑紫日向の國に天降りおはしまして其國神大山祇神の少女木花之開耶姫を娶りて火々出見等の御子を生み給ひき又陰陽本紀に據るに伊弉諾神火神を斬りてみつとなされし其一段は大山祇神と申す又斬りて五段となし八段となされしにまたおのおの其一段は大山祇神と申しきさらば大山祇神と申すは火神の身をわかちたまひし所にして卽是火々出見尊の外祖の神におはしければ其出給ひし所を尊み親しみて火神の御事を火之産靈と申せし事なほ高皇産靈神皇産靈等の神産靈の稱おはしましける事のごときなりし也次にまた火神と申せしは回祿祝融などいふがごとき火之神をいひし事にはあらず筑紫洲の國神の事とぞ見へける筑紫國を白日別といひ豊國を豊日別といひ肥國を速日別といひ日向國を豊久志比泥別といふと見へしがごとき皆是日別といふをもて其名とす日といひ火といふ用ゆる所の字は同じからねど其語のごときは異なるにもあらずたゞ其いづれの國神なりしといふ事をば考らず

日向國を豊久志比泥といひしは卽日向之槵日二上之峯といふこれなり槵日といふは卽神火なり日といひ火といふ其語もと異なりとは聞へず古事記には火神の名を火之夜藝速男神亦名火之迦具土神と考るし舊事紀にも亦火燒速男命といふと註せられたる古語にカグといひヤケといふは相應じていひけりこれ其音の轉なりカグまた轉じてカゴともいふ天之香山また天之迦久山といふこれなりツケといひツヽといひまたツヨといふ皆相轉じていふ卽地祇なり速男神といひ迦具土神といふによらば卽今の薩摩國其神迹なりしも考るべからず古時に隼人の薩摩といひ又彼國に鹿兒島といふ地名ありて神名式によるに大隅國桑原郡鹿ごしま神社といふあるは此神をや祭りぬらん

其火神を生み給ひしといひ嗣し事は初筑紫の洲を征されしに國人の來服せしをいひし事前に注せし所のごとく又斬りて段々になされしと云嗣し事は其攻降

されし衆をわかち置れし事たとへば帝舜分二北三苗一せられしなどいふ事のごとくなりしなるべし又その斬り給ひし劔に垂れる血激で神となれりといふは其戰に功有て名顯れし神等の事をいひしなり

舊事紀に劔の鋒より垂る血走りて湯津石村に就て成る所の神の名天尾羽張神といふなど見へし皆是此戰に功ありし所なり

また伊弉冊神神避ませし時になれる神のごときは鎭火祝詞に火結神を生み給ひ石隱れ給ひし時に御子水神匏川菜埴山姫四種を生み給ひてこれをもて其荒振心を鎭奉れと事敎悟し給ひきと見へたり亦是火のために焚れたまふといふによりて火を鎭むべき種々の物を生給ひしなど太古の俗のいひつぎし所とぞみへける

舊事紀に此時に金山彥金山姫神罔象女神埴安彥埴安姫天吉葛を生み給ひしと見へて古事記又同じ日本紀注には水神土神天吉葛を生給ひしとも金山彥罔象女埴山姫を生給ひしともいふ二說あり鎭火祝詞に四種の物と見へしかば舊事古事等の記に見へし所に異なるべからず其罔象女は水神なり埴安姫は土神なり金山彥といひしは鎭火祝詞によらむには川菜の事をやいひぬらん天吉葛は卽匏なり吉葛讀でヨサヅラともヨソヅラともいふ卽今ヒサゴといふものこれなり萬葉集抄に古語に吉の義を與といひしと見へたりツラとは蔓也サといひソといふがごときは語助なりヨサヅラといひヒサゴといふ古今之言同じからねど其義は異ならずヨといひヒといふ並に吉之義なりツラとは蔓をいひコとは實をいふなりこれらの物をもて火を鎭めよとのたまひし由は或は川菜に土を和して塗りもし或は匏をもて水をも灑ぎつべしとの義なりこれらの事をもて太古淳樸之俗おもひ見つべき事にこそあれ

其神避給ひし所のごときは出雲國風土記に伊佐奈美神の時に神戶郡古志之地を築れしといふことと見へけりこの事によらば此神彼國におはしましける時のありし也舊事紀古事記に此神をば出雲國と伯耆國との界比婆之山に葬るともまた黃泉平坂とは出雲國伊賦夜坂をいふなりとぞみへしは此神彼國にしてつゐに神去給ひしをいひしなり素戔嗚神妣國之根之堅洲國に罷らむ事を父神に請申されつるに其國に天降給ひ

しとも見へたれば出雲國に神避り給ひし事は疑ふべくもあらず然るをまた此神を紀伊國熊野に葬れりともいふ說ありしは舊事紀に據るに素盞嗚神高天原を逐れ給ひ出雲國に天降りまし熊成峯に居たまひて遂に根國に入り給ひき神名式および其國風土記に意宇郡熊野大神社と見へしもの卽其神迹とぞ見へたる素盞嗚神の御子五十猛神また大屋彦神とも申せし父神にしたがひて天降ませし時に多に八十種の子噉ふべき樹種をもち歸り給ひ其妹大屋姫命抓津姫命とともに筑紫より始て大八洲之內に分布し給ひ靑山となさる此三神は木國に渡し奉らる舊事紀に紀伊國所レ坐大神とみへ古事記に木國の大屋毘古之神と見へて神名式に名草郡伊太祁曾神社大屋都比賣神社都麻都神賣神社と見へしは卽此三柱の神をいつき祭れるなりさらばこれらの神等を渡し奉られし時にその妣の神をも彼國に遷し葬られたりけむもしるべからず大己貴神の百不足之八十隈とのたまひしも卽これ熊成峯とも熊野山ともいひしこれなり古語にクマといひしはカミといふ語の轉せしなりされば後に神亦讀でクマともいふなり紀伊國を古に木國といひしも大屋彦神の事によりてまた此國にも熊野の地名あるは出雲國にある所の地名によれるなりたとへば周の東周漢の新沛ありし事のごとくまた根國とも根之堅洲國ともいふは舊說には地下をさしいふとみへたりされど舊事古事等の書を按ずるにいざなみの神の御事のみにもあらず素盞烏神も其國におはしまし又黃泉平坂といふ所の事も素盞烏神の御事にも見へけり古には必らずさす所は有べけれど其事既に隱れしなるべし

凡そ此事の本末のごときは初二神筑紫の國神を征し給ふ事ありしにいざなみの神の御軍其爲に敗れてのがれ奔り給ひいざなぎの神つゐに其神を攻降し給ひ其衆をこゝかしこにわかち置れていざなみの神をむかへ給ひしにふかく其敗衂の事を恥給ふ事によりてつゐに琴瑟相和ぎ給はでいざなみの神は神去り給ひし事とこそ見へたれいざなぎの神黃泉軍のために困しめられ給ひしといふがごときは初國土を生み給はむとて天之御柱を巡り給ひしにいざなみの神先づ言あげし給ひしといふがごとき事の爲につゐに建絕妻之誓給ひしに至りしと云ふ事を神奇鬼怪の事とも魘

はれし夢見し事を說くが如くにはいひつゞけたりけるなり其桃實制レ鬼事のごときを見るに史書文飾の言も又すくなかるべからず

初國を生給ひし時にも女神先だち給ひし事の故に事ならず天神のをしへさとし給ひふたゝび天降りまして其功をば收められき火の神の時のごときもまたそれらの事のごときこと出來てつゐにはこととをわたり給ふにも到れりとぞ見へたる初國土を生給ひし時の事は我書の註に見へたり桃實制レ鬼事は典術及び本草等の書に見へたり

問舊事紀に月の神は滄海之潮八百重を知ろしめたまひ後に配レ日而知二天事一不レ知二夜之食國一也此神日神の命を奉けて葦原中國保食神の許に降りてつゐに其神を擊殺して復命せられしかば日神相見給はで一日一夜を隔離れて住給ひしと見へたり古事記にはたゞ月神には夜之食國知り給ふ事を言依し給ふとのみみへて此神の事のごときは詳ならず素戔烏神高天原を逐れ給ひし時に大宜津比賣神を殺し給ひしといふ事月神の保食神を殺し給ひし事のごとくしるせり大宜都比賣神は陰陽二神生み給ひし所なりと舊事古事等の書に見へたり

日神の御事は申すに及ばず素戔烏神の御裔の事は舊事紀古事記日本紀等に見へし所詳なるに月神の御後の事詳ならぬはいかに　曰月讀尊夜之食國を知り給ひしといひ潮之八百重を知り給ひしといひまた日神と日夜を隔離れて住給ひしなどいひつぎし事は月神と申せしによれる事とこそみへたれ保食神大宜都比賣神の事のごとき今はたいづれを是とすべき事を知らず舊事紀に天の月神命といひしは壹岐縣主等の祖也と見へて神名式に壹岐島壹岐郡に月讀社あり名神大社と見へしかば彼月神命及び壹岐縣主等のごとき此神の御後とぞ見へたり此等の外古よりいひも傳へざる所のごとき孰かはよく其詳なる事をばしるべき

問日神素戔烏神と誓ひ給ひて其後天窟にこもり給ひしといふ事舊事紀古事記日本紀等に見へし所みな同じたゞ日本紀注の一書にのみまづ天窟にこもりたまひ後に誓ひの事おはしませしと見へしを予が書には其書の說に從ひし其義はいかに　曰我東方の人天日と共に日神を仰ぎまいらする事百世の後迄も衰へ

ずされど神德の廣く大におはしまして得て名づくべからぬ故もや有らむいかなる事のおはしましてかくはわたらせたまふといふがごときは古よりいひ傳へし所もあらず其神德の萬一をもうかゞひ見つべしと覺ゆるもの古事記に見へし所たゞ一事こそあるなれ其事は素盞烏神天照大御神の營田之阿離ち溝埋めまた大嘗きこしめす殿に屎まり散さるされど大御神はとがめ給はず地をあたらしとこそ我那勢之命のかくすれ醉て吐散すとこそ我那勢之命はかくすれとのたまひ直し給ひしと見へけり彼御ことばにつきて其御心を推はかるに大舜の象憂亦憂象喜亦喜び給しなどいふ事のごとくにやおはしましけむいとありがたき事にぞありける初素盞烏神父大神のためにやらはれ給ひ天に上り給ひしときの事ども舊事紀古事記日本紀に見へし所のごときは我疑ひ思ふ所なきにあらずこの時父の御神は淡海の多賀におはしませしに素盞烏神請申されて我今詔を奉けて妣の國根之堅洲國に罷りなむとすしばらく高天原にまうでゝ姉命に相見へて後にひたぶるに罷らむとのたまひしをゆるし給ひたりければ卽天に詣で給はむとし給ひしに一神名は羽明玉神迎へ奉りて瑞の八尺瓊之曲玉を奉る姉命に進らせ給はむ爲に其玉をうけて昇り給ひしを天照大御神もとより此神の暴惡をばしろしめしぬ其來れる故善き意にはあらじ我高天原を奪ふ心やあるらんとのたまひて丈夫の武備して拒がせ給ひしと見へけり凡は人の困厄にあらむ外人におけるなほ心を動かさゞる事を得ず羽明玉の神迎へまいらせて贈るに其寶をもてせられし誠にしかぞあるべきたとひ那勢之命して善意もて來り給はざらむにも大御神の御心に彼詐を迎へ給ふべしともおもはれず正しく種々の天津罪犯されしをだにとがめ給ふ御心おはしまさずましてや姉命を愛し給ふ道をもて來り給はん墻に鬪ぎ給ふのごとき萬々におはしますべからずかくて其衆神のためにまた逐れ給ひふたたび天に還り昇り給ふにかくみづから出迎はせ給ひしは衆神のためにはからはせ給ふ所にして前日の時のごときとは事勢大きに同じからず果して彼申給ひしことばにも衆神我を置くに根國をもてすもし姉命と相見へまつらずば終に離るゝに忍ぶ事あたはじとぞのたまひたりける大神のみづから出迎給ふにあらざらむには其時事

のごときはかるべからず日本紀注の一書に見へし所のごときは日神の御事は申すに及ばず素盞烏神の御事も神性の强暴におはしませしごときはいかにせん父母兄弟の間の事ども其道にたがひ給ひしとは見へ給はず此時日神にまいらせられし御子の御すゑの彼父大神の初に言依し給ひし所のごとく天下しろしめされて今に至らせ給ふ御事其幸にはおはしまさずされば我書のごときはかの注の一書によりてしるしけるなり

問日神の天窟にこもり給ひし時事しるされしものともに天金山天の香山等の名みへしを子が書には二山其處所共に不レ詳と見へたり舊說に天香山は大和國にあるもの是なりとみへけりさらば子が書に高天原をもて東海の地とするがごときいかにや有べき

曰天の金山のごときは舊く釋せし說も聞へず天香山は釋日本紀に伊豫國風土記を引て其國に天山あり天より降る時二分して一片は倭國に降る天加具山是なり一片は此國に降る天本山といふと見へたりこれら不經之言信ずべくもあらずたとひその說のごとくならむにも倭の國にある所のものは高天原の事にあづかるべきにもあらず凡古の名山大川後に其名の改りぬる舊名を併せて其處所も詳ならぬいくらも有めり饒速日尊の天降ませし河內國河上の哮峯のごときも古より其處所詳ならぬか龍田に座す神社に天の御柱國御柱の名おはせし其義も詳ならずと見へたる瓊々杵尊の天降ませし筑紫日向高千穗槵觸之峯のごときも彼尊をいつき祭れる霧島神社の名によりて霧島が嶽とのみいひて舊名をしれる人もすくなしされど此等は其ある所の國名をしるしも傳たれば其地につきて尋ね求めつべし高天原のごときは其地また東夷之域に陷りて世旣に久しかりしと見へたれば香山の如きも其處所詳ならず後に都久波の山といひしをまた都久波の義を併せてさだかならぬ事になりしなり萬葉集の歌に未通女壯士之往集加賀布嬥歌と見へしを嬥歌東俗曰二加賀比一と注しまた常陸國風土記に筑波峯之會としるせしそのカヾといひカゴといひカグといふがごときは皆是語の轉ぜしなり古語にヒといひしは會といふがごとし

アヒといふアフといふアといふは發聲也釋日本紀に間の字讀でヒといふもその義又これに同じヒと

いひフといふまた轉語なり
加賀布といひ加賀比といふがごときはなほ後世之俗の筑波峯之會といふがごとく香山に相會ふをいひしなり此事太古之遺俗なりければ其古語は後代迄もなほ遺りたりけるなりさらば古に天香山といひしもの卽いまの筑波之峯なる事疑ふべくもあらず天香山後に筑波之峯といひしなは高千穗槵觸之峯後に霧島が嶽といふ事の如し其筑波といふ事のごときも舊くいひ傳へし事どもあれど並にこれ後人附會之説に出て信ずべくもあらず
常陸國風土記には筑波本名築波上古の時東海逆流せしに此山高くして其波を捍ぎし事堤防のごとくなりしかば築波といふ後訛りて筑波とすと見へけり其義を此山の海波逆流を捍ぎし事の堤防を築がごとくなるに取りて築波二字讀む事音のごとくならむには其事のごときは漢字傳へし後の代の事とぞ見へける上古の時の事なるべしとも見へず新治の郡に月波鄕といふもあるは此山によれる名とこそみへたれさらば都久といふ必らず築の義なるべしともおもはれず又詞林采葉に天照大神此山の嶺にて琴ひかせ給ふに鹿島の浦波雲にのりて此山に上りつきたりしによりて築波山といふ波の上りし所を波上の浦と申すと見へたり日神此山に上り給ひしと云がごときは日神此國に立せ給ひしといふ事の徵也ともいふべけれど波の字讀で音のごとくなるこれもまた漢字傳へし後の説と見へたればこころえられず
天金山といひしがごときも常陸國久慈郡に金砂山といふなるあり此山の事をやいひぬらむ東西の二山ありて二山の頂おの〳〵神社あり其神特に靈にして其山よく雷雨を起す土俗相傳へて金砂之雷は一國の雨といふもの卽此なりされど此等の事のごときはいにしへの人のいひも傳へざる所にしてまた今の人の聞をも驚しつべき事どもなれば我もまた其處所のごときはつまびらかならずとはしるせしなり
問子が書に天鈿女命天香山の小竹葉を手草に結び手に着鐸之矛を持て舞れし事を釋して凡神樂に鈴を用ゆることは上世よりの遺風なりと見へし事ありとしるせりその説の詳なる事はいかに　曰舊事紀に鐸讀で佐奈枳といひ揚氏漢語抄に鐸讀で須々といひま

た伊賀國風土記に猿田彦神其女吾娥姫して天より降りし鈴守らせられしなどみへし事のごときは我書にすでに見へたり卽今蝦夷の俗に神を祭れる具クハサキといふものゝ鐵にて造れる其製鍬のごとくにして兩岐となりし末に二つのすゞ懸しありまた朝鮮之俗に巫女の神をたのしましむるに小竹葉を手草にむすび手に鈴を執りて舞ふ事我國の俗にたがふところなしと其事を見たる人のいふ也蝦夷のごときはむかし我國に入り犯して日高見國に據りし事も歳すでに久しくそのゝちもなほ東山北陸之地に據りし事ども聞へしかば其神を祭るにそれらの物用ひぬる我國の俗に習ひしにぞ有べき朝鮮のごときも卽これ古の韓地素盞烏神降迹のある所にて後に三韓の服屬しまいらせし時に勅して我國の神を祭らしめられし事も見へたれば（欽明天皇紀に）なほ今も其流風のあらむ怪しむべきにもあらずそれより馬韓の時神を祭るに鈴鼓を用ひしといふ事のみへしがごときは其俗の由來れるこゝよりかしこにや傳りたりけむかしこよりこゝにや傳りたりけん又東方之俗期せずしておのづから相合ふ事もやあるらん神を祭るに此物を用ゆる義の如きもまたいまだ詳ならず

問我むかし漢魏の書に見へし所によりて我國の先は馬韓に出し事に疑ありき今子もまた馬韓の事をとくがごとき卽これ我疑ふ所の一事也幸に請ふ子に就て我疑を正すべし後漢書及び魏志に三韓の事どもしるせし所韓有三種一一ニ曰馬韓二ニ曰辰韓三ニ曰辨韓凡七十八國百濟是其一國焉馬韓最大盡王三韓之地一其諸國王先皆是馬韓種人焉と見へしがごとき舊說に阿といひ伊といふ並に初に口を開く音にして卽是發語の詞なりといふ（萬葉集抄並に神代卷抄等に）今試に阿の音をもて馬韓の字に加へ呼ぶになほアマカミといふがごとし天神の代といひしが如きは卽是我國の先馬韓の時の事をさしいひて天といひ神といふ語の如きまた此事によりていひし所とこそ見へたれこれ一つ諸國邑各以一人一主レ祭ニ天神一號爲ニ天君一と見へしがごとき其天君といひしは舊事紀に獨化天神といひ古事記に別天神といひまた天御中主は古之君也といひし事に似てけりこれ二つ諸國各別レ邑名レ之爲ニ蘇塗一立ニ大木一懸ニ鈴鼓一事ニ鬼神一諸亡逃至ニ其中一皆不レ還レ之其立ニ蘇塗一之義有レ似ニ浮屠一と見へし其蘇塗と云しは素盞烏

神降りませし新羅曾戸茂梨之處といふものとぞみへたる馬韓の地南は我國に接り辨韓は其東にありこれも南は我國に接る新羅とは卽辨韓の斯盧國またこれを新羅ともいふ今朝鮮の東南之地方皆これなり彼神馬韓のために逐れ東南の方斯羅に逃れて其蘇塗之中に至り給ひしなり蘇塗と云　し曾戸と云るす其字のごときは異なれども其音をもて呼ぶときは並に我國の語に鈴讀で須々といふに相近し曾戸茂梨とは猿田彥神其女吾娥姬して天より降れる鈴を守らしめられしといふ事のごとし或說に磯馭盧島といひしは今の比叡山その相輪塔といふもの卽是天之御柱國之御柱といふものこれなりといふ其說もまた蘇塗之義有レ似二浮屠一といふに相合へり是三つ其俗祭二鬼神一晝夜酒會若年聚歌舞舞輙數十人相隨蹋レ地爲レ節と見へしがごときは天鈿女神汚氣伏て踏登杼呂許志八百万神相共歌舞れしといふに相似たりこれ四つ其俗不レ貴二金寶錦罽一不レ知レ騎二乘牛馬一と見へしが如き我國の神世にありて金寶錦罽を寶とせしとも見へず又牛馬に騎乘せしとも聞へず其重二瓔珠一以綴爲レ飾及懸レ頸垂レ耳と見へしは八尺瓊之五百箇御統うながせる玉の御統などいふものに相同じこれ五つ垂仁天皇の御代に參來し新羅王子の名古事記には天之日矛とみへ日本紀には天日槍と見へて姓氏錄には天日梓命と見へたり我天神の代に聞へし神名に異ならず其持來れる物も古事記に見へし玉津寶比禮鏡等の名天神御祖の饒速日尊に授給ひし瑞寶の事其舊事紀にしるされし所に同じくして日本紀に熊神籬とみへしは高皇產靈神瓊々杵尊を降されし時に起立給ひし天津神籬といふものに異ならず新羅もとこれ馬韓に屬せし辨韓にある所の國なりしかば其頃までもなほ古の遺俗ありしとこそみへたれこれ六つ續日本紀に天平勝寶の比渤海王に賜はりし璽書に高麗の舊記を尋ぬるに其國上表文に族惟兄弟義則君臣といひしとみへけり外藩に賜ふ所の璽書に見へし所如此にして勾麗もと高をもて稱しまた兄弟をもて稱せしが如き高皇產靈神の事において疑ふ所なきにあらずこれ七つ太古の代に筑紫洲を白日別といひ又熊襲國といふ聞えしが如き白讀でシラといふは斯羅といふにおなじ熊讀でクマといふは狛讀でコマといひ高麗讀でコマといふに相近し此等また斯羅及び狛等の國の別種にやありけ

むこれ八つ此等はなほ大なるものにして小しきなる事の疑しきこと〴〵くには擧ぐべからず　曰我もむかし子が疑ふ所のごとき事共なきにあらず年既に久して後我おもふ所もまたこれ道氏を喜ぶもの丶附るに道經をもてし佛氏を好むもの丶會するに佛經をもてするとひとしかりけりといふ事をばおもひ玄りき凡天下之言多くして天下の事亦多かり多かる中其言の疑しき其事の似たるなどかなからざらむむかし斧を亡ひし人の其隣の子を疑ふあり見るにその行歩斧を竊めり其顏色斧を竊めりその言語斧を竊めり作動態度なすとして斧を竊む事あらずといふものなし俄にして其谷を掴りて其斧を得つ他日また其隣の子をみるに動作態度斧を竊むに似たるものなしといふ事あり列子に　子もし馬韓の事に疑ふ所あらむには見る所として馬韓の事にあらずといふものもなからまし多聞て疑を闕くともみへけり子たゞ其疑を質すに心あらず其見る所聞く所の多くして古に阿毎といひ阿麻といふ上天の事にもあらずまた殊方の事にもあらざる事を玄りなばその馬韓之說のごときもなほ彼天尊梵衆に同じき事我辨をも待べからず

高麗朝鮮等の史によるに周武王の時殷太師箕子を朝鮮に封ず平壤に都す相繼で九百餘年四十一代の孫箕準立て後二十九年漢惠帝戊申年に燕人衞滿がために攻られて準海に浮び南の方金馬郡に到りて都すこれを馬韓と稱すと見へたり此說のごとくならむには馬韓の始は本朝人皇の代となりし後にやあるらむ日本紀に見へし所によらば漢惠帝戊申の年は本朝第八代のみかど孝元天皇二十二年にぞあたるべき

素盞烏神新羅國に降給ひしとみへしは前にもいひし事のごとく天神の代にありて高天原と葦原中國とは陸路いまだ開けずゆきかふ事はたゞ海路にのみぞよりける凡海を過るには風のために放れ浪のために漂ひてはからざる地に至る事いづれの代にかなからざらむ其妣國に就き給はむとて新羅國に至り給はむ怪しむべき事にもあらず

妣國は今の出雲國なり其北は僅に海を隔て丶則朝鮮の地なり

或は衆神のために逐れて其寇をかしこに避られけむもまた玄るべからず

朝鮮東萊縣絶影島に神祠あり其國の輿地勝覽のごときはたゞ絶影島神祠とのみしるしていづれの神といふ事は詳ならず古人稱して浦江將軍祠といふ浦江又捕寇とも保護ともしるせり對馬國人は其島を牧島といふこれ其牧場あるが故なり彼神祠はむかし高麗の代に我國の朝比奈平義秀をまつれる所なりと東鑑には義秀兵敗れ餘れる所の兵五百騎船六艘に乘りて安房の國に赴むきそのゝち行所をしらずと見へけりその寇を彼國に避て死せし後に神となれるなり其神祠は壇をつき樹をうゑて廟宇はなしなほ今も土俗歳時の祭絶ることなしこれより前對馬守親光平家の亂を高麗に避しこともまた東鑑には見へけりこれらは並に古の新羅の地のことゞもなり其餘安倍貞任宗任等胡國に赴き源爲朝琉球に到り源義經蝦夷に避しことのごとき古今の間これらの類ことゞくしるすにいとまあらず

曾戸茂梨之處とは則是蘇塗なりといふがごときは我思ふところも亦しかぞ有けるされば我書に曾戸茂梨は新羅國人神を祭る事をつかさどれるものをいふににたりとはしるしき

我國にして神を祭るに蘇塗に似たる事あるがごときは素盞烏神の事によりて始れるにや鐸のごときも初はサナキといひしをまたスゞといふ事の見へしは其後の事にぞありけるモリとは守衞之義萬葉集に神社の字讀でモリといひし卽此義なりとぞ見へける

猿田彥神の女鈴守(スヾモリ)しといふがごときも其鈴は天神天より投降されし所なりなどいふに至ては疑ふべき所なきにあらず

垂仁天皇紀に天照大神之祠を伊勢國に立られし事をしるされて因興二齋宮于五十鈴川上一是謂二磯宮一則天照大神始自レ天降之處なりと見へけり其始自レ天降之處とはその始生れませし所なる事をやかくはしるされたらむまた天に昇り給ひし後にかしこに降りませし事のありしをやかくはしるされたるらん猿田彥神の瓊々杵尊の天降ませしをむかへまいらせて吾は則應レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一と申せしが如き必ず其故ありぬべけれどすべてこれらの事の由は古よりいひも傳ふる所なかり

しと見へて舊事古事日本紀等の書にもしるし置れず伊賀國風土記及二所皇太神宮御鎮座本紀太田命傳などいふものに見へし所のごときはかの天照大神始自レ天降之處也といふ事によりて天照大神金鈴五十口をもて自レ天投降されしなどいふ事もありしとぞ見へたる神名式に見へし甲斐國八代郡桙(ホコ)衝(ツキ)神社は其國の風土記によるに天鈿女神を祭れる所なり此神瓊々杵尊に配侍りて天降りしにも彼着鐸之矛を執られしかば桙衝の名をば得られたりけむ又此神猿田彦神を送りて伊勢之狹長田五十鈴川上に致されしとも見へたり猿田彦神の女吾娥姫の守りし所の鈴といふものは彼神の執られし着鐸の矛の類をいひしもまたしるべからず

比叡山頂相輪塔の制大木を建て鈴を懸くといふ事に似たる事は似たれど我國の上世に天御柱國御柱といふものゝ制には大きに異なり（相輪塔の事は前注に見へたり）天日槍といひしものゝ事は朝鮮の史籍に迎焉とみへしものとぞ見へたれ姓氏錄によるに凡諸蕃の人の姓名其舊土にありし時稱せし所には同じからず此等本朝にして其姓名を賜りまた此國の俗に隨ひしによれるなり古事記日本紀姓氏錄等に日槍が事しるされしもみなこれその神となれる後に追しるされし所なれば其しるされし所の我國神世の神名のごとくならむ疑ふべくもあらず古語拾遺に海檜槍(アマノヒボコ)としるせし事の如きは日槍のみにもかぎらず神世に聞えし神名天(アマ)をもて稱せられし天之義にはあらざりし一つの證とこそなすべけれ其齎來れる物のごときも古事記日本紀に見へし所の名同じからずこれも我國の俗いひ嗣し所おのおの異なりし故によれるなり我國にしてそれらの名ありしには有べからず

むかし新羅東海の濱に迎焉郎細焉女といふ夫婦のものあり其夫海濱に出て藻を採るとて忽に漂ひて日本國小島に到りて王となる其妻も夫をたづね到りて其國の妃と也けり此時新羅日月の光なかりしに彼夫婦のものは日月の精今日本にさりしが故に此怪ありと申すものありしかば其國の君使して二人を迎ふ迎焉我こゝに到れるは天なりといひて細焉が織れる絹を其使に附てこれをもて天を祭れといひやる其言の如くしけるに日月また明らかなりき卽今朝鮮の海上迎日縣といふにあるところの日

月池といふものは天を祭れる池なり此事東國通鑑には漢永壽三年新羅阿達羅王四年の事とゑるせりさらば本朝成務天皇の御代のころほひにはあたるべきされど輿地勝覽には高麗の代の初臨汀といふを改めて迎日となしたれば新羅阿達羅王の時の事にはあらずと見へたり日本紀にみへし所も垂仁天皇三年春新羅の王子天日槍來れりとゑるされたれど古事記にはむかし新羅國主之子名は天之日矛といふ此人參來りその參來るゆへは新羅國に后あり名は阿具奴磨といふ一人の賤女ありて此沼の邊に晝寢ぬ日の光り虹のごとくにして其陰上を指すそれよりして妊身ことありて赤玉を生みけり新羅の主之子其玉を得て床邊におくに顏よき孃女と化るよりて妻とす其妻夫を恨むる事ありて我は汝の妻となるべきものにはあらず吾祖の國にゆきなんといひて小船にのりてのがれ來りて難波に留る難波の比賣碁曾の社に座す阿加流比賣神これなり其夫これを追ひ渡り來て多遲摩國にとゞまりて多遲摩の俣尾が女を娶りて子の多遲摩母呂須玖を生むそれが子多遲摩斐泥それが子多遲摩比那良岐それが子多遲摩毛理次は多遲摩比多河次は淸比子三柱その多遲摩毛理は垂仁天皇の御代の末に常世の國に使せしと見へたり日矛三代の孫垂仁天皇につかへまつりたらむに初日矛が參來る時の日本紀にみへしごとくなるべきにもあらず播磨國風土記に見へし所のごときは日矛が來りし葦原志擧乎命の時の事とすさらば國造の神大己貴命の事にぞありける彼是を併按ずるに其來れる時のごときはさだかならず又古事記には昔新羅國の王の子參渡來しと見へていづれの代の事なりともまた其國王の子なりとも見へず日本紀に新羅王子とみへしがごときは猶彼國の書に迎焉來りてわが國小島の王となれりといふがごとし其小島の王となりしとは但馬國に來りとゞまれるをいふなりその日月池といふは古事記に阿具奴摩とゑるせしものとこそ見へたれこゝに傳ふる所もかしこに傳ふる所もひとしく是古の俗のいひつぎし所に出で盡く信ずべきにはあらねどこゝにて日矛の名ありしもかしこにして迎焉といひまた日月之精なりなどいひしがごとき事にもやよりぬらむ神名式に但馬國出石郡伊豆志に座

す神社御出石（イヅシノ）神社並に名神大社と見へしは日槍及び其持來れる物を祭れるところなり

高麗之時稱して兄弟といひしごときは寶龜三年の夏渤海王に賜し璽書に高氏の世兵亂無レ休爲レ傾ニ朝威一被レ稱ニ兄弟一とみへたりこれ又外蕃に賜ふところの璽書にみへて彼兄弟をもて稱せられし本朝懿親之故にはあらず上古にありて筑紫洲を白日別といひ熊襲國といふありしごときは我もまた疑なきにあらず本朝國史によるに人皇の御代に到て韓國の通ぜし崇神天皇の御代に任那國人來りしをもて始とす任那はすなはちかしこにいはゆる伽羅伽耶等の國是なり高麗朝鮮等の史籍を見るに彼天皇の御代より前の代々我國の人かしこに通じかしこに冦せしなどしるせし事すくなからず是我朝廷の事にあづかれりとは見へず近き代の比ほひ九國中國の人海外諸國に或は通じ或は冦せし事のごとく其代にありても我邊海の國人私に彼國と好を通じまた入冦せし事のありしなるべし此等の事なほ本朝の人は傳も聞ずましてなほ上世の事の如き誰かはよく其詳なる事をばしるべき我國の初新羅狛等の人筑紫洲に據りし事なほ蝦夷人の入犯して東海の地に據りしが如き其事必らずあらじともいふべからずそれが中熊襲國の事に至てはその皇化に服せざりし年既に久しく景行天皇の御代に及び天皇親征し給ふに至り幾程（イクバク）なくしてまた叛きしかば小碓ノ尊してこれを征さる其後また叛きしかば仲哀天皇親征し給ひてつゐに其行宮に崩じ給ひぬ住吉神の敎へ申されしによりて皇后みづから新羅を征し給ふによりて熊襲國自ら服しまいらせたりきおもふに熊襲しば〳〵本朝に叛きまいらせし事のごときは新羅高麗等の外援によりしを住吉神謀を奉られ直（タダチ）に彼巣穴を突かれしかば熊襲忽に據を失ひて自ら服しまいらせしとこそみへたれさらば熊襲國といふものこれ狛の族類なりけむも知るべからず古事記日本紀にみへし所の如きは住吉神敎申されしところたゞその寶貨を貪（ムサボ）られし事に出で皇后の親征し給ひしはいはゆる無名の師にこそおはしましけれされど此等の事本朝の國史にも見へず彼國代々の史籍にも聞へず然るを今我がごときもの其事を辨ずべきにもあらねど子が問の及ぶ所なれば其一二をばこゝにもらしつ

舊事古事等の書によるに陰陽二神生み給ふ所に太

綿津神見といふなり又陽神生み給ふ所に綿津見神といふ二柱あり姓氏錄を按ずるに凡綿津見神といひし卽是海外の神をさせしと見へしならば韓地のごとき陰陽二神の時すでに聞き給ひし所にや彼上世の時我俗とひとしき事ありし怪しむべきにもあらずされどこれらはあたりに怪誕の說に似たればこゝにもしるさず○我國の俗に海をワタといふ韓國の方言また然り今は朝鮮にして海をハタといふなり秦姓もハタといひしもこの義と見へたり詳なる事は東鑑にもしるしき

問素盞烏神の御子舊事古事日本紀等の書に見へし所も其數多くおはしましけりそれが中子が書に見へし所のごときは大己貴神と申すは或は素盞烏神の御子なりともまた六世之孫にておはしますとも見えて孰(イヅレ)か是なりといふ事は見へず舊事紀日本紀及び古語拾遺等に見へし所によらむには天之忍穗耳尊天穗日尊等六柱之神は素盞烏神の日神にもまいらせられし所の御子にておはします五十猛神はその天よりひきゐ降給ひし所にて大己貴神大年神稻倉魂神葛木一言主神の如きは出雲國に天降ませし後に生み給ひし所の御子にてありけり大貴己神の瓊々杵尊の御ために其國を避られたりけん其兄の御子のために讓り給ひし所にて天神また天穗日命して大己貴神の祭祀を主らしめ給ひしは其兄をもて其弟の祭祀を主らしめたる並にこれ其兄弟子姪之間の事におはしませしは疑ふべき所にもあらず古事記日本紀の注姓氏錄等に見へし所のごとく大己貴神の素盞烏神六代の御孫におはしましたらむには瓊々杵尊天穗日命等と其世を同じくし給ふべしともおもはれず纂疏にも日本紀正文及舊事紀を本據とすべし大國主神は素盞烏神の御子なりと見へけりされど舊事紀の地神本紀に見へし所も大己貴神御祖(ミオヤ)の敎によりて素盞烏神の御許に參り給ひしなどいふがごとき古事記に見へし所に異ならずこれらの事によるに世に傳ふるの所の舊事紀のごとき其全文とは見へずこれらの事のごとき觀むものいかにや心得べき

曰素盞烏神の御子の事出雲國風土記によるに舊事の地神本紀にしるされし所のごときは漏るゝ所なほ多かり當身之事或聞或見萬不レ識レ一とも見へたればましてや古の事は或は隱れ或は顯る億に一をも識得べからず素盞烏神草薙劍を得

給ひて我が私に用ゆべからずとのたまひ則五世之孫天之葺根命して天に奉上られしといふ事の舊事紀にみへしは彼大神其六世の孫を見るに及び給ひしとこそ見へたれもしそれらの事おはしましたらむには大己貴神其六世之孫にて彼大神に見へ給ひたるらむその事あらじともいふべからず

舊事地神本紀舊文のごときは古事記に同じかりしなるべし世に傳ふる所の本は大己貴神の素盞烏神六世之孫におはしますと見へしが疑はしさに其世次を玄るされし所を削り去ぎしとみへたれど大己貴神御祖の敎によりて素盞烏神の御許に參給ひしなどいふ事のその御祖とみえしものか疑はしき事のごときいかにやすべき

瓊々杵尊のごときも日本紀注の一書に勝速日命ノ兒大耳尊此神娶二丹舄姫一生二瓊々杵尊一とも見へけりさらば正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊と申すは父子の御名をあはせて稱しまいらせしなり御父をば正哉吾勝勝速日と申し御子をば忍穂耳と申す大耳と申すはすなはち忍穂耳の御事也

我むかし琉球人にあひてその大の字を呼ぶを聞に於保（オホ）といひて意富（オフ）とはいはずかしこには我國の古言の遺（ノコ）りしなりとおもひたりき大耳の大讀て於保といはむには忍穂といふの轉したるにてあるなり若其說によらむには大己貴神と其時を同じくし給ひたらむ又其事あらじともいふべからず凡そ舊事紀古事記日本紀等の書に見へし所のごとき神世の事ども僅に舊聞の及びし所おの〳〵其聞く所のまゝにや記されたるらむ或は同じく或は異なる疑ふべくもあらずそれより後の代の事だに猶疑ふべき所なきにしもあらず舊事紀日本紀に見へし仲哀天皇の御事のごときその玄るされし所に據るに此みかどは日本武尊第二の御子におはしまして御年三十一にして御叔父成務天皇の太子に立給ひ御年四十四にして御位につかせ給ひ世をしろしめす事九年にして崩じ給ひぬその御年五十二にておはしましきと見へたり卽景行天皇の天下しろしめす六十年成務天皇の御代をつがせ給ひて御位におはしませし事六十年日本武尊の薨じたまひしは景行天皇四十三年の事と見へたれば仲哀天皇の崩じたまひしに至るまで凡八十八年に及びたりけり若し仲哀の崩じ給ひし御年舊事紀日本紀

にみへし所のごとくならむには其生れませしは日本武尊薨じ給ひしより三十餘年の後にておはしませば其御孫にてもやおはしますらむもし必らず日本武尊の御子にておはしましたらむには其御年の程九十には及ばせ給ひぬべき古事記にも御年五十二にて崩じ給ひしとはみへたれど景行天皇の御代の程も成務天皇の御代の程も其暦數の如きはしるさずして日本武尊の薨じ給ひし事もまたいづれの年の事におはしませしともしるさずこれ其疑を闕し所とぞみへたるその序に帝紀及び本辭正實に違ひし所ありと見えしは此等の類の事にや有らむましてや神代の事のごときたれかはよく其正しき所をばしるべき其事のさだかならぬぞまことの神代の事にはあるなるたゞその解かるべき事を解きてとくべからざる事の如きは其疑を闕きなむこそよく古の書を讀むとはいふべけれ

日本紀に仲哀天皇の崩年をしるされしところまた疑ふべき事ある也古事記には此天皇御年伍十貳にして壬戌の年六月十一日に崩じ給ひしと見へけり魏志及び朝鮮の史に見へし所を併考れば古事記にみえし所頗其實に近しとぞ見へたる魏志に倭女王奉獻の事の見へしは神功皇后の御事とみへけり彼志に其景初二年六月倭女王の使帶方郡に至て生口班布等を獻ず十二月詔書して女王を親魏倭王となさる正始元年帶方郡大守使して詔書弔使等を奉じて倭國に詣りて物假せしむ四年倭王又使して生口倭錦等を献ず六年詔して黃幢を賜り帶方郡に付して假授すと見へたり日本紀すなはち魏志によられて景初二年は皇后攝政三十九年の事なりとなされ正始元年は攝政四十年正始四年は攝政四十三年の事なりとなさる古事記にみへし所に據りて壬戌をもて仲哀の崩年となす時は卽是魏志に正始四年倭王復遣使上獻すと見へし前一年の事なりさらば皇后魏に通ぜられしことのはじめは正始四年の事なるを魏志謬りて景初二年に始れりとはしるしけるなりまた高麗朝鮮等の史に魏嘉平元年新羅佐解尼師今三年己巳の夏我國入寇してその舒弗邯汙老を殺せし事見へたり此事は日本紀に初皇后新羅を討給ひて其王宇流利富利智干を擒殺し給ひしと注せられし事にて彼史に汙老とも于老とも見へしは此に宇留としるされ舒弗邯とみえしは此に助富利智

干としるされし所にてその國の王にはあらずもし日本紀によらんには己巳といふは皇后攝政四十九年の春荒田別鹿我別等をもて百濟の兵を卒ひてふたたび新羅を擊ち給ひしとみへし事なりさらば高麗朝鮮等の史に汙老殺されし事をもて己巳の年にありとせしも心得られず彼是を通じ考るに仲哀崩じ給ひしは壬戌の年の事にして皇后初新羅を討給ひて其虜となされし生口をもて魏に送られしは仲哀崩じ給ひし明年癸亥の事魏志に倭女王の使始て帶方郡に詣りて生口班布等をもて朝獻せしと見えし事にてこれ則本朝魏に通ぜられし事の始也己巳の年荒田別等をして新羅を擊給ひしとみへしは皇后攝政の七年の事にして魏志に倭王復遣レ使して生口倭錢等を上獻せしと見へし事なりさらば古事記に見へし所其實を得しに似て魏志のごときは正始四年に初て我國の使來れる事を謬りて景初二年となし嘉平元年に復我國の使到る事を謬りて正始四年の事となしたるなりされどこれはたゞそのたがふ所或は五年或は六年にして日本紀に見えし所の四十二年のたがひあるがごときにはあらず舊事紀日本紀に見えし所のかゝる事ども多きは帝紀のごとき其實に據りてしるされんには人皇の御代の始の甚だ遠からぬ事に嫌ひあれば世々のみかどの世をしろしめされしほどをもその御よはひのほどをも其年をくはへてしるされしかばその多かる中しるしあやまられしところなき事を得ず瓊々杵尊の天降ませしより神武天皇の日向國に起り給ひしまでは凡一百七十九万二千四百七十餘年に及びしとみへしがごときこれ其徵の一つにぞありける凡そのしるされし所の事ども人皇の御代の事だにさだかならぬ事ども多しと見えしをこれらの事のごときいかにしてかはかほどに詳にしるされたりけむ古事記に帝紀及本辭既違二正實一多加二虛僞一とはこれらの事をいひしなるべし古事記に見へし所の舊事紀日本紀等に同じからぬ事どもことごとくにはしるすにたへず

問少彥名神の事高皇產靈の御子とし神皇產靈の御子とすまた其去り給ひし常世國のごときも子が書に見へし所いまだ詳ならず此等の事またいかにや有べき

曰少彥名神の父神の事二說孰かしからむといふこと

は思ひわかず常世國の事を舊事古事日本紀等の書にしるされし始は思兼神常世長鳴雞を集られしと見へたりそのゝち少彦名神常世國にゆき給ひまた常世思兼神を皇孫に配侍しめて天降されまた彦波瀲武尊の御子三毛入野命も彼國に入給ひ天照大神倭姫命に誨給ひて神風伊勢國則常世之浪重浪寄國可怜傍國なりとのたまひしは垂仁天皇の御代の事にてまた此天皇非時香菓を常世國にもとめ給ひき雄略天皇の御代に丹波國餘社の水江浦島子彼國にゆきぬ但し日本紀には蓬萊の字を用ひられて讀む事はなほ常世國のごとし舊説に常世國は蓬萊をいふなりといふが如きはこれらの事にやよりぬらむ常陸國風土記には其國をもて古の常世國とはなしけり凡これらの事ども併見るに常世長鳴雞といひ常世思兼神といひ三毛入野命入給ひしといひ常世之浪重浪歸るとみへしが如きは皆是常陸國風土記にみへし所のごとく彼國の事をさしいひし所にてそれが中天照大神の敎給ひし所のごときは神の御心にも其もとつ國の事忘れ給はざりけりといとありがたくぞおぼゆる非時香菓を求られし所のごときは其時に使の事奉れる田道守といひしは新羅日槍が三代の孫なりしかば（古事記には多遲摩毛理とみへしすなはちこれなり）其舊土に使せしめられし所にて古の耽羅國即今朝鮮の濟州の事にやあるらむ猶今も彼地方にしては此島の外柑橘の類を産する所あらず浦島子が事のごときは我いまだ其さしいふ所をしらず凡我國の俗常世國といふはなほ外津國といふがごとしされば海外の國をもさしいひて常世とす即今兒女の語に燕鷹の類常世の國より來りぬといふがごときもまたなほ古の遺俗とみへけり少彦名神のさり給ひし所のごとき海外の國をさしいひしにやあるらむこれもまたそのもとつ國にさり給ひし事三毛入野命の事の如くなりけむも知べからず

問子前に天之常立國の常立豐國主の神等の名を釋して常とは常世也豐とはなほ常世といふがごとしといひけり今の如きは常世國とは猶外津國といふが如しとす若然らば天之常立國之常立豐國主の神等のごとき我國の神なりといふがごとき疑なきにあらず

曰天神の代に常といひ常世といひしがごとき其義は今しるべからず後の俗外津國をさして常世國といふによらむにはその常世といひ豐といひしまたなほ外

津といふがごとくなりけんもしるべからず中といひ外といふは對しいふ所の詞なり天地開けし初高天原になれる神天御中主神とみへしがごとき中といひしは卽是高天原の中土今の常陸國那珂之地是なりその常世國といひしは卽今常陸國信太郡の地にして古の那珂國疆外にありし所なり豐國のごときは卽今上野下野等國の地なほ其疆外にありし事いふに及ばず豐葦原水穗の地といひ筑紫洲の豐國豐久志比泥等のごとき並にこれ古時の海外にある所なり我前にいひしがごとく常といひ豐といひ常世といふは皆是其語の轉也とぞ見えける

綿津見神豐玉彥また豐玉姫といふがごときその義またこれに同じ

問大三輪神の幸魂奇魂とみへしがごとき子いまだ其說を盡さず詳なる事のごときはいかに　曰舊事紀古事記及び神名式に見へし所前玉櫛玉活玉等の神ありて其餘太玉神玉明玉等の神名こと／＼くに擧べからず其餘神功皇后紀に和魂荒魂といふ事もまたみへたりすべて是等の類古俗さしいふ所こそ有べけれどその義すでに隱れにたれば今はたいかにともおもひわかず古事記には大三輪神の言のごときもたゞ能治㆓我前㆒とのみ見えて神功皇后の時の事のごときも底筒尾中筒尾上筒尾三柱の神我之御魂を坐㆓于船上㆒とのたまひしとのみ見へて幸魂奇魂和魂荒魂などいふ事はみへず大己貴神其事を共にし給ひし少彥名神國いまだ造り訖り給はずして去り給ひしを深く憂給ひしに御諸山上に座す神の言のまゝに倭の靑垣山上にいつき奉られて其功をなされしと見へしかば大物主神の此國に功おはしませしまたまことに大きなりとぞ見へたる

大己貴神は卽今の出雲國におはしませしと見へたり大物主神の言によりて其神を卽今の大和の國にいつき給ひしかば葦原中國の事成りしと見へしはその事なほ後の太宰鎭守等の府置れしがごとくなりしとおぼゆ

問日本紀注一書に天忍骨命の姫玉依姫命天大耳尊妃丹舃姫とみへし二柱の姫神の父神はいづれの神にやあらむ其しるせし所詳ならぬはいかに　曰武須備とは尊親の稱なりし義は前にも悉せり高皇產靈の御女をもて忍穗耳尊に配せられて皇孫尊の御外

祖にておはしければ此神に其稱のおはしませし疑ふべくもあらず神皇產靈神にも此稱おはしませしが如きは大耳尊の妃とみへし丹舃姬と申すは此神の御女にもやおはしますらむ大己貴の經津主武甕槌の神等を饗(ミアヘ)したまひし時に櫛八玉神の言壽(コトホギ)し詞に神皇產靈の御祖神(ミオヤノ)といふ事の舊事紀古事記に見へしはこれも皇孫の尊の御外祖也しをいひしとこそ見へたれ玉依姬の父神のごときはいかにともおもひわかす

玉依姬は高皇產靈の御女萬幡姬ノ兒と見へけり古語拾遺に高皇產靈津速皇產靈神皇產靈並に武須備之號おはしけれど其詳なる事はいまだ見る所あらず

問天照大神の命をもて天忍穗耳尊に豐葦原の水穗之國を言依し賜ひて降まいらせられしに此尊はつゐに此國に降りまさゞりし事の本末のごとき詳なるはいかに

曰初いざなぎいざなみの神と共に豐葦原の水穗の地に天降まし國造給ひし後大巳貴神少彥名神と共にまた國造られしとみへしはいざなぎの神神隱れませし後に國またみだれしが故と見へけり天神忍穗耳尊を天降しまいらせられしたまく／＼其いまだ平かならざる時に當りぬれば降ります事を果されざりしにぞ有べき

これは古事記によりていふなり舊事紀日本紀及び延喜式出雲國造神賀詞等に見へし所の如き文各、同じからねど其大要は天神葦原中國をもて忍穗耳尊に言依し賜りしかど其國神及び靑人草までも申す事どもありて其命(ミコトノリ)をうけざりしと見へけりそれを彼國多(サハ)に螢火光神蠅聲邪神ありて草木咸言語などいひしなり上世之俗天神を稱するには日をもてし火をもてす螢火光神とはかしこに多ある國神(クニノ)のなほ螢火の火陽におけるがごとくなるをいふなり蠅聲は佐波倍奈須(サバヘナス)と讀む狹蠅鳴とも五月蠅ともしるせり狹とは小なり五月とはその衆多なる時をいふなりこれは其國神のいふ事あるもの丶多きにたとへいふなり草木とはなほ靑人草といふがごとく凡そこれら皆我國の文の體なり

凡天神の代に葦原中國にゆきかふ神等のごときは卽今東海の地より船を發して安房國を過て伊豆國に至り艤して其道を開かる卽これを伊都之道別(イツノチワキ)といひしとこそみへたれされば此時のごときも御船を伊豆に

とゞめられて國體をみそなはしたまひしを天浮橋にたゝして臨睨給ひしなどいひしなるべし神名式によるに伊豆國わづかに三郡之地にある所大小之神社凡九十二座六十餘州の內地小しくして神社の多きかゝる類もなしまたこゝにも國之御柱の神社座すはいづれの時いづれの神の建給ひし所なるにや詳ならず土俗相傳へて伊豆權現社と申すは瓊々杵尊をいつき奉れりといふがごときも日本紀注の一書に忍穗耳尊天降ませし時に虛天に居て御子瓊々杵尊を生み給ひしともみへしかばそのこゝに生れましたりし故なりけむも知るべからず

其國を伊豆といひしも古に伊都といひ湯津といひし事のごとく高嚴之義なるも左るべからず

忍穗耳尊天に還り昇り給ひ神の(本ノマヽ)まりませし所のごときはいまだ詳ならず即今相模國箱根山の神社は土俗相傳へて此尊をいつき奉れりとはいふなり

問子が書に左るせし天神初に皇孫饒速日尊を此國に降し給ひ此神神去給ひし後に其御弟瓊々杵尊を天降されし事のごときは舊事紀に見へし所によれりと見へしかど舊事紀には天神初に此國をもて忍穗耳尊に言依し給ひその請ひ申給ふによりて御子饒速日尊を降しまいらせらる此御子神去ますに及びて忍穗耳尊降まさむとせしに國みだれていまだ平かならざりしかば天穗日命等の神々して其荒振神等を言向しめられつゐに經津主武甕槌の神等其國を駈除安定らる忍穗耳尊かさねて天降ますに及びて虛天にして瓊々杵尊を生ませしかば其御親に代て天降し給ひしとみへたり子が書に見へし所のごときは其事の次第舊事紀には同じからず其義はいかに　曰舊事紀序によるに初上宮太子奉レ勅じて此書を撰ばる書いまだ成らずして薨じ給ひぬ蘇我馬子大臣其遺草をもて奏上せしと見へたり即今世に傳ふる所をみるに其文重複錯亂是に加ふるにまた後人改竄の所ありきとみへけり二柱の皇孫天降りませし事のごとき世に傳ふる本にみへし所のごときはこれを其理勢に推すに然るべしとも見えず其錯誤疑ふべからず饒速日尊既に天降りませしに及びて葦原中國の國神これをいつき奉りたらむにたとひ其神去り給ひぬとも初天降り給ふ時に配侍らしめられし三十貳部の神等五部造のひきゐし二十五部の物部等なほ其國にあり彼父の大神天降り

給はん何事か有べきまた大國主の神旣に葦原中國之地避けまいらせられ大物主神等まつろひ奉りしに及びて天降し給ひし皇孫の尊筑紫日向之國に到り給ひてわづかに其國神事勝國勝長狹が奉れる地に宮居し給ふべき事にもあらず初忍穗耳尊を葦原中國に天降しまいらせられし時に其國津神等申す事ありしかば天穗日天稚彥等の神してそれを言向しめられ最後に經津主武甕槌の神等をつかはされしに及びて大國主神其國を避け奉られ大物主等の神天に參來しかば饒速日尊をもて其國に天降しまいらせられき幾程なくして饒速日は神去給ひぬれど國神なほ其御子をいつき奉れる所はありし時にかはらず

神武天皇東征之日に及びて其國神なほ宇麻志麻治命にまつろひまいらせしをもて其初の時の事おもひしるべし

されどその御子の神いまだ幼くおはしましたりければ饒速日の御弟瓊々杵尊をもて筑紫洲に天降し參らせられ大八洲の國をわかちゑらしめられし事と見へけりされば我書は彼錯亂を正して其舊文に復さん事をおもふが故にゑるせし所ゑかぞ有ける問舊事天神天孫等の本紀に饒速日尊乘二天磐船一而天降坐二於河內國河上哮峰一と見へしを子が書釋して哮字讀む事いまだ聞かずまた其處所も未詳大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社は此尊の天降ませし始に建られし所歟とゑるせり其說の詳なる事はいかに　曰舊事仁德天皇本紀に地名哮羅といふもの見へけり古事記には訶和羅とゑるして三字以レ音と注しきもしこれに據らむには哮讀で訶和とやいふらむされど今彼國地名にそれと覺しき所も聞えず舊事紀の文に據りて彼地勢を視るに河內國にある所の河流土俗稱して大和河といふものより大なるものもなし其源を大和國に發して鳥見及び長谷龍田等の諸水合流れて大縣郡に入るこゝに到て兩岸對し峙て相去る事僅に二丈許土俗これを龜瀨といふこゝを過て大和國に入る所の山路を龜瀨越といふ即是大和國平群郡の疆上にして世の人龍田明神の社といふもの彼處をさる事遠からず神名式に龍田坐天御柱國御柱神社といふものこれにて舊事紀に河內國河上といふものまたこれなり筑紫日向高千穗槵觸の峯に瓊々杵尊天降ませし初に建られし所の天御柱國御柱猶今も現在する事に據る時

は饒速日尊天降りませし時の如きもまたしかぞあるべきさらば龍田坐天御柱國御柱といふもの此尊の建られし所なること疑ふべくもあらず彼槵日の峯といひしもの後には其南麓にあるところの霧島社の名によりて霧島嶽といひて其舊名は隱れぬ哮峯といひしものゝごときも後に龍田社の名によりて龍田の山とのみいひて其舊名は隱れにけむもしるべからずまた河內國讚良郡に土俗岩船明神の社といふものあり又こゝを過て大和國に入る所の山路をば岩船越といふなり饒速日尊の乘り給ひし所のものを藏められし所なりけむもまたしるべからず

古語に峯をよびて禰といふ富士根筑波根といふがごとき是なり哮峯もし讀で訶和乃稱といひたらんには後に神奈備山といひしものにやあるらん萬葉集に三諸之神邊山としるせしもの卽是神奈備山をいふと見へたり加美の邊は卽訶和の稱の轉にして加美奈備亦是加美の邊の轉なり今の如きは神南としるして加布奈備といふ也又今の如きは龍田明神の社ある所をば龍野村といふ也こゝより勢野總持寺神南等の村を過て龍田といふ所あり「神奈備の三室の岸や崩るらん龍田の河の水の濁れり」といふ時は龍田河は神奈備の下流と見へしを今の如くに龍田といふ所の其上流にあるべしとも思はれず

問古に倭國を耶摩登といひしは舊說には山戶なりともいひ山跡なりともいふ然るを今山外之義也といひしはいかに　曰これ我說にはあらずいまぞかりける我師なりし人の學びし時の友にて世には損軒先生と云ひし人のいへる所にて其說には山外は河內に對し云ひしなりとぞいひける我むかし河內國を過て大和國にゆく事ありて彼人のいひし所の義最長しぬる事をばおもひ知りき古の凡河內の國といひしは卽今の河內和泉等の地をあはせいひけるなりそれが中河內郡といふものは此國の最中とこそみへたれ其南の方高安大縣西の方若江等の郡は前にいひし所の大和河といふ水流れて北の方交野讚良茨田等の郡は攝津國の疆上にして大淀の川に枕めりその二つの河の內にある所なれば河內の名ありしとみへけり此國の東につらなれる山共を踰るに數路ありて其山外は皆これ大和の國の地にぞありける

古史通或問中終

古史通或問下

問舊事紀によるに天神瓊々杵尊に授賜りし神寶及び配侍らしめられし衆神のごときは並是初忍穂耳尊を天降されし時に詔し給ひし所なり瓊々杵尊の生れますに及び此御子を代て降されむ事を請ひ申されしによりて其請給ふ所のまゝに天兒屋命天太玉命及び諸部神等をもてみな悉ク相授且服御之物一依レ前授られしとみへたりもし子が書にみへし所のごとくに初に忍穂耳尊を降され次に饒速日尊を降され亦次に瓊々杵尊を降されたらむにはその初忍穂耳尊を降し給ふ時に詔し給ひし所舊事紀にみへし所のごとくにして其請給ふ所によられて饒速日尊を降しまいらせられし時に至ても兒屋太玉等の神の隨ひまいらせしと見へしはこの時既に天津神籬及天津磐境を起樹て天神を葦原中國にいつき奉れるなるべし日本紀に天照大神初自天降りませしと見へ又舊事紀日本紀に猿田彦神吾則伊勢之狹長田五十鈴川上に到らむといひしも初天照大神天降ませし所に參り向ん事をいひしにや有らむまた次に瓊々杵尊の天降給ひし時にもなほ前に忍穂耳尊に詔し給ひし如く兒屋太玉等の神等を配侍しめられしかどたゞその授賜りし神寶のごときは天上に藏め置れし所をもてせらしかば古事記にも其袁岐斯八尺勾璁鏡と草薙劒とはいひしとみへたり子が書舊事紀の錯亂を正して其舊文に復せしが如きは𛁈かるべけれどこれらの委細をも記さゞらむいかにやあるべき　曰子がいふ所誠に然り舊事紀古事記日本紀及び古語拾遺等の書を併せみるに初饒速日尊の天降ませし事に到ては舊事紀のみ其事を記されて其他は此事に及ばずこれは纂疏に所謂正統を尊ぶの義とは見へたれども其事の詳ならねば神武天皇紀に見へし饒速日尊の事の如き何れの時にいかなる天神の降給ひたるらむといふ事も明かならず元々集の如きも日本紀に此等の事を載られざる事然るべからずとはいひけるにやされど舊事紀にみへし所のごときも前後論せし事のごとく此書もとより其遺草に出で重複錯亂加ふるに後人の改竄を經て或は本文を離析

し或は句字を增損せしと見へし事ども多かり今において其明證とすべきものなからむに其文をあはせて改正すべきにもあらずたゞ其文に據りて其義を求めむ事のごときはこれを視ん人の自ら得る所にぞ有べき

問舊事紀に佐古久斯侶五十鈴宮と見へ伊勢之狹長田五十鈴川と見へし五十鈴の義いかに　　曰舊事紀にみへし佐古久斯侶五十鈴宮古事記には佐久久斯侶伊須受能宮に作り日本紀には拆鈴五十鈴宮と記されしを私記には鈴の口拆たり故に拆鈴といふと釋したり古事記に猿田彥神の事どもしるせし事はあれど吾則伊勢之狹長田五十鈴川上に至らむといひし事のごときは見へず日本紀注には舊事紀の說を引れしと見へしかど舊釋せし事も聞えず私記の說によらむには拆鈴とは鈴の口拆し義にこそあるべけれと佐古久斯侶と見へ佐久々斯侶とみへしごときは古語にみとしろ田そしろ田八しろ田などいひしがごとく其義なほ狹長田といふに同じかりしもしるべからず古の俗に田の事をシロといひしことはありけりその伊勢の狹長田といひし狹長田の義は詳ならず舊事紀にまた日神稻種をもて始て天の狹田及び長田に植給ひしといふ事見へたれば古よりいひつぎし詞也とはみへたり又五十鈴といふ事いひ出んために狹長田とやいひぬらん鐵鐸讀で佐奈枳といふと見へしも狹長田といひし語に相近きには似てけりされど古語に伊須受といひしは五十の鈴をいへる義なりしとは見へず舊事の神武天皇本紀に正妃媛蹈鞴五十鈴媛命の御名見へけり其御名を得られし故のごときはいかにともしるされず古事記には比賣多多良伊須岐余理比賣舊名は富登多多良伊須々岐比賣と申せし事の緣をしるせし所特に詳にして伊須々岐とは洗濯之義とみへたり伊賀國風土記にも其國久禮波之登利須々杵川といふ川の名を釋して昔吳服之君濯レ衣之緣なりと見へて其義古事記にみへし所に相同じく倭姬世記にも五十鈴之河上の河岸にして御裳齊長く計加禮侍りけるを洗ぎ給ひしより御裳須曾河といふなりとみへけりさらば伊須受とは彼御裳を洗ぎ給ひし事によりて云しを後人また御裳須曾川ともいひしなり伊とは發語の詞にて須受と云しは卽洗濯なり倭姬命の御事に始りたらむ名の神世の事にみへしは私記に凡ソ地名上代雖レ未

レ得ニ其號一以ニ史書撰述時之名字一載レ之者倭漢之例なりといひしがごとき即此なり天神金鈴五十口をもて伊勢加佐波夜之國に投降されしなどいひし說の如きに到ては

此說は太神宮御鎭座本紀太田姬命傳などいふ書に見へたり

舊事紀に五十鈴の字借用ひて讀で伊須受となされしによりてついにこれら附會之言もありしなるべし其義を古語に求めて今字に拘はるべからずといひしはこれらの事のためにこそあれ

伊賀國風土記に伊勢加佐波夜之國は猿田彦神の知る事二十餘萬歲に及びしと見へしによらば其名より來る所すでに久しき事と見へたりされどいかなる故によりて加佐波夜とはいひけん其義は詳ならず又神風の伊勢といふ事は伊勢國風土記に見えし所のごときは神武天皇の御代にその國神伊勢津彦の避け奉りしによれりとみへけりされど初神武天皇戊午の年八十梟帥を倭國に斬り給ひし時の御歌に神風之伊勢といふ事をよませ給ひたりけるは其事なほ天日別命の伊勢津彦を征せられしよりさきの事とぞ見へたる凡かゝる事の本緣ふるくいひつたへし事にもうけがたき事のみぞ多かる猿田彦の女吾娥姬の守りしといふ鈴の事は前にしるしぬ併せ見るべし

問舊事皇孫本紀に石長姬呪咀の事によりて天皇命等の御命長からずと見へたり其他此等の緣をしるされし多けれど此事の如きは其天皇本紀に見へし歷朝天皇の聖壽これを神世の事しるされし所に比すれば俄に促らせ給ふ事のごとくに見へぬれば此言を設けて其疑を避る地をなされしと見へけりしかるをまた舊說に倶舍の論によりて人壽長短之說あるがごときは纂疏に假を認て眞となすににてけり子がおもふ所またいかに

曰舊事皇孫本紀に神武天皇の詔をしるされて天祖降臨より今に至る迄一百七十九萬二千四百七十餘年とみへしを舊說には瓊々杵尊天降り給ひしより後三十一萬八千五百四十二年彥火々出見の御代のほど六十三萬七千八百九十二年葺不合の御代のほど八十三萬六千四十二年といひけり神皇正統記纂疏等にさらば大山津見神石長姬等の呪咀のごとく天神之御子の御命促り給ひしともいふべからずそのしるされし所

の相合ざる既にかくのごとし後人の説のごとき猶辨ずるにもおよぶべからず

神代卷抄に神皇實錄を引て國常立尊のごときは天地開闢以來到今不變常住也第二代より第六代に至るまで凡五代之間八百億萬歲いざなぎいざなみ二神の代二万三千四十歲これ易に陰陽二爻をもて萬物の數を擧るに萬有一千五百二十なり二神おのおの其數に相合ひたまへり天照大神忍穗耳尊の二代凡五十五万歲これ又大衍の數に相合ひ給へり瓊々杵尊より以下は其年紀おのづから明かなりこれを五重の神代といふなりとみへけりその乾坤之策大衍等の數を引しがごとき卽是附會之言なるまた明かにこそ見へたれこれらの説のごときはさらなり神皇正統記に盤古の始も彦火々出見の御代の末つかたにや當るべきなど見へしがごときは天地開けし事もまづ我國より始りて八百億萬歲の後に漢土の天地はひらけしにこそあるべけれしるべき人々のいかにかゝる無稽之言どもしるし置れたりけむすべてこれらの説のごときひとの國の人に聞かせたらむには我國の人の事をばいかにとやおもふべきそのしるされし所の我國の文の體にて他國人の讀得べからぬぞせめての幸には有ける漢土にしては堯舜より今に至る迄纔に三千餘年のみ羲農去㆓盤古之時㆒必不㆑遠其年可㆓以㆑千計㆒不㆑可㆓以㆑萬計㆒などいひし人もこそあれ

問子が書姓氏錄によりて綿津見の國を釋して新羅とす其據すでに確ければしるべからずともいふべからずされど古事記日本紀等に豐玉姫のよみ給ひし所の歌二首見へけりもし今に據りて古を推しなんには我國彼國其俗既に異なりたとひ其語のごときは相通じぬる所ありとも彼國人我國の歌讀得べきにもあらず彼御歌の如き史書文飾の言に出たらむはしらず其事實なりけむともおもはれず　曰神世の歌の古事記日本紀に見へし其詞の同じからぬ多かり史書撰述之人修飾ありしにぞよるべきさらば又古のごときも好事のものありて其歌をあはせて擬し作りしありけむも知るべからずされど古の歌の父母なりけりといふなる難波津の歌の如きは彼國の人の讀し所にこそあれ卽今琉球國人のよめりし倭歌こゝに傳ふるもすくなからずこれらの事を思ふに豐玉姫の御歌其事實に

あらじともいふべからず
古の耽羅國即今朝鮮の濟州といふ所は其初人物なかりしに三神人の地中より湧出せしに我國の神女三人來りて夫婦となりついに其國を開きしといふ事彼國の輿地勝覧に見へけり前にもしるせし辨韓の斯盧（シロ）國といひまた我國上世の時に筑紫洲を白日別といひしがごときこゝに白（シラ）といひかしこに斯盧といふ其語相同じきはこゝの人のかしこの國を開きしかば其名ありしにやまたかしこの人のこゝの洲（シマ）を開きしかば此名ありしにや其始の事は共にしるべからずされどこゝにしては天の日矛が但馬國を知りかしこにては三神女の耽羅國をひらきしごとくの事あらむには彼國の人我國の歌讀得る事必ず其事なかるべしとはいふべからず但し其時の如きは新羅國主と見へし人其姓名しるべからず後に新羅といひし始祖赫居世といひしが其國を興せしは漢宣帝の代に當れりといふなり漢宣帝の比はひは我國崇神天皇の御代の程なりといふ
問神世以來我國を稱せし所其名多しとみへけり子が書に豐葦原千五百秋長瑞穗之國といひしを釋せし所の如きも舊釋せし所によりて其説をつくせりともみへずその餘我國の名異邦にて稱せし所のごとき其義詳なる事はいかに　曰我書の如き凡大義の係るにあらざるをば舊釋せし所によれるとのすくなからずねがふ所は我もまた述て作る事なからむことをおもふが故なり我國の名の如き舊事紀に據るに豐葦原千五百秋長瑞穗の地といひしは初天祖陰陽二神に命じ玉ひし所なりとみへたれば我國の名舊く聞へしものこれよりさきなるはあらず豐とは猶常世（トコヨ）といふがごとし葦原とは前にもいひし事のごとく天神の代にありては海原にのみ隨ひぬれば其蘆葭兼荻の上にある所の地をさして葦原とはいひけるなり（アジとは即葦也ハラとは上の義なり）千五百秋長水穗とは其地の稻に宜くして常に秋あるをいひしなり
豐受皇太神御鎭座本紀に天地初發の時形如二葦牙一化して神となるこれを天御中主神と申しき故に豐葦原中國といふと見へ私記に肥美之地葦草（クズ）多生故取喩といふがごとき並にしるべからず古語に豐といひ常世といふ相轉じていひし事また瑞穗としるし水穗としるせし事の如き我既に釋しぬ

また葦原中國といひしは舊事皇孫本紀によるに卽今畿内の地方をさしいひし所とぞみへたる神武天皇東征の時中邦といひ葦原中國といひし事のごとき並にこれ今の大和國をさしいふなり神皇正統記に耶麻土とは大八洲の中津國の名なりといふ卽此なり

豐秋津島といひしは秋とは卽千五百秋の謂にして津とは語之助なり舊事の神武天皇本紀に腋上嗛間丘に登まして國狀を廻望て雖内木綿之眞迮國猶如蜻蛉之臀呫とのたまひし事によりて始有秋津洲之號とみえしをもて大八洲之國を總稱して秋津島といふ事は此時より始れりし事となし（釋日本紀に）また神代に豐秋津根といふ名あれば神武天皇の御事に初らざるにやといふがごとき（神皇正統記に）並是其義を得しとも見へず雖内木綿之眞迮國猶如蜻蛉之臀呫と詔し玉ひしは卽今の大和國の國狀をのたまひしなり大八洲の國狀を總言ひしにはあらず其事はなほ雄略天皇の吉野宮に行幸まして其川上の小野にして蜻蛉を讃たまひし御歌有しより蜻蛉野の名始れりし事のごとくにして卽今の大和國を稱して秋津島倭といふがごとき此時に始れるをいひしなり

内木綿眞迮國は内木綿はなを大己貴神の玉垣の内國とのたまひしがごとし眞迮とは卽狹なり蜻蛉之臀呫は蜻蛉の尾を相ふくめるなりかくのたまひしはもとこれ大八洲の國を總稱して豐秋津洲といひそれが中に倭國をば中土となして中洲とはいひしなりその國狀をみそなはし給ふに壤地は小しきなりといへども眞に秋津島根の中土なれば其狀また蜻蛉の臀呫に似てけりとの義なりこれ蜻蛉にもアキツの名あるが故なり雄略の御歌の事は蝱の來りて御臂をかみしを蜻蛉の忽に來りて齧殺したりけるを讃給ふて昆蟲の蜻蛉のごときも秋津島の名に負ひてかくのみ仕奉るとよみ給ひしなり事は日本紀に見へたり秋津島倭は釋日本紀に見へしなり大八洲の國を總稱して秋津洲といふ事の神武の御時に始れりとするがごときは舊事紀にみへし事ども見る事の詳ならぬによれる成べし

浦安國といひしは舊說に四海安寧之義に取れりと見へ（纂疏）細戈千足國といひしも舊說に軍器の備足れるをいふと見へけり（同上）磯輪上秀眞國といひしは地雄にし

て磐石の固ある事をいひしなり
古語に石をシといひ廻れる事をワといふホツとはヒツの轉なり萬葉抄によるにヒツといひしはよしといふ義なりと見へけり
これらは大八洲の國を總稱せし所と見へたり玉垣内國といふ虚空見津日本國といひしがごときは卽今の大和國をいひしなり
玉垣内國とは大己貴神の青垣山の裏とのたまひ大物主神の倭之青垣山とのたまひし事のごとし虚空見津日本國の事は我書に既に見へたり
此國は初國造大神大己貴命の時大物主神をこゝにいつき奉られ其後饒速日尊天降ませし國にしてまたその後神武天皇此國畝傍橿原の地を大宮地となされたりしに到てつゐに大八洲の國を總稱して意富耶麻登乃國とはいひけるなり然るをまた舊事の陰陽本紀に二神大倭豐秋津島を生み給ひしなどゑるされしは私記に上代雖レ未レ得ニ其號一以ニ史書撰述時之名一載レ之者倭漢之例なりといひし卽此なり又後に漢字を取用ひ倭字讀で耶麻土といふがごときは漢人の我國を稱して倭國といひしによれるなりまた漢人の我國を呼

三 びて倭國といひし事は北史に新羅百濟皆以レ倭大國多ニ珍物一並仰とみへしは卽是彼にして我國を倭といふ事の義疏なりとこそいふべけれ倭の字其音は烏和反彼國の音をもて呼ぶ我國にして大讀で意富といふ語に相近し上世の代には我國の俗我國の事を尊び稱して意富久爾といひしと見へたり國造の大神の名大國主神とも大國玉神ともいひしがごときこれなり漢人の我國を稱して倭といひしはなほ我國の都を耶馬臺國といひしがごとくに我國の俗大國といひし語を彼國の音を用ひてゑるせしなり
後漢書に大倭王居ニ耶馬臺國一とみへしは卽今の大和國をいひしなり我國の語上世以來凡事物の大なるをバオホといふ漢字傳得しに及びて大讀てオホといひしも此義なりまた後に御讀てオホンといひしもまた大の義なり倭名鈔相模國高產郡にある大庭の鄕讀で於保無波といふと見へしがごとき卽是なり我むかし朝鮮琉球等の人に逢ひて其いふ所を聞くに我國を尊び稱してはオクニと言ふ卽是我國の人の御國といふに習ひし也古の時新羅百濟等の人我國を尊び仰ぎて大國となしオホクニといひし

事も亦なほかくこそありぬべけれ後漢書魏志等に我國の地名官名の事などしるせしにたとへば漢人の梵語をしるせし事の如くに漢音を用ひて我國の語をしるしたりきオホクニをしるして倭國となしヤマトクニをしるして耶馬臺國となすがごとき皆然り釋日本紀に師説を引て昔我國の人唐國に至りし時彼人我國の名を問ふに東を指て我國耶といひし事によりて彼人我國の名を倭奴國とはしるしたるなり倭奴とは猶レ言レ我なりと見へしがごときしかるべしとはおもはれず今試に彼國の音を用ひて倭奴の字を讀むに我國にして我といふ語のごとくにはあらず

又唐書に我國後稍習二夏音一惡二倭名一更號二日本一使者自言國近二日所レ出以爲レ名とみえしがごときしかはあらず隋書には本朝より彼國に贈り給ひし國書に日出處天子致二日沒處ノ天子一としるされし事を載せぬこれ我國の書に日出處天皇致二書日沒處天子一としるされしとみえし即是なりさらば我國稱して日本といひし此比よりや始りぬらん然るを唐人のごときかくは謬り傳へしとこそ見へたれ此にして大といふ事の彼にして倭としるしたらむ我惡むべき所にもあらず

舊事紀に初陰陽二神大日本豐秋津洲を生み給ひしとしるされしは日本とはなほ日出處といふがごとし古のとき我國を稱せし名なりしが故なるもしるべからずさらば大日本讀でオホヒノモトといふべしまた大倭豐秋津島ともしるされし見へしが故に後人因りて大日本の字讀む事大倭の字讀むに同じかりしにや日本紀に崇神天皇の御時意富加羅國王の子來れる時の事しるされしに傳へ聞く日本國有二聖皇一といひしも見へしがごときはかならず讀でヒノモトノ國といふべきにたり

或人云日本乃小國爲レ倭所レ幷ともみへしは神武天皇日向國より起りたまひ大倭國を併せ給ひしを謬り傳へし所にて即今大和國をもて日本とはなしぬるなり宋明の書に南倭とみえしもの丶ごときは我國の事をいひしにはあらず

別にこれ此國あり事長くして我國の事に係らざれば畧す

後漢書に倭凡百餘國自三武帝滅二朝鮮一使譯通二於漢一者三十許國皆稱レ王世々傳レ統其大倭王居二邪馬臺國一

とみえけり我國都の邪馬臺國にありといふがごときは誠に然り漢に通ずるもの三十許國皆稱レ王トといひまた光武中元二年奉貢朝賀の事ありしなどいふがごときは本朝の正史に見へし所にもあらず子が說の如きまた聞つべし　曰我國載籍ありしより此かた上世の事共しるされし所のごとき萬にしてたゞ其一二をもや得られたるらむ其餘漏レれぬる事ども孰タレかは又これをしるべきさらば彼國の史書にみへし所の如き必無からむ事ともおもひわかず我神世の事は姑く置ぬ人皇の御代の事のごときも第十代の朝ミカド廷に到るまで遠荒人等猶不レ受ニ正朔一未レ習ニ王化一とみへてそののち異俗多歸國內安寧なりとみへしかど（崇神天皇紀に）第十二代の朝廷の御時に筑紫の熊襲叛きしより或は服ひ或は叛きし事三代の朝廷を經て曆數凡百餘年に及びたりき（景行成務仲哀の三代をいふなり）　此等の時に當りてかの正朔を受ざりし所の諸國海外に通じて王を稱せし者あらじとはいふべからず崇神天皇の御時意富加羅オフカラクニノヒト國人の來りしに穴門アナトの伊都々比古イツツヒコ吾則是國王なりといひし事は日本紀にもみへけりたゞに彼史に見へし所のごとくなるのみにもあらず三韓の史に倭寇の事ども見へしも皆是我國西南海上の人の彼の疆を侵せしなほ宋元明の代々の事のごとくなりしとぞ見へける神功皇后の御事のごときは彼魏代の頃にや當りぬらむ後漢の史に見へし事は史書撰述の時によりて謬り書せし事とこそみへたれ（神功皇后西征の時の事は前の注に見へたり）

問魏志にまた倭人今使譯所レ通三十國彼國の使もまた常に往來ユキカふ事ありとみへて我國名官名などしるせし所の如きいかにとも曉すべからず亦男子無ニ大小一皆黥面文身す其俗夏后少康之子會稽に封ぜられ斷髮文身せし事の如しとす此事の如きはいかに　曰本朝上世の國名舊事紀古事記日本紀にみえし所なほ今考ふべからざるもの多かり或は古今の稱する所も同じからず或は古に國といひしもの後には郡となり鄕となれるもすくなからず凡ては諸國の風土記既に滅びて僅に世に傳ふる所の者も殘缺の餘に出て十一を千百に存せしによれるなり魏書に見へし所のごとき對馬ツシマ國は舊事古事等の書に見へし津島ツシマ卽今の對馬國也一支イキ國は舊事紀に壹岐イキ伊岐イキ伊吉イキなどみへて古事記に伊岐イキに作れる卽今に壹岐國なり末盧マルコ國は舊事紀に

は末羅國とみへ古事記に末羅縣とし日本紀に梅豆羅國といふ卽今肥前國松浦郡なり伊都國は舊事紀に見へし伊覩縣古事記に伊斗村に作り筑紫風土記に逸都縣に作れる卽今筑前國怡土郡魏志に稱して女王國といふものにしてまた自二女王國一以北特置二一大率一常治二伊都國一といふ卽此なり

魏志によるに彼國の使及び諸韓國人の來れる常に此所に駐れり後の太宰府の事のごとくなりしとみへたり

奴國とは筑前國那珂郡不彌國とは古事記に筑紫國の宇美とみへ日本紀に宇瀰に作り筑紫風土記に芋湄野と見へしものこれなり投馬國はいまだ詳ならず

魏志に筑紫より水行二十日にして投馬國に至り是より邪馬臺國に到るに水行十日陸行一月とみへけり世に相傳ふる所は備後國鞆浦は神功鞆を藏められし所なりといふ投馬は鞆の語轉せしにや又播磨の須磨の浦をいふ海西の要地なりけり投音與レ頭同く須磨の音轉じたりけむもまた𛁈るべからず

邪馬臺國は卽今の大和國なり其旁國斯馬國より奴國に到るまでは皆是女王疆界にある所とみへぬれば卽是今の筑前筑後豊前豊後肥前肥後等の地名とこそみへたれされど其名の如き今に於てことゞくに解すべからず

斯馬國は卽筑前國志摩郡なり奴國は卽前に見へし筑前國那珂郡なり邪馬國は日本紀に見へし八女國姐奴國は卽今竹野郡並是後に筑後國に隷せし所なり對蘇國は鳥栖郡蘇奴國は彼杵郡鬼國は基肄郡彌奴國は三根郡並に後に肥前國に隷せし所にて躬臣國は合志郡巴利國は波良鄕並に後に肥後國に隷せしなり支惟は筑城郡後に豊前國に隷す郡子國は球珠郡烏奴國は大野郡並に後に豊後國に隷しぬ其餘未詳

其南は狗奴國ありと見へしは日本紀にみえし熊縣後に球磨とも球麻ともいひて肥後に隷せし所の郡名其國主の名呼素とみえしは卽舊事紀に熊襲とみえ古事記に熊曾とみへしものこれなり或説に魏志に倭女王使して狗奴國男王と相攻擊する狀を說くと見えしは忍熊の御王の事なりといふいかにやあるべき

魏志に狗奴國男主卑彌子呼素と見へしは狗奴國は熊之國といふ語の轉なり卑彌子とは日御子といふ

がごとし其借號とみへたり呼素は於曾の轉なり或說によらむには初仲哀天皇角鹿に幸きましてすなはち行宮を建てまします之を笥飯宮といふ皇后及び百寮を留て南國を巡狩して熊襲叛きしと聞召れて紀伊國より筑紫に幸ます皇后もまた角鹿よりたち給ひしと見へたり香坂忍熊等の皇子は笥飯宮に留りおはしませしをもて狗奴國男王とやいひぬらむさらば狗奴國とは笥飯之國といふが如く呼素又忍と云に似たりされど狗奴國は女王國の南にありとみへたれば今の越前國敦賀郡の地をさしいひしとも見へずまた其官に狗古智卑狗ありといふは菊池彥といふがごとくにして卽今肥後國菊池郡をされる人に似たれば前說をもて是に近しとすべきにや凡その男王女王と相攻擊せしといふより以下宗女壹與を立つといふに至る迄の事いかにとも思ひわかず舊事紀には皇后攝政の始の事共詳ならず古事記に建內宿禰命太子をひきゐて禊せんとて淡海若狹の國を經て越前角鹿に行宮をつくりて其地におはしまし氣比太神と御名を易へられしなど見えし事のごときいかなる事をさるされしとも心得がたし我むかしより日本紀に見へし所三大疑問あるなり仲哀崩じ玉ひしより皇后攝政の事これ一つ應神崩じ玉ひしのち仁德の御代の間の事どもこれ二つ天智崩じ玉ひし事より天武卽位し給ひし間の事ども是三つ

その官名とみへしもの多く解すべからず

卑狗とは古の時男子を尊びて日子といふ官名にあらず卑奴母離は夷守なり景行天皇筑紫國を巡狩して始て夷守に到りますはるかに人衆聚り集りしを望み給ひ兄夷守弟夷守して見せしめられしなどいふ事日本紀にみへしは邊防之地をも其防人をも夷守といひしと見へたり其餘は皆是其國造縣主等の姓名をもて官となせしと見へたり

黥面左衽のごときは我國上世之俗にあらずとはいふべからず履中安康の御代の頃までも賤隷之人黥面の事ありしは日本紀にもみへけり其後いづれの時に此俗の改りぬらむ左衽のごときも元正天皇養老三年に至りて始て其俗を改められけり卽今も蝦夷之俗被髮左衽黥面文身するがごときはなほ我國古の遺俗とこそみへたれ

古事記に神武天皇の御代の始に大久米命自ら黥せられし事みへたり古語に佐祁流斗目といひしなり履中天皇淡路島に御獵し給ひし時に從駕執轡の御馬飼部の黥しその血臭かりし事市邊の押羽皇子殺され給ひし時に面に黥したる老人の彼御子意祁袁祁二王の御粮を奪ひし事等古事記にみへて日本紀には雄略天皇菟田人面を黥して鳥養部となされし事見へけり今も俗に人を賤めて某目といふ事は古の遺言なり養老三年の詔の事は續日本紀に見ゆ

問晉書に倭舊有㆓百餘國㆒至㆓魏時㆒有㆓三十國㆒通㆑好戸有㆓七萬㆒男女無㆓大小㆒悉黥面文身自謂太伯之後とみへけり魏に通せし所の諸國及び黥面文身のごときは既に聞きぬ太伯之後といふがごときはいかに　曰舊事紀古事記に據るに筑紫島のごときも筑紫國謂㆓白日別㆒豐國謂㆓豐日別㆒肥國謂㆓建日別㆒日向國謂㆓豐久志比泥別㆒とみへしは皆是其國神の名と見へけりこれらの先世いかにやあるらんまた漢魏之間に通じて王稱せしとみへし三十餘國のごとき其先世またいかにや有らむ今皆考ふべからず其三十餘國之中或は少康或は太伯之後に出しものあらじともいふべからず古に肥人の書薩人の書などいふものゝありしも我中國の書體におなじからぬが故に此名ありしと見へたりさらばそれらは彼古文科斗等のごときものゝ其先世より相傳へし所なりけむも忘るべからず本朝皇統の如きは自ら誣ゆべからず彼書に見へし所もまた其文自ら明かにして本朝の事にも相あづからず然るを或は妄に彼書に見へし所を信じ或は切に其事の非なる事を辨ず並是彼書を讀むの精しからぬが故にぞ有べき

問後漢書東夷國倭國に附るに夷洲澶洲をもてして秦の徐福かしこに來り止れりとす我國之俗又相傳て紀伊國熊野山下飛鳥之地に徐福が墳あり又彼新宮の東南に徐福が祠ありとす宋明の人の說の如きも或は我國の徐福が後とし（兩山墨談）或は徐福我國に來れる時に古文百篇の書を齎す（歐陽外集）日本の學こゝに始れりといふ事あり（劉氏鴻書）此等の說のごときまたいかに　曰後漢書に徐福止りて還らずといふものは夷洲なりこれ臨海東南海上にある所にして元より我國の事に相關からず

明の顧應詳も兩山墨談の說をもてしからずとしき

惜陰錄にみゆ

秦氏之祖我國に來りしごときは秦韓人のこゝに來れるなり秦韓は其始秦人の其役を避て韓地に來れるものこれもまた徐福が事に關れりとも見へず我前に彼古文の我國に傳れる事を疑ひしは別にこれ其說あり舊事紀に神武天皇元年大倭國畝傍之橿原宮にして即位ましませしに皇子大夫率ニ臣連伴造國造一而朝賀ありし事見へけりこれ臣連伴造國造等の名聞えし始にて其後或は職號となされ或は姓氏となされし事のごときことごとくに擧べからずまた本朝令に凡凶事には土師宿禰年位高進者爲ニ大連一其次爲ニ少連一並紫衣刀劍世執ニ凶儀一と見へけり

此事の始は垂仁天皇紀に皇后日葉酢媛命薨じ給ひし時野見宿禰奏して埴を取りて人馬及び種々の物形を造りて人をもて殉する事に易ふ天皇大きに喜給ひこれより後に人をもて殉ずる事をとゞめられ宿禰の功を賞し給ひ本姓を改めて土部臣となさるこれ土部連等主ニ天皇喪葬一之緣也と見へたり日本紀及び姓氏錄によるに野見宿禰は天穗日命十二世の孫可美乾飯根命之孫なりしと見へたり

禮に孔子大連少連善居レ喪事を稱し給ひて東夷之子也との給ひしによらむには我國にして善く喪を治るものを稱して大連少連といひしがごときは上世以來其因來る所既に久しき事なりしかば彼宿禰之後のごとき連をもて姓となし其職事に從ふには必らず大連少連之號ありしとこそ見へたれその連とみへしは彼國の文字なり牟羅斯といひしは我國の方言也もし上世の時にありて我國にして彼國の字を用ひし事もなからましかば孔子もまたいかにしてかはかの大連少連二子の事は志り玉ふべきさらば彼科斗古文の如きも此に行はれし事の旣に久しくして其後また漢之隷楷の書を傳ふるに及びて彼古文を改めて今字を用ゆる事にもやなりぬらむ

或は令に見えし大連少連之號のごときは後に禮經傳へし代に始れりなどもいふべけれど連といふ事のごときは神武天皇の御代のはじめに聞へて土師連の事は垂仁天皇の御時に聞へしかば此等はまた皆今字傳らぬさきの代の事也是よりさき彼國の古文こゝに行はれし事必ずなかるべしともいふべからず

また周禮春官大祝の九拜に其山を振動といふ事を今倭人拜以二兩手一相擊蓋古之遺法と陸德明が說に見へしがごときは猶今も此儀あり

古に八平手をうつなどいひしにや近くは俗に拍手打などいふすなはちこれなり

其餘彼三代之禮の我國に遺れるすくなからず必これ我國の上世より相傳ふる所ありしとこそ見へたれ說文に夷の字を釋して東方之人也从レ大从レ弓と見えて徐氏が說にもまた東夷以レ大以レ弓俗仁而壽有二君子一不死之國とも見へけり古より今に至りて萬國之中我國の弓のごとく長大なる者いまだある事を聞がず虞書の嵎夷日出之谷等の事によるに倭王我國の事のごときすでに唐虞之際より彼國にも聞へたりけるなりこれらの事彼三代の禮制のごとき我國にのみ遺れりと見ゆるもの多けれどそれらの事どもいひ出んもまた老佛附會之說に似たる所もありぬべければことごとく其說をば盡さず

問宋齊梁等の史によるに倭國世修二貢職一宋高祖の代に當りて永初二年倭國王讃、貢を修め太祖元嘉二年又奉表して方物を獻ず讃死して弟珍立て貢獻す廿年廿八年倭國王濟奉獻し世祖大明六年濟が世子興貢獻す大明六年興死して弟武立つ世、使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓等國諸軍事安東大將軍倭國王と稱し倭侑等十三人平西征虜冠軍輔國將軍等に除せらる順帝昇明二年倭王武遣レ使上表し開府儀同三司を假り高麗を伐む事を請ふ南齊の代と也て高帝建元元年新使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王武が號を鎭東大將軍に進らる梁武帝卽位の初倭王武が號を征東大將軍に進むとみへけり此等の事ども皆是本朝の國史に見へし所にもあらず然るを又彼世々の國史にはかゝる事共の見へしはいかに

曰異朝の史によるに初皇后新羅を征し玉ひしより此かた世〻貢職を修められし事ありしと見へけり本朝の國史に見へし所のごときも日本紀に神功皇后攝政三十九年四十一年四十三年魏志にみへし所を引て本朝かしこに通じ玉ひし事を注せられき其餘は雄略天皇紀に吳に使をつかはされし事凡三たび吳使もまた一たび來りし事みへしかど其事の詳なる事をば玄るされず日本紀にみへし事共によらむには彼世々の國史に見へし所誣たりともいふべからず初魏の代

に倭女王奉獻の事ありしと見へしは神功皇后新羅を討給ひし時其生口を送り渡されし事にして本朝彼に通じ給ひし事の始と見へけり晉武帝泰初二年に倭人來れりとみへしは應神天皇の御代の程にや當りぬらむ宋の時に到りて倭王讚と見へしは履中天皇の御代の頃讚死して弟珍立つ自ら使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東將軍倭國王と稱し倭偁等十三人平西征虜冠軍輔國將軍號に並除せられむ事を求むと見へしは反正天皇の御代の事にして任那にある所の日本府及び毎國守臣のため彼假授を請ひ給ひし事の始と見えけり或はまた前世の事にやよられたるらむ其詳なる事は知るべからず倭國王濟奉献して所レ上二十三人軍部に除すとみえしは允恭天皇の御代の事にして世子興とは安康天皇の御事を申し其弟武立つとは雄略天皇の御事を申して齊梁の代に及びて倭國王武とみへしも此天皇の御事とこそみえたれ倭女王卑彌呼と見へしは日女子と申せし事を彼國の音をもてしるせしなるべし讚とは履中の御名の去來と申せしを取れるなり珍とは反正の御名を瑞と申せし事にて濟とはこれも其字音の允恭の御名

雄朝津の津に同じき也興とは其字音をもて安康の御名の穗の字をやあやまりぬらむ武とは卽雄略の御名の字を取れるなりその事なほ小野妹子臣を蘇因高としるせし事のごとく但しその我稱せし所なるか彼また稱せしところなるかその詳なる事又しらず魏志に景初二年六月倭女王其大夫して帶方郡に詣りて天子に詣りて朝献せん事を求む其年十二月に詔書をたまはりて親魏倭王とすと見へしは心得られず遼東の公孫淵滅びしは景初二年八月の事也其道未だ開けざらむに我國の使人帶方に至るべきにもあらず晉書には公孫氏平ぎて倭女王の使帶方に至りしとみへたりこれ其實を得たりしとぞ見へたるさらば我國の使魏に通ぜしは公孫淵が滅びし後にありて其年月のごときは詳ならす日本紀にも魏志によられて皇后攝政三十九年に魏に通ぜられしとみへしは魏志とゝもに其實を得しにはあらじ魏志に正始四年に倭また貢献の事ありしとみえけり古事記によるにこれすなはち本朝魏に通じ給ひし事の始なるべし然るを魏志に景初二年に我國始て通ぜしと見へしは晉に及びて魏志撰述之日公

孫淵滅びし年に據りて誤りしるせし事とこそ覺ゆれ其後應神履中反正允恭安康雄略等天皇の代々の事共もし日本紀に見へし所によらむには彼歷代の史に見へし所はこと〴〵く皆誤れるなりもし古事記にみへし所によらむには彼歷代の史に見へし事ども甚誤れりとはみへずされど經籍後傳記によるに本朝にして曆日用ひられし事は推古天皇十二年甲子正月朔に始れりとみへけりさらばそれよりさきの代々の事に干支しるせる見へしは曆日行はれし後に及びて逆さまに其歲數を推してしるせし所なるべければ古事記に見へし所の干支のごときも必らず其錯誤なかるべしともおもはれず盡く書を信せば書なからむにはしかじとも見えたり古事記のごときはたゞかれよりはこれまさりぬとこそ見へたれ

昔韓地のごときは唐虞三代の世より此かた世々彼荒服にありて其貢を修めき漢朝鮮を滅して郡縣を置かる漢業すでに衰るに及で我兵威に畏れて終に兩屬之國とはなりしかど其誠に我に服しぬべきにもあらずされば彼上國之靈に藉りて其心を鎭服せらるべきをもて魏晉宋齊梁の代々任那日本府及び各國守臣のために其假授を請ひたまひし所とこそみへたれ隋南北を併せしに及び我朝にしては推古天皇の御代上宮太子攝政之時に當りて隋國にも通ぜられしかど稱するに東西の天子をもてせられ隣好をのみ結れて前世の故事に因循れず齋明天皇の御代に至りて新羅終に唐國に內附して百濟を滅しわが國の援軍もまた唐兵のために敗れき其後三韓の地のごときは棄て收められず彼をもて彼に還し我もまた我尊を降し給はずその得失のある所のごときは我得て議すべき事にしもあらず

初神功皇后魏に通じ給ひし事は新羅の我に服せし事のごときはたゞ我兵威に畏れて其心の誠に服せしにもあらず其事たま〳〵魏人公孫淵を滅せし後に當りぬれば我もまた獲し所のものども送り致されてのたまふ所の事どもありしを魏もまたかの公孫氏の世々遼東に據りし事に懲りて幸に我國をもて三韓の地を鎭むべきために親魏倭王等の號をもて稱しき其書に可㆔以示㆓海國中人㆒といふがごときはその我を待し心のほども見へけり其後また使

持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍及び平西征虜冠軍輔國等將軍の號のごときは彼國に置れし日本府並に每國守臣のために其授を請給ひし所にして彼もまた國いまだ平かならず我が求に從はざる事を得べからず然るを彼歷代の史に見えし所のごとくなるは其國體におきてまたなからざる事をも得べからず宋昇明二年に至て高麗不臣の事によりて大擧して其罪を　はれん事を告給ひしと見へしは高麗のごときははじめ魏晉の代より我管内の國なりしにもあらず宋に至りて其王をして車騎大將軍開府儀同三司になされしかば彼また我と其長を爭ひ終に百濟を攻めて其王を殺すに至りき日本紀に雄略天皇の御時に高麗のために逼られて百濟の危き累卵のごとしと見へし卽此なりさらば日本府及び每國守臣のために彼職號を求められしは時の權宜のごとき其策なかりしともいふべからず梁の武帝の後かしこに通じ給ひしといふ事も聞えず新羅百濟のごときも彼南北の天子に朝しておの／＼自ら其封を受くこれより後諸韓おの／＼心ありて新羅終に任那を滅し隋南北を倂せしに至りて上宮太子攝政の日隋國に好を通せられしかど前代の故事のごときは藩國の求めに似たりとやおもひ給ふらん韓國の事には及ばれず自ら稱して日出處天子と稱し給ひしかば彼國の天子も其意氣高遠なることを怪しみて使して我國の風を觀せられしとぞみえたる

問我既に子が書を讀て疑ふ所あるがごときはまた子が説を聞事を得たり皆是平常淺易之言に出て微妙深秘の旨あるにもあらず世に所謂神道の敎のごときかかりとは聞へずたゞ恐らくは子が説のごとくならむには何をもてかは我國の道となしまた我國の敎とはなしぬべき　曰經といひ史といふ其體製自ら同じからず孔子春秋の書のごとき稱してこれを經とはいひぬれど其實は魯史にして筆削のごときは孔子によれるなり其書を傳ふる所もまた其義たゞ筆削の旨にありて其他の經の道を論せしものゝごとくにはあらず舊事紀古事記日本紀のごときもまた事を記せし所のものにして道を論ずる所のものにはあらず我釋せし説のごときはたゞこれ訓詁の事にして古今の異言を解くことは其文献の足れる徵となし知らざる所を

闕き疑ふべきは疑を傳ふるのみ古の時にありて歴朝の講筵に侍りて本朝の史を講じぬるもし其學に通ぜしにあらずしては其選にもあづからじ其選にあづかれるもまた其傳ふる所にあらずしては其説をも進むべからず然るに歴朝進講之説のごときは初め養老の年日本紀を講ぜしめられしより弘仁元慶延喜承平の講説のごときは我いまだ其全文を見る事をば得ざれども一二の略は聞く事にあづかりき釋日本紀の如きは其出る所もつとも後にあれど古より相傳し旨のごときは猶得て見つべき事どもなきにあらず神皇正統記の説のごときは世に傳ふる所の元々集といふものに見へし事ども多けれど彼元々集に引用ひし所の如きは並にこれ古にいひし閭門假借之書本朝の正史實記に見へし所にもあらず又歴朝の宿儒進講の説にもあらず日本紀纂疏の説のごときは別に一家の言を立てゝ詭文僻見越レ理亂レ眞これより甚しきものもみへず神代卷抄のごときは淺陋之言穢濫實に多し子もし本朝の正史に見へし所にもあらず歴朝の儒臣講ぜし所にもあらぬ説によりて我國之道我國之敎微妙深秘之旨蘊みて其中にありとせば我のみひとり去らざりし事にもあらず歴朝講官の如きも又しる事を得ざりし所にぞ有べき初皇親皇睦(スメムツ)の神天兒屋天太玉の神等(タチ)に命(ミコトノリ)し常世思兼神に命し言依し賜ひし事の如きは即是郊社之禮禘嘗之義を明かにして國を治めたまひし所にて我國の道のある所我國の敎のある所のごとき其中にこそあるべけれ

正德六年丙申三月下澣

筑後守從五位下源朝臣君美撰

讀史餘論總目

讀史餘論卷之一

一本朝天下ノ大勢九變シテ武家ノ代トナリ武家ノ代又五變シテ當代ニ及ブ總論ノ事

○神皇正統記ニ光孝ヨリ上ツ方ハ一向上古ナリ萬ツノ例ヲ勘フルモ仁和ヨリ下ツカタヲゾ申メル五十六代清和幼主ニテ外祖良房攝政ス是外戚專權ノ始一變基經外舅ノ親ニヨリテ陽成ヲ廢シ光孝ヲ建シカバ天下ノ權歸二於藤氏一其後關白ヲ置キ或ハ置ザル代アリシカド藤氏ノ權オノヅカラ日々盛也二變六十三代冷泉ヨリ圓融花山一條三條後一條後朱雀後冷泉凡八代百三年ノ間ハ外戚權ヲ專ニス三變後三條白河兩朝ハ政出二於天子一四變堀河鳥羽崇德(白河六年鳥羽十三年)近衛(鳥羽十四年)後白河二條六條高倉安德(後白河三十餘年)凡九代九十七年ノ間ハ政出二於上皇一五變後鳥羽土御門順德三世凡三十八年ノ間ハ鎌倉殿天下兵馬ノ權ヲ分掌ラル六變後堀河四條後嵯峨後深草龜山後宇多伏見後伏見後二條花園後醍醐光嚴十二代凡百十二年ノ間ハ北條陪臣ニテ執二國命一七變後醍醐重祚天下朝家ニ歸スル事纔三年八變ソノノチ天子蒙塵尊氏光明ヲ立テ其主トナシテ天下ナガク武家ノ代トナル九變

○武家ハ源頼朝幕府ヲ開テ父子三代天下兵馬ノ權ヲ司レリ凡三十三年一變平義時承久ノ亂後天下ノ權ヲトルソノノチ七代凡百十二年高時ガ代ニ至テ滅ズ二變

〔コノ時ニ攝家將軍二代親王將軍四代有リキ〕

後醍醐中興ノ後源尊氏反シテ天子蒙塵尊氏光明院ヲ北朝ノ主トナシテミヅカラ幕府ヲ開キ子孫相繼デ十二代ニヲヨブ凡二百三十八年三變

〔此内南北戰爭五十四年應仁亂後百七年ノ間天下大ニ亂ル實ニ七十七年ノ間武威アルガコトクナレド東國ハ皆鎌倉ニ屬セシナリ〕

足利殿ノ末織田家勃興シテ將軍ヲ廢シ挾二天子一令二天下一謀リシカド事未レ成シテ(凡十年ガホド)其臣光秀ニ弑セラル豐臣秀吉其故智ヲ用ヒ自關白トナリテ天下ノ權ヲ恣ニセシ事凡十五年四變其後終ニ當代ノ世トナル五變

謹按鎌倉殿天下ノ權ヲ分タレシ事ハ平ノ清盛武功ニヨリテ身ヲ起シツヒニ外祖ノ親ヲモテ權勢ヲ專ラニセシニヨレリ清盛カクアリシ事モ上ハ上皇ノ政ミダレ下ハ藤氏累代權ヲ專ニセシニ倣ヒシニヨレルナリサレバ王家ノ衰シ始ハ文德幼子モテヨツギトナサレシニヨレリトハ存ズルナリ尊氏天下ノ權ヲ恣ニセラレシ事モ後醍醐中興ノ政正シカラズ天下ノ武士武家ノ代ヲシタヒシニヨレルナリ尊氏ヨリ下ハ朝家ハタヾ虛器ヲ擁セラレシマヽニテ天下ハ全ク武家ノ代トハナリタルナリ

【一變】五十四 一本朝幼主并攝政始附藤氏建㆓家學㆒事

五十五 文德帝ハ仁明ノ太子ナリ母左大臣藤冬嗣ノ女（冬嗣ハ鎌足五代ノ孫ナリ）五條后ト云フ嘉祥三年三月仁明崩ズ四月文德卽位卽位ヨリ五日ニアタリテ淸和生ル母右大臣藤良房ノ女染殿后是ナリ（良房ハ冬嗣ノ二男ニテ文德ノ外舅）始文德ニ二三子有リ長ハ惟喬（文德卽位ノ時七歲ナリ）次ハ惟條二人共ニ紀ノ名虎ガ女ノ生ム所ナリ三ハ惟彥ト云フ滋野貞主ガ女ノ生ム所ナリシカルニ文德第四子惟仁ヲ太子トススナハチ卽位ノ年ノ十一月惟仁生レテ纔ニ九月ナリ（カヽル例イマダアラズ）大納言源信ヲ皇太子傅トス（信ハ帝ノ叔父）

○江談云帝有㆘讓㆓位於惟喬㆒之志㆖良房ニ憚リテ不㆑果或祈㆑神又修㆓秘法㆒眞濟爲㆓惟喬㆒祈㆑焉眞雅爲㆓東宮㆒祈㆑焉按ズルニコノ事又見㆓于國史㆒タヾシ信諫止シナリ齊衡三年十一月帝新ニ殿ヲ作リ庭上ニテミヅカラ天ヲ祭ルコトアリ是江談ニ所謂祈神ノ事カ天安元二月右大臣良房爲㆓太政大臣㆒（大友高市押勝道鏡後初度也）帶劍ヲユルサルコレ源信ガ諫ニヨリテ良房ノ心ヲ慰セムタメカ其二月弘法ニ贈㆓大僧正㆒コレ其弟子眞濟ガ請ニヨリテト云フオモフニ眞濟ヲシテ惟喬ガ事ヲ祈ラルヽガ故カ其十二月惟喬元服授四品明ル二年八月天皇崩ズ三十二歲ナリ（惟喬十五歲ナリ）惟仁九歲ニテ踐祚外祖良房攝政ス

〔實錄ヲ按ズルニ帝倉卒有㆓不豫之事㆒言語不㆑通ト云々亦良房攝政タルベキノ遺詔ノ事ドモ見ヘズ〕

異朝ノ例堯ノ時舜攝政殷時伊尹保衡周時周公旦漢時霍光　本朝ノ例應神ノ時神功后推古ノ時廐戸齋明ノ時中大兄元明ノ時皇女淨足姬尊（スナハチ元正ノ御事也）

貞觀六年正月帝元服良房還政（攝政五年）白河ニ閑居ス十三年二月帝御㆓紫宸殿㆒視㆑政四月加㆓良房食祿㆒賜㆓隨

身兵仗一准二三后一（准三后ノ始）十四年九月良房薨（年六十九）贈正一位
封二美濃公一謚二忠仁公一（中間十三年攝政ナシ）此後源融藤基經執政
タリ初閑院左大臣冬嗣歎二藤氏之衰一子孫親族ノ學ヲ
勸メンタメニ建二勸學院一
〔大學東西ノ曹司有テ菅江二家是ヲ掌ルソノ南ニ有
レバ南曹ト云フ〕
氏長者管領シテ興福寺及氏社ノ事ヲ司ル良房ガ後コ
ノ一流ニ傳リ掌ル
西宮記ニ奬學院以二元慶五年一中納言在原行平庶二
幾勸學院之例一所二建立一也○江次第ニ應和二年閏
十二月源氏王卿大納言高明以下申二請テ當院學生一ヲ
准二勸學院ノ例一○拾芥ニ淳和院天長上皇離宮今ノ西院
或云橘太后宮○江次第ニ學舘院ハ橘氏諸兄公右大
臣申二立之一良房救二源信一事正統記ニ委シ○大納言
伴善男有レ寵而欲レ任二大臣一シカレドモ三公ノ闕ナ
カリシカバ左大臣信ヲウシナヒテ其闕ニナラント
オモヒ應天門ヲヤキテ左大臣世ヲミダラン謀ナリ
ト申ス清和帝オドロキ右大臣良相ニ詔シテスデニ
誅セラルベシト有シニ良房カクト聞テ烏帽子直衣
ノマヽニテ白晝ニ騎馬ニテ馳參申ナダムソノノチ
善男ガ謀アラハレ流サレタリ

二變

一　關白并廢立始之事

貞觀十八年清和（廿六歲）傳二位於太子一（陽成）以二外舅右大臣基
經一爲二攝政一（陽成ノ母ハ長良ノ女二條后是也）
元慶三年上皇薙染四年遷二丹波水尾山一十二月崩（三十一歲）
一說ニ此年十一月八日以二基經一爲二關白一（公卿補任ニハ攝政四年ト）
八年二月四日基經廢二陽成帝一（十七歲也）ノ源融コレヲ難ゼシ
ニ藤原諸葛握レ劍曰誰違二太政大臣言一ト云シカバ事
決スト云又古事談ニハ此事ノ評定ノ時融左大臣ノ
望二帝位一志アリテ皇親ヲ求ラレバ融等モ侍ルハトア
リシニ基經皇胤タリト云トモ既ニ賜レ姓タヾ人ニテ
ツカヘラレシ人卽位ノ例如何ニヤト云シカバ融ノ言
ナカリシトモ見ユカクテ基經相二諸皇子一建二光孝帝一
（帝ハ仁明第三ノ子）時ニ一品式部卿親王御歲五十五歲也○古事
談ニ基經親王タチノ許ニユキメグリツヽ事ノ體ヲ見
給フニ他ノ親王タチハサワギアヒテ或ハ裝束シ或ハ
圓坐取テ奔走セラレシニ小松帝ノ御許ニ參ラレシニ
破タル簾ノ內ニ緣破タル疊ニオハシマシテモトドリ
ニ倶ニ取テ傾動ノ氣オハシマサヾリシカバコノ親王

コソ帝位ニハ卽給ハメトテ御輿ヲヨセタリト云々〇三代實錄ニ嘉祥二年勃海大使王文矩望ミ見帝立ニ諸親王中ニ謂ニ所親ニ曰此公子有ニ至貴之相ニ其登ニ天位ニ必矣〇古事談ニ帝在藩ノ日多ク町人ノ物ヲ借リ用ヒ給ヒシカバ卽位ノ後參內シテセメ申ケレハ納殿ノ物ヲモテ返シ與ヘラレシト〇正統記ニ踐祚ノ始攝政ヲ改メテ關白トスコレ我朝關白ノ始也

〔宣帝詔ニ萬機之政猶關ニ白於光ニ之語ニヨル〕

按ニ此二月廿三日卽位五月九日勅令ミ博士等ニ勘ニ奏太政大臣有ニ職掌ニ否幷當ニ大唐何官ニ〔源融奉レ勅令ミ文章博士菅道眞善淵永貞大藏善行等ニ議上〕六月五日詔應奏應下之事必先咨稟朕將ニ垂拱仰レ成ト云々

廢立ノ事四十六代孝謙上皇廢ニ淡路帝ニ重祚ノ後此度ヲ初トス又關白ノ事ハ帝ヤムコトヲ得ザルニ出タルカハジメ博士等ニ議セシメラレシトキ太政大臣職掌アルベカラズト申サバ基經ガ權ヲ抑ントノ御事カ又按ズルニ當代ノ老臣盡ク關白或ハ內覽ノ臣ノ如クナルカ不審シ

一　宇多醍醐村上三代攝關ヲ置カレザル事附菅丞相ノ事

光孝在位三年而崩ズ〔五十八歲〕第三子宇多卽位〔母ハ桓武ノ子仲野親王ガ女班子女王ト云シナリ〕ハジメ仁和三年八月廿六日光孝大漸ノ日基經等勸テ立ニ太子ニ〔二十一歲〕宇多踐祚ノ初十一月廿一日詔曰萬機巨細皆關ニ白於太政大臣ニ廿六日基經上表辭閏十一月、詔曰、社稷之臣、非ニ朕之臣ニ、宜下以ニ阿衡之任ニ爲中卿之任上、四年二月廿二日、勅ニ基經ニ、准三后賜ニ年官年爵ニ、如ニ忠仁公故事ニ、五月九日、基經上表曰、未レ知阿衡之任、如ニ關白ニ何、仍持レ疑久矣、伏聞、左大臣、明經博士等勘レ令申云、阿衡之任可レ無ニ典職ニ者、以下其可上レ無ニ典職ニ、知ニ阿衡爲レ貴、以レ臣比擬非レ所ニ克堪ニ耶、敕曰、左大辨橘廣相作レ詔宜下以ニ阿衡之任ニ爲中卿之任上而尙持レ疑不レ肯レ視レ事、天下之務皆壅滯、於レ是、使ニ明經紀傳之士勘申ニ云、阿衡是殷世三公官名、三公坐而論レ道、無レ所ニ典職ニ、然而朕本意欲下關ニ白萬機ニ賴中其輔導上、廣相所レ草、已乖ニ朕意ニ、自レ今以後輔ニ行衆務ニ總ニ百官ニ、應奏之事、應下之事、必先咨稟、朕將ニ垂拱仰レ成寬平元年、十一月、基經ニ乘ニ腰輿ニ出ニ入宮中ニ源融ニ乘レ輦コトヲ聽ス三年正月基經薨〔五十六歲〕贈ニ正一位ニ封ニ越前公ニ謚ニ昭宣公ニ

〔公卿補任ニヨレバ元慶四年ヨリ寛平二年マデ關白
十一年ノ間也〕
帝在位十年寛平九年七月三日傳ニ位於醍醐帝ニ（十三歳母ハ中納言藤高藤ノ女）上皇勅ニ時平（二十七）菅家ニ（五十四）相並テ行レ政（菅家ハ大納言大將）
昌泰元二月時平左大臣左大將如レ元菅家右大臣右大
將如元年菅家辭表不レ許延喜元年正月二十五日徙ニ菅
家ヲ以ニ源光ヲ爲ニ右大臣ニ三年二月二十五日菅家薨（五十九歳）
四年立ニ保明ヲ爲ニ太子ニ（二歳）母時平女弟（穩子）九年四月時平
薨（三十九歳）贈ニ正一位太政大臣ニ十三年三月源光薨（六十九歳）十
四年七月忠平右大臣延長元年三月太子薨諡ニ文彦ニ二
年忠平左大臣帝外舅藤定方右大臣八年九月二十二日
帝大漸傳ニ位於寛明ニ二十九日崩（四十六歳）在位三十三年攝
關ナシ朱雀ハ醍醐ノ第十一子
〔按ズルニ延喜ニ皇子二十人アリ太子克明早世二子
保明モ早世朱雀十一子村上十二子コノ二人ハ基經
ノ女ノ所生也〕
⊙大鏡ニ朱雀ノ下ニコノミカド生レサセ給ヒテハ御
格子モマヰラズ夜晝火ヲトモシテ御帳ノ内ニテ三ト
セマデオホシ奉ラセ給ヒキ北野ニオヂ申サセ給テカ
ク有シゾカシ此帝生レオハシマサズバ藤氏ノ榮イト
カウシモオハシマサザラマシイミジキヲリフシニ
生レサセ給ヒシゾカシ○三歳立ツニ太子ニ（延長三年）八歳踐
祚忠平攝政ス承平六年六月南海賊起（純友）天慶二年十一
月平將門反三年二月將門伏レ誅四年六月南海賊平コ
ノ年十一月忠平還レ政爲ニ關白ニ九年讓ニ位皇太弟成
明ニ遷ニ朱雀院ニ（二十四歳）在位十六年（村上）天暦六年八月崩（三十歳）
○保元物語ニ朱雀母后ノ勸ニテ讓位アリシカド後悔
アリテ重祚ノ事ヲ諸神ニ祈リ伊勢ヘモ公卿敕使アリ
キ
村上ハ醍醐ノ第十四子天慶九年四月廿八日即位（二十一歳）天
暦元年四月實頼左大臣左大將師輔右大臣右大將其父
忠平關白太政大臣ニテ父子三人三公タリ三年正月忠
平致仕實頼師輔執政タリ八月忠平薨（七十歳）贈ニ正一位ニ
封ニ信濃公ニ諡ニ貞信公ニ（攝政十一年關白九年）後十九年閒ハ攝關ヲ
置レズ
謹按朱雀ノ初東南亂ル、事延喜ノ政衰ヘシ上外戚
ノ權ヲ專ニセシニヨレル歟又朱雀ニ男ナカリシカ
バ同母弟ヲ以テ太子トセリ傳位ノ早カリシ事ハ災
變ノシキリナルニヨレルカ
大鏡宇多ノ下ニ此帝ノタヾ人ニナリ給フホドナンオ

ボツカナシヨクモ覺侍ラズ又醍醐ノ下ニ寛平九年七月三日ニ位ニツカセ給フ御歳十三ヤガテコヨヒヨルノオトヾヨリ俄ニ御カウブリ奉テサシ出オハシマシタリケル御手ヅカラワザト人ノ申スハマコトニヤト云々大和物語ニ宇多禪位ノノチ跡ヲ滅シテノガレ給ヒシ事ヲノセラレタリ橘良利一人供奉セシヨシ按ニ上皇崩年六十五傳位ノ日三十一歳ナリ菅家ハ是善ノ子也

〔一説ニ天子ノ御子ト然ラバ仁明ノ御子ニヤ仁明諱ハ道康公諱ハ道眞ト云ヘバ也〕

儒家ヨリ起テ宇多ノ時ニシキリニ登庸シ大納言右大將タリ公極諫直言ノ事多シ又相工ノ相セシ事アリ

續古事談寛平ノ時菅公諫申サレシ事漢人ノ諫ヲ奉ルニコトナラズ或時殺生禁斷アリシ次ノ年君自ラ鷹狩シ玉ヒシヲ今年ハ鳥獸何ノ謬アレバ忽ニ狩玉フトアレバ止ミ玉ヒケリスベテカヤウノ器量ヲ御覽ジラレシニヤ纔ニ九ケ年ノ間ニ讃岐守ヨリ右大臣内覽マデニ至リ給ヘリ一説ニ宇多ヒソカニ菅家ヲメシテ傳位ノ事ヲ議セラル公諫テ申シトヾメラル其後又コノ事ヲ議セラレシカバ急ギ其事有ベシ時ノビナバ他ノ妨有モノ也トアリシサレバ延喜卽位ノ日菅公ハ當今ノ忠臣也ト上皇仰ラレシトモ云コノ事不審正統記ニ丁巳ノ年卽位戊午ニ改元時平菅氏兩人上皇ノ勅ヲウケテ輔佐シ申サレキ後左右大臣ニ任ジテ共ニ萬機ヲ内覽セラレケリトゾ右相ハ年モタケ才モ賢クテ天下ノ望也左相ハ譜代ノ器ナリケレバステラレガタシアル時上皇ノ御在所朱雀院ニ行幸猶右相ニマカセラルベシト云定アリテスデニ召シ仰セ給ヒケルヲ右相カタクノガレ申サレテ止ヌ其事世ニ漏ニケルニヤ左相憤ヲフクミサマザマ讒ヲマウケ終ニカタブケ奉リシ事コソ淺マシケレ善相公淸行朝臣ハコノ事イマダキザサザリシニカネテサトリテ菅氏ニ災ヲノガレ給フベキヨシヲ申ケレドモサタナクテコノ事出來ニキ○北野緣起ニ其比ミカドノ御身チカク召仕ハレ給フ人々ニ源光卿藤定國卿菅根朝臣モロトモニ僞テ敕宣ト稱シ申構ヘ博士共ニ色々ノ珍寶ヲアタヘテ冥衆ヲ祭リ皇城ノ八方ニ厭術ノ雜寶ヲ埋給ヒケリ一説延喜ノ弟齊世親王ハ公ノ壻ナレバコノ人ヲ立ントノ事アリト讒セシトモ云フ延喜元年辛酉正月元日日食ソノ廿五日菅公左遷晦日夜上皇諫メ給ハントテ參ラセ給ヒシ

カド宮門ニ入レズ菅根ガワザナリト云フ二月朔ムナシク還御コノ日菅公都ヲ出ヅ齊世王出家也コノ年十一月上皇造ニ御室ニ或云上皇築ニ雙岡ニ隔ニ京師ニ云々三年二月廿五日公薨五十九歳九年時平薨十年旱十三年右大臣源光薨十四年正月京師火六月大水十六年三月大風雨十七年大旱廿二年旱延長元年文彥太子薨復ニ菅公官位ニ七年洪水八年六月廿六日雷震ニ清涼殿ニ大納言藤清貫右中辨平希世等數輩震死帝遷ニ常寧殿ニ召ニ僧尊意ニ加ニ持聖體ニ九月廿九日帝崩朱雀天慶四年八月僧道賢見ニ菅公於金峯ニ事出ニ道賢上人冥途記ニ天慶五年七月西京七條坊門女子文子ト云モノニ公託シテ右近馬場ニ止ル

〔事見ニ北野緣記ニ村上天曆元年六月北野ニ移スト云フ〕

村上天曆九年三月十二日近江比良社禰宜神主良種ノ子太郎丸トテ七歳ナルニ神託シテ我至ラム所ニハ松ヲ生ズベシトアリ良種右近馬場ニ行ムカヒテ朝日寺ノ住僧等ニ相議スルホドニ一夜ニ松數千本生ジテ忽ニ林ヲナス事見ニ天滿天神託宣記並北野緣記等ニ

琉球記云封王第十代王尙元ガ時ニ古米村ノ林氏大夫ト云モノ常ニ

イヅクニモ梅サヘアラバ我トシレ
　心ヅクシニ外ナタヅ子ソ

ト云フ歌ヲ吟ジテ神ヲ祭ル後入唐船ノ上使タリ漳州梅花海ニテ船覆ル船中百工皆溺死ス林氏ヒトリ梅枝ニ取ツキテ活ク他船ニ乘リテ歸リ遂ニ天滿宮ヲタツ

〔先師木恭靖云菅公外戚ノ權ヲ抑ヘムトノ志アリシカバ藤氏ノ子弟是ヲ讒シケルナルベシト云ヘリ〕

三變　一　冷泉以後八代ノ間攝家ノ人々權ヲ專ニセラレシ事付天子院號之始之事

六十三 冷泉院ハ村上第二子母ハ中宮安子右大臣師輔ノ女天曆四年五月生テ七月立ニ太子ニ中間一月 按ズルニ村上九男アリ長ハ廣平親王藤原元方女ノ所生冷泉圓融共ニ藤氏ノ出ナリ具平代明親王女ノ所生爲平ハ四男ナレドモ高明ノ壻故ニ立テレズト云々

ハジメ村上在位久シク康保元年四月中宮藤安子崩ジソノ妹登子ヲムカヘテ寵スコレハ帝ノ兄重明親王ノ室ナリ中宮ヘ參ラレシ時ニ帝通ゼリ今ハ重明モ薨ジ中宮モ崩ジ給ヒケレバ迎入ラレテコレヨリ朝政衰フ時三十九 康保四年五月ニ崩ジ給フ二十四歳 在位廿一年ナリキ

カクテ冷泉院踐ニ祚五月於凝華舍一十八歳從舅左大臣實頼爲ニ關白一古事談ニ紫宸殿ニシテ即位アリ十月大極殿ニテコノ事ヲ行ハレサダメテミグルシカランカトノコトナリ小野宮殿高名コノ事也ト云々江談續古事談等ニ帝抽ニ神劍一開ニ神璽一ノ事アリ大鏡ニコノ帝ニ元方ノモノヽケオハシマシテ淺マシカリシト按ルニ村上長子廣平ハ元方ノ女ノ生ル所ナリソレヲサシ置テ帝ヲ以テ嗣トセラレシ故ニヤ江談ニ曰ク天慶征討使朝議欲下以ニ元方一爲中大將軍上元方聞レ之曰大將軍所レ言一事以上國家莫レ不レ被レ用意若被レ拜ニ大將軍一者必請ニ貞信公息一人一爲レ副因レ玆寢ニ此議一此一事ヲ以テ見ルニ元方剛直ノ氣有シ人ナリ安和二年三月左馬助源滿仲武藏介藤善時告ス中務少輔源繁延反ス是ハ左大臣源高明延喜第十六子號ニ西宮一ガ謀ニテ帝ヲ廢シ其壻爲平ヲ先帝ノ愛子即位セシメントノコトナリト云太政大臣實頼右大臣師尹奏シテ高明ヲ太宰權帥ニナシ剃髮セシメテ出ス繁延僧蓮茂等ヲ捕テ窮問スルニ藤千晴モ秀卿ガ子與黨ノ由ニテコレヲ捕テ皆流刑高明ガ家ヲヤク或ハ滿仲ガ讒トモ云此年八月帝傳ニ位於皇弟一

〔在位三年此後四十二年ヲ經テ一條院ノ寛弘八年十月崩壽六十二〕

コレヨリ以後天子皆院號ニテ謚ナシ正統記ニ此帝ヨリ天皇ノ號ヲ申サズ又宇多ヨリ後謚ヲ奉ラズ遺詔アリテ國忌山陵ヲ置レザル事ハ君父ノ賢道ナレド尊號ヲトヾメラルヽ事ハ臣子ノ義ニアラズ神武以來ノ御號モ皆後代ノ定ナリ持統元明ヨリコノカタ遜位或ハ出家ノ君モ謚ヲ奉リ天皇トノミコソ申メレ中古先賢ノ義ナレドモ心ヲエヌ事ニテ侍ルナリ圓融ハ冷泉同母弟安和二年九月即位十一歳大鏡ニコノ帝ノ東宮ニタヽセ給フホドハイト聞ニクヽイミジキコトドモコソ侍レ是ハ皆人ノシロシメシタルコトナレバ事モ長シトヾメ侍リヌ

按ルニ大鏡ニ云フ所ハ爲平ヲ立テズシテ圓融ヲ太弟トシ又源高明ヲ流セシ類ヲサスナルベシ初メ村上ソノ長子廣平ヲステヽ劇ニ冷泉ノ生レテ三月ニミタザルヲ太子トセシ事尤アヤマレリト云フベシカツハ冷泉ノ狂疾アルヲ其マヽニ太子トシテ位ヲ傳ヘラレシモアヤマレルナルベシ次ニ村上崩ジテ後實頼爲平ヲ捨テヽ圓融ヲ太弟トセシコトハ爲平モ帝ノ同母弟ナリトイヘドモ源高明ガ女其妃タレ

バ為平モシ傳位ナラバ高明ノタメニ藤氏ノ權ヲ奪ルベシト思ヒシガ故ナリ高明終ニ罪セラレシモ世人實頼ガ此擧ヲ議スルモノ多キガ故ニミヅカラ疑懼ノ心アルガ故ナルベシザラバ此事ハ村上始ニアヤマリテ實頼其アヤマリヲカサネシナリ

實頼攝政隨身兵仗牛車内覽ノ宣旨アリ時ニ七十天祿元年五月薨七十一歳贈ニ正一位一封ニ尾張公一諡ニ淸愼公一關白攝政共ニ二年ヅヽ帝ノ外舅右大臣伊尹攝政三年四月源高明歸京十一月太政大臣伊尹薨四十九歳贈ニ正一位一封ニ參河公一諡ニ謙德公一攝政三年伊尹弟兼道内大臣ニ任ジモトハ中納言關白タリ天延二年二月太政大臣ノ貞元々年五月宮殿災六月ヨリ至七月地震帝后在ニ兼道堀河第一后ハ兼道女二年兼道奏以ニ左大臣源兼明一高明ガ兄為ニ親王一任ニ中務卿一陽ニ尊之一奪ニ其職一十月兼道因レ病而讓ニ關白於從弟頼忠一實頼ノ子奏我弟兼家受ニ寵冷泉上皇一而誕レ子三條故有下復ニ帝位一之志上請貶大納言大將為ニ治部卿一復請處ニ流死之刑一帝不レ許

〔コレハ兼道三木タリシ時ニ兼家中納言ニ任ジ兼道中納言ノ時兼家大納言タリシヲ憤テ頼忠ト相議シテ兼家ヲ害セントセシ心也〕

十一月兼道薨五十一歳封ニ遠江公一諡ニ忠義公一天元元年八月兼家女詮子ヲ梅壺ニ入ル之ヨリサキ兼道ガ女中宮タル故ニ他家ノ女ノ入内ヲユルサズ去年兼道薨ジケレバナリ詮子ヤガテ一條帝ヲ生メリ四年七月帝不豫詔ニ叡山慈惠一聽ニ輦車一為ニ大僧正一行基已後二百餘年十月還ニ新宮ニ五年十一月十七日宮殿災遷ニ堀河院一永觀元年二月命ニ檢非違使一捕下京畿猥帶ニ弓箭兵仗一者上二年帝傳ニ位於太子師貞一花山ノ院ノ御事○帝ノ姪也帝時ニ廿六歳在位十五年

花山ハ冷泉第一子母ハ懷子攝政伊尹ノ女ニテ圓融受禪ノ日ニ二歳ニテ太子ニ立ツ永觀二年八月卽位

〔十七歳○按ルニ一條帝ハ時ニ六歳ナリ〕

頼忠為ニ關白一

〔此時冷泉圓融兄弟共ニ上皇ニテマシマス〕

寬和元年弘徽殿ノ女御卒藤為光ノ女帝卽位ノ後關白頼忠ノ女為平親王ノ女大納言藤朝光ノ女三人ヲメシテ女御トス大納言藤為光ガ女恒子ヲ弘徽殿ニ納レテ寵スル事殊ニ甚シカリシニ卒セシカバ悲傷モ又甚シ二年六月廿二日貞觀殿ノ北門ヨリ出デ花山寺ニ入テ落飾十九歳在位二年寬弘五年二月八日崩四十一歳正統記ニ粟田ノ關白道兼ナリ兼家ノ第二子ノ藏人ノ辨ト聞エシ比ソヽノカシ申ケルトゾ○古事談ニ弘徽殿ノ女御薨ゼラレシ時帝御悲歎ノ處町尻殿卽粟田ノ關白也世間

無常法文ヲ記シテミセマキラセ御出家ヲ勸メ申シモロトモニ出家御供スベシトナリ出御ノ時女御ノ手車トリニ還入ラレントアリシニ道兼寶璽寶劍スデニ東宮ニワタリヌ（一條ナリ）今ハカナヒサブラハジト申サレタリ御落飾ノ時大臣ニカハラヌ姿今一度ミエテ歸參ルベシトテ逐電アリシカバ我ヲハカルナリケリトテ涕泣シ給フ又云花山御出家ノ時天下騷動大入道殿仰ニ云ケシウハアラジヨク求メヨトテサワガシメ給ハズ

按ルニ道兼ノ妹一人ハ冷泉ノ女御ニテ花山ノ弟三條ノ母ナリ一人ハ圓融ノ后ニテ一條ノ母ナリサレバ花山世ヲステ給ハヾ我女弟ノウミシ皇子立給フベシサラバ帝ノ外舅トナリナントノ事ナルベシ○古事談ニ粟田殿五箇月ノ內五位少辨ヨリ正三位中納言ニ至ルト有事按ズベシ江談ニ云ク惟成辨〔惟成後帝ト共ニ出家ス〕任意行叙位ノ下ニ此帝卽位之日於二大極殿高坐上一犯二馬內侍一之間惟成驚二玉佩及御冠鈴聲一持二參叙位之申文一帝以レ手還レ之間任レ意行二叙位一云々又云帝禁二女房幷下女等袴一又一條ノ時長德二年正月花山法皇鷹司（恒德公爲光）ノ四君〔弘徽殿女御ノ女弟ナリ〕ヘユキテ歸ルヲ中關白道隆ノ子伊周其弟中納言隆家ト謀テコレヲ射テ腋ニアツコレ伊周四君ノ姉三君ニ通ジケリ法皇カレニヤ通ジ給フト疑有シニヨリテ也法皇耻テイハザリシカド事アラハレテ伊周筑紫ニ流サルコレラノ事ニヨリテ觀レバ帝ノ不德ヲ知ル

一條ハ圓融院ノ長子母ハ梅壺ノ女御兼家ノ女ナリ花山卽位ノ日東宮ニタツ（五歲）花山遜位ノ日兼家速ニ參內シテ東宮ヲ位ニツカセシメテ（七歲）自カラ攝政トナル
〔此時ニ關白ヲ辭セシナルベシ關白十年也〕
コノ時冷泉ヲ太上皇ト云ヒ圓融花山共ニ法皇トイフ
〔三上皇アルナリ〕
永延二年八月兼家ガ二條京極第成ル源賴光獻二駒三十匹一永祚元年六月前關白賴忠薨（六十六歲）封二駿河公一諡二廉義公一正曆元年正月帝元服（十一歲）五月兼家因レ病薙染號二東三條大入道一讓二攝政於嫡子道隆一以二兼家一爲二准三后一
〔執政出家ノ始〕
七月二日薨（六十二歲）病中出家故無レ諡棄レ宅爲レ寺號二法興院一
〔攝家院號ノ始兼家攝政六年〕

按ルニ冷泉巳後天子院號タリ今兼家薨ジテ院號ヲ稱スル尤以僭上ト云ツベシ

十月梅壺皇太后爲レ尼號二東三條院一

〔皇后院號ノ始〕

五年使三源滿政平惟時源賴親源賴信等一分中捕羣盜上古事談ニ賴信ハ町尻殿家人也常欲下爲二其主一殺中關白上賴光止レ之曰殺得不レ定雖二殺得一汝主爲二關白一不レ定雖レ爲二關白一而事露則事二汝主一不レ定云々長德元年三月道隆因レ病薙染奏請以二其子伊周一爲二假關白一既而無レ幾薨四十二歲四月右大臣道兼爲二關白一五月八日薨十一日道兼弟道長ノ左大將ヲ關白トスコレ女院ノ心ナリト云○大鏡ニ道兼花山ヲスカシオロセシ功ニヨリテ父ノ我ニ關白ヲ讓ラザルヲ恨ミ居喪ノ時悲ノ體ナカリシトミユ正統記ニハ道隆病アリテ其子內大臣伊周シバラク相カハリテ內覽セラレシガ相續シテ關白タルベシト存ゼラレシニ道隆カクレテヤガテ弟右大臣道兼ナラレ又七日ト云シニアヘナクウセラレヌ又云ク道長大納言ニテオワセシガ內覽ノ宣ヲカウムリ右大臣マデイタラレシカド延喜天曆ノムカシヲ思召ケルニヤ關白ハヤメラレキ

〔正統記ニヨレハ道長ハ一條ノ時ニ關白ニハアラズ續世續ニハ關白タリシト見ユ〕

七月道長爲二右大臣一

〔コレヨリ道長朝政ヲ恣ニス〕

二年正月伊周流サル伊周道隆ノ子ニテ嫡流ナレドモ道長ニ超ラレシヲ恨ミ且ハ又花山法皇ヲ射タリシ罪ニヨリテ道長姉ノ女院ヘ申テカク行シナリ三年伊周歸ルコレハ伊周妹ノ皇后誕二皇子一故也

〔長子敦康親王ウマレ給ヒシナリ〕

八月源滿仲卒八十長保元年道長ノ女彰子入內藤壺ノ女御ト云其後中宮定子崩シ彰子爲二中宮一

〔コレヲ上東門院ト申セシ也〕

寬弘五年伊周ヲ准大臣トシ賜二封戶一コレヲ儀同三司ト云

八年六月十三日帝病傳二位於東宮居貞一廿二日崩三十二歲在位廿五年續古事談ニ帝寒夜ニ御衣ヲ脫セラレシヨシ上東門院ノ仰アリシ由見ユ古事談ニ源國盛越前守ニ任ゼシ時藤爲時女房ニ就テ上表ス其辭ニ曰苦學寒夜紅淚沾レ袖除目春朝蒼天在レ眼帝覽レ之不レ食而臥以涕泣道長聽レ之忽召二國盛一上二辭表一以二爲時一任二越前守一國盛家中涕泣國盛自レ是鬱々及レ秋任二播磨守一

遂卒正統記ニ此御代ニハサルベキ上達部諸道ノ家々顯密ノ僧マデモスグレタル人多カリキサレバ帝モツレ人ヲ得タル事ハ延喜天暦ニマサレリト自讃メサセ給ケルニ林氏ガ説ニ兼明親王ノ子源伊陟（コレタカ）獻ニ菟裘賦一序曰君昏臣諛無レ處ニ子愬一賦云扶桑豈無レ影乎浮雲掩而乍昏叢蘭豈不レ芳乎秋風吹而先敗帝自書レ之藏ニ筐笥一崩後道長見レ之破棄焉古事談ニハ帝範ノ去讒篇ノ叢蘭欲レ茂秋風敗レ之王者欲レ明讒人蔽レ之トアソバサレシヲ道長我事ヲ思召テカヽシメ給ヒタリトテ破リシトナリ（伊陟獻レ賦事古事談ニハ村上ノ時ト記セリ）三條ハ冷泉第二ノ子母ハ兼家ノ女也一條卽位ノ日東宮ニタツ（十一歲）寛弘八年六月受禪（三十六歲）道長執政タリ帝目ヲ患テ傳レ位在位五年（寛仁元年五月崩ス四十二歲）古事談道長請フコトアリ不レ聽道長退出ス敦儀親王召カヘサル親王立ナガラ敕喚ノ由ヲ稱スト道長歸奏曰如レ此生宮達立ニ板敷上一召ニ執柄人一乎經任卿ノ說ニ云不レ歸罵ニ親王一直出云々

後一條ハ一條ノ第二子母ハ道長女也三條ノ卽位ノ日東宮トス（四歲）水鏡云一條院御惱ノヲリ仰ラレケルハスベカラクハ次第ノマヽニ一ノ御子ヲ東宮トスベケレド後見スベキ人ナキニヨリ思ヒガケズサレバ此宮ヲバ立奉ル也ト

〔一ノ御子トハ敦康ナリコレハ道隆ノ女定子皇后ノ所生也伊周ノ妹〕

長和五年正月受禪（九歲）外祖道長攝政ス此日三條ノ長子敦明ヲ東宮トス

〔此帝東宮ノ時傳ノ大納言砂金ヲ懷ニシケルコト續古事談ニミユ〕

寛仁元年三月道長讓ニ攝政於嫡子賴通一（二十六歲）

〔公卿補任ニハ道長內覽二十一年正統記ニハ三條ノ御時ニヤ關白後一條ノ御代始攝政ト見ヘタリ〕

此年五月三條上皇崩八月東宮敦明東宮ヲノガル皇弟敦良ヲ東宮トス（帝同母弟ナリ）敦明ヲ小一條院ト申ス此ノ後冷泉ノ統ハ絕タリ三條ノ子八人有シカド敦良ヲ立タリ大鏡ニ粟田殿花山院ヲスカシオロシ奉リ左衞門督小一條ヲスカシオロシ奉リ給ヘリ帝東宮ノアタリチカヅカデアリヌベキ御ゾウト云事出來ニシゾカシ

按ルニ左衞門督ト云ハ粟田殿ノ第二子兼隆也此兼隆カ長女敦明ノ弟敦平ノ親王ノ室トスカヽル故ニ敦明ヲスカシオロシタルニヤ〔林氏ハ道長父子ノ謀ニヤトイフ〕又按ルニ道長三條ノ子ヲ立ザル

ハ彼帝在位ノ時ヨリ君臣ノ間隙アル故ナルベシ
二年正月元服十一歳三月道長納レ女爲ニ女御一帝ノ姨三年三月道長薙染五十四歳入道殿ト云十二月頼通辭ニ攝政一爲ニ關白一四年道長造ニ法成寺一是ヨリ御堂殿ト云萬壽元年三月京師多ニ强盜一四年道長薨六十二歳三代ノ間恣レ權三十餘年一條三條後一條幷東宮共ニ其女壻也長元元年六月上總介平忠常反四年四月甲斐守頼信平レ之九年四月帝崩二十九歳

後朱雀ハ一條ノ第三子ニテ後一條ノ同母弟ナリ九歳ニシテ東宮廿八ニテ受禪外舅頼通關白タリ長暦三年三月山門衆徒頼通ニ書ヲ呈シ明尊ハ去年冬坐主智證ノ門流也非ニ慈覺孤一不レ可レ任ニ座主一ト云頼通不レ聽山徒憤怒伐ニ頼通門杜一使ニ平直方禦一レ之死傷者多長久元年九月神鏡ヤケタリ在位九年ニシテ崩三十七歳正統記ニ天皇賢明ナレド執柄恣レ權セシ故政跡聞ヘズ無念ナル事ニヤ

後冷泉ハ後朱雀第一ノ子母ハ道長第四女十三ニテ東宮廿一歳ニテ寛德二年正月受禪外舅頼通爲ニ關白一永承六年安倍頼時反源頼義爲ニ陸奥守一兼ニ鎮守府將軍一伐レ之康平五年冬討ニ平之一凡十二年在位廿三年崩四十四歳

良房攝政五年 清和貞觀元年ヨリ五年ニ至ル 中間十三年攝政ナシ 貞觀五年ヨリ十八年ニ至ル
基經攝政四年 陽成元慶元年ヨリ四年ニ至ル 關白十一年 元慶ヨリ光孝宇多ヲ經テ寛平二年マデ 中間四十年攝關ナシ 宇多寛平三年ノ後延喜一代攝關ナシ
忠平攝政十一年 朱雀承平元年ヨリ天慶四年ニ至ル 關白九年 天慶四年ヨリ村上天暦三年ニ至ル 中間十九年攝關ナシ 天暦三年ノ後オカレズ
此後連綿
小野宮 實頼關白二年 冷泉康保四年ヨリ安和元年ニ至ル 攝政二年 圓融郎位ヨリ天祿元年ニ至ル
一條 伊尹攝政三年 天祿元年ヨリ三年ニ至ル
堀河 兼道關白六年 天祿三年ヨリ貞元二年ニ至ル
三條 頼忠關白十年 天元元年ヨリ花山寛和元年ニ至ル
東三條 大入道 兼家攝政六年 一條郎位ヨリ正暦元年ニ至ル
中關白 道隆攝政三年 正暦元年ヨリ三年ニ至ル 關白三年 正暦四年ヨリ長德元年ニ至ル
町尻 粟田 道兼關白二月 一條長德元年四月ヨリ五月ニ至ル 或曰七日
御堂 入道 道長內覽廿一年 長德二年ヨリ三條長和五年ニ至ル
宇治 頼通攝政四年 後一條寛仁元年ヨリ四年ニ至ル 關白四十九年 寛仁元年ヨリ後冷泉治暦四年マデ

凡十二代百四十九年實頼已後ハ九代百九年ナリ按ルニ冷泉狂疾アリテ遜位コヽニ於テ同母弟圓融繼

位其後冷泉圓融ノ子替ルガハル帝位ニツキタリ後一條ノ後ハ圓融ノ皇統ノミ嗣位ニテ冷泉ノ帝胤ハ絕タリ

又按ルニ小野宮殿嗣絕シ事藤原忠文ガ寃鬼ニヨルヨシヲ云傳フレド村上ノ詔ヲ矯テ爲平ヲステ圓融ヲモテ冷泉ノ東宮トシ西宮殿ヲシヒテ流刑シテ無辜ノ者多ク罪ニ處シ又冷泉ヲオロシテ圓融ヲ立ラレシノ類奸邪ノ人トイフベシ兼道ノヨツギナカリシ事前中書王兼明ノ權ヲウバヒ且ハワガ弟兼家ヲシヒテ冷泉圓融兄弟ノ間ヲアシクシ三條ヲアヤブメントセシ類コレ又奸邪ノ人也道隆ノ嗣微ナリシモ其子伊周隆家ガ不忠ノ罪ニヨレルナルベシ町尻殿嗣ナキコトモ花山院ヲスカシオロシテ其功ニツノリテ父大入道殿ニ恨ヲフクミ居喪イサヽカ悲傷ノ色ナキノ類不忠不孝ノ人ナリ天ノ報應アヤマラズト云ベシ

四變 一 後三條院攝家ノ權ヲ抑給ヒシ事

帝ハ後朱雀第二ノ子母ハ陽明門院トテ三條ノ皇女ナリ續世繼ニ後朱雀寛德二年正月十六日位ヲ後冷泉ニ讓給フ時（病ニヨリテ）大納言能信（關白賴通ノ弟ナリ）二宮尊仁ヲバ僧ニナシ給フカト申ス帝此次ノ東宮タルベシト仰ラル然ラバ早ク御定アルベシト申スニ帝東宮ノ定ハ遲カラザルヨシ關白賴通申セバ重テ其沙汰有ベシト仰ケリ能信サラバ今日ノ中ニ仰出サレシカルベシト申セシニヨリテ則決定シタリ古事談ニ帝新帝（後冷泉）幷ニ新東宮（後三條）ノ御事ヲ宇治（賴通）殿ニ被仰置ノ處東宮御事仰ラレシ時ハ御返事申サシメ給ハズ不受ノ色アリ

〔後冷泉ニハ男ナシ齋院ニテ尊子内親王ト申ス一人アリキ〕

按ルニ時ニ帝十二歲ニテ東宮ニタツ能信ヲ以テ東宮大夫トス同月十八日後朱雀崩ジ給ドモ東宮既ニ定レバウゴキナシ東宮ニアル事廿五年靜ニ學ビ給フ大江匡房御師範タリ（退居セシヲ召出サレシナリ）續古事談ニ後三條院ハイカ程ノ學生ゾト問シニ匡房思ヒマウケシヤウニ佐國ホドニヤオハシケント云ヲ長方ハ聞テ泣ケリ正統記ニ帝坊ノ時ヨリ賴通三代ノ執政ニテ五十餘年權ヲ專ニセシ事ヲアシザマニ思召ト聞ヘテ隙出來テアヤブミ思召ホドノ事アリ卽位ノ日（ニ時）帝（三十五歲）賴通關白ヲ辭シテ宇治ニ退居ス其弟敎通（二條）

關白タレド事ノ外ニ威權ナシ帝詩歌ノ御製モ多ク世ニ傳フルアリ後冷泉ノ末ニ世ノ中アレテ民間ノ愁アリキ帝四月卽位アリシニ秋ノ收ニモ及バズニ世ノ中ナホリケリ始テ記錄所ヲ置テ國々ノ衰ヲナホサレタリ延喜天暦以來ニハ誠ニカシコキ御事ナリ此時ヨリ執柄ノ權抑ラレテ君ミヅカラ政ヲシリ給フ事ニ歸ル古事談ニ大嘗會ノ時ノ冕ハ應神ノ物ナリ後三條院ノ御頭ニメデタクアハセ給ヒシヲ御自讃ト云々續古事談ニ東宮御護刀壺切ハ昭宣公ノ物延喜儲君ノ時奉ラル自是代々ノ東宮ニワタル此帝ノトキハ後冷泉ヨリワタサレズ後冷泉崩後求メ出シ敎通關白ノ時獻ズ立坊廿餘年マデヤミキ今ハ止ラレズトモト申セシニ神璽寶劍エウマジカリシカド廿餘年過ニキ何カ苦シカラントテ止給キ其後ホドナク二條內裏ノ火ニ燒テ刀バカリ殘タリシニ柄鞘ヲ造テ進ラレタル也又云堀河左府（賴道ノ弟賴宗ナリ）三木ノ時前齋院ヲトリコメテ家ニオク後冷泉ハ宇治殿ニ憚リ給ヒ問給ザリシヲ帝ハ東宮ニオハシテ事ノ外憤リ玉ヒアハレ吾一人ガ妹ニテモナキモノヲト被レ仰卽位ノ後追ヒコメ玉フ（不レ解レ所レ帶）延久ノ間召仕ハレズ白河ノ御時召出サレテ大納言トモナサレシ也又云後冷泉ノ季過奢上官ノ車外金物ヲ用フ此帝ノ代始八幡行幸ニ鳳輦ヲ停テ見物ノ車ノ外金物ヲヌカセラレタリ中ノ金物ハ御覽ゼザリシカバヌカレズ故ニ今ニ用フル也加茂行幸ノ日外金物ノ車一輛モナシ又云此帝犬ヲニクマセ玉ヒ內裡ノヤセ犬ヲ取リ捨ヨト藏人ニ仰ケレバ犬ヲニクマセ給トテ京ヨリ始テ諸國ニテ殺ス由聞召驚給ヒケレバ又殺サズ續古事談ニ帝東宮ノ時天下ノ政ヲヨク〳〵聞置玉ヒ卽位ノ後樣々ノ善政ヲ行玉フ其中諸國重任ノ功ト云コト長ク停止セラレシニ興福寺南圓堂ヲ作リシニ國ノ重任ヲ關白敎通枉テ申コト度々ニ及ビ帝怒テ攝政ノ重ク怖ロシキ事ハ帝外祖ナドノコトナリ我ハ何トカ思ハムトテ揮レ鬚テ仰ケレバ敎通座ヲタチテ出ルトテ藤氏ノ上達部皆罷タテ春日大明神ノ御威ハ今日ウセ果テヌルト大音ニ云ケレバ氏ノ公卿一人モ殘ラズ退出ス帝コレヲ聞召テ關白並ニ藤氏ノ諸卿ヲ召返サレテ南圓堂ノ成功ヲユルサル古事談ニ宇治殿平等院ヲ立ラレテ宇治邊多ク寺領ニ打入ラル帝イカデ忝ニサルコトアルヤ撿

注スベシトテ官使ヲ向ラル賴通コレヲ聞テ平等院門前ニ錦ノ平帳ヲ打テ種々ノ儲ドモ用意シテ官使ヲマツ官使恐レテ不ニ參向一止ヌ續古事談續世繼等ニ帝宸筆ノ宣旨ヲ太神宮ヘ獻ゼラレントテ匡房御前ニアリシニ讀キカセ玉フ其辭ニ我卽位ノ後一事トシテ僻事セズト云事ヲ書給ヘリ匡房此御辭イカガ侍ルラント申ケレバ事ノ外ニ怒リ玉ヒ何事ヲ思出シテカクハ云ゾト問玉ヒケリ實政ニ常陸介隆方ヲ超サセラレシ事ハイカニト申ケレバサル事アリト思召出タル樣ニテ色ナホリ玉ヒ讀モハテズ宣命ヲ持テ內ニ入玉ヒキ此事初メ帝東宮ノトキ春日ノ使ニ東宮學士實政ガムカヒシニ隆方ハ辨ニテ下ル和泉木津ニテ實政マヅ儲テ渡ラントセシ船ヲ押妨テ侍講スル者ナニ、イソグゾナド云（實政東宮ノ學士ニテ老者タレバナリ）實政ナク、、此事ヲ訴申スヲヤスカラズ思召ケリ〔古事談ニ實政學士ヨリ甲斐國守ニ拜シ赴仕ノ時東宮御餞別ニ州民縱爲ニ甘棠詠一莫レ忘多年風月遊〇ワスレズハオナジ空トハ月ヲミヨホドハクモキニメグリアフマデ〕實政白河承曆三木左大辨從三位應德二年前參議正三位ニテ太宰大貳ト也堀河寬治二年八幡宮訴ニヨリテ豆州ヘ流サレ七年死ス七十五歲也〕其後卽位アリテ實政左中辨ヲ望申ケルニ（文章博士兼播磨守）露バカリモ理ナキ事ヲバスマジキニイカデカヽル事ヲバ申スゾ正左中辨ニ始テナラムトアルマジキヨシ仰ケリ〔職原抄ニ名家譜第任レ之多者先補ニ五位藏人一任レ辨也藏人帶レ之頗精撰也近衞中少將中有ニ才名一之人遷任或兼レ之又爲ニ規模一矣又中少辨之間權官一人必任レ之仍謂ニ之七辨一云云〕資仲中納言其時藏人頭ナリシガ重ネテ實政申事侍リ木津ノ渡ノ事ヲ一日ニテ思シリ侍ラント奏シケレバ帝沈思ノ體ニテ此理リ天照大神ニ申請ムトテ左中辨ニ加ラレタルナリツギノ朝ノ陪膳ハ隆方ガ番ナリシヲソレニムカヒテエ物クハジト仰ラレテ內ニテ供御ハ參ケリ隆方遂ニ辨ヲ辭シテコモレリ宇治大納言源隆國ハ先朝ノ寵臣ニテ東宮ニハ無禮ノ事ドモアリ卽位後彼子息等ニ事ノツイデニ罪科アルベシト思召ス時ニ權中納言隆俊殿上祗候ノ體ヲ小蔀ヨリ窺給フニ威儀容貌政事並ニ當時無雙ナリモシカレナカランニハ朝ノ爲不レ可レ然ト二男宰相中將隆綱ヲ見給フニ齋宮寮ノ申セシ狐ヲ射殺ノ

罪アリヤナシヤトノ陳定ニ師ノ大納言經信白龍魚服懸ニ豫且之密網ニトバカリ打云テ居ラレタリ又アル人射タリト云トモ其狐正シク死タルヲ見ズバ科不レ重ト申ス其日ノ定文ハ隆綱執筆ニテ雖レ有ニ飲羽之名ニ未レ見ニ首丘之實ニトシルシケルヲ御覽ジテ隆綱ガ宰相中將ヲ過分ニ思ヒシハユヽシキ僻事ナリケリ天照大神正八幡宮イカヾ思召ケント仰ラレテ近侍ヲ許サレ今ハトテ三男四位少將俊明ヲツミセヲレント思召ノ時忽ニ內裏燒亡帝腰輿ニ駕シテ出ムトシ玉フニ雜人南庭ニ入テ其隙ナク安座シ玉フコトナクテタヽセ玉フニ俊明頗遲參シテ其有樣ヲ見奉リミヅカラ弓ヲ執テ走廻リ雜人ヲ擊退ケシカバ安座シ給フ其時仰ニ今日俊明ガ力ニヨリテ耻ヲ見ズ是運未レ盡ガ故ナリトテ三人皆近臣トナリテ肩ヲ比スル人ナシ續世繼ニ此時帝南殿ニ出玉ヒシニ誰モ參ラズ見知リ玉ハヌ者スクヤカニ走リ廻テ神鏡ヲ出シ右近陣ニハ御輿尋出シテ階下ニヨセテノセ奉リケレバオノレハ誰トアリシニ左少辨正家ト申ス辨官ナラバ近ク侍ヘトアリ正家匡房一雙ノ博士ナルニ匡房ハ朝夕參リ正家ハ御覽ジモ知ラレザルニ官ヲ具シテ名對面申セシヲリニツケテイトカドアル心ナリ大極殿前朝ニヤケテ十年ヲ經シニ卽位後ツクリ始玉ヒ延久三年八月落成四年十二月讓位（在位四年）白河延久五年五月崩（四十一歲）古事談賴通時ニ出家シテ宇治ニアリ帝崩ヲ聞テ食ヲトヾメ器ヲステヽ歎息シ末代ノ賢主也本朝運ツタナクシテ早ク以テ崩御也ト云アル人夢ニ異國ノソコナハレシヲ直サントテ此國ヲバ去玉フト見シトナリ白河位ヲツギテ親政シ玉ヒシ事ハ下ニ詳ナリ

五變　一　上皇御政務之事

白河ハ後三條第一ノ子母ハ中納言藤公成ノ女ヲ大納言能信養テ後三條東宮ノ時ニ御息所ニ參ラセシ也白河十七歲ニシテ東宮ニタチ廿歲ニテ受禪廿一歲ヨリ政ヲミヅカラシ給フ關白ハ敎通タリ承保元年二月前關白賴通薨（八十三歲）二年九月關白敎通薨（八十一歲）十月左大臣師實ヲ關白トス續世續ニ此帝人ノツカサナドナサセ給フコトタヤスクシ給ハズ六條修理大夫顯季世ノ覺アレドモ宰相ニハナラズ御氣色トリシニソレモ物カクウヘノ事也ト仰ラル（正統記ニ顯季ハ院ノ御乳母ノ夫也）又顯隆中納言ヨ

ルノ關白ナド云シモ辨ニナサントト思フニ詩作ラデハイカヾナラン四韻詩作ル者コソ辨ニハナレト仰ケレバ驚テ好ミキ

〔古事談ニ太政大臣藤伊通二條院ニ參ラセラレシ草紙ニ不レ作レ詩人至二卿相一事始二源顯信一不レ書二消息一人至二卿相一事始二藤俊忠一トシルサレタリ按ルニ二人ガ事堀河ノ時ナリ〕

古事談ニ帝曰我是文王也必不下以二稽古大才一謂中文王上我抽二賞匡房一非レ尊二文道一乎尊ヘバ二文道一則謂二文王一ト也此時人才多ク出タリ歌ニハ藤通俊顯季源俊頼詩ニハ藤實政敦光詩歌ニハ匡房詩歌管絃ニハ源經信等アリ後拾遺金葉集モ此時撰バレ續本朝秀句モ撰バセラル續世續ニ御弓ナドモ上手ニテオハシマシケルニヤ池ノ鳥ヲ射タリシカバ故院ノムツカラセ給ヒシナド仰ラレケル又此帝ハ御心バヘタケクモヤサシクモオハシマシケル御事ハ後三條院ニ似サセ奉ラセ給ヘリカクテ在位十四年堀河ニ位ヲ傳タマヒ院中ニテ政ヲシロシメサル三十四歲ニテ傳レ位政務五十六年ニテ七十七ノ時崩 保元物語ニ白河院重祚ノ志マシ〳〵テ出家アリシカド法名ヲバツガセタマハズ天武ノ例思召ケルニヤ重祚ノ御志フカヽリケルソレカナハネバ院中ニテ御政務アルコトヽスベテ道理ニモソムキ王者ノ法ニモ違ヘリ正統記ニ孝謙脫履ノ後廢帝ハ位ニ居玉フバカリト見エタレドタシカナラズ嵯峨淸和宇多モ只讓テノカセ玉フ圓融ノ御時ハヤウ〳〵シラセ玉フ事モ有シニヤ院ノ御前ニテ攝政兼家承テ源時仲ヲ三木ニナサレシヲ小野宮實資ノ大臣ハ傾申サレシサレバ上皇マシマセド主上幼キ時ハ偏ニ執政ノ政ナリキ後三條踐祚ノ時賴通郎關白ヲヤメテ宇治ニコモリ弟敎通關白タリシカド其權モナシマシテ此御代ニハ院ニテ政ヲキカセ玉ヘバ執柄ハ只職ニ具リタルバカリナリサレド是ヨリ又古キ姿ハ一變スルニヤ執柄世ヲ行レシカド宣旨官府ニテコソ天下ノ事ハ施行セラレシニ此御時ヨリ院宣廳ノ下文ヲ重ク被レ爲シニヨリテ在位ノ君又位ニソナハリ玉ヘルバカリナリ世ノ末ニナレルスガタナルベキニヤ又城南鳥羽ニ離宮ヲタテ土木ノ功大ニ起ル昔ハオリ位ノ君ハ朱雀院ニマスコレヲ後院トモ冷泉院トモ云フ此帝ハカノ所々ニハマサデ白河ヨリ後ニハ鳥羽殿ヲ以テ御坐ノ本所ト定ラレタリ院中ノ禮モ是ヨリ始レルナリ續世續ニハ後二條大臣師通也コソオリ位ノ

帝ノ門ニ車タツルヤウヤハアルトノ給シソレカクレ給ヒテ後ハスコシモ息音タツル人ヤハ侍シ正統記ニ此ミカド白河ニ法勝寺ヲ立テ九重塔ナド昔ノ御願ノ寺々ニモコエ永保三年此後代々ニ打ツヾキ御願寺建ラレ造寺熾盛ノ謗アリ造作ノタメ諸國重任ナド云コト多クナリ受領ノ功課モ正シカラズ封戸庄園多ク寄セラレテ誠ニ國ノ費トナル

〔續世續ヲ按ルニ後三條ハ五壇ノ御修法ニモ國ヤソコナハレヌラント仰ラレ圓乘寺ヲモコチタク作リ給ハズ〕

法勝寺ヲ建ラレシ年ノ二月仁和寺御室性信ヲ二品ニ敍ス皇子僧トナリ位ヲ賜ルコトコレニ始ル性信モト師明ト云三條ノ四子大御堂ト云コレナリ

按ルニ帝八男アリ六人ハ僧トナス其中第三子覺行法親王ト申セシハ法親王ノ始ナリ續世繼ニ後二條大臣師通出家ノ後例ナキヨシヲ申サレシニ內親王ト云コトモアレバ法親王モナドカナカラムトテ法親王ニナサレシナリ又金泥一切經ヲウツサル此事ノ始也又殺生ヲ禁ジ獵具ナド持シ者モ罪セラレ殿上ノ臺盤モ六齋日ニカハルコトナシ古事談ニ加藤大夫成家不レ拘二嚴制一鷹ヲ仕フヨシ聞ヘテ使廳ニ仰テメス早速參洛門前ニミヅカラ鷹ヲスヱ下人二人モ同ジ制禁數年ニ及ニイカヾ存ジテ猶鷹ヲバ仕フスデニ朝敵ニアラズヤト也申テイハク宿ニモ今一二鷹候下人候ハデ相具セズ某ハ刑部卿殿相傳ノ家人也女御所供御料ニ毎日鮮鳥ヲアテラレ闕怠アラバ可レ處二重科一ト也源氏平氏ノ習ヒ重科トハ刎首候也獵ノ道ニハ獲ル日モ獲ヌ日モアリ必定首ヲ刎ラルベシ勅勘ハタトヘ禁獄流罪タリトモ死ニハ及マジト存ジ命惜サニ如レ此候ト申スサルシレ者ヲバ可二追放一ト仰出サル

堀河院ハ白河第二子第一敦文早世三井賴豪ガ事也母ハ右大臣源顯房ノ女ヲ關白師實ノ子トシテマイラセシナリ八歲ニテ受禪此日マヅ立二太子一應德三年十一月ナリ師實攝政ス寛治四年ニ關白嘉保元年其子師通關白後二條殿ト申セシナリ在位廿一年廿九歲ニテ崩ズ嘉承二年七月續古事談ニ堀河院ハ末代ノ賢主也天下ノ雜事ヲ殊ニ御心ニ入レ玉ヒ職事ノ奏セシ申文ヲ御夜居ニ又細ニ御覽ジテ所々ニハサミ紙シテ此事尋ヌベシ此事ハ重テ問ベシナド手ヅカラ書テ次日職事ニ賜ル一通ニコマカニ聞召事ダニアリガタキニ重テ御覽シ

テサマデノ御沙汰イト止事ナキ事也都テ人ノ公事勤ルホドナド御心ニ御覽ジ定ケルニヤ追儺ノ出仕ニ故障申サル公卿元三小朝拜ニ參リタルヲ悉ク追入ラレ其夜マデ所勞アラム者ノイカデカ一夜ノ內ニ直ルベキ僞レル事ナリト仰ケリ白河院ハ聞召テキクトモキカジト仰ラレタリアマリノ事ナリト思召ニヤ又アル時ノ逍遙ニ序書ベキ人ナシ大業藏人國賓無才ノモノニテ人不レ許五位藏人時範書ケリ其日帝人々ニ連句セサセ給ヒシニ國賓モ末句イヘト仰ケレバ今日私ノ衰日也憚アリト申ス殿上ノ曆ヲメシテ御覽ズルニ巳日ナリ巳日ノ衰日イマダナキ事ナリイカデ君ヲ欺ク連句イハヌ程ノ者イカデカ博士ニナルベキト仰ラレケリ昔モ無才ノ博士ハアルモノ也ケリ

〔按ニ卿相ノ詩作ラヌハジメ消息カ、ヌ始モ此朝ノ人也又無才ノ博士アリスベテ本朝ノ文運此時ヨリ衰タリ〕

又云アル人柑子ノ木ヲ獻ジタルヲ御庭ニ植ラレテ愛シ玉ヒケレバ藏人瀧口集リテ木ヲ枯サジトテ家ヲ作リオホヘリ坊門左大辨爲隆コレヲ見テアレハ何事ゾサル事ヤ有ベキトテ御倉ノ小舍人ヲ召テ散々ニコボタセシカバ木ホドナクカレタリイカニトモ仰ラレズ

〔此爲隆白河院ニ事ヲ奏シケル時ニ題目事ノ外重リテウルサゲニ思召タルヲ此序デニ申文アルカギリ奏シハテムト思ヒシラズ顏ニテ申ス申文五六通ニ成テ院立玉フヲ見ヌガホニテ祭主大中臣某謹申ニ請天裁一事ト讀ケレバ太神宮ノ訴哉トテ還座シ玉フソレヲ力ニノコラズ奏セシトナリ〕

帝歌ヲコノミ玉フ事フカク世ニ訴ヘシ人ニ源俊賴藤基俊周防內侍伊勢大輔ナド云者アリ堀河百首又堀河院艷書合ナド云フモ此時ノ事也帝又笛ヲフカセ給フ郢曲ニハ長ジ給フ田樂ノ張行此時ノ事也

按ルニ此時ニ至テ文學漸衰タリ大江匡房中納言ニナサレ太宰帥ニ任ゼシコト此御時ナレドコレハ白河法皇ノ御心ナルベシ奥三年ノ戰源義親ノ事アリ

鳥羽ハ堀河第一ノ子母ハ閑院大納言實季ノ女ナリ續古事談ニ堀河院皇子オソク出來玉ヒシカバ白河歎キ玉ヒテ鳥羽ノ御母后ハ入內ナリ懷姙ノ後カノ母坊門尼上賀茂ニコモリテ男子ヲ祈玉シ時ノ夢ニ明神衣ノ袖ニ居玉ヒテモノ、タマヒ男子ヲ生ベシソノ卷タル物ヲトレト有シヲ見テ驚テ卷ヲサグリシニツクリタ

ル龍アリソレヲ取テイツハリテ鳥羽院ニ獻レリカノコロモハ御正體トテ四條坊門ノ別宮ヲバカノ尼上造レリ又女一人參リテ女房ニ申テ曰ハラミ玉フハ王子ナリメデタクオハシマスベシ右ノ御尻ニアザオハシマスベシト云實季出アハントセシニ彼女ハウセタリウマレタマヒシニ誠ニ右ノ御尻ニ痣オハシマシケリ帝生レテ八月ニテ立太子五歲ニテ卽位右大臣藤忠實攝政十一歲ニテ元服永久元年正月忠實關白保安二年二月忠實辭ニ關白ニ四四十三月忠通關白廿五歲富家殿在位十六年ニテ讓位二十一歲ニ政事白河ノ上皇ヨリ出ヅ白河ノ崩後是帝政二十四年五十四歲ニテ崩ズ白河ヲバ本院ト云ヒ鳥羽ヲバ新院ト云フ白河花宴保安三年二月ノ閏鳥羽五十御賀仁平二年三月七日ナド云此御時ノ事也正統記ニ此帝ノ時ニ裝束コハクナリ烏帽子ノ額ナドイフ事モ出來ヌ花園ノ有仁大臣ト仰合サレシ續世繼花園大臣ノ傳ニ白河ノ第三宮輔仁親王ノ一男源姓ヲ賜フ白河ノ御養子ナリ此大將殿ハ其外ニ衣紋ヲコノミ給ヒテ袍ノ長短ナドコマヤカニ調ヘテ其道ニスグレ玉ヘリ昔ハ奴袴中フクラミテ烏帽子モコハク塗ルコトナカリキ此比ヨリサビエボウシキラメキ烏帽子ナド折々カハリテ侍ル白河院ハ御裝束ニ參ル人引繕ロヒ申セバサイナミ玉ヒキ鳥羽院此大臣コマカニ沙汰シ玉ヒ肩當腰當烏帽子トゞメ冠トゞメセヌ人ナシ冠烏帽子ノ尻雲ヲウガチタレバサラズバ落ヌベシ衣紋ノ雜色ト云ヒテ藏人ニナリシモ此御家ノ人也院中ニテ政ヲキヽ給シ事ハ代ヲ逐テ下ニシルス正統記ニ鳥羽院ノ御代ニヤ諸國ノ武士ノ源平ノ家ニ屬スル事ヲトゞムベシト云制符度々、アリキ源平久シク武ヲ取テ仕ヘシカドモ事アル時ハ宣旨ヲ給ハリテ諸國ノ兵ヲ召具シケルニ近代トナリテ頓テ肩ヲ入ルルヤカラ多クナリシニヨリテ此制符ハ下サレキ果シテ今マデノ亂世ノ基ナレバ云カヒナキ事ニ成ニケリ又白河鳥羽ノ御代ノ比ヨリ政道ノフルキ姿ヤウ〳〵衰フ審ニハ武家ノ下ニアラハスベシ

崇德院ハ鳥羽第一子母ハ待賢門院也大納言公實ノ女ヲ白河院養ヒテ入內保安四年正月受禪五歲關白忠通攝政タリ此時曾祖白河ヲ本院ト云ヒ鳥羽ヲバ新院ト云ヒキ大治三年待賢門院ノ御願トテ圓勝寺ヲタツ四年七月白河ノ法皇崩ズ七十七歲此後ハ鳥羽上皇政ヲ聽玉フ二十七歲白河世ニマセシ時ハ待賢門院寵アリテ男女ノ子アマタ生男五人女一人白河崩後鳥羽憚ル所ナク前關白忠實ノ女入內高陽院ト云フ子ハナシ三木藤ノ長實ノ女ヲ召テ女御トス美福門院ト云一時女院三人アル中ニモ美福門院專寵シテ鳥羽政怠

ル天承元年十二月故關白忠實上皇ニ謁ス是ハ白河ト隙アリシニヤ退居十二年ニテ始テ出仕ス既ニ致仕タレド此後政ニ預カリ嫡子關白忠通ト不和ニテ二男賴長ヲ愛スルコト甚シ（于時賴長十二歲コレ保元ノ亂本）長永元年正月忠實内覽ノ宣三月鳥羽上皇得長壽院ヲ作リ三十三間堂ヲ建ツ平忠盛奉行但馬國ヲ賜リテ昇殿ヲ許サル（此人白河ノ時寵臣タリキ）五年五月近衛生ル（美福門院ノツメル所也）當今崇德ノ養子トナシ八月立太子（中間リヅカニ二月カコレ保元亂ノ本）六年二月忠實聽ニ輦車一六月准三后賜ニ隨身兵仗一十月薙染（六十二歲）永治元年鳥羽上皇薙染（三十九歲）續世繼ニ御年四十ニミタセ玉ハ子ドモ年頃ノ御本意モ又ツヽシミノ年ニテ年ゴロハ御隨身ナドモ止玉ヒテ供セサセ給ハ子ドモ寶莊嚴院ヲ作ラセ給ヒテ供養シタマフニ兵仗供シ給ラセ給ヒテ珍ラシク太上天皇ノ御フルマヒ也打ツヾキ八幡賀茂ナド御幸アリテ三月十日ニ鳥羽殿ニテ御グシオロサセ給フ五十日御佛事トテセサセ給ホド大路ニアリク犬ヤ木積デアリク車牛ナドマデ養セ玉ヒ御堂ノ池共ノウヲニモ庭ノ雀鳥ナドカハセ給フ山々寺々ノ僧ニユアムシ御布施ナドハイヒシラズタヾノ節モカヤウノ御功德ハ常ノ御イトナミナリ人ノ奉ル物多クハ僧ノ布施ニナム成ケルオハシマスアタリアマタノ御所共ニハイヒシラヌ綾錦唐織唐絹樣々ノ寶物所モナキマデ置ミダレケルヲ御布施ニセサセ給ヘバ來ム世ノ御功德イカバカリ侍ラム白河院ノオハシマス所キラ〳〵シクハキノゴヒテ只ウチノ見參トテ紙屋紙ニ書タル文ノ毎日ニ參ラスル計リヲ御厨子ニ取置カセ玉ヒテサラヌモノハ御アタリニミユル物無リケリマシテ裁縫ハヌモノナドハ御前ニ取出サルル事ナクテカタシハブキセサセ玉ヒテタヾ一所ニオハシマシテ近習ノ上下ヲトリドリ召ツカヒオハシマシケル其年十二月七日讓位（二十三歲）保元二年帝南狩至ニ于讚州一長寬二年崩ニ于讚州一（四十六歲）詳ナル事ハ下ニ見ユ續世繼ニ帝故キ事ドモ起サムノ御志ハオハシマシナガラ世ヲ心ニモ任セ玉ハデ院ノ御マヽナレバ安キ事モカナハセ玉ハズオハシマシケルニ春宮（近衛）ニクラヰ讓ラセ玉フ其日辰時ヨリ上達部樣々ノツカサ〳〵參リ集ルニ帝ヨリ鳥羽上皇ヘ度々御使有テ藏人ノ中務少輔師能カハル〳〵參リ又六位藏人御書捧ツヽ參ル程ニ日暮方ニゾ神璽寶劍ナド春宮ノ御前ヘ上達部引續キテ渡シ玉ヒケル（此帝後ニ讚岐ヘ渡リ崩ジ給フ事下ニ見ユ）保元物語ニ先帝コトナル御恙モワタ

リ玉ハヌニ押下シ玉ヒシコソ淺マシケレ古事談待賢門院ハ白河院御猶子ノ義ニテ入內ナリ其間法皇密通シ玉フ人皆コレヲシル崇德院ハ白河御胤子ト云ニ鳥羽ノ院モ其由ヲ知食テ叔父子トゾ申サシメ玉フコレニヨリテ大略不快ニテヤマシメ玉フ鳥羽院最後ニモ惟方時ニ廷尉佐ヲ召テ汝バカリゾト思テ仰ラル、ナリ閉眼ノ後御遺言ノ旨候トテカケ廻リ入奉ラザレトノタマフ

近衞院ハ鳥羽ノ第八子三歲ニテ卽位關白忠通攝政ス此時鳥羽ヲ一院ト申シ崇德ヲ新院ト云フ天養二年八月待賢門院崩久安六年正月元服十二歲此月左大臣賴長ノ女入內實ハ德大寺中納言藤公能女云ニ皇后」六月攝政忠通ノ女入內中宮帝中宮ニハ親シク皇后ニハ疎カリシカバ忠通賴長兄弟ノ間彌不和九月忠通氏ノ長者十二月關白仁平元年正月身兵仗氏長者內覽ノ宣下是父忠實申行フ所ナリ賴長隨攝關ナラズ長者幷ニ內覽ノ宣コレテ始トス久壽二年七月廿三日崩十七歲在位十四年後白河ハ鳥羽第四子崇德同母弟也廿九歲卽位忠通關白タリ古事談ニ八條院近衞同母女弟暲子內親王ヲヤ女帝ニスヱ奉ル又二條院ノ今宮後白河ノ小宮トテ座シケルヲヤツケ奉ルベキナド沙汰アリケルニ法性寺殿忠通今宮ノ后腹ニ御坐スルヲオキテイカデ異議有ベキト議シ玉シカバ受禪保元物語ニ新院此時ヲ得テ我身コソハ位ニカヘリツカズ共重仁親王コソ一定今度ハツカセ玉ハメト待ウケオハシマシ天下ノ諸人モ皆カク存ゼシ所ニ思ノ外ニ美福門院ノ御計ニテ後白河院其時ハ押コメラレテオハセシヲ御位ニツケ玉ヒシカバ高キモ賤キモ思ノ外ノ事ニ思ヒケリ此四宮モ新院ト御一腹ニテ女院ノ御タメニハ共ニ御マ、子ナレ共重仁ノ位ニツカセ玉ハム事ヲ猶猜ミ玉テ後白河ヲモテナシ參ラセ玉ヒテ法皇ニモ內々申サセ玉ヒシ也其故ハ近衞ノ世ヲ早クシタマフ事新院呪詛シ玉フトナム思食ケリ此ニ依テ新院ノ御恨一シホマサラセ玉フモ理リ也此時四宮雅仁ヲタテ、其子守仁二條院ヲ東宮トシ暲子內親王ヲ東宮ノ養母トシテ八條女院ト尊號シ皇后ナラデ院號ノ始暲子同母ノ女弟高松院ヲ東宮ノ御休所ト定メラル是ハ東宮ノ姨也保元物語ニ後白河卽位ノ後忠通世淳素ニ返ルベクバ關白ノ辭表ヲサマルカ又內覽氏長者關白ニ付ラル、カ兩樣共ニ天裁ニ在リト頻ニ申サセ玉ケリ按ルニ賴長內覽ヲトヾメラル氏長者ハ元ノ如シサレバ賴長新院ノ一宮重仁親王ヲ位ニ卽ケ奉リ天下ノ事ヲ執行セバヤト思ヒ常ニ

新院ニ參リテトノキアリケリ保元元年七月二日鳥羽崩シテ後アル夜新院昔ヲ以テ今ヲ思フニ天智ハ舒明ノ太子也孝德ノ子多カリシモ位ニツキ玉ヒ仁明ハ嵯峨ノ第二子タレド淳和ノ子ヲサシ置テ祚ヲフム花山ハ一條ニ先ダチ三條ハ後朱雀ニス、ム我先帝ノ太子ニ生レ帝位ヲ辱ウス上皇ノ尊號ニツラナルベクバ重仁コソ位ニツクベキニ文ニモ非ズ武ニモアラヌ四宮ニ超ラレテ父子共ニ愁ニシヅム然レドモ鳥羽オハシマスホドハ力ナク二年ヲスゴシヌ今ハ我天下ヲ奪ハムヿナニノ憚リカアルベキト仰ケレバ賴長シカルベシト勸申ス內裏ニモ此由聞ヘテ兵ヲ召ス源義朝義康等ノ源氏等召ニ應ズ鳥羽モ此亂レアルベシト思食サレシニヤ美福門院ヘ遺誡有テ內裏ニメサルベキ武士ノ名ヲ記シオカル重仁親王ハ故刑部卿忠盛ガ養君ニテ清盛ハ其乳母子タリシカバ御遺誡ニハモレシヲ美福門院ノ謀ニテ故院御遺戒ニ任セテ參ルベシト仰下サレシニヨリ清盛子弟引具シテ參リタリ新院ハ鳥羽ノ田中殿ヨリ白河ノ前齋院ノ御前ヘ御幸アリテ義朝ノ父爲義其子四郎左衛門尉賴賢掃部助賴仲賀茂六郎爲宗七郎爲成鎭西八郎爲朝九郎爲仲等六人ヲ具シテ參ル清盛ガ叔父平右馬助忠政父子モ參レリ賴長モ宇治ヨリ白河殿ニ參ラル凡兵一千餘騎是ヨリ先內裏ニハ關白忠通參內シテ賴長ヲ流刑ニ申シ行フ是謀反發覺ノ事アレバナリ馳集ル勢一千七百餘騎新院齋院御所ヨリ北殿ヘ移リ給フ軍議ノ時爲朝內裏ヲヤクベシト奏ス賴長不レ聽內裏ハ高松殿ニテ分內狹シトテ俄ニ東三條殿ヘ遷幸其後義朝ヲ召テ軍議アリ義朝奏シテ曰ク清盛等ヲ止メテ內裏ヲ護リ自ラ兵ヲ卒キテ夜打ニスベシト申ス（コレ南都衆徒一千餘明朝新院ヘ參ルト聞ヘケレバナリ）少納言入道奏ス臣ガ家ノ事猶クラシ況ヤ武事ヲヤ一向義朝ガハカラヒタルベシ先ンズル時ハ人ヲ制ス後ニスル時ハ人ニ制セラルト云ヘバ今夜ノ發向尤也清盛ヲトヾメマモランコトモ然ルベカラズ武士皆罷向フベシ早ク凶徒ヲ討ジテ逆鱗ヲヤスメバマヅ日頃申所ノ昇殿ニオイテ疑フベカラズト云義朝戰ノ場ニ臨デナンゾ餘命ヲ存ゼン只今昇殿シテ死後ノ思出ニ仕ルベシトテオシテ階上ニノボリシヲ信西コハイカニト制セシヲ帝御入輿アリキ白河殿ヨリ武者所親久シテ內裏ヲウカヾハシメテ敵來ルト聞ヘシカバ爲朝其謀行レザルコトヲ憤リケレバ藏人ニナサル猶怒リテ不レ拜十

一日寅ノ時計リニ軍始リテ夜明テ義朝奏シテ火ヲ放タン事ヲ奏ス信西承テ許サルヤガテ火ヲ放ツ辰時新院賴長出奔北白河ニテ賴長中ニ流矢ニ新院爲義ヲ召具シテ如意山ニ入テ武士等ヲ散ジ給フ爲義忠政三井寺ノ方ニユク新院ハ知足院ノ傍ノ僧坊ニ入テ薙染忠實ハ新院ノ軍利ナシト聞テ橋ヲ引キ宇治南都ヘ出奔賴長モ南都ニオモムキ舌ヲ喰切テ死ス新院其後御室ヘ入玉ヒシヲ取奉ル十一日夜ニ入テ忠通關白モトノ如ク氏ノ長者タリ子ノ時計リニ勸賞アリ安藝守淸盛ヲ播磨守下野守義朝ヲ左馬權頭義朝ムカシ左馬助タリ今權頭タラン事面目ニアラズト云シカバ頭ニナサル重仁ハ出家淸盛ヲシテ爲義ヲ求ム爲義東國ニ赴キシガ忽ニ病テ父子相失シテ義朝ガ許ニ來ル忠政モ淸盛ガ方ニ來レルヲ奏シテ父子五人ヲ誅スコレ叔姪不快ノ上爲義チキラセン謀也ト云爲義ヲモ斬ベシト勅アリシヲ義朝二度迄訴シヲ淸盛既ニ叔父ヲキル姪猶レ子ト云リ豈父ニ異ナラムヤト怒ラセ給ヘバ鎌田次郎政淸ヲシテ斬セタリ義朝弟九人皆キラル爲朝一人遁レタリ近江ノ和田ニ隱レキシヲ九月二日ニ生捕ル湯屋ニアリシ所トイフ達レ期且ハ勇士タル故ニ流刑九月知足院入道相國忠實モ賴長同意ノ由ニテ流刑ノ沙汰有シニ忠通訴シカバ其事ナク父子始テ和睦セリ八月賴長ノ三子ハ皆流サル爲長雲州師長土州敎長ハ常州廿三日院ハ讃岐ヘ流サル八年ノ後長寬二年八月六日ニ崩ズ四十六歲此日淸盛義朝合戰ストテ白赤ノ旗サシテ武士洛中ヲ東西ス敕使ヲ以テ兩方ヲ御尋有シニアトカタモナキ由ヲ奏ス保元物語ニ曰クスベテ今度ノ合戰ハ前代未聞ト申スニヤ主上上皇御連枝ナリ關白左府モ御兄弟武士ノ大將爲義義朝父子也此兵亂ノ源モタヾ故院后ノ御勸ニヨリテ不義ノ御受禪ドモ有シ故ナリ七月十九日源平七十餘人誅セラレキ中院左大臣政貞大宮大納言伊通等議シ申シケルハ嵯峨ノ御時左兵衛督仲成誅セラレシヨリ以來死罪ヲ停メラル、ニヨリテ一條ノ御時內大臣伊周中納言隆家ノ花山院ヲ射タリシ罪既ニ斬罪ニ當ル由法家ノ輩申ケレドモ遠流ニ宥ラル今改テ死刑ヲ行ルベキニ非ス就中故院ノ御中陰也旁ゝ宥メラルベキ由ヲ申サル信西內々申ケルハ此議不レ可レ然多クノ凶徒ヲ國々ニ分チ遣ハサレムハ定テ兵亂ノ本タルベシ非常ノ理ハ人主專ニセヨトイフ事アリ重テ僻事出來タラバ後悔ナンゾ益アラムト申ケレバ皆斬ラレタリ弘仁ニ仲成誅セラレテ帝王廿六代年紀三百四十七年絕タル死刑ヲ

申行タルコソウタテケレ就中義朝ニ父ヲキラセラレシ事前代未聞ノ義ナリ且ハ朝家ノ御誤リ且ハ其身ノ不覺也孟子ニ舜天子タリ瞽瞍人ヲコロス事アランヲ皐陶トラヘタラバ舜ハイカヾシ給フベキト云ニ位ヲ棄テ父ヲ負テ去ルベシトアリ義朝實ニ助ント思ハムニナド其道無ルベキ恩ヲ給フニ申カフルトモ譬ヒ我身ヲ捨ルトモイカデ是ヲ救ハザラム誠ニ義ニ背ケル故ニヤ無雙ノ大忠セシカドモ殊ナル勸賞モナクケツク幾程モナクシテ身ヲ亡シケルコソ淺マシケレ正統記ノ評コレニ同ジ又云保元平治ヨリ此方天下亂テ武用盛ニ王位輕クナリヌ未ダ泰平ノ世ニ歸ラザルハ名行ノヤブレゾカシ

按ルニ白河ソノ義女ニ私シソノ妊メルヲモテ孫婦トシ其産ルヲ待テヤガテ天位ヲ嗣シム鳥羽マタ聚麀シテ多クノ男女ヲ産シメタリ其子何ノ罪ニアル其母ヲ寵シテ其子ヲニクミカツハ又艷妻ニマドヒテ幼子ヲ立ツ崇德又其假父ヲ恨ミテ同母ノ弟ヲ責メ忠實大臣トシテ故ナク幼子ヲ愛シ賴長長ヲ凌ガムトシ忠通又其弟ト氏ノ長者ヲ爭ヒ淸盛其叔父從兄弟ヲ斬テ義朝ガ父ト弟トヲ斬ラム事ヲ謀リ義朝又朝命ヲ辭シカネテ父ト弟トヲ斬ル後白河其兄ト爭ヒコレヲ流シ其功臣等ヲシテ其父子兄弟ヲキラシム謂ツベシ父父タラズ子子タラズ兄兄タラズ弟弟タラズ夫夫タラズ婦婦タラズ君君タラズ臣臣タラズト北畠ノ准后ノイハユル名行ノヤブレ一言以テ蔽ヘリト云ベシ

賴長ハ忠實ノ愛子ニテ信西ニ學ビタリ其兄忠通ガ詩歌手跡ニ巧ナルヲバ朝家ノ要事ニ非ズトオモヘリ五常ヲ正シクシテ賞罰ヲワカチ政務ヲ正シテ善惡ヲ正シケレバ時人惡左府トイヒテ恐レキ眞實ハ心ウルハシク舍人牛飼等ノ道理ヲタテヽ申ワクル事ヲモ後悔シ陳ニテ公事ノ時外記官史ヲイサメラレシニモ過ラヌ由ヲ申披ケバ怠狀ヲカキテ給ヘリ是ヲ辭スレバ一ノ上ノ怠狀ヲ以テ下ノ臣下取傳フル事家ノ面目ナラズヤト仰ケリカノ信西ト云ハ左大臣武智麻呂ノ遠孫ニテ後白河上皇ノ御乳母紀伊ノ二位ガ夫也此人南家ノ儒胤タレド儒業ヲバ傳ヘズ少ヨリ諸道兼學シテ九流百家ニ至ルマデ當代無雙ノ宏才博覽ナリ初ハ日向守通憲トテ御前ニテ何トナク召使レシカアル時首切ラレムズル相アルヲ自相シテ出家ノ暇申ス時日向入

道ト呼レムハウタテシク候少納言ヲ赦シ給ラバヤト申セシヲ始ハ赦シ給ハザリシヲヤウヽヽニ申テ許サレ出家シテ少納言入道信西ト云フ（此事鳥羽ノ御時ニヤ）ソノ出家ノ心ツキシ時頼長未ダ（廿歲ノ時）若カリシニ院ニテ參會シオノレハ出家ノイトマ申テ法師ニ成ベシソレニイタマシキ事一ツアリ才智身ニ餘リヌル者ハ遂ニ不運ナルト人ノ申テ學文ヲ懶クセムコト悲シキナリ君ハ攝籙ノ家ニ生レ前途頼アリ必學文才智ヲ極メテシカモ人臣ノ位ヲキハメ給ヒオノレ故人ノ怠タラム邪執ヲカウブリテタベト申ケレバ其顔ヲツクヅクトマモリテ涙グミ詞ハナクテウナヅキ給ヒケリ後四年ヲ經テ頼長ノ（廿四歲）病ヲトフ事アリシニ臥シナガラ龜卜ト著筮トノ事ヲ論ゼシニ左府龜卜深シトテ事ノ外ニ論シアガリテ入道遂ニマケヌサテ入道今ハ御才智既ニアマリ給ヒタリ御學文入ベカラズ若ナホセサセ給ハヾ一定御身ノ祟トナルベシト申テ退出セリ此事ヲ自讃シテ日記ニモシルシオカレキ保元物語ニ弟子ヲ見ル事師ニシカズト云事有リコレ御學文ヲヤメ申ニアラジ才智ニホコリ給フ所ヲゾ誡シメ參ラセケンマヅ御心誠ニ心アリテウルハシキ御心バセノ上ノ御學文コソ然ルベケレ何カスベテ内外ノ鑽仰タヾ一心ノタメナリ

按ルニ此物語ニ評セシ所ハシカ也サレド通憲ガカク言シ所ハシカハアラジハジメ勤シ所只智ヲキハメ給ヘトコソ見ヘタレ徳ヲ修メ給ヘトハイハザリキヒトリ頼長ノ身ヲウシナヒシノミニアラズ信西ガ終ヲヨクセザリシモタヾ才智ヲ以テ學トセシ謬ニヨレル歟

亂後帝後三條ノ例ニヨリテ記錄所ヲ立テ自ラ政ヲキキ御乳母ノ夫少納言入道ヲ寵任シテ大内ヲ造ラレ（白河ノ後始テ造之）洛中ヲモ掃キヨメテ古ノ盛時ニ立歸リ在位三年ニテ讓位（三十二歲後ノ事下ニ詳ナリ）コレヨリ二條院ハ後白河第一子母ハ大炊御門贈太政大臣經實ノ女也保元三年八月受禪（十六歲）忠通辭二關白一其子基實爲二關白一（十六歲）天下ノ事ハ後白河聽玉ヒ信西イヨヽ任用セラル平治元年十二月信頼義朝ノ亂起レリ（保元亂後二年ヲヘダツ）權中納言兼中宮權大夫右衞門督藤、信頼ハ中關白道隆ノ後ナリシガ父祖ハ諸國ノ受領ヲ經テ老後從三位ニ至リキシカルニ此人後白河上皇ニ寵任セラレ廿七歲ニテ中納言右衞門督ニナル猶大將ヲ望申セシヲ上皇信西ニ議セラレシカ

バ此事ユメ〳〵然ルベカラズ君ノ御政ハ司召ヲ以テ先トス敍位除目ニ僻事出來ヌレバ上天ノ意ニ背キ下民ノ謗ヲウケテ世ノ亂ル、端ナリ漢家本朝其例コレ多シ三公ニハ列スレドモ大將ヲ經ザル臣ノミ有リ執柄ノ息英才ノ輩モ此職ヲ先途トス信頼ナドガ身ヲ以テ大將ヲケガサバ愈驕ヲ極メテ暴逆ノ臣トナリ天ノ爲ニ亡サレン事イカデ不便ニハ思食サレザラントト諫シカド實ニモト思召ス御色ナカリシカバ信西唐ノ安祿山ガ圖三卷ヲカヽシメ獻ゼシカド猶實ニモト思召ス事ナシ信頼カクト聞テ常ニ所勞ト稱シ引籠リテ馬ノリ弓引ハヤ足力持ナド單ヘニ武藝ヲ習ヒ信西ヲ滅サム爲トゾ聞ヘシ信頼其子信親ヲ清盛ガ壻ニナシテ相謀ラハント思シガ彼ハ太宰大貳ニナリ大國アマタ玉リテ恨アラジ義朝コソ保元ノ功大ニシテ賞ノ輕ヲ恨ベケレト思ヒ日頃懇ニ語ラヒ帝ノ外戚新大納言經宗御乳母ノ別當惟方等トムツビタリ正統記ニ清盛ハ信西ガ縁者ト成テ事ノ外召仕ハル信西清盛ヲ滅シテ世ヲ恣ニセムトハカル此年十二月四日清盛其子左衞門佐重盛ト熊野ニ詣シ後ニテ義朝ト相謀リ九日子ノ時ニ義朝五百騎ヲ率キ信頼院ノ御所ニ參リ上皇ヲ大內ノ一品ノ御所ニ捕ヘ帝ヲ黑戸ノ御所ニ置キ參ラセ三條殿ヲ燒キ信西ガ西洞院ノ宅ヲモヤキ其子共闕官セシメ御方ノ兵ニ除目ヲ行フ（信頼ハ朝餉ノ間ニアリ自ラ大臣大將ト云）義平ハ母方ノ祖父三浦介ガ許ニ有シガ都騷シキ事有ト聞テ馳上リ今日ノ除目ニ逢シニ勢ヲ給リテ安倍野ニ出向ヒ清盛父子ヲ討テ後ニ玉ルベシト辭ス信頼許サズ信西ハ九日午時ニ白虹貫レ日ヲ見テ今夕御所ニ夜討入ベシトシリテ奏セム爲ニ院參セシニ御遊ノ中ニテ子息等モ御前ニ有シカバ女房ニ申置キ家ニ歸ル妻ノ二位ニ子供ニモ知セヨト云ヒ郎等四人具シテ奈良ヘ奔ルトテシガラキノ峰ニテ忠臣君ニ代ルト云事ヲ思出テ十日ノ朝右衞門尉成景ヲ都ニ返シ見セシニ舍人武澤ガ來ルニアヒテ變ヲキヽ入道ハ春日山ノ奥ヘ行ント云テ引返シ斯ト云フ入道生ナガラ穴ニ埋ラル出雲前司光康五十騎ニテ追カケカノ月毛ノ馬ト武澤ト云フ舍人ヲ見カケテ尋問テホリ出スニ未ダ息アル首キリテ十四日ニ獄門ニカク正統記ニ信西モ才學アリ心サカシカリケレド己ガ非ヲ知リ未萠ノ禍ヲ防グ迄ノ知分ヤカケタリケム信頼ガ非ヲ諫メ申ケレド我子ドモハ顯職顯官ニ上リ近衞中將ナドニサヘナリ三木以

上ニ上ルモ有リ斯テ失ニシカバ是モ天道ニタガフ所ナリトハ疑ナシ十日ノ朝六波羅ヨリタテシ早馬切目ノ王子ニテ追付ク清盛マヅ熊野ニ參ランヤト云ヲ重盛諫テ引返ス兵具ナシト云ヘバ筑後守家貞長櫃五拾合ヨリ鎧五拾矢五十腰竹ノ杠ノ中ヨリ弓五十出シタリ別當湛增廿騎ヲ遣シ湯淺宗重三十騎ニテ來ル彼是百騎ニテ返ル義平三千ニテ安倍野ニ待ト聞テ四國ヘ渡ラント云フヲ重盛諫テ家貞ト共ニ勸テ歸ルソノ後信西ガ子ドモ流刑

〔嫡子新宰相俊憲播磨中將成憲是ハ清盛ノ壻也後ニ櫻町中納言ト云フ權右中辨貞憲美濃少將長憲信濃守政憲等也僧俗共ニ男子十二人女子五人有シ也〕

廿三日內裏ニテハ六波羅ヨリ寄スルトテ騷グ六波羅ニモ十日ヨリ日々ニマツ廿六日ノ夜上皇竊ニ仁和寺ニ奔ル（藏人右少辨成賴御供也）帝モ六波羅ニ奔ル（經宗惟方御供ナリ）信賴斯ト聞テ驚テ六波羅ヲ攻ベシトセシニ廿七日清盛內裏ニオシヨス源氏ノ兵是ヲ打破リテ六波羅ニヨス源賴政心變リシ源氏利ナクシテ義朝東奔信賴道ニテ捨ラレ降參シテキラル上皇信賴ガ死罪ヲ宥メラレム事ヲ請給ヒシカド叶ハズ義朝靑墓ヨリ尾州野間ヘ下向長田忠宗ガ家ヘ入ル明ル永曆元年正月三日ニ忠宗ガ爲ニウタル（三十八歲）義平ハ父ト議シテ山道ヨリ攻上ルベシトテ飛驒ニ下リシニ多勢トナル義朝ウタレシト聞テ兵散ズ都ニ上リ清盛ヲネラヒシガアラハレ難波二郎經遠三百騎ニテ旅館ヲカコミシヲ打破リテ石山ノ邊ニカクレシヲ難波三郎經房ガ郎等捕テノボル首キラレタリ（正月十八日ノ事時ニ二十歲）二月九日賴朝ヲ關ケ原ニテ捕ル池ノ尼ノ請ニヨリテ豆州ニ流サル常盤腹三人ハタスケラル此功ニヨリテ清盛正三位ニ敍シ（三木ニ成ト云）子息兄弟皆々國給ル信西ガ子十二人ハ召返サルベキニ其事ナシ是ハモトノゴトク召ツカハレムニハ信賴同心ノ事天聽ニ達セム事ヲ恐レテ經宗惟方ガ申シス、メシ所ナリトゾ院ハ顯長ノ宿所ニ御坐アリシガ二月廿日頃

〔仁和寺ヨリ出給ヘドモ三條殿燒テ御所ニナルベミキノ所ナカリシカバ八條堀河皇后大夫顯長ノ宿所ニマセシ也〕

清盛ヲ召テ主上幼ケレバコレホドノ御ハカラヒ有ベシトモオボヘズ

〔按ルニ御棧敷ヲ板ヲ以テ打ツケシ也李輔國ガ明皇ヲ西宮ニ幽ヘシ事ノ如クナルヲイカリ玉フ也〕

經宗惟方ガシワザト思食イマシメ參ラセヨト有シカバ召捕テ參ラス死刑ニ定リシヲ忠通申ナダメラレテ流サル正統記ニ斯テシバシ靜リシニ主上上皇御中アシクテ帝外舅大納言經宗御乳母子別當惟方等上皇ノ御意ニ背キケレバ清盛ニ仰セテ召捕ラレ配所ニ遣ハサレ是ヨリ清盛天下ノ權ヲ恣ニシテ程ナク太政大臣ニ上リ其子大臣大將ニナリ剰兄弟左右ノ大將ニ幷ベリ天下ノ諸國半過ル迄家領トナシ官位ハ多ク一門家僕ニフサゲタリ王室ノ權サラニ無キガ如クニナリヌ

按ルニ此年帝藤原ノ多子ヲ召テ后ニタテラルコレハ近衞院ノ后也其美ナル事ヲ帝聞召テ其父右大臣公能ニ勅シテメサル此事然ルベカラズト上皇モオボシメシ羣臣モ諫シカド聞給ハズ二代ノ后トイフ是ナリ時ニ帝十八后ハ廿三也コレヨリ主上上皇ノ間快カラズ此事ニヨリテ經宗惟方罪セラレシガ平治物語ノ如クナレバ信頼ガ亂ハ主上ノ御旨ナリト云シ事ニヤ又信西ガ子息等流刑ノ事歟平家物語二代后ノ下ニ永暦應保ノ頃ヨリシテ（二條ノ年號）院ノ近習者ヲバ内ヨリ御戒有リ内ノ近習者ヲバ院ヨリイマシメ玉フ上下オソレヲノヽイテヤスイ心モセズ只臨二深淵一履二薄氷一ガ如シ主上上皇父子ノ御間何事ノ御隔カ有ルナレドモ思ノ外ノ事共多カリケリ應保二年富家入道相國忠實薨ズ（八十四歳）知足院ノ關白ト云是也三年二月前攝政忠通薨（六十八歳）法性寺殿ト云（鳥羽ヨリ當代マデ四十餘年攝政關白タリキ）永萬元年二月源爲朝豆州大島ヨリ鬼島ニ赴シト云フ六月帝病有テ讓位七月崩（廿三歳）

在位七年

六條ハ二條ノ子母ハ大藏大輔紀兼盛ノ女受禪ノ時二歳攝政ハ關白基實後白河上皇政ヲ聽玉ヒキ平家物語ニ一ノ宮ノ二歳ニナラセ玉フヲ太子ニタテ玉フベキト聞ヘシ程ニ六月廿五日俄ニ親王ノ宣旨蒙ラセ玉フ頓テ其夜受禪有シカバ天下何トナクアワテタル樣ナリ本朝童帝ノ例ヲ尋ルニ清和天皇九歳ニテ讓ヲ受サセ玉ヒ外祖忠仁公幼主ヲ扶持シ玉ヘリ是ハ攝政ノ始ナリ鳥羽院五歳近衞院三歳彼ヲコソイツシカナレト申セシニ是ハ二歳ニ成セ玉フ先例ナシ物サワガシトモ愚也仁安元年七月基實薨（廿四歳）其弟左大臣基房攝政タリ十月後白河上皇ノ第三子憲仁親王ヲ東宮ニタツコレ主上ノ叔父ナリ（主上三歳東宮六歳）二年二月平清盛太政大臣

〔二條應保元年中納言 六條永萬元年 大納言仁安元年ニ內大臣ソレヨリスグニ太政大臣也〕從一位隨身兵仗ヲ賜リ輦車ヲ聽サル時ニ五十歲五月辭表八月賜二官符一以二播磨肥前肥後之郡鄉一爲二功田一三年二月上皇廢レ帝以二東宮一爲レ帝（帝ヲ新院ト云ワヅカニ五歲）在位三年正統記ニ上皇世ヲ知ラセ玉シニ二條ノ帝本ヨリ快ヨカラヌ御事ナリシ故ニヤイツシカ讓國ノ事アリキ御元服ナドモナクシテ十三歲ニテ世ヲ早クシマシマシキ

按ルニ上皇清盛ヲ頻ニ擢任セラレシ事ハ其愛子憲仁ヲ立ムト思ヒ玉ヒシ故ニ其力ヲ借ラントノ御事成ベシ此事鳥羽ノ崇德ヲ廢シテ近衞ヲ立ラレシヨリハ猶僻事成ベシ孫ヲ立ルト云事古ノ禮也是一ツ叔父ヲシテ姪ノ太子ニ立ラレシ事最逆也是二ツ鳥羽院ハ崇德ノ我子ニ非ルコトヲ知リ玉シ故トモ云ベシ是ハ正シキ嫡孫也然モ既ニ帝位ヲ踏ミ玉ヒシヲ孽子ヲモテ取替ラレシ事是三ツカツハ又元服モナク廢セラレシナド云事ハ古今ニ其例無キ事歟

高倉ハ後白河ノ第三子母ハ贈左大臣平時信ノ女建春門院ト云フ八歲ニテ卽位基房攝政タリ後白河天下ヲ知玉フ事元ノ加シ正統記ニ清盛權ヲ專ニセシ事ハ殊更此御代ノ事也

按ルニ清盛ガ妻平時子ハ建春門院ノ女兄也故ニ平氏益々勢ヲ得シ也又建春門院ノ兄大納言平時忠ハ主上ニモ院ニモ平家ニモ皆親ミ有シ故權柄ヲ執レリ時人是ヲ平關白ト云フ此年十一月清盛依レ病薙染（五十一歲）嘉應二年春豆州狩野介茂光ガ訴ニヨリ源爲朝追討ノ院宣ヲ下サレ四月爲朝ノ大島ノ宅ヲセム爲朝自殺（三十三歲）十月平重盛ノ第二子資盛松殿攝政基房ト取合ノ事アリ承安元年正月帝元服（十一歲）清盛女德子入內女御トス（十五歲）二年二月德子中宮トナル十二月基房攝政ヲ辭シ關白トナル百鍊抄嘉應二年九月上皇幸二福原一爲レ覽二宋人一也承安元年七月清盛進二羊五頭麝一頭於上皇一三年三月宋人有レ貢相國入道可レ遣二反牒一之由內々被レ定レ仰安元二年七月六條院崩（十三歲）同月建春門院崩治承元年ノ春後白河法皇別當新大納言藤成親西光法師等ト東山鹿谷ニ會シテ平家ヲハカル五月ノ末事覺レテ六月清盛成親西光等ヲ捕リ西光幷其子加賀前司師高其弟師經ヲ切テ成親ヲ流ス其子成經平康賴俊寬等事ニ坐セ

ラレテ流サル二年十一月安徳生ル十二月立二東宮一三年八月平重盛薨ズ(四十三歳)十一月清盛使三宗盛閣二法住寺一幽二法皇於鳥羽離宮一流下關白基房子二備前一太政大臣師長于中尾張上削二按察使大納言源資方等四十三人官爵一以二二位中將基通一任二內大臣一爲二關白一(廿歳基實ノ子清盛ノ壻)愚管抄ニ無二文才一爲二執柄一自二基通一始四年二月讓二位於東宮一(二十歳)在位十二年正統記ニ清盛惡行ヲノミナシケレバ主上フカク歎カセ玉ヒ遜位ノ事有シモ世ヲイトハセマシケル故トゾ御心バヘモメデタク孝行ノ御志深カリキ管絃ノ方モスグレテオハシマシケリ平家物語ニ主上コトナル御恙モワタラセ玉ハザリシヲオシオロシ奉リテ東宮踐祚アリ是モ入道相國ヨロヅ思様ナルガ致ス所也(高倉ノ主德有シ事共ハ彼物語ニ見ユ)

安德ハ高倉ノ子母ハ清盛ガ女建禮門院トイフ三歳ニテ受禪清盛夫婦准三后ノ宣旨ヲ蒙ル關白基通攝政タリ法皇ハ鳥羽殿ニトラハレ高倉上皇ハ新院ト申セシカド政務ヲイロヒ玉ハズ攝政モ名ノミニテ天下ノ事コトゴトク清盛ノ心ノマヽ也三月新院嚴島ヘ御幸(此時清盛上皇ニ誓紙ヲ書セ参ラセシト云)四月源頼政密カニ以仁親王ヲ勸メマイラセ平家ヲ亡サントハカル(法皇第二子ニテ新院異腹ノ兄也)五月事覺レ清盛ヤガテ知盛ヲシテ討シム親王中二流矢一而死(三十歳)頼政自殺(七十五歳)仲綱兼綱ハ戰死六月清盛遷二都於攝州福原一復幽二法皇於福原御所一以仁親王ノ事ニヨリテ也又頼政ガ事ニヨリテ諸國ノ源氏悉ク殺サルベシト沙汰ス八月頼朝擧二兵於豆州一(三十四歳)十月義仲擧二兵於信州一此月清盛ガ下セシ兵富士川ニテ潰ユ(維盛大將軍忠度副將軍)十二月清盛復二京師一養和元年正月高倉院崩ズ(二十一歳)二月清盛命二城助長一爲二越後守一討二義仲一西海南海兵起(西國ニ緒方伊豫ニ河野紀州ニ熊野別當等也)源行家尾張ニ至ルト聞ヘテ知盛維盛ヲサシムク逗留シテミナス、マズ閏八月清盛薨(六十四歳)此夜西八條第火宗盛奉レ還二法皇於法住寺一三月重衡維盛敗二行家兵於尾張ノ墨股川一鄉公義圓戰死(義經ノ同母兄)六月平助長出レ師俄死七月宗盛令三肥後守貞能討二鎭西兵一八月勅二陸奧守藤秀衡一討二源頼朝一秀衡不レ受レ命壽永元年九月城長茂任二越後守一(助長弟)與二義仲一戰敗二年四月平維盛通盛爲二大將軍一忠度經政清房知敎爲二副將軍一討二義仲一五月平軍大敗十萬ノ兵僅カニ生還二萬人副將軍知敎戰死セリ(清盛季子)七月義仲叡山ニ陣ス宗盛等奉二主上一奔二福原一

〔七月十四日貞能討二鎮西一平レ之而歸廿五日ニ都オチト云又平族ノ中知盛バカリ都ニテ死ベシト諫メシナリ〕

義仲ハ以仁ノ御子ヲ乳母子讃岐守重秀僧ニナシ北國ヘ奔シヲ還俗セシメテ主ニセントテ具シテ上洛ス木曾ノ宮還俗ノ宮後ニノヨリノ宮ト申

〔按ニ義仲塞二近江路一入洛セシ也山ニ上シニハアラザル歟又始義仲越前ノ府ニ至テ議ス江州ヲ經テ都ニ入ラムニ山僧モシフセガンカ彼ト戰ン事センナシト云フ覺明謀テ山僧等ト合謀リテ東坂本ニ陣シテ楯六郎親忠覺明等六千ノ兵山ニ上リシナリ〕

玉海ニ是月朔帝御二紫宸殿一誤墜二于南階霤下一又有レ牛升二小板敷上一又狐糞二御床上一愚管抄ニ此時法皇新熊野ニマス藤原範季潛ニ奏シテ源氏既ニ江州ニ至レリ六波羅驚キ騒キヌ東北ノ兵軍事ニ長ゼリ平氏ノ敵スベキニアラズ君モシノガレ給ハンニハ此時也ト云シカバ鞍馬ニ至リ給フ玉海ニハ攝政基通艶容アルヲ法皇常ニ愛シ給シカバ基通平家ニシタシカリシカド取奉リテ西海ニ赴ントハカリシ事ヲ告ゲ參ラセシカバヒソカニ鞍馬ニ二十四日御幸其後叡山ニ登リ給フ宗盛等法皇ウセ給シカバ力ナク主上ヲ取奉テ都ヲオツ二十八日カクテ法皇御歸洛義仲ハ勢多ヨリ行家ハ宇治ヨリ都ニ入ル法皇使ヲ下サレテ頼朝モ召ケレドモ不レ答八月五日法皇尊成ヲ即位セシム

〔是ヨリサキ平家ハ福原ニタマラズ筑紫ヘオツ是ヨリ二帝アリ安德ヲバ先帝ト申シキ此時高倉ノ皇子安德ノ外二宮ハ西海ニ在ス三宮ト四宮ト洛ニアリ三宮時ニ五歲此外以仁王ノ子木曾宮オハシキ〕

後鳥羽院ハ高倉第四子四歲ニテ即位基通攝政元ノ如シ此時前關白基房ヒソカニ法皇ニ請テ其子師家ヲ攝政トセントス世人ハ右大臣兼實其任ニ當レリト云シガ法皇モトヨリ基通ヲ愛シ且ハ平家ノ密謀ヲ告ゲ申セシニヨリ其難ヲノガレ給フ故也十日ニ義仲ヲ左馬頭ニ任ジ越後ヲ賜ヒ朝日將軍トス行家備後守ニナサル義仲行家國ヲキラヒシカバ義仲ハ伊豫守行家ハ備前守ニナサル此外源氏十餘人受領檢非違使衞府ノ尉ニナサル十月頼朝欲レ討二義仲一發レ兵到二遠州一聽二藤秀衡出二師於白河關一而還平家物語ニ木曾ハ平氏筑紫ヲ奔歸リテ讃州屋島ニ止リ山陽南海十四ケ國ヲ徇ヘシト聞テ兵ヲ遣ハス備中水島ニテマケ軍スト聞ヘシ

程ニ自ラ備中ニ向テ勝軍シ都ノ留守行家院ノキリ人ニテアリト聞ヘシカバ歸ル行家播磨ニ下リ室山合戰シテ平家ニ破ラレシト見ユ玉海ニハ十一月義仲守レ洛行家發二兵於播州一賴朝就二廳官中原泰定一奏曰聞藤原秀衡賜二院宣一討二賴朝一恐是非二叡旨一義仲矯レ制也以三其院宣轉變至二關東一乃寫呈焉法皇大驚

〔按ルニ是賴朝作謀法皇義仲君臣ノ際ヲ離間セムトスルニアリ又義仲ヲ討ムトスルニ辭ナキガ故也カツハ又法皇ヲ脅制セントノ爲ナルベシ〕

東鑑ヲ按ルニ淸盛薨ゼシ養和元年閏二月賴朝其伯父志田三郎先生義廣ト戰フ事アリ義廣戰負テ義仲ニヨレリ其三月院中ニテ議定有テ武田太郎信義ニ仰セテ賴朝追討ノ廳ノ御下文ヲ被レ下ベシトノ事京ヨリ大夫屬入道三善康信告ゲタリシカバ賴朝信義ヲ疑フノ間信義誓紙ヲ捧テ其事ナキ由ヲ申ケリ中一年ヲ隔テ壽永二年ノ頃信義賴朝ニツク義仲越後ヲ破リ賴朝ニ隨ハズ平氏ト緣ヲ結ビテ賴朝ヲ謀ルト是ハ信義ガ女ヲ志水冠者義高ニ嫁セントセシヲ義仲ユルサヾリシガ故ニカクハ讒セシ也コヽニ於テ賴朝義仲ト戰ントス義仲志田義廣ヲ討テ出スベキヤウモナシサラバトテ義高ヲ鎌倉ニ遣ハシテ賴朝ト和シタリ是ハ平家コソ朝敵タレ賴朝ト軍センヤウハアラズトノ事ナリキ義朝其長女ヲシテ義高ガ妻トス是兼テ相約セシ所ナルベシソノヽチ義仲ハ北陸ヲ攻上リツヒニミヤコニ入シ也十一月十九日義仲攻二法住寺一幽二法皇於五條內裏一遷二帝於閑院一是ハ源氏ノ兵京中ニミチミチテ洛外ニテ田ヲ刈テ秣トシ資財等ヲ奪フト聞ヘテ院ヨリ壹岐判官知康ヲ御使ニテ制スベキ由ヲ仰下サレシニ知康其御答ヲモ聞カズ馳セ歸リテ義仲ヲバ討ルベシト讒セシヲサラバトテ山々寺々ノ僧ヲ召集テ義仲ヲ討ルベシト有シカバ木曾ニ屬セシ畿內ノ兵皆々院ニ參リ五萬ノ兵纔カニ七千ニナリタリ院中ニ參ル兵二萬知康大將ヲ承ル義仲ヤガテ法住寺殿ニヨセテ火箭ヲ射カケタレバ官兵皆潰ユ法皇ノオチ玉フヲ取リテ五條ノ內裏ヘ入レ參ラス帝ヲモ閑院殿ヘ行幸ナス義仲ガ手ニウツ所六百四十餘人ト云廿三日義仲四十九人ノ官職ヲ停ム　此時賴朝舍弟等ニ六萬ノ兵ヲツケテ義仲ヲウテトテ遣シケルニ斯ト聞テ尾州熱田邊ニ陣ヲトヾム義仲平氏ヘ使シテ上洛有ベシト云遣セシニ知盛ノ議ニヨリテ義仲ニ降參スベシト答ラル義

仲又シタガハズ松殿入道殿下ノ異見ニ依テトヾメシ人々ノ官ヲ復シ殿下ノ子師家十二歳従二位中納言ナルヲ内大臣トシ攝政タラシメ十二月十日ニ法皇ヲ出シ申セシカバ大膳大夫成忠ガ宿所六條西洞院ヘ幸ナリヌ元暦元年正月十日義仲兼ニ征夷大將軍ヲ東鑑云鎮守府宣下者坂上中興以後至ニ藤範季ニ安元二年七十度征夷僅兩度也桓武延暦十六年十一月坂上田村丸朱雀天慶三年正月藤忠文爾來皇家二十二代二百四十五年職原抄云征夷者始ニ於日本武尊ニ已往東征人或爲ニ按察使ニ或爲ニ鎮守將軍ニ文屋綿丸以來有ニ征夷將軍之號ニ平城嵯峨ノ戰ノ日平城以ニ綿丸ニ爲ニ征夷使ニ 愚按田村忠文皆稱ニ征東將軍ニ征夷號久以中絕義仲任ニ征夷將軍ニ其後頼朝任レ之爾來連綿 按征夷之名自ニ日本武ニ始征夷將軍號自ニ綿丸ニ始爾來以ニ義仲ニ爲ニ中興ニ 廿日東軍與ニ義仲ニ戰ニ于京師ニ義仲及義廣敗死

按ルニ義仲ハ始高倉ノ宮ノ令旨ヲ奉ジテ兵ヲ擧ゲシニ宮ノ御事有シカド其御子ノ僧トナリ給ヒシヲ取立マイラセ主トナス又伯父ノ義廣ニ頼マレシヲ頼朝恨デ私軍セムトセシニ我愛子ノ十三ナルヲ出シテ中和ラギシナド君父ノ義ヲ知レリト云ベシ北國度々ノ戰ニ打勝都ニ向シ時モ山僧ト故ナキ軍セン事然ルベカラズトテ覺明ガ策ヲ用ヒテスミヤカニ京ニ入リスベテ平家ノ兵ヲヤブリテ都ヲ追落セシ事悉ク義仲ガ功也頼朝四年ガ程東國ヲ併セ呑デ自ラノ事ヲ營ミシガ如クニハアラズ法皇天子ヲ撰ビ給ヒシ日モオノガ主トセシ人ニ黨セシ事モナカリシナド悉ク皆義ニアタレリト云フベシタヾ法住寺殿ヲセメシ一事ノミ罪アリト雖其モ知康ガ爲ニ讒セラレ法皇既ニ御誅罰有ルベキニテ手ニ屬セシ兵モ盡ク馳參リシカバ其憤ニ堪ザルガ故也此事死ヲ救フノ策ニテ君側ヲ掃フノ擧トモ云ベシサレバ大方ハ義仲最後ノ軍ナルベシトモ又ニクキ其鼓メ打破リテ捨ヨナドモ云シ也其後松殿ノ仰ニ隨ヒ院ヲモ出シ參ラセ闕官ノ人々ヲモ出セシ類理リシラヌ男ニハ非ズ頼朝ノ義仲ヲウタレシ事更ニ其謂ナシト云ベシ始私ノ軍ヲセムトセシモ心得ラレズ其後秀衡ニ下サレシトイフ院旨ヲ木曾ガ謀也ナド云シモ心得ズ此度兄弟ニ兵ヲツケテノボサレシモ法住寺殿ノ事有シヲ聞テ其罪ヲ問シニハ非ズ義仲法住寺殿ヲ燒シ時既ニ東軍ハ熱田ニ至レリト見ヘシ頼朝ノ心ヒトヘニ自ラヲイトナムガ爲ニアルナリ

平家物語盛衰記等ニ見ヘシ所モ木曾ガ田舍人ナリシヨシト法住寺殿ヲヤキシトノ事ノミ見ヘテ其餘ノ罪ハ聞ヘズ法住寺殿ヲ燒シ事ハ先ニ論ゼリ田舍人ノ禮ニナラハヌ事イカデカ其功ヲ掩フベキ是ラノ記鎌倉ノ代ニ記セシ所ナレバ偏ヘニ賴朝ガ地ヲナサムトセシカド遂ニ其辭ヲ得ザリシト見ヘシ又玉海ニ淸原ノ賴業ヒソカニ兼實ニ申セシハ若キ時信西幷ニ其ノ子俊憲ト睦マシ法皇其時御在位ノ頃ナリ俊憲申セシハ今上ハ暗主也治國ノ量アラズ晉ノ惠帝八王ニ挾レテ兵亂ヤム事ナカリシガ如クナルベキ歟ト果シテ其言ノ如シ誰カ先見ノ明ヲ感ゼザルベキト云シト也按ルニ此院始メ今宮ト申セシ時鳥羽院美福門院ヲ愛シ玉ヒテ近衞院ヲ位ニツケ申サレシカバ宮ヲバ押コメ置レキ其後女院ノ崇德ヲネタミ玉ヒシ故ニ思ヒノ外ニ此院ハ卽位アリサレドモ二年計リノ中ニ保元ノ亂アリキ其後幾程ナクテ寵任シ玉ヒシ信賴ガ爲ニトラハレ給ヒテ平治ノ亂アリ其後又二條院ト御心ヨカラザリシ故ニ嫡孫ノ六條ヲオロシ玉ハン料ニ淸盛ヲ頻ニ擢任シ玉ヒカレガ權ヲ恣ニスルニ及テヨカラヌ輕薄ノ輩ト謀リテ平氏ヲ滅サントシテ終ニ兩度マデ捕レ給ヒ今又知康ガ如キ輕薄ノ者ノ議シテ申ス旨ニヨリテ義仲ガ大功ヲ捨テ忽ニ誅シ給ハントシテ捕レ給フスベテ寵臣功臣ノ爲ニ捕ハレ給フ事前後四度ナリソノ後ヤヽモスレバ賴朝ニオビヤカサレテツヒニ天下ノ權ヲ奪ハレ給ヘリ保元ノ亂後シバシガホド善政ヲ行ハレシハ皆是信西ガハカラヒ申セシ所也ソレハカレガ才略イミジキヲシリテ任用セラレシト云ニハアラジ御乳母ノ夫ナレバソレガ申ス旨ニマカセラレシナルベシ俊憲ヒトリ帝ノ非器ヲ知レルノミニモ非ズ崇德モ文ニモアラズ武ニモアラズト仰ラレシヨシ保元物語ニモミヘタリ

義仲敗レシ後廿二日師家ノ攝政ヲトヾメテ基通再ビ攝政氏ノ長者タリ是又法皇ノ御意也廿九日ニ東軍京ヲタチ二月五日ノ夜義經三草山ノ兵ヲ破リテ七日ニ一谷ヲ陷ル此頃法皇松殿基房ニ御使有テ去年基通職ヲヤメラレシ時右大臣兼實ヲ擧ゲズシテ十二歲ノ童子師家ヲ攝政トシ朝ヲ輕ンジ私ヲイトナミ義仲ニ黨シテ朕ガ西幸ヲ勸ム朕モシ西セバ今日アラムヤト仰ラレシカバ基房陳ズルニ辭ナシ平氏攝州ニ至リシ日勢

振フト聞ヘテ内應ノ人々多シ一ノ谷敗スト聞ヘテ夫等ノ輩皆恐ル兼實一人義仲ニ黨セズ平氏ニ通ジタリケレバ頼朝是ヲ聞テ中原親能ニ向ヒテ朝政ヲ正サンニハ右府ヲシテ當職タラシムベシト云シヲ親能密ニ中納言雅頼ニ語ル雅頼又兼實ニ告ゲシ由玉海ニ出ヅ三月廿七日頼朝正四位下秀郷自㆓六位㆒叙㆓四位㆒例也四月頼朝義仲ノ子義高ヲ殺ス六月範頼任㆓三河守㆒八月義經左衛門尉檢非違使タリ頼朝不快ニテ義經ヲ西海ニムカハシメズ京都ヲ守ラシメ（是ヨリ先頼朝院ニ申テ平家ヲ討シメムトシキ）範頼ヲサシムク九月義經叙㆓従五位下㆒十月院内昇殿ヲユルサル頼朝彌々心ヨカラズ文治元年二月十六日義經西征十七日渡海十八日陷㆓屋島㆒三月廿四日義經與㆓平軍㆒戰㆓長州壇浦㆒敗㆑之先帝沒㆑海平氏悉殲キ西海皆平グ頼朝命㆓範頼㆒留㆓鎮九州㆒徵㆓義經㆒還四月廿二日基通加茂詣法皇御見物按ルニ去年十二月十六日基通春日詣時人イハク兵革打ツヾキ神鏡イマダ御歸洛ナク飢饉又加ルニカヽル大營ヲナス事時ヲシラズト廿六日神鏡神璽入洛廿七日頼朝叙㆓従二位㆒玉海ニ頼朝ノ賞ヲ議セシメラル清盛叙㆓正三位㆒凶例也頼政叙㆓従三位㆒ハカロシトテ正四位下ヨリ三位ヲ歷ズシテ二位ニナサレシナリ五月義經頼朝ニ使シテ（龜井六郎）誓紙ヲ遣シ因幡守廣元ニ就テ寃ヲ訴シカド頼朝不㆑答其後義經宗盛父子ヲキテ東行腰越ニ至ル鎌倉ニ入ル事ヲユルサズ六月義經宗盛父子ヲキテ歸洛

〔盛衰記平家物語長門本ニハ義經鎌倉ニ入テ唯一度頼朝對面スト東鑑平家物語ニハ不㆑然〕

宗盛父子近江篠原ニテキラル玉海ニ義經篠原ニアリテ大藏卿高階泰經ニ就テ奏シテ曰ク彼父子ヲコヽニテ誅スベシ其首檢非違使ニツイテ按檢セラレンヤ但シ路頭ニスツベシヤト法皇此事ヲ議セシメラルヽニ兼實ハ官高シカツ帝家ノ外戚ナリ使廳ニ附スベカラズト云法皇頼朝義經ヲ憚テフタヽビ勅問有シニ兼實是ヲ決シガタシト申サレシカバ法皇御心ヨカラズ彼首ヲ使廳ニ附テ獄門ニ懸ラレキ八月四日頼朝佐々木定綱ヲシテ近江ノ兵ヲ具シ前備前守行家ヲ討シム（行家時ニ西國ニアリ）十四日義經兼伊豫守院廐別當タリ京師ヲ守護スベキ由ヲ宣下アリ

〔今日改元アリ今日除目トハ百錬抄ニ見ユ東鑑ニハ十七日ノ事ナリト見ユ〕

此月法皇義朝ノ墓ニ勅使（左少辨藤兼忠）有テ内大臣正二位ヲ

贈ラル（平家物語）九月頼朝梶原源太左衛門尉景季ヲ京師ニ遣シ義經ヲ伺シム（九月二日ニ立テ十月六日ニ歸レリ）義經ニ命ズルニ行家ヲ討ベシトイフヲ以テス

〔此時義經病シテ灸治數ケ所ナリ平愈ノ後ミヅカラ行家ヲバ追討スベキ由ヲ稱ス〕

此月範頼自二西海一入洛十月廿日ニ鎌倉ニ至ル十月二日頼朝土佐坊昌俊ニ八十三騎ヲツケテ義經ヲ討シム此日鎌倉ヲタツ行程九箇日ニ定メラル百錬抄ニ十月十七日今日被レ下二源二品追討宣旨一廷尉義經雖レ申レ斷上皇都無二御承引一而再三申レ之難澁之間忽有二公卿僉議一左内兩府以下諸卿多參入各申云平家義仲等之時事雖レ不レ起二於叡慮一隨二彼等申請一被レ下二件宣旨一今又如レ此不レ可レ有二異議一者仍宣下今夜子刻許リ義經宅（六條堀河）軍兵自二四方一攻寄有二夜打之企一義經忽合戰襲來ル勇士皆悉逃散此間院中騷動四門等被レ閉義經進レ使曰奇怪之輩皆退散了不レ可二驚思食一者也件張本者土佐坊云々東鑑ニ此時右大臣兼實意見殊被レ盡レ理皆是關東引汲之詞也内大臣基通不レ被二申分明一之儀左大臣經宗早可レ被二宣下一之由申切リ帥中納言經房再三傾二申之一云々按ルニ東鑑所レ記少異而詳ニ註ニ子下ニ十月十一日十三日義經潛ニ院參シテ申ス行家關東ニ背キテ兵ヲ起サムトス其故ハ頼朝彼ヲ誅セムトスル由ヲ聞テイカナル故アリテ罪ナキ叔父ヲ殺スベキヤノ旨鬱陶スルニヨリテナリ義經之ヲ制スト云ヘドモ承引ナシ又義經ガ如キモ平家ヲ亡シ世ヲ靜謐ニセシム豈大功ト云ベカラザランヤ然ルニ頼朝其功ヲ思ハズ計ヒアツル所ノ所領悉ク改變シ剰誅滅ノ由結構ス其難ヲ免レムタメ行家ニ同意シ訖ヌ此上ハ頼朝追討ノ官符ヲ賜ルベシ勅許ナカラムニハ二人共ニ自殺スベシト云々ヨク行家ガ鬱憤ヲナダムベキ由ヲ仰下サル十七日昌俊六十餘騎ニテ義經ノ宅ヲ襲フ家人等西海邊ニ逍遙スルノ間無勢ナリ忠信ヲ相具シテ門ヲ開キカケ出テ戰フ行家ウシロヨリ援ケ來リテ防ギ戰フノ間土佐坊等退散義經院參シテ無爲ノ由ヲ奏ス十八日昨日義經言上ノ事議定アルニ當時義經ノ外警衛ノ士ナシモシ濫行アラムニハ誰カ是ヲフセグベキ今ノ難ヲノガレ給ハン爲メマヅ宣下有テ追テ子細ヲ關東ニ仰ラルベシ頼朝定テ憤ナカランカノ由治定シテ宣下上卿ハ左大臣經宗タリ廿二日土佐坊破レシ事關東ニ聞ユ頼朝マヅ南御堂ノ供養ヲ行ヒ廿五日ニ勇

士等ヲ遣シ尾張美濃ニ至リテ足近洲俣ノ渡ヲ兩國ノ住人ニ守ラセ入洛シテ義經行家ヲ討ベシト下知シ廿九日ミヅカラ鎌倉ヲ立チ東海東山北陸ノ兵ヲ催促ス〔平家物語盛衰記ニハ此時範頼ヲ上セシト也東鑑ニハ小山朝政結城朝光等五十餘人ヲノボス〕

十一月一日駿河國黃瀨川ニ陣シ京都ノ事ヲウカヾフ三日義經行家院參シテ後西行（義經九州地頭 行家四國地頭）其勢二百騎計リト云

〔義經行家法皇ヲ奉ジテ西海ニ赴カムトシテ畿外諸國ノ兵ヲ集ムレドモ皆服セズ故ニ四國西海ノ地頭ヲ請シトナリ〕

五日ニ關東ヨリ發向ノ武士入洛頼朝忿怒ノ趣マヅ左大臣經宗ニ申ス今日義經河尻ニ至ル處ニ攝津源氏多田藏人行綱豐島冠者等戰テ打ヤブラル然レドモ義經ノ兵モ落ウセテ殘ル者多カラズ六日行家義經ノ船大物ノ浦ニテクツガヘル七日義經都ヲ出シ事黃瀨川ニ聞ユ今度ノ事宣旨トイヒ廳ノ下文トイヒ逆徒ノ申請ニ任セラル何事ニヨリ度々ノ勳功ヲ捨ラル丶ヤノ由頼朝頻ニ欝怒ス八日大和守重廣一品房昌寬等ヲ都ニ遣ス欝憤ノヨシヲ申サル丶所也十日還二鎌倉一十一日頼朝ガ欝怒ヲ聞召驚テ義經行家追討ノ院宣ヲ畿內ノ近國ノ國司ニ下サル十五日大藏卿泰經ノ使鎌倉ニ至ル行家義經事偏爲二天魔所爲一歟彼所レ請爲レ避二當時之難一一旦雖レ似レ有二勅許一曾非二叡慮所一レ與頼朝報云行家義經謀反事爲二天魔所爲一之由被二仰下一甚無レ謂事候天魔者爲二佛法一成レ妨於二人倫一致レ煩者也頼朝降二伏數多之朝敵一奉レ任二世務於君一之忠何忽變哉反逆非レ指下叡慮被上下二院宣一哉云二行家一云二義經一不二召取一之間諸國衰弊人民滅亡歟仍日本第一大天狗者更非二他者一歟

按ルニ頼朝行家義經ヲ誅セムトスル事甚謂レナシ初頼朝鎌倉ニ入シヨリスグニ自家ヲ經營スルノ志アリサレバ東國ノ豪家ヲ故ナク誅滅シ又義廣ト戰ヒ義仲ヲ討ムトセシ類悉ク皆己ニ害アラン事ヲハカレバ也平氏ノ暴逆ヲ誅セム由ヲ稱ストイヘドモ兵ヲ擧テ四年ガ間一騎ヲシテ西セシメズ〔富士川ノ戰モ彼來レルガ故ニ應ゼシモノ也西征ノ師トハ見ヘズ〕東國ノ鄉郡悉クホシイマヽニ押領シテスデニ功有者ニサキアタフイカデコレヲ朝憲ヲ重クスト云ベキ義仲ヲ討シモ彼既ニ京ニ入テ平氏ヲ

追落シ朝賞ニ預リシヲニクミシガ故ナリ然ルニ義經其心ヲ得ズシテ院中ニ伺候シテ朝賞ニ預ル且其兵ヲ用ルノ間天下ニ變ナカリシカバ尤頼朝ガ忌オモフ所ナリサレバ頼朝常ニカレガ兵權ヲ奪ヒテ其兵ヲ孤ニシテ平家滅ビシ後ニ是ヲ推スニタヤスカラン事ヲ謀レリ頼朝ミヅカラ朝ニ二心アルガ故ニ朝ニ志アルモノヲ忌メルナリ義經己ガ弟也トイヘドモ當時既ニ朝臣ニ列シテ京師ニ鎭護タリ然ルニ是ヲ輦轂ノ下ニ襲殺サムトス是豈臣タルモノヽシワザナランヤ上皇ノ暗弱ナルヲ利シテ行家義經ガ事ヲ以テ是ヲオビヤカシ參ラスルニ木曾ト平氏ヲ滅スノ功アルニ誇レリ始ニ平氏ノ兵威ヲ摧シハ義仲ノ功ナリ終ニ平氏ヲ滅セシハ義經ガ功多シト云ツベシ義仲ヲ誅セシ事ハ法住寺殿ヲセメマイラセシ罪ヲ問シニハ非ズ東軍ノ京ニ入シ時偶々彼ガ凶惡ノ日ニアヒシナリ頼朝朝ノ御爲ニ彼ヲウチシト云フハ僞レルナリ或オモヘラク義經ツヒニ頼朝ニソムキタリサラバ頼朝ノカレヲ誅セムトセシ事理リトモ云トイフベシ然ルニハアラズ義經始ヨリ頼朝ニ二心ナシタヾ頼朝ノ姦計アル事ヲ知ラズ古へ頼光頼親頼信ガ如ク義家義綱義光ガ如ク兄弟トモニ朝ノ御守リタルベシトノミオモヒテ頼朝ノ代官トシテ義仲ヲウチ平氏ヲ破リシ後京都ヲ守護シテ院中ニ伺候セリ然ルヲ頼朝不快ノ氣色有シカバイカニモシテ其心ヲトラムト思ヒキサレバ範頼ガ平氏ヲ破ル事ノ叶ハザルニ及ビテ義經讃岐ニ向ヒシ時渡邊ニテ風アラク浪高キニ眞先ニ船ヲ出ス大藏卿泰經是ヲ諫メシニ義經殊ニ存念アリ一陣ニオヒテ命ヲステムトオモフト云キ其志モシ此度ノ軍ニ勝事ヲ得ズンバ最初ニ打死スベシ若勝ツ事ヲ得バ頼朝ガ心モヤハラギナムヤト思ヒシニアラズヤカクマデニ頼朝ガタメ心ヲ盡シヌレド頼朝更ニヨシト思フ心モナク平氏亡シ日スミヤカニ其兵權ヲ奪ヒテ召還ス此後數通ノ起請文ヲ以テ二心ナキ由ヲ申セシカドモサラニユルサズ終ニ討手ヲ差向タリ此時義經ミヅカラ首刎テ年頃ノ志ヲ顯サンハイサ知ラズ其餘ハ自ラ死ヲ救フノ謀ヲ出サムニハシカズ義經院宣ヲ申請シ事止ム事ヲ得ザルニ出タリソノ志ノ如キハアハレムベシ或人又思ヘラク義經其志驕テ勇ヲ恃ミ自ラ其禍ヲトレリ且加フルニ景時

ガ譏ヲ以テストイフ是モ又頼朝ニ黨スルノ説ナリ綸頼ガ愿ニシテ怯ナルモツヒニ死ヲマヌガレズ其死セシ時誰カコレヲ譏セシ思フニ唯頼朝ガ如キモノノ弟タラン事最難シトイフベシ

六變 一變

鎌倉殿分二掌天下之權一事

頼朝十四歳ノ時二條院永暦元年三月豆州ニ流サレ高倉院治承四年八月三十四歳ニテ兵ヲ起シ杉山ノ戰ニ利ナクシテ房州ニノガル九月上總下總ヲシタガヘ十月武藏ヲ經テ鎌倉ニ入ル初メ頼朝房州ニ在シ時藤九郎盛長ヲシテ千葉介常胤ヲカタラヒシニ常胤盛長ニ就テ申セシハ當時ノ御居所要害ノ地ニアラズ又御嚢跡ニアラズ、ミヤカニ相模國鎌倉ニ出給フベシト勸メシニヨリテ終ニ鎌倉ニ住セラレシナリ

〔始頼義東征ノ日鶴岡ヲ勸請シ義家是ヲ修シ義朝龜ヶ谷ニ住セシカバ嚢跡トハ云シナリ〕

カクテ頼朝行家義經ヲウツベシトテ黄瀬川マデ打出テ其後鎌倉ニ歸リシ時

〔十一月十日ニ鎌倉ニ歸ル十二日ノ事ナリ○頼朝鎌倉ニ歸リシ後平時政ニ兵ヲツケテ入洛セシメ京ヲ守ラシム〕

今度ハ關東ノ重事タレバ沙汰ノ始終ノ趣ヲ思ヒ煩ハレシニ因幡前司廣元謀リ申セシハ世已ニ澆季ニシテ梟惡ノ者尤時ヲ得タリ天下ニ反逆ノ輩アラム事更ニ絶スベカラズ東海道ノ内ニハカクテマシマセバ靜謐タルベケレド奸濫定メテ他方ニ起ラム歟ソレヲ鎭メン爲ニ毎度東國ノ兵ヲ發セラレム事人々ノ煩ナリ國ノ費ナリ此ツイデヲモテ諸國ニ沙汰ヲ交ヘ國衙庄園ゴトニ守護地頭ヲ補セラレバアナガチニ恐ル、所アラジ早ク申請給フベシト云シカバ頼朝大ニ喜ビケリ十一月廿五日時政入洛此日又行家義經ヲ尋索ベキ由宣下廿八日ノ夜時政帥ノ中納言經房ニ就テ補任ノ諸國平均ニ守護地頭權門勢家ノ莊公ヲ論ゼズ兵糧段別五升ヲ充課スベキ由ヲ申ス廿九日早ク申請ニ任セ御沙汰有ベシト仰下サル卽日定二驛法一不レ論二權門勢家之所領一課二往來之兵糧一ト云々十二月六日ニ頼朝行家義經同意ノ廷臣ヲ罪科ニ處セラルベキ由ヲ申請ヒ又右大臣兼實ニ狀ヲ獻ズ其大略ハジメ平家都ヲ落シ後畿内近國ノ武士ノ狼藉ヲ停メムタメ久經國平二人ノ使ヲ差上セテ院宣ヲ賜テ事ヲ行フベシト申セシニ彼國々大略沙汰シ鎭メシカバ重テ別ノ仰ヲ受テ鎭

西四國ニ下シ遣ス然ルニ義經九國ノ地頭ヲ給リ行家四國ノ地頭ヲ給リ既ニ下向ノ處ニ風浪ノタメニ從軍悉ク覆沒スカレラヲ尋求メシムルノ間國々庄々門々戸々山々寺々定テ狼藉ノ事アラムカ今ニ於テハ諸國庄園平均ニ地頭職ヲ尋ネ沙汰スベキナリ是身ノ利潤ヲ思フニ非ズ土民モシクハ梟惡ノ意アリテ謀反ノ輩ニ値遇シモシクハ脇々ノ武士ニ就テ事ヲ左右ニヨセ奇怪ヲアラハサム歟其用意ナカランニハ向後四度計ナルベキ歟但其後先例有レ限正税以下國役本家ノ雜事モシ對捍ヲ致シモシ懈怠ヲ致サバ殊ニ誡ヲ加ヘ其妨ナク法ニ任セテ沙汰致スベシト云々此年頼朝撰二勇士一分二監西海二十六ヶ國一十七日頼朝ガ請ニヨリテ廷臣多ク見任ヲ解却セリ二年三月朔日頼朝ニ敕シテ六十餘州ノ惣追捕使トナシ諸國各地頭職ヲ置シム時政七箇國ヲ賜ヒシカド固辭シテウケズ

〔關東知行ノ國ハ相模武藏伊豆駿河上總下總信濃越後豐後等九ヶ國也〕

十二日内大臣基通ヲ免ジテ右大臣兼實ヲ攝政トシ氏長者賜二隨身兵仗一聽二牛車一此月時政歸二鎌倉一武士三十餘人ヲ京ニ留メ左馬頭藤能保ヲシテ京ヲ守ラシム是ヨリ能保ガ威日ニ盛也（頼朝ノ姉壻）五月能保兵ヲシテ行家ヲ和泉國ニテウツ其子光家モウタル三年三月基通再賜二隨身兵仗一頼朝義經ハ秀衡ガ許ニアリト聞テ使ヲ馳セテ奏ス（是秀衡義經ヲ助テ反逆ノヨシヲ申セシナリ）カクテ廳ノ下文ヲ奧州ニ下サル頼朝又雜色ヲ遣ス秀衡異心ナキ由ヲ申ス雜色ノ申スハ既ニ用意ノ事アル歟ト云々又此事ヲ京ニ申ス十月廿九日從五位上鎭守府將軍陸奧守藤秀衡平泉館ニ卒ス秀衡父基衡ニツギテ陸奧出羽ヲ領スル事卅年後妻ノ子泰衡ヲ嫡子ニセムトス錦戸太郎國衡泰衡ト心ヨカラズ秀衡死セントスル時ニ泰衡ガ母ヲモテ國衡ガ妻トシ中ナホラセ泰衡國衡泉ノ三郎忠衡本吉冠者隆衡等ニ誓シメ義經ヲ大將軍トシテ國務セシムベシト云テ死ストイフ五年閏四月晦日義經民部少輔藤基成衣川館ニ自殺ス泰衡數百騎ニテ襲シカバ先ヅ妻ヲ殺シ（廿二歳）子ヲ殺シテ（女子四歳）自害シヌ（三十一歳）五月廿三日申時奧州ノ飛脚來六月十三日泰衡使新田冠者高平義經ノ首ヲ持來義盛景時腰越ニ出向ヒテ實撿ス（漆黑ノ櫃ニ入レ酒ニヒタス）觀者皆涙ヲ拭フト云々（義經ガ死後四十三日）廿四日泰衡日頃義經ヲ隱シ置シ科既ニ反逆ニ過タリ是ヲ征スベキ由ヲ下知ス此日京師ヨリ能保ガ狀來リ奧州追討ノ

事内々申サレシ處沙汰ヲ經ラル關東ノ鬱陶默止難シト雖モ義經既ニウタレヌ今年太神宮上棟大佛寺ノ造營彼是計會ス追討ノ事猶豫アルベシトナリ廿五日猶追討ノ宣旨ヲ給ルベシト申ス廿六日泰衡忠衡ヲ誅ス（二十三歲）義經ニ同意スルノ間宣下ノ旨アルニヨレリ（義經ガ死後五十五日ナリ）按ルニ此歲三月忠衡ウタレシト云東鑑ニ見ヘシ處ハ六月廿六日ノ事也思フニ東鑑ノ說然ルベキカ世ニ傳フ此時義經死ナズト思フニ忠衡ガモトニ遁レシナルヘシカツ義經已ニ自殺シテ館ニ火ヲ放チシ𪜈云歟泰衡ガ獻ゼシ首眞ナルニハ非ズ泰衡モ始ハ義經既ニ死シヌト思ヒシニ其首ヲ得ザレバ似タルモノヽ首切リテ酒ニヒタシ日數歷テ後ニ鎌倉ニ送レルニヤカクテ忠衡ガ義經ヲ援ケテ奔ラシヌシヲ聞テウチシナルベシ賴朝モ疑フ所有シカバ頻ニ泰衡ヲ討スベシト望申セシ歟世ニ傳フル事ノ如クナランニハ忠衡ガ討レシモ義經ノウタレシヨリサキ百日ニ近シ忠衡スデニウタレシ上ハ義經ノ死近キニ有ル事智者ヲ待ズシテ明カナリ義經手ヲ束ネテ死ニ就ベキ人ニアラズ不審ノ事ナリ今モ蝦夷ノ地ニ義經ノ家跡アリ又夷人飲食ニ必マツルモノイハユルオキクルミト云フハ卽義經ノ事ニテ義經後ニハ奥ヘ行シナド云傳ヘシトモ云フ也晦日賴朝大庭平太景能ガ故老タルヲ以テ相議シテ曰奥州征伐之事天聽ヲ伺フニ今ニ敕許ナク御家人等ヲ召集シ事如何有ベキト有シニ景能速カニ應ジテ軍中聞二將軍之令一不レ聞二天子之詔一ト云ヘリ既ニ被レ經二奏聞一ノ上ハアナガチ敕許ヲ待ツニ及ブベカラズ且泰衡ハ累代御家人ノ遺跡ヲウケツギシ者也綸旨ヲ下サレズトモ誅罰有ラン事何事カ有べキ集レル兵士數日ヲ費ス事却テ人ノ煩也早ク發向アルベシト云賴朝大ニ悅デ鞍馬ヲ賜フ七月十二日定テ宣旨ヲ下サレンカ軍士既ニ集リ日ヲ經ルノ間官使ヲ下サレンニハ遲滯スベシ能保ニ仰セテ彼飛脚シテ給ルベシト奏シテ十九日ニ出レ師八月八日石那坂ニ戰ヒ九日大木戶ヲ破リ國衡ヲウチ連戰皆利ヲ得テ廿一日平泉ヲ陷レ九月三日泰衡ガ首ヲ得タリ（三十五歲）九月九日陣ヶ岡ニテ七月十九日ニ下サルヽ口宣院宣等至レリ十一月三日鎌倉ニ歸ル是ヨリ六十六州盡ク賴朝ノツカサドレル處トナレリ建久元年十月賴朝上洛（大納言ノ大將タリ）二年十二月兼實關白ト成ル三年三月後白河法皇崩ズ在位三年ノ後六條高倉安德後鳥羽マデ五朝ノ間院中ニテ政

務ヲ聽給フ事三十四年保元ノ亂後信頼淸盛義仲等ガタメニクルシミ給ヒシガ頼朝ノ爲ニ推載カレテ安樂ニ終リ給ヘリサレド皇威ノオトロヘ天下終ニ武家ニ歸セシコトハコヽニ始ル七月帝始テ政ヲミヅカラス頼朝ヲ征夷大將軍トス六年二月頼朝上洛東大寺供養ノ爲ナリ政子頼家同ジク入洛シ七年十一月兼實上表內大臣基通關白タリ（三度歟）初兼實長女入內シテ中宮タリシカド皇子誕生ナカリシカバ頼朝ノ女ヲ入內セシメムトセラレキ時ニ權大納言源通親帝ノ乳母三位局（藤範子）ト通ジテ相ハカリテ己ガ女ヲイレシカバ帝是ヲ愛シテ頼朝ノ女入內アラムコトヲキラヒ給ヒシカバヒソカニ奏シテソノ事ヲヤム 承仁法親王（後白河院ノ御子）帝（後鳥羽院）ノ叔父ニテ帝トムツマシク日々宮中ニ入リテ丹後局（榮子）ト密通シ給フ 此丹後局ト云ハ後白河法皇ノ寵女ニテアリシカバ法皇カクレ給テモ宮中ノ事ヲ專ニシテ播磨備前ノ國務ヲ領シテ新タニ大庄ヲイトナミシヲ兼實頼朝ト計リテ是ヲトヾメラルサレバ兼實ヲ恨デ承仁通親ト黨シテケリ帝ノ遊宴ヲ好ミテ兼實ヲ憚給フヲ見テ隙ニ乘ジテ是ヲ譖シ進奏ノ事頼朝悦バズト稱シテハ帝ノ心ヲオソレシメ帝悦ズト稱シテハ頼朝ニツグ兼實ガ上表ヲ悦ビ其職ヲヤメ基通ヲス、メテ是ニ代ラシメタリ猶モ兼實ヲ流刑ニ申ス、メシカド其罪ナケレバ帝ユルシ玉ハズサレド其詐ヲバサトリ給ハズ中宮モ兼實ノ關白ヲヤメラレシカバ宮中ヲ出テ八條院ニウツリ僧正慈圓モ天台座主ヲヤメラレテ承仁法親王ヲ以テコレニ代フ八年七月頼朝ノ女死ス初メ兼實ノ奏ニヨリテ女御ノ宣有シニ俄ニ兼實ノ停職ヲ聞テ遲滯ノ內ニ死シキ頼朝ツマビラカニ通親ガ謀ヲ聞テ猶少女アリ來年入洛シテ女御ニ備フベシ且攝關ヲカヘラレシ事其沙汰有ベシト云シカバ人皆是ヲ懼ル九年正月十一日讓ニ位於爲仁親王」（土御門ノ御事）通親帝ノ朝務ニ倦ミ宴樂ヲ恣ニセント思ヒ玉フヲ知リテ其女ノ生ミシ所ヲタテ、權ヲ專ニセムガ爲ニヒソカニ勸メマイラセシ所ナリ（上皇十九歳帝四歳）

土御門院ハ後鳥羽ノ第一子母ハ承明門院內大臣通親女實ハ法印能圓ガ女也

「能圓ハ法勝寺執行也八條二位殿ノ兄始メ後鳥羽ヲ四ノ宮ト申セシ日能圓ガ養君タリキ刑部卿範兼ノ女範子始メ能圓ニ嫁シテ承明門院ヲ生ミ通親ニ通ジテ入內セシメ能圓死シテ終ニ通親ガ妻タリ」

關白基通ヲ攝政トス頼朝讓位ノ事ヲ聞テ大ニ驚キ又ハ疑フ十月基通賜ニ內舍人隨身ニ基通蟄居年ヲ經シニ兼實職ヲ罷ラレシ後又アラハル皆通親ガハカラヒナリ是ヨリ近衞九條ノ兩流互ニ攝關タリ此時基房師家猶オハシケレドモ松殿ノ流ハ衰フ正治元年正月十三日頼朝卒ス（五十三歲）愚管抄ニ頼朝病中書ヲ兼實ニ送リテ今年入洛シテ朝儀ヲ正サムトオモヒシニ不幸ニシテ爰ニ至ル命ナリト云フ頼家十八歲ニテ迹ヲツギ外祖時政コレヲタスク四月高雄ノ文覺隱岐國ヘ流サル平家物語ニ後鳥羽院御遊ヲノミムネトセサセオハシマス政道ハ一向卿ノ局（即通親ガ妻範子）ノマヽナリケレバ人ノ憂歎モヤマズ吳王劍客ヲ好シカバ天下ニ疵ヲ蒙ル者タヘズ楚王細腰ヲ愛セシカバ宮中ニ餓テ死スル女多カリキ上ノ好ム事ニハ下ハ從フ習ナレバ世ノ危キ有樣ヲ見テハ心アル人ノ歎キ悲シマヌハナカリケリ中ニモ二宮ト申ハ（守貞王後高倉院也）正道ヲ專トセサセ給ヒ御學文ヲコタラセ玉ハネバ文覺ハオソロシキ聖ニテイロフマジキ事ヲ好ミイロヒ給ヘリイカニモシテ此君ヲ位ニツケ奉ラバヤト思ハレケレドモ頼朝ノオハシケルホドハ思モタヽレズカクテ頼朝ウセ玉シカバ文覺頓テ謀反ヲ起サレシガ忽ニ聞ヘテ宿所二條猪熊ナル所ニ官人共數多付ラレテ八十ニ餘リテ搦取テ終ニ隱岐ノ國ヘ流サレケリ都ヲ出ルトテ是ホド老ノ浪ニタチテ明日ヲ知ラヌ身ヲタトヘ敕勘ナレバトテ都ノ邊ニモ置ズシテ遙々隱岐ノ國マデ流サレケル毬杖冠者コソ安カラネイカヤウニモ我流サルヽ國ヘムカヘトランズルモノヲトヲドリ上リヲドリ上リテゾ申ケル其後彼國ヘ移サレシ時文覺ガ亡靈アレテオソロシキ事ドモ多カリケリ常ハ御前ヘ參リ御物語ドモ申ケルトゾ維盛ノ子六代禪師座レ事見レ誅（十二ニテ僧ト成リ三十餘ニテ死ス）二年四月立ニ守成ニ爲ニ皇太子ニ源通親ヲ傅トス守成ノ母藤重子上皇ノ寵深カリシカバ守成モ亦鍾愛諸王子ニコユ通親上皇ノ御心ヲサトリテ勸ナシ其傅トナリテ彌ヽ權ヲマス建仁二年正月兼實薙染十月正二位內大臣源通親薨ズ（久我）愚管抄ニ通親ガ妻二位局範子死シテ後承明門院モ宮中ヲ退キ給フ通親常ニ參レリ其實子ニ非ザレバ私通セリトモ又人ニハカラレシトモ云ヒキ十二月基通攝政ヲヤメテ左大臣良經代レリ愚管抄ニ古者前官執柄存者少也此頃ハ基房ヲ入道殿下ト云ヒ其子師家ヲ小殿下トイヒ基通ヲ近衞殿下トイヒ兼實ヲ

九條殿下トイヒ良經ヲ當殿下ト云フ同時五殿下アリ未曾有ノ事ナリト三年正月權大納言藤宗頼卒ス其妻ハ承明門院ノ母範子ガ妹ニテ卿三位兼子ト云フ外戚ニツキテ上皇ニ仕ヘテ權ヲ專ニス宗頼ソレガ勢ニヨリテ身ヲ起セリ宗頼死セシ後イクホドナク上皇ニ奏シテ太政大臣頼實ガ妻タラム事ヲ望ミケリ頼實宮中ノ權ヲ執ン事ヲ思ヒテ悦デムカヘタリ是ヨリ頼實院中ノ政ニアヅカル九月實朝將軍ニ任ズ元久元年春ノ頃北面ノ士猶少シトテ西面ノ士ヲ置キ武事ヲ好ミ玉ヒ七月宇治ニ狩シ留リ玉フ事數日ミヅカラ御衣ヲ脱デ水ニ嬉レ給フ（此頃ヨリ關東ヲ謀リ給フ御心有シトゾ）二年四月頼實ガ女麗子ヲ女御トス是ハ頼實ガ前妻藤隆子ガ生シ所ナリ其後兼子ヲ娶リテ隆子ヲバ出シキ兼子麗子ヲ帝ノ御成長ノ後入内セシメント思ヒテオノレガ子ナラネドモ養ヒタリ頼實既ニ相國ヲ辭シケルガフタヽビ朝權ヲ執ルベシト思ヒ妻兼子ニヨリテ左大臣ニ任ゼラレム事ヲ上皇ニコヒケレドモ相國タリシ人ノ降リテ左大臣タラムコトイハレナシトテユルシ玉ハズト春帝御元服アリテ攝政良經ノ女ヲ女御ニ參ラセントス頼實兼子ヲシテオノレガ女ノ事ヲヒソカニ申ケレバ麗子入内セリ上皇良經ニハ東宮（順德）即位ヲ待テ其女ヲバ后ニナサルベシトテ麗子ヲバ女御トナサル建永元年二月良經寛弘（道長）寛治（師通）ノ例ヲ追ヒ上己曲水ノ宴ヲ行フベシトス上皇モ臨幸アルベキニテ京極ノ第ヲ脩造シ山ヲツキ木ヲウヱ池水ヲ湛ヘテ巴字ノ流ヲ通ジ住吉ノ松ヲ分チウツス三月攝政太政大臣從一位良經盜ノ爲ニ殺サル（三十八歲）或ハ上皇ソノ鎌倉トシタシク又其才藝ヲイミテ殺シ給フトモ或ハ定家和歌ノ己レニ敵シ玉フヲ以テナリトモ菅爲長新古今ノ序ヲ作ラザルコトヲ恨ミシ故ナリトモイヘド愚管抄ニ依リテ見レバ頼實ト兼子トガ謀ヨリ出シ也上皇ハシロシメサレシヤ否ハ詳ナラズ其盜遂ニアラハレザルハ當時頼實兼子ノ威ヲオソレシユヱナルベシサレバ上皇モキビシク尋モトメ給ハザリシナリ良經ノ女入内ナカリシ事頼實兼子夫婦ガシワザナル事ヲ憤リ給ヒ彼等ハ又上皇ノ御覺ヘニヨリテヤヽモスレバ攝政殿ヲ傾ケ申セシヨリ事起レル也左大臣家實攝政其父前關白內大臣基通賜二隨身兵仗一（九條ノ流衰ヘテ近衞ノ流又盛也）十二月前太政大臣頼實賜二隨身兵仗一承元元年二月僧源空讚岐ニ流サレ其弟子安樂住蓮ヲ誅ス愚管抄ニ源空ガ徒勸ㇾ人稱ㇾ念佛

則不レ妨二犯レ女食一レ肉云々四月前關白從一位太政大臣兼實薨九條殿ノ祖後法性寺關白ト云又月輪殿ト云六十二歲二年此頃ヨリ上皇鍛冶ヲコノミ給ヒ十三人ノ番鍛冶ヲ定ラル自ラモウタセ給ヒ前太政大臣賴實二位ノ僧都尊長等槌ヲウツ其柄ニ菊ヲ銘セラル四年十一月帝傳二位於太弟一時ニ帝十六歲順德十四歲ナリ上皇東宮ヲ愛シ玉ヒ家實賴實トハカリテ帝ヲバオロシ奉ラル家實關白タリ上皇ヲ本院トモ一院トモ申シ土御門ヲ新院ト申ス

順德ハ後鳥羽ノ第三子承久元年正月廿七日夜ニ源實朝ノ事アリ治承ヨリ爰ニ至テ四十年二月二位殿信濃守藤行光ヲ使トシテ雅成賴仁二皇弟ヲエラミテ鎌倉ノ主トスベキ由ヲ申サル是ヨリサキ二位殿上洛ノ時二位局兼子ト賴實ノ妻約シ玉ヒシハ實朝モシ子ナクバ皇子一人ヲ養ヒ參ラセテ鎌倉ノ主トセムト云シガ故ナリ行光頻ニ望申シ又義時等連署ノ狀ヲ上リテ望シニモシ然ラバ天下ニ二君有ルナリトテユルシ給ハズ閏月義時ハカリテ實朝ノ後室ヲシテ坊門內大臣信淸ノ女左大臣道家ノ季子ヲヨツギニセム事ヲ請ハシム故中納言能保ノ妻ハ賴朝ノ女兄ナリ其ウミシ女子攝政良經ニ嫁シテ道家ヲウミシナリ外戚ニツキテ道家ノ子ハ源義朝ニハ外玄孫也

六月敕許アリ六月三寅丸下向七月大內守護右馬權頭源賴茂源三位賴政ノ孫其子下野守賴氏上皇ノ命ニ背キシカバ西面ノ士ニ仰セテ誅セラル賴氏生捕ラレ賴茂等從類ト共ニ仁壽殿ニ入テ大內ニ火ヲカケテ自殺ス朝廷夏ニ器多クヤケ又是モ上皇源氏ノ一族チ失ハレム爲ナリカクテ承久三年ノノ重及テイハユル承久ノ亂起リヌ

北條九代陪臣ニテ國命ヲ執リシ事附皇統分レ幷攝家五流トナル事

七變

承久記ニ義時敕ニ背キシ事ノ起リハ信州ノ住人仁科二郎平盛遠ガ子十四ト十五ニナルヲ具シテ熊野ニ詣シニ一院御參詣ノ時ニ御覽ジ尋ラレテ二人ノ童西面ニ召仕ハル盛遠面目ノ思ヲナシテ是モ同ク參ル義時聞テ關東御恩ノ者ユルサレナク院中ノ奉公不二心得一トテ關東御恩ノ二ケ所ヲ收ム院宣ヲ下サレ還シ與フベシトアレド不レ用是一條攝州長江倉橋兩庄ハ院中ニ召仕ハル、白拍子龜菊ニ給リタリ其地頭等領家ヲ忽諸シケレバ龜菊憤リ改易スベシト仰下サル義時地頭職ノ事上古ニハ無カリシヲ賴朝平家追討ノ賞ニ申シ給ハルカノ追討六ケ年間國々ノ地頭人等父子兄弟郎從ヲウタレシ勳功ニヨリテ分チ與ヘシ所ヲサセル科ナ

クシテ今義時ガハカラヒニテ改易セムスベキヤウナシトテ是ヲモ不レ用一院イヨヽ憤リ給ヒテ國々ノ兵ヲ事ニヨセテ召サレシナリ正統記ノ論ヲ按ルニ此亂盛遠龜菊ガ事ニ起レルニハ非ズ頼朝薨ゼシ後ヨリ關東ヲ滅サレムトハ年頃御心ノウチニ思召ヨラレシト見ヘタリサレバ自ラ武事ヲ習ヒ西面ノ侍等ヲ召加ラレ實朝ノ代ニ至リテ關東ノ御呪詛ノ事共多カリ承久記ニモ當大臣殿ノ官位ヲモ除目ゴトニ望ニ過テナサレケリ是ハ官打ニセン爲トテ三條白河ノ橋ニ關東調伏ノ堂ヲタテヽ最勝四天王院ト名付ラルサレバ大臣程ナク討レ玉ヒシカバ白河ノ水ノオソレモ有トテ急ギコボタレニケリナドモシルセリ實朝死セシ時ニ關東ノ長久ヲ祈レル陰陽師數人其職ヲ罷ラレカツハ二位殿ノ皇子ヲ申請ケラレシヲ敕許ナカリシナド兼テノ御志此頃ニ決シケルトシラレヌカクテ承久三年四月廿六日順德讓ニ位東宮ニ（時ニ順德廿五歳東宮ハ四歳後ニ九條廢帝ト云）正統記承久三年ノ春ノ頃ヨリ上皇思召立ツ事アリケレバ俄ニ讓國シ玉フ順德御身ヲカロシメテ只戰ノ事ヲモ一ツ御心ニサセ給ハン御謀ニヤ關白家實ヲ罷テ左大臣道家攝政タリ此後ニ鳥羽ヲ一院トモ本院トモ申シ土御門ヲ中院トシ（土御門在位十二年）順德ヲ新院ト申ス後鳥羽順德ハ御心ヲ一ツニシテ關東ヲ追討ノ事ヲ議セラレシニ土御門ハ諫メ止メ給ヒシナリ

〔承久記ニハ德大寺大臣諫止ラレシ　アリ右大臣公繼ナルベシ〕

カクテ一院北面能登守秀康ニ仰セテ三浦駿河前司義村ガ弟平九郎判官胤義當時大番ニテ在京セシニ仰合サル胤義モ義時ニ心ヨカラネバ領掌ス五月十四日一院高陽院ニワタリ玉ヒ西園寺右大將公經幷其子中納言實氏ヲ弓場殿ニ召籠ラレ（關東親昵ノ故ニ）伊賀判官光季ヲ召ス（京都守護ニテ義時ノ妻ノ弟ナリ）參ラザリシカバ胤義秀康等ヲ以テ其家ヲ圍ミ攻ム光季幷其子壽王冠者光綱（十四歳）戰死其後中納言光親奉テ諸國ヘ院宣ヲ下サル關東ヘハ押松ト云者御使ナリ胤義モ使シテ兄ヲスヽム押松足ハヤキヲ以テ撰バル秀康ガ所從ナリ同月十九日午時ニ兩使鎌倉ニ着ク義村弟ノ使ヲ追返シテ其狀ヲ義時ニ示ス二位殿ノ御堂ノ御所ニテ陰陽道ノ輩卜筮アリ關東可レ屬ニ太平一ノ占アリ諸士羣集ノ後二位殿秋田城介景盛シテ仰ニ（承久記ニハ自ラ宣フト）皆心ヲ一ツニシテ承レコレ最期ノ言葉ナリトテ京方ニ參ラムトモ又留テ御方ニナリ

テ奉公仕ラムトモ只今タシカニ申切レトアリシカバ皆々一同ニ御方タラン由ヲ領掌セリ〔此時頼朝ノ恩ニヨリテ諸侍昔ニカハリクルシマザルヨシヲ申サレキ〕

此日クレニ義時ガ宅ニテ一族幷老者會議ス異見トリドリナレバ大略ハ足柄箱根ノ道ヲ塞ギテ待軍有ベキノヨシナリシニ廣元入道覺阿羣議ノ趣然ルベケレドモ關東ノ諸士一心ナラズムバ關ヲ守リ日ヲワタル事却テ敗北ノ因ナラム歟運ヲ天ニ任セ早ク兵ヲ京師ニ發セラルベシト云義時此兩議ヲ二位殿ニ申サレシニ西上セザラムニハ官軍ヲ敗リ難カルベシ武藏ノ兵ヲ待テ速カニ上洛セシメヨト有シカバ遠江駿河伊豆甲斐相模武藏安房上總下總常陸信濃上野下野陸奥出羽十五ヶ國也等ノ兵ヲ徵ス廿一日重テ評議ス是ハ住所ヲ離レ官軍ニ向ヒ左右ナク上洛思惟有ルベキ歟ノ由異議アルガ故ナリ廣元又曰ク上洛定ルノ後日ヲ經ルニヨリ異議マタ起レリ武藏ノ兵ヲ待ル、事モ猶僻案ナリ日ヲ重ネバ武藏ノ國衆モ漸々案ジ定テ變心有ルベシ只今夜中武州一身ナリトモ鞭ヲ揚ラレバ東西ノ武士悉ク雲ノ龍ニシタガフ如クナルベシト云義時モカクハ思ヒシカドタヾシ大夫屬入道善信宿老ニテ此ホド老病危急ノ間籠居セルヲ二位殿メシテ仰合サレシニ關東ノ安否コノ時ニ至極セリ羣議ヲ能々思召サルベシタダシ凡慮ノ及ブ所ハ兵ヲ發セラレン事然ルベシト思フニ日數ヲ經ラル、事懈緩ト申ベシ大將壹人マヅ進發アルベキカト云義時聞テ廣元善信ガ議同ジキヲ悅ビ泰時ニ下知シケレバ泰時今夜門出シテ稻瀨河ノ藤澤左衞門尉清近ガ家ニ宿ス廿二日泰時十八騎ニテウチタツ式部丞朝時モ北陸道ノ大將ニテ打タツ廿三日宿老等ハ上洛ニ及バザル由ニテ止ル承久記ニ親上レバ子止リ子上レバ親止ル父子兄弟引分ケ上セ留リタル謀コソ怖ロシケレ廿五日マデニ東國ノ兵ス、ミ打タツ東海道大將相模守時房武藏守泰時足利武藏ノ前司義氏三浦駿河ノ前司義村千葉介胤經十萬東山道大將武田五郎信光小笠原次郎長清小山左衞門尉朝長結城左衞門尉朝光五萬北陸道大將式部丞朝時結城七郎朝廣佐々木太郎實信都合十九萬騎也廿七日ニ使押松ヲ還ス。ハジメ鎌倉ニ至リシ時胤義ガ使ニテ事現レテ尋ネラレシカバ葛西ヶ谷ニカクレ居シヲ頓テ尋出サレテ院宣共燒キ棄ラレ囚ハレ居タリシヲ義時召出シ

テ汝歸リ參テ申サムハ義時不義ナクシテ違勅ノ身ニ罷成候上ハトカウ申ニ及バズ軍御好ナレバ舍弟時房子ニテ候泰時朝時等ヲ始ニテ十九萬餘騎ヲ參ラセ候是等ニ軍セサセテ御見物アルベシ猶アキ思召候ハズバ三郎重時四郎政時是等ヲ先トシテ廿萬騎ヲ相具シ義時モ急ギ參ラムズルニテ候ト申候ヘトテ追出セリ此日午ノ時ニ鎌倉ヲ出デ六月一日午時ニ賀陽院ヘ走リツキ泣々子細ヲ申ス人々興ヲサマセル體ナリシニ一院ヨシ〳〵物ナイヒソ武士ドモ上ランアトニ義時ガ首ヲバ取テ進ラスル者アランズルト仰ケリ斯テ宇治勢多引カルベシヤ尾張河ヘヤムケラルベシト有シニ尾張河破レタラン時コソ宇治勢多ニテ防グベシ尾張河ニハ九瀨アレバトテ官兵ヲ分チツカハサル官兵一萬七千五百餘騎六月朔日（東鑑ニハ三日トアリ）都ヲタツ五日東軍尾州一ノ宮ニ至リ兵ヲ分ツ此日山道ヨリ向ヒシ兵ニ破ラレテ大井戸ノ官兵退キ六日豆戸ノ官兵破テ株川洲股市脇等ノ官兵潰ヘ走ル八日秀康等入洛敗狀ヲ奏セシカバ宇治勢多ニ兵ヲムケラレ一院中院新院等叡山ニ御幸此日鎌倉ニテ義時ガ釜殿ニ雷震シテ一人ヲ殺ス義時懼レテ廣元ヲ呼テ泰時等上洛セバ朝家ヲカタブケ奉ラン者也然ルニ此怪有ル事モシ運命ノシヾマル所也今度ノ次第天ノ決斷ヲ仰グベシ怖畏ノ限ニ非ズ就中此事關東ノ佳例歟文治五年東征ノ時雷震二奧州之陣一ト云ト筮セシメシニ最吉ノ由陰陽道皆一同ニ申ス九日山僧等ガ力ニテ東軍ニアタリ難キ由ヲ奏セシカバ十日三院又高陽院ニ御還十三日宇治勢多合戰十四日官兵皆敗ル此時佐々木四郎左衛門尉信綱子息太郎重綱宇治川ノ先陣セシ事アリ十五日大夫ノ史國宗ヲ勅使ニテ泰時ガ陣ニ向フ辰ノ時樋口河原ニテ相逢フ泰時馬ヨリ下ル從兵五千餘ノウチ院宣讀ベキ者ヲ尋シニ武州住人藤田三郎ヲ撰出シテ讀シム今度合戰不レ出二叡慮一謀臣所二申行一也於レ今者任二申請一可レ被二宣下一於二洛中一不レ可レ及二狼戾一之由可レ下二知東士一者十六日時房泰時六波羅ニ入ルコレ兩六波羅ノ始ナリ凡今度ノ殘黨多ケレドモ疑刑可レ從レ輕トシテ死ヲ宥メラルヽ者多シ佐々木中務入道經蓮ハ院中ノ謀主タリ兵敗レテ鷲尾ニアリト聞ヘテ泰時使シテ死スル事ナカレト云ヒツカハス經蓮是死ヲススムル使ナリハヅカシキ事也トテ自殺スイマダ死ナザルヲ輿ニ載テ六波羅ニ來シニ泰時本意ニソムキシ

ヨシヲ云シカバ眼ヲヒラキ心地ヨゲニテ死ス廿四日廿五日ニ張本ノ公卿並北面ノ侍法師等十一人ヲ渡サル七月六日一院ヲ四辻仙洞ヨリ鳥羽殿ニウツシ八日ニ落飾此日持明院ノ宮ヲ御即位ナシ申スベキヨシニテ九日ニ踐祚先帝ハ即位登壇モナク軍破レ外舅攝政道家ノ九條ノ第ヘノガレ玉フ在位七十五日嗣ニハ加ヘ參ラセズ元服モナクテ十七ニテカクレ玉フ九條廢帝ト申シキ十六日ニ一院（四十二歲六十三ニテ崩）ハ隱岐國ヘ廿日ニ新院（二十五歲四十六ニテ崩）ハ佐渡國ヘ廿四日ニ六條宮（後鳥羽ノ第三子雅仁親王）ハ但馬國ヘ廿五日ニ冷泉宮（第四子賴仁親王）ハ備前國ヘ閏十月十日中院（二十九歲卅七崩）ハ土佐國ヘ御幸ナシマイラス東鑑ヲ按ルニ土御門院ハ叡慮ヨリオコリテ忽ニ南海ニ御幸有ルヨシヲシルシ土佐國ノ下ニ阿波國ニ移スト分註セリ年代記ニハ此十月十一日ニ土佐ニムカヒ玉ヒ閏十月十日ニ阿波國ニウツリ給フト有リサラバ土佐ト申定シガ阿波ヘウツシ參ラセシナルベシ始タヾ其マヽニマシマスベシト申セシニ御心ヨリ移サレ玉ヒシト見ヘシ年經テ阿波ヘ移リ玉ヒシト云フハイブカシ正統記ニ扨モ其世ノ亂ヲ思フニ誠ニ末ノ世ニハマヨフ心モ有ヌベシ又下ノ上ヲ凌グ端ドモ出來ヌベシ其謂レヲヨク辨ヘラルベキ事ニ侍リ賴朝勳功ハ昔ヨリ類ナキ程ナレド偏ニ天下ヲ掌ニセシカバ君トシテ安カラズ思召ケルモ理ナリ況ヤ其蹤絕テ後室ノ尼公陪臣ノ義時ガ世ニ成ヌレバ彼蹤ヲ削リテ御心ノマヽニセラルベシト云モ一往ノ謂レナキニ非ズ然レドモ白河鳥羽ノ御代ノ頃ヨリ政道ノ古キスガタヤウヤウ衰ヘ後白河ノ御時兵革起テ姦臣世ヲ亂ル天下ノ民殆塗炭ニ落ニキ賴朝一臂ヲ揮テ其亂ヲ平ゲタリ王室ハフルキニ歸ルマデナカリシカド九重ノ塵モ斂リ萬民ノ肩モヤスマリヌ上下堵ニ安ジ東ヨリ西ヨリ其德ニ服セシカバ實朝ナクナリテモ叛ク者アリトハ聞ヘズ是ニマサルホドノ德政ナクシテイカデタヤスク覆ルベキタトヒ又失ハレヌベシトモ民安カラズバ上天ヨモ與シ玉ハジ次ニ王者ノ軍ト云フハ咎アルヲ討シテ釁ナキヲバ亡サズ賴朝高官ニ上リ守護ノ職ヲ給フ是皆法皇ノ敕裁ナリ私ニヌスメリトハ定メガタシ後室其迹ヲハカラヒ義時久シク彼ガ權ヲ取テ人望ニ背カザリシカバ下ニ釁アリトハ云ベカラズ一往ノ謂計リニテ追討セラレムハ上ノ咎トヤ申ベキ謀叛起シタル朝敵ノ利ヲ得タルニハ比量セラレタガシカヽレバ時ノ

至ラズ天ノ許サヌ事ハ疑ナシ但シ下ノ上ヲ刻スルハキハメタル非道ナリ終ニハナドカ皇化ニ順ハザルベキ誠ノ德政ヲ行レ朝威ヲタレ彼ヲ刻スルバカリノ道アリテ其上ノ事トゾ覺ヘ侍ル

謹デ按ルニ後鳥羽院天下ノ君タラセ玉フベキ器ニ非ズトモニ德政ヲ語ベカラズ思フニ始後白河ノ君ヲ擇ミ給ヒシヤウ輕々シキ御事ナリ高倉ノ御子ヲ立ラレムトナラバ長ヲ立ルハ定レル事ナレバ三宮ヲヤ立玉フベキ治レル代ニモ幼主ヲ立ラレンハ尤心得有ベキ事ナリマシテ亂レノ中ナレバ一歲モ年長シ玉シヲコソ立玉フベケレ自ラニナヅカセ玉ヒシトテ頓テ立ラレシハ事ノ外ニ帝位ヲ輕ク思召ケルサマ也只以仁親王ノミヅカラノ御爲ニ天下ノ兵ヲメサレ事ナラズシテウタレサセ玉ヒシ事ヲ思召サレナバナド木曾ノ宮ヲバ立玉ハザリシ是ハ猶御年モ長ゼサセ玉ヒタルラメ平家ノ人々モ此宮立セ給フベシト思ハレシヨシ平家物語ニモ見ヘタリ且ハ又此時東西ノ帝御兄弟ニテマシマシヽ後鳥羽ハ殊ニ御弟御兄ニ向ヒテ世ヲ爭ヒ玉フヤウナルモ名正シトハ云ベカラズカク其ノ始ノ正シカラザルガ故ニソノ末イカデカハ治ルベキ

後堀河ハ高倉ノ孫二宮守貞ノ子也義時帝位ニツケ參ラセ（十歲）御父守貞ニ尊號ヲ奉リ（後ニハ後高倉院ト申ス）家實ヲ攝政トス

〔今迄ノ攝政道家ハ鎌倉ノ賴經ノ父ナレド順德ノ外舅ナレバ其職ヲトヾム〕

貞應二年太上天皇崩十月家實攝政ヲ辭シテ關白タリ元仁元年六月義時死（六十二歲）泰時家ヲ繼（是ヨリ後武家ノ事ハ下ニ見ヘタレバ是ヲ略ス）嘉祿元年七月二位尼薨（六十九）二年賴經將軍宣下安貞二年十一月近衞家實關白ヲ罷テ九條前攝政道家關白寬喜三年七月道家其嫡子左大臣敎實ニ關白ヲ讓ル十月土御門院崩（三十七歲）貞永元年十一月讓レ位（二十一歲）在位十一年

四條ハ後堀川子母ハ道家ノ女藻壁門院也二歲ニテ卽位敎實攝政タリ

〔道家ハ帝ノ外祖ニテ鎌倉ノ賴經ニモ父也攝政殿モ其子也西園寺前相國公經ハ其舅也朝權ミナ此人ニアリ〕

天福元年近衞前攝政基道薨（七十四）文曆元年五月廢帝崩（十七歲）八月後堀川崩（二十三）嘉禎元年三月攝政敎實薨（二十六歲）

道家フタヽビ攝政タリ三年二月道家フタヽビ其婿近衞左大臣兼經ニ攝政ヲ讓ル延應元年二月後鳥羽崩六十歳仁治三年正月帝崩十二歳泉涌寺ニ葬ル此事之始在位十年

後嵯峨院ハ土御門院第二子母ハ宰相中將通宗ノ女也承久ノ亂ニ二歳ナルヲ土御門大納言源通方外戚ノ親ニテ養ヒ參ラス十八歳ノ御時通方モ隱レケレバ祖母承明門院ノ許ニオハシマス四條俄ニ崩ジテ御子モ御連枝モナシ順德院イマダ佐渡ニマシ〳〵其御子忠成京ニマシマス道家ノ外孫ナレバ是ヲ立申サムトテ關東へ議セラレシニ泰時秋田城介義景シテ此帝ヲタテ參ラス城介義景着以前忠成タヽセ給ハバイカガスベキヤト云シニ汝ヲ遣ス上ハ何ノ憚カ有ル只オロシテ土御門院ノ御子ヲタテマイラセヨト云シカバ城介急ギ上洛シテ承明門院ノ御所ニ參テ泰時ガ旨ヲ申ス順德ノ母修明門院モ道家モ大ニ驚シカド力及バズ同月廿日踐祚二十三歳左大臣良實關白トナル道家二子二條殿ノ祖ナリ正統記ニ泰時ハカラヒ申テ此君ヲスヱ奉ル誠ニ天命ナリ正理ナリ土御門院御兄ニテ御心バヘモオダシク孝行モ深ク聞ヘサセ給シカバ天照大神ノ冥慮ニ代テハカラヒ申ケルモ理ナリ大方泰時心正シク政直ニシテ人ヲハグクミ物ニ奢ラズ公家ノ御事ヲ重クシ本所ノ煩ヲ止シカバ風ノ前ニ塵ナクシテ天ガ下則靜リキカクテ年代ヲ重シ事偏ニ泰時ガ力トゾ申傳フメル陪臣トシテ久シク權ヲ執ル事ハ和漢兩朝ニ先例ナシ其主タリシ賴朝スラ二世ヲバ過ズ義時イカナル果報ニカハカラザル家業ヲ創メテ兵馬ノ權ヲ執シタメシ希ナル事ニヤサレド殊ナル才德ハ聞ヘズ又大名ノ下ニオゴル心ヤ有ケン中二トセ計リゾ有テ身マカリシカド彼泰時相續テ德政ヲ先トシ法式ヲ堅クス己ガ分ヲハカルノミナラズ親族幷ニアラユル武士迄モ戒テ高官位ヲ望モノナカリキ其政ツイデノマヽニ衰ヘ終ニ亡ヌルハ天命ノ終ル姿ナリ九代マデ保テルコソ彼ガ餘薰ナレバ恨ル所ナシト云ツベシ凡ソ保元平治ヨリ此カタノ亂リガハシキニ賴朝ト云人モナク泰時トイフ者ナカラマシカバ日本國ノ人民イカヾナリナマシコノイハレヲヨクシラヌ人ハ故モナク皇威ノ衰へ武備ノカチニケルト思ヘルハ過ナリ泰時ガムカシオモフニハヨク誠アル所アリケンカシ子孫ハサ程ノ心アラジナレド堅クシケル法ノマヽニ行ヒケレバ

及バズナガラ世ヲモ累ネシニコソ遠カラヌ事ドモナレド近代ノ得失ヲ見テ將來ノ鑒誡トセラルベキナリ

此年六月十五日泰時卒(六十)經時繼グ(泰時ガ孫ナリ)寛元元年六月中宮皇子誕生西園寺右大臣實氏外祖ノ勢ヲ得テ道家良實父子ト共々ニ朝政ヲ執ル(西園寺ノ家ヲ起サレシ事コヽニ始ル)二年四月頼經其子頼嗣ニ將軍ヲ讓ル在職十八年(二十七)頼嗣六歳ナリ四年正月讓位(二十七)在位四年

後深草ハ後嵯峨ノ第二子母ハ西園寺太政大臣實氏ノ女大宮院殿ナリ卽位ノ時四歳上皇ノ御政務ナリ關白良實父ノ道家ト不快ニヨリテ職ヲ罷ラレテ其弟左大臣實經攝政タリ是一條殿ノ祖也三月經時病ニヨリテ執權ヲ弟時頼ニ讓リ閏四月ニ卒ス七月頼經歸洛寶治元年正月實經罷ラレテ近衛兼經又攝政タリ建長四年二月時頼重時使シテ上皇ノ一宮宗尊親王ヲ迎フ是前將軍頼經京ニテ世ヲ亂ラムトノ企有ル由聞ヘシニヨリテナリ此月道家薨(六十)此人頼經ノ父ナレバウセ給シ事關東ノ計ラヒニヤト云フ説アリ二條家ノ説ニハ道家北條ヲ恨ミ世ヲ亂ラムトセシヲ良實常ニ諫メラレシカバ父子睦マシカラザリシト云々四月宗尊親王下向(十三又十一トモ)同月頼嗣歸洛(十五歳寶治八年)十月近衛兼經攝政ヲ辭シ其弟左大臣兼平攝政タリ是鷹司殿ノ祖也初道家ノ長子敎實九條ヲ相續シ二子良實二條殿ト云ヒ三子實經一條殿トイヒ今又近衛分レテ鷹司トナリコレヨリ五攝家ト稱ス執柄家ノ權ヲワカタムタメ時頼カクハカラヒシナルベシ

〔此後ハ攝家ノ事ヲ論ズルニ及バネバ略シオハンヌソノ故ハ藤氏ノ權是ヨリツヒニ衰シガ故也〕

案ルニ良房基經ノ相業議スベカラズ社稷ノ臣ト云ツベシ雖レ然光孝宇多ノ君タル菅公廣相ガ臣タル猶其權ヲ奪ム事ヲ欲ス蓋是防レ微杜レ漸ノ深慮ナリ忠平ガ純臣タリシ外實頼ガ後柄臣九世皆是外戚ノ威ヲ恃ミ朝廷ノ權ヲ弄ス後三條其權ヲ抑玉フ寔英明ノ主ナリ院中政衰ヘ兵革屢起リシニ及デ藤氏ノ大臣ソノ危ヲ救ヒ顚ヲ扶シモノ一人モナシ保元ノ亂ニ忠通朝家ニ有リ其弟頼長ト不和ナルガ故也ト雖ドモ其職ニ恥ズト云フベシ平治ニ基實關白タリシカド十六ノ童子論ズルニタラズ平氏西奔ノ日基通不レ從レ駕而還法皇ノ恩寵ヲ思フニヨルト云ドモ身已ニ朝廷大臣タリイカデ捧首鼠竄シテ生ヲ苟モスベキ義仲ガ法皇ヲ幽セシ日基房其間ニ彌縫シテ

泰甚ヲ去リシ濟レ時ノ才ナキニシモアラズ頼朝守護地頭ヲ請シニ兼實コレヲ執奏ス遠見深識ナシト云ベシ承久ノ亂ニ家實才策ナクシテ又新帝ノ攝政ト成ル其恥ナキ事五代ノ臣ノ如シ其後醍醐南狩ノ日ニ至テ經忠ハ最初ニ南ニ來レリ大臣ノ義ニ耻ズ是等ノ外北朝ニ留リ仕シ輩與ニ君臣ノ大義ヲ語ル可ラズ抑謂ユル攝政關白ハ人臣ノ表率タリ然ルニカク忠ナク義ナキ輩累世其職ニ任ジテ唯自ラ其望族門地ニ矜ル耻ナキノ甚シキ也王室ノ衰ヘシ事唯名行ノヤブレニ依レリト北畠准后ノイヒケム事誠ニ然リ帝在位十三年ニテ正元々年十一月譲位時十七歳龜山院ハ後嵯峨ノ第三子共第六子共云紹運圖ニヨレバ第四子也後深草ノ同母弟也十一歳ニテ踐祚アリ弘長三年十一月時頼卒三十七是ヨリ先後深草ノ建長七年十一月三十歳ノ時入道シテ長時ニ職ヲ譲レリ文永九年二月後嵯峨崩五十三院中ニテ政ヲ知シ召ス事二十餘年也文永十一年正月譲位二十六歳後宇多ハ龜山第二ノ子後嵯峨トリ養ヒ文永五年八月太子ニ立ツ二歳十一年正月受禪八歳此後深草ヲ本院ト云ヒ龜山ヲ新院ト云龜山院中ニテ政ヲ聽玉フ十月本院ノ子煕仁伏見院ノ御事ヲ東宮ニ立ツ十一歳帝ヨリ二歳ノ兄ト云フ正統記ニ龜山院ヲ繼體ト思召オキテケルニヤ后腹ニ皇子生レ玉ヒシヲ後嵯峨トリ養ヒマシテイツシカ太子ニ立玉ヒヌ後宇多也後深草ノ御子モ先ダチテ生レ玉シカドモ引越レマシニキ伏見ノ御事後嵯峨カクレ給シ後文永九年兄弟ノ御アハヒニ爭ハセ給フ事有ケレバ思フニ院中御政務ノ事歟關東ヨリ時宗歟母儀大宮院ニ尋ネ申ケルニ先院ノ御素意ハ當今ニ龜山マシマス由ヲ仰遣サレケレバ事定禁中ニテ政務セサセ給フ龜山此時天子ニテ自ラ政ヲ聞玉シ也後嵯峨繼體ヲバ龜山思召定ケレバ後深草ノ御流イカヾト覺ヘシヲ此頃本院ハ御出家ノ御志有ト云龜山弟順ノ義ヲ思召ケルニヤ伏見院ヲ御猶子ニシテ東宮ニスヱ玉フ弘安四年正月蒙古入寇ノ事アリ十年十月譲位二十一在位十三年

伏見院ハ後深草院第二子十一歳ニテ東宮ニ立玉ヒ二十三ニテ受禪後深草院院中ニテ御政務アリ此時上皇三人アリ後深草ヲ一院トモ本院トモ云龜山ヲ中院ト云ヒ後宇多ヲ新院ト云正應二年四月帝ノ第一子胤仁御伏見ノ御事東宮ニ立ツ正統記ニ龜山コノ君ヲ伏見東宮ニスヱ給フ其後御心モユカズアシザマナル事サヘ出來テ踐祚アリキ東宮ニサヘ此天皇ノ御子ヰ給ヒキ關東ノ

輩モ（貞時宣時ナサスナルヘシ）龜山ノ正統ヲウケ給ヘルコトハ知侍リシカド近頃トナリテ世ヲ疑シク思ヒケレバニヤ兩皇ノ（後深草龜山）御流ヲカハルガハルスヘ申ント相計ヒケルトナン異本太平記ニ故院ノ叡慮更ニ御嫡流本院ノ御子孫登極ノ事ヲ止申サレ中院ノ御一流ヲノミ將來皇統タルベシトハ定申サレケリ武家モ年來ハ如レ此ニ存定メ奏リキサレバ中院ノ御禪位モヤガテ新院受繼セ給ヒケル是ニ依テ本院ノ御方ハ既ニ皇位ノ御競望ヲ斷ゼラレ御愁吟ヲ含ミムナシク年月ヲノミ過サレオハシケリ爰ニ弘安ノ末ツカタ持明院殿ヨリ故院ノ叡思全ク御正嫡ノ當流ヲ棄捐申サレ後代ノ御登極ヲ止メ申サル、御素意ニアラザル所見ト宸翰ノ御遺狀等ヲ内々關東ヘ遣サレテ愁仰ラレシカバ其時武家承リ披キケルニヤヤガテ正應登極ノ御事ヲバ（伏見年號）持明院殿ニ執シ申シケルナリ

按ルニ伏見院ヲ東宮ニ立ラレシハ時宗ガハカラヒニテ有シナリ本院悦ビ給ヒ新院ノ御心モトケ本院ト御中ヨクナリシカバ大宮院殿モ悦ビ玉フ此後ハ讓位卽位立坊ミナ關東ノハカラヒナリト云說有正統記ノ說ノ如クニテ然ルベキ歟時宗ガ計ラヒニテ東宮ニタテラレムニハ本院ハ悦ビ給フトモ新院ノ御心ニハ悦ビ玉フベカラズ但シ關東ヨリ申ス旨アリシカバ龜山弟順ノ義ヲ思食寄ケルカ又後嵯峨イカナル御事ニ依テ繼體ヲバ龜山ト思食ケルニヤモシ後深草ハ不孝ニマシマシ龜山ハ御愛子ニテアリシ故ナリシ歟コレヨリ兩院相爭ヒ玉ヒテ終ニ天下南北ニ分レ龜山ノ皇統ハ絕タリヨカラヌ御事ニヤ

又按ニ後宇多讓位ノ時纔廿一歲ナレバ龜山モ殘多ク思食主上モ御本意ナラネドモ後深草ノ本院待兼玉フベシト關東ヨリ奏シ申セバ御心ノマ、ナラズ讓位有ケルト云說アリ異本ニ所謂弘安ノ末ニ持明院殿關東ニ仰ツカハサレシナドミヘシハ正統記ニイヘル其後御心モユカズアシザマナル事サヘ出來テ踐祚アリキトイヒシ事ナルベシ是ヨリサキ後嵯峨崩後ニ後深草龜山御アラソヒノ時ニ大宮院殿ノ仰ラレシニヨレバ龜山一流繼體タルベシト又持明院ノ仰ニヨレバ後嵯峨ノ御心然ルニ非ズ關東ノ輩イカニトモ申サダメガタキニヨリテサラバ兩皇ノ御流ヲカハルガハルニスヱ申サムト相謀リシナル

ベシタヾシ持明院殿ヨリ關東へ遣ハサレシ後後嵯峨ノ御遺狀崩後十數年ノ後出シナド心エラレズ關東ノ輩モイブカシキ事ニモ思テナルベケレド世ヲ疑シクオモヒシ程ナレバ然ルベキ事ノ出來シトオモヒテサラバ兩皇ノ御流カハルカハルスヱ申サントハカリシナルベシ

此年九月鎌倉ノ將軍惟康俄ニ上洛ニテ(後嵯峨第一ノ子宗尊ヨリ二代迄關東ノ君タリキ)後深草ノ御子久明親王(當今ノ御弟)ヲ鎌倉ニ迎ヘテ君トス

〔此時天子モ鎌倉殿モ皆後深草ノ御子也鎌倉ノ執權貞時宣時ナリ〕

三年三月四日ニ紫宸殿ノ獅子狛犬中ヨリワレタリ人皆アヤシミシニ十日ノ事ナルニ天イマダ明ザルニ甲斐源氏ノ末(保曆間記ニハ小笠原ノ一族ト云)淺原八郎爲頼ト云者禁闕ヲ侵ス事アリ是ニヨリ中ノ院(龜山)新院(後宇多)告文ヲ關東へツカハサル增鏡ニ九日右衞門ノ陣ヨリ武士三四人馬ニ乘ナガラ九重ノ中へ馳入テ上ニノボリテ女嬬ガ局ノ口ニ立テヤヽト云モノヲ見アゲタレバタケ高キオソロシゲナル男ノ赤地錦ノヒタヽレニ緋縅ノ鎧キテ帝ハ何クニオハスゾト問夜ノオトヾニトイラフレバイヅクゾト又問南殿ヨリ東北ノ隅ト敎レバ南サキへ歩ミユク間ニ女嬬ノ內ニ參リテ權大納言典侍殿新內侍殿ナドニ語ル上ハ中宮ノ御方ニ渡ラセ給ヒケレバ對ノ屋ニ忍ビテニゲサセ給ヒ春日殿へ女房ノヤウニテイラセ給フ春宮ヲバ中宮ノ御方ノ按察殿イダキ參ラセテ常盤井殿へカチニテニグ此男カラウジテ夜御殿へ尋參リタレドモ大方人モナシ中宮ノ御方ノ侍ノ長景政ト云者名乘參テタヽカフホドニ二條京極ノ篝五千餘騎ニテ馳參リテトキヲツクルニ合スル聲ワヅカニ聞へケレバ心安クテ內ニ參ル御殿共ノ格子引カナグリテ亂入ニ叶ジト思ヒテ夜御殿ノ御茵ノ上ニテ自害シヌ太郎ナリケル男ハ南殿ノ御帳ノ中ニテ自害シヌ弟ノ十九ニナリケルハ大床子ノ緣ノ下ニ伏シテ寄ル者ノ足ヲキリニケレドモサスガアマタシテカラメムトスレバカナハデ自害スルトテモ腸ヲバ皆クリ出シテ手ニゾモタリケル其マヽナガラ何レモ六波羅へカキツヾケテ出シケリ此事次第ニ六波羅ニテ尋沙汰スルホドニ三條宰相中將實盛モ召捕レヌ三條ノ家ニ傳リテ鯰尾トカヤイフ刀ニテ彼淺原自害シタルナド云事モ出來テ中院モシロシメシタルナド云聞有テ

心ウクイミジキヤウニ云アツカフ中宮ノ御兄權太夫公衡一院ノ御前ニテ此事ハ禪林寺殿(龜山)ノ御心合タルナルベシサテナダラカニモオボシマサバマサル事ヤ出來ム院ヲマヅ六波羅ニ移シ奉ルベキ事ニコソナド彼承久ノ例モ引出ヅベク申給ヘバイカデカサマデハアラム實ナラヌ事ヲモ人ハヨク云ヒナスモノナリ故院ノナキ御影ニモヲホサム事コソイミジケレド涙グミテ宣フヲ心ヨワクオハシマス哉ト見奉テナホ内ヨリノ仰ナドキビシキコトドモ聞ユレバ中院モ新院モ思シ驚クイトアワタヾシキ樣ニナリヌレバイカヾハセムトテシロシメサヌ由誓タル御消息ナド關東ヘ遣ハサレテ後ゾ事シヅマリニケルサテ長月ノ初ツカタ中院ハ御クシオロサセ給フ

〔九月中院四十一ニテ御落飾禪林寺殿ト云今ノ南禪寺ハ卽院ノ皇居也〕

按ルニ此時中院鎌倉ヘ移シ申ベシナド云事モアリシニヤ稱名寺ノ山カゲニ龜山院御座アリシアトナリナド云所アリソノ御儲ノ爲ニ御所造ラレムト云シ事モアリシニヤ

永仁六年讓位(三十四)在位十一年持明院殿トモ申スナリ

後伏見ハ伏見ノ第一ノ子十一歲ニテ受禪コノトキニ後深草龜山後宇多伏見上皇四人マシマス八月後宇多第一ノ御子ヲ東宮ニタツ(帝ノ再從兄弟十四歲ニ成給フ)在位三年ニテ正安三年正月鎌倉ヨリ(此時執權ハ貞時也)隱岐前司時淸山城前司行貞上洛シテオロシマイラセ東宮ヘ御位ヲ讓ラル(時十四歲ナリ)

後二條ハ後宇多第一ノ子十七歲ニテ受禪八月伏見第二ノ子ヲ東宮ニタツ(五歲)龜山ノ法皇ト後宇多上皇ト院中ニテ御政務伏見後伏見ノ御代ニハ參リ仕フル人モマレナリシニ又移リカハレリ在位六年餘ニテ德治三年八月崩(二十四歲)

花園ハ伏見院第二子十二歲ニテ卽位伏見上皇院中ニテ御政アリ九月後宇多法皇第二子ヲ東宮ニタツ(二十二歲)正統記ニ儲君ノ定アリシニ後二條ノ御子邦良親王居給フベキカト聞ヘシニ思食故アリトテ此親王ヲ太子ニタテ給フ彼一ノ御子ヲサナクマシマセバ猶子ノ儀ニテ傳ヘサセ給フベシ若邦良親王早世ノ御事アラバコノ御末繼體タルベシトゾシルシ置セマシマシケル(邦良年少ニマシマス故關東ニ龜山法皇ノ仰ラレ定メラレシナリ)在位十一年ニテ文保二年二月東宮ニ讓ラル此時帝ハ二十二歲東宮ハ三十二歲

ニナリ給ヘバ後宇多法皇ヲ始其方サマノ人待カチ申サルベキヨシニテ關東ヨリ計ヒ申セシトゾ（高時ガ世ノ始ナリ）

後醍醐ハ後宇多第二子三十二歳ニテ受禪後宇多ノ法皇院中ニテ政務有　三月後二條ノ子邦良親王ヲ東宮ニタツ元亨二年ノ夏法皇ヨリ大納言藤定房ヲ御使ニテ政ヲ當今ニ任ゼラレ閑居アルベシト關東ヘ仰遣サル武家異議ナカリシカバ大覺寺殿ヘウツリ玉フ正中元年六月後宇多法皇崩ズ（五十八）九月土岐頼員多治見國長等帝ノ密詔ヲ受テ鎌倉ヲハカルノ由聞ヘ六波羅ヨリ兵ヲツカハシテ是ヲウツ二年五月日野中納言資朝日野右少辨俊基トラハレテ東行帝ノ近臣ニテ密勅ヲ受シ由ニヨリテナリ七月萬里小路宣房ヲシテ告文ヲ高時ニ給ハル資朝佐渡國ヘ流サレ俊基ハユルサレテ歸リ朝廷無事ニナリケリ

按ルニ高倉院嚴島御幸ノ時清盛入道誓詞ヲ給ハルヨシヲ云傳フコレハ入道逆威ヲ恣ニシテ强申タルナリ其後龜山後宇多關東ニ告文ヲ給ハリシカバ淺原ガ事ニヨリ世ノ浮說ヲ仰開カレム爲ニ萬乘ノ尊ヲ屈シテ陪臣ニ向ヒ誓ハセ給フコヽニ至リテ王威地ニ落タリ此タビ後醍醐又告文ヲ下サレシモシバラク關東ノ疑ヲ解シメテ御宿意ヲハタサレン爲ノ叡慮ニヨレリトイハム歟サレド帝德ノ御累トゾ申ベキ

嘉暦元年三月東宮邦良薨（二十四）七月後伏見上皇第一子光嚴院ノ御事ヲ東宮ニ立ツ（十四）帝ノ御子ハ多カリシカド東宮立坊ハ關東ヨリノハカラヒナレバ御心ニ任セラレズ元德二年四月一日中原章房盗ノ爲ニ殺サル（常樂記ニハ大判官章房ト有）異本太平記ニ章房淸水寺ニ詣テ下向ノ時西ノ大門ニテ八幡ヲフシヲガミシニ小雨フリケルニ簑笠ニハバキシタル者一人後ヲ過ルトミヘシガ太刀ヲヌキテ章房ガ首ヲ打落シテ坂ヲ下リ行下人四五人アレヤトテ主ノ持セシ太刀ヲヌキテ追シカド後影ダニ見ヘズナリタリコノ章房ハ中家一流ノ棟梁法曹一道ノ碩學者シカモ四朝ニ仕テ一家ノ世譽ヲ得タリコトニ當代無雙ノ恩澤ニ浴シ夙夜無二ノ拜趨ヲ致シスベテ釐務ノ斷獄朝議ノ裁斷君臣ノ顧問ヲ得シカバ皇家ノ輔弼タリシニカヽル殃災ノ出來シ事朝ノ愁歎道ノ衰微ナリ子息章兼章信等嫌疑ヲ正シ仇敵ヲ索ムルニイカニシテカ聞出シケル東山雲居寺ノ南ノ門ノ東南ノ門ノ岸ノ上ニ一宇アリ瀬尾兵衛太郎并同卿房ト云者ナリ

名譽ノ惡黨カクレナキ者ナリ然ルニ彼ラガ殺害疑ナシト聞定メケレバ章兼ハ折節病床ニフシテ行向ハズ舍弟章信廳ノ下部十四五人郞從下人三十餘人具シ白襖ニ着籠ニ帶劍シ小八葉ノ車ニテ未明ニ彼在所ヘゾ寄タリケル是非ナク彼屋ヲトリマキ屋ノ內ヲサガシケルニ人一人モ見ヘズ又本人他行ノ家トモミヘズ塗籠迄打破リ板敷ノ下マデサガシケレドモ一人モナシ力ナク歸ラントスル處ニ心ハヤキ者走返テ薦天井構タルヲ見上タルニ人ノ衣裳ノツマ少シミヘケレバマヅ長刀ニテ天井ヲハネ破ルニ人コソ隱レ居タリケレ既ニ見付ラレヌト思テ大刀拔テ男一人ヲドリ下ラムトシケル所ヲ下シモタテズ長刀ニテ腹ワキヲサスサ、レナガラ飛下リケルヲヨセ合テカラメムトシケレドモ名譽ノ手キ、ナレバ手オヒ足タ、ネドモ散々ニ切ハラヒテヨリツクベキヤウモアラザリシヲ郞從一人ウシロヨリ太刀取直シ小ワキヲサスサ、レテヒルム所ヲ廳ノ下部彥武ト云者クミフス此男初メノ勢ニモ似ズ事ノ外ニヨワリケレバヤガテオサヘ首ヲトル此章房ハ一道ノ儒宗ノ當職ノ廷尉トシテ義ヲ正シ理ヲ斷リケレバ若撿斷訴訟ノ由來ニヨリテミダリニ鬱憤ヲイダキ怨念ヲ結ブ人ヤアリケン又ハ旦暮ノ拜趨叙賞他ニコヘケレバモシ權ヲソネミ祿ヲウバハントニヤ有ケム本人モ親昵モカネテ宿敵ヲサトラネバ傍輩等倫ノ怨望一端モナカリキ然ニ彼ノ災害萬人ノ疑ヒ淺カラズ爰ニ退テ子細ヲタヅヌルニ此章房ハ無二ノ拜趨年積リ恐クハ匡弼ノ器タリシカバ恩寵モ淺カラザリシニ付テ是ゾ叡旨ヲモ重クシ公議ヲモ背クマジキ者ト思食レ年來ノ叡念ヲアル時アラハサレテ關東征伐之事仰出サレシニ章房身ヲ顧ミズ義ヲ貽サズ眞實ノ諫言ヲ奉リケレバ不直梟惡ヲサシハサミ偏頗漏脫ノ事有ベキ器ニアラザレドモ叡慮ニ一味シ奉ラザリシ事ヲ深ク怖レ給ヒテ近臣成輔朝臣ニ仰談ゼラレシカバ彼名譽ノ惡黨ニ緣ヲサグリ祿ヲアタヘテ竊ニ章房ヲウカヾハセケレバニヤ果シテ此事ヲ逹セリサレバ彼ガ橫死天下大變ノ端トシテ朝議ヨリ出ケルト後ニゾ思ヒシラレケリ按ルニ是等ノ事ニヨリ帝ノ御心チ觀ルニ帝業終ニ全タカラザリシ事ムベナリ此月帝東大寺興福寺延曆寺ヘ行幸カノ僧從等ヲカタラヒ關東ヲハカリ給フ五月僧圓觀文觀忠圓等トラハレテ東行流刑日野資朝佐渡ニテ殺サレ七月俊基フタタビ關東ニ召ヨセラレテ殺サル元弘元年八月關

東ノ使二人上洛帝幷尊雲親王ヲ流シ參ラセン爲ナリ帝笠置ニ行幸九月笠置陷リ帝蒙塵路ニテ捕ハレテ六波羅ニ入給ヒヌ在位十三年時四十九歲光嚴院元弘元年十月御卽位（十九）後二條ノ孫邦良ノ子康仁ヲ東宮トス〔按ルニ龜山ノ後ニテ後醍醐カクマシマセシニ後二條ノ御孫ヲ東宮ニ立申ケルハ武家猶義ノアツキトヤイハマシ〕

明レバ正慶元年三月後醍醐隱岐ヘ遷幸此帝僅カ在位二年ニシテ正慶二年五月北條滅ビ（八代百五十年）後醍醐重祚アリ

八變

一　後醍醐復位之事

元弘三年（則正慶二年）六月皇位ヲ復シ給ヒ其明年ヲ建武ト號ス二年八月源尊氏叛シヌ三年八月尊氏光嚴ノ御弟光明院ヲタテ其主トス十月後醍醐尊氏ガ軍門ニ下リ玉ヒテ叡山ヲ御下リ有シヲ花山院ニトラヘマイラス

九變

一　南北分立之事

建武三年十二月ニ後醍醐吉野ヘ奔リ給ヒキ是ヨリ吉野殿ヲ南朝ト云武家ノ共主ヲ北朝ト云シ也サレバ重祚ノ後天下一統三年ダニミタズシテ南北ト分レ其後吉野ニゾマシマスコト四年ニシテ延元四年（北朝ニテハ曆應二年）八月十六日ニ崩ジ給フ（御年五十三）

後村上院位ヲツガセ給ヒテ在位三十三年建德二年（北朝後光嚴ノ應安四年義滿將軍ノ時也）三月崩ジ給フ後龜山卽位マシマシ在位十九年ニテ北朝後小松院ノ明德三年閏十月南北御和睦ニテ有シ世ノ如ク持明院殿ト大覺寺殿トカハルガハル御治世アルベシトテ南帝御入洛ニテ大覺寺殿ニ入ラセ給ヒ三種ノ神器ヲ北朝ヘ渡サレキ（南北分立五十六年）コノ後又兼テノアラマシニタガヒテ大覺寺殿御流代ヲシロシメサレザリシカバ南方ノ人々憤リテ軍起シカド南軍終ニ利ナクシテ後花園院ノ長祿二年六月後龜山ノ御子南帝高福院殿ウタレ給ヒシカバコヽニテ南帝ノ皇統ハ絕シナリ（明德三年ヨリコヽニ至リテ六十七年前後合南朝百二十餘年ガ程ナリ）

按ルニ後醍醐不德ニオハシケレドモ北條ガ代ノ滅ブベキ時ニアハセ給ヒシカバシバシガ程ハ中興ノ業ヲ起サセ給ヒシカドヤガテ又天下亂レテ終ニ南山ニノガレ玉ヒキサレドマサシク萬乘ノ尊位ヲ踐セ給ヒシ御事ニテ三種神器ヲ御身ニシタガヘサセ給ヒシカバ時ノ關白近衞左大臣經忠ヲ初メテ〔光明院御代ノ始建武四年四月ナリ〕忠ヲモ存シ義ヲ

モシレル朝臣多クハ南朝ニ趣キツカヘラレキ〔北朝ニテハ經忠ノ從弟前右府基嗣ヲ關白トス是今ノ近衛ノ祖〕武家ノ輩モ又カクゾ有リケルサレバ足利殿ノ代トナリテモ猶シタガハザリシ國々多カリキ〔後龜山ノハジメ南朝ノ御領河内大和和泉紀伊伊賀伊勢志摩飛騨信濃上野越後伊豫備前石見長門越中肥後日向大隅薩摩二十州ニ及〕然レドモ終ニ運祚開ケ給フコトナカリシハ皆是創業ノ御不德ニヨリテ天ノクミシ給ハヌナルベシ北朝ハ唯足利殿ノ君ニソムキマイラセラレテ臣トシテ天下ヲアラソヒタマフコトサスガ心ノウチニオソレ給ヒカツハソノ戰ニ毎度利ナカリシニヨリテ勸メ申者ドモ有シカバヤガテ光明院ヲ君トシテ南北兩帝ノ御爭ノ如クニハ取ハカラレシナリ去レバ心アリ人々ハ北朝ニ仕フル事ヲ恥カシキ事ニ思ヒシ也太平記等ノ物語ニモ持明院殿ハ大果報ノ人ニテ將軍ヨリ天子ヲ給ラセ給ヒシナド世ノ人云ヒモテハヤシケルト見エタリサラバ北朝ハ全ク足利殿ミヅカラノ爲ニタテ置キマイラセラレシ所ニテマサシキ皇統トモ申ガタケレバ或ハ僞主僞朝ナドヽモ其代ニハ云シトゾ見ヘタルソノカミ鎌倉殿天下ノ事ヲ行レシカド猶天朝ノ命ハオヨブ所モアリキ義時ガ世ニ廢立ヲ恣ニシケルヨリ陪臣トシテ國命ヲツカサドリシカドサスガイニシヘノスガタ世ニ殘リシカバ後醍醐ノ兵起サセ給ヒシ時ニ及デ猶王命ニ應ズル者多カリキ其ノ後南山ニノガレ玉ヒシ後モ猶六十餘州ガ内三分ガ一ツハ天下二王マシマス事ヲシリキ南朝既ニホロビ給ヒシ後ハ天下ノ人皇家有事ヲシラズ豐臣ノ太閤ノ代ノ初皇家ノ威ヲカリマイラセテ天下ヲ掌ニスベシト思ヒテ毎度敕詔ヲ稱セラレシカド誰カハ其ニ應ゼシモノアル其中彼ニナビキシタガヒシモノドモハタヾ其兵力ヲオソレシガ故ナリサラニ皇威ニ服セシニハアラズカク王家ノオトロヘ給ヒシ事ノ由ヲ按ズルニハジメ文德ノ幼子ヲモテ儲位ニタテ玉ヒシヨリ起リテ終ニハ院中ノ御政務ニ及テ其威權ヲ合セテ武家ニ假シ與ヘサセ玉ヒシニ事ナリヌサラバ一日二日ニ萬機アリト云事尤ヨク心得ラルベ事ニヤ

讀史餘論卷一終

讀史餘論卷之二

一 上古征伐自天子出事

神武日向ヨリ起リ給ヒ筑紫ノ國ヲ平ゲ安藝ノ國ニ渡リ吉備ノ國ヲ經テツヒニ大和ノ國ヲ討平ゲ畝傍ノ山ヲ開キ橿原宮ニシテ帝位ニ卽給ヒシヨリコノカタ（十年ニテ帝業ナレリ）九世凡五百六十九年ガ程ハ金革ノ事聞ヘズ上世民淳ニシテ俗厚ク皇化ノ被フ處オノヅカラオダヤカナリシガ故ニゾ有ベキ但シ世遠ク人亡テ史策ノ載ル所自ラ闕漏アリケムモ知ルベカラズ

第十代崇神ノ十年九月大彦命（北陸）武渟川別（東海）吉備津彦（西海）丹波道主（丹波）等ニ命ジテ四方ノ國々ニツカハシ敎ヲ受ザル者ヲバ兵ヲ擧テ討シメラル是後世將軍ノ始也ト申ス歟シカレドモ其代ニ將軍ナドイフ名號有シニハアラズ日本書紀ニシルス處ハ後代史作ラレシ時潤飾ノ詞ト見ヘタリ

〔崇神ノ時今ノ文學我國ニ傳ラズ古事記ニ見ヱシ所モ將軍ナド云事ハ見ヘズ〕

此比ハヤヽ皇化ニ順ハヌモノ有ケルニゾ此年武埴安彥ト云者叛キ參ラセテ帝京ヲ襲ハントセシヲ彥國葺及五十狹芹彥ニ命ジテ討平ラレシ事モ侍リ（コレ叛臣ヲ征伐アリシ始カ）

此後百六十七年ニシテ第十二代景行十二年筑紫熊襲叛テ帝ミヅカラ是ヲ征シタマヒ八年ヲ歴テ遂ニ平ゲ給フ（コレ熊襲叛キシ始カ）二十七年熊襲又叛キシカバ日本武尊ヲシテ征セラレシニヤガテ討平サセ給ヒキ其後四十年夏東夷叛ク事有シカバ又尊ヲシテ是ヲ討シメラレシニ是モヤガテ平ヌ（東夷叛キシ始カ）

其後八十餘年ニシテ熊襲又叛ク（コヽニオイテ熊襲三タビ叛キシナリ）第十四代仲哀ノ二年ニ皇后ト共ニ自征シ給フ八年ヲヘテ代ヲシロシメス事九年ニアタリシ年ノ二月筑紫ノ行宮ニ崩ジ給フ神功皇后吉備臣ノ祖鴨別ヲシテ討シメラレシカバ熊襲モツヒニ滅ヌソレヨリスグ皇后自ラ新羅ヲ討給ヒシニコレモヤガテ從ヒマイラスカクテ皇后御軍ヲ還サレ筑紫ニ至リ給ヒテゾ應神ハ生レ給ヒキ

〔十月生レ給フベキ期ニアタリ給ヒシカド皇后ノ御イノリニテ十二月筑紫ノ伊覩ノ郡ニテ生レ給フト

云」

仲哀ノ崩ジ給ヒシヤウモ定カナラズ應神ノ生レ給ヒシコト其ウムガ月ニオクレサセ給ヒシナド疑ハシク思食ケルニヤ長子ニテオハシマセシ麛坂忍熊二人ノ王子軍起シテ防ギ戰ヒ給ヒシニ王子ノ軍利ナクシテ二人ナガラ失ハレ給ヒヌ

「コレヨリ後三韓ソムキテコレヲ討シメラレシ事共代々ニアリシカド是ガ皆々海外ノ事ナレバコヽニシルサズ」

其後天子二十三代年ハ四百五十三年ヲ隔テヽ三十八代齊明ノ御代ニ蝦夷シバシバ叛シキ阿部臣阿部引田臣比維夫ナドシテ討シメラレシニ蝦夷ツヒニ從ヒ肅愼ト云國迄討シタガフ此御代ニ百濟大唐ノタメニホロボサルト聞ヘテ彼ヲ救給ランニテ帝自ラ土佐國朝倉ノ宮ニ幸マシマシテ軍ノ事ヲ謀リ給ヒシニツヒニ行幸ニシテ崩ジ給ヒキ初神武東征シ給ヒシヨリ此カタ代ハ三十八代年ハ千二百二十五年ガ程ハ國中ニ皇化ニ從ヒ參ラセヌ者有時ハ天子自ラ是ヲ征シ或ハ皇子ヲシテ是ヲ討シメラル其中神功齊明ノ如キ女王ニテヽオハシマセシカド皆親ラ是ヲ征セラレキ

「但シ三韓蝦夷肅愼等ノ如キハ海外ノ事ニアリシカバ多クハ將軍シテ討レシ也神功齊明ノ御代ノ事モ海外ノ事ニアヅカリシカド是ハ親征シタマヒシ所ナレバ此ニ申侍ルナリ」

戎旅ハ國ノ大事ナレバ古ニハ是ヲ重クシ愼ミ給ヒシ御事ト見ヱシ後代ノ如クニ坐ナガラ將帥ニ命ジテ是ヲ討シメラレシ事ノ如クニハアラズ

第四十代天武天皇御兄天智ノ御ヨツギ大友天皇ニソムキテ戰ハセ給ヒシ事ハヨノツネ征討ノ例ニハ同ジカルベカラズ大友ノ軍利ナクシテ天武世ヲウバヒヱサセ給シカバ世ニハ大友ノ其君ニ叛カセ給ヒシ如クニ申傳フルガマサシク大友ハ天智ノ御ヨツギヲウケツガセ給ヒテ帝位ニマシマセシ御事ナリ且ハ天智ノ崩ジ給ヒシヤウモアヤシキ傳ヘモ侍レバ世ノ申シ傳フル所信ジガタクヤ侍ラムサレバ天武ハ一旦御軍ニウチカタセ給ヒテ世ヲシロシメサレシカド其後ワヅカ七代百餘年ガホドニテ其玄孫稱德ノ女主ニテツヒニ絕サセ給ヒ天智ノ御後ハ御孫光仁ノ世ヲシラセ給ヒシヨリ今ニ絕サセ給ハネバ天ノ有道ニクミシ給フ所明ラケシトモ申スベシ後代ニ及テモ兩主御位ヲア

ラソヒ給ヒシ事ノ始ナレバ王德ヤヽ衰テ風俗スデニ澆シトコソ申ベケレ

其後八十年ヲ經テ四十五代聖武天平十二年太宰少貳藤廣嗣叛クムカシ武埴安彥ガ叛シ後帝王三十四代星霜九百二十七年ヲ經テ人臣ノ叛參ラセ干戈邦內ニ動サレシ事ノ始ナルベシ

〔世ニハ守屋連ガミダレヲ叛臣ノヤウニ申傳レドモ是ハ馬子大臣ト相アラソヒシ軍ナレバ世ノ常ノ叛臣ノ例ニハ比量シガタクヤ侍ラム〕

此時大野東人ヲ大將トシ紀飯麿ヲ副將トナシテ討平ゲラル此勳功ニヨリテ二階ヲ越從三位ヲ東人ニ授ラル（是將帥ヲ命ゼラレ又功ヲ賞セラレシ事ノ初カ）コノ後三十六年ヲ經テ三十九代光仁寶龜六年陸奧ノ夷叛キ鎭守府將軍大伴駿河麿シテ討ル其功ヲ賞シテ勳三等ヲ授ラレ十年ニ又叛キシ時參議藤原小黑麿是ヲ討平シカバ正三位ヲ授ラル

此後九年ヲ經テ桓武延曆七年陸奧夷叛ク參議紀古佐美ヲ征東大將軍トシテ討レシニ終ニ利ナクシテ召還サル九年大伴弟麿ヲ征東大使トナサレ坂上田村麿等ヲ副トシテ討レシニ田村丸ノ功是多カリシカバ十六年ニ征夷大將軍ニナサレタリ廿年ニマタ陸奧夷高丸ト云シガ駿河國淸見關迄攻ノボリシニ田村丸是ヲ打ヤブリ北ルヲ追テ陸奧神樂岡ト云フ所ニ至テキリテケレバ陸奧悉ク平グ東夷皇化ニ順ハザリシ事ハ古ヘニモ聞ヱシカド此比ノ如クシキリニ叛キ亂レシ事ハイマダアラズ皇化スデニ遠キニ及バザルシルシトヤ云フベキ

〔日本武尊東征ノ後六百六十餘年ニテ東夷叛キ爰ニ至リテ五度ソムク〕

其後八年ヲヘダテ、五十二代嵯峨弘仁元年九月帝ノ御兄平城太上皇寵姬藥子ガ兄藤原仲成等ガ勸メ申セシニヨリテ御位ヲ復シ給フベキ御心オハシテ近國ノ兵ヲメサレ東國ノ方ニ御幸アルベシト聞ヱケレバ帝大納言大將坂上田村丸ニ勅シテフセギトヾメ參ラスベシト有シニ田村丸ガ請ニヨリテ參議文屋綿麿ヲ副將軍トナサルヤガテコヽカシコノ道ヲフサギテ仲成ヲイケドリ流刑ニ處セラルベシト聞ヘシガキラレテケリ藥子モミヅカラ藥ヲ飮テウセシカバ事平ギヌ（天武ノ後兩帝世ヲアラソヒ給フ事ノ第二ケ度ナリ）五年ノ夏文屋綿麿ヲ征夷將軍ニナサル其冬陸奧ノ夷叛キシヲヤガテ打平グ其後綿麿從三位中納言ノ大將ニナサレタリカク其比迄ハ世ノ

亂アリシニ臨デハ其任ニアタレル人々ヲ撰レ出テハ將帥ノ任ニアタリ亂平ギ功成ヌレバ又入テ卿相ノ位ニツラナレリ

〔古佐美大納言正三位田村丸大納言大將正三位綿麿從三位中納言ニ至リシノ類ナリ〕

後世ノゴトク文武其職ヲ異ニセラレシガ如クニハ非ズコレヨリ後王綱紐ヲトキ柄臣權ヲ專ニセラレシヨリ將帥ノ任コトゴトクニ輕ク卿相ノ官ニ至レル人ナク且ハ文武ノ職世官世族トナリシカバ朝廷ノ威日々ニ衰ヘ功臣常ニ兵馬ノ權ヲ司ドリ天下ノ大勢一度變ジテ古ニカヘル事ヲ得ベカラザル代トハ成シ也

一　中世以來將帥ノ任世官世族トナリシ事

六十二代朱雀天慶二年十一月平將門藤純友ガ亂出來タリ

〔嵯峨弘仁五年ヨリ帝王ハ九代凡百二十餘年ノ後ナリ〕

將門ハ陸奧鎮守府將軍從五位下良將ノ嫡子ナリ

〔桓武ノ子葛原其子高見王其子高望王始賜二平姓一良將ハ其次男ナリ〕

伊豫掾藤原純友ハ太宰少貳良範ガ子ナリ〔長良ノ子ハ左大辨遠經其子良範ナリ〕二人ハジメ洛ニ有リシ時ニ叡山ニ登リテ相約シ兵ヲ起セシト云古事談ニ將門謁二仁和寺式部卿宮一〔宇多ノ御子敦平親王ナリ〕郎等五六人ヲ具シタリ平貞盛モ參リテ將門ガ門ヲ出ニ行逢フ〔貞盛ハ將門從兄〕貞盛申ス今日郎從ヲ具セザル事尤口惜キ事也此將門ハ天下ニ大事ヲ引出スベキ者也ト云々正統記ヲ見ルニ將門久シク執政〔忠平〕ノ家ニ仕リ使ノ宣旨ヲ望シニ不許ナルガ故ニ東國ニ下リテ反セシト云〔按ニ將門忠平ノ息ヘノ狀大略同ジ〕將門誅害日記ニ天慶二年十一月廿一日常陸大椽國香ヲ殺シ〔伯父ナリ即貞盛ノ父〕國中ヲヤキテ廿九日豐田郡鎌輪府ニ至リ長官詔使ヲ幽シ武藏守興世王カ議ニヨリテ諸國ヲ併セムトシ十二月二十一日入二下野一國守以下降十五日入二上野一國司ヲ追却テ此日除目ヲ行カクテ武藏相模等ヲ巡ル是ヨリサキ建二都於下總國猿島郡石井郷一置二文武百官一三年正月十一日詔二東海東山一討二將門一二月八日參議修理大夫兼二右衞門督一藤忠文ヲ征夷大將軍トシ

此人近衞將タリシ時直夜ゴトニ寮ノ御馬ヲ引ヨセテ枕ニタツ芻ヲ喰フ音ヲ聞テネブラジトノコトナリキ

刑部大輔忠舒忠文ノ弟右京亮藤國幹、大監物平清基、散位
就國源經基爲二副將軍一
經基ハ武藏ヨリ上リテ將門ガ反狀ヲ告ラレキ此人
右大臣源能有ノ壻ニテ弓馬ノ藝ヲ傳ラレシト云フ
下總權少將平公連、藤遠方等ヲシテ討二將門一、江談ニ
此時朝議欲下以二藤元方一爲中大將軍上、元方聞曰、大將
軍所レ言、一事以上國家莫レ不レ被レ用、若拜二大將軍一者
必請二貞信公息一人一爲レ副、因レ是議止、按源賴信ハ大納言元方外孫是
月一日下野押領使藤秀鄕、常陸椽平貞盛等四千餘兵
一云一萬九千人戰二於下野國一敗レ之、十三日、襲二將門營一、將門
逃二島廣山一焚二其營一、十四日大戰二于辛島一將門中二貞
盛箭一秀鄕獲レ首、斬二百九十七級一、
將門八十三日ニテホロビシナリ案正統記承平五年
二月將門起レ兵天慶三年二月滅歷二四ヶ年一云々
於レ是征東諸將自二中路一歸、此時於二清見關一軍監清原滋藤誦二杜荀鶴句一三月九
日、秀鄕從四位下、元六位功田永傳二子孫一、追兼二任下野
武藏兩國守一、貞盛從五位下右馬助、經基從五位下兼太
宰少貳、此時小野宮左大臣實賴曰、疑勿レ質、九條右大
臣師輔曰、刑疑勿レ質賞疑許レ之ト左府ノ議ニヨリテ
忠文ニハ賞ナシ

忠文東征ノ日六十三歲村上天曆元年六月七十五歲
ニテ卒贈二中納言一ト云々
純友追討記ニ純友爲二海賊魁首一、南海、山陽之間望レ風
而下、聞二將門反一、而擬二上道一、東西二京連夜放レ火、十
二月下旬天慶二年備前守子高奔二于京一、純友使二文元追一レ之、
廿六日、及二攝州兎原郡一相戰、獲二子高一斷二耳鼻一奪二
其妻子一而去、下二固關使於諸國一、諭二純友一叙二從五位
下一、純友寇二讚州一、介藤國風兵敗奔二淡路一、經二二月一募
レ兵還レ府、左少將小野好古爲二長官一、源經基爲二次官一、
右衞門尉藤慶幸爲二判官一、右衞門志大藏春實爲二主典一、
征レ之到二播讚等國一、造二二百艦一入二賊地一、先レ是賊次將藤
恒利降二國風一、國風以二恒利一爲二鄕導一擊レ賊敗レ之、賊
入二太宰府一、々兵大敗、虜掠殆盡、好古自二陸路一、慶幸、
春實自二海路一、五月與レ賊合二博多津一、春實袒二身髮亂陷レ
陣、恒利、遠方乘レ之、賊軍亂欲二乘レ船而戰一、官兵焚二賊
船一、賊敗死者數百人、溺死不レ知レ計、純友乘二輕舸一、奔二豫
州一、警固使橘遠保虜レ之、純友死二於獄中一、按ニ其後秀鄕貞盛鎭守府將軍ニ任ゼシ也其後四十一年ニシテ一條長德元年下野守平維衡
平致賴ト東國ニテ戰フ議二其罪一致賴ヲ流二隱岐一維衡ハ貞盛カ四男致賴トハ再從兄弟

其後二十八年ニシテ後一條長元元年平忠常叛ク忠常ハ葛原ノ孫高望王ノ五男村岡五郎良文ノ子千葉ノ祖是年マヅ肥後守高階成章藤原時遠平爲行等合戰セントス其罪ヲ定ラル其四月前上總介平忠常下總ノ國ニテ叛ク檢非違使平直方義家ノ外祖時政五代ノ孫中原成道ヲシテ東海東山ノ兵ヲ發シテウツ二年十二月成道無レ功徵還、三年三月、安房守藤光業棄レ國而還、是忠常ヲ恐レテナリ九月忠常兵威熾ニシテ直方亦無レ功徵還、甲斐守源頼信ニ坂東ノ兵ヲツケテ征セシム四年四月忠常降、扶桑略記、前追討使平直方不レ遂二其功一空以歸洛、源頼信下二向任所一之日可レ討二忠常一之由有レ勅按二系圖一直方爲二上總介一宇治拾遺ニ河内守頼信上野守ニテ有シ時平忠恒ヲウツ海ノ淺所ヲ知テ渡ル四五騎バカリ先陣シケレバ五百騎バカリ馬ノ太腹ニ立チテ渡ルニ此渡リヲバ只三人シリタリ海ヲ渡ス事藤戸ヲ始トスルハ非カ忠常周章シテ名簿ヲ書テ文挿ニハサミ小船ニ郎等一人ノセテ迎降ト云々扶桑略記ニ頼信隨身參上之處、於二美濃國山縣郡一忠常病死即斬二其首一獻二于京師一、六月十六日、入洛、以降之間其首還二賜從類一、

其後七年ニテ山徒ノ亂アリ後朱雀長暦三年山徒頼通ニ奉狀シ明尊ハ智澄ノ門派也去年冬明尊ヲ天台座主トス慈覺ノ派ニ非ズ坐主ニ任スベカラズト云イヅレノ門流ナランニモ其人ニヨルベシト云レシカバ山徒怒リテ大勢頼通ノ館ニ來リ嗷訴シテ其門柱ヲキル頼通怒リテ平直方シテ禦ガシム山徒ト相戰死傷ノ者多シ是山徒嗷訴ノ始カ

其後十年ニテ安倍頼時ガ事起ル關白頼通宇治平等院ヲ建ルノ年後冷泉永承五年頼時叛キタリ六郡ノ司始ノ名ハ頼良忠頼ガ孫忠良ガ子陸奥守藤原登任是ヲ討チテ破ラル頼義ヲ陸奥守兼鎮守府將軍トシテウタシメラル頼義ハ長元ノ間父頼信ニ隨テ平忠常ヲウツテ功アルニ一條院ノ判官代トナレリ院ノ御狩ニ従ヒ弱弓ヲモテ猛獸ヲ射タリ上野守平直方將器ナルヲシリテ壻トス判官代ノ勞ニヨリテ相模守トナリ坂東ノ士大半爲二門客一、上洛數年ノ後此撰ニアタレリ東國之士屬二源氏一者服二頼信頼義父子一也頼義到レ任俄有二赦令一、頼時降、頼義任終之日頼時又叛、頼時ノ子貞任罪アルヲメシケルニヨリテ也今年新司聽二國亂一而辭、更重任二頼義一遂二征伐之事一、而國内飢饉、糧食不レ給、大兵散而不レ集、官軍不レ利、天喜五年九月、頼時中二流矢一而死、康平五年春、頼義任終、拜二高階經重一爲二國守一、揚レ鞭而來、無レ幾歸洛、是以三國内隨二前司指揮一也、朝議紛紜之間、頼義屢求ニ

兵於武則ニ、秋七月、武則率ニ子弟萬餘人ニ而來、八月十七日、陷ニ小松柵ニ九月五日、與ニ貞任ニ戰ニ于盤井郡ニ大敗レ之、七日、破ニ衣川關ニ、拔ニ大麻生、野瀬原ニ柵ニ、十一日、陷ニ鳥海柵ニ、又拔ニ鶴脛、比與鳥ニ柵ニ、十五日、圍ニ厨川、嫗戸ニ柵ニ、十七日、賴義焚レ柵、貞任出戰、見レ虜而死、（疵ヲ蒙ルガ故也）貞任弟重任ト子千代童子ヲ斬ル（十二年ニテ平キシ也時ニ賴義年六十八歳永保二年十一月三日八十八ニテ卒ス）六年二月十六日獻ニ貞任、經清、重任首三級於京師ニ、廿五日、賴義正四位下伊豫守、義家從四位下出羽守、義綱右衞門尉、清原武則從五位下鎭守府將軍、獻レ首使者藤季俊右馬允、物部長賴陸奥大目、

其後二十年ニテ後三年ノ事起ルコレヨリサキ白河院永保元年三月興福寺ノ僧多武峯ノ奴トイサカヒテ僧討レシカバ衆徒峯ヲヤキヤブル六月三井寺山ト不和ニシテ合戰シ寺悉ク燒ル明ル二年ヨリ奥ノ事興ル奥六郡ニ清原眞衡ト云者アリ故鎭守府將軍武則ガ孫ニテ荒川太郎武貞ガ子ナリ眞衡富有ノ奢過分ノ行跡ニテ一族ナガラ郎從ニナリシ出羽國ノ住人吉彦秀武恨ル事有テ軍起ル（地火爐ツイテノ事ニ起ル）同三年源義家陸奥守ニナサレ俄ニ下向ス初ハ清衡家衡兄弟秀武ニ組シケルガ其後武衡家衡ニ組ミシ義家ニ背キ清衡秀武ハ義家ニゾ屬シテケル

案ニ後三年ノ記ニ清衡ハ亘理權大夫經清ガ子也經清誅セラレシ後其妻武貞ニソヒテ家衡ヲ生ムサレバ清衡ト家衡トハ異父同母兄弟也ト云々然ラバ眞衡ト家衡トハ同父兄弟ニテ二人共ニ清衡トハ異父兄弟タルカ武衡ガ事彼記ニ見エズ思フニ是モ武則武貞カ子弟タルベシ王代一覽ニ武衡ハ家衡兄ノ由見ユイカナル據ニヤ覺束ナシ彼記ニハ永保三年ノ事迄ヲ記シテ中間七年ノ事脫シテ寛治五年ヨリノ事ヲ記シタリ凡テ此軍ノ事サダカナラザルカ大系圖清衡ガ下ニ後三年合戰濫觴此仁也異父同母ノ弟清原家衡爭論此事也ト云々サラバ永保三年ノ後眞衡ウセテ其跡ヲ清衡家衡又相アラソヒ家衡國宣ニ隨ガハザリシカバ軍起リシニヤ

カクテ寛治五年九月義家數万騎ヲヒキキテ金澤ノ柵ヲセメ十一月十四日ノ夜城陷テ武衡家衡ヲ生捕リテ頸ヲ切リ國解ヲ奉テ武衡家衡ガ謀反已ニ貞任宗任ニ過タリ私ノ力ヲ以テタマ〳〵打平ル事ヲ得タリ早ク追討ノ官符ヲ給リテ首ヲ京ヘ獻ゼムト申セドモ私ノ

敵タルヨシ聞ユ官符ヲ給ラバ勸賞行ハルベシ仍テ官符ナルベカラザル由定リ首ヲ道ニ捨テムナシク京ニノボル

按ニ永保二年ヨリ寛治五年ニ至テ十年ニ及ブ時ニ義家五十三歳義光ハ三十三歳ナリ

其後十六年ニテ源義親ノ事アリ義親ハ義家ノ嫡子系圖ニ康和二年匡房卿訴ニヨリテ流罪

按ニ匡房ハ堀河ノ承德二年九月太宰權帥康和四年六月任畢リテ歸京サラバ義親流罪ノ比ホヒハ匡房任中ノ事也

古事談ニ前對馬守義親康和五年十二月二十八日、依二筥崎宮訴一配二流隱岐國一、然而不レ赴二配所一經二過出羽國一殺二害當國目代一、(家保卿任)依二此事一被レ下二追討之宣旨一、嘉承三年(卽天仁元年)正月六日、被誅、同廿九日、梟二首右獄樹一(按堀河院嘉承二年七月崩此年平正盛ヲ下サレ鳥羽卽位ノ明年天仁元年正月討ル)義親討レシ年ノ二月七日義家ノ二男右兵衞權佐義忠其叔父義光ノ爲ニ殺サル鹿島三郎ト云モノシテコロセシ也然ルヲ義綱ノワザナリト聞テ義綱大ニ怒リ近江ノ國甲賀山ニコモリ義親ノ男爲義院宣ヲ蒙リ(爲義嫡孫ニテ義家ニツグ義綱ハ爲義ガ大叔父ニテシカモシウトナリ)追討ス(時ニ十歳ナリ保元物語ニ十四歳ト云々)義綱下リシカバ佐渡ニ流サル(一説被誅)此年八月十八日義家卒ス六十七歳(ソノ年義家ソノ子二人竝ニ舍弟一人ヲ先ダツ)

難太平記ニ義家ノ御置文ニ我七代ノ孫ニ生レカハリテ天下ヲ取ルベシト見ヘシ由ヲノス按ズルニ中世ニハ將帥ノ命ヲ承リテ其功ヲ奏シヌレバ其勳勞ニ報ルニハカナラズ卿相ノ位ヲ以テス大野東人ガ藤廣嗣ヲウチ大伴駿河麿藤原小黑丸坂上田村丸文屋綿丸等ガ東夷ヲ討シ類是也天慶ノ夏ニ參議右衞門督忠文ガ中路ヨリ還リシダニ猶勸賞アルベシヤ否ノ朝議アリキ其時秀郷貞盛ガ功ヲ賞セラレシコトワヅカニ四位五位ニナサレシト云トモ是等ハ將帥ノ命ヲ承リテ討セシニハアラズ況ヤ又其本秩ワヅカニ六位ノ輩ナレバカホドノ賞モ猶不次ノ賞トイフベシ且ハ又トモニ鎭守將軍ニナサレ功田多ク給リ兩國ノ守ヲ兼シメラレキ經基將門純友ガ亂ニ東西ノ軍事ニ勞シ賴信ノ代ニ年ヲ經テ平カザリシ忠恒ヲ日アラズシテ攻下シ賴義十二年ガホド東事ニシタガヒ白頭ニシテ遂ニ其功ヲ奏シ義家又十年ヲ經テ武衡家衡ヲ平グ然ルニ此人々其位四品ニ過ズワヅカニ昇殿ヲ許サル、ヲ以テ其面目トセリツ

ネニ攝關ノ家ニ伺侯シテ其家僕ニ肩ヲナラブ抑經基ハ清和二世ノ王タリ其子孫王家ヲ出テ未遠カラズタトヘ卿相ノ列ニ加リヌトモ他家ノ比例ニアラジマシテヤ義家武衡家衡ヲ平ラゲシ時官符ヲ給ルベキ由ヲ望ミシニ私ノ敵タルヨシ聞ユトテユルサレズ此事サラニ心得ヌ事ニ非ズヤ私ノ戰鬪ニ任國ヲ凋弊セシムルコト十年ニ及バヾナド其罪刑ヲ定ラレザル已ニ其罪ニアラズンバ是其功ナドナカルベキ是等ノ事ニツキテ義家ノ寃ヲフカク含マレシ事其故ナシト云フベカラズ但天下ヲトルベシト云置レシ事ニ心得有ベシ朝家ヲカタブケ參ラセムトノ謂ニハアラジスベカラクハ當時ノ事勢ニ寄リテオモヒ計ルベシ當時天下ノ權久シク執柄ノ家ニアリソノ權ヲウバヒテワガ後ニアタフベシトノ義ニテ有ベキハタシテ三世ノ後賴朝其權ヲワカツ事ヲ得テ足利殿フタヽビ天下ノ君ト仰ガレ三度今代世ヲシロシメサル其遺言ムナシカラズトヤ云ベキ又清和ノ皇統ハ陽成ニテ絕タリシニ賴朝ヨリ此カタ武家世ヲシロシメサレシ人々皆コレ其皇胤也天意ノ程ハカリガタキ事ニヤ又按ニ正統記ニ鳥羽院ノ

御代ニヤ諸國ノ武士源平ノ家ニ屬スル事ヲトヾムベシト云制符タビ〳〵有キ源平久シク武ヲ取リテ仕ヘシカドモ事有ル時ハ宣旨ヲ給リテ諸國ノ兵ヲ召具シケルニ近代ト成リテ頓テ肩ヲ入ルヤカラ多クナリシニ因テ此制符ハ下サレキト云々抑源氏武ヲ取リシ事經基ニ始リテ平氏武ヲ取リシ事ハ貞盛ニ始ル皆是天慶ノ亂ノ時ニ始レリ其後平氏ニ逆亂ノ臣アレバ源氏ニ仰セテ是ヲウタル賴信忠常ヲ討タレシ如キ源氏ニ違勅ノ者アレバ平氏ニ仰テコレヲ討ル義親ノ時ニ正盛ガ討シ如キサレバ源平私ノ仇敵ニアラズト雖モオノヅカラ世讐ノ思ヒヲナセリマシテヤ保元平治ノミダレヲ經テ平氏權勢ヲ恣ニシ源氏其跡ヲコトゴトク削ラレシニオイテヲヤ其中東國ノ輩皆々源氏ニ心ヲヨセシ事ハ初賴信賴義父子忠常ヲ討シヨリ此カタ賴義義家ノ二代奧前後ノ戰ニ二十餘年ヲ經テ其手ニ屬セシカバ自ラ其從類ノ思ヲナセシ者コレ多シ賴朝ツヒニ天下ノ權ヲワカタレシ事皆是累代ノ餘烈ニヨリテ也ソノ事ノ由ヲ考ルニヒトツニ天慶ノミダレニヨレリ此亂ノヨリテ來レル所ハ執柄ノ人人朝家ノ權ヲ奪テ皇威日々ニウスク是ニ加フルニ

武備モ又ユルミシガ故也始メ將門純友ガ相謀リシニ皇統ナレバ將門ハ帝位ヲシリ藤氏ノ裔ナレバ純友ハ執柄タルベシナド相約セシト聞ヘシモ其尤ニ倣ヒシ者ニ非ズヤ是一ツ外戚ノ權ヲ專ラニセシヨリ執柄ノ職ヲモテ我家ノ者トナシテミヅカラ是ヲ其子弟ニ讓ルニ至レリサレバ朝庭ニアラユル卿相皆ソノ門葉ニアラズト云事ナシ悉ク皆其譜代ヲモテ其官其職ヲシリシカバカノ將帥ノ職モ又其譜代ヲ以テ任ゼシ程ニ終ニ所謂世官世族トナルサレバ又ソレニ屬セシ兵モ又譜代ノ屬兵ト成シカバ鳥羽ノ比ホヒ源平ニ屬スベカラズト頻リニ制符ヲ下サレシナリ源平兩氏ノ兵權ヲ解ムト思ヒ給ハヾ是ヲ解ベキ道豈ナカラザラムニ後漢光武ノ功臣ノ兵權ヲトカレ宋太祖ノ杯酒ノ間ニ兵權ヲ解レシ類ノゴトキ也ソノヨリテ來ル所ヲキワメズシテタヾニ是ヲ制セラレシハ兩氏憤ヲ含ムノ媒ニアラズヤ是ニツ合セテ是ヲ論ズルニ天下終ニ武家ノ世トナレル事ノ其ヨル所藤氏外戚ノ權ヲ專ニセシニヨレリトゾ見ヱタル

其後三年過テ白河永久元年比叡山ト興福寺ト爭論興福寺朝家ヲ恨テ春日ノ神木ヲフリテ數千人栗栖山ニ來リ都ニ入ントス勅使ヲツカハサレシカド不レ用爲義ヲ遣サル十八ノ時大衆敗ラレテ歸ル其勸賞ニ左衛門尉ニナサル

按ルニ白河法皇朕ガ心ニカナハヌハ雙六賽山法師ト仰ラレシト云也此比ハ山僧ノミニモアラズ三井興福ノ僧徒等モヤヽモスレバ兵革ヲ動シテ朝威ヲ蔑如セシト見ヘシ其事ノ始後朱雀長曆三年ノ春山徒等關白賴道ヲ恨テ兵起セシニ始レルカ是又執柄權ヲ恣ニシ皇威スデニ衰ヘシニヨレルナリ古ハ僧徒兵器ヲカクス事ハ尤國ノ重禁ニテ有シ也然ルニカクミダリガハシクナレルコトハイハユル王綱解レ紐ノ一端ナリ此後ヤヽモスレバ僧徒兵ヲ起シテ世ヲ亂リ甚シクシテハ保元ヨリ後ニハ僧徒ノ兵ヲ假リテ征伐ノ事ヲ行レシトス保元ノ時ニ上皇南都ノ衆徒ヲ催シタマヒ治承ノ時ニ高倉ノ宮三井ノ僧ヲ賴ミ後白河山僧ヲ賴ミテ義仲ヲ討レントス後醍醐兩度マデ山門ヲ賴ミ給ヒシ事ノ如キ其後應仁ノ亂後山僧ハ云ニ及バズ法華一向ノ徒高野根來ノ僧等ヤヽモスレバ兵威ヲ振ヒ又甚シクシテハ一向ノ徒加賀ノ富樫介ヲ滅シ織田殿ノ兵威盛ナル終ニカレヲ碎ク事叶ヒ給ハズサレド此人ノ代ニ叡山ノ兵器ヲヤキ根來ノ寺ヲ燒亡サレテ數百年ノ禍ヲ

除カレシハ尤其功大也ト云フベシタヾ一向ノ一宗今ニ其禍根絶ヌトモ見ヘズ後世又國ノ憂ヲモナサンモノハ此一ツノミゾ殘レル

其後十五年ニテ崇德大治四年三月山陽南海賊起ル備前守平忠盛ニ院宣ヲ下サレテ是ヲウツ（忠盛ハ貞盛ガ孫正盛ガ子）其後二十六年ニテ保元ノ亂出來レリ（前ニ見ヘタレバ爰ニシルサズ）其後二年ヲヘダテ、平治ノ亂アリ（コレモ同ジ）

其後二十一年ニテ高倉宮ノ御事アリテ天下亂ルソレヨリ六年ヲ經テ平家亡ビタリ（高倉ノ御事ハ高倉治承四年平家亡ビシハ後鳥羽文治元年）

按ルニ天慶二年將門純友ガ亂起リシヨリ文治元年ノ春平家亡シ迄二百四十五年ノ間兵革動ク事凡十二度也神武即位ノ年ヨリ朱雀天慶元年迄千五百六十四年間ニハ兵革ノ事僅ニ十四度カ天ノ方ニ蹶ク時ニシカク泄々スル事ナシト云事マコトナル哉

一　源賴朝父子三代ノ事

賴朝三十四歳ニテ高倉治承四年八月、起レ兵、戰不レ利奔二房州一、九月、赴二上總一入二下總一、十月、歷二武州一入二鎌倉一、卒二二十万兵一越二足柄山一與二大場景親一戰敗レ之、進到二駿州賀島一聞二平軍潰一而留、武田太郎信義守二駿州一、安田三郎義定守二遠州一、而還二鎌倉一、十一月、擊二佐竹冠者秀義一斬レ之、十二月、遷二鎌倉新第一出仕之侍三百十一人、安德養和元年、閏二月、清盛薨、此月、重衡卒二千餘騎一東征、賴朝與二叔父志田三郎一戰敗レ之、三月、行家等卒二尾參兵一與二平氏一戰二墨俣川一敗績、八月、伊勢守清綱、上總介忠清、館太郎貞保東征、屯二兵於江州一、九月、賴朝遣二三浦、葛西一討二足利太郎俊綱一斬レ之、十月、維盛東征、十一月、義朝遣二足利義兼、九郎義經、土肥二郎實平、土屋三郎宗遠、和田小太郎義盛一禦二平軍於遠州一、佐々木秀義與二維盛一屯二江州一、出レ師無レ期且行家在二尾州一可三以支二平軍一故東軍不レ發、二年三月、賴朝與二義仲一平、七月、平氏西奔源義仲入レ京、十二月、賴朝殺二上總介廣常一、是年冬遣二範賴義經一討二義仲一、後鳥羽元曆元年正月、義仲敗死、二月七日、一谷城陷、十八日、命二京都守護一且命二景時、實平一遣レ使守二播、美、備前中後五州一、三月朔日、下二下文於鎭西九國住人一、九日宣旨ニイハク武士等征賊ニ事ヨセテ猥籍アリ賴朝子細ヲ訪テ言上スベシト八日ニ板垣三郎兼信、土肥實平等西海ニ向ヒテ討二平氏一四月殺二義高一、六月範賴三河守、賴朝不レ聽二義經任官一、六月、義經

下向シテ謝レ讒此年三月景時東歸讒ゼシガ故ナリト云々盛衰記ニ 七月、頼朝奏ニ上皇一以下勅ニ義經一西征上、八月義經左衞門少尉檢非違使賞ニ一谷之功一、頼朝不レ悅、罷ニ義經之西征一而遣ニ範頼一、範頼發ニ鎌倉一、九月義經從五位下、十月、院內昇殿、文治元二月、義經西征、屋島陷、三月四日、頼朝使ニ大膳太夫久經、近藤國平鎭ニ在レ洛武士狼籍一、廿四日、平氏亡、四月十二日、頼朝命ニ範頼一在ニ九州一沙汰、沒ニ官領一、徵ニ義經一還、頼朝從二位、十五日、關東御家人不レ蒙ニ內擧一拜ニ衞府諸司一者二十三人、收ニ本領一且可レ處ニ斬罪一之旨注文ヲ京師ニ遣ス廿九日田代信綱ニ使シテ義經自立ノ儀ヲ企テ侍等ニ私ノ恩ヲ施ス事不當ナリ向後頼朝ニ忠アル者不レ可レ隨ニ義經一ト相觸ルベシト云々五月七日、義經使ニ龜井六郎獻ニ誓文一、十五日、義經以ニ平內府一到ニ酒勾驛一、北條シテ迎レ之義經ヲバ鎌倉ヘ入レズ六月九日、附ニ義經一還ニ內府一誅ニ之江州篠原一、八月、久經國平帶ニ院廳下文一赴ニ鎭西一、十六日、義經任ニ伊豫守兼院厩別當一特勅衞ニ京師一、 九月、梶原景季ヲツカハシ備前前司行家ヲ誅スベシト義經ニ命ズ十月、使ニ土佐坊襲ニ義經一、廿五日、使ニ小山朝政、結城朝光五十餘人赴レ京、廿九日頼朝西征、十一月三日、義經行家出京、五日、東兵入レ京、八日、頼朝還レ師、廿五日、時政入洛、廿八日時政請下諸國守護、地頭不レ論ニ權門勢家庄公一可上レ充ニ兵粮米一、 廿九日勅許、此日頼朝定レ驛、十二月六日、兼實ヘ獻レ帖請ニ地頭職一、二十一日勅許、是年、西海二十六州ニ勇士ヲ撰ミ遣シテ分監タラシム二年三月一日、使ニ頼朝爲ニ惣追補使並地頭一此時知行ノ國々相模武藏伊豆駿河上總信濃越後豐後等九州

按ルニ頼朝ノ初志ハ平氏義仲行家等ト戰ノ間ニ東國ヲ打隨ヘソノ後鷸蚌之弊ニ乘シテ世ノ亂逆ヲ治メサテ始ヨリ打從シ國々ヲ勸賞ニ申シ請テ奧ノ秀衡ガ奧羽ヲ押領セシヤウニテアラムト思ヒシニヤ然ルニ義經行家ノ事起リシニヨリテ廣元ガ策ヲ用ヒテ守護地頭職ヲ望ミテ天下ヲ併セテ握中ニセシナルベシ又頼朝政ノ初ニ江廣元善康信康俊等ノ儒士ヲモテ政所ノ沙汰人トセラレシ事尤心得アリヌベシ

正統記ニ人ヲ撰ミ用ラレシ日ハマヅ徳行ヲ盡ス徳行同ジケレバ勞功アルヲトル又格條ニハ朝ニ斷養タレドモ夕ニ公卿ニ至ルト云事ノ侍ルモ徳行才用ニヨリテ不次ニ用ラルベキ心ナリ寛弘ヨリアナタニハ一條ノ年號

誠ニ才賢ナレバ種姓ニ拘ハラズ將相ニ至ル人モアリ寛弘以來ハ譜第ヲ先トシテ其中ニ才モ有テ職ニカナヒヌベキ人ヲ撰バレケル世ノ末ニミダリガハシカルベキ事ヲイマシメラル、ニヤ有ケム七ケ國ノ受領ヲ經テ合格シテ公文ト云事勘ヌレハ參議ニ任ト申ナラハシタリ是攝家自家チイトナム計ナリヨキニハアラジアマリ譜第ヲノミトラレテ賢才ノ出コヌ端ナレバ上古ニ及難キ事ヲ恨ムル族モアレド昔ノ儘ニテハ彌、亂ヌベケレバ譜第ヲオモクセラレケルモ理也此論イカヾ但才モ賢ク德モアラハニシテ登用セラレンニ人ノ譏有マジキ程ノ器ナラバ今トテモ必然重代ニヨルマジキ事トゾ覺待ル次ニ功田ト云ハ昔ハ功ノ品ニ隨テ大上中下ノ四ノ功ヲ立テ田ヲワカチ給ヒキ其數皆定レリ大功ハ世々ニ絕エズ其下ツカタハ或ハ三世ニ傳ヘ孫子ニ傳ヘ身ニトヾマルモ有リ天下ヲ治ルト云事ハ國郡ヲ專ラニセズシテ其事トナク不輸ノ地ヲ立ラル、事ノナカリシニコソ國ニ守アリ郡ニ領アリ一國ノ內皆國命ノ下ニテ治メシ故ニ法ニ背ク民ナクシテ國司ノ行跡ヲ考テ賞罰アリシカバ天下ノ事掌ヲサシテ行ヒ安カリキ其中ニ諸院諸宮ニ御封アリ親王大臣又カクノ如シ其外官田職田トテアルモ皆官符ヲ給リテ其所ノ正税ヲ受ルバカリニテ國ハ皆國司ノ吏務ナルベシ但大功ノモノゾ今ノ庄園ナドトテ傳フルガ如ク國司ニイロハレズシテ傳ヘケル中古ニナリテ庄園多ク立ラレ不輸ノ處出來シヨリ亂國トハナレリ後三條院ノ御世ニ此弊ヲ聞セ給ヒテ記錄所ヲ置レテ國々ノ庄公ノ文書ヲメシテ多ク停廢セラレシカド白河鳥羽ノ御時ヨリ新立ノ地彌多クナリテ國司ノ知ル處百ガ一ニ成リヌノチザマニハ國司任ニ赴ク事サヘナクテ其人ニモアラヌ目代ヲ差テ國ヲ治シカバイカデカ亂國トナラザラム況ヤ文治ノ始國ニ守護職ヲ補シ庄園鄕保ニ地頭ヲ置レシヨリ此カタハ更ニ古ノ姿ト云事モナシ政道ヲ行ハル、道悉ク絕ハテニキマタイハク平氏滅亡セシカバ天下本ノ如ク君ノ御マ、ナルベキカト覺エシニ賴朝勳功誠ニタメシナカリケレバ自モ權ヲ恣ニス君モ又打マカセラレニケレバ王家ノ權ハ彌衰ヘニキ諸國ニ守護ヲ置テ國司ノ威ヲ抑ヘシカバ吏務ト云コト名バカリニ成リヌアラユル庄園鄕保ニ地頭ヲ補セシカバ本所ハナキガ如クニナレリキ東鑑文治元年、十二月廿一日ニ諸國庄園下地關東一向可下令二領掌一給上云々、前々

保ニ地頭ノ者多分平家々人也、是非ニ朝恩ニ、或平家領內其號補ニ置之ニ或國司領家爲ニ私芳志ニ定ニ補其庄園ニ又令レ違ニ背本主之命ニ之時者改ニ替之ニ、而平家零落之刻、依レ爲ニ彼家人ニ知行之跡被レ入ニ沒官ニ畢、仍施ニ芳恩ニ本領主空レ手後悔之處、今度諸國平均之間還斷ニ其恩ニ云々貞永式目第三條云第一ハ神社第二ハ佛寺右大將家御時所レ被ニ定置ニ者大番催促、謀叛、殺害等事也、而至ニ近年ニ分ニ補代官於郡鄉ニ、充ニ課公事於庄保ニ、非ニ國司ニ而妨ニ國務ニ、非ニ地頭ニ貪ニ地利ニ、所行之企甚以無道也、兼又所々下司庄官以下假ニ其名於御家人ニ、對ニ捍國司領家下知ニ云々、如レ此之輩可レ勤ニ守護所役ニ之由、縱雖ニ望申ニ一切不レ可ニ加催ニ、早任ニ大將家御時例ニ、大番役並謀叛、殺害之外、可レ令ミ停止ニ守護之沙汰ニ、若背ニ此式目ニ相ニ交自餘事ニ者、被レ改ニ所レ帶職ニ可レ補ニ穩便之輩ニ也、此下皆守護人ノ不法ヲ禁ゼシ處也

文治五年閏四月晦日義經自殺九月三日泰衡走死建久元年十一月上洛四年八月殺ニ範賴ニ六年二月上洛九年十二月落馬　土御門院正治元年正月十三日薨五十三歳治承四年ヨリ二十年文治元年ヨリハ十五年也　正統記ニイハク白河鳥羽ノ御代ノ比ヨリ政道ノ古キスガタ漸衰ヘ後白河ノ御時兵革オコツテ姦臣世ヲ亂ル天下ノ民殆塗炭ニ墜チニキ賴朝一臂ヲ揮テ其亂ヲ平ゲタリ王室ハフルキニ歸ルマデナカリシカド九重ノ塵モヲサマリ萬民ノ肩モ休リヌ上下堵ヲ安クシ東ヨリ西ヨリ其德ニ服セリ又云凡保元平治ヨリ此カタ世ノ亂リガハシキニ賴朝ト云人モナク泰時ト云モノナカラマシカバ日本國ノ人民イカヾナリナマシ

案ニ正統記ノ云ル所ハ孔子管仲ガ仁ヲユルシ給ヒシ義ナルベシ賴朝ノハジメ軍起セシ事王ヲ勤メ民ヲ救ハムトノ心ニハアラズ平氏ノ罪惡貫盈天下ノ豪傑アラソヒ起リシニアタリテ高材逸足終ニ其鹿ヲ得タリシ也初兵ヲ起セシヨリ義仲ヲ擊シニ及テ數年ガ間イマダ一騎ヲ發シテ西ニムカヒ罪ヲ問シ事有リシトモ見ヘズカツハ普天之下率土之濱誰人カ王臣ニ非ズイヅクカ王土ニアラザル賴朝ノ打滅セシ所オシ取リテ領セシ所抑是誰ガ臣ニシテ誰ガ士ナリシゾヤ義仲ヲ討シコトタマ〳〵其暴亂ノ日ニアヒ平氏ヲ亡セシ事タマ〳〵其兵威摧シ時ニアヒ其師名アルニ似テ其功ヲナス事モ速ナル似タル也平氏都ヲ落シ時若其謀ノ如ク一院ヲモ同

シク御幸ナシマイラセ義仲ガ頼朝ト軍起リシ日ニ又其謀ノ如ク一院ヲ取リ參ラセ西海ニ赴キナバ頼朝ノ起セルイクサイカナル名ヲ以テ義仲ヲモウチイカナル辭ヲ以テ平氏ヲウツベキ一院希有ニシテ都ニ殘リトマラセ給ヒ平氏四宮ヲ都ニ殘シ置キマイラセシハ御裳濯川ノ流モトヨリ絶エサセタマフマジキ御事ナレバシカルベキ天ノ御計ヒナルベキ然ルニ頼朝常ニミヅカラ其勳勞ニツノリテ朝家ヲ脅シ制シマイラス誠ニ天之功ヲ攘メリトヤ云ベキ但シ世ノ頼朝ヲ議スル人其六十餘州惣追補使ヲ給リ守護地頭職ヲ補セラレシコトヲ申奉ル其時ニアタリテ天下ノ亂始テ平ギ先亡ノ餘類猶國々ニミチテ是ニ加フルニ又義經行家ノ事アリソノ代ニ守護地頭ナド置ク事ノナカラマシカバ天下ノ亂止時有ルベカラズ頼朝初ニ此事ヲ奏請シアヘテ王家ノ威ヲバヨワメ自ラノ權ヲ專ニセムトニハアラズサレバ貞永ノ式目ヲ見ルニ其始ニ當時ノ守護地頭ヲ禁シムルニ敢テ國司領家ノ煩ヲナスベカラズト云事數條ヲ載ス此事ニヨリテ朝庭ノ威日々ニ衰ヘ武家ノ權マス〳〵熾ニナリシ皆是其法ノ後ニ弊ヘシ也頼朝ノ初意ニハ非ズ初頼朝スデニ敗レシ士卒ヲ集メ東國士民ノ心ヲ得テ兵威日々ニサカリ天下終ニ其武功ニ服セシ事其祖先ノ餘烈ノミニモ非ズ自ラ英雄ノ資アリテ其人ヲ得テ其事ヲタスケシム其濟時ノ策ニ於テハ廣元善信等ガ功尤多カリ世人タヾニ其武功ヲノミ知リテ其功ノ成レル所以ヲシラズサレド又其人極テ殘忍ノ性アリテ猜疑ノ心深ク其子孫ヲ保ムコトヲ謀ルガ爲ニ親シキ兄弟一族ヲ多ク殺シ我妻黨ニ倚テ其孤ヲ託シ終ニソレガタメニ其後ヲ滅サレキ天之報應アヤマラズト雖モ抑又自ラ作レルノ孽也〔案ニ範頼義經ハ弟ナリ義廣行家ハ叔父ナリ義仲及行家ノ子光家ハ從兄弟ナリ義經ノ子ハ姪也義仲ノ子義高ハ從子ニテ壻ナリ凡八人カ〕

頼家十八歳ニテ家ヲツグ時ニ正五位下右近衞權少將兼讃岐權介タリ家ツキシ時轉ニ任左近衞中將、同二年正月、從四位上、十月、從三位左衞門督建仁二年八月、從二位ニ敍シ征夷大將軍ニ任ズ（時二十一歳家ツギシ四年メ也）同三年職ヲユヅリテ落飾ソノ明年（元久元年七月）卒（廿三）治世纔ニ五年初頼朝ノ代北條時政義時並廣元善信親能（在京）三浦義澄、

八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道蓮西、足立左衞門尉遠元、梶原景時、民部太夫行政等談合シテ成敗ヲハカラフニ東鑑頼朝ウセラレシ年ノ四月頼朝正月ニ卒梶原景時右京進仲業等ガ奉行ニテ政所ニ書セシ所ハ小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等從類者於ニ鎌倉中一縱雖レ被ニ狼籍一、甲乙人敢不レ可レ令ニ敵對一、若於下有ニ違犯一聞レ之輩上者、爲ニ罪科一慥可ニ尋注進交名一之旨可三觸ニ廻村里一之由、且彼五人之外、非三別仰一者諸人輙不レ可レ有三參ニ昇御前一之由、東鑑七月十日、三河國ヨリ飛脚來テ室平四郎重廣ト云者强竊ノ盜人ヲキテ路次往來ノ人ヲ煩スト聞ヘテ十六日ニ安達彌九郎景盛シテ是ヲ追討セシム景盛フカク使節之事ヲ辭ス是ハ去春ノ比在京ヨリ美女ヲ招シケルガ片時ノ別ヲモ愁フル故ナルベシサレド彼ノ國ハ父ノ奉行ノ國ナレバ遁レガタクテ打立ツ廿日ノ夜フケ月出シ比中野五郎能盛シテ景盛ガ妾女ヲトリテ小笠原彌太郎ガ家ニスヘオカレ　廿六日ノ夜北向ノ御所ニメシテ今ヨリコヽニサブラフベシト也八月十八日景盛歸ル重廣等ニゲウセテユキガタヲ知ラザル由ヲ申ス景盛彼女ノ事ヨニリテ恨申由ヲ讒スル者有シカバ小笠原彌太郎

和田三郎比企三郎中野五郎細野四郎等ニ仰テ景盛ヲ誅セラルベシトテ晩ニ及テ小笠原旗ヲ上テ藤九郎入道蓮西ガ甘繩ノ家ニ向フ鎌倉中ノ士先ヲ爭フ二位尼盛長ガ宅ニユキテ工藤小二郎ヲ使トシテ大將ウセ給ヒ程ナク姫君又早世シ悲歎一人ニアラザルニ戰ヲ好ミ給フ事亂世ノ源ナリ就中景盛ハ頼朝殊ニ憐ミ給ヒシ者ナリ罪科アランニハ我早ク尋ネ成敗スベシ其故ヲ尋問ハズシテウチ給ハヾ定テ後悔有ベキカ若猶彼ヲウタルベクンバ我先ヅ其箭ニアタルベシト有シカバシブ〳〵兵ヲトドメラル鎌倉中ノ騷動人是ヲ恐怖セズト云者ナシ廣元曰カヽル事先規ナキニモ非ズ鳥羽院ノ御寵ジノ祇園女御ハ源仲宗ノ妻ナルヲ召レテ後ニ仲宗ヲ隱岐國ニ流サレシト云々廿日モ二位殿盛長ガ宅ニ逗留アリテ野心非ザル由ノ起請文ヲ景盛ニ參ラセヨトテ歸リタマヒソノ帖ヲ頼家ニマイラセラレシ次手ニ海内ノ守ヲ忘レ政道ニ倦テ民ノ愁ヲシリタマハズ聲色ヲ好ミテ人ノ謗ヲ顧ミ給ハズ召仕ハルル者賢才ニアラズシテ多ク邪佞ノ輩ナリイカニ況ヤ源氏ノ人々ハ故殿ノ御一族北條ハ我親戚ナリサレバ頼朝シキリニ芳情ヲ施シ座右ニ招キ給ヒキシカルニ

彼人ニ優劣ナク剰皆實名ヲ呼タマヘバ各恨マイラスル由其聞ヘアリ詮ズル所能々用意セシメ給フベキ由佐々木三郎兵衛入道御使タリ十月廿五日結城七郎朝光御所ノ侍ニテ夢相ノ告アリトテ頼朝ノタメニ人別一萬反ノ念佛ヲ進メ忠臣二君ニ仕ヘズト云我ハ故殿ノ厚恩ヲ蒙ル身ナリウセ給ヒシ時御遺言ノ事アリシカバ出家セズ後悔一ツニアラズ且ハ今世上ヲ見ルニ薄氷ヲフムガ如シト云キ此人頼朝ノ近侍無雙ナリシガ申セシ所ヲ以テ讒シケル由安房局ト云フ女房廿七日ニシラセシカバ朝光義村ガ許ニ行キテ斯ト云義村義盛達西等ヲ招テ相計リ廿八日ニ大名六十六人鶴ケ岡ノ廻廊ニ集リ景時年比ノ積惡ヲ訴ル狀カヽセ一味ノ事改變アラジト誓フ朝光ガ兄小山五郎宗政ハ姓名ヲバ載ケレド加判ニ及バズ廣元ニ就テ奉ラムトテ義盛義村ウチ向フ十一月十日義盛廣元ガ未ダ披露セザリシヲ怒リシカバ十二日廣元之ヲ參ラスヤガテ景時ニ下サレテ是非ヲ陳ズベシト有シニ十三日子息親類等ヲ具シテ相州一宮ニ下向ス三郎兵衛景茂バカリトヾマル十二月九日ニ景時鎌倉ニ歸ル十八日景時鎌倉ヲ追出サレ其家ヲ破却セラル明レバ正治二年正月十九日ノ夜景時潛ニ一宮ヲ出ヅ（此時城郭ヲ構シガ落ケル也）明レバ廿日亥時計リ駿河國清見ガ關ニ至ルホトリノ的射テ歸ントセシニ行合怪シト見シカバ箭射カケテ廬原小次郎工藤八郎三澤小二郎飯田五郎等追カク景時狐崎ニテ返シ合セテ戰フ飯田等二人討ル吉香小二郎船越三郎矢部小次郎澁河二郎馳加テ梶原三郎兵衛景茂（三十四）ト戰テ互ニウタル六郎景國七郎景宗八郎景則九郎景連等散々ニ戰フ當國ノ御家人馳集リ彼兄弟四人討レヌ景時並景季（三十九）平次左衛門尉景高（三十六）ウシロノ山ニ引テ戰シガ討レシ後死骸ハ有リテ首ヲ得ズ廿一日ニ山中ヨリ其首ヲサガシ得テ三十三人ガ首ヲ路頭ニカク景時オヅト聞テ時政廣元相議シテ討手ノ軍兵ヲ遣レシカドスデニ討レシカバ發向ニ及バズ景時カ子テ駿河國ノ内吉香小次郎ハ第一勇士ナリ若上洛ノ日彼男ガ家ノ前ヲ過ザランニハ怖畏アルベカラズト云シガ果シテ吉香ガ爲ニウタレヌ其後小山左衛門尉和田畠山以下羣集シテ雜談ノ折フシ澁谷次郎景時近邊ノ橋ヲ引テ支フベカリシニ左右ナク逐電シ途中ニテ討レシ事兼テノ自稱ニ違ヘリト云フ重忠事粗忽ニ

起リ樋ヲホリ橋ヲヒクノハカリゴト難レ信カト云シニ安藤右馬大夫忠宗（文覺ヲ虜ニセシ人）畠山殿ハ只大名ノ計ヒナリ橋ヲヒキ城ヲ構フル事ハシリタマハザルニヤ近邊ノ小屋ヲ橋ノ上ニコボチカケテ火ヲカケムニ子細アラジト云又小山左衞門尉ノ弟五郎宗政ハ年來當家ノ武勇宗政ニ有リト自讃セシニ今度景時ガ威ニオソレテ訴狀ニ判形ヲ加ヘラレズ其名ヲ落サル丶事是ヲ耻ベシ向後發言ナカルベシトイヒキ

按ルニ景時ガ讒諛其罪死ニ當レリコレニ加フルニ反謀ヲ以テスルヲヤ大名等ガコレヲ訴シ事君側ノ惡ヲ掃ハムトスルノ謂レナキニアラズ義時ガ其積惡定テ羽林ニ歸シ奉ルベシ世ノタメ君ノタメ討セズンバ有ベカラズ然レドモ弓箭ノ勝負ヲ決セバ又國郡ノ亂ヲ招クニ似タリト云シ事深謀遠慮アリト云ベシ廣元十日ヲ過ル迄其事ヲ披露セザリシハ思慮ナキニアラジ其心モシ彼等ガ申狀ニヨリテ景時ヲ罪セラレバコレラノ訴ヤム事有ベカラズサランニオイテハ國家黨人ノ禍ニ堪ザルベシ彼等ガ怒ノオコタラムヲ待テ景時シテ謝セシメムト思ヒシ成ベシサレド事スデニカクノ如ク衆怒當ルベカラズ時政執柄ノ上首トシテアヘテ是ヲ決セズ景時西奔ノ日ニ至リテ忽ニ討手ヲサシムク其姦計恐ルベシ其心ニ思フ所大名等ガ申狀ニヨリテ是ヲ誅セバ刑殺ノ權コレ下ヨリ出ル也必一罪ヲ得テ是ヲ誅スベシト云フニアルカサレバ彼ガ去ニ任セテ是ヲ問ハズ來ルニヨリテ是ヲ追ヒ其進退ヲキハメテ叛カシムヒトリ刑殺其下ヨリ出ルヲ思フノミニモアラズ必カレヲ死地ニオカン事ヲ思ヒシナリ若シ然ラザランニハ彼ハジメ鎌倉ヲ去リシニ及ビテスミヤカニ其罪狀ヲ案シ其舊功ヲ議シ其死ヲ宥メ父子悉ク流刑ニ處セラルベキ事ニアラズヤ若命ヲ受ザラムニハ其時ニ是ヲ誅セラレン事ハ云ニ不レ及

正治三年（即建仁元年也）九月十八日犬ノ（獵犬）飼日ヲサダメテ毎日結番セシメラル一番小笠原彌太郎、細野兵衞尉、二番中野五郎、工藤十郎、三番比企彌四郎本間源太、（本間一作ニ木曾）其月二十二日御鞠ノ會アリテ人々多ク見證ニ候ゼリ（コノ時賴家深ク蹴鞠ヲ好ム）其中ニ江馬太郎泰時ヒソカニ中野五郎能成ニカタリテ蹴鞠ハ幽玄ノ藝ナリ御賞翫ノ條庶幾スル處ナリサリナガラ去八月ノ大風ニ鶴ケ岡ノ宮門顚倒國土飢饉ヲ憂ヒシ折フシ都ヨリ放遊ノ輩ヲ召下

サル紀内所行景チ上皇ヨリ下サレシ也去二十日ノ變異ヨノ常ノ事ナラズ廿日深更ニ月星ノ如キモノ天ヨリ下ル尤驚思食ルベキ御事也司天等ニ尋ラレ異變ナラズンバカヽル御遊ニモ及バンカ貴客昵近ノ人也事ノ次ヲ以テ諫申サルベキ事ナラズヤト云ヒシニ甘心ノ氣色アリシカド言ニハ發セズ十月二日ノ夜觀清法眼密ニ泰時ガ許ニ來リ近習能成ニ仰ラレシ事ツブサニ御聽ニ達セシニ父祖ヲサシヲキ諷諫申サルノ條御氣色ニタガフノ由慥ニ御形勢ニアラワレキ此上ハ御所勞ト稱シテシバラク御在國アラムカ先々他人ノ上ヲ見ルニ御氣色アナガチ旬月ヲ歴ズ唯一旦ノ御事ナリト云泰時全ク諷諫ヲ申スニハアラズ意ノオヨブ所イサヽカ近習ノ人ニ相談リシバカリ也罪科ニ處セラレンニハ在國ニ寄ベカラズ但急事アリテ此曉ハ北條ニ下向スベシカマヘテ今ノ告ニ就テ出ルニハ非ズ御推察ノホドヲハヅカシク存ズトテ旅具蓑笠等ヲ召出シテ見セラレキ是領セシ地風ニ損セシ等チ賑ハサンタメナリ建仁二年六月廿五日二位尼御所ニ入給フ御鞠會日比ノ事ナリシカド行景等上足ノ藝ヲ見給ハザリシガ故ト聞ヘシソノ夕雨ソヽギテ上下遺恨ノ事ニ思ヒシニヤガテ晴テケリ滾水猶煩ヲナシケルニ壹岐判官知康兼テヨリ來レルナ

リ直垂惟等ヲ解テ其水ヲトル人々興ヲ催セリ申ノ時ニ御鞠始マリ員三百六十ニテ晩ツ方ニ事訖東北ノ兵ノ御所ニシテ勸杯アリ舞女微妙メサレテ舞曲アリ知康鼓ノ役ニ候ズ酒半バスギテ知康銚子ヲ取テ酒ヲ北條五郎時連ニ勸ム時連ハ義時之弟大佛之祖賴家之外舅タリ修理太夫相模守知康酒狂ノ餘北條五郎ハ容儀ト云進退ト云ヒ拔群ト云ツベシ然ルニ實名ハ甚下劣ナリ時連ノ連ノ字ハ錢ヲツラヌクノ議カ貫之ハ歌仙タレバソノ芳躅ヲトヒ給フ歟カタガタ然ル可ラズト云シカバ賴家ハヤク名ヲ改メヨト仰ケレバ承リヌトゾ申ケル廿六日二位尼御所ニ歸リ給ヒシガ昨日ノ儀與アルニ似タレドモ知康ガ振舞甚以テ奇怪也伊豫守義仲法住殿ヲセメラレテ卿相雲客耻辱ニ及バレシ事其源ハ知康ガ凶害ニ起リ又義經朝臣ニ同意シテ關東ヲハカレリ先人特ニ憤リ給ヒテ解官追放セラルベキ由ヲ奏シ給ヒキ然ルニ彼先非ヲ忘レテ昵近ヲユルサルヽ事亡君ノ御本意ニ背ケリトテ心ヨカラズ三年正月二日若君一幡丸鶴ケ岡ニ奉幣アリテ神馬二疋ヲ引レ御神樂ヲ行レシニ神巫女ニカヽリ給ヒテ今年ノ内關東ニ事有ベシ若君家督ヲツグ可ラズ岸上ノ樹其根スデニ枯ル人是ヲ知ラズシテシカ

モ梢ヲタノミヨルトノタマフ此年六月伊豆ノ奥狩ニ和田平太胤長ヲ伊東ガ崎ノ洞ニ入レソレヨリ富士ノ狩クラシテ仁田忠常ヲ人穴ニ入レラル同二十三日八田知家ニ仰セテ河野法橋全成ヲ下野國ニウツ（頼家ノ叔父時政ノ壻也五月謀反ノ聞ヘ有シ故ニ生捕リテ常陸ノ國ニ流サレシガ殺サレシ也系圖ニ建保中ニ北條義時命ニ金窪右衛門等ニ誅スト見ユ）七月廿日俄ニ病惱ノ事有リテ既ニ危ク見ヘシ程ニ八月廿日關西三十八ケ國地頭職ヲ舍弟千幡（十歳）ニ關東二十八ケ國地頭並總守護職ヲ長子一幡（六才）ニ讓ラルベシトアリキ九月二日能員其娘（頼家ノ妾一幡ノ母モトハ若狹局ト云）ヲ以テ家督ノ外地頭職ヲ分タル事威權二ツニ分レテアラソヒ出來ン事疑フベカラズ子ノ爲弟ノ爲靜謐ノ御ハカラヒニ似タレドモ亂ヲ招ク基也時政ガ一族世ニ有ンニハ家督ノ世ヲ奪レンコト又以異儀アラジト云ヒシカバ頼家驚キ能員ヲ枕モトニメシテ時政ヲウタルベキ由ヲ仰ス二位尼障子ヲ隔テヽ此由ヲ聞テ女房シテ時政ヲ尋ラル佛事ヲ修スル事アリテ名越ニ歸レリト聞ヘシカバ此由ヲ書キテ女シテ送ラレシニ道ニテ追ツキテ參ラス時政シバシ思案シテ廣元ガモトニ行テ其由ヲ語リテ此上ハ能員ヲ討ルベキモノ歟ト云シニ廣元某故將軍ノ御時ヨリ御政道ヲタスクルノ號アレドモ兵法ニ於テハ是非ヲ辨ゼズ誅戮ノ事ニ於テハ御心ニ有ベシトゾ答ケル（廣元ガ其謀ニ與セザルハ時政ガ詐謀ヲ知ル故也廣元謀主タリ兵ヲ知ラザル人ニアラズ）時政座ヲ立テ歸ルニ天野民部入道蓮景仁田四郎忠常供ニアリ荏柄社前ニテ馬ヲ控ヘテ彼等ニ向ヒ能員謀反セリ今日是ヲ誅シナム人々討手タルベシト云フ蓮景兵ヲ起シ給フニ及バジ御前ニ召シテ討レンニ彼老翁何事カアラムト云フ家ニ歸リテ又廣元ヲ招ク廣元思慮ノ氣色アリシカド行向フ家人等多ク供セントセシヲ思フ所アリトテ皆止メ置テ飯富源太宗長バカリヲ具ス路次ニテ密ニ宗長ニ云ヒシハ世ノ有樣尤怖畏スベシ重事ハ今朝既ニ議セラレキ然ルニ又某ヲ招カルヽ事心得ズ若不慮ノ事アランニハ汝マヅ我ヲ害スベシトテ名越ニ至ル時政對面稍〻久シ此間宗長廣元ガ後ニ候ジテ座ヲ去ズ午時バカリニ廣元退出ス時政藥師ノ像ヲ供養スベシトテ桑上律師ヲ導師トス尼御臺モ結緣ノ爲入玉フベシト聞ユ時政工藤五郎シテ能員ガ許ニ宿願ニ依テ佛像供養ノ儀アリ來リ玉フベシ且ハ其序ニ雜事ヲ談ジ申ベシト云ヤルニ早ク豫參スベシト答ヘシカバ工藤ハ歸ル能員ガ子息親族諫テ左右ナク行向フベカラズト云モ有リ家ノ子郎從等ニ物

具サセテ具セラルベシト云モ有リ能員其事ユメ〱然ルベカラズトテユク時政甲冑シ中野五郎市川別當五郎ニ弓箭ヲ帶セシメ兩方ノ小門ニオク（彼等善射タルガユヘ）蓮景忠常ハ腹卷着テ西南脇戸ノ内ニアリ能員平禮ニ白水干葛袴着テ黒キ馬ニ乘リ郎從二人雜色五人具シテ門ニ入ル廊ノ沓脱ニ上リ妻戸ヲ通リ北面ニ參ラムトセシヲ蓮景忠常造合ノ脇戸ノ邊ニ立向ヒ能員ガ左右ノ手ヲトリ山本ニ引スヘテ首ヲキル下人等歸リテ斯ト云シカバ一族郎從一幡殿ノ御館（小御所ト云フ）ニ引籠リタリ未ノ時計リニ二位尼ノ仰ヲウケテカレラヲ追討アルベシトテ兵ヲサシムク能員ガ子比企三郎同四郎同五郎ヲ始トシテ一族郎等命ヲステヽ戰ヒシカバ寄手ノ兵多疵ヲ蒙リテ引シリゾク畠山二郎重忠入カハリテセメ戰シニヤブラレテ御所ニ火ヲカケ皆々若君ノ前ニテ自害シケレバ一幡殿モウセ玉フ能員ガ嫡子餘一兵衛尉女ニ姿ヲヤツシ落ユクヲ加藤次景廉討取リヌ夜ニ入テ澁川刑部丞ヲ誅ス能員ガ舅タレバナリ明レバ三日其餘黨ヲサガシ求メテ或ハ流シ或ハ誅ス其妻妾並二歳ノ男子ヲバユカリニツキテ義盛ニ預ラレテ安房ノ國ヘ流サル四日ニ小笠原彌太郎中野五郎細野兵衛尉等ヲ禁獄ス是能員ガ外孫タリ此時島津左衛門尉忠久モ大隅薩摩日向等ノ守護職ヲ收公セラル同五日頼家ノ病少ク心地ヨクテ若君能員等ガ事ヲ聽テ其憤ニ堪ズ時政ヲ誅スベキ由和田義盛仁田忠常ニオホス堀藤次親家御使タリ義盛深ク思慮シテ彼御書ヲ時政ニ見セシカバ時政ヤガテ御使ヲトラヘ工藤小次郎行光シテキラセケレバ頼家イヨ〱安カラヌ事ニ思給ヘリ六日ノ晩ツカタ時政仁田ヲ名越ノ館ニメシテ能員追討ノ賞ヲ行ハレントス忠常ガ參リシ後日クレシカドモ罷出ズ舍人ノ男怪ミテ馬引テ歸レリ舍弟五郎六郎等忠常ガ時政追討ノ仰ヲ承リシ事アラハレテ既ニ討レニケリト思ヒテ義時ガ許ニ押寄ス義時ハ二位殿ニ參リテ家ニアラズ家人等防ギ戰シ程ニ五郎ハウタレヌ六郎臺所ニ亂入テ火ヲハナチシカバ是ヲ見テ御家人等馳集ル忠常ハ名越ヲ出テ家ニ歸ルニ此由ヲ途中ニテ聞シカバ今ハ命ヲスツベシトテ御所ニ參レル所ニ景廉ガ爲ニ討レヌ七日ニ頼家出家ス二位ノ尼ノハカラヒト聞ヘシ二十一日時政廣元相議シテ

廿九日頼家ヲ伊豆國修禪寺ニ下向セシム

案ルニ比企判官ガ討タレシ事悉ク皆時政ガ詐謀ニ

出タリ頼家ノ長子亂兵ノ中ニ殺サレ頼家又是ニヨリテ弑セラレ頼家ノ第二子其仇ヲ報ゼン爲ニ實朝ヲ殺シテ頼朝ノ子孫終ニ絶タリサレバ其禍根皆コヽニ萠セリヨク〳〵其罪ヲ論ズベキ事ニヤ時政ガ姦智天下ヲ分チ讓ルガ亂本タル事ヲ知ラザラムヤ頼家ガ病ニ苦ミテ人事ヲ省セザル隙ニ乘ジ二位ノ尼ヲ欺誑シテ頼家ノ命ヲ矯テカクハ計レリサレバ頼家病ノ間ニカクト聞テ其怒ニ堪ズ例ノ輕々シク躁シキ本性ナレバ我病イエンヲ待チテ此事ヲ汰沙スベシナド云シヲ二位尼心憂キ事ニ思ヒテ時政ニ告シナルベシ時政ヤガテ廣元ト議セシカドカレモ其詐謀ヲ知リシカバ其事ニアヅカラズ然ヲ又時政已ガ家ニヨビテ時移ル迄相對シテ歸セリ此人故將軍ノ代ヨリ東方ノ倚頼ナリシカバカレモ又謀ヲ同ジクセシ由ヲ二位尼ニモ思ハセ世ノ人ニモ信ゼシメンガタメナリサレバ對面ヤヽ久シトバカリ見ヘテ事ヲ議セシトモ聞ヘズ况宗長其座ニアリシヤ又能員頼家ノアトワカチ讓ラント二位殿時政等定メシヲ憤レルハ一定ナルベシ時政ヲ討タムトハ云ベカラズ名越ニ行シアリサマ更ニ異謀アル者ニ非ズ

又頼家ノ忠常ニ仰セテ時政ヲ討レントセシモ心得ズマサシク時政ガタメニ判官討シ者ニカヽル大事ヲ命ゼラルベシヤタトヘサル事アルトモ當時ソノ使承リシ親家イカデ其由ヲ申サデ有ルベキ時政頼家ノ怒ニアヒテソノ罪ヲ忠常ニ嫁シテウチシ也カクテ頼家ヲバ欺シカド世ノ人ヲ欺クベカラズサレバカク披露セシヲソノマヽニ記シテ北條ガ地ヲナセシ文辭也サレド頼家ノ憤リ猶甚ダシカリシカバ世ニオハサンニハ御志ノ者モ出來ヌベシト思ヒシカバ二位尼スヽメテ入道サセ又廣元ト相議リシニ鎌倉中ニオハサン事然ルベカラズト申由ナドイヒテ伊豆國ニウツシ終ニ是ヲ殺シ世ニハ病ニテ失ラレシト披露セシカド自ラ其死セシサマ知ル人アリシカバ彼子息等恨ヲフクミシモ理ナリ時政マコト頼朝ノ託セシ所ニソムカザラムニハ頼家ノ非器ナルヲ知ラバソレヲ廢シテ實頼シテ家ツガセタランハ古ノ社稷貴戚ノ臣ナド云モノニハヅル所アラジマシテヤ頼家ノ病ノ危キニノゾミシヲヤ本朝ニソノ例モ多カル事ナレバ實朝シテ其跡ヲシラセテ一幡ヲモテ實朝ノ世ツギト定メタラマシカバ其禍カ

ホド迄ニハアラジ時政ガ此後又實朝ヲモ失ハント謀シナド引合セテ其詐謀ノホドハカリシラレヌスベテカヽル禍ノ胎レルコトモ賴朝親シキ一族ヲ猜ミ疑ヒテヒタスラニ其妻黨ヲタノミトセラレシニヨレル也

カク云フ事ハ古聖人ノ禮ニハ子ヲ立ズシテ孫ヲ立ツト見ヘタリサラバタトヘ賴家父ニ先ダチテウセ賴朝後ニ失セラルヽトモ一幡ヲ立テヨツギトスベキ事ニヤマシテ賴家正嫡ニテ世ヲ治ルコト五年其子其迹ヲツグベキ事禮ニオイテ正シトゾ云ベキサレド此時時政外祖ノ權勢アル事年久シク能員カレニ比量スベカラズモシ一幡シテ家ツガセタラムニハ中々世ノ人ノ猜疑オコリテ家安カラジモシ賴朝ノ親戚ノ時政ト共ニ其後事ヲ託セラレシ有テ世ノ倚賴タラン人アリナムニハ古ノ禮ノ如キモ行ナハレヌベシ又國ヲワカチシダニカヽルミダレアリマシテヤ實朝ニノミ讓リアタヘナバ能員イカデ其憤ニ堪ベキトモ云事有リヌベケレドシカハアラズタトヘ此時ノミダレナクトモ此定ノ如クナラムニハ必世ハ亂ルベシ時政モ其事ヲ思ヒシニヤ東國ノ地頭職ヲ一幡ニハ讓ラセシ其故ハ東國ハ皆時政ガ年比シタシキ輩多シ能員ハカル事アリトモイカデ舊好ヲ忘ルベキト思シガ故ナリサレド既ニソノ御家人ト定マレル上ハ其中ニ志アル者ナドカナカルベキサラバ其禍コトニ深カリヌベシ實朝スデニ其君ト定リナムニハ能員ガ微力イカデ一臂ヲフルヒテ世ヲミダル事ノカナフベキ能員ガ討レシ日ソノ黨類ノスクナキヲ見テカレガ微勢ナルヲ知リ其微勢ナルヲモテ能員ガ蓄シ謀アルベカラザル事ヲマスマス知リヌ

又案ルニ此度ノミダレニヨリテ賴朝ノウセラレシヤウ玉海ニ見ヘシ所ナド疑ハシ朝政ヲ糺サズシテ身マカル事ヲ恨メシト思玉ハンホドナラバイカデ我家ノ事沙汰シ置カレザラムタトヘ賴家事故ナクテ世ヲタモツ事年久シクアラムニハ實朝イカニハカラフベキ事ニヤ是等ノ事ハ尤遺誡有ルベキ事ナリ廣元善信等ガ如キモ承リ置クベキ事ナラズヤカカル沙汰ノ聞ヘザル事ハ其ウセラレシヤウ世ニ云傳フル事ノ如ク明ラカナラヌニモアリシニヤタヾシ遺誡ノアリシカド之ヲ用フル人ナカリシニヤ

頼朝ウセラレシ時實朝スデニ七歳ナリキ
又案ルニ頼朝畠山重忠ニ後ヲ托セラレシ由ハ東鑑重忠戰死ノ下ニ見ユ

實朝ハ頼朝第二子建仁三年九月爲ニ關東長者ニ叙ニ從五位下征夷大將軍ニ十二歳十月右兵衞佐元久元年正月從五位上三月右近衞少將同二年正月叙ニ正五位下兼加賀介ニ任ニ右近衞權中將ニ建永元年二月從四位下承元元年正月從四位上同二年十二月正四位下三年四月從三位建暦元年正月正三位兼美作權守同二年十二月從二位建保元年二月正二位四年六月權中納言七月左近衞中將六年正月權大納言三月左近衞大將十月內大臣十二月右大臣承久元年正月廿七日被レ弑二十八歳

頼家伊豆國ニ至リ二位尼實朝ニ文シテ幽棲徒然ニ堪ズ日來近習セシモノ參ル事ヲユルサルベシ又安達右衞門尉景盛ヲ申請テ勘發ヲ加フベシト申サル所望ノ條々然ルベカラズ其上此後書ヲ通ゼラルベカラズト云々使ハ三浦義村タリ義村歸參リテ彼閑居ノ體テツブサニ申セシカバ二位尼殿歎カセ玉ヒヌ實朝世ノハジメ十一月十九日ニ關東分國並ニ相模伊豆等百姓ノ當年ノ貢ヲ減ズ是御代始タレバ民戸ヲヤスメラレンタメ也トゾ元久元年正月十二日御讀書始孝經相模權守仲業爲侍讀是ヨリ恒例トナリシ也六月十八日頼家卒三十三歳時ニ實朝ワヅカニ十一歳也十月坊門前大納言信清女ヲ御臺所ニムカヘントテ御迎ノ武士等上洛

案ニ時政能員ガ事ニコリ外戚ノ權勢ナカラシメン爲ニ公家ヨリ御臺所ヲムカヘシナルベシ

十一月四日京ノ守護武藏前司朝雅ガ家ニテ酒宴アリシニ亭主ト畠山六郎重保ト爭論ノ事有シヲ會合ノ輩是ヲ和セシム二年四月十一日鎌倉中靜カナラズ近國ノ輩群參シテ兵具ヲトヽノフル由聞ユ又稻毛三郎重成入道日比蟄居シテ武藏ニアリ近頃時政是ヲ喚ビシカバ從類ヲキテ參レリカレト云是ト云人是ヲアヤシム五月三日仰ニヨリテ群參ノ輩大半歸國ス六月廿日畠山六郎重保武藏ヨリ參ル是稻毛ガハカラヒトゾ廿一日牧御方オノガ娘ノ夫朝雅ガ重保ガ爲ニ惡口セラレシヲ憤リ重忠父子ヲ討ルベキ由ヲ望ム時政此由義時時房二人ニ云シカバカレラ聞テ重忠治承ヨリ以來忠直ヲ專ニセシカバ頼朝其志ヲ鑑給ヒ後胤ヲ護參ラスベキ由御遺言有シ人ナリ過シ比頼家ノ御方ニアリナガラ能員ガ兵ヲヤブラル是父子ノ禮ヲ重ムズルガ

故也重忠ハ時政ガ聟然ルニ今何事カアリテ叛謀アルベキ度々ノ勳功ヲステヽ楚忽ニ誅戮アランニハ定テ後悔アルベキカ事ノ實否ヲ糺明アリテ其沙汰有ベシト云シカバ時政辭ナクシテ座ヲ立チヌ二人共家ニ歸リシニ備前守時親牧御方ガ使トシテ義時ガ許ニ來リ重忠ガ謀叛發覺ス君ノ御タメ世ノ爲ニ遠州ニ漏シ申セシヲ御身彼ニ代リテ申披カル是繼母ノ故ヲモテ我ヲ讒者トシ給フニヤト云シカバ此上ハ御心ニ有ベシト答フ廿二日鎌倉中騷ク軍兵馳チガフ是ハ謀反ノ輩ヲ討ベシトテ佐久間太郎等重保ガ家ヲ圍ム重保ヨク戰シカド多勢ニ敵シガタクテ主從ウタル又重忠參上スト聞ユ路次ニテ誅スベシトテ義時等ヲハジメテ馳向ヒ武州二俣川ニシテ行アウ重忠ハ十九日ニ小衾郡菅屋館ヲ出テ今コヽニ來ル弟長野三郎重淸信濃ニアリ其ノ弟同六郎重宗ハ奧ニアリ相從フ者ハ二男小次郎重秀郎從本田二郎近常榛澤六郎成淸以下百三十四騎鶴ゲ峯ノ下ニ陣スコヽニテ今朝重保ウタレテ討手既ニ行向ウトキヽ本田榛澤キク所ノ如クナラムニハ討手已ニ多勢ナリ敵スベカラズ早ク本所ニ引返シテ待ツベシト云フ重忠シカルベカラズ重保ウタレシ上ハ本所ニ歸ルニ及バズ景時其館ヲ出テ途中ニテ討ル暫時ノ命ヲ惜ムニ似タリカヽテハ又陰謀アルニ似タリキ是後車ノ戒ナリトテ歸ラズカクテ安達景盛先陣ニ進ミ來ル主從七騎重忠小二郎シテ戰ハシムミカタ多ク討レテ勝負イマダ決セズ申ノ刻ニ及テ愛甲三郎季隆ガ矢ニ中リテ重忠終ニウタル四十二歲重秀幷ニ郎從等自害シヌ二十三歲母ハ右衞門尉遠元女重忠ガ前妻死シケルニヤ二十三日未時義時以下歸リ參リシニ時政戰ノ事ヲトフ義時重忠ガ舍弟親族大略他方ニアリ相從フ所ノ兵百餘輩サラバ謀反既ニソラ事ナリモシ讒口ノ爲ニ誅戮ニアヒシニヤ其首ヲ見候シニ年比ノ事思出サレテ悲涙ニ堪ズ候ヒキト云フ時政更ニ詞ナシ酉時バカリニ鎌倉中又騷動ス稻毛入道並子息小次郎重政榛谷四郎重朝其子太郎季重ウタレヌ是三浦義村カサネテ思慮ヲ廻ラシタバカリテ討シナリ重忠ガ討レシ事ハ重成法師ガ謀シニヨリテナリ牧御方ニ申セシ旨ニヨリテ時政カノ入道ニカクト云シカバ忽ニ親族ノ好ヲ變ジテ鎌倉ニ兵起リヌトオノガ子ヲ重忠ガ許ニ使シテ路次ニテカレヲ討シナリ人々悲歎セズト云事ナシ

案ニ時政又稻毛ヲ殺シテ重忠ヲ殺セシ罪ヲカレニ

嫁スハジメ仁田ヲ殺シテ能員ヲ討シ罪ヲ嫁セシ事マス〳〵信ナラズヤ

閏七月十九日時政俄ニ出家ス初メ頼家ヲ出家セシメ實朝ヲ世嗣トセシ日(去年九月十日ノ事也)二位ノ尼ノ許ヨリ時政ガ舘ニワタラル阿波局同輿ニ參ル泰時(江馬太郎)義村等輿寄ニ參レリイク程ナク阿波局二位ノ尼ニ參リテ(十五日ノ事)若君遠州ノ御亭ニマシマサム事シカルベカラズツラ〳〵牧御方ノ體ヲ見ルニ事オカシキ其中ニ害心ヲサシハサメリ御傳母ニ頼ミガタシサダメテ僻事出來ラムカト云シカバカネテ思ヒシ所也トテ政村(江間四郎)義村朝光等シテ迎トラル時政周章大カタナラズ駿河局シテ是ヲ謝スカクテ此程牧御方ガハカラヒニテ朝雅ヲ立テ將軍トシ實朝ヲウシナフベシト聞ユ此程實朝時政ガ許ニオハセシカバ長沼五郎宗政結城七郎朝光三浦兵衞尉義村平九郎胤義天野六郎政景等シテ實朝ヲ迎ヘテ義時ガ家ニ入ル時政ガ召集メシ御家人等皆義時ガ許ニ向ヒテ實朝ヲ守護シケレバ(實朝此時十二歳)此日丑時計リニ時政入道シテケリ(六十八歳)明レバ廿日辰時時政入道伊豆國北條ニ下向ス同廿六日右衞門權佐朝雅京都ニテウタル佐々木三郎兵衞尉盛綱後藤左衞門尉基清等戰功アリ

案ニ朝雅(平賀源氏)新羅三郎義光ニ出ヅ父義信義朝平治ノ難ニ隨ヒ頼朝ノ起ルニ及テ一族ノ上首タリ朝雅父ニ代リテ武藏守ニ任ズ時政牧御方ガ生ル女ヲ以テ渠ガ妻トシ是ヲ愛スルヿ諸壻ニコユ京師守護ノ長トシテ右衞門佐從五位下昇殿ヲユルサルカレモ頼義ノ後胤タレバ鎌倉殿ト尊卑ナシト云ヒシカバ時政モマドヒケリト云時政後妻ニマドヒ世ヲ亂ラントセシニ一朝一夕ノ故ニハアルベカラズ頼家ノ病急ナルニ臨テ其男ヲ失ヒ又頼家ヲモ殺セシ事實朝ガ爲ニハカレルニハ非ズハジメ一幡ヲウシナヒシ時纔ニ十日ガ程又實朝ヲモ謀ラントス若一幡失セシ事其外祖ノ故ナリト云ンニハ實朝ヲ計リシハコレ誰ガユヱゾヤ又重忠ヲ殺セシコトカレ時政ガ女婿タリトイヘドモ其人忠直ニシテ且其武勇ハ天下ニ雙ビナシ時政ガ奸謀ニクミセン者ニアラズ又頼朝ノ遺誡ヲ受テ其孤ニ二心ナシカレヲ失シ事ハ實朝ノ羽翼ヲソグベキガ爲ナリ稻毛重成モ又時政ガ女婿ナリサレドカレラガ妻或ハ死シ或ハ後妻ノ生ル所ニ非ズ時政カレラヲ見ル事愛女ノ壻ヲ見ル

ガ如クニ非ズ此後八月十日宇都宮彌三郎賴綱謀反ノ事アリトテ既ニ討手ヲ定メラレシニ彼出家シテ自ラ義時ガ許ニ馳來テ陳謝シケレバ事止ヌ彼モ又時政ガ婿也若クハ彼モ時政ニ同意ノ由聞ヘシニヤ若時政ヲシテ其志ヲ得セシメバ其子孫ノ如キモ其死ヲ遁ジサラバ賴家父子ノ事彼イカニヤ思フベキ十二月二日賴家ノ子善哉二位尼ノハカラヒニテ鶴ケ岡別當尊曉ノ弟子トシテ今日カノ本坊ニ渡ラル元久三年六月十六日善哉着レ袴十月廿日實朝ノ猶子トセラル二位尼ノ計ヒ也承元四年午十一月廿一日駿河國建福寺ノ鎮守馬鳴大明神小兒ニ託シテ酉年可二合戰一之由ヲ示サル占アルベシト沙汰有シニ實朝廿一日ノ曉合戰ノ事ヲ夢見シニ此告ヲ得タリ虛夢ニアラズ占フベカラズト云テ彼ノ社ニ太刀ヲ納メラル同五年九月廿二日禪師公曉登壇受戒ノタメ上洛實朝供ノ侍五人ヲ添ラル猶子タルガ故ナリ十月鴨ノ長明雅經ノ擧ニテ下向實朝ニ逢フ事度々ナリ十三日ハ賴朝ノ忌日トテ法華堂ニ參リツヽ

草モ木モ靡キシ秋ノ霜キエテ
空シキ苔ヲ拂フ山風

建暦三年酉二月十五日千葉介成胤信濃國住人青栗七郎弟阿靜房安念ヲ捕ヘテ義時ニ送ル是ハ叛人ノ中使タリ十六日彼法師ガ白狀ニテ叛人等所々ニテ生捕ラル其中和田四郎左衞門尉義直同六郎兵衞尉義重同平太胤長其餘信濃下總ノ御家人等張本百三十餘人伴類二百人ニ及ブト云國々ニ仰セテ其身ヲ召進スベキ由ヲ沙汰セラルサレバ信濃國住人泉小二郎親平（親平ハ源滿快ノ子滿國ノ後）去々年ヨリ謀反シ故左衞門督殿ノ息尾張中務丞養君ヲ大將軍トシテ義時ヲハカルベシトテ一味セシ輩ナリ四人ノ中園田七郎成朝十八日ノ夜預人ノ家ヲ遁レ出祈禱ノ僧敬音ガ坊ニムカヒテ日比ノ事ヲノブ坊ガ云ク叛逆ノ罪ノガルベカラズ一旦ノガレ出トモ安堵ノ事終ニ叶フベカラズハヤク出家有ルベシト云成朝與力ノ事勿論ナリ古ノ名將其難ヲノガレシアリモシ素懷ヲ遂ナバ所存ナキニ非ズ就レ中年來受領ノ志アリイカデ頭オロスベシトテ數盃ノ後逐電スト云實朝此由ヲ尋ラレシニ僧アリシ事ドモ申セシカバ受領所望之志ノ事感ジ給ヒテ早ク尋出スベシ恩赦有ルベシト仰アリ又二十五日ニ囚人澁河刑部六郎兼守明朝誅セラルベシト聞テ十首ノ歌ヨミテ荏柄ノ神ニ

コム工藤藤三祐高其夜參籠シ今朝退出ストテ彼歌ヲトリテ參ラセシカバ感ジ給ヒテ其罪ヲ宥メラル廿七日叛人等多クハ配流三月二日親平建橋ニカクレ居シ由聞ヘテ工藤十郎シテ召サレシニ親平工藤弁郎從數人ヲ切テ逐電ス八日鎌倉ニ兵起ノ由國々ニ聞エテ馳集ル者數ヲ知ラズ義盛此時上總伊北庄ニ有リシガ馳參リ今日參上御對面ソノツイデニ累日ノ戰功ヲ陳テ子息義重義直ガ事ヲ愁フ今更御感アリテ父ノ勳勞ニヨリテ二人ガ罪ヲ赦サル九日義盛一族九十八人ヲ具シテ參上胤長ガ事ヲ申謝セム事ヲノブ廣元申次タリ胤長ハ此事ノ張本タレバ許サレズ預人金窪兵衞尉行親ガ手ヨリ山城判官行村ガ方ニ召渡サレ禁遏スベキ由義時仰ヲ傳ヘテ胤長ヲ面縛シテ一族ノ前ヲ渡シテウケトラシム十九日胤長陸奧岩瀨郡ニ流サル十九日ノ夜庚申ヲ守ラルベシトテ御會アルニ夜半ニ及テ甲兵五十計リ義盛ガ館ノ邊ニ徘徊スコレハ横山右馬允時兼義盛ガ許ニ來レルナリ伊賀守朝光申トヾメシカバ御用心ノ間勝會ヲ止ラル二十五日胤長ガ屋地荏柄ノ前ニアリ御所ニ近ケレバ人々是ヲ望ム今日義盛五條局ニ就テ愁申ス故將軍ノ御時ヨリ一族領所收公ノ後他人ニ仰ラレズ彼地宿直伺候ノ便アリ給ハルベシト云々忽ニ達シケレバ殊ニ喜悦ノ思ヲナセリ四月二日義時胤長ガ屋地ヲ賜リ行親忠家ニワカツ義盛ガ代官ヲ逐出シタリ七日女房等ヲ召レ御酒宴ノ時山内左衞門筑後四郎兵衞尉等屏中門ノ砌ヲ徘徊セシヲ簾中ヨリ見給ヒテ緣ニ召レ杯酒ヲ給ヒ二人トモニ命ヲオトス事近カランカ一人ハ御敵一人ハ御所ニ在ベシト仰ケレバ三人怖畏ノ氣有リテ杯ヲ懷ニシテ出ヅ十五日和田新兵衞尉朝盛ハ寵臣ニシテ(常盛ガ子)其等倫ナシ義盛ガ籠居セシニヨリテカレモ引籠リテ淨遍僧都ニ佛道ノ要旨ヲウケ今夕出家セント思シカバ御前ニ參ル實朝月ニ對シテ歌ノ御會アリテ女房數輩サブラヒシニ朝盛參リテ和歌ヲ奉ル御感度々ナリキ此程出仕ナカリシ事ナド申ス實朝數ケ所地頭職ヲ一紙ニ載テ手ヅカラ賜フ朝盛退出シテスグニ僧都ノ許ニユキ入道シテ實阿彌陀ト號シテ都ヲサシテ登ル郎等二人小童一人供ス義盛驚キ尋ネシニ一通ノ書アリ一族ト共ニ君ヲ射ルベカラズ又君ニ從ヒ父祖ニ敵スベカラズシテ無爲ニ入ラムトノコトヲノス義盛大ニ怒リ四郎左衞門尉義直シテ追トヾムル駿河國手越ニテ追ツキテ具シ

歸ル義盛對面シテ憤ヲハラシツヤガテ黒衣ノマヽニテ具シ參ル召シニ從ヘバナリ二十四日義盛年頃歸依ノ僧（伊勢ノ人尊道坊）アリ人怪ムコレハ誠ハ太神宮ニ祈請ノ事アル故ナリトテ鎌倉中ニコト物騷ガシ二十七日宮内兵衛尉公氏御使トシテ義盛ガ家ニ向ヒ用意ノ事アル聞アレバ其實否ヲ尋ラル侍ニ入テ案内セシニシバラクシテ義盛出テ寢所ヨリ侍ニ來ルトテ造會ヲトビコユル時エボウシヌゲオツ義盛年來ノ勳勞ヲカタリテ更ニ謀反ノ心ナキ由ヲ申ス言葉終テ子息等以下ノ勇士列坐シテ兵具ヲトヽノヘオケリ公氏此由ヲ申ケレバ義時在鎌倉ノ御家人等ヲ御所ニ召ス義盛ガ謀反已ニ决セリ但シイマダ甲冑ヲバ着ラレズ晩ガタ刑部丞忠季ヲ御使ニテ世ヲハカルベキ聞ヘアリテ驚キ給フ處ナリマヅ蜂起ヲヤメテ恩義ヲ待ベシトナリ義盛上ニオイテ恨ヲ存セズ義時ガ所爲傍若無人ノ間子細ヲ尋承ハラムタメ發向セント近日若輩等ヒソカニ群議スル歟義盛諫レドモ一切ニカヽハラズ既ニ同心シ訖ヌ此上ハ力ニ及バズト申ス五月二日筑後左衛門尉朝重義盛ガ隣家タリ義盛ガ家ニ軍兵馳集ルヲ見テ廣元ガ許ニ告グ折フシ酒宴シテ人多ク坐ニアリシニ廣元獨坐ヲ立テ御所ニ參ル三浦平六左衛門尉義村九郎右衛門尉胤義兄弟義盛ト盟テ北門ヲ警固スベシト云合セシガ忽ニ心ヲ變ジテ義時ガ許ニユキ義盛既ニ發兵ノ由ヲ告グ義時圍碁ノ會セシガ驚ク色ナク靜カニ目算ヲ加ヘテ後折烏帽子ヲ立烏帽子ニ改メ水干ヲキテ參ル義盛今日兵ヲ起スベシトハ思ヒヨラザリシカバ御所ノ警衞モナシ二位尼並御臺ヲバ北門ヨリ鶴岡別當坊ニ入レ參ラス申刻ニ義盛百五十ノ兵ヲ三ツニワケ御所ノ南門ト西北ノ兩門ヲカコミ義時ガ家ヲセム義時ガ留守ノ兵防ギ戰ヒ討ルヽ者多シ酉時遂ニ御所ノ四面ヲカコミテ義秀惣門ヲ破リ南庭ニ亂レ入籠ル所ノ御家人等剩火ヲ放シカバ屋舍黒煙天ヲコガス實朝法華堂ニ遁ル義時廣元御供ス義秀ニ向フ者タスカル者アラズソノ中ニ高井三郎兵衛尉重茂義秀ト組シガ遂ニ討レキ足利三郎義氏ハ鎧ノ袖引キラレテマヌカル曉ニ及ビ義盛ガ兵戰疲レテ前濱ノ邊ニ退ク相模修理亮泰時足利義氏等勝ニ乘ジテ戰フ三日ニ雨フリテ義盛ガ兵粮ヲタチ馬ツカル寅時バカリニ横山右馬允時兼一族ノ兵ヲ具シテ腰越ニ至ル蓑笠脱捨テ義盛ニ馳加リ彼是三千騎ニナリ御家人等ヲ追ウツ辰時曾

我中村二宮河村ノ人々武藏大路稻村ケ崎ニ馳集ル法華堂ヨリ召ケレドモ疑テ左右ナク參ラズ御敎書ニ御判シテ召レシカバ參ル又千葉介成胤一族具シテ參ル御書ヲ近國ニ下サレテ兵ヲ召ル義時廣元連署ノ上御判ヲ載セシム頓テ多勢ヲ濱ノ手ニムケラル義盛御所ヲ襲ントシケレドモ大路々々塞リシカバ由比ケ濱並若宮大路ニテ戰ヒ時ヲ移ス土屋大學助義淸古郡左衞門尉保忠朝比奈三郎義秀三騎轡ヲ並テ戰ニ味方追散サルヽコト度々ニ及ブ泰時小代八郎行平ヲ使トシテ多勢ノ賴アレドモ凶徒破レガタシ重テ賢慮ヲ回サルベシト云シカバ實朝大ニ驚クカヽル所ニ義淸流矢ノ爲ニ討レ和田四郎左衞門尉義直三十七モ討レ其後義盛六十七五郎兵衞尉義重三十四六郎兵衞義信二十八七郎秀盛十五四人モ討レヌ義秀海濱ニ出テ其勢五百騎船六艘ニトリ乘テ安房國ニ赴ク又新左衞門尉常盛四十二新兵衞入道朝盛古郡左衞門尉山内千二郎左衞門尉岡崎餘一左衞門尉横山右馬允六人ハ行方知ズ後ニ常盛父子古郡ハ自害シ其餘ハ捕ハレテ誅セラル討トル所横山人々三十人土屋人々十八人山内人々二十人毛利人々十人鎌倉人々十三人其餘三十三人凡百五十八人和田父子十三人也生捕二十七人小者郎等ヲバ除之首數二百三十四御方討レシ御家人五十人手負千餘人

東鑑ヲ案ルニ去々年建暦元年十二月義盛ガ上總國司擧任ノ申狀ヲ進シ給フベキ由廣元ニ云ヒシ事上ノ御計ヒヲ輕ムル事ノ由ヲ記サレ明ル年ノ正月ヨリ彼子息等頻ニ恩寵ヲウケ其六月義盛ガ家ニ入給ヒシニ和漢將軍ノ影十二鋪ヲ奉ル八月伊賀前司朝光ト義盛ハ北面三間所ニ候スベシ彼處ハ近習ノ壯士ヲ撰ビ詰番セシメラルヽ所ナレドカノ兩人宿老タルガ故古キ物語ヲ聞召ン爲ニ加ヘラル其後此年二月子息義直並ニ胤長ガ謀反有ト聞エシニ子息等ハ罪赦サレ胤長並餘黨等皆々配流セラル胤長ガ屋地初ハ給ハルベシト聞ヘシニ義時ニ給リ義盛此事ヲ憤リテ出仕ヲトム其孫ノ朝盛モ引籠リシガ出家ノ心着テ御暇乞ノ爲ニ數ケ所ノ地頭職ヲ給リ其後出家セシヲモ頓テ召レシナド見ヘタリ彼是ヲ合セ見ルニ實朝カレラ父子ヲバタノモシキモノニ思ヒ給シヲ義時疑猜ミテカレガ勢ヲ沮ミシ也義盛ガ兵起セシ偏ニ其君ノ爲ヲ計リシ也決定謀反ニハアラズ或ハ實朝ノ密旨ヲ受シニヤトモ云人アリ世人モ

シカ思ヘバコソ同意ノ人々モ多クハ其時ニノゾミテモ曾我河村ノ者ドモ、疑シトミユ抑是何事ヲカ疑ベキ思ニ義盛ガ兵實朝ノ密旨ヲ受シヨリ起リシニヤト疑ヘル也サレバ義時ヤガテ御判ヲ申請ヒテカレラヲ召スカレラモ御判ヲ見テ召ニハ應ジタリ義盛ガ志ヲ遂ザリシハ義時ハ實朝ヲ挾ミ義盛ハソレニムカヒテ戰シガ故ナリ義盛モカネテ其事ヲ思ハザルニハアラズト見ヘシサレバ義時廣元等ガ許ニ賓客會合セシヲウカヾヒテ速ニ兵ヲ發シマヅ義時ガ家ヲセメ御所ノ四面ヲ圍ミ實朝ヲ我陣ニトリ參ラセムト謀リシ也ソレニシタシキ一族ニテ北門ヲ守ルベシト約セシ義村胤義心變リシケレバ義時御所ニ入ル事ヲ得テ實朝ヲモトリ得ザリキ是ハ義盛ガ不運ニアラズ實朝ノ不幸ナリサレバ實朝モ彼ガ忠謀ヲ思ヒ給ヒシト見ヘテ其年十二月自ラ壽福寺ニ詣テ義盛ガアトトムラハレシナドトモ見ヘシ又義村胤義一族ヲステ盟ニ背キテ義時ニクミシケレド胤義マヅ義時ヲ恨テ身ヲ滅シ義村ガ子泰村又義時ガ曾孫時頼ガタメニ殺サレタリ天ノ報應誤ラズト云ベシ

八月十八日ノ子時實朝南面ニ出ヅ燈消エ人定リ月ニ對シテ獨詠セシニ丑時バカリニ青女一人前庭ヲ走リ過ク頻リニトヒシカド名乘ラズ門外ニ至ルノ比ニ光物ノ松明ノ如クナルアリキ

建保二年十一月十三日和田土屋ノ餘類京ニテ頼家ノ子禪師ト云シヲ取立ツル由聞テ廣元在京ノ家人カノ一條北邊ノ旅亭ヲ襲シニ禪師自害シ餘黨ニゲ去ル三年正月六日入道遠江守從五位下平時政北條ニテ死ス七十八腫物ヲ患テ也十二月廿五日俄ニ佛事アリ行勇律師導師タリ是實朝昨夜義盛以下御前ニ群參スト夢見ラレシ故也（是ハ言ヲ托シ忠魂ヲ慰ラレシ也）四年六月八日陳和卿來ル是東大寺佛像ヲ造レル者也彼寺供養ノ日實朝ニハ謁セズ實朝權化ノ再誕ノ由申シテ謁見ヲ請シト云フ十五日實朝ニ見參シテ三拜シ涕泣ス曰君ハ宋國育王ノ長老ノ後身吾其門弟ノ後身タリト去ル建曆元年六月三日丑時ノ夢ニ高僧一人ヲ見ル其僧ノ云シ所又如レ此敢テ詞ニモ出サヾリシニ六年ノ後和卿ガ申所ニ符合セリトテ信仰ノ外他ナシ九月十八日（實朝大將ヲ望ミシ時）義時廣元ヲ招テ右大將家ハ官位ノ事宣下アレド常ニ辭シ給ヒキ是佳運ヲ後胤ニ及バシメントノ事也三十ニモ

滿チ給ハズ御昇進甚速也御家人等モ面々ノ補任ヲ望ム過分ト云ベシ義時カタブケ申スモ還テ其誡ヲ蒙ルベシオコトナド申給ハヌト云廣元日比此事ヲ存ズトイヘドモ右大將家ノ御時ハ事每ニ御下問アリ當時ソノ儀ナケレバ心ニ存ル計也今カヽル仰ヲ蒙ル事尤大幸也臣量レ己受レ職ト見ヘタリ今ハ先君ノ跡ヲ繼給フバカリ也サセル勳功モマシマサズ諸國ヲ管領シ給フノミニアラズ中納言中將ニ上リ給フ攝關ノ子弟ニアラズシテ凡人ニオイテハ此儀有ルベカラズイカデ嬰レ害積レ殃ノフタツヲノガレ給ハン早ク御使トシテ申試ベシト云テ二十日ニ廣元カクト申ス御子孫繁榮ノタメヲ願ヒ給ハヾ當官等ヲ辭シテタヾ征夷將軍トシテ高年ニ及ビテ大將ヲ兼給フベキカト申ス實朝諫申ス處悅ヌサレド源氏ノ正統此時ニ縮リ畢ヌ子孫相續グベカラズ飽マデニ官職ヲ帶シ家名ヲ擧ムト思フノミナリトアリシカバ廣元詞ナクシテ退出シテ義時ニカクト云十一月廿四日先身ノ住所育王山ヲ拜センタメ宋ニ渡ラントテ唐船ヲ作ラル供奉ノ輩六十餘人ヲ定メラル朝光奉行ス義時泰時頻リニ諫シカド用ヒラレズ（實朝ソノ死期極リヌト見テ宋ニ入テ禍ナマヌカレムトスソレモカナハズ）五年四月十七日和卿ガ造レル唐船功成數百人ヲシテ由比浦ニ浮ベテ見給フ午ヨリ申ニ至レ共浮ム事ナシ此所ノ有樣唐船ノ出入ベキ海浦ニ非ズトテ空シク沙汰ニナリヌ六月廿日公曉阿闍梨園城寺ヨリ下着二位尼ノ仰ニテ鶴岡別當ノ闕ニ補セムトノ爲ナリ此一兩年ハ明王院僧正公胤ノ弟子ニナリテカノ寺ニ住ハレシ也十月十一日公曉ヲ鶴岡別當職トス又宿願ノ由ニテ今日以後一千日宮寺ニ籠居ト云々承久記ニ此二三年御所中ニ化物アリ女ノ姿ニテユキアフ足早ク身輕ク行方ヲ見ル人ナシ今コソ此人トハ知レケレ六年六月廿七日申ノ刻ニ鶴岡ニテ大將拜賀ノ儀アリ七月八日ニ直衣始アリテ鶴岡ニ詣ラル義時路次ハ供奉セズ宮寺ニテ參會シ其夜ノ夢ニ藥師十二神將ノ内戌神ヲ見ル今年ノ拜賀無事也明年ノ拜賀ノ時供奉スベカラズト云シカバ明ル九日ニ大倉鄕南山ノ間ニ一堂ヲ立テ藥師ヲ安置ス泰時時房等此年大禮ニ御家人等民財ヲ費シテ其愁ヤマザルニ然ルベカラザルノ事カト云シカド義時用ヒズ〔此事義時後ニ云シヲ東鑑ニ記セシ歟若時々ニ初ヨリカク云沙汰シタランニハ公曉ニ敎ヘシ所也〕十二月二日功成テ供養ノ事アリ此日京ニテ實朝ヲ右

大臣ニ任ゼラル七年正月廿七日拜賀アリ（此日雪深二尺餘）出立ノ時ニ廣元入道參リテ覺阿成人ノ後涙ノ面ニウカム事ヲシラズ然ルニ今落涙ニ堪ズコレタヾ事ニアラズ子細有ルベシ東大寺供養ノ日右大將家御出ノ例ニ任セ御束帶ノ下ニ腹卷ヲ召ルベシトテ唐綾緘ノキセナガヲ參ラセシニ文章博士仲章大臣大將ニ昇ル人未ダ其式アラズト云シカバ是モヤメラル廣元頻リニ晝ニテアラバヤト云シヲ仲章必秉燭ニテスル事ナリトテ戌ノ時ト定ム公氏御鬢ニ候ゼシニ自ラ鬢ノ髮一筋ヲ拔テ紀念セヨトテ賜ハル又庭ノ梅ヲ見テ

出テイナバ主ナキ宿トナリヌトモ
軒端ノ梅ヨ春ヲ忘ルナ

ト咏テ南門ヲ出デラレシニ鳩シキリニナキ車ヨリヲリ給フニ細太刀ノ柄車ノ手形ニ入シヲシラデ打ヲラル仲章クルシカラジトテ木ヲ結ソヘテ進ラス初メ宮寺ノ樓門ニ入給シ時義時夢ノ如クニ白犬ノ傍ニ見ヘシト覺テ心神亂レ御劔ヲ仲章ニ讓リ伊賀四郎一人ヲ具シテ退出ス神拜終リテ退出シ玉ヒシ時石階ノ下ニテ公曉ガ爲ニ討レ仲章モキラレテケリ公曉實朝ノ首ヲ持ナガラ後見ノ備中阿闍梨ガ雪ノ下北ケ谷ノ坊ニテ物クヒテ乳母子彌源太兵衞尉シテ義村ニ將軍タラム事ヲ申合サル是ハ子息泰村イマダ駒若丸トテ其門弟ノ中ナリシガ故ナリ義村マヅ來ラセ給フベシ御迎ヲ參ラセントテ使ヲ返シ義時ニカクトツグ左右ナク誅スベシト下知シケレバ一族ヲ招キテ評定ス阿闍梨タヾ人ニ非ズトテ長尾新六定景ヲ討手トス黑皮威ノ甲キテ雜賀四郎以下郎從五人具シテカノ坊ニ行ク公曉迎遲シトテ鶴岡ノウシロノ峯ニ上リテ義村ガ家ニ至ラムトセシニ行アヒ雜賀組シヲ定景首ヲ切リタリ承久記ニハ其後公曉トテ所々ニテ多ク討レシガ實スクナシ一說ニ若宮ノ後ヲ西ノ御門ヘ來ルトテ山ヨリ落シヲ西ノ御門ノ小屋ノ上ニカヽリタルニ家主盜人トテ打殺ス其夜犬共クヒシカバ朝ニ見レ共身體タシカナラズ廿八日葬ル時公氏ニ給リシ髮ヲ以テ首ニカユ愚管抄ニハ公曉ノステシ首ヲ葬ルト云々

一　北條代々天下ノ權ヲ司ル事

二月十三日信濃守行光上洛六條宮冷泉宮ノ子冠者時元（時政女之腹ニ出生ス）多勢ヲヒキヰテ駿河國ニ城郭ヲ構ヘテ東國ヲ管領スベキ由ヲ企トキヽテ十九日二位尼ノ仰トシテ金窪兵衞尉行親等ノ討手ヲ差ムク時元自殺ス承

久記ニハ河野冠者ハ手強キ源氏ナレバ是コソ鎌倉殿ニモ成給ハントノ、シリアヘリ義時コレヲ聞キ何條サル事ノアルベキトテ討手ヲツカハシ攻ラレケリ身ニアヤマル事ナケレドモ陳ズルニ及バネバ散々ニ戰テ自害シテウセヌト云々（是ニヨラバ東鑑ノ記スル所オボツカナシ）七月十九日九條左府道家ノ子三寅丸下向アリ（二歳）中一年ヲ隔テ承久ノ亂アリ（承久三年）承久ノ亂後二年ヲ隔テ、元仁元年六月十三日義時死（六十二歳執權廿年）東鑑ニ日頃脚氣ノ上霍亂ニテ彌危急ナリシカバ若君ニ申テ今朝寅時ニ出家シテ死ス昨朝ヨリ彌陀ヲトナヘテ怠タラズ外縛ノ印ヲ結ビ念佛十反ノ後ニ終ル順次往生ト云ベシ保暦間記ニハ近習ノ小侍ノ爲ニ刺殺サレシト云一說ニ近侍ニ深見三郎ト云者アリ始彼ガ父數ケ所ノ地頭タリシニ罪アリテ殺サル其三人ノ子ハ流サレキ年經テユルサレテ長子三郎近侍トナル父ノ罪ヲモ贖ヒ又弟ヲモ召仕ハレン事ヲ思ヒテ夙夜スル事五年ニ及ビシカド一所ヲモ給ハズ又弟ヲモ許サヾリシカバ恨ミテ其病ニ乘ジテ刺シケルヲ亘理平太ト云モノ七十餘歲ナルガ傍ニアリテヲシ隔シカドカナハズ義時ハサヽレヌ深見ヲバ亘理ウチケリト云

按ルニ本朝古今第一等ノ小人義時ニシクハナシ義時三帝二王子ヲ流シ一帝ヲ廢シ參ラセ頼家幷其子二人（禪師君公曉）又頼朝ノ子一人（意清坊生觀ノ娠腹ニ出來シヲ殺セシト云承久記ニ見ユ）頼朝ノ弟一人（全成）姪一人（河野冠者）ソレガ中公曉ヲシテ實朝ヲコロサセシアリサマ其姦計ヲソルベシ景時義盛ヲ殺セシ事前ニ論ジキカレイカデカ其死ヲ得ベキ東鑑ノ記セシ所信ズベカラズ順次往生ノ類皆是文飾ノコトバタル事明ラカナリ保暦ノ說サモアルベシヤサレド義時ガ姦計ヲ遂シ事モ外戚ノ勢ニヨリシ故ナリ譬ヘバ王莽元后ノ力ヲカリテ遂ニ漢鼎ヲ移セシ如ク本朝ニシテハ蘇我馬子元舅ノ親ニヨリテ用明ノ皇弟穴穗部皇子及ビ守屋ノ大連ヲ殺シ其後終ニ崇峻ヲ弑シ參ラセショリ以來カヽル類モナク義時ガ罪惡ハナホ馬子ニ軼タリ

義時死後二七日ニ泰時時房鎌倉ニ歸ル（此時兩人共在京）中一日ヲヘダテ、泰時二位尼ニ見參將軍御後見ヲ命ゼラル先是廣元ト議シテ此事楚忽タラムカトアリシニ廣元入道ノベテ今日ニ及ブ猶遲シ世ノ安危人ノ疑懼治定アルベキ事也早ク其沙汰有ベシト云シガ故ナリ義時死セシ後泰時舍弟等討ベシトテ下向ストテ四郎政

村ガ邊物サワガシ政村ガ母ハ伊賀守朝光ガ女也故ニ伊賀式部丞光宗兄弟政村ヲ後見トシテ宰相中將實雅ヲ將軍トセムト謀レリ此實雅ハ義時當腹ノ女婿ナレバ也泰時ニカクト告知ラスル人アレド不實タルベシ要人ノ外ハ參ベカラズトテ物サビシクテアリケリ廿九日時房ガ男掃部介時盛泰時ガ男武藏太郎時氏ヲ上洛セシム物サワガシキ折フシイカニト二人ナガラ申セシヲ京師ハ猶人ノ疑アルベシ早ク警衞セヨトテツカハス七月四日三七日ノ佛事アリ五日ノ夜鎌倉中物騷ニテ光宗兄弟義村ガ家ニ往來シ又義時後室ノモトニテ此事變ズマジキトノ盟アリトアル女房告シニ泰時カレラ兄弟變ズベカラズトノ契約尤神妙也ト云ケリ五七日ノ明ル日十七日近國ノ輩馳集リ此夕大ニサハガシ子時ニ二位尼駿河局計具シテ義村ガモトニユキ此ホド世靜カナラズ政村光宗等汝ノ家ニ往來頻リナリトキコユ何事ゾヤ泰時ヲハカレルニヤコノ人ノ功ニアラズンバ承久亂ニ關東今日ナカラマシサラバ義時ガ世ツギ此人ニアラズバ誰カハアルベキ政村ト汝父子ノ如シ誰カ疑ヒナカルベキ無事ノ樣ヲ計ラフベシト云義村シカラザル由ヲ申ケレバ政村ヲ扶持センカ和平ノ計ヲ廻ラサンカタゞ今申サルベシト有リシカバ義村四郎殿ハ全ク異心ナキガ光宗等申旨アリ制止ヲ加フベキ由ヲ誓ヒシカバ二位尼カヘリ給ヒヌ明日義村泰時ガ許ニ行キ光宗等ヲ制止セシ由ヲ陳ズ泰時サラニ政村ガ爲ニ害心ナシイカデ阿黨ヲ存ゼンヤトテ喜シ色モ驚シ色モナシ四十九日ノ佛事ノ夜三十日鎌倉中サワガシク旌ヲナビカシ鎧着シモノ馳チガヒシカド曉方ニハ靜レリ明レバ閏七月一日二位尼若君ヲ具シテ泰時ガ家ニ入義村ニ使シテ世ヲ鎭ムベシト申セシ後昨夜ノ騷動殊ニ驚キ思フ所ナリトテ義村ヲ召シテ我今若君ヲ具シテ泰時時房一所ニアリ義村モ各別ナルベカラズトテ止オカレ其餘宿老等悉ク召集八日ニ廣元ガ老病ニフセシヲ召シテ光宗等謀アラハレヌ流罪タルベシ餘黨ハ罪科ニ及ブベカラズトテ廿三日實雅ヲ上洛セシム伊賀四郎左衞門尉朝行六郎左衞門尉光重式部太郎宗義伊賀左衞門太郎光盛等コレニ從フ廿五日ニ伊賀式部丞光宗政所執事職ヲトゞメ五十二箇所ノ所領ヲ召ハナシ外叔隱岐入道行西ニ預ラル廿二日ニ百日ノ佛事アリテ廿九日ニ義時後室ノ尼伊豆國北條ニ下シテ籠居セシメ實雅ハ越前光宗ハ

信濃ニ流レ其弟朝行光重等ハ京ヨリスグニ鎮西ニ流サレテ事定マル九月五日義時遺領ヲ男女ノ子ニワカツ兼テ泰時二位尼ニ申請シ所ナリ嫡子分スクナカリシカバイカニト有シニ泰時執權ノ身領所等ノ事ハ望ナシタヾ舍弟等ヲ顧ムベキナリト云シニ二位尼頻リニ感涙ヲ流シ給ヒキ嘉祿元年六月正四位下前陸奧守大膳太夫大江廣元卒八十三中納言匡房之曾孫ナリ四代ノ幕府ニ仕ヘテ參政五十年子孫多シ上田古河小澤西目柴橋寒河長井那波毛利海東水谷等ノ祖ナリ

按ルニ廣元累世王家ノ臣トシテ頼朝ヲ輔ケ六十餘州ヲシテ其掌握ニ歸セシメ義時ヲタスケテ承久ノ謀主タリ此人當時ノ望アリシカバ時政ガ一幡ヲ殺セシ時モカレヲ假リテ自ラヲ成シ義時ガ姦計ヲ恣ニスル常ニカレヲカリテ私ヲイトナミキサレバ此人ヒトリ朝家ニソムキシノミニアラズ頼朝ニモ背キタリ其柔佞多智是モ又義時ガ惡ナルベシ玉海ニ頼朝廣元ニ委ヌルニ腹心ヲ以テス恐クハ獅子身中ノ蟲也トノタマヒシ事先見ノ明アリト云ベシ

二年七月十一日二位尼平政子薨六十九貞永元年五月泰時撰定式目泰時二男時實高橋某ニ殺サル十六高橋捕レテ誅セラル三年六月泰時卒六十二執權十九年嫡孫左近將監經時職ヲツグ 嫡子修理亮時氏ハ寛喜元年六月廿八歳ニテ卒經時ハ時氏ガ子 寛元二年四月頼經ノ子頼嗣六歳ニテ元服將軍ニ任ゼラル從五位上右少將タリ頼經二歳ニテ下向九歳ニテ將軍トナリ十八年ニテユヅラル天變ノ愼ニヨルト云 按ニ去年十二月廿九日午時白虹貫日此事ニヨリテ頼經種々ノ祈禱ノ事アリキ一説ニ實ハ北條威ヲ恣ニセントテ幼主ヲ立シトモ云フ 三年七月頼經落飾二十七歳此月經時妹檜皮姫ヲ頼嗣ノ室トス 頼嗣七歳女子十六歳 四年四月十九日經時病危急職ヲ其弟左近將監時頼ニ讓リ落飾閏四月一日武藏守經時卒三十三執權五年同月十八日亥時ヨリ鎌倉中騷動甲士群集廿日近國御家人等群參五月廿三日寅時城介義景家中並甘繩邊騷動二十四日鎌倉中大ニ騷動既ニ辻々ヲカタム面々御所ニ參時頼ガ方ニ行ク二十五日時頼ガ宅警衛キビシク卯時御使トシテ但馬前司定員來レドモ入レズ越後守光時 義時ガ孫朝時ガ子 御所ニアリシガ今曉出奔ス髮ヲ剃リテ時頼ニ贈ル此ハ光時頼經ニ近習セシガ時頼ヲ討ント謀ル事發覺セシニヨルト云光時弟尾張守時章備前守時長右近大夫將監時兼等ハ野心ナシト聞ユ午以後又群參ノ士旗ヲ擧グ今日遠江修理亮時幸病ニヨリテ出家六月一日時幸卒十三日光時伊豆國ニ流サレ二十

七日ニ賴經越後守時盛ガ佐介第ニ入ル御上洛ノ門出ノ儀也七月十一日入道將軍賴經上洛二十八日入洛八月一日ニ供奉人ヲ歸サル能登前司光村落涙ニ堪ズ同二十餘年昵近ノ人也（案ニ光時ガ事ニヨリテ時賴急ニ其主チ追フカ）寶治元年（卽チ寬元五年）正月二十九日羽蟻羣飛三十日星流三月十一日由比濱潮血ノ如シ十二日流星十六日鎌倉中騷動十七日黃蝶飛四月四日秋田城介景盛入道覺地高野ヨリ東來常ニ時賴ガ許ニ來リテ長居ス十一日ニ子息義景ヲ諷シ孫九郎泰時ヲ鼻ツカシム是三浦ノ輩當時ニ秀デ傍若無人ナリ世既ニ澆季ニナリナバ我子孫彼等ニ對揚ニ足ルベカラズ思慮アルベキ事ナルニ義景泰時等怠リテ武備ナキ事奇怪ノ事ト云々二十五日巳刻日暈アリ六月十八日流星二十一日鶴岡ノ鳥井ノ前ニ札ヲ立ツト云々若狹前司泰村獨歩之餘依レ背二嚴命一近日可レ被レ加二誅罰一之由有二其沙汰一能々可レ有二謹愼一云々此程時賴輕服有シ泰村ガ家ニアリ二十七日カノ一族群集シ夜ニ入テ鎧腹卷ヲ粧フ音聞ヘシカバ此程告申ス人多ケレドモ、信用アラザリシカバ忽ニ符合スト思ヒ合セテ五郎四郎ト云者一人ニ太刀モタセテ家ニ歸ル泰村內々ニ陳謝ニ及ブ二十八日夜ニ入テ三浦ノ

者ドモノ家々ニ人ヲツカハシ見セシムルニ面々ニ用意ヲ整ヘオキ安房上總等ノ領地ヨリ船ニテ甲冑ヲトリ運ブ由ヲ申ス二十九日三浦五郎左衞門尉時賴ガ許ニ來リ去ル十一日津輕ノ濱ニ大魚流來偏ニ如二死人一先日由比濱水紅ナリシ事此魚ノ死セシ故カ其頃奥ノ浦々ノ水モ紅ナリ此事文治五年泰衡ガ時建仁三年左金吾ノ事建保元年義盛ガ事アリシ由勘申ト云々六月朔日時賴近江四郎左衞門尉氏信ヲ泰村ガ許ニ遣ス其旨ヲ知ル者ナシ泰村此間世上物騷偏似二一身之愁一其故ヲバ兄弟他門ニ越ヘ已ニ正五位下タリ其外一族多帶二官位一剩守護職數ケ國庄園數百町ヲ掌ル榮運極リヌ譏人ノ愼ナキニアラズト云々ソノ侍ニ弓征矢鎧ノ唐櫃旗棹數十本アリ郎從友野太郎シテ見セシニ厩侍ニ積オク所鎧匣百二三十合カノ由ヲ歸リ申セシカバ時賴ガ用心彌キビシク二日近國御家人等時賴ガ家ニ馳集テ旗ヲアグ三日泰村ガ南庭ニ落書アリ檜板ニシルセリ其詞ニ此程世間ノ騷ク事何故トカシラレニ候御邊ウタレ玉フベキ事也思マイラセテ御心得ノ爲ニ申候泰村使シテ某ニ於テ野心アラズ世ノ中沙汰スルニヨリテ國々ノ郎從等來リ集レリ定メテ譏口ノ

モトキカ御不審アラバ早ク追返スベシ若他人ノ上ノ事ナランニハ衆力ニアラズバ御大事ヲ支ベカラズ進退貴命ニ隨フベシト云シニ時賴敢テ疑ヒ申事ナシト答フ四日御家人並時賴ノ祗候人等退散スベキ由ヲ觸ラル五日曉ヨリ鎌倉中彌物騷時賴馬年入道ヲ使トシテ郎從等ヲシヅムベシト泰村ニ云送リ次ニ平左衛門入道盛阿ニ誓紙モタセ異心アラザル由ヲ云ケリ泰村殊ニ悅ビ盛阿座ヲ立テ泰村猶座ニアリシウチ其妻湯漬ヲス丶メテ安堵ヲ賀ス（是時賴高野入道ト儀シテカレヲ誅セシ也其姦計ナソルベシ）高野入道覺地カクト聞テ此後泰村ガ氏族獨驕侈ナルベシ其時カレニ對揚カノウマジタヾ此時ニ雌雄ヲ決セヨトテ父子一族泰村ガ家ニ馳向ヒテカブラヲ飛ス泰村大ニ驚キテ防ギ戰フ盛阿馳歸リテカクト云時賴此上ハトテ實時シテ御所守ラセ六郎時定ヲ大將トス（時定ハ舍弟也）毛利藏人太夫入道西阿モ御前ニ參ラムトセシヲ其妻ニ（泰村ガ妹ナリ）諫ラレテ泰村ガ陣ニ馳加ル時賴コレヲ聞テ午刻ニ御所ニ參リ北風南ニカハリシカバ泰村ガ南隣ニ火ヲ放ツ泰村光村等法華堂ニユイテ賴朝ノ影前ニテ自害ス宗徒ノ輩二百七十六人都合五百餘人ナリ此中御所ノ番帳ヲユルサレシ者二百六十人此外緣坐ニテ罪セラル丶者擧テ數フベカラズ京都ヘノ狀ニ若狹前司泰村能登前司光村以下舍弟一家ノ輩今日巳射二出箭一之間被二罪誅一候訖ト云々法華堂承仕法師天上ヨリ伺ヒシ事書ニ光村云入道賴經ノ時任二禪定殿下內々仰旨一則於思企可レ執二武家之權一然ルヲ若州ノ猶豫ニ依テ後悔有レ餘トテ自ラ顏ヲ削リ猶見知ラルベシヤト云其血御影ヲ穢ス又御堂ヲ燒ントスルヲ泰村制止ス泰村云義時以來四代ノ功ヲ思ヒ又北條外戚トシテ內外ヲタスケシ事ヲ思ハレバ一往ノ讒ニヨリテ多年ノナジミヲ忘レテ斯有ベシヤ定メテ後日ニ思合セラル丶事有ルベシ但シ故駿河前司殿他門ノ人々ヲ多ク死罪ニ申行ヒ夫ラノ子孫ヲ亡シ給フ罪報ノ果ス處カ今死ニ臨テ騷シク北條殿ヲ恨ムベカラズト云々泰村以下ノ妻兒等ハ命ヲタスケテ諸國ニ預ケラル七月北條相摸守重時（義時ガ三男泰時ガ弟）京師ヨリ下向時賴ガ招シニ依テナリ是ヨリ兩執權タリ重時ハ陸奥守ニナリ相模守ニ任ズ其後建長三年十二月二十六日了行法師矢作左衛門尉長次郎左衛門尉久連等ヲ捕フ謀反ニ依テ也二十七日反人ヲ誅ス近國御家人等馳集ル事夥シ皆々歸サルト四年二月二十日和泉前司行方武藤左衛門

尉景頼上洛スコレ上皇第一ノ宮ヲ申テ將軍ニセンガ爲ナリ二十一日法性寺禪定殿下道家ナリ薨奥州相州以下群參彼薨御事有レ説等武家可レ有ニ籌策一之期也云々四月一日後嵯峨上皇一宮一品中務卿親王宗尊御下向十三ト云十一トモ云三日頼嗣歸洛治世八年ナリ中二年ヘダテヽ同七年八月頼經卒三十九十月頼嗣卒十八案ニ宗尊ハ親王タリシガ故公卿殿上人二三輩近侍シテ儀式嚴重前代ニ超タリト云

案ルニ三浦光村ガ死期ニ申セシモ道家公内々仰有シ由也是關東ヲハカラレシ由聞ユト雖モ頼經ノ父頼嗣ノ祖ナレバ其儘ニテアリシガ了行ガ事發覺セシカバ道家自殺シ給ヒシカ又武家ヨリハカラヒシニヤ頼嗣ヲ急ニ逐出セシモ了行ガ事ヨリ起レリト見ヘシ但シ是等モイカナル謀計ニヤイブカシ建長五年十一月時頼建長寺ヲ建テ供養ス導師ハ宋ノ僧道隆タリ蘭溪ト號ス大覺禪師是也異僧ノ來ル是ヲ始トス康元元年三月重時辭職其弟政村ヲ以テ執權トス十一月時頼辭職在職十一年武藏守長時執權タリ長時ハ重時ガ子時頼落飾山内ニ退居最明寺ト號ス三十歳文應元年二月改近衛兼經公ノ息女下向時頼ガ猶子トシテ宗尊ニ嫁ス二十歳宗尊ハ二十一歳七月僧日蓮時頼ニ對面弘長元年十一月陸奥入道重時卒六十四極樂寺ト號ス是赤橋ノ祖ナリ二年十一月廿八日僧範宴死親鸞是ナリ九十一三年十一月二十二日相模入道時頼卒三十七一男時宗十三ニテ家督セリ

案ルニ時頼兄ニ繼テ權ヲ掌リ始ニ其主ヲ逐ヒ頼經其後三浦一族ヲハカリテ終ニ滅シカサネテ又其ノ後主ヲ逐フ頼嗣峯殿ノ薨去ヲモ世ノ人關東ノ籌策ヲ疑ヒホドナク舊主二人共ニ相ツギテ卒セラレシ疑ナキニアラズカクテ後嵯峨上皇ノ皇子ヲ關東ノ主トナシ攝家ノ息女ヲオノガ子トナシテ御息所トス長子ヲステヽ幼子ヲモテ世ツギトナシ死シテ後其家亂レシ是等ヲ以テ見ル時ハカレヲ泰時ト並稱スル事心得ラレズソレノミニアラズ始メテ異國ノ僧ヲムカヘ禪窟ヲ開テ今ニ世ノ費ヲナス後世賢明トスル事我ソノ故ヲ知ラズ

文永元年八月長時卒三十五左馬頭時宗執權タリ相模守ニ任ズ時頼長男式部丞時輔ハ在京シテ時茂長時ガ弟ト兩六波羅タリ時宗家督ノ後ハ政村長時是ヲ輔佐シキ時宗ガ舅秋田城介泰時モ權勢アリキ三年三月卅日御所和歌會四月二十二日御惱ニ依テ松殿僧正良基驗者ト

シテ護身アルベキ由御沙汰ニ及ブ六月十九日時宗ガ第ニテ秘セル沙汰有リ左京太夫政村越後守實時城泰盛ガ外會スル者ナシ此日良基御所ヲ出テ逐電（後高野ニ入リ断食シテ死ス）二十三日酉時俄ニ御息所山内殿ニ入給ヒ若宮ハ時宗ガ第ニ入給フ人々時宗ガ家ニ馳參ル鎌倉中騷動二十六日近國ノ御家人等馳來ル事夥シ七月一日近國御家人或ハ關ヲヤブリ或ハ道ヲマハリテ來ル者多シ三日巳時甲士旗ヲアゲ東西ニ馳回リ時宗ガ門外ヲウカヾヒ次ニ政所ノ南大路ニテ一同ニ時ヲアグ少卿入道心蓮信濃判官入道行閑時宗ガ使トシテ御所ニ往來兩三度昵近ノ輩皆々御所ヲ出テ殘リツカフル者纔ニ五人四日午時又騷動戌時將軍家越後入道勝圓ガ佐介宅ニ移リ給フ女房ノ輿ヲ用フ是ハ歸洛ノ御首途也二十日入洛（時ニ廿七）案ルニ宗尊ノ時宗ヲハカラレシニヨリテ也歸京ノ後後嵯峨上皇モ御對面ナク中御門左少辨經任ヲ下サレテ仰ラル、旨アリシニ武家別義ナケレバ事定リヌト云（宗尊在職十五年）鎌倉ニハ其子惟康纔ニ三歳ナリシヲ主トス五年十二月蒙古ノ牒宰府ニ來ル七年正月北條時茂卒（三十）八年十月長時ガ子義宗上洛シテ北ニ任ズ九年二月十五日鎌倉ノ早馬六波羅ノ北ノ方義宗ガ許ニ來リ義宗俄ニ南方ニヨセテ時輔ヲウツ時宗ガ兄ニテ弟ニ家督セラレ逆心アリシ由アラハレシ故ナリ鎌倉ニテモ北條公時敎時等緣座ニテ殺サル（是ヲ二月騷動ト云）十年五月政村卒ス（六十九歲義時四男）義政加判タリ（重時四男）十一年三月蒙古襲來七月宗尊薨（三十三）建治三年五月義政加判ヲ辭ス是ヨリ時宗一判タリ四年蒙古阿剌罕范文虎等襲來弘安六年業時加判タラシム（重時五男）七年四月四日時宗病ニ依テ入道道果ト號ス此日卒（三十四）寶光寺ト云執權二十一年嫡子左馬權頭貞時十四ニテ家督ソノ外祖秋田城介泰時陸奧守ニ任シ威ヲ恣ニス時國六波羅ニテ逆心アリトテヨビ下シ常陸ヘ流シ遂ニ殺ス（建治元年ニ南方タリ時房ガ曾孫）八年二月貞時相模守タリ其内管領平左衞門尉賴綱泰盛ト快ラズ泰盛ガ子宗景驕侈ノアマリ曾祖景盛ハ賴朝ノユカリアリトテ源氏ト改稱ス賴綱彼ガ氏改ル事將軍ノ志アルニヤト云シカバ貞時モサモ思ヒシカ又實ニ異心有リシニヤ十一月泰盛宗景以下ノ一族幷其同類皆誅セラル是ヲ霜月騷動ト云此後賴綱一人ニテ權ヲ執リ薙染シテ果圓ト云

案ルニ泰盛ガ祖父高野入道覺地三浦ガ一族ヲ讒シ殺シテ子孫ノ爲ニハカリシニ其孫ノ代ニ一家滅ブ

又果圓泰盛ヲ失ヒシガ其後又己モ誅セラレヌ天ノ報應カクノ如ク明ラカナリ

十年六月業時剃髮貞時宣時ヲ加判トス（宣時ハ時房孫）正應元年貞時ガ計ラヒニテ後宇多ヲオロシ參ラセテ伏見卽位アリ二年九月鎌倉騷動シ將軍惟康親王俄ニ上洛去八月十五日鶴岡放生會迄ハ貞時宣時供奉シテ渴仰セシガ俄ニ綱代輿逆マニヨセテ退出セリ（在職二十四年二十六）貞時後深草ノ當今ノ御弟久明親王ヲ迎ヘテ主トス十月御下向惟康ノ娘ヲ久明ノ御息所トス永仁元年三月貞時初テ北條兼時ヲ六波羅ヨリ筑紫へ遣シ鎭西探題トシ長門ノ探題ヲ置テ西國中國ノ事ヲ司リ異賊ノ押トス（兼時ハ時賴ノ孫建治九年六波羅タリ）四月鎌倉大地震壓死一万人ニ及ブ此比果圓恣ニ威ヲ振ヒ二男飯沼判官モ父ニヲトラズ時人飯沼殿ト云又安房守ニ任ズ果圓驕ノ餘リニ飯沼ヲ將軍ニセント謀ル果圓ガ長子宗綱斯ト告シカバ賴綱入道モ飯沼モ誅セラレ宗綱モ佐渡へ流サレ其後召返シテ管領タラシメシガ又罪有テ上總へ流サレキ四年十一月三河守範賴ノ玄孫吉見孫太郎義世反謀ノ聞ヘアリテ鎌倉ニテ誅セラル五年貞時國々へ使ヲツカハシ守護ノ善惡民間ノ疾苦ヲ問フ是ヨリ年毎ニ遣ス又其使ノ行先ニテ惡事アルヲ貞時シラザリシカバ出羽ノ羽黑ノ山伏來テ直訴セシニテ惡事ヲ糺明シテ罪ニ行ハル、使百人餘也其後諸國ヨク治リテ人皆善政ヲ稱ス正安三年正月貞時使ヲツカハシテ後伏見院ヲオロシテ後二條ヲ位ニ卽ク八月貞時入道ス崇演ト云其壻師時ニ讓職（師時ハ時賴孫）又時村ハ政時ガ子ニテ長者タレバ師時ニ副テ執權加判セシム嘉元三年正月宗方（時賴ガ孫駿河守也）時村ヲ殺ス是ハ師時時村二人貞時ガ名代ニテ執權セシニ宗方師時ト權ヲ爭フ先時村ヲ殺シテ師時ヲ計ラルベシトテ久明將軍ノ仰ト稱シテ兵ヲ集メテ時村ヲ夜討ニス（于時時村六十四）貞時怒リテ陸奥守宗宣ト宇都宮貞綱トシテ宗方ヲウチ其同類ヲモ殺シ宗宣ヲ師時ニ副テ加判セシム德治三年（卽延慶元年）七月貞時ガ計ヒニテ久明親王ヲ追出シ其子守邦親王ヲ主トス久明在職二十年（三十四歲）守邦ワヅカニ七歲也應長元年九月師時頓死十月二十六日貞時卒（四十一）最勝園寺トイフ執權當職十八年剃髮ノ後十年合セテ二十八年ナリ嫡子高時九歲ナレバ宗宣ト熈時ト連署執權タリ（熈時ハ時村ガ孫貞時ガ壻也）貞時ガ內管領長崎入道圓喜ト高時ガ舅秋田城介時顯ト遺言ヲウケテ高時ヲ輔佐ス（圓喜ハ賴綱ガ甥光綱ガ子時顯ハ泰盛ガ弟顯盛ガ孫）

案ルニ世人貞時ガ善政ヲ稱スサレドモ十四歲ニテ父ニツギ十五歲ニテ外祖外舅ヲ殺シ（泰盛宗景）其主ヲ逐フ事二八（惟康久明）帝位ヲ廢スル事二代（後宇多後伏見）其威ヲ恣ニシテ東宮ヲタテ給フ事モ皆カレガ心ニマカセラル國家既ニ善政ヲ稱スト云ドモカレガ代干戈シキリニ動ク（泰盛果圓吉見宗方前後四ヶ度也）タヾ一事ノ稱スベキハ諸國ニ使ヲヌクラシテ民間ノ疾苦ヲ問シ事ノミニヤ

正和元年六月宗宣死シ熈時一判圓喜ヤヽ威ヲ振フ四年熈時死シ基時貞顯執權タリ（基時ハ業時ガ孫貞顯ハ義時ガ玄孫金澤實時ガ子也）五年高時十四ニテ執權トナリ基時辭ス文保元年三月高時相模守（十五）二年關東ヨリ花園ヲオロシテ後醍醐ヲ立ツ元亨二年奧ノ安東五郎反スコレハ又太郎ト云フ一族トイサヽカ爭論ノ事アリシニ圓喜耄シテ其職ヲ嫡子高資ニ讓リ高資驕テ高時ヲナイガシロニセシ比ナレバ兩方ヨリ賂ヲトリテシカモ私アリシヲ五郎憤レルナリ又攝州ノ渡邊紀州ノ安田大和ノ越智ナドモ武家ニ叛ク承久以來武士ノ北條ニ背ク事ノ始ナリ正中元年土岐頼員ガ事アリ二年資朝俊基下向ノ事アリ此年十月前將軍惟康薨ズ（六十一）嘉曆元年三月高時入道ス（二十四）崇鑑ト號ス舍弟左近大夫泰家ニ職ヲユヅルベシト有リシニ長崎高資キカズ泰家入道シテ惠性ト云北條守時維貞執權トナリテ高時ガ旨ヲウケ事ヲ行フ二年十月維貞卒元德二年六月茂時執權タリ（熈時ガ子）九月高資ガ逆威甚シキニヨリ高時ヒソカニ其一族高頼シテ誅セントセシガ事見ハレテ高頼奧へ流サレテ高資ガ權彌盛ンナリ元弘元年八月帝笠置ニ行幸九月笠置陷帝ヲトリマイラセ正慶元年二月（一本三月ニ作）隱岐國へ行幸五月楠正成兵起リ八月赤松兵起リ二年五月七日京陷仲時時益討レ二十二日高時義貞ノ爲ニ滅サル當職十一年其後七年（三十一歲）守邦將軍同日入道シテ七月ニ卒ス（三十三歲）

案ニ北條九代トハ時政義時泰時時氏經時其弟時頼時宗貞時高時ヲ云也サレドモシ執權ノ世次ヲ以テ云ハヾ時氏父ニ先テ死シタリ九代ニハアラズモシ血統ヲモテイハヾ經時時頼兄弟ナリトモニ是一世ニシテ九代ニアラズ實ハ八代ナリシヲイカデ九代トハ申スニヤ其中時政義時父子ガ姦惡前ニ論ゼシガゴトシサレド天下ノ武士カレヲ仰ギシ事ハ義時承久ノ亂後ニ多クノ關所ヲ軍功有リシ輩ニ分チアタヘテ己レガ一所ヲモ領セザリシ事ニヤ有ルベキ

泰時ガ賢ナル事云フニオヨバズ猶委ク下ニ見ユサテ其嫡孫經時ノ執權ノホド久シカラズ其人稱スベキコトモナク又ソシルベキ事モ只將軍頼經ノ職ヲ讓リ落飾有リシヲ經時ガハカラヒノヤウニ申セドイカヾ有ルベキ其弟時頼ガコトハソノ悖逆不智スデニ前ニシルシヌ時宗又持明院殿大覺寺殿ト兩流カハルガハル御位シロシメサルベシトテ帝室ヲミダリ其主ヲ逐ヒ宗尊其兄ヲウツ時輔是等皆人倫ノ理ナシ只大元ノ兵頻リニ我國ニ寇セシヲ己レ鎌倉ニ在リナガラコレヲ破ル此一條其器度思ヒ計ルベシ貞時ガ事又前ニ論シヌ又世ノ人時頼ヲ幷ベ稱スル事ハ諸國ニ巡察使ヲ下セシ事ノミナリ高時ガ事ニ至リテハ論ズルニ足ラズ正統記ニイハク大方泰時心正シク政スナホニシテ人ヲハグクミ物ニオゴラズ公家ノ御事ヲ重クシ本所ノ煩ヲ止シカバ風ノ前ニ塵ナクシテ天ガ下靜マリキ年代ヲ累ネシ事偏ニ泰時ガ力トモ申シ傳メル陪臣トシテ久シク權ヲトル事ハ和漢兩朝ニ先例ナシ其主タリシ頼朝スラ二世ヲバ過ズ義時イカナル果報ゾハカラザル家業ヲ始テ兵馬ノ權ヲトリシタメシマレナル事ニヤサレド殊ナル才德モ聞ヘズ又大名ノ下ニホコル心ヤ有リケム中二年計リゾ有リシ身マカリシカド彼ノ泰時相ツギテ德政ヲ先トシ法式ヲカタクス己ガ分ヲ計ルノミナラズ親幷ニアラユル武士迄モ高官位ヲ望モノナカリキ其政ツイデノマヽニ衰ヘ終ニ亡ヌルハ天命ノ終ルスガタナリ七代迄保テル事コソ彼ガ餘薰ナレバ恨ムル所ナシト云ツベシオヨソ保元平治ヨリ此カタミダリガハシキニ頼朝ト云人モナク泰時ト云者ナカラマシカバ日本國ノ人民イカヾナリナマシ此謂ヲ能クシラヌ人ハ故モナク皇威ノ衰ヘ武備ノカケニケルト思ヘルハアヤマリナリ泰時ガ昔ヲ思フニハ能ク誠アル所アリケムカシ子孫ハサホドノ心アラジナレドカタクシケル法ノマヽニ行ヒケレバ及バスナガラ世ヲモ累ネシニコソ「案ズルニ泰時其異母弟政村ニウラミナク父ノ所領ヲ悉ク諸弟ニワカチアタヘ執權十三年ノ後ワヅカニ從五位下ニ叙シヌ四條院崩御ノ後皇胤マシマサヾリシニ土御門院ノ皇子後嵯峨院ヲ立マイラス又其主君頼經ヲウヤマヒ成敗式目ヲ定ム」太田道灌ガ說ニ泰時執權ノ時僭アリテ云ク公モシ善心アラバ一伽藍

ヲ立テ給ヘト云フ泰時建立ノ事モ有ナム其功德ハイカニヤト云一字ノ伽藍ヲ建立シヌレバ治世安民後生善所子孫繁昌ノ功德アリト云フ泰時佛法ト神道聖法ト何レカ優劣アル僧答ヘテ神道聖法ハ佛法ニハ及ビ難シ泰時笑テ一師道ニクラケレバ万弟道ニ惑フトハカヽル事ニゾ有ルベキ我國ノ宗廟太神宮ハ小社ヲ茅ブキニシテワタラセ給ヘドモ御メグミハ秋津洲ニミツ和僧ノ心コソ正シカラネ功ノ大小ニヨラズ志道ニカナフトキハ求ザルニ善縁アリト勸ナバヨカリナム我ヲ賺シテ伽藍立ヨト云ハ大ニ過レルニコソ伽藍ヲ建テナバ其費エ大ニシテ國ノ煩ヒナルベシコレ安民ノ便ナラズ民ヲ苦シムルナルベシ現世安穩トハ何ヲヤ云フベキ世ヲ治メ從類眷族ハゴクムコソ現世安穩トハスベキ子孫善ナラバ祈ラズトモ榮エ惡ナラバ祈トモ亡ビナマシ我家業ダニ能ク知ル事ハ難シマシテヤ我道ナラヌ事ヲヤ聖賢ノ法神道ノ意ノ深長ナル爭デカ知盡スベキ一天ノ主万乘ノ君モ渇仰シ給ヘル佛法ナレバ惡シトハ申難シ和僧鎌倉ニアラバ政ノ妨トモナリ淺智ノ人家業ヲ失フ媒トモ成ナムトテ鎌倉ヲ追出シケリ其後ハ鎌倉ノ僧是ニ恐テ誑カサス泰時カヽル賢才アリシカド時頼ガ代ニ建長寺立ショリ鎌倉中ニ五山トテ大ナル寺ドモ數多作ル其外國々ニ寺ヲ作ル事數ヲシラズ國ノ寶大ニ費エ盜賊巷ニ滿チヌ尊氏ハ夢窓國師ト云僧ニ誑サレテ天龍寺ヲ立テ有ニモアラヌ事多カリキ武將ノ身トシテ斯ル道ニ惑テハ國ヲ治ムル事難カルベシ寺作ル者有ナバ先四海ニミテル流放ノ民ヲ救フ謀コソアラマホシケレ

一　後醍醐帝中興御政務ノ事

元弘三年（關東ニハ正慶二年）六月七日御歸洛年號幷御方セシ公家ノ官位元ノ如シ先年配流ノ宮方並公家武家僧徒國々ヨリ上洛七月廿三日護良親王御入洛任ニ征夷將軍ニ十月十日北畠顯家（時ニ參議右近中將）ヲ陸奧守ニナシテ遣ハサル義良親王（後村上也時ニ六歲）奧へ渡リ給フ結城上野入道道忠後見十二月廿八日成良親王（十一歲）鎌倉ニ御下向アリ足利左馬頭直義（兼相摸守）執權タリ建武元年正月大內裏ヲ造ラル（高倉院安元二年大內裏燒タリ爰ニ至リテ百五十六年）安藝周防ヲ料國ニ寄ラレ日本國ノ地頭御家人ノ所領得分二十分一ヲ懸課セラルコノ時初テ紙錢ヲ作ラル（是我朝之交鈔之始）三月本間澁谷鎌

倉ヲ襲テ敗ス筑紫ニ規矩孫田兵ヲ起シ河內ニ兵起テ飯盛山ニ籠リ伊豫ニ赤橋兵ガ起テ立烏帽子峯ニ籠ル程ナク飯盛ハ楠ガ爲ニ敗ラレ立烏帽子ハ土居得能等ニ破ラレ筑紫ハ大友ニ敗ラレ其後先大功ヲ賞セラル足利治部大輔ニ武藏常陸下總左馬頭直義ニ遠江新田義助ニ駿河楠判官ニ攝津河內名和伯耆守ニ因幡伯耆其外公家武家ニ二ケ國三ケ國ヲ給ハル（忠顯ナドハ三ケ國給リキ）赤松圓心ニハ佐用庄一所ヲ給ハリキ播磨ノ守護職ハホドナク召返サル三月十一日万里小路藤房卿出家セリ梅松論ニ元弘三年天下一統セシカバイツシカ諸國ニ國司守護ヲ定メ卿相雲客其階位ニ登リシ體實ニ目出タカリシ御聖斷ノ趣五畿七道八番ニ分レ卿相ヲ以テ頭人トシテ新決所ト號シテ新ニ作ラル是ハ先代引付ノ沙汰ノタツ所也（太平記ニイハユル雜訴ノ爲也）大儀ニ於テハ記錄所ニテ裁許アリ又窪所ト號シテ土佐守兼光太田太夫判官親光富部大舍人頭三河守師直等ヲ衆中トシテ御出有リテ聞召昔ノ如ク武者所ヲ置レ新田ノ人々ヲ以テ頭人トシテ諸家ノ輩ヲ結番セラレ古ノ興廢ヲ改テ今ノ例ハ昔ノ新儀也朕ガ新儀ハ未來ノ例タルベシト新ナル勅裁ヤウ／＼聞ヘケリ記錄所決斷所ヲ置ルレドモ近臣臨時ニ內奏ヲ經テ非議ヲ申行フ間綸言朝ニ變ジテ夕ベニカハリ諸人ノ浮沈反掌ノ如シ或ハ先代滅亡ノ時逃來輩又高時ノ一族等被官ノ外ハ寬宥ノ儀ヲ以テ死罪ヲ宥ラレ天下一同ノ法ヲ以テ安堵ノ綸旨ヲ下サル、ト雖モ所帶ヲ召ル、輩恨ヲ含ム太平記ニハ元弘三年八月三日ヨリ軍勢恩賞ノ沙汰アルベシトテ洞院左衞門督實世ヲ上卿ニ定ラル諸國ノ軍勢功狀ヲ捧ゲテ恩ヲ望ム輩數ヲシラズ實ニ忠アル人ハ功ヲ恃テ諛ハズ忠ナキ者ハ奧ニ媚寵ニ求メテ上聞ヲカスメシ間數月ノ間ニ僅二十餘人ノ賞ヲ行ハレシカド正路ニアラズシテ召返サレ萬里小路中納言藤房ヲ上卿トナサル忠否ヲ糺シテ申アタヘントセラレシニ內奏ニヨリテ朝敵ナリシモ安堵ヲ賜リ忠ナキ者モ五ケ所十ケ所ノ所領ヲ給フ藤房諫ヲ納カネテ病ト稱シテ辭ス其後九條民部卿光經ヲ上卿トナサル諸大將ニ其手ノ忠否ヲ尋究テ申アタヘントシケルニ相模入道ノ一跡ハ內裡供御料ニオカレ四郎左近太夫入道ノ跡ヲバ兵部卿親王ヘ大佛陸奧守迹ヲバ准后ノ御料ニ此外相州ノ一族關東家風ノ輩ガ領ヲバ郢曲妓女蹴鞠伎藝ノ者ドモ衞府諸司官女僧等ニ二跡一跡ヲ合セテ內

奏ヨリ申給ハリシカバ六十餘州ノ内ニ錐ヲ立計ノ地モ軍兵ニ宛行フ闕所ハナシ光經モセンスベキヤウナクテ年月ヲ送ラル又訴ノ沙汰ノ爲ニ郁芳門左右ノ脇ニ決斷所ヲ建テソノ議定ノ人ニハ才學優學ノ卿相雲客記傳明法外記官人ヲ三番ニ分チ一月ニ六ケ度ノ沙汰ノ日ヲ定メラルサレド或ハ内奏ヨリ訴人勅許ヲ蒙レバ決斷所ニテ論人ニ理ヲ付ケラレ又決斷所ニテ本主安堵ヲ給レバ内奏ヨリ其地ヲ別人ノ賞ニ行ルカヽリシホドニ所領一所ニ四五人ノ給主付テ國々ノ騷動ヤム時ナシ又日比ニ武威ニ誇リ本所ヲナミセシ武士ドモイツシカ諸庭ノ奉公人トナリ或ハ香車ノ後ニハシリ或ハ靑侍ノ前ニ跪ク世ノ盛衰時ノ轉變ナゲクベカラズ又習トハ知リナガラ今ノ如クニテ公家一統ノ天下ナラムニハ諸國ノ地頭御家人ハ此奴婢雜人ノ如ニテアルベシ哀レイカナル不思議モ出來テ武家四海ノ權ヲ執ル世ノ中ニナレカシト思フ人ノミ多カリケリ梅松論ニ京都ノ聖斷ニ恨ヲ含ム時分下ノ御所左馬頭殿鎌倉ニ御座アリケレバ東國ノ輩是ニ歸服シテ京都ニハ應ゼザリシカバ一統ノ御本意今ニオイテハ更ニ其益ナシト思召サレ武家ハ又公家ニ恨ヲ含ンデ賴朝卿ノ如ク天下ヲ專ニセン事ヲ急ガシク思ヘリ故ニ公家武家水火ノ諍シテ元弘三年モ暮ニケリ建武元年三節會以下ノ儀式ハ昔ニカヘル體ナリシカド世ノ中ノ人心モトヽノハズ萬ヅ物サハガシク見ヘシニ大塔宮義貞正成長年潛ニ叡慮ヲウケテ打立事度々ニ及ベドモ尊氏ニ附シ軍勢數ヲシラズ合戰難義ナルベキニテ既ニ軍アルベキ日マヅ軍ヲ延サン爲ニ無爲ノ體ニテ北山殿ヘ臨時ノ行幸度々ニ及ブ六月七日大塔宮大將ニテ尊氏ハ御所ヘ寄セラルベシト聞ヘテ武將ノ御勢御所ノ四面ヲ警固シ餘ル軍勢二條大路ニ充滿シテ事ノ體大義ニ及ビシ程ニ當日無爲ニ成ケレドモ尊氏憤リ申サレケレバマツタク叡慮ニ非ズ宮ノ張行ノ趣ナリシトテ十月廿二日ノ夜御參内ノツイデヲモテ武者所ニ居籠奉リ翌朝常盤井殿ヘウツシ奉リ武家ノ輩警固シ奉リ宮ノ御内ノ輩ヲバ武者ノ番衆カネテ勅命ヲ蒙リテ數十人召預ラレ同十一月宮ヲバ細川陸奥守顯氏受取テ關東ヘ御下向アリ宮ノ御謀反眞實ハ叡慮ニテ有リシカド御トガヲ宮ニ讓リ玉ヒシカバ宮ハ武家ヨリモ君ノ恨メシク渡ラセ給フト御獨言有リシトモ承ル保曆間記ニ尊氏昇殿官途ハナカリシカドサセ

ル恩賞モナシ其故ハ大塔宮サヽヘ給ヒテ尊氏兵權ヲ取ラムハムカシ頼朝ニカハルベカラズコノ次ニ誅罰セラルベシト申サレケルヲ帝サシモ軍忠ノ人ナリトテ其儀ナシ彼ノ宮種々ノ謀ヲメグラシ尊氏ヲ討ントトス其比畿內西國ノ武士楠ナド申者ハ皆彼宮ノ御方ナリケレバ便宜アラバ尊氏ヲ討ントセシカド東國ノ武士多ク尊氏方也シ上ニ譜代ノ武勇ナレバタヤスクモ討レズ將軍ニサヘナサルベシト聞ユ建武元年宮世ノ心ニマカセヌ事ヲ安カラズ覺シテ天下ヲミダリ給ヒ御位ヲ退ケテ我御宮（入道親房妹ノハラ）一二歲ニナリ給フヲ位ニツケテ尊氏以下サルベキ武士ヲ討チテ天下ヲ我マヽニセムト思ヒ立チ給フコノ事イカヾシテ聞ヘケン主上驚カセ給ヒ宮ヲ十月晦日內裡ニテ捕奉リテ直義ガ鎌倉ニアリシニアヅケ置レ彼御方ノ武士多ク誅セラレケリ

今川貞世ガ難太平記ニ曰ク義家ノ御置文ニ我七代ノ孫ニ生レ變テ天下ヲ取ルベシト仰ラレシハ家時ノ御代ニアタリタリ猶モ時不レ來事ヲ知シ召ケレバニヤ八幡ノ菩薩ニ禱申シ給テ我命ヲ約テ三代ノ內ニ天下ヲ取ラシメ給ヘトテ御腹ヲ切給ヒシナリ其時ノ御自筆ノ御置文ニ子細ハ見ヘシナリ正シク兩御所ノ御前ニテ故殿モ（範國入道心省）我等ナドモ拜見申タリシ也ト天下ヲ取ル事唯此發願ナリケリト兩御所モ仰アリシナリ又曰元弘ニ御上洛ノ時不思議ノ事アリケリ三河國八橋ニ御着ノ時御前不人數ノ夕ニ白衣被タル女一人參テ云御子孫惡事ナクバ七代守リ申スベシ其支證ニハ每度合戰ニ出給フ時風雨ヲ以テ示シ申スベシト云テ夢ノ如クニ失ニケリソレヨリシテヒシト御謀反ノ事思召定テ上杉兵庫入道ヲ（兵庫守藤原憲房尊氏兄弟ノ外舅）御使トシテ先吉良上總入道禪門（貞義）ニ仰合ラレシニ御返事ニ云今マデハ遲クコソ存ジツレ此事關東御立ノ時ヨリ內々上杉兵庫入道ハ申勸ケルニヤ家時貞氏此兩御所ノ御造意ヲ大方殿ノ上杉バカリニ仰聞サレケルトカヤ是ニヨリテ殊更此人骨折テ河原合戰ニ討死シケリト云々

按ルニ梅松論保曆間記ノ說皆々武家ノ爲ニ潤飾セ者シ也尊氏越階シテ從三位ニ昇リ參議ニナサレ三ケ國ノ守護ヲ給フイカデサセル恩賞モナシト云フベキ太平記ニハ尊氏宮ヲ讒ゼシ由ヲ載セタリサレバ（保曆說）建武元年ト云フヨリ以下ハ則尊氏ノ讒說ノ

趣シカアリト見ユ又此宮初メヨリ尊氏ヲ叛臣ト御覽ジテ征伐アルベシト思召サレシ事尤其謂レ有事ト見ヘタリ難太平記ノ說ニヨレバ尊氏武家ノ代ヲ奪ハント思ハレシ事年久シ唯ニ尊氏直義兄弟カク思ヒ玉ヒシノミニ非ズ家時貞氏ノ代ヨリ其志ハ有リシカド便ナカリシカバサテノミ過ギ尊氏ノ宮方ニ參ラレシハ只其勢ヒヲ假レルノミナリ朝家ノ御爲ニ義兵ヲ擧ラレシニハアラズカクテ天下ノ有樣思ハザル外ニ公家一統ノ代トナリシカバイカニモシテ故右大將家ノ如ク武家ノ代トナサバヤト思ハレシ事ヲ宮ハトク御覽ジ付ケラレシカバ速ニ討チ給フベシト思召レシカド御許シナカリシヲ兎角タメラヒ給フ內ニ尊氏ヤガテ其叔母シテ准后ニサヽヘ申セシヲ帝ツヒニ惑給ヘリ又案ルニ中興ノ初政悉ク議スルニ足ラズヨノツネノ時ダニ中興ノ業ハ創業ヨリハ猶カタクヤアルベキ譬ヘバ創業ハ新ニ家ツクルガ如ク造立ノ功ソコバク也ト雖モ其功テナシ得ヌレバ其家數百年ヲモ保ツベシ大厦ノ破レ傾ブキシヲモトノ如クニ修造セントスル事ハ尤大儀ノ事ナリ賤キ諺ニ角立直サントテ其牛ヲ殺セリト云ヘル誠ニヨキ譬ヘ成ベシ初攝關ノ人々ノ權ヲ恣ニシテ朝廷ノ禮衰ヘシヲ後三條院ノ御位ノ後イク程ナク昔ニカヘサレシ事ハ未ダ其ノ衰甚シカラヌホドナレバ也譬ヘバ小破ノ時ニヤガテ修造セル屋舍ノ如シ賴朝天下ノ權ヲワカチ北條九代打續テ世ヲシリシ後ハ六十餘州ノ武士其勢ヲ張リテ其威ヲ恣ニシタリキソレガイカデ今無功ノ人々ノ下ニ手ヲツカネ膝ヲカヾムベキ夫ニタヾヨノ常ノ如ク古ヘ朝家イマダ衰ヘザリシ代ノ如クニナシカヘサントシ給フ事ハ基カタブキ破レシヲヤガテヲシナホシテ粉飾ヲ加フルニ異ナラズ其クツガヘラムコト日ヲサシテ待ベシ然ルニ民ノ肩未ダ安カラザルニ大內ヲ建ラレントシマヅ宦官媵妾伎能僧法師ノ類ニ所領給ハリテ軍功アリシモノニワケ給フト云事モナクタマ／＼タビヌルヲバヤガテ召返サルヽノ類タヾ是亂ヲ招キ給フ所ナリ且ハ又カヽル時ノ急務刑賞ノ二ツニシクハナシ恩ヲタテ威ヲタツコノ二ツニアラズシテ叶フベカラズ小功輩ノ事ハ云フニ及バズ先賞セラレシ大功ノ人々其功ノ多少ヲ論ゼラレシ所悉ク其所ヲ得サリキ今試ニ其功

ヲ議センニ護良親王ノ功ハ申ニ及バス但シ是ハ正シキ御父ノ爲ナレバサモ有ルベシヤ功臣ニ於テハ正成ヲ以テ第一トスベシ其故ハ初メ笠置ニオイテ天子西州ニ蒙塵アリシ時ニアタリテ六十州ノウチタヾ此一人其節ヲ改メズシテワヅカノ小勢ヲ以テ東國ノ大軍ト戰フ事年ヲ經シ程ニ武家ニ背ク輩モカレコレ出來シ也此人カク王家ノ御爲ニ勳勞ナカラマシカバ新田足利赤松等ノ人々モ其志ヲ立ツル事叶フベカラズサテ其次ハ義貞ノ功尤大也是其巨魁ヲ亡セシガ故也サテ其次ハ赤松那和イヅレヲカ上トシ何レヲカ下トスベキ赤松ガ功ニアラズンバ六波羅ハ破レジ帝譬ヘ船上ニオハシマストモ鎌倉イマダ滅ビズ六波羅未ダ破レザラムニハ行在尤アヤウカリナム那和乘輿ヲ迎ヘテ是ヲ守リ參ラセザランニハ譬ヘ鎌倉亡ビタリトモ誰ガ爲ニカ其功ヲモ奏スベキ然ハアレド窮鳥懷ニ入レバ獵者モ是ヲアハレムト云リマシテ況ヤ萬乘ノ天子御頼アラムニハ凡人タラン者イカデ身ヲ以テ守リ參ラセザルベキ其功多ナルニ似タレド其事ハ又成難シトモ思ハレズ天子既ニ海外ニウツサレタマヒテ武威殊ノ外ニ張リシ日ニ都ノ外遠カラヌ境ニ兵ヲ起セシ事ハ其功長年ニ及バザルガ如クナレドモ其事ハナシ難シトヤ云ベキ尊氏ノ功稱スベキ所ナキニヤ東兵久シク正成ガ爲ニ苦シメラレ赤松ガ兵新タニ起リ天子船上ニ移リ給ヒテ官兵都ニオモムキ事以テノ外ニ難義タル由聞ヘカツハ高時ノフルマヒ方ニ滅ビヌベキ時至ル事ヲマノアタリ見及バレケレバ年比ノ志事成ヌベキ折ヲ待得ヌト思ヒシカバ官兵ニ屬スベキ由ヲ申サレシカド六波羅ノ滅ビシ日トテモ仕出シタル程ノ戰功モアラザリキ然ルニ此人ヲ賞セラルヽニ第一ノ功ヲ以テセラレシ事心得ヌ事也サレド又其イハレ有事モアリキソノ故ハ此人ノ祖陸奥判官義康ト聞ヘシハ義家ノ孫ニテ保元ノ亂ニモ官軍ニ屬シテ一方ノ大將ニテ有ケリ其ノ子上總介義兼ハ實ハ八郎爲朝ノ子ニテアリシトモ申ス也頼朝ト同ジク北條時政ガ婿ニテ有リシカバ頼朝ニモ親シク又北條ニモシタリシカリシ程ニ源氏ノ一族ノ中ニハ頼モシクヤ思ヒ給ヒケン平家ノ兵ヲフセガレン爲ノ大將トモナサレキカクテ世ノ覺ヘモヨカリシカバ受領ナドモ執シ申サレケリ其子義

氏ハ時政ガ外孫也シカバカレガ家ニ特ニシタシク承久ノ時ニモ一方ノ大將ニナサレキ其ノ子泰氏ハ泰時ガ外孫其ノ子頼氏ハ泰時ガ孫女ニテ時氏ガ娘ノ腹ニテ生ル其子家時又時茂ガ外孫ニテ其ノ子貞氏モ時茂ガ外孫タリ此貞氏ノミ上杉ガ（三郎頼重）婿ト成リシカバ尊氏直義ノミ北條ガ外孫ニハ非ズカク代々北條ニシタシク且源氏ノ末葉ナリシカバコノ度モ一方ノ大將ニハサヽレタリサレバ帝モ年比此人ノ事ヲバサル者也トシロシメサレシガ一方ノ大將ニテノボルト聞ヱシニ御方ニ參ルベキ由ヲ船上ニ申サレシ程ニイカニ頼モシクモヨロコバシクモ思召サレタリケン義貞ノ如キモ同ジ源氏ノ流レニテコトニ此人ノ祖新田義重入道上西ト申ハ足利ノ祖義康ノ爲ニハ兄ナレバ八幡殿ノ男義國ノ流ニハ嫡家ニテオハセシカド頼朝不快ノ事オハシケレバ其ノ代ニモアラハレシ人々ニモアラズ上野國ニウヅモレテ世ニモ知ル人ナカリシカバ帝ニハ猶聞モ及ビ給ハザリシサレド其ノ功殊ニ大ナリシカバ父子兄弟是モ四ケ國ノ守護ヲ給ハリシカド其官位ハ尊氏ニハ及ブベカラズ從四位上左兵衛督ニテ播磨守ヲ兼ラレシマデ也カク其代ニ大功ト云レシ人々ノ功ヲ議セラレシダニアヤマリ多シト見ヘタレバマシテ其ノ餘小功ノ輩ノ忠否明ラカナラザリシ事太平記等ニシルセルガ如ク成ルベシサラバナド世亂レズシテ有ルベキ

建武二年春三月西園寺大納言公宗謀反シテ誅セラル五月二十一日出羽ノ住人國司葉室宰相光顯ヲ殺ス名越太郎時兼北國ニ起リ相模二郎時行ハ信濃國ニ起鎌倉ニ向フ直義ノサシムケシ軍勢利ナクシテ敵攻メ入シカバ直義成良親王ヲトモナヒ參ラセ七月二十三日鎌倉ヲ出ヅ八月二日尊氏凶徒退治ノ爲ニ出京正統記ニ建武乙亥ノ秋ノ比高時ガ餘類謀反ヲ起シテ鎌倉ニ入リヌ直義ハ成良親王ヲ引ツレ申テ三河ノ國マデノガレニキ尊氏申請テ東國ニ向ヒケルガ征夷將軍並諸國惣追補使ヲ望ケレド征夷將軍ニナサレテ悉クハユルサレズ太平記ニハ征夷將軍並東八ケ國ノ管領ヲ望ム征夷使ノ事ハ關東靜謐ノ忠ニヨルベシ東八ケ國管領ノ事ハユルサル是ノミナラズ御諱ノ字ヲ下サル梅松論ニ關東合戰ノ事先ダチテ京都ヘ申サレシニヨリテ將軍御奏聞アリケレハ直義無勢ニシテ防戰ベキ智

畧ナキニヨリテ海道ニ引退ク由其ノ聞ヘアレバ暇ヲ給テ合力ヲ加フベキ旨御申渡度々ニ及ブト云ヘドモ敕許ナキ間所詮私ニ非ズ天下ノ御爲ノ由ヲ申ステ、八月二日京都ヲ御立アリコノ比公家ヲ背キシ人々其數ヲ知ラズ有リシガ皆喜悅ノ眉ヲ開テ御供申ケリ三河矢矧ニテ京都鎌倉兩大將御對面アリテ關東ニ御下向遠江ノ橋本佐夜中山駿河高橋繩手箱根山相模川片瀨川ヨリ鎌倉ニ至ルマデ七ケ度ノ戰ニ打勝テ八月十九日鎌倉ニ攻入給フニ凶徒悉ク自害ス去程ニ將軍御兄弟鎌倉ニ打入二階堂別當ニ御坐有リシカバ京都ヨリ供奉ノ輩ハ勳功ノ賞ニ預ル事ヲ悅ビ又前代與力ノ輩ハ死刑流刑ヲ宥ラレシ程ニイカニモ忠節ヲ致サム事ヲ思ハヌ者ゾナカリケル京ヨリハ人々親類ヲ使者トシテ賀シ申サル又敕使中院藏人頭中將具光關東ニ下リ今度東國スミヤカニタヒラゲシ事叡慮再三ナリ但シ軍兵ノ賞ニ於テハ京ニテ綸旨ヲ以テ行ルベシマヅ早々歸洛アルベシト也大御所ハ急ニ參ルベシト御申有ケル所ニ下御所御上洛然ルベカラズ其故ハ高時亡ビテ天下一統セシ事併御武略ニヨレリ然ルニ頻年京ニ御坐有シ時公家並義貞隱謀度々ニ及トモ御運ニヨリテ今ニ安全ナリタマ〳〵大敵ノ中ヲノガレテ關東ニ御座然ルベシトカタク諫御申有ケルニヨリテ御上洛ヲ止ラレキ

案ルニ正統記保曆間記太平記共ニ尊氏下向ノ事ヲ望ミシ時ニ征夷將軍並總追補使ヲ望ミシヲ許サレタリシ由也梅松論ニハ下向ノ事ヲユルサレタリシ樣ニ記シタルハ是モ潤飾ノ言葉也尊氏ガ請フ處ノ叶ハザルヲ憤リテ下リシヲカク公家ノ御アヤマチアル樣ニ書シモノ也

南朝記傳ニ冬十一月十八日尊氏細川阿波守和氏ヲ以テ奏狀ヲ捧グ同十九日一宮尊良親王並新田義貞ニ節度ヲ給フ太平記ニハ尊氏勅約ノ上ナレバトテ未ダ宣旨ヲモ下サレザルニオシテ征夷將軍ト稱シ東八ケ國管領ノ事ハ敕許ナレバトテマヅ新田一族ノ拜領シタル東國ノ所領共ヲ悉ク此度ノ軍功ノ輩ニ宛行フ斯テ尊氏關東ヲ平ラゲシ後隱謀アル由聞ヘテ追伐ノ宣旨ヲ下サルベキニテ有リシニ親房公明頻ニ諫メ申サレテ法勝寺ノ慧鎮上人ヲ下サレ事ノ樣ヲ尋ネキハメラルベシトテ既ニ關東ヘ下ラムトセラレシ日尊氏細川阿波守シテ奏狀ヲ捧グ 案ルニ奏狀ニハ建武二年十月日ト有リ義貞ノ奏狀ニハ十一月日トア

リ正統記ニ東國ハシヅマリケレド尊氏望ム所達セズシテ謀反ヲ起ス由聞ヘシガ建武二年十一月十日餘ニヤ義貞ヲ追討スベキ由奏狀ヲ奉リ則打上リケレバ京中騷動ス保暦間記ニ尊氏直義海道所々ノ合戰ニ打勝テ諸人降參ス然ルニ故大塔宮ノ御方人臣下ノ中ニヤ有ケム尊氏謀反ノ志アル由讒シ申テ義貞ヲ招テ種々ノカタラヒヲナシテ左中將ニ申ナシテ上野ハ尊氏分國也（此說誤也）義貞ニ申宛ケリ尊氏上洛セバ道ニテ討ベキ由ヲ義貞ニ仰ス偖尊氏ヲ京都ヨリ召サル關東勢ヲバ直義ニ附置キ一身急ギ馳參ルベシト云々尊氏敕定ニ應ジテ上洛スル所ニ京都ヨリ内々此ノ仰ヲ告シ人モ有ケルニヤ又直義モ東國ノ士モ不審ニ思ヒテ留ニケレバ尊氏上洛セズ梅松論ニ今度尊氏直義ニ供奉ノ人々ニハ信濃常陸ノ闕所ヲ宛行ハル、所ニ義貞討手ヲ給リテ下向ノヨシ聞ヘシ間マヅ義貞分國上野守護職ヲ上杉武庫禪門ニ任ゼラレ用意ノ爲ニ國ニ下ルカ、リシ程ニ京都伺候ノ親類代官共ハイソギ都ヘ上リ關東ニ忠ヲ存スル人ハ又京都ヨリ逃ゲ下ル間海道上下ノ輩俄ニ織綺ノ如シ

案ルニ中前代滅ビシハ八月十九日ナリ尊氏奏狀ヲ捧ラレシハ十一月十日餘リ也中間九十日計リモヤ有ルベキ此ウチ兵部卿親王ノ御事聞ヘザリシハイカナル御事ニヤヤガテ敕使ヲ下サレシ由梅松論ノ說ノ如クナルベシ保暦間記ノ如クナレバ義貞ノ奏狀ニモ及バズ又上野ヲ此時義貞ニ給ハリシト云モ誤也又此時左中將ニナサレシト云モ誤也延元元年二月尊氏ヲ筑紫ヘ追落セシ功ニヨリテ左中將ニ任ゼラレキ又梅松論ニ義貞向フト聞ヘテ上野ヲ上杉ニ宛行ハレシト云フモ文飾ノ言葉也義貞十一月十九日追討ノ宣旨ヲ給ハリ卽日發向同二十五日ニ矢矧合戰ナリ此事鎌倉ニ聞ヘテ上杉上野ヘ下リ義貞ノ一族ノ代官等上洛セルナド云ハ符合セヌニヤ太平記ノ說ノ如クニテ事情ニカナヘリ譬ヘ義貞追討ノ宣蒙ラレシト風聞アレバトテ其ノ領國ヲオシトラムハ豈逆節ニアラザラムヤ梅松論ノ作者尊氏ノ爲ニ非ヲカザリヌレドモツイニ其ノ辭ヲ得ザリシト見ヘシ思フニ尊氏鎌倉ヘ入ラレシ後御使シテ召サレシカドモ急ニ參ルベキ由ヲ申シテ上ラズ其ノ内ニオシテ將軍ト稱シ或ハ東國ノ中ヲ武士ノ軍賞ニ行ヒシナド聞ヘシ後ニ奏狀ヲ捧グラレシナルベ

シ又太平記ニハ義貞下向ト聞ヘテ東兵發セシ由ナレド是モ符合セズ十一月十日餘リニ奏狀京師ニ至リ其ノ月二十五日ニ矢矧合戰ナレバ正統記ノ說ノ如クニ奏狀奉リテ則打立チシナリ

同十一月廿七日矢矧合戰十二月五日手越河原合戰皆東兵利ナクシテ箱根ニ引退ク同十二日箱根竹下等ノ戰官軍利ヲ失ヒテ引退ク梅松論ニサル程ニ直義ハ箱根山ニ引籠リ水飮ヲホリキリテ要害トシテ御座アリケルニ仁木細川師直師泰以下一人當千ノ輩陣ヲトル將軍ハ先日敕使下向ノ時歸洛有ベシトテ御參リナキ事御本意ニ非ザレバ深ク歎キ思召レテ今度ノ事條々御所存ニアラズトテ政務ヲ直義ニ御讓有リ細川源藏人賴春並ニ近習兩三輩バカリニテヒソカニ淨明寺ニ御座アリシホドニ（按ルニ難太平記ニ中先代ノ時箱根山ヨリシテ天下ヲモ御當家ヲモ讓リ給ヒシト有ハコノ事ナリ）海道ノ合戰難儀タル由聞召シテ頭殿命ヲ隕サレバ我有リテモ無益ナリタヾシ違勅ハ心中ニ於テ更ニ思召サズ先立テ諸軍勢ヲバ向ケラレシカド御遠慮ヤ有ケム小山結城長沼ガ一族ヲバ惜ミ止メラル其勢二千餘騎ヲ先陣ト定メラレ十二月八日鎌倉ヲ御立チアリ（按ルニ手越敗軍ノ後也）諸人筥根御陣ニ加ハリテ御合戰アルベキニヤト思ヒシニ將軍謀オホセケルハ我水飮ニ至リテ其敵支フルバカリニテ利ナカルベシ筥根山ヲ越テ合戰セバ敵驚キ騷ガン所ヲ破ラン事案ノ內ナリトテ十日ノ夜竹下路夜ヲ籠メテ明ルヲマチ辰ノ一點ニ新田ノ脇屋ヲ大將ニテ足柄明神ノ南ノ野ニヒカヘシニ味方ノ先陣山ヲ下リテ野山ニ打上リ小坂ノ下ニテカケ合ヒ戰ヒシニ敵堪ヘズシテ引退クヲ勝ニ乘リテ三十餘里追詰メテ藍澤原ニテ數百人ヲ打トル翌十二日京勢駿河ニ引退ク

按ルニ此說尤實錄ト見ヘシサラバ太平記ニ尊氏髻ヲ切テ建長寺ニ入リシヲ直義鎌倉ニ歸リテ上杉伊豆守重能ト謀リテ作リ綸旨ヲ書キテ引出セシトアルハ尊氏ハ勅ニ背カザリシカド直義ノ詐謀ナリト云ハム爲ニ作レル言也

味方ハ竹下佐野山伊豆國府三ケ日ノ合戰ニ打勝チ今日十三日ニ兩大將一手ニ成テ府中ヨリ車返浮島原ニ至ル迄陣ヲトラズト云所ナシ十四日御逗留有ケル議ニ云是ヨリ兩大將鎌倉ニ御歸有リテ關東ヲ御沙汰有ベシ又一議ニ譬ヘ關東ヲ全シ給フトモ海東京都ノ合戰大事也シカシ只一手ニテ御立アルベシト有ケレバ

同十五日海道ニ向フト云々延元元年（足利家ニテハ建武三年也）正月十日尊氏都ニ入帝ハ叡山ヘ遷幸内裡兵火ノ爲ニヤカル十二日義良親王北畠顯家江州ニ着ク佐々木氏賴ガ觀音寺城ヲ落ス十六日園城寺合戰官軍利有シカド迯ルヲ追テ破ラル廿七日八日九日合戰尊氏終ニ利ナクシテ丹波ヘ奔ル二月二日山ヨリ還幸花山院ニ入御五日顯家義貞攝州ニ向フ十三日櫻山合戰尊氏直義魚御堂ニテ既ニ自害セムトス細川卿ノ律師諫テ九州ニ赴ク梅松論ニ晦日ノ夜半ニ合戰始リテ味方破レテ其日ノ夕ニ丹波ノ篠村ニ御陣ヲ召サル二月朔日猶都ニ攻入ベキ沙汰有リシカド退テ功ヲナスハ武略ノ道也トテ細川ノ人々赤松以下西國ノ輩ヲ案内者トシテ先御陣ヲ兵庫ノ島ニ移サルベシトテ同二月三日ニ兵庫ニ御着アル所ニ先度ノ御敎書ニヨリテ周防ノ大内長門ノ厚東兵船五百餘艘ニテ參リケレバ此新手ニテ都ヘ攻入ルベシトテ二月十日兵庫ヲ立チ給ヒシニ楠和泉河内ノ勢ヲ率キテ西宮濱ニテ終日戰ヒテ如何思ケン夜ニ入テ正成引退ク十一日細川ノ人々大將ニテ周防長門ノ勢攻上ルニ義貞瀬川河原ニテ掛合テ戰フ細川和氏ノ弟賴春深手オフタガヒニ陣ヲ支ヘテ人馬ノ息ヲツガセケリ其夜深テ圓心竊ニ將軍ノ御前ニ參テ申ケルハ譬ヘ此陣ヲ破リテ都ニ攻入トモ味方勞レテ大功ナリ難シ暫ク御陣ヲ西國ヘ移サレ軍勢ノ氣ヲモツガセ馬ヲモヤスメ弓箭ノ用意ヲモナサレ重テ上洛アランカ凡合戰ニハ旗ヲ本トス官軍ハ錦ノ御旗ヲ先ダツ味方ハ此ニ對スル旗ナケレバ朝敵ニ似タリ所詮持明院殿ハ天子ノ正統ニテ御座アレバ先代亡ビシ後定テ叡慮モ心ヨカラジ急テ院宣ヲ申下サレテ御旗ヲ先立テラルベシ去年身方利ヲ失ヒシハ大將軍西方ニ在シ故ソレニ向ヒ給ヒシカバ毎度ノ戰利ナカリシサレド御運ニヨリテ御上崇ハ相違ナシ今西國ヨリ攻上ラバ洛中ノ敵ハ大將軍ニ向ベシカタ〴〵御本意ヲ達セラルベシト再三忠言ヲ盡シ申ケル程ニ夜半計ニ瀬川ノ御陣ヲ退テ十二日卯刻兵庫ニ入給フ直義ハ猶立歸リテ摩耶ノ麓ニ御座有テイカニモ都ニ向テ命ヲ捨ベキ御所存ナリシヲ將軍御問答頻ニ有テ兵庫ニ御歸有酉時バカリヨリ船ドモニ乘始戌時バカリニ御座船ヲ出サル備後鞆ニ御着有ル所ニ三寶院僧正賢俊勅使トシテ持明院殿ヨリ下サルニヨリテ人々勇ミアヘリ今ハ朝敵ノ儀有ルベカラズトテ錦ノ御旗ヲアグベキ

出國々ノ大將ニ仰遣ハサレケルコソ目出度ケレ按ルニ此説ノ如クナレバ持明院殿ヲ北朝ノ主トナセシハ赤松圓心ガ謀也二月廿九日改元延元ト號ス義貞ヲ左中將ニ爲サレ義助右衛門佐ニナサル扨モ尊氏ハ筑紫下向ノ時京都ヨリ討手下ラバ防グベシトテ西國一本作四國ヘハ細川一族播磨ニハ赤松備前ニハ尾張左衛門督氏賴ヲ大將ニテ三石ノ城ニ兵ヲ停メ備中ハ今川安木ニハ桃井周防ニハ大内長門ニハ厚東等ト定テ宗像大宮司ガ館ニ着給ヒシニ少貳入道妙惠子息太郎賴尙等味方ニ參ル其後菊地掃部助武敏宮方ニテ少貳ガ城ヲ攻テ妙惠討レシカド多々良濱ノ戰ニ菊地打マケテ松浦河田ハ降參ス菊地モ城ヲ落サレテ深山ニ遁レ八代ノ城モ落チ阿蘇ノ大宮司ガ兄弟秋月備中守等ハ自害シケレバ九州悉ク尊氏ニ屬シ又陸奥常陸ニモ朝敵起レリト聞ユ先東國ヲ鎭ラルベシトテ顯家ヲ鎭守府將軍トシテ被レ下義貞ニハ十六ケ國ノ管領ヲ許サレ尊氏追討ノ宣旨ヲナサレ義貞播磨ニ向ヒ義助備前ニ向フ尊氏ハ赤松尾張難儀ノ由ヲ聞テ九國ニハ一色入道仁木右馬助松浦黨幷國人等ヲ停メテ四月三日有テヲタツ五月五日備後ノ鞆ニ着キテコヽニテ軍評定宰府少貳賴尙ガ異見ニヨリテ尊氏ハ船直義ハ陸ヨリ上ラルベキニ定マル

按ルニ太平記ニハ此時五月二日尊氏嚴島ニ詣デ三日參籠有シ結願ノ日ニ三寶院僧正賢俊京ヨリ下リテ後伏見院去ル四月六日ニ崩ジ給ヒシガ未ダ崩御ナラザル内ニナサレシ院宣ヲ持來レリト見ユ尊氏ソノ五日ノ日ニ嚴嶋ヲ立ツト云々梅松論ノ説ナレバ去正月晦日尊氏京軍ニ打負筑紫ヘ下ラレシ時ニ備後ノ鞆ニテ持明院殿ノ勅使賢俊來レル也異本太平記ヲ考ルニ二月八日ニ兵庫ヲ落チ十三日ニ多々良濱ニ付シト見ヘタリサラバ兵庫ヲ落シ時院宣ヲ申請テ鞆ニ至ラレシ時ニ勅使下ルベキニアラズ思フニ九州ヨリ登ルトテ鞆ニ至ラレシ時ニ賢俊來會セシナルベシ但錦ノ御旗ヲサスベシト諸國ノ味方ニ觸レラレシ事ハ未ダ院宣ハ下ラネドモ已ニ持明院殿ヘ院宣ヲ申請シ上ハ味方ヲ勇マスベシトテ推テ錦ノ御旗ヲ用ヒヨトハ申サレシ成ベシ是レ臨時ノ謀ニ出シト見ヘタリ

カクテ大江田式部大輔直義ノ爲ニ備中福山ヲ落サレ義助ハ三石ヲ打捨テ播磨ヘ引ク義貞ハ播州加古川ニテ備前美作ノ勢ヲ待受ケテ兵庫ヘ引退陣ドラル此由

ヲ奏セラレシカバ楠ヲ兵庫ヘ下サレテ義貞ニ力ヲ合スベシト也五月二十五日湊川ノ戰ニ楠兄弟討死ス官軍都ニ歸ル廿九日帝山門ヘ遷幸同日尊氏都ニ入ル建武ノ暦ヲ用ヒ後伏見第二ノ皇子豐仁親王ヲ位ニツケ申サントス光明六月二日京勢山ヘ向フ官軍難儀ニ及ブ十日ニ光嚴院重祚アリ二十日合戰晦日官軍京ヲ攻メテ利ヲ失フ七月十三日義貞京ヲ攻メテ敗ス長年討死ス

讀史餘論卷二終

讀史餘論卷之三

一 足利殿北朝ノ主ヲ建ラレシ事并室町家代々將軍ノ事

八月十五日光明院御卽位十六歲十月十日ニ帝都ニ還幸是ヨリサキ尊氏ヒソカニ使ヲ參ラセ去年ヨリ讒口ノタメニ敕勘ヲ蒙リシニ義貞義助事ヲ逆鱗ニヨセテ日頃ノ憤ヲ散ゼントスル故ニヤムコトヲ得ズシテ此亂天下ニ及ブ尊氏讒ニオチテ罪蒙リシコトヲ憐ミ給ヒテ還幸ヲナサレンニハ供奉ノ諸卿降參ノ輩悉ク本官本領ヲ復シ天下ノ成敗ヲ公家ニ任セ申スベシトテ告文ヲ奉リシカバ都ヘ御出有ベキニ極リテ九日ノ朝ヒソカニ山門ヲ御出有ベキ時ニノゾミテ堀口美濃守貞滿馳參リテ一族百六十三人郎從七千六百人朝ノ御爲ニ尊氏ト戰テ命ヲ落セシ條々ヲナゲキ申セシカバ義貞兄弟ヲ召サレ東宮中務親王恒良十三幷尊良親王ヲカノ兄弟ニ屬セラレテ越前ニ下サレテ帝ハ都ヘ御出アリシヲ花山殿ニ押籠テ供奉ノ武士共ハ悉ク大名ヘ預ケラレタリ義貞ハ敦賀ニ着テ東宮、一宮ヲ守リ參ラセテ其身ハ金崎ニ子息義顯ヲバ越後ヘ返シ義助ヲバ杣山ノ城ヘ遣ス十二月廿一日ノ夜帝吉野ヘ潛幸源親房伊勢ヘ奔ル梅松論ニ此上ハ京中ニ御敵出ベシトテ急ニ東寺ヘ警固ヲ遣サレシニ將軍宗徒ノ人々ニ御對面有テ此間君花山院ニ御座ノ故ニ警固申事其期ナシ武家ノ煩迷惑ノ處ニ今ニ出御ハ大儀ノ中ノ吉事ナリ定テ潛ニ畿內ノ中ニ御座アルベキカ御進退ヲ叡慮ニ任セラレテ自然ニ落着セバ然ルベキ事也トテ有シカバ人々不思議ノ事ニゾ申合ケル延元二年北朝建武四年正月右大臣公賢大納言師基中納言實任吉野ニ來ル三月中納言惟繼大藏卿菅原在氏左大辨宰相淸忠吉野ニ來ル同六日金崎陷尊良親王並ニ新田義顯自害太平記ヲ按ズルニ去年義助義顯敦賀ヨリ杣山ニ行キシニ足利尾張守高經ガ催シニテ瓜生判官保心替リシケレバ其弟義鑑房ニ義助息式部大夫義治ヲ預テ義助義顯ハ敦賀ヘ歸ル纔十六騎ニテ金崎ヘ入ル斯テ敵ハ金崎ノ城ヲ攻ル事年ヲ經テ春ニ成ケリ瓜生ノ兄弟等義治ヲ大將ニシテ杣山ニ旗ヲアグ兄ノ判官モ金崎ノ攻衆ニテ有シ

ガタバカリテ城ニ歸レリ斯テ金崎ノ後詰セントテ越前ノ府ニテ戰フ瓜生利ヲ失テ里見伊賀守ヲ初メテ瓜生兄弟甥ノ七郎討ル金崎ニテカクト聞テ義貞義助等杣山ニ入テ金崎ノ寄手ヲ拂フ謀ヲ回ラサントテ二月ノ末ニ城ヲ忍ビ出ヅ瓜生悅ビテ後詰ノ事ヲ謀リシウチニ城落テ一宮義顯ハ自害ス宮ヲバ船ニテ落シ申セシヲ生捕ル四月五日關白左大臣經忠吉野ヘ來ル同廿六日經忠ノ弟基嗣北朝ノ關白タリ同月義貞杣山ヨリ起ル九月義良親王顯家西征南朝延元三年（北朝曆應元年十月改元）西征ノ官兵去年十二月十三日上野利根川合戰十六日武州安保原合戰廿四日鎌倉所々合戰此年正月美濃國青野合戰二月義貞陷府中高經奔於足羽城十四日伊勢雲津河俣川口所々戰ニ官軍利ヲ得テ廿八日奈良合戰ニ京勢利有義良親王吉野ヘ入ラセ給ヒ顯家ハ河內ヘ向ヒ顯信八幡ニ陣ス五月廿二日和州堺浦合戰官軍敗シ顯家討死ス（二十一）七月十一日八幡糧盡テ官軍退ク閏七月二日足羽合戰義貞討死（三十八）同十三日恒良遭害（十五）廿一日成良遭害（十六）是ヨリ先義貞黑丸ヲ落サムトテ向ヒ足羽ノ城ヲ攻シム官軍利ナク義貞兄弟河合ノ庄ニ陣シテ大兵ヲ集メ七ケ所ノ敵城ニ向ヒ自ハ藤島ノ城ニ向ントテ纔五十餘騎ニテ微行セシヲ細川出羽守鹿草彥太郞藤島ノ後詰セントテ打出シニ行合ヒ矢ニ中リテ死ス同月廿五日義良尊澄親王幷宮々一品入道親房顯信以下結城道忠東兵ヲ集メテ勢州ニ赴ク八月廿八日北朝改元尊氏上首拾一人ヲ超テ正二位大納言征夷大將軍直義從四位上左兵衞督兼相模守征東將軍ト成ル九月十一日東國下向ノ船豆州三崎ニテ風ニ逢ヒ悉ク覆沒ス親王顯信ノ船ハ勢州篠島ヘ吹戾シ親房ノ船ハ常陸ノ內海ニ着尊澄親王尊良親王ノ御子一品ノ宮ノ船ハ遠州白羽ノ湊ニ（コレヨリ井伊ガ城ヘ）花園宮懷良親王ノ御船ハ四國ニ着是ヨリ鎭西ニ御下向有ベシト也八月九日帝不豫同十五日義良親王（十二）踐祚十六日帝崩（五十二）十月後村上卽位親房常陸ヨリ神皇正統記ヲ獻ズ

〔按ルニ此時宮方ニ志有ル人々ハ大和河內紀伊伊賀伊勢美濃尾張遠江越前越中越後信濃上野武藏出雲伯耆備後備中安藝石見播磨伊豫淡路常陸陸奧二十五ケ國ニ充滿ス〕

曆應三年（南朝興國二年）春二月親房常陸小田城ヨリ職原抄ヲ獻ル五月顯信奧州ノ國司ト成白川ノ城ニツク義助ハ去年冬新帝ヨリノ敕ヲ請テ黑丸ノ城ヲ攻落シタリ高

經富樫城ニ落ツ其後京勢多ク下テ杣山ノ城モ落サレ美濃根尾城ニ籠リシヲ土岐ガ爲ニ落サレ郎等七十三人ヲ具シテ竊ニ吉野殿ニ參ル臨時ノ宣下有テ一級ヲ加ヘラレ當參ノ一族相隨フ兵迄或ハ官位ヲ進メラレ或ハ恩賞ヲ賜ハル南朝記傳ニハ信濃ヘ赴キソレヨリ美濃ヘ落チ伊勢ヲ經吉野ヘ來ルト見ヘタリ四國ノ路ヒラケシト聞ヘテ刑部卿義助ハ四國西國ノ大將トナリテ四月二日吉野ヲタチ二十三日ニ伊豫ニ着幾程ナク五月四日國府ニテ俄ニ病死セリ南朝記傳ニ義助吉野ヘ參レシ事ハ興國元年九月十八日ト記サル然ラバ五月ニ死セシト云事一定ナランニハ興國二年ノ五月ナルベシ貞和三年南朝正平二年六月直義男子ヲ儲ク其後東國ノ官兵モ次第ニ勢衰ヘヌ貞和四年南朝正平三年八月ニ楠正行兵ヲ河內ニ起ス京勢利ヲ失フ事度々ニ及ブ十二月武藏守師直越後守師泰四國中國東海東山二十餘州ノ兵ヲ率テ向フ同五年正平四年正月四條繩手ノ戰ニ正行討レシカバソレヨリ師直兵ヲ進テ河內ニ向ヒ吉野ニ攻入ケレバ南帝ハ加名生ニ遁レ給ヒヌ師泰河內ニ向ヒ楠正儀ト戰ヘバ師直ハ京ニ歸ル四月宮內大輔直冬西國ノ探題ニナサル是ハ尊氏ノ忍ビテ一夜通ヒシ越後局ノ腹ニ出來シナリ相模東勝寺ノ喝食ナルヲ男ニシテ京ヘ上ス玄慧申ケレバ直義對面シ去年五月紀州ノ宮方起リシ時右兵衛佐ニナサレテ大將ヲ給リシガ靜謐シケリ此度直義ノ計ヒニテ備前迄下セシト云フ園太曆ニハ長門ニ發向彼ノ國ニテ八箇國ノ成敗ヲ掌ルト有八月直義師直ヲ殺サント謀リシニ事顯レ師直弟ノ河內國石川河原ニ陣セシヲ迎フ多勢ニテ九日ノ酉刻計ニ京ニ歸ル十一日ノ夕ニ圓心則祐等師直ガ宅ニ行シニ師直彼等ヲ國ニ返シテ直冬ノ備後ヨリ上ランヲフセグベシト云フ十二日ノ宵ヨリ洛中騷動直義師直ノ家ニ軍勢馳參ル直義ヘ參ルモノ七千餘師直ヘ屬セシモノ五百餘尊氏二條殿ヘ使シテ一所ニオハスベシト有シカバ直義將軍ノ近衛東洞院ノ御所ニ入ル十三日ノ卯時師直其子武藏五郎師夏等將軍ノ第ヲカコム上杉畠山二人ヲ給ラント云タリ直義ノ申サレシ旨ニ任セ今ヨリハ左兵衛督殿ニ政道イロハセ給フ事アラジ上杉畠山ヲバ流サルベシ妙吉侍者ハ元ヨリ抖擻桑門ノ徒タリ生捕ニ所ナシ宜シク尋サタスベシト有シカバ無事ニ成タリ直冬モ鞆ニオハセシヲ師直近國ノ地頭御家人等討奉レト云シカバ押ヨス辛ジテ九州ヘ落行將軍ハ箱根竹下ノ時ヨリ天下ノ事ハ直義ニ讓ラレシニ今ハ直義ノ口入ニ及ブベカラズ關東ヨリ左馬頭義詮ヲ急ギ上洛セシメテ政道アリ師直諸事

ヲサタシ申ベキニ定リ十月四日ニ鎌倉ヲタチ廿二日ニ入洛有リ廿六日三條坊門高倉直義ノ家ニ移リ政務ヲ執行ノ沙汰始アリ直義ハ細川兵部大輔顯氏ノ錦小路堀河ノ家ニ移ラル師直師泰カクテハ始終憤ヲ止ラレジトテ密ニ失フベシト聞ヘケレバ其ノ疑ヲ散ゼントテ世ニ望ナク身ヲステラレシ心ヲシラセムトニヤ十二月八日出家ス于レ時四十二（四十一トモ四十六トモ云）上杉伊豆守重能畠山大藏少輔直宗ハ同ジク越前ニ流サレシガ二人共ニ十二月ノ末ツカタニ師直ガタメニ配所ニテ殺サレタリ明ル年二月改元有リ觀應トイフ（南朝正平五年）直冬ヲ可レ討由御教書アリシカド是ハ師直ガ所爲ト知リテケレバ討人モナク少貳賴尙ハイカヾ思ヒケム婿君トナス石見住人三角入道直冬ニ應ジテ國中ヲ討隨フルト聞テ師泰六月廿日ニ發向カヽル所ニ九國二嶋直冬ニ屬スト聞ヘシカバ師直將軍ヲ勸メ征伐セシム十月廿八日發向有ベシト聞ヘシ前ノ夜直義逐電是ハ師直ガ今宵竊ニ討參ラセテ西國ヘ向フベキト計フト聞ヘシガ故也師直ハサガシ參ラセテ後ニ御發向有ベシト云シニ將軍ハ用ヒ給ハデ發向ナリキ（是園太曆ノ說ナリ太平記ニハ師直ナシテ發向セシムトアリ）直義ハ大和ヘ赴キ越智伊賀守ヲ賴テオハセシガ吉野殿ヘ降參セラレタリ（十二月ノ事ナリ）カクテ直義ニ屬スル兵數ヲシラズ京ニオハセシ義詮早馬ヲ立テ將軍ノマシマス備前ノ福岡ヘ告ラル尊氏師泰ニモ早々引返スベシト下知セラル師直彼ガ來ルヲ待タマフ事モ日數經シトテヤガテ福岡ヲ立テ上洛アリ直義ハ勢ノツカヌ內ニ京ヲ攻落スベシトテ觀應二年正月七日八幡ニ陣ヲトル越中ノ桃井右馬頭直常モ東坂本ニツク義詮ノ勢日々ニ落失セシカバ尊氏ト一所ニナリテ戰アラムトテ正月十五日西國ノ方ヘ落ラル桂川ヲ渡リ向明神ヲ南ヘ打過ル程ニテ將軍師直ニ行逢ヒ桃井ガ勢ト戰テ利アリ桃井大岳ニ陣トレバ將軍父子ハ都ニ入此夜京勢大半八幡ノ勢ニ加ハリケレバカクテハ都ニ叶フベカラズ西國ノ方ヘ退キ中國東國ノ勢ヲ催シ軍アルベシトテ明ル日ノ（十六日）丹波路ヲ西ヘオチ義詮ニハ仁木賴章義長等ヲ付テ丹波ノ井原石龕ニ止メ將軍ハ書寫坂本ニ陣ヲトラル師泰モコヽニ來リ逢フ八幡ヨリハ石堂右馬權頭賴房ヲ大將ニテ書寫坂本ニ向ケラル師泰ガ多勢加ルト聞テ石堂ハ播磨ノ光明寺ニ陣ヲ取テ八幡ノ加勢ヲ乞フ二月三日將軍書寫坂本ヲ立テ石堂ニ向ヒシガ城カタク見ヘタレバ將軍

ハ引尾ニ師直ハ泣尾ニ陣シテ矢軍スカクテ八幡ノ加勢來ルヨシヲ聞テ先其勢ヲヤブラバ敵悉ク敗シヌベシトテ光明寺ヲ捨テ二月十二日兵庫ノ湊川ヘ馳向ハル同十七日ニ小清水ノ戰ニ利ヲ失ヒ松岡ノ城ニコモリ味方コトゴトク落行ト聞テ將軍ヲ始テ高家ノ一族七人宗徒ノ侍二十三人既ニ自害セムト仕タマヒシニ饗場命鶴丸合體ノ事調ヒシ由ヲ告來リシカバトカク評定有シニ執事兄弟降參出家ノ議ニ落着シケリサレド猶子播磨守師冬ハ鎌倉殿ノ執事ニテ東國ニ勢アリ事ノ體誠ニ難儀ナラバ兵庫ヨリ船ニ乘テ鎌倉ニ下ラムト兄弟約諾セシガ東國ニモ亂起リテ師冬甲斐ノ國ヘ落シガ終ニ自害シケリト廿五日ノ夜半ニ聞ヘテケリコノ上ハトテ兄弟入道シテ降參ニナリテ出ヅ將軍上洛シタマヘバ師直兄弟供奉ス武庫川ヲ過ル程ニテ一族殘ラズ討レテケリカクテ廿八日ニ尊氏都ニ歸リタマヒ義詮モ丹波ヨリ上洛シ直義モ八幡ヨリ歸リタマヒケリ〔是ヨリ先二十五日ニ直義ノ子五歳ナルガ八幡ニテ死〕三人ヤガテ會合アリテ一獻ノ禮有レド互ノ言少ク無興氣ニテ歸ラレタリ此後政務ノ事相互ニ問答アリテ直義禪門政務ニ落着歟將軍ハ佐々木道譽ヲウタルベシトテ進發義詮ハ播州ニ進發東寺ニテ相逢禪門ニ可レ尋ノ由音通ノ事有シカバ七月晦日ノ夜直義京ヲオチテ越前ニ赴ク八月十八日尊氏近江鏡宿ニ陣シテ禪門ヲ征伐アラムトス禪門ハ石堂桃井畠山ヲ大將トシテ八相山ニ陣ドラシム〔九月七日ナリ〕八日八相山合戰禪門方越前ヘ退ク畠山阿波將監ハ兄弟和睦義詮政務ノ事ヲ執シカド禪門不レ許國清將軍ヘ參ル是ヨリ將軍方ヘ參ル者多カリシカバ越前ニハ溜ル可ラズトテ十月十八日禪門北陸道ヲ經テ鎌倉ニ下ル〔一説ニ十一月四日トイフ〕十月廿三日將軍鎌倉ニ下向義詮ハ在京十一月晦日將軍薩陲山ニ陣ス禪門宇都宮ガ薩陲山ノ後攻セムトスルト聞テ軍勢ヲ向ミヅカラハ薩陲山ニ向フ十二月廿七日宇都宮所々ノ戰ニ討勝テ薩陲山ノ後詰ス禪門ノ兵潰テ伊豆ノ國府ニ奔ル仁木義長攻ケレバ禪門北條ニ落ツ爰ニモタマリ兼テ伊豆ノ御山ヘ退キイヅ地ヘモ落ユクカ自害有ベキヤト有リシニ又和睦ノ事有テ降參シ正月六日ノ夜鎌倉ニ歸ル難太平記ニ中先代ノ時天下ヲモ御當家ヲモ讓リ申給ヒシ事ヲ大御所ハ忘レ給ハデ只イカニモシテ大休寺殿ヨリ寶篋院殿ヘウツクシク天下ヲ讓リ申サセ給ヘカシトノ御方便故ニ攝州井出ノ合戰ノ時モ師直師

泰討レシモ咎メ給ハズ又由比山ノ合戰ノ後上杉民部大輔憲顯伊豆山ニ引分レテ落行キシモ大御所ハ咎メ給ハズ又御合體イトヾ定マリキソレニツキ兩御所竊ニ御談合有ケルニヤ京ノ坊門殿ハイカニ申サセ給フトモ御改サセ給ヒ難シ然ラバ終ニ天下ヲ保セ給ヒ難カルベシタトヘ御政道少シ違フ事有トモ關東大名等一同セバ日本ノ守護タルベシ然ラバ又此御兄弟ノ中ニ鎌倉殿ヲ置カレテ京都ノ御守目ニ成シ申サレテメデタカルベシト御内談有テ坂東八ケ國ヲバ光王御料基氏ニ讓リ申サレテ御子々孫々坊門殿ノ御代々ノ守タレトクレ〴〵申置セ給ヒシ也（此説ニヨレバ基氏關東ノ守護タル事ハ此時ニ定リシ也）此歳觀應二年二月廿六日禪門卒ス（四十七歳也）或ハ毒殺セラルトモ云此時義詮謀テ吉野殿ニ降リ南帝勅許有リシカバ北朝觀應二年十一月七日ニ義詮崇光院ヲ廢シ奉リ南朝ノ正平六年ト稱ス園太暦十一月五日ノ記ニ將軍必定心底不審ニ有レ之然シテ賢息道譽妙善等張行如レ此ト云々正平七年閏二月南帝住吉ヘ行幸ソレヨリ八幡ヘ行幸廿日ニ官軍京都ニ押寄ス細川讃岐守七條大宮ニテ戰死ス義詮江州ニ奔ル廿一日光嚴光明井東宮貞仁ヲトリ參ラセ吉野ノ奥加名生ヘ移サル

此月十五日武藏守義宗上州ニテ兵ヲ揚ゲ十六日國中ヲ平ゲ同日武州ニ越ヘ十八日鎌倉ニ攻入尊氏狩野川ニ引籠ル太平記ニハ義宗武州小手差原ニテ戰ヒ尊氏破レテ武州石濱ニ引退ク義興義治ハ鎌倉ニ打入義宗笛吹峠ニ陣セシヲ廿五日ニ將軍押シ寄セ戰テ破リシカバ笛吹峠ヘ引上ル其夜越後ニ落ツ義興義治モ義宗打負テ尊氏鎌倉ヘ向フト聞ヘテ三月四日ニ國府津山ノ奥ニ引籠ル三月十一日義詮近江四十九院ヲ立テ十五日京ニ向ヒ戰フ八幡ノ皇居ヲ遠攻ニスル事五十餘日八幡兵粮盡シカバ五月十一日夜大和路ヘ行幸ナル路次ニテ武家方ノ者共コヽ彼處ニテ留メ參ラセントシケレ共事故ナク吉野還幸此時義宗ハ四月廿七日ニ越後ヲ立テ七千ニテ越中ニ着桃井三千騎加リ一万ニナリ能登ヘ向ヒ吉良石堂モ四月廿七日駿河ヲ立テ路次ノ勢ヲ催シ五月十一日美濃ノ垂井ニ着ク信濃ノ宮モ同日信濃ヲ御立有土居得能モ兵船七百艘ニテ海上ヨリ攻上リシニ今四五日ヲ待ツケズ八幡陷リシ也北朝觀應三年（南朝正平七年也）南帝吉野ヘ還幸義詮歸京北朝ノ天子ハ南方ヘトラハレ給ヘバ義詮崇光院ノ御同腹ノ弟彌仁ヲ天子トス是後光嚴院也（五十）八月踐祚九月文和

ト改元（三種神器ナクテ即位也）文和二年山名時氏其子師氏義詮ニ背キテ南方ヘ參ル是佐々木道譽ガ無禮ヲ憤テ師氏ヲ勸テ父子伯耆ヘ歸リテ兵ヲ擧シ也五月伯耆ヲ立チテ六月南軍ト京ニ入ル義詮敗テ帝ヲ伴ヒ坂本ヘ落チ東國ヘ赴キ美濃垂井ヲ皇居トシ國ノ兵ヲ催ス山名勢盡テ伯耆ヘ歸ル義詮帝ヲ奉ジテ歸京三年春義興義治河村ノ城ヲ去テ（義治ハ越後ヘ行ク）東國靜リシカバ尊氏畠山國清ヲ基氏ノ家老トシ歸洛仁木左京大夫頼章ヲ武家執事トス義詮ヲ播磨ヘヤリテ勢ヲ催シ山名ヲ討ントス山名直冬ヲ迎ヘテ大將トス（此時直冬ハ九州ノ輩背キシカバ藝防ノ間ニ有シ也）直冬南朝ヘ屬シ尊氏ト父子ノ戰ヒ始ル越前ノ足利高經越中ノ桃井直常モ直冬ニ屬ス

〔按ルニ山名八幡ノ戰ニ功有シカバ先年給リテ未ダ知行セザリシ若狹國今積ヲ元ノ儘ニ給フベキ由ヲ佐渡判官道譽ニツキテ望ミシニ道譽終ニ對面モセザリシヲ憤リタル也高經ハ鬼切鬼丸ヲ尊氏ニ望マレシヲ惜ミテ燒失セシ由ヲ申セシニヨリテ義貞ヲ討シカドサマデノ賞モナク面目ヲ失フ事度々ニ及ブヲ恨テ去比高倉殿ニ屬シ今又直冬ニ屬セシ也〕

四年（正平十年）正月尊氏帝ト共ニ江州ニ奔ル直冬時氏高經直常入洛二年三月兩軍相戰事度々ニテ南軍粮盡シカバ山名歸國其後義詮ノ招キニヨリテ高經ハ武家ヘ屬ス延文二年（正平十二年）光嚴光明崇光三院ヲ都ニ還サル是ハ茨宮即位ノ上ハトメ參ラセテ其詮ナシトノ故也（六年ニテ還リ玉フ）三年四月廿九日征夷大將軍正二位大納言源尊氏卒（五十四歲）贈從一位左大臣

按ルニ尊氏始メニ累代ノ親昵ヲステ、公家ニ屬シ其ノ家ヲ起シ程ナク公家ニ背キテ天下ヲ亂レリ公家其微功ニ報ゼラレシ所尤厚ニ過タレドモ元ヨリ我ガ家ノ爲ヲ計リテ公家ノ御爲ニ起セル軍ナラネバ終ニハ公家ニ背キ參ラセン事ハ兼テ思ヒ設ケラレシ所ナルベシサレド公家ニ背キ大塔宮ヲ殺シ其後恒良成良等ノ親王ヲ殺シ參ラセシナド皆是直義ノ姦謀ニ出テ尊氏ノ本意ニハアラズサレバ尊氏ハ中前代ノ時下向セシ後勅使ニ應ジテ上洛セントセラレシヲ直義ニ諫止ラレシ日ヨリ當家ヲモ天下ノ事ヲモ皆直義ニ讓リテ其身ハ口入ナカリシ由申也サモ有ナムカ大方此人ハ其器量寛ヤカニ坐セシ事ハ毎レ事ニ見ヘタリ詐謀ハ直義ニハ及ビ給ハザリシニヤ軍ノ事ハ遙ニマサリ給ヘリト見ヘシ初師直

兄弟ガ亂レハ尊氏天下ノ事ヲイロヒ給ハズ直義ノ政務ヲ師直等傾ケ申夫ニ直義實子出來テ義詮ハ恐ニ坐セシカバ自ラ讒人モ便ヲ得シト見ヘシ斯クテ直義師直兄弟ヲ誅セント計ラレシヨリ尊氏ト不快ニ成リテ終ニ師直兄弟討レ政務ノ事ニ付尊氏トモ義詮トモ不快ニナリテ再迄直義都ヲサリテ終ニ父子兄弟ノ戰ト成リテ直義薩陲山ノ戰ニ打負テ降參シ幾程ナクシテ死シテ跡絶ヌ是積惡ノ餘殃タルベシ其後又時氏父子高經等尊氏父子ニ叛キ直冬ヲ大將トシ又父子兄弟ノ軍始レリ此人初メ兵ヲ擧シヨリ以來二十六年ノ間一日モ干戈動カヌ日ト云事モナク天下終ニ定マル事ヲ得ズシテ君臣父子兄弟互ニ相爭ヒシ事古今ニ例ナキ事也總テ自正シカラザリシ故ニ人ヲ正ス事叶ハザリシニヨレル也サレド此人終ニ武家ノ棟梁トナラレシ事ハ公家ノ政道ノ事ノ外ニ武家ノ世ニ劣レル事ヲ士民能知リヌレバ誰ニモオハセ武家ノ代ヲ興シ給ハン人ヲ君トシ參ラセント天下ノ思ヒ慕ヒシニ幸ニ此人朝敵トナラレシ故ニ其名ヲバ惡ムト云ドモ其ノ實ヲ慕ヘリソレニ聽テ持明院殿ヲ取立參ラセシカバ其嫌モナキガ如ニナリヌ斯迄亂レシ武家ノ世ヲ南帝ノ一統シ給フ事叶ハザリシハ新田ノ氏族コソ身ニカヽリシ敵ナレバイカニモシテ足利殿ヲ討亡シテムト思ハレシ其餘ハ忠ヲ存ジ義ヲ知レル者無ニシモアラネド其兵力弱クシテ自立シ難シ其外ニハ皆々武家ト不快ノ者共一旦南ニ屬シオノレ〳〵ガ憤ヲ散ゼントノミ思ヒシ輩ナリシカバ遂ニ其功成ラザリキ

義詮治世十年父ニ繼レシ初九州ニテ菊地ガ軍強クナリテ南軍モ又振ヒキ山名モ未降ラズ其中鎌倉殿ノ家老畠山國清入道道誓ガ謀ニテ關東ニテ新田義興ヲウチ其後道誓東兵ヲ催シ上洛シテ南兵ト戰ヒ赤坂等ノ城ヲ落シ武威又盛ニナリシニ、故執事仁木頼章ガ弟仁木義長ヲ滅サントテ道誓幷今ノ執事細川相模守清氏等兵ヲ起セシカバ義長義詮ヲ刧カシテ二人ヲ追討ノ御敎書ヲ給ハリシカド事成ラズシテ義長ハ伊勢ヘ落ツ此便ヲ得テ南軍又起リシカバ道誓モ關東ヘ歸ル又清氏モ道譽佐々木ト互ニ權ヲ爭ヒシガ清氏謀叛ノ由ニ云ナサレテ終ニ南朝ニ屬シ楠正儀ト京ニ攻入シカバ義詮都ヲ落給ヒ清氏阿波ヘ赴キ四國ヲ打從ヘントシタレドモ細川右馬頭頼之ト讚州ニテ戰テ討レキ關東ニテ

モ諸大名畠山道誓ガ罪惡ヲ訴ヘシニヨリテ畠山叛キテ豆州修禪寺ニ籠リシガ年經テ河内ヘ落來テ南ニ屬セント望シカド勅許ナカリシカバ是モ行方知ラズナリキ山名ハ伯耆ヨリ打出美作國ニテ赤松ト戰ヒ又中國ニテ戰フ事度々ニテ程過テ降リシカバ因幡伯耆丹波丹後美作五ケ國ノ守護ヲ許サル初文和元年ニ叛キ貞治三年ニ降ル凡十三年也周防大内介モ武家ニ從フ又鎌倉ニテ上杉民部大輔憲顯ヲ執事トセラレシニ宇都宮ノ芳賀禪可入道上杉ト不快ニテ謀叛ス基氏自ラ是ヲ打破ル其比道譽並ニ諸大名等今ノ執事足利義將ガ父斯波トモ武衛トモ云高經入道道朝ヲ讒シケレバ道朝ハ越前ヘ赴ク討手向シニ道朝病死シケレバ義將降リヌ其後貞治六年四月左馬頭基氏廿八歳ニテ卒ス其子息氏滿父ニ繼グ其九月義詮不例ニテ政務ヲ義滿ニ讓ル細川賴之ヲ四國ヨリ召シテ執事トシ武藏守ニ任ジ管領ト號ス是管領之始也一說ニ道朝沒落ノ後道譽執事タルベシト聞ヘシニ基氏ノ勸メラレシ故ニ賴之執事トナレリトモ云十二月七日義詮卒ス三十八歳左大臣從一位ヲ贈ラル正二位前大納言ニテ卒セラル

按ルニ義詮始上洛ノ日ヨリ奔走常ニ安キ年ナク南兵ハ云ニ不レ及バ山名細川仁木足利等ノ一族相繼テ叛ケリ是等皆其上タル人ノ爲ニ習ヒテ其主ニ叛ナド云事ヨノ常ノ事ト思ルガ故也サレド是等ガ叛キシ事一ツニハ義詮不和ニシテ佐々木佐渡入道々譽ヲ寵任セシガ故也又關東ノ事ハ始義詮鎌倉ニ坐セシ日高播磨守師冬執事シテ東國ノ宮方ト戰フ事年ヲ經テ後義詮上洛師冬モ又亂起リテ甲斐國ニ落テ失セヌ尊氏直義和睦ノ時相議シテ基氏ヲ鎌倉ニ置テ東八ケ國ノ管領トス畠山國淸入道々誓執事タリ道誓謀反ノ後上杉憲顯ヲ執事トス是上杉ガ關東ニテ執事タル始也サレド東國未ダ靜ナラズシテ基氏卒セラレキ總テ關東ノ事委シク記セル物無レバ詳ナラズ

義滿十一歳ニテ家ヲツギ治世四十一年其内十四年ハ義持ニ職ヲ讓リ出家ニテ政務アリキ此人家繼シ明年應安二年南朝正平二十四年三月十一日南朝後村上崩御四十二在位三十一年也太子熙成親王受禪後龜山院是也此年二月義滿ノ弟左馬頭滿詮十一武州本田ノ陣ニ下向是ハ鎌倉ノ金王丸氏滿未幼ケレバ東國軍事ノ爲ナルベシ十月三日ニ歸京東兵信州ニ發向シテ大河原ノ城ヲ攻ム此城ニ宗良親王坐ス此比賴之南朝ニ奏シテ古ノ如ク持明院殿大覺寺殿カハルガハル御治世ニテ三種ノ神器北朝ヘ御渡アリシ南北御和睦御上洛有ラバ公家武家本領元ノ如ク幷ニ官位相

達アラジト再三申セシカド南朝ノ公卿並桃井等是ヲキカズ和睦破ル

〔此時南方ノ御領ハ河内大和和泉紀伊伊賀伊勢志摩飛驒信濃上野越後伊豫備前石見長門越中肥後日向大隅薩摩二十ヶ國也北國ニ征東將軍宗良親王西國ニ征西將軍懷良親王伊勢ニ北畠ノ國司ナリ〕

南朝記傳ニ建德元年（北朝應安三年）春細川頼之軍勢ヲ催シ河内ニ向ヒテ楠ヲ攻ム左馬頭正儀城ニ籠リ防グ頼之山名氏清ニ下知シテ戰ハシメ又宇都宮氏綱ヲ紀州ニ遣シテ戰ハシム夏五月紀州ノ軍强クシテ宇都宮敗ス其後畠山向ヒテ宇都宮ト共ニ戰ヒ南軍ヲ敗ル七月紀州ニテ宇都宮下野守氏綱卒ス（系圖ニ伊豫守南齢庵禪綱ト號ス公綱子）花營三代記ニ應安二年正月二日楠左兵衞ノ督正儀可レ參ニ御味方ニ由申被レ成ニ御敎書ヲ三月十六日爲ニ楠合力ニ赤松光範入道南方ニ向フ十八日細川右馬助頼光以下向フ廿日楠引ニ退天王寺ニ二十三日引ニ退榎並ニ赤松入道モ自ニ天王寺ニ同引退ク四月二日楠正儀上洛（同夜管領對面）三日夜楠御所ニ對面二十二日楠下ニ向河州ニ應安三年十一月和田以下寄ニ楠要害ニ合戰頭九上洛四年五月細川右馬助南征八月山名石堂一色佐々木赤松等南征十三日南方ノ宮方打ニ出於楠要害ニ越中右近大夫將監殿飛彈國司舍弟二人以下百餘人或ハ降參或ハ生捕之出注ニ進之ヲ櫻雲記ニ建德元年（應安三年）十一月南朝ノ和田以下勅ニ應ジテ楠ガ要害ヲセム（楠正儀武家ニ降ル故也）細川頼之大勢ヲヒキヰテ楠ヲ援ク南兵敗レテ退ク頼之山名氏清ヲ河内ニ止メテ歸洛正儀ハ南朝ニ叛キ武家ニ降リシカド其一族ハ正成正行ガ遺訓ヲ守リテ南朝ニ忠ヲ盡セリ

〔按ルニ頼之河内ニ向ヒシ事南朝記櫻雲記同ジク建德元年ト記ス只月ノ違ヒシ也南朝記ニ楠叛キシ事見ヘズ三代記櫻雲記同ジク其事ヲ記シテ三代記特ニ詳カナリ不審也〕

應安四年三月後圓融院即位（南朝記ニハ應安七年ト）時ニ十四歲也此時持明院ノ正統タレバ崇光第一ノ宮（榮仁親王）御即位有ルベシト評議有シカド頼之後光嚴第一ノ宮ヲ立テ申セシニヨリテ崇光後嚴光不和ト云同五年三月九州探題今川伊豫入道貞世大内左京權大夫義弘筑州世振山ニ陣ス菊池肥前守松浦黨以下是ヲ攻ム今川方奥山井伊笠寺等討レシカド寄手打マケテ引退ク

〔王代一覽ニハ應安四年ニ了俊下向トアリ南朝記傳ニハ應安五年ニ下向夫ヨリ四年目永和元年菊池

ト戰有トシルセリ」
永和四年（南朝天授四年）義滿花亭ニ移ル室町殿ト稱ス冬十月南帝唐橋肥後守經泰ニ勅シテ兵ヲ催シ大和紀伊國ニ起ル十二月義滿東寺ニ陣シ賴之賴元山名赤松シテ八幡山ヲ攻落ス楠千劔破ニ據テ敗軍ノ士ヲ集メ和田和泉守正武ハ土丸ニ據テ戰ヒ力盡テ城陷ル賴之ニ和泉山名修理大夫義理ニ紀伊守護ヲ給フ康曆元年（天授六年）六月斯波右兵衞督義將管領細川賴之阿波國ニ退ク
「三代記ニハ應安四年五月丹波ノ山國ヘ退クト有今年ヨリ九年前事也又此時洛中騷動細川賴之ヲ四國ヘ逐ヒ賴元等ハ勘氣ト云此年九月賴之可レ被レ誅ト御敎書有シガ赦サレテ四國ヲ給フト見ヘタリ」
二年五月十六日總州裳原ノ小山下野守義政宇部宮右馬頭基綱ト戰テ基綱戰死明年鎌倉ノ氏滿小山ヲ攻ム此事ニテ信州ノ宮方皆叛キ高坂高宗計殘ル宗良親王南方ニ奔ル河內國山田ニ住給テ新葉集ヲ撰バル永德元年（南朝弘和元年）氏滿十二州ノ兵ヲ催シ上杉安房守ヲ大將トシテ小山ヲ攻ム氏滿武州府中ニ陣ス九月義政降參ス終ニ誅セラル三年閏正月南軍起リ楠泉州土丸城ニ籠ル山名義理セム同右馬助氏賴戰死シケレド土丸幷紀丹藤代兩城落チテ楠一族六人郎從百四十人討ル氏淸土丸ヲ守ル義理藤代ヲ守ル此年十二月後小松卽位（六歲後圓融ノ太子也）三年正月踏歌節會ニ義滿內辨（時ニ從一位左大臣右大將）十六日ニ奬學淳和兩院別當氏長者（兩院別當氏長者ハ鳥羽ノ勅ニテ久家代々補任タルヲ是ヨリ武家連綿タリ）六月准三后至德二年（南朝元中二年）六月關東ノ宮方小山若犬丸古河ニテ合戰シテ敗ル嘉慶二年（元中五年）春義滿高野詣此時紀州ニ南軍多シ若起ラバ征伐セント也楠正秀少々河內國迄出シカド山名氏淸ニ打敗ラル七月關東宮方小田原據ニ下野男體城ニ此秋義滿駿河ニ下向今川上總介泰範ガ館ニ富士ノ歌ヲ詠ズ八月歸洛此月土岐刑部大輔康行其弟島田伊豫守滿貞ト合戰其故ハ去年十二月美濃國土岐大膳大夫入道賴房死シテ其息康行ニ美濃尾張伊勢ノ守護ヲ命ゼラレ滿貞ハ兄ガ代官ニテ在京セシガ惣領ニタヽム事ヲ謀リ義滿ニ訴フ從弟宮內少輔詮直反逆ス康行ソレガ舅タレバ一味ス某ソノ緣座ニ逢ハン事ヲ存ズレバ告申スト云々義滿聽テ詮直ヲ勘當シ滿貞ニ尾張ヲ給フ滿貞尾張ニ赴シヲ詮直黑田口ニ迎ヘテ戰フ康行兵ヲシテ詮直ヲ助ク義滿斯ト聞テ康行ガ從弟土岐左京大夫賴益シテ康行ヲ討シメ明ル康應元年（元中六年）二月軍勢ヲアマタ遣

ス康行落テ頼益ニ美濃守護ヲ斯波義重ニ尾州ヲ一色詮範ニ勢州ヲ給フ三月四日義滿九州ニ赴ク是ハ鎮西ノ宮泰成親王並菊池肥前守ヲ討ルベシト也上杉彈正少弼朝房ヲ京ノ留守トシ山名義理兄弟ニ畠山基國ヲバ南方ヲ鎮メシメ一色詮範仁木滿長ニハ伊勢國司北畠右大將顯泰ヲ鎮シム（是ヨリサキ國司伊賀伊勢數郡ヲ討從ヘラル）細川武田小笠原宇都宮等伊豫ニ赴キ土居得能金居高市村上ト戰テ打チ勝河野刑部大輔通直討レシカバ諸軍備中ノ水島ニ赴ク四月菊池肥前守長門國ニ出テ戰ヒ利ヲ失フ七月ヨリ八月大雨九月菊池降ル細川頼之入道常久備前ニ有リテ九國ノ成敗ヲ主リ十月歸洛

〔按ルニ一說ニ是ヨリ十六年ノ前應安七年三月義滿西征細川頼之斯波義將畠山義深仁木今川土岐佐佐木等大名三十九人軍勢十万騎ニテ山名師氏赤松一族先陣タリ四月義滿藝州ニ至リ先陣長門ニ至ル菊池ト戰テ先陣敗シケレドモ細川讃岐守義之ガ四國勢續キテ攻シカバ島津伊東降リ菊池敗レ將軍ノ宮ヲ具シテ宰府ニ陣ス原田秋月等皆是ヨリ背ク菊池筑後ノ高良山ニ陣ス義滿宰府ニ到ル細川山名赤松等菊池トシバシバ戰ヒ菊池降テ肥後ニ歸ル義滿日向ヲ伊東ニ筑前肥前ヲ少貳ニ豐後ヲ大友ニ長門豐前ヲ大內義弘ニ給フ筑後肥後肥前ノ內ニハ菊池ガ兵所々ニ城ヲ構ヘテ守ル十月歸洛トモ云フ〕

此年ノ春鎌倉ニ濃州ノ亂聞ヘシカバ上杉憲方入道道合三月十日ニ豆州三島迄出陣セリ康行落ヌト聞キテ三島ニ逗留セリ此折フシ故アリテ氏滿將軍ト心ヨカラズ氏滿ハ東國ニテ十一ケ國ヲ從ヘ勢アリ義滿ノ政務ヲ天下苦ミシカバ將軍ヲ討テ天下ノ憂苦ヲ救ハムトテ上洛ノ志アリ義滿上杉刑部大輔憲春ニ書ヲ給ヒシカバ憲春シキリニ諫シカド氏滿用ヒラレズ憲春諫カネテ自害シヌ氏滿其志ヲ感ジテ上洛ヲ止ム五月上杉中務入道禪助下野ニ向ヒ男體ノ城ヲ攻落セリ東西スデニ如レ此ナレバ南軍勢衰ヘ近國ノ中ニハ河內ニ和田楠橋本福塚宇佐美神宮寺八尾等紀州ニ湯淺山本恩地贄川貴志野上等大和ニ三輪眞木宇野酒邊佐和秋山等ワヅカニ殘リヌ伊勢國司ハ未ダ勢衰ヘズ伊勢大和（宇多郡）伊賀（名張郡）志摩二郡等ヲ領セリ明德元年（南朝元中七年）春山名畠山ト和田楠ト河州落合ニテ合戰楠敗ス土岐大膳大夫康行ガ罪ヲ赦サル山名陸奥守氏淸播磨守滿幸シテ山名伊豫守時長宮內少輔時熈右馬頭氏幸ヲ討ツ是ハ

去年九州下向ノ時故伊豫守時義但馬國堀崎ニ有テ下知ニ背クニヨリ誅セント思ヒ給ヒシカド九州發向ニ付テ其沙汰ナカリシニ五月五日時義卒ス其子息等猶過分ノ振舞有ノミニ非ズ父祖ノ罪ハ子孫ニ報フベシトテ氏清ニ討手ヲ承ル氏清一家ノ者ノ退治ノ事偏ニ當家衰微ノ基也去ナガラ上意ナレバ辭スルニ所ナキ歟急ギ馳下テ誅伐仕ルベシ但彼等モシ歎キ申事モ候ベシ御免アランニハ氏清罷向ザル先ニ教訓シテ召上セバヤト存ズイカニ申ストモ長ク御許シ有マジキニ候ハヾ一日モ早ク下向仕ルベシト申セシニ彼等上意ヲ背キシニヨリ討手ヲ下サル、上ハイカニ歎キ申トモ許容有ベカラズ不日ニ發向スベシト有シカバ此上ハトテ馳向フ時長討レ時熈氏幸落サル氏清但馬國ヲ給ヒ滿幸伯耆國ヲ討シタガヘ隱岐國ヲ合セテ給リタリ細川常久ハ四國ヨリ押渡リ備中國ヲ討平ゲ二年六月常久上洛シテ再ビ管領トナル 一說ニ賴之ガ弟ニテ養子タリシ賴元管領トモ云 十月山名氏清宇治ノ別業ニシテ紅葉御覽有ベキ由ヲ申ケレバ十一日ニ入給フト也此程時熈氏幸嘆キ申スルニヨリテ宇治ニテ彼等ガ罪ユルシ氏清ト和睦ナサシメント計リ給フヨシ氏清ガ姪ニテ婿ナル滿幸知ラセケレバ氏清俄ニ疾スト申テ淀ニ有テ參ラズ義滿宇治ヨリムナシク還ル十一月滿幸ガ出雲守護職ヲヤメラル是ハ仙洞ノ御領ヲ押領セシ罪ニ依テ也時熈氏幸ガ罪ヲ許サル氏清南帝ニ申テ都ヲ攻ン事ヲ乞フ錦御旗ヲ給ル義滿氏清ヲメス罪ナキヨシ告文ヲ參ラス十二月廿三日山名宮內少輔氏冬都ヲサル二十四日義理ヲ召スニ從ハズ氏清八幡山ニ陣ス義滿諸將ヲ召ス二十九日氏清淀ニ至リ滿幸谷堂ニ陣ス晦日氏清滿幸京都ニ攻入リ戰破レ氏清討ル 四十八 滿幸幷ニ氏清ガ子左馬介時清民部少輔滿氏ハ落サル 山名ガ兵八百七十九人討タル御方ニモ百六十人討ル〇明德記ニ山名ガ子宮田左馬助二男七郎トアリ

按ルニ難太平記ニ山名修理大夫時氏常ニ申セシハ我子孫ハ疑ナク朝敵ニ成ベシ其故ハ我ハ建武ヨリ以後ハ當御代ノ御蔭ニテ人ト成レド元弘ヨリ以前ハ只民百姓ノ如ニテ上野ノ山市ト云所ニ侍シカバ渡世ノ悲キモ身ノ程モ知キ又ハ軍ノ難義ヲモ思知キ去バ御代ノ御恩ノ辱キ事モ知リ世ノ佇ヒモ且ヘ辨ヘタルダニ今ハ動モスレバ上ヲモ疎カニ思タリ人ヲモ卑ク思フニテ知ヌ子共ガ世ト成テハ君ノ御恩ヲモ親ノ恩ヲモ不レ知己ヲノミ先ジテ過分ニノ

ミ成行ベキ程ニ我意ニ任セタル故ニ御不審ヲ蒙ルベキ也ト子息共ノ聞處ニテ申シキ案ノ如ク御敵ニ成シカバ昔ノ人ハ箇樣ノ大姿ヲバ心得ケルニヤサレバ此人一文不通ナリシカ共能ク申ケルニコソ三年元中九年正月四日山名ガ領國ヲ此度ノ賞ニ遣サル山城ヲ畠山基國丹波ヲ細川頼之丹後ヲ一色滿範美作ヲ赤松義則和泉紀伊ヲ大内義弘出雲隱岐ヲ佐々木高則但馬ヲ山名時熙伯耆ヲ山名氏幸若狹今富ノ庄ヲ一色詮範ニ給フ山名ノ亂聞ヘテ鎌倉氏滿ハ正月四日首途アリ事平グト聞ヘシカバ鎌倉ニ歸ラル奧兩國ノ國司ヲ氏滿ニ給フ二月大内義弘紀州ヘ赴キ山名義理ヲ攻ム泉州雨山土丸等ノ城ヲ落ス十八日滿幸因州青屋庄ニテ遁世廿五日義理藤代ノ城ヲ落ツ中務大輔氏冬降ル廿八日義理父子三人出家勢州ニ奔ル三月二日細川武藏守入道常久卒六十四郎從三島入道常頓殉死六月氏清ニ屬セシ輩千劔破ニ籠リ畠山入道ト戰テ破レヌ十月大内介義弘南朝ニ通ジテ兩朝御和睦ノ事ヲ奏ス持明院殿大覺寺殿兩流代ルヽ御治世有ベシ先ヅ御和睦有テ三種神器ヲ北朝ヘ御渡シ有リ南朝ノ太子ヲ春宮ニ立奉ラムト也事調リテ十五日ニ御合體十二月二日南帝太子還幸有テ大覺寺殿ニ入セ給フ小倉殿トモ嵯峨殿トモ云公家武家ノ臣供奉三日神器入内南帝ニ太上天皇ノ尊號ヲ參ラセ太子寛成春宮ニ立給フ吉野御領モトノ如シ吉野十津川南帝ノ新院御落飾延元二年ヨリ此年迄五十六年ニテ南北一統也伊勢ノ國司顯泰モ所領元ノ如シ〔按ルニ此比畠山河内ヲ領シチハヤヲ攻落シケレバ楠正勝ハ十津川邊ニ流浪シテ其弟正元ハ竊ニ京ニ入テ將軍ヲネラヒシニ顯ハレテ殺サル南方イヨ〳〵衰ヘ和泉河内ノ和田楠ガ一族畠山大内ガ家人トナル者多カリシカバ南北和談調ヘリト云〕

應永二年新田方小山若犬丸征討ノ爲鎌倉氏滿二月二十八日古河ニ至リ小山出戰テ敗ル三月滿幸誅セラル出家シヌレド明德亂ノ張本タル故赦サレズ三年春大友修理大夫吉弘右馬頭ヲ殺ス大友ヲ都ニ召テ籠居セシム小笠原長秀今川範忠伊勢貞行ニ仰セテ定ニ武家之儀式ニ〔按ニ王代ノ記ニ此年今川止職ノ事ヲ記シヌレド難太平記ニ大友赦免ノ後ニ大内ガ方便ニテ貞世止職ト見エタリ去バ應永四年ノ冬カ五年ノコトナルベシ〕四年秋少貳入道宗間菊池肥前守兵起リ千葉大

村是ニ與ス大内義弘並ニ伊豫守弘勝六郎盛見是ヲ討ツ伊豫守討死冬十一月大友ユルサレテ歸國ス〔一説ニ大内功ヲ恃テ驕ケレバ少貳菊池密旨ヲウケテ大内ヲ計リシ也大内ガ逆謀爰萠ストイフハ非ナリ〕五年五月八日畠山基國管領法名徳元武家三職七頭ヲ定ム三職ハ斯波細川畠山執事別當七頭ハ山名一色土岐赤松京極上杉伊勢也其中ニ山名一色赤松京極ハ都ノ奉行侍所別當是ヲ四職ト云フ奏者ハ伊勢守貞行也又武田小笠原二人ハ弓馬ノ禮式奉行也又兩吉良今川澁川武者頭ナリ京極ト云ハ佐々木道譽ガ後也關東ニテモ是ニ傚ヒ鎌倉管領ヲバ將軍トモ御所トモ家老上杉ヲ管領ト云ヒ千葉小山長沼結城佐竹小田宇都宮那須ヲバ屋形ト云

案ルニ義滿此擧朝家ノ五攝家七淸華ナド云ニ傚フト云攝家出來シハ朝家ノ衰ヘシ始ニテ其家五ツニ分レシハ攝家又衰ヘシ始也義滿カノ衰世ノ政ニ傚フ事眞ニ不學無術ノ行也武家ノ衰ヘシ事モ是ヨリ始レリスベテ此人驕侈ニシテヤヽモスレバ王朝ノ禮ヲ僭竊シテ無智妄作ノ當否ヲハカラズ父祖ノ餘烈ヲ振ヒ家ヲ起シヌレド創業垂統ノ深謀遠慮ナカリシ事惜ムベシ

六年ノ冬大内亂アリ十月十三日ニ大内左京太夫義弘泉州堺ニツキ平井新左衞門シテ案内ヲ申ス此人野心ノ聞ヘアリテ青蓮院坊官伊豫法眼シテ召セドモ故アリト申シテ參ラズ和泉紀伊筑紫中國ノ兵堺ノ城ニミツ南方ノ楠正秀二郎左衞門左馬頭正儀ガ子也百餘騎ニテ馳加ハル菊池肥前守モ堺ノ浦ニ來ル尾張ノ土岐宮内少輔詮直池田周防守秋政山名故陸奥守ガ子滿氏モ同意タリト聞ユ是義滿繼海和尚ヲシテ義弘ヲ宥ムレドモ從ハズ十一月八日義滿東寺ニ至リ十四日八幡ニ進ミ管領畠山基國斯波細川山名兄弟京極赤松吉良石堂吉見澁川一色今川土岐佐々木武田小笠原富樫河野伊勢國司ノ兵都合三萬餘騎泉州ニ向フ廿九日卯時ヨリ戰始リ夜半ニ至リ力盡テ互ニ退ク此時北畠左少將滿泰討死ス土岐詮直池田秋政等尾州ヨリ起リテ美濃ニ至リ土岐美濃守賴益ニ破ラレテ長森城ニ籠リ山名滿氏丹波ノ八田庄ヨリ起リテ十二月七日戰フ十二月廿八日堺ノ城ノ四邊ヲ燒拂テ攻メ入義弘畠山尾張守滿家ニ討ル菊池モ敗レテ九國ニ落行楠モ破ラレヌ義弘ガ子新介持盛降ル此時ヨリ畠山基國河内紀伊ヲ領シ細川ニ攝津和泉ヲ給フ此年七月鎌倉滿兼謀反ノ聞ヘ有リ十一月二十

一日武州府中ニ打出高安寺ニ陣シ又足利庄ニ進發ス明レバ七年三月五日足利ノ庄ヨリ鎌倉ニ歸ル義滿ト和睦有ベシト上杉中務少輔朝宗入道禪助頻ニ申セシガ故也（南朝記傳ニ見ヘシ所カクノ如シ）難太平記ニ曰大内和泉ニ攻上リシ時我等野心ノ事カツテ不レ存マシテ關東ヨリ一言モ一紙モ仰蒙リシ事ナカリキ唯大内申行ケルニヤ諸方ノ人並ノ御敎書トテ持來リシカバ卽時ニ上覽ニ及ビシカバ更ニ別心ナカリシヲ遠江國ニテ子供家人等關東ニ心寄申ス故ニ遲參ノ由人申ケルニヤ疑ヒ思召ト內々承及ビシカバ九州ニ身一人海賊船ヲ以テ遣ハサルベシト有シ上意不審ニ存ジテ國ニ下リテ我身ハ隱居シテ子供ガ事ハ上意ニヨツテ追テ相計フベシ若シ猶京都ノ御助ナクバイマ天下ノ爲トテ鎌倉殿思召立事御當家御運長久ト云万人安堵ヲナスベキヤト思ヒナリシ也京都ヨリ遠江ニ討手下ル事必定ト聞シ比關東ニモ御和睦ノ事上杉カタク申行ト聞ヘシカバ扨ハ鎌倉殿ノ天下ノ爲ニ思召立事ハナカリケルト存ゼシ也又曰今度鎌倉殿思召立ケル事當御所ノ御政道餘ニ人ゴトニ傾キ申ス間終ニ天下ニ有益ノ人出來テ天下ヲ奪ハヾ御當家滅ビン事ヲ嘆思召テ他人ニトラレンヨリハトテ御發起アリテ只天下万民ノ爲ノ御謀反ト普ク聞ヘシカバ誠ニ當御所モ悉ク御意ヲ飜シ給ヒテ一向善政トバカリ思召サズトモ此間ノ特ニ過ツル御惡行御無道ヲ少シ止給ヒテ人ノ歎ヲモ休メラレンニハナニシカハ今鎌倉殿モ思召立ベキ是ホド人ゴトニ恨申ゾト見申シケルダニモ御運モツヨク御威勢イカメシクワタラセ給フニマシテ御政道ノ少シモ渡ラセ給ハヾ誰人カハ鎌倉殿ニモ心寄申シ語ハレ申ベキ今モ御怖畏ニヨリテ樣々ノ御祈禱モシゲク關東御調伏ナドトカヤ聞申事モ多カルヲ何ノ御調伏モ御祈禱モ打捨サセ給テ天下ノ天下タル道ヲ少シナリトモ思召レンニ殊更天道モ佛神ノ御心ニモカナハセ給フベキニト愚ナル心ニハ存ズルゾカシ

案ズルニ大内ト滿兼トノ事諸家ノ說詳ナラザルカ難太平記ニ據ル時ハ大内ガ兵ヲ擧シハ滿兼ノ仰ト稱シ諸家ヘモ滿兼ノ御敎書ヲ下シテ勢ヲ催セシナルベシ大友歸國ノ時義弘貞世ニ云シ辭ニ今在京仕テ見及ゴトキハ諸大名御一族達ノ事更ニ心ニクク不レ存也ト見ユサラバ今度管領職事ナド定メラレシヲカタハラ痛ク思ヒ天下義滿ノ政ヲ疎ミシ時ナ

レバ鎌倉殿ヲ主ニナシ參ラセント出テ兵ヲ起セシナルベシカクテ大内滅シカバ上杉東西和睦ヲ申行ヒ無事ニハ成リシ也
九年二月鎌倉滿兼ノ弟滿貞陸奥ノ管領トシテ篠川ノ城ニ下向ス此時伊達大膳大夫政宗入道叛ク鎌倉ヨリ上杉右衞門佐氏憲向テ五月二十一日戰テ敗レ其後軍勢馳加リ政宗打負テ九月五日ニ降參十年四月二十五日新田義隆義治ノ子宮根山中ニ隱レ居シヲ安藤隼人シテ底倉ノ湯ニテ討ツ十三年夏大明ノ使來リ義滿ヲ日本國王ニ封ジテ冠服等ヲ賜ル是ヨリ先永和ノ初絕海汝霖ヲ明朝ヘ遣ス太祖ニ見エテ歸レリ應安六年六月大明ノ使僧仲猷無逸鎭西ヨリ入洛嵯峨ニ置ク是ハ大明ヨリ三度マデ使賜ハリシニ筑紫ニテ菊池ニ留メラレテ京ニ到ラズ故ニ兩僧ヲ來ラシムト也義滿驚キ其九月ニ兩僧ヲ還サル八年義滿明帝ニ使ヲ奉リ黃金千兩ト及器物等ヲ獻ズ九年二月建文帝書ヲ賜ヒ日本國王道義ト稱シ給ヒ十年十一月成祖書ヲ賜ヒテ卽位ヲ告グ十一年ニモ使來レリ偖又此年壹岐對馬ノ海賊彼國ノ邊ヲ犯セシヲ道義捕ヘテ平ラゲラレシガ故ニ勅書ヲ賜フ也此後ハ例シテ將軍家ヲ日本國王ニ封ゼラレキ十五年三月北山ヘ行幸道義法服ヲ着シ數珠ヲ持チ義嗣ヲ攜ヘテ門下ニ出テ迎奉ル十餘日御滯留管絃倭歌ノ會有其座次御製ノ次ニ沙門道義其次ニ源義嗣其次關白經嗣一條以下也義嗣左馬頭ニ任ジ正五位下ニ叙シ又從四位下ニ昇ラレ左中將ニナサル此時義持ハ京都ノ留守タリ于時從一位大納言タリ一說ニ此會ハヒトヘニ義嗣ガ威名チ重クセンタメ成ベシ四月近衞左府良嗣關白ニ任ジ忠嗣ト改ム是義嗣ヲ避シナルベシ同月義嗣內裡ニテ元服其儀親王ニ准ジ參議從三位タリ中將如レ元于時十五才五月前征夷大將軍太政大臣從一位准三宮源義滿入道々義薨五十一太上天皇ノ尊號ヲ贈ラル義持固辭シテ不受トモイフ十二月大明成祖ヨリ義持ニ慰詔ヲ賜ヒ道義ヲ弔ヒ祭文ヲ作リ恭獻王ト諡ス
案ルニ義滿幼クシテ父祖ニ繼ギ南征西征シテ終ニ南北ヲ一統シ自西討シテ鎭西モ靜メタリ朝家ヲ重ムジテ武家ノ禮ヲ定ム室町家ノ盛ナル此時ヲ最トス然共天下唯其威ニ服シテ其德ヲ稱セズ此故ニシタシキ一族鎌倉ノ氏滿滿兼常ニ世ヲ謀ルノ志有山名大内ガ亂天下危キニ至レリ終ニ彼等ヲ打滅セシハ天ノ幸ト云ベシ土岐康行山名時義ガ子息等讒人ノ申スニ任セテ猥ニ反人ニ擬シテカレヲ打ツサレ

バ天下ノ人安キ心ナカリシカバ山名大内ガ亂モ出來シ也然レ共今ニ將軍家ノメデタキ例ニ此人ヲ世ニ稱スルニハ謂レアル事也一ツニハ此人ノ代ニ南北暫ク一統ス後代其武威ヲ稱ス二ツニハ此人太政大臣ニ歷上リテ死シテ後太上天皇ノ尊號マデヲ贈ラル武家ノ光榮ヲ生ゼシ事爰ニ始ル事ヲ稱ス三ツニハ本朝ノ事ノミニアラズ大明ノ帝ヨリ日本國王ニ封崇セラレ其名外國ニ及ブ四ツニハ武家ノ禮式ヲ定メテ永ク幕府ノ例トナル五ツニハ或ハ三職七頭ヲ定メ或ハ功アル者ニ國々多クサキ與ヘラレケレバ其恩ノ廣キ事ヲ稱ス然ドモ所謂南北一統ト云事誠ニ一統セシニハ非ズ若其盟約ノ如ク持明院殿大覺寺殿ノ御末ヲカハルガハルニ帝位ニ付ケ申サレナバ此後ノ亂レモ有ベカラズ然ルニタヾ一旦ノ詐謀ニ出シ所ニシテ終ニ其約ノ如クナラズ尤信ヲ失ヒシ人ト云ベシ天下ノ主タラム者信ニ止ル事ナカランハ何ヲ以テカ稱スベキ又太政大臣ニ登リ日本國王ニ封ゼラレシ類モタヾ人ナドノ其勳勞ニヨリテ官加階シタラムコソ誠ニ光榮トモ云フベケレ當時此人ノ權勢ヲ以テ何ヲ望テカ其心ノ如クナラザルベキサレバ世ニ傳フル如キモ此人三十七歲ノ時此官ヲ望申サレシニ平淸盛ガ外武家此官ニ任ゼラレシ例ナシイカニヤ有ベキト有シヲ大ニ怒リテ去バ公家ノ御領ヲ押ヘ自ラ國王ト成リテ細川畠山等ヲ攝家淸華ニ准ゼントト謀ラレシカバヤガテ勅許アリシナドモ申ス也孔子曰名不レ正則言不レ順言不レ順則事不レ成ト又名レ之必可レ言也言レ之必可レ行也君子於二其言一無レ所レ苟而已矣ト見ユ夫所レ謂大臣トハ人臣ニシテ君ニ仕フノ官也其官有ル時ハ必其職掌アリ是ヲ名レ之可レ言言レ之可レ行トハ申ス也王朝既ニ衰ヘ武家天下ヲシロシメシテ天子ヲ立テ世ノ共主トナサレシヨリ其名人臣也ト雖其實ノ有所ハ其名ニ反セリ我既ニ王官ヲ受テ王事ニ從ハズシテ我ニ仕フル者ハ我事ニ從フベシト令セムニ下タル者豈心ニ服セムヤ且ヘ我受ル所ハ王官也我臣ノ受ル所モ王官也君臣共ニ王官ヲ受ル時ハ其實ハ君臣タリト雖其名ハ共ニ王臣タリ其臣豈我ヲ尊ブノ實アランヤ義滿ノ世叛臣常ニ絕ヘザリシハ其不德ノ致ス所ト雖且ハ又其君ヲ敬フノ實ナキニヨレリ其上身已ニ人臣タリ然ルニ王朝ノ臣ヲ召仕テ是ヲ

名付テ昵近トシ其家禮トスト云ヘドモ僭竊ノ罪豈萬代ノ譏ヲ遁レンヤ世態スデニ變ジヌレバ其變ニヨリテ一代ノ禮ヲ制スベシ是卽變通ズルノ儀ナルベシモシ此人ヲシテ不學無術ナラザラシメバ此時漢家本朝古今事制ヲ講究シテ其名號ヲタテ天子ニ下ル事一等ニシテ王朝ノ公卿大夫士ノ外ハ六十餘州ノ人民悉其臣下タルベキノ制アラバ今代ニ至ル共遵用ニ便アルベシ又武家ノ禮式ヲ定メラレシナド云事ハ漢家一代ノ禮モ叔孫通ガ議セシ儘ナレバ今更議スルニ及バズ三職七頭ヲ定メラレシハ尤是弊政ナリ是終ニ僭竊ノ臣ヲ唱フ所ニシテ此人ノ子孫ソレガ爲ニ弱メラレシ事世ニ知ル所ノ如シ功アル者ニ國多クサキ與ヘラレシ事此一ツ世俗ノ者ノ稱スル所ニシテ國ヲ計ル者ノ尤畏ル丶所ナリ近代ニモ豐臣大閤ヲ今ニ至ル迄人ノ稱シ云ハ只此一事也古ノ人赦ヲ論ジテ小人ノ幸君子ノ不幸ト云シ事有此事又夫ニ同ジ小人ハ惠ヲ懷ヒ土ヲ思フ習ヒナレバイカニモシテ祿厚ク家富ント思ヒ願フハヨノ常也去ド纔ニ六十餘州ノ地ヲ或ハ十個國或ハ五箇國七箇國宛合セ領セシカバ其餘功有ル者ニ與フベキ地トテモナク義政將軍ノ代ニ至リテ太刀刀又ハ書畫器物ニ價ヲ定テ賞セラレシ天下ノ人爭カ利ニ赴カザラン斯ル深謀遠慮ナキ事イカデカ稱スルニ足ン豐臣太閤モ六十六州悉ニ割與ヘ今ハセン方ナク朝鮮ヲモ奪取ラント思寄テ終ニ世ノ亂ヲ引起シ其家ヲモ滅サレキ且ハ義滿幼子ヲ愛シ長子ヲ惡ミ身死シテ程ナク其愛子ヲシテ死ニイタラシメラル淺マシカリシ事共ナリオヨソハ此人驕恣ノ性ニテ信義ナキ人ニオハシキ其代ニアリシ今川貞世入道ガ論ゼシ所尤其病ニアタレリトコソ覺ユレ

義持ハ應永元年十二月九歲ニテ元服シテ正五位下左中將ニナサレ征夷大將軍ヲ讓ラレ廿三歲ノ時道義薨ジ政ヲ親ラシ治世廿一年也應永十七年鎌倉ノ滿兼卒(三十四一說ニ十六歲トモ云)其子持氏繼グ此月新田貞方ノ子義宗ヲトラヘ侍所千葉介シテ斬ル十八年七月飛驒國司姉小路參議尹綱ヲ京極加賀守高數シテ討タシム向井小島両城落テ尹綱討ル二十年八月稱光院卽位(後小松ノ皇子時ニ十二歲)此時伏見殿モ南帝ノ太子モ御位ノ事ヲ望給ヒシカド武家實仁ヲ立申セシニヨリ伊勢國司并大和紀伊河内陸奧ノ宮方一同ニ訴フル旨アリ御卽位事成シカバ悉ク謀反

ストテ云十二月奥ノ宮方伊達松犬丸園田播磨守等大佛ノ城ニ籠リ持氏畠山修理大夫國詮ニ（二本松ニアリ）命ジテ攻落ス二十一年九月伊勢國司滿雅御卽位ノ事ニテ兵ヲ擧グ關一黨神戸峰國府鹿伏兎等也大和伊賀志摩ノ兵悉ク馳集ル北畠俊泰ノミ京ニ組ス廿二年春滿雅俊泰ガ坂內ノ城ヲ攻取ル（俊泰京ニアリ）兵ヲシテ木造阿射賀多氣大河內坂內玉丸等ノ城ヲ守ラシム義持土岐左京太夫持益ヲ大將トシテ北畠中納言俊泰等ヲシテ討シム寄手城々ヲ落シテ國司ノ籠ル阿射賀ヲカコム城カタクシテ扱ズ九月南帝ノ太子カサネテ御卽位有ベキ由ニテ事平グ此年四月鎌倉家老上杉氏憲持氏ト隙出來テ二十六日ヨリ籠居ス上杉安房守憲基管領タリ氏憲入道禪秀ヒソカニ同意ノ輩ヲ催シ南方ノ亂ヲ待テ兵ヲ起サントス七月ニ至リテ關東ノ兵鎌倉ニ馳集ル二十日ニ歸國スベキ由ヲ持氏ヨリ下知ス二十三年七月中旬ヨリ八州ノ兵鎌倉ニ集ル十月晦日大納言義嗣ヲ林光院ニ押シ籠ム（義持ノ代ト成リテ中納言ニ任ジ其明年大納言タリ）卽日出家法名道綱（一說義嗣出家シテニゲサルト云）是ハ道義在世ノ日將軍ヲ廢シテ義嗣ヲ立ントセシニ其事ナラズシテ薨ゼラル義嗣本意ナク思ヒ今關東ノ亂ヲ悅ビ滿隆禪秀ニ通ジテ京都ヲ傾ケントセシ事露レシガ故ナリ十二月二日ノ夜持氏ノ叔父滿隆（新御堂殿）持氏ノ弟持仲（滿隆猶子御所ト云）犬懸入道禪秀一家幷同意ノ輩旌ヲアグ三日持氏微行シテ憲基ガ佐介ノ館ニ至ル同六日持氏扇谷上杉彈正少弼氏定ヲ大將トシテ戰フト云ドモ禪秀ガ方ニ諸國ノ勢馳加リ旣ニ十一万餘散々ニ攻シカバ持氏戰ヤブレテ夜ニ入駿河國ニ落行追クル敵ノ爲ニ討ル丶者多シ日ヲ經テ瀨名ニ趣今川範忠ヲタノム氏定ハ藤澤ノ道場ニテ自害持氏豆州國淸寺ニ有ト聞テ敗軍ノ士カシコニ集ル狩野介禪秀ニクミセシカバ國淸寺ヲ攻破リ入道ガ嫡子伊豆守憲方持仲ニ從テ武藏國ニ向ヒ持氏ノ御方南一族江戸豐島幷二階堂等ト戰打マケテ鎌倉ニ歸ル禪秀ガ婿岩松治部大輔持國上野ニ起リテ力ヲ合ス義持此由ヲ聞キ今川並葛山ニ御敎書ヲ被レ成廿四年正月朔日滿隆持仲並禪秀等武藏國ニ向ヒ五日ニ世谷原ニ戰テ勝チ九日ニ戰テ敗レ歸ル是ハ岩松ガ驕甚シクテ皆人心ヨカラヌガ故也持氏今川大森葛山鎌倉ヲ攻ム禪秀打負十日雪下ノ御坊ニテ滿隆持仲禪秀憲方憲春快尊等皆自害十七日持氏鎌倉ニ歸岩松殘黨ヲ催シテ舞木宮內丞ト戰フ五月岩松ヲ生捕閏五月誅ス子息宗純ハ落

ヌ後ニ新田ノ岩松三河守ト云是也憲基再ビ管領タリ此後禪秀ニクミセシ輩コヽカシコニ起リシカド皆討ル二十五年正月二十四日義嗣ヲ殺ス二十五後ニ贈從一位五月十日權大納言滿詮卒小川殿五十七贈ニ左大臣從一位是故將軍ノ弟當將軍ノ叔父贈大臣ノ例カ廿九年十月一日日有テ雙ニ出南方ニ長德寺殿惡黨ヲ催サル佐竹上總介持氏ニ叛シ閏十月鎌倉比企谷ニテ合戰佐竹打敗テ自害ス又常陸國小栗五郎滿重叛ク持氏上杉小山シテ追討セシム三十年源義量將軍ニ任ズ年十七四月長德寺殿ウタル五月持氏小栗退治ノ爲下野結城ニ至ル八月城落ツ小栗宇都宮右馬頭持綱ト共ニ落行ヲ討ツ其餘組セシ者皆誅セラル京都ヨリ小栗追討ノ多勢駿河迄來リ城落ツト聞テ歸ル持氏武藏府中迄歸ル爰ニ留リテ驕恣ノ事有是ニヨリテ京都ト快カラズ三十一年三月京ヨリ服西堂ヲ使トシテ府中ニ至ラシム四月十二日南帝後龜山院崩御五月服西堂上京九月又府中ニ來リ持氏ヲサマザマ諫メテ京鎌倉和睦十一月持氏歸ニ鎌倉ニ三十二年二月二十四日將軍參議正四位下義量頓死十九義持再政務ヲ司ル九月志摩ノ伊雜浦ニ兵起ル兵ヲシテ討平グ三十四年五月赤松左京大夫滿祐同越後守持貞爭論ノ事有赤松ガ一族攝津播磨備前美作因幡五ケ國ヲ領ス滿祐ハ則祐ガ嫡流ニテ持貞ハ則祐兄ノ貞範ガ孫ナレドモ庶流也サレド持貞ハ義持ノ寵臣ナレバ三州ヲ給フ滿祐憤テ己ガ館ニ火ヲ掛ケテ播磨ニ歸リ白幡ノ城ニ籠ル義持怒テ細川持元山名滿熙ニ仰テ討ントス十月諸大名一味シテ持貞ガ驕奢無禮ノ事ヲ訴フ持貞異議ニ不レ及自害シ滿祐赦サレテ十二月十七日歸洛ス正長元年正月義持不例嗣ノ事評定アリ或ハ連枝ノ僧中ヲ還俗セシメムカ三人アリ或ハ持氏然ルベキカイヅレヲワキ難キニヨリ管領畠山左衞門督滿家入道々端石清水ニテ鬮ヲ取ルニ義持同母ノ弟青蓮院義圓大僧正ニ定マル既ニシテ十八日ニ將軍從一位内大臣義持薨四十三十九日ニ義圓青蓮院ヲサリ三月十二日歸洛左馬頭從五位下ニナサレ義宣ト名ノル三十五歳七月廿日稱光帝崩二十七皇子マシマサズ此帝魔法ヲ行ヒ常ニ潔齋シ給フト云後小松院ニモ皇子坐サズ此ニヨリテ帝未ダ崩ゼザリシ時ニ七月十二日義宣伏見ニ便シテ道欽ノ御子ヲ迎ヘ院ニ申テ御養子トセラレ二十九日ニ踐祚後花園院ト申是也

案ルニ義詮觀應二年ニ南帝後村上院ヲムカヘ降ラレシ日ニ北朝ノ君崇光院ヲ廢シ奉ル此時南帝光嚴光明崇光三院ヲトリ參ラセテ吉野ヘ還幸有シカバ

義詮又崇光同母弟ヲ北朝ノ君ニナシ參ラス是後光嚴院ノ御事也其後六年ヲ經テ三院ヲバ都ニ返シ參ラセラレキ義滿ノ代ニ至リテ後圓融院踐祚ノ日崇光院第一ノ宮榮仁親王ヲ御位ニ付ケ參ラスベシト議セラレシニ細川頼之後光嚴院ヲヒキ參ラセケレバ其御子御位ニ定リ給ヒキ崇光院ハ持明院殿ノ嫡流ナリシニカヽリシカバ後光嚴院ト御兄弟ノ間モ快カラズ（此時崇光院伏見ニ坐シケレバ伏見殿ト申也）伏見殿既ニ崩ジ給ヒ榮仁ノ御時ニハ御領モ滅シ應永廿三年ニ榮仁モ失給ヒ貞成其跡ヲツギテ愈衰ヘ給フ後小松ノ上皇ノ仰ニテ無品親王ノ宣下有シヲモ稱光院ノ御憤深カリシカバヤガテ出家シ給ヒテ道欽ト申セシガ其御子此度御卽位ヲシリ給ヘバ此後ハ永ク持明院殿ノ御嫡流ニテ崇光院ノ御末正統トハナラセ給ヘリ

南朝記ニ大德寺ノ一休ト聞ヘシハ實ハ後小松ノ皇子ナレドイヤシキ腹ニ宿リ給ヒシカバ人臣ノ子トナサレテ僧トハナシ給ヘル也稱光院ノ御世ツギノ事ヲ議セラレシニ一休ニ問ハシメテ定申サルベシトテ院宣アリシニ和尙モ言葉ハナク一首ノ和歌ヲバ奉ル

常盤木ヤ木寺ノ梢ツミ捨テヨ
世ヲツグ竹ノ園ハフシミニ

サラバトテ伏見殿ノ御子ニ定レリト云此歌カヽレシ者ハ今モ世ノ寶ナド申テ傳フル者モアレバサモ有シニヤ心得ラレズ

南朝記ニ此時南帝ノ宮御位御望ミアレド叶ヒガタキ事ヲ歎思食テ吉田從一位守房以下御供ニテ御座ヲ他所ニ移サセ南方ノ輩彌恨ヲ含ム十二月宮（寛成）伊勢ノ國ニ行啓アリテ國司北畠兵ヲ催シ又吉野ニモ官軍旗ヲ擧グ永享元年將軍元服畠山加冠參議ニ任ジ將軍宣下諱ヲ義敎ト改メ權大納言從三位ニナサル（是始テ參内院參ノ時ノ事）七月南軍越智十市久世萬年等吉野ヨリ打出所々ニテ合戰畠山持國是ヲ討ツ伊勢國司滿雅ノ討手ニハ仁木一色等ヲ差向ク土岐世保刑部少輔持頼大將タリ國司戰ヤブレテ討レ南帝ノ宮京ト御和睦有テ嵯峨ニ還ラセ御出家ノ後萬壽寺ニ入給フ御法名覺理後ニ長慶院ト申奉ル滿雅ノ子顯雅モ降レリ

案ニ義滿初南北ヲ和セシ日ニ盟約セラレシ所ハ持明院殿大覺寺殿兩流昔ノ如ク御位ヲ知ラセラルベ

シトニテ三種ノ神器ヲ北朝ニ渡サレ南帝ノ太子寛成親王ヲ東宮ニ立ラル此後十七年ヲ經テ義滿薨ズ終ニ盟約ノ如クニ南帝ノ太子ノ翼戴シ奉ラズ又四年ニシテ後小松讓位ノ日義持前盟ニ背キテ稱光院ヲ立參ラセシカバ南軍憤ヲフクミテ諸國ニ兵ヲ擧グ此時義持南軍ト相和スルニ此次ノ御位ニハ南帝ノ太子ヲ立テ參ラスベシト約セシカバ兵解ケヌ其後十六年ニテ稱光院崩ジ給ヒ御位ヲツガルベキ御子ナク後小松ノ上皇ニモ又御子ナシ此時ニオイテハ義敎宜ク南帝ノ太子ヲ立申ベキ事ニアラズヤサラバ義滿義持ノ盟約モ違ハズ南朝ノ舊臣ノ憤モ散ジ且ツハ建武以來八十餘年ガ程ニ戰死セシ南朝義士ノ忠魂寃魄ヲモ慰ツベシ豈忠厚ノ至ニアラズヤ其ニ腹アシク南帝ノ統ヲ絕棄參ラセシ事コソウタテケレ是ヲ譬フルニ秦張儀ガ商於六百里ノ地ヲ獻ゼムト楚懷王ヲ欺キ終ニ武關ノ會ニヨリテ楚王ヲ執ヘテ歸レルガ如シ但シソレラハ欺キテ地ヲ少シク與ヘモシハ王ヲ執ヘシノミ也義滿義持義敎等ノ南帝ヲ欺キ參ラセシ事ハ三種ノ神器ヲ奪フベキ爲ナレバ穿窬ノ盜ノ如シトモ云ベキニヤイカデ天下ノ主タル者ノシワザナルベキサレドカクカレラガ爲ニ欺レ給ヒシト云事モ皆後醍醐院ノ御餘殃タレバミダリガハシク彼人々ヲモ恨ムマジキ事ニヤ

二年春和泉河內紀伊ノ南軍モ皆降ル近衞左大臣ハジメニ南帝ヲ離レ自ラヲ立テ紀州ニ趣キ堀內殿ト稱シ南軍ノ餘類ヲ語ラヒ給シニ從フ者多シ

公卿補任幷南朝記傳ヲ案ニ後醍醐南山ヘ入ラセ給ヒ光明院卽位建武四年四月五日ニ近衞關白左大臣從一位藤原經忠吉野宮ニ奔リ給ヒ明年（南延元四年 北曆應二年）南帝崩ジ給ヒ後村上院卽位ノ日南朝ノ關白ニ任ジ給フ其後十四年南帝義詮ノ御請申ニヨリテ御和睦有リシ明ル年（南正平七 北文和元）八月十三日ニ五十一歲ニテ薨ジ給ヌリ其子經家ト申セシモ五十九歲ニテ康應元年ニ失セ給ヒシ由公卿補任ニ見ヘタリ經家ノウセ給ヒシ事モ後龜山院武家ト御和睦有シ年ヨリ三年前ノ事也大系圖ニモ補任ニモ經家ノ子ノ事ヲバ記サズ今爰ニ見ヘシ所永享二年ト云バ經忠薨後ヨリ七十八年ニ當リ經家ノ失セ給ヒシヨリハ四十一年也然ルニ近衞左大臣殿ト見ヘシハイブカシ思フニ始ト云字ノ下ノ二字ヲ訛リ寫セシニヤモシクハ是

經忠公初ニ南都ヲサリテ紀州ニ趣キ自門戸ヲ起シ給ヒ其子孫ノ今又南帝ノ舊臣ヲ集メ給フト云事ニヤ南朝記ノ第二卷闕タレバ南朝與國元年ヨリ（北暦應三年）正平十二年迄（北貞治六年）二十七年ガ間ノ事見エザレバイカニトモ定メ難シ然レ共カク思フ事ハ經家ノ事補任ニ見エシ所貞和三年ヨリ康應元年ノ薨年迄散位ノ中ニノセテ從三位ト許リ有テ其餘昇進ノ事モナシ此人朝ニ仕ヘラレバ四十四年ノ間一官一階ヲモ進ミ給ハヌ事ヤ有ルベキ是南朝ニモ又仕ヘラレザリシ事ノ支證トヤスベキサラバ經忠ノ南朝ヲ去給ヒシ事何レノ比ニヤ有ン貞和五年ノ正月高師直吉野ニ攻入テ南帝賀名生ニ遯レ給ヒシ比ニヤ有ベキ若シ然ラズバ觀應二年南帝義詮ト御和睦有テ都ニ還ラセ給フベシトテ八幡迄出サセ給ヒシ比ノ事ニヤ又コヽニ堀内殿ト見ヘシヲ大系圖ニハ堀川殿ト有リイヅレガヨシトスベキ是又他ノ所見ナシ

抑王家衰ヘ給ヒシ後兵革起リシ始保元ヨリ以來平治ノ亂壽永承久サテ其後ハ元弘建武ノ亂レヲ大ナリトス保元ノ時關白忠通内裡ニ參ラレキ是ハ舍弟頼長新院ノ御方ノ謀主ニテ忠通ト不快ナリシカバ時勢カクアラズシテ叶フベカラズ平治ニ信頼院内ヲ脅シ參ラセシニ關白基實ワヅカニ十六歳ニテ有リシカバ云フニ及バズ其ノ父ノ忠通ヲハジメ其餘ノ大臣一人ノ奇策ヲ出シテ君上ノ急難ヲ救ヒ參ラセントセシ人モナシ幸ニ清盛ガ計ヒニテ院ヲモ帝ヲモ奪ヒ參ラセ兵ヲ起シテ逆賊ヲウチ平ゲタレバコソ二帝御恙モワタラセ給ハネ其後又清盛ガ驕惡ヲ恣ニセシ時關白基房ヲ始テ皆々ソレガ威ニオソレ一人ノ大臣朝家ヲ鎭定セシ者ナシ程ナク木曾都ニ打入セシカバ平家西海ヘ落行帝モ同ジク都ヲ出給ヒシニ攝政基通ハ平家ニモムスボフラレタル人也シカド帝ヲ捨參ラセ都ニ落止リ後鳥羽院ノ攝政ニハナラレキイク程ナク法皇義仲ヲ討レントテ僧法師カリ集メ終ニ義仲ガ爲ニ幽ハレ給ヒシニ法皇ヲ諫止參ラセシニモ非ズ前關白基房ヤウヽヽニ義仲ヲナダメラレシニコソ帝位御ツヽガナカリキサテ承久ノ亂ハ九條廢帝ノ攝政道家後鳥羽院ヲ諫メ申サレシ事モナク又帝ヲスクヒ參ラセシ事モナシ但シ此人ハ鎌倉ノ頼經ノ父ナレバ義時ガフルマヒヲアシヽトハ思ハレザリシニヤ其後義時三

帝ヲ或ハ流シ或ハ廢シ奉リ後堀川ヲ立參ラセシニ近衞ノ家實義時ガ計ヒニテ攝政セラル此人ハカノ基通ノ子ニテ土御門院ノ御時ノ攝政ニテ其後關白トナリ順德院ノ御時ニモトノマヽニ關白タリキサレバ二代ノ攝關ニテ有シ人ノ其君ヲバ陪臣義時ガタメニ流システ奉ラセマタ其ガ計ヒノ儘ニ後ノ朝ニ仕ヘテ攝政セラル凡是ラノ人人ノフルマヒイカデ大臣ノ義アリトハ申サルベキ思フニヨク恥知ザル人々ニテ有ケリ是ヲ譬フニ只五代ノ大臣ニヨク似タル事ニテ有ル哉中世ヨリ此方喪亂ノ際節々段々義ヲ思ヒ力ヲ竭シ死ヲ致スハタヾ武人ノミナリ世スコシモ穩ニナリヌレバ尊位高祿ニ居テ武人ヲバ奴僕雜人ノ如クニ思ヒナシ世ミダレシ時ニハ捧首鼠竄シテ一人モ身ヲ挺テ忠ヲ致ス者ナキハ公家ト僧徒ノミ也誠ニ國ノ蠹害トハ此輩ヲゾ云ベキサレバ天道ハ天ニ代リテ功ヲ立ル人ニムクヒ給フ理ナレバ其後武家世ヲ知リ給フ事其故アル事トゾ覺エ侍ル然ルニ建武ノ亂出來シ初ニ此近衞殿ハ北朝ニシテモ關白ニナサレシカド夫レヲ捨テヽ最初ニ南朝ニ參ラレキ其餘大臣ニテハ吉田內大臣從一位藤定房ナリ攝家ノ人々ニテハ二條ノ師基モ參リ給ヒ後ニハ關白シ給ヒキ二十一年ガ程隔タリテ後延文二年ニ一條ノ內嗣モ參リ給ヒキ就中近衞殿一條殿ハ共ニ嫡子ニテオハセシ人々ノカク有シ事誠ニ其家祖ニ愧給ハヌトコソ申ベケレ（家祖トハ大職冠昭宣公ヲサス也）殊ニハ北畠源大納言親房父子ノ忠功古ノ大臣ニモオトリ給フベカラズ此世ニハ朝廷ノ人々多クハ義ヲ思ヒ節ヲ守リ給ヒシニヤ公卿以上南山ニ參ラレシ人々二十餘人ニ及ベリ其下ハ猶多カリキ殊ニ戰場ニシテ命ヲ損ゼシ人々モ少カラズサレバ或人ノ云シハ其代ニ義ヲモ節ヲモ知リシ人々ハ皆南ニ奔リテ北朝ノ臣タラム事ヲ深クハヂニキ其餘北朝ニ殘リトヾマリシ人々ハ皆恥ナキノ人也ト云キサモ有リケメトコソ思ハルヽ也ソレガ中ニ二條良基ハ光明崇光後光嚴後圓融後小松五朝ノ帝師タリ其家是ヲ以テ榮トセリト申侍ルカ某ガ思フ所ハカホドノ辱ハ有ベカラザルニヤ其身既ニ後醍醐ノ朝ニ事ヘシ人ノ北朝ノ臣トナリテ關白ニ任ジ義詮ノ崇光院ヲ廢シ南帝ヲ迎奉リシ時百僚ヲヒキヰテ吉野殿ニ參リ光嚴以下三帝吉野ニトラハレ給ヒシカバ又北

ニ奔リテ後光嚴御卽位ノ日又關白シ剩此時ニ三種神器ヲ皆南方へ渡シヌレバ御卽位ノ事イカヾト傾申ス人々モ有シニ寶劍ニハ尊氏ヲ用ヒラレ神璽ニハ良基ヲ用ラルベシト申サレケレバ踐祚ノ儀行ハレシナドモ申ニヤ且ツハ武家ノ故實ナドモ此家ヨリ勸進ヲセラレシトカヤ其事ヨク五代ノ馮道ガ振舞ニ似タル也カヽル人ヲモ博學宏才ニオハシテ代々帝師ニテ坐セシナド敬ヒ思フ事ヨク義ト云事ノ明ラカナラヌ俗ニハナリタル也

永享三年二月將軍伊勢參宮四月高野參詣供奉ノ大名廿三人此序ニ南方巡見八月赤松滿祐ヲ召籠ム其故ハ義教近習ノ女房三人罪有テ殺ス其中ニ滿祐ガ女アリ是ヲ恨テ謀反アル由聞シ故也滿祐ヒソカニ播磨ニ奔ル九月富士見物トシテ駿河ニ下向十日今川範政館ニテ歌會アリ其後ニ歸洛十一日十月京勢和州ニ向ヒ越智伊豫守維通ヲ討ツ十二月赤松ヲ討チテ降ス五年正月豐後大友中務少輔ソムク大內持盛河野通久向ヒテ合戰ス刑部太輔通久討死三月小早川又太郎シテ修理權大夫持盛ヲ助ケ大友ヲ討シム十月山門衆徒背ク坂本志賀ニ城守山名持豐シテ攻十一月十三日ヨリ十二月中戰止ズ六年正月山徒降ル七年七月山徒並五山ノ僧數十人殺サル九月京勢越智ヲウツ八年畠山方河內守護代遊佐兵庫助ヲ大將トシテ越智ヲセム越智南軍ヲ催シ高鳥ニ城守城險ニシテ落チズ十一月信濃國小笠原大膳大夫村上中務太輔ト戰フ村上加勢ヲ鎌倉ニ乞フ持氏是ニ應ズ上杉憲實諫テ小笠原ハ京都御家人也私ニ討チ難シト云持氏悅バズト雖モ加勢ヲバヤラズ是ヨリ持氏憲實快ラズ九年三月高鳥合戰四月持氏上杉陸奥守憲實ニ仰テ村上ガ加勢ト稱シテ武州本一揆ノ兵ヲ催ス是ハ憲實ヲ誅セン爲ト聞ユ憲實驚テ七才ノ愛子ヲ七月廿五日上野へ遣ハス八月十三日持氏憲實ガ家へ行テ和睦ス十年五月大和一揆起リ吉野ノ宮軍所々ニ起ル越智ナホ高鳥ニ有一色左京太夫義貫世保刑部太輔持賴ヲ大將トシテ是ヲ討ツ六月持氏ノ子賢王丸若宮元服義久ト名ク憲實例ノ如ク京ノ諱ヲ望マルベシト數諫レドモキカズカレガ參賀ノ時誅セラルベシト聞テ病ト稱シテ參ラズ八月武州府中ニ進發二十八日京勢和州ニ向ヒ多武峯ヲヤキ高鳥城ヲ落ス越智ヤブル九月義敎綸旨ヲ請ヒ御敎書ヲソヘテ上杉中務少輔持房ヲ大將トシテ關東ニ差向ク九月十日宮根

合戰京方打マケ寺尾熊谷等討死去ル四日ヨリ上杉憲實モ上州白井城ヲタチ十九日武州分部ニ陣ス持氏ノ軍兵心ヲ變ジテ是ニ從フ者多シ二十七日京勢足柄ヲ越テ早川尻ニ至ル鎌倉方戰破ル十月三日鎌倉留主三浦介時高三浦ヘ迯ル十七日三浦兵大藏谷ニ放火十一月一日三浦介鎌倉ニ入ル義久落ツ梁田石塚河津等留リ戰テ死ス二日持氏降五日出家義久ニ家讓ラム事ヲ請フ憲實此由ヲ京都ヘ訴フ義敎キカズ七日上杉憲實父子一色直兼自害ソノ郎從憲實ガ爲ニ誅セラル、者多シ十年二月持氏滿貞（滿兼弟篠川殿）自害（持氏四十二歳ナリキ）二十八日義久自害（十歳）憲實カノ父子ノ命ヲ乞フ事數十度事叶ハズ是ニヨリテ自殺ス人是ヲ止メシカバ出家シ豆州國淸寺ニ閑居ス長棟庵ト云十二年正月持氏ノ餘黨一色伊豫守鎌倉ヲ去リテ相州今泉ノ城ニコモル管領淸方兵ヲシテセム持氏子春王安王日光山ニ忍ビ此月山ヲ出テ結城中務太輔氏朝ガ城ニ入リ野田右馬介古河ニ籠ル吉見希慶上州ニ起ル鎌倉方是ヲセム四月兵庫頭淸方等結城ニ向フ五月朔日京ヨリ持房ヲ下シ憲實入道ヲ催ス和州一色左京太夫義貫（系圖ニハ修理大夫義範ニ作ル）當時越智ヲ攻テ三輪ニアリ將軍ノ近ク召仕ハレシ小辨ト云女一色南帝ニ志有ル由ヲ讒シケルニ實否ヲモ糺サズ武田信榮ニ仰テ陣中ニテ誅ス一族三百人自害（義貫ガ屬將軍ノ愛子ニ祟ヲナスト云）又細川讚岐守ニ仰テ土岐世保持賴ヲ和州多武峯ニテ討ツ持賴戰ヤブレテ自害（一色世保同ク越智ナ討シ大將ナリ）七月一色伊豫守武州ニ出テ須賀土佐守ガ城ヲ落シ其後上杉ト戰テ敗レ奔ル信濃ノ守大井越前守源持光永壽丸ヲ（持氏四男）取立テ笛吹峠ニ起ル上杉兵ヲシテ討ツ此月二十九日ヨリ京勢幷武藏上野越後信濃等ノ大兵結城ヲカコミセム此時故伊勢國司滿雅ノ嫡子中將顯雅大河內ノ城ニアリ二男少將敎具多氣ノ城ニアリ將軍頻ニ和睦ヲ調ヘテ親ミ世保ガ伊勢ノ守護職ヲヤメテ國司ニ與フ是ハ關東靜ナラズ此時宮方起リナバ大事也一統ノ後ニハ國司ノ一族皆誅スベシト思ヒテカク計ラヒシト云九月義敎異腹弟大覺寺門主大僧正義昭出奔此人慈悲深クシテ人崇敬大カタナラズ南帝（寬成親王）トモ親ミ深シ南帝ニス、メ申サレシハ將軍カク威ヲフルヒ驕ヲキハメ天下悉ク困窮スネガハクハ君ヲ世ニ立參ラセ萬民ノ苦ヲ救フベシ五畿內ノ宮方年比ノ恨有關東又大ニ亂レヌ九州ノ菊池大村ヲ催サムニ彼是御勢ノ不足アラジ天下ノ反覆此時也トテ南帝ニ申テヒソカニ

勅使シテ菊池ニ仰ラル、旨有菊池答申ケルハ結城ノ城來年堅固ナラバ來年ノ末ニハ必々天下反覆スベシト也是ニ依テ南帝舊臣等ヲ催サル義昭僧正ハ病ト稱シ長髮ス久シク出仕ヲ止メ給フ事心得ズトテ義敎討手ヲ向ケントス僧正坊官大和法橋一人ヲ具シテ落チラル其形ヲ圖シテ國々ヲタヅネカレヲ討ナバ敵御方ヲイハズ賞ハ望ミニヨルベシト也嘉吉元年三月僧正薩摩ニ至リ民家ニ入給ヒシニカラ臼スリ臼等ノ農具ヲ見テ其名ヲ農人ニ問ハレシヲ怪シミ都ヨリ尋ラレ落人必此人ナルベシト思フ其時僧正菊池ヘ遣ハセシ狀ヲ農人奪トリテ見ルニ歌アリ

花イカニ我ヲアダシト思フラン
常ニカハラヌコトシナリケリ

山陰ノ花コソ今ハ咲初メレ
都ハ末ト思ヒヤルベシ

愈怪テ十三日ニ是ヲ攻僧正モ法橋モ討ヌ僧正辭世ニ

アダナリト思ヒシ花ノ齡サヘ
浦山シクモ明日ヲシル哉

此月二十三日義敎伊勢參宮大雨降リモノ、ケ多シ輿ニ入ラレシ劒髭切アヤマリテコト物也草津ニテ是ヲ見付ケテ飯尾肥前守ヲ返ヘシテマコトノ劒ヲメスニ水ロニテ是ヲ奉ル此度伊勢參詣ノ事ハ國司モシ義昭ヲカクシ逆心アルニヤト疑ヒモシ然ラバ自ラ國司ヲウタントノ爲也五月義昭ノ首上洛ス面ニ疵多クシテ疑ハシ僧正ノ近習ノ童ニ見セシニ僧正ノ御首ナランニハ先年奧齒二ツ落シ其跡アルベシト泣々云ヒシニ果テ齒ナカリシカバ疑ヲナサズ又結城モ去四月十六日ニ落チテ氏朝持朝父子自害並兵數千人皆討死春王安王トラハレ十七日ニ古河モ落チ五月四日ニ首共上洛六日ニ濃州垂井ニテ春王十五安王十二キラル六月二十四日義敎赤松滿祐ガ爲メニ弑セラル四十八歲義敎赤松伊豆守貞村ガ童ノ時寵愛シ玉ヒシニヨリ成人ノ後モ愛猶深クシテ滿祐ガ所領備前播磨美作ヲワカチアタヘントス此日ニ滿祐ガ館ヘ入玉フベシト兼テヨリ仰アリコレハ滿祐ガ庭ノ池中ニ鴨ノ子多ク生ゼシヲ見玉フベシトナリ此日滿祐ガ二男今日ノ御入ハ庭ノ御覽ノ事ニハアラズ貞村ニ所領ヲ玉ハランタメナリト聞ユトツグ滿祐憤テ渥美中村浦上等三百人所々ニ隱シ置ク卯時ニ入玉ヒ猿樂酒宴ノ半ニマヅ厩ノ馬ヲ放チ是ヲトラントテ門ヲトヂテ伏兵起渥美屛風ノ後ヨリ出

テ將軍ヲ弑ス是ヨリ先に公方小坐敷ニテ二寸計リノ人形出デ鵜飼ノ能ヲセシガ鵜飼ノ時ニ難起ル此時滿祐ガ子彦次郎教康ト一族左馬介ス、ミテ義教ガ手ヲトリ渥美後ヨリ首ヲ玉ソト云座中伺候ノ人々驚キ騷ギ或ハ討レ或ハ同士討數ヲシラズ京極加賀入道々統山名中務大輔熙貴命ヲ殞ス斯波左兵衛督義廉大內刑部少輔持世垣ヲ越テニゲ去ル滿祐討手ヲ待チテ一矢射テ自害セント待チシニ諸人アワテサソギテ時ヲ移ス滿祐父子三百餘騎攝津中島ノ所領ニ趣キ爰ニテ將軍ノ首ヲ崇禪寺ニ葬其後播州ニ赴ク七月二十一日大內持世卒𤸇カウムレル故也八月畠山左衛門督持國義勝ヲ立テ家ヲ繼ギ從五位下ニ敍時ニ八歳幼シテ未將軍ノ宣下ナシ持國ト持世ト相議セシト云ハ誤ナリ此月奏シテ滿祐追討ノ綸旨ヲナサレ二十六日細川讃岐守持常赤松伊豆守貞村武田大膳大夫信貫ハ追手ヨリ山名左衛門督持豐同修理大夫教清同相模守教之搦手ヨリ向フ九月滿祐追手ノ陣ニ逆寄シテ蟹坂ニ戰ヒ京勢敗ル重ネテ白幡ノ城ヲ攻メントス細川ハ滿祐ニシタシカリシカバ先陣ニ向ヒ圍中ハ他ノ勢ヲマジヘズ攻メ入九日山名山口ヲ過テ播州ニ入滿祐カキ山ノ城ヲ攻落ス同十日滿祐自害教祐幷ニ一族落チサル教康ハ後ニ勢州ニテ自害國司ヲ頼シカドイレザル故也左馬介ハ朝鮮へ行ク十七日播磨ヲ山名

持豐ニ美作ヲ教清備前ヲ教之ニ給フ教清ハ修理大夫義理ガ孫ナリ此時ニ少貳嘉賴催促ニ應ゼズ大內教世ニ仰セテ攻シム嘉賴戰破レ對馬ニ落ツ大內遂ニ少貳ガ領地ヲトレリ明德ニ山名氏清討レ堺ノ戰ニ大內義弘ウタレシヨリ兩家少シ衰ヘタリシガ是ヨリ兩家又起レリ

按ルニ初義持薨ゼラレシ時嗣ヲ議セラレシニ畠山滿家石清水ニテ御鬮ニ任セシ事前ニ記シ又義滿ノ子七人アリキ長ハ義持二男ハ大納言義嗣已ニ義持ニ殺サル三男義圓僧正義教ナリ四男梵光院准后法尊五男大覺寺准后義昭後ニ義教ニ殺サル六男相國寺永隆七男梶井義承僧正ナリ其年長ゼルヲ以テセバ義教四弟ノ前ニアリモシ其人ヲ撰バ義滿ノ子猶四人アリコレラノ內其器ニアタレル人有リヌベキニヤ又湘山星移祿ヲ見ルニ義持息ナカリシカバ關東重書御重代マデ渡シ申サレシト見ヘタリサラバ義持兼テヨリ持氏ヲ世ツギトセント思ハレシニヤ滿家タラン者宜シク人々ノ才ヲ撰ム事忠仁公ノ光孝帝ヲ諸皇子ノ中ヨリ撰ミ出サレシ如クニ有ルベキ事カ然ルニ神ニ聽テ定メシ事譬バ庸醫ノ藥袋ヲ手ニシテ藥師ノ號ヲ唱ヘテ手ヲハナチ其盤上ニ落

シ藥袋ノ藥ヲ集メテ一方ヲ立シト云諺ニ似タリ義敎ノ惡德天下既ニ亂レントセシヲ見ルニ石淸水ノ神イカデカヽル人ヲシテ一日モ天下ニ君トシテ萬民ヲ苦マシメムトハシ玉フベキ神ニシテ知ル事アラバ必然ラジモシ其神ナカラムニハ人事ヲ盡ス事ナクシテ神ニ聽シムル事尤愚カナル事トヤイフベキサレバ義敎ノ殺サレシ事ハ足利殿ノ家ノ爲幷當時天下人民ノ爲ニハ大キナル幸ニテアルナリ此人今シバシガ程世ニオハシタリセバ必足利殿ノ世ハ滅ビ失セヌベシ是ヲ以テ思フニ滿家ガ罪ヒトリ愚昧トイフノミニハアラズ持氏ノ兵ヲ構ヘテ終ニ其身モ亡ビ關東ノ逆亂是ヨリヤム事ナカリシモ一ツニハ義持ノ兼テ契ラレシ所ニタガヒ二ツニハ義敎ノ桑門ノ身トシテ武家ノ棟梁ニナラレシヲ片腹イタク思ハレシヨリ起リシナリサラバ義敎失セ給ヒ室町殿ノ家ハ事ナカリシカド東國ノ亂ハ遂ニ是ヨリ起レルナリ滿家ガ罪輕カルベカラズ但石淸水ノ神ノ敎ニ從フト云ヒナセシモ滿家ガ詐謀ニシテ持氏ノ憤ヲ慰ントノ爲ナリシモ知ベカラズ

初尊氏直義兄弟末年心ヨカラズ戰ニ及ブ事度々ニシテ直義終ニ尊氏ノ爲ニ毒殺セラレキ其後義詮庶兄直冬ト戰ヒ基氏ガ忠厚ナリシヲモ深ク疑聞ヘリ義詮ノ子只二人義滿滿詮ノミ也滿詮事故ナク終リシカド其四子ヲバ悉ク僧トセラル義滿ノ子七人義嗣ヲ殊ニ愛セラレシカバ義持ノ憤深クシテ終ニ殺サル其餘ノ弟悉ク僧トセラレキ是皆尊氏ノ兄弟義詮ノ兄弟ノ事ニ懲リテ自ラノ兄弟從兄弟九人ナガラ僧ニナセシ也サレバ其死セントシテ家ツガスベキ人ナク一度桑門ニ入リシ人ヲシテ家繼ガシム本朝ノ習俗僧法師ヲバ長袖ナド云ヒ名付ケテ士類ニハ齒セズ然レバ上ニハ從フヤウニハアレドモ下ニハ心服スル者ナカリシ也義敎ノ子義政ノ弟モ皆僧ニナシタリ世繼ノ事ニヨリテツヒニ兄弟心ヨカラズ其家法不友不弟イト淺マシ且ハ天下ノ富ヲモイカデ長子ノ外ヲ悉ク僧トハセラレシ心得難キ事ナラズヤ思フニ羹ニ懲リテ膾ヲ吹クノ謂ナルベシ義敎ノ事論ズルニ及バズト云ドモ代ノ始ニ南帝ト盟約ニ違ヒテ諸國ノ官軍コヽカシコニ起リ更ニ安カラズ鎌倉ヲ亡シテ持氏父子二人ヲ殺シ兵連リテ後又其子二人ヲ殺シ舍弟義昭僧正ヲモ殺シ譏ヲ信ジ

テタヤスク一色世保等南方討手ノ大將ヲモ殺シテ叛ク者常ニ絶ユル事ナシ天下ノ人薄氷ヲ蹈ムガ如クナリシ由其代ノモノニ見ヘタリ且ハ滿祐ニ弑セラレシナド自ラ其死ヲ招カレシナリ此滿祐ト云者義持ノ時ニモ持貞ニ所領多クサキアタヘントセラレシヲ恨テソムキシ事アリ義教ノ代トナリテモ其女ヲ殺シ給シヲ憤リ國ニ奔リ兵ヲ起シ戰ノ後力盡キテ降リキイク程ナク又カレガ所領ヲ分チ奪ハントセシカド其家ニ入テ猿樂酒宴シテ遊バレシ事抑イカナル心ニヤ是ヒトヘニ驕奢ノ餘ニ人ヲ人トモ思ハレズ當時何者カ我旨ニタガフベキナド思ヒアナドラレシヨリカヽル事出來シ也其代ニ一人モ其事諫メ止ル人ナカリシモ能ク驕甚シクイハユル人ヲシテ物言ヒテアヘテ怒ラザラシメラレシモノトゾ見ヘタル

義勝九歳ニテ元服正五位下左中將將軍宣下アリ嘉吉三年七月二十一日薨十歳治世三年也 落馬ニヨリテ也或ハ一色ガ厲トモ云 辭世ニ

サイテコソ人モ盛リハ見ルベキニ
アナウラ山シアサガホノハナ

義成嗣八歳ナリ後ニ義政ト改ム治世四十九年ナリ 同二十八日播州浪人等滿祐ガ甥赤松三郎則重ヲタテヽ兵ヲ起ス山名宗全ウチ平グ案ルニ則重ハ滿祐ガ甥ニアラズ從弟カ 九月二十三日夜南兵吉野十津川河内紀伊ノ國人等南帝寛成ヲ助參ラセ三百餘ノ勢二手ニ成楠二郎大將ニテ大内ニ入テ清涼殿ニ入一手ハ大和ノ越智大將ニテ局町ヨリ攻入放火ス帝ハ近衛前殿下ノ第ニ潜幸南兵三種ノ神器ヲトリテ内侍所ノ唐櫃ハ東門ノ警固佐々木黑田判官ニ取カヘサル神璽ハ吉野ニオクル寶劒ハ札ヲ付テ清水寺御堂ニ捨ツサテ南兵ハ比叡ノ中堂ニ籠ル二十五日京勢幷山徒中堂ヲセム楠越智戰死シ南帝御自害アリ長慶院殿ト申 是ハ日野東洞院一品有親ノ嚮導ノ由聞ヘテ誅セラル其子參議右大辨資親ハ其事ヲ知ラザレドモ流罪ト稱シテ誅セラル文安元年八月南帝ノ太子二人ノ内一人ハ吉野ノ奧ニ神璽ヲタモチ給ヒ國人南方ノ新皇ト仰グ一人ハ和泉河内大和ノ浪人ヲ從ヘテ八幡ニ籠リ給フ畠山軍勢ヲ遣ハシテ攻シカド利ナク南軍勝ニ乘ル細川出羽守向ヒ戰テ城落シカバ南兵紀州ニ赴ク二年正月江州佐々木大膳大夫入道崇體父子故アリテ自殺佐々木五郎飯高山ニ籠ル三年八月飯高ヲ攻落ス五郎自殺九月畠山家

老遊佐兵庫助等紀州ニ向ヒ南兵ト戰ヒ打破ル四年富樫二郎方（畠山）伯父富樫入道安高方（細川）加州守護職ヲ論ジ半國ヲソカツ八月鎌倉持氏ノ子永壽王ヲ立ツ初持氏自殺春王安王生ドラレテ殺サル末子永壽王ヲバ信濃住人大井越前守持光カクシ置ケリ元服シテ左衞門佐成氏ト云（是義成ノ名チ給リシト云フ）上杉安房守憲實ハ持氏ヲ滅シテ其後出家シテ豆州ニ在リシヲ重ネテ京ノ催促ニテ結城ヲモ攻メシ事ヲ恥ヂテ德丹清藏司トテ二人ノ子ヲ出家セサセテ引ツレ西ノ方ニノガレテ應仁元年周防ノ國ニテ死シタリ伊豆ニ一子ヲステ置キシガ成長シテ龍若丸ト云ヒケリカクテ上杉ノ人等相議リ長尾左衞門入道昌賢等京都ニ請ヒテ永壽王ヲ鎌倉殿ト仰ギ龍若ヲ右京亮憲忠ト名乘セテ執事トナス十二月遊佐等又兵ヲ集メテ湯淺ガ城ヲ落ス南帝ノ宮幷ニ楠弟二郎ヲ討ツ五年正月大臣以下御所ニ參賀義成左馬頭ニナサル南方退治ノ賞ナリ同二十七日懸ニ南帝太子幷楠首ヲ康富記文安元年八月六日ノ下ニ南方宮方於ニ大和吉野奥ニ被レ擧ニ御旗ヲ之由自ニ熊野本宮ニ注進上野宮御類歟（案ルニ上野宮トハ成良親王ノ事チサスカ）五年正月ノ下ニ十日舊冬於ニ紀伊國ニ討ニ南方宮部類ニ其頭京進自ニ畠山殿ニ執進セラレテ相ニ當年始ニ御敵之頭到來爲ニ珍重ニ仍爲ニ其今日ニ上下人々被レ進ニ御太刀ヲ者ナリ二十三日ノ下ニ件宮去年十二月二十二日於ニ紀伊國ニ隱謀露顯之間奉レ討レ之云々二十七日之下ニ是首圓滿院門主令ニ還俗ニ於ニ紀伊國北山云所ニ有ニ隱謀企ニ之間畠山左衞門入道仰ニ國人等ニ去年十二月二十二日於ニ紀伊國ニ奉レ討レ之南朝護性院部類云々

按ルニ諸門跡系圖ニ行悟南朝後龜山院皇子後圓滿院宮僧正圓悟南朝五常院宮御弟子號圓滿院ト云々康富記ニイハユル護性院即門跡系圖ニイハユル五常院ナルベシ其部類トモシルシ又前門主トモ記シタレバ此度討レ給ヒシハ行悟僧正ナルベシ然ラバ南朝記ニ南帝ノ太子二人オハシマストシルセシハ此時高福院殿ト行悟トオハセシナルベシ

八月赤松左馬助教祐（滿祐二男）朝鮮ヨリ歸リテ家起サントシテ誅セラル寶德二年四月鎌倉成氏上杉憲忠不快ニテ成氏江島ニ移リ濱ニテ合戰八月和議成リテ成氏歸座享德三年四月畠山尾張守政長ト伊豫守義就ト管領左衞門督持國入道德本ガ家督ヲアラソフ初德本子ナカリシカバ弟尾張守持富ガ子政長ヲ猶子トシテ惣領

トスベキ由約セリ後義就出生セシカバ是ニ家讓ラントセシ間兄弟不快ニテ終ニ爭論トナル政長ハ德本ガ家ヲ出テ細川勝元ガ宅ニ行ク其家人ハ山名宗全ガ家ニツカハス八月德本家人皆山名ガ宅ニ赴キ政長ニ屬セリ洛中騷動二十一日ノ夜德本ガ宅ヲヤク德本ハ伯父滿則ガ（修理大夫事歟）家ニ行義就ハ山名相模守之敎ガ宅ニ來レドモ入ザルニヨリテ遊佐河內守國助ガ家ニ入二十二日ノ夜國助ガ宅放火義就國助河內ニ落（一說ニ伊賀ニ落トイフ）二十八日德本建仁寺西來院ニ蟄居シ政長ニ家繼ガシム勝元ガ贔負ニヨリテナリ德本ガ一族諫メシカド德本用ヒザレバ父子一族七人腹キリテ死ス辭世ニ

戸ヲバ東ノ山ニ殘セドモ
名ハ西方ニ有明ノ月

按ニ畠山ガ家燒ケシ事皆宗全ガ計ヒナリシトゾ

十一月二日義政兵ヲメス山名ヲ討レントノ爲也管領勝元頻リニ諫シカバ宗全ガ訴フルニ任セラレ許サレ宗全ハ但馬ニ退キ息男伊豫守ハ在京ス（是ハ此度畠山ガ家ノ事宗全ガ所爲ナドトテ誅セラレントナリ勝元モ其家人礒谷今度ノ張本ナリトテ誅セラレシトゾ）十二月宗全勘氣ヲ蒙リシヲ以テ細川讚岐守成之赤松彥五郎則尙ガ舊領ノ事ヲバ歎シカバ許サレテ播州ニ赴ク（則尙ハ滿祐ガ甥ナリト云フサラバ滿祐ガ弟義雅ガ息ナルベシ南朝記ニハ彥五郎則尙トシルシ下ニハ赤松祐之同彥五郎則尙トシレシ應仁別記ニハ彥次郎彥五郎ト計リアリテソノ名チノセズ）此月鎌倉ニテ上杉右京亮憲忠殺サル（二十二歲）是ヨリ上杉家人長尾ト成氏戰始リテ關東大ニ亂ル康正元年正月武州立河原合戰府中合戰此時成氏敗ル三月廿六日德本卒四月山名赤松播磨ニテ戰フ五月赤松備前ニテ自殺山名ハ罪宥サレ上洛シテ威ヲ恣ニス

按ルニ應仁別記ニハ此時彥次郎ハ伊勢ヘ行北畠ヲ賴ミシカド叶ハズシテ自害スト見ユ南朝記ニハ滿祐討レシ時敎祐ハ伊勢ニテ誅セラル、ト記シ其後文安ノ記ニ敎祐伊勢ニテ誅セラル、ト記セリ是一人ノ事ヲマヅシルシ後ニシルセシト見ヘタリ扨此所ノシルニハ彥五郎ガ事計ニテ彥次郎ガ事ハ見ヘズ王代一覽ニハ父ト同ジ年ニ伊勢ヘ下リテ自害セシハ敎康ト見ヘテ（十九歲ト云フ）左馬助ガ殺サレシ所ハ何處ニテ殺サレシトモシルサズ又其名ヲモ記サズ此度ノ事ヲバ彥五郎則尙計リ記セリ敎康既ニ伊勢ニテ討レタランニハ敎祐又伊勢ヘ行ベカラズ心得難キ事ナレバ王代一覽ニ左馬助ガ死所ヲ詳ニセザル歟

六月京ヨリ上杉房顯定政等ニ仰セテ鎌倉ヲセム成氏

敗レテ落行十月岡部原ニテ合戰上杉打勝十一月羽繼原合戰上杉ヤブル分倍合戰上杉打勝上杉武州五十子ニ陣ス康正二年夏畠山政長義就河州萱振ニ於テ合戰義政二人ニ命ジテ和睦セシメ同入洛南朝記ニハ此度政長義政ノ命ニ背シカバ義就兵ヲモヨフシテ河州ニ向ヒ六月廿六日譽田道明寺河原等ニテ戰ケルト云々王代一覽ニハ義就河内ヨリ出デ大和片岡ノ邊ヲカコム義政ヨビ返シ政長ト和セシムト見ユ長祿元年九月二十六日義政弟香嚴院ヲ歸俗セシメ二十三歲左馬頭政知トナノラセ關東ノ主トスサレドモ東國ノ兵多ク成氏ニ志アリシカバ政知ハ伊豆國堀越ニ住ス山内扇谷皆是ヲ仰グ王代一覽ニハ寬正二年十月ノ事トシ左兵衞督トアリ二年六月二十七日夜南帝高福院殿崩御神璽歸洛南朝記傳ニ滿祐ガ家人石見太郎三條内大臣實量ニ仕ヘシガ赤松ガ家絕シコトヲ嘆テ尊氏圓心ヲ父ト賴ル丶由ノ文書等ヲモ見セシカバイカニモシテ嘉吉ノ逆罪ヲマヌガル丶コトヤ有ベキト有シニ南帝ヲ討チテ神璽ヲフタ丶ビ朝ニ獻リテ罪ヲ贖フベシト云フ内府カクト奏シ武家ニモ仰ラレシニヨリテユルサル赤松一族眞島衣笠幷中村彈正ト相議シ十餘人南帝ニ仕ンコトヲ請シカバユルサル此夜中村忍ビ入テ南帝ヲ討奉ル手負給ヒナガラ十津川ニ遷幸終ニ崩御ナリ中村ハ討レシカド眞島衣笠等神璽ヲバ奪得テ都ニ歸リテ大内ニ奉ル義政ヤガテ赤松滿祐ガ弟義雅ガ子ニ性存法師ト云シソレガ子一松丸トテ五歲ナリシヲ召出シ赤松次郎政則ト號シテ富樫入道安高ガ跡加賀半國ヲ給フ宗全憤テ石見ヲバヤミ討ニシテ殺セリ應仁別記ニハ三條殿ニ事ヘシハ石見太郎左衞門尉南帝ヲ討奉リシハ中村太郎四郎ト云モノナリ石見ガ討レシハ三條殿ニテ幸若舞有テ人々羣集シテ歸ルサニ辻切ノヤウニウタセシト見ユ

按ルニ後醍醐ノ南山ヘ遷幸有シヨリ五十五年ニテ南北御合體其後五十年ニテ南帝フタ丶ビ吉野ニ起リ給ヒ其後十五年ニテ討レ給ヒヌスベテ南朝百二十年ニシテ亡ビタマヒキ

寬正元年九月畠山右衞門佐義就又義政ノ命ニ背キ河内ヘ退キ若江ノ城ニ據ル尾張守長政シテ攻ラル義就嶽山金胎寺ニ城守シテ戰フ事止ズ三年四月義政細川山名武田佐々木等スベテ二十餘州ノ兵ヲシテ政長ヲ助ケラル金胎寺陷四年四月嶽山陷義就高野山ニ奔ル政長是ヲセム義就ヒソカニ吉野山ニ遁ル十二月政長上洛後土御門院寬正五年八月政長管領タリ此年十一月義政弟淨土寺門主義尋ヲ歸俗セシメ從五位下左馬頭義視トナノラセ義政ハ二十九歲義視ハ二十二歲天下ヲ讓ラムト約シ細川勝元ヲ其執事トス六年十一月義政男子ヲウム

卽是義尚御臺所義尚ノ母裏松贈内大臣重政ノ女密ニ山名宗全ヲタノミテ其男ヲ世ニ立ムコトヲハカル宗全是ニ應ズ

按ルニ勝元ハ宗全ガ聟ナリ勝元初子ナクシテ宗全ガ子ヲ養フ其後實子生レシカバ養子ヲバ僧トセリ是ヨリ宗全心ヨカラズ又赤松次郎ガ家ヲ立ン事ヲ恨ミテケレバ義視世ヲシリタマハヾ勝元其權ヲ執ヌベシイカニモシテ義視ヲハカラムトテ此事ニ應ゼシトナリ

明ル文正元年四月斯波右兵衛督義廉右兵衛佐義敏爭論ノコト有リ是ヨリ前斯波惣領千代德早世長祿三年ノ事歟シテ子ナシ大野修理大夫ガ長子義敏ヲヨツギトシテ三職ノ座ニオク程ナク甲斐朝倉織田等ノ家人ト不快ニテアリケリ伊勢守貞親ガ妻ハ甲斐ガ妹ナリシカバ貞親ニヨリテ訴ヘシニ頓テ澁川治部少輔義廉ヲタテ給ヒテ右兵衛督ニ任ゼラレ義敏ヲシリゾケラル筑紫ニ下リテ大内左京權大夫敎弘ヲ賴ミテアリシガ五六年ノ後ニ義敏ガ妻ノ妹貞親ガ妾ト成リ新造ト名付テ寵愛淺カラズ其妾貞親ヲシテ取成サシメ義敏ガ息松王丸ヲ鹿苑ノ蔭凉軒眞蘂西堂ノ弟子トナシ西堂シテ義敏赦免ノ事ヲ歎ケリ貞親ガ子兵庫助貞宗諫止メシカバ貞親カレヲヘダテオモヒシニホドナク義敏赦サレテ寬正六年冬上洛シテ十二月廿九日ニ父ノ修理大夫入道明意一作巖トトモニ御所ヘ參ル此ノ年ノ夏ノ頃義敏ヲ斯波ノ家督ニナサレシカバ義廉シウトノ宗全ト議セシニ入道ヤガテ分國ノ兵ヲ召集ム義廉モ尾張越前遠江ノ勢ヲ召シテ屋形ニ櫓ヲ上ゲ掻楯ヲカキテ待ツ諸大名モ皆國々ヨリ兵ヲ召シ上ス洛中ノ騷劇甚シ其時落書ニ

義敏ハ二見ノ浦ノアマナレヤ
伊勢ノワカメヲ賴ムバカリゾ

空セミノウツヽナキ世ニ出ズトモ
ツクシヨシトシ入テ居ヨカシ

今出川殿ハ義廉御汲引ノヨシ云沙汰セシ程ニ御兄弟不快ノヤウニ有シカバ義視勝元ガ家ニヒソカニワタリ給フ又貞親ガモトヘハ天下ヲミダル張行ニヨリテ細川山名上意ヲ得テ討手ヲ差向トシラセケレバ四月六日夜貞親父子新造幷西堂近江路ニカヽリテ落ツ義敏モ同日北國ニ落行九日ニ諸大名連判ニテ貞親ガ積惡ヲ訴ヘ誅セラレザラムニハ皆々出仕止ムベシト望ミシカバ貞親追討ノ仰アリ

貞親ハ近江ノ浦ノ紲ナレヤ
　日ニマカレテゾロニ入ケル
クミオキシ竹ノ力ノツヨケレバ
　破レカネタルシブカハゴカナ

蔭凉ヲモ誅スベシト望シカバ是モ請フ所ニ任セラル十一日ニ今出川殿ヘ日野内府ヲ使トシテ告文ヲ送ラル同心ノ氣色ナカリシカバ一色伊豫守諫シカバ歸座アリキ扨モ畠山義就ハ日野内府北小路殿ヲ頼ミ御臺所ヘ歎キ申セシカド御ユルサレモナカリシニ宗全入道去ル嶽山ノ戰ニテカレガ武勇ヲ見テケレバ彼ヲ味方トセバ當家ノ爲ニヨカリヌト思ヒテ姉尼安清院シテ御臺所ヘ毎日申ケレバヤガテ出仕ノ事御ユルシ有文正二年十二月廿五日ニ上洛シテ出仕ス其アシタ彼ガ旅宿ノ千本ノ地藏院ノ門ニ落書ス

　右衞門佐イタヾクモノガ二ツアリ
　　山名ガ足ト御所ノ盃

明レバ應仁元年正月朔日管領畠山左衞門督椀飯ヲ勤ム二日恒例ニテ管領ヘ御成始タルベシ然ルニ明日ノ御成思召子細アレバ後日ヲ期セラルベシト有政長四五年ノ間八箇度ノ大儀ノ御晴シテ奉公他ニ異ナリ別ノ御感コソナカラメ此仰ハイカナル事ゾト周章ス義就ハ政長追出シテ屋形ヲ取ムトス政長ガ方ニモ矢倉掻楯掻テ是ヲ待ツ例ノ如ク十五日山名ガ椀飯事終テ夜半計リニ今出川殿ヘ參リ室町殿ヘ入參ラセ義就上洛ノ上ハ萬里小路ノ宅ヘ移ムトスルニ勝元政長ニ合力ス且ハ上意ニ背キ且ハ叛逆ヲ企ルカ上使ヲ以テ政長ニ合力ノ事ヲ止メラルベキ由室町殿ヘ申ケレバ頓テ上使有ケレ共勝元承伏セズ遂ニ諸家ノ輩政長義就ニ合力スベカラズ只相手向ヒニ勝負ヲ決スベシトアリ山名此程晝夜四日迄歎申セシニ此御下知ハイカニヤト云シニ義就御下知尤願フ所也トテ十八日ニ政長ト戰ントス政長御靈ノ森ニ退ク是細川ガ要害近ケレバ其ノ合力ヲ思フガ故也宗全頓テ室町殿行幸御幸ヲナス此日勝元ヘ御使有シカド承伏セズ義親ヨリ細川民部少輔敎春ヲ使トナサル敎春身ノ暇申テ參リシガ勝元モ政長ニ合力スベカラザル由ヲ領掌ス落書ニ

　春クレバ又打返ス畠山
　　猶イサカヒノ種ヲマクラム

カクテ十八日ノ卯ノ時ヨリ終日戰ヒクラシ政長ハ勝元ガ助ザリシカバ其夜落行ク（此時ニ政長討死ノ由申セシナリ）

古具足御靈迄キテ屋張殿
細川キレヲタノムハカナサ
細川ハ墨俣川ト名ノレカシ
尾張ソコナソ川トコソキケ

カヽリシカバ洛中シバラク靜謐シテ山名畠山ガ驕奢甚シ斯テ勝元叔父右馬頭持賢入道内々勝元ヲ勸ケレバ宗全ト軍起ラムト聞ヘシカバ今出川殿細川山名ガ方ニ行給ヒテ和睦ノ儀ヲ仰ラル勝元ガ謀ニテ赤松二郎ガ舊臣等播磨備前ニ打入勢州ヘハ土岐世保五郎政廣討入尾張遠江ヘハ義敏ノ舊臣打入若狹今富ノ庄ヘハ武田下向シテ一色家人ヲ追出ス宗全ガ方人憤テ屋形屋形ニ要害ヲ構ヘヌ五月廿四日山名方一色左京大夫ガ構御倉ノ政實ガ屋敷ヲ勝元方成眞院打入テ陣取タリ明レバ廿六日兩陣相分レテ矢軍ヲ始タリ此日勝元出仕シテ御旗竿ヲ申下シテ四足御門ニ御旗ヲタツ

細川方勝元（攝津丹波土佐讃岐）讃岐守政之（阿波參河）備中守（備中）淡路守（淡路）和泉守護（和泉）斯波義敏畠山政長（紀伊河內越中）京極大膳大夫持淸（隱岐出雲飛彈近江）赤松二郎（播磨美作備前）富樫介（加賀）武田大膳大夫國信（安藝若狹）凡二十二州兵十六萬餘人山名方宗全（但馬播磨備後）相模守入道（伯耆備前）因幡守護（因播）修理大夫（美作石見）斯波義廉（越前尾張遠江）畠山義就（大和河內紀伊）修理大夫義純（能登）一色左京大夫義直（丹後伊勢土佐）土岐左京大夫成頼（美濃）六角四郎高頼（近江）大内新介政弘（周防長門豐前筑前安藝石見）河野（伊豫）凡二十七州兵十一萬六千餘人カクテ六月ヨリ日々戰フ事止ズ洛中洛外悉ク兵燹八月勝元主上上皇ヲ花御所ヘ迎ヘ參ラス是ハ義政山名ニ心ヲ通ジ給フト聞ヘシカバ主上上皇ヲ翼戴セムトノ謀也（八月廿二日ナリ）此月義視伊勢國司北畠中納言源敎具ガ館ヘ奔ル（應仁別記ヲ按ルニ義視五月廿五日ヨリ義政ト一所ニアリテ八月二十日細川ガ館ニ招ズ義政此事ヲ尋ラレシニ御所樣ニハ山名ヲ御贔負アレバ此ノ御所ヲ頼ミ入タルトバカリ答フ廿二日ニ義視ヨリ使シテ一所ニテハサム事ハ勝元申ツカフルユヘニ延引ノ由ナリシニ等閑ナキ事肝要ナリタヾ其御所ニテ義政ヨリ仰ラレシカト二十三日ニ戌刻バカリ御所ヲ出テ伊勢ニ下ラレシト見ヘタリ）二年正月ヨリ三月迄東西ノ陣洛中ニテ戰ヘバ其外ノ者ドモ國國ニテ相戰フ四月勝元義視ヲ迎フ十月歸洛然ルニ義視ヲ勝元ガ君トセム由ヲ計ルト聞ヘシカバ義政モ疑給フト聞ユ勝元其疑ヲ解ムタメ義視ヲ叡山ニ上ラシム（應仁別記ニハ十一月五日義視上洛十三日ノ夜雨中登山トシルセリ）ヤガテ宗全ガ陣ニムカヘ主君トス（十一月二十五日）是ヨリ將軍兄弟國ヲ爭ハレシ如クニナリヌ文明元年近江ニ六角龜壽丸山名方ニテ起リヌ大内ガ留守二尾加賀守ハ主ニ叛テ細川ニ屬ス此ヒマニ少貳嘉頼ガ子敎頼對馬ヨリ出テ筑前ノ本領ヲ取返シ九州亂ル二年七月一條關白兼良辭退時六十九

歳相傳ノ書悉ク兵火ニ燒ク其後奈良ヘ蟄居其子前關白敎房ハ兵庫ヘ下リ其孫房家土佐ニ下ル其後赤松勢播州ヨリ上リシニ兼良ノ孫殺サル其時兼良

トテモ死ヌル命ヲイカデ武士ノ

家ニ生レヌ事ゾ悔シキ

十二月後花園上皇室町殿ニテ崩（五十二歳）三年正月悲田寺ニ葬五月義政越前ヲ朝倉孝景ニ給フ越前ハ斯波領シケルヲ家老甲斐兵亂ノ紛レニ主ヲ殺シ國ヲ奪シヲ朝倉是ヲ討ツ其後武衛ノ子孫浪人シテ關東ヘヲモムク尾張モ武衛ノ國ナリシヲ家老織田奪ヘリ（大系圖ニ義廉ハ應仁ノ時朝敵ニ同ジコレハ義良ヲ家督トス義良實ハ義淳ガ子後義寛ト改ムト見ヘタリ此人殺サレシニヤ）此年古河ノ成氏上杉顯定ニ古河ヲ落サレテ千葉ヘ落四年洛中ノ戰尙止ズ義政ノ仰ニ因テ能登ノ畠山（義澄）細川ニ降リテ北國路開テ兵糧多ク東陣ニ聚ル山名方ノ輩降ル者多シ（應仁別記ニ山名一色畠山左衛門佐下向大内新介降リ武衛土岐下國シテ洛中靜謐御所樣御悅ニゾナリニケルト云云）五年三月十九日山名右衛門督持豐入道宗全卒（七十歳）五月十一日細川右京大夫勝元卒（四十四歳）應仁元年ヨリ是迄七年ノ戰勝負イマダ決セズシテ兩方ノ大將病死スサレド其餘黨猶洛中ニ戰陣ス十二月義尙元服征夷大將軍正五位下左中將（于時九歳）畠山政長管領タリ七箇日ニテ止職同

義統管領九年十一月山名方ノ大名皆々京ヲ去テ歸國ス義視ハ美濃ヘ赴ク（土岐元ヨリ山名方タリキ）洛中靜謐シ畠山政長又管領トナル應仁ヨリ此年迄十一年ニ及ブ是ヨリ諸大名在國シテ近國ヲ押領シ武家ノ威衰フ十年成氏顯定ト和睦シ古河ヘ歸ル顯定ハ山内ノ家ヲ繼ギ上野平井城ニ在テ八州ヲ管領ス扇ヶ谷修理大夫定正ガ臣太田道眞ガ子道灌武州ニアリ此父子ガ謀ニテ東國ノ兵山内ヲ背テ扇ヶ谷ニ從フ者多シ是ヨリ兩上杉戰ニ及ブ同十一年十一月義尙十五歳判始評定始是ヨリ義政ハ東山東求堂ニ在テ古器古畫ヲ翫ビ年月ヲ送リ北山ノ金閣ニ准テ銀閣ヲ作ル（此時義政四十四歳）十七年古河成氏和ヲ義政ニ乞テ許サル十八年勝元ガ子細川右京大夫政元管領タリ此年顯定ガ謀ニテ太田道灌定正ニ殺サル是ヨリ扇ヶ谷衰フ長享元年九月佐々木六角高賴上洛セズ義尙親征高賴甲賀山ニ奔ル義尙鈎ノ里ニ陣ス此年伊勢新九郎京ヨリ駿河ヘ下向シ今川ニ屬スト云延德元年（長享元年ヨリ中間一年ヲ隔ツ）三月二十六日將軍從一位内大臣源義照鈎里ノ陣中ニ薨（二十五歳）在職十七年也義政嗣ナケレバ義視ト和ス四月義視美濃ヨリ歸洛落飾其子義材ヲ義政養フ二年正月七日前將軍從一位左大臣准三宮義

政薨（五十六歳）治世四十九年ナリ七月義材將軍宣下（二十五歳）參議從四位下中將タリ三年正月七日入道大納言源義視薨（五十三）四月從三位左兵衞督源政知伊豆國ニテ卒（五十七歳）（此人失ラレシコト一説ニ茶々丸御曹司ニ殺サレシトモイフ）應仁記ニ義政天下ノ成敗ヲ管領ニ任セズタヾ御臺所香樹院春日局ナド云テ理非ヲモワキマヘズ公事ヲモ知リ玉ヌ青女房僧比丘尼達ノ計ヒニテ酒宴婬樂ノマギレニ申サタセラレシカバ只今迄贔負ニ募リ論人ニ與フベキ所領ヲモ又賄賂ニ耽リ訴人ニ理ヲ付又奉行所ヨリ本主安堵ヲ給ハレバ御臺所ヨリ恩賞ニ被レ行如レ此錯亂セシ間畠山兩家モ去ル文安元年甲子ヨリ今年應仁元年丁亥迄ニ纔ニ十四年ノ中ニ兩家互ニ勘當ヲ蒙ル事三ケ度赦免セラル、事モ三ケ度也是ヲ見ルニ何ノ不義モナク又何ノ忠モナシ又武衞ノ家ニ義敏義廉纔ニ十年ノ中ニ改動セラルル二ケ度ナリ是皆伊勢守貞親吹擧ノ下ヨリ出テ色ヲ好ミ婬着セシ故ナリ○其頃江州鹽津住人熊谷トイヘル奉公ノ者御政道ノ不正ノ事ヲ悲シミ密ニ諫言ヲツヅリテ一紙ノ狀ヲ捧シニ義政大ニイカリ給ヒ諫ル所ハ一ツトシテ道ニ當ラズト云事ハナケレドモ其司ニ非ズシテ法ヲ行ヒ諫言ヲ納ル、條猥籍是ニ過ルコト

有ベカラズトテ所領ヲ沒收シテ追出サル○亂前ノ公家武家都鄙遠境ノ人民憂悲苦惱セシ因緣ハ義政カツテ人ノ費ニ乘ズル事ヲ知給ハズ心ヲ恣ニモタセ給ヒテ仁政ヲ下シ給ハザル故ニ若五六年ニ一度アラム御晴サヘ諸家由々敷大儀ゾカシ然ルニ五年ノ中九ケ度迄執行レシコトコソ悲シケレ一番ニ將軍ノ大將拜賀二番ニ寬正五年三月河原猿樂三番ニ同年七月後土御門院御卽位五番ニ同八月八幡上卿六番同九月春日御社參七番ニ同十二月大嘗會八番ニ文正元年三月伊勢御參宮九番ニ花ノ御幸コレニヨリテ諸家ノ大營萬民ノ費言語ノ不レ及所ナリ○又花御所ノ甍珠玉ヲミガキ金銀ヲチリバム其費六十五萬緡幷ニ高倉御所義政ノ御母御臺後ニ入給フ腰障子一間ノ價二萬錢ナリ是ヲ以其嚴麗ヲモ計ルベシ○是ヲ以諸國ノ土民百姓等ニ課役ヲカケ段錢棟別ヲ色々ノ樣ヲカヘテ譴責スレバ國々ノ名主百姓ハ耕作ヲ仕得ズ田畠ヲ捨テ乞食シ足手ニ任セテモタヘ行鹿苑院殿ノ御時ハ倉役四季ニカ、リケム普廣院殿御代トナリテ一年ニ十二ケ度ナサレケム然ルヲ當御代トナリテ倉役ノ臨時繁クカ、リシカバ大嘗會ノ有シ霜月ニハ臨時九ケ度ト臘月ニ

ハ八ケ度ナリ又彼借錢ヲ破ラムトテ前代未聞ノ德政ト云コトヲ云出シテ此御代ニ十三度迄行ハレケレバ倉方モ地下方モ皆絶ハテ、夏ノ世ノ民ノ此日イツクンゾ亡ビム我爾ト倶ニ亡ビムト云シガ如シ若此間ノ近臣ノ中ニ君ヲオモフ忠臣アラバナドカ諫奉ラザラムヤ然ルニ天下ハ破レバ破レヨ世間ハ亡ビバ亡ビヨ猶イヤマシニ懸取テ他ヨリ一段美ヲミガクヤウニヲリマハサントスル無道ハ是猿犬ノ前表ナルヘシ

按ルニ天下ヤヽ定リヌルニ及デハ驕侈必生ズルコトニヤ記ノシルス所ヲ見ルニ室町家ノ政亂レシコト既ニ義滿ノ代ニ萠シテ義教ノ代ニ長ジ義政ノ時ニ至リテ極ルナリ倉役ト云ルハ富商富民ニカケテ錢カリ給ヘルナルヽミシカク國用ノ不足ナルト云事ハ皆是上一人ノ驕奢ニヨレリ其流弊下民ニ歸シテ怨苦セシ所ノ禍終ニ又上一人ニ歸スル者ナリ天下ノ亂ト云フ物ハ其ヨル所端多シトイヘ共其根本ハ天下ノ財盡テ民窮リ大名貧シクナレルヨリ事起ルナリ我神祖府庫ノ金銀ヲ御覽ジテ此金銀半ニナラム時ニ天下ハヤヽ亂ルベシト仰ラレシ誠ニ深キ神慮アリト覺ルナリ又天下亂レムトテハ驕恣ノ主出テシカモ天下ヲ望ミ給フ事年久シキ者ト見ヘタリ義滿ノ治世四十一年此時天下ヤヽ定リテ武家ノ禮式等備レルヤウニ世ニハ申傳レドモ此代ニ世ノ憂苦ミ諸大名ノ恨ミ憤レル事尤多カリキ是只上一人ノ驕奢ニヨレル所ナリサレド室町殿ノ代ノ盛リナル時ナレバ動キナク世ヲモ保チタマヽリ其後義教治世ハ十四年成シカド天下以ノ外ニクルシミ此人今シバラク世ニマシマサバ此代ニ天下ハ亂レヌベシ赤松ガタメニウセ給ヒシハ室町殿ノ猶世ヲ累ネ給フベキコトノ幸ニテシバシガホドモ世ノミダレヲソカリシハ又其代ノ民ノ大幸ニテ有シナリサテ義政ノ治世四十九年此時ニ至リテ天下ノ亂ハ出來シカドソノ事ノ起リハ皆々義滿ニ萠シテ義教ニ長ジケルナリ況ヤ四十九年ガ程驕奢ヲ恣ニシタマヒテ天下ノ大名下民モ苦シミ究リシカバ室町殿終ニ亡ビシナリ猶モソノ代ノ内ニホロビ失給ハザリシ事ハ世ニ英雄ノ人モナク一ツニハ天下久シク將軍ノ威ニ服セシイハレアル故ナリ（此イハレニ付子細アルベシ）大學ニ雖レ有二善者一亦無レ如二之何一矣ト見ヘシコトサモ有事ナリ今出川殿ノ御事ハ其代ノ物トモ見ヘシ所ハ

イカニモ温順ノ人ニテマシマシキサレド一日モ位ニオハシマサヾレバ其德澤ノ世ニ及ブト云事モナシ義尙將軍ハ凡室町代々ノ内ニハ勝レ給ヘル人主ニテオハシキ思フニ其生質ノ美ノミニモアラズ父將軍ノ不德ニテ世ヲ亂リ給ヒシニ大キニ懲サセ給ヒシガ故ナリミヅカラノ德ヲモ修メ給ヒ十一歲ノ御時ニ文學ヲ好ミ給ヒテ倭歌ヲモタシナミ給ヒ弓馬ノ藝ヲナラヒテ書法ヲモ學ビ給ヒキサレバ小槻宿禰雅久シテ論語ヲ講ゼシメ卜部兼倶ニ日本紀ヲ講セシメラレ花御所ノ厩前ニテ犬追物ヲ御覽ズル事度々ナリキ十五歲ニテ父ニ代リテ天下ノ政務ヲシリ給フ十六歲ノ七月一條ノ太閤ニ望テ樵談治要ヲ撰バセ申サレ十九歲ノ正月詩歌ノ會ヲ催サレ廿二歲ノ時大將拜賀ノ參内オハセシニ其禮ニナラヒ給ショシ世ニモ申傳ヘ侍リ廿三歲ノ時六角高賴ヲ親討給ヒ甲賀ニ遁去リシヲ猶討レムトテ鈎ノ里ニ陣シタマヒシ其軍中ニモ孝經ヲ講ジサセ春秋左氏傳ヲ講ジサセテ聞シ召サレシガ終ニ其陣中ニウセ給ヒヌ去バ文事ヲ好給ヒシノミニアラズ武事ニモ堪給ヒシ所オハセシト見ヘキ此人世ニマシマスコト年久シク叉ヨキ人シテ政ヲ輔佐シタリセバモシクハ室町殿ノ代中興シ給フコトモアリヌベシ然ルニ兵亂ノ中ニ生長シ給ヒ世ヲシロシメサレシ事ワヅカニテ失給ヌヨカラヌ東山殿ハ世ヲシリ給フ事年久シカリシ程ニ天下終ニ亂レシナリ天ノ其邦家ヲ亡サントシ給フ時ニハ善者アリト云ヘドモイカニトモスベキヤウナキモノトコソ見ヘタレ譬バ般ニ三仁アレト紂王世ヲ亡シ給フガ如シ義政ガ代ニ天下亂レシコト其根本ハ驕奢ニ起ルト云ヘ共事ノ端トナリシハ義敎被レ弑シニヨレリ其故ハ滿祐ガ逆罪ニヨリテ義量ノ御時ニ討手ヲ向ケラレシニ山名入道ガ一族功有シカバ其賞殊ニ多カリキ然ルニ此入道天性ハラアシクオゴリヌル氣アリテ畠山ガ家ヲ亂リ赤松ガ家ノ絕ムコトヲ謀カリテ終ニソノ婿勝元ト不快ニシテ今出川殿ヲ世ニ立參ラセント御臺所ノ御方人申セシナリ此人嘉吉ノ功ナクバイカデカク迄世ヲミダル程ノ勢ハアルベキ扨叉畠山斯波各家督ヲ爭ヒシコト亂ノ端ト成リシ第一ナリ畠山ガ事初ハ政長ヲ勝元ガ贔負シテ宗全方人タリシ後ニハ宗全父義就ヲ荷擔シテ是ヲ立ムトス斯

波ガ事モサキニハ家老甲斐内縁ニヨリテ望シカバ貞親是ヲ用ヒテ義敏ヲ退ケツイニ新造ノ申スニ付テ貞親又義廉ヲ退ク又此時義政猶子シテ後實子出來シカバ初ノ志變ジ勝元モ猶子ヲ僧トセシカバ宗全ト聟舅ノ中ラヒアシク畠山モ養子ノ後ニ實子生シヨリソノ家亂レキ公方モ管領モ猶子シテノチ志ノ變ゼシコト共ニ同ジク山名伊勢ガ人ノ家ヲ或ハタスケ或ハカタブケムトセシコト又共ニ同ジサレバ世ノ至テ重キコト人ノヨツギノ事程大切ナルハナシ北條ガ鎌倉殿ノ嗣ヲ絶シコト其後天子ノ皇統ヲミダリテ王室ヲ弱メ攝家ノ支流ヲワカチテ其勢ヲソギシモ皆是ヨツギノ事ニアラザルハナシ孔子春秋ヲ筆削シ給ヒシ初ニ魯隱公元年ニ始ラレシモ繼嗣ノ事ヨリ國亂シガ故也禮記ニモ此事ヲ論ジ給ヘリサレバ異朝ニモヨツギノ事ヲ殊ニ重ジ侍リ我朝ノ古モ令ノ中ニ繼嗣令ヲ撰ミオカレ近クハ我神祖天下ノ法式ヲ定メ給ヒシニモ此事ヲ返ス〻仰ラレシ是全ク人臣ノ家ノ事ノミニハアラズ人君ノ御事ニカヽレルナリ東山殿ノ御アトノ事則是ニヨリテ重テ亂レシ也闇主自ラ邦家ヲ覆シ給フモ姦臣世ヲ亂ラムトスルモ必ズ繼統ノ事ニ起ルナレバ能能心得有ベキコトナリ○義政ノ時天下ノ政二ツニ出シ由應仁記ニシルセシ所後醍醐ノ中興ノ政敗レシ事ノ如シコレ皆御臺所香樹院春日局ナド内奏ニヨルト云ヘ共其事ヲ執行ヒシハ皆伊勢守貞親也貞親ガ事記ニ見ヘシ所詳ナリ且別記ニモ貞親ハ御所様ノ御父ナリ新造ヲ御母トゾ申奉ル是ホドノ遠慮ナシナレバ天下ノ大事出來ベキ事ヲ顧ズトハ記セリ伊勢ノ系圖幷ニ小田原ニテ記サレシ舊記ヲ見ルニ室町殿ノ御父分タル由見ヘタリ其餘ノ物ニ支證ナキ歟但應永五年義滿武家ノ三職七頭等ヲ定メラレシ時ニ伊勢守貞行ヲ以テ奏者トセラレキ貞行ガ子伊勢守貞國貞國ガ子從四位下伊勢守貞親也其嫡子ハ兵庫介貞宗後ニ備中守又伊勢守ニ任ジキ是ハ金仙寺トイヒテ世ニ重ク思ヒシ人ニテ其父ニハ似ヌ人ニテ有シ貞親ハ文明五年正月五十七歳ニテ卒セシ由ナレバ應仁ノ前後ハ五十歳バカリニモヤアルベキ親元日記ナドヲ見ルニモカレガ當時ノ權勢管領職事モ及ブ所ニハアラズ初義滿奏者ノ職ヲ置レシ事既ニアヤマレルニヤ思フニ此職ハ朝家ノ藏

人職掌ニヨク似タル事トゾ覺ユ藏人トイフ職ムカシハ無リシヲ嵯峨ノ御時ヨリ置レシナリ續古事談ヲ見ルニ昔平城ノ御時迄ハ此國ニモ朝政シ給ヒケリ其儀式イマダホノボノヽホドニ主上出テ南面ニヲワシマス羣臣百寮各座ニ攝ス四方ノ訴人サウナク內裡ヘ參集テ高キ机ノ上ニウレヘ文ノ箱ト云物ヲ置レタリケレバアヤシノ民百姓迄申文ヲモテ參テ此箱ニ納ル史外記辨少納言ナド次第ニ取上テ是ヲヨミ申羣臣モ各是ヲ評定シ主上マノアタリ勅定ヲ下サルウレヘモシ左右ニアレバ則問ハル申文多クシテヿノ外ニ日タケヌレバヤガテ其坐ニテ供御ヲ參ラス諸卿モ御膳ヲオロシテ各是ヲクフソノ政モシヽハテヌレバソノ後ゾ舞樂御遊ナドモアリケル君ノ御心ニハ民ノ愁ヲ聞召テ御斷リ有ヨリ外ノ大事ナカリケリ嵯峨天皇ヨリ此カタスタレニケリ此君コトノ外ニ放逸ニテ政ヲ御心ニイレ給ハズサレドモソノ儀式ハ尙有ケリ五位ノ藏人二人ヲサシテ御倚子ノ傍ニスヘテ愁ヲキカシメ羣議ヲ聞召シテノチニ成敗ヲサセ給ケリ是今ノ職事ノ始ナリ嵯峨ノ別業ナドヘ常ニオハシマシケルユヱニ御暇ナクシテ自ラ朝政ニ逢セ給ハザリケル也ト見ヘタリ又職原抄ニ藏人所ノ下ヲ考ルニ嵯峨天皇御宇弘仁年中初置レ之模ニ異朝侍中內侍等職一歟彼侍中尤爲ニ重任一內侍者宦者之任也或有ニ卑レ之代一或有ニ貴レ之時一古來宦者知レ事先賢之所レ謗也唐玄宗以ニ內侍高力士一爲ニ一品將軍一爾降內侍執ニ文武之柄一遂亡ニ唐祚一依レ之執政之官大惡ニ宦者一本朝不ニ必然一弘仁以往少納言及侍從爲ニ近習宣傳之職一而此御宇初置ニ當所一トミヘシ是ラノ記セル所ヲ以テ見ルニ室町殿ノ代伊勢ガ家司ル所ハスナハチ本朝ノ藏人異朝ノ內侍ノ職也貞親ガ代ニ至リテ威禍ノ權カレガ掌ニ落テ勢益驕橫ニテ彼ノ明皇ノ世ニ高力士ガ省ニ決章奏一進ニ退將相一セシガ如クナリキ甚クシテハ義政ノ御父母ナリナド自稱スルニ至ルコト彼唐末ノ定策國老門生天子ノ禍ニ異ナラズ異朝ノ宦侍ト云モノハ元是刑餘掃除ノ人ニテ士流猶是ヲ鄙ム事ヲシレリ此貞親ガゴトキハシカラズ桓武平氏ノ流ニテ弓馬ノ業ヲ家ニシ代々ノ公方ノ近侍セシモノナレバ其禍異朝ノ宦侍ヨリハ猶甚シカリキカヽル職掌ノ者出來テ謀議ニ與リテ威福ヲ恣ニスル事治

世ニハナキ事ニゾ侍ル是皆驕逸ノ主賢士大夫ヲ見ル事ヲハバカリ給フ時ニ近習ノ人シテ其宣傳ノ職ヲツカサドラシメラル、ヨリ事起リシ也此流弊終ニ天下ヲ覆ス禍ニ至ルコトヲ知ラレムニハ東漢ノ末唐ノ衰シ代ノコトナド併セ按ズベキ事也我　神祖カヽル事ヲヨク鑑ミ給シニヤ國初ニハカヽル職ヲバ置カレザリキ凡ソハ又義滿ノ時管領四職等ヲ定メラレシニ天下ノ大名ヲ引スグリテ其職ニ任ジ殊ニハ譜代ノ家ヲ立ラレシ返ス返スモ大キナル誤ト云ベシ（コノコト足利殿ノ代ノ初ヨリアリシコトナリ）應仁ノ亂ノヨリテ起ル所ナリ漢ノ文帝ノ時賈誼ガ諫申セシモ近クハ明ノ建文帝ノ世ノ亂モ此事ニテ有シ也後漢ノ光武趙宋ノ太祖ハヨク此事ヲ心得給ヒテ功臣藩鎮ノ權ヲオサメ給ヒキタトヘバ虎ニ翼ヲ付ル事ノ如シ翼ナカランダニ其爪牙ノ利畏ルベシマシテヤソレニ翼ヲ付タランニイカデカ飛デ人ヲ喰ハザランヤ此イハレヲバ近代織田豐臣ノ如キモユメユメ知リ給ハザリシニ我
神祖心得セサセ給シ御事誠ニ千古ニ卓越シ給ヒヌ萬代ノ後マデモシタガヒヨリ給フベキ御事ニヤムカシ北條ガ家九代マデ保チシモ此心得ノ有シトハミユレド其ナセシ有樣ハ皆々詐力ニ出タレバ論ズルニタラズ

此外ニ室町家開國ノ初ニ大ニアヤマリテ其代ノ末ノ亂モ又是ニヨリシ事二條アリサレド其事勢ヲ計ルニイカニトモスベカラザル所ナリ其一ツニハ關東八州ノ事ヲ基氏ニワカチ與ヘラレシ事ナリ其後義滿ノ世氏滿ニ奥兩國ヲ與ヘラレシカバ鎌倉殿管領ノ國既ニ二十一箇國其數ハ少ナカリシカド土地ノ潤ク兵馬ノ强キオソラクハ日本半國ニ敵スベシサレバ義詮ノ代ヨリ鎌倉ヲ疑ヒシホドニ其後ハ常ニ京鎌倉ノ間快カラズ義敎ツヒニ鎌倉ヲ滅サレシカド東國ノ者ドモ數世ノ舊主ヲシタヒ京ノ御下知ヲウケズ又持氏ノ末子古河殿ヲ取タテ主トナシ參ラセシヨリ東國ミダレテ足利殿ノ代ヲ終ル迄ツイニ靜カナラズサレド義詮不器ニオハセシカバ尊氏直義相議シテ其藩屛ヲ立オカレシ事一義ナシトモ云ガタシ事勢イカニトモスベカラズトハ是也二ツニハ幕府ヲ京ニ開カレシ事ナリ義詮ヨリ以來代々ノ將軍都ノ中ニ成長シ給ヒシカバ歌鞠管絃ノ遊ニ

ノミ日ヲ送リ給ヒ物事ニ花美ヲ好ミ給ヒ武備殊ノ外ニユルミシカバヤ、モスレバ強臣ノ爲ニ劫サレ給世モ又隨テ亡ビヌサレド足利ノ世ノ初ニハ南帝吉野ニ渡ラセ給ヒシ程ニ自ラ北朝ノ御カタメノ爲ニ都ノ内ニ幕府ヲ開カレシ成ベシ是又イカニトモスベカラザル者ナリ抑建都ノ事ハ甚子細有由ヲ申傳ヘ侍リ我朝ニハ平安城ハ誠ニ王者ノ都ニテ有ケリ有德ノ君ニアラズシテハ一日モタモチ給フマジキ地勢ニテ侍リサレバイヅレノ代ノ戰ニモ京方一日モ支シト云フ事ヲバ聞カズサレド桓武帝此京ヲ定メ給シヨリ千五百年ガホドウゴキナキ帝都ナリ異朝ノ洛城ニヨク似タル所モ侍ルニヤ其後賴朝ノ大將ハ此心得ヲ知リ給ヒシトミヘシ昔源平兩家相ナラビテ朝ノ御カタメニオハセシ時弓馬術イヅレ勝リ劣リハアラズ保元平治亂ニ平氏ノ勳功有シ事源氏ノ人々ニハ猶マサリ給リ然ルニ纔二十余年ガ程ニ其武事ノ殊ノ外ニ衰ヘ源氏ノ兵起ルニ及デ立足モナク破レタマヒシ事其家運ノ盡ヌベキ時至レリトハイヘドモ平家ノ人々コノトシ月都ノ内ニ住給ヒ公家ノ人々ト朝夕ニシタシミナラヒ武勇ノ事イツトナク打忘レシニ因レルナリ賴朝此事ヲ遠カラヌ鑑ト思給ヒシニコソ六十餘州ガ中ニ殊ニスグレテ用武ノ國ト申ナル武藏相模ノ間ニ居ヲシメ給ヒキ然レバ遙ニ世ヲヘダテテ高時入道ガ亡ビシ日迄モ武事ニオイテハ見所有事共侍リキ其後基氏ノ代ニ又鎌倉ヲタモチ給ヒシカバ此所ハ後人ノ議スル所ニアラネド今ノ代ノ天下ノ如ク人多ク物盛リナランニハ猶ヨカラヌ所モ有ヌト覺ユ其後ハ織田殿近江ノ安土ヲ御座所トセラレシガイク程ナク失ハレ給ヒシカバ論ズルニ及バズ太閤秀吉初ハ聚樂ニ住シテ伏見ニ移リ給ヒ又大坂ノ城ヲカマヘテ子孫萬世ノ御座所ト思ヒ給ヒシト見シカド彼地モ武家ノ住給フベキ所トモ思ハレヌ事ドモ多シ然ルニ我　神祖東國ニウツラセ給シ初世ノ人ハ鎌倉ヲコソ御座所トナサルベケレト思シニサハナクシテ此所ニ都城ヲ定メ給ヒ永世ノ業ヲ開カレシ神謀ノ程是又前古ニ超絶シ給シ御事ナリ誠ニ此所ハ文事武備兼全カラムニハ百代ト云トモ動ナカルベキ地勢ニテハアルナリ○今ノ代國ノ蠹害ヲナス事ノ東山殿ノ時ヨリ初レル事ドモイクラモ有コノ後イヅレ

ノ世ニカコノ流弊ヲ改メラル、善政ハオハスベキ一ツニハコノ公方ハ宮室ヲ治メ園池ヲ廣メ給フコトヲ好ミ給ヒキ今モ東山銀閣ナドノ遺跡アルニテ知リヌサレド後來此等ノ事好メル人皆彼世ノ事ヲ思シタヒテ是ニ倣シカバ民力ヲ殫シ國財ヲ費ス事多カリ二ツニハ此人萬ノ物ニ過奢ヲ好ミ奇物ヲ翫ビ給シカバ其世ノ工皆心力ヲ盡シテ造リ出セル翫器多ク今モ東山殿ノ時ノ物ナリト云ヌレバ世ノ寶トスル者少カラズ是富貴ノ人ノ過奢ノ心ヲ開ク媒トナルコト多シ三ツニハ此人天性心匠オハセシガ故ニ萬ノ事ニ物好ト云事出來シカバ今ニ至ル迄好事ノ人物ゴトニ古式ヲイトヒ我巧智ヲ用ヒテ新奇ヲ競ヒヌ凡古禮ノ廢レ行ト不訾ノ財ヲ費ストハ皆此物好ト云コトヨリ起レリ尤風俗ヲ敗ルト云ベシ四ニハ茶事ヲ好ミ給ヒテ古畫古器多ク集メ給ヒテ今ノ世ニモ東山殿ノ御物ナリナド云者ハ其價殊ニ貴シカヽル事ハ閑人散士ノ聊平生ヲ樂ムニハサモコソアラメド其流弊ハ難レ得ノ物ヲ求ムトシ有用ノ財ヲ盡シテ士大夫ノ如キ牙儈ノ事ニ習ヒテ廉潔ノ風ヲ敗ル五ニハコノ時驕奢ノ餘天下ノ財既ニ盡果シカバ刀劍ノ價ヲ定ラル其價ノ高下ヲ以テ奉公ノ淺深ニ隨ヒ其賞ニ充行ハレシ其習ハシ今ニ殘リテ君上ニ奉ル物ニモマヅ其價ヲ論ズルニ至レリ淺マシキ事トゾ覺ユル是等ノ五ツヲハジメテ後代ノ人奢侈ヲ好ム心ヲ生ジ國家ノ財ヲ費シ士君子ノ風俗ヲ敗ル事彼治世四十九年ガウチニ出來テ二百餘載ノ今ニ及ベリ書ノ五子之歌ニ內作ニ色荒一外作ニ禽荒一甘レ酒嗜レ音峻レ宇彫レ墻有レ一ニ于此一未レ或レ不レ凶ト見エ伊訓ニハ敢有下恒ニ舞于宮一酣中歌于室上時謂ニ巫風一敢有下殉ニ于貨色一恒中于遊畋上時謂ニ淫風一敢有下侮ニ聖言一逆ニ忠直一遠ニ耆德一比中頑童上時謂ニ亂風一惟茲三風十愆卿士有レ一ニ于身一家必喪邦君有レ一ニ于身一國必亡ト見ヘシ誠ナルカナ是等ノ事身ニ一ツ有リテダニ家ヲモ國ヲモ亡シツベシマシテヤ此公方ニハ一ツトシテカクル所モナクオハシケレバ世ノミダレシモ理ナリ實ニ天ノナセル禍ニハアラズ自ラナセル罪ノガルベカラズト云ベシ然ルヲ今ノ人尤ニ倣フノ戒ヲシラズシテタヾ其風ヲ思ヒ慕フコトイカナルイハレニヤ心得ガタシ

義材ハ今出川入道大納言源義視子也前職四年再任十

四年義政ニツキテ後明應元年八月兵ヲ帥ヒテ江州六角高頼ヲ討テ三井寺ニ陣ス高頼甲賀山ニノガル義材歸京二年三月河內ヘ向ヒ畠山上總介義豐ヲ討管領畠山左衞門督政長從フ 按ルニ義豐ハ義就ガ子ナリ政長義就ハ兄弟ノ列ナレバ義豐ガ爲ニハ伯父ノ列ナリ 義就モ今年卒セシト云 四月義材正覺寺ニ陣ス義豐ハ譽田ニ陣シヒソカニ細川ガ家人三好二郎左衞門之長ニ通ジテ細川ガ加勢ヲ乞フ之慶 之長ガ子 主人右京大夫政元ヲ勸テ義豐ニ同セシム義豐正覺寺ヲ攻ルニ及テ政元是ヲ助テ同ジク攻ム畠山政長討レ其子尾張守尙順ハ紀州ニ走リ義材トラハレタリカクテ政元伊豆ノ國ヨリ政知ノ男義通ヲ迎テ主トス其年六月義材ヒソカニノガレテ越中ニ趣キソレヨリ又周防ニ行大內ガ許ニヨル

義澄初名義通改ニ義高一堀越殿ノ男政元ガ爲ニ立ラレ在職十四年 于レ時十五歲 明應三年伊勢新九郎入ニ相州一取ニ小田原城一六年九月古河成氏卒 六十四歲 其子政氏タツ左馬頭タリ九年九月後土御門院崩 五十九歲 在位三十六年亂世ノ最中ニテ御葬ノ料ナク四十日餘內裏黑戶ニ置參ラセ十一月葬ル後柏原院踐祚 先帝太子三十七歲 永正元年十月山內ノ上杉顯定ト扇ケ谷ノ上杉朝良ト河越ニテ戰二年和睦ス此時北條早雲其子氏綱父子武州ヘ出テ其威關東ニ振シカバ兩上杉相共ニ北條ヲ防ギ戰フ四年六月二十三日夜細川右京大夫政元其下ノ爲ニ殺サル 四十一本ニ四十二 ガ右筆戶倉ト云者ニ賂テ伺ハシム政元愛宕精進ノ爲トテ今夕浴室ニ入シヲ戶倉殺セリ近習ニ波々伯部ト云者出合シヲ是ヲモ一刀サシテニゲ去波々伯部ハ死ズ政元外法ヲ修シテ子ナシ下屋形讚岐守元勝ガ子六郎澄元ヲ養子トス 系圖ニハ讚岐守義春ガ子トアリ細川ガ家四國ヲ領セシガ賴之ヨリ已來嫡流ハ管領タレバ在京シテ上屋形ト云賴之ガ弟左近將監詮春ガ後ハ阿州ニ在國セリ之ヲ下屋形ト云 澄元義澄ヲ奉ジテ江州ニ奔ル香西等相議シテ政元初九條關白尙經ノ末子ヲ養ヒ九郎澄之ト名ノラセシヲ取立テ嵐山ニ城ヲ構ヘ籠ル七月澄元兵ヲ引テ上洛三好筑前守長輝等兵ヲ發シテ攝州ヨリ上京ニ入八月香西ト戰フ波々伯部ハ先ガケシテ終ニ戶倉ヲウツ香西矢ニ中リ死ス其黨ヤブレテ九郎澄之殺サレ洛中靜謐澄元管領トナル 十六歲 コレヨリ三好アラハル

按ルニ勝元ハジメ子ナクシテ舅山名入道ガ子ヲ養ヒ實子政元生レシカバ養子ヲ僧トナセシヨリ山名モ心ヨカラズ山名義政ノ御臺所ニ賴マレ義尙ヲ保護シ澁川畠山ガ家督ヲ爭ハシメテ世ヲ亂ル是義視

ハ勝元ガ補佐スル所ナレバマヅ勝元ガ黨ヲサリテノチ勝元ヲモ亡シ義視ヲ謀ラントノ事ト見ヘシ偖政長ガ義就ニタシナメラレシ時勝元忍ビテ是ヲ救ハズ世ニハ義政ノ旨ヲ重ジテ彼ヲ助ケズトイヘドモシカハアラジ其時ハ義政義視共ニ山名入道ガ陣ニオハシケレバ忍テ時ヲ待シナリ政長ガ兵敗レテ義就家ヲ知リタリシカバ山名ガ黨ノ志ヲ得テ怠リシ隙ヲウカヾヒヤガテ義政義視ヲ己ガ陣ニトリタリサレドモ義視ハ初ヨリ己ガ輔佐スル處ナレバ義政ノ疑ヒアラン事ヲ察シケレバハカリテ義視ヲ伊勢ヘ走ラシム猶義政山名ニ心ヲ寄給ヒシカバ頓テ主上上皇ヲ取テ陣中ニ置參ラセ若義政違變有ラバ天子ヲ狹ンデ戰ントセシナリ其後義視ヲ伊勢ヨリムカヘシニ又雜説有シカバ義視ヲ再ビ山名ガ陣ヘ奔ラシメ義政義視兄弟ノ爭ノ如クニナシタテ、山名ト相戰フ是皆君ノ爲ニセシ所ニハアラズ己ト山名ト私ノ戰ニ主ヲ刧シテ其陣ニトラヘ置シナリソレノミナラズ兩帝ヲトリ參ラセ上皇終ニ陣中ニ崩ジ給ヒキカクテ十餘年ノ間ハ細川ヒトヘニ公方ノ御方ノ如クナレバ勝元死シ山名モ死セシ後代々管領ノ家タル故其子政元父ニツギシナリ政元管領トナラザリシ時ニ義豐ト心ヲ合セテ政長ヲ討チ主ノ公方義材ヲトラヘ義政ノ約セシ旨アリトテ義通ヲ伊豆ヨリ迎ヘサテコソ管領ニハ成ケレ其時ニ義材不君タレバ是ヲ廢シ義政ノ約セシ如ク義通ヲタツト世ニハ申セシカド實ハ義材政長ヲ失ヒ援立ノ功ヲ以テ管領タラントノ詐謀ナリ本意ノ如ク管領タルコト十五年威福ヲ擅ニセシカド己モ又逆臣ノ爲ニ殺サレ爰ニオイテ勝元ガ血脉絶テ政元ガ跡大ニミダレ澄元澄之兩人相爭ヒシ事政元ガ義政ノ跡ヲ亂リシニ少モタガハズ終ニハ其家ヲ滅シキ天ノ報應尤明ラカナラズヤ

義尹重職(則義材也)文龜元年官職ヲ停ラルコレ義澄政元ガ請ニヨリシ成ベシ周防ニ有コト十六年(明應二年ヨリ)大内介ヲ頼ミ名ヲ義尹ト改ム永正五年正月義興京ノ亂ヲ聞テ義尹ヲ取タテ九州中國ノ兵ヲ催シテ上洛スト聞ヘシカバ管領細川右京大夫澄元阿波ヘ走將軍義澄江州ヘ走テ佐々木ヲ頼ム四月義尹義興和泉ノ堺ニイタル五月三好長輝入道喜雲阿波ヨリ攝州ヘ渡リ細川佐々木ガ兵ト共ニ義興ト戰ヒ打負テ父子三人京ノ百萬遍

ノ寺ニテ自殺六月義尹入洛七月再任將軍大内介管領トナル六年十月二十六日夜半盜幕府ニ入義尹自ラ防ギ戰ヒ九瘡ヲ蒙ル同月兵ヲ江州ヘサシムク七年二月京勢敗ル同月上杉顯定家人長尾爲景ガ爲ニ越後ニテ死ス（五十七歳）此人十四歳ニテ越後ヨリ鎌倉ヘ赴キ關東ヲ領スルコト四十餘年子ナクシテ古河政氏ノ子顯定ト憲實ガ孫憲房トヲ養子トス八年八月前將軍義澄江州岳山ニテ薨（三十二歳）法住院殿ト申ス此月細川右馬助政賢（勝元叔父右馬入道持賢ガ孫）四國東國ノ勢ヲ催シ京ヲ攻ントス義尹義興丹波ニ奔ル政賢京ニ入義尹兵ヲ集テ歸洛舟岡山ニテ合戰政賢敗死九年義興叙二從三位一軍功ニヨリテナリ十年三月義尹江浦ニ向ヒ軍破レ正月歸京名ヲ義植ト改ム十三年北條早雲三浦介道寸（陸奥守）其子新井惡次郎義意（彈正小弼）ヲ亡シ兵威强クナリテ兩上杉ヤウヤク衰フ十五年八月大内左京大夫義興職ヲ辭シテ歸國（在京十餘年）公家武家ノ事ヲ執行ヒシカバ財盡テ歸ト云此頃公家武家同ジク衰微京師アレハテヌ公家ノ人々義興ヲ賴ミテ連ニ彼國ヘ趣ク有又國々ノ大名ヲ賴テ下向ノ人々多シ十七年細川澄元ト高國ト戰ヒ始ルハジメ政元子ナカリシカバ故管領右京大夫賴元ガ二男右馬頭滿國曾孫民部少輔政春ガ男高國ヲ養ヒ又九條殿ノ末子澄之ヲ養シカド皆政元ガ心ニ叶ズサテコソ澄元ヲモ養ヒケレサレバ高國ハ初ヨリ澄元ト間ヨカラズ澄元義興ガ歸國ヲ聞テ阿州ヨリ兵ヲ發シ高國ト戰フ高國ヤブレテ江州ニ奔ルフタヽビ兵ヲ引テ上洛ス是ハ義植澄元ト心ヲアハセ高國ヲ討ムトシ給フ由聞ヘシガ故ナリ（義植ノカク有シハ高國ヤウヤウ逆節有シニヨリテナリ）澄元播州ニ奔リ三好之長京師曇花院ニテ擒トナル此年六月澄元阿州ニテ卒（二十九歳）舍弟晴元ヲ嗣トス大永元年三月二十三日當今即位是公家武家共ニ衰ヘシ故踐祚ヨリ此カタ二十四年ヲ經ル迄大體延引三條逍遙院入道ノハカラヒニテ本願寺ヨリ御即位料ヲ調進セシカバ禮行ハル此賞ニ本願寺代々門跡ニ准ゼラル同月二十五日義植京ヲ落チ淡路國ヘ赴ク是ヲ島公方ト云（復職ノ後十四年ニ及ブ）此年七月之長囚ヲ免テ阿州ニ歸ル

義晴義澄ノ子（一説義植ノ猶子トイフ）治世三十年細川右京大夫高國播州ヨリ迎ヘ大永元年六月入洛十二月義植ノ官職ヲ停テ義晴任二將軍一（十一歳）高國管領タリ入道シテ道永ト號シ又常植ト云フ三年四月義植阿州撫養ニテ薨（五十八歳）子孫今ニ有平島ト號ス諸將相議シテ義榮ヲ嗣トス

（三好家譜ニ此時諸將ハ義持ノ弟義國ヲタテムトスルニ三好元長義榮ヲタツト見ユ大系圖ニ義榮ト云フハ義晴ノ弟義維ノ子トシルセリイヅレモ不審義持ノ弟ニ義國ト云人ナシタトヘコレ有トモ此時迄存生タルベキニモアラズ又義榮ノ父義維ト云人義晴ノ弟タラムニハ此時義晴サヘ十一歳ナレバ其弟ハ猶幼ナカルベキニ子ノアラン樣モナシ其上三好記ヲ見ルニ義榮永祿十一年ニ五十八歳ト見ヘタレバ大永ノ三年ニハ十三歳ナリ誰人ノ子成シニヤ若又義維ノ子タラムニハ義維ト云シハ義植ノ弟カ義澄ノ弟カニテ有ベシ）大永六年高國讒ヲ信シテ家人香西四郎左衛門光重ヲ殺シケレバ其一族皆背ク此時ニ乘ジテ元長兵ヲ阿州ニ起シテ攝州ニ渡リ泉州ニ至ル高國將軍ノ仰ヲ蒙テ越前ノ朝倉若狹ノ武田江州ノ六角京極等ノ兵ヲ召ス七年二月三好ガ兵京ニテ合戰利アラズ三月元長自義榮晴元ニ隨テ堺ニ至リシカバ兵勢大ニ强ク高國ガ諸城皆ヲチ伊丹一城殘レリ高國ガ兵ヲシテ伊丹ヲ援ヒ自ラハ東寺ニ陣ス元長丹波ノ波多野孫右衛門河内ノ遊佐河内守ト謀ヲ通ジ四國ノ兵ヲ召シテ高國ヲ攻ントス（此時波多野ハ丹波但馬ノ兵一萬二千遊佐ハ畠山ガ兵ヲ引來ル波多野ハ香西ガ兄ト云フ）高國元長ト和ヲ講ズ享祿元年正月和既ニ成シカバ佐々本京極朝倉等ノ兵皆々歸國ス高國元長ガ僞リ和セシ事ヲ聞テ伊勢ニ奔北畠植親ヲ頼ミシカド不レ許江州ニ行テ佐々木高頼ヲ頼ムニモ不レ許越前ヘ行テ朝倉ヲ頼ムニモ許サネバ北海ヲ渡リテ出雲ニ行尼子ヲ頼ミシニ是モ又不レ許終ニ備前ニ行テ浦上掃部頭ヲ頼ム是ニヨリ義晴モ京

ヲ落テ江州ニ奔朽木民部少輔植綱ガ許ニ在晴元ハ堺ニアリ二年山崎ニ於テ柳本彈正（香西ガ弟）伊丹彌三郎私ノ戰有テ伊丹死ス伊丹ハ三好ガ緣者タレバ三好ノ者共是ヲ救ムト京ヨリ兵ヲ發スト聞テ柳本ハ牧方ニ走ル晴元彼ニ援兵ヲ遣ス元長是ヲ恨テ阿州ニ歸ル晴元柳本シテ兵ヲツカサドラシム伊丹城ヲ落セリ三年ノ冬晴元前非ヲ悔テ元長ヲ呼ブ晴元弟持隆モ元長ト共ニ兵ヲ集ム（元長ガ阿州ニ歸リシヲウカヾヒテ高國兵ヲオコセシ故ナリ）十一月高國攝州ニワタリテ晴元ガ兵ヲ討ツ晴元ガ將藥師寺敗レテ降リ四年ノ春元長攝州ニ渡リテ晴元ヲタスク六月元長高國ト天王寺邊ニテ大ニ戰ヒ高國ヤブレテ尼ガ崎ニ走ル元長ヲシテ追テ戰フ高國脫セザル事ヲ知テ廣德寺ニ入テ自殺ス（按ルニ高國管領タルコト十一年一說民家ニカクレ大ナル壷ノ中ニ有ルヲ見出シテ殺スト云フ）天文元年正月三好ガ一族京ニテ柳本彈正ガ子甚四郎ヲ殺ス是ハ伊丹ガ讐ヲ報ユルナリ晴元大ニイカリシカバ元長入道シテ罪ヲ謝ス（薩摩守海雲ナリ）義榮幷持隆等意見セシカド晴元不レ聽六月廿二日終ニ海雲ヲ殺ス（六十八歳）入道ガ妻三人ノ子ヲタヅサヘテ阿州ニノガル（此時長慶ハ十一歳ナリ）二年二月一向門徒泉州堺ヲ討晴元ノ戰利ナクシテ淡路ニ奔ル門徒堺ニ入テ住ス三月門徒伊丹ヲ攻ム木

澤長政京ノ日蓮宗ヲ催シテ是ヲ救フ門徒等ヤブレテ死スル者多シ四月晴元阿州ノ兵ヲ卒シテ兵庫ニ歸リ池田ノ城ニ入諸將シテ堺ニ向ハシム門徒大坂ニ築テ守ル五月大坂ヲセム門徒降ル其後晴元京ニ趣キ義晴ヲ朽木ヨリムカヘテ管領トナリ右京大夫ト名ノル（一説ニ天文元年義晴ヲムカヘ管領トナリ其後海雲ヲコロセシト云フ）八月又大坂ノ門徒兵ヲ起ス五年二月即位ノ禮行ハル（大永六年奈良院三十歳一本作三十一歳ニテ踐祚アリシヨリ今年マデ十一年大禮行ハレズト云フ）今度ノ料ハ大内介義隆調進セリ（義興子）六月中納言兼秀勅使ニテ周防ニ下向左京大夫義隆ヲ太宰少貳ニ補セラル七月叡山ノ衆徒大ニ起リ京中ニ亂レ入放火シテ日蓮宗ヲ討ツ洛中大半燒タリコレハ日蓮宗門徒ヲ破リシ後殊ノ外ニ驕リシカバ叡山ノ僧惡ミテ討シナリ八月三宅出羽守國村其主高國ガ子晴國ヲ殺ス是ハ近年大坂ノ門徒兵勢張リテシバシバ利ヲ得シカバ晴國カレラニ謀ヲ通ジテ兵ヲ起サントス晴元ガ將カクト聞テマヅ大坂ヲ攻シニ戰ヒ利有テコヽカシコニ打ヤブリヌ國村カクテハ謀成ガタシト思ヒテ晴國ヲ殺シ罪ヲノガレントセシトモ云又己ガ志ヲタテントセシヲ晴國許サヾリシカバ殺セシトモ云フ此年大坂ノ門徒大ニ起リテ畿内所々ニ戰フ六年十月御弓御所右兵衛佐義明北條氏綱ガタメニ討ル初古河成氏ノ子左馬頭政氏（家ツギテ古河ニ有）三男有長子高基二子義明三子基頼ト云彼父子兄弟不快ノ事有テ義明ハ奥ニ下ル政氏高基ニ家讓リテ關宿ノ城ニ有テ享祿四年七月ニ卒ス（政氏高基父子ノ合戰ハ永正四年ノ事也其故イカナル事ニヤ不レ詳）其頃上總ノ國ノ守護武田豐三入道恕閑（眞里谷三河守ナリ）同國ノ原次郎ト爭論ノ事有原ハ千葉ガ一族ニテ家人ナリ千葉彼ニ加勢シケレバ武田勝事ヲ得ズ謀ヲ廻ラシテ義明ヲ奥ヨリムカヘトリテ主トシケレバ上總下總安房ノ國人等馳集リ其勢ヒ國ニ振ヒシ程ニ三年ガ内ニ原終ニ打マケヌ義明ヤガテ彼ガ御弓ノ城ニ移リ住シカバ御弓ノ御所ト云フ義明イカニモシテ關東ヲ討隨ヘ鎌倉ノ跡ヲ起サバヤト思フ此折フシ北條氏綱（早雲ノ子）伊豆相模ヲ打隨ヘ上杉ト武藏ノ國ヲ爭ヒシニ古河殿彼ニムスビ上杉ヲ滅シテ數代ノ恨ヲ散ゼントヤ思ハレケム彼ガ娘ヲ子息晴氏ノ室トセラレキ（晴氏ハ高基子）カクテ義明ノ兵威次第ニツヨク成テ古河殿ノ御爲ニモヨカラズト聞ヘテ晴氏ハ氏綱ガ加勢ヲ乞フテ義明ヲ滅サムトセラレシカド氏綱上杉ト戰フ最中ナレバカレモ御弓ニ使者ヲ參ラセ其下風ニ從ヒケリカクテコトシ天文六年十月

氏綱御弓ニムカフベシト聞テ義明舍弟基頼幷御曹子ヲ始トシテ安房ノ里見義弘ガ軍勢ヲ催シテ鴻臺ニ打出デ小田原勢ヲカケ破リ味方ヲ待テ居タリシヲ三浦ノ城代横江神介ネラヒヨリテ射ケル矢ニ當リ馬ヨリ落シヲ松田彌次郎首ヲトリタリ義弘ガ陣モヤブレテ引返ス逸見山機入道深手負ヒナガラ御弓ニ歸リテ義明ノ若君ヲバ落シケリ（按ルニ喜連川御所ノ祖頼純ハ義明ノ子ト云カ思フニ基頼ノ子ナルベシ）九年十月細川氏綱（氏綱ハ高國ガ子ナリ實ハ右馬頭尹村ガ長男）泉州堺ヲカコム晴元城ニヨリテ防グ城中討ル、モノ六百餘人阿州ニ使シテ長慶ガ加勢ヲ乞フ長慶此時十九歳持隆ガ兵ヲ司リテ隣國ニ名ヲ顯セシガユヱナリ長慶ハ其父海雲ヲ殺サレシ恨アレバ晴元タスクベシトモ思ハザリシニ其舍弟越後守（實休事歟）諫シニヨリテ自ラ兵ヲ引テ兵庫ニワタリテ越水ノ城ニ入神五郎政長入道宗三是ヲムカフ（長輝入道喜雲第五子）宗三ト共ニ氏綱ガ軍勢ト戰フ事度々ニ及ブ十五年十二月義晴其子義藤ヲ具シテ坂本ニ赴キ日吉ノ神主樹下ガ家ニシテ義藤元服（此時細川三好ガ亂ニテ京都騷ガシカリシカバコヽニテ行ハル）管領代トシテ佐々木六角彈正少弼定頼四品ニ敍シ加冠ノ役タリ二十日義藤將軍ニ任ジ（正五位下左馬頭）義晴ハ右大將ニ任ズ十六年七月晴元上洛晴元氏綱（細川）ガ兵河内ニテ相戰フ（一説ニ此年三月晴元幷三好一族京ニヨセムトスル故ニ將軍父子北白河ノ城ニ籠ル四月晴元四國勢ヲヒキヒテ東山ニ陣シ北白川邊放火シテ攝州ヘ歸ル七月入洛相國寺ニ陣ス佐々木定頼晴元ガ舅ナレバ晴元ニクミシテ北白河ヲセム將軍父子城ヲ燒テ坂本ニ奔ル晴元罪ユルサレテ坂、ニ參リ見參スト云フ）十七年十月長慶宗三入道父子ト心ヨカラズ（宗三攝州一藏城ニアリ勝政榎並城ニアリ宗三ハ昔元長ヲ讒殺セシト云又今度長慶逆謀有ト晴元ニ申セシニヨレリト云フ）十八年三月長慶遊佐河内守長敎ト兵ヲ合セテ宗三ヲ討晴元京ヲ出テ攝州ニ來リ多田一藏城ニ入佐々木定頼モ晴元ヲ援ク六月長慶宗三ト戰フ宗三打マケテ江口ニテ自殺晴元丹州ニ奔ル佐々木ガ兵戰ズシテ退ク將軍父子亂ヲ避テ東坂本ニ奔ル十九年春長慶入洛スベシト聞テ前將軍如意嶽ニ城ヲ構フ三月義晴新城ニ移ラントテ坂本ヲ出病急ニシテ穴太山中ニ留リ五月遂ニ江州穴太ニテ薨ズ（四十）義藤比叡辻寶泉寺ニ移リ晴元定頼警衛ス

義輝初名ハ義藤治世十六年十九ノ年家ヲ繼其年（天文十九）十一月長慶入洛シテ東山阿彌陀峯ニ陣ス兵ヲワカチ三井寺ニ陣シ大津ヲヤキテ京堺ヲフセグ義藤ハ寶泉寺ヲサリテ朽木ニ移ラル二十年正月長慶京ニ入二月兵ヲワカチ江州志賀ノ晴元ガ陣ヲ討ツ大ニ利アリ此年八月大内ガ家人陶尾張守晴賢反シテ周防山口ニ向

ヒシカバ義隆ヤブレテ石見ノ吉見正頼ヲ憑ムトテ落行ヲ追テ九月長門ノ深川大寧寺ニテ自殺四十五歳也此時二條前關白尹房三條前左大臣公頼左中將藤原ノ良豐等モ殺サレ給ヒ中納言藤原基頼右兵衛督藤原親世ハ髮ヲオロシテ遁去ル義隆在世ノ日中國八州ヨリ御料ノ白銀千貫目宛毎年獻ゼラル然ルニ其家人ノ爲ニ失ハレシカバ陶追討ノ勅シキリ成シカド將軍モ三好モタヤスク討事カナフベシトモ見ズサレド陶モ勅勘ヲ恐レ義隆ノ甥大友新太郎義統ガ弟右京大夫義長ヲタテヽ大内ノヨツギトス此時大明勘合ノ印ウセテ日本大明ノ往來ヤミシヨリ西藩ノ天主教傳リシト云

義隆記ニハ陶尾張守隆房美作守通麟入道ガ養子也相良遠江守武任善書ノ人ニテ右筆ノ事ヨリ出頭シテ權ヲトレリ隆房ガ子ナカリシカバ己ガ子ヲ養子ニタテシメントス隆房用ヒズ是ヨリ讒ヲカマヘテ隆房ガ所領三千貫ノ地南都東大寺ノ舊領アリシヲ還補シ給ヘトスヽム其時カレガ愁詐ヲ申始シカバ三人謀ヲ合テ天文十九年九月十九日武任ヲ討ムトス義隆是ヲ聞テ兵ヲ集テ陶ニ事ノ由ヲ問ニ其事ナキ由ヲ陳ジケレドモ武任ハ其夜出家シテ筑前ニハシル義隆ノイカリ不レ止ケレバ陶モ富田ヘ十一月ノ始ニ在郷セリ義隆大友ト謀リテ陶誅セラルベシトキコエテ二十三四日ヨリ山口騒動シ二十八日兵ドモ集リ杉内藤モ同ジク反ストキヽテ義隆驚キケリ兵ヲモ持シ者一人モ出頭セシコトナケレバ大將ト爲テ出ベキ人モナク評定一決セズシテ其日未時バカリニ法泉寺ニ引籠ル要害ニ據ムトセシニ隨ヘル三千ノ兵夜ニ入テ悉ク陶ニ屬ス二十九日陶杉内藤ガ兵五千法泉寺ヲカコム二條殿調和有テ義隆世ヲ御曹司ニ讓ラルベシトアレドモ不レ聽晦日二條殿義隆父子長州岩永ヘ奔ムトスルニ風逆ニシテ大寧寺ヘ漕戻リ死ニ隨フ者讒ニ十八人ト云義隆歌ノ師飛鳥井大納言雅俊堯刑和尚有職日野大納言資宣廣橋大納言兼秀郢曲持明院中納言基親衣紋冷泉入道管絃東議因幡岡兵部禪學紫野玉堂儒書外記淸三位官務伊治等ナリ舞猿樂犬追物計ニテ弓馬ノ道ウトクシテ家ノ老若此事ヲ歎キツヽ無益ノ百家出頭ナリ當家ノ武士ハスタリナントツブヤクコトカギリナカリシ

二十一年正月長慶ガ申ニヨリテ義藤歸洛アリ晴元入

道シテ來ラズ堅田ヨリ出奔ス二月細川二郎氏綱阿州ヨリ上洛三月右京大夫ニ任ズ是ヨリ三好細川ニ代リテ天下ノ權ヲトレリ長慶ハ洛中幾內南海之事ヲ掌テ攝州ニ住シ其家人松永彈正忠久秀ヲ京ニ居ラシム此年上杉管領憲政北條氏康ガタメニ上野平井ノ城ヲ落サレ越後國ニノガル其子龍若丸ハイケドラレテ殺サル是ヨリ先天文七年扇谷ノ上杉五郎朝定修理大夫朝興ノ子氏綱北條ニ打破ラレコトシ山內モ氏康ニ亡サル兵部少輔房顯ガ代享德三年ヨリ古河殿ト戰ハジマリテ顯定憲房憲寬憲政五世ニ傳ヘテ天文二十一年迄九十八年ニシテ亡ビタリ古河殿ハ成氏ノ曾孫左兵衞督晴氏ノ時也二十二年二月三好之虎豐後守實休其主細川持隆ヲ弑ス是ハ持隆ガヨツギ員之晴元ト謀ヲ通ジテ之虎ヲハカルト聞ヘシニヨリテナリ七月將軍晴元ヲ京ニ召ス晴元ガ軍勢皆入洛ス八月長慶大兵ヲ引テ入洛シ將軍堀川ノ御所ヲ攻ムトス義藤山門ニ奔ル一說ニ晴元ト共ニ丹波ヘ落テ十餘日ノ後歸洛セリト二十三年二月義藤改ニ名義輝一長慶丹波ニ向テ波多野ガ諸城ヲ落ス又淡州ニ渡リテ兵ヲ催シ播州ニ向フ弘治元年正月播磨ノ國人等降ル此年毛利元就陶入道全姜ヲ討元就義隆ガ爲ニ陶ト戰フ事年ヲ經テ今茲十一月終ニ是ヲ討滅シ長門周防ヲ

タヒラグ三年九月後奈良崩在位三十一年六十二歲正親町院踐祚四十二歲永祿元年五月義輝晴元朽木ヨリ坂本ニ進發長慶越水城ヨリ京ニ入所々ニ要害ヲ構テ芥川ニ歸一說此年朽木ヘ沒落シテ九月ニ坂本ヨリ進發ストモ云〇芥川ハ義長在城 此月九日長慶ガ將松永等白川ニテ義輝ノ兵ト戰フ義輝ノ將細川持賢等ウタル、者百餘人十日將軍如意嶽ニ陣ス佐々木義賢來リタスク長慶ガ兵進ミ攻ントス義賢和ヲ乞フ三好ガ將等越水ニ其由ヲツグ長慶ガ諸弟ノ兵悉ク會ス和議成ル十一月義輝將軍山ノ陣ヲ去テ相國寺ニ入長慶來謁ス十二月義輝二條本國寺ニ移ル二年長尾景虎入洛シテ將軍ニ見參此年長慶畠山高政ヲ助ケテカレニソムキシ家人等ヲ討高政ハ畠山右兵衞督基國二男修理大夫滿則ガ曾孫ナリ又高政ト議シテ細川氏綱ヲ淀城ニ移リ住シム三年正月卽位毛利元就御料ヲ獻ズ大膳大夫ニナサレ菊桐ノ御紋ヲ賜ル後ニ陸奧守ニナサル五月今川治部太輔義元尾州桶挾間ニテ織田上總介信長ニ討タル六月長慶高政不快ノ事出來テ戰ヒシガ高政利ナクシテ降ル四年長慶入洛正旦ヲ賀シ正月三日義長モ相繼テ參賀ス正月四日二月長慶ガ家ニ御成之事ヲ申ス義輝ユルシ給シカバ義長父ニ代テ假屋形ヲ造リ三月晦日ニ將軍入御細川氏綱モ來リ賀

ス四月晴元力盡テ和ヲ乞フ長慶ユルシテ攝州普門寺ニ移シオク（一說永祿元年義輝三好ト和シ給ヒシ時晴元ヲ芥川ニトロフ年經テ死スト云）畠山高政ハ佐々木義賢ニ謀ヲ通ジテ長慶ヲ討ントス大和紀伊ノ兵是ニ隨フ長慶兵ヲ和泉國ニサシ向是ト戰ハシム此年ノ春上杉輝虎小田原ニ攻入ル去年ヨリ近衞關白前嗣公ヲ越後ニ迎ヘ小田原ヘモ具シ參ラス關東ノ侍背ク者多カリシカバヤガテ歸國ス九月武田ト河中島ニ戰フ（前嗣公ハ來年歸洛有テ前久ト名ヲ改メラル）五年三月三好實休（去冬阿州ヨリ尼ケ崎ニ移リ來ル）高政ト泉州久米田ニ戰ヒ破レテ自殺三好ガ兵悉ク潰ユ高政ガ兵盛ニナリシカバ三好ガ諸城皆降ル安宅攝津守冬康モ岸和田ヲサリテ淡路ニシリゾキ五月四國勢ヲ催シテ兵庫ニ渡リ義長久秀等ト兵ヲ合セ河州ニ進ミ高政ト戰テコレヲ敗ル高政ガ兵討ル、者多シ佐佐木筒井戰ハズシテ引退ク六年三月細川晴元攝州ニテ卒ス八月三好義長攝州芥川ノ城ニ死ス（二十五歲）松永久秀ガ爲ニ毒殺セラルト云フ長慶二男義繼ヲヨツギトス（義繼實ハ十河一存ガ子）十二月細川右京大夫氏綱淀城ニテ卒ス此年里見義弘父子北條氏康氏政父子ト武州國府臺ニ戰テ里見敗ル毛利元就雲州富田ノ城ヲ落シ尼子晴久降ル弘治二年ヨリ今年迄七年ガ程戰ヒテ毛利終ニ勝ヌ

是ヨリ毛利十州ヲ（安藝周防長門備中備後因幡伯耆出雲隱岐石見）併セ領シ豐後ノ大友備前ノ浮田ト戰フコト止ズ七年五月四日松永久秀河州飯盛城ニ來リ冬康逆謀有由ヲ長慶ニ告九日長慶冬康ヲヨブ十二日冬康飯盛ニ來ルヲ殺ス七月長慶死（七十二歲）秘シテ喪ヲ發セズ此年信長美濃ヲ攻トリ齋藤龍興ガ一族ヲ滅シテ尾州清洲ヨリ岐阜城（濃州）ニ移リ住ム八年五月十九日三好左京大夫義繼幷松永彈正忠ガ子右衞門佐久通等公方ノ御所ヲカコム義輝ミヅカラ防ギ戰テ終ニ火ヲ放チテ自殺（三十歲）將軍ノ第一乘院門主覺慶鹿苑寺周暠ヲ計リヨビテ殺サムトス周暠討ル覺慶春日山ヲ越テ近江ニ奔ル佐々木義賢入道祥禎ニヨリテ歸俗シテ義昭ト號スカクテ三好山城守康長等ハ松永ガ異心有事ヲ知リテ隙有シヲ義繼ヒソカニ謀リシカバ義繼松永ト心ヲ同ジクスルコトヲ察シテ義繼ヲ高屋城ニトラヘヌ松永カクト聞テ畠山高政ト心ヲ合康政等ヲ討ントス九年正月阿州ノ兵康長等ヲ助ケ來ル久秀高政戰フコト度々ニ及ビ和ヲ乞フ義繼ガ高屋城ニ有ガ故ナリカクテ此六月長慶ガ死セシコトヲ披露ス義榮阿州ヲ出テ淡路ニ渡ル篠原豐前守長房先陣シ久秀ガ城共攻落シテ使ヲ參ラセシカバ九月義

榮攝州ニワタリテ越水城ニ入ル十二月同國普門寺城ニ入ルヤガテ從五位下左馬頭ニ任ズ十年三月義繼ヒソカニ高屋城ヲ出久秀ガ陣ニ奔ル四月久秀義繼ヲ具シテ多門城ニ移ル義繼ヤガテ畿內ノ兵ヲ催シテ山城守康長等ヲ討ントス五月康長和州ニ向ヒ東大寺ニ陣ス十月十日久秀東大寺ヲ燒康長敗レテハシル此年義昭越前ヘ移ラル義輝ノ御事ノ後義昭ハ近江國甲賀郡和田和泉寺秀盛ガ家ニノガレ夫ヨリ同國矢島郡ニ移リ九年（永祿）ノ秋マデオハシケルニ佐々木承禎三好退治叶ガタキ由ヲ申剩心ヲ變ズト聞ヘシカバ若狹ノ武田大膳大夫義統ヲ頼ミテ彼國ニ赴キ給シカド分內狹クシテ御意ヲナサセ申事叶フベカラズ朝倉緣者ナレバトテ大館兵部大輔晴忠ヲ以テ御頼アリ義景畏テ朝倉孫八郎景鏡ヲ迎ニ參スヤガテ式部少輔ニナサレテ九月晦日若狹ヲ立テ敦賀ノ城ニ移ラルコノ年ハ雪深ク成リヌ春ヲ待テ一乘谷ヘ迎入申サムト云シニ明ル十年三月加賀ノ一揆起リシカバ十月迄ハ敦賀ニオハシマシ二十一日ニ敦賀ヲ御立有テ一乘ノ安養寺ニ入タマヒ義景奔走イフ計ナシ十一年正月義繼ハ義榮ノ命ニヨリテ山城ノ津田ノ城ニウツル○義榮十一年二月

征夷將軍ニナサル勅使普門寺ニ下向（此時義榮五十八歲）三月義昭執奏シテ義景ガ母ヲ二位ニ叙ス四月二條關白晴良公義昭ヲ訪ラハムトテ下向義景饗應ノ義アリテ五月歸洛六月末義景嫡子阿若丸俄ニ死スカクテ義景ヲ頼ミテ上洛モ叶ヒ難シトテ信長ヲ頼マルベキ由也義景再三止申セシカド七月ノ末一乘谷ヲ立給フ義景御送ニ參ルベシト有シカド此程ノ愁ニ心地サヘ善ラザリケレバ多ノ兵ヲ御供ニ參ラセテ近江ノ境ニ至ル信長ヨリノ迎ノ者餘湖ノ莊マデ來リテ御供セシカバ義景ノ兵ハ歸レリ義昭ヤガテ岐阜ニ入ラル八月信長江州ニ向ヒ承禎ニ使シテ三好追討ノ事ヲ議ス承禎不レ許九月承禎ガ箕作和田等ノ城ヲ落ス承禎父子觀音寺ノ城ヲステヽ奔ル江洲ノ諸城皆落ツ義昭江州守山ニ至ルヤガテ義昭信長ト共ニ入洛（義昭淸水寺信長東福寺）九月攝洲ニ向フ細川六郎（眞之トアリ）三好ノ者ドモ（長房トアリ）義榮ヲ供シテ四國ヘ赴ク（一說ニ此月京ニテ義榮腫物ニテ死ト有不レ審）攝州悉ク平シカバ十月初義昭信長軍ヲ班シテ芥川ノ城ニ入三好左京大夫義繼松永彈正忠久秀等來リ降ル（十四日滯留）信長久秀藤孝等ト相議シテ高屋城ニ河內半國ヲ畠山高政ニ若江城ト河內半國ヲ三好義繼ニ攝州芥川城ヲ和田伊賀守

惟政ニ伊丹城ヲ伊丹兵庫頭ニ池田城ヲ池田筑後守勝政ニ大和一國ヲ松永久秀ニ山城勝立寺城ヲ細川藤孝ニアタヘテ歸洛

按ルニ信長ノ此擧更ニ心得ラレズ義輝ヲ討シ逆賊ノ降ヲ容テ且賞スルニ國郡ヲ以テスサラバ此度ノ軍ハ何ノ爲ナリシニヤ

義昭十一年十月十八日將軍ニ任ズ（左中將從四位下）十一月近衞關白前久武命ニ違ヒ停職十二月三好山城守泉州ニテ兵ヲ起シ義繼ガ家原ノ城ヲ落ス（按ルニ三好譜ニ康長政勝ト記テ其官ヲ記サズ安土日記ニハ三好三人衆ト記シテ山城守日向守爲三ト有又譜ニ長房政康ト云有思フニ康長ハ山城守タリ日向守ヲ政康トシルセリ政勝ハ爲三ナルベシ系圖ニハ因幡守一任入道爲三トミエタリ又下野守入道釣閑齋有此兄弟ハ宗三子ト見タリ長房トアルハ下野守事カ）十二年正月山城守日向守泉州ヲ出テ京ニ入東福寺ニ陣ス義昭本國寺ニ移ル三好和田ハ池田伊丹ニ牒シ合セテ義昭ヲ救ムトス三好兵ヲ分チテ本國寺ヲセメ桂川ノ邊ニテ義繼惟政ト戰フ（六日ノ事歟）義繼池田ガ兵敗レシカド伊丹ガ戰利ヲ得シカバ山城守兵ヲ收テ引返ス信長變ヲ聞テ上洛シ二條ノ御所ヲ造リテ義昭ヲ移シ置五月歸國ス木下藤吉村井春長ヲ止テ京ヲ警衞セリ八月信長伊勢ニ向ヒ北畠具教父子ヲ大河内城ニ圍ム是ハ承禎ト心ヲ合テ信長ノ上洛ヲサヘギラムトセシガ故ナリトゾ聞ヘシ九月國司ノ諸城落テ和ヲ講ジ信長二男信雄ヲ婿トシ（信意女ヲ嫁ス）國ヲ讓ル元龜元年四月信長越前ニ向フ（世ニハ義昭ヲスクヒ申サヾリシヲ罪シテナリト云ドモ朝倉記ヲ見ニ去年義昭上洛ノ時ニ朝倉ニモ上洛スベシト御教書ヲクダサレシニ是ハ信長ノ計ヒ也トテ義景コレニ應ゼザリシ故也）是ヨリサキ三月信長京ニ來ルコノ時　神祖モ來リ給ヘリ三好義繼和田惟政松永久秀等モ皆來レリト云フカクテ朝倉ヲ討レンコトヲ申サレシトナリ信長ノ兵手筒山金崎等ノ城ヲオトセシニ淺井備前守長政ガ兵起ルト聞テ信長引返ス此時　神祖跡ヨリ甲ヲヲサメ給ヘリ六月信長再ビ兵ヲ出シテ戰フ　神祖ハ朝倉ガ兵ヲ破リタマヒシカバ淺井モ破ラル七月三好山城守等ガ兵攝州ニ起ル義福加勢ヲ乞シカバ八月信長上洛シテ攝州ニ向フ畠山高政三好義繼和田松永等ガ兵來リ會ス九月義昭モ攝州ニ向フ信長天王寺ノ陣ヲ去リテ中島ニ陣シ野田福島兩城ヲセメントス大坂ノ門跡光佐三好ト謀ヲ合セ兵ヲ發シ朝倉淺井ガ兵叡山ニ陣シテ信長ノ將森左衞門ガ城ヲ擊（宇佐山ニアリ）信長斯ト聞テ義昭ヲ具シテ江州ニ向ヒ畠山三好和田松永ヲ留メテ播州ノ敵ニアツ義昭三井寺ニ陣シ信長ハ宇佐山ニ入テ兵シテ山門ノ敵ヲ防グカクテ義昭ノ仰ニヨリテ信長義景和議成テ兩方

陣ヲ開ク二年信長叡山ノ僧淺井朝倉ニ同意セル事ヲ憤テ九月山ヲ燒テ僧徒ヲ鏖ニス安土記ニ去年野田福島落城ニ及シニ朝倉淺井坂本口ヘ向フ京都ニ亂入ラン事ヲ思計リテカシコヲ捨テ引返シ朝倉淺井ト戰フ時今度山門ノ衆徒一味セバ我分國ニ有山門領元ノ如ク寄附スベシサレド出家ノ身トシテ彼ヲ捨テ我ニ與シ難クバタヾ何レヲモ助クベカラズ此兩條ニ違ヒナバ根本中堂ヲ初テ山王廿一社僧房經卷悉ク燒拂フベシト有シカド是ニ隨ズ此年其言ノ如クニ火ヲ放チシカバ僧徒等ニゲ走ルヲ追詰々々首ヲ切ルコノ外美女小童數シラズ生捕テ彼ラハ助ケ給フベシト云シカド赦サレズ數千ノ死屍山上山下ニミツヤガテ坂本ニ城ヲ構ヘ明智ニ給フ

按ルニ中世ヨリ叡岳ノ僧徒兵仗ヲ帶シヤヽモスレバ朝家ヲ脅カシ奉ル代々ノ帝王將相恐テ彼ガ申旨ニ任ゼラレシカバ其殘害頗佛氏ノ所爲ニ非ズ然ニ其破戒無律ヲ怒テ終ニ其山ヲ燒滅シヌ其事ハ殘忍也ト雖永ク叡僧ノ凶惡ヲ除ケリ是亦天下ニ功有事ノ一ツ成ベシ

此年信長内裏ヲ造畢三年ニシテ功ナレリ其上御調物末代ニ闕乏無ラム爲ニ洛中ノ商賈ニ金銀ヲアヅケテ毎月ニ其息利ヲ貢獻スベシト約シ既ニ滅シ公家衆相續ノ事等ヲ沙汰ス

按ルニ是又豪傑ノ擧ト云ベシ

三年六月畠山高政家人宮城兵庫ガ爲ニ高屋城ニ被レ弑（一説ニ此年三好義繼松永父子相ハカリテ家人シテ高屋城ニ居ラシム信長攻シカバ城落義繼若江城〔一本作河州〕ニ入久秀和州志貴城ニ入久通多門城ニ入〇安土記ニハ畠山トノ戰ニテ信長ハ畠山ヲ助クト云）天正元年正月信長十七條ヲ記シテ義昭ヲ諫ム二月義昭武田ハ遠州ニ向ヒ朝倉淺井江州ニ向ヒテ信長事有隙ヲウカヾヒテ信長ヲ討ム事ヲ計ラル頓テ石山堅田ニ要害ヲ構ラル信長兵シテ悉ク破ル三月上洛シ義昭和ヲ乞給ヒシカバ四月歸國七月義昭日野大納言高倉宰相（永相）伊勢守三淵大和守ヲシテ二條ノ城ヲ守ラセ自ラハ宇治ノ眞木ノ島ニ籠レリ信長ヤガテ上洛シテ（七日ノ事也）二條ヲ攻メムトシケレバ留守ノ人々降參ス十七日ニ都ヲ落十八日ニ眞木島ヲ攻破テ義昭ヲバ秀吉シテ河内若江ノ城ニ送リ遣ハス

按ルニ義此昭後毛利輝元ヲ頼ミテ備後ノ鞆ニ住ス其年月幷其由末ダ詳ナラズ（信長毛利トノ戰自是始レルカ）公卿補任ヲ見ルニ天正三年義昭（三十九歳）在國ノ由見ユサラバ三

年ニ備後ニ下向セラレシニヤ十六年在ニ大坂ニ正月十三日落髮同日准三后宣下法名道慶號ニ昌山ニ慶長二年八月二十一日薨六十一歳也號ニ靈陽院ニト見ユ藝州ニテ失セラレシ由ヲ申ナリ又秀吉ノ關白トナラレシ事ハ義昭ノ猶子トシテ將軍トナラムト謀ラレシニ其族姓ヲ賤テ赦サレザリシカバ菊亭ノ晴季ト計リテ關白ニハナラレシト云此事ヲ義昭ノ愚ニオハセシト申セド我ハ然ハ思ハズ初尊氏將軍ト成給ヒシヨリ此人迄凡十五世歴年二百三十九年ニシテ亡ビヌ尊氏直義不快ニシテ終ニ直義ハ毒殺セラレ義詮ハ其庶兄直冬其同母弟基氏ト不快ニテ直冬又父ト弟トニ對ヒ合戰ス義持嗣ヲ殺シ義教義昭ヲ殺シ持氏父子ヲモ殺シテ我身又逆臣ノ爲ニ弑セラル義政義視兄弟不快ニテ義植義澄從兄弟ニテ世ヲ爭ヒ義晴義榮幷從兄弟ニテ又相爭フ是皆人倫ノ理ナキニ似タリ就レ中武威殊ノ外ニ衰ヘシ事ハ應仁ノ亂ニ山名細川ガ爭ヨリ起テ義政義視ノ兄弟ノ間不快ナリシヨリ其後義視ノ子ヲ嗣トセラレシニ政元是ヲ廢シ義澄ヲ立程無ク政元被レ弑テ後澄元高國相爭ヒ澄元モ死セシ後高國ハ義晴ヲタテ主トシ義植阿州ニ奔リテ卒シヌ晴元三好ト共ニ義榮ヲ奉ジ高國ト戰ヒ止ズ高國終ニ三好ニ討レ其子氏綱又晴元ト戰フ後ニ晴元長慶不快ニシテ長慶氏綱ニ屬シ氏綱管領ト成シカド天下ノ大權悉ク長慶ガ掌握ニオツカクテ晴元ヲバ攝州普門寺ニ捕ヘ氏綱ヲモ淀城ニ移シ陪臣國命ヲ執リシカド其家人松永ガ奸謀ニ依テ其子弟ヲ失ヒキ其子義繼義輝ヲ弑シ參ラセシニ山城守日向守爲三入道等其逆節ヲ憤リテ義榮ヲ迎ヘシニ信長義昭ヲ奉ジテ主トセシカバ義榮四國ニ遁レテ卒セラル又程ナク義昭モ信長ノ爲ニ逐レテ足利ノ家滅ヌ後又義繼モ其家人ニ殺サレ松永信長ニ破ラレテ自殺スサレバ足利殿ノ家ハ管領ノ爲ニ弱メラレ終ニ陪臣ノ爲ニ亡ビヌ細川ガ家モ其家臣ニ逼ラレテ又陪臣ニ威福ヲ恣ケヽニセラルサテ其逆威ヲ振ヒシ三好モ松永モ又隨テ亡ビシコト誠ニ是皆汝ヨリ出テ汝ニ歸ルノ理トゾミヱタル

一　信長治世之事（天正元年ヨリ同十年マデ）

天正元年八月信長越前ニ向ヒ朝倉義景ヲ滅シ終ニ江州ニ至テ淺井長政其父久政（下野守）ヲ討平ゲ佐々木（右衛門督）義弼ガ鯰江城ヲ攻落シケレバ義弼落行佐々木ガ家モ

亡ビヌ十一月河内ニ向ヒテ畠山高政ガ逆臣等ヲ討シニ三好左京大夫義繼ガ家人多羅尾丹後守同常陸介沼左吉等義繼ヲ弑シテ信長ニ降ル四年十一月北畠具敎父子三人ヲ殺シ信意ヲ幽フ初信長北伊勢八郡ヲ攻トリ永祿十一年神戸下總守ト和平シ三男信孝十一歲ナリシヲ彼家ノ養子トナシ其年又舍弟三十郎ヲ長野ノ家督トシ神戸藏人ガ妹婿トナシテ長野上野介信包ト名乘ラスカクテ國中ノ士ヲ語ラヒ國司具敎大河内ノ城ヲ攻テヤガテ和議ヲ講ジ同十二年ニ二男信雄（十二歲）ヲ信雅（具敎ノ子）ノ女ニ配シテ家督トナシ天正四年十一月廿五日ニタバカリテ具敎幷二男長野御所三男式部少輔及三歲ト一歲ニナリシ男子ト坂内兵庫頭（國司ノ婿）又大河内一族坂内一族（皆國司ノ一族）其外北畠ノ一族十三人爰カシコニテ殺シ信雅ヲバ命助テ捕ヘ置北畠ノ家親房ノ三男顯能ヨリ顯泰滿雅敎具政具材親晴具具敎信雅凡九世二百四十餘年ニシテ一時ニ亡ビヌ（此時具敎四十九歲信雅二十五歲信雄十九歲也）五年春紀州平グ大和志貴城ヲ攻落ス久秀久通自殺初三好義繼ト共ニ畠山高政ヲ滅シ信長畠山ヲ援ケ來シカバ久秀志貴ニ入久通ハ多門ニ入テ籠リシガ天正元年ノ春多門ノ城ヲ獻ジテ父子共ニ降レリ此年大坂ノ城ヲ攻ムトテ天王寺ニ陣セシガ志貴ノ城ニ引返シ本願寺幷雜賀ノ者共ヲ語ヒテ信長ニ叛シカバ信忠ノ爲ニ滅サル

按ルニ三好モト小笠原長清ガ二男孫二郎長房ガ後也阿波ノ守護ト成テ初テ信州ヨリ移リ三好ト云所ニ住セシカバ三好トハ名乘タリ是長房八代ノ孫信濃守義長ガ代ノ事也トゾ足利ノ代ト成リテ細川四國ヲ領シケレバ其下ニ屬シ三好二郎左衞門尉之長持元ニ從テ早世シ其子太郎左衞門尉之慶（勝元政元ニ屬ス）其子筑前守長輝入道希雲其子下總守長秀其子下野守長秀薩摩守元長入道海雲其長子修理大夫長慶二男豐後守之虎（元康トモ）入道實休三男安宅木攝津守冬康四男十河民部少輔一存五男野口ノ冬長ト云淡州ノ安宅木野口阿波ノ一宮井澤讃州ノ十河皆是三好ノ一族也長慶ガ子家長死セシカバ十河一存ガ子ヲヨツギトス是左京太夫義繼也宗三入道ト云シハ長輝ガ五男ニテ初ハ神五郎政長ト云其子嫡男下野守定淸釣竿齋ト號シ二男因幡守一任入道シテ爲三ト云又海雲ガ弟日向守政康山城守康長入道笑岩ト云アリ凡三好嫡流ハ希雲長秀海雲長慶義繼五代世ニ顯

ル其餘ハ宗三笑岩實休等世ノシレル所也松永ハ（京西岡ノ人）長慶ガ家人ニテ當時ノ奸雄ナリシガ初長慶ヲ助ケテ名ヲ天下ニ顯ハシ長慶ガ耄セルニ及ビテ義長ヲ毒殺シ冬康ヲ讒殺シ終ニ義繼トトモニ公方義輝ヲ弑シ奉ル然ルニ信長義昭ヲ奉ジテ賊臣ヲ誅スト聲言シ終ニ義繼久秀ガ降ヲ受テ國郡ヲサキ與ヘ義昭ヲバ追出シテ彼ラヲバ罪ヲ問ズ義繼松永信長ニ背キ程ナク又松永ハ降リシヲ二タビ其降ヲ受ク義繼ハ終ニソノ臣ノ爲ニ弑サレ松永重ネテ叛シニヨリテ此ヲ誅ス彼ラ二人ガ亡シ事ソノ罪ニハ非ズ信長逆臣ヲ卒ヒテ義昭ニ忠有ト云ヒ義昭又彼等ガ罪ヲ問ズ共ニ天ヲ戴ザル仇ヲ以テ御家人ト稱セラルカク名敎ノ亂レシ事誠ニ亂世ニテハ有ケリカヽル世ノ習ハシ也シカバ君ヲ弑シ父ヲ殺シテモ戰ニ臨テ勇有ヲノミ貴ブ事ニテ有シホドニ信長モヤガテ光秀ニ弑セラレ子息信孝モ秀吉ニ弑セラレ信雄モ秀吉ニカタブケラレ給ヒキアサマシカリシ事共也

松永討レシ月秀吉ニ播磨ヲ與フ秀吉中國ヲ皆給ルベシト望シカド赦サレズヤガテ但馬國ヲ平ラゲシカバ中國ノ事ヲ赦サレキ六年荒木攝津守村重攝州ニテ叛シヲ討チ平グ七年丹波平ラグ八年播州平グ此年大坂ノ門跡光佐勅旨ニヨリテ和平シテ紀州雜賀ニ移ル

按ルニ始元龜元年大坂ノ事起シヨリ此年ニ至リテ十一年ニテ事定リ信長ノ兵威ヲ以テ是ヲ亡ス事叶ズ終ニ勅諭ヲ得テ事平グ是ヨリ先尾州長島ノ一族起リテ四年ニシテ勝事ヲ得タリサレバ信長ノ舍兄津田大隅守信廣舍弟半左衞門尉秀成從弟津田市助信成氏家常陸介入道卜全林新三郎ヲ始トシテ討ルル者數ヲ知ラズ柴田勝家伊賀伊賀守等疵ヲ蒙レリ是ヨリ先加賀ノ冨樫介ガ家モ一向宗ノ爲ニ亡ビヌ越前ノ朝倉モ加州一向ノ族ニ苦ム事度々ニ及ビ近クハ我　神祖モ此事ニヨリテ國ホトンド危カリキサレバ御代ノ始ニ東西ニ分チ給ヒテ少シク其勢ヲ抑ヘ給ヒシカド尺寸ノ地ヲ領セズシテ二流猶國君ノ富ニ敵ス尤心得有ベキコトニヤ

十年三月甲斐國ヲ平グテ武田勝頼（三十七歳）信勝（十六歳）父子ヲ討六月朔日明智日向守光秀ガ爲ニ被レ弑（四十九歳）信忠二條ノ御所ニテ自殺（二十八歳）

按ルニ足利殿ノ管領ノ其一ツハ武衞ハ尾張越前遠

江等ノ守護ニテ有ケリ其中尾張八郡ヲ分チテ下四郡ハ織田大和守司リテ主ノ武衞トトモニ清洲ノ城ニ有リ上四郡ハ織田伊勢守信安司リテ岩倉ノ城ニ有（織田ハ斯波六家老ノ一ツ也）大和守ガ下ニ三奉行ト云有因幡守藤左衞門彈正忠ト云皆織田トゾ名乘ケル彈正忠ハ後ニ備後守ト云是信長ノ父信秀也信長ノ祖ハ月岩ト申セシガ其子五人備後守與二郎孫三郎四郎二郎右衞門尉是也信長ハ二男ニテ兄弟スベテ拾一人迄有キ信長十六ノ時父信秀ハ死ス其跡ヲ分チ領シ因幡守ガ子彥五郎ヲ給キ殺シテ清洲ノ城ヲ奪ヒ取テ住ス（初信秀名古野ヲ城テ信長ヲヲキ自ハ古渡ト云所ニ有シ也）其明年舍弟勘十郎信行ヲ給キ殺シテ父ノ遺領悉ク併セ取リ（弘治三年）伊勢守ガ家ヲ滅シテ岩倉ノ城ヲトル二十六ノ時今川義元ト戰テ彼ヲ討レシカバ武威已ニ盛ニ成テ尾張ノ國悉ク平ゲテ程ナク美濃ノ國ヲモ併セラル其後義昭將軍ニ賴マレ參ラセテ終ニ天下ノ事ヲ知ラレタリサレド其領セラレシ所ハ畿內五州東海ハ伊賀伊勢志摩尾張甲斐東山ハ美濃近江飛彈信濃上野北陸ハ若狹越前加賀能登越中山陰ノ丹波丹後但馬因幡山陽ハ播磨備前備中南海ハ紀伊九國ニ至テ二十八州計モヤ有ベキカヽリシカバ古ヘヨリ聞ヘシ人々ノ家族此人ノ爲ニ滅サレシ事擧テ計フベカラズマヅ足利殿ノ御事ハ申ニ及ズ伊勢國司ノ一族佐々木六角若狹甲斐ノ武田兩流飛彈國司朝倉是等ハ皆累代世ニ聞ヘシ大名也其餘阿波ノ三好松永美濃ノ齋藤播磨ノ別所近江ノ淺井和田荒木ガ如キ猶多カリスベテハ此人天性殘忍ニシテ詐力ヲ以テ志ヲ得ラレキサレバ其終ヲ善クセラレザリシ事自ラトレル所也不幸ニハ非ズ

信長天下ニ威名有シ事ハ義昭ヲ奉ゼラレシニヨレリ但其志ヲ得シ後義昭ヲ廢セント思ハレシ事ハ明カナル歟義昭ヲ京都ヘ入ラレシ後ヤガテ禁裏ヲ修造シテ公家ノ人々ノ絕タル家ヲ起サル且ハ義昭ヲ諫メラレシ十七條ノ第一ニ御參內之儀光源院殿御無沙汰ニ付果シテ無二御冥加一次第ニ候依レ之當御代年々無二懈怠一樣ニト御入洛ノ刻ヨリ申上之處早被二思召忘一近年御退轉無二勿體一存候事ト載ラレタリ都テハ此諫言義昭ノ爲ニ忠ヲ盡サレシトハ見ヘズ義昭ノ惡ヲ世ニ顯ハサントノ謀ト見ヘシサレバ義昭モ其怒ニ堪ズシテ兵ヲ擧ラル是則天子ヲ狹デ

天下ニ令スベキノ機既ニ露ハレシニ非ズヤ秀吉其故智ヲ用ヒテ朝威ヲ假リ私家ヲ營マレキサレバ信長ノ義昭ヲ扶持シ秀吉ノ信忠ノ男岐阜殿ヲ翼戴セラレシ皆是暫時ノ詐謀ニシテ其名ヲ假ラム爲ナルベシ

凡ハ信長初ニ我母ヲ欺テ其弟ヲ殺シ父ノアトヲ悉ク併セ取リ其後我子シテ伊勢ノ國司ノ子トナシテ其一族ヲ滅シ舍弟信包三男信孝等ヲ長野神戸ノ養子トシテ其所領ヲ奪ヒ我妹ヲ嫁シテ淺井ヲ滅シ我娘ヲ嫁シテ岡崎殿ヲ讒殺シ武田ガ兵ヲ寬クセムトテ其子源三郎勝長ヲ與ヘラル父子兄弟ノ倫理既ニ絕シ人也其主ト仰ギシ義昭ヲ逐ヒ林佐渡守伊賀伊賀守佐久間右衞門尉ガ如キ年頃功勞莫大ナリシ者ドモ皆々舊怨ヲ修メテ是ヲ流シスツ是光秀ガ逆謀ノ依テ起リシ所也是又君臣ノ義ヲ知ラレザル所也マシテヤ義輝ヲ殺セシ賊ヲ討レント揚言シテ私ニ義繼久秀ガ降ヲウケソレノミナラズ國郡ヲ割キ與ヘラル近江ノ佐々木越前ノ朝倉等ガ兵力足ズシテ義昭ヲ助ケザリシヲバサシテ賊臣ト稱シテ是ヲ打滅ス刑賞兩ナガラ當ラザルニ似タリカク凶逆ノ人ノ暫ク其志ヲ得テシカモ其後猶絕ザル事其謂レ有ベシ世ニ傳フル所ハ此人小松内府重盛ノ後也ナド云カ其事實ナラムニハ彼内府ノ餘慶共云ベシ是一ツ應仁ノ亂後世ノ人戰鬭ヲ好ミテ民力日々ニ疲レ國財日々ニ乏シカリシニ備後守信秀沃饒ノ地ニ據リテ富强ノ術ヲ行ヒ耕戰ヲ事トシ兵財共ニユタカナリシニ信長其業ヲツギ英雄ノ士ヲ得テ百戰ノ功ヲタツ是二ツ其國四通ノ地ニシテ京師ニ近ク且足利殿數十代ノ餘光ヲカリテ起ラレシカバ威名天下ニ及ブ是三ツ秀吉其孤子ヲ欺キテ國ヲバ奪レシカド其クミセシ人々皆是信長ノ舊臣タレバサスガニ其子孫ヲ絕サン事モカナハズ況ヤ我　神祖秀吉ニ代リ給ヒ舊好ヲ忘レ給ハザリシカバ今ニ其子孫國郡ヲモ領セラル是四ツスベテ應仁ヨリ此カタノ亂ニ此人ノアラギリシ天下ノ衆ヲ驅リテ我　神祖ノ掌握ニ歸セシムルニ非ズバイカデ今日ノ泰平ヲバ致サルベキソレノミナラズ今日國郡ヲ多ク領セシ大名ト云ル、程ノ人皆是信長ノ下ニ身ヲ起サヾルハナシ是五ツカ、ル事ニ依テ一時ニ志ヲ得テ今ニ子孫ノ絕ザルニヤ世ニハ信長秀吉ヨク識レ人ノ鑒

オハセシト申スカ某ガ思フ所ハ然ラズ秀吉識レ人ノ鑒大キニ信長ニ及バズ信長ノ識リ給ヒシ所モ皆是眞才ニハアラザリキ秀吉光秀共ニ天下ヲ知レル人ナリト申ス歟自ラ光秀ガ爲ニ殺サレ其子孫ハ秀吉ノ爲ニ滅サル豈人ヲ識リ給フトハ云ベキ且丹羽柴田瀧川佐々前田池田堀森黑田山内ノ類皆々信長ノ卒伍ノ中ヨリ擧用ラレシ所也其子孫今モ多クハ大名ニテ國郡ヲモ傳領セル人々ナレバ世ノ人彼ノ識鑑ヲ稱スル事一往ノ謂レアルニハ似タリサレド此中柴田佐々二人ノミ信長失セ給シ後其子息ノ爲ニ家ヲモ身ヲモ滅シキ夫ヨリ外ノ人々ハ皆秀吉ヲ助ケテ其子孫ヲ滅セシ人ニ非スヤ柴田佐々ト雖其志誠ニ忠節ヲ思ヒテ兵起セシニヤオボツカナシ其故ハ柴田ハ元信長ノ弟武藏守ノ家人ナリシガ信長ニ志ヲ通シテ其主ヲ失ハセシ人ニテ佐々ハ後ニ秀吉ニ降リテ終ニ誅セラレキ秀吉ノ擧用ラレシ人々ハ淺野福島兩加藤サテ其餘ハ五奉行ノ輩也淺野等ノ事ハ暫ラク置ヌ五奉行ノ如キハ謂ユル斗筲ノ人數フルニ足ラザル所也只ヨク英雄ヲ駕馭スルノ才オハセシナドハ云ベシヤ夫モ其世ニ聞ヘシ人々眞正ノ英雄ニハ非ズ君モ臣モ所謂亂世ノ姦雄ニテ有シ也イカデ我　神祖ノ將士ノ皆是君臣義士成ガ如クニハ有ベキ然ルニ斯ク世ニ云ヒモテハヤス事ハ信長秀吉ハ國郡多ク功アル者ニサキ與ヘラレシヲ傳聞テ我　神祖ノシカオハセザリシヲ彼ノ人々ニ及ビ給ハズト思フ者共ノ云置シヲ世ニハ傳フル也我　神祖深謀遠慮オハシマセシ事ヲバイカデカ知ベキ功ヲタツトムハ齊ノ伯タル故ニテ賢ヲ賢トシテ親ヲ親トスルハ魯ノ君子多キ謂レ也伯者ノ民ノ驩虞王者ノ民皥々ナドイヘルモカヽル謂レナルベシ此事ノ謂レハ小牧ノ戰ニ池田ガ首ヲ獲シ時信雄永井ガ功ヲ賞セント有シヲ　神祖ノ答ヘ給ヒシ所ニテ能々辨ヘ知ルベキ事歟　神祖ノ慮ヲ思フニ後漢ノ光武ニ似サセ給フ所有テ宋ノ太祖ニハ超サセ給シ所侍ル也伯ハ長也ト見ヘタレバ諸侯ノ長トナリテ天子ヲ挾テ令ヲ發スル人ヲ云シナルベシ是ハ國富ミ兵强キニ非レバアタハズサレバ管仲ガ齊桓ヲ輔シモ其術ヲ用シト見ヘタリ但シ其功ヲナス故ハ多クハ詐力ヲ用ヒテ仁義ヲ假レルトゾ見ヘタル賴朝ノ天下ヲ知ラレシハ其心ヲ論ズレバ伯術ニ出

タレド當時ノ事ノ如キハ長タルベキノ諸侯ナシ尊氏ノ如キモ專ラ天子ヲ挾デ天下ニ令セラレシカバ伯者ノ事ニモ似タレド其代ノ大名皆々自カラニ功アル者ニ國郡ヲ割與ヘラレシ所ナレバ古ノ伯者ノ如キニモ非ズ信長ハモト幕府ニモ陪臣ニテオハセシガ一時公方ヲ翼戴シテ其勢既ニ成レルニ及デ是ヲ廢シテ直チニ天子ヲ挾デ天下ニ令セントセラシニ其功半途ニシテ終リヌ謂ユル伯ヲ圖ラムトシテ功ナラザル也マサシキ伯心有テ伯功ヲタテシ人ハ秀吉ニヤオハスベキ此人ハ毎事信長ノ巧智ヲ用ヒラレシカド速ニ功ノ成ラム事ヲ思ハレシニヤ信長ノ如クニ故家ノ大名小名悉クニ討滅サムトハセラレズ兵威ニ服セシヲバ其儘ニ國郡ヲ與ヘラレキ獨相模ノ北條ヲノミ終ニ滅サレキサレバ其功モ速ニ驗シ有キ島津北條ニ贈ラレシ書皆々勅旨ノ由ヲ稱セラル全ク是天子ヲ狹ムノ事也サレド此時誰カハ天子ノ令ヲ愼シム事ヲ知ルベキ其故ニ島津北條更ニ其旨ニ應ゼザリキ思フニ鬼面ヲ粧フテ小兒ヲ驚スガ如クニテ片腹イタキ事共也イカデ我　神祖ノ神武ヲ以テ天下ヲ服シ給シニ及ベキ信長自カラ大納言ノ大將ニ成テ子息信忠ヲ秋田城介ニ任ジ其家人秀吉ヲ筑前守河尻與兵衞ヲ肥前守塙九郎左衞門ヲ原田備中守梁田左衞門太郎ヲ別喜右近將監ニ任ズ世ノ人信長東西ヲ一統セラルベキトノ志ヲ示サル、ナド申奉ル歟某ガ思フ所ハ然ラズ是等ヲ以テ其詐術ヲ見ルベキ事ニヤ其代ニハ戰國ノ最中ナレバ東西路塞リテ往來タヤスカラズ當時ノ事傳聞ニ依テ只其大略ヲ知ルノミナリキ先子息秋田城介ニ任ゼシ事ヲ四國九國中國ノ者共京堺ノ商賈等ガ往來ノ便ニ傳聞タラムニハ信長既ニ奧ノ地迄平ゲシニヤト思ヒ又家人等ガ悉ク九國ノ故家ノ名ヲ稱シ受領セシ官ヲ東國ノ者ノ馬鷹ナド商フガ歸サノ物語ニ聞及ビタラムニハ信長既ニ九國ノ地ヲ併セラレシニヤト思フベシサレバ西國ノ人々ヘハ東國ノ馬鷹ヲ贈リ東國ノ人々ヘハ異國ノ産物ヲ贈リナドセラレシ是マヅ聲ヲ以テ人ヲ畏服セムトノ謀ニテ有シ也是モ鬼頰ヲ扮シテ小兒ヲ劫スニ異ナラズヤ秀吉ノ朝鮮ヲ討レシ事モ是ニ似タル事侍ル也

一　秀吉天下之事

此人匹夫ヨリ起リテ天下ヲ掌ニシ給シカバ世ノ人是ヲ稱スルナリカヽル事我朝ニシテハ希ナリシカド異朝ニハ其例シ少ナカラズ只時ノ運ニ乘ゼラレシニヨレルカ其故ハ此時亂臣賊子天下ニ首ヲ並ベテタヾ勇材詐謀アル人ヲノミ尙ム事ヲ知テ仁義忠孝ナド云事ハカツテ知ザル時ニアヒ給シガ時運ニ乘ル事ヲ得給ヒシナリサレバ信長ノ大恩ノ下ニ身ヲ起シテソノ兵威ヲ假リテ自ラ中國ノ鎭衞ト成リ兵既ニ强ク國既ニ富メリ明智ガ信長ヲ弑セシヲ聞テ毛利ト和シテ急ニ師ヲ返サレシフルマヒナド誠ニ英雄ノ擧ニシテ氣一世ヲ蓋フト云ベシサレド明智ヲ討シハ信孝ノ功少カラズ然ルヲ自ラノ功ト稱セラレシ事イハレナシ宿老等相議シテ信長ノ國ヲ分チ其孫ヲ立テシナド平世ニハ然ルベキ事ニ似タレド此時信孝ノ心ニ快カラズ柴田ガ如キ不和ナリシ事故ナシトハ云ガタシスベテ織田家ノ風俗自ラノ武勇ニホコリテ其權ヲ爭フ所有シカバ群議サラニ一決セズシテ事終ニ破レタリ秀吉ノ黨秀信ノ幼ト信雄ノ愚闇ナルヲ利シ柴田ハ信孝ノ英氣有ルニ心アリ然レドモ信孝ノ黨ハ北陸ニアリテ助ヲ千里ニ求メ秀吉ノ黨ハ皆々境ヲ連ネテ相並ブシカモ要害ノ地ヲ擁シテ北敵ヲ待テ岐阜ヲセム柴田ガ兵ヲ出セシニ及デハ速ニ兵ヲ廻シテ先是ヲ敗リシカバ信孝ヲ斃スヿ孤豚ヨリモタヤスカリキ其後又信雄ヲ滅サントセシニ　神祖ノタスケ給フガ故ニ其志ナラズシテ和平ニハナリタレド後ニ信雄ヲシリゾケシヲ以テ見ル時ハ其本謀推ハカルベシ柴田既ニ亡ビ信孝スデニ弑セラレシニ及デヤガテ其國々ヲ我ニクミセシ人々ニサキアタヘシカバ自ラカノ下風ニ從フ事ヲ得タリキ丹羽長秀ガ自殺セシナドカノ爲ニ賣ラレシ事ヲ恥思ヒシトゾ覺ユルサレド其天報ニヨリテソノ家二世ニダニ傳ヘラレザリシカバ何ゾマタ論ズルニ足ルベキ只今ノ世マデ其遺風ノ世ノ害ヲナス事ノミアル類尤議スベキ事ニヤ一ツニハ此人天下ノ田ヲ丈量スルニ古法ヲ變ジテ三百步ヲ一町トス古ノ說ニ三百六十步ヲ以テ一町トスル事一步以テ一夫一日ノ食トシテ一町一年ノ食分ニアツト云フ然ルニカクツヾメラレシニ（按ルニ古法六尺ヲ步トス豐臣ノ時六尺五寸ヲ步トセラレシ也）又當代六尺ノ繩ヲ用ヒラレシカバ古ノ三百步ノ中ニシテ六十步ヲ失ヘリ民イカデ窮セザラムサレド此法フタタビ古ニ復セム事井田一度變ジテ復シ難キガ如クナルベシ思フ

ニ此人ノ丈量セラレシハ昔ノ如ク或ハ一國一郡一庄ヲ與ヘムニ六十六州ノ地猶足ザル事ヲ思ヒテ斯ハ計ラレシニヤト思フ也二ツニハ此人軍法ニヨリテ一錢切ト云事ヲ始メラルタトヘ一錢ヲ盜メルニモ死刑ニアツ刑罪既ニオモクナリシホドニ重罪ノ輩ヲバ或ハ切腹或ハ斬罪獄門ニカクハリツケ火焙ナドイフ刑出來タリ死ハ共ニ一ツ也凶惡ヲナサム者イカデ死スルサマノ異同ヲ問ベキカヽリシカバ國ニ大辟ノ者常ニ絕ヘズ百年ノ今殘ニ勝チ殺ヲ去ツベキノ時ニ及デモ猶刑ノ重キ議セラルベキ事ニヤ三ツニハ此人ノ代ヨリヤ信ヲ結ブニ常ニ誓紙ト云フ事ヲ用ヒラル是異朝ニモ衰世ニアリシ事ナリ是ヲ賴ミテ天下ノ政事ヲ行ハレン事口惜シキ事ニアラズヤ四ツニハ此人ノ代ヨリ武家ノ官途以ノ外ニ高クナリタリ當代ニ至リ少クオサヘラルヽ事ニナリシハ誠ニイハレアル事ナルベシ五ツニハ此人ノ時ヨリ宮室ヲ飾ル事以ノ外壯麗ニナリタリ此事ニヨリテ凡百ノ瓷器等迄殊ノ外ニ奢靡ニ至レリ是モ當代ニ至リヤヽ儉ニ隨ヒ給ヒシト見ヘタレド其禮節アラザレバ國ノ財ヲ虛ク耗ス事多キ歟六ツニハ當家ノ風ハ忠信ヲ心トシ儉素ヲ尙ムコトナルニ大閤家ノ人々譜第ノ人々ノ中ニマジハリ往々ニ參河ノ風ウセテ彼家ノ風ノ如クニナレル歟心得有ベキ事ニヤ是僞ト矜トノ二ツヲ申スナリ此外當代ニテ出來シ法ノ末代ニ議スベキ事ハ耶蘇ノ事ニ起リテ宗門ト云フ事ヲ以テ政事ノ要トセラルヽ事其時ニアタリテハ夷狄ヲ以テ夷狄ヲ治ムルトモ云ベシ今ニオイテハイカヾアルベキ

右三冊ハ正德二年春夏之間坐ヲ賜テ古今ヲ論ジ申セシ時ノ講章ノ草本也

源　君　美

此本書ハ懷ニセシモノナル故ニ字細カニシテ見ヘ分チガタリシヲ新川平元成ヤヽ字大キクミルニ便アルヤウニ寫セルヲ亡息宜卿ソレニヨリテウツセシ程ニ功終ラズシテ身終リヌヨリテ家僮シテ補寫セシメ是歲享保八年十一月十一日ニ寫シ終リヌ

源　君　美　誌

右讀史餘論三冊ハ我祖父白石先生篇集ニシテカノ家ノ藏本ナリ幸許受テ謹デ寫シ侍ル而已

明和元年仲秋　藤　原　清　盈

文廟篤恭仁厚雅尚儒術初自潛邸日命文士分講經史祁寒大暑未嘗有廢二十餘年之間事如出乎一日及嗣位春秋已高深知時政得失民心向背若臣美空疎叨辱廷對至于治猶安危之要周悉討論繼獨見跋語猶未盡臣竊懼庸淺寡聞未習國體進對之間言乖典籍辭理失所不副好問之盛意無裨風化之萬一每暇日旋閱經史開列古義仍參之時事及近代　本朝典故可資論思者雖禆官小史皆卽疏記積累日久遂成三小冊新川平元成　前世侍講也壬寅之春共談一時盛事偶及是書書原係國語字勢極細若不可讀元成因請繕寫書字稍大便于省覽季子宜卿亦欲寫一本以爲之副及其功半忽遘寒疾委篤綿綿癸卯夏五月不起死宜卿之舅朝景衡氏愍其志不就乃使門生續成全書嗟我今年近七十亦既老矣豈圖徒感先主之奇遇更傷亡子之蚤逝百憂所集成此一書人生處世卒到于此亦何忍言享保甲辰春二月壬申跋

源　君　美

畿內治河記

白石　新井君美　著

天和三年癸亥國家有レ議大興ニ畿內治レ河之役一蓋水之爲レ患所在有レ、之而源遠流、悍者其患大矣衆流相湊併歸ニ一道一以達レ於レ海者其患最大矣水患之最大而難レ治者無レ若ニ攝之大坂河一大坂河卽淀河也其源江州琵琶湖流ニ出宇治一由ニ伏見一經ニ淀城一至ニ大坂一入レ于レ海其間五畿及比近州縣諸水來會甚衆而大和河木津川加茂河桂河其最大者也大和河出ニ和州初瀨山東南一合ニ生駒立田等衆河一歷ニ龜瀨一會ニ石河一至ニ弓削村一分ニ二股一一久寶寺河是爲ニ正流一一玉櫛河至ニ吉田村一又分ニ二股一一吉田河一菱江河吉田河北趨滙爲ニ深野新開二巨浸一恩地河及久良加利飯盛等澗壑諸水皆歸レ之周迴廣莫瀰漫數千頃又南向出ニ森河內一與ニ菱江河一俱合ニ正流一至ニ大坂京橋之下一入レ于ニ淀河一木津河出ニ伊賀鹿伏兎谷一傍ニ笠置山一城州南方衆山之水悉注レ之至ニ淀河大橋一入レ于ニ淀河一賀茂河出ニ城州岩屋山北一受ニ鞍馬貴布禰八瀨小原溪澗諸水ニ遶ニ京城之東一合ニ白河紙屋河一西南入ニ桂河一桂河出ニ丹州園部西北一會ニ清瀧河一經ニ嵯峨一從ニ鳥羽一與ニ賀茂河一會俱入レ于ニ淀河一淀河實納ニ四大河之流一其上流自ニ湖口一至ニ宇治一曲ニ折山間一兩岸皆高巖石麓水流ニ其中ニ不レ能レ爲レ患自ニ宇治ニ而下始出レ險而更ニ平地一特以ニ隄防一爲ニ之限一河流緩而灘沙停積加レ之大和河木津河桂河並挾ニ泥沙一趨レ之壅三塞河道一河身日淤船隻阻滯一遇ニ霖潦一則泛漲溢溢其勢不レ可ニ得而制一重以ニ百川灌集之威一衝蕩潰決敗ニ壞縣邑一渰ニ沒田廬一畿內之民被ニ其害一者歲以レ萬數嗷々怨嗟已數十年矣我　東照大神君受命以來明哲繼レ踵治具必張百廢俱興慶差レ官巡ニ視畿內水災地方一以求ニ修治之策一議者謂諸水之會ニ淀河一多在ニ上流一獨大和河在ニ下流一相會橫ニ衝河身一是河水所レ漏之處兩河相委水勢相爭不レ得ニ共順下一故淤沙日積河身漸與レ岸平若夫深野新開瀦水旦暮積雨水纔至則村野之間爲ニ揭厲舟棹之區一者皆原レ于レ此焉宜下別開ニ河道一導ニ大和河一分ニ殺水勢一兩河各得中其所上因求ニ其鑿開之地一或謂鑿ニ瓜破野一至ニ住吉浦一以注レ于レ海或謂鑿ニ阿部川一至ニ難波浦一以注レ于レ海而其近邑土著之民恐ニ

其被割田廬剌心陰痛與夫被水害之民為哀訴不已工費亦不貲其餘建白競言巧便而卒紛々莫之定也有司亦不知所取材格而不行寖有年所但管河官吏歲費官錢植椿累石增修隄防雖務致救護河患未已施及寛延之交河道益淤水害益暴流亡漂溺之災無歲無之瀕河人民不知所歸今大君紹纘丕基光昭前烈文武並行萬方莫不循軌風化一新群動莫不被澤盛德之興山高日昇萬福是膺獨於畿內之民豈可令墊溺於是誕垂嘉惠博施洪恩將救治水患今茲春二月遂命稻葉石見守及彥坂壹岐守大岡備前守往巡察畿內河道處所擇勘定官三人伊奈半十郎手下吏二人可任役事者從之都下有河村瑞賢亦差遣從行以計便宜越三月石見守及壹岐守備前守至京師督同州縣當該官吏人瑞賢等先行賀茂河及白河將求桂河上流以其路絕險不可涉西攀老坂自丹之保津舟行下嵯峨至淀鳥羽由伏見浮淀河以達大坂視河口東傍大和河至龜瀨經廻深野新開復踰清瀧山歷視其東北衆山濯々皆沙土而且其沙每崩下流入溪澗復沿天野河而下至其股合淀河之處復西南循攝之郡邑憂水害之地行視德菴溝（深野新開比近田間潴水行之至今福村南入大和河）鯰江河（河西攝東郡邑美溢之水多置閘於今福村以洩于此流）（過備前島片町之際至京橋下流入大坂河）及備前島片町京橋等處所復緣平野河（攝河東南山際高阜消流及引狹山池以灌溉田土之水又置大閘於弓削村引大和河以備蓄洩之溝皆歸之至京橋上流入大和河）過猪甘小橋（仁德天皇十四年爲橋於猪甘津即號其處曰小橋）等處廻狹山池（聖武天皇天平四年築狹山下池）巡相阿部瓜破及依綱池（推古天皇十五年作依綱池）手水橋（在堺津與住吉浦之間）向欲開鑿之地方往反數四左右旁求審詳治水患實在海口而不可別開河導大和河說者之計不足信用焉復遡中津河（淀河支流自長柄村西分至傳法口入于海）自神崎河（淀河支流自江口村西分至尼崎入于海）西出尼崎復遵海浮舟南循行堺津住吉浦等處熟視大坂河口沿海斥鹵之地蘆葦鋪生日以蕃苞令河水失宣洩于海之便兼之近年就其地開田築堤下流益為壅塞斯治水之最所可急也故先指畫廢其新田壞其隄防芟其蘆葦令海口開豁寛廣自是每歲夏秋之間官令土人芟除其蘆葦四次以為恒例凡在大坂往來相度者久之於是發大坂道石河詣其上流赤坂再歷龜瀨至生駒躋初瀨取途於奈良沿木津河而下由宇治抵鹿飛過供御瀨窮石山出勢多（鹿飛供御瀨石山勢多皆在自宇治迄琵琶湖口之間）踰險涉水限

極河水源委一具圖二方略一以歸レ京仍令三瑞賢陳二其所一レ見故造レ圖以告二治レ水之便利一石見守領レ之曰可也越夏閏五月石見守及壹岐守備前守還二江都一以條二上治レ河之策一因言諸水發源處所斫二損林木一山禿土穿遇レ雨易レ崩下流淤塞職此之由也山林必須二鬱茂一而勿レ濫二採伐一自レ今而後既薙者不レ可二復斫一不毛者宜レ令レ植レ樹于レ是堂議遂定如二治レ河之事一宜下命二河村瑞賢一一切委上レ之盡中其籌策上如二諸水發源處所山林一則不レ論二公私一仰二該管官民一承行越秋九月五日壹岐守備前守相三會於二石見守邸一召二瑞賢一委三專治レ河之事一且賜二驛符及吏胥月糧一以二加藤兵助堀八郎右衛門猪子佐太夫一監二督之一令レ往冬十二月遂發二江都一明年貞享甲子春正月至二京師一謁二所司代稻葉丹後守一稟二奉レ命往與一レ役其月至二大坂一審二河勢一相二地形一而其施レ工之先後緩急斷然有レ所レ見矣蓋大坂河將レ入レ海有二九條島一當レ之河爲二島所一レ抗澁流而入レ海此上流之泛溢淤沙之壅塞所二由致一也故二月十一日先於二九條島一起レ役直鑿二島中一以開二一道新河一自二九條一及二福島一袤約一千丈廣三千餘丈使二河流直達一レ于レ海此昔治レ水始レ於二冀兗一之遺意也畿內之民久望二此擧一不三翅雲霓一一聞三官家興レ工治レ河以救二民之疾苦一騰懽相賀四方子來不レ論二地之遠近一奔馳以應レ募者日以レ萬數於レ是分レ隊立レ部各置二首領一統攝驗勘以就レ役畚鍤鱗集不レ待二督責一用レ力自勤乃二旬而新河成初瑞賢招二致各國水工精練者一博取二諸人一以裨二其策略一預聚二巨材一鋸作二木板數萬一作二繩車數百一又作二萬餘木梯一編レ竹爲レ簀縮二貼一邊一縛住使レ牢以二其三件具一堆三積於二九條島一如レ山觀者愕然不レ知三其爲二何用一至二二月起レ役先於二該レ鑿河道正中一濶五丈堀二深渠一留二上下兩頭及中間一而不二堀徹一作二土障一以限レ渠上以防二河水衝入一下以防二海潮侵盪一竊計下河道生地左右皆舊河而土薄泉淺至二稍鑿一必見レ水而施レ工不上レ易故設レ渠使下地中水一溜下會上于レ此既而鑿二新河一鍤钁纔下雖二果見レ水即潛泄歸レ渠因於二兩頭及中間土障處一左右橫開レ渠並二置轆車一以二衆力一轉斡撤二去渠中水一加以二戽桶一拜手抒去夜以繼レ日不二少休歇一於レ是生地蓄水漸盡不レ致二泥淖一尤易レ爲レ工及二新河稍深一以二木梯一密倚二兩岸一竹簀仰二承人跡一不レ致二踏脫一且透二漏泥水一使三人不二滑倒一甚便二升降一所レ挑泥土衆人搬去往來蹂躪泥淖塗レ地故於二路上一鱗二布木板一畚者趾不二陷沒一行步如レ飛

其器械預備者皆有レ所レ施而成功之速賚レ此實多於レ是人服二其先計一逮二新河道既鑿訖一兩岸俱砌以レ石撤二兩頭土障一以二烽火一爲レ號齊レ力一時決去放二河水一達レ于レ海流勢一道隱如二長虹一南岸盡頭沿レ海築レ堤橫亘二百丈以禦二潮濤之侵衝一新河接レ海處水渙散而無二涯際一因多下二竹篠一分插接樹以爲レ樾凡一百八十餘丈拘二制河道一以達レ于レ海俾二水勢急駿而自濬深一也蓋爲レ樾始レ于レ漢河渠志云元光中河決二瓠子一武帝自臨下二淇園之竹一以爲レ樾塞二決口一築二宣防宮一本邦未二嘗聞レ有二爲レ之者一今始用レ之事簡而功大甚利レ於レ治レ水凡此役爲レ樾最多爲レ制皆同而其用則隨レ處各異大要所丁以使丙河水游二蕩于レ此泥沙停二積于レ此能遏二橫流一而能利乙導水勢甲也新河既成全河沛然傾注向之泛溢者自順下壅塞者自刮除江州發源處水爲レ之急淀城有下筒車汲レ河引二城中一者上轉輪更疾レ於二往時一其水勢駿迅亦可レ見矣又新河南相距數百步移下所二穵挑一之泥上堆積爲レ山樹以レ松疊翠鬱蒼使二渡レ海者望一レ之得レ知二方所一也茲復淀河自二長柄一分爲二大坂中津二河一頻年中津河日盛而奔流浩蕩勢難レ廻故大坂河之流漸減日就二淺淤一運道艱澁舟檝遲滯大爲二公私之患一向官司百計治レ之而無二効績一救治之策束レ手不レ知レ所レ施今精思熟慮具知三前功之所二以不一レ成改レ絃易レ轍首二擬一法一其法編レ木多作二大囤一明成祖永樂十年工部主事藺芳立二作レ囤之法一中實以レ石下二之兩河岐頭一使下交錯埶陷自詣二水底一牢不上レ流動一以爲二樾基一水底大囤勢已定而由レ囤下二竹樾一令二上流銳一漸次下濶布插接樹直出レ于二河心一長二百餘丈突如二鋒頭一縱二割中流一兩水均分勢如二燕尾一於レ是中津河不レ能レ肆二侵奪之勢一而大坂河滔々安流淤滯亦自疏矣蓋水至柔而能攻レ堅凡當二其衝一者雖二鐵石一必壞故以レ力爭レ之者卒不レ能レ勝焉竹樾柔軟而狎承而制レ之則水無レ所レ施二其激搏之暴一而自得二循レ軌而行一此功之所二以竟成一也大坂河又自二中島東頭一分而爲レ二南爲二土佐渠一北爲二堂島河一又分爲二曾根崎河一俱流二過福島一於二九條島東頭一又合三派均注則足三以分二析洶湧之勢一頃年水直下二土佐渠一而堂島曾根崎二流梗澁而水既乾涸故先開二堀撈三濬曾根崎河一長七百二十餘丈又堂島河由二堙廢一不レ得下就二河道一而流上浸三灌于二洲澤蘆葦之間一散漫潛行下通二福島一故於二其洲澤蘆葦之間一亦樹レ樾縱橫錯綜是所下以使中制二散漫之水一以就上三河道一而洲澤亦由レ之得下停二貯泥沙一自成中平陸上也又中島北渚因二堂島河堙廢一沙土已凝久成二陸地一乞

丐無レ依之徒侵占群居自作二席舍一殆成二聚落一今一掃撤レ之鑿開濬挑三百五十丈又自二福島一至二百石島一開二濬河岸一四百餘丈其間六軒屋及蓋船廠二所並撤二去之一又福島前有二豬島一在二中流一而河身迫阨者長一百五十丈復鑿二去之一于レ是江都召二端賢一秋八月與二監督加藤兵助等一同發二大坂一還二江都一上三陳已治未レ完河道處所一堂老復遣二端賢一往率二餘工一從レ是不三遂遣二監督官一冬十一月瑞賢至二大坂一疏濬障排督役略成明年貞享乙丑春正月還二江都一繪圖以上條下呈治レ河之工猶有中未二周備一者上於レ是堂老覆議復委二瑞賢一往任二其所レ爲以成二巨績一冬十一月發二江都一至二京師一謁二所司代土屋相模守一稟後興レ役十二月到二大坂一起レ役堂島河下流有二洲沙一積如二丘陵一河特堙廢不レ通二勺水一鑿二開之一三百丈又自二曾根崎一至二福島一一帶河岸或以レ石砌或植二木柵一以禦二暴水嚙一レ岸岸上新開レ道九百丈隨レ處造レ橋以便二往來一又中島北岸嚙曲不レ正使二河水蛇行而下一勢不二峻利一或削二去之一或補二築之一繩而直レ之臨レ岸官舍民屋並撤レ之新開レ道七百五十丈先レ是緣河岸上無二道路一之處今皆開レ道使二人往來經行一此所三以使二其居人不レ得下侵二築岸涯一以迫中河道上也又九條河岸蓋船廠處所有二曲灣一水勢趨レ之道河瀠洄因於二其灣頭一亦交錯樹レ樁使下泥沙凝停自成レ洲水徑趨二新河一以入上于レ海於レ是大坂河下流稍治矣諸水之最多レ患者莫レ若二大和河一是須二次而治一焉越丙寅春三月又興レ工從三事于二大和河一自二石河一而下塡淤成レ洲曲岸礙レ流者或鑿而疏レ之或鑿而通レ之大和河分派至二森河內前一又併合爲レ一水勢衝抗每致二上流壅滯一於レ此樹レ樁一百五十丈分二導河流一使レ無二相逼一也自レ此而下河道狹險暴水易レ溢故南岸起二森河內一經二鴫埜一至二定番官別館處所一鑿レ岸拓二廣河道一計一千三百丈其間有下房屋田圃迫二河道一者上並撤二去之一北岸起二蒲生村一至下片町之下與二淀河一合去處上亦拓二廣河道一因接二修京橋一十余丈以下京橋爲二大和河咽喉一而岸狹勢扼難中宣洩上也自二京橋一而下兩河已合レ流每レ遇二雨水一淀河水直抵二南岸一大和河爲二之所一レ衝水勢相捍俱致二泛溢一此由下近世北岸川崎天滿侵二築河岸一以開二街衢一起二邸舍一迫中扼河道上也故川崎官木廠前一大洲延袤二百餘丈者先鑿二開之一其岸受二河水衝浸一處用レ石包レ砌二百五十餘丈又起二官木廠處所一盡二天滿岸一撤二去邸舍市廛一以鑿二開其岸一長七百餘丈且濬二淺游一令二河道大深

潤一其間有二天滿橋天神橋難波橋一並葺修長レ之每レ橋十二丈以架二接新岸一攝之橋梁莫下長レ於二此三一者上天滿橋通計七十五丈天神橋通計七十七丈難波橋通計八十四丈自レ此兩河之委有レ所二歸納一不レ至二束溢一於レ是大和河上流所在塡壅方啓深野新開等瀦蓄自退無二復泛漲之患一向堂島河堙廢者亦由下爲二天滿岸一所上礙今隨廣二其岸一水直注入レ之河道循レ軌又緣二大坂河一而上至二源八渡友淵村長柄毛馬等處一濬二深淤塞一繩二治曲岸一者一千丈又自二三番村一至二逬枝村一（二村在二長柄毛馬等上流淀河北岸一）隄防蜿蟺水由二灣曲一而下故逬枝村前淤沙累積自成二一巨洲一遂爲二居落一洲頭置レ舖勘二視運船往來一今撤レ舖毀二居落一鑿二去曲堤巨洲一以直二河道一計五百餘丈西轉二神崎河一自二江口吹田一至二尼崎一悉行二浚深一又中津河一帶及傳法口逆河（中津河自二傳法一分折二旋四貫島一之水逆行接二入大坂河下流一故曰二逆河一）四貫島（在下傳法村與二九條島一之間上）俱用レ工曲者改直淤者改深牽道各隨二河形一先レ是四貫島當二船隻往來之咽喉一故設二立公舖一譏二察海口一自二九條新河一開一而後官船商船壹是張レ帆徑由レ此滿載絡繹無二復挽撐搬剝之苦一尤爲二海口出入之要路一自レ是移三置公舖於二新河北岸一又江小島寺島博浪淵三軒屋至二木津口一（俱在下大坂河南轉下流迄二木津海口一之間上）分二委各該官吏一河身之淺者加レ深河岸之狹者加レ開又大坂中多有二縱橫溝渠一股二引河水一以利二遭運一其兩岸舊無二石砌一且其縱渠設三閘於二渠口一啓二閉之一雖三以備二暴水一然諸渠由レ之澱淤過レ半矣暴水時至則甚失二漏洩之便一向石見守巡視之日撿勘明白曾有二處分一既而今茲大坂尹藤堂伊豫守仰二沿渠人戶一令下撤レ閘浚二澱淤一修中岸砌上縱橫通計一萬五千餘丈其岸皆闢レ之使二慢敲一渠面之廣增三加於二水底一則每レ遇二霖澇一容受有レ餘使三水寬緩游蕩而無二泛溢之勢一且其兩岸甃レ石爲レ級平時使レ可二升降一以便二人居一也又淀橋之下有レ寺曰二圓通一其地本河道以二洲沙積久一漸成二陸土一遂侵占創レ寺又宇治橋下流有二横堤一出レ于二河心一想是天正年間築レ之以使下廻レ河引二伏見城邑一以便上者耶其堤陰塡淤肥美民因耕二田之一俱致二水勢迫阨一今廢レ寺攘レ堤並鑿開令二河道廣豁而無レ所レ障凡宇治橋上下伏見大池淀鵜殿及木津河一帶往往有二陂澤一若霖潦羨漫則水于レ此游蕩而蓄瀦焉比年蘆葦楡柳叢生蕃苞日漸淤高已不レ受レ水今令三各所官吏悉剪二伐之一每レ遇二暴水一使三游波寬湲休息而無二抑鬱偪迫之患一也又木津河西岸飯岡山下有二巨巖一突出礙レ流使レ激今鎚擢除レ之先レ是淀

河大和河於二堤岸衝要之處一或聚レ石斜爲二小堤一或多
植二椿橛一使三水不レ得二突射一然設二之于レ此則復衝レ于
レ彼互相二激水勢一且泥沙易レ停尤害レ於二河道一故一切
除レ之使レ莫三復爲二焉其所レ充二工料一之石採二之宇治
山一石皆褊薄遇レ水易レ崩沒二泥淖中一水欲二衝刷一而勢
不レ得レ轉階レ之致レ淤且宇治山在二河之上流一每鑿採
レ石則土沙崩下流入レ于レ河遂爲二壅塞之漸一故具レ由告
レ官其餘工役令レ莫二復採用一焉又大坂河水底有二亂石一
傳道往昔工役之餘棄而不レ收甚礙二河流一今悉鑿出以
充二工料一又堂島洲澤自レ樹レ樋三二年于レ今沮洳漸乾因
以二各河挑鑿之土石一塡二築之一下至二九條新河兩岸及
福嶋一以爲二宅地一掀二開街衢一廣狹縈廻各隨二地勢一區
畫焉通計二千餘丈使下附近人民作二居屋一出二戶賦一納上レ
官蓋營二此地一以建レ邑者所下以使上二居人一看二護其河道一
保二守其岸砌一不上レ至二頹塌圮敗一也初巡視之日瑞賢曾
建二此策一石見守大許二可之一今施二行之一凡是新邑皆河
口襟喉之地富民士豪爭聚兢興盛開二市肆一重檐傑棟相
比結レ架爽塏映照遠近遊者稱爲二壯觀一所レ謂閭閻撲
レ地簇橋成レ林者不二多讓一焉遂復爲二無雙之要津一也凡
大小幹河支河隄防通計十萬餘丈之間田圃盧舍侵二占

河岸一者今悉撤二去之一又隄傍隄內所レ生之蘆葦竹樹
令三該管官民悉芟二除之一（秋夏芟除以二四次一爲二恒例一）於レ是河道堤岸
界限明白而杜二奸民侵塡之萠一矣其餘出レ奇應レ變除
レ害興レ利籌算效レ績難二悉記一自二役興一已五載河功完
成還二江都一具狀告レ成實貞享丁卯夏五月也初興レ役之
日石見守謂此行治レ河工役重大固非二官家之力一則不
可也雖三今成二此役一不レ繼二浚治一恐河患又起凡山陰山
陽等道及四國九州漕運輻二湊于レ此則役一成之後徵三
工費於二此諸國一置二官吏一令レ掌二相繼濬治一永遠依行
莫三復有二淤塞一可也因令三瑞賢設二爲其法制一雖三已有二
定案一至二此役成一其議亦寢事不レ及二施行一大抵天地之
間山陵土石猶且有二消長一況於二川澤一乎源委時易淺深
世異攝之苦二水患一尚矣按仁德天皇紀曰朕視二是國一
（時都二難波一是謂二高津宮一）河水橫逝流末不レ駛聊逢二霖雨一海潮逆上
而巷里乘レ船故決二橫源一而通レ海塞二逆流一以全二田宅一
堀二宮北之郊原一引二南水一（今大和河歟）以入二西海一因以號二
其水一曰二堀江一（今大坂長渠上其古蹟猶存）時五穀豐穰百姓富寬頌德
既滿炊烟亦繁（有二高屋之御製一）是以政令流行天下太平於レ今
稱二聖帝一（在位八十七年）由レ是觀レ之治レ河之工其始レ自レ此乎
世之相去千有餘年泥沙日累而水底漸高海波日退而洲

淤隨長於レ是河之距レ海漸遠海之容レ河亦阻而下流停滯之患胚二胎于レ此矣且昔者自レ洛到二大坂一其道經二飯盛山下一出二四條畷一或由二野田福島一或過二渡邊橋一今所二往來一枚方而下迄二京橋一之地方舊皆汙澤也天正中築二隄防一以制二河道一因爲二伏見大坂之捷路一於レ是水所二游蕩汙澤一遂爲二良田一至レ若二城邑富庶戶口日增一塞二防河道一各起二舘舍一侵二占沮洳一以爲二田圃一地不レ遺二川澤之分一水不レ得二休道之所一其迫阨束隘如レ此河何以得レ不レ淤水何以得レ不レ溢堤何以得レ不レ決宜乎後世之有二水患一矣嗟夫不レ可二以レ今復レ古固也雖レ然河果不レ可レ治乎憂二民之憂一者不レ可レ不下審二時勢一而理上レ之矣今此役大要不レ過下導レ滯鑿レ阻疏二通下流一使中河水直達上于レ海而已下流既疏則水勢自疾水勢疾則其所レ趨積沙停淤衝刷刮蕩河道入レ地日深故洲渚之當二河心一而遮レ流或二三里或數百丈者不レ借二人力一自崩自潰所レ謂借レ水攻レ沙以レ水治レ水者也於レ是昔年浸潦之田今皆成二沃饒之地一瀕河民生始免二魚鼈一播種耕耨各歸二其業一懽忻交通頌聲滿レ埜不二特河患弭一而南海西海諸道漕運無二阻稽一舶艫銜レ尾而入誠國家無レ疆之慶而生民萬世之利也振古未レ有下若是役重大一者上也若自レ非下　大君仁恩如レ天澤洽二下民一明斷毅然必行不上凝則雖レ有二智巧謀略之臣一其誰能效レ績哉此洪化之所爲而非三人力之所二能及一也以二佚道一勞レ民則民勞而不レ怨況此役雇二募貧困之人夫一末三嘗調二發疲弊之民丁一工費仰三給於二官庫一末三嘗派二徵編戶錢糧一委任既專事不二中制一惠政良法盡施三行於二今日不世之大功於レ是乎立矣較二之上古一不レ愧傳二之靑史一有レ暉嗚呼盛也哉

畿內治河記　終

奥羽海運記

白石　新井君美著

昔者先王建レ國造二都鄙一經二田野一制爲二五畿七道一畿內租入以供二宗廟百官之用一焉在レ外諸國則任レ土作レ貢以實二王府之儲蓄一焉考二之典籍一七道輸送由二海路一而達レ京者三十餘國風候有レ時駕漕有レ程則海運之政亦有二從來一久矣弟世淳事簡不レ待レ轉二漕邊遠之粟一而國用自足焉降逮二文治一皇綱紐解民之謳歌者漸轉向レ東而關左之地日以隆盛農兵既分用費多端當二是時一自レ非二四方之轉輸一則烏能得三人給家贍二哉但漕運之法求二之記傳一不二少槩見一矣莫二得而考一耳及二鎌倉之政寖衰一天下瓜分列國競爭各據レ險閉レ糴以養レ士强レ兵爲レ務三百餘年矣其安遑下策二漕運一通中有無上哉及三吾東照大神君撥レ亂致レ治定二鼎江城一四海星拱萬國輻湊自二宗藩戚里通侯列卿一皆在二邸第一相與嫁娶而況將士工賈雜民浮客聚二住都城一生齒蕃毓巧曆莫二之能計一則官民糧餉不レ能レ不レ仰三給於二殊方一故水陸漕運之政實爲二今日之要務一矣江都形勝東南瀕レ海沃野彌望關塞之固河渠之利天造地設故西南諸道漕轉絡繹舳艫相銜未三曾有二阻滯之患一矣第奥羽二州在二東北邊要一稻粱之蓄爲二天下饒一而陸路脩曠已不レ可二轉輸海運亦迂一遠不レ能二徑達一于江都一蓋海路未レ習漕策有レ遺故功力雖レ勞倉儲無レ益奥州形勢接二界常野一邐迤北去以面二東洋一羽州接二其背一以抱二北海一遙與二朝鮮一對故奥州運道經二東海一羽州運道涉二北海一其經二東海一者漕二下總州銚子口一自二銚子口一用二河船一裝運入二利根河一抵二關宿一下二行德漕渠一以達二于江都一其涉二北海一者漕至二越前州敦賀津一自二敦賀一駄二運山中一七十里出二江州鹽津海津一又舟二運湖上一以至二大津一然而河漕陸運備極二艱辛一勞費最多而漕利未レ廣近世運道奥船經二上下總邊海一折而抵二房海一抵一作レ循以達二于江都一羽船涉二北陸山陰山陽等道邊海一至二長州一折轉經二淡路一迫門或阿波鳴門一又出二南海一抵二伊豆一以達二于江都一放洋萬里波濤險惡石礁島嶼曲折極多習二熟經涉一者蓋鮮矣雲氣風候一失二占視一覆敗隨レ之人穀俱沒或雖二船僅存一穀已投弃其所二亡失一固多矣或迴二避風濤之險一所在棲泊稽延經レ年而始達者上漏下濕穀已浥爛不レ堪三以充二官

倉之儲蓄此不啻闕取給於東北之便傷人毀船累年沈沒之費不可勝算深爲國家之患寛文十年庚戌之冬募求能習海運堪使掌漕事者都下有河村瑞賢以智畧明敏爲衆所推國家簡命瑞賢掌海運事先令漕奥州信夫郡桑折柳川及福島等處官糧數萬石以試其方略如何瑞賢受命以爲漕運事固難矣雖然夏艦蠻船泛海嚮者雖僻壤遐陬片帆直指無所不至則我東北海運亦無不可通之理但便利未獲而宿弊罔除漕運不廣意坐此故耳因周詢博諜便知其緜在不擇船隻領駕非人風汎不得候而已先是漕運奥州官糧皆雇募商船送納江都官司將僦運船先設鋪令衆商投書告各欲得脚價若干官吏公同發鋪撿視而擇價最下者取其甘結委令裝運奸商貪利賤價轉雇船隻召募水夫故應雇募者率貧乏船戶船隻脆薄什物不完運夫亦烏合無賴之徒僥倖牟利不憂事之濟否無量船之勝載而重裝以貪一遇風濤輙不免沈溺海運自有風汎乘之則去來無虞彼汲汲貪利船戶運夫徒欲往復數回多得脚價而不知天時之不可逆風潮之不可冒動輙遭暴風覆敗不旋踵假饒僅免船已破損非加修理不可再發洋是欲速而愈致停滯也或託言漂溺侵盜官糧者不能無於其間宜乎漕運難通亡失歲多矣爲今之計莫若擇取船隻完堅者量定裝載程則召募運夫必選習練海道者優給脚價以鼓其銳志而候風汎可必濟之時乘機起運（海洋每至夏月有風天氣不暴變雲不起晴霽清和可必濟之時候）方可保萬全而無波溺之患焉瑞賢先遣手下一有才幹者起自江都蹈視通運海道泊舟港灣至于荒濱而巡撿官倉所在水次遠近逐一畫圖貼說具冊報知於是地域體勢漕道便要及轉搬發運之方畧坐而得之遂條上建議曰凡漕運船隻須選僦商船各給官幟表之不必造官船運夫須雇强幹精練能慣漕道者不必差發官丁如信夫郡官糧自阿武隈河以河船裝運百八十里至于荒濱此係松平陸奥守封內自荒濱接兌海船起運向西南往抵房州自房州不由故道折轉直南趨相州三崎豆州下田等港又候西南風然後回船首以入江都海灣其途程有奥州平形常州中湊下總州銚子口房州古湊等處爲運船必經之港次此等處所並置立務場令査驗各船駕運遲速漕夫勤

惰一倘或覆溺破損等船隻急行二驗檢一勘二窮情僞一或奸徒在二停泊處所一私買二糧米貨物一搭載以圖二交易之利一者拏問痛懲運船若下在二中途一暴遇二風濤一沈中沒官糧上就告二隨近務場一者火速徵二發本地丁男一其可二撈而出一者悉レ力出レ之霑溼浥腐者卽就レ地羅散具レ數遞報各船所レ竪標幟海隅僻遠之民恐不三遽得二識認一乞下行諭三告河道幷沿海地方官民一通知若有二緩急一令二速來戮レ力救護一伏乞准レ議施行國家可二其議一悉從レ之乃堂老劄二付傍海郡縣有司一云東海官運命二河村瑞賢一掌レ之令三沿途港次各設二務場一聽下瑞賢自置二手下人役一盤査上凡遇レ有二運船漂溺者一所在在官民速發二丁夫一救護而便報二知隨近地方務場一切恐無レ由二辨認一爲レ此須二給運船所レ竪標幟一箇一令二官民照レ樣爲レ記其傍海商民勿下將二穀麥一與二運船一私自貿易上凡運船所レ到沿海一帶居民及漁戸竈丁宜二務看護一勿二敢衝犯一既而瑞賢差三手下人役于二平形中湊銚子口古湊等處一雇二募伊勢尾張紀伊等州商船一以充二公用一此等商船常載二私貨一往來貿易故打造不レ惜二工費一堅完堪レ用其船夫慣二知海道一能諳二風候一駕使精練不三敢侵レ險行レ危船與レ人皆非三佗州之所二能比一矣故另厚レ値募雇着レ令上緊漕運要以三萬全

而無二疎失一蓋船夫家有二妻孥一行有二食糧一程途往來爲レ日已多倘脚價太薄則生計不レ贍非爲之心由レ是以生今優二給脚價一使二之私用無レ窘則人心鼓舞樂趨二差役一爭自効レ力愼守二約束一而無二欺紿一焉此所レ謂論二大計一者不レ惜二小費一而不レ欲レ速而自速者也既而將二應レ募船隻一逐一點檢因與レ之約束曰凡海船國家已有二一定法令一汝輩固所二遵守一今另設二立法制一汝輩要緊依行勿レ有二犯違一一各船量二定勝レ載石數一除下備二載礅緪檣櫓等什具幷程途該レ用食糧薪水等物件一在上內之外裝二載官糧一以下樑頭下去二水面一六寸上爲レ率裝完而後請二所在該管官吏一檢視一各船該二自備一食糧聽下就二水次務場一買辦上須下計二算程途應レ用糧米一稍加二贏餘一具レ數告請照二時估一買取上一各船須下先將二官糧一裝完却將二私糧一搭載上一各船若遇二暴風一勢已危急不レ能レ不レ剝二減糧米一則須下先將二上面所レ載私糧一投棄上猶未レ可レ免則再將二官糧一漸次投棄風定後要將二剝減訖糧米一明白具レ數開寫告二報所在官司一請レ給二保票一一各船若有下守二風潮一停中泊港灣上不レ許二纖芥自レ岸搭載自レ船下卸一一各船漕到二江都一未三完卸二納官糧一不レ許下擅將二羨餘私糧一先卸及糶賣上一各船在二洋中及港

灣須專心愼火燭切禁諸色賭博愼之法既布行各船皆欣々然有喜色蓋使食糧有餘剩到于江都變賣則得脚價外更收餘利故也明年辛亥春差發各船駕至奥州荒濱三月瑞賢去荒濱躬自董督將信夫郡粮米起發下河道停積荒濱水次海船亦會集荒濱不敢後期乃節級裝載海船而候風訊順和出洋發運五月瑞賢發荒濱按視運船該經沿海一帶建置務場港次等處而還江都凡海船起運則荒濱務場人役即便開具船頭某領駕船隻某日時起發差脚力飛報平形務場以次遞報告務場令盤驗督察各船既受實惠衆心欣戴鼓舞之下無不效力故漕運無稽遅之累愼守官物不毫有所違犯秋七月悉達江都交卸噫海路一千五百風濤之險不爲不遠而無升斗之闕焉大事之濟神速如斯未之前聞較其工費之減於舊時自是而後漕政一新而歸便捷堂老特加嘉奬厥後令福島官吏每歲照依瑞賢法制漕運官糧尋有北運之命壬子之歳又起羽州漕事瑞賢謂羽州在東北隅最爲邊遠其漕道涉北海轉過迫門裏經南海達于江都迂回遙遠八千餘里環六十州邊海殆一周矣其間歴險

冒危不知幾所濟運之策不可不深長思也乃遣人備讃等州訪問傍海居民至漁戸鹽丁其漕道利害島嶼險艱港灣便要偏探窮搜逐一開寫回報又遣人羽州酒田驗袖浦形勢是乃海船始發之港口而區畫措置宜預講之處也因將各處遞報參伍料理而經略處分悉有條理遂呈議曰北運海路窵遠潮汐險惡亦非東海一帶之比船隻須要雇募習慣北海風潮者若讃州鹽飽直島備前州日比浦攝州傳法河邊脇濱等處船隻皆可充用鹽飽船隻特完堅精好非佗州可視其駕使鄉民亦淳朴不譎宜特多取焉如尾勢等州船隻則雜雇以取足數可也先是最上郡官糧以河船漕最上河至酒田儲商民場屋收貯再分載小舟撑出河口接裝海船其河船脚價派徵所在納戸民若重課乞一切免之自今而後官給河運脚費官倉多在河之上流故上流船戸應募者常多而下流船戸不得與備富者益富而貧者益貧宜令下流船隻遡至官倉所在水次與上流船隻平分載運便沿河一帶船戸均得雇價之利不特爲郵船戸船戸均富則造船完堅且多皆足以充公用也運船所經沿河縣邑乞下行該轄各官民令用意看護無得

レ停二滯其官糧一運到二酒田一者已係二官物一不レ合レ收二積小民之私場一且或不虞之災不レ可レ不レ備宜下擇二海涯便要處一起二蓋倉囤一以收貯上酒田是係二酒井左衞門尉領內一故將二官糧一寄三頓起發於二此之間一官命二左衞門尉一管護及三分載出二河口一又令下發二丁夫船隻一挽引護送上其勞費居多領內吏民甚困乞自レ今而後官給二脚價一海船自二袖浦一開レ洋各給二官幟一等項並如二東海運船事例一先レ是北陸海道諸港有レ稅二運船一去處船夫無知唯免レ稅之計不レ泊二此等港次一併レ程兼行不レ遑下占二視風候一以進止上動輒中途遇レ風覆敗自レ今而後令二所在港次一莫レ得レ稅二官運船隻一志州鳥羽港口菅島附近數十里之間巨石盤三結于二波底一運船常於二風雨昏黑時候一往々牴觸破碎乞就二島上山崕一每レ夜擧二烽火一使下航レ海者辨二認方所一以得中廻避上焉酒田袖浦及沿途澳港如二佐州小木能州福浦但州柴山石州湯津長州下關攝州大坂紀州大島勢州萬坐志州畔乘豆州下田等處一乞置二務場一稽二察糧船一一如二東海運道一其諭二告沿海地方官民一通知亦乞如二東海事例一爲二國大計一不レ憚二劬勞一今欲レ開二通漕運一非二親驗蹈視一何從而得二區畫周密一哉巨乞衰弊之餘敢冒二風濤一巡二察（察下一有二運船二字一）必經之地方一

各因二便宜一委曲設レ法使レ無二滯礙一若二肥前州長崎一雖レ非二運船經由之地一而華夷商舶聚舶之處西海一都會也若去訪問必有レ裨レ於二吾漕運之策一乞得二一巡歷一閱二視物情一伏乞准議施行國家可二其議一悉從レ之乃堂老劄二付豆州下田相州走水三崎等處海關泉州堺相州山田等處有司及東海南海北陸山陰山陽等道瀕海諸國該管列侯有司一令下漕船所レ至務加二保護一一如中東海官運事例上又移二行大坂町奉行一官運船隻行經各處澳港不レ許レ稅二官糧一或恐港口吏民以二其無レ利レ於レ己慢不レ經レ心使三漕船致二遲滯一不レ便須二要切緊瞭望一遇レ有二官船來到一盡レ力看護不レ可二敢忽一其不レ干二漕道一地方瀕海各國亦須三常戒二轄內吏民一若遇レ有下官船被二暴風漂到一者上須三要務加二極（一作拯）護一凡瀕海列國之邸舍在二大坂一者宜下召二管邸官一飭二行新令一轉二行各國官民一遵照奉行上於レ是瑞賢分三遣手下人役於二沿途港次一置二立務場一十四所一令三相聯接聲應點二勘運船一志州菅島蓋三造土屋於二白崎山半腹一就レ山採二薪柴一積レ于二屋下一每レ夜擧レ烽以从示二方所一其置レ烽依レ于二山半一則火氣掩二映靑壁一光焰不二敢漫一能使二遠瞭望一比下擧二之峰頭一者上勝遠矣其蓋二土屋一以避二風雨一也長州下關

海中有石礁海船觸之便致敗毀故委務場人役常備嚮導小舟指引運船以廻避危礁既而募雇讃備攝等州商民私船完堅堪用者若干布行法令一如東海官運事例因將各船編號如行伍法使險難相救姦惡相匡海歲春分前後必有暴風自西（南海人呼爲貝奇風北海人呼爲東漸暴風）各船宜過此節而始開洋故與之行期凡各處船隻須限二月晦日起發駕至長州下關報知務場人役而後投集酒田聽候莫敢踰限遲慢後裝運之期因告示曰長州海士瀨數里之間暗沙伏石交列連鋪水淺潮急易於閣船愼勿以其捷徑僥倖涉瀨上春三月瑞賢發江都到酒田運船亦不後期悉會袖浦乃督發人役時最上郡官糧節次河運出積酒田轉搬袖浦裝載海船凡若于石限夏五月次第起運於是瑞賢發酒田巡訪沿海諸國歷按各港務場遍閱北陸道歷山陰道出山陽道至長州下關駕船渡酒由西海道詣肥前州長崎又返長州歷觀防藝備播等州海路抵攝州大坂捨船從陸出京師經東海道還江都海陸行程九千三百里跋涉之勞可謂勤矣秋七月運船鱗次相踵而達于江都交卸會無隻船斗糧覆敗沈溺焉東海北海自古以漕運梗難爲患者於是乎開通漕政淸肅宿弊盡革豈唯足供給於一時復將濟國計於無窮瑞賢雨沐風梳足迹殆遍四裔爲國家盡赤心以建大計可謂忠矣國家特慰勞之賜以三千金嗣是之後奧羽二州運糧分委官吏管掌一皆照依瑞賢置立法制永爲定規瑞賢白官曰奧羽二州漕運沿途港次該依泊處所合置務場者一十四宜各就其地勾選吏役量給月糧常州在務場管攝漕事不啻撿監官運凡四方商船亦有所畏憚不得敢恣奸詐官從之各港務場並置夫役隸該于地方各刺史統轄若下關備設嚮導小舟命毛利甲斐守白崎山烽燧內藤飛驒守令永遠莫有廢歇志州海爲自大坂趨江都船隻必經之要衝故烽燧之設匪翅爲官運便利凡諸道商船往來皆得由是取途其利澤所逮實廣矣夫漕道脩阻風潮險惡自古未有如此之甚經涉日久水火隱盜之患不能保其必無焉而今數萬米糧無升合之枕無缺耗之弊三餘月而達者何也區畫已㫁宿弊盡除而明法令體人情郵下民防奸僞委曲設法寬簡易從順民丁水夫霑濡優給均被實惠人思自效不待督責而能竭

其力二不二敢斯安一故向之曠年猶不レ能二濟運一者時月而至矣漕運之策可レ不三熟爲二之講一哉大抵奥羽等州僻二在東北一土曠而民稀稻粱常有レ餘而糶賤貨財或未レ贍而價貴如二西南諸國一人衆而地不レ廣都會城邑相望羅四民輻湊浮食者多土地之出不レ足三以給二其人一不レ免下必資二轉運之給一以爲上レ養也如今奥羽漕策一定則不三但行二之官糧一凡東北藩府侯國欲下以二有餘之粟一轉上レ糶於二他邦一者皆由二官運程途一照二依見行成規一絡繹運送以得レ易二貨賄一而國以周贍有無相濟彼此相資國家之利莫レ善焉況瀕海諸國商船市舶涉レ海販鬻者有レ所二準式一往來不レ阻雖二窮鄉絕域一蔑レ所レ不レ至焉積貯レ優二贍於レ上交易博二通於レ下能使三天下食貨無二甚賤甚貴之地一獨漕運之功爲レ多矣是國家修二擧漕政一以安二萬民一之意也傳云其人存則其政擧上有二憂レ民濟衆之盛德一下必有二陳レ力禆レ治之臣一而能得レ整二飾泰平之壽域一也國家昇平日久良法善政相繼而興獨漕運之籌闕焉方今廣募旁求汲々問二海運之策一既而擇レ衆擧レ人則專委以責二成功一而弗二自レ上掣レ肘故承レ命者能得下專施二智計一以開中無窮之利上福祚億萬年之基本於レ是乎益固矣諒千載一時而天下幸甚嗚呼盛哉

五十四郡考

五十四郡考補遺序

郷庄名保、古昔分レ地建レ名、各相統屬、亦廢而不レ用、於レ今槩乎不レ可二認識一也、夫既廢矣、不三復得索一而可也、索而。恐倒置 至二國與一レ郡、連二亘古今一、増損同異有レ之、改革則無レ有也、方今樹レ侯治レ地、非レ若二古國置レ守、郡立レ司、租税於レ是乎徵、兵役於レ是乎出一、亦制度典故、所レ係之大者、當下以窮二同異一、正二舛差一、有中一定之名上、而不レ可三諉以二年代遼遠、文獻無一レ徵也、如二我陸奥一、延袤濶大、深山巨海、依レ中遶レ邊、境界錯糅、始建二三十六郡一、増至二五十四郡一、名號繁稠、書史所レ載、同異非レ一、挂漏分合、致レ難二遽考一、向者聞三白石氏有二五十四郡考一、欲下得二其書一而見上レ之、雖二博求一レ之未レ得、於レ是予意二亡佚不一レ存也、乃有レ志レ於二編集一、毎レ見下事之預二陸奥一者上、必捃摭抄錄、殆歷二一紀一、我業欲二略成一レ緒、而偶得三此書於二仙臺影田良作許一、白石氏之於二著述一也、既富而多、又必得二體要一、故讀書之家多藏レ之、而此書則已亡僅存、間又有二差謬一、蓋猶稿本也、然今其書見出、我復別作レ之、則將レ有下奪二其美一、而掠二其功一者上、若就論レ之、則恐似下摘二其玼瑕一、彈中其所上レ短、遲疑久不レ決、源義和跋二此書一曰、白石氏之成レ編、南境者、用二會津向井氏之說一、北邊者、取二南部田某之考一、中郡一據二不佞之所一レ告、由レ此觀レ之、白石氏之意可レ知已、如使三予生在二其時一、則必將三聽レ告救二其失一也、因敢作二補遺一、附二書注問一、使二讀者一考焉、雖レ然、酈道元之注二水經一、人心猶不レ慊レ於二南國一、有明一統志之編、稱レ不レ勝レ計二疎脫一、則地理之成書、其亦實難矣哉、文政壬午四月下浣、奥州白河廣瀨典識、

原序

我陸奧、乃蜻蜓洲之大國、而於二異邦之書一、亦所レ謂稱二東奧州一者、其名尤著明也、然其國僻二在甸服遐荒之地一、而距二帝闕一、亦大邈遠矣、是以上古之世、風化殆不レ及、習氣稍難レ變、且往古與二毛人蝦夷一、同處雜居、固昏二文字一、拙二筆硯一、故詳記二地理山川一、而備二世之使覽一者蓋尠也、矧其際經二于戈戰鬪一、而罹二風塵兵燹一者、幾許哉、是以無三文庫可二以徵一焉、相傳文治中、賴朝東征、泰衡自焚二倉廩一、而古書傳記、頓拂レ地、雖下有二實俊實行兄弟者一、性特三出于二記覽一、仍蒙レ旨、暗二識東奧郡縣鄕邑一、而無二遺漏一矣、時輩推中彼强識上、然年代悠遠、其書亦不レ傳、尤可レ惜、爾後寥乎無二其人一也、義和產二此國一、幸讀レ書、才識二文字一、仍自二壯歲一、欲下徧蹈二土地一、而視二山川河海一、辨二其方隅一、記中其地理上焉、故每レ涉二獵舊記一、必擧二其事實一、經二歷郡縣一、必問二其風土一、視聽之所レ觸、足跡之所レ過、多年纂輯記錄、以爲二觀迹聞老志一、其中名區勝概、故事來由、無レ不二收載一焉、去年幸蒙二嚴命一、謄寫有レ日、以進二呈之一、入二書庫一、可レ謂二多年之成功已達一矣、因知自レ古稱二其郡一者、以二五十有四區一說レ之、原二其所レ出名目一、始見二于源順和名鈔一、其事實往往見二于國史一、而其際沿革分屬亦多、又考二拾芥抄等所レ載、其數亦有二多異同之不レ齊、（多異之間恐脫二少字一）然則其加損斟酌之說、不レ可レ不レ詳也、望二其人一而不レ得焉、是以義和嘗逞二參考思索之力一、而聊得二大要一矣、又去春江戶源使君白石公送レ書、以問二其事一、義和以レ所レ考而屢奉二答之一、於レ是交互演繹、而自著二奧州五十四郡考一編一、其中多擧二義和說一以證焉、無レ容三些私意于二其間一也、可レ謂下至公而不レ耻二下問一之君子上也、其後寫二一本一、以寄二之賀州太守從三位宰相綱紀君一、不レ堪二欣慰一、令二侍臣寫一レ之、以復三于二江戶一、仍客歲中冬二十日、使君手書、忽落二几窓一、披レ之則曰、此一編書、向所レ呈レ于二賀州一者、如今示二之足下一、嗚乎義和不レ虞而得二好書一、實天幸哉、想夫非三一時淸翫之悅二其目一、而廼奧州千載之至寶也、然老病不快、頃稍得二穩當一、故別附二向所レ考所レ答之數說一、併爲二一卷一作レ序、以述二其始末一、新加二修飾一、以備二吾家珍一、一則感二使君之

無レ私、一則喜二此之慧賜一、以永傳二之後嗣一矣他日有識者、用二之朝廷一、則豈小補而已哉、旋及二天下一、則益二我之國光一、而是亦不朽之盛事也、具眼者察レ之、

享保八年癸卯夏戊寅日、五城老隱源義和謹序、

序中所レ謂義和以二向所レ考所レ答、集爲二附錄一者、其事已爲三白石氏所二採用一、其辭則蕪而不レ修、是故今削去不レ取、雖レ然徵二義和一、則白石氏之考、必不レ能レ成其功則不レ可レ沒也、廣瀨典識、

五十四郡考

東都　新井君美　著
陸奥　廣瀬曲　補遺

東陸州郡、建置沿革、無レ得レ詳焉、世之所レ稱、以爲ニ五十四郡一、而古有ニ三十五郡一、

補遺云、古書具載ニ郡名一、可レ爲レ證者、今世唯有ニ延喜式民部省一耳、本文亦據ニ民部省一而云爾也、然古書歷ニ亂世一、蠹簡朽策、潛ニ在神庫佛宇一、幸不ニ亡盡一、復傳ニ治世一、而被ニ貴重一、故校合力疎、脫誤極多、慮不レ及レ此、而遽信レ之、其不レ襲ニ紕繆一者幾希、余嘗閱ニ延喜式民部省所レ載、固止ニ三十五郡一耳、神祇伯篇所レ主、在レ擧ニ神名一、苟無ニ其神一、則郡名不ニ徒錄一、是以所レ收及ニ三十二郡一、乃取ニ二編一、一一讐對、而得ニ斯波郡於ニ民部省所レ載之外一、然則延喜時、實有ニ三十六郡一、而後世刊本民部省脫ニ斯波郡一、而不ニ自覺一也、白石氏承ニ觀迹聞老志之謬一、猝斷以爲ニ三十五郡一、大綱已失、所ニ以下文不レ免ニ强解一者、亦爲レ多也、

於レ今亦稱ニ五十二郡一、其說皆不レ合、

補遺曰、當今官府所ニ建存一、蓋如レ是也、俗間唯知レ有ニ五十四郡一、近世所レ著和爾雅、和漢三才圖繪、日本輿地全圖、武用辨略等、錄ニ郡名一書、五十四郡中、異同甚多、雜糅紛亂、蓋不レ有下如ニ我奧一者上、按舊事紀、成務始分ニ其地一、定以爲レ國者八、曰阿尺、曰思、曰伊久、曰染羽、曰浮田、曰信夫、曰白河、曰石城、補遺曰。據ニ舊事紀一、石城上脫ニ曰石背三字一、是有ニ九國一也、八當レ作レ九　史稱成務始分ニ國郡一以定ニ邑里一、卽此之謂也、應神復置ニ道奧菊田道口阿岐閉神野等國一、凡其爲レ國者、十有一、補遺曰。當レ作ニ十有二一、阿尺後改ニ安積一、伊久後改ニ伊具一、染羽後改ニ標葉一、浮田史作ニ優耆曇一、後改ニ宇太一、亦作ニ宇多一、

補遺曰、或云、是時出羽國未レ割ニ置之一、卽是今置賜郡也、優耆曇轉爲ニ置賜一、固聲不ニ甚遠一、二說未レ知ニ孰是一、石城後改ニ磐城一、思國未レ詳、道奧道口、古俗相稱道路近遠之語耳、阿岐閉一作ニ阿岐一、後改ニ安積、郡一、安積鄕地補遺曰、以上十六字、似レ有ニ謬誤一、意義不詳、神野後改ニ加美一、按、道奧一作ニ陸奧一、又作ニ陸道奧一、方語並同、猶レ言ニ東海之奧區一也、後併ニ十一國一以レ是爲レ名、實昉レ于レ此、〇又按、舊事國造紀、

先レ是景行之世、始置二那須國一、而次序在二石城國下一、神野國上一、蓋上世以爲二道奥之地一、已後及レ廢、爲レ隷二下毛野國一、

厥後新建二陸奥國一並廢二舊國一、以爲二屬郡一、蓋出レ自二孝德大化之制一焉、

弘仁二年二月詔曰、夫郡領者、難波朝廷置二其職一、蓋上世以來、國有二國造一、縣有二縣主一、未レ有二郡領之稱一也、置三郡於二各國一、實自二孝德一始、而史景行紀曰陸奥國、成務紀亦曰、始分二國郡一、皆是後人追稱之語耳、

齊明四年四月、定二置齶田渟代津輕等郡一、

據レ史、是歲四月、齶田渟代等蝦夷來降、乃定二置渟代津輕等郡一、齶田一作二飽田一、後改二秋田一、渟代今野代地、補遺曰、野代、今隷在二秋田郡西邊一、地臨二海灣一、舟船湊泊、爲二一大港一、

和銅五年十月、割二最上置賜二郡一、隷二出羽國一、

是歲、始置二出羽國一故也、

後亦分二齶田渟代二郡一、隷二出羽國一、

據レ史、天平五年十二月、遷三出羽柵於二秋田村高清水岡一、蓋先レ是既分二秋田渟代等地一、隷二出羽國一也、

六年十二月、新建二丹取郡一、

郡地未レ詳、按神龜五年四月、改二丹取軍團一爲二玉造團一、今玉造郡、蓋古丹取郡地、補遺曰、類聚國史、錄二此軍團事一、丹取作二名取一、爲レ是、所レ謂改者、言レ改二徙所レ置軍團處一、非下改二更郡名一之謂上也、

七年十月、置二郡於二香阿閇等村一、

是依二蝦夷所一レ請也、今稗貫郡香沼邑、乃古香阿閇、今閇伊南北地、

養老二年五月、置二石城石背等國一、割二石城、標葉、行方、宇太、亘理、菊多六郡一、隷二石城國一、割二白河、石背、會津、安積、信夫五郡、及常陸國多賀地一、名二菊多郡一、並隷二石背國一、

石背、今作二岩瀨一、

補遺曰、續日本記云、割二石城、標葉、行方、宇太、亘理、菊多六郡一、置二石城國一、割二白河、石背、會津、安積、信夫五郡一、置二石背國一、割二常陸國多珂郡之鄉二百一十烟一、名曰二菊多郡一、屬二石城國一焉、如レ此文理分明、求二之地理一、爲レ不二相戾一、本文蓋不レ熟二地域一、猥檃二栝其語一爲レ文、故至二支離不一レ可レ解、且今印本續日本紀屬二石城國一之誤作レ背、是以菊多郡已在二石城一、又入二石背國一、致レ似レ有二二菊多一、葛藤糾紛、

所以使人眩焉、樋山担斎知其字誤而改之、然後文理秩然也、

初成務置石城國、(補遺曰、當日置石城國、及石背國、而不言之、亦必脫誤耳、)後廢爲郡、至于此、復再置石城及石背國、後亦皆廢爲郡國、(國、恐衍、)按、神龜五年四月、新置陸奧國白河軍團、蓋可見先是既廢二國爲郡、合陸奧國也、

補遺曰、按陸奧幅員廣大、雖判爲十二三、猶足比大國、而可無枝大欲披之患、然已分矣、而復合爲一者、我久疑不得其解、世俗乃謂陸奧古半是蝦夷地、距帝都遼遠、是以王制以簡易御之、不若他國之親仁厚至、是其所以封境特大也、予近日懷之、中古蝦夷之桀驁、國守防之不足、置鎭守府、設軍團、增以關塞亭驛、器械粮糧、駿河以東、助以給之、當其時、惟其國力不强是懼、何更暇自割而小之哉、是陸奧界域廣大不類之故耳、至近世、形勢自變、改郡縣爲邦、建諸侯之封、以村里之大小、土田之廣狹、料其所入、而高下之、未必全郡國以與之、而夷狄無復騷擾之虞、則人不繹古制之所以然、而以怪陸奧之獨大也已、當世割出羽者、抑亦有故也、以陸奧一國、表裏受敵、則兵勢分裂、謀慮多端、非應猝馭變之道、故當合幷異國之時、而建立殊國、置官吏兵卒、犄角相應、勢援相扶、固非得已之制也、

五年十月、割柴田郡、置刈田郡、神護景雲元年十一月、改伊治城、爲栗原郡、

補遺曰、續日本紀寶龜十一年三月、陸奧國上治郡大領外從五位下伊治公呰麻呂反云云、上治郡無所可考、然伊治城則鎭守將軍所據防夷虜、當要衝之地、故或建以爲一郡、又分一郡、爲上下、稱上治郡者乎、考之他州、復有與此同類者、又按伊治則古禮波雷、與栗原聲近、或曰、讀伊治而爲伊波流、與岩井近、未知孰是、

延曆四年四月、置多賀階上二郡、

階上、後作科上、時名取以南十四郡、去塞懸遠、屬有徵發、不會機急、故有此設、補遺曰、此註亦用續日本紀語、故其言十四郡者、所指今不可知、爲某某郡、現今名取以南有二十餘郡、多賀階上、置在延喜前百年、式中不收、蓋置復中廢矣、及建五十四郡、階上再見、而多賀卒不復載

也、

延暦十八年、富田郡併二色麻郡一、讃馬郡併二新田郡一、登米郡併二小田郡一

補遺曰、原本無二此條一、今據二日本後紀一以補レ之、日本後紀亡迭者已久、近有二零本出一レ世、白石氏蓋不二之見一、故無レ載焉、然富田郡名已見レ於二續日本紀延暦八年一、則白石氏無二不レ見レ之之理一、但其一見不二與レ此並視一、而疎漏看過耳、讃馬郡始見レ于レ此、即廢入二新田郡一、其不レ知レ有レ之、宜也、登米廢レ于レ此、復入二延喜式一、其復而爲レ郡、蓋無レ幾也、

弘仁二年正月、置二和我稗縫斯波三郡一、

和我、後作二和賀一、稗縫、後作二稗拔一、又作二部貫一、今作二稗貫一、方俗呼如二稗縫一、仍古之遺稱耳、斯波、後作二志波一、又作二志和一、

補遺曰、續日本紀、天平九年四月有二和我君計安レ壘語一、此人蓋郡領之類、已在二弘仁前一者尚矣、拾芥抄作二知我一誤、稗作レ蘇、縫作レ繼、皆誤、續日本紀、延喜八年、有二子波一、陸奥話記、有二斯和一、俗或作二紫波一、皆以二音同一用レ之、

延喜六年正月、分二安積郡一、置二安達郡一、據二延喜式部省式一、

延長五年十二月所レ奏、

陸奥國所レ管者、曰白河、曰磐瀬、曰會津、曰耶麻、

古俗作レ那誤、

曰安積、補遺曰、通用印本、積作レ稜、爲レ誤、然今直書レ積、不レ辨二其誤一者、何也、曰安達、曰信夫、曰刈田、曰柴田、曰名取、曰菊多、曰磐城、曰標葉、曰行方、曰宇多、曰伊具、曰亘理、曰宮城、曰黑川、曰賀美、曰色麻、曰玉造、曰志太、曰栗原、曰磐井、曰江刺、曰膽澤、

後俗作二伊澤一、

曰長岡、曰新田、曰小田、曰遠田、曰氣仙、曰牡鹿、曰登米、曰桃生、凡郡三十五、補遺曰、斯波郡脫者爲レ誤、已辨レ於レ上、前史所レ載、而其不レ錄者九、新史既亡、莫レ有レ所レ考、

津輕、丹取、香阿閇、多賀、階上、和賀、稗縫、斯波等九郡、不レ載レ于レ式、考二之源順所一レ錄者一、多賀科上二郡、後併二宮城郡一、並爲レ鄉、其餘未レ詳、補遺曰、丹取、即名取也、式内見存、斯波脫誤、然則其曰レ未レ詳者、不レ過二五郡一、

源順所レ錄

類聚倭名鈔、

皆與レ式合、而自註曰、白河郡、分爲二高野郡一、會津郡、今分爲二大沼河沼二郡一、安達信夫二郡、分爲二伊達郡一、

蓋天暦天元之間凡其爲レ郡三十九、

刻本類聚倭名鈔卷第五國郡部、自二白河一至二桃生一三十五郡、皆與レ式合、其末增二加大沼一郡一、以爲二三十六郡一、卷第十二郡里部、不レ載二信夫郡一、而有二二耶麻郡一、並皆訛、順自注曰、今分二置高野大沼河沼伊達郡一、蓋以三是四郡皆在二式外一故也、豈可下復獨加二大沼一、爲中三十六郡上哉、而況於二一州之地一、有二二耶麻郡一乎、舊本傳レ誤、新刻失レ校耳、會津向井氏曰、白河郡注、今分爲二大沼河沼二郡一九字、當レ在二會津郡下一、磐瀨郡、分爲二伊達郡一六字、亦當レ在二安達郡下一、若從二刻本一、則其地勢懸隔、於レ理不レ合、其辨證詳矣、美嘗東游歷二覽其地一、亦知二其說不レ誣矣、故今一從二向井氏一、次爲二之說一焉、補遺曰、倭名鈔國郡部、每國必於二國名之下一、有下管二幾許郡一之語上、是倭名鈔編二錄郡數一之體例也、其於二陸奥一、亦題以二管三十六一、然則以レ加二大沼郡一、爲二鹵莽一者、或有レ如二白石氏之言一、增二加其數一充二三十六郡一之爲レ非、則豈非下誣二倭名鈔一、而成中三十五郡之私說上乎、又其言曰、四郡在二式外一、故唯註書而已、倭名鈔、別成二一書一、記二當今事一、以便二初學者一也、若レ於二國郡一、則獨爲レ堅二守延喜式一、雖二當今所一レ存、不二敢顯言レ之而止焉、何在レ爲二一家之書一哉、是非二源順意一、源順以二當時所レ在幷二大沼郡一有二三十六郡一、直書掲出、不レ在下與二延喜式一相顧上也、註固多二差謬一、或重複、或刊落、不レ可二一一指數一、況本文既曰レ管二三十六一、註又自擧二四郡一、自使レ相二爲予盾一、雖二愚者一不レ爲也、然則註二書四郡一、其或得レ無レ非二後人攙入一乎、

拾芥抄所レ載、亦與レ式合、而增二加高野、和我、稗縫、斯波、磐手等郡一、參二之源順所一レ錄、則郡之爲レ數、多二其一一、而大沼河沼伊達等郡、皆不二收載一、註云、已上四郡、不レ入二式本一、蓋謂二和我、稗縫、斯波、磐手等四郡一也、補遺曰、亦因レ不レ知下民部省誤脫二斯波一、而妄作爲上說也、上曰レ增二加五郡一、而下曰二四郡不一レ入二式本一、其數不レ合、如二白石氏之考一、則拾芥抄當レ言二五郡不一レ入二式本一、而其稱二四郡一者、可レ見下編二拾芥抄一時、民部省未上レ脫二斯波一、故其言如レ此也、使二白石氏知一レ之、不レ致二如レ是葛藤一、可レ恨、

然和我、稗縫、斯波、並見二國史一、而岩手郡亦見二東鑑一、

補遺曰、大和物語、都㆓奈良㆒時、(文武帝世)陸奧磐手郡、獻㆑鷹甚鷲、帝愛㆑之、命曰㆓磐手㆒、由㆑此觀㆑之則郡之有㆓磐手㆒已久矣、延喜式何沒不㆑見、復至㆓東鑑㆒而再見也、

磐岩俗通用、東鑑奧六郡註、伊澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手、又云、岩手郡厨川柵、按東鑑刻本、作㆓岩井郡厨河柵㆒誤、今南部治城、在㆓岩手郡㆒、乃古厨河柵地、郡去㆓岩井郡㆒、中間相㆓隔和賀伊澤等郡㆒、行程凡百三十餘里、

東鑑、又載㆓葛岡、比內、糠部等郡㆒、但建置皆不㆑可㆑考、

比內、又作㆓肥內㆒、糠部、一作㆓糟部㆒者非、

節用集所㆑載亦如㆓拾芥抄㆒、而加㆑之以㆓大名門、阿曾沼、石川、稻我、磐前、(補遺曰、今呼以㆓和滿閉㆒)金原、階上、葛岡、本吉、群栽、鹿角、比內、閇伊、津輕㆒、爲㆓五十四郡㆒

津輕、閇伊、階上、既見㆓國史㆒、葛岡、比內、並見㆓東鑑刻本㆒、作㆓葛田河內㆒者誤、(補遺曰、作㆓葛田河內㆒、固非、葛岡比內、亦不㆑爲㆑是、審辨㆑於㆑下、)

石川、古白河郡所㆑管有㆓石川鄉㆒、後分置爲㆑郡、

補遺曰、按石川系圖、自石川有光賜㆓土于斯鄉㆒、子孫承續、其人賢則兵強境闢、不肖則戚屈勢蹙、是以伸縮不㆑常、始或稱㆑鄉、或稱㆑郡、遂擧㆓其部內㆒、定爲㆓一郡㆒、蓋自㆓天正頃㆒、

本吉、古桃生地、仙臺源義和曰、氣仙郡御崎神社記云、斯地、古桃生郡、後置㆓氣仙郡㆒、爲㆓氣仙沼庄㆒、永祿中、復屬㆓本吉郡㆒、今屬㆓氣仙郡㆒、古老亦傳云、本吉、今氣仙莊邑、美按、藤鎭東秀衡第四子高衡、稱曰㆓本吉冠者㆒、蓋因㆓其所㆑轄郡名㆒也、由㆑是觀㆑之、藤氏爲㆑鎭之日、已置㆓此郡㆒乎

五十四郡名、始見㆑于㆑此、未㆑知㆓是何據㆒也

延喜式曰、凡諸國部內郡里等名、並用㆓二字㆒、而節用所㆑載郡名、阿曾沼、大名門、並用㆓三字㆒、其餘自㆑古未㆓之有㆒、而今亦所㆑無者、皆可㆓以疑㆒已、補遺曰、於㆓本文所㆑載之外㆒、偶有㆑見者、如㆓狹野郡㆒、見㆓奧義抄㆒、曰狹野細布者、謂㆓陸奧狹野郡所㆑産之麻布㆒也、今南部七戶有㆓狹里㆒、土人云、古出㆓狹布㆒、其黜㆑郡爲㆑里、年代不㆑可㆑知也、又有㆓大崎郡㆒、會津四家合考曰、延元元年、後光嚴帝補㆓斯波大崎伊豫守家兼、出羽奧州兩國探題㆒、居㆓大崎郡㆒、

然藤行長記㆓時人之言㆒曰、陸奧古有㆓六十六郡㆒、後分㆓十二郡㆒、爲㆓出羽國㆒、雖㆓是無稽之言㆒、其說所㆑由、亦既久矣、

藤行長所撰平家物語、阿古屋松條、

補遺曰、平家物語、太平記、皆載五十四郡語、而不錄其目、雖至節用集始舉之、亦出傳聞、鹵莽闕精確、惜哉、

方今版籍所載、曰白河、曰白川、曰石川、曰田村、曰岩瀨、曰會津、曰大沼、曰河沼、曰耶麻、曰安積、曰安達、曰信夫、曰伊達、曰川田、曰柴田、曰名取、曰菊多、曰磐城、曰磐前、曰楢葉、曰標葉、曰行方、曰宇多、

讀爲宇乃太、

曰宇多、曰伊具、曰亘理、曰宮城、曰黑川、曰賀美、曰玉造、曰志田、曰栗原、曰磐井、曰江刺、曰膽澤、曰遠田、曰登米、曰桃生、曰本吉、曰氣仙、曰牡鹿、曰和我、曰稗貫、曰志和、曰岩手、曰鹿角、曰二戶、曰三戶、曰九戶、曰閉伊、曰北郡、曰津輕、總五十二郡、考之史籍、古郡併廢者、色麻、長岡、新田、小田、葛岡、凡五、分置者、白川、楢葉、補遺曰、源順和名鈔、磐城郡下、鄉名有楢葉、後或陞以爲郡也、二戶、九戶、凡四、改名者田村、補遺曰、古莊名、不得曰改名、詳論於下、二戶、九戶、凡三、三戶、北郡、未詳、南部田氏曰、古老相傳云、南部舊有七郡、和我、稗貫、志田、岩手、鹿角、閉伊、海上、若依此說、則今三戶地、舊屬岩手郡、古海上、卽今北郡地、然海上、古未之聞、以俟後考、

補遺曰、按秋田卜部一閑所著永慶記、南部信直以天正十五年、介前田利家、致信於豐臣氏、修臣順之禮、奧羽二州、是爲通使之始、是以豐臣氏欣卽以其所幷取之閉伊、磐手、鹿角、稗繼、津輕等郡爲封、其後信直又亡斯波氏、得其郡、而失津輕、田氏所謂南部有七郡、不知指何時而言也、其餘皆仍舊已、因按、色麻、新田、今皆併賀美郡爲邑、

色麻、俗作鹿間、亦作四竈、方語皆通、今賀美郡、有上四竈、下四竈等邑、卽此、初建武二年秋源尊氏叛、乃以源家長爲陸奧守、管領國事、明年春、家長與官兵戰死于相州、尊氏乃以源家兼、補陸奧出羽等國探題職、家兼以新田爲治所、而其所轄之地、總稱大崎、是嫌其郡名同仇家之稱、故因家兼所食邑名、而稱之也、補遺曰、始所謂大崎郡者、以是始建、而新田郡、竟以廢矣、郡失舊名、乃因于此、家兼子孫、傳之十世、至天正中、而喪其地、今賀美郡屬邑、有上新田、中新田、下新田等、乃古郡遺名、

補遺曰、三春倉谷騷曰、今田村郡、有ニ新田村一、其傍近某村有ニ子松神社一、延喜式載新田郡、有ニ子松神社一、則是田村郡之新田村、卽古新田郡之舊地、田村之地、獨以レ莊呼レ之、曾久失ニ郡名一者、何由新田郡名亡乎、

長岡、今併ニ栗原郡一、爲レ邑、

源義和曰、邑今在ニ栗原郡金屋莊一、美按、昔皇室政衰、班田法廢、官私墾田、名曰ニ莊園一、周ニ徧天下一、兼ニ幷二郡一、以爲ニ一郡一、邑中僅存ニ舊名一耳、

小田、今併ニ牡鹿郡一、爲ニ遠嶋地一、

源義和曰、萬葉集載下大伴家持賀ニ陸奥國出レ金歌上曰、美知能久夜麻爾金佐久、美知能久夜麻、陸奥山也、佐久、開也、史稱始得ニ黄金於ニ小田郡一、乃賦ニ其事一也、而其山所レ在、未ニ之知一也、後讀ニ源光俊集一、其歌曰、康元元年十一月、詣ニ鹿嶋社一、去遊ニ海濱一、而望ニ見東北一、有下山出レ於ニ雲間一者上、云是陸奥山、以賦、因訪ニ舶商一而得レ之、其言曰、常之犬吠崎、與ニ金華山一、相ニ對于海上一、則知今遠嶋地、乃古小田郡、而今牡鹿郡、凡有ニ屬邑六十一、而在ニ遠嶋一者四十七、以ニ金華一名後人因ニ家持歌一而稱レ之也、義和博文強識、而考證詳練、亦如レ此、

葛岡、今併ニ玉造郡一、爲レ邑、

源義和曰、按東鑑源二品東伐之日、自ニ玉造一、經ニ葛岡郡一、而到ニ磐井郡一葛岡、乃在ニ玉造磐井之間一、而後併ニ玉造郡一、今有下邑存ニ其名一者上、

補遺曰、葛岡之爲レ郡、不レ有ニ他書及レ之、東鑑獨存レ之曰、此郡有ニ新熊野祠一、畠山重忠賜以有レ之、其於ニ新熊野祠一、當レ有レ證焉、而未レ得也、畠山重忠所レ賜、則神皇正統記曰、討ニ藤原泰衡一、重忠有ニ殊功一、源頼朝賞以ニ奥中郡一、曰汝之所レ擇、則欲ニ以授レ之、重忠素廉介不レ貪、以ニ其特狹少一、取ニ長岡郡一、人傳稱以爲レ賢、夫一郡、且自取ニ狹少一、況復有下不レ辭而取ニ二郡一之理上乎、故知下東鑑所レ謂葛岡則神皇正統記所レ載之長岡、而本非上レ有ニ二郡一也、又依ニ東鑑語一而考レ之、長岡葛岡、共在ニ玉造栗原側近一、而似レ非ニ阻遠一、奥中郡界、是邊尤爲ニ狹隘一、豈又更容レ有ニ二郡一乎、是其使ニ白石氏源義和輩、枉費ニ分解一者、筆耕之陋、而商權之不レ至也、其誤作ニ葛田一者、已見レ于レ上、

白川、古白河郡所レ管、白川鄕、今分爲レ郡、

倭名鈔、白河郡有白川鄕、按史式及倭名鈔東鑑、皆作白河、拾芥節用書、作白川郡者誤、今白川城、乃古白河地、棚倉城、乃古白川地、而今白河作白川、白川作白河者、承襲之謬耳、

補遺曰、方今版圖如此、則孰敢不遵奉、未聞此說者、雖在其地皆以爲白河棚倉二城、同在一郡、不識判爲二郡、或此後版圖、又改合爲一郡乎、今雖預官文書、皆以一郡從之、不爲侵犯時制、但倉棚以南、古爲高野郡、倭名鈔白川郡下、所稱高野、是也、今猶有高野村、是可以證、然讀爲加宇屋、而不喚多加乃耳、白石氏据義和說、以田村郡、爲古高野郡、不知其古高野之在此者疎也、昔白河結城氏兵勢强盛、蠶食及常陸末界、結城氏得之、則幷命以白河郡、佐竹氏奪之、則輙復高野以呼之、二氏戰鬬數十年、屢得屢失、郡名起廢相尋、二氏之文書、有傳存者、可以徵也、寬文中、修驗氏之徒、有大訟、始起、八槻大善院、與白河龍藏寺、各爭其統下、天下奉修驗敎者、所謂當山本山、分黨結衆、競訟紛拏、事及白河高野二郡建立配置、官斷之、竟廢高野、合其地于白河、其時文書、寬文以上、猶稱高野郡、貞享二年以下、以白河郡統之、大善院今見藏之、○會津四家合考、仙道表鑑等書、有單稱南鄕者、是皆謂棚倉以南之地、合於白河郡之時、不得稱高野郡、則稱南鄕、以分之也、棚倉人所云南十八鄕是也、

宇多、古宇多地、今分爲二郡、

其南屬相馬地、其北屬仙臺地、而其在南者、俗呼云宇乃太、按倭名鈔、宇多讀爲宇太、而郡中有鄕名仲村云者、今相馬城、在仲村地、方俗所呼與古不合、蓋欲與彼在北者、異其稱耳、

補遺曰、天正末年、宇多北界爲仙臺所奪、相馬深怒之一郡兩屬、其勢不得不異名以分之、

田村、古高野郡、後因莊園、改今名、

建武以來、南朝郡將、有田村莊司者、據守高野城、

補遺曰、田村氏累世所居、在今三春城、或移守山、又奉南朝皇子、據宇津峯、嘗無居高野城之事也、

亦曰、田村城、兵威頗振、應永二年二月、鎌倉總管源

氏滿率レ兵討レ之、莊司迎三戰于二白河關一而敗還、事見二南史一而莊司姓名闕、鎌倉大草紙與二氏滿一戰者、名曰二清包一、謂二阪上田村麻呂之後一也、莊司乃今田村氏祖是也、

補遺曰、田村中古既以レ莊稱レ之、於レ郡無レ所レ隷、猶如三會津之有二蜷川莊一蜷川莊事、見二四家合考一、田村郡中、三代田村數畝之地、土俗傳稱二田村麻呂降誕之所一、於レ今除二租稅若干一、使下之果如二俗說一、生三此地一、而因以爲上レ名名則其父刈田麻呂、亦或生レ於二苅田郡一、而乃以命二其名一乎、父子相繼、任二陸奧守一、名亦同、以二陸奧地一爲レ命俱爲二一世之顯人一、然則田村雖三古昔不二以レ郡聞一、而其實或以足レ配二名郡之苅田一者乎、

二戸、蓋古比內郡、

據二東鑑一、藤泰衡累戰皆敗、將レ奔二蝦夷一乃赴二糠部郡一、路二比內郡贄柵一、（贄恐贄）爲二其臣見一レ弑、以二今地理一考レ之、贄柵卽今二戸地、贄二戸、方語相近、姑錄レ于此以俟二後考一、

補遺曰、此說以二二戸一配二古比內一、無レ有二別明徵一、以二贄柵一爲レ隷二比內一、按排强解、何其無二忌憚一、亦是受二源義和之誤一者也、余嘗考奧中不レ得二比內之證一、乃思出羽國、或可二相徵一、問二之其國人一、則曰今所レ謂山本郡、卽古比內郡也、其更レ名之年月、雖レ不レ知レ在二何時一、蓋猶不二甚久一、鄕俗喚二其地一、而稱二比內一知、（飛字）者、多レ於二山本一、又閱二長久保玄珠輿地圖一、山本郡中、收二上檜內、下檜內一、豈非下數百年之疑案、方足二以決一レ之者上乎、又曰、永慶記、永祿天正間、出羽國猶有二比內郡一秋田城之助親族忠次郞實泰据二其地一、以二比內一爲レ氏、壤隣二角鹿一、南部氏出二兵角鹿一以奪二比內一而有レ之、無レ幾復失、蓋當二奧人取一レ之、則以レ奧冠レ之、羽人復レ之、以レ羽稱レ之、

九戸、乃古糠部郡、

世稱天正中、源政實以二糠部地一叛、據二九戸城一、是也、○按、東邊以レ部爲レ名頗多、蓋方言也、

補遺曰、緣邊地以レ部名者、不二獨東陬一、紀伊南邊、有二田部切部等一、皆濱海之地、義與レ邊同、不二唯聲同一、古有二閇村一、卽今閇伊南北地、閇部讀同、稗縫、東鑑作二稗拔一、又作二部貫一、方語相同、縫拔其語亦同、謂下拔二出部內一、以置中此郡上也、比內、卽部內也、糠部猶レ言二員部一、義與二稗縫一同、比爪又作二樋爪一今作二

日詰、猶言部限也、凡界限古俗謂詰、史稱燒津俗呼燒詰是也、今二戸、三戸、九戸、及野邊地田名部、其義皆同、

補遺曰、以秋田藩白川七郎藏古文書觀之、元弘時、九戸者、糠部郡中、一鄕名耳、後廢糠部名郡、以九戸而統其地乎、文書曰、下糠部郡、可早令結城參河前司親朝領知當郡內九戸右馬頭茂時跡事、右件人令領知彼戸、於貢馬以下者、無懈怠可致沙汰之狀、所仰如件元弘三年十二月十一日、

由是觀之今之、所稱五十二郡、實則其爲郡者、止有五十矣、美因論之曰、古者郡里制、凡戸以五十爲里、置長一人、

令義解云、若滿六十戸者、割十戸立一里、置長一人、倭名鈔所載、里名有餘戸云者、十戸以上、未滿五十戸耳、

以二十里以下、十六里以上、爲大郡、置大領一員小領一員、主政、主帳、各三員、二十里、一千戸也、十六里、八百戸也、十二里以上爲上郡、大小領各一員、主政、主張、各二員、十二里、六百戸、八里以上爲中郡、大少領、主政、主張、各一員、八里、四百戸、六里以上爲下郡、大小領、主帳、各一員、注欠、二里以上爲小郡、領、主帳、各一員、二里、百戸也、其大領敍外從八位上、小領外從八位下、主政、主帳、初位以上、亦各有差、

主政、主帳、敍例、令無明文、據養老二年四月制、主政、主帳、雖解見任、合優其勞、內外敍任、仍免雜徭、因知其敍內外初位以上有差耳、已上皆依令、後至天平中改定、大郡大領、少領、主政各一員、主帳二員、上郡大領、少領、主政、主帳、各一員、中郡大領、少領、主帳、一員、下郡亦同、小郡領、主帳、各一員、

銓擬有例、考撰有法、所以導揚風化、撫字黎民也、東陸之地、古稱邊要、軍國之容、中外異制、郡領已下、員外權置、

大同三年十月、征夷大將軍按察使陸奥守坂上田村麻呂奏言、郡司之任、職員有限、邊要之事、頗異中國、望請擬任幹了勇毅之人、宜爲防守警備之備、制可、

如其大領、假授從五位下者、往往而有、承和十年九月、始置鎭府、分總戎團、信夫郡已南租稅、以充國

府公廨一、刈田郡已北稻穀、以充二鎭兵餉一
弘仁格、按二延喜式一、陸奥國租稅公廨、凡八十萬三千七百十五束、而其十六萬二千五百十五束、爲二鎭官料一、復分二相模國租稻五萬四千三十七束一、爲二鎭守府公廨一、蓋國中公廨、不レ足二盡給一、而取二之他州一、以爲二鎭官料一矣、

若二夫前史所レ載、東邊諸郡、皆在二式外一者、蓋延喜之前、並復以爲二荒服一矣、

據レ令、凡邊遠國、有二夷人雜類一之處、應レ輸二調役一者、隨レ事斟量、不レ如二華夏一、蓋中外之制、其政頗異矣、若二夫東陸之州一、土壤曠濶、毛人雜居、其俗勇悍、叛服靡レ常、延曆已降、邊疆鎭靜、及二弘仁初一、制二置和我、稗縫、斯波等郡一、尋廢仍レ舊、蓋是之時、以二衣河關一界二中外之域一、而關外之地、不レ役二作其人一、不レ賦二其田事一、乃如二虞舜荒服之制一矣、史文闕略、其詳莫レ考已、陸奥話記云、六郡郡司安部賴良、忠良子、其祖忠賴、東夷酋長、部落皆服、横二行六郡一、漸出二衣河外一、不レ輸二貢賦一、出猶レ言レ入、是謂三其侵二略內地一也、以二今地理一考レ之、古之所レ謂奥六郡者、膽澤、江刺、並在二內地一、和賀、稗縫、斯波、岩手、皆在二關外一、前史所レ載、而在二式外一者、皆關外地耳、

及二皇政不レ綱、邊備不レ戒、北部豪族、安氏父祖、屢侵二塞關一、遂併二內地一、自領二六郡事一、而官不二敢問一焉、永承寬治之間、戎馬卽動、迺無二寧歲一、初安氏之亂、清武則戰而有レ功、爲二鎭守將軍一、管二領六郡軍事一、以レ是傳二之藤清衡一、藤氏三世、最稱二富强一、邊烽無レ警、九十餘年、

據二東鑑一、鎭守府將軍清原武則子武貞、以二藤原清衡一爲二繼子一、清衡傳二領奥六郡一、清衡子基衡、管二領陸奥出羽兩國軍事一、基衡子秀衡爲二鎭守府將軍兼陸奥守從五位上一、三世凡九十六年、

田野日闢、編戶歲增、制レ里置レ郡、蓋有下如二世之所レ稱者上、

東鑑所レ載葛岡、岩手、比內、糠部等郡、前世未レ聞者、可レ證已、

當二是之時一、史官失レ職、其他文獻亦不レ足レ徵也、文治之亂、府中圖籍悉燼矣、

據二東鑑一、東兵累敗、泰衡縱二火府庫一而逃奔、州之圖籍、皆成二灰燼一、州人橘實俊實行兄弟、能諳二故事一、源二品召問焉、乃援レ筆爲レ圖、二州之山川郡邑、皆在二目中一、唯失二其書一耳、

建武已後、南北分裂、國亦大亂、今其山河雖レ在、而府鎭關城、乃至レ無ニ形迹之可一レ求、延及ニ近世ハ、勝國之主、夾ニ輔　皇室ハ、號ニ令諸侯ハ、疆ニ理天下ハ、創ニ制田賦ハ、天正中、大量ニ天下之田ハ、隨ニ其多少ハ、以定ニ軍之賦役一也、

若ニ彼郡里之制ハ、有レ名而無ニ其實ハ、則復與レ古異矣、

補遺曰、源二位併ニ地與レ權、而自取レ之、天下非ニ復古天下ハ、況區區之郡縣乎、然迄ニ室町氏之末葉ハ、郡司莊司之冑、遙遙承襲、不レ至レ不レ祀爲レ多也、織田氏、豐臣氏崛ニ起草莽ハ、以ニ攻伐一爲ニ禮義ハ、干戈爲ニ仁義一、不レ踰ニ數年ハ、刷ニ蕩天下ハ、功業貴ニ速成ハ、夷滅不レ避ニ舊家ハ、屠戮及ニ無辜ハ、天若早降ニ我　神祖ハ、在ニ彼二氏之前ハ、以ニ仁慈不殺之心ハ、而行ニ弔レ民伐レ罪之師ハ、區宇歸レ于レ一、而民不レ蒙ニ其慘ハ、名族久不レ滅而、國郡之紛更、亦不レ至レ于ニ今日之甚ハ、白石氏之歎、豈其不レ宜矣乎、○余嘗與ニ二本松成田伯濕一論、伯濕曰、郡縣之亂、戰國割據之時爲レ甚、奪ニ得全國全郡一者、素不レ改ニ其名ハ、以爲ニ己有ハ、若只降ニ其片郡隻城ハ、而不レ足レ仍ニ其舊號ハ、則必移レ之管ニ我郡中ハ、是以紛亂錯糅、或至下於朝以ニ彼郡一稱レ之、夕以ニ我郡一呼上之、

余聞ニ其言ハ、考ニ之近郡ハ、班班可レ證、野常奧羽等國、以ニ此語一爲ニ眼目ニ而視レ之、通レ古者甚多、時勢人情、天下大抵相同、則東國已然、雖ニ西南北ハ、亦必當レ有ニ同似者ハ、故書以詔ニ好レ古者ハ、使ニ之得ニ考索之一端ハ、

五十四郡考 畢

奥州五十四郡考補遺跋

白石先生之於二　文昭公一、言聽謀行、魚水相契、終始如レ一、可レ謂二希世之遇一矣、及二公薨一、先生深自韜晦、其著書不二敢叨示一レ人、嘗曰、百餘年之後、必有二公レ于レ世者一、予之編二叢書一、於二先生一、尤致レ意焉、則先生如二豫知一レ有二予之今日一、惜哉猶有二泯滅不レ傳者一、頃者得二其所レ著奥州五十四郡考一予初於下先生與二佐久間洞巖一書上、知レ有二此書一、求レ之有レ年、今而得レ見レ之、其喜何如也、嗚呼、先生之博聞强記、加以二洞巖之考證精確一、又得二廣瀨某之補遺一、而益詳明矣、抑此書之成、實歷二三子之手一、而後爲二完全詳備一、無二復遺憾一焉、則著述之難、可レ知也已、世之孟浪著レ書者、可二以少警一焉、嘉永己酉三月、板倉勝明識、

五事略

目録

五事略上

殊號事略上

筑後守源朝臣君美著

○日本天皇の御事

本朝の事異朝の史書に見えしは後漢の時を始とす魏の代より以來倭王倭國王倭奴國王など見えしは皆本朝天皇の御事にて魏の時に當りて倭女王と見えしは神功皇后の御事也晉宋齊梁の間に倭國王自ら使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事と稱して其國臣を以て平西征虜冠軍輔國等の將軍に除すなど見えし事は本朝履中反正允恭安康雄略五代の天皇の御代の事に當れりすべて異朝の書に外國の君を稱して其國王と記す事は世々の史官おの／＼我本朝の天子を相尊ぶの常なればこれらの事は論ずるに及ばず其後隋の煬帝の世に當りて倭國王奉れる書に日出處天子致書日沒處天子としるされし由見えたり（詳なる事は下に見えたり異朝の書に本朝天皇の御事を天子としるせし事は隋の代を以て始とすべし）其後唐の代に至りてしるせし所は日本は古の倭國也其王の初天御中(アマノミナカ)より彦瀲(ヒコナギサ)に至ては皆以レ尊爲レ號彦瀲の子神武より後は更以二天皇一爲レ號と見えたり（異朝の書に本朝天皇の御事を天皇としるせし事は唐の代を以て始とすべし）其後宋の代に及びて本朝圓融院永觀の初に東大寺の僧奝然宋に渡りて本朝の皇年代紀職員令等の書を以て彼天子に獻ずこれよりこのかた本朝天皇の御事ども猶詳に聞えて彼國代々の史書に見えし所も詳になりぬ（元明の史書に見えし所ども皆々宋史によりて本朝代々の天皇の御事どもをしるせり）其後明の代に日本天皇日本國王の御事をわかちしるして天皇の御事は國事に與らず兵馬をつかさどらずたゞ世々國王の供奉を享け給ふ由をしるせり（朝鮮の書には日本天皇代序日本國王代序など詳にしるして本朝の傳記にも見えざる事ども詳に記せし物どもあり）

○日本國王の御事

異朝の書に見えし日本國王の御事鎌倉の賴朝の御事を以て國王の始として京都代々の公方の御事皆々日本國王としるせり其中鹿苑院の公方は正しく明の太宗の時日本國王に封せられ薨逝の後に恭獻王といふ諡をも賜られき（當時南朝の君臣此を論じて日本小國といへども開闢以來異朝の爵を受し事なし義滿が時に及びて異朝に臣と稱する事は日本の恥なりとのたまひし由記したる物あり誠に事わりなりと申すべきか）其後また明の神宗の時豐臣秀吉を以て日本國王に封せられしを我もとより日本國王たり異朝の封を受べきにあらずと

て其使をおし返さる此時に東照宮をも右都督に拝せられて冠服迄をもつかはされき秀吉の其封爵をしりぞけ給ひし事は誠に日本の面おこしと申すべし朝鮮の書にしるせし所も異朝の書に同じ但し其國王我國王に贈れる書に日本國王としるし來りしは秀吉の時を始とすべき歟

○本朝異朝の天子往來書式の事

異朝の書に魏晋宋の代々倭國王上表し天子詔書を倭國王に賜ふなど見えし事ども本朝の國史には見えず表とは臣下の天子に奉る書なり詔とは天子臣下に賜る書なり但し異朝歴代の史にしるせし所最詳なれば其事なしとはいふべからずおもふにこれは其頃ほひ本朝より三韓の地に置れし日本府の宰臣本朝天皇の命を承りて異朝の天子に朝聘せし事どもありしと見えたり

三韓の國々は今の朝鮮の地すなはち是也其地漢土の東邊につらなりて上世以來其上國に服屬せり然るに神功皇后の御時に當りて三韓の國々本朝西藩の臣となりしかば日本府を其地に置れて諸藩の事を治めらる其後新羅高麗等の國々やゝもすれば本朝に二心ありしによりて日本府の宰臣其上國天子の威靈を假りて諸藩の心を鎮服すべきが爲に朝聘の事等ありと見えたり齊明天皇の御代の末に至て果して新羅つひに本朝に叛き唐國に内附し百濟高麗を滅して三韓の地を併せたりき初神功皇后新羅を征せられしより齊明天皇の御代に至る迄本朝の天皇凡二十四代暦數凡四百四十七年(按ずるに暦數凡四百四十七年は四百五十五年の誤ならん)の間は三韓の地皆是本朝藩臣の國にてありき其後高麗また新羅をほろぼして其地に王たる事歴世久しくして其臣の爲に國を奪はる今の朝鮮の祖は則高麗の重臣にて其君の國を奪ひし人なりすべてこれらの事由をつまびらかにせんには文殊に長ければこゝには略しぬ

隋の煬帝大業三年倭國王朝貢す其書に日出處天子致書日沒處天子としるせし由見えたるは本朝推古天皇の御時の事なり但し本朝の國史に載られし所は彼國史にしるせし所とは同じからず日本書紀には推古天皇十五年の秋唐國に使をつかはさる天武天皇の御代に日本書紀を撰ばれし時に異朝にしては唐の代に當れるを以てあやまりてかくはしるされしなり隋國とあるべき事なり十六年の夏本朝の使歸る時に彼國の使も來れり其書に皇帝問倭皇としるされし由見えたり

本朝の經籍後傳記を按ずるに推古天皇十二年正月始て暦日を用ゐらる此時我國の書籍いまだ多から

ず是によりて隋國に使をつかはされて書籍を買求めらる兼て又隋の天子に聘せらる其書に日出處天子致書日沒處天子としるさる隋帝又使して我國の使を送らしめらる其書に皇帝問倭王としるさる聖德太子天子の號をしりぞけて倭王となす事を惡みて其使を賞せられず其書に報いて東天皇敬白西皇帝としるされし由見えたり此記によりて見る時は我國彼國の史に見えし所はおの〳〵一時の事をのみしるして事の始末詳ならず但しまた日本書紀にも聖德太子傳にも隋帝の書に倭皇としるされしと見えたるを經籍後傳記には倭王としるされし由見えたりおもふに日本書紀聖德太子傳には本朝天子の御事を尊び稱して記されし事なほ異朝世々の史官の書法の如くなるべし然らば經籍後傳記に見えし所を其事の實を得たりといふべし

其後唐の太宗貞觀五年倭國の王使を遣して入朝せり太宗も使して其國に往しめられしに使臣其王と禮を爭ひて平かならず天子の命を宣ずして還る久しくして更に新羅の使者に附して上書せりといふ事見えたりこれも本朝の國史に載られし所とは同じからず日本書紀には舒明天皇二年の秋唐國に使をつかはさる四年の秋本朝の使歸る時に唐帝の使來りて五年の春其使歸れりとしるされて其使と禮をあらそはれしなど云事は見えず但し此時の記に唐の國書の事を載らるゝに及ばざるはもし其書式無禮なりとて受られずして還されし事もありしを異朝の書にかくは記されしにや（日本書紀に隋帝の書來れる事はつまびらかに載られしに唐帝の書來れるや否の事は載られざるによりてかくは存ずる所也）

其後聖武天皇天平年中に唐の玄宗本朝に勅せられし書の事其國史には見えずといへども唐の賢相張九齡の文集幷に文苑英華等の書に見えたり其書には勅日本國王主明樂美御德としるさるこれすなはち張九齡の草せし所也大國の躰をも失はず隣國の禮をも失はずしてふたつながら相得たる書法とこそ申すべけれ

是は本朝の遣唐使の外國に漂流せしを天子渤海國に勅して我國に送り歸されし時の事也よのつねには兩朝の天子書を相贈らるゝ事なしといへども其事常例にあらざれば璽書をなされし事と見えたり大國の天子として外國の君を以て天皇と稱せられん事もしかるべからず又國王とのみしるされんに

は本朝の君臣相悦ばざる所成べしこゝを以て本朝にて天皇の御事を稱し申す詞を兼用ひてしるされしと見えたり本朝儀制令の義解を按ずるに異朝の文字に天子としるすことを本朝のこと葉にうつしては須明樂美御德とよむべしと見えたりしからば天子としるし主明樂美御德としるすも其文字はかはれども其義においては相同じければ日本國王としるして大國の天子外國の君に命せらるゝ所の躰を存し主明樂美御德としるして我國の天皇を尊び稱せらるゝの禮を存しふたつながら相得たることと申すべし

いくほどなくて唐の世既に亂れしよりこのかた本朝天皇の使かしこにゆく事もなく異朝天子の使こゝに來れる事もなし但鳥羽院元永の初に宋國の牒狀太宰府に來れる事ありしに其書詞無禮なりとて返牒に及ばれざる事は候ひき又本朝公式令の詔書の式を按ずるに集解には本朝天皇大唐に詔書をなされし事ありし由を註したり義解には其由を註せず況又桓武天皇延暦年中遣唐大使藤原賀能朝臣唐國に至りて其福州觀察使に贈し書に本朝の天子に聘問を通ぜらるゝに璽書を用ゐられし例なきよしをしるせり（此書は釋空海の草せしところなり）然らば推古天皇の御時隋帝に書を致されし事より後は本朝の天皇異朝の天子に璽書をなされし事はなしと見えたり令集解の說はあやまれるに似たり又古の時三韓の國々の藩王本朝の天皇に上表せし所の式詳ならず中世よりこのかた新羅渤海高麗等の國王の奉りし所は皆々其國王啓すとしるして天皇を以て稱しまゐらせ本朝天皇の勅書には天皇敬問其國王としるされし由代々の國史には見えたり

○異朝の天子外國の王日本國王と往來書式の事

元の世祖の代に當りて日本國王に璽書を賜ひて其入貢の事を勅せられし事度々に及びしに其書に報い申事なきのみにあらず其使を鎌倉に召よせ龍の口において斬てすてられしに至て世祖怒りに堪給はず大元高麗の軍を起して日本を征せられしに十萬の兵生て還る者わづかに六人（元史に三人とあり）其後成宗位を嗣給ひて僧一山を使として日本國王に書を賜ひしかども日本の人遂に至らずなど其代の史に見えたりしは本朝にしては龜山院後宇多院御在位の間にて鎌倉殿は宗尊

惟康等の親王の時に當りき異朝の天子日本の國王に書を贈られし事は此時を以て始とすべし然るに世の人相傳て蒙古の天子我朝の天子に書を贈られしなど申す事は然るべからず此時の書式は大蒙古國皇帝奉書日本國王と題せられきこれは我國と上下の分いまだ定まらざるが故と見えたり

此事の始に元朝の使對馬國に到て塔二郎彌二郎といふ二人を執へて歸る事あり世祖このものどもに我國の事どもを尋ね問れて後に趙良弼といふものに璽書を授けて我國に使せしめらる此度の使筑紫の守護所にとゞまる事年を經て後歸る事を得て日本君臣の爵號州郡の名數風俗土宜をつぶさに奏上せし由彼國史に見えし上は此頃本朝天皇の威令國中に行はれず大小の政事は鎌倉殿の沙汰として北條家のはからひに出し事は世祖よく〳〵知り給ひし所也又成宗の時僧一山を我國に渡されし事も鎌倉の執權北條が禪法を好し事をきこし召れし故と見えたりしかるに世祖成宗の日本國王に書を送られし由をしるされしは當時鎌倉殿の御事にて國王と見えしは宗尊以來皆々親王にておはしませし故の事と見えたり此事の始末をつまびらかにしるすべきには文長ければこゝに略す○蒙古とは世祖の出給ひし本國の名也當代の國號をば大元と申たりき

元滅びし後明の太祖の代初に日本國王良懷に璽書を賜ふ事度々に及びし後禮部の官をして日本國王幷日本征夷將軍に移書せしめられしなどいふ事見えたり日本國王良懷と見えしは南朝後醍醐院の皇子懷良（ヤスナガ）親王花園宮とも申し又は牧宮とも申す征西將軍の宣旨を蒙り給ひ鎮西におもむき給ひしを菊池大村千葉等の宮方かしづきまゐらせて關西親王とも征西將軍の宮とも申せし御事也明の天子に使をつかはされし事も度々に及びしと見えたれども我國書の事はつまびらかならず但し日本國王明の天子に奉りし表なりとて彼國にて相傳へしものたゞ一通見えたり其書詞を見るに明の天子の御事を輕んじ侮りし事ども見えたり太祖の璽書禮部の移書の中に其表に答へられし所也と見えしものどもあれば懷良親王の奉られし所なる事疑べからず（一書に戒嚴王の表と題せしものあり戒嚴王といふ事は心得られず）又一書に禮部の移せし所を日本國征夷將軍義滿としるせしも

のあり然らば鹿苑院の公方の御事と見えたれども其書詞を按ずるに正しく義満の御事なるべしとも思はれず菊池が許に移書せし事のごとくにはみえたり其後太祖日本眞の國王ありと聞しめされて仲猷克勤等の僧をして日本に使たらしめ給ひし時の勅旨に持明天皇關西親王日本國王などいふ事見えたれば此時に至て日本國王と稱し給ひしは義満の御事をさゝれしなり（持明天皇とは後光嚴院後圓融院みな〳〵當時において持明院殿と稱し奉りしが故也關西親王は懷良の御事日本國王とは義満の御事なり）其後建文の天子より（太祖の皇孫にて太祖の位を嗣給ひし御事也）義満に賜ひし詔書には奉天承運皇帝詔日本國王源道義などしるされたり（道義とはすなはち義滿の別名なり）其後太宗の詔書の式もまたこれに同じく其勅書の式は皇帝勅諭日本國王源道義としるさる義満薨逝の後勝定院殿へ賜ひし勅書には勅日本國世子源義持としるされ（世子とは國王の嗣子を申すなり）其後宣宗英宗の代に普廣院殿に（義教）たまひ景泰の天子（景帝と申）す慈照院殿に（義政）賜ひし勅書等義満の御時の式のごとし其後萬曆の天子（神宗と申す）豐臣大閤に賜ひし詔書も奉天承運皇帝詔封爾爲日本國王など見えたり又本朝の國王異朝の天子に書を奉られし事懷良親王を以て始とすべし然れども其書式は詳ならず義満最初に建文の天子に奉られし書式は日本國准三后源道義上書大明皇帝陛下としるさる太宗の代の初に（永樂元年）奉られし表には日本國王臣源道義としるさる其後彼冊封をうけられしより後の事どもいまだ見る所あらず（日本國王冊封の事は彼永樂三年の事なり）其後普廣院慈照院等の公方の時奉られし表にも皆々日本國王臣姓諱としるされ宣德正統景泰等異朝の年號を用ゐられたり

我國の僧瑞溪當時の公方明の天子に奉られし表文の式を論じて異朝の天子我國の將相を推尊れ王を以て稱せらるゝ事はさもあるべしみづから王と稱せらるゝ事は彼國の封を用るなり然るべからず又臣の字を記さるゝ事然るべからずやむ事を得ざらんには日本國といふ字の下に我國の官位を記して氏と諱との間に朝臣の二字をしるさるべきか又彼國の年號を記さるゝ事然るべからず我國の年號を用ゐらるゝかしからずば年號を記されずして甲子のみをしるさるべき事か年號朝臣の二事を以て大外記淸三位業忠に語りしに然るべき事なる由を申されしとしるし置たり其說に國王と稱せらるゝ事は彼國の封を用るなりといひしはいまだその事の

由を詳にせざる所なり異朝において日本國王と申せしうちに眞の封王の事ありしは義滿公方一人也其餘みな〳〵封王の事ありしにはあらず（此事詳なる事下に見ゆ）又臣と稱し年號を用ひられし事然るべからざる由は勿論なり但し朝臣の字を用ひ我國の年號を用ゐられんには異朝の天子の朝聘を受らるべからずしかじたゞ異朝の天子に朝聘の事なかるべきには

又外國往來書式の事鎌倉の代に高麗の國王元の世祖の勅によりて日本に書を贈りし事はみえたれども其詳なる事は見えず應永二十九年の夏勝定院（義持）の公方朝鮮の書に答られしを以て其事の始とすべき也（これよりさきは我國の管領彼國議政府と往來の書は見えたり兩國の君往來の始はいまだ詳ならず）其後の代々我國よりつかはされし書式は日本國姓某奉書朝鮮國王殿下又日本國姓某拜復朝鮮國王殿下としるされ彼國の書式は朝鮮國王姓某奉書日本國殿下又朝鮮國王姓某奉復日本國殿下としるせり

京都の代に明の天子に奉られしには日本國王としるされて朝鮮につかはされし所は日本國姓某とのみしるされし事いかなるいはれにや彼國よりの書に日本國殿下とのみ見えしは我國の書に其稱とすべき所の見えざる故にかくはしるせしと見えたり日本國姓某とのみしるすべきは我國にて一官一職の稱すべき事もなきものゝ外國の人に贈るべき所の書式なり心得られぬ事也

其後豐臣太閤の時に至て彼國よりの書には朝鮮國王姓某奉書日本國王殿下としるし來れり其報書には日本國關白秀吉奉復朝鮮國王閣下としるされたり（秀吉の書に姓をしるされず又閣下の字を用ひられし事皆々心得られず）

〇當家御代朝鮮人來聘書式の事

慶長五年關ヶ原の御陣の後天下神祖に歸し同七年宗對馬守義智（對州の大守）江戶に參勤す神祖義智に謂て宣く太閤秀吉朝鮮征伐の後は兩國交信斷絕せり彼國より使をして和睦の事を請ふにおいては元のごとく通信をゆるすべししからずば每年我國の農民をして彼國の米穀を刈取しむべし此事を彼國に告て其答を申べしとなり義智すなはち台命を朝鮮國に告しらせけるに彼國王大に驚き同九年僧松雲に孫文彧といへる官人を副て我國に使たらしめ和平の事をこひねがふ對馬守まづ兩使を對州にとゞめ置家司柳川下野守をし

て江戸に遣しめて言上す神祖の仰に來年乙巳秀忠公を御同伴にて上洛あるべし其序を以て使の禮を受させらるべし兩使を京都に伴ふべしとなり同十年對馬守兩使を京都に伴ひ來て台顏を拜せしむ事畢て後本多佐渡守正信をして對馬守が旅館に至らしめ給ひ朝鮮國通信の事をゆるさる來年丙午天下を以て秀忠公に讓り給ふべし近年の中朝鮮王より使をして賀せしめ申すべし松雲は僧徒なり使たるべからず官人をして使たらしむべきよしを仰下さる對馬守すなはち松雲文彧等にいひ傳へて彼國に歸す慶長十二年朝鮮國王三使をして秀忠公嗣業の事を賀せしむ（此時の三使は呂祐吉慶丁好寬等なり）まづ對州に來り三月對州を發して閏四月江戸に至りて聘禮の節燕饗の儀等畢て三使駿府に參拜す此時本多上野介正純が亭において飲食を賜ふ三使歸國の後朝鮮王大に悅び柳川下野守が嫡子豐前守に嘉善大夫の官を授けしなり此時台德公へ贈り奉られし書に朝鮮國王姓某奉書日本國王殿下としるされ其御報書に日本國源秀忠奉復朝鮮國王殿下としるされたり元和元年大坂の亂靜謐せしによりて同二年朝鮮王三使をして賀せしめらる此時の來翰報書ともに慶長十二年の式のごとし同九年大猷公嗣て立給ふによりて寬永元年朝鮮國より三使來聘す此時の書式も又元和二年の如くなり寬永十二年宗對馬守義成（義智の子なり）其家臣柳川豐前守（下野守の子なり）異論の事あり大猷公自ら大廣間に出給ひて其爭訟を聞しめし給ふ（此日は諸大名諸士殘らず登城す）朝鮮國王より贈り奉りし所の書に慶長十二年元和二年寬永元年三度ともに朝鮮國王奉書日本國王殿下としるされしこと其國王として外國の將軍と書翰往來の事本意にあらざるよし朝鮮王憤り申さるゝによりて豐前守其旨にまかせて彼國書には日本國王としるさせ彼國において將軍の御事をば國王と心得たる由を申上て其御報書をば對州に於て豐前守私に是を書直し日本國源家光としるさせられし國の字の下に王の字を書入て朝鮮國の使に渡し遣しける事露顯せり（此時對馬守義成は若年にして諸事柳川がはからひに出て其書式の事ども對馬守はしらざる事五山の方長老中上る其事明白なるによりて對馬守をば咎め給はず豐前守は奧州津輕に流刑せらる方長老も柳川に一味せしによりて同州南部に配せられき）是によりて對馬守に命せられて豐前守が私曲の次第を朝鮮國に告知らせこれより後朝鮮國王の書には日本國大君としるすべし御報書には日本國姓某としるさるべきよしに究りけり其後寬永十三年（猷廟の御時なり）同二十年（同じ）

御時なり明暦元年嚴廟の御時なり天和二年憲廟の御時なり朝鮮國の通信使來る時の書には朝鮮國王奉書日本國大君殿下と玄るされ其御返書には日本國姓某奉復朝鮮國王殿下と玄るされたり

殊號事略上終

殊號事略下

筑後守源朝臣君美著

○今代外國來聘の事

文祿元年壬辰四月日本の兵朝鮮の東邊を陷れ五月其王城に入て八道悉く亂る（四月十三日釜山を陷れ五月二日王城に入りき）朝鮮國王上國に急を告しかば明の天子援軍を出され合戰度々に及びて大明日本和議の事始れり其後和議やぶれて再び軍起り凡兵連る事七年にして慶長三年の八月大閤秀吉薨じ給ひ日本の兵悉く軍を還す同五年の九月關ヶ原の戰終りて六十六州悉く皆東照宮に歸し服しぬ六年安南東埔寨呂宋等の國々始て入貢す此年宗對馬守義智其家人柳川豐前守調信等に仰下されて日本朝鮮和議の事を講ぜらる是よりさき對州の使朝鮮に至りし事既に三度皆大明の鎭將のために生捕れて歸る事を得ず此年義智調信等仰を蒙りし後差遣せし所の使始て彼東萊府の復書を得て還れり

初慶長三年戊戌より是歲辛丑の年迄對州の使朝鮮に至る事度々に及ぶ初度の使梯(カケハシ)七太夫第二度の使吉副(ヨシゾヘ)左近第三度の使柚谷彌助是等は皆大明の鎭將生捕て北京に送り獻ず第四度の使石田甚左衛門始て彼國の報書を得て歸る但し此書は彼東萊府使調信に移せし所と見えたりこゝにおいて井手彌六左衛門を使としてさきに對州の兵彼國にて虜とせし所の男女を送り還す朝鮮始て其使を釜山に接待し對馬守に復書す義智其使を參らせしに東照宮御前に召れて事の子細を聞し召れ物賜りて還さる是則第五度の使にて大明朝鮮の書に橘智正と見えしは此彌六左衛門が事也是等の事共朝鮮の書對州の人申傳ふる所にもいまだ詳ならぬ事あり以上の事ども詳にせんには文長ければ略す

七年太泥國王入聘す

此國は慶長四年にも使來れり東照宮御代となりて使を參らせしは此時を以て始とす

是年の春對州の使（卽橘智正）朝鮮に至て彼國の使金繼信孫文彧等對州にきたる義智等また彼國の虜を送り還す

此時に薩州の兵の爲にとらはれし金光といふ者を

送り還すによりて朝鮮の君臣我國の事よく〳〵尋問て和議終に事成たり金光は其國王の親戚なりと聞えき

九年の秋孫文彧再び其國の僧松雲と共に使してさきに義智が遣せし使と(即橘智正)同じく對州に來る十年の春義智等松雲孫文彧を召連て伏見の城に參る朝鮮の使を御前に召出され其後本多佐渡守正信承兌長老等を以て兩國修好の事を仰下され我國に虜はれし朝鮮の男女一千三百餘人と共に其國に還さる(此時橘智正も其使とおなじく朝鮮に渡れり)

十一年占城暹羅等の國王入聘す是歲の秋朝鮮の禮曹對馬守に書を贈りてまづ我國の御書を賜るべき由を望申す是に依て此年の冬東照宮彼國王に國書をなさる

是歲國書を贈られし事は明年彼通信使の來れる時に彼國王より奉られし書禮曹より我國執政に贈りし書にもみえたり其餘大明朝鮮の史書にも見えたり然るに我國の人は此事を傳へず心得がたき事なるを以て對州に尋問しに其國人の申所も十二年に來れる彼國の書共に見えし所に相同じ此時の國書は僧承兌の草せし所と聞えしといへども其草本紛失して尋求むれどもみえず

十二年の春朝鮮の通信使始て來れり閏四月江戶に至て台德院殿に其國王の書信を奉り五月駿府に至て東照宮に信物を獻るこゝにおいて日本朝鮮修好の事なりぬ

日本朝鮮修好の事は朝鮮王每事につきて明の天子に奏して准許の後に事成りたる也すべて此事ども詳にしるすべきには文長ければ略す

十四年波羅多伽兒阿蘭陀等の國入貢す十五年琉球國王みづから來朝す十六年臥亞國入貢す十七年新伊斯把儞亞國入貢す十八年諳乂利亞國王入聘す寛永元年伊斯把儞亞國王入聘す

すべて海外諸國來聘の事ども詳に記すべきには文長ければ略す

○外國往來書式の事

慶長六年より此かた海外諸國より奉りし書啓表等に見えし御稱號の事皆々日本國王殿下を以て稱す

外洋の書には蕃字楷字二通づゝを奉りしあり又金札など申せし式等ありき

我國の書には日本國源御諱としるされたり但安南國より來れる書の中に日本國大相國公と稱し日本國內太宰執原五殿下と稱し日本國本主一位源公殿下と記せし事あり

安南國の書にも此外は皆々日本國王殿下としるせり

東照宮より安南國になされし國書の中にも日本國大將軍源御諱又日本國從一位源御諱と記されし事あり

安南國に遣されし國書此外は皆日本國源御諱の式なり

台德院殿最初に呂宋國になされし國書には日本國大納言源御諱と記され其後臥亞、呂宋、新伊斯把儞亞等の國々になされし所は日本國征夷大將軍と記されし事あり

此外は皆々日本國源御諱の式也

就中朝鮮國王より奉りし所は慶長十二年より寛永元年に至るまで皆々日本國王殿下と記し來れり最初慶長十一年の冬東照宮より彼國になされし所の式未見る所なし十二年に台德院殿より答られし國書には日本國源御諱と記さる

此時の國書は僧承兌草す

其後元和二年の信使來りし時に僧祿司前南禪崇傳長老（卽金地院也）國書を草すべしと聞えて柳川豊前守調興（調興は故豊前守調信が子なり國初には諸國大名の家人の子を以て證人と稱して質子に參らする事にて調信が子調興も其頃は權之助と申せしが質として駿府に在しを本多上野介正純に預られ調信死して後に父が後を繼ぎ叙爵して朝鮮の事を仰蒙れり）長老に使を遣して前年の國書に日本國王と記されず候御事日本いまだ一統に歸せずとみえし由を以て朝鮮の君臣申事ども候に付て此度の國書も其式に候はんには存る所あるよし信使等ひそかに議し申由を告しらせ又前年執政より禮曹に答られし書式も禮に於て叶はず候由の事を申す（禮曹の名を記せしゆゑ也）長老此事を以て執政の人々と相議して（此度の使をば伏見の城にて召見らる此義は九月四日の事にて本多上野介正純土井大炊頭利勝板倉伊賀守勝重安藤對馬守重信林道春等五人會議せし事也）我國にては高麗を以て夷狄の國とすこれによりて日本の王高麗の王と書を相通ぜられし事なし前年の國書を兌長老の草せし所も古の例によりし上は此度に至ても王の字を用ひらるべき事にあらずと申人々此議其いはれある事の由一同して其由を以て申上ければ殿中伺候の面々と議定すべき由を仰下され藤堂和泉守高虎井伊掃部頭直孝鳥居左京亮忠政を始て譜代の御家人等皆々長老の申所

の如くに議定して國書の式をば改めらるゝに及ばず執政の書をば前年の式を改らる此時の事傳長老の記に詳にみゆ

寛永八年に及て對馬守義成(義智か子)柳川豊前守調興と主従争論の事起り十二年に至て調興幷對州以酊庵の僧玄方流刑に處せらる是は調興玄方竊に謀て朝鮮になされし國書の式を改て日本國王としるし遣せし事あらはれしによりて也

凡和漢古今の法律に國書を矯り作る等の事は八虐罪の中大不敬の罪として死を容すべからず然るに調興玄方其刑遠流に止りし事其いはれある事と見えたり對馬守豊前守等の父子日本朝鮮和議の事を仰蒙りしより此かた其平ぎ成しに至まで六年の間事勢しきりに變せし事どもありしうちに東照宮征夷大將軍の宣旨を蒙せ給ひし後に日本の大將軍好を修せらるべきの仰ありなどいふ事に就て朝鮮の國王を以ていかでか日本の將軍と隣國の禮を交らるゝ事あるべきとて事すでに破れんとせし事あり是は本朝にしては古へ源頼朝鎌倉に府を開かれ征夷の宣旨をなされしより此かた此職を以て重任の事とせらるゝ事にはなりき凡將軍とは其軍の將たるものゝ稱なれば對馬守が家人柳川豊前守が事をも大明朝鮮の書には倭將軍平調信としるされし事なれば彼國の君臣かくは申せし也其後漸くに事をしたゝめて日本朝鮮兩國の王永く隣好を結ばるべしと相約して事平ぎたりし所に慶長十二年の國書に日本國王とは見えざりしに付て彼國の君臣申事どもありし故に元和二年の信使の時に調興其由を以て傳長老に申けれ共長老申旨ありて國書の式を改られず此時に當りて事すでに難儀に及びしを以て調興せんかたなく方長老をかたらひて日本國と記されし國の字の下に王の字を書加へて彼使に披露しければ事故なく國書を受とりて歸りぬ是等の事ひとへに我國の御爲を想ひて相はからひし所なれば其罪を宥められしとみえたり又按ずるに東照宮安南國に遣はされし國書には日本國大將軍となされ台德院殿呂宋臥亞新伊斯亞儞亞等の國に遣されし國書には日本國征夷將軍となされしに慶長十二年に朝鮮に遣されし所には是等の式を用ひられざりし事其後對州より申事ありし故によりしと見

えたりすべて是等の事ども其子細を詳にせんには
文長ければ略す

此時對馬守義成仰を蒙りて彼國よりの書式今より以後は日本國大君を以てゑるさるべき由を以て彼國に相約す同十三年の秋彼國より來る書式相約せし事の如くに改れり此時林道春を御前に召されて朝鮮の書式先に仰遣されし所の如くなるや否の事を尋仰られしに違ふ所なきよしを以て賀し申ければ御氣色大方ならず信使進見の明日三家御參りの時に此事を仰出されしかば井伊掃部頭直孝朝鮮の國王大君と仰ぎ奉り候事我國においていまだ其例を承らずと賀し申ければ御前伺候の人々掃部頭申處の如くに候と皆一同に賀し申さる是よりして天和三年の聘問に至るまで彼の書式寛永十三年の式に相同じ

是等の事林大學頭信篤ゑるして奉りし處對州より
ゑるし來れる所に詳也

○大君の御號を止められし事

大君と申事は周易に見えたるを其始とす世々の先儒大君は天子なりと注し候へば日本國大君と稱し候はんは本朝の天子の御事を申べし又說文に皇の字を釋して皇は君也大也三皇は大君なりとも見え候へば我國の大君と稱し候はん御事は日本天皇と申に同じかるべし本朝神皇の天統いまだ地に墮給はざるほどはたとひいづれの世いかなる人と申とも自ら稱して日本の天子日本の天皇などとはのたまふべき御事にあらず又最初慶長十二年の國書には日本國王の字みえざるによりて朝鮮の君臣相疑ひ元和三年の信使等申旨も候ひき況や寛永十三年に及び天子の尊號を以て稱しまゐらすべき由を以て仰遣されしに至ては彼國の君臣必相爭ふべき事智者をまたずして猶明らかなる歟

最初日本國王の字みえざる事を嫌ひし事は朝鮮に王たる事は尊くいまだ日本に王たらせ給ざるは卑くして尊卑相當らざる事を嫌ひし故也然るを日本天子の稱は尊く朝鮮國王の號は卑き事に成り候においては彼國の君臣爭ふ間敷事にあらざるがゆゑなり

然るに彼國の君臣たやすく仰にゑたがひ參らせし事其謂れある事にて候べき其故は彼國において大君と申もの其宗親府正一品の職號にて此號を以て其國王

子の嫡子に授けられ（其國王の嫡子をば世子と申庶子をば王子と申又其王子の嫡子には大君の號を授け庶子には君の號を授けらるゝ國制也是等の事其國の經國大典政事撮要等の書に詳にして大君の事ども記せしものは其國の書に猶多く見えたり）冠服職田祿料等より以下悉く其定制ある事どもに候然るに其大君の號を稱しまゐらすべき由を以て仰遣はされしにおいては彼國の君臣相慶して日本國王我に事るに庶孫の禮を以てし假稱するに大君の號を以てせん事を懇請す上許す事請ふ所の如しなど申さゞる事を得べからず

朝鮮の書どもに我國の事しるせし書法の例を推考ふるに其本文の如くなるべき事疑ふべからず

昔鹿苑院の公方大明の册封を受られしをも心ありし人は日本の恥辱なりとは申しき猶是は異朝の天子の封爵とも申べし今に至りて異朝藩王の僞官をうけ稱し給ふにおいては日本は異朝陪臣の國の如しとも申べし

義滿大明の册封を受られし事は前に見えたり藩王とは朝鮮琉球の如くに異朝の天子の封爵を受て臣屬せし國王を申也僞官とは異朝天子の官制にはあらずして藩國にて置く所の官を申たとへば朝鮮の大君琉球の王子親方など申より以下其國にて稱する所の官卽ち是也陪臣とは藩王の臣を申也古の時には三韓の國々本朝の西藩にて其國々の君皆これ本朝に臣屬して其國に王たりき今の朝鮮の君は彼三韓の地を併せてこそ其國には王たれ然るに其僞官を以て我國の君に加へ稱しまゐらせんは冠履其所を易たりとも申べきかしからば則我國にしては本朝天皇の尊號を僭竊し給ふの嫌ありて彼國にしては其王の庶孫の僞號を假授せらるゝの疑あり彼といひ是といひ然るべき御事の謂れをしらず

是等の事もとより上にはしろしめさるべき御事にあらず其あやまりの歸する所あるべき事歟

是等の議によりて前代（文昭院殿）の御時朝鮮の聘問あるべきに及て今よりして後大君の號をば停むべき由を以て對馬守義方に仰下されたりき

○復號の御事

正德元年の秋朝鮮の信使來て獻ずる所の國書にも日本國王殿下としるされし事慶長十二年より寛永元年に至るまで來れる式の如し是より先我國より其國書に答らるべき式を議せらる

按ずるに最初元和二年朝鮮に答らるべき國書の式

に王の字を加へらるべきや否を議せしめられし時に我國にては高麗を以て夷狄の國とす是に依て日本國王高麗の王と書を相通ぜらるゝ事なし然るに日本國王と玄るし遣はされん事然るべからざる由議定の事本朝の古にありて三韓を以て西藩の國となされし事は勿論也然るに本朝天皇の尊と申といへども新羅百濟高麗渤海等の國王に詔勅をなされし事は國史に見えし所筆を絶たず（本朝天皇諸藩になされし勅書の式は前に詳なり）李氏（即朝鮮國王の姓也）三韓の地を併て國號を朝鮮と改めしよりこのかた京都の公方聘問を相通ぜられし事等代々に絶ず然らば日本の國王朝鮮の王と書を相通ぜられし例なしと申事心得られず是一つ

朝鮮の事を以て高麗と申せしもあやまれる事也朝鮮と申べき事也高麗は既に朝鮮の爲に亡びて三百年に及べり

もし日本の國王海外の蠻夷と書を相通ぜらるべからざるにおいては彼國々より日本國王に奉れる由題し來れる書を受られず答られずして日本國王蠻夷の國と書を相通ぜられずと申さん事はさもあるべし彼國國より日本國王に奉れるよし題し來れる書を受られて其書に答られ候はんにはいかでか兩國の王往來の事なしとは申べき是二つ慶長十二年の國書に王の字を除きし事古の例によれる由を申事京都公方の代々朝鮮に遣されし書式を以て古の例と申と見えたり其頭には彼國より來れる書にも日本國王とは題し來らず日本國殿下とのみ題し來れりと見えたり況やまたはじめ日本朝鮮和議の時兩國の王信を通じ好を結ばるべき由を相約して其事つひに議定し其後彼國の君臣我國の書に日本國王と玄るされざる事を相爭ひ申に至ては京都公方の代の事當時の事體と同じからず是三つ或はまた自ら日本國王と稱せらるべき御事は本朝天子の御事に疑ひありとも申すべき歟本朝天子の御事は日本天皇と稱し奉り鎌倉京都代々の事を日本國王と稱し申せし事朝鮮の書に見えしのみにあらず異朝の書どもに相見えし所も少なからず皇といひ王といひ大小の字義同じからず況や又皇に係に天を以てして天皇と稱し王に係に國を以して國王と稱し上下の名分相分れし事天地の位を易ふべからざる事の如し然らば則ち自ら國王と稱せらるべき事天皇の

御事において何の嫌疑にか相渉るべき是四つ

說文に皇の字を大君也と注し爾雅に王の字を君也と注したり又本朝の字訓に皇の字をスベラギとよみ王の字をばコギミとよむスベラギとは大一統の謂なるべしコギミとは小君の謂と見えたり是等は其大小の相分れし也天と云は無上の稱也國といふは地に係れり是則上下の名分相分れし也

或又本朝において封王の御事あらずして自ら推して王と稱せらるべき事然るべからずとも申べきか古にありて三韓の國々本朝に臣屬せし時に其小國の君長といへども皆々王を以て稱しき

任那加羅安羅等の王あげてかざふべからず

然れども是等の國王必本朝の封爵をうけて後に其國に王と稱せしとも見えず又本朝の古より以來親王宣下の外いまだ封王の典禮ある事をきかず

淡海公美濃公を贈られしなど申事はあれども封王の事はきこえず

異朝の書に見えし日本國王代々の間に眞に其封王の事ありしは鹿苑院の公方一人の御事也其餘は皆々其冊封の事なしといへども國王とは稱せし也是のみならず凡外國の君長皆々王を以て稱せし事史漢より以來其書を絕ず必冊封の事をまちて其後に王と稱する事のみにあらず

史漢の書に西南諸國王又は南越王朝鮮王など見えし類其國の君長をかくは申せし也其君長を封じて王とせられしなどいふ事ありしにはあらず是等の類王は君なりといふ義によりて其國に君たる人を以て王とは稱する事也

或又本朝において封王の典禮なしといふともすでに親王宣旨の例ある時は自ら王を以て稱せられんには親王の御事に疑ありとも申べきか凡上を以ては下を兼れども下を以ては上を兼る事を得ざるは和漢古今の通制也本朝の制天皇の兄弟皇子皆親王とし其餘は並に諸王とす親王より五世までは王の名を得ると見えたり（本朝令に詳なり）當時の制（元和令に）親王といへども三公の上たり給ふべからざる由もみえたれば諸王の御事に至りては申にもおよばず然ば當時海外の國々悉くみな日本國王を以て稱し來れる書に答て王を以て稱せらるべき事何の僭上と申事かあるべき是五つ又ある人の仰候ひしは天皇國王其上下の名分相分れし事勿

論也但外國においては本朝の天皇國王皆々日本を係て稱し申すとも自ら日本國王と稱せられんには君臣其國號を同じくせらるゝ事如何有べき若其異朝諸侯王の制によりて見る時はおほやけの御事を日本天皇と稱し奉らば國王においては別に其號を立らるべき御事かと侍りき此事既に異朝において其議ありし事也明の萬曆の天子豐臣秀吉を以て日本國王に封せられし時に其封號を議し申て日本なほ山城の君の在るあり本朝天皇の御事也天正の曆正しく其國に行れぬ然るに秀吉を以て日本國王に封ぜられんには山城の君を以ていづれの地に置べきや別に其號を立らるべしとて順化王といふ號を擬してまゐらせしに天子其議に從ひ玉はずつひに日本國王には封ぜられき最初慶長十二年の國書に王の字を除かれし事を以て其國いまだ一統に歸せずと見えしなど申事も候ひき況や今に及て萬曆の朝議の如くに日本國順化王など申事の如くに別に其號を立られ候はゞ必彼國の君臣日本國の小王と舊好を修めん事叶ふべからずなど申事出來り候べし異朝において君臣國號を同じくせられし事楚義帝楚項王君臣同じく楚を以て稱したりき但是は猶僭亂の世の例取に足べからず周武王成王の御時周公旦おはしましき其後周家七百餘年の間其世を以ては周と稱し周公旦の後其官を世々にせられて周公と申せし事孔子の春秋にも見えたり君臣國號を同じくして禮に叶ふ事なかるべきには武王周公の大聖いかで此事候べき孔子の至聖いかでか春秋において筆削の事なくては候べき周王周公の例によられて本朝の天皇國王同じく日本を以て稱せらるべき事何事の候べきや是六つすべて是等の議によりて正德元年の國書には朝鮮より記し來れるまゝに日本國王を以て記さる

此時信使等國王殿下復號の御事ありなど申せし事は元和三年寛永元年等の國書には調興僧玄方と相謀りて王の字を書加へて朝鮮に遣はしければ此度始て日本國王とゑるされし事にあらざるを以てなり

○御寶の事

正德元年朝鮮の聘問有べきに付て祖宗の御時用ゐられし御寶の事を尋問れし事あり

東照宮の御事は彼國へ御書をば遣はさるまじき由仰出されしといへども若し事ある時の御爲に御寶の事

をば御用意ありき
其文は
源忠恕
台徳院殿は　源秀忠
大猷院殿は　源忠德
嚴有院殿は　源忠直
常憲院殿は　源忠敬
いづれも字躰は古文を用ゐられ其大さ高さ三寸闊さ二寸九分

皆々右に源の字左に忠恕等の字をゑるされたる由を圖して上りき

其中に台徳院殿は御諱の字を用ゐられしといへども其餘は御諱の字を用ゐられず其故は御諱に於ては既に國書に記さるゝ上は重て又御寶の文に用ゐらるべからず朝鮮國王代々の國書にも爲政以德の四字を用ゐて其名の字を用ゐざるによりて我國の御寶も又別の字を用ゐられし由申す事あり祖宗の御時國書に御諱を記さるゝによりて御寶には別の字を用ゐられし由を申といへども台德院殿の御寶には別字を用ゐられしにもあらず又御姓に於ても國書に記されし所也

然るに御寶の文にも又御姓の字を用ゐられし事は別に其謂ありや又御姓の下に二字をゑるされし事異朝にありては私印などいふものゝ式にして姓と字をゑるせしものゝ如し然ども祖宗代々御字ありし由も聞えずもし御名にもあらず御字にもあらずば是等の二字如何成ものと申べきと重て尋問れしにたゞ御諱にあらざる字を用ゐらるゝ所にて是等の二字いかなるものと申事は存せざる由を答申き按ずるに最初日本朝鮮和議いまだ事ならざる間慶長十一年の秋朝鮮の禮曹成以文對馬守義智に贈し書に今若日本先爲致書則我國亦無相報之道乎と見え慶長十二年の春彼國の信使始て來る時に禮曹呉億齡我國の執政に贈りし書に貴國王先奉咫尺之書我國王玆遣使价以答來意と見えしは彼國君臣の請ひによられて慶長十一年の冬東照宮國書をなされし御事を申す也此事又大明朝鮮の書にも見えしもの多し然らば東照宮の御事は彼國に御書を遣されし御事なしと申事心得られず是一つ東照宮の御時外國に御書をなされし事朝鮮のみに限らず安南太泥暹羅占城等を始て西南洋の國々に御書をなされ其餘西南の蕃舶に御朱印を下されしといふ事

もまた年々たえず然るに日本朝鮮兩國往來の御ためにのみ御寶を御用意ありと申す事も如何有べきこれ二つ東照宮御賜の大藏一覽一部南都東大寺清涼院の藏にありしを見るに每冊に御寶あり

此書は仰によりて活字板にせられしもの也

其文は源家康○忠恕といふ六字にて其字體古文にはあらず其大さ方二寸八分あり

忠の字の上の一字心得られず台德院殿の御寶の文を以て合せ考るに上の方に源の字の偏傍を引わけて記されしとも申べき歟未詳

是則當時海外の國々に用ゐられし所と見えたり然るに東照宮の御寶其文は源忠恕の三字にて高さ三寸闊さ二寸九分の由を以て圖し上る事心得られず是三つ台德院殿の御寶は崇傳長老の寫し留し所金地院の藏にあり此僧祿當時國書の事を奉れる人なれば必あやまる事有べからずそれに見えし所は上に源の字の偏と傍とを引わけてしるし其下の右に秀の字左に忠の字をしるして字體又古文に非ず大さ方三寸あり是も圖し上れる所には符合せず是四つ朝鮮國王代々爲政以德の四字を用ゐし由も心得られず寬永元年の秋彼國王李倧奉りし書には德命之寶の字を用ゐたり其餘は皆々爲政以德の字を用ゆといへども或は漢篆或は疊篆其字體大小同じからざる物あり是五つ台德院殿御寶の外其餘は皆々別字を用ゐられし處いかなる事と申事を存ぜざる由も又心得られずたとひ祖宗の御例なりとも外國にしめさるべき我國の御寶に其謂をも知らざる事を以て其文とせられん事然るべからず但祖宗の御時には京都の時の例に准ぜられ是等詞翰の事は五岳文學の禪僧に仰付られしによりて鹿苑院殿大明に奉られし書に源道義と記され勝定院殿朝鮮に贈られし書に源道詮と記され慈照院殿大明に奉られし書に源道慶としるされし例によりて是等の字を撰みまゐらせしと見えたり京都公方代々大明に奉られし所は日本國王の印を用ゐられき文明二年慈照院殿朝鮮に贈られし書に舊印失之庫火故用新刻莫訝今後以此爲信と見えしかば當時朝鮮に遣されし所は代代に相傳へて用ゐられし所の物ありし也今も世に傳はれるものに見えたる體信達順大樹蔭涼等の四字を用ゐられし所は其制も大きくして其餘の小印どもには同じからず此うち體信達順の章當時朝鮮に用ゐら

れし所とみえたり天子の璽國王の寶其制度ある事は論ずるに及ばず

士大夫の官印私印などの如くにはあらず況や我國の信寶祖宗代々の御事の如く每度に是を改造られんには近くは京都代々の例にも同じからず遠くは外國においても何を以てか其信とはなし候べき是六つ

印信など申事は其印を見て信を取べきが故なりたとへば爲政以德の章を見ては朝鮮王の書なりと信ずべき事の如しもし其書の來れる度ごとに其印相改るにおいては何を以てか其人の書なりといふ事を信ずべきやもし其信とすべからざらんには印を用る事又何の爲とかなすべき

すべて是等の儀によりて新に黃金を以て傳國の御寶を鑄造られ其文には文命之寶の四字を用ゐらる是は書の大禹謨に文命敷于四海祇承于帝と見えしは本朝國王の寶においてゑかるべきよしを仰下されしによりてなり

此對馬守義方に下されし御敎諭には敎命之寶といふ御寶を用ゐられたりき

附

國書に用ゐられし紙の事慶長十二年の事は詳ならず元和三年に用ゐられし所は鳥の子紙の表には金泥にて松竹を畫がき裏には金銀の箔を切箔もみ箔などいふものにす上包の紙も又是に同じ文字を記し御寶を用ゐられし事等每事皆々朝鮮の書式に相同じ書函は我國の文箱に高蒔繪したるに銀鐶紅緒を用ゐられき其後の式は是によられしと見えたり正德元年には是等の事も我國の古式を用ゐられて鳥の子紙の繪箔などもなきを用ひられ國書の文を記されて其始と終とに御名を記されし所に御寶を用ゐられし事二所禮紙を加へられて書函に納めて書案に閣て其使に渡されき信使等某と國書の事を爭ひ申せし事の中に此事をも申て舊例は日本の國書朝鮮の式を用ゐられしに其式改りたりもとの如くに改め下さるべしと申す日本自ら日本の書式ありいかでか屬國の如くに其國の禮を用ゆべきといはれて其詞屈して朝鮮の書には國寶を用る事凡三所日本の書には御寶只二所あり敵禮にあらざるに嫌あり朝鮮の書式をも改むべしとて其國にいひつかはして書式を改めて進らせ候ひき初には

我國の書を彼國の書式の如くに改らるべしと爭ひ申て終には彼國の書式を我國の書の如くに改めし事其使のあやまりと申べきか

次に彼禮曹に贈られし我國執政の印章の事も寛永十三年以來各名の印を用ゐて大小定らず天和の度には其地城主の四字を用ゐ其大さ方一寸六分なりなど申事もありき崇傳長老元和二年九月四日の記に我國の執政の印は行令の二字を用ゐ其大さ二寸五分自今以後此印を用ゆべきよし仰下されて御帳内に納め置れしと見えたり但我國執政の書の事も正德元年に議せられて是より後は京都代々の例の如く彼國の議政府我國の執政書を往來せん事はさもあるべし禮曹の書しかるべからずとて其事を停めらる但聘事に就て彼信使に示すべき爲に本多彈正少弼忠晴對馬守に贈りし書ありきそれには掌客使印の字を用ゐしめらる忠晴聘事を承し故也其後また相模守政直朝臣の義方に下されし書には相模守源朝臣としるされ押字を用ゐられて印章は用ひられずすべて是等の事ども其事宜を議定の上に仰下されしによりてなり

外國通信事略 當家御代始より通ぜし國々なり

安南(アンナン)

慶長六年に始て書を奉り物を贈りしより寛永九年に至るまで通信絶えず御返書をなされしなり其後は通路絶えぬ

柬埔寨(カンボチヤ)

慶長六年に始て書を奉り物を贈る但しこれよりさきに此方より御書と物とを賜ひし返禮の由書中に見えたり寛永四年の後は通信絶えたり其國の使來る時は參拜の儀ありき

呂宋(ロソン)

慶長六年より始て書を奉り物を贈れり同十八年の後は使來る事いまだ見る所なし其國の使參拜の儀ありて御返書を賜へりき

但し此國は西洋の歐羅巴の地方伊西把儞亞より治る所なりこれによりて呂宋國王よりの使にはあらず伊西把儞亞の官人よりの使なり

暹邏(シャムロ)

慶長十一年に此方より御書と物とを贈られしより彼國の使も常に來りて參拜の儀ありき寛永六年以後其國の使參拜の儀は聞えず其商船は今に年々渡り來れ

り

亞媽港（アマカウ）

臥亞（ゴア）

此國々の事は西洋の歐邏巴の地方波羅多伽兒（ポルトガル）よりして官人を臥亞につかはしおき臥亞よりして亞媽港を兼帶して治むる由也これすなはち我國にて南蠻人といひ其船を黑船とも申す事なり　伊西把儞亞より呂宋を治め波羅多伽兒より臥亞等を治る事はたとへば阿蘭陀より咬𠺕吧を治る事の如し其事長ければ詳にしがたし　我國の船相通ぜし事は慶長の初よりの事歟書と物とを奉りて其使を引見せられし事は慶長十七年より始る元和七年の後は使來りし事いまだ聞えず

太泥（タニ）

慶長七年に始て書を奉り物を贈れり　是よりさき慶長四年に御書をつかはされし事ありき　慶長十一年の後は其使來らず

占城（チャンパン）

慶長十一年に此方よりつかはされし御書に前年も御書をつかはされし由見ゆ彼國よりの書はいまだ見る所なし

阿蘭陀（ヲランダ）　世伊羅牟止　具留宇爾解　計留止留羅牟止乎　宇布留伊世留　布利伊須羅牟止　乎頁牟太

慶長十四年に書と物とを始て奉れり御返書をも賜はれり寛永四年に至て我國に入れらるまじき儀評定ありて其使をもおし返されし事あり其後又渡り來る事をゆるされて今に至る

新伊西把儞亞（ノバイスパニヤ）　此方の人ノビスパンと云ふ歟

此國も歐邏巴の伊西把儞亞より新に取得し國なり此國より呂宋へ交替の蕃船我國に漂着せしに船を造り給ひて其國に還されしよりして通路あり此方よりも朱屋三成といふ者の船を彼國につかはされし事あり三成が子孫は唯今堺に住居の朱座すなはちこれなり彼國より始て書を奉りしは慶長十七年の事にて御返書をなさる其後は通路絶えぬ

按ずるに此國は日本の下にあたる地なり殊の外に遠き事なりといふ

漢乂剌亞（アンケルア）

此國の事を此方にてはインガラテイラヲトブリタンヤインギリスエンゲレスなど申す事也慶長十八年にはじめて書を奉りて御返書をなされしなり

塔伽沙古（タカサゴ）

寛永四年十一月に此國の理伽といふもの參拜の儀ありこれよりさき參拜の例ありしやいまだ詳ならず

伊西把儞亞（イスパニヤ）

寛永元年此國より使を奉る 三百人（すべて） 此國は天主の法をたつとぶ事によりて其使をおしかへさる

田彈

慶長十一年御書をつかはされて奇楠の上品の物を求めらる但し田彈といふ國の名聞も見も及ばず邏馬人 寶永の比邪蘇法を我國にすゝめんとて薩摩國屋久島に渡り來り江戸に召して後に刑せられしヨワンといひしものなり（寶永五年大隅國屋久島に來り明年江戸に護送せられし邏馬敎法師ヨワンといへる者の事は特命を以て白石先生をしてその事由を糺明せられし始末詳に西洋紀聞に見えたりかのもの刑せられしにはあらず其年十月廿一日江戸にて病死せしなり此注文は後人の推し量りに入書れたるものなるべし） 阿蘭陀人等に尋ぬといへどもしらずもし番丹國の事を傳寫あやまりて番を田と誤寫し彈丹同音の字なれば通し用ひし歟いまだつまびらかならず

此外

唐船の渡り來りし始は慶長十四年也

朝鮮の使來りし始は慶長十二年也

琉球の入貢は慶長十五年より始れる也

外國通信事略 終

中華幷外國土産

中國

北京省

〔古燕之地今大淸之帝都也八府所謂、順天府、保定府、河間府、眞定府、順德府、廣平府、大名府、永平府也十九州百十八縣二都指揮使司〕〔百十八縣は一本に百十六縣とありまた二都指揮使司は一都指揮使司とあり〕

此所より商人渡り來り商舶は來らず

土宜

眞珠 順天府の產也こゝにしろす所の名はみな一省の內の府州の名にして其所の產物なり後みなこれに倣へ但し其府州の名をしろさゞるものはあまねく其一省の地より出る所のものなり

瑪瑙同上　丹錫永平府　紙同上　瓷器順德府　水晶萬全都　畫眉石順天府

玄精石順德府　紫斑石　小間物道具順天府　書籍　人參永平府

蟾酥保定府　蔓荊子河間府　紫艸大名府　藥種色色

牡丹保安州　蒲萄延慶州　榛實同上　栗綿梨順天府

銀魚同上

遼東

〔或曰北邊韃靼之堺北京之附屬也〕

此所より商人稀に來る商舶は來らず

土宜

弓　人參　麝香　牛黃　鹿角膠

鶯歌　鷹　馬　天馬　駱駝

貂鼠　銀鼠

南京省

〔古吳之地也　十五府所謂　應天府　鳳陽府　蘇州府　松江府　常州府　揚州府　鎭江府　淮安府　廬州府　安慶府　太平府　寧國府　池州府　徽州府　廣德府　十七州　九十七縣日本より三百七十里程〕

此所より商人渡り來る商舶の來る所は蘇州府日本より三百里程松江府常州府揚州府鎭江府淮安府崇明縣島なり南京の附屬なり日本より二百五十里程也等也

土宜

白糸廣德州　綢或花紬蘇州府　錦同上　綾松江府　綾機蘇州府　羅同上

緞子同上　木綿或花布松江府又紫花布蘇州府　織物類應天府　筆徽州府

墨同上　硯同上　扇蘇州府　櫛同上　針同上　紙池州府

涇紙同上　小間物道具應天府　書籍同上　花石徐州　盆景

同上　銀朱蘇州府　海螵蛸淮安府　黄精滁州　蕒實應天府
何首烏徐州　藥種色々茶廣德府池州府盧州府　香茶同上　茶出
常州府　石花淮安府　紫菜同上　蓴菜同上　白鶴揚州府　天
鵞和州　告天鳥同上　烏骨鷄寧國府　鱸松江府　鰣魚同上
鯽同上　子鱭魚同上　櫻桃楊梅梅橘　芎藥揚州府

山西省
〔古梁魏之地也五府所謂、太原府、平陽府、大同
府、潞安府、汾州府也二十州七十八縣也〕
此所より商人渡り來らず
土宜
毛氈大原府　瑪瑙大同府　花斑石同上　石綠同上　瓷器大原
人參　麝香遼州　無名異同上　龍骨平陽府　黄蓍沁州
茅香遼州沃州　天花大原府　藥種色々平陽府　羊大原府
黄鼠大同府　蒲萄平陽府　石菖蒲沁州

山東省
〔古齊魯之地也六府所謂、濟南府、襄州府、東昌
府、青州府、登州府、萊州府也十四州八十九縣也〕
此所より商人稀に渡り來る商舶は來らず
土宜
黄糸東昌府　繭紬同上　硯石登州府　五色石萊州府　方竹、

河鮫青州府　海驢皮同上　海龍皮同上　靑鼠皮遼東都　阿
膠襄州府　牛黄青州府登州府　蘋婆果　文蛤萊州府　藥種色
色同上　驢馬　黄鼠遼東都　貂鼠同上　海狗或膃肭臍登州府
昆布登州府　蒙頂茶襄州府　松子遼東都　金杏濟南府
枸杞東昌府　棗同上　胡桃

河南省
〔古梁趙韓之地也八府所謂、開封府、歸德府、彰德
府、衞德府、衞輝府、懷慶府、河南府、南湯府、汝寧
府也二十府九十七縣也〕
此所より商人來れども商舶は來る事なし
土宜
弓開封府　磁石彰德府　碁子石汝寧府　官粉　石靑南陽府
瓷器開封府　蓍艸汝寧府　艾彰德府　地黄懷慶府　劉寄
奴同上　鹿茸河南府　白花蛇南陽府　牛黄懷慶府　熊膽同上
藥種色々　茶汝寧府　香橙南陽府　瓜子同上　林檎
羊棗河南府　薯蕷　牛彰德府　綠毛龜南陽府　臘梅河南
府　牡丹同上

陝西省
〔古秦關中之地也八府所謂、西安府、鳳翔府、漢中
府、平涼府、鞏昌府、臨洮府、慶陽府、延安府也二

十一州九十六縣一行都司二十三衛二十六所〕
此所より商人は渡り來れども商舶は來る事なし
土宜
羢西安府　毛氈西安府臨洮府　瑪瑙延安府　瓷器平涼府　洮石硯
洮川衛　白纓臨洮府　黑纓同上　紅纓　土豹皮同上　辰砂
麝香漢中府鞏昌府　雄黃鞏昌府　蜜　石油　熊膽漢中府
烏蛇鳳翔府　羚羊角西安府鞏昌府　鹿茸漢中府　蟾酥慶陽府　旱
藕西安府　石膽鞏昌府　紫河車漢中府　靑木香寧夏衛　金
糸艸慶陽府　豹杞寧夏衛　藥種色々　水梨　胡麻
豹洮川衛岷州衛　野馬　駱駝牛陝西行都　犛牛臨洮府熊　黑熊　此犛赤熊に白
なる　羊寧夏中衛陝西行都　羱羊同上　飛鼠西安府栗鼠の類也　黃鼠延安府
白毛鷳　鸚鵡鳳翔府　馬鷄陝西行都　錦雞岷州衛　天雞
陝西行都　天鵞同上　牡丹延安府

浙江省
〔古吳越之地也十二府所謂、杭州府、嘉興府、湖州府、嚴州府、金華府、衢州府、處州府、紹興府、寧波府、台州府、溫州府、舟山府、也一州七十五縣也○日本より三百五十里程〕
此所より商人渡り來る商舶の來る所は杭州府嘉興府湖州府寧波府日本より三百三十里程台州府同上　溫州府同上　舟山府日本より三百二十里程等也
土宜
白糸湖州府　錦嘉興府　雲絹同上　縐紗湖州府　綾同上　緞
子裏絹嘉興府　綢湖州府　羅同上　棉紬紹興府　葛布寧波府
綿布湖州府　綿同上　毛氈杭州府　靑瓷器處州府　筆湖州府
墨同上　硯衢州府　扇　紙　藤紙　竹紙　方竹台州府
小間物道具杭州府　鐵　鉛　茶　酒　漆杭州府　茶
碗藥紹興府　胭脂綿　黃精杭州府　紅木犀寧波府　萯實
杭州府　麥門冬　白石英　藥種色々杭州府　葛粉
藕粉冬筍杭州府　橘　黃柑　南棗金華府　金雀同上　黃
雀同上　八歌同上　畫眉鳥同上　竹雞同上　蠟嘴鳥　銀
魚紹興府　鰣魚同上　江瑤柱同上　金松　楊梅　玉芝
菱

江西省
〔古楚吳之地也十三府所謂、南昌府、饒州府、廣信府、南康府、九江府、建昌府、撫州府、臨江府、瑞州府、吉安府、袁州府、贛州府、南安府也、一州七十七縣也〕
此所より商人は來れども商舶は來る事なし
土宜

金絲布 建昌府　葛布 南康府　紵布 臨江府　紙 廣信府　矢竹 撫州府 南安府　斑竹 贛州府　茶磨 南安府　染付瓷器之類 廣信府 饒州府

水晶 吉安府　雲母　茶　銀朱　黄丹　石靑 瑞州府

石綠 同上　石蜜　地黄 袁州府　黄精 同上　仙茅　玄參　苦參　龍順艸 吉安府　藥種色々　紫艸　紫苑

湖廣省

〔古楚之地也十五府所謂、武昌府、漢陽府、襄陽府、德安府、黄州府、荊州府、嶽州府、長沙府、寳慶府、衡州府、常德府、辰州府、永州府、承天府、鄖陽府、十六州百十縣一衛　二宣慰使　四宣撫司八安撫司也〕

此所より商人は來れども商舶は來る事なし

土宣

沙金　銀　銅　錫　鐵　水晶　葛布 德安府　綄絲 同上　紙 武昌府　艸紙 同上　硯石 荊州府　石磬 同上　方竹 嶽州府

矢竹 同上　湘妃竹 長沙府　竹簟 同上　茶 武昌府　白蠟 德安府

黄蠟 同上　石線　石靑　麝香　丹砂 或朱砂　白艾 黄州府　芒硝　石燕　具母　連翹　山梔子　五倍子　烏頭　萆薢 承天府　石膏白花蛇 黄州府　地楡 衡州府　異蛇 永州府　金星艸 施州衛　龍牙草 同上　石合艸 同上　金陵藤 同上　藥種色々　萬年松　藺艸 荊州府

佛頭柑 常德府　橘 漢陽府　銀杏　覆盆子　虎 保靖　豹 同上

野馬 永順・水獺　綠毛龜 黄州府　鼈甲 同上　花猫 三毛之猫也承天府

天鵞 漢陽府　白鷴 保靖　黑鷴 同上　鷓鴣 寶慶府　錦雞 鄖陽府〔一本には黄州府とあり〕　山雞 同上

四川省

〔○古蜀之地也十四府所謂○成都府○保寧府○順慶府○敍州府○重慶府○夔州府○龍安府○馬湖府○潼川府○烏蒙府○烏撒府○東川府○鎭雄州二十州　百十縣　一行都司　一指揮司　三宣撫司　六衞　一招討司　一安撫司　九所　二十六　長官司也〕

此所より商人渡り來る商舶は來らず

土宣

麩金　銀　銅　鐵　錫　白銅　黄糸 保寧府 順慶府　花斑布　毛氈 疊溪　氈衫 モウセンキルモノ 東川府　毛織物 東川府

蒲江硯 邛州　薛濤牋 ショカンカミ 成都府　扇 重慶府　斑竹 眉州 播州 黎州　花竹簟 同上　月竹 同上　刺竹 烏撒州　竹細工之道具

漆　黄蠟　茶 瀘州天金〔一本には天全とあり〕　象頂茶 雅府　水銀

石線 瀘州　石靑 同上　馨香　空靑 潼州府　雄黄 播州　丹砂

重慶府播州 蟾酥龍安府 天門冬順慶府 山礬花功州 五往
皮叙州府 苦菓子重慶州 牛黄黎州 附子成都府 烏頭同上
川芎同上 蜜播州 藥種色々成都府 羚羊角保寧府龍安府
犀角播州 石花鎭雄府 異馬永寧府 犛牛疊溪 熊 馬
錦雞龍安府 鸚鵡烏蒙府 畫眉鳥邑梅洞 白鷴疊溪 馬雞
同上 山雞夔州府鎭雄府 蔗霜 橘 柑子 棗漳州府 荔枝
松子東川府烏撒府 蕎麥 杉 梅 海棠 牡丹成都府

福建省

〔古閩越之地也八府所謂、福州府、泉州府、延平府、建寧府、汀州府、興化府、邵武府、漳州府也(一州福寧州といふか)五十七縣也

此所より商人多く渡り來る商船の來る所は福府日本より五百里程 泉州府日本より五百七十里程 漳州府日本より六百三十里程 福寧州日本より六百五十里程 沙埋日本より四百二十里程等也

土宜

花絨 天鵞絨 紗 木綿 永春布泉州府 絲布興化府
白布延平府 葛布 水晶 花紋石延平府 書籍
紙建寧府 竹櫛福州府 牛筋同上 茶建寧府興州府邵武州 白砂糖泉州府漳州府
氷砂糖泉州府 黒砂糖漳州府 蔗砂糖竹之事也福州府泉州府
橘餅漳州府 米粉乾 金橘延平府 橘漳州府 佛頭柑播州府
龍眼福州府泉州府 荔枝福州府興化府泉州 枇杷泉州府 橄欖福州府泉州府
綠礬福州府 明礬同上 茉莉花福州府泉州府 天門冬
同上 鹿角菜福寧府 銀魚漳州府 海蜇同上 獐皮 山馬皮

廣東省

〔古楚之地也十府所謂、廣州府、韶州府、南雄府、惠州府、潮州府、肇慶府、高州府、廉州府、雷州府、瓊州府也八州七十六縣也十五省之內大也〇日本より八百七八十里程

此所より商人渡り來る商船の來る所は廣州府日本より八百三十里程 潮州府日本より七百里程 高州府日本より千里程 廣州府之內碣石衞日本より八百里程 潮州府の內南洋日本より六百八十里程等也

土宜

沙金廣州府 銀同上 鐵同上 窩鉛同上 銅器同上 錫器同上
漆器同上 鍋同上 端硯同上 眼鏡同上 鍼同上 金緞同上
綿同上 片金緞同上 閃緞同上 斜文緞同上 繻子或八糸同上
柳條緞同上 天鵞絨同上 二彩同上 鎖服同上 蠶絲
同上 花梨木雷州府 紫檀同上 烏木廣州府雷州府 鐵刀木雷州府
白檀香同上 車渠同上 水銀廣州府 珍珠同上 玳瑁同上
沈香廣州府雷州府 丹砂同上 石斛高州府 蚺蛇膽廣州府潮州府

廣西省

攀枝花(高州府)　檳榔子(雷州府)　嫩石(韶州府)　英石(同上)　鍾乳(同上)　波羅蜜(廣州府)　茉莉花(同上)　土茯苓(同上)　椰子(雷州府)　藥種色々　荔枝(廣州府 潮州府)　龍眼(同上)　牛(雷州府)　潛牛(同上)　犦牛(同上)　孔雀(肇慶府 高州府 廉州府 雷州府)　鸚鵡(惠州府 高州府)　碧雞(惠州府)　五色雀(同上)　鵁鶄鳥(同上)　雲白鳥(雷州府)

廣西省

〔古楚之地也十二府所謂、桂林府、柳州府、慶遠府、平樂府、梧州府、潯州府、南寧府、太平府、思明府、思恩府、鎭安府、泗城府也三十八州五十九縣二長官司也〕

此所より商人は渡り來れども商舶は來る事なし

土宜

銀(慶遠府)　黑鉛(同上)　紵布(潯州府)　降眞香(鎭安府 泗城府)　鐵刀木(潯州府)　紫檀(同上)　烏木(同上)　白蠟(平樂府)　黃蠟(鎭安府)　龍眼(柳州府)　荔枝(慶遠府)　辰砂(慶遠府 梧州府)　犀角(梧州府)　白蛇(同上)　烏蛇　蛇黃(潯州府)　石燕(桂林府)　蚺蛇膽(柳州府 梧州府 桂州府)　雄黃(泗城府)　肉桂(潯州府)　鬱金香(柳州府)　藥種色々　不死艸(柳州府)　象(南寧府)　猩々(梧州府)　錦雞(南寧府)

雲南省

〔楚州之地也二十二府所謂、雲南府、大理府、臨安府、楚雄府、澂江府、蒙化府、景東府、廣南府、廣西府、鎭沅府、永寧府、順寧府、曲靖府、姚安府、鶴慶府、武定府、尋甸府、麗江府、元江府、永昌府、孟定府、孟良府也　四十州　三十一縣　二衞　一安撫司　三宣撫司　二十一長官司　六宣慰司也〕

此所より商人は來れとも商舶は來る事なし

土宜

金(永昌府)　銀(同上)　銅(同上)　鐵(同上)　錫(同上)　瑪瑙(同上)　琥珀(永昌府 麗江府)　毛褐(澂江府)　細布(永昌府)　毛氈(雲南府 廣西府 澂江府)　五色寶石(雲南府)　矢竹(楚雄府)　斑竹(蒙化府)　竹鼺(同上)　垂絲(同上 大甸 木邦 鈕兀)　漆(永昌府)　紫花木(雲南府)　烏木(元江府 北勝府)　白檀香(八百)　沈香(車里)　茶(鎭西府)　松子(鶴慶府 麗江府)　香橙(鈕兀)　胡椒　蕉(鈕兀)　人參(姚安府)　麝香(姚安府 蒙化府)　當歸(武定府)　橄欖　蛤蚧(元江府)　石燕(曲靖府)　乳香(老檛軍)　鹿茸(瀾滄衞)　安息香(八百 大甸)　紫檳榔(臨安府)　波羅密(同上)　木香(車里軍 老檛軍)　鱗蛇膽(臨安府)　青魚膽(澂江府)　石精(楚雄府)　藥種色々　點蒼石(大理府)　木槵子(姚安府)　象(緬甸)　馬(雲南府)　氂牛(永寧府)　犀(老檛軍)　猩々(永昌府)　孔雀(鎭州府 新化府)　小雞(瀾滄衞)　山雞(同上)　翡翠(楚雄府)

貴州省

〔元夷狄之地也大明永樂年中屬中華九府所謂、貴陽府、思州府、思南府、鎭遠府、石阡府、銅仁、黎平府、都勻府、遺州府也　九州　十七縣　十二衞　一宣慰司　一安撫司　十七長官司也　十五省之內小也〕

此所より商人稀に來る商船は來らず

土宜

金思州府石阡府　鐵石阡府　蠟　葛布思南府銅仁府　矢竹銅仁府　茶貴陽府平越衞　水銀思州府石阡府　硃砂思州府銅仁府　雄黃普安府　木黃平越衞　茯苓黎平府　石榴鎭遠府　橙柑　銀杏　海棠鎭遠府　梅同上　蘭思南府貴陽府　芙蓉鎭遠府　芭蕉　菖蒲貴陽州

右十五省〔十五省ハ明朝制ナリ清朝ニ至リテ十八省トス〕

外國西洋

東京

〔日本より千六百四十里程〕

此國より商人渡り來る商船も來る

土宜

黃絲　綾　王綾武黃絹　花絹　縐紗　天鵞絨　紕紦　白縐　黑縐　醬色縐　漆器之類　斑竹　護神香　麝香　肉桂　砂仁　牛黃　藿香　檳榔子　粉珠　魚皮

東寧

〔塔伽沙古といふ今臺灣とも申す日本より六百四十里程〕

此國より商舶來る

土宜

白砂糖　氷砂糖　黑砂糖　鹿皮　山馬皮　樟皮

廣南

〔又跤趾といふ元東京の內今は別國なり〕

此國より商舶來る

土宜

奇楠　沈香　東香　綾　紗　白縐　黑縐　羅　王絹　黃糸　糸頭　鐵刀木　籐　白砂糖　黑砂糖　糖水　蜜漬物　攀枝綿　椰子　檳榔　菽黃　姜黃　牛黃　烏藥　藿香　蘇木　紫梗　燕窩　樹皮　谷精艸

占城

〔元暹羅の內今は別國也日本より千七百里程〕

此國より商船來る

土宜
奇楠　沈香　東香　樹皮　檳榔子　攀枝綿　椰
子　魚皮

太泥
〔此國女王なり東埔寨と通せず是もまた元は暹
邏の内今わかれて一國となる日本より二千二百
里程〕
此國より商舶來る
土宜
沈香　檀香　丁香　降眞香　樹皮　燕窩　阿
片　冰片　華撥「西國米　糖水　胡椒　佳文
席　籐席　籐　蠟　錫　牛皮　山馬皮　牛角
石蟹　干海老

東埔寨
〔元暦羅之内今は別國也日本より千八百里程〕
此國より商船來る
土宜
漆　蠟　籐　黑砂糖　血竭　白豆蔻　紫梗　大
楓子　莪黃　鹿皮　獐皮　牛皮　象皮　象牙　犀
角　牛角　山馬皮

六崑
〔元暹羅之内今は別國也日本より二千四百里程〕
此國より商舶來る
土宜
獐皮　山馬皮　魚皮　籐　籐席　樹皮　乳香
燕窩　檳榔

暹羅
〔日本より二千四百里程〕
此國より阿蘭陀の商舶來る又モウル人は此國より
日本へ渡り來る
土宜
花毛氈　柳條布　花布　木綿　錫　鉛　硝
蠟　漆　黑砂糖　籐　籐席　象牙　象皮　犀
角　牛角　鹿皮　獐皮　山馬皮　牛皮　水牛
角　魚皮　紅土　血竭　檳榔　大楓子　樹皮
椰子油　薑黃　乳香　白豆蔻　大腹皮　欝金
蘇木　西國米　莪黃　蘆薈　藥種色々

咬𠺕吧
〔西洋の大島也　瓜哇國之内也此國に　阿蘭陀のゼ
ネラル居住す日本より三千三百里程〕

此國より阿蘭陀の商舶渡り來る

土宜

柳條布　花布　大木綿　毛織類　佳文席　籐席　琥珀　珊瑚樹　丁香　檀香　沈香　龍腦　安息香　石黄　血竭　乳香　沒藥　硃砂　猴棗　肉豆蔻　檳榔子　蘇香油　胡椒　砂糖(白黒氷)　蜜薑　紫檀　牛皮　鹿皮　鳥獸

阿蘭陀

〔七州あり所謂ゼイランド、グルウネンゲグ、イタラキト、ゲルドルランド、ヲウプルイセル、フリイスランド也、〔六州也阿蘭陀と共に七州也と云〕日本より一萬三千里程〕

此國より商舶來る

土宜

猩々皮(猩々皮は猩々緋ならんか)　大羅紗　小羅紗　羅脊板　すためん　かるさい　へるさい　ばれいた　あるめんさい　さゑつ　ざるせ　さあい　ごろふくれん　れいかとうる　ふらあた　ちよろめん　ちやう　たびい　紅毛金入　緞子　繻子　毛絨　かべちよろ　珊瑚樹　琥珀　瑪瑙　水晶　浮玉　玳瑁　水銀　一角　薫陸　薫靑　へいたらほると　へいさらばさる　みいら　るさらし　血竭　痰の藥　硃砂　血留石　升降圖　世界圖　紅毛繪　冑甲　皮楯　萬刀　鐵炮　火取玉　遠目鏡　眼鏡　鏡　磁石鍼　物縫鍼　香鋪　硝子道具　造花　琥珀造物　瓷器　土圭　(大小)燈籠　及鐵　金唐皮　紅毛唐皮　石筆(赤黒)　とろんぺいた　さふらん　酒　あぜとうなの油

右外國西洋十國也、左に記す所は皆々西洋の地にして阿蘭陀人行て交易する國々也

鷄卵

〔島也、日本を去る事二百九十里程〕

此島よりも阿蘭陀の商舶來る

土宜

金　硫黄　鹿皮　燒炭

もは

〔日本を去る事六千里程〕

土宜

糸織物類　血竭

さらあた

〔日本を去る事四千五百里程〕
土宜
瑪瑙　柳條布　金巾（大小）　大木綿　かゐた木綿　花巾（サラサ）　霜降花巾　さらた島布　きかん島布　算崩島布　せいらす島布　みふう島布　金入織　こんてれき島布　縫のふとん　花毛氈　木香　乳香　木沒藥　胡黄連　蘇香油　安息香　眞珠　薫陸　海椰子　石靑　薫靑　莪香　びりり　紅土　魚皮

ばるゑや
〔日本をさる事五千百里程〕
土宜
金入織物　糸色々（ばるしや糸といふ）　花毛氈　ばるゑや皮　蘇香油　乳香　甘艸　あめんどうへいたら　猴棗　苞の露　ほしぶどう　酒　馬　羊

まるばある
〔日本を去る事三千七百五十里程〕
土宜
米　武具類　楯の板　血留石　すらんがすてん　るさらし　麝香猫

さいろん
〔島也、日本を去る事三千里程〕
土宜
肉桂　檳榔子　眞珠　海椰子　象牙　水牛角　水牛皮

こすとかるもんている
〔日本を去る事三千里程〕
土宜
柳條布　木綿　金巾（大小）　金花布　算崩島布　きかん島布　こんてれき島布　島織物類　白鹽硝　でやまんの玉　魚皮

べんがら
〔日本を去る事三千三百里程〕
土宜
金入織物類　糸織物類　糸類（辨柄糸といふ）　辨柄奥島　辨柄大筋奥島　黄島絹　らかて島布　あれしや島布　島木綿　辨柄ちや島布　算崩島布　もうる金巾　きかん島布　ぬいのふとん　島の帯　砂糖（白黒氷）　紅土　鹽硝　ぼうしや　ゐひん　しやかう　ほつとる　蟲糸（テグス）

あらかん
〔日本を去る事二千九百四十里程〕
土宜
金　米　蠟　象牙　麻苧　綱

ぺいぐう
〔日本を去る事二千六百四十里程〕
土宜
米　漆　象牙　ろうへんの玉

まらか
〔日本を去る事千七百四十里程〕
土宜
錫　米　胡椒　へいたらほると　ゑんす　畜類

まかさある
〔日本を去る事三千三百里程〕
土宜
金　白檀　米　たばこ

ていもうる
〔島也、日本を去る事三千八百五十里程〕
土宜
丁子　沈香　白檀　胡椒　肉豆蔲　たばこ　音
呼鳥色々

せいろん
〔島也、日本を去る事三千八百七十里程〕
土宜
肉豆蔲　るさらし　びり丶　胡椒　たばこ　音
呼鳥色々　ふう鳥　かずわる鳥

たるなあた
〔島也、日本を去る事三千八百九十里程〕
土宜
沈香　丁香　檀香　肉豆蔲　びり丶

ばんだ
〔島也、日本を去る事三千九百里程〕
土宜
沈香　丁香　檀香　肉豆蔲　びり丶　胡椒　た
ばこ　音呼鳥色々

あんほん
〔島也、日本を去る事三千九百里程〕
土宜
沈香　丁香　檀香　肉豆蔲　胡椒　まそう
や　びり丶　かずわる鳥　ふう鳥　音呼鳥色

色
ぼるねを
〔島也、日本を去る事三千九百里程〕
土宜
佳文席　籐　龍腦　へいだら　猴棗　でやまんの玉
すまあたら
〔島也、日本を去る事二千四百里程〕
土宜
金　佳文席　籐　玳瑁　硫黄　胡椒　へいさらばさる
またかすくる
〔島也、人家なし阿蘭陀人行て其土宜を取て交易す、日本をさる事五千里程〕
土宜
烏木　畜類
かあぼてぷゆすふらんす
〔阿蘭陀人此國に行て肉食を求む、日本を去る事六千三百里程
土宜

虎　野牛　牛　鹿　猪　犀　大鳥　鳥獸
げねい
〔日本を去る事八千四百里程〕
土宜
金　象牙　砂糖白黒氷　音呼鳥色々
とるけいむ
〔日本を去る事一萬千二百五十里程〕
土宜
金入織物　毛織物　糸織物　木綿織物
ふらんかれき
〔日本を去る事一萬二千八百十里程〕
土宜
糸織物　木綿織物　小間物　酒
どいちらんど
〔日本を去る事一萬三千百四十里程〕
土宜
金　銀　水晶　水銀　五穀　酒色々　鬱金
ぽうる
〔日本を去る事一萬三千六百五十里程〕
土宜

琥珀　五穀　畜類の皮
むすかうべや
〔日本を去る事一萬四千二百里餘〕
土宜
琥珀　香敷の銀　五穀　なめし皮
でいぬまるか
〔日本を去る事一萬三千三百八十里程〕
土宜
銅　鐵　石火矢　碇　船の綱　麻苧　材木
すへいで
〔日本を去る事一萬三千三百八十里程〕
土宜
銅　鐵　石火矢　碇　船の綱　麻苧　ちやん
材木
のふるういき
土宜
及鐵　鐵　材木　船の柱
ぐるうんらんど
〔此國人家なし阿蘭陀人行て鯨の油をとる、日本を去る事一萬五千里程〕

土宜
鯨　鯨油
右阿蘭陀の商人行て交易する國三十一所也

異國土產畢

五事略下

琉球國事略

異朝の書に見えし琉球國の事

琉球は其國大小の二ッあり今の中山はその大琉球の國なり

小琉球の國は中國（書中中國とあるは支那を指し丶云ふなり以下皆同じ）に通ずる事なしと見へたり某琉球の人に此事を問ひしに小琉球といふ所詳ならず今の大島の地を申せしにやと申す此說心得ず異朝の書に小琉球は泉州の地に彭湖といふ所と煙火相望むといひ又閩中の鼓山に上りて望むべしといふ然らば閩中に近き海上にあるなり大島ならんには閩を去る事數千里を隔つ又朝鮮の書に小琉球の地は琉球の東南水路七八日程にあり國に君長もなく人皆たけたかく大にして衣裳といふもなし人死しぬれば其親族あつまりてその肉をくらひそのかしらに漆ぬりて飲器とすといふ事あり是も又信用にたらず

古より中國に通せし事は聞へず隋の煬帝大業年中羽騎尉朱寛をして異俗を訪求めしめ始て其國に至る其言語通ぜず一人を掠めて還る後に武賁郎將陳稜をして兵を率いて其國に至らしめ男女五千人を生捕て還れり（隋の煬帝大業六年の事也本朝推古天皇十八年にあたれり）其後大元の時に至て使して招諭せられしかどもつひに從はず（これ元の世祖日本を招諭せられし時の事なるべし本朝にては龜山院御在位の時にあたる歟）其國王初の姓は歡斯（カンスウ）氏名は渴剌（カツラ）兜（テツ）國人これを呼びて可老羊（コラウヤン）といふ其妻を多拔茶（トハト）といふ（一說に其國王の姓名の事たしかならぬ說なりといふ）數世を經て後國わかれて三つとなる中山山南山北これなり大明の太祖洪武五年日本につかはされし行人揚載使の事訖りて歸る時に琉球を過て中國に内附すべき由を招きければ此年秋七月其王各々使して朝貢し封爵の事を請ひ申す（我國南朝後龜山院文中元年北朝後圓融院應安五年の事なり大明の太祖の使明州の天寧寺の僧祖闡南京の瓦宮寺の僧無逸九州に來りて南朝關西の懷良親王にまみへき揚載これらの僧と共に來れるなるべしこれ大明より我國への使第二度に及びし時の事也）同十五年（我國南朝弘和二年北朝永德二年也）中山王察度山南王承察に印金幣等を賜る（これ中國より册封使ある事の始なり）其使還りて三王互に雄を爭ひて相攻る由を申ければ三王相和らぐべき由の詔書を賜りて同十六年（我國南朝弘和三年北朝後小松院永德三年）山北王怕尼芝にも印文綺等を賜る此年勘合文册を三王に賜るこれより三王

皆中國に請ふて其封を嗣ぐ王には紵絲紗羅冠服王妃には紵絲紗羅王姪王相寨官等には絹公服等を賜ひしなり同二十五年我國此年南北一統す後小松院明徳三年中山王其子侄陪臣の子弟等をして國學に入らしむ太祖よろこび給ひて其禮過山南山北にこえすぐれて閩人の善く船を操るもの三十六姓を賜りて其往來に便し給ひ二年ごとに一たび朝貢し船ごとに百人多くとも百五十人に過べからずと定められ福建の南臺の外に蕃使館を設て其使を待たる朝貢使の朝を拜する等の儀事長ければしるすに及ばすその貢物は、馬、琉黃、蘇木、胡椒、螺殼、海巴、生紅銅、牛皮、摺子扇、刀、錫、瑪瑙、磨刀石、烏木、降香、其中琉黃、螺殼、海巴、牛皮、磨刀石は其國の産物にて蘇木、胡椒等は歳々に暹羅日本より易る所にして摺子扇は卽ち日本の扇也按ずるに蘇木、胡椒は我國の物にあらず日本より易るといふ事はあやまれり日本の扇の事はいにしへより彼國にて申傳る所也景帝の景泰元年本朝後花園院寶徳二年なり中山王尚思達が代に至て山南山北を併せて使をまゐらせて朝貢す此說誤れるか山南山北を併せしは尚巴志が時の事の由琉球の人は申すなり此事の詳なることは下の條に見へたり此後凡三年に一たび朝貢し貢使百五十人に過べからずと定めらる神宗萬曆元年本朝正親町院天正元年琉球冊封使蕭崇業謝杰一本に杰を述に作る等還りて其國に日本館ありて日本の人數百人利刀を執て往來す其國人の心愼み懾る由を奏す中山王尚永嗣封の年の事なり同十七年天正十七年也日本國平秀吉ことごとく六十六州の地を併せて中山の世子尚寧を招く尚寧關白に臣たらん事を恥て來らず尚寧が父王尚永去年萬曆十六年に薨じて尚寧いまだ冊封をうけざる故に世子とは稱せし也同十八年天正十八年なり秀吉朝鮮の地を經て中國に入寇せん事を謀て琉球の朝貢を禁ずこれその入寇の事を洩さん事を恐れてなり琉球の相鄭迵南島志には鄭禮とあり今ま諸書を參考し迵に從ふ蓋し鄭禮は別に其人あり密に其事を奏聞す

又一書に萬曆十八年九月關白一和尚を差して琉球に至らしめ正朔を奉じ土地を獻ずる事を說しむ又其國の長史鄭迵に百金を贈らる時に國王尚永新に逝して世子尚寧監國し人々疑ひ惶る迵日本の人の變詐多きを以て世子を勸めつとめて辭して金を受けず一和尚を差して往しめ關白に報禮す關白厚く和尚に賄して善く世子に說しむと見えたり以上の二說皆々關白より琉球に使つかはせしといふ事は誤り傳へしなるべし此年五月琉球より關白に贈りし書を按ずるに此時島津義久入道龍伯大慈寺西院和尚といふ僧を琉球にさしつかはしたる也關白よりの使にはあらず此時琉球より關白に初て使をまゐらせたり其使は天龍桃房和尚と申す僧なり關白

より其書に答へられし書をば鹿苑寺の僧西笑和尚草したりき

同二十年（本朝文祿元年）尚寧僧天龍等をして日本に至て二百の蕉布等の物を關白に贈る琉球の地薩摩を去る事海路四日が程日本と琉球の界北山の地は其延袤三百里琉球をさる事わづかに一日が程なり（北山といふは今の大島德島等の地歟）されば北山の地を得る時は琉球を得る事たやすくして閩廣の地を侵さむ事も亦其便あり（閩廣とは今の福州漳州等の地方）關白其使に求るに北山の地に兵を屯せん事を以てす彼僧あへて其命にしたがふ事なしやがて銀四百塊每塊重き事四兩三錢なる物をあたへて賞す（しろす所によりて按ずるに銀一塊はすなはち一枚といふもの也）天龍等日本の使と同じく本國に歸りて其由を申す尚寧ゆるさず此僧つひに自ら縊れ死す日本の使歸りてかくと申ければ關白大きに怒りて北山の地を以て我に與ふる事なからんにはいかでか我銀をば受けぬべきとて每年の利として銀四千兩をはたりせむ尚寧やむことを得ずして其銀を倍して還す（按ずるに此事は本朝文祿元年秀吉筑紫の名古耶に陣して兵をつかはして朝鮮の兩都を打破られし時の事也此頃琉球の使關白の陣に來りし事なしおもふにこれらの事ども皆薩摩の國守の事を申せしことに似たり）同二十一年（文祿二年）また僧建羞等を使として日本につかはす關白其僧をとゞめて返さず新納（ニイロ）といふものを琉球につかはして萬人の兵の三年の糧を載て朝鮮に至るべき事をもとむ琉球もとより國小にして民困み其糧を出すべき所なし同廿二年（文祿三年）使の僧を日本につかはして其由を陳謝す（此事もまた薩摩の國守の事を以て關白としろすに似たり新納はすなはち薩摩の國守の家臣也）同三十二年（慶長九年）琉球册討使夏子陽還りて其國に住する所の日本の人すでに千人に近し其國必日本に併せらるべしと奏す（世子尚寧册封の事朝鮮の軍事によりて果されず此年始て中山王に封ぜらる）同三十七年其國王果して薩摩の國のために執へらる（慶長十四年の事也尚寧薩摩に在る事三年にして本國に歸る）同四十年十一月尚寧使をして再び朝貢を修し歸國の事を奏す福建の巡撫丁繼嗣奏して日本の將琉球をして互市を請はしむ琉球すでに日本のために併せられて其貢物も亦日本の產也琉球の心ばかり識るべからずと申す海道參政石崑玉其貢物を驗むるに日本の產物相雜りしかば其使入朝の事をとゞめて其貢物ばかりを收めて物多く賜りて賞せらる（慶長十七年の事也此時島津陸奧守家久中山王に命じて福建の軍門に書を贈らせて日本大明互市の事を請はしむ其書は僧南浦草す南浦は四書集註に點を加へし薩摩の文之といひし僧則ちこれなり）同四十四年五月尚寧其通事蔡廛をして日本の戰艦五百餘雞籠、淡水を脅し取りて閩廣を犯さんとする事を奏す

元和二年の事也日本の戰艦雞籠、淡水を攻取りしといふ事心得られず雞籠は一ッには東蕃といふ今の大清の諸羅縣の北にありすなはちこれ臺灣の地なり淡水洋は呂宋の地に近し按ずるに大明萬曆年中に泉州の人鄭芝龍といふもの本朝に來りて肥前國松浦郡平戶にとゞまり其後に長崎にうつり住す平戶老一官といひしはこれなりつひに我國をさりて海盜のために推されて賊首となり熹宗天啓六年十二月閩中に入て漳浦の白鎭に據るこれ本朝寛永三年の事也懷宗崇禎元年九月に大明に降て終に福建の海防使となさるこれ本朝寛永五年の事なり初め芝龍我國を去り塔伽沙古にゆき居る事一年にして船よそひして安海にゆくといふおもふに日本戰艦雞籠、淡水を脅取といふ事は鄭芝龍が事をいふ歟、又按ずるに芝龍大明に降て海盜を平らげし功によりて後に太子大師に拜せらる其子鄭成功は肥前國松浦郡の人寛永七年の秋我國をさりて安浦にゆきて其父にしたがひ永曆の天子の時思明州に鎭して延平王に封ぜられ國姓爺といはれしはこれ也其後寛文元年塔伽沙古の地を併せて東寧國とあらたむすなはち今の臺灣これなり、又按ずるに大明の書にこれより後の事をしるせしものはいまだ見及ばず

琉球の國人所申其國の事

天地開けし初一男一女化生して三男二女をうむ其一男は君主の始にて天孫氏といひ二男を按司の始とし三男を庶民の始とし一女を女君の始とし二女を內侍の始とす民俗淳樸にして神因りてあらはるこれを君眞物と稱す

慶長年中本朝の僧彼國にありて其風土の事を記せし書を按ずるに此國の初一男一女化生す其男をシネリキユといひ其女をアマミキユといふこの時その島猶小にして波にたゞよへりタシカといふ木の生じ出しを植て山の躰としてシキユといふ草を植ゑ又アタンといふ木を植て漸に國の躰となしつひに三子を生ず一子は所の主の始なり二子は祝の始なり三子は土民の始也其國に火なかりしに龍宮より求得て其國を成就し人物生して守護の神あらはるこれをキンマモンと稱す其神に陰陽あり天より下るをキライカナイノキンマモンといひ海より上

るをオボツカクラクノキンマモンといふ毎月に出現して託女に託して所々の拜林にあそぶその託女三十三人は皆王家也王妃もまた其一人也國中の託女は其數をしらず其神もし怒る時は國人腕折爪折してこれを拜み慰む其俗にて嶽々浦々の大石大樹こと〴〵く皆神にあがめ祭る又七年に一回のあら神十二年に一回のあら神のありて遠國諸島一時に出現す又あら神の出現をキミテヌリといふその出づべき前に其年の八九月の間にアヲリといふものあらはる其山をアヲリ岳といふ五色あざやかにして種々の莊嚴ありて三つの岳に三本あらはる其大さ一山をおほひつゝむその十月に至て神かならず出づ託女王臣おの〳〵鼓うち歌うたひて神をむかふ王宮の庭を以て神の至る所とし傘三十餘をたつ其傘の大なる事高さ七八丈その輪十尋餘小さなるものは一丈ばかり又山神時ありてあらはる其數多くあらはるゝ事あり又すくなき事あり其面は明ならず袖の長きものを着すその衣裳たちまち變じて或は錦繡のごとく或は麻衣のごとし二八の童をしたがふ二郎(ジラ)五郎(ゴラ)といふ其衣裳は日本の制のごとくにして小袖に上袴也神怒る事ありと見えて童を鞭打事あり童の啼聲犬のごとし又ヲウチキウといふ海神あらはるゝ事ありそのたけは一丈ばかりにして陰囊殊に大きければ裩を結びて肩にかくこれらの神のあらはれし事ども正しく見たりし事の由しるせり其國の人の君眞物としるしたるはこれらの神の事なりと見えたり猶事の子細はよく〳〵尋ぬべし此外伊勢熊野八幡天滿宮のごとき本朝の神をいはひ祭りし社ども多しといふ

天孫氏代を相嗣ぐ事凡一萬八百餘年其德衰へて政すたれ諸按司多くはこれに叛く竟に賊臣のために弑されて其位を簒はる浦添の按司其賊を誅す國人これを推して君位に登らしむこれを舜天王といふ王はもと日本國鎭西八郎爲朝の子其母は大里按司の妹也二條院永萬年中爲朝海に浮て流に隨ひて國を求め流虬國に至る（流に求むるの義によりて流求と改め稱せしといふ此説然るべからずこれよりさき此名あり）國人其武勇に畏れ服し其國の名を改め琉球と名づけてつひに大里按司の妹にあひぐして舜天王をうむ是すなはち宋孝宗乾道二年の事也爲朝此國にとゞまる事日久しく故土を思ふ心禁じがたくしてつひに日本に歸れり

爲朝は義家將軍の嫡孫六條判官爲義の八男十八歳の時保元の戰に父と同じく新院の御方にあり軍破れて伊豆國大島に流さる廿九歳にして鬼が島にわたれり歸國の後國人等がうつたへによりて高倉院嘉應二年四月官兵をさしむけらる三十三歳にして自殺す按ずるに本朝にて鬼が島といふものはすなはち今の琉球これなり但し爲朝廿九歳にて鬼が島に渡るといふ時は六條院仁安元年の事也此年は永萬二年にてその八月に仁安とは改元ありきすなはち宋の乾道二年に當れり然らば爲朝二十八歳にて彼國に至れるにや彼國に至りし年に舜天王生るべしとも思はれず我國に傳へし所彼國に傳へし所ふたつのあいだ少しくあやまれるにや

爲朝本國に歸りし後は其母にしたがひて浦添の里にあり歳長ずるにしたがひて其人よのつねにこえてすぐれしかば十五歳にして國人のために推したつとびられて浦添の按司となり二十二歳にしてつひに此國の王とはなりたり

今川伊豫入道了俊の記されしものに尊氏將軍の先祖足利義兼は實は爲朝の子なりしを義家朝臣の孫足利陸奥判官義康むつきの內より養ひき世に憚りて人にかくしければつひに知る人なし賴朝右大將には殊更近付給ひしかばなほ世に憚りてむなしきものぐるひとなり給ひて其代は無爲に過給ひし細川畠山などは義兼の下よりわかれたるにやと見えたり此義兼身のたけ八尺餘にて力も人にすぐれたりしといふ舜天王の事も亦思ひはかられぬもしからば彼國王は本朝の足利細川畠山等の流の諸家の源氏と同じく爲朝の後と見えたり

在位五十一年にて薨ず其歳七十二（宋理宗嘉熙元年本朝四條院嘉禎三年）

第二代舜馬順熙在位十一年六十四歳にて薨ず（宋理宗淳祐八年本朝後深草院寶治二年）

第三代義本在位十一年にあたりて疾疫國に行はれ人民多く死す位を遜れて其子に讓る（宋理宗寶祐七年本朝後深草院正元元年の事な）りそのゝち五十四歳にて薨ず

第四代英祖在位四十一年七十一歳にて薨ず（大元成宗大德三年本朝後伏見院正安元年）

第五代大成在位九年六十二歳にして薨ず（元武宗至大元年本朝花園院延慶元年）

第六代英慈在位五年四十六歳にして薨ず（元仁宗皇慶二年本朝花園院）

正和二年

第七代玉城在位二十三年四十一歳にて薨ず「元順宗至元二年本朝後醍醐院延元元年 玉城立て其德明ならずその政行はれず國人あらそひ戰ふ事年を經てつひに其國わかれて三つとなる中山山南山北これなり

第八代西威在位十三年二十二歳にして薨ず 元順宗至正九年我國南朝後村上院正平五年北朝崇光院觀應元年

第九代察度在位四十六年七十五歳にして薨ず 大明太祖洪武二十八年我朝後小松院應永二年按ずるに中山の主中國の封爵をうくる事は察度より始る

第十代武寧在位十年にて薨ず其壽傳はらずといふ 大明太宗永樂三年我朝後小松院應永十二年

第十一代尚思紹在位十六年にて薨ず其壽又傳はらず 大明永樂十九年我朝應永二十八年

第十二代尚巴志在位十八年六十八歳にて薨ず 大明英宗正統四年我朝後花園院永享十一年 尚巴志の代に當りて國人其德になつきしかばつひに山南山北を併せて其國を一統す 按ずるに其國わかれて又合ふ事その中閒百餘年を經たり

第十三代尚忠在位五年五十五歳にして薨ず 大明英宗正統九年我朝後花園院文安元年

第十四代尚思達在位五年四十二歳にして薨ず 大明英宗正統十四年我朝後花園院寶德元年

第十五代尚金福在位四年五十六歳にて薨ず 大明景帝景泰四年我朝後花園院享德二年、按ずるに尚忠尚思達尚金福在位年短くして其壽相遠からずおもふに父子相續せしものとは見えず又按ずるに後花園院寶德三年七月琉球人來りて義政將軍に物を獻ずこれよりして其國兵庫の浦に來りて交易すといふ然らば彼國の使本朝に來る事は尚金福が時を以てその始とすべき歟

第十六代尚宣威在位六ヶ月壽傳はらず

第十七代尚眞在位五十年六十二（三イ）歳にして薨ず 大明世宗嘉靖五年本朝後柏原院大永六年

第十八代尚清在位二十九年五十九歳にして薨ず 大明世宗嘉靖三十四年本朝後奈良院弘治元年

第十九代尚元在位十七年四十五歳にして薨ず

第二十代尚寧在位三十二年五十七歳にして薨ず 大明光宗昌泰元年本朝後水尾院元和六年 尚寧が代に當りて大明の神宗萬曆三十七年日本國薩摩の守護のために執はれ居る事三年にして國に歸る

按ずるに慶長十三年島津陸奧守家久望請ふ薩摩の國琉球と隣國の好を通せし事年代既に久しく彼國より綾船と名づけて每年に物を贈る事絕へず然るに近年其國の三司官邪那といふもの大明と相議して其國王をすゝめて日本への往來をとゞむ家久二

使をつかはして其故を問ふに邪那其使を待する事無禮なり此上は兵をさしつかはしその無禮を誅すべしと申す神祖其請ふ所をゆるさる同十四年二月薩摩の兵戰艦百餘にとり乘て彼國におし渡る邪那その國の兵を引ぐして大島に出むかひてふせぎ戰ふ薩摩の兵その軍を分ちて後ろより襲ひせむ彼國の戰破れて討るゝもの數百人手負ふもの數をしらずつひに德島をも攻破りて四月首里に攻入り又彼國の兵數百人をきりすてゝ王城を打やぶりて其王をいけどる同十五年八月二日家久琉球王をぐして駿府に參り神祖を拜せしむその王緞子百卷羅紗十二尋蕉布百卷太平布二百卷を獻ず其國を以て家久に屬せらる王駿府にとゞまりしうち弟の王子 一本に弟の王子を第三子に作る 病で死す 佐敷王子といふが其墳墓今に清見寺にある也 家久又王をぐして關東に參り九月十二日將軍家を拜せしむ此月二十日に關東をたちて薩摩に歸る王薩摩にとゞまること一年にて本國にかへる事を得たり

第二十一代尚豐在位二十年五十一歲にして薨ず 大明懷宗崇禎十三年本朝明正院寬永十七年

第二十二代尚賢在位七年二十三歲にして薨ず 大清太祖順治四年本朝後光明院正保四年、按ずるに尚賢が代に當りて大明ほろびて大清の代とはなりたりしかれども此頃は閩廣の地いまだ大清に服せずおもふに大清に入貢の事は後王の時より始れるにや

第二十三代尚質在位二十一年四十歲にして薨ず 大清康熙七年本朝後光明院承應二年按ずるに尚質嗣封の後慶安三年九月我國に使を奉つれり

第二十四代尚貞在位四十一年六十五歲にして薨ず 大清康熙四十八年本朝今上寶永六年按ずるに尚貞が代に當りて寬文十一年七月天和二年四月我國に使を奉れり

第二十五代尚益在位三年三十五歲にして薨ず 大清康熙五十年本朝今上正德二年、按ずるに尚益が時に寶永七年我國に使をたてまつれり

琉球冊封使幷朝貢使の事

琉球冊封の事大明洪武年中に始れりそれより後其國王嗣立て貢使を進らせて封を請ふに及びて給事中一員行人一員を冊封使となされ玉帶蟒衣極品の服色を假さる閩の三司その使の料大船二艘を作る凡其價おの〳〵二千五百兩餘を費す黃屋二層を作りて詔書を安置し貯ふる所の器用そこばくを以てす冊使福州に至て南海の神を祭りて船に登る船彼國に至る時其王法司官一員をして數千人を引ぐして其船を那灞港に引入れしめ其國の衆官大小百餘員をして龍亭を迎恩亭にむかへ拜せしむ 龍亭は詔書を藏めし小しきなる輿を申す 天使館にみちびき至りて 迎恩亭より館迄五里ばかりありといふ 龍亭を中堂に安置し衆官又

禮を行ふ事初のごとし三日ごとに大臣一員をして安否を問ふ冊使まづ先王を祭るの禮を行ふ其廟は國門の外にあり天使廟に至る時世子素衣黑帶（服の裝束なり）して門外に候す祭訖りて後中堂において酒を行ふ次に封王の禮を行ふの日世子衆官をして館門の外に候せしめ詔勅をみちびき王宮に至るその國門館をさる事三十里道殊に險し門をさる事五里の外に牌坊ありて其扁を中山といふ（牌坊とは我國のよのつねの門のことにして額をうつ所なり扁はすなはち額なり）これよりしては路平らかにて左右は石をたゝみて墻とす世子此所に出て龍亭を迎拜して國門にみちびく（此時世子の冠服の事見えず一書には烏紗帽紅袍玉帶たるよし見ゆ其國の人の申す所封王の禮行はれざる間の冠服といふものは一書の說に同じ）其門をば歡會門といふ門を入ればすなはち王宮也宮門は三層にて層ごとに階あり正殿は山の嶺にあり龍亭を殿の正中に設けてこれを拜す（王、王妃等に賜る所の物の事は第一條に見えたる如し）禮終りて別殿に宴を設く金鼓笙簫の樂あり後日に又拂塵の宴を設く（これ冊使路次の塵を拂ふの義か）後日に又天使をむかへて天界圓覺等の寺に遊ばしむ其後王始て天使館に至る後日に餞行の宴を設く行に臨みて黃金を以て送贐の禮とすすでにして冊使船に登る王又これを護送せしむる事始迎ふる事の如し又王親長史等をして表を進りて恩を謝すといふ

按ずるに琉球の冊使の例棺二つを作りて船にのす其棺の前に天朝使臣之柩といふ字をきざみ又銀の牌を釘にてうつこれは福州より彼國にゆく海路殊の外に險なればもし風波の難のがれがたき時は冊使おの〳〵其柩に入りて釘にてとぢおき船くつがへりいづれの地にても流れよらんにその所の人此銀をとりて此棺をすて置かんにその後の使其棺をもとめて載歸るべきため也されば此使にあてられし人還りてのちに海路の事を申すにきく人皆々事故なく還れる事を慶賀せずといふことなしこれによりて彼國に使をつかはされん事無益なりたゞその國の使の來れるものに詔書をわたしつかはさるべしといさめ申せしものありしかれどもすでに代代の例となりし事なればその事をとゞめられがたしと見えたり

今大清の代となりし以後其使臣の記載いまだ傳はらず（但し琉球の人の申す所を併せ按ずるに明の代の例に大きにたがひし事とも聞えず）又進貢使の例大明の例其進見辭見皇太子幷に宰臣に參見の儀その餘藩國使臣の例に相同じくして又其儀注事長ければこれ

を略す只今大清の代に至て其國進貢の例前代の時に同じからざる事もあるか（大明の時は三年一貢なり今は毎年一貢なりといふ）閩廣の人に尋問ひしに其答ふる所のものに見えし所は琉球國大清に貢する事福州より入る一年を全貢といふ其船二艘次年を折貢といふ其船一艘來る事は冬至を期とし去る事は端午を期とす琉球館を福州に設けてこれを待つ其貢官は二員正使は耳目官といひ副使は大夫と云其使至る時は福建承宣使司より轎傘執事等を以てこれをむかへ筵を設け通船の人こと〴〵く宴賞ある事其差あり其貢物は匹頭（タンモノ）漆器銅器海味土產の類也十二月に京師に進す唐官一員これを護送し朝廷宴を設けて優待せらる（これらの次第は薩州より進ずる所の書付に見えたればしるすに及ばず）其交易の例船數を定められて銀額をば定められず全貢の年は十餘萬折貢の年は只五六萬を用ゆこれは福州の港淺くして大船進みがたき故に小しきなる船を用ゆ船小しきにして多く載る事かなひ難きが故也其國の人買ふ所の唐貨細物は絲綢綾緞等粗物は紙藥種等其銀は老板元銀二寶を用ゆ（老板は我國の古銀元銀は我國の元字銀といふものと見えたり全貢の年に十萬といふは銀十貫目にて折貢の時五六萬といふは銀五六貫目を用ゆる事と見えたり）これよりさきは其國の使福州の各官に送る所の例萬金を費す康熙三十七年（本朝元祿十一年也）巡撫官張中擧一槩に蠲免せしかば其國の人彼德に感じて今に至る迄これを祀る

琉球國職名の事

王子　正一品　これ王の子弟

按司　從一品　これ所々の領主諸侯のごとくなるものの歟

三司官親方　正一（ニイ）品

天曹司　一員

地曹司　一員　これ三公のごとくなるもの歟

人曹司　一員

親方（オヤカタ）　從二品

親雲上（ハイキン）　三品より七品に至るおの〳〵正從あり

里之子（サトノシ）　正從八品

筑登之（チクトシ）　正從九品

按ずるに正は皆々定まれる員あり從は其員數定まれる員なしと見えたり

琉球國事略　畢

本朝寶貨通用事略

金銀銅出しの事

一天武白鳳三年三月對馬より銀を貢す

人皇より四十代曆數千三百三十四年を經て我國の銀は始て出たり延喜式に太宰府より每年銀八百九十兩づヽ貢すと見へしは對馬より出せる所なり此のち鳥羽堀河の頃迄對馬より銀を出せし由見へたり

一元明和銅元年春武藏國より銅を貢す

人皇より四十三代曆數千三百六十八年を經て我國の銅は始て出たりこれよりさきにも本朝にて銅を用ひられし事とも見へたりそれらは皆々外國より來れる所なるべし倭國の銅これを始とすれば年號をも和銅とは改らる倭和相通じて用ふる也

一聖武天平二十一年三月陸奧國より黃金を貢す

人皇より四十五代曆數千四百九年を經て我國の黃金は始て出たり是よりさきにも本朝にて黃金を用ひられし事とも見へたれども皆々外國より來れる所也此時大佛の像を造られしにこれを裝へる料の黃金なければ異朝に求められんとせしに陸奧國より始て黃金を九百兩貢せしかば悅ばせ給ふ事限りもなくやがて年號を天平勝寶とは改められたり延喜式にも陸奧國より每年砂金三百五十兩づヽ貢せしとあるは世に奥州の貢金といひしもの也其後後白河の頃迄此貢金はまゐらせしなり

一延喜式に下野國より每年砂金百五十兩鍊金八十四兩づヽ貢せし由見ゆ此國より金出し始はいまだ詳にせず

謹按本朝國ひらけし初より千餘年を經て我國の金銀銅始て出づ天地の大寶を秘する事と又其代の財用とぼしかりし事とを思ひはかるべき事かそれより後我國の金銀銅諸國より出るとはいへども年ごとに出す所の數すくなきを以て國用のゆたかならざる事も又思ひはかるべし

一佐渡國には黃金あるよし宇治大納言物語に見へたりされば此國には昔より有しかど世に是を採るす

べをしらざりしなり近き頃ほひ上杉謙信入道彼國を攻取しより後其金を採りて國用を足す太閤秀吉兼てより此事を傳へ聞て代をしられし後に謙信の義子中納言景勝を欺て奥州に移し佐渡國をおしとりて金を採らせられしかど金出ずして程なく薨ぜられたり慶長五年關ヶ原の事終りし明る年より此國の銀出る事夥しともいふばかりなしかゝる事は我國の古より傳へ聞ざる所也同十三年の頃より銀出る事はじめのごとくにはあらずこれより年々にすくなくなりて或は又黄金をもまじへ出せり

一石見國より黄金を出せる事其始をしらず是も始めは出る事多からず慶長六七年の間より出る事多くなれり程なく此國の金を採る事をば止められき

一伊豆國より黄金白銀を出す古へは此國より出し事は聞えず是も慶長十一年の頃より出て其數大かたは佐渡國より出る事のごとし程なく出る事多からずして採る事をとゞめらる

一陸奥國の南部より黄金出づこれも慶長十三年の頃出し事殊に多くしてほどなく出ず

謹按佐渡石見伊豆奥州の南部より金銀を出せし事古にきかず當家世をしろしめされし初より出し事本朝の古よりつひに聞ざる所なりこれより此かた百年の今に至て我國の金銀萬國にすぐれ多くして財用のゆたかなる事ひとり我國の古にためしなきのみにあらず外國にも類ひなき事ども也今の代の人かゝる事をもしらずして神祖の恩徳我國萬代の後までに至るべき御事をもしらず口惜しき事也又これによりて我國天地の運慶長五年より新たに開らけ初りし事をもしりぬさらば聖子神孫よく祖業を守らせ給ひ天下の貴き賤しきおの〳〵其所を得せしめ給はゞ神祖の御後は天地と共に久しかるべき事うらなはずして知ぬべき御事なり

又按に神祖かくれ給ひし後にもこゝかしこより金銀出し事代々に聞えしかども其數多からずわづかに佐渡薩摩等の地より出す事あるよしを申すか

金銀の制の事

一天武白鳳十二年用二銅錢一廢二銀錢一

是よりさきの代々には物を交易する事米穀絹布を

用ひき白鳳三年我國の銀出しより銀錢を用ひられしと見えたり其十二年に及で銅錢を用ひて銀錢を止められしなり但し此頃の銅は外國より來れる所なるべし

謹按これ我朝にて銀銅を寶貨とせし始か

一元明和銅元年始行二銀錢銅錢一（世にいはゆる和銅錢なり）

此時より我國の銅にて錢を鑄出し又銀錢をも兼用ひられしなり

一孝謙天平寶字四年鑄二新錢一

此時銅錢を改鑄らる（萬年通寶）又銀錢を改鑄らる（太平元寶）銀錢一つを以銀錢十に當つ又金錢を新に造らる（開基勝寶）金錢一つを以銀錢十に當つ

謹按本朝黄金を以寶貨として通用する事の始か

一稱德（則孝謙重祚の尊號）天平神護元年（年イ）―更鑄錢　神功開寶

一桓武延曆十五年―更鑄錢　隆平永寶

一嵯峨弘仁九年―更鑄錢　富壽神寶（イナシ）

一仁明承和二年―更鑄錢　承（平永イ）和昌寶

一　嘉祥元年―更鑄錢　長年大寶

一清和貞觀元年（三イ）―更鑄錢　饒益神寶

一　貞觀十二年―更鑄錢　貞觀永寶

一宇多寛平二年―更鑄錢　寛平大寶

一醍醐延喜七年―更鑄錢　延喜通寶

一村上天德二年―更鑄錢　乾元大寶

此後本朝にて錢を鑄られし事いまだきこえず皆々異朝歷代の錢を用ひしと見えたりかくて大明永樂の天子太宗の代に及て鹿苑院公方義滿彼國の封爵を受られ其頃異朝にして永樂新錢を鑄られしかば我國へも頒賜へり（是永樂錢我國に來りしはじめ也）其後東山公方義政の世に奢侈を好みて國用甚だ促りしかば寛正三年文明七年同十五年三度まで大明の天子に錢を賜はるべき由を望請ひ申さる中にも文明十五年には十萬貫をだに賜りなば我國の用足りなんと歎き申されき其頃にはかほどまでに我國の財用はとぼしかりき

謹按一說に享祿（永イ）天文の頃より我國にて永樂錢を通用せしといふ事あり是は永樂一貫文を以て古錢四貫文に當て永樂錢法にて古錢をも用ひしといふ事也

一天正十六年造二黄金大判小判一

織田殿は財を生ずるの才略おはせしかば國富たり

秀吉又其才おはしたれば天下をしり給ひしより天下の財を聚歛して國用を足されき天正十六年に新たに大判小判等を造らる是世に天正十六年判といふものなり但これより三年の前天正十三年の秋に金賦とて大名小名に金銀を賜ひし事あり（金五千枚 銀三萬枚）さらば其頃すでに大判丁銀等はありしなりこれは古よりありしものにて十六年の制とは同じからざる歟

一慶長四年始造㆓一分判㆒

此年は秀吉薨じたまひし明年にて關ヶ原の前の年なりおもふに秀吉の末年に此事をたくみ出されてかくれ給ひし後に功訖りて世に行はれしなるべし

謹按已上は皆々當家より前代の事どもなり

一慶長六年の後に大判小判一分判丁銀豆板等の制改る駿河判江戸判などいふは皆々造られし所を以稱す此外に甲州判といふあり是より後元祿八年迄年年に造り出せし所の金銀の惣數まづは金七千萬兩銀八十萬貫目ほどのつもりと申す歟

一慶長十三年十二月止㆓永樂錢㆒用㆓京錢㆒

京錢といふは異朝代々の古錢の事也これより永樂錢法はやみしなり

一寛永十三年六月新鑄㆑錢　寛永通寶

江戸と近江國坂本と兩所にて鑄らる是よりして本朝の銅錢ゆたかになりたり猷廟の御恩徳もまた有がたき御事也是より後に寛文年中又新錢を鑄らる（裏に文の字をしるさる）元祿中金銀を改造られ其後又銀を再び改造られし事大錢を鑄られし事とも人々しれる所なればしるすに及ばず

謹按以上の事どもを以てまづ知るべし我國の財用古には艱難にて今賑富せし事どもを

本朝金銀外國へ入りし惣數の事

一慶長五年より前上古よりの事はしばらく論せず室町殿の代より信長秀吉兩代に至るまで西國中國の地より外國へ入りし金銀の數はいかほどゝいふ事をしるべからず是一

一慶長六年の夏交趾の舶來れり（其船に乘しもの千五百人ありき）これ當家に及びて海舶の來れる始なりこれより正保四年まで四十六年が間我國の金銀外國へ入りし事いかほどといふ事はしれず是二

一慶長六年の夏外國の舶我國へ來り始て寛永元年ま

で二十四年の間は九州の内いづれの浦々へも心のままに舶をよせて商賣せしなり東國へも舶つきて商賣せし事もあり（慶長十四年に上總大瀧浦に黒船つきし事ありき）長崎より外にての商賣を禁せられし事は寛永二年に始れりされば二十四年が間諸國の浦々にて外舶商賣せし時取り行し所の金銀の數は玄るべからず是三

一慶長六年より寛永十一年迄三十三年の間は御朱印船とて我國の商人ども（今の呉服所といふ者の先祖又は富る商人共ゆるされて行し也）亞馬港ノビスパン暹邏安南呂宋等の國々に年毎に行て商賣し此外にも私に行てあきなふこと年々に絶ず其時に我國の金銀を持ゆきし事其數いくらといふ事を玄らず是四

一寛永の初迄は今來れる國々の外に交趾、占城、安南、呂宋、ノヒスパン、イギンス、カレウタ、イタリヤ、亞馬港などいふ國々より年々に來りあきなひしたり其後耶蘇の法をいたく禁せられしより是等の國々來る事をゆるされずこれらの國々へ持ゆきし金銀の數もまた玄るべからず是五

一寛永の初耶蘇の法をいたく禁せられしより前かた三四十年が間我國にて其法を信受せしものども年毎に其國々の師の許へ贈遺はせし禮物の金銀（是は商賣の外なり）いくらといふ事を玄らず是六

一近年に至りて長崎にて商賣の外私の商賣に（抜け荷といふ事也）外國へ入りし金銀の數玄るべからず是七

一慶長の初より今年に至て對馬國より朝鮮へ入りし金銀の數いくらといふ事を詳にすべからず是八

一古へより今に至て薩摩國より琉球へ入りし金銀の數いくらといふ事を詳にすべからず是九

右九ヶ條の事はいづれも詳にすべからず（是等某が愚なるが心つきし所也此外にも有べし）此九ヶ條の外に長崎一所より外國へ入りし金銀銅の大數まづ知れし所左のごとし

一金二百三十九萬七千六百兩餘（正保五年戊子より寶永五年戊子迄凡六十一年の間外國に入りし大數なり）

一銀三拾七萬四千貳百九貫目餘（正保五年より寶永五年迄凡六十一年の間外國へ入りし大數なり）

一銅壹億壹萬壹千四百四拾九萬八千七百斤餘（寛文三年より寶永五年まで凡四十六年が間外國へ入りし所也但し銅は慶長六年より寛文二年まで六十一年が間の事分明ならずといふなり）

謹按長崎一所より外國に入りし所の六十一年が間の大數も右のごとしましてや前に玄るせし所のはかり玄るべからざる九ヶ條の大數おもひや

るべし今暫く法を立て長崎一所にて六十一年が間外國へ入りし大數を以てかのはかり云るべからぬ九ヶ條の大數を推し量るに

一金六百拾九萬貳千八百兩餘（慶長六年より正保四年迄凡四十六年が間に外國へ入りし大積り幷正保五年より此かたの總數なり）

一銀百拾貳萬貳千六百八拾七貫目餘（慶長六年より正保四年迄四十六年が間に外國へ入りし大積り幷正保五年より此かたの總數なり）

右金銀の事は正保五年より寶永五年迄長崎一所にて外國へ入りし大數を貳倍にして兩口を都合せし積りなり

一銅貳億貳萬貳千八百九拾九萬七千五百斤餘（慶長六年より寛文二年迄六十一年が間に外國へ入りし大積り幷寛文三年よりこのかたの總數なりこれは寛文三年よりこのかたの數を貳倍せし積りなり）

右は慶長六年より寶永五年迄百七年の間に我國の金銀銅外國へ入りし所の大數也此數を以て推す時は外國へ入りし金は只今我國にある所の金の數三分が一に當れり（我國只今の新金は古金貳千萬兩を以て造り出せし所なりといふ拾九萬兩を三つ合す六百れば大數貳千萬兩に近し）銀は只今我國にある所の數よりは貳倍ほど多く外國へ入りし也（我國の内古銀の數四十萬貫目ならではなしといふ然るに外國へ入りし數百貳拾萬貫目近くなれば我國の銀は殊の外に減ぜしなり）

但し此大數はよほど引入れたる積りなるべし凡外國に入りし所の金銀銅の總數是よりは猶夥き事にや

一異朝の寶貨古今の事を按ずるに漢の代ほど黃金多かりし代はあらずと申傳へたり其後代々を經て次第に金銀すくなくなりしほどに宋の代の中頃より交鈔といひて我國の紙錢のごとくなるものを用ひて國用を通ずる事になりて元朝に至ては專ら此交鈔ばかりを通じ用ひ明朝に及て銅錢を以て交鈔に雜へ用ひて今に至れり是漢の代より後には金銀銅共に世に出る事多からぬが故也されば彼國代々の人の論ぜし所は凡金銀の天地の間に生ずる事これを人にたとふれば骨のごとく其餘の寶貨は皆々血肉皮毛のごときなり血肉皮毛は傷れ疵つけども又々生ずるものなり（米穀布帛をはじめてもろ〳〵の器物等皆然也）骨のごときは一たび折れ損じてぬけ出ぬれば二たび生ずるといふ事なし金銀は天地の骨也（五行のうち木火土水は血肉皮毛也金は骨也）これを採る後には二たび生ずるの理なしこゝを以て上古より漢の代に至るで採得し後中國の金銀ふたゝび生ずる理なしといへり又漢の代にさばかり多か

りし金銀の後の代に及びてうせ果し事は五胡五代遼金元の代々の亂に夷狄の地にとりゆき又海外諸國の商賈のためにうせたり我國のむかしより寛永の頃まで六十餘州の中にて用ひし銅錢は皆々異朝の錢也日本一州にとり來りしばかりもおびたゞしき事也まして萬國にとりゆきし事おしはかるべし次には又佛事興れるによれりと申傳へたりこれは異朝にてもよのつねの事に金銀の箔など多く用たる事もなく又殿閣等をかざるとても金銀をちりばむる事は稀なり佛像をつくり佛殿佛閣等をつくるにはおびたゞしく金銀を費すがゆゑなり是等の論によりて我國の事を考るに此國ひらけ始りしよりのち千餘年の間は金銀銅出る事もなくそれらの代にも世はゆたかに治れりき其後これらの寶貨我國に出しかど其數は殊にすくなかりし事又千年に及べり我神祖の起り給ふに至りて天地も其功をたすけさせ給ひしと見えて我國の金銀銅の出し事我國の事はさておきぬ萬國の中にかゝるためしを聞かず然りとはいへども我國土の骨一たび出ぬれば再び生ずべからざるの理なり此のち千萬年を經るとも神祖の御時の如くに金銀銅の多く出る事あるべからずの代より後のは漢事を以ておしかるべきもの也然るにそれより後百餘年が間外國に流れ入りし所の數かの五胡五代遼金元の代々に乏しき中國の金銀を夷狄の地にとりゆきし數にくらぶれば猶萬々多かるべしかくて此後も今迄の事のごとくに每年に拾四五萬兩を失ひなば十年にして百四五拾萬兩を失ひ百年にして千四五百萬兩をうしなふべし神祖より當代に及ばせ給ひて既に百年にも及びぬればこれより後又百年をすぐるといふとも四五十世の御後には我國にて用ひ給ふべき金銀銅とぼしき事かの異朝の事のごとくなるべし我國のむかし金銀銅なかりし事千餘年がほど世もゆたかに治りしといへども其代々は時代ことの外に上りて人の心も俗もすなほなりしが故なり今より百年千年の後次第に時代も下りて人の心も俗もうすくなりゆかんには世はいかになるべき事にや凡て異國の物の中に藥物は人の命をすくふべきものなれば一日もなくてはかなふべからず是より外無用の衣服翫器の類の物に我國開け始りしより此かた神祖の御代に始て多く出たりし國の寶を失はん事返すぐゝも惜むべき事也我國萬代の後の代までの事を思し召され神祖の御心をもて御心となされんには今の時に及びてその御心得あるべき事ありがたき

御めぐみなるべしさらばおのづから神祖の御後は
天地と共に長く久しくおはしまして其世々も民ゆ
たかに國治りぬべき事掌を見るがごとくなるべし

本朝寶貨通用事略　終

高野山事略

學侶、行人、聖、等由來の事

古は高野山大衆の中學侶行人などいひし事は聞えず元弘建武の頃迄も滿山の大衆など申せしにや太平記等にはその如し世に申傳ふる說には弘法大師此山を開かれし後に其法孫の專ら密敎を修し行ひしものを學侶といふ大師よりさき役行者此山に千手堂草創ありてよりこのかた此山に住せし行者の法孫其後大師の弟子となりて密敎を修し行ひ兼ては又大峯葛城等の山々にて修練行法するものを行人といひしといふ又一說に應仁の亂後天下大きに亂れしよりこのかた滿山の大衆の中强壯のものは帶劔防戰して國內の狼藉を守護し老弱のものは讀經修法して山中の安穩を祈禱せしよりおのづから學侶行人等の名は出來しといふ又行人方を惣分といひ學侶方を多分といひしも天正の頃より世の人申ならはせる所也といふ聖といふものは中頃時宗の僧此山に來りて住し或は念佛修行し或は廻國勸進せしを神祖の御時に至りて眞言秘密の靈場に其法侶にあらざるもの丶雜り居るべき事然るべからざる由の仰によりてことゞゝく皆眞言の敎に隨ひしといふ

木食上人高野山を再興せし事

興山寺の開祖興山上人應其といひしは木食修行の僧なりしかば世には又木食上人とも申せし也此上人もとは近江の守護佐々木の流にて三十七の時に出家して高野山に登りて修禪練行す秀吉關白世をえり給ひし初に紀伊國高野根來の僧徒等や丶もすれば甲冑をよろひ弓箭をとりて其國を押妨ぐる事佛法にも違ひ王法にも背き甚無道の至也とて天正十三年の春自ら拾萬餘騎の兵を引具し國中の要害ことゞゝく打破りてうたる丶もの二千餘人まづ根來寺に攻入りて堂塔寺院ことゞゝく燒ほろぼさる高野の大衆會合して僉議するに防ぎ戰ふべき氣勢もなく大師の靈跡破滅せん事此時を以て其期とす應其大悲願を發しいかにもして此厄難を攘ひて佛祖の恩に報ゆべしと思ひて此僧が申す旨に任せられなば一身を以て大衆の命に代り秀吉の軍をえりぞけて我山の再興を致すべしと

いふ大衆大きに力を得てこれすなはち曩祖大師の再來して我山を中興し給ふ所也いかでかのたまふ旨にそむくものあるべきといふ應其やがて嵯峨天皇曩祖大師の手印をうけとりて秀吉の陣にゆきむかひて此山ほろぼさるべき事然るべからざる事のよしを歎き申ければ秀吉忽に心とけて七條をゆるして一山の僧侶を詰難せらる大衆一同に怠狀を捧げしかば木食上人一身を捨て大衆の命に代りて歎き申所を感じ上人のために此山を建置くよしの誓書を下され上人を以て一山の僧統とせられ學侶の行人時宗密僧こと〴〵く皆上人に附屬せらるゝ由を以て下知せらる同十八年上人一寺を建立す關白の執奏によりて宸翰を染られ後陽成院の御時也興山寺の額を賜りて勅願寺となされ勅して千石の地を以て寄附せらるこれ朝家より御寄附のよし也といふ又秀吉つれに人にむかひて高野の木食とおもふべからず木食の高野也とのたまひ又上人の寺を興山と名づけられし事も上人此山を再興せる功德をあらはさるゝ所なりと見えたり　同二十年秀吉の母公上人をして一寺を建立せしめ三千石の地を寄附せらる今の青巖寺是なり上人興山青巖兩寺の住持職を兼帶し慶長の初兩寺を以て其弟子勢譽に附屬し同十三年近江の國飯導寺にして入寂す七十三歲といふ

學侶行人兩派わかれたつ事附文珠院の事

文珠院勢譽は學德才能山中第一の聞えありしかば木食上人關白に申して我弟子としつひに興山青巖兩寺の住持職を讓る慶長五年の九月東西の戰起るを聞て大峯修練の道場より相從ふ僧徒に物具させて關が原の御陣に馳參る神祖の御感斜ならず此年の冬興山青巖住持職の事相違あるべからざる由御書を賜る同六年の五月沙門の身多くの所領あらん事然るべからざるよし仰ありて　木食上人の遺領は興山寺領千石青巖寺領三千石行人方行事領二千石都合六千石の地なり　青巖寺領三千石の地を三分せられ興山寺領はもとの如し千石を以て一山伽藍修理料として興山寺に附られ千石を以て學侶撿校に附られ千石を以て碩學の僧配分料とせられ勢譽を以て興山寺の住持とし撿校を以て青巖寺の住持となさるこれよりして學侶行人の兩派別れたり此事は本願寺をふたつにわけられしに相同じき神慮たるのよし世に申傳ふる所なり　其後神祖駿府に御座をうつされし時勢譽を召されて今より後は常に御前に伺候すべしとて其寺地を下されしかば文珠院を駿府に建立して移り住み興山寺を以て其弟子應昌に讓り慶長十三年の事也といふ　同十七年に入寂す六十六歲神祖此僧を三能の僧と仰られしは博學武勇醫術の

三つ也といふわかき時弓矢打物とりては山中に雙びなく織田信長と戰ひし時にその軍將松山と組て首をとる老衰の後に身煩はしくして一溪道三に醫術を學びて其道を得たりきその老たるをあはれませ給ひて乘物に乘ながら御玄關に至る事をゆるされ御前にしても蒲團に坐せしめられしによりてその頃に文珠院蒲團と申せしは是也

文珠院を江戶に移す事

興山第三世應昌は勢譽附法の事も弟子として其師の讓を得て興山寺の住持職となさる常に駿府に伺候して五年ごとに登山して山の事を沙汰す慶長十九年の冬大坂の御陣に供奉す十二月五日應昌を召されて南都內山吉野大峯熊野北山等の山臥士民等大坂にくみせしものども退治すべき由の仰を蒙りてこゝかしこに馳向ひて一揆等を降伏し明年四月御暇を賜りて登山し山の僧徒に物具させ大坂の御陣に馳參る神祖かくれさせ給ひし後江戶淺草にして寺地を賜り駿府にありし文珠院の坊舍を引移し（其後北の丸の御座敷を下されて文珠院修造の事ありしといふ）常に御前に伺候し五年に一たび登山して山の事を沙汰する事もとのごとし

東照宮高野山に御鎭座の事

神祖御在世の時文珠院に命ぜられて高野山は萬代不易の靈場なり我千秋の後には彼山に跡を垂ばやと仰ありし御事を以て神宮造立の事を望申ければ尤以て神妙の事也と仰ありて御ゆるしを蒙りしかば（德祖猷祖御父子の仰なりといふ）やがて登山し自分の力を以て興山寺の山上に神宮拜殿寶庫鐘樓等を造り出してこれよりして每月十七日に六十口の僧を供養して法事をなし每日に御本地藥師供法并に護摩供法を修する事闕如なしこれすなはち寬永四年の事也

學侶行人爭論の始の事

正保元年の春應昌并に行人の僧徒等東照宮の神前に於て灌頂曼荼羅供等の大法會を修して神威を永代に輝さん事を以て望請ふその年九月應昌をめされて其請ふ所をゆるさる（猷祖ことに御感ありしといふ）又御使を登山せしめられ一山の大衆に其由を仰下さる（御使は五味金右衞門なり）學侶の僧徒等あへて仰の旨にしたがはずして事終に行はれず同二年の春學侶行人等の僧爭訟に及ぶ（これよりさき寬永十六年興山寺庭儀灌頂の事につきて學侶の僧寶性院異論の事ありつるに此時にいたり學侶行人の爭論起れるなり）此年五月應昌入寂す八月又御使を以て山中を鎭められ（此度の御使は小堀遠江

（守伏見より發向すといふ）學侶の僧寶性院無量壽院幷に應昌が弟子の僧立詮等同じく江戸において蟄居せしめらる（世の人逼塞と申す事也）十一月かさねて御使登山して學侶行人兩派の事を糺問せらる（此時の御使は安藤右京進曾我丹波守五味金右衛門石河三右衛門林春齋等なり此御使歸りて學侶は公家のごとく行人は武家のごとく聖方は町人のごとしと申すを御感ありしといふ）慶安二年九月又御使登山して（此度の御使ハ松平出雲守久世大和守兼松又四郎駒井右京五味備前守等也）高野山御制條を下され又其寺領の御朱印を改下さる應昌が弟子立詮を召出されて其師席を繼で興山寺の住持職となされ東照宮御神領百石の地を以て興山寺に新附せられ（これすなはち御神領の始也）又興山寺領千石の內四百二十石を割て行人の上首六人の役料とせられ（行人方組頭六人といふ事の始なり）自今以後は學侶の僧三人行人の上首二人づゝ輪番交替して江戸に伺候すべき由を仰出さる學侶行人の爭論凡六年にして事決す（此時の御條目に行人の僧庭儀灌頂大曼荼羅供等の執行の事を禁ぜらるとの一條ありこれによりて學侶は大きに其意を得る事を悅び行人は大きに其志をうしなふ事をいきどほりてつひにその爭訟やむ事なかりしといふをしむべき事なり（をしむべき事なりとあるはもとは憎むべき事とありけんを憎を惜にあやまりし本ありしを見て又をしむと假字に書るなるべし）又御靈屋領二百石の地を聖方の僧大德院に御寄附も此時の事也）

學侶行人第二度爭論の事

明曆二年十一月高野山鎭守神檀一宮遷宮の儀あり其神宮の鑰學侶行人相共に傳來す此事によりて爭論起りて同三年學侶の僧訴狀を捧ぐこれによりて行人の僧をも召決せらる萬治二年八月に至りて學侶の僧四人（寶性院無量壽院大樂院高祖院）行人の僧四人（文珠院すなはち立詮也見樹院すなはち雲堂也蓮華王院寶瓶院等なり）追放せらるゝこれ慶安年中御使度々登山の後いくほどもなく爭論に及ぶを以て也同三年七月寺社奉行所より御條目九ヶ條を下すつひに神宮の鑰をば天野の神主に附らる神鑰の論凡四年にして決す（此爭論は嚴祖の御治世の始也此度の事は灌頂論の事すでに學侶の志を得しによりて其利に乘じて行人の僧徒を滅すべきがために事を神鑰に假りて又爭論をひらきしといふなり）寬文三年七月大赦によりて學侶行人の僧等召還さる此年八月立詮入寂す

學侶行人第三度爭論の事

寬文三年十一月立詮が弟子の僧雲堂を召出されて興山寺住持職になさる十二月學侶行人等の制條を改定められ同四年五月聖方の制條を下さる行人の僧等供養供法等異同の愁訴あり（今度御條目を出されて慶安の御條目をめし返されしによりてなり）同六年八月雲堂を丹羽左京大夫に召預られ奥州二本松に謫居すこれ行人の僧制條に從はざるものと同意の事然るべからざる由を以てなり

學侶行人第四度の爭論幷興山寺住持職興山上人の法孫斷絕の事

延寶三年の十月雲堂謫居の事御免ありて同四年十月十八日雲堂幷に學侶行人の僧等を評定所にめされ學侶行人の僧等自今以後は慶安の制條の旨を相守るべきよし仰下され雲堂を以て興山寺の住持職に還補せらる（これより下は憲祖の御時の事なり此時寛文六年學侶行人を下されし三十六ヶ條幷に聖方への制條ことごとく皆めし還されて自今以後は猷祖の御時の御條目を相守るべきよしの仰なり）元祿二年二月學侶の僧等訴申すむねありて行人の僧に召問はるゝ事あり同四年四月學侶行人の侶等を評定所に召されて二十一ヶ條の法制を以て學侶訴論の事を決せられ雲堂事は隱居あるべきよし仰出され高野の僧來迎院某をめし下されて興山寺住持職に補せられ興山上人よりこのかた師資相承五代の法脉此時に至て斷絶す（此たび興山寺の住持職の事は行人の組頭の僧等誓詞を捧げて興山住持の僧をえらびおの〳〵入札を進らすべき由にて來迎院を住持となされ此時の誓詞の前書等高野山にて用ゆる所の文言なりいかにしてこれらの事はしろしめされし御事にやと一山の行人等もあやしみおもひし事なりといふ）

行人の僧徒流刑 幷高野山東照宮神法法樂御法事の儀闕如の事

元祿四年の夏來迎院某興山寺住持職になされ其後追箇條と稱せられて先に下されし二十一ヶ條の外に仰出さるゝ事どもありこゝにおいて行人の僧徒愁訴の旨出來り同五年七月つひに來迎院を始として行人の僧六百八十人餘遠流に處せられ興山寺の事在山行人の上首（組頭六人の内なり）輪番交替して執務させらるされば東照宮每月每日の神法法樂天下御祈禱の法事供養等の儀本導師といふものもなくわづかに其舊儀の存ずる事すでに二十餘年に及べり（わづかに舊儀の存する事すでに二十餘年に及べり此語解しがたし一本に舊儀の存するにて每月十七日御祈禱あるなりとあり）

五事略 大尾

蝦夷志

序

蝦夷一曰毛人、古北倭也、（北倭出山海經）漢光和中鮮卑檀石槐聞倭善網捕、東擊倭人國、得千餘家、徙置秦水上、令捕魚以助糧食、鮮卑東胡種、卽今韃靼東北地、所謂倭人卽北倭也、夷俗善沉沒捕魚、於今亦然矣、夷多種落、曰渡島蝦夷、其在東北海中者、曰北蝦夷、曰東蝦夷、其徙居于內地者、北謂越國、東謂陸奧國、曰齶田（一作飽田、今作秋田）曰渟代、曰柵養、（一作城養）曰津刈、（一作津輕、又作都加留）皆東北之別也、宋書曰、毛人五十五國、唐書曰、倭國東北限大山、其外卽毛人、總言其內外種落也、夷種分居內地、其始不可得詳、景行天皇征東詔曰、東夷犯邊界、以略人民、往古已來、未染王化、由是觀之、其侵犯內地、蓋由來既久矣、而叛服亦屢矣、齊明天皇四年、遣阿倍臣、率船師伐蝦夷、齶田渟代酋帥迎降、渡島蝦夷亦來會、乃定渟代津輕二郡郡領而還、五年復遣阿倍臣、率飽田渟代津輕膽振鉏等首帥、以伐蝦夷、乃徇其地、遂置治於後方羊蹄而還、（後方羊蹄讀云之利邊之、卽今南部之利邊之地也）是歲秋遣使率陸奧蝦夷、以聘于唐、唐書曰、永徽中我行人與蝦夷偕來、卽此也、時高宗問我行人曰、蝦夷幾種、對曰、類有三種、遠者都加留、次者麤蝦夷、近者熟蝦夷、今此所謂三種擧其在荒服及內地者而言也、（出日本紀註所載伊古連博德書、都加留卽津輕、是其在內地而遠者也、麤猶言荒也、是其在荒服卽次遠者、熟謂其居內地而近者也、）厥後凡稱蝦夷者、皆謂其在內地者也耳、天平寶字六年、東海東山節度使藤原惠美臣朝獦刻石於鎭守府門、以誌四方道里相距近遠、曰、去蝦夷國界一百二十里、其石於今見在府城舊址、（其石古俗所謂壺碑）則知宮城郡北方數百里、盡沒于夷地（古謂百廿里準之今方二十里）至其驅之荒徼、悉收東山地、因海爲塞則征東將軍阪上大宿禰田村麻呂之功、蓋以爲大也、史闕不傳其事、可勝歎哉、（嘗聞之津輕人、阪將軍行營之地、往々而有焉、土人亦說其事、猶如前日、唯其文獻無足以徵者云、）厥後六百五十六年、若狹守源信廣越海入于夷中、遂取其南界、以定北地、是歲嘉吉三年也、（信廣若狹國人、始稱武田太郎、後稱蠣崎、又改稱松前、蓋因地名也、）自此以降、子孫世々據守其地、而迄于今、東顧之憂久絕矣、因輯舊聞、以爲蝦夷志焉、

享保庚子正月庚寅源君美序

蝦夷地圖說

蝦夷在二東北大海中一、依二山島一爲レ國、地多二山險一、僅通二禽鹿徑一、夷人輕捷驍健、且善沒レ水行不レ見レ阻、此間之人往來所レ由、唯其水路而已、故夷地幅員廣狹、不レ可レ得レ詳、我東北海岸、距二蝦夷南界一不二甚相遠一、而其間海潮駛急、蝦夷東南地角、突然而出者、名曰二シウカミ崎一、相二距南部地方一、只隔二一衣帶水一而已、自二津輕之地小泊一發レ舟北行八里而到二松前一、亦由二御厩津一、西北行十四里而到二松前一、四時此路常通、松前者夷地之南界也、國史所レ謂渡島津輕津者蓋此繇レ是而北亦皆水行、東路則乍東乍北、順風約五晝夜、可レ抵二其東港一、地名曰二ノツサフ一、去レ此亦東北行、順風約六晝夜、可レ抵二其北港一、地名曰二ソウマ一、其間沿レ海可レ泊レ船之處、凡十二、西路則乍西乍北、順風約五晝夜、可レ抵二其北港一、即ソウマノ地方ナリ、其間沿レ海可レ泊レ船之處凡十七、其北渡レ海七里、復有レ國皆夷種、其地幅員、略與レ南同、蓋其西北、卽韃靼海也、俗以爲二奥蝦夷一、其地總稱カラト島、東北相離十三里、五嶋相錯、而在二于海中一、又其東北海中、有二三十二國一、亦皆夷種云、地方遠絶、疑不レ能レ明、東北海島凡三十七、總稱クルミセ、又名曰二ラツコ島一、詳見二于後一、西北繇レ海有二四嶋一相離近者七里、其遠者十五里許、西南一島、總名曰二ヘウン一、其地一島、名曰二レンリ一、又在二其北一、名曰二レソシリ一、此蝦夷地境所レ盡也、

蝦夷

松前治城介ニ居山海之間ニ、東西各有ニ港口ニ、諸州貫舶所ニ輻湊ー也、東至ニ黒岩ニ、西至ニ乙部ニ、去レ此以往、陸行路絶、西南海上三嶋、在レ南曰ニ小嶋ニ、其北曰ニ大嶋ニ、又其北曰ニ奥尻ニ、從レ此至ニ乙部ー十八里、（奥尻島南北二十有五里、）凡松前地界、東西相距、八九日程、其北則爲ニ夷地ー矣、夷人亦皆濱ニ山海ー居、往々而成ニ聚落ニ、其邑聚在者五十四、〔曰コラキ、曰シリキシチイ、曰ヱケシナイ、曰コフキ、曰ネタナイ、曰オサツベ、曰オトシツベ、曰ノタベ、曰ヱウラツソ、曰クンスイ、曰シウカリ、曰ヘシヘ、曰オコタラヘ、曰ウス、曰ヱントモ、曰アヨロ、曰シラオヒ、曰タルマヱ、曰マコマヘ、曰アヅマ、曰ムカワ、曰サル、曰モシヘツ、曰ケノマヘ、曰ニカフ、曰シブチヤリ、曰ミツイシ、曰ウラカワロ、曰モコイチ、曰ホロベツ、曰ウンベチ、曰ホカロイツミ、曰タモチ、曰トマリ、曰オンベツ、曰トウチ、曰シラヌカ、曰クスリ、曰チヨロベツ、曰アツケシ、曰ノツシヤム、曰ベケルル、曰チベナイ、曰シロイトコロ、曰ルウシヤ、曰リイシヤシ、曰ベリケ、曰フナベチ、曰シヤル、曰リンニクリ、曰ウライシベチ、曰ハハシリ、曰ノトロ、曰ツコロ〕

在レ西者四十ー、

〔曰ウスヘチ、曰ノトロ、曰セタナイ、曰ハマセタナイ、曰アブラ、曰チワシ、曰シマコマキ、曰ユウマキ、曰六條間、曰ヌツツ、曰オタスツツ、曰タンネシリ、曰シリベチ、〕

國史作ニ後方羊蹄（シリベシ）郎古時置レ治之所曰

〔イソヤ、曰イワナイ、曰シリブカ、曰ムイノトマリ、曰フルウ、曰シマコタン、曰ヒクニ、曰フルビラ、曰サルマキ、曰モイレ、曰ヨイチ、曰シクスシ、曰カツチナイ、曰オタルナイ、曰ハツシヤブ、曰シヤツホロ、曰イシカリ、曰オシヨロコツ、曰アツタ、曰マシケ、曰ベツカリ、曰ホロトマリ、曰ハシベツ、曰フルヲツベ、曰トマナイ、曰ウイヘチ、曰テシオ〕

在ニ東之北ー者七（曰ユウベチ曰ノトロ曰シヨコツ曰オコツベ曰ホロナイ曰ホロベチ曰ツウベチ）在レ北者四（曰ハソカイベ曰ツサン曰ノツシヤム曰ソフヤ）夷地諸山皆峭拔崎嶇、唯其南

北中間形勢稍卑、故南山以北、北山以南、水皆就二其卑一、而瀦爲二二澤一、其在レ東則南流入二于東海一、在レ南則北流與二東北諸水一合爲二大河一、入二于西海一、二水入レ海之處、相距二十五里、夷人亦傍レ水成レ聚者十三、〔曰スマカシヲ、曰ツウサン、曰オサツ、曰イチマリ、曰ツウメシ、曰シママツフ、曰イヘチマタ、曰ツイシカリ、曰カハタ、曰メイブツ、曰ユウヘチ、〕

凡其爲レ部者、分而爲レ五〔東瀦形如二葫蘆狀一、周廻三里許下流入レ海地名曰二イブツ一、蓋國史所謂膽振鉏即此、西瀦周廻十二里許下流入レ海地名曰二イシカリ一、是河夷地水最大者五部曰東曰西曰中曰東北曰北〕

國與二姓氏一、號以二部落一、各部落自有レ長、而其所レ統各有二小大一焉、〔號以二部落一如レ下云二メナシクル一、云中シユムクル上、即此メナシハ東也シユムハ西也クルハ猶レ言二部衆一也他皆倣レ此酋豪大者家口以二什佰一、數部衆以二佰什一數云〕

男子被髮長鬚、耳穿二銀鐶一、〔其髮縮而短卑賤者耳鐶或用二鉛錫一〕其服飾單衣左レ衽、窄袖長身、腰束二細帶一、酋豪則裁用二蟒緞綵緞雜綃等一、頭懸二大刀一、裝用二金塗銀縷一、帶用二紅緣組絛一、〔名曰二懸刀一〕卑下則苧麻及樹絲織成レ布、文レ之以二刺繡一、近レ身之衣皆用二木綿獸皮一耳、婦人結レ髮爲レ髻、耳穿二銀連鐶一、染レ唇用二青草汁一、〔其鐶比二之男子所一レ用稍大、或用二銀錫一、其染レ唇者名曰二口艸一、未レ審二是何一、〕額面手臂皆黥爲二花卉狀一、種々纖巧云是幼時母所レ刺也、其衣制如二男子一、而不レ用二蟒緞刺繡一、束以二博帶一、頸懸二銀鏡一、以爲二文飾一、圓徑數寸、鏤以二花藻一、左右在レ耳、繫レ之用二絲繩一、貫二穿彩玉銀銅錢一而垂二于前一、〔鏡或銅質、塗用二白鑞一、其徑自二三寸一至二六寸一、名曰二シトキ一、蓋古所謂美須麻流之遺制歟、〕男女皆不レ著二鞋履一、徒跣善行、屋舍皆無二房室內外制一、屋唯四壁、鑿二開牖戶一、上覆以レ茅、編レ萱鋪レ地、父子兄弟雜處、共同二寢食一、男女無レ別、上下無レ節、及レ見二尊長一、則合掌膜拜焉、不レ知二醫藥一、唯有二祈禳一而已、若其夭疫及痘疹、則棄而避二山中一、凡人死則葬二之土中一、插二柳枝於其上一、〔取二用柳枝一、刀削二其末一、爲二細茸一、若二茅花一然、凡祭レ神亦以爲レ主焉、〕父母之喪、莫レ有二服制一、唯其兄弟若叔姪、抽レ刀外レ刃互擊二其額一流血被レ面、蓋相責以二不孝不弟之罪一也、〔此謂二メツカウチ一〕夷中不レ寶二金玉一、〔山產二金銀一、海出二青琅玕一、皆不レ採焉、〕其以爲レ寶者、古器及刀劍之屬亦無二文字一、不レ知二甲子一、紀レ年、以二寒暑一記レ月以二虧盈一、盟約結信、皆用二其寶一、贖レ罪亦如レ之、其寶器形類二燕

尾一、長尺有五寸、鐵質金鐶、兩岐懸レ鈴各一口、藏二諸地室一祈禳則祭焉、其名曰二クハサキ一 俗尤敬レ神、而不レ設二祠墳一、其飲食所レ祭者、源廷尉義經也、東部有二廷尉居止之墟一、士人最好レ勇、夷中皆畏レ之、

〔夷俗凡飲食乃祝レ之曰二オキクルミ一、問レ之則曰判官、判官蓋其所謂オキクルミ、夷中所レ稱二廷尉一之言也、廷尉居止之地名曰二ハイ一、夷中所レ稱ハイクル卽其地方人也、西部地名、亦有二辨慶崎者一、或傳、廷尉去レ此而踰二北海一云、寬永間越前國新保人漂至二韃靼地一、是歲癸未淸主乃率二其人一而入二于燕京一、居歲餘、勅遣三朝鮮一送致還上、其人曰、奴兒干部門戶之神、似下此間畫二廷尉像一者上、亦可三以爲二異聞一〕

男子皆以二漁獵一爲二生業一、魚腊獸皮、當二其互市一、以易レ所レ無、婦人取二用草木皮有レ絲者一、辟レ纑織レ布、頗工二刺繡一 草則苧及藤葛、木則北間古俗云レ栲、又云二級木一者、 不レ知二聲樂一、故無二其器一、而北部有下彈二四絃一者上、疑是胡琴也、燕飲樂甚時、有レ聲高下、如三牛鳴二盎中一者、此其歌謠、乃占二候海潮一之詞也云、其舟楫、小者刳レ木、如二太古之制一、編レ木蓋亦古之所謂桴也、夷性好レ鬪、故有二兵器一、則皮甲木盔弓矢刀稍之屬、弓長三尺七寸、草皮爲レ弦、矢長尺有二寸、鹿骨爲レ鏃、沓以レ竹、鏃有二逆鬚者一淬以二毒艸一、蓋取下淬二其毒一脫而不上レ出也、稍乃銃鋧類、及如二小鑿一、木幹長五尺五寸、而頭大如レ杵、蓋取二其飛下有一レ力也、有レ棍長二尺五寸、頭有二鐵刺一、如二菱角一、又有二細管一、吹レ之爲二號令一者、

〔以二海驢皮一爲レ甲、連綴三重、上旅圍三尺、下旅六尺、上下之長二尺三寸、名曰二ハヨクヘ一、夷中有レ木如レ荊、取二用嫩條一、編以二藤葛一爲レ盔、乃藤盔類也、名曰二コンチ一弓名二ヨク一所レ用之木、松身柏葉、其名曰二ヲワヌ一纏以二樺皮一、矢名曰二アイ一、簳用二松枝一、揷以二鷹及鸕鷀羽一稍名曰二シヨチキネ一〕

凡物產異草珍木、不レ可二盡狀一、春菊有二花白者一、百合有二花黑者一、頗可レ爲レ奇、百合根夷中赤啖レ之、 無二牛馬及雉鷮之類一、鷹鶻鵰鶚皆巢二于林木深鬱之間一、蒼鷹及鵰羽方產最貴者、山有二熊羆麋鹿一、水有二海豹海獺海狗之屬一、

〔按二山東通志一云海驢狀若レ驢卽是夷方所謂アモミツベ、又云海豹、其大如レ豹、文身、其皮可レ飾二鞍褥一、卽是夷方所謂アザラシ、博物志注曰、海貘頭如レ馬、自レ腰以下似二蝙蝠一、卽是夷方所謂アジカ、藏器本草云、海獺似レ獺而大如レ犬、脚下有レ皮如二駢拇一、卽是

夷方所謂ネッブ、臨海志云、海狗頭似レ狗長尾、毎日
出卽浮在二水面一、卽是膃肭獸、夷方所謂ヲットサイ、
東部海灣佗名曰二內浦一、其水深而廣、乃出二此獸一焉、〕

夷人輕驍多力、兼習二弓箭一、瞥二視一獸起一于前一、則下二上
懸崖一、沉二沒深淵一、逐而無レ不レ及レ之、射而無レ不レ中レ之、

沿レ海諸水鹹淡之中、皆產二鱒魚鮭魚一、而鱒魚不レ如二鮭
魚最多一、歲七八月、鮭魚泝レ河而上、水塞不レ流、乃徒
手捕レ之、又熏二于火上一、乾レ之爲レ腊、此云干鮭卽是、東海亦有二
鰊魚一、此魚所レ聚、噓レ沫如レ雪、浮二于水上一、皆變レ色、乃
網而捕レ之、味美在レ子、々亦滿レ腹、剖二取其子一、乾レ之
爲レ脡呂覽所謂東海之鮞、蓋謂レ之也、俗用二鰊字一、所レ出未レ詳、朝鮮方以爲二青魚一者 昆布叢二生於東南海中石上一、鰒魚石決明所在皆有
乃沒レ水而捕レ之

〔甞觀二昆布出レ自二夷地一、蓋其最大者博尺餘長數丈
淡黃而兩邊靑黑色一、柔靭如レ韋可二以卷舒一、爾雅所謂
綸者如レ綸東海有レ之者卽此、諸家本草或以謂其葉如
レ手或以謂大葉如レ菜何也、鰒魚石決明一類而種其形
小大亦自不レ同、或以二石決明一爲二鰒魚一疑非〕

北海鯨魚大者如レ山、夷中莫二敢捕者一、又有二異魚一、其鬣
極長 形如二江豚一其鬣銳而長、未レ審二其名一、蓋刺魚類、夷中呼レ之曰二カシ一 鯨魚觸レ之則傷死海潮
洶湧亦能蕩激閣二之沙岸一、臠二其肉一燃二其膏一、其用亦廣
夷人坐收二其利一、大抵夷中之俗視二之上世一猶未下有二聖
人者一出上之時也、不レ知二其禮一、不レ知二其義一、近二於禽獸一
蓋無二其敎一而已矣、茹レ毛飲レ血、雖レ曰二其性一、亦非レ未二
嘗知一レ爲二粒食之美一也、比歲以來、其東西地方有下墾レ土
種レ粱以充二粮食一者上

〔東部之地曰オシャマンヘ、曰ノタエ、曰ウス、曰ヱ
ントモ、曰シラヲイ、西部之地曰セタナイ、曰フト
ロ、曰シマコマキ、曰スッツ、曰オタスッツ、曰イソ
ヤ、曰フルウ、曰イワナイ、曰シャコタン、曰ヒク
ニ、曰ツルヒヲ、曰シクッシ皆墾田種粱〕

或謂壤多二曠土一、俗忍二艱苦一、其野可二以耕一、其水可二以
漑一、唯恐下風氣多レ寒不上レ宜二稻麥一、蓋未レ知下稻有二早晚一
麥有中南北上也、男女嗜二酒與一レ煙尤甚、皆其地所レ無、是故
東南賈船所レ至則其人相慶也矣

北蝦夷 卽奧蝦夷、夷中呼之曰二カラト一

北蝦夷其俗與二蝦夷一同、夷人亦皆濱二山海一居、部落凡二
十二

〔曰ウッシャム、曰ッナヨロ、曰コクワ、曰マヲカ、
曰ノタシャム、曰オッチン、曰チトウシ、曰イトイ

マテ、曰オレカタ、曰チヤホコ、曰ナフキシ、曰ニタプシ、曰キンチハ、曰ビシノキ、曰ウエコタン、曰カレタン、曰セウヤ、曰シロイトコロ、曰シキタ、曰ナイソツ、曰アユル〕

東際ニ大海ニ西北乃韃靼東南海兩地相去近遠不レ可ニ得詳ニ厥産青玉鵰羽雜レ之以ニ蟒級文緡綺帛ニ即是漢物其所ニ從來ニ蓋道ニ韃靼ニ地方而已萬國圖中東室韋地曰ニ野作ニ者疑此也凡南北接レ壤但隔ニ小海ニ而波濤嶮惡夷中亦稱ニ畏途ニ且其地絶遠此間之人到者鮮少不レ能ニ閲歷而知レ之故其間廣狹亦不レ可レ考

東北諸夷

國於ニ東北海中ニ者夷中所レ傳凡三十七而夷人所レ通唯其一其餘則不レ可ニ得詳ニ云

〔東海諸島曰イルル、曰ツモシリ、曰キイタツフ、曰モシリカ、曰タナシリ、曰モウシヤ、曰ハルタマコタン、曰マカンルル、曰ヲヤフハ、曰シヤムウテツ、曰ラセウワ、曰シリンキ、曰アトヱフ、曰クルミセ、曰ヱカリマ、曰ウルフ、曰ヱトロホ、曰ホレシリテヲイ、曰シキアシコタン、曰ヱハイト、曰モトワ、曰ケウトナイ、曰モシヤ、曰シキモシ、曰ラツカアキ、曰ウセシリ、曰レニンゲチヤ、曰ツカンルルアシ、曰マサヲチ、曰シイモシリ、曰エアルマシ、曰マカンナ、曰シリヲヲイ、曰コタメツウ、夷中總稱曰ニクルミセ一夷人所レ通則キイタツフ嘗聞ニ其互市例ニ極奇也毎歳夷人裝ニ載船貨ニ以行去レ岸里許而止島人候望乃去ニ其聚落ニ避ニ之山上ニ夷人運ニ搬其貨ニ陳ニ列海口ニ去而止如レ初既而島人負ニ擔方物ニ絡繹來會各自易ニ取其所レ欲之物ニ閣置其餘及ニ厥産ニ而去夷人又至扱ニ載之ニ而還若其方物過多則或留ニ其餘ニ或置ニ船貨ニ而去方物皆獸皮船貨則米鹽酒烔及棉布之屬云〕

寛文間我東海賈舶俄遇ニ猛風ニ飄ニ去東北ニ凡七閲月不レ知ニ其幾千里ニ也海氣昏墨不レ見ニ日月ニ亦一百餘日且有ニ大鯨ニ出ニ沒巨浪間ニ船行甚難危忽至ニ一大國ニ而治十有二日乃傍ニ海岸ニ西南行八晝夜亦渡レ海十二三里復有レ國其行如レ初而九晝夜亦渡レ海可ニ十五里ニ始至ニ蝦夷東北界ニ

〔寛文壬子歳十二月二十三日伊勢國米船一艘開ニ帆于志摩國海口ニ東行二十四日晡時北風大作飄ニ去東南ニ九晝夜風又轉而東北源流不レ知ニ幾千里ニ明年癸

丑七月五日始至一國名曰ヱトロフ次至一國名曰クカシリ又次至蝦夷東北界地名闊東傍海岸水行二百里至東部地名曰トカチ去此而至松前水行一百八十里〕

蓋其所過者西人所謂極北海而夷中所謂三十七嶋者也萬國圖以謂北亞墨利加地方諸州是已其所歷二國幅員廣狹雖云未審然舉一隅以反之則其槩可得而見矣而今觀蝦夷地圖二國之地乃若彈丸黑子然因知其爲圖唯據夷人之言僅存其名而已未足信也故今始取昔之所聞者而述其方俗焉

〔嘗聞和蘭人之言云クルンラント地方是大而在天地極北界故日先不到者歲凡居半常多霧氣而寒其海出鯨及異魚和蘭人捕鯨于此又云前八十年和蘭人有抵蝦東南海口者而未審西北海界東有二島其一則小島也其一唯見西南一隅耳地形廣狹亦未審蓋其所謂蝦夷東海二嶋錯在其中者夷人所謂クルミセ地方也夷言クルミセ即番謂クルニラント也夷云ミセ番云ラント也並是此云嶋也萬國圖作臥龍猥德(ゴテいンラント)或作臥(ゴテ)蘭的亞(ランテヤ)者即此又按夷人相傳三十七嶋中曰シキアシコタレ曰シキモシ曰シキモシリ蓋是萬國圖所載韃靼東西室韋(シキ)地方所在海嶋也シキ即室韋(シキ)也夷語アシカル此云夜(ヨ)也夷語ユタン此云國也アシコタン猶言夜國也萬國圖室韋東北海有夜國者或此云ミセ云モシ云モシリ皆一轉語耳〕

其國山皆高峻黑霧四塞風氣常寒男子被髮長鬚耳穿銀鐶被衣披熊皮襯以鳥毳窄袖長身而左其衽左佩弓矢右懸一刀弓矢之制與蝦夷同其刀革鞘木鞘長二尺許婦人斷髮耳穿銀連鐶徑大可三寸靑唇文身其衣團領餘皆如男子制凡草木鳥獸無不高且大者山無麋鹿之屬海多牛馬之類鯨魚跳躍海岸夷人飛矢及槍而射之鱒魚泝流而上潮落水涸手捕而啖之此間之人炊飯而食夷人聚觀以有怪色言語不通形之以代言略可知已其部落相距海口陸行約三日請行不許敢請乃闘弓而禦之故邑聚居宅未審其制

茅高丈許蓬高二丈許虎杖粗大如竹百合開花花亦最大樹皆數十圍不見他樹其名曰トトロフ葉如槻而小枝以爲弓材有鳥鳶鷗及狐皆其形大海獸名ラッコ唯東海諸島有之故夷中皆總稱ラ

ツコ島一據二山東通志一海牛長丈餘紫色無レ角龜足鮎
尾其膏以燃レ燈其皮以爲二弓韃矢房一夷方所謂ラコ
蓋此也此間之人殆至見二岸上草屋二架一有二三人一而
居明早不レ見二其一一居三日陸續至者六七十人中有二
女二人一一日曝二衣沙上一夷衆取レ之即叱レ之皆鬬レ弓
而去到二岸上一衆皆偶列語乃取二將獸皮六張一來投二
之船中一我俗船忌二皮革類一故却レ之又皆鬬レ弓而致
レ之一曰又有二又其將還者一我尾レ之而行可二十里一日
將レ晡其人顧而止レ之敢請亦皆鬬レ弓故不レ果レ行

蝦夷志　終

南島志

總序

流求國古未レ有レ聞焉始見二於隋書一曰大業元年海師何蠻等毎二春秋二時天淸風靜一東望依稀似レ有二烟霧之氣一亦不レ知二幾千里一三年煬帝令三羽騎尉朱寛入レ海求二訪異俗一何蠻言レ之遂與レ蠻俱往因到二流求國一言不二相通一掠二一人一而還明年復令三寛慰二撫之一流求不レ從寛取二其布甲一而還時倭國使來見レ之曰此夷邪久國人所レ用也天朝史書不レ紀二其事一然據二彼所レ書則知二其國既通レ于レ斯矣考二諸國史一曰推古天皇二十四年掖玖人來南嶋朝獻蓋自レ此始是歲實隋大業十二年也曰二邪久一曰二掖玖一曰二益久一曰二夜句一曰二益救一東方古音皆通此云二掖玖一隋書以爲二邪久一卽是流求也又曰天武天皇二十一年秋所レ遣多禰嶋使人等貢二多禰國圖一其國去レ京五千餘里居二筑紫南海中一所レ謂多禰國亦是流求也當二是之時一南海諸夷地名未レ詳故因二其路所レ由而名二多禰嶋一卽路之所レ由而後隷二大隅國一一作二多褹一唐書亦作二多尼一多禰國卽南海諸嶋於レ後總而稱二之南嶋一者是已元明天皇和銅六年南海諸嶋咸皆內附至二孝謙天皇天平勝寶後一史闕不レ詳初文武天皇大寶中併三掖玖島於二多褹島一置二能滿益救二郡一以爲二太宰府所レ管三嶋之一一及二仁明天皇天長初一停二多褹嶋一以隷二大隅國一於レ是乎南嶋貢獻蓋既絕矣而此間之俗亦稱レ之以爲二流求一且謂二其俗啖レ人之國一殊不レ知此昔時所レ謂南嶋也至三後又名曰二鬼嶋一則遂併二流求之名一而失レ之矣既而其國稱二藩中國一且通二市舶於我西鄙一流求之名復聞レ於レ此以迨レ于レ今按流求古南倭也南倭北倭竝見二山海經一而南嶋復見二海外異記一二書蓋皆後人所レ作雖レ然其書竝出二魏晉之際一如二其所レ傳亦旣尙矣美嘗按東方輿地經短緯長限レ之以レ海莫レ有下海內可三以容二南北倭一者上若二彼流求蝦夷之地一接二我南北一相去不レ遠蓋此其所レ謂者也且如二後漢倭國列傳所レ載光武中元二年倭奴國奉レ貢朝賀以爲二倭國之極南界一也魏晉以前天朝未レ有下通二中國一者上所レ謂我極南界卽是古南倭也其傳併二載夷洲澶洲一而鮮卑傳亦有下檀石槐東擊二倭人國一得二千餘家一之事上焉吳志又曰大帝黃龍二年遣二將軍衞溫諸葛直等一率二甲士萬人一浮レ海求二夷

洲及澶洲一澶洲所レ在絕遠卒不レ得レ至但得二夷洲數十人一還是時亦莫レ有下異邦之人來二擾我邊境一者上據二西洋所レ刻萬國全圖一本邦及流求蝦夷竝在二海中洲嶋之上一或絕或連以爲二東方一帶之地一其他可二以爲一レ國者如二彈丸黑子一亦未レ有レ之也然則鮮卑所レ擊者古北倭後所レ謂蝦夷而吳人所レ至者亦是古南倭後所レ謂流求而已若二彼二國一方俗雖レ殊然方言頗與二此俗一同如二其地名一與二此間一不レ異者往往在焉且夫後漢魏晉以來歷世史書竝二傳我事一而有二與レ我不一レ合者一蓋與二彼南北二倭一相混而已矣世之人槩以爲二其懸聞之訛一非二通論一也初隋人名曰二流求一其所レ由未レ詳曰自二義安一浮レ海到二高華嶼一又東行二日到二𪓟鼊嶼一又一日便到二流求一、義安卽今潮洲高華嶼後俗謂二之東蕃一卽今台灣𪓟鼊嶼卽今其國所レ謂惠平也嶋明人以謂二熱壁山一又謂二葉壁山一古今方音之轉耳據レ此而觀レ之流求本是其國所レ稱而隋人因レ之亦不レ可レ知也國人之說曰永萬中源爲朝浮レ海順レ流求而得レ之因名二流求一明洪武中勅改二今字一蓋不レ然也隋世既有二流求之名一而元史亦作二瑠求一且據二野史一爲朝始至二鬼嶋一其地生二萑葦之大者一因名曰二葦嶋一明人又以謂於レ古爲二流虬一地界萬濤蜿蜒若三虬浮二水中一因名後轉謂二之琉球一（出二世法錄一）蓋亦不レ然也、其國未二之前聞一也隋人始至以爲二流求一且謂國無二文字一豈有下取二虬浮二水中一之義上也哉不三强求二其說一可也其國風俗隋書所レ載最詳後之說者因而述焉明嘉靖中給事中陳侃與二行人高澄一往封二其國一及レ還上二使琉球錄二卷一言從前諸書亦多二傳訛一乞下二所レ錄史館一詔從レ之後人遂以二陳氏之書一爲レ得二其實一也前者寶永正德之際中山來聘美每蒙二敎旨一得下見二其人一采中覽異言上因知下陳氏所レ駁未中必盡得上レ之而從前諸書未中必盡失上レ之也蓋自レ隋至レ明歷二十世一之間其國沿革復有レ不レ同而君長之號國地山川之名、與二其風俗語言一古今殊異豈能得レ無レ訛三謬於二其間一哉雖レ然美嘗據二國史一考レ之於二隋及歷代之書一證以二其國人之言一古之遺風餘俗猶存レ于レ今者亦不レ少矣乃紬二繹舊聞一以作二南倭志一庶幾後之觀レ風詢レ俗以有レ所レ考焉享保己亥十二月戊午源君美序

南島志目錄

南島志卷上

東都　新井君美在中著

地理第一

琉球在西南海中依洲島爲國建國以來不知其代數云蓋古之時厥民各分散洲島自有君長然莫能相壹迨于中世始合而爲一未幾其地亦分爲中山山南山北之國既而中山遂併南北以迄于今三山分域亦皆未詳而今按其地圖、按其計書、曩者鼎立之勢略可得而見矣

因作地理志

沖繩島○卽中山國也其地南北長東西狹而周廻凡七十四里（是據此間里數而言凡六尺爲間六十間爲町三十六町爲里後皆倣此）國頭居北爲首島尻居南爲尾王府在西南曰首里蓋古翠麗山地今作首里方音之轉也（翠麗山見星槎勝覽）城方一里東西距海各二里許至于北岸二十九里去其南岸五里凡諸島地分界謂之間切間切者猶言郡縣也王府領間切二十七曰國頭曰名護曰羽地曰今歸仁（舊作伊麻奇時利）曰金武（舊作鬼具足）曰越來（舊作五欲）曰讀谷山曰具志河曰勝連（舊作賀通連）曰北谷曰中城（舊作中具足）曰西原曰浦添（舊作浦傍○已上在都城東北）曰眞和志曰豐見城曰兼城曰喜屋武曰摩文仁曰眞賀比（已上在都城西）曰南風原曰島添大里曰佐敷曰知念曰玉城（舊作玉具足）曰具志頭、曰東風平曰島尻大里（舊作島尻○已上在都城南）海港二所其在東北曰運天湊湊者水上人所會而此間海船所泊也

〔運天湊舊作運見泊在今歸仁間切湊者此間古言曰水門也、港深一里二十七町闊二町大船五六十隻可以棲泊〇去此東北行至與論島二十里〕

在西南曰那覇港去都城一里餘此間及海外諸州船所輻湊也

〔那覇港舊作那覇津港深二十二町闊一町二十間堪泊大船三十隻去長崎三百里去朝鮮四百里去塔加沙古東南海角四百八十里云塔加沙古卽今台灣也、〕

港口四邑居民蕃盛置那覇港官四員分治焉迎恩亭天使館亦在于此迎接中國使人之所也

計羅摩島（舊作計羅婆島）○明人稱謂鷄籠嶼即此（鷄籠嶼見崑山鄭士若琉球國圖按皇明實記所載鷄籠淡水一名東番非謂此島也其名偶同耳）去那霸港西行七里而至此其周廻三里座間味島隷焉旁近小島凡八土壤狹少皆非有民居者（座間味島周廻二里二十四町赤島周廻一里十八町國人云中國人稱馬齒山者即此）去此西往先島（南海諸島總稱曰先島）海中砂礁其國稱曰八重干瀨者南北五里東西里半（使琉球錄所謂古米山水急礁多舟至此而敗者即此）或曰礁東或曰礁西兩路均是七十五里而至宮古島針孔之濱也

戸無島○島在那霸港西北二十六里周廻一廻六町側近小島曰天未奈其地甚狹無人住者

久米島（舊作九米島）○在那霸港及計羅摩島西周廻六里二十町所屬間切二曰中城曰具志河港二其南曰兼城湊（港深一町濶五十間可泊大船四五隻）其東曰町屋入江（其港淺狹船隻難泊）並皆去那霸港四十八里國史所謂球美（見續日本書紀）明人以稱古米即此（見使琉球錄及廣輿圖等）閩人三十六姓之後所居也

直北五里有烏島者隷焉（即謂久米烏島者）

粟島○島在戸無島北其周廻一里十二町去那霸港西北三十里

伊惠島（舊作伊泳島）○即明人所稱移山嶴（見使琉球錄及廣輿圖閩書等）五島相接而至今歸仁西北港口（港名曰與波入江）去島港口約可二里其周廻四里七町

惠平屋島（舊作惠平也島）隋書作黿鼊嶼明人以謂熱壁山或謂葉壁山（熱壁見使琉球錄及廣輿圖葉壁見閩書按廣輿圖分載黿鼊嶼熱壁山者訛）周廻二十六町在今歸仁間切正北十里其南小島名曰乃保即隷于此（乃保島周廻二十三町去惠平屋島五町）

伊是那島○島在惠平屋島南里餘周廻二里十八町所隷二島其南曰具志河其北曰柳葉並皆狹小非有居人者

烏島○島在惠平屋島東北五十餘里周廻二十四町厥土產硫黃明人所謂硫黃山即此（見使琉球錄及廣輿圖閩書等）

以上九島古中山之地

與論島（舊作與論島）明人稱繇奴島在沖繩島東北而其北接永良部島（繇奴見閩書）周廻三里五町所屬村二曰武幾也曰阿賀佐其港曰阿賀佐泊泊即謂可泊船之所也去自運天湊東北行二十里而至此（港口淺狹大船未易出入）

永良部島、（舊作惠羅武島）○在與論島北而其北接德島明人稱野刺普即此（見閩書南島名永良部者凡三隷大隅國謂之口永良部隷八重山謂之奧永良部名義未詳云）周廻十里十八町所屬間切三曰木比留曰大城曰德時其港曰大和泊去自與論島東北行十

三里而至于此港深二町二十間濶二町四十間大船未易出入

德島舊作度九島○國史所謂度感島見續日本書紀在永良部島北而其東北接大島周廻十七里三町所屬間切三曰東曰西目曰面繩港三其東曰秋德港港深一町濶□町可泊大船三隻去自永良部島東北行十八里而至于此其西曰大和爾也泊其北曰井之川西北一港並皆淺狹大船未易出入

大島○島在德島東北十八里琉球北界也續文獻通考所謂琉球北山是也國史所謂阿麻彌島或作菴美或作奄美並皆謂此阿麻彌者上世神人名也其東北有山乃神人所降因名曰阿麻美嶽島亦因得此名地形稍大後稱以爲大島其周廻五十九里十町所屬間切七曰笠利曰奈瀨曰古見曰住用曰東曰西曰燒內港八曰西古見湊曰燒內湊曰大和馬場湊曰奈瀨湊曰深井浦曰世徒多浦曰瀨名浦曰住用湊

〔西古見湊港深五十間濶三十間可泊大船五六隻此去到于德島有兩路其一正南行十八里可以抵井之川其一西南行十八里可以抵大和泊燒內湊在其東口里港深三里濶三十町、可泊大船二百隻其東七里卽大和馬場湊港深五町、濶三町可泊大船五六隻又其東五里卽奈瀨湊港深十二町濶五町可泊大船十四五隻又其東北口里卽深井浦港深三十町濶四町可泊大船三十隻其東南八里卽世徒多浦此㟴淺狹不可泊船其南四里卽瀨名浦亦不可泊船其西南四里半卽住用湊港深三町濶二町可泊大船七八隻自此南去而轉西北抵西古見湊約十三里

去自深井浦西北行三十五里、至于七島島之大小十餘錯在海中總稱七島隸薩摩國使琉球錄、及閩書所謂七島者卽此其海潮常向東而落乃是元史所謂落漈水、趨下而不回者也凡諸島相離中間所謂落漈者往往在焉使琉球錄以爲落漈不知所在謂遠去琉球而非經過之處也者非又去此北行七十里、至于大隅國永良部島俗謂之阿麻彌洲之度蓋古遺言也所隸三島曰加計奈周廻十五里曰子計周廻四里九町曰與路周廻三里二十町並皆在大島之南

鬼界島○島在大島東南七里自世徒多浦東南行七里至鬼界島椀泊周廻六里二十四町所屬間切五曰志戶桶曰東曰西目曰椀曰荒本其港在西曰椀泊乃是明人所稱吉佳見閩書琉球國東北極界也國人云小琉球蓋此未知是否

以上五島古山北之地

宮古島○島卽明人所謂大平山也見廣輿圖按星槎勝覽云琉球有大奇山島夷志云

（大崎山極高峻夜半登之望暘谷日出紅光燭天山頂爲之倶明或此）在計羅摩島西南七十五里周廻十一里所屬間切四曰於呂加曰下地曰平良曰雁股（此島無可泊船之所）所隷六島曰以計米（周廻一里八町）曰久禮末（周廻一里）曰永良部（即是奥永良部島周廻四里二十町）曰下地（周廻□里）曰太良滿（周廻四里）曰美徒奈（周廻一里）去此西南行五十二里至八重山其海潮亦常向東而落乃所謂落漈者（去宮古島針孔濱向西南行三十五里至太良滿島又去西至石垣島平窪崎十八里）

八重山島○石垣入表二島之地總稱以爲八重山國史稱信覺（見續日本書紀）星槎勝覽稱重曼山蓋皆謂此石垣乃是信覺之轉耳石垣島周廻十六里十七町所屬間切四曰河平曰宮良曰大濱曰石垣其港二在西北曰河平湊（去宮古島針孔濱五十八里半港深六町三十間濶一町大船二三十隻可以收泊）在南曰御崎泊港口淺狹不可泊船、唯其西南要津耳堂計止美島黑島波照間島等隷焉

〔堂計止美島在御崎泊西一里二十八町周廻一里三十町黑島在堂計止美島西南二里二十町周廻亦二里二十町其所管二島曰上離島周廻二十町曰下離島周廻二十七町並在黑島西南波照間島周廻三里二十町去黑島十四里許乃是琉球南界也〕

入表島在石垣島之西南

〔石垣島有山曰於茂登嶽此島在彼山之南故名曰伊利於茂登島方言凡深奥之所謂之伊利伊利即入也表者於茂登之語訛耳〕

周廻十五里所屬間切二曰古見曰入表亦有小濱鳩間內離外離等島而隷焉

〔小濱在堂計止美西二里其周廻三里小濱之北有宇也末島狹小而無人住者鳩間島在入表西北海上二里半內外離島在入表西南海灣三島亦皆狹小非有民居者〕

去此以西路過落漈而行四十八里至與那國其地周廻五里十町乃是琉球西界也（與那國亦隷入表島焉）

以上二島古山南之地

世系第二

琉球古南島也、流求之名始見隋書曰王姓歡斯氏不知其由來有國代數也按諸國史及中山世譜世系等書蓋其國非自古有王而其由來代數不可得而知也未始有王其國可以紀其由來代數者也國在海中洲嶼之上或絕或連壤地不接諸島各有君長而莫能相一隋書以謂其國有王又有小王乃據其君長所統地有

小大一而言也（隋書所レ謂王及小王猶レ言三唐書曰二邪古波邪多尼王一小王乃謂二諸島酋帥一也）據二國史一南島朝貢者凡以レ十數而授二其位一賜二其祿一各有レ差亦以下其所レ統大小各有二差等一之故上耳隋書以二歡斯一爲二王姓一者非也歡斯卽其君長之稱後稱曰二按司一曰二王子一皆是古遺言也自レ有レ王以來代數歷年可二得而記一者以序二其畧一云

鴻荒之世有二二神一而降レ子二炎海之洲一一男一女因生二三子一其一爲二君長之始一其二爲二女祝之始一其三爲二民庶之始一遂古瀾遠歷世綿邈國無二史書一厥詳莫レ聞

〔慶長間僧袋中南遊輯二錄異聞一其略如レ此中山世系圖序云大荒之世有二一男一女一因生二三男二女一長男爲二君王之始一號曰二天孫氏一中男爲二按司之始一少男爲二蒼生之始一長女爲二女君之始一少女爲二內侍之始一天孫氏世世傳統一萬八百餘年其代數不レ詳、二說皆出レ於二其國所一レ傳而本無レ所レ稽雖レ然袋中所レ聞考二諸國史及隋書一或庶幾焉今姑從レ此君長乃按司也女祝乃女君也其書又述二上世之事一且記二二神之名一其男曰二之彌利幾遊一其女曰二阿末三幾遊一他皆荒唐之言不レ足レ徵也〕

及二推古天皇十五年一遣二小野臣妹子一膊二書海外一因聘レ于レ隋是歲煬帝大業三年遣二羽騎尉朱寬等一入レ海求二訪異俗一因到二流求一言不二相通一掠二一人一而還明年復令二寬慰二撫之一國人不レ從寬取二其布甲一而還時我使者至見レ之以爲二此夷邪久國人所一レ用也隋遣二武賁郎將陳稜朝請大夫張鎭州、率レ兵浮レ海擊レ之虜二其男女數千人、載二軍實一而還國遂與レ隋絕其後六年而掖玖人來朝（掖久卽邪久也）是歲春秋之間相繼而至者凡三十人皆未レ及レ還而死後十五年掖玖人來朝是歲　欽明天皇三年也後四十六年多禰島人來朝是歲　天武天皇六年也八年冬遣二倭馬飼造連上村主光欠等一使二多禰島一十年秋連等率二多禰國人一來二獻其地圖一

〔多禰島多禰國義見二總序一日本書紀云其國去レ京五千餘里居二筑紫南海中一切髮草裳粳稻常豐一藝兩收土毛支子莞草及種種海物等多〕

十一年多禰掖玖阿麻彌人等朝貢賜レ祿各有レ差（多禰掖玖後隷二大隅國一唐書以謂二多尼邪古一卽此阿麻彌卽今大島詳見レ于レ前）後十三年遣二文忌寸博士譯語諸田等一使二多禰國一其後三年文忌寸博士等八人率レ兵以至二南島一慰二撫之一明年多禰掖久菴美度感人等（菴美卽阿麻彌度感卽今德島）隨二博士等一來二獻方物一授レ位賜レ祿、各有レ差是歲　文武天皇三年也後三年薩摩多禰人等方レ命南

路隔絶乃發兵伐而平之遂校戸置吏是歲大寶二年也其後五年詔太宰府授位賜祿於南島人各有差是年慶雲四年也後六年南島奄美信覺球美等五十二人隨大朝臣遠建治來獻方物、是歲　元明天皇和銅六年也（奄美卽菴美信覺卽今八重山球美卽今久米島）後七年授位南島凡二百三十二人各有差是歲　元正天皇養老四年也後七年南島人百三十二人來朝叙位有差是歲　聖武天皇神龜四年也後七年太宰大貳小野朝臣老遣高階連牛養植牌南島以誌所在地名里數及泊船取水等處是歲天平七年也後十九年詔令太宰府重修建南島之牌是歲　孝謙天皇天平勝寶六年也自是之後史闕不詳（按延喜式太宰府別貢有南島方物蓋養老天平間以南島隸太宰府故史亦略不盡擧而已）後四百二十八年而王舜天當其國先是保元之亂、故將軍源朝臣義家孫廷尉爲義子爲朝竄伊豆州及平氏擅權朝政日衰常憤憤欲復祖業因浮海上略諸島之地遂至南島爲朝爲人魁岸絶力猨臂善射南島人皆以爲神莫不服者乃徇其地而還居未幾官兵襲攻之竟自殺有遺孤在南中母大里按司妹育于母氏幼而岐嶷有乃父之風及長衆推爲浦添按司方是時島兵起戰鬪不息按司年二十二乃率其衆、一匡淸

亂擧國尊稱以爲王舜天王是已是歲文治三年也

〔宋淳熙十四年也事出中山世系圖序據保元紀事及世系圖序永萬元年春爲朝年二十八而至南島明年舜天生是歲仁安元年也嘉應二年夏爲朝自殺年三十三大里浦添並中山地名○東鑑云文治四年夏五月貴賀井島降先是源賴朝欲擊貴賀井島衆諫之乃已是歲春三月鎭西人藤信房獻島地及渤路圖、且請擊之遂命西海鎭將藤遠景及信房等率兵擊之島人乃降按貴賀井蓋鬼界也其事適當舜天爲王之初而東鑑所載止此不得其詳、以俟後考〕

在位五十年以嘉禎三年卒享年七十二

〔宋嘉熙元年○宋史流求國列傳曰國在泉州之東有海島曰彭湖烟火相望淳熙間國之酋豪嘗率數百輩、猝至泉之水澳圍頭等村肆行殺掠喜鐵器及匙筯人閉戸則免但刓其門圈而去擲以匙筯則俯拾之見鐵騎則爭刓其甲駢首就戮而非知悔臨敵用標鎗繫繩十餘丈爲操縱蓋惜其鐵不忍棄也不駕舟楫唯縛竹爲筏急則群舁之則泅水而遁按流求去澎湖五百里豈是烟

火相望之地哉而海路險惡舟楫之制非其堅厚則不可涉矣且其喜鐵器縛竹爲筏皆是巴旦之俗其國亦去澎湖不甚相遠蓋宋人謬認之言耳雖然其事亦當舜天之世因附于此〕

長子舜馬順熙嗣立在位十一年享年六十四以寶治四年卒 宋淳祐八年也 長子義本嗣在位十一年而歲荒荐饑疫疾並行國有稱天孫氏者民皆歸之義本因遜位焉時年五十一是歲弘長二年也 宋景定三年 英祖天孫氏之後受讓當國闢地始廣

〔出世纉圖按世系圖英祖上加圈而删去天孫氏之後數字蓋彼人不欲告我以舜天氏絕統耳又據世纉圖以爲英祖當國闢地始廣則知先世未有統一之主也明矣世系圖所謂天孫氏世爲王其國者果其非實也〕

初隋兵來犯歷唐五代宋元數世不與中國通及元至元二十八年世宗遣海船萬戶揚祥福建人吳忠斗等捧詔而行詔曰朕收撫江南已十七年海內諸蕃罔不臣屬惟琉球密邇閩境未嘗會歸附議者請卽加兵朕惟祖宗立法凡不庭之國先遣使招降來則安堵如故否則必致征討今命使宣諭汝國果能慕義來朝字爾國統保爾黎民若不効順自恃險阻舟師奄及恐貽後悔爾其愼擇之明年三月祥至其國先令軍官劉閏二百人以小舟載軍器領三嶼人陳煇者登岸國人不解三嶼人語爲其殺死者三人遂不將其命而還成宗元貞三年復遣福建省都鎭撫張浩新軍萬戶張進赴其國擒生口百三十人後三年英祖卒在位四十年享年七十二是歲正安二年也 元大德四年 子大成嗣 世纉圖作大城 在位九年、以延慶元年卒享年六十二 元至大元年 其次子英慈嗣在位五年以正和二年卒享年四十六 元皇慶二年 其第四子玉城嗣不德國亂山南山北分而爲三玉城據于中山二十三年以延元元年卒享年四十一

〔元後至元二年〇美問甲午使人以三山分域對曰今歸仁以北之地稱山北山北王在今歸仁城大里以南之地稱山南、山南王在大里城美竊疑之蓋事未講究而臆斷以置對而已三山割據壤地雖小各自立國百有餘年乃就一島南北之地而言可乎嘗觀其地圖沖繩島地南北稍長東西甚狹皆極乎海其周廻僅七十四里若如其言今歸仁以北屬于山北大里以南屬于山南、則中山地南北十三

里東西五里山南地南北三里東西五里眞是蠻觸國設使先島以南皆屬山南、與論以北皆屬山北而中山攝于其間足食足兵幾何可以敵南北也即今據其計帳凡諸島地分隸以爲三等其一則沖繩及其西北小島其二則與論以北其三則先島以南是則所因古三山疆域而鼎足之勢判然分矣其歳租亦各自及供軍國之用也〕

長子西威嗣在位十三年卒享年二十三是歳貞和五年也（元至正九年）中山王察度立察度者故浦添按司之子

〔世續圖云王城長子西威在位十四年至正十年察度即王位察度者不知所自始其父爲浦添按司按世系圖云西威在位十三年元至正十年卒年二十三又加一圈於察度上以分其統耳蓋世續圖據其實而言然察度之立其故不詳始舜天以浦添按司即王位察度父亦稱浦添按司者蓋其苗裔乎而今不可得而考之〕

是時元既亡明主即帝位洪武五年其行人楊載齎詔往諭其國中山王察度山南王承察度山北王怕尼芝皆遣使朝貢十五年賜中山王山南王鍍金銀印文綺使還言三王爭權相攻十六年賜山北王如中山山南之例因詔令罷兵息民始自　文武天皇授位南島人等六百八十餘年於此而三王受封於外國焉（三王受封蓋此永德年間也）二十一年明以所獲元主次子地保奴發居琉球二十五年中山王遣其子姪及倍臣子弟入大學明主禮遇獨優賜閩人三十六姓善操舟者令往來朝貢二十八年中山王察度卒享年七十五在位凡四十六年

〔世續圖世系圖皆云察度元至正十年即王位在位四十六年而明人諸書以爲中山王察度永樂二年卒蓋誤以山南王承察度爲中山王察度也〕

世子武寧嗣永樂二年、山南王承察度卒無子令從弟汪應祖攝國事應祖遣使請命乃賜冠服嗣山南王（山南王承察度或作承察非或以汪應祖爲承察度弟亦非）三年中山王武寧卒在位十年（世系圖云享年不詳）尚思紹嗣、

世續圖云察度卒子尚思紹嗣自是以尚爲姓而其所紀中山代序止乎此世系圖又加一圈於尚思紹上二書並皆可疑據閩書永樂中思紹所獻表有臣祖察度之語又皇明世法錄云察度世子武寧嗣武寧卒子思紹嗣由是觀之世續圖誤脫武寧一世不可疑也世系圖加圈於思紹上蓋其以爲尚氏

之始一故乎抑亦尙思紹以二武寧兄弟之子一入繼二其統一乎姑存レ疑以俟二後考一〕

在レ位十六年以二永樂十九年一卒世系圖云、享年不レ詳閩書以爲二宣德初思紹卒一與二世系圖一不レ合世子尙巴志立請レ封宣德三年勅二內監柴山一往封二巴志一嗣王是後遣レ使冊封一以爲二故事一巴志賢而施レ仁衆皆悅服山南山北遂歸レ于レ一矣

〔續文獻通考及閩書以爲景泰元年、尙志達遣レ人朝貢一未レ幾山南山北爲二中山所一レ並世法錄以爲景泰五年尙泰久嗣先レ是山南王汪應祖爲二其兄達勅期所一尋與二山北一併レ於二中山一袋中所レ錄亦謂尙泰久之世レ弑諸島悉平、諸說皆與二國人之言一不レ合惟其袋中所レ錄蓋謂二尙金一福卒復國亂尙泰久嗣レ封以定二其亂一而已〕

在レ位十八年以二正德四年一卒享年六十八初三山稱レ蕃朝貢不レ時至三中山併二南北一遂令二二年一貢一每船百人多不レ過二百五十人一郎福建南臺外置二蕃使館一即今琉球館也使至館穀遞入二京師一

〔中山朝貢續文獻通考以爲初三山每二二年一朝貢一次至二尙志達時一南北俱爲レ所レ併遂令三三年一貢一閩書以爲思達時令二三年一一貢一世法錄以爲成化七年尙圓嗣十一年貢使還至レ閩恣二殺掠一詔着令二間歲一貢一諸說頗有二異同一按大明會典云祖訓琉球朝貢不レ時國有二三王一後惟中山王至諭令二一年一貢一蓋得レ之矣國係二之巴志一以俟二後考一〕

世子尙忠嗣在レ位五年以二正統九年一卒享年五十四世子尙思達嗣在レ位五年以二正統十四年一卒年年四十二尙忠弟尙金福嗣在レ位四年以二景泰四年一卒享年五十四弟布里與二子志魯一爭レ立國亂失二其印綬一次弟尙泰久馳奏命給二泰久印一嗣王景泰五年泰久嗣レ封克定二四方一在レ位七年以二天順四年一卒享年四十六子尙德嗣以二成化五年一卒享年二十九在レ位九年尙圓嗣在レ位七年以二成化十二年一卒享年六十二

〔世系圖又加二圈於二尙圓上一因考二閩書一云察度後五傳至二尙圓一尙圓者尙德之仲子也、世法錄云尙德嗣二父泰久一立卒子尙圓嗣按二世系圖一泰久卒四十六歲子尙德嗣在レ位九年二十九歲卒尙圓嗣在レ位七年六十二歲卒然則尙圓與二尙泰久一同二甲子一長レ於二尙德一二十六歲是非下爲二泰久之子一者上而況爲二德之子一者也乎閩書尙德之泰當レ作レ忠蓋誤寫而已初忠世子思達卒忠弟金福立金福卒弟布里與二金福子志魯一爭レ立

明主命金福次弟泰久嗣王泰久卒世子德嗣卒而無子國人立思達弟圓以爲其君故曰察度後五傳至尚圓又曰尚圓者尚忠之仲子也雖然世系圖略

而不詳姑存其疑以俟後考又按閩書及世法錄以爲尚圓成化十五年卒亦誤五當作二耳

世子尚宣威立六月而卒（閩書以宣威爲尚德之長子者非）仲子尚眞嗣在位五十年以嘉靖五年卒享年六十二世子尚淸嗣在位二十九年以嘉靖三十四年卒享年五十九世子尚元嗣是歲嘉靖三十五年夏海寇徐海敗于浙直有逃入琉球境者尚元發兵邀擊殲焉得所掠金坤等六人遣使送歸（時汪直徐海等亡命海島之中嘯聚逋逃入寇于沿海諸郡明人號曰倭寇）賜勅獎諭厚賚金幣隆慶六年尚元卒享年四十五在位十七年世子尚永嗣在位十六年以萬曆十六年卒（世系圖云享年不詳）世子尚寧立時關白平秀吉命薩摩州徵貢於中山萬曆十八年春尚寧遣僧天龍桃菴等來聘

〔事見續文獻通考但其以爲事在萬曆二十年者非兩朝平壤錄以爲萬曆十七年事蓋得之矣中山使人以天正十八年春至此此卽是萬曆十八年也〕

明年關白大徵諸州兵欲道朝鮮入于燕京是年夏尚寧遣使請封其相鄭禮密以關白情由報聞明年春關白遂發兵入犯朝鮮明主令其使者自齎詔歸冊封使能勿達歷十餘年朝鮮師解尚寧堅請如故事明主嘉其爲不叛之臣乃命兵科給事中夏子陽行人王一禎往封焉初中山與薩摩州世有隣好此歲以來二國交惡使命遂絕州守原朝臣家久以告我 神祖乃發兵擊之前鋒進取北山之地斬首百餘級水陸鼓行並入那覇港中山之兵連戰皆敗王城遂陷尚寧出降師起四十餘日宗社失守矣明年秋八月家久率尚寧及王親陪臣等來 神祖乃命王尚寧使歸其國以附庸於薩摩州善繼前好敬承先祀於是則古南島地復舊城矣（按始自三山稱藩中國乃至此凡二百三十年二國兵端略見南浦文集及續文獻通考閩書等）明年尚寧得還乃遣使修貢於中國以報中山王業已歸國且欲代我以請互市是歲明萬曆四十年也海道參政石崑玉等驗貢物雜我產請阻回俟勢定中丞丁繼嗣直指陸夢祖因具疏謂綏外貢修我內備明主從之令貢使無入朝量收方物給賞

〔出閩書及皇明世法錄等按皇明三大征考云萬曆三十七年倭幷流球虜其王擊取雞籠淡水侵閩廣皇明實紀又云萬曆四十年十一月日本冒琉球貢海上福建巡撫丁繼嗣奏言倭將明檄琉球挾其代

請互市又閩越亡命郭國安等寄書其家暗指入犯之期其檄與書語多狂悖倭將謂薩摩州守也檄琉球謂州守令尙寧遣書福建軍門也其書見南浦文集郭國安閩人、流寓薩摩州州人稱汾陽氏者卽其子孫也暗指入犯之期卽所謂擊取雞籠淡水備閩廣事也世法錄云萬曆四十四年五月中山王尙寧遣通事蔡𦇌報倭造戰艦五百餘脅取雞籠山島野夷並是三大征考所謂丙辰倭犯南麑外洋閩來告急已而寂然是已卽非我實有此事也美嘗聞薩摩州人之言曰初尙寧受州守之命代我以請互市明人量收方物又使十年一貢事皆如閩書世法錄所載者中山自請朝貢如故事乃聽五年一貢厥後亦請不已久之復舊云

尙寧在位凡三十二年以元和六年卒享年五十七是歲明泰昌元年也世子尙豐嗣在位二十年以寬永十七年卒享年五十一是歲明崇禎十三年也世子尙賢嗣當是之時明既亡韃靼入中國建號曰淸紀元曰順治順治三年閩平明年淸主遣使招撫琉球是歲正保四年尙賢卒在位七年享年二十二尙質嗣按世系圖賢二十二歲卒時質年十九質非賢之子未聞厥詳後六年淸主復遣使繳納前朝所賜印綬尙質乃遣使齎送因請其封是時海寇縱橫路梗不通淸主既殂太子卽位改元康熙康熙二年遣使冊封如前朝故事尙質遣使表謝明年復奉表賀卽位五年始勅以兩年一貢爲例尙質在位凡二十一年以寬文八年卒享年四十是歲康熙七年也世子尙貞嗣在位四十一年以寶永六年卒享年六十五是歲康熙四十八年也世子先卒嫡孫尙益嗣在位四年以正德三年卒享年三十五是歲康熙五十二年也世子尙敬嗣年甫十五始自中山稱蕃於中國凡王卒則世子訃告以請襲封冊封使至則先祭前王於寢廟寢廟在國門外唯有諭祭而無贈諡故歷世未得有諡云

南島志卷上終

南島志卷下

東都　新井君美在中著

官職第三

古時流求諸島地各有二君長一若二隋書所レ謂王小王鳥了師一因二其所レ統大小一而所レ稱亦不レ同至二其諸島君長一咸皆内二附　天朝一授レ位亦各有レ差天平勝寳後史闕不レ詳厥後六百三十餘年中山山南山北皆稱二蕃中國一受二其封爵一王妃王姪國相寨官亦各賜二冠服一乃是中山品官制所二由起一也其文武職名始見二嘉靖使琉球錄一蓋所レ謂奉二正朔一設二官職一被服冠裳夷習稍變有二華風一焉者也因錄レ所レ聞略記二官名一焉

中山品官制正從各九品正一品則王子從一品則按司(アンス)正二品則三司官親方從二品則親方三品至二七品一則親雲上正從八品則里之子正從九品則筑登之皆是國中所レ稱也王子官號也王之同姓及異姓凡有二分封一者皆稱二某地王子一雖レ曰二王子弟一亦未レ受レ封者不レ得レ稱二王子一按司猶レ言二郡守一也王子之子有二分封一者稱二某地按司一至二尙巴志一始幷二三山一各地按司皆賜二第宅一不レ得レ就二其封一焉三司者天曹司地曹司人曹司各一員猶二漢三公一卽所レ謂國相也親方者尊親之稱凡任二其官一者皆附二宗籍一親雲上親近也雲上殿上也猶レ言二堂上官一也俗稱二親雲上一曰二牌古米一或曰二牌金一其義不レ詳里之子本爲二邑宰之子一者任二此官一卽今非二其人一亦任レ之筑登之義亦不レ詳云

〔出レ于二庚寅甲午使人等所レ記中山官制一益其以二王子一爲二官號一以二按司一爲下王子之子有二分封一者上並據二今制一而言非レ古也古時所レ稱按司卽其君長之稱也據二中山世系圖序一初舜天爲二衆所一レ推爲二浦添按司一後遂稱レ王舜天本非下爲二王子之子一者上厥後凡王之親戚尊次二其王一者稱爲二王子一其爲二君長之稱一亦猶二古時一也隋書以爲二歡斯一是已二品至二七品一稱謂二牌古米一九品稱謂二筑登之一亦皆古之遺言也里之子者里主之轉語也袋中所レ錄古時有下稱二里主一者上而今猶有二那覇里主之職名一明人以爲二察度官一卽此察度方言所レ謂里也〕

漢稱謂二王親一卽王子按司所レ謂王之下則王親尊而不レ

與政者也法司官即三司也察度官國稱那覇里主那覇港官國稱御物城各有二員分治那覇四邑焉耳目官員即法司之屬猶漢六卿也以上所謂士官而爲武職者也大夫長吏通事等官則專司朝貢不與政事皆爲文職明初所賜閩三十六姓之後讀書南雍歸即爲通事累陞長吏大夫今僅存七姓而食祿者百餘人凡朝貢事例單年則正貢二船以耳目官充正使正議大夫充副使並正三品官也其屬有都通事各一員並從四品官也即是近例若有中國大喪則以正議大夫充進香使新天子登極則以法司官正議大夫各一員充慶賀使其國嗣封則以法司官紫金大夫各一員充謝恩使其官皆是所稱于異邦也古時國無姓氏只因所居之地而稱之中世以來王親豪族稱之以其食邑其餘有職者亦因其所自出及所居之地而稱曰某地某官其有姓氏者閩人之後耳雖然其稱於國中猶國人也而今國人皆有漢姓亦有漢名皆非古也

使琉球錄云國王姓尚氏至於陪臣則無姓氏但以先世及已所轄之地爲姓自上世以來皆命名以漢字按尚思紹之後世稱以尚姓猶以王父字爲氏而非古之所謂姓也國人稱之以先世及己所轄之地猶因地命氏而非古之所謂姓也陳氏以謂琉球不習漢字又謂自上世以來皆命名以漢字何其謬之甚也隋時猶傳國無文字而況於其上世乎美嘗聞之甲子使人曰我王稱尚氏始於思紹王然其用尚姓不知所由也國人各自有姓以所轄地名爲姓親雲上已下雖曰我王亦有其姓是又據陳氏之說而言耳其國本非有姓氏也王以尚爲姓蓋其俗所謂漢姓也甲子慶賀使與那城王子知念親方謝恩使金武王子勝連親方其所稱皆是某地某官也其從官有曰宮里親雲上者其所稱亦是某地某官而其姓程名順則字寵文即閩人之後文章之士也又有曰王城親雲者其名朝薰亦自稱曰漢姓向氏漢名受祐又有曰砂邊親雲上者不知其名漢姓曰曾漢名曰曆並是國人而有漢姓漢名者

宮室第四

隋書曰王所居舍其大一十六間彫刻禽獸民間門戶必安獸頭骨角使琉球錄以謂殿宇朴素亦不

彫刻獸以爲奇大抵琉球俗朴而忠民貧而儉富貴家僅有瓦屋二三間其餘則茅茨土階不勝風雨飄搖之患人不善陶雖王屋亦無獸頭況民間乎傳者訛矣陳氏蓋據其所見而言耳唯其以獸頭爲鴟吻類亦訛此土民間亦以牛馬頭骨掛之門戶云是避疫鬼古之遺俗也今時之制略述所聞

王府之制據山爲城方各一里疊石爲基繞以流水城有王門其西爲國門蓋以天使館在西南港口之故也去國門西里許有牌房一座扁曰中山國門曰歡會府門曰漏刻殿門曰奉神每門有扁四周皆石壁府門外有小池泉自石龍口中噴出名曰瑞泉王府汲之供飲食取其甘潔也正殿巍然在山之巓殿閣二層南北八楹其位向西上以奉神中爲朝堂下與臣下坐立閣門俱五色珠爲簾櫳正中三門略加金碧旁有側樓亦有平屋皆覆以瓦簾不遠地而階亦近除凡正殿略倣漢制至如燕寢則皆如此間之制矣

〔中山殿屋制詳見使琉球錄曰殿閣二層上爲寢室屋皆以板代瓦席地而坐美嘗聞之甲午使人曰正殿上層奉神之所順治火後屋皆陶瓦楹塗之以黑漆按殿門扁曰奉神陳氏以閣上爲寢室非也層閣之制蓋由來久矣袋中記云昔者大世王之世王畏毒蛇乃起高樓以居自謂無害未幾毒蛇蟠王左手有一國相急抽刀斷其臂亦斷己臂以續之其像見在於求吉佛寺矣蓋其王樓居以避蛇害也大世未詳世纘圖有王大城世系圖作大成疑此人使人曰正殿及門墻庭階皆倣漢制其餘一皆如本朝制而有廣間書院玄關等所皆鋪地用板坐設疊席所謂席地而坐也按正殿之制爲冊使而設也如其便殿則蓋古制也但其所謂廣間書院等所我有此制亦始自近時耳〕

王親以下品官第宅衆庶屋舍亦皆如我制板屋茅茨隨其有無皆繞以石垣其地多石故也

冠服第五

隋書曰流求用鳥羽爲冠裝以珠貝飾以赤毛形製不同織鬪樓樹皮幷雜色紵及雜毛以爲衣製裁不一綴毛垂螺爲飾蓋是古制卽今不可得而考

王及王親以下品官章服制明世冊封錫以皮弁玉圭麟

袍犀帶賜二品秩王侄王相寨官賜以公服明既亡韃靼爲中國之主文武品官皆編髮胡服而中山君臣猶依舊制其王受冊則皮弁服正旦冬至則烏紗折上巾蟒衣玉帶未襲封則用烏紗帽其臣三品以上皆幞頭公服其織成花樣文職用禽武職用獸革帶用金銀鈎鰈其餘品官冠服皆如其俗古俗用色布一丈三尺纏其首王尙寧之世其臣名分薩國始製今冠常服用之王及王親用五色謂之五綵巾次用紫色絹謂之紫光巾次用黃絹又次用赤絹簪以金銀差等其衣則廣袖寬博製如道服腰束大帶

〔庚寅使人所作圖皆如此甲午之冬美請觀其王子冠服制烏紗帽麟袍象笏金帶即是明世所賜其王也當今爲王子章服何也纏首之制見使疏球錄乃據其所見而言也今制揉曲箒板被色絹於其上分薩國或作湧稻國〕

童子結髻簪用金花四垂者凡俗足著草履入室則脫讀書號秀才者亦戴中國方素巾足不草履而鞋矣

禮刑第六

隋書曰流求國無君臣上下之節拜伏之禮父子同牀而寢大明一統志因而述焉陳氏使疏球錄以謂諸書亦多傳訛其君臣之分雖非華夏之嚴而上下之節亦有等級之辨隋書又曰獄無枷鎖唯用繩縛決死刑以鐵錐太如筯長尺餘鑽頂而殺之使疏球錄曰國小刑嚴凡有竊物者即加以劓刖之刑閩書曰有盜竊輒加開腹劓刖之刑即今詢其風俗禮樂刑政其制寢備矣

朝會之禮歲元旦冬至凡大慶會則王親以下衆官具冠服行拜跪禮四時俗節朔望亦皆冠服而朝尊者親者則延至殿內賜坐賜酒冠婚喪祭制世子冠禮蓋冠以烏紗帽（據世子未襲封則用烏紗帽也）王子按司之子冠于朝堂王賜以其冠其餘有職者之子冠亦皆拜朝焉婚禮略與此閒俗同凡婦女子織紝組訓學以女事莫有識字及飲酒者蓋防淫也如其親戚亦非賀正不見男子夫死無子而不嫁民閒貧賤之女亦罕有再醮者閩人之後男不爲國壻女不爲王妃王妃則立國人有職者之女爲嬪御而有寵者焉國喪一皆如大明集禮之制世子居喪素衣黑帶嗣封之日冊使先祭前王於寢廟世子變服北面立禮畢從吉歲時祭亦如禮制臣庶之家不必如制父母之喪不喫

ㇾ肉不ㇾ飮ㇾ酒殯葬必謹如㆓其七七日百日朞年再朞㆒亦如㆓近世俗㆒凡有ㇾ職者給ㇾ暇五十日起復就ㇾ職至ㇾ如㆓公私慶賀燕會㆒則皆不ㇾ與焉三年而後復ㇾ初

〔隋書曰其死者氣將ㇾ絕擧至ㇾ庭親賓哭泣相弔浴㆓其屍㆒以㆓布帛㆒纏ㇾ之裹以㆓葦草㆒襯ㇾ土而殯ㇾ之上不ㇾ起ㇾ墳子爲ㇾ父者數月不ㇾ食ㇾ肉使琉球錄曰子爲㆓親喪㆒數月不ㇾ食ㇾ肉死者以㆓中元前後日㆒溪水浴㆓其屍㆒去㆓腐肉㆒收㆓其骸骨㆒以㆓布帛㆒纏ㇾ之裹以㆓葦草㆒襯ㇾ土而殯上不ㇾ起ㇾ墳若㆓王及陪臣之家㆒則以ㇾ骸匣㆔藏於㆓山穴中㆒仍以㆓木板㆒爲㆓小牖戶㆒歲時祭掃則啓ㇾ鑰視ㇾ之蓋恐㆓木朽而骨露㆒也卽今國人之言曰殯後三年藏㆓尸石龕㆒仍植㆓位牌㆒蓋墓碑也其說略與㆓陳侃之言㆒合〕

凡燕會備ㇾ樂樂有㆓國中中國二部㆒國樂其唱曲則如㆓我里謠㆒其器則三線于中國樂曰萬年春曰賀聖明曰喜昇平曰樂清朝曰慶皇都曰永太平曰鳳凰吟曰飛龍引曰龍池宴曰金門樂曰風雲會其明曲則有㆓王者國百花開爲人臣爲人子楊香壽星老上蓬萊等曲㆒其清曲則有㆓天初曉頌皇清壽尊翁正月四季歌等曲㆒其器則嗩吶橫笛管鼓銅鑼三金三板二線三線四線長線胡琴琵琶又有㆓路樂㆒其器則兩班銅鑼喇叭銅角嗩吶鼓凡刑典有㆓笞杖徒流大辟絞斬梟首等法㆒而不ㇾ赦㆓謀反惡逆不道不孝不義等罪㆒若㆓其輕罪㆒間有㆓赦宥㆒焉總而論ㇾ之則其俗朴而忠其政簡而便文ㇾ之以㆓禮樂㆒非㆓復曩者之陋㆒矣

文藝第七

琉球之學自㆓中山王察度㆒始厥後閩人後裔世傳㆓其業㆒雖ㇾ然洪永之間賜㆔閩人於㆓其國㆒以㆓比歲往來朝貢㆒故賜㆓其善操ㇾ舟者㆒耳察度始使㆓其子侄及陪臣子弟入ㇾ于㆓大學㆒如㆓閩人子弟㆒家本在㆓內地㆒不㆕因肄㆔業於㆓其鄕先生㆒歸卽得ㇾ爲㆓通事㆒累陞㆓長史大夫㆒者往往不ㇾ絕㆓於今㆒其文彬彬可㆓以觀㆒者則察度之化遠矣

國無㆓文字㆒俗相傳云昔有㆓天人降㆒而敎ㇾ人以㆓文字㆒其體如㆓古篆㆒然

〔出㆓袋中所ㇾ錄云昔有㆓天人降㆒而敎ㇾ人以㆓文字㆒其地近ㇾ于㆓中城㆒厥後城開之人凶日起ㇾ宅天人又降召㆓問占者㆒以ㇾ不ㇾ告㆓其凶㆒對曰彼人不ㇾ問故不ㇾ告卽怒曰汝知㆓其凶㆒亦何不ㇾ告乃分㆓裂其書㆒而去唯存㆓其半㆒字猶百餘以占㆓凡事吉凶㆒甚驗蓋此占卜書也美嘗觀㆓于文字㆒其體如㆓古篆㆒古俗凡稱㆓天人㆒不

係此地之人也未知其爲何國字

中世以來始傳此間文字明初其王察度請以子侄及陪臣子弟入于大學成化間王尙眞以官生蔡賓等五人肄業南雍學既成而還卽爲通事累歷文職自是之後凡章表文移皆其所掌焉國中所用文字一如此間之俗亦有善於歌詞者

〔閩書曰陪臣子弟與凡民之秀則諸士大夫敎之以儲長史通事習華言入貢餘不慧者宗倭僧學蕃字而已間有學詩僅曉聲律偶對又世法錄云經籍無五經有四書以杜律虞註爲經觀其俗今皆不然讀書作字賦詩詠歌亦有可以觀者〕

凡學之法王親已下品官子弟皆入國學學有孔廟每春秋釋奠焉凡民子弟則皆學於鄕校云（俗間子弟皆自實語敎始庭訓式目等書次之醫卜方伎之術亦有所傳者而非其所長也云）

風俗第八

天下之俗古今不同風化之變若陰陽晝夜於萬物然時既變矣物不能不變也雖然萬物之生天地猶不能齊安知天下之俗有未始變者亦在乎其既變之間也哉我觀流求之俗若其因革則隋唐之際既無考據況於上世之事乎今試聞其方言有可以解者焉有不可以解者焉蓋其可以解者此間之語最爲不少而如漢語亦有十之一二焉若其不可以解者則彼古之遺言而已矣若彼方俗亦然中世之俗與此間同近世之俗略與漢同若其非此亦非彼者則彼古之遺俗而已矣因錄舊聞以爲風俗志

男女皆露髻男則斷髮結髻於古國史所謂切髮草裳其由來既久矣右厥名曰隻首相傳云上世之人皆戴頭角昔者有神崩厥左角後俗結髻以象乎古也漢人之裔結髻於中皆揷以金銀簪纏首用色布丈餘今之冠制始于比頭賤猶露髻而已衣則寬博廣袖腰束大帶足著草履通國之禮又手膜拜若見異邦之人則拜揖加儀凡卑幼路遇尊者結袖而掛肩卸履而跪地（俗曰公解袖結蓋義取其執役也）女則鬟髮如雲結爲高髻簪不加飾以墨黥手爲種々花卉狀（俗謂針衝猶言針刺也）上衣下裳其裳如裙而倍其幅摺細而制之長掩其足也上衣之外更用大衣廣袖者蒙之背上見人則以手下之而蔽其面（此間假髻出自琉球者最稱上品蓋以其髻鬟黑而長故也又蒙其背者此間婦女所用）

（蒙衣之制而已）貴家大族之妻出入則戴笠坐於馬上女僕三四從之婦女之俗幽閑貞淑不淫不妬若其妓娼頗事艶治大抵其地土瘠民貧勤儉質朴憂深思遠似有唐國之風者俗好聲樂皆弄三絃相傳以爲絃響能避蛇害農家挿秧穫禾乃携妓女鼓彼南畝絃歌鼓舞先終畝者妓女乃侑其觴其疆域雖小風氣或殊山南之人不患痘疹山北之人最爲驍健國無醫藥民不夭折壽至期頤亦往往有焉君臣民庶畏神尤甚葢上世以降厥民分散洲嶼各自有君長亦莫能相一唯有神降于其間爲威爲福禁民爲非是故擧俗敬神而神亦靈也其神稱謂君眞物神所憑之女稱謂君者三十三人皆酋長之女其長稱謂聞補君其餘所在神巫百千爲群神有時而降鼓舞歌謠以樂其神一唱百和其聲哀惋神喜則衆皆相慶焉神怒則衆無不懼焉又有靈蛇國人畏之如神

按使琉球錄及閩書云俗信鬼畏神神以婦人不經二夫者爲尸降則數著靈異能使愚民竦懼王及世子陪臣莫不稽首下拜國人凡謀不善神輙告王王就擒之惟其守護斯土是以國王敬之而國人畏之也尸婦名女君首從動至三五百人各頂草圏携樹枝有乘騎者有徒行者入王宮中以遊戲一唱百和音聲凄慘倏忽往來莫可蹤跡袋中所錄略相同而尤爲詳悉凡其神異鬼怪不可擧數而已甲午使人曰本國舊俗詳見袋中書百年以來民風大變神怪之事今則絶矣昔夏之世遠方國物貢金九牧鑄鼎象物百物而爲備使民知神姦葢其國絶遠僻在南荒山海異氣所生鬼神奇異之物亦何足怪焉且聞古之時國人無君臣上下之節好相攻擊諸島各爲部隊不相救助收取鬪死者共聚而食之若非有神作威作福於其間則民之無生亦既久矣方今之文命祇承乃聲敎而威福之權既有所歸其鬼亦不神耶抑不知使人自耻鬼俗其所言亦如此耶古俗或以其國爲鬼島如今其東北島名稱有鬼界葢謂其有神怪也又使琉球錄曰有蛇蝎亦螫人蛇則不爲害前使遣蛇怪之驚無是事也袋中以謂南中可畏之甚者毒蛇也昔有其王遣蛇害者又有神怒乃使毒蛇螫人者蛇類有七種美亦聞諸使人曰國有毒蛇明世冊封使遣蛇怪我俗亦傳之方言毒蛇曰八不其大者五六尺不常入人家按

毒蛇曰羽羽即是此間之古言也

又其國多有奉祀　天朝宗社之神者焉　伊勢大神祠自尙金福始　八幡大神祠自尙泰久始波上之社洋之社尸棄那之社　普天間之社末吉之社並皆奉祀熊野大神也其始不詳云蓋古之時　天朝使臣所至乃命其祀以爲國鎭也菅神祠自尙元之世久米島人林氏始又有天祀天巽等祠凡所在大樹大石祭以爲神不遑枚擧焉（事詳見袋中所錄者）國人又信浮圖之法其法唯有禪與密之二致耳圓覺天界二寺在都城南北殿宇壯麗亞於王宮達善相國報恩等皆禪寺也龍福天王安國普門潮音等皆密院也其餘寺院亦多（見使琉球錄及袋中所錄者）

食貨第九

隋書曰厥田良沃先以火燒而引水灌之持一鍤以石爲及長尺餘濶數寸而墾之土宜稻粱禾黍麻豆赤豆胡豆黑豆等國史曰（日本書紀）便稻常豐一藝兩收即今詢其土俗皆不然也使琉球錄曰厥田沙礫不肥饒是以五穀雖生而不見其繁碩也至於賦歛則寓古人井田之遺法但名義未詳備王及臣民各分土以爲祿食上下不交征有事則暫取諸民而不常也寰宇記曰無他奇貨故商賈不通閩書曰時時資潤于隣島之富者蓋皆得之矣但其使琉球錄以謂貿易唯用日本所鑄銅錢亦不然也是則古時其國所鑄如宋鵞眼錢者耳星槎勝覽曰俗好古畫銅器使琉球錄亦以謂古畫銅器非其所好其所好者唯鐵器綿布焉蓋其地不產鐵土不宜綿故民間炊爨多用螺殼紅女織紝唯事麻縷如欲以釜甑爨以鐵耕必易自王府而後用之否則犯禁而有罪陳氏所駁蓋據當時而言耳即今觀之盡皆不然也略記所聞以誌其食貨焉

諸島之地山谿崎嶇沃野鮮少蓋田沙礫瘠薄稼穡甚難氣候常煖年穀早熟而不見其繁碩也（粳稻六月乃熟薩摩州人所謂琉球米其穀品最下者）凡中山山北並多水田土宜粳稻山南地方多是陸田宜菽麥之屬即今其國稅額中山糧米七萬一千七百八拾七石山北糧米三萬二千八百二十八石七斗山南糧米一萬九千九十六石八斗零其餘租課亦准此（三山疆界見地理志）地無奇產商賈不通民貧而儉男女事耕織厥產多出蕉布禹貢卉服國史草裳蓋謂之也炎方蒸溽不見霜雪隆冬之日時有雨霰而已故凡華卉

之屬皆不凋枯取芭蕉生三年者辟纑成布最極纖巧麻苧次之南島所產閩書所謂南有太平出禾苧即此久米島產絲及綿閩書所謂西有古米出土綿亦此也（太平山見地理志方物曰太平布曰久米綿即此）通國貿易古時用海巴厥後國鑄銅錢用之既久散亡少餘唯今用穀布之屬若其與中國交易銀貨則此間所產矣

海巴貝也銅錢使琉球錄以謂薄小無文每十折一每貫折百殆如宋季之鵞眼綖貫錢者但其以爲日本所鑄卽非美背問福建人以琉球交易事例曰琉球交易上限船數不限銀額全貢用十餘萬折貢用五六萬以船小不堪多載也若用大船則福州港淺不能進矣所賣唐貨細則絲綢綾緞等物粗則紙藥材等物不能詳錄焉

凡百器制皆與此間同唯其甲冑兵及不甚堅利弓材用檿斷而弦之性急易折良者難得螺鈿諸器頗得我法民間炊爨多用螺殼蓋古俗也海產大螺貧家以代釜甑云凡飲食之饌造製清潔略與此間同使琉球錄以謂不知烹調和劑之味特不習此俗耳造釀之方酒醪醋醬及乾醬之屬亦皆如我制使琉球錄又謂酒以水漬米越宿婦人嚼以取汁曰米奇甚非也酒曰米奇即此間方言也唯其露酒方始傳自外國色味清而淡久之不壞能易醉人使琉球錄曰出自暹羅亦非也造法不與暹羅酒同蒸米和麴各有分劑不須水封釀而成以甑蒸取其滴露如泡盛之甕中密封七年而後用之首里所釀最稱上品

其俗名泡盛酒相傳云昔有外國人來曰國居南海瘴霧之中人必夭死因授以避毒方即露酒也薩摩州人之言曰天地生斯人方物各有所宜本兵戍于中山者三年一代之性不嗜酒者亦在彼中善飲露酒乃至十數鍾而不醉北歸比至大島不堪數鍾及歸不能下喉亦復如初凡布帛之屬溽暑生黴酒以露酒色卽鮮明亦是一奇

茶茗之品此間所產尤爲珍惜茶室茶具之式候湯立茶之法一皆傚我制閩書以謂厥土獨不宜茶茗即蓺之亦不蕃蓋其然也（其國相傳云茶法傳自此間使琉球錄以謂烹茶之法設古鼎於几上煎水將沸用茶末一匙於鍾以湯沃之以竹刷瀹之少頃奉飲其味甚清是則此間之俗所謂臺子式而已）甘蔗即蓺之首里地氷霜潔白不及南產亦是以供菓品國所製香品有香餅壽帶香竹心香龍涎香官香等頗爲奇絕

物產第十

隋書曰俗無文字望月虧盈以紀時節候草

榮枯以爲年歲蓋紀其上世之事也後之說者皆據而言者非也其國相傳云昔有天人降而敎文字其書頗雖放失而干支古字於今猶存紀年候時豈在草木榮枯也哉至於明世以來奉其正朔每歲頒曆一百本國亦造曆以授民時且其地僻在南荒之中氣候多煖不見霜雪海颶時作草木凋枯而已凡物產略與儋耳朱厓同其餘則不異此間也云因作物產志

大明會典云琉球貢物馬刀金銀酒海金銀紛匣瑪瑙象牙螺殼海巴櫂子扇泥金扇生紅銅錫生熟夏布牛皮降香木香速香丁香檀香黃熟香蘇木 烏木胡椒 琉黃磨刀石若其馬及螺殼海巴夏布牛皮 烏木琉黃磨刀石則其國所產而已其餘則所與此間及諸國交易也穀則稻秫稷麥菽蔬則瓜茄薑蒜葱韭之屬皆有焉亦有蕃藷可以代穀而食此間俗曰琉球藷即此海棠可啖亦多果則龍荔蕉子甘蔗石榴橘柹但無梅杏桃李之類近時有梅移自此間者唯著花而不結子草則山丹佛笑風蘭月桔名護菊粟菊盛花澤藤等品不少近藝烟草葉細而長木則赤木其性堅緻紫紅色而有白理蓋櫚木之類本朝式所謂南島所出赤木即此（俗曰加之木）黑木即會典所謂烏木也、蘇鐵即琉球錄所謂鳳尾蕉其野生則不如栽在園庭者榆（俗曰加津末留）木犀（俗曰幾伊八）何檀福木（曰宸已曰也頁不曰末禰並皆其俗所稱未詳）隋書所謂鬪樓樹使琉球錄以謂土產無其樹即今國人亦謂不詳（隋書曰鬪樓樹加橘而葉密條纖如髮然下垂又云織鬪樓皮以爲衣）禽鳥則綾鳩黑鶉鶉亦有異色者（俗名三乃宇津頁茲謂其毛文有三色也、）蝙蝠產于八重山者其形極大（俗名八重山蝙蝠）其餘有烏鵜麻雀野雉野梟之屬但無鶴及鶬鷄而鴻鴈不來秋月之候鷹隼及小雀自南來者多畜獸則烏牛即水犬豕麋鹿之屬皆無不有者而無虎豹犀象亦產異牛貓蟲豸則蛇蝎之屬最多毒蛇凡七種蝎亦能螫人其有在于壁間聲噪如雀者春夏之交有赤卒自南來亦多鱗介則海出白魚亦名海馬馬首魚身皮厚而靑其肉如鹿人常啖之馬鮫龍蝦之類亦皆有之棘鬣其色不紅而味亦不佳鯨魚每出沒洲嶼之間而莫敢捕者蛟龍時時自海中起而能致風雨俗謂之風待也螺蛤之屬多奇品貝子即會典所謂海巴螺殼大者可以代釜甑云

南島志卷下終

明治三十九年一月二十日印刷
明治三十九年一月二十五日發行

非賣品

編輯兼校訂者　今泉定介
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

發行者　吉川半七
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印刷者　本間季男
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印刷所　東京活版株式會社

明治三十九年一月二十五日發行
明治三十九年一月二十日印刷

非賣品